Wason
DS701
S575
v. 91

2
1.13

CORNELL
UNIVERSITY
LIBRARY

THE
CHARLES WILLIAM WASON
COLLECTION ON CHINA
AND THE CHINESE

CORNELL UNIVERSITY LIBRARY
3 1924 082 071 493

支那

第九卷第一號

V. 9, no. 1-12
1918

目要

支那利權と日米提携
支那最近事業界の實狀と企業收益の研究
日本の對支政策と日支關係

東亞同文會調查編纂部

支店出張所

臺灣
基隆　臺中　嘉義　臺南
打狗　宜蘭　淡水　新竹
阿緱　臺東　花蓮港　澎湖島
內地
神戸　大阪　橫濱　東京

株式會社
臺灣銀行
(臺北)

支店出張所

支那
上海　九江　漢口　福州
厦門　汕頭　香港　廣東
南洋
新嘉坡　スラバヤ　スマラン　孟買
歐米
倫敦　紐育

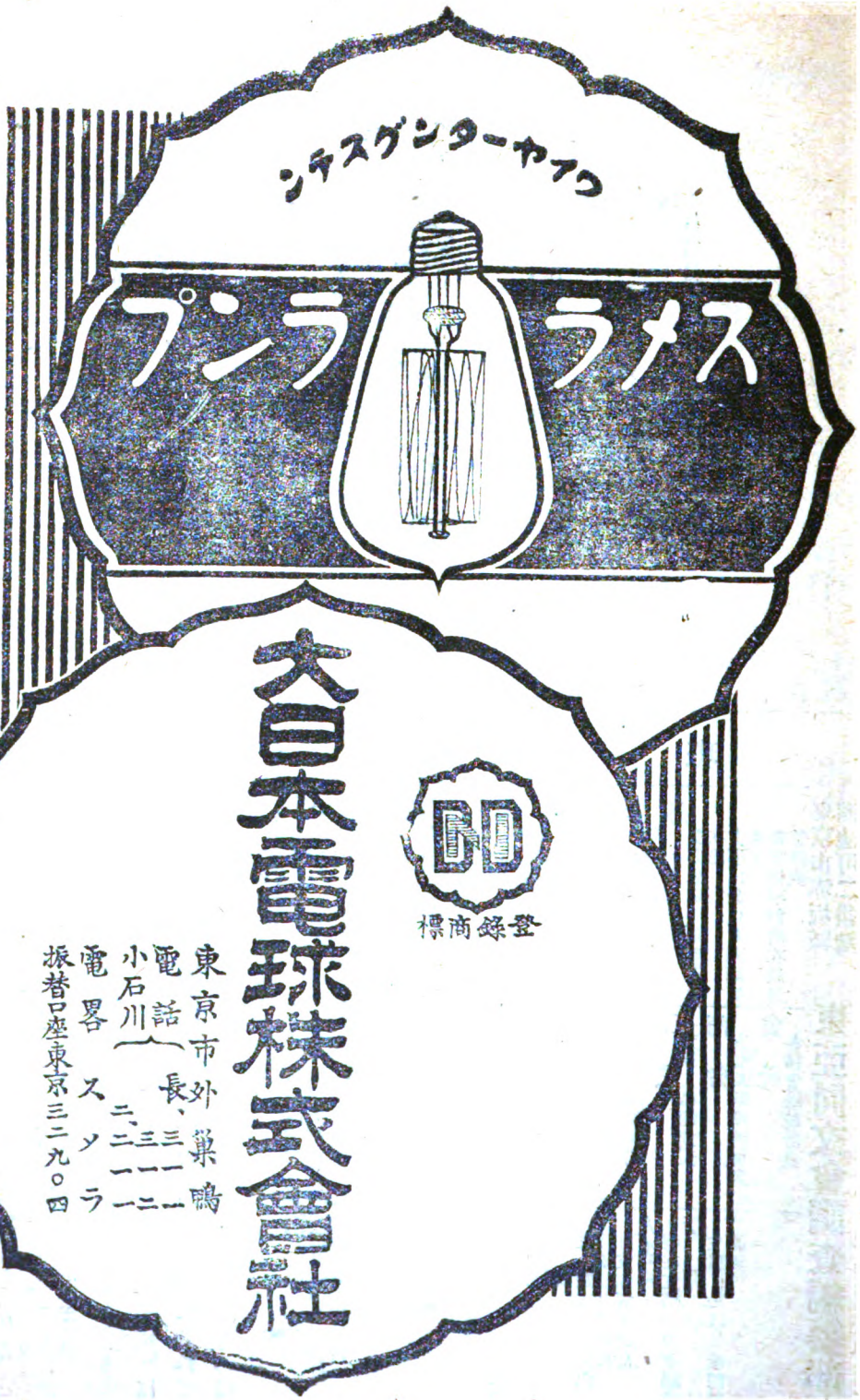
タングステンヤマト
マツダランプ
日本電球株式會社
東京市外巣鴨
電話 長、三一一一
小石川 二、二一一一
電略 スメラ
振替口座東京三二九〇四
登録商標

營業品概要

精工舍時計
歐米時計類
各種双眼鏡
測量諸器械
金銀美術品
紀念盃徽章
ダイヤモンド
寶石指環類

東京銀座四丁目
服部時計店

電話京橋(代)一三〇〇
一三二〇〇二
八〇三〇

第二回

賜天覽

支那年鑑

定價金五圓 背皮總クロース金文字函入 總紙數千二百頁 四六倍版 內地送料二十錢 支那五十錢

廣漠雜然たる支那の綜合觀、鳥瞰をなすに足るべきものは、絶に「支那年鑑」ある而已。今や「第二回支那年鑑」は支那民國成立以來の嶄新精細なる各般の材料に滿たされて市に出てたり。苟くも支那の事情を知らんと欲するものは速に之を本書に就て求めよ。

內容一斑

面積
人口　在留日本人詳細統計 在支日本實業者調査 支那傭聘本邦人調査

政體　民國政立より袁の逝去國會約法の復活に至る

政治　中央部、地方部、蒙藏部官制

財政　光緒以來民國五年に至る財政狀態

公債　外債、內債、短期借款

外交　支那公使館領事官所在地 支那に於ける列國領事館 帝國領事館所在地及管轄表

農業　各省農田耕地面積表 各省農作物收穫高表

鑛業　支那各省鑛山所在地表 鑛山關係各種統計

工業　支那工場調査表

商會　支那及外洋商會表

會社　各種會社統計表

支那關係條約　支那關係國協約與、支那に關する列國間協約表

陸軍　新軍、軍隊組織表、兵力一覽表、配備表、八旗巡防其他支那駐屯

海軍　軍艦名表

鐵道　鐵道關係各種統計 支那各鐵道狀況

水運　水路表 汽船及航路表

郵便電信　支那郵便電信

銀行　支那銀行明細表 支那に於ける外國銀行

保險　支那關市場一覽表

貿易　外國貿易諸統計 日支間貿易統計

新聞　支那に於ける新聞紙調査

人名錄　現在支那有力者調査

東京市赤坂區溜池町二番地　東亞同文會調査編纂部　發行

電話新橋一二五五番、二二一七番、振替東京九七三〇

目次

大正七年一月一日發行「支那」第九卷第一號

支那の利權と日米提携……一―一四

最近の支那事業界……五一―五四

――各種企業の收益――

銀行業　紡織業

鑛山業　海運造船業

保險業　水道電氣瓦斯事業

製造工業　土地建物業

商業

支那に於ける投資利益……五五―五八

日本の對支政策と日支關係……五九―七〇

會報……一―六

東亞同文會秋季大會

上海記者團招待會

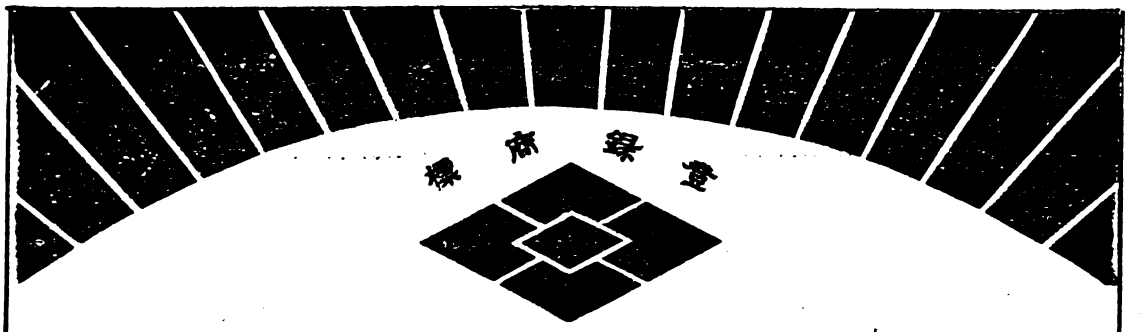

謹賀新年

旭硝子株式會社

東京市丸之内

謹賀新年

東京市麹町區内幸町一ノ六
東亞貿易公司
北田正平

同 長春支店
植松悌吉

同哈爾賓支店
谷口清

同鄭家屯支店
辻忠治

大正七年一月一日

第九卷　第一號

支那利權と日米提携

一

歐洲大戰、列强の勢力均衡を破壞したれば、戰後國際關係に異常の變化を來すべく、其支那に對し、亦局面を一新すべきこと、三尺の童子と雖とも已に熟知する所たらずんばあらざるなり。謂ふに歐洲戰前に於ける支那利權の競爭は、主として英國財團と露佛白財團の間に行はれ、獨逸は其間に介在して遺利を拾ひ、日米兩國の如きは往々閑却せられたる傾きありたり。米國は十八世紀に於て、既に支那に貿易を開き、十九世紀の前半に、多數の宣教師深く支那內地に入り、布教を試み、兒童の教育を爲し、一八七一年よりは、更らに支那留學生の教育を引受け、深く支那官民の信賴を得たるも、列强の如く利權の獲得に熱心ならず、其比律賓を占領し、タフト氏大統領たるに及び、政策を一變し、モルガン、シンジケートの利權獲得運動稍々觀るべきものありたるも、日露兩國の勢力範圍を侵せる

が爲め、兩國に一蹴せられ、一九〇五年には折角獲得したる粵漢鐵道利權を拋棄し一九一二年には六國財團を脫退したるに依り最近に至るまで、川漢鐵道の一部工事を引受けたるの外、一個の利權だも有すること能はざりき。又日本は日露戰爭以後、政治上支那に於て漸次優越の地位を占むるに至りたるも、國內資本缺乏せるが爲め、露國より南滿洲に於ける利權を讓受け、漢冶萍煤鐵鑛廠公司に對する借款權を獲得したるものを除き、殆んど觀るべき利權を有せざりき、されど歐洲戰爭勃發せし爲め、英佛露獨の諸國は戰鬪に沒頭し、支那を顧みるの遑なく、媾和後と雖、恐らく善後策に汲々として、投資すべき餘力を有せざるべければ、戰爭に依り鉅億の富を積める日米兩國が、彼等に代はり利權角逐場裏の覇者たるに至ることなるべし。

二

日本は日英同盟の大義に仗り、獨逸に宣戰し、其東洋の策源地たる青島を陷れ、獨逸の山東に關し有する一切の權利を繼承することゝなりたれば、其有利なる復た喋々を待たざるべし。加ふるに、武器軍需品を始め各種の貨物を聯合國其他に供給せしが爲め、未曾有の輸出超過を來たし、露國丈にても二億數千萬圓の債券の募集に應ぜしに拘らず正貨準備額十億を超へ、大正六年度に於ける輸出超過十億なりとのことなれば、今後正貨準備額の劇增すべきこと亦疑を容れず、從前政府の熱心なる勸告を斥け、支那に投資することを肯せざりし資本家が、對支投資を競ひ、大小各種の借款漸次成立するに及べり、殊に米國は歐洲戰爭に依り、想像すべからざる資本を蓄積し、一九一七年四月米國政府が一百億圓の公債募集を爲せるの際、通貨監督官の發表せる所を見るに「米國に於て本公債に對し、二百圓より二億圓までの應募を爲し得べき個人及會社は、一千萬以上に達す、若し各人をして其所有せる資產の五分を應募せしめんには、本公債募集高の六倍（六百億圓）に達すべし」と從つて、歐洲戰爭終局し、其歐洲方面に對する放資劇減せんか、支那方面に向ひ鉅額の放資を試むべきこと疑ひなし、從つて、今後の問題は、兩國が如何に競爭し、其勝利就れの手に歸するやと云ふにあらずんばあらざるなり。

三

米國の對支放資は戰後を待つまでもなく、業既に實行せられつゝあるなり。一九一五年即ち歐洲戰爭勃發し、該方面に對する放資行はるゝに至りし際、彼等は近き將來に於て、歐洲諸國が國際企業の爲め出資すること能はず、國際

企業に充つべき資本は、其種類の如何を問はず、必ず米國に仰ぐべきものなりと見越し、米國々際企業會社なるものを組織し、資本金を一億圓とし、其半額を拂込み、世界各國殊に支那放資の機關たらしめ、花旗銀行、シームスカレー商會等を利用し、對支借款運動を試み、支那債券の引受を始めとし、山東江蘇運河浚渫借款、周家口襄陽漢中鐵道借款等、各種の利權を獲得したり。數年來の懸案たる米支汽船會社及銀行等が、早晩其手に依り解決せらるべく、支那に於て最も有望なりと稱せらるゝ鑛山業、殊に製鐵業も亦彼等の手により經營せらるゝことなるべし。加ふるに、歐洲諸國が戰前支那と契約せる各種の鐵道及實業借款の未拂額六億圓內外は、恐らく全部自ら拂込を濟ますこと能はず、米資を融通せざるを得ざるべければ、旁米國は歐洲諸國に代はり、唯一の對支投資者となり、我邦を凌駕することを得べきに似たり。

四

米國は資本に凡て我邦を凌駕するものあるは爭ふべからざる點なるも、我邦が支那に對し地位上軍事上政治上優越なる地位を占め居れば、歐洲戰前と雖も、我邦を閑却し支那に雄飛せんこと必ずしも容易にあらず、大戰發生後、我邦の地位俄かに昂進したるものなれば、支那に於て何等の根據を有せざる米國が、我邦の諒解を經ずして、擅に支那に活躍せんこと、非常に困難なりと謂はざるべからず。從來米國人は動もすれば我邦を輕視し、他國の勢力範圍を避けて我勢力範圍を侵すの傾きあり、支那も亦米國を以て我邦を制せんと欲し、成るべく米國を誘引したり。即ち米國は滿洲鐵道の中立を提唱し、尋で錦愛鐵道敷設を計畫し、更に滿洲企業借款を締結し滿洲及東部內蒙古に割込まんとしたり。偶々日露兩國の猛烈なる反對に遇ひ失敗したるに依り、方向を轉換し、福建に着目するに至りたり。清末袁氏外交の衝に當りし際、唐氏を派遣し米支同盟を協商せしめ、其條件の一として、福建三都澳を米國の海軍根據地とならしめんと企てたり。該協商は袁氏の失脚に依り、一旦中止したるも、其政策は當局の繼承する所と爲り、貝勒戴洵米國に赴き、復た該問題を提議し、遂にベスレヘム製鋼會社と、三都澳軍港建設軍艦製造を目的とする四千萬圓の借款契約を締結したるも、武漢革命亂勃發せし爲め、之を實施するに至らざりき。而も袁氏が大總統の職に就くや、乍ち該議を復活し、大正三年該會社代表者ジョンソン氏は北京に會合し、改めて三都澳軍港建設借款馬尾船渠築造借款契約を締結したるも、種々なる事情あり、立消と爲りたり、

斯の如く支那政府に利用せられ、日本の勢力範圍を侵し、利權を獲得せんとする計畫は、悉く失敗し、十數年の久しき、未だ一哩の鐵道一片の鑛山だも手にすること能はざるに依り、米國々際企業協會の副社長たるストレート氏等は、日本の意思に反し、對支企業を經營するの不利否寧ろ不可能なることを悟り、數々日米經濟提携を提唱したり。昨年米國財界の大立物たるゲーリー氏が、日支兩國を視察し歸國するや否や、ストレート氏と同一の意見を極力主張せしより、日米經濟提携の論、所在に起るに及べり。抑も支那の富源大なれば、歐洲諸國の對支事業を手控ゆる際、日米兩國互に相侵すことなく、利權を扶植し得べき餘地なきにあらざれば、故らに競爭するの必要なく、互に提携すれば支那財界を左右し、俱に共に利權を博し得べきは、之を英佛シンヂケートの例に照らして明なり。最近日米協約新に締結せられ、運河竣渠借款を共同に引受くることゝなりたれば、日米經濟提携の近く成立すべきは信じて疑ひなかるべし。日米兩國は支那領土保全を以て國是と爲し、門戸開放主義を標榜するものなれば、兩國の提携は、東亞大局維持に貢獻する所少なからざるべし。

五

歐洲戰爭前、列强の支那に於て獲得したる鐵道利權一萬五千八百餘哩に達し、支那を東西に橫斷し、南北に縱貫する四條の大幹線を始め、重要なる諸線路は殆んど列强の手に落ち、其所謂勢力範圍內には、皆適切なる線路を配置し、復た他國の鼾睡を容れず、而して歐洲戰爭にして勃發する事なく、列强が依然として鐵道利權を獲得し、其勢力發展に努めしならんには、支那の前途測るべからざるものありしなり。歐洲戰爭發生し、列强の勢力均衡破壞せられ日米兩國之に代はり、互に提携し對支經濟經營に從事することゝなるべければ、兩國の主義主張たる領土保全門戸開放なるもの、大に尊重せらるゝことゝなるべし。之が爲め彼の所謂勢力範圍政策なるもの次第に消滅し、支那政府が列强に賦與したる鐵道利權を、條約の正文に違ひ、一定年限の後、又は一定條件の下に之を回收し得べく、如何に巨額に達する鐵道借款も、經濟的線路ならんには、之が敷設に依り產業交易の發達を促がし、其增殖せる國富を以て、借款元利を返濟すること容易にして、米國及濠洲が、歐洲資本を用ひたると同一なるべきなり。然れ共、支那にして國交を誤まり、內訌を絕たず、自ら國家を支持する能はざることを世界に示すことあらんか、例令我邦が支那領土保全に眷々し、米國が我同盟國たる英國と共に熱心我邦に賛助することあらんも、之を救濟せんこと容易にあらざるべし。

最近の支那事業界

——各種企業の收益——

緒論

支那は現に世界に於ける未開の豐庫とせられ、企業家は此に於て頻に各般の事業を經營せんと欲し、貿易業者は競うて此地に商圈を擴張せんとし、世界の列强孰れも支那に注目せざるものなし、而して一方支那自身も近年諸般の事物發展しつゝあり、支那人自ら各種事業を經營するもの益多からんとす。

之れを以て近來支那各地に於て、支那人若しくは外國人に依りて企てらるゝ事業次第に多く、殊に現大戰役後は其趨勢益著しかるべきが現に起りつゝある各種事業界の實狀は如何なるべきか。

抑も事業其ものゝ性質として、同じく有利なるべき事業にして、經營の方法の宜を得ざるが爲めに、或は又經理其人を得ざるが爲に一は成功せるに反して一は失敗するものあり、其外種々の異る事情は異る結果を生ずべきを以て、之れを一概に論斷し、其間に一の貫流せる事實若しくば結果を求むるは困難なるべし、然しながら相異る事情の下に生せる結果、種類を異にせる事實の間にありても、慧眼なる識者は其間に或は共通の原理を發見し、或は又參考に値すべき何ものかを見出す事を得べく、依つて以て現に事業を經營しつゝあるもの及將來事業を企てんとするものに對して稗益する處尠少ならざるべきを信ず。

曾て外人の支那を見るや黃金濫るゝ富國となし、人多くは支那は資本に富むも技術家無きが爲に事業起らざるなり故に外人の技術と支那人の資本とを結合して、支那に事業を起さんと企つるものあり、又支那人は富有なるを以て此に通商をなさば利益莫大なるべしとして支那貿易に從事したるものあり然かも事實は之れに反し、支那は決して資本豐富ならざるのみならず、却つて資本甚だ缺乏し、又人民は決して購買力に富まず、爲に巨利を夢みて支那に事業を

經營し、又は支那貿易を企てたるものは多く豫期に反する結果を見るの外無かりき。

然るに近來外人は漸く支那の眞情を明かにし、又支那も泰西又は日本の文物を輸入して諸般の革進と發展とを企てたるが爲に、支那に於て事業を經營し、及び貿易に從事するものも昔日の如き夢想を抱かざると共に、又相當の利益を擧げ得るに至れるが、之れより支那に於ける事業は漸く健實なる發達を遂ぐるを得るに至るべきか。

只此際特に憂ふべきは支那政治上の不安にして、政治上の不安は直に貿易の不振を來し、事業界の衰運を招く事後に掲ぐる諸會社の事業報告中に說く處の如し、支那が近年の如く內亂相次ぎ國民其堵に安んずる能はずして、爲に累を事業界に及ぼすは、實に吾人の堪え難しとする處なり支那の秩序の速に恢復し、國內の統一を得て通商貿易の發達各種事業の振興を望み得ん事は、吾人の切に祈りて止まざる處なり。

次に最近に於ける支那に於ける各種事業の成績を擧げて以て支那事業界の情況を知るの一助となさんとす、然かも畢竟これ一助のみ吾人の前に述べたるか如く同じく同一事業なりと雖も其經營者により其方法により當然異る結果を生ずべきを以て、直に之れを以て各種事業界の事情を悉せるものとなす能はざるは元よりなり、然れども一斑も以て全彪を察すべく、一葦も以て流水を卜すべし、豈多少の裨補なしとせざらんや。

銀行業

交通銀行

交通銀行株主總會は一九一六年五月二十八日、北京に於て開催せられ、同行頭取梁士詒、交通總長曹汝霖、財政總長周自齊等の出席ありたるが、頭取梁士詒氏は一九一五年度同行營業成績に關して大要左の如き報告をなせり。

(イ)純益增加　民國四年度(一九一五年)の純益は二百餘萬兩に達し、三年度に比して四十餘萬兩の增加を示したり、就中爲替收益其大半を占めたり、貸付金利息亦三年度に比し增加したり。

(ロ)株主配當額增加　三年度は重役會議を經て定率配當以外に三分の普通配當をなしたるが、四年度は更に純益多かりしを以て、重役會議を經て、積立金を純益の二割五分とし、定率配當六步、普通配當六步、(即ち株主配當一割二步となる)の配當をなす事とせり。

(ハ)支店及代理店の增設　四年に入り四川省重慶に支店を新設し、又爲替取扱所十一個所を設けたり、山東省龍口、安徽省安慶、宣城、合肥、運漕、東三省錦縣、掏鹿、遼源熱河、特別行政區域內の新集、赤峰、灤縣(爲灤平縣)なり

(ニ)帳簿整理　各本支店代理店等を督して、舊債權債務の整理を爲さしめたるが、舊帳簿の上に現れたるものにして已に整理したる數收支合せて二百二十餘萬兩にして、決濟の期遠からざるべし、尙兌換停止の際目前の急務として次

の諸項を採用するに決せり。

（一）紙幣價格の維持　（二）商人の營業を援助す　（三）爲替料免除　（四）預金利子引上　（五）兌換所（紙幣を銅貨に兌換する）增設　（五）兌換所（紙幣を銅貨に兌換する）增設

次に同行一九一五年度の（民國四年度）決算報告を左に示す（兩以下略）

資產負債表

資產之部

	庫平足銀兩
現金在高	一〇、〇〇〇、〇〇〇
諸銀行當座預金	一三、四〇六、五〇五
當座貸越金割引手形及立替金等	三四、〇八二、八八一
兌換準備金	一、五五三、九八三
買入爲替手形	二四、八六三、一一〇
未收入利息	一、〇〇六、三五七
營業什器償却	二六五、五七八
合計	三〇〇、〇〇〇
	三〇〇、〇〇〇
	一、一一九、九三七
	一、一〇六、三三〇
	三六〇、四一四
	五四〇、九六七
	八八、九〇六、〇六七

負債之部

未拂込資本	五、〇〇〇、〇〇〇
貸付金	一四、〇〇〇、五九六
銷爲替手形	一、四〇六、二七三
其他貸出金	八〇四、八七六
公積資本	一五、二五六、五四三
定期預金	一九、一八八、四四九
當座預金	一五、〇七〇、七〇六
諸種預金	一五、八一三、三五三
紙幣發行高	一、二九八、六九〇
支拂爲替手形	三四三、六四三
未拂利息	二二、九三三
定率配當	八八、九〇六、〇六七
普通同	
積立金	
次期繰越金	
手當及賞與	
本期純益金	
合計	

損益計算表

收入之部

貸付金利息	一、一五九、七七五
爲替賣買益	一、五六四、九六九
手數料	六二、〇一一
合計	二、七八六、七五六

支出之部

俸給	二〇七、八八三
諸賄料	九〇、五三六
通信料及筆墨費	五六、一一六
借家賃及保險料	三五、四五八
營業什器償却	二一、八三〇
紙幣印刷費	七五、六三一
諸雜費	二二八、九五四
總管理所經費	五五、六五六
辯護師手當	一二、八四五
定率配當	三〇〇、〇〇〇
普通同	三〇〇、〇〇〇
積立金	五〇〇、四六〇
手當及賞與金	三六〇、四一四
純益金	五四〇、九六七
合計	二、七八六、七五六

滙源銀行
(Cathay Trust Ltd.)

滙源銀行株主年次總會は一九一六年五月十六日上海本店に於て開催せられ、出席株主の株數十三萬七千四百株に達せり、今當日議長が爲せる說明により一九一六年四月三十日を以て終る、同行一九一五年度の營業成績の大略を示せば左の如し。

バランスシートに於ける資本勘定及配當積立金勘定は、共に前年度末と同樣なり、當座預金及其他勘定の項目は、前年よりも約二十四萬八千兩の減退を示せり、臨時費其他の準備額に關しては、前年總會に於て議長が同行株相場は同年を通じて、騰貴を見るやも圖られずと報告せるが該豫言は實現し、爲めに多大の臨時負債の淸算をなし、此の結果同行の基礎は頗る强固となり、重役側にては今回本勘定に準備せる額は、以て總ての臨時負債に應ずるに充分にして、今後會社利益を本勘定に控除する必要なかるべしとの意見なりと云ふ、貸借計算の資產の部に於ける會社の投資勘定は目下二、〇〇〇、一一一兩七九に達し、前年度に比し六八七、四二三兩五六の增加を示せり、而して擔保に對する借款は前年度に比し六八六、〇五一兩一八の減少なり、即ち借款の償還より受けたる、右資金は會社の投資勘定を增加せしめたるを見るべし、會社の投資に關しては、其通相場と同樣なる實際市價は、決算報告に示したる帳面價格より遙かに多きを示し居れり。

翻て損益計算に就て見るに同年度の營業は甚だ滿足なるものにして、利益尻四四一、六七二兩二四を示せり、積立金の基礎は益々强固にして、將來も出來得る限り會社利益を之に加へ、只管其充實に努むる方針なりと云ふ、而して本期配當を左の如く決議せり。

優先株　年六分（三志一片二分の一換算にて一株に付〇兩三四五六）

通常株　一株に付〇兩二〇

香港上海銀行

一九一七年二月廿四日香港に於て開催せられたる香上銀行總會の席上に於て、述べたる議長の說明により、千九百十六年度の該銀行營業の大要を見るに次の如し

同年の營業は頗る滿足なるものにして、各支店出張所孰れも好成績を示せり、同年の純益は一九一五年度よりの繰越三、〇二七、二一九弗八九を合して一〇、一六五、六六五弗一六に達し、之より一九一六年八月支拂の上半期配當一株に付二磅三志即ち

二五八、〇〇〇磅2/11s換にて　二、四六四、四七七弗六一

重役への報酬　三〇、〇〇〇・〇〇

を控除したる殘額七、六七一、一八七弗五五を左の如く處分せり

下半期配當一株に付二磅三志、特別配當同十志、所得稅を差引て同年の配當五十七萬六千磅、又は一株に付四磅十六志となる。

銀準備資金　五〇〇、〇〇〇・〇〇

銀行敷地勘定　七五〇、〇〇〇・〇〇
證券償却準備　六〇〇、〇〇〇・〇〇
次年度へ繰越　三、一六六、六七八・八五

即ち次年度繰越は前年度に比し、十三萬九千弗多し

銀行構地勘定に七十五萬弗の準備をなしたるに見るも其基礎の强固なるを知り得可し、目下カルカッタ及漢口に於て家屋の建築中なるが、其他數ケ所に於ても銀行業務一般に增加し、早晩改築の必要あり多額の經費を要すべしと云ふ。

銀準備―五十萬弗の銀準備をなせるは、歐戰發生以來最初のものに屬し、將來積立金は必ず急激なる增加をなすべし、銀行の投資に關しては、勘定に於て六十萬弗を控除し既に利益中より準備せるものと合して、其有價證券額を同年末建相場以下に書下げて、尙餘りありと雖も、常に額面價に立つ英國戰時公債以外の證券にして、第一位にある有價證券の如きものさへ、前途の價格に關して、豫想し能はざるものなれば、斯く萬全の策を講じ置くは頗る時宜に適したるものなり。

上海商業儲蓄銀行

上海商業儲蓄銀行の一九一七年一月一日より六月三十日に至る一九一七年上半期の營業利益は二三、六三七弗にして、當期の損益計算書及貸借表を示せば左の如し。

損益計算書

支出之部	
總營業費	一八、五九〇・七七
監査役俸給	三四四・八三
家具及附屬品減價償却	三五二・二八
無錫支店開業費	一、一六四・四五
六ケ月間利益尻	二三、六三七・三七
計	四四、〇八九・七〇
收入之部	
利息	三五、六九五・九三
爲替、口錢、其他	八、三九三・七七
計	四四、〇八九・七〇

貸借對照表

貸債之部	
資本金	三〇〇、〇〇〇・〇〇
積立金	六、〇〇〇・〇〇
爲替準備金	四、〇〇〇・〇〇
當座勘定	九五八、四二三・四九
定期預金	五九八、九〇九・八四
コール預金	三八、七二四・三一
貯蓄	一、五九六、〇五七・六四
未拂銀行手形	七二、〇三一・一〇
發行爲替手形	四一、〇八一・九四
支拂　同	三、五五一・七二
利子假勘定其他	八、五三六・〇〇
未拂配當	三、六二二・九五
損益計算	四二〇・〇〇
前期より繰越	二四、七五九・二三
養成學校費	五〇〇・〇〇
社員賞與	四、五〇〇・〇〇

積立金	五、〇〇〇・〇〇
爲替準備	二、〇〇〇・〇〇
二十萬弗に對する二割五毛の後期配當（年五分）	五、〇〇〇・〇〇
同　二分五厘の特別配當（年三分となる）	五、〇〇〇・〇〇
計	二二、〇〇〇・〇〇
差引	二、七五九・二三
下半期利益	二三、六三七・三七
合　計	二六、三九六・六〇

資　産　之　部

手許現金有高	三四八、八二七・九五
銀行　同	三五四、五四九・四二
投資	七〇三、三七七・三七
借越當座勘定	二三、七〇六・四二
擔保附借越當座勘定	一、八六、七〇二・七六
定期借入金	六三八、六四六・五二
コール借金	一四七、五二〇・八六
聯合借入金	四〇、九四三・二六
割引手形	八二七、一一〇・六四
荷爲替手形	七、二九六・五五
受入手形	一一、一五二・八七
銀行組合積金資金	一一、二八二・三二
雜貸借	五、四三一・七二
家具及備品	二、一一二・〇九
準備資	六、四六〇・〇〇
合　計	五、〇〇〇・〇〇
	二、〇六一、六九七・九五

麥加利銀行

(Chartered Bank of India Australia and China.)

上海に支店を有する麥加利銀行第六十三回株主總會は一九一七年四月四日、倫敦イースト、センター、ピショップスゲート三十八番なる其本店に開催せられたるが、今其決算報告に據り同銀行一九一六年（十二月三十一日を以て終る）の營業成績を見るに左の如し。

同年の純益は總ての貸倒れ勘定の準備をなし、更に前年度よりの繰越一三〇、二〇五磅十二志四片を合して五一一、四六五磅一〇志二片に上り、其內一割四分（年）の割合にて上半期配當八萬四千磅を九月に支拂ひたるものを控除したる殘利四二七、四六五磅一〇志二片に對し、後期配當年一割四分、一株に付特別配當十二志、合計全年に對し年一割七分の配當（所得稅無し）を爲せり、其他十萬磅を積立金に加へたるが、之にて積立金は一百九十萬磅となれり、老朽退役軍人資金に二萬磅、建物勘定に三萬磅を用意し、其殘額一五七、四六五磅一〇志二片は之を次年に繰越したり。

同年は全年を通じて大戰の裡に經過したるのみならず、戰爭に因る諸般の變調は愈々甚しきものあり、聯合國の必要に應ずる軍需品及食糧品購入の不平均なる經費、海陸に於て敵軍より受けたる損害及商業の打擊は實に著しきものあり、又眼前直接の打擊としては勞力の不足、船腹の缺乏、物價の昂騰、政府の戰時規定等何れも貿易行爲の影響を及ぼせり、更に東洋爲替銀行業側に於ても、亦幾多困難に遭遇せるは謂ふ迄も無きことにして、之等障害中に在りて尙斯る營業を爲し得たるは、全く好成績と謂ふ可きなり、而して該銀行社員中出征せるもの、百五十五名の多きに達

し、爲めに業務上尠なからざる不便を感じたりと云ふ、其營業決算表次の如し。

資產及負債勘定

（一九一六年十二月三十一日現在）

資產之部

拂込資本金（株數六〇、〇〇〇株一株二十磅宛）	一、二〇〇、〇〇〇磅
積立金	一、八〇〇、〇〇〇
流通手形	一、〇一九、〇六八
當座及其他勘定（貸倒及臨時缺損準備を含む）	一四、四六三、三一七
定期預金	八、二四〇、七七八
支拂手形	
要求拂爲替手形及本店並に支店に於ける一覽手形	三、二一六、七八二
有價證券に對する借款及外國銀行に於ける爲替手形	二〇五、八七九
得意先に對する引受手形	三、四二二、六六一
擔保付貸付金	九三〇、一三八
代理店及通信者支拂	九五三、三三三
雜資產（再割引を含む）	一二、一一六
損益勘定	九二一、六九一
	四二七、四六五
計	三三、三九〇、八四一

負債之部

爲替再割引手形に於ける負債	
六、二九四、七九二磅十六志六片	
內五、六八五、三五九磅七志八片は	
一九一七年三月十九日決濟	
手形及電信送り賣買先物契約	
爲替の未決濟其他一二、一二八、八一二磅十四志八片	
本支店手許現金	五、六四〇、八九一
手許及輸送中の金	二七八、八一五
政府及其他有價證券	三、一八四、三〇七
發行手形及政府預金に對する持高	八六四、〇〇〇
爲替手形（大藏證券一、二六九、〇〇〇磅を含む）	一二、〇六九、〇九二
割引及貸付金	九、六〇一、二七七
顧客の引受手形	九三〇、一三八
代理店及通信者より支拂	一三二、三二九
雜資產（爲替勘定を含む）	一三九、七二五
本店及支店の建物及家具	五五〇、二六三
計	三三、三九〇、八四一

損益計算書

支出之部

上半期配當（自一月至六月）	八四、〇〇〇磅
利益處分	
下半期配當（年一四%）	八四、〇〇〇磅
一株に付一二志特別配當	三六、〇〇〇
積立金	一〇〇、〇〇〇
老朽退役士官資金	二〇、〇〇〇
銀行建物	三〇、〇〇〇
次年度へ繰越	一五七、四六五
計	四二七、四六五

收入之部

一九一五年十二月三十一日現在バランス	五一一、四六五
內金引くこと	三九九、二〇五
同年下半期配當	八四、〇〇〇
有價證券減價準備	一六〇、〇〇〇
銀行建物準備	二五、〇〇〇
計	二六九、〇〇〇
一九一六年純利益（貸倒準備、臨時過剩利益	一三〇、二〇五

稅社員手當等を控除し）　八二八、六七四
之より本店及支店の營業費四四七、四一四を控除せる殘り
　三八一、二五九　　五一一、四六五

有利銀行
（Mercantile Bank of India, Ltd.）

上海に支店を有する有利銀行、第二十四回株主年次總會は一九一七年四月十三日、倫敦イースト、センター、オールド、ブロード、ストリートなるウヰンチエスター、ハウスに於て開催せられたり、該銀行は一八九二年倫敦に於て創立せられ、同年十二月二日登記を了せるものにして孟買、カルカッタ、ハウラー、デーリマドラス、カラチ、蘭貫、古倫母、カンデイーゲール、新嘉坡、彼南、コタバール、クアララムプア、バタビヤ、香港、ポートルイス、マウリチウス等に支店を有し、東洋方面に於ける有數の英國銀行たるは世人の周知する所なり、今該銀行の營業報告により一九一六年一月より十二月に至る一九一六年度の營業成績を示せば左の如し。

同年の純益は貸倒準備を控除し、前年度よりの繰越金三一、三〇二磅六志を合して一六四、六七六磅一一志四片となり、六月二十日迄の上半期配當として五分の配當二八、一二五磅（A及B株に於ける所得稅を差引き）を控除したる殘額より五萬磅を積立金に當て（積立金は之にて六十萬磅に達す）五千磅を出征者扶助料に、一萬磅を自由保有銀行不動產に準備せり、而して半期配當として、七分（所得稅差引）の配當をなし、之にて同年配當は一割二分となる、右を控除せる殘額三二、一七六磅一一志四片は、之を次年度へ繰越せり。

同社は同年中マウリチウスに於てマウリチウス銀行を買收し之を同地支店として開業せり。

今參考の爲め一九一六年十二月三十一日現在バランスシート及損益計算書を表示すれば左の如し

貸借對照表

負債之部

公稱資本			
A株三萬株（每株二五磅）		七五〇、〇〇〇磅	
B株三萬株（同）		七五〇、〇〇〇	
計		一、五〇〇、〇〇〇	
發行資本			
A株一萬五千株（拂込十二磅十志）		一八七、五〇〇	
B株三萬株（同上）		三七五、〇〇〇磅	志
		五六二、五〇〇	〇
		六〇〇、〇〇〇	〇
		一〇四、〇二七	〇
積立金			
滙還手形			
當座及定期預金及其他勘定（再割引及貸倒勘定を含む）		八、五五八、五八一	一九
支拂手形		九二〇、〇〇六	一八
擔保貸付		一〇〇、〇〇〇	〇
代理貸付承諾		三四九、〇〇六	一八
當期純益金		七一、五五一	一一
合計		一一、二六五、六七四	七

資產之部

手許及銀行現金	一、九六八、三四七磅	一三志二片
地金銀塊	五九、三三五	一三　五

發行手形に對する擔保及金銀貨預金	一二二、二〇〇	〇	〇
戰時公債、印度政府額比貨幣及保證鐵道債券及其他有價證券	八三〇、六九九	〇	四
受入手形	三、四六二、三七八	三	一
割引手形	二一六、九五七	八	三
受入及借款及前渡金	三、七一七、三〇八	八	一〇
自由保有銀行不動産	二二五、三五六	一四	九
代理支拂承認	三四九、〇〇六	一八	八
雜勘定	三一四、〇八四	七	三
合計	一一、二五六、六七四	七	九

損益計算書

支出之部			
本店支店及代理店營業費	一四五、〇三九	五	七
上半期配當五分(年一割) A株一萬五千、B株三萬	二八、一二五	〇	〇
積立金準備	五〇、〇〇〇	〇	〇
出征者扶助賞金へ	五、〇〇〇	〇	〇
自由保有銀行不動産準備	一〇、〇〇〇	〇	〇
バランス	七一、五五一	一一	四
計	三〇九、七一五	一六	一一

收入之部			
前年度よりの繰越	六五、〇二五	六	六
一九一五年下半期配當(六分)	三三、七五〇	〇	〇
差引殘り	三一、三〇二	六	六
一九一六年純利益(貸倒準備、社員賞與金及マウリチウス銀行買收費を控除し)	二七八、四一三	一〇	五
計	三〇九、七一五	一六	一一

紡織業

楊樹浦紡績會社

一九一七年三月八日其第二回株主總會を總支配者たる上海怡和洋行に開會したるが、當日ジョージ、ジョンストン氏のなしたる報告演說大要左の如し。

一九一六年の同工場營業成績は不良にして、其優先株に對する債務さへ決濟する能はざる有樣にして、優先株に於ける配當は停滯して、次年度には一割四分の配當をなさゝるべからざる次第なり、斯く株主に對して何等の配當をもなし能はざりしと雖も、其資產に對しては十分の減債積立をなせり即ち前年度よりの繰越金二三、三六一兩〇九を合して一九一六年の利益八七、五九六兩九九となり之れを左の如く處分せり。

機械及什器積立金(六分)	六一、〇三六、二〇	兩
煉瓦造建物 同 (五分)	三、四五一、五二	
增築コンクリート建物同(二分)	七、四五一、八五	
家具 同 (一割)	二八四、八八	
自働車 同 (一割五分)	二九、六三	
護岸設備 同 (二割)	三五八、七三	
破損建築物 同	一〇、〇〇〇、〇〇	
次年度へ繰越	五、〇二〇、一八	
計	八七、五九六、九九	

破損建築物に對して一萬兩の減價償却を準備せるが、尙其バランス九、七二八兩あり、次年度には全部償却濟となさ

んと見込なりと云ふ、又同社經理者怡和洋行は其手數料六、四二三兩五九の請求を棄權せり。

同年を通じて同社は尠なからざる苦闘を餘儀なくせられ年初めに於ては綿絲綿布の需要頗る貧弱にして、其後は銀塊昂騰し、日本及印度絲をして原棉暴騰に拘らず比較的安値を以て支那絲の競爭者たらしめたり、生產品に關しては一月より六月迄は、生產漸次增加し其捌口を得るに困難なりしも、六月衰世凱歿落後は生產增加を見ず、相當在荷を擁して少しの利潤を收め得たり。

同年季節上海地方棉花收穫不作なりしかば、同社營業上に尠なからざる困難を與へたり、即ち當地方棉花は比較的高値なりしを以て、多量の印度棉輸入の必要に迫られたり而して印度棉を材料とする紡績は、輸入稅の負擔あるため日本に於ける工場に比較して、不利の地位にあり、其他需要品相場は總て異常の暴騰をなしたるため、營業費高かりき、而して之等需要品相場の下落は戰爭にして終熄せざる限り、到底望みなき事に屬す、利息支拂は六〇、四四六兩二五に達し將來當分の間は織布機械購買の爲め、全く同社營業資本と同額の資金を銀行利率にて總支配者（怡和洋行）より借入れたれば、多額の利息支拂を要すべし。

同年は大部分を通じて所有錘數全部の操業をなし、綿絲は頗る好評を博しつゝあり。

英國へ注文せる織機三百台の船積遲延の爲め、同年中織機の作業せる平均數は二九一台に過ぎざりき、現在作業の織機數は四一五臺にして、同工場製綿布は他の競爭に比して好値を保ち居れり。

又同年中機械勘定に一一二、八三九兩〇二を費したるが、此內八三、八五七兩九一は織機勘定にて、其餘は準備機械の增設及紡績什器の枠を倍加せるに要したるものなり。

今後の豫想に就ては社礎更に健全にして、且つ一九一七年の出發が一九一六年に比して良好なれば必ずや今回以上の成績を擧げ得べし、只綿絲及綿布の利潤思はしからざるものあるも、製品は消費筋の好需を得つゝあれば、若し此上支那に於て政治的擾亂の發生なくば、一九一六年は支那棉花產額が紡績筋の必要を滿すに充分にて、且つ比較的安値にて供給せられ居るを以て相當好益を見るべしと期待せられつゝあり。

玆數年前に支那關稅改訂の議あり、當時間もなく支那內政の紛亂に續いて歐洲戰爭の勃發するありて、其儘該件は行惱みの姿となり來れる所、最近支那の協商側加入と同時に、獨逸に對し國交斷絕をなせる報酬的條件として、關稅率改訂の一項を含めりと聞く、而して輸入稅率にして改變せらるゝ際は、支那政府は支那に於ける紡織工場に對し、課稅上適當なる保護を與ふるの方法を講せられんこと、當業者一般の切望する所にて、日本に於ける斯業が、一九一六年異常の大收益を見たるにも拘らず、支那紡績業の多くが不成績を示したるに徹するも、支那政府の斯業奬勵を爲すの必要なるは明かなるべし。

東方紡績會社
(Oriental Cotton Spinning Co., Ltd.)

上海東方紡績公司株主總會は一九一七年五月一日黄浦灘四號に開催せられたり、今同社の一九一六年營業の大要を見るに、同年の營業に對しては樂觀を許さゞる旨前總會に於てアーノルド氏は警告し置きたるが事實は不幸にして該豫言的中し、成績不良に終れり、六月末に至る迄は、支那に於ける政治的不安の爲め、綿絲の需要少なかりしに、他方原棉高なりしを以て、上半期を通じて多大の損失を重ね前期よりの繰越損失一三六、三六二兩七三を合して、缺損は一八二、五二〇兩八八に增加せり、六月以來幸にして營業は利益を見るを得たり、而して同年棉作頗る豐收なりしを以て、今日の所前途甚だ良好の模樣にて既に六月末迄の製產品は全部賣約濟にして、若し今年の支那棉作にして、再び豐收ならんには、上海紡績工場は好成績を擧げ得るならん、斯く損益計算に於て多額の缺損を有し居りては、縱令營業良好の年に際會するとも、株主への利益配當は望む可からざる現狀に在れば、該缺損尻を處置すること、實に焦眉の先決問題なるを以て、爰に一先づ同社を解散し、改めて新組織の下に經營をなす事とし、總會終了後引續き臨時株主會を開催し此問題を附議するに決せり。

老公茂紡織公司

老公茂紡織公司第二十三回株主總會は一九一七年二月廿六日其總支配者たるイルバート商會に於て開催せられ、出席株主の株數二、一九二株に達したり、一九一六年の同社營業は再び無配當なりしと雖も、前年度に比すれば良好にして、且つ織機も二百臺の增設をなす事とし、目下注文中にあり、今ペーヤス氏が當日爲せる說明により同社一九一六年の成績大要を左に示さん。

一九一六年の狀態を見るに上半六ヶ月間は、四圍の事情總て上海綿絲取引に最も不利の時なりき即ち右不良材料の第一は爲替の昻騰にして、一月二志七片半なりしもの五月には三志一片に進み、自然相場に影響を及ぼし、印度及日本紡績業者は、此銀高に乘じて支那市場に現はれ、之が對抗上當地品は相場を引下ぐるの必要あり、而かも尙需要慶々殆んど皆無の姿にして、四月及五月を通じて相場は一俵に付十兩乃至十一兩の低落をなせり、第二は帝制問題に關する政治的不安にして、三月央頃より殊に猛烈となり、六月六日袁世凱の死去當時を以て、絶頂となしたるが、綿絲賣行は爲めに尠なからざる打擊を蒙れり、獨り右の騷擾のみならず、曾て政治的騷亂のある毎に、綿絲市場は必ず惡影響を受けたるは一般の認むる所なり、六月末より政界は漸く平穩に向ひたれども、尙綿絲相場の値頃に昇騰したるは十月頃よりなり、當地他の紡績工場と同じく、同社も亦前年支那棉花不作のため、屑絲產出多く且つ混用米印棉花の需要等尠なからざる不利を見たり、職工紛議は一九一六年全く解決し、同年十一月に再び夜間操業を開始したれども、良好なる夜工を得るに困難なりしため、其後三ヶ月間試驗をなしたる後、夜業を廢し最近支那正月より晝間操業のみに止むる事とせり。

纔て決算に就て視るに同年營業は、一〇六、〇三四兩二五の缺損に終りたるが、該缺損は以上の不味材料に主因すると雖も、更に修繕及取換に一七、四三一兩二五を要したるを以て、一層之を增大せしめたり、修繕及取換費の重なるものは紡績枠の取換にして、三〇八及二八〇錘枠を改めて四〇四及三七六錘枠に取換へたるが、此變更に依て勞力及貯藏品は著しく節約せらるべしと云ふ。

利息勘定は前年に比し著しく多く

一三、九八七兩三六　千九百十五年
三二、七六三兩〇八　千九百十六年

なる大差を示せるが、尤も一九一五年は同年に比して著しく低利にて資金を借入れ得たり。

次に織布部に於ては熟考の結果、更に新式織機二百臺を新設する事に決し、ディッキンソン商會の手に据付けしむる事となせるが、機械の最初の一部は一月初め船積せられたる筈なれども、殘餘の分の當地着荷時日は今日の所不明なり、而して之等二百臺の織機は現在建物内に据付得るを以て、工場を增築するの必要非ざれども、其附屬設備の爲め少しく增築するの必要あるべしと云ふ、斯く設備に改良を加へたるを以て次期營業は必ずや、良好なるものあるべしと期待せらる。

內外棉會社

大正五年十一月二十六日より六年五月二十五日に至る同社第六十期營業期に於ける其成績次の如し。

當期間に於ける棉絲布製出高及原料消費高

綿糸製出總額	六六、四九九梱
同原料棉花消費高	二三、六〇〇、三二一斤
綿布織上總高	八、三五四、五一六碼
同原料綿糸消費高	二、〇四四、六〇六封度

同社資本金は五百萬圓にして、當期末諸積立金二百三十九萬三千二百餘圓に達し、一方三百萬圓の社債を有す、而して固定資本の現在帳簿面上に現はれたる主なるもの次の如し。

地所	九一〇、〇七二・一五圓
建物	一、七四六、四一五・四六
機械	三、五一九、〇三三・八九

尙當期損益計算並に利益分配計算を表示すれば次の如し

損益計算

收入之部

製品及半製品出來高	一二、四一〇、四一五・四〇圓
屑物出來高	一九四、三五九・二三
雜益及株券書換料	九三、五七七・一八
計	一二、六九八、三五一・八一

支出之部

原料品及半製品消費高	九、九九〇、三〇三・七〇
社債利子	七四、八六〇・〇〇
諸稅	一六、六三五・〇三
營業費	二一六、八五九・七五
工場費	一、二三九、七五一・五八
合計	一一、五三四、四一〇・〇六
差引餘剩	一、一六三、九四一・七五
內建築機械什器要具減價償却	三八三、〇七七・三三

再差引當期純益金　七八〇、八六四・四二

利益金分配計算

當期純益金　七八〇、八六四・四二
前期繰越金　一三七、〇〇七・二四
計　九一七、八七一・六六

之を處分すること左の如し

積立金　二〇〇、〇〇〇・〇〇
役員賞與金　七八、〇〇〇・〇〇
配當金　二二五、〇〇〇・〇〇
但株一株に付金三圓
新株一株に付一圓五十錢（年一割二分）
特別配當金　二四三、七五〇・〇〇
但舊株一株に付三圓二五
新株一株に付一圓六二五（年一割三分）
後期繰越金　一七一、一二一・六六

公益紡織公司

(Kung yi Cotton S. & W. Co.)

上海公益紡織公司第七回通常株主總會は、一九一七年一月三十日怡和洋行に於て開催せられたるがジョン、ジョンストン氏が、其席上にて爲したる報告により、同社一九一六年の營業成績を見るに大略左の如し。

一九一六年は同社歷史中最も不成績の記錄を造りたる年にして、利益高九五、六一六兩〇一にて、之に前年度よりの繰越五、一〇八兩六六を合して、損益計算の利益尻は一〇〇七二四兩六七となれり、而して此利益尻に對し配當均一準備金中より二萬兩を振替へて、一株に付き九十仙の配當をなす事とせり。

減價償却積立は前年度同樣にして、頗る鞏固なる見積を以て減價を計算せり、同年の營業は滿足なるものならざりしと雖も、是れ全く外的事情の然らしめたるものにして、工場社員は常に周到の努力を致したるを以て、之に對し年度末手當として、千二百兩を與へたり、右利益尻に振當てたる二萬兩を控除して、配當均一積立金は十萬兩に減じたれども、之は何れ遠からず恢復せらる可し、今回の配當を合して株主の配當は會社創立以來一ケ年平均一株に付七兩八分又は一割三分となる、同年の大部分を通じて製產品、殊に綿絲の需要薄に苦しみたるが、這は主として政府變更による政治的不安に因るものにして、袁世凱の殂落後は漸次恢復したりとは云へ、其足取遲々として思はしからざりき、加之銀塊相場の昂騰も常に甚痛なる打擊を與へ、爲めに日本及印度綿絲をして、原棉次錦高なりしにも拘らず、比較的安値を以て支那綿絲との競爭を容易ならしめたり、前季節に於ける當地方棉花の不作は米印棉に比して割高相場を現はし之亦同社の困難を助勢せり。

材料品の相場總て異常の暴騰をなしたるため、同年の營業費は高率となりたるが、今年用燃料石炭の如きも一噸に付、三兩の引上にて契約せる有樣なるを以て、營業費の激濟は目先き一寸望み難かるべし、同年の金利支拂は頗る多額に上り、前年度十二ケ月の九〇六兩八八に對し一六、四五六兩九八に達したるが、之は商內不味のため多量の現荷を持越したる結果なり、前途の見越に就ては、現在の所同年に比して大に健全なる模樣なれば、必ずや同社營業も多望なるべしと期待せらる。

上海製造絹糸公司

上海製造絹絲公司第二十期營業報告及決算報告に據り、一九一六年六月一日より同十一月三十日に至る下半期の營業大要を示せば左の如し。

同期末現在株主數一三二人にして、固定資產中建物代は第二原料倉庫新築費を編入したる爲め、前期に比し五、二五六兩三四を增加し、機械代は前期末利益金處分法に基き之を消却したる爲め一萬兩を減少せり。

同期末火災保險金現在額は六五七、五〇〇兩にして、其內譯左の如し。

工場本館及附屬建物並に機械	三八〇、五〇〇兩
貯藏製品	九七、〇〇〇
工場內仕掛物	四〇、〇〇〇
貯藏原料	一〇五、〇〇〇
同　需要品	三五、〇〇〇

次に此期間の工場作業概要を見るに左の如し。

作業日數		一五四·五日
一日平均運轉錘數	絹絲	五、〇〇三七·九錘
同	紬絲	六二八·一錘
同職工員數		五三四·四人
原料使用量		二五一、〇五九·九斤
絹絲出來高（平均番手佛138/2）		四九、八三六·七斤
紬絲出來高（平均番手佛40/1）		一四、六〇七·五斤
屑綿出來高		四〇、〇一五·一斤

當期の原料品及製品の商況に就て見るに

原料—當年度新繭產額は例年に比して減少すべしと豫想せられたると共に、先年輸出旺盛の後を受けて地元は頗に高値を唱へたるを以て、上海出廻品の市價亦昂騰を來したり、然れども最初買控の體なりし輸出商も、需要の關係上漸次買進むに至りしかば、市價は依然として高唱へにして同社の如きも亦例年に比して、高價の品を取入るゝの已を得ざるに至れり、加之當年產繭の解舒良好なりし爲、屑物としては品位劣り、步留上に於て比較的不良の成績を示すもの少なからず、同社買入品種の內最も巨額に上りたるは巾子類にして、豫定の數量に達したりと雖も、出廻り季節に當り運送途中土匪の難ありて移出一般に遲延し、就中四川省產品の如きは着荷著しく遲れたるため、當時輸出爲替不利の場合にも拘らず、市場品拂底の關係上買手としては不利の地位に立つを免れざりき。

支那向絹絲—六月六日大總統袁世凱俄に病沒し、翌七日副總統其後を襲ひ、茲に南方護國軍との妥協成りしと雖も、政治的不安は尙一掃せらるゝに至らず、歐洲戰爭と相俟て貿易及一般經濟上に尠なからざる不振を及ぼし、加ふるに上海に於ては、印度及支那各地方へ巨額の銅銀輸出あり、外國銀行は輸出爲替の支拂に對する金融に苦しみつゝありしに、支那人及二三外國商館にして、爲替思惑買を爲したるものあり、支那銀行の金融逼迫其極に達し、遂に莊票の支拂も困難となりて、市場は恐慌の狀態に陷らんとせしを以て、外國銀行團は莊票支拂の延期を承諾すると共に、銅

銀の流出及支那人の爲替思惑買を防止して、漸く市面を維持したりと雖も、金融の緩和を見る迄には、多少の時日を要すべく、結局金融逼迫の間に此期を終りたり、絹絲に對する需要は從て不振を免れ難く同期間賣上數量四、九四〇斤に止れり。

印度向絹絲―同年五月三十七片臺を上下したる銀塊相場は聯合國政府が補助貨鑄造用銀塊の聯合買入を約し、無益の競爭を避けたると、印度投機者が弱氣の行動に出でたるとによりて、漸次下落を來し、遂に七月に入りて廿八片臺に落込みたる等、著しき變動を示したれども、結局三十片を中軸として上下したるに、鑄貨用及印度投機者の買進みありて、相場次第に上昇し、十一月に入りては又もや三十五片臺に上り、猶引續き氣配强硬にして當分下落の見込なく却て騰貴を豫想しつゝ同期を終りたり、從て印度爲替相場亦同樣に不利の足取を示し、遂に二五六留比牟に上りたり而して當期に於ては前期中に賣込み且つ爲替上の不利を被らざりし絹絲を順次輸出しつゝありしと雖も、次期引渡物に對する注文は不活潑なるのみならず、前記の如き爲替不利の狀態にては、到底不引合たるを免れざる以て、次期物の約定は一部分見送るに至れり、尙近時船腹不足益々甚しく、當方面船繰屢々變更あり輸出の不便を感ずること尠なからず、當期間賣上數量（輸出數量）經絲及緯絲合計三三、七五七斤なり。

南洋向絹絲―需要地の商況盛ならず、加ふるに送金爲替相場上海商人に取り不利の甚しきものありて、購買力の減退を示したりと雖も、次期物の大口約定を取結ぶことを得たり、當期間賣上數量一三、二一八斤なり。

紬絲―需要比較的旺盛殊に再練品の賣行も少なからず、當期間賣上數量二四、〇七五斤なり、但し此內に日本向け輸出三千斤を含む。

當期損益計算書及利益處分を表示せば左の如し。

損益計算書

收入之部

絹糸賣上高	一七〇、二〇一・四三
紬糸同	一七、五一七・三七
屑繭同	五、五八五・四一
雜收入	一、五四六・一三
次期繰越絹糸仕掛物	四二、一六八・五五
同紬糸	一七九・一八
同絹糸在高	三六、七九七・一〇
同紬糸在高	一、三一八・一一
計	二七五、三一三・二八二

支出之部

前期より繰越絹糸	四三、二三五・二一
同紬糸	六、二〇六・七三
同絹糸仕掛物	三七、七三一・〇二
同紬糸同	一九〇・三四
原料需要高	八六、九〇三・三四
營業諸經費	六四、八一一・四〇
當期純益	三六、二三五・五四
計	二七五、三一三・二八

利益金處分

當期純益金	三六、二三五・五四

前期繰越金	二七、八一七、八八
計	六四、〇五三、四二
之を處分すること左の如し	
法定積立金	二、〇〇〇、〇〇
別途積立金	二、〇〇〇、〇〇
諸修繕準備金	二、〇〇〇、〇〇
職工救濟資金	一、〇〇〇、〇〇
機械代消却金	一五、〇〇〇、〇〇
器具及什器代消却金	一、〇〇〇、〇〇
明渡取締役退任慰勞金	一、五〇〇、〇〇
株主配當金(年五朱)	一〇、〇〇〇、〇〇
職員賞與金	三、六〇〇、〇〇
後期繰越金	二五、九五三、四二
計	六四、〇五三、四二

上海紡織公司

(The Sanghai Cotton Manufacturing Co., Ltd.)

上海紡織公司第九回株主年次總會は一九一七年九月二十七日開催せられ、二〇、〇六五株の株主出席あり、今ロバートソン氏が當日なせる報告說明に基き一九一六年七月一日より一九一七年六月三十日に至る同社一九一六—七年度の營業經過を記せば左の如し。

先づ其貸借對照表に就て見るに

土地　土地委員の決議に從てクワンシン路及棧橋に於ける約二畝の滯地を工部局に讓渡し、其代價は千九百十一年の評價法に據て支拂はれたり、同年度決算締切後に於て同社は第二工場に於て土地拂下の問題に際會し、拂下料を全納して其許可證收得の上、更に二二畝五五二の追加地面を得たり、該土地は河岸に面せるものなるを以て、大に利用せらるべく、將來頗る有望の土地なれば、直に埋立工事に着手すべし。

建物　一九一六年十月中第二工場の屑棉倉庫火災の原因は不明なるも、雜然たる勞働者の普通とする消火せざる卷莨より起れるものなるは疑ひなかるべし、該倉庫は火災保險を附しありしを以て、直に從前より良好なるものを再築し、既に數月前より使用せられ居るが、將來は益々必要を滿すこと多かるべし。

機械　同年を通じて各工場共に報すべき變化なく、只貸借表面の減價償却により、幾分の價格を減じたるに過きず

第三工場勘定　此項に現はれたる數字は、今日迄建物什器て、機械及附屬品に要したる總ての經費を含むものにし總ての据付が完成せば之等各項は夫々區別せらるべし。

代理店預金　之は主として第三工場計算に於ける預金尻を現はすものとす。

其他の項に就ては別に說明を要するものなく、只棉花綿絲布貯藏品等の在荷額一、一九四、八八二兩は其大部分は手許原料棉花及工場用貯藏品にして、綿絲綿布の仕上品は、比較的在荷少なく總て賣却濟なり。

次に貸方勘定に就て見るに、資本は變動なく積立金は九十萬兩に增加せり。

貸借對照表

信　方(實盡之部)

紡績及織布工場の土地、建物機械及什器、家具　一、四一六、八二一、一九

内減價償却　四三、三五五、八六

土地讓渡　二、九六四、〇〇

差引、　四六、二九九、八六

同年中追加　一、三七〇、五二一、三三

計　三、三六〇、六七

新工場勘定　一、三七三、八八二、〇〇

現金　九〇一、三七八、四六

代理店預金　一、〇九一、九九

繭糸綿布綿花貯藏品在荷　一一八、七三三、三二

未滿期火災保險プレミアム　一、一九四、八八一、三一

受入未濟勘定　一一、二九五、〇八

計　一〇、八一三、二六

三、六一二、〇七五、四二

貸方

資本金　繭絲四萬株全部拂込（一株五十圓）　二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇

積立金　配當積立　五〇〇、〇〇〇

修繕同　四〇〇、〇〇〇　九〇〇、〇〇〇、〇〇

預金　三〇、三七二、九七

未拂配當金　三、六〇二、〇〇

支拂未濟勘定　二四六、八四四、二二

損益計算尻　四三一、二五六、二三

計　三、六一二、〇七五、四二

轉じて損益計算に至れば、同年度の營業勘定のバランスは四四九、九六七兩六七に達し、之に前年度よりの繰越金、利子株券の書換料等を加へて、收入は合計四七八、八一六兩六八となり、之より取締役及監査役俸給代理店口錢等の支出を控除し、四三一、二五六兩の純益を餘せるが之を前年度純益と對比する時は、八四、七六八兩六七の增加にして、時

師柄良好の成績と謂ふ可きなり。今損益計算書及利益處分表を示せば左の如し。

損益計算書

支出之部

取締役俸給	五、〇〇〇、〇〇圓
監査役同	七五〇、〇〇
代理店口錢	四一、八七〇、四五
バランス	四三一、二五六、二三
計	四七八、八一六、六八

收入之部

前年度繰越	一三、一五一、七〇
利子	一五、五四一、六四
株券書換料	一五三、六七
營業勘定尻	四四九、九六九、六七
	四七八、八一六、六八

利益處分法

建物減價償却	一六、六二七、五六圓
紡績機器同	五〇、二六八、九三
家具同	一、八二六、二六
一株に付六兩配當（年一割二分）	六八、七二二、七五圓
修繕及取換準備金	二四〇、〇〇〇、〇〇
次年度新勘定へ繰越	一〇〇、〇〇〇、〇〇
計	二二、五三三、四八
	四三一、二五六、二三

右の內減價償却は重役に於て、十分なりと認めたる上にて、六八、七二二兩を當てたるものにして、修繕取換準備金は今回の十萬兩を合して五十萬となり、配當準備五十萬を合し合計一百萬兩の積立となり、增資以前の拂込資本と同額なり、而して過去毎年の決算に於て示す如く、斯く疊

年六月廿日上海總商會に株主總會を開催せり、來集株主五萬三千餘株にして、內完全なる有權數は四萬六千餘權なりき、當日の報告左の如し。

▲業務報告、午後二時株主の出揃へるを待ち、會長楊杏城君(楊士琦)開會を宣し、開會の挨拶を陳べ、次に査帳員張知笙君は、三個年間の營業情況を左の如く報告せり。

本局は毎年決算後其大略を印刷に附し、株主各位に送呈して閲覽に供し來りし事、四十餘年に及び之を定例とせり民國二年以後の第四十一期、第四十二期、第四十三期の三ヶ年間の決算に就ても、各年共其都度印刷の上送呈閲覽を請ひ置きたる處なるも、玆に株主總會の開催せられたるに當り、重複の嫌あれども、右三個年間の營業情況に就き重ねて説明せんとす、本局の營業上に於ては收益の多からん事を、只一の宗旨とし、以て負債を輕減し、根本を鞏固ならしむるを急務なりと思考し、之を信條として處理し來れり。

就て見るに第四十一期の運賃總收入高三百萬六千兩各項收入利益三十四萬二千兩にして、一切の經費其他の支出を差引たる實際利益二十三萬四千兩、尙ほ右記以外の收入十一萬兩を算し、株主への配當四十四萬六千兩となれり。

第四十二期の運賃總收入高三百四十一萬四千兩、各項收入利益二十九萬二千兩にして、一切の經費其他の支出を差引たる實際利益五十萬六千兩、又右記以外の收入十二萬八百兩となり、株主配當五十萬九千兩となし尙ほ純利益即ち繰越金十萬七千兩を得たり。

第四十三期の運賃總收入高三百九十六萬二千兩、各項收入利益二十四萬八千七百兩にして一切の經費其他の支出を差引たる實際利益百〇六萬三千兩、又右記以外の收入十三萬二千兩となり、株主配當六十七萬八千兩となし、尙ほ純利益即ち繰越金五十一萬七千兩を得たり。

民國二年以前に於ける毎年の收入は僅に二百數十萬に過ぎざりしものが、逐年增加し、四百萬を超ゆるに至れる次第にて、彼此比較せば實に一百五六十萬兩の增收にして株主に對する利息配當も從前は現金を以てする事能はず、餘義なく株券を以てせし事ありしが、今回は十六兩の現金配當をなすを得たり、而して本局株が漸次昂騰し來りしは、其營業收益が昔日の比に非ざるを證して餘りあるものと思考す。

辛亥革命以後我國は幾度か國勢の危機に際會し、上下震駭度なく、萬般の事物蹉跌を來し、本局も亦從つて損失を蒙りしは言を待たざる處なり、政府よりの借款に對しては政府筋より本局に支拂はるべき運賃其他の金額も頗る多額なりしが故に、之が決濟に當つる事とし幸に清算する事を得たり、之を詳說すれば即ち一九一六年本局汽船新裕が軍艦海容のために衝突沈沒せしめられし事件の如き、船價、貸船難料遭者への弔慰並賠償金等は政府へ極力運動の結果下附を受くる事となれるを以て、營業上に於ては損害たりしには相違なきも、大缺損ありし譯には非ずして、債權と債務とを相殺せるものなり、民國二年以前の負債累計三百數十萬の多額に上り居たるも、逐次償還して約半額は已に償却せ

り、又三個年間に於て上海及他港の碼頭、並に倉庫の建設湘潭、蕪湖、廣州の倉庫敷地の買收に二十餘萬兩を支出し又汕頭に於て三十餘年前に引受けたる地所は、爾來引續き紛議絕へざりしが、今春に至り本局從來の主張通り二十萬元にて完全に之を買收せり、又上海にて擔保に提供し居る家屋及土地は、價額廿二萬〇九百餘兩のものにして、之等の明細は別に整理あり、大概資產の項に入るべきもの總計六十餘萬兩にて、資產に加はらざる分は此の以外なり、債權により、債務を塡補し、幸に舊債務の輕減を來し得たるが、更に事業の擴張を爲すを得ば基礎益鞏固たるべし、歐洲戰爭勃發以來、海外より造船材料の來着するもの稀なるも、造船の一件は萬難を排しても之を實行せざるべからざるを以て、昨冬耶松廠（Old Dock）へ最新式型商船一隻を注文し、本年九月引取るべき筈にて、其船價六十一萬兩にして、之れ我株主諸君の利益とする處なり、此の一般商業の危險凋落せる時に於て、我局が此効果を納め得たるは、鄰船竟程に從ひ改正以來、議事と實務機關との連鎖を謀り各擔任者の熱心勉勵に基くものにして、天の時人の和に依ると云はざるべからず、事務員とても最善の努力を爲せるものとは斷言出來ざるも充分の注意と精勵とを以てし、尙益本局の基礎をして鞏固ならしむるを得ば、我々の無上の光榮とする處にして、株主諸君に於ても我等の誠心誠意責任を以て事を當りし事を承認せられん事を願ふもの也。

上海曳船會社（會德豐）
（Sanghai Tug & Lighter Co.）

第十四回株主總會を其上海代理店ウヰーロック（會德豐）に於て一九一七年三月七日開催し、出席株主三、八七四株達にせり、一九一六年の同社營業は頗る滿足なるものにして、利益中より減價償却積立金二九、五四一兩二一を控除したる殘額一五六、一五八兩一五は之を左の如く處分せり。

優先株七分配當とし此額	三五、〇〇〇兩〇〇
通常株八分配當同	四〇、〇〇〇、〇〇
一般積立金	五〇、〇〇〇、〇〇
次年度新勘定に繰越	三一、一五八、一五
計	一五六、一五八、一五

株主中或るものは通常株に對して前年より多くの配當を希望し、右配當額に對して不平の向もありしと雖も、會社としては歐戰繼續中の現在及將來船舶貿易狀態を熟考したる上にて、向後時に應じ該支拂に或は配當均一に、或は其他の目的に使用し得る樣五萬兩を一般積立に準備し、以て社礎の强硬を旨とせる見地より、前年度同樣の配當を決議したる次第なりと云ふ。

所有船舶は遺憾なき好狀態にあり、修繕費は例に依て營業勘定より支出せり。

而して一割の特別配當を、外國人社員及支那人內勤社員に賞與せり。

印度支那汽船會社

夙に支那近海及揚子江の航運に從事し盛んに活躍しつゝある、印度支那汽船會社（怡和洋行を大株主とするものに

して殆んど同社經營と云ふも不可なし）にては、一九一七年五月九日其香港本社に於て、第三十五回通常株主總會を開催せるが、同年の營業經過大要を見るに左の如し。

印度支那及暹羅地方に於ける米作豐收なりしと、船腹不足と相俟て、南方の運貨を未曾有の高率ならしめ、且つ北支那海上も同年を通じて好狀態にありしを以て、同社收入は異常の數に達したり。

卽ち減價償却、一切の負債、未決濟、上半期配當（八月支拂優先株三分、利益讓先通常株一割）等を控除し、一九一五年度よりの繰越二二、九九四磅十四志を合せて、二九二、九九三磅五志四片のバランスを餘し之を左の如く處分せり。

一般積立金	一〇〇、〇〇〇磅	〇志	〇片
特別修繕及取換勘定	三〇、〇〇〇	〇	〇
保險勘定	五〇、〇〇〇	〇	〇
後期配當			
優先株　三%	七、四三八	七	〇
通常株四〇%	九九、一七八	〇	〇
次年度繰越	六、三七六	一八	四
計	二九二、九九三	五	四

所得稅は倫敦に於て發行したる預證券より之を控除するも上海に於て發行したるものは2/4s.の爲替率にて支拂ふ事こせり。

売件運送及曳船會社

(Kochien Transportation and Tow Boat Co., Ltd.)

売件運送及曳船會社（千九百十三年の設立）にては、其第四回株主總會を一九一七年七月六日開催し、四千三百四十一株の出席あり、今同社一九一六年一月より一九一七年五月三十一日に至る十七ヶ月間の營業經過を示せば概要左の如し。

同年中一日本會社より同社所有船讓受けの交涉ありたるに對し、十二月二十一日臨時株主會を召集して該件を附議したる所、大多數を以て賣渡の件を可決し、更に一九一七年一月四日株主會を開き、右可決案の確認を求めたり、然るに該總會後本件に關して種々の提議あり、殊に目下船腹不足の折柄、英國政府及貿易局の要求に對し、如何にして之に應ずるかに關し、幾多困難に際會せるが、同社重役は買手側と數次會見し、且つ幾度か信書の往復をなしたる後四月十二日附を以て英國總領事サー、エドワード、フレザー氏に信書を致し、貿易局に向て右賣渡の許可を得んことを請へり、越へて六月二十六日總領事より、所有船の賣渡しは本年四月十二日同社より總領事に致せる信書に示したる方法を以てせば差支へなし、との通知を受け、同日直に上海在留の買手代表者に該總領事の信書寫を送りたり、之に就き代表者より未だ何等の回答に接せざるが、維れ多分神戸なる本社と購入に關する協定打合せの信書往復に手間取り居るものと推察せらる、同社株主總會は既に早く之を開催する筈なりしも、該件の交涉捗々しからざる爲め、遂次順延せられたる次第にして、更に該賣渡の交涉成否決定する迄、總會を延期せんとの希望なりしも、英國會社法に據れば總會は前年度の總會を開催したる日より十五ヶ月を

出づる能はず、又同社々規に據れば年度決算は總會開催前四ヶ月以内迄を行ふを要すとの規定あるを以て、五月三十一日迄の決算をなし（十七ヶ月間）總會を開催せり、前年株主總會以來同社の營業狀態は戰爭のため業務大に縮小せられ、良好と言ひ難きも、尙一切の經費を支辨して可なりの餘剩を擧げ得たり、一方經費は所有船賣渡の見込を控へ居る際とて、充分の修繕を加へ船艙カバーの如き總て新規のものと取換ふる等、頗る多額の費用を要したり、即ち一九一五年末以來の修繕費は二萬三千兩に達し、全部營業勘定より支出せり、其結果所有船は何れも最好の狀態にり、あ損益計算の貸方尻は前年度よりの繰越を合せ五一、八九四兩八六にして之れより

取締役及監査役俸給	三、一八七・四六
を差引きたる殘額	四八、七〇七・四〇

を賣渡交渉の完了する迄此儘處分せざる事とせり。

バランスシートに於ける銀行預金は十六萬兩の多きを有するも、之亦右賣渡交渉終らざるを以て、資本の拂戻に當つるか、又は配當の支拂となすか、或は又兩者に當てらるゝかは未決定なり、而して今回は船價の減價償却を行はざりしは、此迄既に充分の準備をなし來り實際價格及市價に比し、遙かの安値にあるを以てなり。

後右賣買契約完全に成立し、其結果一九一七年十一月二日臨時株主總會を開き清算人を擧げて解散を行ひ、而して一方これを買收したる神戸機橋會社にては、資本金百萬圓を以て上海運輸株式會社を組織し同じく運送及郵船業を營めり。

上海ドック會社

（Shanghai Dock & Engineering Co., Ltd.）

上海百老滙路に總事務所を置き、浦東造船所、インターナショナル、ドック、コスモポリタン、ドック及ニウ、ドック等を有する上海ドック會社（支那名は耶松船渠と稱す）にては、其第十一回株主總會を一九一七年七月二十七日總事務所に於て開催し、多數株主の出席ありたるが今ジョン、プレンテイス氏が、當日爲せる說明により一九一六年五月一日より一九一七年四月三十日に至る同社一年間の營業經過を示せば大要左の如し。

戰爭の爲め船舶異常の狀態を呈し、材料の收得困難增加せるにも拘らず、同社は頗る滿足なる成績を擧げ、一般營業勘定よりの振替高は、前年に比し約四割五分の增加を示せり、同年の純益は前年度よりの繰越を合し一切の經費負債を控除して、六九八九四九兩七〇となり之を左の如く處分せり。

一株に付九兩の配當、此額	四九六、八〇〇・〇〇
特別準備資金	一三〇、〇〇〇・〇〇
次年度新勘定へ繰越	七二、一四九・七〇
計	六九八、九四九・七〇

同年は何等減價償却を行はざるも、前年六〇〇七七二兩二三の十二分の準備をなしたるを以て、現在該償却資金は三五二〇六七兩九二の貸方尻を示せり。

貸借對照表に於ては建物價格は二萬四千九百兩の增加を

なせるが、此增加はコスモポリタン、ドックに在りし汽罐室を浦東工場の新設電氣及銅工場に移轉したるに因るものなり機械及什器の價額は一四、一四〇兩の增加をなせるが、而かも之等建物及機器の格付は實際價格よりも遙かに少なし。

貯藏品は二六八、八六二兩六七の增加を示せるが、之は船材、機關及汽罐等目下建造中のものに必要なる材料を輸入したるに因るものなり。

同社の倫敦有金は三一一、〇五九兩四三に相當する金貨額にして、之は材料其他の買入代金に支拂はるべきものなり、目下業務頗る繁忙なれども、材料收得困難のため尠からざる困難を感じつゝあり。

虹口棧橋會社(公和祥)

(Shanghai & Hongkew Wharfs Co., Ltd.)

上海なる上海虹口棧橋會社にては、一九一七年三月十日其總代理店怡和洋行に於て、株主總會を開催し、席上ジョンストン氏は報告に就き、說明する所ありたるが、今同氏の說明に據り、同社一九一六年度の營業經過を示せば、左の如し。

一九一六年を通じて同社所得は著しき增進をなし、損益計算に於ける利益尻は

一九一五年度	一五五、〇四五兩五〇
一九一六年度	二四〇、一六五兩〇五

なる增加を示せり、會社の主たる二大財源は汽船の碇繫料及倉庫所得にして、同年棧橋使用汽船數は殆んど一九一五年と同數なれども、近海航路船に依り運來せられたる貨物の倉敷料は、著しく利得を助け前記の如き好成績を擧ぐるの主因をなせり。

同年中同社は其所有棧橋中の 'Heard's Wharf を賣却し之より得たる五七四、四三六兩七六は、資產勘定中に編入せり、該賣却棧橋の營業狀態を見るに、一九〇三年迄は此棧橋は小型河汽船の繫留に使用し、之より好收入を得たるも同年後は港務當局に依り繫留棧橋面を制限せられたるに對して、一方汽船の型が漸次長大せるを以て、該棧橋を以て之に適應し能はざるに至り、茲に舊寧波棧橋を代用する事となし、ハーヅ棧橋は單に倉敷目的の爲め使用するに過ぎざるに至れり、一九一五、六、七の三年間は異常に繁忙を極め倉敷收入多く、貨物を右棧橋倉庫に運び込まざる可からざるの盛況を呈したれども、其後は倉敷收入は漸次減退し、使用人の減員及其他經費の節減をなしたりと雖も、尙收支償はず、斯く河面棧橋の長さが最小型汽船を繫留し得るのみにて、一般汽船を繫ぐに足らず到底棧橋料を以て收支を完全し得るの望みなきを以て、會社利益の爲め之を賣却するに決したる次第なり、而して該棧橋賣却の商談は一九一六年七月決定し、之にて約一萬六千兩の金利を節約するを得たるのみならず、一九一七年も引續き尠なからざる金利を節し得べしと期待せらる。

棧橋附近の浚渫工事は絕えず行ふ事必要なれども、今年の浚渫費は石炭相場の昇騰と其區域の增大により前年に比し更に多額に上るべきか。

各種資産及貯藏品を遺憾なき狀態に保持せんため、修繕費に三萬を準飾せり、又同社營業は全く海運業の繁閑如何に依るものなるを以て今年前途の豫想をなすこと不可能なりと雖も、今日迄の處にては前年同期に比しより以上の好成績を擧げつゝあり。

而して一九一六年配當として一株に付五兩を株主に配當せり。

瑞瑢造船所

(New Engineering and Shipbuilding Works Ltd.)

戰爭の爲め同所一九一六年の營業は好影響を受け、同年の配當二割の支拂を爲し、其他一切の經費を控除して四萬兩の次年度繰越をなし得たり、今其一九一六年中の營業概況を示せば左の如し。

一九一六年中入渠せる船舶七十五隻、噸數大約十三萬噸に及べるが、此外曳船、艀、浮棧橋(蕞)其他を多數取扱ひたり、同所ドックは一時に九隻を入渠し得。

一九一六年の損益勘定の利益尻は、三三四、四一三兩三六にして之を左の如く處分せり。

二割の配當支拂にて此額	八三、六九八、〇〇
準備資金	五〇、〇〇〇、〇〇
配當均一準備金	七〇、〇〇〇、〇〇
減價償却	三〇、八一五、一六
材料購入均一資金	六〇、〇〇〇、〇〇
次年度へ繰越	三九、九〇〇、二〇
計	三三四、四一三、三六

酌てバランスシートに就て見るに土地は前年の決算に於けるよりも六、〇二四兩の價格減少を來せり。

建物、什器及機械、小蒸汽船其他の原簿面價額五〇一、八七七兩九五にて、前年に比し減少せるが、這は同年中償却せるものと新たに加へたるもの、差額に因るものなり、ドックに於ては、今や大型船舶の來航するもの漸く多く、從て上海にて修繕をなすものも、亦增加せるを以て、同所にても之に適應するの必要上、一九一六年ドックの擴張をなすに決し、其長さを百二十呎擴張し、深さ幅も之に應じて擴大したるより、從前に比し遙かに大型舶を收容し得るに至れり即ち船渠全長五百七十七呎となり、之にて上海來航の最大級船舶を入渠せしめ得るのみならず、更に沿岸航路輩ならば、同時に二隻を入渠し得るの便宜あるに至り、現に竝數ヶ月間に於て、屢々之を經驗したるが、該擴張には六〇、〇〇八兩八五を要したり、而して該擴張工事中に於ても、船舶の入出渠を行ひたるを以て、會社は營業上何等の障害を蒙らざりき。

次に在荷に就て見るに、手許及來航中のものを合して四一五、一五三兩七〇に達し、前年より一八六、八三三兩九八の多きを示せるが、這は材料相場の昂騰にも因るも、更に時局の齎せる現狀に於て、補充の困難と遲延の爲め目先の必要を充さんため、多量の生原料を買入れたる事が、重なる原因をなすものなり、而して之等材料在荷は、今日の補充價格に比し著しき安値にて計算せられたるものにて相場依然として、引き續き昇騰傾向にあるを以て、今後仕入れの調節上材料均一準備資金に六萬兩を控除せり、目下尙戰

爭の果して何時終局を告ぐるか、或は又平和克復の曉原料相場の上に如何なる影響を及ぼす乎は、豫測すること不可能なるも、若し間も無く原料相場にして暴落せんか、右資金六萬兩を以て、其在荷を當時の市場價格に引下げ得べく以て同業者との競爭に際して、有利なる地位に立つを得べし、雜負債一三二、七五九兩二〇の內大部分は、帳簿締切收入濟となり、殘餘の分も間もなく支拂はるゝものなり、而して前途益々業務の增加するに對して、出來得る限り設備を擴張せんとするの計劃は、先づドックの擴張より着手せられ、更に同社ドックとヴハルカン鐵工場の間に在る地面約十七畝の買約成立せるが、該土地は從來同社が租借し居たるものに係り、之が買收にて更に河岸に千二百呎の權利を擴張したる次第なり。

同社所有地の河岸には一時に九隻の船舶を繫留し得、此外設備に改良を加へたるもの多く、從て多額の經費を要したれども、會社の收入能力は爲めに根本的に增大せられたり、今年（一九一七年）に入りても會社業務は始め二ヶ月を通じて、非常の多忙を極め現に其活況の繼續を指示し居れば、今年（一九一七年）の營業も必ずや良好なるべしと期待せらる。

保險業

楊子保險公司

上海楊子保險公司にては一九一七年四月十三日上海の假事務所に於て第二十七回株主總會を開催せり。

同社は一九一六年より火災保險部を設け、今や既に着手に掛り、弗々保險に應じつゝあるが、既に海上保險に於て多年の經驗を有することなれば、必ずや良好なる成績を擧ぐべく、上海及東洋の重なる地に於て、最も周到に之を營む方針にして、保險希望者に對しては出來得る限り、便宜を計り如何なる小口にても悅んで應ずべしと、火災保險部を新設したるも、何等社員の增員を行はざるを以て、爲めに經費の增加は殆んどなかるべし、又近來會社業務及投資が著しく增加し、且つ夏季中取締役の定員を得ること困難なりとの理由にて、從來五名の取締役なりしを一名增加して六名となし、斯業に造詣深きエッチ、イー、アーノルド氏を任じたり。

次に一九一五年度の營業より觀るに一九一六年は成績良好にして、爲替投資動搖勘定の貸方に三四三、九六六弗二四を控除し、一、〇八一、〇一七弗〇九の利益尻を示し、此內より二割五分の配當金を除き、更に投資及爲替準備資金に當つべき新積立金に二十五萬弗を用意し、殘額六五一、〇一七弗〇九より水兵孤兒資金に一千磅を義捐せり。

舊て一九一六年度の營業を見るに、利益尻は二百二十五萬四千五百十八弗二五なる巨額を示せるも、實際利益は之より少なし、即ち一九一六年九月以來同社の被れる損失は尙大部分未拂のものにして、決算中に現はれ居らざれども、上海保險及戰爭危險共に損害額莫大のものなれば、之等を控除せざる右利益尻は實際利益よりも遙かに多かるべし、

總て戰爭危險の保險業は投機的のものなれば、同社は成る可く投機的性質の此種保險は努めて之を避けたりしも、戰爭區域に於ける不期の急變に因るものは、全く危險を避くること不可能に屬し、從て過去六、七ヶ月を通じて報せられたる多額の損失を免るゝ能はざりき、人或は中立國汽船の中立國間に於ける貿易は、敵潛航艇の擊沈に對し好率を以て保險に應じなば、全く安全なる可しと思考するものあるべし、されど不幸にして事實は之に反し今や病院船ならざる限り、全く敵潛航艇の襲擊に對して安全ならざるを語るに至れり、即ち重なる海洋に於て航行中擊沈せられたる商船は約三百隻を算す、殊に海上保險の損失は茲數ヶ月を通じて異常に多く、之れ主として戰爭の爲め消燈航海をなすと船舶が不馴の航路に使用せられ航海の困難增加せる結果なり。

一九一四年度は非常の收益を得たるを以て一九一五年は五分の追加特別配當をなしたれども、一九一六年は斯る不確實なる四圍の狀況なれば、單に舊率に復して五分の特別配當を前年所得利益中よりなすに止め、其配當額三萬六千弗を差引きたる殘り二百二十一萬八千五百十八弗一五を次年度に繰越したるが、此多額の準備を有すれば以て一九一六年蒙れる損失にして多額の未濟を支拂ふに充分なるべし

爲替投資動搖勘定は一九一六年十二月三十日に決算せらるべき金貨投資に對し、爲替高率なりし結果前年度よりの繰越一二〇、八三七弗八五を埋めたるのみならず、更に帳尻平均の爲め三四三、九六六弗二四を當てたり、而して今後の爲替昇騰に對しては、新準備資金、投資及爲替準備金に二十五萬弗を用意し、上海通貨の價格暴騰に應せんため準備したるもの七十萬弗以上に達せるなり、されど近き將來に於て此爲替損失の大部分は、再び恢復せらるゝは勿論あり得べきことにして、其時に至らば同社は必ずや多額の積立尻を有するに至るべし。

斯くて拂込資本に對し一株に付十八弗(三割)の配當を決議し、一九一七年四月十四日の爲替率七十三兩(百弗に付)の率を以て支拂ふ事となせり。

華洋人壽保險公司

(Shanghai Life Insurance Co., Ltd.)

上海英租界なる華洋生命保險會社にては一九一七年八月三日其第十二回株主總會を開催し、一六、七九〇株の出席あり、今同社の一九一六年四月一日より一九一七年三月三十一日に至る一九一六年度の營業概要を見るに、四年中新規保險申込額及保險證書發行は

新規申込額	五、四九一、五五一兩五〇
保險證書發行額	五、一四三、五七一兩五〇
延期又は拒絕	三四七、九八〇兩〇〇

にして、一九一七年三月三十一日現在の保險額は合計二〇、四五七、一七五兩一五なり、而して當日の資產合計現在高を前年と比較すれば左の如し。

一九一六年三月三十一日資產額	三、九五三、六四六兩九〇
一九一七年同　同	四、五八五、〇九二兩五三

差引增加　六三二、四四五兩六三

收得利子の平均率は保險資金の六%五九に相當し頗る良好なる狀態にあり。

同年中プレミアム、利息、家賃及配當より得たる收入合計は所得稅を控除して一、九七一、五三九兩九七に達したり而して一方保險證書所有者及利益に與るべき者への支拂額は六七五、八九六兩七八に上り、同社創立以來該支拂金額は累計二、七五一、八六七兩二六に達す。

又金貸證券減價補充に對しては十分の準備を有す、同社業務は東洋各地殊に支那に於ては、着々範圍を擴大し一九一六年度の如き近年に見ざるの好成績を擧げ、前途益々多忙ならんとしつゝあり。

北支那保險會社(保家行)

(North China Insurance Co., Ltd.)

北支那保險會社にては其第十四回通常株主總會を一九一七年十月三十日本社に於て開催し、出席數七三九株に達したり、今當日なせる總支配人の報告により、一九一六年七月一日より一九一七年六月三十日に至る一九一六年度の同社營業の概況を示せば左の如し。

一九一五年度の營業は頗る好成績を示し、前年過剩利得稅に應せんため準備し置きたるものは、未だ使用するに至らざれども一九一七年中には支拂をなさゞる可からざるべしと期待せらるるが、該準備額は之が必要を滿すに充分なり、一九一六年度に入りては既に期待せる如く、不良材料愈々多きを加へ、航海に對する普通補助の撤去、貿易常航路の變更船舶入渠及修繕機會の減少、沿岸航路船の海洋航運に使用、等の漸次多きを見たるが、之等狀態にして長き期間に亘るに於ては、海上危險より生ずる損失の增加は避け難かるべし。

船腹の不足と貨物相場の昂騰とは、同社をして限られたる船舶數に活動するの止むなきに至らしめ從て再保險業を多からしめ、平時當然收得べき利潤をも逸するの結果となれり、又埠頭に於ける火災は紛議を滋からしめたり、而して接續を待ちつゝある貨物の船使なくして、其儘數ヶ月間停滯せらるゝもの屢々あり、之等貨物の大停滯のために保險者に兎角の說ありしを免れず、又火災處置の方法に就ても或る場合全く不十分なるを免れ得ざりしなり。

一九一六年を通じて潛航艇の被害は著しく增加し、一九一七年上半に至りて其絕頂に達したるが、一方保險率は之に適應せんため、速に整齊せられ、損失は尙依然甚しと雖も、潛航艇の襲擊に備ふるため、今や諸種の方法講案せられ、之に應戰せんとする不斷の努力は、更に海軍の警護により大に其效果を擧ぐるに至りたり。

同社は今回金貸準備に一萬磅を當てたるが、之にて該積立金は二十萬磅となれり。

又其金投資は六月三十日の市場相場に基礎してバランスシートに現はしたるものにして政府公債には五分の利子を支拂はるべきものなり、其他一等級の有價證券の地位は更に有利なるものとなりたれば、之に對して過去數年間行ひ來れる如き、多額の減價償却を準備するの要なかるべし、

最近銀價の暴騰は有利なる爲替に乘せんため、一等級銀投資の減價償却をなさしむるに至りたるが、該準備は爲替の中間を取り投資勘搖勘定を以てせり、更に爲替が平時狀態に復するならば、之等證券は銀價が斯る暴騰をなさゞる以前の價格に歸るべきは、自然の成行きなれば、今日之に充分備へ置くは全く必要なり、同社の戰時公債投資額は、現在十萬磅に達し、今後機會あれば更に投資すべき考へなりと云ふ。

一九一六年度下半期配當一割五分をなし、之にて同年は三割の好配當をなせる次第にて、一九一五年度の二割七分五厘に比し二分五厘の增配なり。

即ち當期配當は拂込資本に對し一割五分をなし、更にボーナスとして一割五分を配分せるが、其金換算は四志八分の五片を以てせり、金準備に一萬磅を用意せる外、家屋準備に二萬兩を控除し殘額は之を保險準備勘定に繰入れたり。

水道電氣瓦斯事業

上　水道會社

上海水道會社第三十七回株主總會は、一九一七年三月二十七日英租界なる同社に於て開催せられ、出席株數七千三百三十八株に達したり、今キウピット氏が該總會に於て述べたる報告說明により、同社の一九一六年營業成績を記せば左の如し。

先づ同年度の收入、支出を前年度と比較すれば

	一九一六年	一九一五年	增加
收入	七八、三四四・四三 兩	六八、一八一・四三 兩	三七、一五三・〇〇 兩
支出	二九、七四三・三五	二三、二五〇・〇七	六、四九二・二八
損益計算利益尻	四九、五〇〇・〇八	四五、八六一・三六	三〇、六三一・七二
收入純增加	三〇、六三一・七二		

即ち營業成績の良好なりしを見る可きなり。

同年七月行へる上半期配當は

配當率	換算率	配當總額
一株に付二十志	2/83（一九一六年上半）	二八、三六一・三二 兩
同	2/3（一九一五年上半）	一四五、三三三・三三

同年上半期配當に與る株數は、前年同期に比し一、一六六株多かりしも、銀高なりしを以て配當金額は、却て前年よりも一六、九七一兩八一少額なり。

右前半期配當を支拂へる後債券利息を準備し、減價償却勘定に二〇、二一四兩〇九を當て、債券信託證書に於ける印紙費及信託者俸給、並に仲介及爲替の二小項目に二、〇七四兩五八を控除して、茲に損益計算の利益尻として殘れるもの前年度よりの繰越三七、六六四兩三九を合して

一九一六年損益計算利益尻	三二八、四三一・三九 兩
一九一五年同　同	二六五、八五七・六五

となり之を左の如く處分せり。

下半期配當一株に付二十八志

換算率3/53にて　此額	一四一、〇〇七・三三 兩
特別配當一株に付四志六片	二二、六六一・〇九
配當均一積立金	七五、〇〇〇・〇〇

積立金　二五、〇〇〇・〇〇

新勘定に繰入　六四、七六二・一七

前年總會に於て、新發行株のプレミアムは積立金年繰入れ、從來の損益勘定よりの積立繰入は之を行はず、且つ配當均一積立金準備は五千兩減じたる旨報告ありたるが、今回は前記收入純增加を例外として一九一六年に於ける追加餘剩は、爲替平均率が異常の高値なりしより得たるものにして、昨今の如く四圍の事情及一般經濟狀態の變調を呈し居る際にては、努めて積立金並配當均一準備資金を增加するは、最も時宜に適せるものなりとして、充分なる積立を準備せる次第なり。

一九一五年と一九一六年との配當及特別配當は、一九一六年は增加新株に對し、一株に付二志六片多く配當せるにも係らず、尙總株に於て前年より約五萬兩少なく、一九一五年下半期配當は2/7/8弗にて支拂はれたるが、該爲替率にて從來屢ば配當をなしたりと雖も、銀劑損の率なれば、斯る變動に備へんため配當積立を鞏固ならしむるの必要を感じ之を準備せるものなり、次にバランスシートに就て見るに發行株金は

一九一五年十二月三十一日現在　三四七、八二〇磅

一九一六年十二月三十一日現在　三五〇、四二〇磅

にして一九一六年中發行せるもの百三十株を合して、總株數一七、五二一株なり新發行株に於けるプレミアムは、一株に付二十磅のプレミアムにて、一七、九二二兩五〇に達し、之を積立金に繰入れたるが積立金は二萬五千兩を加へて、五十四萬餘兩に增加せり卽ち左の如し。

項目	今回準備額	合計現在額
積立金	二五、〇〇〇・〇〇兩	五四二、五六〇・五九
配當均一積立金	七五、〇〇〇・〇〇	二〇〇、〇〇〇・〇〇
減價償却準備金（エンヂン、ボイラー及一般什器）	二〇、二一四・〇九	三五〇、〇〇〇・〇〇

一九一六年十二月三十一日の爲替率3/5/8を以て、金資本を銀資本に換算する時は、一九一六年の減少六五六、七九〇兩三七に一九一七昨の減少一〇三、六二五兩五三を加へて、爲替に據る資本損失は七六〇、四一六兩九〇に達せり、同年中再び擴張を行ひ、之にて二七四、八五二兩四一の大增加をなせるが、該擴張事業は良好に進捗し、新貯水池二個及濾水床三個を新設せり、新汲上機械の英國より來るものは其收得許可を得るに幾分手間取りたるも、今や總ての困難を脫し茲數ケ月後には着荷の運に至るべし、蘇州河に架せる蓄石橋の代りに建設せられたる新橋を橫切りて架せる新導水管は工事完了して接續を終りたり、建物及設備は總て良好なる狀態にて保持せられ來れり。

十二月三十一日現在の水道本管全長は九十七哩八八にして、前年同時の九十三哩一八に比し四哩七〇の增加なり加ふるに六十七個の消火栓を公道路に設けたるが、其內六十三個は新型なり。

一九一六年の汲上水量及前年との比較其他は左の如し。

一九一五年汲上水量合計	四、二七四、〇〇〇、〇〇〇ガロン
一九一六年同上	四、七〇七、〇〇〇、〇〇〇
前年に比し增加（一〇%三）	四三三、〇〇〇、〇〇〇

一日平均增加　一、一八三、九五五
一日汲上の最大水量　一七、二九一、二三〇
斯く汲上水量の增加せるは、需要增加の結果にして、右一月汲水最大量は從前最高記錄よりは一百萬ガロン以上多し
慈善の目的を以て同年同社の寄附せるもの左の如し
上海支那向き二病院に對し各一〇〇兩宛
軍人孤兒資金に五〇〇兩　英國野戰病院へ二五磅
而して同年度締切以來當局の許可を得て、更に八百二十九株、一萬六千五百八十磅を一株に付十五磅のプレミアム付にて發行し、現在株金は之にて三十六萬七千磅に增加し、新發行株の申込を受けたるものは千三百九十六株に達せり

上海電車會社

(Shanghai Electric Construction Co., Ltd.)

上海租界地內の電車業を經營しつゝある上海電車會社第十一回株主總會は、一九一七年五月十八日、倫敦に於て開催せられたり、同社一九一六年度の營業大要を示せば左の如し。
同年度同社事業は引續き進步を示し、利益配當の如き前年の七分に對し一割に增加せり、總收入は

一九一五年度	一一七、九七五磅　四志三片
一九一六年度	一五三、七五七磅一五志一片

にして、之より銅貨換算損失額三八、七五〇磅一九志三片を差引く時は實際收入は一一五、〇〇六磅一五志一〇片となる、而して上海に於ける營業經費を控除したる營業利益は

一九一五年度	三五、〇〇三磅三志七片
一九一六年度	四九、三三〇磅〇志八片

にして更に倫敦に於ける經費及利息を差引する時は純利益尻

一九一五年度	三五、七八六磅一七志一片
一九一六年度	四九、五〇九磅一七志五片

となり之を左の如く處分せり。

修繕及取替準備勘定（實際新規取替に三三二磅七志十片を當てたる後）	一〇、〇〇〇磅	〇志	〇片
減價準備勘定	五、〇〇〇	〇	〇
上半期配當（四分）	一二、八〇〇	〇	〇
下半期配當（六分）	一九、二〇〇	〇	〇
次年度へ繰越	二、五〇九	一七	五
計	四九、五〇九	一七	五

即ち同年度は年一割の配當をなし、右減價準備は一萬三千磅に減少せり、而して一九一七年當初三ヶ月間の實際收入は二九九、〇〇〇弗にして、前年同期に比し三萬七千弗（一割四分）の增加なり。
既に示せる如く一九一六年度の銅錢換算に因る缺損は三八、七五一磅にして資本に對し約一割二分に相當す（前年度該缺損三一、七〇七磅）されど該缺損は前年度に比し斯く多かりしと雖も、一方收入の點に於て遙かに多く且つ銀塊相場高く前年度金貨換算一志九片なりしに對し、今年は二志換なりしを以て、銅錢換算の缺損を尠なからず補充せられたり、又銅相場の高値は一仙銅貨の鑄潰しを誘致し、斯くて十仙銀貨の需要を增加し、總收入に對する缺損割合は

爲めに小程度に止むるを得たり、而して支那に於ける幣制改革の計劃にして實現するに至らば、現在減價貨幣の不便は根本より除去せられ、同社の如き尠なからざる便宜を感ずるに至るべし。

地下線は一九一六年之を取除き英本國に積送の上一噸百三十磅の割合にて賣却し、二千三百磅を得たり、目下の狀態（戰爭の爲め）にて送金し能はざる配當未支拂額一四、五一二鎊一九志は會社に保留しあり、製作勘定費九、五八六磅は

新造トレーラ（連結車）十五臺　五、〇二二磅
無軌道電車　三、三七三磅
其他車輛類　六四六磅
其他　五四五磅七志
計　九、五八六磅七志

同年中十五臺の連結車增加の許可を得、之にて該車は合計七十臺に達し、其內二臺を除く外は全部倫敦にて製作せられたるものに係る、モーター車（連結車の母車）の現在數九十九臺の內、二十五臺は電氣設備を除く外、倫敦にて製作せるものにて、這は外部の援助を借るなく、電車製作の必要を滿し得る同社の能力を指示するものたるなり、而して上海に於ける會社建物は狹隘を感じ、增築の必要に迫られ、遂に八萬二千弗を投じて蘇州河南岸（蘇州路八號九號）英米煙草會社に隣接せる土地を買取り家屋の建築は一九一八年八月迄に完成の豫定にて、目下工事に着手しつゝあり、該建築は鐵骨コンクリートにして、最も現代式のものにて五階建の階下は事務所、現銀取扱所、季節切符販賣所支配人及監督室待合室、貯藏所等に當て第一階は線路技術部、統計部及外人社員の休憩及讀書室、第二階は總支配人事務室及重役室、副總支配人室、總事務所、記錄所、書記長及タイピスト室等に當てらるゝものなりと云ふ。

福建路の無軌道電車は、河南路橋迄擴張せられ、成績總て良好なるが、更に其擴張を當局に申請中なれば、若し其許可を得るに至らば、漸次狹隘の街路にて無軌電車の擴張を見るに至る可し。

中華電燈公司
(China Light & Power Co., Ltd.)

同社は千九百一年、資本金二十五萬弗を以て香港に設立せられ、シェワン、トームス商會之が總代理たり、工場は九龍側紅磡に在り、專ら九龍側の電氣供給を營み居れるが同方面の發展豫定の如く迅速ならざるため、同社の營業亦從來兎角良好ならず、去る一九〇六年六分及一九一一年七分の配當をなしたる外、常に無配當を繼續し來り一九一七年十月二十日開催せられたる第十六回通常總會（一九一六年八月一日より一九一七年七月三十一日に至る一ケ年に對する）に於ても、依然無配當を繰返したり、然れども發達甚だ遲々たれども近年業務は逐次發展の趨向を辿り、今や其設備を擴張すると同時に、發行債券を株券に切換へ、新に一百萬弗の會社に改組せんとの準備中にあり、今右總會に於ける議長の報告に據り最近同社狀態を左に示さん。

當年度（自一九一六年八月至一九一七年七月）の營業は炭價非常の高値にて、戰前の約三倍なりしにも拘らず、同社一ケ年の純益は

一九一五—六年	二六、三八八弗八八
一九一六—七年	六七、三七四弗二六

なる增收を示し得たり、されど尙配當支拂をなすべき餘裕なきと、第二には同社は眞に未だ幼稚の域を脫せず、將來業務總てを完全に行はんには、更に多くの資本を必要とする際なるを以て、今回は無配當とせり、同社は更に增設すべき二臺のタービンの代價支拂のため二十五萬弗の社債を發行せり、該タービンの一臺は目下殆んど全力運轉し、他の一臺は豫備機なきを以て、之を豫備機に當てらるべく且又現在の工場敷地は位置宜しからず、海面より海水を得ること不便なるのみならず、更に海岸に近き地に於て作業するに於ては石炭費其他消耗品の經費を減せらるべし、此件に關しては目下海邊の一敷地に付て官憲と交涉中にあり、されど該變改には設備の增加必要にして、又多額の費用を要し、新敷地に於ける据付け、及千五百キロワットのタービン一臺にて大約二十五萬弗の經費を要す、而して此經費を得且つ二十五萬弗の社債償還を行はんため資本金一百萬弗(二十萬株一株五弗宛)の新會社に改組織する事とせり、現在會社の株主は總て其舊株一株毎に新株(毎株五弗)一株宛を受け總體にて十萬株即ち五十萬弗を引受くる事となり殘餘の十萬株は其持株高の割合に準じて振當つるものなりと云ふ、されど右資金は今一時に要するものにあらず差當り、必要なるは敷地代の支拂及新建物の建築費並に機械の移轉及新タービンの据付費等にして、之は最初の一株に付二弗五十錢仙拂込にて充分なれども社債は一九二二年迄は償還し能はざるが故に、新株當初の二弗五十仙拂込に關しては株主は能く熟慮を要する所なり。

上海瓦斯會社

上海瓦斯會社株主年次總會は一九一七年四月二十六日開催せられ出席株主の株數三、五五三株及代理出席株七五八株に達せり、今ホッグ氏が當日爲せる說明により、十二月三十一日を以て終る同社一九一六年の營業成績を見るに左の如し。

同年同社の營業は頗る良好にして過去三四年に對比し著しき進歩を示せり、ガスの需要は增加し、在留外人及支那人の之を利用するもの漸次增加を示し、殊に家庭賄用、暖熱用及工業動力用等に需要するもの多く、同年の消費高は前年に比し二%五〇以上の多きに上り、且つ副產物も好値賣行あり、同年の利益は前年より五五、二九五兩三三の增加をなせり。

石炭相場暴騰の爲め消費は一九一五年に於けるよりも經費割高なりしも、液體燃料は銀高なりしを以て、能く相殺するを得、金利の負擔も少なく、同年中其社債六萬八千五百兩の買戻しをなし得たり、尙此後も社債輕減を旨とし、財政の許す限り此方針を以て進むべしと云ふ。

今決算に就て見るに、同年の成績は營業勘定利益に於て五三、〇八四兩六七、合計に於て五五、二九五兩三三の增加を示せり、而して營業決算の收支を前年と對照すれば

	一九一六年	一九一五年	增減額
收入	六八六、〇九六・〇〇	六四六、一七三・二六	增三九、九二二・七四
支出	三九三、九四二・五八	四〇七、一〇四・五一	減一三、一六一・九三
營業勘定の純增加額			五三、〇八四兩六七

なる增加にして瓦斯製造原料價は

一九一五年	二二八、五七四・七一
一九一六年	二一七、六七七・八九
差引減少	八、八九六・八二

の結果を現はせるが、之は主として銀高の爲め液體燃料價額の割安なりしに因るものなり、瓦斯製出原料の消費高百十一噸にして一六、〇六二、九〇〇立方呎のガスを製產せりガスの合成原料一噸の平均價格は五兩七匁五分にして前年は六兩なり。

ガス製出の其他經費及維持費並に配送費は、前年度に比し僅々二六七兩九七の增加を示せるに過ぎず。

經營費及經常費は前年度の五四、四四五兩に對し五一、二九一兩七三に減少せり。

轉じて貸方に就て見るに

ガス賣上收入	一九一五年	四七七、二三六・五一
同　同	一九一六年	四九一、一四一・二七
差引增加		一三、九〇四・七六

副產物は相場及需要共に良好にして、前年より一七、四六九兩一一多く、家屋附屬品勘定も好成績を示せり、損益計算に關しては、純益は五五、二九五兩三三の增加をなせるは前述せる所の如し、社債利子は別勘定として現はし一般利息勘定のバランスは一、八六〇兩五三の貸方となり、債券買取にて三、九〇三兩の利益となれり、借方に於ては減價償却其他前年總會の際と同樣に行ひ、別に說明を要すべきものなきも帳簿面爲替の損失は七三兩替にて六、七七三兩二二に上れり。

バランスシートに於ては土地、建物、製造設備に何等の追加をなさゞりしも、何れも好狀態に支持せられガス配送設備に要したる經費は八五、〇五九兩一一に達したり、家具及虹口家屋資產は總て帳面價格の眞價を有し手許貯藏品も亦同樣なり。

一九一五年末現在投資勘定四萬八千兩は、其他餘剩資金と併せて、社債の買戻に使用し、該買戻額は六萬八千五百兩にして、之にて社債未償還のものは一九一六年末現在七三一、五〇〇兩に減少せり、雜借方勘定の中一二一、八六三兩三四は帳簿締切後受入れ濟となれり。

他方決算に於て社債額は七三一、五〇〇兩に減じ、又保險積立金を設け良好に營業しつゝあるが、該勘定は今や一四、二七三兩五五に增加せり。

因に同總會に於て一株に付二兩五匁の配當をなせり。

上海電話會社

上海電話相互會社株主總會は、一九一七年六月十二日開催せられ、出席株主の株數二、二一四株に達したり、今其報告により一九一六年四月一日より一九一七年三月三十一日に至る一九一六年度の營業成績を示せば左の如し。

一九一五年六月の總會に於て承認せられたる擴張の件は

歐洲戰亂の爲め同年途に機器の着荷を見る能はず、一九一六年に入りても戰爭に因る障碍は、依然として繼續せられ該注文品は一として到着せずして終れり、而して一九一六同社は到底歐洲より供給を仰き難き折柄なれば、轉じて日本及米國に技師長を派し、必要器械を購入する事に決したるが其目的は北局に据付くべき三千二百線交換器を得んとするにあり、幸に合衆國に於て頗る割安値段にて所要を滿し得たり。

一九一六年度中同社業務は急激なる增加をなし、增設せるもの千〇十一個に達せり。

一九一五年度末電話數	六、三九四
一九一六年度末同	七、四〇五
差引增加	一、〇一一

英國より更に必要なる器械を得ること不可能なるため、擴張計劃は意の如くならず、其結果新規申込に對しては必要器械の到着迄應じ能はざる旨の通告(四月)を發するの止むなきに至りしも、會社側にては極力困難を排し、一般申込者の需用に應じ得べき方法を採りつゝあり。

次に決算に就て見るに、營業勘定は支出に於て二六、一九二兩增加し、收入に於て五三、六二三兩の增加を示し差引三七、四三一兩の純收入增なり、支出の增加は謂ふ迄も無く、收入大增加に伴ふ必要の結果にして、業務擴張せられたるによるものなり。

損益計算は負債の部に於ては三三六兩の減少をなし、貸方に於ては三四、三一四兩の增加を、而してバランスに於ては三五、〇九〇兩の純增を示したり、右負債側に於ける減少は投資に於けるプレミアム及仲買料の無かりしに因るものにして、一方減價償却は一九一五年据付けたる器械を加へたるを以て、前年度に比し八、一六一兩多し、貸方側の增加は主として營業勘定尻より寡れるは勿論なれども、家賃も亦西局に於ける店を貸したる爲、右增加の內一、八五一兩は兹より得たるものなり、されど利息收入は前年度に比し四、一六四兩少きが、這は投資額の減退より結果せるものにて資本經費に應せんため投資の幾分を賣放したり、バランスシートに於ては特記すべきものなく、發行資本金は目下九三〇、五〇〇兩にして新株發行の結果前年度に比し八千七百兩多し。

投資は額面價にて一九二、七〇〇兩を示し居るも、之を市價にて計算する時は、大約十七萬兩の價額なり、同年度純益一九五、九九六兩七五を、左の如く處分せり。

一株に付四兩の株主配當	七四、四四〇、〇〇 圓
取締役俸給	二、四〇〇、〇〇
積立金	七〇、〇〇〇、〇〇
投資欠損に對する準備金	三〇、〇〇〇、〇〇
使用人賞與金(一割)	八、〇三七、五四
次年度新勘定に繰入	一、一一九、二一
計	一九五、九九六、七五

右の內投資缺損に對する準備金は、投資證券價の額相場が多大の開きあり、投資上に於ける會社の基礎を强硬ならしめんがための必要より起れるものにして、又株主への利益配當は、前年度に於ては一株に付四兩の外に、特別配當

一兩を爲したるに對し、今回は前年度に比し更に充分の鉄損準備をなして、尚多額の純益を得たるにも拘らず、單に一株に付四兩の配當に止めたるは、次の理由に基くものなり、卽ち目下會社業務は急激なる增加をなしつゝある事實の半面に於て、營業經費の增大に備ふるの必要あり、這は取も直さず更に多くの電話器、電話線、交換機を要するを意味するものにして、換言すれば各方面に於て更に多くの資本經費の必要を指示するものたるなり、同社は當初十萬兩の資本を以て、組織せられたるものなるが、今や一百萬兩の資本に加ふるに廿七萬兩の發行債券を有するに至り、且つ將來依然擴張の必要に迫らる可く、實に其營業や盛んなりと謂ふべきなり、されど之は過去及現在に就て謂へるものにして、將來の事は單に想像に過ぎずして、事實の如何は實際を俟つより外なかるべし、今より約二ヶ年前更に設備擴張の必要を告げたる時、之に適應上一九四、八〇〇兩の新株を發行せり、該新株はプレミアムを合して約三二一、六八〇兩に達し、夫々必要の用途に割當て殘餘の分は、最上級信用證券に投資せられたり、然るに其後戰爭は愈々發展し、今日迄に既に受取り居る可き筈の供給品其他が、未だ大部分來着せず、爰に四月新規架設申込拒絶の廣告をなすに至れる次第にて、這は獨り同社のみならず工部局電氣部に於ても同樣の苦痛を感じ居る所なり、然れども注文品は徐々ながら着荷しつゝあり、且つ支局の設備も漸く完成に近づきつゝあれば、現銀の手不足を感じ居る、同社も遠からず手許潤澤を告ぐるに至らん、更に歐戰に依り現銀必要を感じたるは、金貨爲替率の奔騰(銀高)及戰時公債並に英本國に於ける一等級證券投資の好利廻なることにして、上海債券は曾に低落せざるのみならず、時節柄目先き尚低落模樣なければ、前者に投資するの有利なるより、努めて現銀の潤澤を欲し、從て今回特別配當を行はざりし所以なり。

製造工業

カルチー搾乳會社
(Culty Dairy Co.)

上海カルチー會社第五回株主總會は、一九一六年十二月二十九日其代理店長利洋行に於て開催せられ、出席株數五、六七五株に達したり。

同社の前支配人カルチー氏は前年逝去せるが、同氏は該社の創立者にして、當初の小規模より漸次業務を擴張して今日の成功をなし得たるは、全くカ氏の努力に依るものにて、同氏の個人的監督及搾乳業の萬事に就て鋭敏なる趣味を有するの賜たるなり、而して前總會に於てカルチー氏見角不健康にて、充分支配の任に堪へざるを以て一名の助手を歐洲より雇傭せんことを決し、一九一六年初めソヤガールド氏の着任を見たり、當時カ氏の健康甚だ勝れざりしより、就任匆々カ氏に代て殆んど一切の業務を支配せり。

一九一六年の報告に就て見るに損益計算の部に於て前年

の死亡に依る損失、即ち一九一五年の死亡損失二三、一一四兩四八を上せたるを見るが、這は勿論前期より繰越したる負債尻に關係ある外、同年勘定には何等の關係なきものとす。

牛疫其他の原因にて一九一六年中殪れたる損失は、一一、八七〇兩六五に達し之より箱車の賣却代及仔牛の評價增加を控除する時は、四、八六六兩一二の負債尻となり而して新畜建物、搾乳附屬品及缺損準備の減價償却の後一九一六年勘定は五六七兩九二の損失を示せり。

營業勘定のバランスは、前年度よりも約三千三百兩少きが、之れ全く生產の減退に因るものにて、一九一六年の牛乳賣上高は前年に比し六千六百兩餘を減少せり、而かも營業勘定尻の其割合に減せざるは糧秣の取合せと其配分の宜しきを得たる結果、牛乳產出の標準に對する飼養費の割合が恢復したるがためなり。

保險及株主割引の項目は、前年には經常費中に含みたれども、同年は之を分劃して示したり、損益計算は乳牛の死亡及設備の減價にて總純兩計共に損失を示せり、社債利子は前年に於ては一ケ年分の一部分に過ぎざりしも、同年度は、新規發行債券全一年分の利息を齎したるを以て二、三二三兩八三〇の增加をなせり。

前年度よりの繰越損失一〇、三四七兩一九は、損益計算の代りに、直接バランスシートに現はし、同年の缺損五六七兩九二をバランスシートに加へて之にて缺損は合計一〇、九一五兩一なり。

バランスシートに於ける、土地積立二、一四〇兩七六株プレミアム二、〇四〇兩より、土地勘定に於て一八〇兩七六を控除したるを以て、右兩者合せて現在四千兩となれり、生牛の價格は頗る保守的基礎にて格付けし、本年中に生產すべきを確むる迄は、何れの生牛も資產中に計算せずと云ふ。

最近發生したる牛疫の爲に、同社は莫大の損失を蒙れるが右勘定に示せる一一、八七〇兩六五の損失は、乳牛四十四頭の殪れたるものにして、此四十四頭の產する乳は一ケ月一萬四千七百四十噸なるを以て、一ケ月に約一千六百兩の收入損失を招ける譯なり、又之等牛乳賣上に於ける損失として現はるゝを以て頗る重大なる打擊なり。

然りと雖も今後若し少數年の間、牛疫の襲ふなくんは同社は、此種病疫に對して特別準備を爲し得べく、從て營業勘定は爾かく重きを要せざるべし、同社は死亡に依る損失補塡のため、財政の許す限り乳牛買入を繼續し、將來牛疫のため幾分失ふの危險を覺悟せざる可からざると同時に一方顧客の牛乳需要に對して出來得る限り適應の方法を講せざる可からざるなり。

立德油廠

(Lih Tih Oil Mill Co., Ltd.)

上海立德油廠の株主總會は、一九一七年七月二十日其總支配者たる祥茂洋行に於て開催せられ、千八百三十九株の出席者あり、今バーキル氏の報告せる所によれば、工場は

機械全部据付を終り、年度締切少し前より作業を開始し成績總て頗る良好なりと云ふ、斯く新機械を增設したるを以て今後の生產額に多大の增加を期待し得べし。

一九一六年度決算は、損益勘定の利益尻四五、五〇六兩四〇にして之を左の如く處分せり。

積立金勘定	二八、〇七六兩九六
華昌油廠に投資	三、五〇〇、〇〇
次年度へ繰越	一三、九二九、四四
計	四五、五〇六、四〇

積立金は之にて六萬兩に達せり。

尙前途の豫想に關しては目下の所斷言し能はずと雖も、消費市場に於ては好値にて需要多ければ、勿論悲觀を要せず、されど船腹不足と運賃の高率とは取引上困難なる障礙をなすべければ、必ずしも樂觀を許さゞるべしと。

老德記號

(Llewellyn & Co)

上海なる老德記株主總會は、一九一六年五月十六日開催せられたり、今同社一九一五年度の營業成績の大要を示せば左の如し。

營業勘定のバランスは、二一、七二五弗七六は同社引取額の增加を指示するものにして、賣行きは引續き向上の狀態にあり、炭酸水製造の新機械の增設は、豫期の成績を收めつゝあり、同社製出の炭酸水は品質頗る一般の嗜好に適し纔て又設備を擴張するの必要を感ずるならんと云ふ、同社は限られたる資本に依て營業せるを以て、其業務の擴張は自然銀行より一層の融通便宜を必要となしたりしと雖も、その決算表を一瞥せば、直に同社財政狀態の頗る强固なるを知り得べし、帳面に於ける資本に對する負債額は多少大なるが如きも、年度帳簿締切り以來、夫は賣上額と不權衡ならざるに至れり、而して臨時準備金に一千弗を用意せり同年度の損益計算の利益尻二五、七六〇弗八一は、之を左の如く處分せり。

一割配當(一株に付六弗)此額	七、二〇〇、〇〇弗
減價償却準備金	二、〇五四、一二
臨時負債準備金	一、〇〇〇、〇〇
積立金	一〇、〇〇〇、〇〇
次期へ繰越	五、五〇六、六九
計	二五、七六〇 八一

メヂヨアー兄弟商會

(Major Bros)

上海に在り化學工業藥品の製造販賣を行ふ、メヂヨアー兄弟商會第二十七回株主年次總會は、一九一七年三月六日其支配者たる祥茂洋行に於て開催せられ、出席者の株數二〇四〇株に達したり、今當日ペアース氏が述べたる說明により、同商會一九一六年の營業成績を見るに大要左の如し

同年の營業結果は其製產品需要良好なりしと、更に好値を以て賣行きを見たる爲め、明かに恢復を示し、尙一九一七年の豫想も、前途多忙なりと云ふ、決算に關しては其銀行及祥茂洋行よりの負債は左の如く減退せり、即ち

一九一五年十二月三十一日　九六、九五九圓九六
一九一六年同　同　七七、〇二一、七三
なる好況を示し居れるが、昨今の狀態を以て進まば一九一七年末會計締切には更に相當の右負債減少を見るべし。
建物及機械は修繕を加へて、良好なる狀態に保たれ來れるが、該修繕費に四、六六三兩四二を要し、之は例の如く營業勘定より支出せり。
損益勘定の利益尻一五、四八六兩五四に對しては、同社の財政狀態が未だ配當を許さゝる時代にあるを以て、全部次年度へ繰越す事となせり、而して同社創立以來の最大利益を擧げ得たるは、支配シエングル氏が幾多の困難と闘ひ、且つ不撓の努力を惜まざりしに負ふ所頗る大なるものありと云ふ。

英獨麥酒會社

(Anglo-German Brewery Co., Ltd.)

英獨麥酒會社は、從前所謂靑島ビールと稱せられたるものなるが、猛烈なる日本麥酒の競爭に際會し、殊に日獨戰爭以來營業不振に陷り、遂に一九一六年七月十日大日本麥酒會社に靑島に於ける同社工場資產全部を賣渡すの契約を結び、同七月三十一日臨時株主總會に、次で八月十六日再び、臨時株主會を開き、愈々淸算に着手せるものなるが、一九一七年七月五日同社は上海に於て株主總會を開催し、其後の經過に就て報告する所あり、卽ちヲイトソン氏の報告する所に據り概況を記せば左の如し。

今次の總會は香港會社法に據りて召集せられたるものにして、該法令には會社が淸算に着手し、若し該淸算が一ヶ年內に終了せざる時は、淸算に着手したる日より一年內に株主總會を召集するを要すとの規定あり、該社は一九一六年八月十六日に淸算に着手し、同年九月十一日（假契約は七月十日）靑島に於ける資產を、五十萬弗にて又當時手許原料品を二萬三千兩にて、大日本麥酒會社に賣渡したり。
一九一六年十一月一日一株に付き六十弗の割合にて、合計二六六、四六〇弗を株主に支拂へり、會社が淸算に着手したる時、上海に於て香上銀行に對する當座借越は、六四、九三二弗にして、靑島に於ける同銀行に對し、三、一八六弗三五なりしが、一方賣渡し當時麥酒の手許在荷六八、一四〇兩七九を算したり、而して十一ヶ月間の一切の經費（靑島販賣店に對する契約取消の賠償として、支拂へるものを含む）を控除して、香上銀行及手許に二六六、九九四弗六五を殘し、未濟勘定の差引くべきもの一、六九二弗九四なり。
更に此殘額より一株に付四十弗の割合にて、一七七、六四〇弗を株主に支拂はんとすれば、手許餘す所四七、六六一弗七一となり、會社に對する獨逸人側の請求が戰後迄決定し能はざるため戰爭終局後迄は此支拂を爲すこと不可能なる事情あり、之を香上銀行に預金し戰後を俟て處置する事となせり。

畢第蘭公司

(The A. Butler Cement Tile works Ltd.)

第十三回株主總會を一九一七年五月二十五日、上海祥茂洋行に於て開催し、出席株數二五八株に達したり、今同社の一九一七年三月三十一日を以て終る、一九一六年度の營業大要を示せば左の如し。

同年度の總利益は一一、六〇九兩七三にして、之に銀行預金利子、貸付け、讓渡料及前年度よりの繰越を合して、損益計算の貸方尻は一五、二九一兩六六となり、之より機械及什器、建物減價償却を行ひ、更に取締役監査役俸給を控除したる殘額一二、四五二兩三七を左の如く處分せり。

利益配當一割二分（一株に付六兩）	七、二〇〇兩〇〇
配當平均準備金（資本の七分）	四、二〇〇、〇〇
次年度へ繰越	一、〇五二、三七
計	一二、四五二、三七

同社の外に斯業の經營をなすもの一社、又現に創設中のもの一社あり、將來之等會社との競爭に對應せざるべからざれば、之が準備の一として今回より配當準備金勘定を設くる事とせり、現金は銀行手許に七、七四九兩一四、及最近償還せられたる貸付一萬兩を有し基礎強硬なり。

機械、什器及建物は總て良好なる狀態に手入れを怠らざりしが、該修繕費は營業勘定より支出せり。

同年度を通じて屋根葺煉瓦の需要は、急激なる增加を示し、且つ支那建家屋にも同社製品を使用せる家主も少なからざりしが、這は支那人製造の煉瓦及其他劣惡品に比し、同社品か價格の差以上に品質良好にして、耐久力强く割得なるに因るものなり、今後の豫想に就ては、現在注文は甚だ少なく、且つ家屋建築中のもの多からざれば、餘り樂觀を許さず、殊に競爭者の現はれつゝあるの折柄周到の注意を要すべしと云ふ。

謀得利公司

(S. Moutrie & Co., Ltd.)

上海英租界なる謀得利公司の十八回株主年次總會は、一九一七年六月二十八日開催せられ、出席株主の株數一、六六〇株に達したり、今ペヤース氏が當日爲せる說明により一九一六年四月一日より一九一七年三月三十一日に至る同社一九一六年度の營業を一瞥するに大約左の如し。

同年度の營業は一九一五年の如き好成績を保つ能はざりしと雖も、而かも根本的に再び滿足なる進步を遂げ得たり即ち前年度より繰越を合して、同年度の純益は六八、九三五弗四二に達し、之を左の如く處分せり、即ち

一割の配當支拂、此額	三〇、八四〇、〇〇弗
專務取締役への手數料及外人使用人への賞與金	七、九〇四、〇〇
在荷準備勘定へ控除	一六、〇〇〇、〇〇
次年度勘定へ繰越	一四、一九一、四二
計	六八、九三五、四二

總て處分法は茲數年來に於けると同樣、頗る保守的基礎にて行へるものにして、茲に在荷準備勘定を設け、一萬六千弗を之に當てたるは、同年中輸入したる貨物の價格昂騰したるため、之に對する必要に出でしものにして、歐戰繼續する限りは、物價益々騰貴すること必然にして、之に對し相當調節の法を講ぜざる可からざるより、該準備金を設

けたる次第なり、されば今年度一九一七年の購入價格は同年度に比し著しく低額なるべし。

決算に於て見るに損益計算の負債側に於て、建物其他の減價償却一〇、一八〇弗一二中五、六五一弗は工場に控除し殘餘の四、五二九弗は什器、運搬車、騾及家具並に附屬品勘定に宛てられたり。

貸倒れ勘定には前年の三、九〇二弗に對し、今回は二、二五二弗を準備し、爲替動搖勘定には一九一六年は新嘉坡及クアラムプル支店より送金し來る爲替に於ける損失の結果、五千弗の準備をなしたるが、該準備額は同年度中に利用し盡したるを以て、今回更に五千弗を用意せり、右兩支店に於ける商品其他の投資は新嘉坡通貨にて現はし、兩支店へ輸送する貨物の爲替は開店以來一定率にて計算し、年度末たる三月卅一日に於て之を同率にて上海貨幣に換算する習慣なり、されど平時爲替の變動少なき時に於ては、此方法は何等不都合なきも、今日の如く變動常なき時にありては兩支店への投資純額を一度び取纏むるの必要あり、三月卅一日の爲替相場にて、之を上海貨幣に換算し其結果損失となりたれども、尤も爲替にして再び低落するに於ては道は反對に利益側に立つや必然なり。

次に資產に就て見るに去る三月三十一日現在の現金有高合計は

一九一五年三月三十一日　五六、〇八八弗
一九一六年同上　三七、三八六・二三

にして、此減退は繃腹不足及製造原料の缺乏等の困難增加の場合に對し、多くの準備荷を用意し置くの必要ある結果にして、持荷は充分の減價償却を以て、一九一六年同時に比し約二六、三八七弗の增加を示せり。

雜負債は全く一九一六年と同樣なれども、貸倒れ準備は其後多額の受入を見成績良好なるを以て、一〇、三三九弗より六、六六五弗に減ずるを得たり。

種々なる障礙と困難ありたるにも拘らず、尙ほ斯の如き成績を擧げ得たるは全く良好と謂ふ可く、同社製ピアノ及オルガンは獨り支那及海峽殖民地に於て歡迎せられ居るのみならず、西貢、緬甸及印度等の諸方面に向つて需要を增加しつゝあり、一九一六年印度に於ける最大商店よりの注文により、同社製ピアノ二台を送附したる所、折返し更に二十七臺の注文あり、且つ彼地に於ける同社製品販賣代理希望の申込みを受けたるが、以て同社製品の品質が如何に優良にして聲價を博しつゝあるかを推知するに足るべし。斯く卸賣及小賣共に急速なる增加を示しつゝあると共に、工場に於けるピアノの製產高も、一九一六年度中八割五分方の增加をなしたるより、愈々建物を擴張するの必要を感ずるに至り既に其工事に着手中にして來八月末頃には完成を告ぐべし、然る時は現在狹隘のため注文に對して甚しき困難を感じ居る狀態を脫し、總ての注文を引受け得るに至るべし。

龍飛公司
(Horse Bazaar & Motor Car Co., Ltd.)

第十四回株主總會を上海同社に於て開催し、出席株主の株數一千九十八株に達したり、今其總會報告に據り同社一九一六年度の營業經過大要を示せば左の如し。

同年の同社營業は近年に見ざる好成績を擧げ、純益及前年度よりの繰越を合して、處分すべき利益尻は左の額に上れり。

一九一六年度純益　三四、三三八、〇五
一九一五年度より繰越　四、四三二、三六
計　三八、七七〇、四一

時局の爲め前年度を通じて、營業上尠なからざる困難を經驗せるが、同年度も亦依然此困難を脫する能はざりしと雖も、極力經濟の節約に務めたりしを以て同年經費は一九一五年度に比し、七三〇兩六九、一九一四年度に比し八、〇九九兩〇一を節減するを得たり、次に各項目に就て概況を見るに

飼料　は重要なる項目にして、三年前同社の不動憂慮を致せるものなるが同年は大體の上より之を云へば上半年は費用高にして、全年として見れば飼料異常の高値を示せる一九一五年に要したるものよりも、更に多額の費用を支拂ひたり、而して今後當分は飼料相場の低落は望み難き模樣なり馬車、自働車及蹄鐵工場に使用する鐵、鋼鐵其他必要材料は昨年を通じて相場著しく昇騰せるを以て、之等經費も從て增加せり。

自働車　本項目に於ては同年の營業は未曾有の好成績を示し、今後益々發展すべき見込なるが、嚮壁に周到の注意を要すべきは、本業は將來同業者との競爭愈々加はるべきを以て、更に適當なる最新式自働車を有するの必要あり、此點に關しては改めて方法を講ずべしと云ふ。

人力車　前年度より製作中のものは、全部完成し今や市內諸方に使用せられつゝあり。

轉じて計算に就て重なるものを見るに、取締役俸給は一九一五年の一、〇八三兩三三に比し、同年度は一千五百兩に增加せるが、這は從來の二名の取締役にては不充分なるを感じたるを以て、同年中特別取締役一名を增加したるに因るものなり、又歐洲人給料は事務員一名を解雇したるを以て、六三〇兩八五を減せり。

減價償却　家具及附屬品、一般機械及什器、自働車機械電氣附屬品に對し例年の通り一割の減價償却を準備し、建物に對しては前年の如く、一分五厘を控除し、更に一、一〇六兩九七を左の如く割當てたり。

新築オークション場價額　八〇九、四七
自働車運物の增築　二九七、五〇
計　一、一〇六、九七

バランスシート　負債の部に於て、香上銀行の當座借越は年度末現在左の如く減少を示せり、即ち

一九一四年度末現在　一〇二、一三二、三四
一九一五年同　同　五一、一六五、三二
一九一六年同　同　三七、〇七〇、三五

雜貨方は一九一六年十二月三十一日未決濟の支拂手形全部を合せ、一四、八一四兩九三に達せるが、之等は二月十五日迄に總て支拂濟となれり。

一般積立は一九一六年度末三七、〇六八両七六にして、今回更に一二、九三一両二四を準備し、之にて該積立は五萬両となれり、前年度は一九一五年利益より六千両を一般積立に當てたるが、自働車に於ける特別減價償却として使用せるものは、一、八一〇両七九に過ぎず、該特別積立は二ヶ年餘前に非常の狀態に於ては之を準備し置くは、最も時宜に適せるものなりと思考せるものに係り、又一九一六年總會に於て一般積立に六千両を用意したるは、其人力事業に於ける損失を豫期して準備せるものなれども、幸にして今年は該損失のため準備するの不必要なるを見るに至り、人力事業は意外の好成績を擧げつゝあり。

貸倒れ準備金　手許に於ける貸方尻は、三、四四三兩五三にして雜負債合計の一割よりも多し、而して貸倒れとも見る可きもの一四〇兩七〇ありしも、其内五〇両三九は從前貸倒れと思考せられたるものにして、其後回收せられたるものあれば、結局九十両三一の貸倒れに過ぎざるが如き有樣なれば、最早該準備の必要なしと認め今年は之が積立を行はざりき。

資産に關しては雜負債は前三年と比較せば左の如し。

千九百十三年末	六〇、三五八・九五圓
千九百十四年末	三八、三七三・九六
千九百十五年末	三一、八八六・九四
千九百十六年末	三四、二三八・〇三

即ち今年の未濟雜負債は、合計三四、二三八兩〇三なるが其内二八、一二三兩九二は既に入金濟となれり。

土地勘定　同社所有地は前年度と同樣にして其帳簿面價額は一一八、一四一兩一七なり、一九一六年の所有額は二一一、七八八兩五〇なるを以て九三、六四七兩三三の減額となり、更に一九一五年末に比し八四、八五二兩八三少なし。

一般貯藏品は一九一五年末と殆んど同額にして、其概算は一二二、五八三兩七七なり、而して各部に於ける貯藏品價額は殆んど一九一五年十二月三十一日に於けると同樣なれども、唯飼糧は前年在荷よりも二、四六一兩七九多し、各在荷は個々周到の注意を取り、其價額は努めて安値にて計算し、何れも純價にてせるが所有人力車は更に其相場以下に書下げたり。

買辨手許に於ける現金は、一月十一日現在銀行の手に七、五九九兩四八を有す、電話株の同社所有に係るもの十六株あり、此價額は千百九十兩なるも、帳簿締切當時は八十六兩なるを以て、同社持株は一、三七六兩となる譯なり。而して同年度の利益尻は左の如く處分せり。

配當(七分)	一八、九〇〇・〇〇圓
一般積立金	一二、九三一・二四
次年度へ繰越	六、九三九・一七
計	三八、七七〇・四一

土地建物業

威海衛土地及建築會社

一九一七年三月七日上海なる其代理店太平洋行（Lavers

& Clark) に於て、十八回株主總會を開催し、九八三株の株主出席を見たり。

一九一六年度の同社營業勘定は

千九百十五年度　缺損	八〇、六七
千九百十六年度　利益	四五九・三六

を示したるが、這は家賃の增加に因るものにして、經費は全く前年度と同樣なり。

今回は建物に對して減價償却を準備せざりしが、其原價額、減價償却準備金及建物帳簿面現在額左の如し。

平屋十一棟原價額	四五、八〇四、七四
減價償却の今回迄に準備せられたるもの	
原價額の二割七分五厘	一二、六四一・九六
平屋建現在帳簿面價額	三三、一六二・七八

之等家屋は總て充分の手入れをなしたるを以て、良好なる狀態にあり、而して該修繕及取換費は四、〇三〇兩一九に上り、營業勘定より支出せり。最近同社は更に同樣家屋十一棟建築の設計をなしたるが、之が建築費は四萬九千七百兩を要すべしと云ふ。

又一九一七年度夏季節用としてナルシッサス、ペーに於て平屋建四棟、ハーフ、ムーン、ペーに於て七棟の內五棟を借入の交涉をなして既に契約を終り後者(半月灣)の殘り二棟も亦借入の申込中なり、されば今年の營業は昨年に比してより良好なる可き見込みなりと云ふ。

英佛土地投資會社

上海祥茂洋行に於て一九一七年三月二十八日株主總會を開催し千四百五十一株の出席株主あり、該社一九一六年度の營業成績を示せば大要左の如し。

同年中所有地西Aに於ける小部分の家屋は建て直されたるが、之等は永年を經たるものにて、最早修繕し能はざるものなり、所有地Oに於けるコッテージ形家屋十一軒は建築完成し、全部好家賃にて借家人を得、更に之より一層良好なるもの八家屋は目下建築中にあり、該所有地の殘餘のものにてスチウドレー、パークとして知られたるものは、兒童の運動場として使用の爲め、工部局に賣渡したるが、斯く公開地の準備をなすは、最も望ましきものなるを以て同社にては之が賣渡に何等の利益を要求せず、工部局より家屋取拂ひ迄の金利及費用を支拂へり、所有地Pに於ける增加は未だ家屋の建築なき此地の金利にして、所有地Qは新に買入れたるものなり、右兩地の開拓は財政狀態の許すに至り、且つ建築費が平時狀態に復歸するを俟ちて家屋の建築に着手すべしと云ふ。

九萬兩の借入金は借手の要求次第、何時にても返濟の約定にて借入れたるものなるが、頗る低利のものなり、雜負債は停滯家賃、土地稅及前拂給料等を含み、雜貸方は未拂土地稅、水道及燈火料並に一九一七年二月二十八日迄に支拂ふべき債券利息等を含むものとす、營業勘定に於ては所有地R及Jよりの全年收入にて家賃總額は增加せり。

經費は普通にして修繕費は前年に比し甚だしく少なく、其重なるものは一九一五年七月の暴風に因るものなり。

下半配當は一株に付三兩五夕とし、減價消却及修繕勘定に一萬二千兩を用意せるが、之にて該勘定は十三萬二千兩に達せり。

即ち決算利益尻を處分すること左の如し。

下半期配當一株に付三兩五夕(之にて同年配當は六%五となる)	四五、五〇〇、〇〇
減價消却及修繕勘定	一二、〇〇〇、〇〇
次年度へ繰越	三、六三八、四〇
計	六一、一三八、四〇

業廣公司

(Shanghai Land Investment Co., Ltd.)

一九一七年三月十四日上海にて開催せられたる第二十八回株主總會に於ける議長ホッグ氏の報告說明に據り、同社一九一六年の營業を見るに、全年を通じて大體に營業活動は時局の爲め不勘障礙を蒙りたり、即ち同年の大部分を通じ、爲替高値にして輸入原料品に影響し、爲めに建築費は依然高價なるを免れず、されど所有地改良の見地より若干新規の建築に着手せり、一九一五年に始めたる西方面に於ける洋風住宅四軒は、既に同年竣工したれば、今後は之等家屋より家賃を收め得べし、尙此方面に二、三軒の住宅向貸家を建築ずる計劃なれども、投資資金に對し充分の利廻りを確め得る時迄、一時之を見合す事とせり、虹口公園近くに於ける小家屋は、頗る急激なる需要ありたるに鑑み、更に八軒一棟を建築し、之亦既に全部借手を得たるを以て、引續き九軒一棟の建築を開始せるが、之等は一九一七年夏早々借家人を得るに至る可し、又同社四川路所有地に、二棟のコンクリート大倉庫建築に着手せり、目下此種建築を行ふは其時に非ざるが如く思考せらるゝやも圖られざるも會社重役側にても充分の熟議を凝し、用材鋼鐵相場は戰爭終了後と雖も少く共若干期間は相場暴落すべしとも思はれず、旁々此所有地を無價値に放棄し置くは、多額の金利を要する事となり此間の計算をなしたる結果差引有利たるの結論に到達せるを以て、建築に着手したる次第なり、該倉庫は今年末竣工の運びに至るべく、其位地重路の中心に位し、且つ大小好みの儘に契約し得るの便宜あるのみならず借手の爲め頗る低率なる火災保險率を得らるゝ樣、各方面に注意を拂ひあれば、借手には頗る便利多かるべし、而して該倉庫貸料は一九一八年の決算に於て、相當の家賃增加として現はるべし。

一九一六年始め同社は二ヶ處の土地を購買せり、一は廣東路と海口路に面せる僅かの土地にして、第二は思狄威爾路、東鴨綠路、東有恒路及梧州路に亘れる稍大區域なり、兩土地共主として、支那建家屋を有し、之等家屋より現在得つゝある家賃は、土地購買價額に對して相當の利廻りを示し居れども、更に好收入を得る爲め兩土地共何れ改良を加ふるの計劃なり。

一方同年中手放したるものは其所有地十三號の一部を賣却せるのみにて、此賣價より利息及一般經費を控除したる殘額、卽ち利益は損益計算に繰入れたり。

次に決算に就て見るに、營業勘定の支出の部に於て經常

費及給料は減少せり後者の減少は或る期間營業事務員一名缺員なりしに因る、新契約にて支配すべき家屋增加せるため家賃收入は少しく增加せり、官廳經費は債券發行に關して必要なる手數のため增加し、利息の借方尻は四一、三九九兩五〇の增加なり、該利息負債尻は會社資本を增加する無くして建築を繼續し行く限りは、累年增加し行く一方なるべし。

營業勘定のバランスは、前年度に比し三五、三四一兩五一少さが、這は全く一方利息負債尻が增加せるに對し、他方建築其他に消費せるものが、同年中に全く生產的とならざりしに基くものなり。

營業勘定の收入の部に於ては家賃は

家賃總收入增加	一四、三五一兩七〇
經費支出增加	九、一六六、四八
差引（家賃純增收）	五、一八五、二二

なる增加を示せるが、右經費增加の主なるものは保險三、八〇〇兩增加、修繕費五、六〇〇兩增加、水道二、〇〇〇兩增加等にして稅金、給料及雜費は減少を示せり、修繕費の增加は全く原料品相場の奔騰に因るものにて、一九一五年中修繕は一九一六年に入らば、必ず材料價格低落すべしとの豫想を以て、出來得る限り之を手控へたる結果、一九一六年の修繕は多少負擔重きに過ぎたるものなからず、されど各資產は夫々修繕を加へ、良好なる狀態にて支持せられたり、讓渡料、口錢及火災保險口錢は共に前年度と變りなし。

損益計算の利益尻に於ては、賣却の上に於て前年の如き相當利益を收め得ざりしと雖も、同年度は其利益を爾後數年に及ばさんとの目的を以て、其利益の十五萬兩を配當均一積立金に繰入れたるが、一九一七年は此內五萬兩を使用する事とせり、債券に於けるプレミアムは同年に比し一、〇〇八兩多し。

同社所有地の現在帳簿面價額は九、〇五〇、六九二兩七九にして、前年同時に比し七三九、二〇五兩一三の增加なり、即ち同年度中に七十三萬九千餘兩の土地投資をなしたる譯なるが、此增加土地中一萬二千兩の小區を除き、其餘の土地は一九一七年及一九一八年には家賃の生產を見る可しと云ふ。

最後に一九一六年度半期配當として、一株に付六分の支拂をなしウィングローヴ氏は、年五百兩の報酬にて監查員に重任せり。

商業

泰興洋行

(Lane Crawford & Co)

上海英租界南京路九號なる泰興洋行は、英國人經營の株式組織にして、船舶用品、男女洋服、帽子、酒及食料品雜貨等の卸及小賣業を經營しつゝあるが、一九一七年五月二十一日其株主總會を開催し、マムブローズ氏は一九一六年度の營業經過に就て說明する所あり、當日出席株主の株數一、三

九一株しに達たり、今右說明により一九一七年二月廿八日を以て終る一九一六年度の營業大要を示せば左の如し。

同年中大戰の爲め始終幾多の大困難に際會せり、即ち英國に於ける商品仕入れの困難、仕入れを爲したる時は次に船積許可を受けざる可からず、之等の手順を終りたる後は之を積出すべき船腹收得の困難あり更に船腹を收得して後は潛航艇の危險ある等少なからざる障害ありしと雖も、幸に潛航艇の難を免れたり、斯る狀態なるを以て昨年中の營業は常に容易ならざる苦心を要したるが、尙今年の前途に關しては、本國相場高、保險率の增加、船腹の不足等何れも恢復の模樣なきのみならず恐らく戰爭終熄迄は到底之等障礙の除去は望み難かるべし。

決算に就て觀るに營業勘定は前年度に比し左の利益增加を示せり。

千九百十五年度利益	六三、七一三、〇三
千九百十六年度同	九九、四九三、八九
差引增加	三五、七八〇、八六

土地及建物　一九一六年二月二十九日現在の土地及建物の帳簿面價額は三十七萬弗にして、其後何等の增加をなさざれども、今回一萬五千弗の減價償却を行ひたるを以て、該資產價格は三十五萬五千弗となれり、發行債券額は前年と同樣にして二十四萬兩なり。

家具及附屬品の價格は

一九一六年二月二十九日現在	一五、一六〇、一七
同年中增加せるもの	二、一九六、七九
今回減價償却準備額	五、〇〇〇、〇〇

現在帳簿面價額　一二、三五六、九六

在荷　在荷の格付は最も注意を拂へるものにして、前年度末に比し增加を示せるが、這は注文に依り仕入れ額の增加せるに因るものなり、即ち左の如し

一九一六年二月二十九日現在々荷高	二六〇、六一九、八一
一九一七年二月二十八日同	三七二、六七一、二六
差引增加	一一二、〇五一、四五

銀行當座借越は

一九一六年二月末現在	九二、二四〇、五八
一九一七年二月末現在	一六一、三〇二、七七
增加	六八、〇六二、一九

にして右增加は多額の在荷を擁し來れるに因る。

繰借方　之亦周到の注意を拂ひ努めて償却をなすの方針にて現在高一八三、八六一弗四五なれども、一方之が準備に五千弗を今回用意し、合計二萬五千弗の準備を有するを以て結局

一九一六年二月末現在	一三八、四〇八、二六
一九一七年二月末現在	一五八、八六一、四五

となり、前年度末より二〇、四七二兩一九の增加なるも、取引高の大增加せるを數ふれば、何等驚くに足らず。

投資　前年度バランスシートに於て上海土地會社株ありしも、元來該株は特別の目的を以て購買せるものにして、最早其目的を達したるを以て、一九一六年中僅々八弗九七の利益を得て手放したり。

以上諸種の經費を控除したる殘額、即ち損益計算に於ける純益は一四六、六九七弗一四にして、之を左の如く處分せ

り。

八分の利益配當にて此額（八分）	二〇、〇〇〇・〇〇弗
一般積立	一〇〇、〇〇〇・〇〇
在荷準備勘定	二〇、〇〇〇・〇〇
次年度へ繰越	六、六九七・一四

右損益決算の利益尻處分法は、今年より變更せるが之は目下の變調時代に於ては、努めて充分の用意を爲すの必要より來れるものにして、歐洲開戰以來同店取扱品の價額著しく增加し、手持品の格付は當時の補充價格を以て計算せるものにして從て之に對する準備として、特別積立二萬弗を用意し其償却に當てたり。

彙司公司

(Weeks & Co.)

綿利、惠羅の兩公司と共に上海の三大デパアトメント、ストアーと稱せらるゝ彙司公司は、創立以來既に十數年の歲月を閱し、常に良好なる營業を繼續し今や進んで漢口に支店を設くるに至り、殊に歐洲開戰以來甚大なる障害に際會せるにも拘らず、尙相當の利益を擧げつゝなり、而して一九一七年五月三十一日上海本社に於て、第十七回株主總會を開催し、同年二月二十八日を以て終る一九一六年度の營業決算に就て、總支配人ッウールマン氏より報告する所あり、（出席株數五五、〇三株）今該報告により同年度の營業成績大要を示せば左の如し。

戰爭より來れる海外取引の困難に、其後依然として變らざりしも、取引額は增加せり、而して二月二十八日現在の手持品價額は、前年同日に比し約十萬七千弗多し、目下東洋航路就航船腹が、多大の制限を受けつゝある際に於て斯く潤澤なる在荷を有するは、今年營業上尠なからざる便宜たるなり。

上海本店の利益を擧げたるに對し、漢口支店は下半年に至るまで、未だ利益を見る能はざりき、漢口支店は好く寒暑共に適應する樣特に設計建築せられたるものにして、同社にては全部を使用せず、不用の部分は之を他に貸店せり。

一九一六年度の純益は五六、五五七弗二三を示し居るも、此內前年度決算に、漏れたるもの一二、五八三弗五〇を控除すべければ、差引四三、九七三弗八三の純益となり、前年度純益は從て同額の增加をなす次第なり、即ち當期處分すべき利益尻左の如し。

一九一六年度純益	四三、九七三弗七三
前年度より繰越	六、七七六・三四
計	五〇、七五〇・三七

バランスシートに於ける其他に關しては、香上銀行の當座借越しは甚だ多く、各種弗勘定の貸方尻を控除するも尙二一一、五六八弗三〇の純負債となるが、斯く負債の大增加せるは在荷、帳薄借方、附屬品及漢口建物等の增加せる結果なり、爲替動搖勘定は弗銀營業相場として七二兩を以て計算し、九八二弗四七の損失を示せるが、該換算率は實際に於て同年の大部分を通じて更に低率なりしなり。

次に株に於けるプレミアム、債券投資に於ける利益及償却に於けるプレミアム、並に債券勘定の貸方尻六七九兩七七の內、株に於けるプレミアムを例外として、殘餘は漢口建物に關するものにして、該建物勘定は間も無く締切らるべきを以て、之等は今年以後決算面より除去せらるべし、而して總ての減價償却は充分に之を準備し、營業諸道具、運搬車及馬等何れも保守的に計數し、實際價格は之より遙かに多し。

同年度配當として資本に對し八分の利益配當を爲し、建物準備に八百弗を用意し、殘餘の七、八三四兩九七を次年度勘定に繰越したり。

福利公司

(Hall & Holtz, Ltd.)

一九一七年四月十八日株主年次總會を上海本店に開催し出席株主の株數九、二四八株に達したり、今クラーク氏が當日爲せる報告說明に據り、同社一九一六年度の營業經過大要を示せば左の如し。

同社同年の營業は頗る良好にして、其商內高は多大の增加をなせり、即ち決算に於て見るに同年利益は

一九一六年度純益	一一六、四一〇・六四兩
前年度よりの繰越	四〇、九六三・二三
利益計	一五七、三七三・八七

にして、一株に付一割の利益配當をなし、殘餘を左の如く處分せり。

實產準備資金	一五、〇〇〇・〇〇
一般積立金	一三、六一九・七六
家具運搬車及馬	五、二六一・九八
消火設備	二、三五七・六八
貸倒れ勘定	二、〇〇〇・〇〇
配當均一準備金	二〇、〇〇〇・〇〇
次年度へ繰越	四六、四五八・四五

公司の財政狀態は頗る强固にして、銀行の當座借越は前年よりも多きも、這は隣地建物の新築に要したるものにして、目下全部支拂濟なり、而して該借越勘定は今年必ず著しく減少するのみならず、遂に存在を見ざるに至るべしと思考せらる、借金は商內高大增加のため前年より稍や多きも總て良好なる性質のものにて少數例外を除きて二ケ月以前のものなし、貸倒れ準備勘定は前年度よりの繰越三、二七七弗二二に今回準備せる二千弗を加へて、現在高五、二七七弗二二に達し、全く十二分の準備と云ふべきなり。

現銀販賣は依然增加一方にして、同年度商內高の半以上は現金支拂及代金引換地方販賣なり。

一般積立は、今回の控除額一三、六一九弗七五を合せて二十萬弗となれり、同社は從來配當積立を行はざりしも貿易變調其他に因り、常に配當の變化免れざる可ければ、斯る場合に善處する爲めには、出來得る限り充分の配當準備を用意し置くの必要を感じ、今回最初の準備として二萬弗を控除せり、一萬五千弗となれるが之は全く償却積立金と同樣なるものなり。

禮享木材株式會社

(China Import & Export Lumber Co. Ltd.)

第十五回株主總會を一九一七年三月廿七日上海本社に於て開催し、千八百十三株の株主出席あり、同年二月廿八日を以て終る、同社一九一六年度の營業概況を示せば左の如し。

同年の會社營業は頗る良好にして、所得利益は創立以來の最高度記錄を造りたり、同年中の支那に於ける建築業は平均して普通以下にして、且つ同社營業の重要項目の一たりし官憲の仕事も思はしからざりしも、上海に於ける需要は良好にして、會社の挽割工場及乾燥工場は優等建築に要する上等材料の注文により常に多忙を極めたり、同年度中所得利益の大部分は、汽船傭入より得たるものにして、太平洋に於て同社傭船にて一般貨物を取扱ひ、好利を博したるが、若し此傭船より得たる收入有らざりせば、同年度の利益は斯く卒年以上の多額には達せざりしなるべし。

次に決算に就て見るに手許在荷は

千九百十五年末	五七四、九九四兩一六
千九百十六年末	八七一、五〇七兩三八

にして今年六ヶ月間の營業を爲すに充分なる在荷を有す、船腹に關しては燃々缺乏を告げつゝありて、今や新規の輸入をなす能はず、從て先物契約に對して會社の義務を果し難き狀態なれども、幸に充分の持荷あるを以て法外の條件傭船をなさず緩々好機會を待つことゝせり。

據負債の項に於ては、前年末の五五、五六三兩九二に對して、同年末は一五九、三五三兩二八に增加せるが、這は鐵道契約に於て、支那政府に對する貸高が增加せるに因るものなり。

工場機械及一般傭船備付品は同年中改良及增設せられ設備は總て良好なる狀態にあり、上海に於ける同社所有地は騰越路延長に必要ありて、小區域を工部局に賣渡したるを以て、價額千五百四兩八錢を減じたり、地均し其他土地改良費は一材木置場の爲め營業費より支出せり。

而して前年度よりの繰越七、八三八兩二八を合して、同年度損益計算の利益尻は一四四、八六二兩五五に達し、之を左の如く處分せり。

配當金(八分)	三二、〇〇〇・〇〇 兩
一株に付十二兩の特別配當	四八、〇〇〇・〇〇
配當均一準備資金(之にて十萬兩となる)	五〇、〇〇〇・〇〇
戰爭資金	四、〇〇〇・〇〇
次年度へ繰越	一〇、八六二・五五
計	一四四、八六二・五五
積立金　一九一六年二月廿九日現在	一〇〇、〇〇〇・〇〇
今年準備	五〇、〇〇〇・〇〇
計	一五〇、〇〇〇・〇〇
特別積立金	
一九一六年二月末現在	八〇、〇〇〇・〇〇
今年準備	二〇、〇〇〇・〇〇
計	一〇〇、〇〇〇・〇〇
汽船ツアンター號	
一九一六年二月末價額	一一〇、〇〇〇・〇〇
今年減價償却	一〇、〇〇〇・〇〇
差引	一〇〇、〇〇〇・〇〇
建物	
一九一六年二月末現在	二〇、〇〇〇・〇〇
今年減價償却	五、〇〇〇・〇〇
差引	一五、〇〇〇・〇〇
土地	
一九一六年二月末上海實直額	二四一、六六一・七七
一九一六年中鹽鐵路エキステンションの土地一畝一四を	一、五〇四・八〇
工部局引に渡し之より得たる補償	二四〇、一五六・九七
差引	

支那に於ける投資利益

米國エイ、ピー、ウインストン

投資者に對しては支那は世界に於ける最有望なる未開發地と稱することを得べし、其の特に有望なる所以は、其の天然の富源が世界他の何處に於ても是を凌駕する能はざることを外にして、勞働の供給の比類なき程に豐富なるに依る、本論文の目的は吾人の蒐め得たる報告書の範圍に於て如何なる方法及程度に於て、支那勞働者が外國投資者の有利なる一資源となれるかを、簡單に說明せんとするものなり。

支那に於ける勞銀は米國に於けるものの殆ど十分の一なり、勿論此の如き貧困なる生活は一人當りの效程を劣等ならしむるもの、即ち最低價なる勞働は屢々最高價なることあれども、支那勞働者個人の生產的資質は、米國勞働者が僅少の賃銀に對して爲す仕事よりも、同一の僅少なる賃銀に對して幾分多くの仕事を爲すものなり、外國人が此の貧困なる勞働者に關し、記述するところを見るに、其の忍耐耐久力及智識は殆ど不可思議なる程に優等にして、何人も此の如き人類の存在を驚嘆する外無しとせり、假令是等の褒詞にして、誇張ありとするも、此の如き過賞の言に稍々近き一定の確乎たる通有的意義無からずとせず、一個の支那勞働者に對して爲したる實驗に於て、該勞働者が成功したりとするも、是は外觀上同一人のみ是が實驗に堪ゆるものとすべし、熱帶の炎熱は地球の中央部分をして怠惰薄弱なる意思を有するの地方と爲せり、されば熱帶に居住し赤陽のもとに懶惰なる印度人及睡眠を好む阿弗利加人の友たる廣東勞働者を以て、勞働者たるの精力的體格を有するものと爲すのみならず、是を生產的精力に於て世界に冠絕すと稱する者あるは、吾人の喫驚するところなり。

支那の勞働と外國資本との結合は、企業に適せる沃野の一端に其の手を下せるのみなるが、該企業は主として棉花紡績、石炭採掘、鐵道業の三種の工業に屬す、而して外國資本の成功すべきや否を實驗するに足るべき條件を供ふるものは、綿花紡績及鐵道業に過ぎず、是等三種の工業に於ては賃銀低廉なるが故に、一單位の生產物に對する生產費は明かに低廉なり、紡績業に於ては一職工は百乃至百五十錘を擔當し、一日十仙乃至十二仙金貨の賃銀を受く、是に對し米國に於ては一紡績手の九百乃至千二百錘を擔當する

に對し、一日一弗二十五仙の割合なり、次表は内外商業局の支那に於ける綿製品に關する報告中より抄出したるものにして、米支兩國の生產費を示す。

一封度に對する生產費（不況時の價格を除外す）

綿絲種類	支那	米國
一〇番手	一・〇七乃至一・八四	二・〇一
一二番手	一・二〇乃至一・八一	二・四六
一四番手	一・四七乃至一・八七	二・九二
一六番手	一・六一乃至二・一二	三・三〇
二〇番手	一・八七乃至二・四一	四・八三

石炭採掘業に於ける一人の採掘高は、支那に於ては米國に於けるよりも少量なるが如し、萍鄉炭鑛に於ける三千人の坑夫は、千九百十二年の調査に依れば一年一人平均百六十六噸を採掘せり、然るにウエースト、バージニアに於ける石炭坑夫は、千九百十四年に各人九百八噸を採掘す、然れども賃銀の低廉なる爲め生產費としては、支那の方低廉となる、他の支那の炭鑛即ち山東省博山に於ける採掘費は七十仙（米價）に過ぎざるにペンシルバアニア無煙炭產地に於ける生產勞働費は一弗八十仙なり。

支那各鐵道に於ける收支の割合は、次表に示すが如く頗る其の經營費の小額なるを見る。

京奉鐵道

一九〇六年	二八%
一九〇七年	三七
一九〇八年	二八
一九一一年	三五
一九一二年	三二
一九一三年	二七
一九一三年	五八
一九一三年	三一・三

更に是を次の割合と比較すべし

普魯西亞國有各鐵道	一九〇〇年以來約六五
デラウエア、ラッカワンナ及西部線	一九一三年　六四・八
イリノイス中央及紐育中央鐵道	一九一三年　七四・五
ペンシルバニヤ鐵道	一九一三年　七七・一

支那鐵道の最初の二線は其の最善良なる經營の可能なることを示すものなり。

最後に支那人勞働者を使役するに依て生ずる利益は、棉花紡績及鐵道業共に平穩の狀態のもとに經營せられ、其賣上高亦良好なりし場合なることを注意するを要す、石炭採掘は不充分なる輸送及拙劣なる政府の取締に依り、妨害を被れり、支那政府が合理的なる鑛山法の制定に依り、文明進步の見る可きあるを示したるは、近々此の一兩年の事に過ぎず、支那（滿洲を含ます）に於ける外國人經營の三炭鑛の內、一は幸に收支相償へるも、他の二に至りては全く利益を收め得ざるの狀況にあり、山東炭鑛會社（獨逸人經營）は千九百年に創設されたるが、未だ嘗て配當を爲したること無きのみならず、千九百十三年に於ては準備金一千馬克に過ぎざるに缺損金は百萬馬克を算せり。

北京投資組合も投資者側より見て、同樣の結果を呈せり然しながら支那工業及採鑛會社は、千九百十二年に於て八%の配當を爲し、千九百十三年に於て其の株式は額面價格の約一六〇%を以て、上海市場に賣買せられたり、是等會社の無類の成功を得たる原因は、恐らく該會社の位置に依るものなるべし、蓋し支那工業及採鑛會社は海陸に於ける運輸の關係上海岸に設立せられたるを以てなり。

紡績業の最近二十年內に於ける進歩は、大に見るべきものあり、卽は原料の供給を手近に求め得ること、廣大なる內國市場を有すること、及重稅を免除されたる事等與て力あり、現に內外商業局に於て編纂中なる、各紡績工場明細表完成するか、又は殆ど完成に近きものとなるに於ては、吾人は經驗ある外國人經營のもとに、工場が近年の革命又は內亂に拘らず、悉く大盛況を呈せるの狀を眼前に見るを得べきなり、支那人の此の方面に於ける企業も、場合によりて成功せり、然れども其の多數は支那人の大規模の製造工業管理が、經驗に於て不充分なるところあるを示せるが如し、二個の棉花紡績會社(英國人)は、千九百十四年に至る三箇年間に、其の全資本に均しき利益を得たり、前後五箇年間其の優先株に對しては七%、普通株に對しては逐年八%、一四%、二二%、二〇%、二四%の配當を爲せり千九百十年に建設せる公益紡績公司(英國人)は、既に其の次年に於て一二%の配當を爲し、是に相次ぐ三年間に一五%乃至十二%の配當を爲せり、國際會社の繁盛を來たしたるは、僅かに最近三年間の事にして、千九百十二年、千九百十三年、千九百十四年に於て其の優先株に對し七%、普通株に對し逐次八%、一二½%及五%の配當を爲せり、又瑞記洋行は千九百十二年に一%、千九百十三年に一三%の配當を爲せり、支那に於ける日本人經營の會社は非常に成功せり、是等會社の內の或者の上海支店は、日本內地に有する工場よりも一〇%若くは一五%の多額の收益を得たることは注目に値す、上海絹絲紡績會社(日本人)は、千九百十二年乃至千九百十四年の三年間に於て、其の資本金より以上の利益を得たり、而して千九百年乃至千九百十四年の六年間に於て、逐次一五%、八%、八%、一六%、二〇%一七%の配當を爲せり。

鐵道に對する投資は奬勵せられたり、而して非常なる不便のもとに經營せられたる鐵道が、斯くも多額の利益を擧げ得たるは寧ろ驚異に値す、支那鐵道は沿革新しく組織未だ整はず、線路は不完全にして、管理者及使用人は比較的不熟練なり、加之其の大部分は政府の經營に屬す、而して國有鐵道の利益は何れにあるかを知るを得ざるも多數國に於ては其の結果は明に面白からざるなり、然るに支那鐵道は其の財政上世界無比の好況なり、卽ち次表に示すが如し。

第一、千九百十五年七月の極東評論に公表せられたる報告

支那鐵道(投資に對する利益の割合)		
北京奉天線	一九〇三年	七%
	一九〇五—一一年(平均)	一七·三五

一九一二年	一九·五〇
一九一三年	一八·五八
北京張家口間（一九〇九年開通）	
一九一〇年	一〇
一九一一年	六
一九一二年	一七
一九一三年	二〇
全支那國有鐵道	
一九〇九—一一年（平均）	四·七
一九一二年	八
一九一三年	八·三

第二、千九百十四年米國總鐵道會社の五%の成績に對する內國商業委員會報告

米國鐵道（投資に對する營業收益割合）　一一·一八%

ニユージエルシー中央線	一九一三年　八·四二
デラウユア及ハドソン線	一九一三年
デラウエア、ラッカワンナ及西部線	
	一九一三年　七·七八
レハイバレイ線	一九一三年　七·九七
費府及リーディング線	一九一三年　九·七一
バルチモア及オハイオ、ニューヨーク中央線及ペンシルヴアニア、システム線	一九一三年（平均）　五·一六
ニユーイングランド線	一九一三年（平均）　五·五六
官有鐵道地域內の殘存私有鐵道	一九一三年（平均）　二一·五

第三、ヂョンソン及バンメーター著「鐵道輸送の原則」（四二七頁）

普魯西亞國有鐵道	一九〇〇—一四年（平均）　六·六
	最高一九〇〇—一四年　七·五二

該米國鐵道に對する帳簿價格は、投資額を以て是を示せり、成績優等の線路に關しては、之れは恐らく法外の評價にあらざるべし、米國鐵道と支那鐵道とを比較するに當り支那鐵道は何等の稅金を支拂はざるも、米國鐵道は課稅標準價額の平均六七%を稅金として支拂ふの事實に注意せざる可らず、是を以て米國鐵道の收入歩合に之等の零細經費を加算して、初めて兩國間の比較は略正鵠を見ることを得べし。

以上述ぶるところを檢すれば、次の如き積極的にして且顯著なる結論を得べし。

（一）最近の報告より判斷するに、支那鐵道は世界中最有利なる鐵道にして、此の點に於て世界第一の名聲を博したる普魯西亞の鐵道を凌駕す、而かも此の事實は千九百十二年は革命、千九百十三年は內亂等の不況時に當れるに拘らず此の成績を示せるなり。

（二）支那鐵道は亦米國の最有利なる私有鐵道よりも更に有利なり。

（三）今後數年順調なる發達を繼續するに於ては、支那鐵道は恐らく有ゆる他の鐵道投資よりも、以上の利益を得るに至るべし。

（四）支那鐵道の成功は明に經營費及勞銀の低廉にして而かも勞働の能率の高きに依る。

（五）是を以て支那全國に鐵道を擴張するは、何等著しき損失を生ぜざる而已ならず、寧ろ收益の確實なる見込あり而して其の結果は外國の投資と支那の勞働との二大勢力の協同に依り、凡ての支那に於ける原野、鑛山及都市に於ける工業の進歩を來たさしむるに至るべし、例へば棉花工業を更に有利ならしむるが如き是なり。（雜誌エシア所載）

日本の對支政策と日支關係

米國宣教師　ゼームス、ダブリユー、バツシユフオールド

一、緒言

世界列強は其對外關係に於て、正義の觀念に支配さるるものなく、均しく四圍の事情に依り、其政策を樹立するものなるが故に、日支關係の研究に於ても亦、專ら正義の觀念に依りて、之を判斷すること能はざるなり、故に吾人は現下東亞に於ける特別事情、殊に日本の國情より判斷して、日支問題の解決點を發見せんとするものなり。

ピー、プトナム、ウイール氏は曾て、日本の二十一箇條の對支要求に就きて左の如く批評せり。曰く

一九一五年一月十八日は、日本歷史及び世界歷史上より見て、之を日清戰爭日露戰爭及び日韓併合と共に、日本の大發展を劃するの時期なりと云ふことを得べし。惟ふに日本の先覺者たる大政治家が、今を距る二十五年前太平洋岸に位する東亞の諸國を併呑するの大國策を樹立してより以來、此大政策は着々として實現され來り、未だ曾て秋毫の動搖を見しことなし。然るに支那が日本の此の大野心を看破し、之れを防止せんが爲めに革命に依りて、共和政體を樹立し、爾後歐洲列強の一員たらむことを宣明して以來、日本は其の大國策の遂達に對する一大憂患の發生するを覺知せり、是れに於いて日本は一九一三年の動亂を煽動して、支那の抵抗力を打破せんと試みたるも、袁世凱の手腕と、列強の借款政策との爲に阻止せられて其目的を果すこと能はざりき。然るに其後歐洲列強は未曾有の大戰亂に、其國力を傾注して、又他を顧みるに遑なく、米國は孤立の狀態に立ちて、力を東亞に用ふるの念を斷ち、日本が擅に東亞に活動するの機會を與へたりしかば、茲に日本が其年來の對支政策を遂行すべき、千載一遇の好機を現出せしめたり。

と。然れども此の如き日本の大國策を斷定するは、極めて危險にして、世人を導きて誤解に陷らしむるものなり、蓋日本が今を距る二十五年前に於て、既に前述の如きマキアベリズムの大計畫を樹立したりと云ふは、吾人の首肯し難しとする所にして、日本の歷史も亦、列國のそれと同じく不知不識の裡に、或方向に移動し、幾多大事件の後所謂潛轉默移の間に、其國策が漸次一定の形態を露出し來りたるものなるべし。但漠然として明確に意識せられざりし、日本國民の大野心が、過去二十五年の間に漸次明確となり、

今や世界周知の事實となりたるの點に於て、此二十五年間の價値は、之を重要視せさるべからざるのみ。倘ウィール氏の說の如く日本は二十五年前に於て、既に東亞併呑の大野望を抱懷したりしと假定せば、其過去に於ける外交政策は、凡て權變譎詐の歷史なりと云はさるべからす、何者、日本は日淸戰爭以來常に、東洋の平和と領土の保全とを高調し來り、一九〇〇年以來列强と四回の協約を締結して、支那門戶開放領土保全を保障したればなり。

日淸戰爭は實に日本の宣言せる如く、韓國の獨立を保全し、東洋の平和を維持せんが爲に、日本の挑發せるものなりと雖も、是れ當時淸國の勢力深く韓國に侵入し爲めに、日本の獨立に對し、一大危險を感せしめたるが爲にして、國家存立上詢に已むを得ざりし所なりとす。然るに戰勝の結果日本は支那をして韓國の獨立を認めしめ、更に支那より遼東半島を割取して、其國防の安固を計りたるも、三國干涉の爲に同半島を還付するの已むなきに至り、而も後幾ならすして北洋の要地は列强の掌中に歸し、日本は再び其の獨立に對する危險を感するに至りぬ。

日露戰爭は即ち、日本が國家獨立に對する此第二の危險を除却し、東洋の平和を永遠に確保せんが爲に、戰ひたるものにして、大勝の結果、日本は其目的を達することを得たり、然れども當時日本は戰勝の餘、其最初の消極的目的にのみ滿足すること能はす、進みて將來の安固を一層確實ならしめ、更に其國力の充實發展を計るが爲に、茲に所謂大陸政策に發途せるなり。

當時日本には大陸政策の遂行を主張せる主戰派と、經濟的發展と平和的道義的政策とを主張せる道義派とありて、互に其の主義の實行を爭へり、而して余は其の後屢々日本に旅行して、知名の士と談論を交へたること常なりしが、其の間此の二派が依然劃然として分立し、其の主義の實現に努めつゝあるを確めたり。然るに當時主戰派勢を得、其先導者たる小村侯は戰勝國の代表者として、ポーツマウスに向ひ、露國代表者と折衝の結果、所謂大陸政策を實現する幾多の根底を樹立せり。グリップス博士の說に依れば當時日本が要望せし所は即ち其將來の安全を確保する保障にして、之が爲に日本は、大陸に根據地を獲得し、大平洋の制海權と滿洲開發の優越權とを確保し、併せて露國と親善の關係を維持し、之に依りて支那を制禦して、列强に對峙せんと企てたりしが、此等の目的はポーツマウス條約に於て悉く贏つ事を得、其後支那との北京條約に依り支那をして之を承認せしめたり。加之一九一〇年七月の日露協約の締結により、日本は露國との親善關係を裏書すると共に露をして滿洲に於ける日本の優越地位を認めし以來、其大陸政策の實現は著しく進捗し、爲に支那は新なる危險を覺知するに至り、列强に倚りて之が防遏の策を講せんと努めたりしも、突如歐洲大戰亂の勃發するありて、列强は又東亞を顧みるの遑なきに至りしかば、日本の主戰論者は好機乘すべしとなし、茲に其大陸政策の完成を企てたり。

惟ふに歐洲大戰亂の勃發は、日本が支那に對する侵略政策を實行すべき唯一の好機會を與へたる也。當時日本主

戰論者の見る所を以てすれば、歐洲列强は大戰の渦中に在るを以て、復日本の野望遂行を妨げんとするものなかるべく米國は支那保全の爲に、敢て日本と戰ふの意なかるべきは勿論、縱令戰意ありとするも、其實行は絕對に不可能事なるべしとせり。是に於て彼等は進むで滿洲を占領して、支那全土を控制し、其東亞の盟主たるの地位を確立し、以つて戰後列强に對峙するの地歩を獲得すべく、若支那にして之に抗するときは、一擧北京を衝きて、其死命を制すべきを主張せり。當時の首相大隈伯は平和論者なりしが、其內閣は二個師團增設問題の爲に議會の反對を受け、首相は內閣維持の必要上、議會を解散して總選擧に臨みたるの際なりしかば、民意を外交に集注し、主戰派の意を迎へんが爲に、一九一五年一月十八日遂に對支要求廿一箇條を提出せり。此要求は實に支那に於ける日本の優越權を樹立することを目的とせるものにして、其支那の主權を害し、東亞の勢力均衡を破ること甚だしきは、日本の自ら認むる所にしてこは日本が該交涉を絕對に秘密とし、交涉中其の駐支軍隊を倍加して支那を威嚇し、以つて急速調印を終らんと企てたるの事實に依りて、證明するを得べし。然るに當時袁世凱は第五項の承認を峻拒し、英米二國は該條項の交涉を後日に保留すべきを日本に勸告し、日本亦其の甚だしく正義に反するものあるを自認せしかば、遂に第五項を削除せり、而して議會が日支交涉の不當を理由として、大隈內閣不信任の動議を提出するや、之れに贊成するもの百三十票ありしに徵するに、日本に於ける平和論者は寡しく大隈內閣の對支要求の不當を攻擊したるなるべし、故に日本政府は其後各衆國政府に對し、日支交涉中第五項を削除したる旨を通告し、是に於て支那は第二の危機を免るるを得たり。

日本の主戰論者は此の如くにして、其政策實行の絕好の機會を逸したるが、是れ一面、支那の峻拒と英米二國の勸告とに因ると雖も、亦日本國內の現情より見て、其平和論者が勢力を得來りたるに因らずばあらず。

惟ふに日支兩國は其位地互に近接するを以つて、日本の對支政策は親善と征服との孰れかを出でざるべし、即ち日本は或は支那を征服して之を制御するか、或は之と親善の關係を維持し、互に對等者として之に對し、其相互の經濟的關係を密接ならしめ、一朝事あるの秋は互に赴援するの策を樹てざるべからず、而して此二政策は互に相反撥するものなるが故に、日本は其孰れか一を選ばざるべからず、兩者を併用すること能はざるなり。

吾人の見る所を以つてすれば、兩國は互に接壤し、而も日本は其人口面積共に小に、且過去三千年來常に小國なりしに稽ふるときは、其最も妥當にして賢明なる對支政策は卽ち日支親善を措きて、之を他に求むること能はざるべし、以下其根據を開示せん。

二、日本の支那覇制は其發展上不必要也

（一）日本の資源は其增殖する人口を支持して餘あり。

故エフ、エッチ、キング敎授（the late professor F. H. King）（ウイスコンシン大學敎授）は曾て日本を旅行して自ら其富源と資力とを研究し、且之に關する日本政府の報告書を參酌して日本の自然的經濟力に關する論文を公にせしことありしが、其內に左の如く結論せり。

若十五度以下の傾斜を有する地面にして耕作せらるるときは、日本の四大島を通じ全面積の七割五分の地を變じて耕地となすことを得べく、又若も此新なる開墾地が現に耕作せらるる地と同一の收穫力を有するに至るときは、之に依つて更に三千五百萬の人口を養ふに足るに至るべし、而して此等の新開地にして一度可耕地となるときは、其收穫力は現在の耕作地よりも遙かに大なるを得べきが故に、其差額は開墾費用を償つて尙餘りあるべく結局日本は之に依つて優に一億萬の人口を支持し得るに至らむ。

と、同敎授は或は旅行中の爲に其觀察を誤りたるなきを保し難しと雖も、氏は農業學の大家なれば、其所論は確に參考の値あるべく而して之に依るときは、日本は現在の率を以つて人口增加の趨勢を持續するも、尙今後五十年間は國內に其全人口を給養し得べく、而も之が爲に現在以上の程度に工業本位國とするを要せざるなり。

（二）殖民地の資力

日本本土の資源は、上述の如く其增殖する人口を、今後五十年間も給養して尙餘あるに、此外日本は既に臺灣、朝鮮、樺太の南半を保有するが、此三領土は優に二千萬乃至二千五百萬の人口を收容することを得べし、故に日本は單に其農業を改良することに依り、現在の領土を以つて、能く現在人口の二倍を給養することを得べし。

（三）日本は東亞商工業界の覇王たるを得べし

若日本にして、戰爭の爲に其人力と資力とを浪費するが如きことなくむば、將來五十年間に於て、能く東亞商工業界の覇者たるを得べく、こは英國商工業發達の歷史に徵して、更に疑なき事實なりと、斷言するを得べし。

（四）日本は亞細亞大陸に移民することを得べし

日本は亞細亞大陸に移住して能く其文明を移殖することを得べく、此事は英、佛、獨、伊等の諸國民が、米大陸に移住し其文明を移植して、アメリカ文明を形成せし事實に徵して實現難きにあらざるべし。

（五）日本は馬來群島に移民するを得べし

馬來群島は四千萬の人口の收容力を有するが故に、日本人は現に支那人の行ふ所に倣ひ、自由に此群島に移住する事を得べし、故に日本が亞細亞大陸に根據地を取得せんとの計畫は、毫も其國家の存亡に促されたる問題にあらざるを知る、否其所謂大陸政策の實行は、却て日本の危險の機會を促進するものにして、之が爲に列强と衝突し、支那と乖離するの時期を招徠するものなり。

三、日本は支那覇制に要する經費の負擔に堪えず

（一）大陸政策の實行は國家の經費を膨脹す

日本は臺灣、朝鮮及び樺太の領有に依り、既に一千五百萬の異人種を抱擁せるが、若も更に南滿洲を占領するときは、更に一千二百萬乃至一千五百萬の支那人を加ふることとなるべく、其結果約五千萬の日本人は、約三千萬の異人種を抱擁し、此等被征服者の敵愾心を壓迫するが爲には、常に之を制御することを要するに至るべし。而して日本人は一八九五年の領臺以來常に、被征服者たる支那人と、軋轢しつゝあるものにして、現に日本は生蕃に對して臺民を保護するが爲に、多數の軍隊を駐屯せしむと稱すれども、其實小數の在島日本人が、被征服者たる多數の支那人に對して、常に不安を感ずるを以つてなり。又之を日本の朝鮮統治に見るに、政府は鮮民同化の目的を以つて、種々の施設を試み來りたりと雖も、多數の鮮民は依然日本に對する敵愾心を懷抱し、征服者の政治を悦ばざるの風ありて、一部のものは常に陰謀を逞ふし、統治者の暗殺を企てつゝあり、是を以つて日本は鮮民の信服せざるを熟知するが故に之を威嚇し彈壓するの目的を以つて、多數の駐屯軍を要するの已むなきに至れり、而して日本人の徹底的性質と、其征服者たる自負心とを以つてするも、一千五百萬の被征服人民を同化して、之に日本の思想を注入すること能はざるの狀態に在り、故に假令日本が南滿征服を遂行し、三億三千萬の支那人が之に屈服して、南滿洲を割讓することありとするも、日本人は此上更に一千五百萬の支那人を同化することゝ不可能なるべく、結局兵力を以つて之を壓服するの外なかるべし。然らば則ち、日本の南滿征服は其陸海軍の大擴張を必要とし、之に伴ふて其國民の負擔を著しく增加するに至るべし。

然るに飜つて日本の現情を見るに、日本の軍事當局者は現在領土の安固の爲に二個師團の增設と、大規模の海軍擴張とを必要とし、他方一般國民は之を以つて國家破產の前兆なりとして之に反對し、爲に內閣は更迭に次ぐに更迭を以つてし、其結果遂に大隈伯の出廬を促し、辛うじて增師案を遂行して時局を收拾するを得たるの狀態に在り　之を以つて見る時は、日本人が更に南滿征服に因りて增加する經費の負擔に堪えざるべきは、智者を俟つて後知るべきに非ざる也。

（二）日本人は既に重稅に苦むが故に其負擔の增加は不可能也

キング敎授の計算に依るに、日本の耕地面積は一五、二〇二、九六〇エーカーにして、一戶當平均10㌃エーカーを有する割合となる、然るに國家の租稅を戶數當に分つときは、一戶平均二十八弗一七となり、更に之を人口に割り當つるときは、日本國民一人に付き五弗〇六の割合となる、而して此外に所謂地方稅を加ふるときは、人口一人の租稅負擔額は正に十弗以上に達すべし。更に日本の國債額は一九一四年に於て一、二八二、二一一、二五八弗にして、其國富に對する割合を比較するときは、合衆國の國債よりも實に、十七倍の多きに上り、又神戶博士の計算に依るときは、實に廿一倍の多きに上る。今試みに合衆國民の負擔を增加して

現在の十七倍又は二十一倍ならしめたりと假定せば、其結果は革命を見るの外なかるべし、而して日本人と雖も現在既に其負擔力の極度迄でに、租稅を負擔せるものなれば、此上租稅の增加に堪え難かるべく、而も上述の如く大陸政策の實行は巨額の臨時費の增加を來すべきを以つて、之が實行は其經濟上政治上に、重大なる危機を促進するに至るべきこと、斷言するに難からざるべし。

四、支那覇制は日本文明の沒落也

(一)經濟的發展と軍事的侵略とは兩立せず

經濟的發展と軍事的侵略とは、其道途を異にするが故に日本は其將來の國是に對し、此二者の一を選ばざるべからずして、同時に其兩者を共に採ること能はざる也、蓋商工業を發達せしむるが爲には、其國民は青年期に於て、或は家業に就事し、工場に農園に勞作すべく、或は學校に在りて研究に腐心するを要するが故に、國家は之を强制して軍事教練を與ふること能はず、況んや之を驅りて戰場に送るが如きことあらんか、忽ち其數を減少し、遂に著しく國家の經濟力を減殺するに至るべし。英國の某經濟學大家は曾て、歐洲諸國に就きて、其實業に從事せる青年と、軍務に勤務せる青年との比例を算出し、之を米國の數字と比較せしことありしが、其結果合衆國が歐洲諸國に比し、經濟上遙かに有利なる地位に在るを指摘し、依つて合衆國が將來五十年間に、世界經濟上の覇王と成るべきことを斷言せり然るに此豫言は其後漸次實現せらるるに至り、合衆國は一面急速なる人口の增加と、資本の巨額なる蓄積とを見他面著名なる發明的天才の輩出と、巴奈馬運河の開鑿とを得て其經濟的發展に成功したるに、此間日本及び歐洲列强は、軍事の爲に其國力を浪費して、其經濟的發達遲々として進まず、近き將來に於て合衆國は太平洋上の商權を確保し得べきの地位に在り。

此の時に當り若日本にして、其國力を擧げて商工業の發達を計らんか、一方其國民教育の普及と勤勉怜悧なる國民性とに倚賴し、他方大市場に近接せる有利の地位を利用して、能く東亞商工業界の覇王と成ることを得べけむ、然れども此二者は決して兩立するものに非ざるを以つて、日本は今や其一を選ぶべき地位に在る也。

(二)劍に依つて獲る所は劍の爲に奪はるべし

上述の如く日本は其國策として、軍事的發展と平和的經濟的發展の二者中、孰れか一を選擇すべき地位に在るものなるが、之を決定するに就き常に記憶すべきは、實にペーコンが道破せる千古の眞理にして、即彼は曰く「戰爭を事とせる國家は、一時强大なる軍國として勢威を擅にし得べきも、爲に其永續に必要なる基礎を破壞し去るもの也」と之を史實に徵するに、亞歷山の偉業、羅馬帝國の沒落、西班牙の征服時代、乃至はルイ十四世及び奈翁の下に於ける佛蘭西の征服史等、悉く此眞理を例證するものに非ざるなし、蓋し大規模なる軍備の擴張維持は、曾に國民の經濟力を涸渇せしむるのみならず、爲に國家の人力を減殺すること、著しきを以つて也。故に日本の軍國主義者は常に耶蘇

の垂訓を其心裡に牢記し、夫の劍を以つて獲しものは、劍の爲に奪はる可してふ鐵則を忘却すべからざる也。

(三)大陸政策は經濟上日本の不利也

惟ふに野蠻未開の時代に在りては、征服者は被征服者の國土並に一切の財產を擧げて之を沒收し、其國民は之を奴隷として賣却し、又は虐使し得たるが故に、戰爭は經濟上幾多の利益を齎したりき。然れどもノルマン、エンゼルの言へるが如く、現代文明は戰勝者に對し、此の如き絕對の權力を與ふることを禁ずるが故に、征服者は被征服國民に對し或は之を同化して忠誠歸順の民たらしめむが爲に、種々の同化政策を行ひ、或は其叛逆を防遏するが爲に、强大なる軍備を維持せざるべからざるに至る。是を以つて獨逸の壓制主義を以つてするも、アロ二州又はシュレスウイツヒ、ホルシュタイン二公國の併合後は、其被征服者を壓服すること能はず、之を統治するに誠意と公平に依り、專ら其心服を得んことに努め來り、佛英二國亦其併合國たるニースサボア又は印度に對して同一政策を行ひ來りぬ。

而して日本國民は勿論、其軍國主義者と雖も、今に於て新附の鮮民に對し窘窮政策を實行せんことは、夢想だもせざる所にして、一旦滿洲を領有することあるも、其人民に對しては、乃ち正義的人道的の政策を行はざるべからざることも、亦彼等の均しく肯肯する所なるべし、蓋若日本にして之に臨むに、苟くも不公平、沒道義の統治を以つてせんか、忽にして滿人の反抗と日貨排斥運動とを激發し、牽いて列强の武力的干涉を誘致するに至るべければなり。

而して若日本が滿洲を領有し、新附の支那人に與ふるに在留本國人と同一の經濟的特權を以つてせんか、農民は即ち其從來保有せる土地を利用し、商民は即其從來の經驗と手腕とを活用して、日本人との競爭に際し、有利の地步を獲得すべく、其結果支那人の發展は遂に日本人を凌駕し、結局却つて之を同化するか或は、之を經濟的競爭裡より驅逐し去るに至るべし。市俄古大學敎授家永博士も亦此點に就きて、在滿支那人の商工業的手腕は、在留日本人に比し遙に優るものあるを認められたり。

然らば則ち、日本にして滿洲を領有するも、之を統治するに當り、其人民に本國人と均等の特權を與ふるときは、之に依つて得べき經濟上の利益、毫も之れ有ることなかるべく、其本國人の利益保護を目的として、支那人を不利の地位に陷るときは、叛亂所在に勃發すべきが故に、之が防遏の爲に巨額の軍事費を必要とすべく、從つて假令列國干涉の外患なしとするも、之が爲に日本は國家的破產に瀕するに至るべし。

五、支那覇制に對する列强の妨礙

日本は列强との條約に依り、滿洲に於ても門戶開放主義を維持するの義務を有し、且此主義を確保するが爲に、更に列强と支那の領土保全に關する條約を締結せる也、即日本は最初團匪事件北京最終議定書に於て、列强と共に此主義に關する條約に加盟し、更に一九〇五年のポーツマウス媾和條約に於ては、露西亞と此條約を更新し、越えて一九

○九年ルート高平協約に依り、合衆國と同一の更新を了し次で英國とは、一九〇九年の日英同盟條約並に一九一三年の同盟更新に於て、嚴に此主義に關する前約を更新せるものなり。惟ふに支那領土保全並に門戸開放に關する最近五回の協約に依り、列强は日本が東洋に於ける大規模の侵略政策を遂行して、世界の勢力均衡を破壞し、其平和を攪亂するを觀望せざるべき旨を、公に宣言せるものにして、是れ恰も彼等が西歐の一國をして、瑞西、白耳義又は和蘭等の侵略を擔にせしめざるを宣言せると趣を同うするもの也。

故に日本の軍國主義者にして、眞に世界の輿論に聽從せんとするあらば、其條約を破棄して世界の勢力均衡を打破するが如き、大計畫に發途するに先ち、其列强共同の武力的反對を誘致し、世界的大戰爭を惹起すべきものあるを豫想すべきなり、蓋日本が支那を覇制して東洋の盟主となり、世界平和の一大强敵たらんとするに當り、西歐列强が徒らに袖手傍觀之を對岸の火災視すべきにあらざることは、智者を俟たずして明かなるべければなり。

六、日本の計畫は支那人の民族性を變更すること能はず

(一)支那文明は牢乎不拔也

日本の軍國主義者は、日本が支那を征服し統治すべき能力あることを立證するが爲に、支那人が過去に於て蒙古人又は滿洲人の爲に征服され、且永く其統治に服從し來りたる史實を援用すと雖も、是れ未だ支那歷史の眞相を究めざるの說なり。蓋、支那人對滿蒙異種族の爭鬪史を詳に研究する時は、支那人は一時外夷の爲に征服さるるも、漸次征服者を其文明に同化し、結局最後の勝者と成り了るものなる事を明にするを得べし、即ち、支那人は初め蒙古族の爲に征服されて、一二八〇年より一三六八年に至る迄其統治に服從し、次いで滿人の征服する所となりて復一六四四年より一九一一年に至る迄異族の統治に服し來れりと雖も、其征服者たる蒙古族又は滿人の言語は、其征服の結果曾て支那本土に普及永續せしことなく、支那本土に移住せる征服者は、其本來の言語を棄て、却つて被征服者の言語を口にするに至り、遂に支那語は深く蒙古に侵入し、滿洲語を排するに至りぬ、故に外族の支那征服は單に其名あるに止り、之を英人がジョージ王を迎えたる當時に於ける、獨逸の英國征服に比するも尙且其程度の低きものありと云ふを得べし、蓋西太后は其學問に於て、遙かにエドワード七世に勝ると稱せられしに拘はらず、滿洲語を解せず、而かもエドワード七世は却つて獨逸語に堪能なりしを以つてなり。加之支那人は常に其征服者を、自己文明に同化し來りたるものにして、其完全なること實に希臘文明が、亞歷山王國を同化せし比にあらざるなり。

(二)印度佛敎と支那文明

支那人と外國人との間に生れたる子孫は、其性質慣習等概ね支那人に傾くものにして、卽支那人が蒙古人、滿洲人

緬甸人、布哇人又は馬來人等と結婚する所に於ては、其子孫は概ね支那人の風習に化し去られ、其外人の特性慣習に薫染する場合極めて稀なりとす。更に佛教は耶蘇紀元の頃始めて支那に傳道されたるものなるが、其最初のヒナヤナ教より幾多の改革を經て、數百年の後遂に變態してマハヤナ教と成り、以て衆生の信仰を集むるに至りたるは、印度佛教史の示す所なれども、此改革が大成せられたるは、實に其支那に輸入されたる後の事に屬することは、日本のロイド教授及び支那のティモシイ、リチャード師(Rev Timothy Tichard)の共に主張する所なりとす、即佛教の起源は印度に在りと雖も、支那人は之を繼受したる後、之に大改革をを加へたるを以つて、支那佛教の教義儀禮は毫も其母教たるゴタマ教に類するものなきに至れり。

(三)ネストリア派の運命

ネストリア派の耶蘇教が、始めて支那に傳道されたるは耶蘇紀元五〇五年の頃なりしが、當時支那人は殆ど之を顧みることなく、又之を信仰せし小數のものは、其後全然之を改革せしが故に、同派は全く消滅に歸し、現存する唯一の碑文に依り、僅かに其渡來の痕跡を留むるに過ぎざるに至りぬ。

(四)猶太人と支那文明

猶太人の支那に移住せしもの多く、一時數千を算するに至りしも、其執拗固陋の性質を以つてするも、其民族性を保持すること能はず、遂に全然支那人の爲に同化し去られ移住當時の猶太教の中心地に現存する數戸の猶太人は、全くヘブリュー語を知らず、且支那語に依りて行ひ來りし禮拜も、今や全く廢絶に歸せり。

(五)回々教と支那文明

回々教が、ネストリア派又は猶太教と異り、支那に渡來して以來、相當の信仰を得て其存立を保持し得たるは、惟ふに其渡來に隨伴して貿易行はれ、爲に經濟的動力に依りて其布教を援助し得たるに因る。但支那人は此異教に對しても極力禁遏を加へたるが故に、新宗教は支那在來の儒教に對し著しき影響を加ふること能はざりき、即ウエルス、エス、ウイリヤムス(Wells. S. Williams)氏の言を借りて云へば、新宗教は支那人の多神に對し何等の影響をも與ふる所なく、從つて其道徳を毫も向上せしむる所なかりしなり。一八六二年より同七六年に亘れる回教徒の叛亂失敗に終りてより、支那人の風習を有する回教徒は、其從來有せし政治上重要の地位を喪失するに至りしかば、則ち支那人の回教徒は爾來既に久しく存在せずと言ふも過言に非さる也。

七、日本は支那現政府を征服し得べきも以つて其國民を慰撫統御し能はず

(一)軍國としての支那

日本は一九一五年の對支要求に計畫せしが如き、支那に對する重大なる干渉政策を決定するに當り、先づ其支那國

民に對する永遠の國策を樹立する事を要す、蓋日本が單に滿洲領有の計畫を實行するに止め、支那をして自由に其資源を開發するを得しめんとし、支那亦此計畫に抗爭する所なく、銳意其發達に腐心するものと假定せむか、日本は則ち、其隣邦三億萬の國民が急速に近世文明の域に進むを見るべく、且其所謂軍國主義的文明は、各國民が最も容易に且最も速かに、到達し得べき階梯なることを知るに至らん蓋ゴルドン將軍の推測に依れば、精銳なる武器と十分なる給養とを與へ、指揮訓練宜しきを得るときは、支那兵は正に英國兵に匹敵し得べきを以てなり。

惟ふに日本は既に軍事に習熟し、其兵士は歐洲列強の兵士に比して敢て遜色を見ずと雖も、軍事上より見たる支那も亦決して侮るべきものに非ず、即ち其の統帥者に就きて云へば、支那が古來幾多の名將を輩出したるは、敢て日本に讓らざるものあり、而して之を兩國の國富に就きて云ふも、國富と負債との比例、特に未だ開發されざる富源に於て、支那は遙かに日本に勝るものあり、故に日本が今に於いて滿洲を奪取し、而かも今後五十年間支那をして自由に、其の國力充實を圖らしむるに委するが如きことあらば、是れ自ら坐して支那の復興を待ち、其國運の危機を招致するものなるべし、從つて日本にして若滿洲領有を企つるときは、結局同時に支那全體の征服をも企てざるべからざるべし。而して支那は今や滿朝の墮落と沒落の後を受けて、叛亂と無政府の間を去來し、未だ有力なる政府の組織を見るに至らざるに際し、日本は維新後茲に五十年、西洋文明の繼受と、軍事的施設とに於ては、支那に先づること既に四十年の長あるを以つて、日本が支那現政府を征服することは洵に易易たるものなるべし。然れども之を兩國の歷史に徵するに、過去數千年の間、支那は軍國としても常に、日本よりも強大なりしは事實にして、此永き時代を通じて之を見るときは、既に久しく強國たりし支那が一時其強大を失ひ、常に弱國たりし日本が恰も同時に強大に赴くべきは毫も之を怪むに足らず、而もこは單に一時的の現象に過ぎざるべく、日本に比し七倍強の人口を有し、且其各人は日本人に比し商工業的手腕に於て、毫も劣ることなき支那が、其三千年を通じ二千九百年の間、常に日本よりも強大なる軍國たりしにも拘はらず、今や一期にして歷史の事實と自然淘汰の法則に反し、永遠に日本よりも弱國と化し了らんことは、吾人の到底首肯せんとして能はざる所なりとす。即日支兩國の歷史を研究するときは、支那國民にして既に死滅し又は瀕死の境に在るに非さる以上、日本が永久に支那を征服し了らんことは、洵に不可能事たるを知ることを得べく、且少數の日本人を除きては、在支外人中何人も此見解を維持するものなし。

(二)軍國民としての支那人

支那人は軍人を以つて最も卑き者となし、之を最下級に置くは事實なりと雖も、是れ彼等が爭議解決の手段としては、武力よりも理義を貴び、爲に實力に訴ふるを好まざるが爲なり。乃ち知る彼等は容易に激怒せずと雖も、其の一度憤を發して力を用ふるや、輒最後迄戰はずむば已まさ

るの慨あり。エルンストフアーベル博士(Dr. Ernst Faber)は思想穩健、頗る常識に富める獨逸宣教師にして、既に支那に在住すること二十有五年、支那歷史に最も造詣深き士なるが曾て支那國民を以つて勇猛なる戰士なりとなし、其武神の崇拜を引用して之を例證せしことありしが、氏の說は頗る傾聽に値するものあり、蓋支那人は到る處、其祖先及財神の崇拜に次いで、必す武神を尊敬するを見ればなり。更に上古三千年の支那史を繙き、具に其內亂外寇の戰史を閱して之を配列分類するときは、支那は此三千年を通じ、實に十五年目毎に一回の戰爭を經來れるを見る。由是見之、支那人民は決して日本人の想像するが如く、平和的にして制御し易き國民に非ざる也。

(三)、支那國民の征服者に對する叛亂

支那國民は過去二百七十年の間、滿洲朝廷の治下に在りしと雖、此間叛亂を企てたること實に五十二回に及び、遂に之を倒滅するを得たり、而して其叛亂の壯烈凄慘を極めたりしことは、其中の三大叛亂の記錄を閱するに依りて之を明にすることを得べし、即ち最初の四川叛亂に於ては當時二千五百萬の四川省民中、戰死者を出すこと實に六百萬の多きに上りぬ(此の數字はフアーベル氏に依りたるが、バーカー氏は更に戰死者を多く算せり)而して一九一五年余は四川省を旅行せることありしが、此間到る處日本の支那侵略に對する敵愾心の發露を見聞せり、惟ふに此四川一省六千八百萬の支那人は、其曾て滿洲朝廷に反抗せしが如く、日本に對して頑強に抵抗すべく、日軍は之に對して懸軍萬里、殊に交通不便の地なれば、一世紀を閱すとも、遂に之を征服すること能はさるべし。更に第二回の大叛亂は十八世紀の終より十九世紀の初期に亘り、其初め苗族の亂に兆したるものなるが、遂に全國を震撼するに至れり、第三回は即最近世に起りたる所謂長髮賊の亂にして、ウイリアムス氏は其戰病餓死者を二千萬人と算し、バーカー氏は之を四千萬人と數へたり。

(四)支那國民の征服は不可能也

奈翁は容易にマドリツドに侵入したるも、遂に西班牙國民を征服する事能はず、容易に露西亞に侵入し得たれども露西亞國民の爲に破られて其沒落の端を啓けり。惟ふに支那は國土廣大にして、交通不便に、三億萬の國民は孰れも頑強執拗の性質を有するものなれば、日本にして容易に、北京、天津、上海、南京、漢口、廣東等の樞要の地を占領し得るとするも、三億の支那國民を征服同化するは、洵に不可能事たるべし、即ち單に武力爭鬪の點より之を見るも、六千萬の日本人は先に三千萬の在滿支那人を征服制御し、更に三億萬の支那人を征服し、之を慰撫して新附の民たらしめむこと、事實上に於て不可能なるべく、兩國民の爭鬪の永續すると否とを問はず、日本は或は財政難に因り、或は軍需品不足又は惡疫流行に因り、或は支那軍の爲に漸次蠶蝕さるゝに因りて結局破るるか、或は縱令一度征服に成功するとも、蒙古人滿洲人の如く、漸次支那人に同化吸收さるるに至るべく、支那が西歐諸國の援助を借ることなきも、遂に終局の勝利者と成り得べきは、吾人の信せさる

として能はざる所なり。

八、日支親善は日本の自衛上必要也

日本は既に東西の指導者たる地位に在り、即ち其西洋文明の輸入に於て、東西の諸國中之に比肩し得べきものなきは勿論、歐洲列强と伍して敢て著しき遜色あるを見ず。而して日本が更に進むで支那を侵略し、征服せんと企つるが如きことあらば、是れ自ら其破綻を招致するものなること、既に前述せる如し、故に日本が今後進むべき道は即其大陸政策を抛棄し、支那と善隣の關係を結び互に相提挈して以つて白人に對抗し、其黃人に對する從來の態度を改めしめんことを計るの一あるのみ、徒に大陸政策に腐心し、支那三億萬の國民を敵視するが如きは、即ち自殺に導くものなり。（完）

（China an Interpretation より）

寄贈交換書目錄（自十一月二十五日至十二月二十一日）

丸ノ内特許局	公報	四〇七、四〇八號	自四五一至四五四號
同	新案公報		自四五六、二五七、二五八號
大連商業會議所	公報		二九號
宇都宮	奉天		一六六號
大阪	水曜		六〇號
滿蒙實業協會	公報		一月號
滿洲日日新聞社	大連		九八號
特許局	公報		三〇三號
實用新案公報發行所	公報		十八卷十一號
滿蒙	週報		七九七、七九八、七九九號
東洋協會	會報		自四七二至四七八號
東洋經濟新報社	月刊		自四九六至三〇〇號
外務省通商局	月刊		自二九六至三〇〇號
上海日本人實業協會	會報		二三〇號
東洋協會	會報		五一號
有樂町南北社	其他		十二月號
神樂坂	其他		四二號
大連與亞技術同志會	雜誌		四四、四五、四六、四七號
天津橋大實館	其他		四卷十二號
京都帝國大學	經濟論叢		十二月
牛込黑龍會	其他		二年十二月
溜池	其他		十、十一號
上海春申社	其他		二五、二五一、二五三號
北京新支那社	會報		二六五、二六六號
大阪日本水產社	其他		四二六號
大連大陸社			八卷二十二號
實業之日社			五三號
東京帝國大學	文學部研究室		十二卷十二月號
關東都督府民政部	其他		三十一卷十二號
京城	其他		二十三卷六號
三田	其他		十二號
北京農業社	其他		十二月
大連大陸社			十二卷十二月號
實業之日社			三十一卷十二號
關東都督府民政部	文書館		二十三卷六號
京城	其他		十二號
三田	其他		十二月
北京農業社	其他		十二月
農商務省商品陳列館			十五卷十號
長崎商業會議所			四卷十二號
天津日本人商業會議所			一一號
朝鮮臺灣總督府	公報		自六年一月至六年六月
農商務省	會報		一〇三號
外務省	會報		十二月號
商務會林局	其他		十一號
小川商務會	其他		十二月
石川農會	其他		二卷十二號
大阪日本貿易會	會報		二四號
旅順地學協會	會報		十二月號
東京國際法學會	雜誌		二八號
			三卷十六號

會報

東亞同文會秋季大會

本會は去十二月十五日午後四時より華族會館に於て秋季大會を開催し會長鍋島侯爵開會の辭を述べ尋て小川幹事長より春季大會以後日支兩方面に於ける各部事業の概況を報告する所あり了りて同六時閉會を宣し別室に於て支那公使代理を首賓として懇親會を開き主客歡談の裡同八時散會せり。

當日出席會員氏名及大會速記錄左の如し。

出席者氏名

來賓

中華民國公使館員總代　朱紹濂

會員

伊東知也　井上敬次郎　大間知芳之助
五百木良三　井田武雄　小笠原俊三
速水一孔　西村虎太郎　加藤正義
侯爵細川護立　頭山滿　香川悅次
男爵東鄕安　小川平吉　笠島成太郎
小田切萬壽之助　大久保高明　谷森眞男
田邊爲三郎　佃信夫　侯爵鍋島直大
永瀧久吉　中島眞雄　中西淳亮
上野岩太郎　郡島忠次郎　柳生一義
山內嶌　山崎長吉　松井廣吉
岡野增次郎　河野廣中　龜井陸良
片山光次　笠羽清吉　田鍋安之助
田中收吉　根津一　鍋島直映
中野二郎　中野天心　中村桃太郎
葛生能久　熊谷直幹　山成喬六
安河內弘　山本市太郎　前田武四郎

奨勵して居ります、此の柔道、劍道、相撲野球等のことは今年の春詳しく申上げました通りの次第でございます、庭球部の方はテニスコートが學生用四ヶ所、職員用一ヶ所合せて五ヶ所揃えてありまして盛にやつて居ります、短艇は未だ三隻ほか出來て居りませぬ、是亦追々完全の域に進む者になつて居ります。

次に衛生の狀態に付いて申上げます、何時も新入學生の入校いたしまする場合には氣候、風土其他生活の狀態の變る爲めでございまするか病氣がありますが、本年の九月新入學生が入校いたしました時にも八名の赤痢患者と六名の腸室扶斯患者とを出すの不幸を見るに至りました、内三名の者が死亡いたしましたのは誠に遺憾に堪へませぬ次第でございます併ながら其後は病人が段々減少いたしまして今日に於ては衛生狀態は全く復しまして、傳染病患者も其の跡を絶ちまして今日迄まう發生いたして居りませぬ、今日までの統計を調べて見まするに同文書院の患者の大部分は脚氣病でありますので、是が救濟方法として本年の十月以降食事を參飯に致しました、夫は内地から參りますに依り價が少し高いのでありますが、脚氣病豫防の爲めに參飯を給して居ると云ふやうな次第で、衛生のことに關つては出來得る限り注意と努力とを致して居る次第であります、尚ほ職員の異動等のことは餘り細かくなりまするから申上げませぬ。

學生の異動の狀況を申上げますれば在學生の總數は唯今三百十二名ある、其内を譯けまするとと第三年生が總計七十四名、第二年生が百十五名、第一年生が百二十三名是だけになつて居ります、細かいことは之に書いてございますから御覽を願ひます。

それから内地調査旅行、本年も矢張り例年の通り履行いたして居りまする即ち各班を分ち方面を定めて内地を數く旅行して調査を致して居ります、是は從來大會に於て一ヶ地名を詳細に報告しましたが餘分長くなりまするから今日は之ん書嗜いたしまして單に此の大體の方面と日數だけを申上ることに致します、即ち政治科班が二名日數六十三日、漢口方面より北京天津に出て歸院して居ります、それから河南直隸班六名日數六十五日を費やして河南直隸の方面を調査いたして居ります、貴州第一組班五名是が百二十日を費やして四川より貴州に入り同省の西南部及廣西を歩いて居る、貴州第二組班三名百十四日間を費やして廣西より貴州に入り調査をして居る、組織湖南班五名是は八十一日を費やして組織湖南の方面を細かく歩いて居ります、江蘇山東班六名日數七十一日、江蘇山東方面を歩いて居ります、江蘇直隸班四名是は六十二日の日數を掛けて江蘇直隸方面を歩いて居りますそれから山西、陝西班六名七十四日掛りまして此の方面を調査いたして居ります、雲南班五名日數百四十一日を費やして雲南の地方を調査して居ります、京津漢班六名是が北は天津から漢口の方面を四十四日を費やして調査して居ります、内蒙古班五名日數八十四日を費やしまして内蒙古の地方を此處彼處と廻つて居ります、之に關かく書いてございますから御覽下さいますれば詳しく分ります。

別に農工科第一部第一組班四名と云ふものがある、日數七十二日を費やしまして是は上海を出まして漢口、信陽、鄭州から開封、洛陽、貴州、湖南の方面から威海衛に出まして九月五日に解散して居ります、それから農工科第一部の第二組班三名、是は六十一日を費やして上海より漢口へ出まして鄭州、開封それから曲阜、泗水、諸城、高密を經て青島に出まして八月二十五日に解散して居ります、それから農工科第二部班二名日數三十日を費やしまして六月二十五日上海を出まして、是は南京から蕪湖、安慶、九江、大冶、黄石港、漢口と云ふやうな方面を歩きまして七月二十五日に解散いたして居ります、別に上海に向つて調査せしめた者が十六名ございます。

大體以上の通りが春季大會以後の本會の事業でございます、細かい事は之に記錄がございまするからあとで御覽下さいますれば分ります、今日は詞に御相談を願ふこともございませぬので是で……

○清浦子爵　チョット島の場合御導れして置きたい事がございまするので……唯今の御報告は誠にして要を盡くし深く滿足を表しまするし、それから會の事務も追々御改良で是亦御盡力の結果かと深く欣ぶ次第でございます、經濟狀態が是まで私共の最も心配した點でございまするが、唯今の御報告に依ると寄附金が大分集つて而して之を確實に行なり積行

銀行なりに保管預けになつて居ると云ふ御報告でございましたが、上海の同文書院の建築其他設備に餘裕金が要つたらうと思ひまするし、又其の以前からの蓄積も多少あつたやうに考へて居りましたが、其の邊はそれ〴〵整理せられてさうして今保管預けになつて居るものは其の基本金みたやうな風のものになし得るのでありませうか、或は春季の會に御報告があつたかも知れませぬが私は其だ相濟まぬことですが缺席いたしまして、其邊のことを承知いたして居らぬのですから一寸其邊を……

○小川幹事長　此の臨時費の不足の分と云ふものでございますが細かいことは帳字で書いたもので御目に掛けます（清浦子「大體のことを」と呼ぶ）大體に於ては卒業生——上海同文書院の卒業生寄附金と云ふものを以て支辨しやうと云ふ樣な計畫になつて居ります、失劄申上げた寄附金は書院基本金として後まで殘して置くと云ふ計畫です、唯御承知の通り借金がなかなかありまするから此の方の償却方は非常に骨が折れますが……此同文書院卒業生の方面は大變好い狀況らしい、皆多額の寄附金を寄送します、簡單に申しましたが……

○清浦子爵　細目等は別にあるのですれ。

○小川幹事長　別にあります。

○清浦子爵　學生の今の經費は五圓增して三十圓ですか、二十五圓ですか。

○小川幹事長　三十三圓になります——それでは是で失禮します——尙ほちよつと申して置きまするが、御案內狀に書いて置きました通り支那章公使が御出席せらるる筈でありましたが、急に據所ないことが出來まして公使は今日出席が出來ませぬので、代理の方が見える筈になつて居ります、尙ほ又招待いたしました本野外務大臣は出席する筈になつて居ります、此段御報告申上げて置きます（此時田鍋幹事より外相缺席の旨報告あり）さうですか折角の御客樣が二人共御遠慮で……それは〳〵……

午後五時五十分閉會

上海記者團招待會

上海の記者團十氏は日本視察の爲來京せられたるを以て十二月二日正午築地精養軒に招待して、午餐會を開けり。來賓は上海各報館の有力なる記者たる

申報　張竹平
同上　伍特公
新聞報　馮以恭（號儆寰）
時報　包公毅（號天笑）
神州日報　餘洵（號劍民）
時事新報　馮世德（號心支）
中華新報　張軍（號岳軍）
民國日報　吳青（號蓮生）
新申報　沈泗（號泊塵）
亞洲日報　薛德樹（新聞年代順）

の諸氏及同行の

東方通信社　波多博
佐々布賀眞

二氏にして、尙本會よりは次の諸氏の出席あり。

侯爵　鍋島直大　伯爵　津輕秀麿
鈴木梅四郎　宗方小太郎
伊東知也　谷森眞男
萬生能久　中野二郎
龜井陸郎　森猛
佃信夫　五百木良三
中野天心　高木陸郎
野田卯太郎　望月龍太郎

上野岩太郎　權藤雲二
井上清彌　飯田邦彥
菅原傳　小藤文次郎
中西正樹　長島鷲太郎
大久保高明　江口定條
宮島大八　飯塚卯三郎
荻野元太郎　高島義恭
寺尾亨　大石武
阿部盛三　白井勘助
角谷八平次　床次竹次郎
井上雅二　大竹貫一
松井廣吉　小川平吉
白岩龍平　柏原文太郎
田鍋安之助　松本忠雄
寺中猪介　關瀧慶

開宴に方り鍋島會長の歡迎の挨拶あり、諸君遠來の勞を謝し、併せて本會が之れを歡迎せんとするの微意を明かにしたり、之れに對し記者團を代表して全洵氏の次の答詞あり。

諸君今日歡迎同人蒙
東亞同文會長鍋島侯爵閣下親宴不勝榮幸竊維歡迎親近數年來稍有進步惟組織尚缺完備爰集同志遠訪東陂冀以觀察所得爲改善之資竊東以來歷本各地人士指導今更蒙
侯爵閣下盛以
真摯銘感五內非可言喻夫
貴會成立有年爲主張中日親善之先覺凡所成就之事業所培植之人才稱盛兩國實屬淵源兩國朝野對於
貴會之言行素所注意故
貴會之發起足爲兩國親善之保障此歡迎同人之所以樂聞親近者也

更に小川幹事長は我東亞同文會の目的宗旨とする處と日支兩國の關係及記者團一行の日支兩國の國交に及ぼす處の點につきて意見を述べ關氏之れを支那譯し、それより相互歡談に時を移し二時散會せり。

大正七年一月十五日發行（每月一日十五日發行）

支那

第九卷第二號

要目

論說　對支政策と放資……一―四

資料　湖南省鑛山表（五）……五―一四
　　河南省の穀類に就て（上）……一五―二〇

雜錄　成都に於ける工業……二一―二四
　　湖南省各縣製造場調查（一）……二五―三七
　　米人の米支關係觀（上）……三八―四三

彙錄　回教に關する參考書……四四―五〇

事業界……五一―五七

通信　北京通信……五八―六一

新法令……六二―六九

東亞同文會調查編纂部

マツダランプ
出張所
東京出張所
横濱出張所
大阪出張所
名古屋出張所
門司出張所
福岡出張所
仙臺出張所
札幌出張所
大連出張所
上海出張所
神奈川縣川崎町
東京電氣株式會社
電話川崎 五〇、一二、一〇三、一三、一〇四。

別冊全誌

附録 新疆省

礎こし之に編纂各員の多年支那に在りて研鑽せし所を加へ編成せるもの今や第六巻甘肅省完成す其の資料豊富にして記事の精細確實なる蓋し支那に關する書籍中空前の大著述と謂ふべく而も挿入地圖及寫眞に至つては巻間の夫れと類を異にす。

特價

一時拂（自第一巻至第十八巻 金四拾五圓 送料 内地 二圓八十八錢 朝鮮、滿洲、支那 八圓十錢 外國 十四圓四十錢）
同 （自第一巻至第九巻 金二十三圓四十錢 同 一圓四十四錢）
二回拂 同 （自第十巻至第十八巻 金二十三圓四十錢 同 四圓五錢）
同 同 同 同 同 七圓二十錢

（詳細見本御申越次第直に御送可仕尚見本は御通知次第送呈す）

發行所 東亞同文會

東京市赤坂區溜池二番地

電話新橋（二二一七番）
（一二五五番）
振替東京九七三〇番

天覽

目次

大正七年一月十五日發行「支那」第九卷第二號

論說

對支政策と放資……一―一四

資料

湖南省鑛山表(五)……五―一四
河南省の穀類に就て(上)……一五―二〇

雜錄

成都に於ける工業……二一―二四
湖南省各縣製造場調査(一)……二五―三七

目次

米人の米支關係觀（上）……五八——四三

彙錄

回教に關する參考書
各國都市名の譯音統一……四四——五〇
支那關係條約彙集

事業界

滿鐵保險會社設立概況—滿源紡織會社營業成績—兩得絲織株式會社第一回定時總會—華商浙江興業銀行股份公司……五一——五七

通信

（北京通信）
俘虜布告發表さる—北京警察廳の主權決定—天津會議—課長留任の湖南省軍任命—國會組織妨害事件—段祺瑞の復活—黎元洪の出現—督軍團宣言出づ—無線電信契約取消—國定關稅修訂實施……五八——六一

（新法令）……六二——六九

日本化學工業株式會社 第十七回決算報告

貸借對照表

貸方		借方	
資本金	參〇〇、〇〇〇、〇〇〇	土地建物機器具什器	貳、八、八貳六、五八
法定積立金	貳參壹、〇〇〇、〇〇〇	有價證券	貳四、八參七、〇五
別途積立金	壹、六九參、〇〇〇、〇〇〇	商品原料仕掛品	壹貳七九、〇五〇、六四
請預り金	貳貳、四八四、四七	工場用消耗品	壹六六、參九參、貳七
假受金	六七、六壹〇、〇〇	取引先勘定	參四、六九〇六、五六
未拂金	壹、五六四、參〇	受取手形	四七、參四〇、〇〇〇
前期繰越金	四貳、六〇五、九五	假拂金	壹八〇、七貳五、四四
當期利益金	六壹參、八九八、壹九	預ケ金及ビ	貳八、〇八參、參七
		未拂込株金	壹〇四〇、〇〇〇、〇〇〇
合計五、六七貳、壹六貳、九壹		合計五、六七貳、壹六貳、九壹	

利益金處分

金六拾壹萬參千八百九拾八圓 當期利益金
拾九錢

內
金拾萬圓 家屋器械器具減價
（累計金七拾參萬四百四拾圓）
差引
金五拾壹萬參千八百九拾八圓 當期純益金
拾九錢
金四萬貳十六百五圓九拾五錢 前期繰越金
合計金五拾五萬六千五百四圓
拾四錢
是ヽを處分す左の如し
金參萬圓 法定積立金
金拾萬圓 別途積立金
金四萬圓 役員賞與金
金九萬八千圓 株主配當金（年壹割）
金貳拾四萬五千圓 特別株主配當金（年貳割五分）
金四萬參千九百四拾四錢 次期繰越金

右之通に有之候也

大正六年十二月

日本化學工業株式會社

取締役會長男爵 大倉喜八郎
常務取締役 加瀬忠次郎
同工學博士 棚橋寅五郎
取締役 門野重九郎
同 根津嘉一郎
同 八田吉多
監査役 友田嘉兵衛
木村庫之助
鈴木宗兵衛

取締役一名缺員に付選擧の結果工學博士吉川龜次郎當選

登録商標

菱印窓硝子

製品種目

品質一等ヨリ五等迄厚サ二粍ヨリ四粍迄
透明板、摺板、小紋板
色硝子、簾板、結霜板
外ニ耐火煉瓦及曹達灰

東京市丸之内

旭硝子株式會社

第一工場 兵庫縣尼崎
第二工場 福岡縣戸畑
第三工場 神奈川鶴見
第四工場 福岡縣枝光
煉瓦工場 兵庫縣尼崎
曹達工場 福岡縣戸畑

大正七年一月十五日
第九卷　第二號

對支政策と放資

一

我邦の對支政策を論ずるもの頗る多く、截然之を區別すること難きも、內有力なるもの二派あることは何人も認めざるを得ざるべし。其一は北洋官僚派を援護して支那問題を處理せんとするものにして、其二は南方民主黨を擁立して日支永遠の親善を實現せんとするもの是れなり。北洋官僚派には比較的事務に通ずる政治家あり、其有する武力も亦優勢なるに相違なきも、其思想と施設とは共に舊式にして、新時局を拾收するに足らざるは、袁段兩氏の失敗に照らし疑ひあるべからず。世界に於ける民主的風潮は、駸々として支那に侵入しつゝあり、支那青年は漸次、民主思想を懷抱するに至りたること明なるも、國民の大多數は政治上に關し何等の意見なく、唯太平

のみを希望し居ることなれば、南方派が單に民主のみを標榜し、輿望を收めんこと難く、又時務に練達せる人材を缺如すれば、該一派を以て支那を統一する能はざるは、南京政府創立以降の實蹟に徵し明なるべし。之を要言すれば、南北孰れの黨派をして局に當らしむるも、太平を致すに足るものなく、皆幷年ならずして失敗すべきに依り、彼等を擁護し、共に事を爲さんとするものは謬まれり。然るに我邦に於て動もすれば一黨一派に編する政策を建て、第一次革命亂以後數々失敗するに拘らず、尙ほ未だ覆轍に顧みるもの鮮きは何ぞや。

二

我邦に於て對支政策を說くもの無數なりと雖とも、支那領土保全論に至りては、萬人一口に出で、敢て反對するものなし。支那領土保全論の基く所は種々なるべきも、其日本臣民が支那に於て平和的發展を爲すに最も利益なること、有力なる一理由ならずんばあらず。我邦は地理上政治上其他の原因に依り、貿易に關し支那に於て第一位を占むるも、所謂利權の競爭に對しては未だ二三流の地位にあることを免れざりき。是は全く我邦に於て資本缺如せる結果に外ならざりしなり。從つて、我官民は外國より資本を我邦に輸入し、之を對支事業に投資せんことを企て、興業銀行をして種々なる盡力を爲さしめ、遂に日佛銀行を創立するに至りたるも、諸外國は支那に於て夫れ〳〵特設の放資機關を有し、我邦の手を煩はし支那に放資するが如き迂遠の方法を採る必要なく、殊に我邦の支那に發展することを忌み、其對支放資を妨碍せしに依り、我邦は漢冶萍煤鐵鑛廠公司及南潯鐵道借款を除き、殆んど觀るべき利權を獲得することを能はず、袖手して英佛露獨が廣大なる利權を分捕するを傍觀するのみなりき。然るに、歐洲大戰勃發せるが爲め、我邦の輸出超過相踵ぎ、正貨の保有額十億圓に達し、方

今我邦又は米國を除き、復た支那に放資すべきものなきに及べり。是れ我邦が對支放資を試み、平和的發展を爲すべき絶好の機會にして、所謂千載一遇なるべきものなり。然るに我朝野動もすれば支那南北政爭の渦中に沒頭沒脚し、好機を逸去せしめんとするものは、何ぞや。

三

昨年來我政府は稍々悟る所あり、對支經濟發展に注意し、投資機關の整備を行ひ、橫濱正金銀行をして專ら政治借款を擔當せしめ、興業、臺灣、朝鮮の三銀行を連合し一シンヂケートを形り、專ら經濟借款を擔當せしめ、在來の投資機關たる東亞興業會社、中日實業會社をして地方小借款を引受けしめ、大倉、安川、古河、久原等對支投資を希望する富豪を援助し、夫れ〳〵利權を得るに便ならしむると同時に、互に競爭する爲め、反て漁夫をして利を得せしむるの憂なからしむることゝし、別に滿蒙方面に關しては、朝鮮銀行東洋拓殖會社、橫濱正金銀行をして各々部署を定め放資せしむることゝせり。之が爲め昨年來我邦の獲得せる利權は交通銀行借款二千五百萬圓を筆頭とし、山東運河、吉長鐵道、第二次善後借款前渡等約四千五百萬圓を算し、別に地方各種の經濟借款二千餘萬圓を加算すれば、無慮六千五百萬圓に達すべし。其餘日支滙業銀行を始め、今後成立の見込あるものを打算せんには、其一億を超ゆること決して遠きにあらざるべし。是は確かに喜ぶべき現象たるに相違なきも、之を米國々際企業協會リー、ヒッギンソン商會が獲得せる國庫證券引受（一千萬圓）、江蘇運河借款（六百萬圓）、山東運河借款（五百萬圓）五大鐵道借款（全額二億圓前渡二千萬圓）に比較すれば、未だ必ずしも其成功を矜るに足らざるなり。是れ我邦が經濟發達を主眼として對支政策を劃せざりし結果にあらざるなき歟。

四

歐洲戰爭開始の際、二十二片臺と爲り、今尙は四十五片臺を往來しつゝあり。正に是れ最近二十年來の珍事たり。銀塊相場の高騰して五十二三片臺に下落したる銀塊は、暴下は、之を豫測することを許さざるべきも、其現狀を維持すること能はずして、二十五片臺に下落するの時機あることを疑を容るべからず。從つて、對支投資を爲さんとするもの及外資を輸入せんとする支那官民は、後日銀塊相場の變動に依り、四割內外の損失を見越して取引を爲さざるべからざるを以て、一攫千金の事業なるか、又は政治上必須の借款にあらざるの限り、取引行はれざるなり。目下支那には、日本人の手にて經營し得べき有望なる事業頗る多く、鐵道、鑛山、治水、工業、森林、銀行等諸利權の獲得すべきもの數ふるに遑あらざるも、銀塊相場の危險に依り、我資本家をして其着手を躊躇せしむること、決して少なからず。我對支放資の、大に發展せんとして發展せざるの一原因、確かに是に存せずんばあらず。我政府にして眞に對支經濟的發展の目的を遂げんと欲せば、我資本家をして銀塊相場の危險を憂へしむることなく、對支放資を爲さしむるの途を講ぜざるべからず。之を具體的に言へば、銀塊相場より生ずる危險を政府にて負擔し、我資本家をして安心し放資を爲さしむることなれり。是は會計法上より見れば、非常のことなるやも、知るべからざるも、非常に際しては、非常の英斷なかるべからず。之を南北政爭渦中に沒頭沒脚するの冒險に比較し、優ること萬々なるべきは、吾人の堅く信じて疑はざる所なり。

湖南省鑛山表（五）

湘江道（目下政府出願中の鑛山）

縣名	公司名	主管者	所在地	鑛名	面積	出願年月	備考
長沙		周爵	王家街楓樹屋場仰天湖鳳凰山	鐵	未詳	五年六月二十九日	未考查
湘鄉	楚善	廖禧初	十一都皇恩白龍咖栗子江冲新崖場	鉛	五十餘畝	四年九月一日	同
同	鑒實	王道濟	常安鎮十七都峰塘褒忠山學堂坪	鉛鐵	未詳	同一月卅一日	同
同	蔭松	李慈民	四十四都曾家沖	煤	百餘畝	同十月廿日	同
同	楚玉	劉煦秋	陳家夏湖石碣子屋梨子山	鉛	五十餘畝	同十二月十三日	同
同	仁和	楊禹民	十一都白水洞亂石坑	同	五十畝	五年一月十九日	同
同	華興	謝國梧	易家灣出口塘上首山大爲鎮十都七區扶橋坑白泥坡	煤	四百七十二畝	同十一月十三日	同
寧鄉	實善	楊藩		鉛	七十畝	五年一月廿五日	同

同	鼎豐	姚肇樞	三都四區谷塘坡	煤	三百十四畝	四年三月廿六日	異狀書換未濟			
同	乾吉	彭彬	清溪冲伍家冲細橫仲	同	五百廿六畝四十方丈四十九尺	同一月廿日	未考查			
岔陽	久源	丁壯夫	十里樟溪黑峽冲大坡里	鉛	未詳	同十一月十二日	未考查			
同	大豐	楊潤芳	三里彭家堰周橫冲	同	三百畝	五年三月廿一日	同			
同	同	同	露尖山楠本洞	同	千畝	同	未考查鑛區重複			
同	謙吉	夏明占	一里西村荼家村	同	六十三畝廿五方丈	四年二月三日	出願書類篠大可に歸す			
同	洪元	薛大可		同	同	五年三月三日	鑛務局に收歸す			
同	象善	吳名琛	十二里南土坡	磺	二百四十二畝	三年十月九日	異狀書換手續未決			
同	和豐阜	胡子清	曾家山皂角樹劉長子坡水竹衝	砒	百五十三畝	四年七月六日	未考查			
攸	三井益	陳佛波	上寶山山溯	金	未詳	四年八月十一日	同			
同	久亨	劉興欽	常豐鄉羊牯嶺山界金堂菴	鉛	五十二畝	同七月九日	同			
安化	資東	李培之	三都北二區方岩扒	同	五十畝	同八月卅日	同			
同	天申福	鄭任方	大播楊家冲	鉛	百畝	同九月四日	同			
同	利和	李秀仁	豐樂鎮杉山裡猪迎崙	煤	三鑛界	同七月十五日	同			
同	義通	田文灿	板橋冲尖岩冲	鉛	九十畝五十方丈	同七月六日	同			
同	乾裕	李鵬人	常豐鎮家坳	同	未詳	同十一月二十日	同			
同		丁春元	二都田莊灣	同	同	同十一月十二日	同			
同	美利	李雲龍	豐菓栗石山張家冲仙女菴	煤	七十五畝	同十一月五日	同			
同	實金利	晏樂三	四都渡沖溪楓木冲上岩灣	鉛	百九十二畝	同十月十三日	同			

| | | |

寶慶	自求福	謝鍾楷	龍山鎮龍山前沙子場	同	同	一礦界	四年十二月十五日	礦圖不合式
新化	時利和	唐萬福	涂鎮冲陶塔	同	同	一礦界	四年十月十二日	書換手續不備
同	天生和	潘龍錫	錫礦山	同	同	未詳	同十二月二十九日	同
同	厚豐	潘升良	同譚家冲	同	同		五年五月廿六日	同
同	富記	楊開明	錫礦山	同	同	六畝十二方丈	四年八月十六日	同
同	金生茂	楊源慧	同陶塘	同	同	一礦界	同七月十六日	同
同	恒發	同	同	同	同		同	同
同	龍富	楊廷直	同	同	同	三礦界	同七月十七日	同
同	寶富	楊光植	同	同	同	二礦界	同八月七日	未考查
同	鳴記	楊括涉	同	同	同		同八月七日	同
同	公孚	挙家關	陶塘覓子山遵禮小灣	同	同		同七月三日	同
同	長裕富	楊廷直	錫礦山	同	同	二礦界	四年八月九日	同
同	華貴	楊觀光	同	同	同	六礦界	同	現狀書換手續不備
同	登富	楊光植	同	同	同	二礦界	同八月三十一日	同
同	義利福	晏孝澤	陶塘	同	同	一礦界	同九月六日	同
同	福和裕	劉德楠	長龍界	同	同		同	同
同	義利百	同	錫礦山	同	同		同九月四日	同
同	釜源	袁世通	陶塘	同	同		同六月廿六日	同
同	福和長	楊源慧	長龍山	同	同			

| | | |

新化	高平	周之綱	安集鄉七里江紅岩高上	同	未詳			四年十一月五日	手續を誤り未考査	
同	裕記	袁家寶	永固鎮返龍山丹坳裡	同	九十畝			同　同	未考査	
同	永濟	孫桐藻	道人沖圖魚托橫沖	同	五十二畝二步			同　六月十一日	同	
同	岡登	彭安生	七里江彭姓垣後	同	未詳			同　十一月十一日	同	
同	巽祿	晏先楨	同鹽山界漢明山汗禾述桐子坨	同	六十餘畝			同　十二月四日	同	
同	春澤	姚伯生	黃栗港山名尖峯嶺	同	五十畝			同　十一月五日	同	
同	益茂	馬連仙	龍溪村牛欄山石窠裏	同	四十九畝			同　六月廿二日	同	
同	永濟	孫桐藻	染花沖	同	未詳			同　七月十日	同	
同	通惠	晏孝澤	時雍鎮具溪廟山	同	九十三畝十五方丈			五年十月三日	同	
同	天生利	同	覓子	迷	同	十二畝廿三方丈			同　同	同
同	永福	楊開源	沫鐵村長龍界	同	十三畝四十方丈			同　十月四日	同	
同	萬有	李柱廷	遵路龍溪冲鄒家迷	同	四十七畝三十八方丈			四年四月三十日	同	
同	美德	楊源懋	陶	塘	同	一礦界中			同　六月廿六日	鑛區手續不備
武岡	開源	劉德佩	石梯水源沖柳枝嶺搗翅灣	鉛	三十八畝				五年九月八日	未考査
同	實生瑞	顧壽亭	高沙鎮花園開寶革廟銀子坨	矽	百四十畝				四年八月五日	見狀書換中
新寧	恒昌	鄧簡生	龍廻村高冠山碧雲庵	鉛	二百六十畝				四年八月五日	書換中未考査
同	濟美順	鄧伯	龍迴村將軍石斜石坡茅崎界獅子岩	同	二百二十四畝				同　十二月廿一日	畝數相違あり
同	阜楚	謝鍾枏	高桂山靛山	同	百十二畝				洪憲元年二月廿一日	書換手續未備
城步	永順	王廷玉	楊柳冲公山	同	十九畝				五年一月廿五日	手續未濟

縣名	公司名	主管者	所在地	鑛名	面積	出願年月	備考
臨武	薄利	成喜喬	鐵沙坪	鉛錫砒	五十一鑛界	四年四月三十日	書換免狀未完
同	阜成	李毓鳳	香花嶺羊皮嶺	錫	六十七畝	同五月十三日	考查未清
同				同	五十五畝二十五方丈	四年五月廿一日	同
同		陳庭輝					
同		王興隆	白沙岩	同	十五畝	同七月五日	同
同		鄧林村		同	二百畝	同十一月六日	同
宜章	湘大利	曼孝傳	上鄉上塘	鉛	八十畝	同五月九日	同
衡山	恒豫	周建卿	鹿角村人形山	鉛	百五畝二步	同一月十二日	同
同	興	羅仲淵	宇宇廠經殿	同	未詳	同三月廿八日	同
同		王少元	既字廿區双鳳山林	同	同	同八月一日	同
同	源豐	龍徽頤	大和冲雁冲朱老冲	錫	百餘畝	同八月三十日	同
同	裕	劉培植		煤	三百六十五畝	同十一月廿日	同
江華		王模	高車嶺大潽頂	錫	七鑛界	四年七月八日	同
郴	椿羅	廖炳鈞	椿禾山羅家背	鉛	二百二十七畝三十六方丈	同六月十八日	書換手續不備
同	桃實	同	永豐鄉桃花窩	硫磺	未詳	同十一月廿六日	未考查
同		谷寶嶼	秀才鄉水湖裡大寶隆寶玉廟	鉛	四鑛界	同十二月廿一日	書換手續不備
祁陽	實善	郭允塵	石塘冲毛罐垇	鉛	一鑛界	同八月廿日	同

祁陽	金多	傳龍草	東區峨眉山	鉛	百七十四畝	未詳	三年八月十七日	未考查	
同		梁玉樹	西區亞金凹蝦蓁岩	鉛	未詳		五年五月二日	同	
桂陽	金易成	鄧潤餘	廣	砒、銅、鉛、錫	百十三畝八丈八十二尺		四年五月八日	富國公司之引受未考查	
同		同	東陵	鑛	同	未詳	同五月十九日	賣換未濟	
同		玉從	陳玉鑑	北鄉貴臨團荷葉塘	鉛	八萬千二百二十五畝	同五月廿六日	同	
同		華泰	雷笙陔	北鄉梅泉里大凸上	同	五十餘畝	四年七月二日	未考查	
同			羅正珣	老鴉山柏樹坳	錫	百六畝	四年六月十四日	同	
同		常新	曹宗漢	茅坪岩	鉛	五十畝	同八月十日	同	
同		鈺成	何學博	四北鄉金谷溝綢冲双龍出洞	同	四鑛界	五年一月十四日	永濟公司と紛爭	
常寧		明順	李弼邨	南鄉石壁下猪藤	鉛	十七畝	四年十一月五日	未考查	
同			王禹勳	桔木山觀音臺	錫	二千四十畝	同三月廿四日	賣換手續不備	
同		明順	李陶邽	東鄉梅埠橋	鉛	十五畝	同十一月五日	未考查	
同		合順	段義侯	南鄉朱庭圃	同	五十畝	同	同	
同			龔澎	東鐵綜樹下磨嶽鳳凰山	銅、鉛、砒、錫	一方里五萬三十九畝廿一丈二尺五寸	同十一月十四日	同	
同			李芬芳	石板壠活灣	砒	未詳	同十二月廿七日	同	
同		義利	劍亮夠	田尾盤神宇廟虎形山桃花塘	煤	二百八十九畝廿六	同四月廿五日	同	
同		福華	姚銘鼎	上磨子山	同	二百七十九畝	五年十一月廿七日	同	

武陵道

辰沅道

縣名	公司名	主管者	所在地	鑛名	面積	出願年月	備考
安江	長裕	李筱溪	東鄉冷水井長竭良	錳	五十畝	五年一月五日	未考查
臨湘	合成	李永翥	官山斷山毛家大山	鉛	千七百十五畝	同十月廿三日	同
慈利	惠豐	唐越異	二十都泥已灣	磺	五十畝	四年五月四日	同
同	富楚	莫兆辛	二十三都兩合山	同	十一畝	五年六月十四日	起訴未決
石門	厚生	孫亨貞	山羊溪	銅錳	四百七十畝	同六月五日	未考查
同	合豐	劉紹荃	北鄉下十一都蔣家灣	磺	百十畝	同十一月	同

縣名	公司名	主管者	所在地	鑛名	面積	出願年月	備考
黔陽		陳藩	異溪團深溪村	錳	五十畝弱	四年七月十九日	未考查
同	利福	瞿夢齡	深溪栗樹脚園腦上	同	百畝	同七月十五日	同
同	福裕	楊作良	新灣坪村架坡招財田老羊冲等	同	五十畝	同十月廿日	同
芷江	福記	王先榮	沙羅田羅獅塘	同	未詳	同七月廿四日	同
同	裕通	王秀森	老人岩獅子形	同	二十畝	同十一月五日	同
綏寧	福利	郭人瑋	銅場界	銅	未詳	同六月十一日	紛糾鑛定請願
瀘溪	達利	陳炎	冷水溪	同	同	同五月廿二日	未考查
鳳凰	振興	趙笏紳	黃木冲楠木橋	錳鉛	同	同八月廿四日	同
溆浦	開利	謝重齋	二都曹萬冲蕎舌冲黑水洞等	鉛	二百四十二畝	同五月廿五日	出願鑛區以外の賭入地未考查
同	天寶富	安淵	曹家溪細竹山牛欄冲	錳	四十四畝	同八月三日	未考查

瀏陽	永盛	蕭榮	木兒嶺秒灣塘茶坪頭楓香灣	鐵	百六十畝	四年五月廿七日	未考查	
同		舒和鈞	大羅洪添樹灣黑冲坑	同	未詳	四年九月二日	同	
同	裕華	蕭延華	讓家溪黑冲坑免岩灣	同	百四十九畝	同九月廿四日	紛爭未定	
同	濃興	劉友章	日集灣坪槽冲牛欄冲餘樹林等	同	十六畝	同十月十八日	未考查	
同	富强源	夏立群	大塘灣牛欄坪婆雞冲	同	千八十五畝	同十一月五日	紛爭中未考查	
同	利用	鄒士楨	後溪堆新田灣與地楠花灣放水冲	同	三百十三畝	五年一月十二日	同	
辰谿	實隆	李錦章	蔣家灣頂英蓋	同	十三畝	四年六月十一日	畝數不足	
同		劉與業	雍和鄉蓄饅頭	煤	二百八十四畝	同八月廿五日	未考查	
同	實華	曹政典	乾溪團女兒岩白竹灣	鐵	五十畝	同十月二日	同	
同	金記	張世寬	谿頭溶	同	未詳	五年六月廿九日	同	
同	永和	劉紮皋	新屋人山後亂岩冲	煤	二百九十二畝	同十一月三日	同	
同	玉和	馬之龍	湯家陰	同	三百六十八畝	五年十一月十二日	同	
同		喻谷人	五里墩曾家園	同	四十畝	同十一月廿二日	同	
沅陵	振源	彭閩異	高母比高木坨雄岩子藥山灣槽木坨	鉛	二百畝	四年九月二日	同	

以上は出願人の手續完全せざるもの或は紛爭を生したる者等將來事業を進行し得や疑問に屬するものを擧げたり。

河南省の穀類に就て（上）

豆類

第一　産地

漢口に集散する大豆の産地は、實に河南及湖北漢水一帶並に湖南省にして、就中河南省のもの最も多く、湖南産のものは京漢鐵道の開通以來河南産のものに壓倒せられ今やその産額非常に減少せりと云ふ。

河南省内の産豆區域は南は信陽州より北は臨潁縣に及び、西は泌陽より東は沙河沿岸の光洲新蔡に至る間とす、廣袤約八萬九千六百方支里と稱せられ、胡麻雜穀等の植附地及山川都會荒蕪地等を除き、約四割は大豆の植附地と見て大差なからん、されど其中主要なる産地は陳州府汝寧府及南陽府下にして、就中汝寧府陳州府の産最も多く駐馬店郾城及周家口は此の地方に於ける豆の大集散市場にして市況活氣あり。

而して河南産大豆は之れを三區域に分ちて論ずることを得。

汝寧地方は滙水の流域にして、水利あり、米作をなし得るより大豆の産大ならず、中部なる明港、正陽、駐馬店、汝寧府一體は小河の貫流するものありと雖も、其土地概ね高燥にて雨少なく他の作物に適せず、此より北、遂平、臨潁等に至れば土地胡麻に適し、大豆の産多からず。

今主要産地より各鐵道驛に集る區域を見るに次の如し。

信陽驛
- 東　五里店、息縣、光州
- 北　長臺關

明港驛
- 東　双合正 一二〇支里 — 埠 一八〇 — 新蔡 二三〇
- 東南　銅鐘 一二〇 — 息縣
- 南　長臺關 四〇（本站なるも多くは明港に送らる）
- 北　新安店（本站なるも糧行多く明港に出づる多し）一八 — 正陽 七〇 — 汝寧 一四〇 — 新蔡 二一〇

新安店驛
- 東　行河 一八 — 正陽 七〇 — 汝寧 一四〇 — 新蔡 二一〇
- 西　舌站 二五
- 南　順長店 一八

駐馬店驛
- 北　山東省一八
- 東　水屯老君廟 三〇 大廟鎮 四〇 汝寧府 七〇
- 西北沙河鎮 七〇 汝寧 八〇 牛蹄 九〇 春水 一二〇
- 龍王廟 二五〇 源潭 二八〇 唐縣 三〇〇
- 南　古城 二五
- 北　遂平 五〇 上蔡 洪河 一〇〇

汝寧府驛
- 東　李家屯 三〇 一八里廟 揚埠鎮 一六〇 新蔡 二三〇
- 北　關正 七〇

遂平驛
- 北　蔡砦 二〇 上蔡稍 六〇 洪河 七〇
- 西南沙河站 七〇 汝陽 一八〇 牛堤
- 南西遂平 六〇

西平驛
- 西北舞陽 九〇
- 東　五溝營 二五 洪河 五〇 上蔡站 九〇 頂城 一八
- 沈邱 二七〇

漯河驛
- 西　吳城 六〇 舞陽 九五
- 東　周家口 一二〇 陳州 一八〇

以上列記せる所によりて鐵道の勢力範圍併に各車站との連絡狀況を明にするを得るとは雖も、時間の觀念に乏しき支那人には時に迂廻して運搬する事無きに非らず。

又以上項城、沈邱、新蔡等は地安徽省に近きのみならず、水利あるを以て、每年此の地の大豆は五割乃至六割は正陽關に出で、之れより潁州を經て蕪湖に至り、鐵道方面には大なる關係を有せざりしも、漸次水運衰へ現今鐵道に依るの傾向あり、茲に於て往年鐵道の勢力範圍ならざりし地方も、今は鐵道の勢力地として見る可きに至れり。

第二　耕作法

河南省に於ける大豆の耕作法も漢水流域に於けるものと殆ど大差なく各地とも播種は概ね吾國の四五月頃より五六月の間に於て行ふ。

土地の耕耘法は一般麥作の耕耘法と同じく、播種は概ね點播法を用ふ、肥料は播種後一、二、回糞尿等の肥料を施すのみ、而して河南省及漢水一帶の豆の產地に於いては地味非常に燐酸を缺乏し此地方に產する豆の粒小なるは之に基くものなり。

近來英數禮和洋行は人造肥料の輸入を企て、新紙上に或は刊行物に百方之が廣告に努めつゝあり、然れども農民の知識低きと農業資本の乏しく、且之が融通の道完からざるため、尙一般農民の注意を喚起するに至らず、然れども熱心なる禮和洋行の努力は或は近き將來に於て、支那の農業界に人造肥料の賞用せらるゝに至る時あるべし。

河南の地味燐酸實に乏しとせば、之を補ふ肥料歡迎せらるゝの秋敢て遠きにあらざるべし、殊に現時支那政府は米麥及雜穀の海外輸出を禁ずと雖も、大豆は獨り輸出を許されつゝあり、大豆の需用漸く世界的とならんとし、大豆の耕作による收益は漸く增加しつゝあり。

第三　收穫方法

豆の收穫は概ね吾が九月より十月の間に行はれ、豆の成

熟するや、農夫は其の豆を根より抜き採り、或は刈り取り來りて自家に運ぶ、河南汝寧府南陽府下は大道四通し到る處馬車牛車を通ずるを以て、農夫は馬車又は牛車を驅りて畑に入り之を運搬し、又漢水一帶にては馬又は牛の背によるもの多し、而して大豆を庭に運び來るや、庭を掃除してこゝに豆莖を運び、圓形の石の中心に穴を穿ち之に鐵の心棒を貫き、其の兩端に繩を結びたるルーラーを用ひ、牛をして之を牽かしめ堆積せる豆莢の周圍を回轉せしめ、以て殻を壓して實と殻とを分つ、然る後其の豆莖を除き、更に風力篩等によりて、豆殻及塵埃砂土等を除く、此の如く粗放なる方法を用ふるを以て、大豆は多量の砂塵を混入せり。

第四　種類用途及價格

河南省に於ける豆の種類は次の如し。

一、黄豆　此の種は次に述ぶる青莖と共に吾國に於て大豆と稱するものにして、早、中、晩の三種あり、早豆は吾が八月中旬頃より晩きは十月頃市上に出づ、大なるものは楕圓形にして稍扁平、小なるものは圓形なり、莖油及莖餅の原料に供せられ、產額最多く、皮殻肉共に淡黄色を帶び、莢は褐色なり。

二、青莖　此の種も吾が國にて大豆と呼べる一種にして、其の成熟期及形狀共に黄豆と相似たれ共、其の皮殻及肉は淡綠色にして、實は暗黒色を帶ぶ、產額甚多からず。

三、綠豆　日本のヤヘナリと稱すものに似て小圓形なり殻は暗綠色を帶び、肉は淡黄色を呈す、產額多からず。

四、豌豆　日本の豌豆と殆同一種のものにして、稍小形なり、粒の大小一定せず、皮殻は稍白色を呈し薄く、肉は淡黄色なり、產額多からず。

五、蠶豆　吾が國の蠶豆と同一種のものにして、粒形概して吾が國のものより稍大なり、漢水一帶產額頗る多し。

六、黒豆　吾が國の黒豆と同一種なり、產額多からず。

黄豆子の用途は既述の如く、莖油及び莖餅の製造に供せられ、漢口及各地の油房の原料とせらるゝのみならず、豆腐其の他の食料の原料とせられ、近來歐洲に於ても新に需用の途開け、彼の地に於て或は莖油を搾取し、或は家蓄の飼料、農作物等の肥料として用ひらるゝに至り、其の輸出は非常なる勢を以て增加せんとしつゝあり。

支那內地に於て搾取せられし莖油は從來主として、支那內地に於ける點燈用料理用又は油紙製造用等に用ひらるるのみなりしが、最近石鹸、香油等工業用原料として甚だ良好なること發見せられ、其の海外に輸出せらるゝもの最多額を占むるに至れり。

莖餅は支那及吾國に於て肥料用に供せらる。

青莖子は油を搾るに適せず、主として豆腐、粉條子（豆麥麵）豆粥其の他の食用に供せらる。

里豆、豌豆、及蠶豆等亦食用に供せらるゝのみにして、他に未だ用途なし。

綠豆は以上各種の豆と共に粉條子モヤシ、豆粥、豆飯として食用に供せらるゝの外、馬の飼料として甚多く消費せらる藥品として支那人は之を以て一種の消毒藥となし、

生の良穀なりとて、最も嗜好す。

今各地に於ける價格を表示すれば次の如し。（單位石）

地名	黃豆	青豆	豌豆
光州			
信陽	四吊九百文		
駐馬店	十三吊文	十三吊三百文	十四吊文
舞陽縣	六吊五百文	六吊五百文	七吊五百文
裕州	八吊五百文		十吊三百文
賒旗縣	六吊文	六吊文	七吊文
南陽縣	五吊文		六吊七百文

備考
- 駐馬店黃豆一石は六百三十斤（確平）
- 舞陽縣黃豆一石は三百二十斤
- 裕州の莞豆一石は九百六十斤（老光秤）
- 光州の蠶豆一石は三百斤

地名	蠶豆	綠豆
光州	十二吊文	
駐馬店	產出殆どなし	
舞陽縣		
裕州	十吊二百文	
賒旗縣	六吊文	七吊五百文

第五　賣買慣習

賣買は主として現物取引なるを以て、一定の書式に依り契約することなく、糧行は先づ外國商人出張店と協議し、其買入値段を定め、是れより自己の所得に歸すべき手數料を差引きたる値段を以て、農家より買入れ、出張店は更に自己の店員を派遣して荷造し、直ちに現金を支拂ふか又は、錢莊宛の手形を渡す、即ち買入商は豫め常に取引せる錢莊に明錢を預け置くを以て、糧行は是れを受取り、錢莊に持參して其代金を受く。

而して糧行より自己の出張所に至る運賃は、買手の負擔とす、故に自己の店渡しと同一なり。

外國商人の出張店は多く支那人を雇ひ置き、賣買は全部之に委し、自己は之を指圖し、對本店の張簿を司り爲替手形を振出すのみとす。

取引に於ける建相場は斗を以て單位とするもの多く、標準秤は各地共、浙寧平を用ふ、斤量は風袋込とし風袋は一包約二斤と見做すこと普通なり。

標準貨幣は大豆の原產地に於て賣買に用ふる相場は明錢を用ゆ。

今爲替手形の樣式を示せば次の如し。

第一

兌根滙付

寶號洋例紋　兩整滙到

安月號向

洋行照兌　月日存根

第二

兌票滙付

……寶號……兩整滙到

按月號向漢口河街（本店所在地）

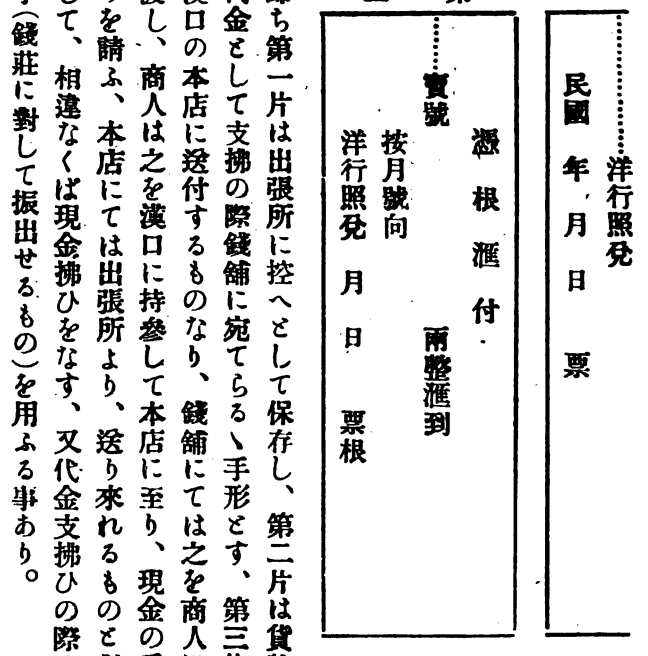

即ち第一片は出張所に控へとして保存し、第二片は貨物の代金として支拂の際錢舖に宛てらるゝ手形とす、第三片は漢口の本店に送付するものなり、錢舖にては之を商人に賣渡し、商人は之を漢口に持參して本店に至り、現金の受取りを請ふ、本店にては出張所より、送り來れるものと對照して、相違なくば現金拂ひをなす、又代金支拂ひの際小切手（錢莊に對して振出せるもの）を用ふる事あり。

原産地より各市場に到る運送方法及び荷造

信陽、長臺關、明港、正陽等の東漢線各驛へ搬出するには、多くは陸運に依る（但し西平を除く）、其陸運による搬出は牛馬、一輪車、及人肩等三種の方法あれども、牛馬車に依ること最も多し、而して牛馬車一臺には十五包乃至二十四五包を積載するを得、積載方法は蔗子にて箱を造り、バラ積とし、其上に帆布又は蔗袋の長さ六尺巾一尺位（三斗入より一斗五升入）の包を以て蔽ふを普通とす、但し約定品に依りては直接蔗袋二斗入包を積載す。

此等貨物の荷造りは各地一定せず、其一包の量を示せば左の如し。

明港	二斗入	百三十斤
新安店	同	百三十二斤
正陽	同	百三十二斤
確山	同	百三十斤
駐馬店	同	百二十八斤
西平	六斗入	百四十八斤
漯河	五斗入	百四十斤

第六　運送賃銀

牛馬車一臺（一日の行程七八十支里）　四吊文より五吊文にして、宿泊料飼馬料等は運送者の負擔とす、而して荷主自ら牛馬を雇ふものあれども、多くは轉運公司（運送屋）の手を經て之を雇ふもの多しとす、是れ荷主自ら雇ふより其費用を要する事少なければなり。

遠方より來るものは、全部この牛馬車に依り、而かも一二臺單獨往來する時は途中掠奪に遭ふの危險あるを以て、多くは十數臺より二、三十臺連續して往來す。

一輪車人肩等に依るものは、附近の農家が自ら是れを營むものにして、從つて其數も亦多からず。

第七　大豆の輸出路

河南豆の仕向地は漢口、鎭江等にして、京漢鐵道に因りて漢口に輸送するもの、河川を利用し民船によりて漢口に輸送するもの、（白河、唐河より襄河を經て漢口に出づる物）及沙河、洪河、淮河等に依りて蕪湖鎭口に出づるもの等とす。

然れ共近年河水の夥じく減水せると、且つ運搬の危險により蕪湖鎭江等に出づる物漸次減少し、鐵道によりて漢口に出で同地にて消費せられ、又は長江の便をかりて運搬せらるゝの傾向あり。

今原產地より漢口大智門停車場に至る運賃を見るに、確山に於ける日信洋行出張所と同地公典存公司との間に契約せる運賃及諸雜費表に依れば、確山より漢口大智門に到る大豆百三十斤包に對する運賃と諸掛とは次の如し。

而して此運賃は四十噸、二十噸、十五噸、十四噸等により多少割合を異にすと雖も其最多く使用せらるゝ二十噸貨車を土臺とし、總て滿車と假定して起算せり、又重量は鐵道會社規則の三萬三千斤（二十噸）によりて計算せり（實際は斤量より三百斤位多く積むを普通とす）

33.000÷130斤＝254……Ton20 端數に繰込まるる

130 斤包の包數(172.30＋$12)×72＝132.696

freight　上　下　ExchangeRate

19.898×.56　　＝11.143

次明細に對する換算 Tls 143.839

Tls143.839＋254＝Jls0.5663四捨五入にTls0.57は端數合計

實に河南省の農產品は大豆を大宗とし、而も揚子江沿岸附近の各省中第一位を占む。

今其地方需用のものを除き漢口へ輸出せらるゝものに付きて見るに次の如し。

信陽　六萬包　　長臺關四萬包　　明港二〇萬包

正陽二〇萬包　　新安店八萬包　　確山十六萬包

駐馬店二五萬包　　遂平五萬包　　西手一〇萬包

漯河　五萬包　　臨潁三萬包

價格の變化によりて其集散する量は一定せざるも、大概上述の如く、時々變化ありと雖も、其鐵道沿線の大豆額は約二百萬包なり、然れ共漢口にて所謂火車豆なるものは其の內より翌年播種用、土地用、搾坊用、食料用、安徽黃河筋のものを控除せざる可からず。

農家の播種に要するもの　　一一五、〇〇〇包

食用等にするもの　　九、五〇〇

安徽向（上海鎭江）　　二〇〇、〇〇〇

黃河地方の需用（許州邊の豐凶の影響により來る）　　一〇〇、〇〇〇

河南は古より土人が舊式の壓搾法により豆油と豆餅を製造し居りし外、明港には新式のもの有り又確山、汝寧府正陽等の原產地には豆粕製造に消費せらるゝもの少なからず。　　二〇〇、〇〇〇包

是れに依り、全額より前記の合計を控除する時は即ち漢口への正輸出額は一、二一五、〇〇〇包なり、而して之れの買入れに從事するものを次に示さば、

元豐　二五萬包　　日信　二〇萬包

天盛　二〇萬包　　華昌　二〇萬包

順豐　一五萬包　　其他　一〇萬包

元豐最も盛なれども是れは彼の搾用にのみ買入るゝに非ず、大豆取引を爲すに依るなり、此等の大豆の相場は汕頭地方の豆粕の相場によりて、且は漢口の氣配に依り定るものにして、收穫より翌年の一月に至る間は廉價なるも二月三月の頃となりて豆粕の需用增加するに及びて騰貴を始め、普通漢口着値一包に付き三兩以內なるも、時に三兩に上り、更に四兩に進む事有りと云ふ。

成都に於ける工業

模範製絲工場

前清勸業道の設立に係り、革命の亂に燒失せられたるもその後實業司は南門外に新に工場を設け、製絲に從事す、工場は煉瓦建にして事務室、場長技師室、貯繭倉庫、選繭場、繰絲工場、揚返工場、工女寄宿舍等の設備完全す、始め固定資本一萬八千元を投じ、其後資本一萬六千元を追加す。

現在工女の數百四十人、凡て寄宿舍に收容す、元來支那婦人は其性質上使用し易からず、革命以來風氣一變し成都に於ける、各工場は爭ふて女工を用ゐしも、効果惡しく次第に之を廢したるに、當工場のみは、成績比較的良好に今尙使用す。

場長曾氏は吾、西ヶ原蠶業講習所出身なり、支那人技師（成都蠶業講習所出身）、四人、日本技手（木原氏）一名、會計二名、庶務一名、事務員十人を有す。

工女の座席九十釜、（小臺車）と再繰の大枠臺（大臺車）六十とを有し、人力を以て運轉す、機械は日本式を用ひ、一人一日の繰高は四十五匁なるも、將來は六十匁となすを得べし、目下一日の製絲總高は約四貫目なりと。

上海にての相場百斤六百四十上海兩、（大正二年七月の相場）百斤の生繭より僅か五斤の絲を得るに過ぎず、是れ一に女工の不練に依ると云ふ。

繰絲女工の工錢は繰絲十匁に付き二錢、揚返工女の工錢は五十匁毎に一錢、共に飯錢は工場持ちなり。

昨年（大正元年）繭一斤の買入價格二百七十文にして、利益金、五千餘元ありたるも、今年は繭騰貴して一斤、四百一、二十文となりたる爲め、約五千元の損失を生ずる見込なりと。

四川製革官廠

光緒三十一年勸工局皮革科より分離せる官營工場にして東門外にあり、營利を目的とし、糧餉局及び勸業道附屬實豐銀號より、資本金十三萬五千兩を支出し、製革及び製品の二部に分ち、勸業道これを主管す、革命後實業司に屬し、元年一月陸軍製革廠を分設し、從前の製革廠に改革を加へたりと雖も、陸軍製革廠に比すれば設備甚だしく小なり、觀察當時の狀況次の如し。

職工數

製革科	八〇人
馬鞍科	四〇
靴鞋科	六〇
金工科	四〇
皮包科	—

各科共技師各一人を置く、現今外國人を用ゐず。

原料としては牛皮羊皮鹿皮を用ひ、一日約二十張を製革す。

原料牛皮	一斤銀二錢　一張平均八兩
精製皮革	一坪銀七角　一張約二十兩

（一張は約四十斤三十坪なり）

職工工錢は一日平均三百文一切の諸掛を差引くも十分の利益あり、當工場の製革は殆ど當工場にて使用し皮革として賣ること少し。

即ち馬鞍科には馬具一切を、靴鞋科にては靴を、皮包科にては背嚢彈藥盒鞄等を製す

同仁教養工場

省城內支機石街にあり實業司の管する所、大正二年二月の開辦にかゝり資本金二十萬元を追加す、明年（大正三年）投資豫定額八萬元なりと。

主として失職滿人の子弟を養ふ、布科機織科染色科に分ち、目下の職工數は

布科	四四人
機織科	二四〇
染色科	七〇
徒弟	二八〇

將來女子を合して一千人となすの豫定なり

機織科の器械は舊式の大和田舍式を用ひ、機百六十臺を有し、準備人共二百十餘人を要す、染色科は七十人の職工を有し、捺染をなす。

一日の生產高及び價格

洋布	百二十丈	一尺	八錢乃至十錢
花布	十丈	一尺	十二錢
手布	三十打	一打	一圓二十錢
綿物	二十丈	一尺	十五錢

日本技師二人技手一人あり

惠昌火柴廠

東門外にあり、光緒三十三年商辦局の設くる所、當時官

資三萬二千兩、開辦後年々利益を見つゝあり、革命後實業司に歸す、元年一月より六月に至る半年間の利益三千兩に上れりと云ふ、黃燐燐寸を製す、一箇年の製造能力は四千五百箱なれども、生產過剩を恐れて、三千百五十箱に減せり。

四川燐寸製造は重慶に於て始められ、當初安全燐寸製造に從事するもの一箇所ありしも、直ちに失敗に終り、其後黃燐マッチを製造するに及びて、漸く利益を見るに到り、之に倣ひ、多數の製造業者起り共同販賣法を定めて、相互の利益を計るに至れり、現時重慶二十六所、瀘州廣安及び成都に各一箇所の製造場あり、何れも共同販賣組織に加入す、本廠製品は一箱に付き銀二夂の釐金を課せらる。

使用職工は男女八百人あり、その一割は職工頭として、一般職工を監督し、職工賃金は出來上り高によりて定む。

箱詰	百個	六文
軸木揃へ	一枷	七文
箱張り	一萬個	一吊一、二百文

箱張りは附近人民の家內手工に屬し、材料を貸與して張らしむ、紙料は他に製造するものより買入る、一箱分三兩餘を要す、原料中鹽酸加里及び燐は上海より輸入し、軸木は嘉定品を用ふ、その價格は當地着値一箱分三兩餘にして、廢物は賣渡者の損失に歸す、硫黃は官鑛局より買ひ入る、一斤銀七八夂とす。

裕德肥皂廠

東門外にあり、實業司に屬す、光緒三十四年の開辦販路少きため、宣統元年停止せしが、元年三月に至り、再び開辦し、官資を投ずること一萬兩、他に資本四千元を增せり、本邦留學生を用ひ、主として化粧石鹼を製す、洗濯石鹼の製造高一日五百條、(一條二十兩夂)化粧石鹼は一日五十打を製造し得る設備を有す。

原料は牛油苛性曹達の搾油(木油)及び茶油等にして、苛性曹達を除くの外、總て當地方製品を以てす。

香料は本省品を用ひタンシャ油及び玫瑰油を主とす、酒精料として土產の陳色酒を用ふ、紙及び箱は當地にて造り意匠物は日本より輸入す、價格外國品に比し低廉なれども品質不良にして實行惡し。職工は見習徒弟十數人に過ぎず、十數馬力の汽罐、二十馬力の發動機あり。

製粉業

石鹼製造廠內に製粉工場あり、發動機の餘裕動力を以て製粉せんがため、同一家屋に設けたるものにして、石鹼製造と同時に計劃し、資本金五千兩を支出せり。機械は今井式小製粉機械八臺あり、右機械は一晝夜二十五石を製粉し得と云ふ。

成都地方は小麥低廉に、加ふるに阿片禁止以來、阿片栽培に代ふるに小麥を以てしたる爲め、益々その收穫を增し、價格の下落を見るに至れり、製粉は重慶地方に輸出する見込みなりと云ふ。

樂利造紙公司

本公司は五、六、年前の開辦にかゝり、當初十萬元（一株五十元）の株式を募集し、敷地家屋及び機械等に固定し、運轉資本として勸業道より、五萬元を貸與し、其後再び舊株主につき十萬元の新株募集をなし、約七萬元の應募を得たる時に當り、勸業道より、融通を受けたる、五萬元を回收せられたるを以て、株主等は當局者保護の實少しとなし、再び募集に應ずるもの無く、會社は漸く剩餘の二萬元を運轉して業務を持續し今日に至る。

抄紙機械を除く外は新式機械を以つてし、抄紙は手漉となし、新舊混合の不完全なる設備を有す、從て豫定の計劃と反し全部人工的に抄紙をなし、主として鳥の子紙を製造す、宏壯なる設備を有するに拘はらず、僅に、三、四十人の職工を使用して小規模の製造をなすのみ、資本の利廻りをも得る能はず、革命事變後、紙幣用紙として鳥の子紙の需用多きを加へたるも、需用に限りあり、之を以て將來を推す能はず故に會社側にあつては、今後新聞用紙製造の計畫を立て之に要する增資を株主側に協議中なるも、未だ何等確定する所なし、會社側役員には若し此の計劃にして遂行する能はざる時は本會社は將來存立すべからずと稱するものもあり、當地に於ける民營の工業會社としてその資本額よりするも第一とすべき當會社が、設立以來その企劃悉く齟齬に終り、何等効果を示すに至らざるは、新に勃興せんとする他の企業に影響する所尠からざるべし。

從來使用せし鳥の子紙原料は三叉樹皮を以てせり、二個の原料蒸熟筒（回轉式にあらず）と六個の原料混合槽とを有し、原料を抄紙器械に送附する迄の設備は完全に備はるも、工程の前半のみの設備を有するなり、現時は手漉紙製造に從事し數個の方形木槽を設備し、機械力と見るべきは只壓搾器あるのみ

其他の工業

尙城內一般工業品としては絹織物、竹器、籐器等を出す、絹織物は潮綢、巴緞、綢緞にして蜀江の錦は特に有名に、城內到る所に機の音を聞く、成都に於ける一箇年の生產高は五百萬元に上るべしと、或る人は語れり、竹器は甚だ巧妙にして緻密なるもの多し、殊に錫製のコップ、碗、酒壺、花瓶、印肉盒等の表面に竹網を被らせたるものは有名なり。

籐器には椅子籠等多く、近來籐製輪子の需要增加し、これを製造するもの多し。

湖南省各縣製造場調查（一）

（民國六年調查）

牌名	所在地	製品	產額（一年間）
田之茂	鳳凰縣城	油簍	七五〇石
同興和	同	帶	一、〇〇〇兩
李德盛	同	桌棹	五〇〇個
伍福生	古丈縣內冲正	桐油	一、八〇〇、〇〇〇斤
張北海	同內功鄉	同	一六〇、〇〇〇
向吉元	同內冲正	同	一六〇、〇〇〇
向明訓	同分設六鄉	茶油	四〇、六〇〇
楊德盛	同城區	米酒	一二、〇〇〇
楊溪卿	同	綠茶	四、五〇〇
伍際虞	同	同	二、四〇〇
田福生	同城鄉	瓦	五、二〇〇、〇〇〇枚
順昌宜	章縣白沙鄉	草紙	六四六捆
太昌同	黃沙鄉	白蠟	四九六斤
順合同	栗源鄉	罐、罐、缸、鉢、盞、碗、	四、七五七個
天合同	芭籬鄉	火磚	二九三、四六〇個

永順昌	同	黃沙鄉	花生油	二二、一〇五斤	
同	同	同	同	二七、六三二	
恒太昌	同	同	同	二四、一二三	
澄縣工廠	澄縣新關廟	電光布	四、〇〇〇尺		
同	同	毛巾制服、靜御	一、七五〇		
信義校	澄縣津市	土竹洋布、長衫、棉袍、靜御、襪	一、〇三七打		
同	同	緞子小帽	五〇〇打		
群益公司	同	津市	菜油、桐油、棉油、茶油	一二八、二〇〇斤	
同	同	同	穀酒	一七二、〇〇〇	
貴民工藝廠	芷江縣城小北街	紙傘	九七二柄		
同	同	竹木鐵棕器	八八〇個		
同	同	銅	一、一二〇		
順記	汝城縣集龍	衣服裁縫			
同	同	高方邊紙	一二九石		
同	同	小籠紙	一、五四〇個		
同	同	小籮紙	一、一六〇個		
同	同	高方紙	七二石		
文記	同	高方紙	九一石		
同	同	毛高方邊紙	一二八		
雲記	同	同	一〇二石		

| | | |

| | | |

| | | |

立記	平記	常記	榮記	春記	丞記	銓記	朋記	琨記	清記	福記	金記	縣記	瑞記	取記	民記	隆記	福記	彬記	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
																熱水			
高方紙毛邊紙	小方紙毛邊紙	高方紙毛邊紙	高方紙毛邊紙	高方紙	同	小毛邊紙	高方紙毛邊紙	小高方紙毛邊紙	高方紙毛邊紙	同	小高方紙	高方紙毛邊紙	同	小高方紙	高方紙	高方紙毛邊紙	小高方紙	高方紙	小高方紙
一、七六六八	一、五二〇	一、六八〇	八八	七八	一一七	一、二八〇六四〇	一、二八〇七二〇	一〇七	一一〇	一、三五二〇	一一〇九	一一二	一一二	一、六二〇七二〇	五六〇七六〇	七六八	一三〇七六〇	六九二七	

富記	經記	祥記	綏記	華記	瑞記	發記	亮記	海記	坤記	顏記	同記	翔記	濂記	順記	興記	秀記	乾記	渊記
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
小廉方紙毛邊紙	高小廉方紙毛邊紙	高方紙毛邊紙	同	高方紙廉毛邊紙	高小廉方紙毛邊紙	高小廉方紙毛邊紙	小毛廉邊紙	高方紙廉毛邊紙	高小廉方紙	高方	小廉	高方	高小廉方紙	小高廉方紙	毛邊紙	小高廉方紙	毛邊紙	小毛廉邊紙
九九	九七	九	一一三	八二	九八	七四	八五	八六	四八	五四	一二〇	九一	七二	五四	九六	六三	五二	五二
一三	一二	一	一	一三	一二	一	二	一	一五	一	一一	一	一四	一四	一	一〇	一	一二
〇	四	九	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	四	〇	七

| | | |

| | | |

| | | |

何	湘陰縣	同興利	同	大橋鎮	廠生利	歐
蕭

| | | |

勉業工廠	全順	正興	萬順	恒興	泰和	鄭福全	王紹吾	王芝臣	吳永豐	湯玉生	楊樹滋	萬玉林	楊柏青	吳靜夫	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	城鄉	同	同	同	同	
城內東正街					雲靜鄉										
萬字花梅桂花	斜紋花			罎、缸	缸	同	同	同	同	瓦磚	同	鉢、罐	同	同	
一〇、四四〇㌔	四、五〇〇	五、〇〇〇	四、五〇〇	四、〇〇〇	五、〇〇〇	六四〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇	六二〇、〇〇〇	四九五、〇〇〇	三六〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	

駐馬店驛
- 北　山東省一八
- 東　水屯老君廟 三〇 大廟鎮 四〇 汝寧府 七〇
- 西北沙河鎮 七〇 汝寧 八〇 牛蹄 九〇 春水 一二〇
- 龍王廟 二五〇 源潭 二八〇 唐縣 三〇〇
- 南　古城 二五
- 北　遂平 五〇 上蔡 洪河 一〇〇

汝寧府驛
- 東　李家屯 三〇 一八里廟 揚埠鎮 一六〇 新蔡 二三〇
- 北　關正 七〇

遂平驛
- 北　蔡岩 二〇 上蔡稍 六〇 洪河 七〇
- 西南沙河站 七〇 汝陽 一八〇 牛堤

西平驛
- 南西遂平 七〇
- 西北舞陽 九〇
- 東　五溝鷺 二五 洪河 五〇 上蔡站 九〇 頂城 一八
- 沈邸 二七〇

漯河驛
- 西　吳城 六〇 舞陽 九五
- 東　周家口 一二〇 陳州 一八〇

以上列記せる所によりて鐵道の勢力範圍併に各車站との連絡狀況を明にするを得るとは雖も、時間の觀念に乏しき支那人には時に迂廻して運搬する事無きに非らず。

又以上項城、沈邸、新蔡等は地安徽省に近きのみならず、水利あるを以て、每年此の地の大豆は五割乃至六割は正陽關に出で、之れより蕪州を經て蕪湖に至り、鐵道方面には大なる關係を有せざりしも、漸次水運衰へ現今鐵道に依るの傾向あり、茲に於て往年鐵道の勢力範圍ならざりし地方も、今は鐵道の勢力地として見る可きに至れり。

第二　耕作法

河南省に於ける大豆の耕作法も漢水流域に於けるものと殆ど大差なく各地とも播種は概ね吾國の四五月頃より五六月の間に於て行ふ。

土地の耕耘法は一般麥作の耕耘法と同じく、播種は概ね點播法を用ふ、肥料は播種後一、二、回糞尿等の肥料を施すのみ、而して河南省及漢水一帶の豆の產地に於いては地味非常に燐酸を缺乏し此地方に產する豆の粒小なるは之に基くものなり。

近來英數禮和洋行は人造肥料の輸入を企て、新紙上に或は刊行物に百方之が廣告に努めつゝあり、然れども農民の知識低きと農業資本の乏しく、且之が融通の道完からざるため、尙一般農民の注意を喚起するに至らず、然れども熱心なる禮和洋行の努力は或は近き將來に於て、支那の農業界に人造肥料の賞用せらるゝに至る時あるべし。

河南の地味燐酸實に乏しとせば、之を補ふ肥料歡迎せらるゝの秋敢て遠きにあらざるべし、殊に現時支那政府は米麥及雜穀の海外輸出を禁ずとは雖も、大豆は獨り輸出を許されつゝあり、大豆の需用漸く世界的とならんとし、大豆の耕作による收益は漸く增加しつゝあり。

第三　收穫方法

豆の收穫は概ね吾が九月より十月の間に行はれ、豆の成

熟するや、農夫は其の豆を根より抜き採り、或は刈り取り來りて自家に運ぶ、河南汝寧府南陽府下は大道四通し到る處馬車牛車を通ずるを以て、農夫は馬車又は牛車を驅りて畑に入り之を運搬し、又漢水一帶にては馬又は牛の背によるもの多し、而して大豆を庭に運び來るや、庭を掃除してこゝに豆莖を運び、圓形の石の中心に穴を穿ち之に鐵の心棒を貫き、其の兩端に繩を結びたるルーラーを用ひ、牛をして之を牽かしめ堆積せる莢殼の周圍を回轉せしめ、以て殼を壓して實と殼とを分つ、然る後其の豆莖を除き、更に風力篩等によりて、豆殼及塵埃砂土等を除く、此の如く粗放なる方法を用ふるを以て、大豆は多量の砂塵を混入せり。

第四　種類用途及價格

河南省に於ける豆の種類は次の如し。

一、黃豆　此の種は次に述ぶる靑莢と共に吾國に於て大豆と稱するものにして、早、中、晩の三種あり、早豆は吾が八月中旬頃より晩きは十月頃市上に出づ、大なるものは楕圓形にして稍扁平、小なるものは圓形なり、莢油及莢餠の原料に供せられ、產額最多く、皮殼肉共に淡黃色を帶び、莢は褐色なり。

二、靑莢　此の種も吾が國にて大豆と呼べる一種にして、其の成熟期及形狀共に黃豆と相似たれ共、其の皮殼及肉は淡綠色にして、實は暗黑色を帶ぶ、產額甚多からず。

三、綠莢　日本のヤヘナリと稱すものに似て小圓形なり殼は暗綠色を帶び、肉は淡黃色を呈す、產額多からず。

四、豌豆　日本の豌豆と殆同一種のものにして、稍小形なり、粒の大小一定せず、皮殼は稍白色を呈し薄く、肉は淡黃色なり、產額多からず。

五、蠶豆　吾が國の蠶豆と同一種のものにして、粒形概して吾が國のものより稍大なり、漢水一帶產額頗る多し。

六、黑豆　吾が國の黑豆と同一種なり、產額多からず。

黃豆子の用途は既述の如く、莢油及び莢餠の製造に供せられ、漢口及各地の油房の原料とせらるゝのみならず、豆腐其の他の食料の原料とせられ、近來歐洲に於ても新に需用の途開け、彼の地に於て或は莢油を搾取し、或は家蓄の飼料、農作物等の肥料として用ひらるゝに至り、其の輸出は非常なる勢を以て增加せんとしつゝあり。

支那內地に於て搾取せられし莢油は從來主として、支那內地に於ける點燈用料理用又は油紙製造用等に用ひらるるのみなりしが、最近石鹼、香油等工業用原料として甚だ良好なること發見せられ、其の海外に輸出せらるゝもの最多額を占むるに至れり。

莢餠は支那及吾國に於て肥料用に供せらる。

靑莢子は油を搾るに適せず、主として豆腐、粉條子（豆麥麵）豆粥其の他の食用に供せらる。

里豆、豌豆、及蠶豆等亦食用に供せらるゝのみにして、他に未だ用途なし。

綠豆は以上各種の豆と共に粉條子モヤシ、豆粥、豆飯として食用に供せらるゝの外、馬の飼料として甚多く消費せらる藥品として支那人は之を以て一種の消毒藥となし、

生の良穀なりとて、最も嗜好す。

今各地に於ける價格を表示すれば次の如し。（單位石）

地名	黃豆	青豆	豌豆
光州			
信陽	四吊九百文		
駐馬店	十三吊文	十三吊三百文	十四吊文
舞陽縣	六吊五百文	六吊五百文	七吊五百文
裕州	八吊五百文		十吊三百文
賒旗縣	六吊文	六吊文	七吊文
南陽縣	五吊文		六吊七百文

備考
- 駐馬店黃豆一石は六百三十斤（確平）
- 舞陽縣黃豆一石は三百二十斤
- 裕州の莞豆一石は九百六十斤（老光秤）
- 光州の蠶豆一石は三百斤

地名	蠶豆	綠豆
光州	十二吊文	
駐馬店	產出殆どなし	
舞陽縣		
裕州		十吊二百文
賒旗縣	六吊文	七吊五百文

第五　賣買慣習

賣買は主として現物取引なるを以て、一定の書式に依り契約することなく、糧行は先づ外國商人出張店と協議し、其買入値段を定め、是れより自己の所得に歸すべき手數料を差引きたる値段を以て、農家より買入れ、出張店は更に自己の店員を派遣して荷造し、直ちに現金を支拂ふか又は、錢莊宛の手形を渡す、即ち買入商は豫め常に取引せる錢莊に明錢を預け置くを以て、糧行は是れを受取り、錢莊に持參して其代金を受く。

而して糧行より自己の出張所に至る運賃は、買手の負擔とす、故に自己の店渡しと同一なり。

外國商人の出張店は多く支那人を雇ひ置き、賣買は全部之に委し、自己は之を指圖し、對本店の張簿を司り爲替手形を振出すのみとす。

取引に於ける建相場は斗を以て單位とするもの多く、標準秤は各地共、浙寧平を用ふ、斤量は風袋込とし風袋は一包約二斤と見做すこと普通なり。

標準貨幣は大豆の原產地に於て賣買に用ふる相場は明錢を用ゆ。

今爲替手形の樣式を示せば次の如し。

第一

兌根滙付

寶號洋例紋　兩整滙到

安月號向

洋行照兌　月日存根

第二

兌票滙付

寶號……兩整滙到

按月號向漢口河街（本店所在地）

洋行照兌
民國　年　月　日　票

第三

憑根滙付
實號　兩整滙到
按月號向
洋行照兌　月　日　票根

即ち第一片は出張所に控へとして保存し、第二片は貨物の代金として支拂の際錢舖に宛てらるゝ手形とす、第三片は漢口の本店に送付するものなり、錢舖にては之を商人に賣渡し、商人は之を漢口に持參して本店に至り、現金の受取りを請ふ、本店にては出張所より、送り來れるものと對照して、相違なくば現金拂ひをなす、又代金支拂ひの際小切手（錢莊に對して振出せるもの）を用ふる事あり。

原産地より各市場に到る運送方法及び荷造

信陽、長臺關、明港、正陽等の東漢線各驛へ搬出するには、多く陸運に依る（但し西平を除く）、其陸運による搬出は牛馬、一輪車、及人肩等三種の方法あれども、牛馬車に依ること最も多し、而して牛馬車一臺には十五包乃至二十四五包を積載するを得、積載方法は蔗子にて箱を造り、バラ積とし、其上に帆布又は蔗袋の長さ六尺巾一尺位（三斗入より一斗五升入）の包を以て蔽ふを普通とす、但し約定品に依りては直接蔗袋二斗入包を積載す。

此等貨物の荷造りは各地一定せず、其一包の量を示せば左の如し。

明港	二斗入	百三十斤
新安店	同	百三十二斤
正陽	同	百三十二斤
確山	同	百三十斤
駐馬店	同	百二十八斤
西平	六斗入	百四十八斤
漯河	五斗入	百四十斤

第六　運送賃銀

牛馬車一臺（一日の行程七八十支里）　四吊文より五吊文にして、宿泊料飼馬料等は運送者の負擔とす、而して荷主自ら牛馬を雇ふものあれども、多くは轉運公司（運送屋）の手を經て之を雇ふもの多しとす、是れ荷主自ら雇ふより其費用を要する事少なければなり。

遠方より來るものは、全部この牛馬車に依り、而かも一二臺單獨往來する時は途中掠奪に遭ふの危險あるを以て、多くは十數臺より二、三十臺連續して往來す。

一輪車人肩等に依るものは、附近の農家が自ら是れを營むものにして、從つて其數も亦多からず。

第七　大豆の輸出路

河南豆の仕向地は漢口、鎭江等にして、京漢鐵道に因りて漢口に輸送するもの、河川を利用し民船によりて漢口に輸送するもの、（白河、唐河より襄河を經て漢口に出づる物）及沙河、洪河、淮河等に依りて蕪湖鎭口に出づるもの等とす。

四川製革官廠

光緒三十一年勸工局皮革科より分離せる官營工場にして東門外にあり、營利を目的とし、禮飼局及び勸業道附屬寶豐銀號より、資本金十三萬五千兩を支出し、製革及び製品の二部に分ち、勸業道これを主管す、革命後實業司に屬し、元年一月陸軍製革廠を分設し、從前の製革廠に改革を加へたりと雖も、陸軍製革廠に比すれば設備甚だしく小なり、觀察當時の狀況次の如し。

職工數

製革科	八〇人
馬鞍科	四〇
靴鞋科	六〇
金工科	四〇
皮包科	—

各科共技師各一人を置く、現今外國人を用ゐず。

原料としては牛皮羊皮鹿皮を用ひ、一日約二十張を製革す。

原料牛皮	一斤銀二錢　一張平均八兩
精製皮革	一坪銀七角　一張約二十兩

（一張は約四十斤三十坪なり）

職工工錢は一日平均三百文一切の諸掛を差引くも十分の利益あり、當工場の製革は殆ど當工場にて使用し皮革として賣ること少し。

即ち馬鞍科には馬具一切を、靴鞋科にては靴を、皮包科にては背嚢彈藥盒鞄等を製す

同仁教養工場

省城內支機石街にあり實業司の管する所、大正二年二月の開辦にかゝり資本金二十萬元を追加す、明年（大正三年）投資豫定額八萬元なりと。

主として失職滿人の子弟を養ふ、布科機織科染色科に分ち、目下の職工數は

布科	四四人
機織科	二四〇
染色科	七〇
徒弟	二八〇

將來女子を合して一千人となすの豫定なり

機織科の器械は舊式の大和田舍式を用ひ、機百六十臺を有し、準備人共二百十餘人を要す、染色科は七十人の職工を有し、捺染をなす。

一日の生產高及び價格

洋布	百二十丈	一尺	八錢乃至十錢
花布	十丈	一尺	十二錢
手布	三十打	一打	一圓二十錢
綿物	二十丈	一尺	十五錢

日本技師二人技手一人あり

惠昌火柴廠

東門外にあり、光緒三十三年商辦局の設くる所、當時官

資三萬二千兩、開辦後年々利益を見つゝあり、革命後實業司に歸す、元年一月より六月に至る半年間の利益三千兩に上れりと云ふ、黃燐燐寸を製す、一箇年の製造能力は四千五百箱なれども、生產過剩を恐れて、三千百五十箱に減せり。

四川燐寸製造は重慶に於て始められ、當初安全燐寸製造に從事するもの一箇所ありしも、直ちに失敗に終り、其後黃燐マッチを製造するに及びて、漸く利益を見るに到り、之に倣ひ、多數の製造業者起り共同販賣法を定めて、相互の利益を計るに至れり、現時重慶二十六所、瀘州廣安及び成都に各一箇所の製造場あり、何れも共同販賣組織に加入す、本廠製品は一箱に付き銀二夂の釐金を課せらる。

使用職工は男女八百人あり、その一割は職工頭として、一般職工を監督し、職工賃金は出來上り高によりて定む。

箱詰　百個　六文

軸木揃へ　一枷　七文

箱張り　一萬個　一吊一、二百文

箱張りは附近人民の家內手工に屬し、材料を貸與して張らしむ、紙料は他に製造するものより買入る、一箱分三兩餘を要す、原料中鹽酸加里及び燐は上海より輸入し、軸木は嘉定品を用ふ、その價格は當地着値一箱分三兩餘にして、廢物は賣渡者の損失に歸す、硫黃は官鑛局より買ひ入る、一斤銀七八夂とす。

裕德肥皂廠

東門外にあり、實業司に屬す、光緒三十四年の開辦販路少きため、宣統元年停止せしが、元年三月に至り、再び開辦し、官資を投ずること一萬兩、他に資本四千元を增せり、本邦留學生を用ひ、主として化粧石鹼を製す、洗濯石鹼の製造高一日五百條、(一條二十兩夂)化粧石鹼は一日五十打を製造し得る設備を有す。

原料は牛油苛性曹達の搾油(木油)及び茶油等にして、苛性曹達を除くの外、總て當地方製品を以てす。

香料は本省品を用ひタンシャ油及び玫瑰油を主とす、酒精料として土產の陳色酒を用ふ、紙及び箱は當地にて造り意匠物は日本より輸入す、價格外國品に比し低廉なれども品質不良にして實行惡し。職工は見習徒弟十數人に過ぎず、十數馬力の汽罐、二十馬力の發動機あり。

製粉業

石鹼製造廠內に製粉工場あり、發動機の餘裕動力を以て製粉せんがため、同一家屋に設けたるものにして、石鹼製造と同時に計劃し、資本金五千兩を支出せり。機械は今井式小製粉機械八臺あり、右機械は一晝夜二十五石を製粉し得と云ふ。

成都地方は小麥低廉に、加ふるに阿片禁止以來、阿片栽培に代ふるに小麥を以てしたる爲め、益々その收獲を增し、價格の下落を見るに至れり、製粉は重慶地方に輸出する見込みなりと云ふ。

樂利造紙公司

本公司は五、六、年前の開辦にかゝり、當初十萬元（一株五十元）の株式を募集し、敷地家屋及び機械等に固定し、運轉資本として勸業道より、五萬元を貸與し、其後再び舊株主につき十萬元の新株募集をなし、約七萬元の應募を得たる時に當り、勸業道より、融通を受けたる、五萬元を回收せられたるを以て、株主等は當局者保護の實少しとなし、再び募集に應ずるもの無く、會社は漸く剩餘の二萬元を運轉して業務を持續し今日に至る。

抄紙機械を除く外は新式機械を以つてし、抄紙は手漉となし、新舊混合の不完全なる設備を有す、從て豫定の計劃と反し全部人工的に抄紙をなし、主として鳥の子紙を製造す、宏壯なる設備を有するに拘はらず、僅に、三、四十人の職工を使用して小規模の製造をなすのみ、資本の利廻りをも得る能はず、革命事變後、紙幣用紙として鳥の子紙の需用多きを加へたるも、需用に限りあり、之を以て將來を推す能はず故に會社側にあつては、今後新聞用紙製造の計畫を立て之に要する增資を株主側に協議中なるも、未だ何等確定する所なし、會社側役員には若し此の計劃にして遂行する能はざる時は本會社は將來存立すべからずと稱するものもあり、當地に於ける民營の工業會社としてその資本額よりするも第一とすべき當會社が、設立以來その企劃悉く齟齬に終り、何等効果を示すに至らざるは、新に勃興せんとする他の企業に影響する所尠からざるべし。

從來使用せし鳥の子紙原料は三叉樹皮を以てせり、二個の原料蒸熟筒（回轉式にあらず）と六個の原料混合槽とを有し、原料を抄紙器械に送附する迄の設備は完全に備はるも、工程の前半のみの設備を有するなり、現時は手漉紙製造に從事し數個の方形木槽を設備し、機械力と見るべきは只壓搾器あるのみ

其他の工業

尙城內一般工業品としては絹織物、竹器、籐器等を出す、絹織物は湖綢、巴緞、綢緞にして蜀江の錦は特に有名に、城內到る所に機の音を聞く、成都に於ける一箇年の生產高は五百萬元に上るべしと、或る人は語れり、竹器は甚だ巧妙にして緻密なるもの多し、殊に錫製のコップ、碗、酒壺、花瓶、印肉盒等の表面に竹網を被らせたるものは有名なり。

籐器には椅子籠等多く、近來籐製輪子の需要增加し、これを製造するもの多し。

湖南省各縣製造場調查（一）

（民國六年調查）

牌名	所在地	製品	產額（一年間）
田之茂	鳳凰縣城	油	七五〇石
同興和	同	絲帶	一、〇〇〇兩
李德盛	同	桌椅	五〇〇個
伍福生	古丈縣內冲正桐	油	一、八〇〇、〇〇〇斤
張北海	同內功鄉同		一六〇、〇〇〇
向吉元	同內冲正同		一六〇、〇〇〇
向明訓	同分設六鄉茶	油	四〇、六〇〇
楊德盛	同城區米	酒	一二、〇〇〇
楊漢卿	同	綠茶	四、五〇〇
伍際虞	同		二、四〇〇
田福生	同城鄉瓦		五、二〇〇、〇〇〇枚
順昌宜章縣白沙鄉草		紙	六四六捆
太昌同黃沙鄉白		蠟	四九六斤
順合同栗源鄉罐、罐、缸、鉢、盞、碗、			四、七五七個
天合同笆籬鄉火		磚	二九三、四六〇個

永順	同	黃沙鄉	花生油	二二、一〇五斤	
同	同	聚隆	同	二七、六三二	
恒太	同	昌	同	二四、一二三	
澧縣工廠	澧縣新關廟		電光布	四、〇〇〇疋	
同	同		毛巾制服、褂褲	一、七五〇	
信義	澧縣津市		土竹洋布、長衫、棉袍、褂褲、襪	一、〇三七打	
同	同		緞子小帽	五〇〇打	
群益公司	同	津市	菜油、桐油、棉油、茶油	一二八、二〇〇斤	
同	同		酸酒	一七二、〇〇〇	
貴民工藝廠	芷江縣城小北街		竹木鐵棕器紙傘	九七二柄	
同	同		銅鐵器	八八〇個	
同	同		衣服絨錫	一、一二〇	
順昌	汝城縣集龍		高方毛邊紙	一二九石	
同	同		小籠紙	一、五四〇個	
同	同		高方紙	七二石	
同	同		小籮紙	一、一六〇個	
文記	同		高方紙	九一石	
同	同		高方毛邊紙	一二八石	
同	同		同	一〇二石	

| | | |

權記	同記	先記	同記	同	美記	同記	仁記	同記	年記	同記	德記	同記	廣記	同記	鼎記	同記	生記	同記	斌記	同記	修記	同記	潤記	同記	博記	同記	發記	同記	寶記	同記	亮記	同記	定記	同記	昌記	同記
高方紙毛邊紙	同	高方紙三員紙	小廉紙	高方紙毛邊紙	毛邊小廉紙	高方紙毛邊紙	毛邊小廉紙	高方紙毛邊紙	同	毛邊小廉紙	高方紙毛邊紙	小毛邊廉紙	高方紙毛邊紙	小毛邊廉紙	高方紙毛邊紙	小毛邊廉紙	高方紙毛邊紙	同	高方紙毛邊紙	小毛邊廉紙	高方紙毛邊紙	小毛邊廉紙	高方紙毛邊紙	同	高方紙毛邊紙	小毛邊廉紙	高方紙毛邊紙	小毛邊廉紙	高方紙毛邊紙	小毛邊廉紙	高方紙毛邊紙	小毛邊廉紙	高方紙毛邊紙	小毛邊廉紙
一〇〇石	同	一〇八	同	九六〇	九七石 六四	九六〇	一、四三〇	同	一四四石	一、四〇〇	五一	一三〇石	一、三六〇	五七石	一〇〇	同	一三七石	九五	八七六	七二	九七石	八八	八二	七八六	七一石	一、八八〇	九三石	六四〇	一、〇四〇					

| | | |

彬	龍	民	取	瑞	縣	金	龍	清	琨	朋	奎	永	春	榮	常	平	立
記	記	記	記	記	記	記	記	記	記	記	記	記	記	記	記	記	記
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

富記	經記	祥記	綬記	畢記	瑞記	發記	亮記	海記	坤記	禎記	同記	翔記	瀛記	順記	興記	秀記	乾記	淵記	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同					
高小	高小	高方	同	高小	高小	高小	毛小	高方	高小	高方	小	高方	高小	高小	毛小	高小	毛小	毛小					
方紙	方紙	紙毛		方紙	方紙	方紙	邊紙	紙毛	方紙	方	廉紙	方紙	方紙	方紙	邊紙	方紙	邊紙	邊紙					
廉邊	廉方	毛邊		毛邊	毛邊	毛邊	廉邊	邊紙	廉方	方		廉方	廉方	廉方	邊紙	廉方	邊紙	邊紙					
紙紙	紙紙	紙紙		紙紙	紙紙	紙紙	紙紙	紙紙	紙紙	紙		紙紙	紙紙	紙紙	紙紙	紙紙	紙紙	紙紙					
九九	一、一三〇	九七	一一三	八二	九八	七四	五三	八六	四八	五四	一、一二〇	九一	七二	一、四五四	九六	六三	五二	五二七〇					
一、一二〇	一、一二〇			一、三〇	一、二〇	一、〇五〇	二、〇八〇		一、五六〇				一、四〇〇	一、四四〇		一、〇四〇							

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

王紫球	同	廣鉢、爐、鍋、罐子		二九〇、〇〇〇	
閻新岸	同	同		二九〇、〇〇〇	
王世高	同	同		三三五、〇〇〇	
王光斗	同	罐子		二四〇、〇〇〇	
吳福安	同	廣鉢、爐、鍋、罐子		二五〇、〇〇〇	
關星堂	同	罐子		三六〇、〇〇〇	
吳福臨	同	鉢、鍋、罐		二五〇、〇〇〇	
閻訓良	同	罐子		二四〇、〇〇〇	
王光來	國	鉢、鍋、罐		三三〇、〇〇〇	
謝有明	同	鉢、鍋、罐		二九五、〇〇〇	
董安堂	國	同		二五〇、〇〇〇	
李南庚	同	鉢、罐		二一〇、〇〇〇	
楊在物	國	同		二一〇、〇〇〇	
楊明皆	國	鉢、鍋、罐		二五〇、〇〇〇	
楊受鼎	同	罐		三六〇、〇〇〇	
萬祥和	同	同		三六〇、〇〇〇	
王定安	國	同		三〇〇、〇〇〇	
李益山	同	鉢、罐		二五〇、〇〇〇	
李儀湘	國	鉢、鍋、罐		二五〇、〇〇〇	

勉業工廠	同城內東正街	萬字花梅桂花			
全順	同	斜紋花			
正興	同	同			
萬順	同	同			
恒興	同	缸、罎			
泰和	同雲靜鄉	缸			
鄭福全	同	同			
王紹吾	同	同			
王芝臣	同	同			
吳永豐	同	同			
湯玉生	城鄉	瓦	磚		
揚樹滋	同	同			
萬玉林	同	缽、罎			
楊柏青	同	同			
吳靜夫	同	同			
一〇、四四〇足	四、五〇〇	五、〇〇〇	四、五〇〇	四、〇〇〇	五、〇〇〇
六四〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇	六二〇、〇〇〇	四九五、〇〇〇	三六〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇
二一〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇			

米人の米支關係觀（上）

米國宣教師　ジエームス、ダブルユー、バッシユフオールド

一、米支親善の過去
（一）阿片問題に對する米國の態度、（二）實力實質に對する合衆國政府の態度、（三）メーリンガム氏の親善政策、（四）國務卿シユワード氏の親善策、（五）米支親善に對する其他の努力、（六）米支親善と救濟事業、（以上本號記載）
二、米支親善の一大障礙
三、米支關係の將來

一　米支親善の過去

（一）阿片問題に對する米國の態度

米支兩國は過去一世紀の間常に親善關係を維持し來り、其間爭議の發生を見たるは、支那人移民禁止事件の唯一例外を存するのみなりき。蓋米國の支那に對する地位は、一八四三年の條約に於て明確に定められたるものにして、即米國は完全なる中立的親善主義を骨子とし、更に公平なる見地より列强中に於ける支那の地位を承認し、以つて其主權保持を援助せむことを約したるものなり、而して此米支親善關係の基く所は主として、我政府が支那死活の大問題たる夫の阿片問題に對して執りたる、好意的態度に由るものなりと云はざるべからず。當時支那の大政治家李鴻章は一八八二年合衆國政府に書を送りて曰はく、

現時中國輸入品中、阿片は實に其大宗に居り、其價格能く他の輸入品の全部と匹敵し、輸出品の大宗たる茶、絲の就れもより大なり。而して此阿片に關する問題は、實に中英二國の均しく讓歩し得べからざる難問にして、我は乃ち道德的見地より之を解決せむと欲し、彼は乃ち經濟上の利益を主張せむとす、換言すれば之を禁止するときは、彼は印度に於ける豐富なる稅源を失ふべく、而も之を許せば我は國民の財產と生命とを失ふべし、現行阿片輸入稅は中國の任意に定むる所にあらずして、實に戰敗の結果已むを得ざるに出でたる所なり、故に中國の阿片輸入に對する抗議は、戰敗に拘はらず全然撤回されたるものにあらず、（中略）今や我國は合衆國と新に條約を締結して、阿片輸入の禁止を約したるを以つて、將來我國と西歐諸國との間にも亦、正義人道主義の行はれ得べきこと、期して待つべき也」

と。更にフオスター氏（Mr. Foster）は英國の阿片貿易に對する政策に就きて曰へり、「英國の東洋諸國に對する關係に就きては、賞讃すべき事項尠からずと雖も、其支那阿片貿易に對する政策は、實に外交史上に雪ぐべからざる汚點を留むるものなり」と。然るに一八五八年合衆國はリード氏（Mr. Reed）を支那に派遣して條約を締結せしむるに當り、之に訓令して支那政府に對し左の如く聲明せしめたり即ち

支那が阿片の輸入防遏せんが爲に努力しつゝあることは夙に賞讃に値す、是を以つて合衆國政府は、其の國民の爲に阿片に關する特權を要求するの意なきは勿論其國民が支那の國法を冒して阿片輸入を企つるに際し、之を保護するが如きことなきを聲明す

と、而して當時リード氏の通譯官たりしマルテイン博士（Dr. W. A. P. Martin）の謂ふ所に依るに、合衆國より支那に致せる第一回の條約案中には、阿片貿易を非難禁止する條項を存したりしも、リード氏はロードエルヂン（Lord Elgin）氏の意思に從ひて、後遂に之を撤回するに至りしかば、支那側の交涉員は、大に驚きたりしと、即ち、リード氏は條約締結の交涉中、阿片貿易禁止に關する條項を撤回せりと雖も、前述の如く、氏は更に正式の聲明を爲して阿片貿易に從事する合衆國民に對し、保護を與へざるべき旨を通告せしを以つて、支那政府は阿片問題に對する合衆國の地位を、明確に知ることを得たりき。

●降りて一八八〇年に到り、合衆國政府は支那政府の懇請に依り、其他國との交涉に便ならしめむが爲に、新に條約を締結して、支那苦力の米國移住を制限し、同時に其追加條款を以つて、米支兩國間の阿片貿易を禁止せり、即此條款に依るときは、合衆國民は支那の如何なる開港場にも阿片を輸入することを能はざるは勿論、開港場間に之を輸送し、又は開港場に於て之を賣買することをも禁止せられたりき。此合衆國民に對する阿片貿易の絕對的禁止は、支那政府の大に滿足せる所にして、之が爲に合衆國政府は、此條約實施に必要なる法律を制定し、後其國民の違反者を嚴に處罰せしかば、支那の對米感情は益親善の度を加ふるに至りぬ。

（二）苦力賣買に對する合衆國政府の態度

一八六〇年の頃澳門葡萄牙政廳の下に於て苦力賣買盛んに行はれ、支那國民は爲に著しく苦めり、當時香港駐在の米國領事は、此事を本國に報告して、苦力賣買は阿弗利加の奴隸賣買に酷似し、唯彼に在りては奴隸を羅致するに暴力を以つてし、之に在りては欺瞞を以つてするの差異あるのみ」と云へり、又、ウイリアム、エッチ、シュウアード氏は一八六八年より七〇年に至る迄の間に世界一週旅行を試みたりしが、其歸途支那に遊びて苦力賣買を目擊するに及び、「是れアフリカの奴隸賣買にも劣らざる非道の行爲なり」と言へり。然るに合衆國政府は一八六二年遂に苦力貿易禁止の法律を制定し、合衆國船舶が支那其他東洋諸國の國民の苦力と稱せらるゝものにして、外國に於て檢束勞働に從事するが爲に海外に輸出せらるゝものを輸送することを禁止せしかば、支那は益合衆國の好意に信賴するに至りぬ、而して此禁令は其後嚴に勵行せられしかば、合衆國民並に其船舶は殆ど絕無なくして、此沒人道的取引を拋棄するに至りぬ。

（三）バーリンガム氏の親善策

米支親善關係は上述の如く、一八四三年の修交條約に其端緒を發し、次で阿片問題に對する合衆國の好意に依りて、著しく增進せしが、此關係は大統領リンコルンが、アンソン、バーリンガム氏（Anson Burlingame）を駐支公使に任命

して以來、一層鞏固となるに至りぬ。而して同氏が駐支公使に轉任したるは頗る偶然のことにして、而も氏に依つて米支親善の鞏固を致したるは洵に天の配劑なりと云はざるべからず、アンソン、バーリンガム氏はマサチユセツツ選出の下院議員として夙に令名ありしが、大統領選擧に際し其雄辯を以つてリンコルンを助け、後澳洲國駐在公使に任ぜられて巴里に至りぬ、然るに氏は曾て合衆國の公開演說に於て、洵國の愛國者コッスートを賞揚し、更にピクトルエマヌネル王の下に起りたる新伊太利王國を祝福せしことありしかば、墺洲國は之が接受を拒絶せり、是に於てリンコルンは氏を支那に轉任し、氏は不承不承之を承諾せるなりき。

バ氏は一八六一年廣東に着し爾後數閱月の間、各開港場を巡遊して、支那の事情に通曉し、併せて支那に於ける米國人の事業を視察し、翌六二年六月北京に着任せしが、就任以來既に親善に赴きつゝありし米支關係の增進を目的として、和親謙抑を以つて事を處したりしかば、其卓越せる人格と温和なる態度と共に相俟つて、慶親王等の大官と親密なる關係を維持し、更に北京駐在の各國使臣との關係をも極めて親密圓滑ならしめたりき。即當時氏は各國使臣に懇懃するに、從來の武力的外交を排して、正義公平の手段に依るべきことを以つてせしが、之に依つて各國の武力的政策を緩和することを得たりしかば、支那政府は極力氏の政策を賞揚するに至り、後、福建巡撫にして學者たる Ben Ki-yu は一書を公にして、西洋諸國は支那人が曾て戒國の武力政策に依り億斷するに至りしが如く、悉く野蠻人に非ざる旨を力說し、更にワシントンを賞揚し其治世を以つて、堯舜三代の治に匹敵すと爲せり、

然れども Ben Ki-yu は西洋謳歌の書を公にしたるの故を以つて、遂に革職に處せられ爾後十六年間復職を許されざりしが、後一八六六年再び起用されて總理衙門に出仕するに至りしかば、バ氏は彼を國務卿シユワードに吹噓し、國務卿は則バ氏を通じ合衆國の名に於てワシントンの肖像を之に贈れり。

其後バ氏はマルテイン博士を推薦して北京大學の學長となし、各省より支那青年を選拔して、外國語を以つて西洋の新學を授くるの途を啓き、更に博士に請ひてホイートンの國際法を演譯せしめ、之を支那官吏に配布する等、種々の方法を以つて新智識の獲得に便ならしめたりき。

バ氏が在任六年の間米支親善に力めたりしが、此間氏は總理衙門の Wen Siang 氏と最も親交あり、且氏はロバートハート氏の聘用に就き、推挽頗る力め之をして支那稅制改革の一端を遂行せしめたりき。是を以つてバ氏が辭職に際し盛大なる送別の宴を張らるるや、席上 Wen Siang 氏はバ氏を擧げて支那遣外使節たらしめむことを提議し、ロバートハート氏は直ちに之に同意して、政府に建議するに、遣外總使節を派遣し、バ氏を以つて之に任せむことを以つてせり。而して此議政府の用ふる所となり、駐在使臣亦此擧を贊し、彼が使命を翼贊せむことを約せり、是に於てバ氏は則國務卿シユワード氏に書を送りて曰はく、「世界全人口

の三分一を包有する最古の國家が、初めて西歐諸國と交渉を開始せむと欲し、最新國家に托するに、代表者を派して之が衝に當らむことを以つてす、此の如き使命は求めて之を得べきにあらされば、之を拒絶するに由なし」と而して當時清國皇帝が、バ氏に與へし信任狀に曰く、「使節アンソン、バーリンガム事を處する和平、頗る中外の國交に精通す、今伊を欽差全權大使に任じ、有らゆる條交各國に派遣して、中國と各國との間に生ずる凡ての問題を解決するの權限を與ふるもの也」と。

惟ふに支那が外國人を信任せしこと頗る多しと雖も、其信任の最も深かりしものは、蓋バ氏を以つて第一となす、而してバ氏が支那語の智識皆無なりしに想到しては、人格の力の偉大なるに驚かさらむとすとも得さるなり。

バ氏は最初倫敦に到りしが、當時英國官場は依然其傳統的強制政策を固守せるの時なりしかば、冷然として氏の行に接したりき、然れども其蘇秦張儀の辯と熱烈なる奔走とは、遂にビクトリア女王の寵顧を得、女王の謁見を賜はりし後彼は、全然英國官場の反對を緩和し、遂に支那のみならず米國に對する好感情をも喚起せしむるを得たり。バ氏が斡せる使命中、重大なるものは即ち一八五八年の天津條約の改正に在りしが、氏は不幸にして露都に於て客死せしかば、其使命を達成すること能はざりき。

（四）　國務卿シュワード氏の親善政策

一八五八年天津條約の改正提議を應諾したる國は、實に合衆國にして、當時國務卿シュワード氏の提出せる條約案中には左の條項を包含せり。

一、支那の領土保全を確保すること、

一、合衆國政府は支那の領土主權又は其臣民及財產に對する法權に抵觸するが如き、如何なる權利をも主張することなく、且支那が自由に其國內商業に關する規定を設くるの權利を承認すること、

一、領事差遣に關する規定

一、宗教上の理由に依り支那國民を處罰せさるべきこと

一、移住自由の權利に關する規定

一、最惠國民條款の基礎に依り、兩國國民の居住移轉の自由を相互的に認むること

一、支那に學校を設立する特權

一、公益增進の爲を以つて支那の內政に干涉せさること

但支那政府の要請あるときは公益增進の事業を援助すること

惟ふに此條約案は實に正義公平の標本とも稱すべく、其字句亦極めて妥當なりしと雖も、當時英國政府は終始阿片改革に反對し來り、各國使臣亦依然強制政策を固守し、更に支那官場の多くは孰れも保守主義に囚はれつゝあるの秋なりしかば、條約改正の擧は空しく失敗に歸し、遂に一八七〇年の天津虐殺を誘致するに至り、爲めにバ民が西歐諸國に對して與へたる正當なる支那紹介の印象は、大部分削去せられ、合衆國に於ても亦バ氏條約に對し、強硬なる反動政策の唱道を見るに至りぬ。

然れども此反動政策の實現に立ち、合衆國は其宣教師の

力に依りて、支那に自由學校を紹介せしが、其の影響頗る大に支那政府は一八七〇年國内の秀俊三十名を選拔し、之を米國に留學せしめ、翌七一年も同く三十名の留學生を派遣せしが、數年の後反動政策の實現と共に遂に之を召還するに至りぬ。然れども合衆國政府が何等領土的野心、又は不當なる商業上の利權獲得の野望を有せざることは、支那上下の均しく認むる所なると、其使節及宣教師の支那人に接する極めて和平且平民的なるとに因り、米支兩國は、常に親善關係を維持するを得たりき。

（五）米支親善に寄與せし米人中、吾人の常に記憶すべき人物は、

駐支公使としては前述バーリンガム氏の外に

バーカー氏、アングル氏、デンビイ氏、コンガー氏、ロックヒル氏、カルウン氏、及びラインシュ博士あり、

通譯家としては、エス、ウエルス、ウイリアムス氏及前述ダブルユー、エー、ピー、マルテイン氏の二氏あり、此二氏は米國の誇とすべき二大外國學者なり、

外交官としては、ジヨン、タブルユー、フォスター氏あり、大統領中には、グラント、ヘース、アーサー、ルーズベルト、タフト及ウイルソンの六氏あり、

國會議員中にはコンネテイカット選出の上院議員ブラット氏、及インデイアナ選出のモルトン氏あり、

新聞としては、ザ、チヤイニース、レコーダー、及チヤイナプレツスの二あり、就中ダブルユー、エス、ペシイク氏（W. N. Peebick）は多年李鴻章の顧問たりし人にして、氏が歿する所の、李鴻章に關する新聞紙の切拔きは、國中之に匹敵するものなしと稱せらる。

此外合同通信社の特派員フレデリック、マッコーミック氏、及フレデリック、ムーア氏並びに顧問としてはロミンガン大學教授ヘンリー、シ、アダムス、及びグッドノー博士あり。更に宣教師が米支親善に寄與したる所は、實に一般の認むる所にして、今茲に之を贅するの要なかるべし。

更に支那側の親米派を擧ぐれば袁世凱、光緒帝、慶親王、伍廷芳、薩鎭冰、唐紹儀、梁啓超、等なりとす。

而して支那は所謂瞥見者流の米人の爲に、誤つて米國人に紹介せられたることは事實なりと雖も、前大統領、グラント氏及びエリオット博士等が支那を周遊し、仔細に支那事情を視察したる結果發表したる報告は、孰れも米人に好印象を與へたるものにして、其米支親善に寄與したる効績は蓋忘るべからざるものあり。

（六）米支親善と救濟事業

以上の外支那の對米好感を增進したるものは、實に支那醫藥委員（China Medical Commission）の事業なりとす、此の委員は支那に於ける科學的醫藥と、科學的衛生の發達を助け、以つて支那人の健康狀態を米國と同一程度に向上せむことを目的とするものにして、其預定經費毎月十萬弗、毎年百二十萬弗に達し、現に支出する額は此豫算に超過すと云ふ、而して此事業は全く博愛的のものにして、而も之が爲に教會事業の經費を節減せしむることなく、醫療の標

準を高むるが爲に、地方敎會事業の程度をも向上せしめ却つて、敎會の負擔を增加するものなり。惟ふに一國家の國民が他國民の爲に、斯の如く大規模にして完備せる健康增進の設備を建設せるは、歷史上未曾有のことにして、其結果の顯はるるは、少くとも二三時代の後なるべしと雖も、其支那人の對米感情に好印象を與へつゝあることは之を否定すべからず。

更に支那に續發する大饑饉に際し、米人が卒先して之が救濟に從事せるの一事は、米支親善を增進せしむる一大動力なるべく、特に往年陝西の大饑饉及最近楊子江沿岸地方の大凶作に於ける米人の活動は世界人類の均しく賞揚する所なり。

此外團匪事件の善後に際し、列强が巨額の賠償金を支那に課せんとするや、國務卿ヘー氏及駐支公使、ロックヒル氏が、極力之に反對したるが如き、更に其後合衆國は賠款未償還額を、支那に還付し、支那は之に對し每年一定の留學生を米國に選派するに至れるが如き、合衆國の團匪事變に對する寬大なる處置は、從來既に親善なりし米支關係を一層親善ならしめたり。

要之敎會事業の普及、及び合衆國政府が苦力賣買禁遏、阿片輸入禁止に對し援助的行動を執り更に支那の獨立と領土保全とを卒先承認し、尋で團匪事件に對して爲せる寬大なる處置等は相俟つて米支親善關係を一層親善ならしめつゝあるに見れば、將來太平洋岸諸國間の國際關係に於て一新紀元を劃し得べきの日は、期して待つべき也。（未完）

寄贈交換書目錄（自十二月二十一日至一月十日）

實業之日本社	實用新案公報	二六號	
商業興信所	特別調查報告	第四號	
滿鐵調查課	滿蒙實業統計月報	十二號	
貿易協會	貿易公報	十二月號	
滿鐵調查課	滿蒙實業通信	一二九號	
朝日新聞社	朝日新聞	六一號	
內外商業興信所	內外商業時報	一二月號	
大日本紡績聯合會	大日本紡績聯合會月報	一二月號	
化學工業社	化學工業時報	十二月號	
地質調查所	地質調查所彙報	三〇號	
日本鑛業會	日本鑛業會誌	九八號	
東京帝國大學農科大學	東京帝國大學農科大學學藝雜誌	九九號	
東京商業會議所	東京商業會議所月報	十三、十四號	
東京商業會議所	東京商業會議所報	十二號	
東京商業會議所	東京商業會議所月報	三〇一、三〇二號	
東京商業會議所	東京商業會議所報	二六七、二六八號	
東京商業會議所	東京商業會議所月報	十三號	
東京商業會議所	東京商業會議所報	四五二號	
東京商業會議所	東京商業會議所月報	六卷一號	
東京商業會議所	東京商業會議所報	八〇〇、八〇一號	
東京帝國大學農科大學	東京帝國大學農科大學紀要	十八卷十二號	
東京帝國大學農科大學	東京帝國大學農科大學學藝雜誌	四八、四九號	
東京帝國大學農科大學	東京帝國大學農科大學紀要	四二四號	
東京帝國大學農科大學	東京帝國大學農科大學學藝雜誌	二三一號	
東京帝國大學農科大學	東京帝國大學農科大學紀要	八六號	
東京帝國大學農科大學	東京帝國大學農科大學學藝雜誌	二十一號	
東京帝國大學農科大學	東京帝國大學農科大學紀要	二十二號	
東京帝國大學農科大學	東京帝國大學農科大學學藝雜誌	四一號	
東京帝國大學農科大學	東京帝國大學農科大學紀要	二十四卷一號	
東京帝國大學農科大學	東京帝國大學農科大學學藝雜誌	一月號	
東京帝國大學農科大學	東京帝國大學農科大學紀要	八年二、三合期	
東京帝國大學農科大學	東京帝國大學農科大學學藝雜誌	元旦號	
東京帝國大學農科大學	東京帝國大學農科大學紀要	九卷一號	
東京帝國大學農科大學	東京帝國大學農科大學學藝雜誌	二卷一號	
東京帝國大學農科大學	東京帝國大學農科大學紀要	新年號	
東京帝國大學農科大學	東京帝國大學農科大學學藝雜誌	二七號	
東京帝國大學農科大學	東京帝國大學農科大學紀要	一二號	
東京帝國大學農科大學	東京帝國大學農科大學學藝雜誌	五卷一號	

彙錄

回教に關する參考書

有名なる回教學者ズエマア博士(S. M. Zwemer) の論文に依れば、現今世界に於ける回教徒の數は、約二億を算し、其分布を見るに

土耳古	一三、〇〇〇、〇〇〇
英領諸國	九五、〇〇〇、〇〇〇
關領諸國	三五、〇〇〇、〇〇〇
露國	一九、〇〇〇、〇〇〇
佛領諸國	一六、〇〇〇、〇〇〇
支那	一〇、〇〇〇、〇〇〇

等の如くにして宗教としては非常の勢力を有すれども、政治上より見ればアフガニスタン及波斯の二緩衝國を除き、獨立せる回教國は無しと云ふも可なりと。

支那の回教に關する參考書は、曾て成都、鎭江、雲南、上海、天津、南京、北京等に於て種々出版されしことあれども、現今は多く絕版となれり。D' Ollone氏の "Recherches sur les Musalm ans Chinois" 及び Broomhall 氏が Dr. Guiseppe Ros' Collection を基礎として論述せる Islam in China に記載せるもの其他前記のズエマア博士等が、最近河南省に旅行して蒐集せるものなるを合せ、今日迄に知られたる回教に關する參考書を擧くれば凡そ左の如し。

書名	發行年代	著者	冊數	備考
正教眞詮	一六五七	王岱輿	五	一八七三年再版を成都にて發行
清眞大學	一	同上	一	一八七五年上同
修眞蒙引	一六七二	伍子先	一	南京にて出版
正教修眞蒙引	同	同上	一	一九〇四年成都にて再版發行
清眞指南	一六八三	馬注	一〇	最初め雲南省永昌府にて發行され一八八五年成都にて再版を發行す劉は南京人なり一八六三年雲南省にて再版されしも原本の發行年月なし
天方典禮擇要解	一	劉智	六	同上
天方性理	一	同上	六	一八七五年再版さる
性理本經註釋	一	黑鳴鳳	一	一八六四年同上
性理第五卷註釋	一	馬德新	一	一八七〇年同上
大化總歸	一	馬開科	一	

款誌要	一六七八	馬伯良	一	初め山東濟寧州にて發行一八七一年再版	
天方術眞要略	一七〇〇年代	馬憲君	一	乾隆帝の時南京にて發行され一八九二年再版	
五功釋義	一七一〇	劉智	一	一八五一年四川にて再版	
歸眞總義		阿世格	八	一八七八年同上	
四篇要道釋解	一六五三	張時中	一	一八七二年同上	
天方認亡醒語	乾隆中	馬明龍	一	一八九八年同上	
清眞釋義	一七三八	金天柱	一	一八七七年再版	
祝天大贊集解		馬安禮	一	雲南にて發行	
眞功發微		余浩洲	二	一八八四年再版	
天方三字經		余海亭	一	一八八五年同	
天方認一寶珍四字經		馬安禮	一		
四典要會	一八五九	大理馬德新	四	一八九八年再版	
天方性命宗旨		馬安禮	一	一八九八年同	
天方信源蒙引歌	一八六三	馬德新	一		
漢譯道行究竟	同		一	成都にて發行	
醒世箴	一九〇一		一	一八七四年鎭江にて再版	
明德經	同	不明	一	一八九九年再版	
眞德彌維	不	明	一		
歸信切要	不		一	上海にて發行	
清眞居正	不明		一		
聚禮撮	一九一四				
歸眞要道	不明	馬安義（又は馬俊階とも云ふ）	四		
維學擇要註解					
眞功發源		劉智	一	北京にて發行	
幽明釋義	一七〇〇	Tsin Peh-ao	一		

回々要語		Ma Fu-tsai			
人禮主要		Ma Ki-Kong			
回々教			一		
有述眞源	一九一四		一	北京にて發行	
讀聞必哈臺		劉春園	一	天津同	
漢譯耳木代全冊	一九一四	馬保山	一		
正教眞詮	同治中	梁以濬	五	成都にて發行	
天方詩經	一八九一		三		
清眞釋義		劉智	一	清眞釋疑同一本か	
赫廬全集（カンテン云フ）		余海亭	一		
漢文赫廬正教一目	一八八二		一	成都にて發行	
註解雜學	一九〇八	同	一		
註解赫廬					
經文雜學					
明源註實	一九一六				
經文克非			一	北京にて發行	
清眞啓蒙			一		
漢文雜學			一		
據理質證			一	鎭江にて發行	
天方蒙引歌	一八八四		一	北京にて發行專ら結婚に關する宗規を示す	
中阿初婚	一九一一		一		
清眞摘要	一九一四		一	抗州にて發行	
五功必要	同治中		一	安徽にて發行アラビヤ語なり	
實命眞經	光緒中		一		

認識蒙引敎科書	一九二一					
禮法啓愛	同治中	馬安禮		一	一	
天方三字幼義						
認禮切要	一八七五					
聚禮明源	一九一四					
誡律通行						
穆民學要	一九一五					
天方歷法圖	一八五一	大通馬德新		一	一	
天方歷源		雲南馬佑齡				
中華民國七年曆書	一九一七	敎育部		一		
清眞敎考	一七二〇	孫可庵		一		
（御覽）天方至聖實錄年譜	一七一〇	劉智	一〇			
西來宗譜	一八八二	雲南馬啓榮		一		
回々原來	一九〇四	劉三傑		一		
天方實宇述要	一八六二	馬德新	八			
咸陽王撫滇續	一六八四	劉發祥		一		
朝覲途紀		馬安禮				
天方字母解義	一七一〇	南京劉智		一		
中阿文						
阿拉伯語言撮要						
初學入門						
普批百條	一九一七					
河南回敎辨眞						
回耶雄辯錄	一九一四	王文清		一		
四敎要話	一九〇八	楊敬修		一		

一　一八六一年成都にて再版
一　支那語とアラビヤ語との双譯
一　廣東にて發行アラビヤ語なり
一　鎭江にて發行
一　一七三八年再版
一　一八七二年再版
一　一八九九年再版
一　一八七七年再版
一　一八九四年再版
一　アラビヤ語法
一　上海にて發行
一　印度に於て耶蘇敎徒と回敎徒と議論を戰はしたるを記述せるもの
一　世界の四大敎を批判せるもの

詳解壹瑪尼	一九一七	一	北京にて發行　壹瑪尼はイスラム即ち回教なり
萬善之根譯文	一九一一	一	北京にて發行
清眞言	—	—	—
回敎攷	一九二七	一	北京にて發行
宗敎必讀	—	一	同上
清眞必讀	—	一	—
歸三崇一	—	—	—
辨理明正語錄	一八九九	一	雲南にて發行する雜誌なり
清眞學理譯著	一九一六	一	第一卷は北京にて發行されしも目下廢刊
雲南清眞日報	一九一六	—	目下は廢刊
上海清眞寺徵信錄	—	一	—

附言　以上は決して回敎參考書の總てを網羅したるにあらず、幸ふに尙以外にも眞參考書あるべし切に識者の高敎を乞ふ）

此外諸外國人の著書は枚擧に暇あらざるも、次の如きは比較的手に入り易きものなるべし。

The Disintegration of Islam" By Samuel M. Zwemer. 1915.
Price 2.50

"Les Plus Anciens Monuments de l'Ecriture Arabe en Chine" M. Paul Pellot.
（此著者は目下北京の佛國公使館にあり）

"Recherches sur les Musulmans Chinois" Le Commandant D. Ollone

etudes de A. Vissiere (Consul General)
Le Captain de Fleurelle

以下略　1911年發行

"The Nestorian Movement in China" by Prof. P. Y. Saeki. Price 10/6. 本書はネストア敎即ち有名なる太秦敎と回々敎との關係（支那に於ける）を示せり。

"The Moslem World"
Dr. Zwemer 主筆なり。

"Mohammed or Christ" By Dr. Zwemer.

"Mohammedanism" By Dr. Macgillivray.

"Nathan, the Wise" By. Dr. Richards.

"National Review" 24/10/1914.
（中國公論西報）Dr. Hutson の論文あり。

（以上 "The Chinese Recorder" 1917 年 10 月號）

各國都市名の譯音統一

由來支那に於ては世界各國都市に對する譯音は、不規律なるものにして、諸種の圖書雜誌等に於ける都市名は、往々彼此相同じからずして、甚だ煩はしかりしが、過般北京政府外交部にては、之が統一をなさん爲め、左記の如く世界各國の有名なる都市名を發表し、自今必ず此の漢字譯名に依る事とせり。

支那文	英文
英京 倫敦	London
法京 波爾多	Bordeoux
德京 柏林	Berlin
俄京 彼得格勒	Petrograd
美京 華盛頓	Washington
日本 東京	Tokio
奧京 維也納	Vienna
和京 海牙	Hague
義京 羅馬	Rome
比京 盎凡爾斯	Antwerp
日斯巴尼亞 馬得里	Madrid
丹京 哥本哈根	Copenhagen
葡京 利斯本	Lisbon
墨西哥	Mexico
秘京 利瑪	Lima
巴西里 約熱內盧	Rio de Janeiro
新嘉坡	Singapore
澳洲	Melbourne Victoria
坎拿大	Ottawa Canada
海參威	Vladiostock
古巴哈哇那	Havana
金山	Sanfrancisco
小呂宋	Manila
巴拿瑪	Panama
朝鮮 漢城	Seoul
爪哇 巴達維亞	Batavia, Java
檳榔嶼	Penang
紐絲蘭	Wellington, Newzealand
仰光	Rangoon
溫哥埠	Vancouver
紐約	New York
檀香山	Honolulu
薩摩島	Apia,Samoa
泗水	Sourabaya Java
把東	Padang, Sumatora
飯南浦	Chinnampo
波羅島	British North Borneo

支那關係條約彙纂

1. Treaties, Conventions; between, China and Foreign stats.2. Voes.
支那總稅務司署の編纂にして、支那と各國間の條約の主なるものを支那文及各其原語を以て採錄せり、最も確實のものなれども其採錄するものの多くは一般條約にして特殊條約は比較的少し

2. Treaties, etc; between Great Britain and China and between China and Foregin Powers, 2. Vols, Sir Edward Hertslet の著にして千八百十六年倫敦に於て出版せらる

3. Treaties and conventions with or concerning China and Korea, 1894—1904
第二の條約集が1896年出版にして其以後の分を缺如せるを以て、右補缺の目的を以て米國の駐支公使故 William Woodville Rockhill 氏編纂したるものにして、千八百九十四年より千九百四年に至る間の條約を採錄せり。

4. Treaties between the Empire of China and Foreign Powers.
本書は支那に關する各種の著述をなし殊に支那官制を研究して名ある William Frederick Mayerse 氏の編纂にして、其第一版は千八百七十七年刊行せられしが爾來屢增補出版せられたり

5. Histoire des Relations de la Chine a vec les Puissances occidentales. 1860 1900, 3.Vols. 佛蘭西東洋語學校教授 Henry Cordier 氏が千九百二年巴里に於て刊行したるものにして、清國と諸外國間の外交關係を記述し、併せて多くの條約文及外交文書を採錄せり

6 約章成案滙纘
光緒三十一年北洋洋務局の纂輯せるものにして、四十六冊より成り訂約、交際、疆界、開埠、租借、通商、行船、禁令、獄訟、聘募、招工、游學、傳教、償借、鐵路、礦務、圜法、郵電、賽會の二十門に別れ支那と諸外國との間の條約を網羅せり

7 新纂約章大全
康熙二十八年より光緒三十一年に至る迄の條約を網羅す、上海中國圖書公司の出版なり約章成案滙纘に比し新條約を多く採錄せり

8 中外新舊條約彙刻
前清末年迄の條約を採錄し上海書店より出版せらる然れとも内容上者に及ばず

因に邦文の條約彙纂は二三あれども、本會最近發行の支那關係特種條約彙纂最も其内容豐富にして、先づ以て完璧に近きものなりと自信す

事業界

遠東保險會社營業狀況

(Far Eastern Insurance Co., Ltd)

遠東保險株式會社は最近上海に於て新に組織せられたる英國會社にして、火災及海上の兩保險を營業するものなるが、去る十二月六日上海に於て、其第一回株主總會を開催し、二五、四八九株の株主出席を見たるが當日の報告により同社の營業狀況を示せば次の如し。

該總會は香港會社法に遵據し、十一月二十七日迄の現狀を報告せんとする、全く形式的のものにして、業務開始匆々の際なれば、何等營業經過に就て報導すべきものあらざれども、香港會社法に據れば「新設會社は其の登記をなしたる曆年内に其最初の株主年次總會を開催するを要す」との規定あるを以て、業務開始後間もなく總會を招集したるなり、今回の決算年度は十二月三十一日にて締切る事となしたるを以て、今後同社の營業年度は、毎年一月一日に始まり十二月三十一日に終ることゝなるべし、而して昨年十二月三十一日迄の營業に關しては本年四月又は五月頃開催する第二回株主總會に於て報告せらるべし

同社株金は二回に分ちて拂込むものにして、第一回は創立と同時に既に拂込を了し、第二回は來一月二十三日に全部拂込を終る筈なり、即ち一月二十三日は香港會社法に規定せられたる、最終期限にして、該法に據れば當日より一週間内に、最後の拂込をなさゞるべからず、若し該期限内に之を實行せざるときは、該株は無效となるべしとの條文あり、同社は去る十一月一日より營業開始せるものにて、今後火災及海上保險に、極力努めんとする由なれば、必ずや成績の見るべきものあるべし

同社重役諸氏左の如し

取締役社長	Edward I. Ezra
取締役	H. E. Arnhold
同	E. T. Byrne
同	V. Meyer
總支配人	W. S. Jacson

鴻源紡織公司營業成績

(International Cotton Manufacturing Co., Ltd)

同社第二十二回株主總會は十二月五日上海本社に於て開催せられ、出席株主四、九一五株に達したり、今ハイド氏(A. Hide)が當日なせる報告により、昨一九一六年十月一日より一九一七年九月三十日に至る、同社一九一七年度の營業概要を示せば左の如し

先づ貸借對照表に就て見るに、資產の部に於ては、第一工場——同年中建物及機器共に若干の少增加をなしたるが、前者は汽罐室擴張のため增設したるものの最終の支拂を現はせるものにして、後者は機器及器具の新設せるも

のなり。

第二工場　其後何等の變化を示さず

織造部――エキストラ、サイザー一臺の增設は、機械の增加せる主たるものにして、建物價格の增加は、古機械据付に要したる建物の變更を示すものなり。

繰棉工場機械――該機械の大部分は賣却せられ、決算に殘れるものは、單にノミナル額にして、殘餘のものを現はすものなり、此賣却せられたる機械は、同社が久しき以前に舊 Cotton Cleaning Co. より讓り受けたるものに係り、爾來久しき間使用し來れるものにて、過去の經驗に徵し、最早繰棉を行ふの有利ならざるを確め得たるを以て、賣却せるものなり、即ち今後田舍地方より適當の實棉を得ること困難にして、地方繰棉業者自ら更に優良なる品質の棉花を出すを以て、上海に於て有利に斯業を行ひ得るの見込なきを確めたるに因るものなり。

雜負債は年度末に於ける此項目下に入るべき、例年の勘定を含むものにて、未拂莊票九七七兩五〇をも、此中に含むものなるが、該票の取立は疑はしきものなるを以て、之を控除する事とせり。

手許在荷は可成低價に見積りたり

仕上品の在荷に關しては、決算締切りたる際に、總て處分せられ、其後在荷に書入れられたる價格にて、荷捌せられたり。

紡績及織布工場に供給する貯藏品の現在高は、總て價格多大の暴騰をなしたれば、何等書下げの必要なしと思考したる結果、原價にて計上せり。

次に負債の部に於ては、資本勘定は前年末と何等の變りたることなきも、何れ好機會を見て權利を與へられたる丈の株を發行する意嚮にて、昨年度の營業は大ひに恢復したりと雖も、其財政狀態は依然として、更に多額の營業資金を要したり、されど銀行に對する當座借越は、原料及仕上製品の手持品多きにも拘はらず、前年度末に比し著しく減少を示せり。

雜貸方には棉花及石炭の未拂代金、及決算後の其他小口手形等を含むものとす

轉じて損益計算に就て見るに、優先株の配當支拂額二萬一千兩を控除したる貸方尻は、五二二、六一〇兩六六にして、頗る滿足なる成績といふべく、之を左の如く處分せり。

減價償却準備	七五、九七七兩五〇
一般積立金	二〇〇、〇〇〇、〇〇
配當均一積立金	九六、〇〇〇、〇〇
通常株配當　一割、別に特別配當一株に付五兩	一〇四、八〇〇、〇〇
合計一株に付十二兩五匁	四五、八三三、一六
次年度勘定へ繰越	五二二、六一〇、六六
計	

右減價償却は會社建物及機械原價の四割一分を準備したる事となり、更に詳しく謂へば、第一工場に對して五割二分、第二工場及織布工場一割二分、材資產に五割七分の準備をなしたる次第なり、但し該減價償却には收入より支出せる多額の修繕費を含まざるものとす、即ち該償却の內譯を示せば左の如し

紡織部第一工場建物	七、〇六五、五八
同　機械器具	四〇、一七二、一五
同　第二工場建物	二、三七一、八一
同　機械器具	一三、一七九、五五
織布部建物	二、二六七、四五
同　機械器具	六、五三四、六六
材料定　建物	三、〇〇〇、〇〇
家　具	三〇九、〇九
荷　物　船	九九、七一
假勘定未拂証票	九七七、五〇
計	七五、九七七、五〇

一般積立金は、通般準備せる二十萬兩を合して、現在三十五萬兩となり、配當積立金は之にて十五萬兩に達したり、斯くの如く積立金に用意せられたるを以て、會社の財政基礎は益に漸く確固たるに至りたるものとす。

同一ヶ年の工場作業は、紡績工場は同年を通じて、晝夜操業をなし、織布工場は晝間作業のみなりしが、製産棉絲布は常に注文に追はれ、殊に下半年度を通じて、非常の好市況に際會せり、而して製品の品質及數量に於ける改善及機械の保全に就ては、殊に周到の注意を拂ひたり

而して目先前途の豫想に關しては、大體に周圍の材料より推して繁忙なるべし、即ち今日迄の棉絲布需要旺盛なりし經驗より推し、又外國品の在荷減退し、之が補充の困難なる等の見解より推し、當地製品は必ず有利なる市場に捌むべきを斷じ得べし、當地方産棉は豐作にして、品質普通、既に地方より多量の出荷到着したれば、今年は適當相場にて潤澤の供給を受け得べしと期待せらる。

次に加水棉は水氣檢査處が、大に之が防止に努力しつゝあるにも拘はらず、未だ其跡を絶つに至らざるは遺憾なり、此點に關しては宜しく支那官憲の協力を請ひ、以て之が絶滅を計らんこと、一般の希望する所にして、爾かするに於ては、縱令一部消費者側に於て、協同行爲を缺くものあると雖も、必ずや此不正手段を防止し得べきなり

又昨年度を通じて石炭相場昂騰一方にして同社は之が爲に尠からざる營業費を高め、加ふるに貯藏品の價格も同樣の徑路を辿り、前途益々昂騰の氣配にあり

斯くて決算全部の承認終り、一株に付き一割の配當と、別に一株に付き五兩の特別配當（合計一株に付十二兩五夕）をなし、更に利益中より一千磅を出征軍人孤兒扶掖資金に醵金することを可決し總會を了れり。

華商浙江製糖股份公司

今回寧波商人張伯華、陳宏明等の發起を以て、華商浙江製糖股份公司なるものを組織し、章程八條を擬定し、職員に通告して一律に遵守する事となせるが其章程左の如し

第一條　創辦人は利害を共同にし、餘利あれば之を分配し損失あれば又之を分擔す、若し天災、地變其他不可能抗力に依る損失あれば、創辦人の共同負擔となす

第二條　創辦費は創辦人之を負擔し、公司成立の日に於て特別優先株となす、各自盡力籌措收縮するを得す、金錢を支出せざるものと雖も、主任の認可を得れば勞力出資

をなす事を得

第三條　若し本規約に違反し、人に指摘せらるゝ者あれば、創辦人三分一以上の同意を以て、其事實の輕重に據り之を處分す

第四條　本公司未成立中の所有籌辦職員は、概ね創辦人より量才推定す、但し既に推定承認を經たる後は、應に職務上の一切の義務を遵守すべし

第五條　創辦人は各其の私見を棄て、同心協力し、籌辦の際に於ては、私權を犧牲とするの義務あり

第六條　創辦人は本公司各級の職員に選任せらるゝを得、並に章程上規定する所の權利を享有する事を得

第七條　創辦人が若し認めて股份の贏利以外の特別權利、勞務の享受を得るあれば、創辦人は其勞績に按じて、亦同一の享受を得

第八條　創辦人は本約章に簽印したる日より、絶對遵守の義務あり

南潯鐵路股東大會と臨時董事の辭職

南潯鐵路は前清光緒三十年九月（一九〇四年）の創辦にして、全路七十九哩經費一千餘萬元を費し、民國五年六月（一九一六年）に至り始めて全通せるものなるが其後當事者の經營宜を得ざる等よりして經營困難に陷れるより、今回之れが改革方法研究等の爲昨年十一月二十五日株主總會を開けり、當日來賓として出席せしものは軍民兩長の代表吳鄘辦、陳政務廳長道、尹何剛德、官產處長黃象熙、實業廳夏同知、督運局長王克均、二十四旅副官崔邦偉、贛鎭守使署副官魏家桐、警務督察長陳其達、第二區署長張榮完等十餘人にして董事側は龔士材、羅人驥、朱瑩の出席あり、股東の出席は百人に足らず、又公司重役は總理李盛鐸、協理劉延琦、及臨時會推定の總協理黃大墉、程道存は固より北京股東代長熊石秋、現在坐辦張毅等も出席せず

▲開會の主旨　開會に際し龔士材は推されて臨時議長となり、羅人驥をして開會の主旨を報告せしめたり曰く、今日第十回股東大會を開催せるに至れるは、本路の內容腐敗を極め、加ふるに外債は非常の額に達し、若し因循救濟を圖らざれば破產するより外なく、之れを以て昨年各股東は集議して、何分の善後策を講ぜん事を想ひ、爲めに第九回臨時會議は開かれ、遂に全路を國有或は公有となさんを決せられたり、然るに唯目前最も困難なるは、外債の處置にして、現今負債は實に七百餘萬元に達し、之を資本額三百餘萬元に比すれば、實に二倍以上の額たり、今各股東現株に對して、加倍の資本を投下するも、尙は又を整理すること能はざるなり、同人等は到底此の重負に堪えず、宜しく廣く諸君と協商の要あるを想ひ遂に今日此の會を開くに至れるものなり、蓋し鐵路の營業は他の貿易業とは異なり、原有資本を亡失するが如きものにあらず、又鐵道は領土主權に關する事大なれば、輕々に看過すべからざるや論なし

各代表が前に上京して路事を磋商せしときは、不幸にして復辟政變に遭ひて、遂に擱淺を致せり、前の臨時會に際しては、公司の主職員全く人無く、李劉は逃亡し、董事も亦殆んど辭職せり、全省人士之が救亡の策として、遂に別に黃程兩君を推して、總協理となし、又臨時董事六人を舉げたるが、鄙人も即ち其の一人なり、鄙人等平日路事に對して經驗もなきに、推舉せられたるに對しては、屢々堅辭したるも、事情遂に其職に當らざるべからざるに至りたるを以て、勉めて之が整理の任に當らんと欲するに至れり、黃程兩氏は就職せず、李劉の兩氏は京滬にあり、董事局內空虛にして、監督は全く虛名に屬し、蹉跎以て今日に至り、未だ一事の成したるものなく、臨時會の時、四ヶ月內には再び大會を開き、解決せんとの成議なりしを以て、鄙人等六人の董事の職は、今日此に解職し、新たに總協理董事を改選し、以て營業の發展、路政の改良を期せられん事を請ふ、又鄙人等六人が、臨時董事の名義を得たるに對しては、甚だ反對の論調あるを聞けり、臨時會の推選にして無效なれば、鄙人等は當然辭職の必要あり、若し有效なりとせば、敢て責を負ふべし。

▲工程報告　工程科何献夫は工事狀況の報告をなして曰く本路未了工程中の最大なる者は、山下渡鐵橋なるが、米國が現今鋼鐵の輸出禁止を斷行しあれば、材料購買の法なし、之を木橋にする事も寧ろ穩固なりと稱せられ居るを以て、若し意外の大出水等の無き限り、猶ほ數年を支持するに足るべし、其れ以外牛行車站、碼頭、瀝土木橋、二里坪木橋及九甫兩處の棧房は、速に法を設け建造をなし、以て營業に利すべしと。

▲會計報告　これより會計科李少梅は、本路の會計事務を報告して曰く、民國五年以來部頒統一會計則例により、分別改編し、時日は遲滯せるものあれども、辦理に於ては完備せり、今年度年報は今印刷中なれば、何れ製本次第諸公の閱に供すべく、本年一月より十月末迄の會計狀況は、已に編列濟なるが唯八、九、十、十一の四個月は、工賃、俸給、材料代金、及雜費の未拂なるもの約七萬元餘あり、是れ本公司が燒眉の急を告ぐるものなり、其他東亞興業會社兩期未拂の債息、及三井、大倉の借欵も本路財政上重要の問題なり云々。

▲營業報告　營業科蕭榮久は其營業狀況を報告して曰く、(一)營業收入は五年六月より六年五月末に至る總額洋三十萬三千元餘なるも、其內材料運費洋二千九百九十元餘を控除すれば、實收三十萬二十九元餘となり、每月に平均すれば洋一萬五千二元四角九分、又每日平均收入を算出すれば洋八百三十三元四角餘となる、(二)收入比較、按ずるに山下渡の橋梁は、五年六月に落成せるが、其の未成前後を比較すれば、其の落成後昨年六、七、八、九四個月の收入は、逐月均しく增加し來り、四ヶ月增收の合計は二萬二千四百六十五元にして、同平均五千六百十七元六角五分なり、(三)預算一年收入、如上の情形を以て將來を推測するに、每年三十六七萬元の增收は明かなり、加之客票は現今約六分一の値上げをなし、貨票亦酌重增漲し、來月より實行せ

んとしあれば、此等二項より來る增收も、年額四五萬元を得べし、以上合計すれば、約四十一二萬元となる、是等も亦既往現在の狀況より概算せるのみなれば、若し天災不可抗力の變亂なき限り、當然目的を達し得べし、此の際各股東の協助を得て、完備發達を圖るを得ば、其の成績は蓋し想像するに餘りあり、（四）支出　本科支出明細簿は、會計科の常管に屬し、已に該科より統計年報を作製して查閱を請はんと。

▲警察部報告　警察處田玉林全路の警察事務を報告す、巡警は固と全線に一百八名を配置しありしも、昨年に至り之を改組裁撤せるもの三十五名なれば、現在の員數は七十三名なり、而して其每月の經費支出は五百五十餘元なり云々

右報告終りて、議長より再び董事の改選をなし、又總協理の選定を提議せしに對し、李守冰は總協理を董事より推定しては如何と質問す、馬長伯云はく、南潯鐵路は總協理一兩人を以て能く維持せらるゝものにあらず、若し一度改選すれば、一班舞弊の徒は紛々運動して、各人皆私利を謀らん、仍て此際之が取締りの法を議したる上に、改選をなさば別として、左もなくば此案は承認する能はずと、李守冰云はく今日の出席者は、全數の四分一に足らざれば、議決の權なしと、又萬和悅曰はく、既に然らば之を圖有となし軍民兩長に維持を請はん、但し之に關し吳鎭守使より軍民兩長の意見を發表せられん事をと、是に於て吳鎭守使より軍民兩長に左の意見を發表せられん事をと、是に於て吳鎭守使登壇發言せり。

▲吳鎭守使の演說　諸君が圖有に收歸せんことを主張するは極めて可なるも、之が辦法として前事（債務）後事（息金）を如何にすべきや、且つ又誰を以て辦事人となさん、今各位の言論は激烈に近く、予も又歷任の辦事人の歷史を知る今日一總協理を換へ、幾度之を繰返すも、借債を含つるの外、別に他長なし、若し一度外債を起せば、手取り步引あるは素より、又爲替の損失を來し、鋼軌を買ふに、上海より九江に到る、一轉瞬間して、忽ち殆ど空となる、予は今代表として派遣せられあるも、要するに唯の一傍聽人たるに過ぎず、但願はくば諸君が最善の辦法を討論せられんことを希望す、予は之を兩長に復命するを得ば、此一行が虛しからざるに歸し、要するに陸軍と鐵路との關係は、極めて深し、隨つて此に沈痛の言論をなさゝるを得ざるなり、諸君が血汗の資を以て購ふ所の股票は、向きに一折四五に値せしに、近數日昂騰せるの由來は、諸君も皆知らるゝが如く、其理由たるや凡そ二あり、一は即ち公金費消者の虧缺を補塡せし事、二は即ち今回の大會に際し、選舉權被選舉權の爭奪之なり、又諸君は名股東たりと雖も、恐らくは其實公司の內容を知らず、即ち四聯單の一項の如き、諸君之を目擊せし事ありや、予と雖も未だ之を見たる事なし、大凡そ總協理が一度被選せらるれば、即ち恣意橫行他の股權を抹殺せんとするなり、予は曾て鐵路學を研究する一年、故に工程上に於ても、略大概を知れり、木料の如きも固と江西本省に產出するに、工程司は必ず洋本を購買せん事を欲す、即ち每支數元の損耗となる、思ひ來れば實に甚しきものあり、李盛鐸の今日此處に出席せざるも亦其理なり、

業路に至りても、更に改良すべきものあり、予の豫算を以てすれば、毎年營業の收入の約二十五萬中、全支出を控除しても、尙數萬元を餘し得べし、內整理の道を展げば、外債の償還自ら其法あり、現に財政廳長は已に楊詒九を改派せり、楊と軍民兩界とは、均しく連絡あり、將來就任するに至らば、成績の見るべきものあらん、爲替關係の順調なる、此際留心積聚して、息金を償還することは、蓋し難きにあらざるなり。

諸君が唯漫然として總協理改選をなすが如きは、要するに金錢を徒擲するに均し、所謂總協理なるものは、今予の愚論を以てすれば、總協理の理の字は天理の理にあらず、經務なく學識なくして、名總協理となり、事を理せざらんとする名望の理なり、明年六月十八日第四期息金返還の期に至り、償還の力なければ、外人は來りて接營せん、諸君今日は尙發言權あり、股票も又一折五六に値するも、其時に至れば一言の權もなく、股票も直ちに廢紙とならん、諸君夫れ猛省する處あれと。

程大源、萬和悅、李守沐等交も起て之に和し、大勢已に國有に收歸するに決す、議長は卽ち云はく、鄙人今日辭職を決す、以後は應に何人によりてか、現狀を維持せんかと、李王鄉大聲叫んで曰く、非法の董事辭職の必要なしと、會場爲めに騷擾を極む、暫くして馬長伯起立して、代表七人を推選し、股東聯合會に協助し方法を共籌せんと、劉芋珊、蕭夢白等は、必ずしも代表を推定するの要なし、愈國有の本意決定したる上は、原來の總協理を總代となせば不可なしと主張し、遂に之に決定し、股東聯合會と協議し、現狀維持の方策を立つることゝなり、臨時總協理董事等の職を取消せり、

▲董事辭職　右大會の後二十七日に至り、董事局董事、曩梅生、胡慶培、朱塋、羅人驥、傅國俊、包應昌等は、軍民兩長、財政廳、實業廳、贛北鎭守使潯陽道尹、股東聯合會、北京辦事處及新肢東維持會に對し、書を發し事情を縷陳して辭職せり、其要旨に曰く

啟局前に本路公司總協理の職空しく、久しく維持の實なきに因り、詳細の情形を督軍省長に陳明し、肢東總會開催を請ひ、本年本月二十五日大會を開けり、而して當日は公司各科職員より、各項の經過を報告したれども、董事等は別に建白すべきものなく、又職たるや臨時たるを以て、理として應に改選せらるべく、茲に各股東に對し、一致辭職をなす、又股東中には現在の各董事は、前回の臨時總會が違法たる以上、別に辭職の必要なしと稱し、或は黑板に書明して、聯合會は現狀を維持するを以て、臨時董事は之を取消すと、董事は才力稀薄、到底其任に堪えざるを知るを以て、此に辭職をなす今股東は已に不信任を表示し、又前回の選擧を違法となす、此に潔く路を賢者に讓らん、將來路事は必ず停滯の慮なく、公私共に便利なるべし、此に書を督軍省長に呈報すると共に、諸方に分函す云々。

通信

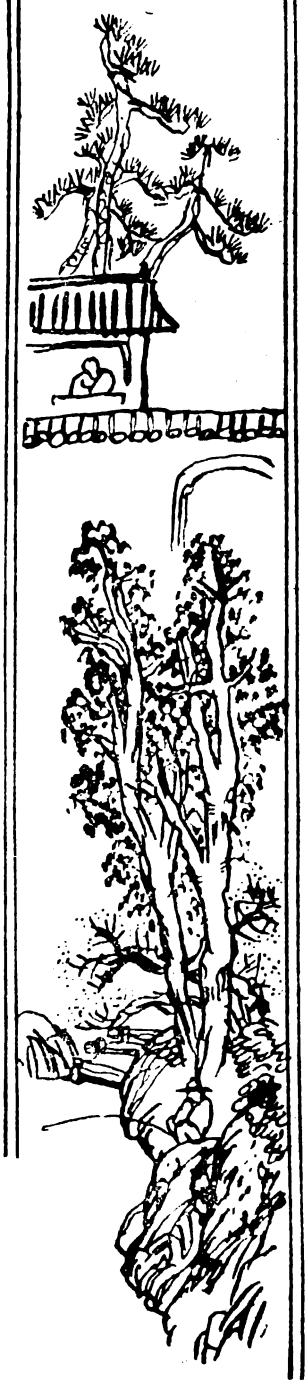

北京通信

停戰布告發表さる

停戰布告の發表は民國六年の政界を締めくゝるべき注目すべき事件なり。黎元洪氏の國會解散以來、督軍團の兵諫となり、張勳の復辟となり段の再任となり、西南の反抗となり、段の武力策失敗より茲に停戰令の發布となれり。南北各その主張を執つて下らざるはよし、然れども爲めに政務の澁滯を見たること幾何ぞ、善良なる努力、然れども終に無益なる努力、民國の爲めに弔すべきなり。

北方督軍團の主戰決議—天津會議

段內閣倒壞後王士珍內閣成立に至る二週日間、劃策怠り無かりし段派策士の努力は所謂天津會議となつて現はれたり。十二月二日直隸督軍曹錕、山東督軍張懷芝、張作霖代表楊宇霆、倪嗣冲、代表倪道烺等七省代表天津なる孫家花園に會合し、南方に對する主戰を決議したる後

一、南方をして岳州攻擊を中止せしむること

二、非常國會及軍政府解散

三、西南各省の督軍任命權は依然中央に在るべきことの三項を申合せ中央政府に其旨通告したり。

會合者の顏觸れにて見得べきが如く、本會議は全く安徽系督軍團の示威運動なるが、直隸系督軍の先驅株たる曹錕が加はり居れることは會議の性質を曖昧ならしめ、或は馮總統が曹を操縱してかゝる會議を開かせしなりなどとの說も出でたる事なるが、左迄深く考ふるを要せず曹は李純の南方に傾けるを衝み、主として李に對する反感より會議に

加するに至れるならんか。素直に考ふれば本會議たる王士珍內閣に對する一大示威にして、多大のショックを與へたるもの、その影響は爾後の政局に於て明白に觀取するを得。

譚廷闓の湖南督軍任命

南軍長沙占領後譚浩明は督軍たるを肯んぜず、自稱省長程潛は放逐さるゝ等、省の主腦を缺くの觀ありしが、北京政府は此氣勢を觀て取り前省長にして南方に氣受よき譚延闓を湖南省長兼署理督軍に任命したり(十二月八日)。是れ一面南方との妥協を熱望せる王士珍の平和論の產物にして他面南方の反對を買はずして西南督軍任命權を中央に保留せんとする策略なり、而して督軍任命權の保留は又實に前述天津會議申合事項の一なり。譚は右任命を辭するの意を明かにしたるが最近に至り漸く受諾に變じ近々赴任を見るべしと豫想さる。

國會組織法改正案

臨時參議院は其後あるかなきかの存在を續け居たるが十二月十五日北京政府は同院に對し國會組織法改正案を提出したり。同案に依れば參議院議員の省議會選擧を廢止し學者農商團體、國家に勳功ある者、滿蒙回貴族、行政並に司法高等官、華僑等より互選せしめ任期を三年に縮め、衆議院議員數五百九十六名を三百五十二名に減じ、兩院共國會の自由開會權、官吏査辨決議權を削除せり。此の如き大改正は到底輿論の容納を得可からずして益々南北の爭執を多くするものなるに拘はらず、馮王兩氏の如き平和論者が何故にかゝる法案を提出せしか實に矛盾の感なきを得ず、然れども飜つて思ふに民國の政治思潮に急進、漸進の二あり、その國會問題に對し前者が舊國會恢復、後者が新國會召集の主張を執るに至りしにて馮王段以下北方督軍連は、思想上漸進派たる進歩黨系の學徒たる以上、此の如き法案の提出は格別驚くに足らず頗る順當なり、有り得べき順序なりと評するの外なし。

段祺瑞の復活

段祺瑞の復活、是れ天津會議の影響なり。何をか復活といふ、馮王兩氏は天津會議以來北洋閥一致の必要を自覺し、若くは自覺せしめられ、十二月十三日段祺瑞を總統府に招致しその助力を懇請する所ありたり。恰かも佛國代理公使よりも支那出兵に關し督促頻りなりしを以て、馮氏は段氏に對し參戰事務督辨たらんことを求め、且つ段芝貴に與ふるに陸軍總長を以てせんとせり。段は之れを承諾し兩段の任命は十八日命令を以て發表せられたり、段派再び復活し天津會議の目的は達せられたり、曹錕張懷芝乃至張敬堯輩の討南を叫びてすでに若干の兵を南下せしめたる單に示威のみ。

龍濟光の出現

十一月八日附にて兩廣巡閱使に任ぜられたる龍濟光は爾來沈默の裡に一ヶ月を經過し十二月十三日終に起つて海南

島に於て就職せる旨通電し、廣東軍が汕頭攻撃に沒頭せる隙に乘じ十七日李嘉品軍をして陽江廳に上陸せしめ、一軍は雷州半島徐聞縣方面に上陸したりとの報あり。其後の報は雷州半島徐聞縣方面に上陸したりとの報あり。其後の報道は龍軍却つて不利の狀況に在るが如きも今日に於て廣東の局面を斷定す可からず。唯だ龍の出現に依つて多大の影響を蒙りたるは陸榮廷にして兩廣自主取消說は虛傳なりとするも中央に向つて或種の請求若くは約束をなしたることは疑ひなし、中央が或種の行動を取り廣東の形勢が陸に取り有利に解決せば陸は決して舊國會恢復說を固守せざるべし。

停戰布告出づ

北京政府は潮合を善く測れり、王內閣成立後の第一要件なりし停戰令十二月二十六日午後終に發布さる（日附は二十五日）。南方の第一要求、浙江に失敗し安徽に敗れ陝西に成らざりし南方の第一要求が此の停戰令發布に在りしこと疑ひなし北方すでに之れを容る妥協の端緒にあらずして何ぞ、全文左の如し。（七、一、四）

大總統布告

政見同じからざるは各國の恒例なり然れども苟しくも他道の以て爭を息むべきあらば則ち寧ろ武力を避けて而して平和を用ゐん誠に治を好みて而して亂を惡み危を去つて而して安に就くは人々心理の同じき所以て斷定すべき者也國璋兵間に生長し學識に憒く徒らに因緣時會を以て法律の委託を受けざる能はず乏しきを代理に承け遑々兵

爭に値ひ顧目夫の民生の憔悴財政の困難閭閻は飢寒に迫られ將士は鋒鏑に罹るを見未だ嘗つて怒焉として之を傷まずんばあらず師行至る所外國人の生命財產時にその保護の周ねからざるを虞る數十商民迭りに呼籲あり況んや歐戰而後我れ既に協商國と同一の動作を爲すや正に宜ろしく己れの力を蓄養して以て友邦を援助すべく更に內訌の理なし國璋夙に平和を以て主旨と爲し久しく同胞に警告して早く戰禍を弭めんと擬す徒らに荊襄忽ち又自主し潮汕の攻擊休まざるを以て放を以て遲れて尙ほ未だ發せず近日上將軍陸榮廷雲南督軍唐繼堯廣西督軍譚浩明等均しく所屬各軍を道飭し進爭を停止するの表示あり陸榮廷且つ桂粵に勸告し自主を取消すの宣言あり此れ天心亂を厭ふの機即ち人事昭蘇の會なり中央と各省と均しく應さに同情を表示すべく深く願くば勸告を容納し紛紜を解息し軍事上に於ては先づ各方の結束を得政治上に於ては乃ち徐ろに統一の進行を圖らんことを陸續派出せる各項の軍隊に至りては地面を彈壓し防務を鞏固にするが爲めに見を起せるに係る皆應さに靜かに命令を候つべし解決得られず彼此稍々誤解あらば此れ則ち双方統兵長官の應さに互ひにその責を負ふべき者也若し或は和平の標目を藉り侵略の野心を逞しうせば全國常さに視て公敵と爲すべし既に國璋の聞くを願ふ所にあらず抑も亦重ねて陸榮廷等勸告の本旨に負くなり矣善後事宜に至つては大要概だ此後の正軌に背かざるを求め既往に追溯するを得ず自から宜ろしく彼此掬誠相告げ次第に施行すべく固より國璋

の敢へて私する所にあらず亦一方の見の能く決する所に非ざるなり詩に之れあり兄弟牆に鬩げども外其の侮を禦ぐと我が全國の父老子弟それ之を敬聽せよ特に布告す

無線電信契約取消

丁抹人ラーセンと劉海軍總長との間に締結されし無線電信契約は背後に猾逸資本潜めりとて協商國側の抗議を惹起し(日本は十二月七日抗議)支那政府も右に鑑み十二月十日同契約を取消したる旨陸外交總長をして通告せしめ本問題は玆に全く落着したり。

國定關稅條例發布

十二月二十五日大總統令にて國定關稅條例制定公布の旨を令し同日教令第二十八號にて同條例公布さる。從來協定稅率のみなりし支那に於ては空前の事なり、條例原文を掲ぐ。

第一條　凡外國貨物運進中國通商各口岸應按本條例所定稅率徵收進口稅但以條約協定者從其協定

第二條　關稅稅率以從價定之惟依從量件數等爲便宜者得適用從量稅則

第三條　課稅價格參照海關向來估價法定之

第四條　進口之外國貨物除另有規定其課稅定率如左

一　奢侈品　課稅值百之三十至值百之百

二　無益品　課稅值百之二十至值百之三十

三　資用品　課稅值百之十至值百之二十

四　必要品　課稅值百之五至值百之十

稅率表由財政農商兩部暨稅務處根據本條所定各率會同釐訂

第五條　對於稅率表中各種貨物如遇有加重課稅之必要時得以政府命令隨時酌定布之

第六條　凡免稅及禁止輸入物品均按現行辦法辦理但政府得隨時酌量增減之

第七條　外國貨物已完進口正稅後如轉由華商運入內地銷售得依海關向章徵收子口稅

第八條　本條例自公布後得由財政部稅務處酌定施行細則及施行日期

新法令

捕獲審檢廳條例

（民國六年十月三十日公布）

第一章　總綱

第一條　凡ゝ海上捕獲事件は捕獲審檢廳を以て之を檢定す

第二條　捕獲審檢廳は二種に分つ

一、地方捕獲審檢廳

二、高等捕獲審檢廳

第三條　高等捕獲審檢廳は北京に設け、地方審檢廳設立地點は別に敎令を以て定む

第四條　高等、地方捕獲審檢廳には各廳長一人、評事八人檢察官二人、書記官二人を設く

第五條　地方捕獲審檢廳々長は高等審判廳々長を以て兼充し、大總統より之を任命す

評事は國務總理より左列各員中に於て開單し大總統に呈請して任命兼充す

一、高等審判廳推事四人

二、海軍々官三人

三、外交部特派交涉員一人

檢察官は高等檢察廳檢察官を以て兼充し國務總理より大總統に呈請して任命す

書記官は高等捕獲審檢廳長より各高等審判廳の委任書記官中に於て委任兼充す

第六條　高等補獲審檢廳々長は大理院長を以て兼充し、評事は大理院推事三人、海軍々官二人、海軍部參事一人、法制局參事一人、外交部參事一人を以て兼充し、均しく大總統より之を任命す

高等捕獲審檢廳檢察官は總檢察廳檢察官を以て兼充し大總統より之を任命す

高等捕獲審檢廳書記官は高等捕獲審檢廳長より大理院薦任書記官中より薦任兼充す

第七條　高等及び地方捕獲審檢廳は繕寫及び其他の事宜に因り臨時に雇員を酌用することを得

第八條　高等捕獲審檢廳長以下兼任人員は章に照し別に俸給を支給せず

第九條　廳長は廳內の一切事務を總理し凡ゝ審檢事件は廳長が議長となる、但し事に因りて出席する能はざる時は評事一人より議長を代理することを得

第十條　地方捕獲審檢廳の審檢事宜は議長及び評事を合し五人以上の列席あるに非ざれば開議することを得ず

高等捕獲審檢廳は議長及び評事七人以上あるに非ざれば

開議することを得ず
評議事件は多數を以て之を決し、可否同數なれば決を議長に取る

第十一條　高等及び地方捕獲審檢廳の開閉は臨時に國務院令を以て之を定む

第二章　審檢順序

第十二條　凡そ捕拿を執行するの軍艦々長は應に捕拿されし船舶を引送して地方捕獲審檢廳の所在港に至り並に海軍々官一員に命じ該船に搭載し同じく該港に赴き供述書を將つて地方捕獲審檢廳に送達すべし、但し事實上に因り捕拿船舶を引送し能はざる時は僅かに供述書を提出するを得
前項供述書は應に詳細に捕拿の理由を記載し及び其の行爲正當の事實を證明し並に捕拿船上に在り押收せし所の一切船舶文件を附送すべし

第十三條　地方捕獲審檢廳長は前條の供述書に接到したる時は應に該事件に就きて指派せし評事一人を主任評事と爲すべし
主任評事は前條第一項の但書情形を除く外應に提出する所の文件に就きて親しく捕拿されし船上に至り裝運貨品を檢查し該船長と會同し詳細なる物件目錄を作成すべし

第十四條　主任評事は捕拿されし船舶、船長、船員、搭客或は貨物所有人の供詞及び捕拿執行の海軍々官の陳述に對し應に書記官に命じ詳細に記錄すべし

第十五條　主任評事が認めて必要と爲したる時は鑑定人を

して指定する所の事項を鑑定せしむるを得

第十六條　主任評事は檢查完竣したる後應に調查書を作成し第十二條に規定する所の供述書及び其の附屬文件を連同し地方捕獲審檢廳檢察官に移付すべし

第十七條　檢察官は應に意見書を作成し前條文件を連同し地方捕獲審檢廳に提出すべし

第十八條　檢察官の意見書若し捕拿されし船舶或は貨物を捕獲或は釋放を主張し、而して地方捕獲審檢廳が認めて不當と爲したる時は應に地方捕獲審檢廳より公告の順序を爲すべし
前項公告は應に該事件の案由を將つて政府公報に登載し並に英文に譯成し國內發刊の英文新聞に揭載すべく、凡そ該事件の關係人は公告の翌日より三十日內を限り書面を以て訴願書を地方捕獲審檢廳に提出するを得

第二十條　訴願書は應に左列各項を詳述し並に證據と爲すべきの書類を附送すべし
一、訴願人の姓名、國籍、住所、年齡、職業
二、訴願の要旨

第二十一條　訴願人の代理人は中華民國の辯護士に限る

第二十二條　第十九條第二項に定むる所の期間を經過し關係人にして未だ訴願書を提出せざれば地方捕獲審檢廳は即ちに開始を行ふ、但し檢察官の申請ある時は審問順序を經ずして逕ちに檢定を行ふことを得

第二十三條　訴願人か訴願期間內に在り訴願書を提出する時は應に地方捕獲審檢廳より日期を指定し開定し開庭審

問するを得

但訴願人が缺席の許可を得ざる時は缺席檢定を爲すを得

第二十四條　審問審結後は直ちに檢定書を作成し三日內に宣告すべし

檢定書は宣告後に於て卽時檢察官に移送し並に謄寫副本を訴願人に送達すべし

第二十五條　檢察官及び訴願人は地方捕獲審檢廳の檢定に對し檢定書を移送し或は送達せるの翌日より二十日內を限り抗議書を原地方捕獲審檢廳に提出するを得、抗議書には左列各項を塡寫すべし

一、訴願人の姓名、國籍、住所、年齡、職業

二、原地方捕獲審檢廳の檢定

三、不服の理由

第二十六條　地方捕獲審檢廳は抗議書に接到したる後應に本案卷宗を將つて卽時高等捕獲審檢廳に移送すべし

第二十七條　凡そ抗議期限を逾えて抗議せざる者は其の原檢定書は確定と爲す、但し天災或は意外事變の障礙に因れば其の原地方捕獲審檢廳に聲明するを准し虛僞なきを查し尙ほ抗議するを許す

第二十八條　高等捕獲審檢廳は抗議書に接到したる後、限を逾えて抗議するが應に前條に依り駁回を予ふべきは勿論、若し檢察官の抗議に係れば抗議書を訴願人に謄送すべく、若し訴願人抗議なれば檢察官に謄送し送達の翌日より十日內を限り答辯書を發送すべし

第二十九條　高等捕獲審檢廳は檢定事實或は證據に對し認めて必要と爲す時自ら調查を行ひ、或は地方捕獲審檢廳に委託し重ねて調查を爲すを得

第三十條　調查終結後高等捕獲審檢廳は應に直ちに開議し書面の審檢を爲すべし、但し檢定書の宣告は仍ほ之を公明す

檢定書は地方捕獲審檢廳檢察官に移送すべし、並に謄本を訴願人に送達すべし

第三十一條　審檢事件確定後は應に檢定書要旨を將つて政府公報に登載すべし

第三十二條　捕獲審檢廳は審檢期間に在りては捕拿されし船舶及び貨物の保管に關しては應に海軍官署に委託すべし

前項保管規則は海軍總長より之を規定すべし

第三十三條　檢定捕獲の船舶或は貨物は國庫に屬す

第三十四條　檢定の執行は地方捕獲審檢廳檢察官より之を行ふ

檢察官は檢定の執行に關し海軍官署及び警察官吏の協助を請求するを得

第三十五條　審檢順序細則に關しては捕獲審檢廳より自ら規定を行ふ

第三章　附　則

第三十六條　本條例は公布の日より施行す

海上捕獲條例

（民國六年十月三十日公布）

第一章　總綱

第一條　中華民國軍艦は敵國と開戰の期間內に在りて本條例に依り商船に對し臨檢、搜索、捕拿を爲すを得

第二條　臨檢、搜索、捕拿は中立國領海及び條約に規定する中立の區域に於ては之を爲すを得ず

第三條　本條例の敵船と稱するものは左列各船を云ふ

一、敵國々旗を懸有するの船

二、法に依り中立國旗を懸有するも船舶所有人全部或は一部が住所を敵國に有する者

三、敵國の使用に供するの船

四、開戰前に開戰を預期し或は戰爭中に住所を民國或は中立國に有する人に移轉せる敵船にして未だ完全に移轉を經ず、並に善意の證明なき者

第四條　敵貨と稱するものは左の如し

一、貨の所有人の住所の敵國に在るもの

二、開戰前に在り開戰を預期し或は戰爭中住所を民國或は中立國に有する人の敵國或は敵人に對し寄送する所の貨物

三、開戰前に開戰を預期し或は戰爭中に住所を民國或は中立國に有する人に移轉せる敵貨にして未だ完全の移轉を經ず、並に善意の證明なきもの

第五條　住所と稱するものは常居の意思を以て一定の地域に住するを指して言ふ

法人は主事務所の所在地を以て住所と爲す

第六條　敵國と稱するものは敵國占領地に於ても亦之を適用す

第七條　船舶文件と稱するものは左列各文件を云ふ

一、船舶國籍證書

二、船舶護照

三、造船契約

四、租船契約

五、賣船證書

六、船員名簿

七、航海券

八、航海日記

九、船內日記

十、出港證書

十一、僱傭船員契約

十二、健康證書

十三、運貨證書

十四、運貨收證

十五、載貨表冊

右列文件は具備するを要せず、其國法令の定むる所に依る

第八條　戰時禁制品と稱するものは戰時禁制品條例の規定に依る

戰時禁制品條例は別に之を定む

第九條　戰時禁制人と稱するものは敵國現役の軍人を云ふ

第十條　封鎖と稱する者は艦隊實力にて敵港の交通を禁止するの行爲を云ふ

封鎖破壞と稱する者は業に封鎖を通告し、而して封鎖線の通過を希圖する行爲を云ふ

第十一條　捕獲と稱する者は捕獲審檢廳の檢定を經て沒收するの物件を云ふ

第二章　臨檢

第十二條　臨檢は左列各商船に對して之を行ふ

一、中華民國或は中立國旗を懸有するも敵船たるの嫌疑を有するもの

二、未だ政府の特許を得ず敵人と通商航行せるの嫌疑を有する民國船

三、戰時禁制品、戰時禁制人を載運せるの嫌疑ある民國船或は中立國船

四、封鎖を破壞せるの嫌疑ある民國船或は中立國船

五、助敵行爲嫌疑あるの民國船或は中立國船

第十三條　海軍艦長は上條に列する所の嫌疑船舶に對して其をして停船し臨檢を聽候せしむるを得

停船日間の通告は信號旗及び汽笛を以て之を爲し、夜間は白燈を以て信號旗に代ふ

天候不良或は旗を懸げ笛を鳴らすと雖も該商船が命に違つて停船せざる時は空砲を二回放つを得

空砲を放つと雖も仍は停まらざる時は實彈を以て其の檣梶を砲擊し猶は停まらざる時は其の船體を擊つことを得

第十四條　商船が命に違つて停船したる後艦長は應に海軍々官一員を派し水兵二名を隨帶し舢板に乘坐し該船に前往して臨檢すべし

第十五條　臨檢軍官は商船に至りたる後は應に禮貌を以て船舶文件の檢閱を請求すべし、但し船長が拒絕したる時は强いて之を求むることを得

第十六條　臨檢軍官が船舶文件を檢閱して認めて全く第十一條に稱する所の嫌疑情形なしと爲したる時は應に艦長の命を承けて之を釋放すべし

第十七條　臨檢軍官が商船を退去したる時は應に該船の航海日記內に臨檢時日、地點、本艦々名、艦長及び臨檢軍官の姓名を註明すべし

第十八條　中立國軍艦が護送するの商船に對しては臨檢するを得ず、但し艦長は護送艦長に船貨性質を將つて到達地にて報告書を作成し並に其の第十一條に稱する所の嫌事情なきを證明せんことを請求するを得

十九條　臨檢は應に該商船の原航路に於て之を爲すべし

第三章　搜索

第二十條　臨檢軍官が船舶文件を檢閱したる後尙は認めて嫌疑ありと爲す時は搜索を行ふことを得

第二十一條　搜索は應に商船々長或は其の代表と合同して之を爲すべし閉鎖の地方或は器具に關しては應に商船々長或は其の代理者をして之を開啓せしむべし、但し開啓を拒絕したる時は適當の處分を爲すこと得

第二十二條　搜索中或は搜索後臨檢軍官が初めて拿捕すべ

からずと爲したる時は應に艦長の命を承け釋放すべし

第二十三條　第十六條乃至第十八條の規定は捜索に於て之を準用すべし

第二十四條　臨時軍官は捜索後に於て認めて拿捕すべしと爲したる時は艦長に報告し第四章の規定に依り之を拿捕すべし

第四章　拿捕

第二十五條　左列の船舶に對しては拿捕を行ふべし

一、敵船　但し左列諸船にして軍事に參與せざる時は此の例に在らず

甲、沿岸漁船及び短路航船並に其の船中の器具貨物

乙、宗教、學術、慈善事業に從事するの船

丙、海牙推行日來弗約於海戰條約に稱する所の病院船

丁、俘虜交換船

二、未だ民國政府の特許を得ず敵人と通商航行せるの民國船

三、左列船舶は其の民國船舶或は中立國船舶たるとを論せず皆之を拿捕す

甲、戰時禁制品或は戰時禁制人を載運せるの船

乙、封鎖を破壞せるの船

丙、敵人の爲め事情を偵報し及び其他參戰助敵行爲あるの船

丁、敵國軍艦の護送を受けし船

戊、臨檢或は捜索を抗拒せる船

已、船舶文件の法に依りて定備せず、或は隱匿毀棄、僞造矛盾の情形あるもの

第二十六條　艦長は拿捕を決定したる後は應に拿捕理由を將つて船長に通告し並に海軍々官一員、水兵若干人を派して該船を占有すべし

第二十七條　船舶占有後艦長は應に左列各事宜に注意すべし

一、押收船舶文件

二、船舶に載す所の貨物及び其他の貴重品を點明して計算書を作る

三、貨艙の封閉

第二十八條　顯かに參戰行爲あるの船員を除く外、船上の人員に對する待遇は左列の規定に依る

一、敵國々籍に屬するの船長、船員、水手人等は俘虜と爲す但し書面を以て戰爭期內に於て戰爭と直接或は間接の關係を有する職務を執行せざるを允許する時は之を釋放することを得

二、中立國々籍に屬する船長、船員にして若し書面を以て戰爭期內に於て敵國船舶の爲め職務を執行せざるを允許せし者は俘虜と爲すを得ず

三、中立國々籍に屬するの水手人等は俘虜と作すを得ず

第二十九條　俘虜と爲すべき者及び必要の證人を除く外、船中の乘客に對しては最近の港岸に於て其の上陸を許すべし

第三十條　船舶中の郵便物は應に法を設けて寄遞すべし、但し封鎖區域より封鎖區域に發遞或は寄遞するものは此

の例に在らず

第三十一條　艦長は應に拿捕船舶の各情形を將つて詳細の報告書を作成し速かに海軍總長に報告すべし

第三十二條　艦長は拿捕後に於て拿捕すべからざる情形を發見したる時は應に之を釋放すべし

第三十三條　艦長は該船を占有せるの海軍々官に命じ拿捕の船舶を將つて民國地方捕獲審檢廳の在る港岸に送致し並に一切船舶文件證據を呈送し審檢を聽候すべし

第三十四條　艦長が腐敗し易き貨物あり送致する能はざるありと認めたる時は應に海軍々官一人をして該船長を會同し報告書を作成せしむべし

艦長は上列の貨物に對し最近の民國港岸或は中立國が許可せる時に於て最近の中立國港岸にて之を公賣することを得、但し應に公賣の貨品、價格を將つて航海日記に註明し、並に供述書を作成し地方捕獲審檢廳に送交すべし

第三十五條　艦長は左列情形に遇ひ必す已むを得ざる時は捕拿船舶を將つて毀損するを得、但し毀損以前に船中の人員、貨物及び一切船舶文件を妥く保全すべし

一、捕拿船舶が破壞し航行する能はざる時

二、軍事上の行動に於て重要の妨礙ある時

第三十六條　前條の情形に遇ふ時は應に艦長より供述書を作成し詳細に已むを得ざるの理由を載明し地方捕獲審檢廳に送致し並に完全に其の責任を負ふべし

第三十七條　艦長は敵國が拿捕せし民國或は中立國の船舶に於て再び拿捕の行爲を行ふ時、若し該船舶が未だ敵國の使用する所と爲らず或は敵國港岸に引送せざる時は之を釋放することを得

第五章　制　裁

第三十八條　拿捕せる船貨は捕獲審檢廳の檢定を經るに非ざれば沒收することを得ず

第三十九條　敵船は之を沒收す

敵船中の敵貨は之を沒收す

第四十條　中立國船中の敵貨は沒收することを得ず

第四十一條　未だ政府の特許を經すして敵人と通商航行せるの民國船舶は之を沒收す

前項船舶所載の貨物は敵貨及び船舶所有者に屬するの貨物を除く外は沒收するを得ず

第四十二條　戰時禁制品は之を沒收す、戰時禁制品所有者に屬するの貨物は之を沒收す

第四十三條　戰時禁制品を載運する船舶にして左列情形ある時は之を沒收す

一、船舶所有者が戰時禁制品所有者と同じく一人なる時

二、戰時禁制品の價格、重量、容積、運貨が船中全貨物二分の一以上なる時

三、虛僞方法を以て戰時禁制品を載運せる時

前項第三款の情形ある時は船舶所有者の貨物は一併して之を沒收す

第四十四條　戰時禁制人は俘虜と爲す、戰時禁制人を載運せるの船舶及び船舶所有者の敵貨は之を沒收す、但し船長が事實を知らざるを證明したる時は此例に在らず

第四十五條　封鎖を破壞せるの船舶及び其の貨物は之を沒收す、但し貨物所有者が破壞の意思あるを知らずと證明したる時は其の貨物を釋放することを得

第四十六條　敵人の爲め軍情を偵報し及び其他顯かに參戰助敵行爲ある船舶及び船舶所有者の貨物は之を沒收す

第四十七條　敵國軍艦の護送を受けし船舶及び其の載貨は之を沒收す

第四十八條　臨檢或は搜索に抵抗したるの船舶は之を沒收す

前項船舶中の敵貨、船長及び船舶所有人の貨物は之を沒收す

第六章　附　則

第四十九條　本條例に未だ規定せざる事宜は法令、條約、國際慣例に依りて之を行ふ

第五十條　本條例は公布の日より施行す

賜天覽

第二回 支那年鑑

定價金五圓
背皮總クロース
金文字函入
總紙數千二百頁
四六倍版
送料 內地二十錢
支那五十錢

廣漠、雜然たる支那の綜合觀、鳥瞰觀をなすに足るべきものは、纔に「支那年鑑」ある而已。今や「第二回支那年鑑」は、支那民國成立以來の嶄新精細なる各般の材料に滿たされて、市に出てたり。苟くも支那の事情を知らんと欲するものは、速に之を本書に就て求めよ。

支那

第九卷第三號

要目

論說（南北委協問題……一—四
資料（湖南省鑛山表（六完）……五—一〇
河南省の穀類に就て（下完）……一一—一八
雜錄（猶太人と支那人……一九—二一
湖南省工場表（二）……二二—二五
米人の米支關係觀（中）……二六—三〇
彙錄（支那經濟調查會調查事項
支那の學生總數……三一—三六
支那に關する西籍（一）
事業界（支那事業界近況……三七—四〇
通信（北京通信……四一—四六
時報（支那最近時事要項……四七—五二
彙報（支那に關する諸報道……五三—六三
新法令……六四—六六

東亞同文會調查編纂部

支店出張所

臺灣
基隆　臺中　嘉義　臺南
打狗　宜蘭　淡水　新竹
阿緱　臺東　花蓮港　澎湖島

内地
神戸　大阪　横濱　東京

株式會社
臺灣銀行
(臺北)

支店出張所

支那
上海　九江　漢口　福州
厦門　汕頭　香港　廣東

南洋
新嘉坡　スラバヤ　スマラン　バタビヤ
孟買

歐米
倫敦　紐育

別冊全誌

附録 新疆省

礎とし之に編纂各員の多年支那に在りて研鑽せし所を加へ編成せるもの今や第六巻甘肅省完成す其の資料豊富にして記事の精細確實なる蓋し支那に關する書籍中空前の大著述と謂ふべく而も挿入地圖及寫眞に至つては巻間の夫れと類を異にす。

特價

一時拂（自第一巻至第十八巻 金四拾五圓 送料 内地 二圓八十八錢 朝鮮、滿洲、支那 八圓十錢 外國 十四圓四十錢）同

二回拂 自第一巻至第九巻 金二十三圓四十錢 同 同 四圓五錢 同 同
自第十巻至第十八巻 金二十三圓四十錢 同 同 七圓二十錢 同 同

（詳細見本御申越次第直に御送可仕尚見本は御通知次第送呈す）

東京市赤坂區溜池二番地

發行所 東亞同文會

電話新橋（二二一七番）
（一二五五番）
振替東京九七三〇番

天覽

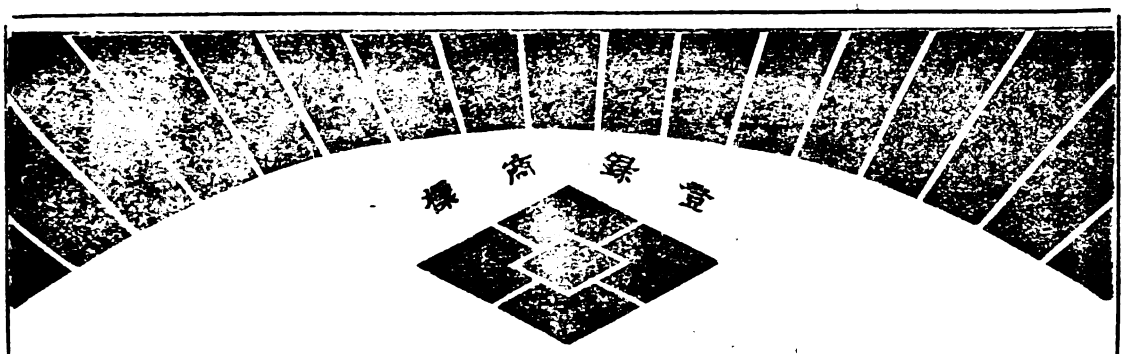

菱印窓硝子

製品種目

品質一等ヨリ五等迄厚
サ二粍ヨリ四粍迄
透明板、摺　板、小紋板
色硝子、籠　板、結晶板
外ニ耐火煉瓦及曹達灰

旭硝子株式會社

東京市丸之内

第一工場　兵庫縣尼崎
第二工場　福岡縣戸畑
第三工場　神奈川鶴見
第四工場　福岡縣枝光
煉瓦工場　兵庫縣尼崎
曹達工場　福岡縣戸畑

鐘淵紡績株式會社六拾貳回決算報告

損益計算

總收入金	一九、〇八五、七六三、八一六
總支出金	九、四八六、二三四、八七六
差引	九、五九九、五二八、九四〇
固定資產消却金	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
再差引	七、五九九、五二八、九四〇
當期純益金	三、二八八、三四六、六四七
前期繰越金	一〇、八八七、八七五、五八七
計	
内	
株主配當金（但年一割六歩）	一、二六二、九五七、六〇〇
臨時株主配當金（但年三割四歩）	二、六八三、七八四、九〇〇
諸種積立金	二、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇
使用人病傷老衰退職恩給資金	一五〇、〇〇〇、〇〇〇
職工幸福增進資金	一五〇、〇〇〇、〇〇〇
戰後海外商工業視察費	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
使用人職工臨時給與金	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇
役員賞與金	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇
後繰越金	三、六四一、一三三、〇八七

右報告候也

大正七年一月

東京府南葛飾郡隅田村

鐘淵紡績株式會社

大正七年二月一日
第九卷　第三號

論說

南北妥協問題

一

北京電報の傳ふる所に據れば、馮大總統は蚌埠に於て、安徽督軍倪嗣冲、山東督軍張懷芝、剿匪督辦張敬堯、長江巡閲副使王廷楨、江蘇督軍代理及農工商總長田文烈等七名と南方處分問題を會議し、中央政府に速かに討伐令を發し、南方を征服することに決定し其歸京するや否や、直隷山東江蘇の各督軍をして三路兵を南に進めしむべしと。然るに三十日馮總統の署名各總長の副署を經て各地に打電せられたる討伐令なるものを見るに、單に湖南討伐とありて南方討伐とあらず、何が故に一般的討伐の文字を避けて、制限的討伐の文字を用ひたるか、是れ大に注目すべき現象にあらざるなき乎、蓋し馮總統は討伐令の發表に依りて、段派の主張を遂げしめ、制限的討伐に依りて、南方派との衝突を局限し、以て其懷抱せる南北妥協を

成立せしめんとする成算なるにあらざる歟。

二

馮總統が湖南討伐令を發したるは、南北を妥協せしめんとの籌算より出でたりとするも、之が爲め南北兩軍が其爭地たる岳州に於て決戰せんか、愈々南北の怨恨を深からしめ、遂に之をして妥協せしむるの期なからしむるにあらざるなき乎、謂ふに馮總統の多智巧慧なる、此見易き道理を知らざる筈無く、而も尙は且つ之を無視するものは、何等かの成竹あるに相違なかるべし。恐らく馮總統と陸兩廣巡閱使との間に、靈犀一點相通ずるものあるに依ることなるべし。馮陸兩氏の間柄は世間周知の事實にて、今更喋々するまでもなく、互に干戈を採て相見ゆるが如きことあるべからざるなり。然るに、馮總統が直隷廣西の兩軍對時する湖南を選び、故らに討伐を嚴命せるもの、以て此間の消息を察知すべし。直隷軍を主力とせる北軍の岳州に駐屯せるもの三萬、將卒精銳にして、武器糧食充實せり、而も陸氏の腹心たる譚浩明氏が、廣西軍を主力とせる南軍を率ひて岳州に迫まるや、北軍戰はずして岳州を退き、岳州を占領せる南軍の數、僅かに三十三名なりき。是れ異日討伐令降下の爲め、北軍進攻するとき、南軍戰はずして岳州を退き南北妥協開始の餘地を存するにあらざるか。之を換言すれば馮陸兩氏の間、夙に南北妥協の打合成り、之を實現する經路として、種々なる演戲を爲すに過ぎざるべし。

三

陸氏は南方各省の督軍省長軍司令官の同盟より成る護法聯合會の牛耳を執れるものなれば、陸氏にして馮總統と握手する以上、馮派と南方派との間、圓滿なる妥協を遂ぐべきこと疑ひなし。唯問題とすべきは、段派と南方派との妥協にあり。南方派は舊約法に依る舊國會の回復を主張し、段派は新約法の實行を主張し、兩者の主張に非常なる距離あり、之が一致點を見出すこと、決して容易にあらざるべし。而も馮總統は舊約法に依る新國會の成立を主張し居り、陸氏の贊成を得たりと信ずべき理由あれば、若し更に段派を說得し、一步を讓らしむれば南北妥協茲に成立すべきなり。馮段兩派の末輩は氷炭相容れざるも、馮段兩氏は、世間傳ふる如く決して融和し得ざるものにあらず、兩雄相爭ふは、

遏々南方派をして漁夫の利を得せしむるものなること、彼等二人の熟知する所たり、殊に支那商民は、亂を厭ふこと甚だしく、南北兩軍も亦鬪志なきに依り、段派獨り妥協を排斥し、戰爭を繼續せしむること困難なるべき也。

四

段派が果して南北妥協を贊成すべきや否やは輕々に斷じ難く、之を今後の形勢に徵するの外なきも、吾人の怪訝に堪へざるは、革命の元勳と稱せらるゝ孫文氏派が、南北兩派より閑却せられつゝあること是れなり。第三次革命は、岑春煊氏及陸榮廷、唐繼堯等西南諸省の督軍、進歩黨に依り惹起され、今次南北の抗爭に際し、孫文氏一派の活動大に觀るべきものなく、南方派の幹部たる護法聯合會々員名簿に孫文氏の名を除外しあり、尤も李烈鈞、陳炯明の兩氏は孫文派を代表して護法聯合會に加盟したりとのことなるも、李陳兩氏と孫氏との間柄を知るものは、李陳兩氏が孫氏と事を共にするを屑とせざるものなることを察するに難からざるべし。革命の元勳たる孫氏が、南方派より除外せられ、北方官僚派よりも寧ろ舊式の思想を有する陸氏が反て、護法聯合會の牛耳を執るに至れるは、大に注目すべきことにして、支那は最早口舌の時代を過ぎ去り、人々理想的共和に謳歌せざることを表示するものに外ならざるべし。

五

陸氏は舊式の軍官にして、共和の何物たるを知らず、其斷然立て北方派に抗爭せしは、自家の地位擁護にあるに相違なきも其擧兵の名義が、共和擁護にあること、是れ亦吾人の注意を怠るべからざる所なり。謂ふに世界の風潮、支那思想界を浸潤し、支那の大勢、共和に傾き共和を標榜するにあらざれば、事を爲し難きもの存するにあらざるか、一世の奸雄袁世凱氏が、帝位を覬覦して失敗し、一代の好漢張勳氏も亦復辟を試み、一週日を支ふる能はず、陸氏等一たび共和擁護を呼號して立てば、天下風靡するもの、以て徵すべきなり。世の支那共和を咀ひ、清朝復辟を夢むもの、三省せざるべからざるなり。

六

孫氏の理想的共和は支那に行ふべからず、清朝復辟も亦時勢に適し難し、變種の共和政體を樹立し、以て形勢の推移を待つの外なし。若し南北妥協にして成立するあらんか。其出顯する政體なるもの、立憲共和を標榜すべきこと勿論なるも、蓋し驢にあらず、馬にあらざる的、一種特別の政體たるべき也。

寄贈交換書目錄（自一月十一日至同二十五日）

臺灣商工月報　臺灣總督府　一〇四號
通商公報　外務省通商局　四八二、四八三、四八四、四八五、四八六號
水交社記事　十五卷十一號
偕行社記事　八七號
大阪商業會議所統計年報　大正五年度
上海　二五七、二五八號
大陸　四三號
工報　十五、十六、十七號
ヘラルド、オブ、アジア　十三卷一號
京都法學會雜誌　四卷五冊
農商公報　北京農商部　四一〇號
商標公報　丸ノ内特許局　二六二號
特許公報　同　第二卷一號
東亞經濟研究　山口高等商業學校內　一月號
朝鮮彙報　朝鮮總督府　一月號
奉公　奉公會　八〇二、八〇三號
東洋經濟新報　牛込其社　七二二號
日本及日本人　神田政教社　四五六號
實用新案公報　丸ノ内特許局　三十二卷一號
國家學會雜誌　一、二號
公開　天津大實報館　三〇三、三〇四號
週報　上海日本人實業協會　第一
山林公報　山林局
東北帝國大學農科大學一覽
地學雜誌　東京地學協會　三四九號
國際法外交雜誌　國際法學會　十六卷四號
新支那　北京新支那社　二六九號
日支時論　有樂町其社　四卷一號
月報　奉天商業會議所　六二號
滿蒙研究彙報　旅順其會　二四號

湖南省鑛山表（六六完）

出願却下されたる鑛山一覽表

湘江道

縣名	公司	主管者	地名	鑛名	面積	出願年月	却下の理由
湘鄉	寶聚	李定智	常林衙園樹嵐	鉛	六畝	四年六月二十六日	鑛區不足
寧鄉	南利	江情波	大灣鎭月山鎭花門頭鞍子冲芳腊嵐	同	三畝八步	同七月廿八日	同
益陽	—	羅斌	十四里泥江口照面嵐	煤	未詳		却下
同	大順	姚沅蓀	桃江鎭葛家冲田井坡	鉛	七十二畝	五年十月九日	資富公司に横領され具に停止
安化	寶聚	劉嶽	坡五都運里上塘冲下塘冲	同	五畝	四年七月六日	鑛區不足
同	天寶華	鄒人駿	三都北二區桃樹坪	同	四十餘畝	同八月廿六日	却下
同	美利	曾珍美	五都穿岩溪	同	五十三畝十四方丈	同八月廿一日	同

同		胡子韶	五都四保連里	同	十畝	四年七月九日	却下		
同	天盛	胡煊	車皮衝龍洞方家灣運龍灣	同	四方里百五十七畝	同七月廿一日	考查の上却下		
同	實通	姚鄂	常五保煙山冲歐家坪	同	五十畝	同十一月五日	同		
同	惠康	王本乾	同芙蓉楓下圓	同	百廿九畝	同	同		
同	群益	曾紀星	渣滓溪木耳冲	同	八十九畝	同十月十六日	出願却下		
同	福新	楊遠堯	常農鎮黑瀧坑	同	百九畝	同十二月十日	同		
同	振華	熊槩	同馬跳坳大灣溢泥中	同	五十七畝廿四方丈	五年七月廿五日	同		
同	溥慶	譚風梧	符竹溪水山冲	同	六十八畝二步	四年八月六日	却下		
實慶		蕭慕虞	隆中鎮周溯坳	同	百五十二畝	同四月三日	出願却下		
同		梁炳森	清義鄉四平寨家坳、仙鶴山栗樹坪	同	六十畝	同九月十日	同		
同	瑞興	姚耀奎	白馬田冲	煤	三十九畝	同七月三十一日	同		
新化	達通	龍逢富	染花冲	錫	五十畝	同六月七日	同		
同		大發利	謝子惠	潘溪村羅家塘	同	四畝一步半	同三月廿四日	考查の上却下す	
武岡			曾道濟	實貝園新寺裡白虎山	同	十六畝二步三厘	五年五月廿日	出願却下	
同	安寧武		李國棟	武岡翁寧東安三縣界紫雲山	同	未詳	同十一月廿三日	同	
新寧	裕華		王存素	一渡水叫青山	同	未詳	四年十二月廿五日	鑛知事より却下要求す	
同	建興		陳煥南	四眼村一渡水向家坪秀才坪	同	百十畝	同十二月十六日	同	

衡陽道

縣名	公司	主管者	地名	鑛名	面積	出願年月	備考
臨武	協和	劉壬林	四區平田鄉深坑裡石溪嶺桐木冲	砒	八千四畝三十四方丈四尺	五年九月十五日	縣知事より却下た請求
祁陽	日新	奉拔華	維新鄉歐家冲	煤	百五十九畝一方丈	同廿九日	同
永明	湘永	黃興	煖源沖大白水	鉛	二方里	同十一月十九日	出願却下
同	精華	王澤琛	枇杷所斜形老鳳咬木倉	同	五十一畝	同十月三十一日	同
同	永益	楊宇成	七區松柏村深山腹系毋灣	同	五十五畝	同	同
車安	寧通	伍貴德	燕子岩過江棚	同	一鑛界四分ノ一	三年九月十八日	同
江華	實興	陳宅中	草鞋塘黃家山大口岩	錫	一方里	四年四月廿六日	同
常寧		韋輯五	東鎮下坂塘	銅	二千七十六畝	五年五月十二日	同

武陵道

縣名	公司	主管者	地名	鑛名	面積	出願年月	備考
桃源		易鳳祺	夔葉溪	金	未詳	五年七月廿八日	却下

辰沅道

縣名	公司	主管者	地名	鑛名	面積	出願年月	備考
永順		田永與	顧砂鄉二灣	鐵	十方里五千四畝	未詳	縣知事請求却下
辰谿	乾昌	會眉壽	中和鄉儀水洞土坡麓洞家屬	錦	四百四十畝	四年十月一日	考查却下

消滅せる鑛山一覽表

縣名	公司	主管者	地名	鑛名	面積	出願年月	備考
寧鄉		黃元吉	五都四二區諸鄉火儲新塘	煤	二百七十五畝	三年十月三十日	契約無効消滅
益陽	大有慶	梁中楷	王家沖妙草沖	錦	五十二畝	四年七月九日	天錫公司と紛爭双方消滅
同	富源	蔣友勝	五斗嵜雞窩庵	煤	九百十二畝	同五月十一日	免狀劃事
安化	振興	邱鳴岡	五都柑子園	錦	九十畝	五年一月六日	考査の上撤廢
寶慶	履泰	謝鍾械	三溪五都黃龍山	同	八十九畝	四年一月十日	試數不足撤廢
同	福康	李　誨	三溪五都大甲溪黃龍山	錦	六十六畝	五年一月十二日	同
新寧	華興	李振華	楊　嚴　山	同	四百四畝四十七丈	四年十二月四日	鑛區區劃取消
常寧		韋志道	東鎭鷄金山	鎢	二千七百畝	五年五月十二日	私掘地引受禁止さる
祁陽	興利	潘一鴞	南區均和鄉新軍山	煤	四十五畝八方丈	四年六月十五日	考査の上禁止
慈利	湘江	孫宗坊	界牌谷口	磺	二千五百六十三畝餘	同五月十五日	溥利公司に並歸す
芷江	吉安	戴雲落	洪水塘茶園沖	錦	五十畝	同六月五日	官鑛と抵觸
同	天啟	齊樸農	岩瀧紅各塘	同	七十五畝	同六月十九日	二重借地のため撤廢
靖	亨利	儲世鈞	大油鄉太平庵	金	二千四尺	二年六月十九日	撤廢

事業停止の鑛山一覽表

縣名	公司	代表者	地名	鑛名	面積	出願年月	備考
安化	實善	李雨江	豐樂鄉界頭山王家園	煤	三百卅二畝	四年十月七日	水害のため停業
寶慶	三元	劉啓瑞	龍山鎮三溪六都後洞沖紫河沖	錦	二百十三畝四方丈	同十一月十三日	面積不合式
同	亨利	曾傳炳	靈中鎮雷公山苗竹山楊家沖	煤	二百四畝二步	同五月十一日	紛爭停業
會同		馮德選	老虎墝	金	六十五畝	同五月廿七日	考査後停止
洪陵	實華	曹典政	南鄉小溪口橋頭灣	錦	百六十畝	同七月十三日	出願鑛名と不一致停止

民國四年及五年の湖南鑛區稅

年月	收稅額	年月	收稅額
四年		五年一月	元 一〇一、二九二
六月	兩 一、九九〇、九六一	二月	元 一二六、二八四
七月	兩 三二四、四八九	三月	元 二九九、二七五
八月	兩 五二、二〇〇	四月	元 五九、一八三
九月	兩 一四八、五七六	五月	元 五六、三八六
十月	元 二四五、二五六	六月	元 八九、一三八
十一月	元 三一、三七五	七月	元 四四四、一四四
十二月	元 五五、三〇〇	八月	元 二九一、八七四
合計	兩を元に換算 一四五、四一九 四、二八、五六六	九月	元 二四、四六一
		十月	元 三二九、〇〇五
		十一月	元 六九、一六二
		十二月	元 二六五、八一六
		合計	元 二、〇六六、〇三〇

（終）

四年五年の鑛物稅

年月	收稅額	年月	收稅額
四年		五年一月	元 二〇、一〇〇、三八八
四月	元 三、三三、〇一七	二月	元 三七、九八四、一三一
五月	元 二、〇〇六、一七五	三月	元 三三、二七、四三〇
六月	元 四、三八六、四四九	四月	元 一四、七三八、九七三
七月	元 二、九七三、八〇二	五月	元 二〇、六〇九、五五〇
八月	元 三〇一、九七五	六月	元 七、七九〇、三五〇
九月	元 三、〇一九、三四八	七月	元 二、七八六、三九五
		八月	元 二、一一五、五四〇
		九月	元 六、四三七、二四八

十月	元	一六、八三三、五五〇
十一月	元	一五、七二八、七二五
十二月	元	一五、八三五、七九〇
總計		六七、二三八、八三

合計	十月	元	三、五四六、七七五
	十一月	元	一〇、〇八五、四六五
	十二月	元	五、六三二、七五六
	元		一八二、二六、〇八〇

民國四年度に取扱ひたる出願及免許件數

鑛名	出願件數	免狀下附件數
鉛	四九〇	一四
錫	一	二
砒素	一四	二
銅	一	一
鐵	三一	四
雄黃	六	二
煤	四九	九
石墨	九	一
金	一	一
鎢（タングステン）	一	一
汞	一	一
合計	六二三	二三

五年度に取扱ひたる出願及免許件數

鑛名	出願件數	免狀下附件數
鋅	二〇八	八六
錫	九	八
鉛	三六	一〇
礦	一五	六
煤	二八	四
砒素	八	三
銅	四	一
鐵	一	
金	二	
鎢（タングステン）	二	
錳（マンガン）	五	一
錆	一	
汞	二	
石膏	一	一
合計	三三二	一一〇

河南省の穀類に就て（下、完）

米

第一　概說

河南省東南部なる光州羅山縣、信陽州、地方は開封府一帶と共に河南省に於ける米產地なり、此の一帶の地は地勢上全く安徽省西南部と同一地帶に屬するものにして、淮水の流域に位す、土地に多少の起伏ありと雖も、高燥ならず、河水灌漑の便薄しと雖も貯水池を設けて其の缺を補ひ、耕地の六七分は水利の便あるを以て稻作あり、然りと雖も水利の不十分なると地味の肥沃ならざることに依り、收穫多からず、殊に水利と地味とは光州より漸次西に進み、京漢線に近づくに隨つて其の度を增し、信陽州附近に於ては作付反別も減少し、收穫量亦減少す、其產量は僅に地方中流社會以上の需用に充つるのみにして、未だ一般人民の常食となすに足らず。

故に河南に產する主要穀類は麥及雜穀なり。

第二　品質及價格

品質は安徽米殊に蘆州地方に比すれば優るものありと雖も、上海及湖南糧に比しては脂氣少く、漢口に於ける相場は上海及湖南米に比して二三割廉價なり。

今各地最近の平均米相場を示せば次の如し。

	上米	中米	下米
光州	十三吊文	十二吊文六百文	一、一八〇〇文
羅山縣	同	同	同

以上每石の相場、當地方に用ゆる斗斛にて秤りたる一石は三百斤あり。

小麥

第一　概說

河南省に於ては米を產する地甚だ少く、且京漢鐵道沿線の地を除くの外交通不便なるを以て、若し米を販運せん

か、非常なる運搬費を要し、其の價額は米産地の二倍乃至三倍に上り、到底地方に於ける住民の如き富の程度低きものゝ常食として彼等の口を糊することを得ず。

然れども此等各地は旱田良く開け、地味また肥沃にして小麥及雜穀の栽培に適す、而も一般人民の常食は麵を主とし、之を補ふに糗々（麥團子の如きもの）燒餅、麵子、粟粥、粟飯、高粱、粥及高粱飯等を以てするが故に、彼等常食の主要なるものは小麥を原料とせるものなり。

舞陽縣裕州等に於ては官吏と雖も米を常食とせるもの少く、市場に於ても米を賣る者を見ず、南陽は都市大に且白河の便を有するが故に、市上米を賣る者ありと雖も、一升百三四十文の高價を稱へ、一部上流人士の供膳を飾るのみ。

斯の如く麥の要需は甚だ巨額にして、而も土地は之に對して充分なる生産力を有す。聞く、河南全省に於ける麥の年産額は、吾が國全國に於ける年産額に等しと、然れども正確なる數字を得る能はずと雖も、尙京漢鐵道開通以來河南麥の漢口に販運せらるゝもの、年々多きを加へ、亦近年漢口に勃興せる幾多製粉會社の原料小麥及漢口輸出小麥の大部分は實に河南産及漢水流域の産とす。

吾が東亞製粉會社漢口出張所に於ては、常に店員を漢水一帶及河南の地に派して以て原料小麥の收買に努め、而て此の如く交通の發達需用の增加と共に、此等地方に於ける小麥の栽培は年を追ふて盛となり、漢口に販運せらるゝもの漸次多きを占むるに至れり。

第二　耕作

麥の耕作法は大麥及小麥に依り異り、大麥は概ね四月頃に播種し、秋收穫す、一つに之を春麥と稱し、北支那地方に於ては稍耕作せらるゝと雖もその味惡しく、多くは酢、燒酒、醬油等の原料に供せられ、食用とせらるゝこと稀なり。當地方小麥の耕作法は各地殆ど大同小異なり、每年白露節（陰曆九月六、七日頃）より秋分九月二十二、三日）頃の間に於て播種す、播種量は每畝約二升なりと云ふ。

耕作法は旱田多きを以て黃牛を用ひ、一頭或は二頭に犁を牽かしめ畑を耕し、更に耙を牽かしめて土塊を碎き併せて土地を平準ならしむ、然る後之に播種す。

播種の方法は撒播法即畝を設けず、撒種するものありと雖も、甚だ簡易粗放なるものにして、耙を用ひたる際其の鐵齒によりて地上に印せられたる齒跡に播種するに過ぎず。

除草は播種後一二回之を行ふに止まり、肥料を施すこと甚だ少し、肥料は概ね人糞なれども此等各地は人烟稀薄にして二三十支里を隔てゝ漸く一村落を見るのみなるを以て、人糞尿を以て耕地全般の肥料となすに足らず、只だ此等各地方は胡麻を產すること多きが故に、胡麻油搾取の副產物たる胡麻の油粕を肥料として用ふるものあれども、是亦產出量少なく、且つ農家は資本に乏しきを以て金肥を使用するもの少なし。

第三　收獲方法及價格

收穫時期は普通我が五、六月頃にして麥のよく成就して麥桿全く枯るゝを待て、鎌にて刈りとる、西部河南地方に於ては大道四通するを以て馬車又は牛馬を驅りて畑に至り積載して家に運び、庭地を掃除し此所に於て實を落し、其方法は日本に於て「ヲリ」(中國地方にて)又は「クルリ」棒(東北地方)と稱せらるゝものと酷似せるものを用ひ、日本に於けるが如き方法を以て、採實するものあれども、又木板に手把を附したるものを用ひ、之と木製の臺との間に麥穗を挾み採實するもの多きを見る。

今左に河南南部各地の價格を示さん。

地名	單位	價格	
光州	石	九吊文	一石は三百斤
羅山縣	同	十吊文	
駐馬店	同	十三吊文	當地の一石は約漢斗の五石に相當す、漢斗二石は百五十斤なり
舞陽縣	同	十吊文	一石は三百二十斤
裕州	同	十八吊文	同　九百六十斤
賒旗鎭	同	八吊五百文	同　三百斤
南陽縣	同	九吊文	同　三百斤

胡麻

第一　産地

河南省及漢水一帶は胡麻を産すること多く、或は地方の油房に於て油を搾り、地方の需用に供すると共に之れを漢口に送り、或は胡麻のまゝにて漢口に送らる、殊に郾城、周家口、駐馬店、遂平、西平、臨潁等は重要なる産地にして、漢口に集來するもの、全額の約九割は河南産とす、されば河南物産の漢口を經て外國に年々輸出せらるゝものゝみにても拾萬噸を過ぐ。

第二　種類及品質

胡麻は黃胡麻、白胡麻の二種に大別することを得、別に黑胡麻と稱するものあれども産出少量にして品質劣等なり、黃胡麻は品質優等として有名なる、印度産を凌駕し、含油量多し。

白胡麻は漢水筋の産にして、其の品質は地方により多少の良否あるも、大概河南物に比すれば遙に劣等にして不純分多く、全額の一割五分位を占む、されど是自然に含有するにあらず、これ地方商人が人爲的に雜物を混じ以て不當の利を得んとするものに外ならず、而して河南産中品質優等を以て稱せらるゝは駐馬店に集來するものにして、比較的乾燥し、河南産の白眉と稱せらる、されば歐洲方面に輸出するに最も適し、他の水分を多量に含めるものは途中印度洋を通過する場合に、腐敗すといふ、故に胡麻の水分の有無を檢査するは最も重要なることにして、又至難の事に屬す。

第三　用途

か、非常なる運搬費を要し、其の價額は米産地の二倍乃至三倍に上り、到底地方に於ける住民の如き富の程度低きものゝ常食として彼等の口を糊することを得ず。

然れども此等各地は旱田良く開け、地味また肥沃にして小麥及雜穀の栽培に適す、而も一般人民の常食は麵を主とし、之を補ふに糗々（麥團子の如きもの）燒餅、麵子、粟粥、粟飯、高粱、粥及高粱飯等を以てするが故に、彼等常食の主要なるものは小麥を原料とせるものなり。

舞陽縣裕州等に於ては官吏と雖も米を常食とせるもの少く、市場に於ても米を賣る者を見ず、南陽は都市大に且白河の便を有するが故に、市上米を賣る者ありと雖も、一升百三四十文の高價を稱へ、一部上流人士の供膳を飾るのみ。

斯の如く麥の要需は甚だ巨額にして、而も土地は之に對して充分なる生産力を有す。聞く、河南全省に於ける麥の年産額は、吾が國全國に於ける年産額に等しと、然れども正確なる數字を得る能はずと雖も、尙京漢鐵道開通以來河南麥の漢口に販運せらるゝもの、年々多きを加へ、亦近年漢口に勃興せる幾多製粉會社の原料小麥及漢口輸出小麥の大部分は實に河南産及漢水流域の産とす。

吾が東亞製粉會社漢口出張所に於ては、常に店員を漢水一帶及河南の地に派して以て原料小麥の收買に努む、而て此の如く交通の發達需用の增加と共に、此等地方に於ける小麥の栽培は年を追ふて盛となり、漢口に販運せらるゝものの漸次多きを占むるに至れり。

第二　耕作

麥の耕作法は大麥及小麥に依り異り、大麥は概ね四月頃に播種し、秋收穫す、一つに之を春麥と稱し、北支那地方に於ては稍耕作せらるゝと雖もその味惡しく、多くは酢、燒酒、醬油等の原料に供せられ、食用とせらるゝこと稀なり。常地方小麥の耕作法は各地殆ど大同小異なり、毎年白露節（陰曆九月六、七日頃）より秋分九月二十二、三日）頃の間に於て播種す、播種量は毎畝約二升なりと云ふ。

耕作法は旱田多きを以て黃牛を用ひ、一頭或は二頭に犁を牽かしめ畑を耕し、更に耙を牽かしめて土塊を碎き併せて土地を平準ならしむ、然る後之に播種す。

播種の方法は撒播法即畝を設けず、撒種するものありと雖も、甚だ簡易粗放なるものにして、耙を用ひたる際其の鐵齒によりて地上に印せられたる齒跡に播種するに過ぎず。

除草は播種後一二回之を行ふに止まり、肥料を施すこと甚だ少し、肥料は概ね人糞なれども此等各地は人烟稀薄にして二三十支里を隔てゝ漸く一村落を見るのみなるを以て、人糞尿を以て耕地全般の肥料となすに足らず、只だ此等各地方は胡麻を産すること多きが故に、胡麻油搾取の副産物たる胡麻の油粕を肥料として用ふるものあれども、是亦産出量少なく、且つ農家は資本に乏しきを以て金肥を使用するもの少なし。

第三　收獲方法及價格

收穫時期は普通我が五、六月頃にして麥のよく成就して麥桿全く枯るゝを待て、鎌にて刈りとる、西部河南地方に於ては大道四通するを以て馬車又は牛馬を驅りて畑に至り積載して家に運び、庭地を掃除し此所に於て實を落し、其方法は日本に於て「リリ」(中國地方にて)又は「クルリ」棒(東北地方)と稱せらるゝものと酷似せるものを用ひ、日本に於けるが如き方法を以て、採實するものあれども、又木板に手把を附したるものを用ひ、之と木製の臺との間に麥穗を挾み採實するもの多きを見る。

今左に河南南部各地の價格を示さん。

地名	單位	價格	
光州	石	九吊文	一石は三百斤
羅山縣	同	十吊文	
駐馬店	同	十三吊文	當地の一石は約漢斗の五石に相當す、漢斗二石は百五十斤なり
舞陽縣	同	十吊文	一石は三百二十斤
裕州	同	十八吊文	同　九百六十斤
賒旗鎮	同	八吊五百文	同　三百斤
南陽縣	同	九吊文	同　三百斤

胡麻

第一　産地

河南省及漢水一帶は胡麻を産すること多く、或は地方の油房に於て油を搾り、地方の需用に供すると共に之れを漢口に送り、或は胡麻のまゝにて漢口に送らる、殊に鄂城、周家口、駐馬店、遂平、西平、臨潁等は重要なる産地にして、漢口に集來するもの、全額の約九割は河南産とす、されば河南物産の漢口を經て外國に年々輸出せらるゝものゝみにても拾萬噸を過ぐ。

第二　種類及品質

胡麻は黃胡麻、白胡麻の二種に大別することを得、別に黑胡麻と稱するものあれども産出少量にして品質劣等なり、黃胡麻は品質優等として有名なる、印度産を凌駕し、含油量多し。

白胡麻は漢水筋の産にして、其の品質は地方により多少の良否あるも、大概河南物に比すれば遙に劣等にして不純分多く、全額の一割五分位を占む、されど是自然に含有するにあらず、これ地方商人が人爲的に雜物を混じ以て不當の利を得んとするものに外ならず、而して河南産中品質優等を以て稱せらるゝは駐馬店に集來するものにして、比較的乾燥し、河南産の白眉と稱せらる、されば歐洲方面に輸出するに最も適し、他の水分を多量に含めるものは途中印度洋を通過する場合に、腐敗すといふ、故に胡麻の水分の有無を檢査するは最も重要なることにして、又至難の事に屬す。

第三　用途

支那人は脂肪を好むこと甚だしく、日常の食料を見るに一つとして其の調理割烹に脂肪又は油類の用ひられざるものなく、彼の脂肪民族たる歐米人と雖も遠く及ばざる處なり、而して支那人が脂肪油を消費する當に食用とするのみならず、點燈用に供す、電燈瓦斯等は勿論、石油の如き今や其の輸入大に增加し、支那內地にも盛に輸入せらるゝに至りしと雖も、尙其の價額の他の植物性油に比して貴きと、交通の不便なるとにより其の用ひらるゝは主要なる都市に限られ、一般內地に於ては依然として植物油を以て點燈に供しつゝあるなり。

而して此等支那人の消費に對し供給せらるゝ脂肪の種類は甚だ多しと雖も、胡麻油は其の質最も食用に適するを以て、支那各地に於て食用として消費せらるゝもの多額を占む、河南產黃胡麻は殆んど全部歐洲に向け輸出せられ、ロッテルダム、ハンブルグ、リバープル等の諸港に向ふもの多し、元來黃胡麻は價高くして支那人には到底用ひ能はざるを以て、土人は一般に漢水筋の價安きを用ゆ、而して歐洲にては脂肪工業に使用し、石鹼、化粧品等の原料となし、一部を食料となせども、支那人は全部油に搾りて食料となす。

第四　產　額

總ての物產の產額を調查するは頗る困難なる事にして胡麻も亦之れを知り得べからざると雖も漢口に集散する額を見れば其の一班を察知し得べし、河南產のものにても臨潁縣附近より以南、殊に鐵道沿道の地のものは皆漢口に集り、他は內地需要に供せらるゝか又は淮水其他の水運により鎭江方面に輸出せらるゝが故に眞の大體の數量より外知るべからず、鐵道により漢口に來るもの每年凡そ百五四十萬擔に上る、實に漢口は支那に於ける胡麻及胡麻油の一大集散地にして、此處に集散するものゝ大部は河南及漢水一帶の供給に係るといふ、以て此等地方の產出多きを知るべし。

第五　耕作及收穫

胡麻は吾が五六月の頃播種す、耕作方法は麥と同じく播種は點播法により、發芽後は雜草を除くと共に漸次に各苗莖の間隔を大ならしめ、其の餘れるものは拔き去り、生長して、一、二尺に至るときは各莖の間隔六七寸乃至一尺を保たしむ、肥料は人糞を用ゆるも其の量多からず、芝蘇餅を用ゆるものありと雖も亦大ならず、要するに施肥量少し、收穫は吾が九月末より十月頃にして成熟するときは之を自宅に運びて天日に晒し、後實を擲き落す。

第六　運送及荷造

胡麻は產地より停車場に出すには人肩或は騾馬又は牛馬車に依る牛、馬車に依るものは之を車上にばら積となし其の上に長方形なる麻袋に胡麻を詰めたるものを載す、人肩或は騾馬に依るものは皆麻袋に入れて之を運送す、此等は停車場に至れば一先づ問屋の手を經てバラ積の分は全部麻

袋に入れ換へるものとす。

而して河南に精選器を有するものは、之を毛號と稱し生産地より運送し來りたるもの一先づ之によりて精選せられたる上麻袋に詰め鐵道によりて漢口に運送す、生産地より來りたるものは塵埃の含有多きが故に此の精選器を有するものは多額の利を占むといふ。目下此の器械を有するものは漢口の元豐一軒なりとす、是れ清朝時代に一定の金錢を納付して特權を得たるものなり、故に河南の胡麻を輸出する上に於て非常なる優秀の地位を占め、他店之と競爭し得ざるなり、而して元豐の精選器は鄭城に六臺、駐馬店に四臺、西平、遂平には各々二臺、臨潁に一臺を有し其の他全部にて二十餘臺ありといふ。

諸掛りは各地方により其の慣習異り、駐馬店に於ては荷造費其他の費用皆問屋にて之を立替へ、代價の中に混入せり、故に買手は麻袋のみを持ち行けば可なり、更に問屋より停車場積込迄は運送店之を引受くるなり。

鄭城にては買入れより停車場積込迄は總て大なる問屋に依りて行はるゝものとす。

此の地方市場より漢口に至るものは皆京漢線により十噸車、二十噸車等の貨車による、漢口に到れば停車場にて直に荷卸し、或は支線(引込線)により租界内に卸され倉庫に入るゝものもあり、目下引込線あるものは獨乙租界と日本租界との二ケ所あるのみ。

京漢線によらざるものは漢水筋にては民船により漢水を下りて矯口に至る、今は周家口附近のものも京漢鐵路より漢口に集まるに至れりと雖も、數年前迄は大部分淮河により鎭江に出でしなり、今尙周家口の東南は淮河によるを便とするを以て之により鎭江に出づるものも少なからず、將來浦口が開市場たらんには之れに集散するもの鎭江を凌駕するに至るべしと云ふ。

第七　生産地に於ける相場

各地方により各々升を異にす、今之を鄭城に於て見るに一斗の斤量は二十二斤内外にして時によりて多少の上下あるは勿論なれども大低一斗は一串七、八百文位とす。

駐馬店の一斗は五十四斤内外にして其價は三串七、八百文位なりとす、高價なる時は四串文に達することあり。

西平の一斗は十八斤乃至十九斤にて一串四、五百文なり遂平の一斗は五十八斤半内外にして四串三、四百文なり。

而して漢口に於ては西洋人(外國商館)と支那商人との取引は精製品は重に百斤を標準とせり、但し、精製品の標準といふべきは不純分三分を以てす、百斤の價格大低五兩五、六匁普通にして高價の時は六兩二、三匁となることあり。

漢口に於て胡麻の賣買に使用する貨幣は、總て洋例紋なれども、原産地に付て見るに鄭城にては漂平を用ひ、其の九百五十四兩二錢が漢口洋例紋の千兩に相當し、外國爲替料として千兩につき拾兩内外を要す、實際買入れには皆制錢を用ふ、明錢の漂平一兩は大概千六百五十より千七百文位の間にあり、胡麻を買ふ資金は買麻と云ひ上記よりも七八十文多く買入るゝを得、駐馬店にては駐銀を用ひ駐銀の

九百三十六兩が洋例紋の千兩と相等し、爲替料は十兩内外なり、駐銀一兩は明錢の千七百四、五十文より千六百七十文位の間にあり、買麻錢にては千七百四、五十文より千七百六十文とす、西平は駐馬店と同じ。

遂平に於ては九百三十四兩は洋例紋の千兩に相當し爲替料は十兩内外とし、買麻等に換算すれば千六百二、三十文となる。

第八　代金支拂

駐馬店に於て見るに直接問屋より買入れたる場合の代金は其の月内に現金拂をなすものとす、現金拂といふも要するに手形拂ひにても差支無く現金即ち月拂の意味とす、郾城にては客棧を兼ねたる大問屋に於て總て立替拂をなす、故に信用充分なれば現金拂を要せず、其他の小地方は大低現金拂とす、尤も例外として元豐其他二三の漯口商人は田舍の商人に前貸して約定品買をなすものあれども、之不渡りの危險を伴ふが故に、之と密接關係あるものにあらざれば行ふことなし。

第九　貨物受渡

郾城に於ては糧行の庭に於て受領をなし、之を一旦問屋即ち客棧を兼ねたる糧店の倉庫に納め、其の倉庫内にて荷造換をなし、直に運送店に送る。

更に胡麻買入れに要する諸費用を示せば次の如し。

一　漯河鎭

出入帳簿	每包	廿文
搖包		十七文
紮包		十文
推戽		四文
打房		三文
赶貨		二十二文半
出麻		五文
房内過料		二文
搖包		十文
送車站		五十一文半
縫包		五文
店用	每一千文ニ付	十五文　每包約　廿五文
塞費	每包	卅四文
斗損		十文
小斗		十文
火房		五分
頂包		二文
合計	每包	二百五十一文

郾城より漯口に出づる鐵道運賃は籠金をも合して每包約七仏五分なり。

現に漯河鎭に於ける胡麻買入商人は次の如し。

元豐、永昌元、同豐、瑞記、禮和、漢芳記、愼記益昌、德厚榮、德利、萬峯、合瑞、寶豐、

此等商人の手を經て漢口に運送する積出高一年約三萬噸内外なり。

二　周家口

報　卡　每　石　卅九文
釐　金　卅二文
行　用　百卅文
廠子房伏　二文
水　脚（周家口より漯河に至る）三百十文
合　計　每　石　五百十三文
即ち　一串五百七十七文

周家口に於ける大なる買入商人は
元　豐、峯　昌、同　豐、禮　和、瑞　記、
愼　記、義　峰
等にして漢口への積出高約一ヶ年三萬噸位なり。

三　駐馬店

主なる買入商人は
元　豐、華　昌、永　和、瑞　記、順　記、愼　記
一、一年間の積出高約一萬五千乃至貳萬噸位。

四　西　平

漢口に至る汽車運賃每包　七夂五分
一年に漢口に向け積出高約一萬五千噸

五　遂　平

一年の漢口向け積出高約七八千噸にして胡麻の賣買に用ゆる契約書の例として今元豐が他の商人との契約に用ふるものを示さん。

立合同〇〇（三葉）公興存公司今因
〇〇公司在河南各埠採辦粮食的明均歸公興存一家
裝運所有細章詐下自立立合同之后兩家均應遵守不
得違背恐口不憑特定式合同兩紙各執壹帋爲據、
一、議定所有車價運費釐金等一切在內按埠詳別另單粘附
一、議定歸本棧房下車每車另加施車費一元德租界
下車不論十五、二十、三十、噸均加施車費一元六角
外噸加倍工部局損每車洋七角廿噸照加
一、議河南各埠裝車均須按每包觔重料合如公如同定額欲
多裝則敞公司不能擔任倘被車
一、站復一磅查出所罰之詳應歸〇〇公司認徵與公興存無
涉
一、議定鐵路上貨湧車少蓬車難覓不得而用廠車須派人押
俩往返盤川甚巨三菱仍認蓬車之貴如途中遇
雨稍爲打濕不賠如處爛過甚爲短少整包車牢包
者即公與存認賠
一、議定京漢鐵路新章每廿噸另加起卸費洋四角廿噸洋八
角正
一、議磽口大智門德岔路本棧房等處卸車時刻當遵
鐵路公司章程以十二點鐘爲限如有逾時其應罰洋

應歸客自理此處

計開

西平十二噸　七八元
十五噸　三六元
駐馬店十二噸　四二元
十五噸　三八元
遂平十二噸　四八元
十五噸　六元
漯河十二噸　八元
十五噸

冰卅噸照加

會車至棧房每車洋元　下車每車洋四角上車力　每包　十六文下車力　每包收文轉力歸客自理

西平、遂平、鹽蘇袋每斤洋九〇八五

駐馬店　漯河　苫袋　九五八〇新袋每斤加一角

德租界下每十二噸抽包每重二十文卅噸四十噸照加轄　歸客自理

如西遂平夂一包賠洋二元五角

駐馬店賠洋二元漯河洋八元正

内地市場にて運送店に貨物を引渡して運送方を依頼する時には、運送店は次の書式のものを交附し、商人は之を以て漢口に來り、停車場に於て之と引換へに貨物を受取るものとす。

猶太人と支那人

近來支那人と猶太人との比較研究をなす外國人多し、今是れの研究の一たるウイリアム、トラント氏が雜誌「十九世紀」(一九一二年二月)上に掲げたる處のものを譯載すべし。

猶太人は世界に於ける一種特殊の民族なるが、支那人亦然り、此兩民族の特性は相同じきにあらざるも、其特殊の民族たるに於ては同一なり、蓋し猶太人は常に漂浪の民として世界の到處に散在すれども、支那人は多く其鄉國内に群居せり、猶太人は太古一の武神を信奉したる武族にして、常に四方の征略者と闘へるが支那人は自己以外の民族と闘へる事なく、戰闘區域も從つて自國内に限られたり、近代に至り此狀態は次第に變化して、猶太人は今や一の國をなすものにあらざれば、彼は何人とも闘はずして又闘ふ能はざるに至りたれども支那は有力なる一國をなし日本人より戰爭を學び、何人と闘ふ事をも辭せざらんとす、猶太人は過去に於て常に有らゆる迫害を蒙り、「窮苦則ち我武族の象徵なり」とは實に彼等の標語なりしなり、支那人は從來斯かる迫害を蒙りし事少なかりしも、今や殖民地又は新しき國に於ては斯かる徵候存せざるにあらざるなり。

斯くの如き迫害の結果は如何なるべきか、彼の猶太人は有らゆる迫害に苦しめられし結果、他の力に依るの無意義なるを觀念し、止むなく自己の腦力と自己の手腕を以て唯一の頼みとなし、金力の遂によく何ものをも制し得べきを見て、彼等は其全力を擧げて金力の蓄積に傾注するに至り、斯くして彼等は遂に世界に於ける財界の一大勢力となり、今や何れの國の財政當局と雖も彼等猶太富豪の助力を仰ぐにあらざれば其財政を維持する能はざらんとするに至り、實に猶太人は世界に於ける總ての王公の背後に隱るゝ偉大なる勢力たるに至れり、彼等は各種の公私權力を拒まれたるに拘らず、尙各國公使の事務上に其絶大なる力を及

ぼし得べき地位にあるなり。

次に支那民族は如何、人或は曰く支那人は畢竟東洋人なり、又東洋の愚鈍者たるを免れざるなりと、然れども之れ一大謬見なり、彼等は其銳敏の度に於ては猶太人に優り、其の老猾の點に於ては米國人に優れる偉大なる蓄財家なり、而して彼等は又能く金力が現代を支配する一大勢力たるを看破し、有らゆる各國の排斥手段にも頓着せず、孜々として、蓄財にこれ餘念なきなり、斯くの如き點より見て吾人は彼等が遂に現代の猶太人たらざるなきやを疑ふ、若し米國又は加奈陀に於て支那人を以て同化し難く排斥すべき人種として、眞に排斥せんと欲せば其方法たるや易々たるのみ、則ち一切彼等を斥けて之れを雇用するなくんば、直に彼等を排斥する事を得べし、然かも米人が口に彼等を排斥しつゝ、尚實際に彼等を雇用するものゝあるは彼等支那人が實際に於て必要なる人種なるが爲のみ、世界の移民史は所謂「望ましからぬもの」說の裏面に存する誤謬を明示して餘蘊無し、或は又說をなすものあり、支那人は吾人と同化する事を好まず、又同化し得られざる民族なるが故に好ましからざるなりと、これ果して實際と合致せるものなるや否や、吾人は之れに類する例を合衆國の南部諸州の黑人に見る、則ち之等諸州にては訓令を以て白人と黑人との結婚を禁じ、現にメリーランドにては、之れに違背したるが爲に死刑に處せられたるものあり、斯くの如くしては黑人を同化する事困難なるべきが、若しこの禁令にして存せざらんか黑人を白人に同化せしむる事は容易なるべく、支那人の場合にありても亦同一なるべく、生理上及心理上よりは此點について何等の障碍も存せざるなり、滿州人の如きは濠人よりも歐州人に近き人種なれば彼等にして往昔若し其東に向つて進展したりしに反して、西に向つて進展したりしならんには、彼等は東南歐地方の彼等の同民種を混合して、全く異人種たるの痕跡を止めざりしなるべし。

何故支那人に對しては公民としての地位に就て他と區別を設くるや彼等の場合は猶太人及黑人の場合と全く同一なるにあらずや、假令彼等は同化せずと雖も、加奈陀又は合衆國の善良なる公民となり得べし、ブライス氏は其著「平民政治」中に於て述べて曰く「過去に於ける歷史を研究せるものは二箇の人種に就いては其中の弱者が全く消え失するか或は又兩者が全く混同し終るかの二者の外終局の運命無し」と彼は世界の總ての人種は終に融合し終るべきものゝ如くに論せり、然れども印度に於ては之れと反對なる事例を見る、トランシルヴァニアに於ける亦然り、加奈陀に於ても亦然り、今假に必要なる支那人の幾千を加へたりとて、既に加奈陀に於て完全なる公民權を享有しつゝある黑人乃至ガリシャ人、ゾーホボルチー人、ゼルヴィヤ人、及ルーマニア人に對し何程の害をか及ぼすべき、世人稱もすれば支那人を見て以て野蠻人となす、然れども支那人は決して未開の蠻人にあらず、世界に於ける多數の重要なる發明最も偉大なる社會上、道德上及政治上の改革の多くは支那より輸入せられ若しくは支那政治家の完成せし處のものなりしなり、實に支那は世界に於ける最古の文明國にして、

養蠶の如き又は養老年金制度の如き其歐州に輸出せられしに先つ二千年の前に早く既に彼等の行ひし處なりしなり、吾人にありては未だ百年の歷史を有するに過ぎざる禁酒運動は支那に於ては二千年の前より起り、米より酒を醸造し得べき事を發明したる人は放逐せられたり、又之れと同時に平等主義に基ける政治も採用せられ、火藥、玻璃、羅針盤陶器の發明は孰れも耶蘇紀元以前なり、更に又其土木工事は今日の發達せる技術家の歎賞に値するものあり、印刷術も歐州に先つ九百年前に發明せられ、第八世紀には最初の新聞紙の刊行あり、最初の大學校あり、王安石の如きは紀元一千年の頃既に社會主義を公にせり。

或は斯くの如きを以て之れ古代支那の事にして、今日の支那人は既に劣等民族となり、又西洋文明の攝受に堪えざるものなりとなすものあらん、然れども吾人は支那人が其迫害せられざる所にありては、他の文明國人と對等の發展をなしつゝあるの事實も看過する能はざる處にして、彼等が西洋文明の輸入に躊躇したるの故を以て、之れを劣等視するは畢竟歐米人の自惚れにして、支那四億の民族は西洋文明を必要とせざりしを以て之れが攝受を怠りしのみ、之れを強制したるは西洋人の利己主義に出づ斯くして尙支那人の感謝を買はんとするは餘りに勝手なり、支那人の覺醒は全く白人の彼等に對する傍若無人の態度に基くものにして、白人の彼等に對する憂慮を實現せしむると否とは將來に於ける白人の態度により決せらるべし。

今や概して支那人は西洋の習慣、思想、文明を採用しつゝあり、彼等は下は幼稚園より上は大學に至る迄の完全なる學制を制定し、郵便制度を施し、電信電話、鐵道を設け、商工業其他各般の方面共に起色あり、今後發展したる支那は戰爭を望むか、將た又平和を欲するか、惟ふに東西の接觸は避くべからざる處なるべきが、其友情の接觸なるべきか、鮮血の衝突なるべきかは疑問なり、支那は他日六十萬の常備軍を有するに至るべし、ゴルドン、若しくはウルズリー、カン、ハールトン等の諸將軍は共に支那兵が他國兵に比して遜色無く、殊に砲兵として世界無比なるを稱せり、之れ豈恐るべき武力にあらずや、然かも彼等は此上更に海軍をも創始せんとす、其將來恐るべし。

猶太人は其富力によりて、敏捷と勤勉とによりて、自ら其運命を開拓し、其壓制者の幾代と變化する間に立ちて能く生存して今日に至れり、されども彼等は彼等自らの國を有せざるなり、猶太人にして尙且成功する事彼が如しとせば、更に一層團結力に富み驚くべき勤儉力を有し、前途に信念を抱懷する支那人の將來は如何なるべきか、支那は永く其地理上の境域内に制限せられざるべく、必ずや彼等は其最少の抵抗力を有する方面に向ひ、太平洋を越えて進路を開くなるべし、ナポレオンは曾て支那を評して茲に眠れる巨人あり、其儘に放置せよ、彼にて動かんか遂に世界を動かさんと云へり、然るに白人は此巨人を覺醒せしめ、支那は今や活動を始めつゝあり、彼は歷史を作りつゝあり、猶太人はパレスチナに於て土地を求め茲に國家の再建を計りつゝあり、然れども此に於ては、歷史は又古の如く繰返されん、之れに反し支那の歷史は繰返されつゝあるにあらずして、全く新に始められつゝあるなり、吾人の義務は彼が吾人に向つてなさん事を吾人が欲する如くに、吾人が彼に向つてなすにあり、須く人種的偏見若しくは敵愾心を排して、吾人と支那國民との共同の利益關係を認むべきなり。

湖南省工場表（二）

牌名	所在地	製生品	生產高
姚升泰	洪陵縣城	桐油	八七二斤
唐廣裕	同	桐油	八七二
田同興	同	茶油	七五〇正
婁順興	同	辰絹	二六七
天乙祥	同界亭鎮	同	二四五
泰升恒	同	紅茶	二三、四〇〇斤
漢日新	同沅陵縣城	同	九六〇〇
宏利	常德縣城中園牆	西服	五、一〇七筒
和美	同城內老鴉池	湖綢	一三、八五〇正
全美	同	羊池	二三、六〇〇
永發	同湖蘆口	毛帶子中	一六、八〇〇一〇、〇〇〇正
立美	同城外半邊街	電光布	二三、〇〇〇幅
同	同	足帶、衛生帶毛巾、衛生巾	四、〇〇〇六五、〇〇〇正
永順	同城內皂角巷	洋紗布帶	一五、一〇〇正
同	同	毛板巾	六〇〇二、〇〇〇正
兆順	同華祖廟街	洋紗板帶	五、三〇〇六〇、〇〇〇正
宏昌	城內東正街	棉布	六六、〇〇〇
洪盛	同大西街	同	二八、〇〇〇

泰和	城外西堤	同	帶子、毛巾、衛生巾	四六、〇〇〇
兆發	同地藏宮街	同		一八〇、〇〇〇
興盛	同教場街	血皮、嫩皮、熟革		八〇、〇〇〇斤
洪盛	同馬王街	同		四六、〇〇〇
兆盛	同東園牆	卓、椅、牀、箱、櫃		三五、〇〇〇
宏春	同大興街	同		一、九〇〇筒
玉順	同西街	同		二、〇八〇
裕發	同大西街	同		二、四五〇
怡昌	同皇經閣	棺		一、四〇〇
茂康	同沙灣	同		三、四五〇
義發	同半邊街	同		三、八五〇
洪順	同河街	船	五	二、二〇〇
正祿	同	同	六六	
正昌	同河街	同	六六	
同仁	同	鞋靴	五五	
裕昌	同大關廟街	鞋	二〇、〇〇〇	
金福	同河街	同	二一、〇〇〇	
永泰	同騾馬店	同	五、〇〇〇石	
金茂	同大西門	碾米	七、〇〇〇	
永順	同東街	同	八、〇〇〇	
福隆	同	同	八、〇〇〇	
永福	同關廟前	同	八、〇〇〇	
萬豐	同	同	八、〇〇〇	

萬隆義發	同	同	五、〇〇〇	生義和鐵廠	同湖北塘	同
怡隆同	同	四舖街	七、〇〇〇	乾元興鐵廠	同水尾洲	同
萬和同	同	皇經臺	五、〇〇〇	復勝齋	南縣城內	鞋
裕國工廠	黔陽縣禮字鎮	綢大布、柳條布、愛國斜紋線布	二、三〇〇	晉泰裕	同	木器
貧民工廠	同·東門	同	一、七五〇	裕通	同	一、八〇〇
周勝發	同	信字鄉黑油紙	八、〇〇〇	德泰阜	城內	染、青藍、印花布
余恒源	同	時仄紙	六、〇〇〇	徐大生	同	棉、紗蘇線
向仁泰	同	同	三、〇〇〇	天昌	同	京貢芸香桂蘭烟
劉恒隆	同	火紙	二、〇〇〇	萬康成	同	染、青藍、印花布
舒大生	同	同	四、〇〇〇	陳恒裕	同	棉紗、蘇線
石朝安	同	錢紙	四七、〇〇〇	仁記	同	京貢芸香桂蘭烟
吉豐耀	安化縣常半鎮	鍋	一、二〇〇	許宏泰	同	木器
勉餘坊	同	歸化圳	一、四〇〇	譚復盛	同	編爆
吉美廠	同	豐藍田	一、四〇〇	吳双和	中鄉	磚瓦
金全王廠	豐藥橋	同	三、八〇〇	亮和厚	烏嘴市	京貢芸香桂蘭烟
乾泰鐵廠	常豐龍坳	銑版	三、八〇〇	景和	同	麻油、棉油、茶油
利生鐵廠	歸化驛頭舖	同	四、〇〇〇	德義大	南鄉三仙市	京貢芸香蘭桂烟
安豐鐵廠	豐樂黃家坤	同	三、六〇〇	彭德懋	同	同
天時和鐵廠	豐樂洞庭山	同	三、六〇〇	劉恒泰	南鄉新港	同
德記爐廠	一都游家河	同	四、〇〇〇石	實森昌	城內	麻油棉油茶油
乾泰和鐵廠	五都挑子山	同	四、〇〇〇	咸豐泰	烏嘴市	草紙
怡和盛鐵廠	五都昆塘	同	四、二〇〇	貧民工廠	永綏縣北門內	竹木器具
義泰鐵廠	同湖北塘	同	四、二〇〇	益利織工廠	醴陵縣城龍家巷	格花柳條布黑板東洋線布
利生義鐵廠	同伏水灣	同	四、一〇〇			

同	三、九〇〇		
同	三、八〇〇		
鞋	三、九〇〇	雙	
木器	一、八二六	尺	
染、青藍、印花布	六、九四〇	尺	
棉、紗蘇線	九一〇	斤	
京貢芸香桂蘭烟	二九〇	箱	
染、青藍、印花布	五、三五八	尺	
棉紗、蘇線	二、二五〇	斤	
京貢芸香蘭桂烟	二〇八	箱	
同	二三四	箱	
木器	二、七九八	箱	
編爆	一〇、一七〇、〇〇〇	個	
同	一四、〇〇〇、〇〇〇	個	
京貢芸香桂蘭烟	二三〇	箱	
磚瓦	三、五二九、二〇〇	塊	
麻油、棉油、茶油	七二四	石	
京貢芸香蘭桂烟	一七二	箱	
同	一七四	箱	
麻油棉油茶油	一八四	箱	
草紙	一七二	箱	
竹木器具	二、一〇〇	個	
格花柳條布黑板東洋線布	一、〇二〇	疋	
	五四、八二六	疋	

自然工廠	同	同	格花柳條布、黑板線布油線東洋大布	四、七三〇		
蕃裕工廠	同	東城廖祠	線布、鹽、研磨、磐、碾頭、罐盆	二、六二〇	四	
至誠治坊	同	東城二圍	電光柳條布、格花布東洋大線布	六、九三〇	三	
雲錦織工廠	南城三圍			三、二五〇		
新正織工廠	同	同		五、一三〇		
盛昌工廠	同	二塁橋	同	三、六五〇	四	
長盛廠	同	城內	磚瓦	二、七二〇、〇〇〇	四	
正泰祥	同		鐵鑄器	五、七九〇		
復盛廠	同	城西	磚瓦琉筒	三、一七四、〇〇〇	以	
萬豐烟號	西城正街		剉烟艸	六、一一〇		
集義工廠	北城謝家巷		柳條布格花東洋畫板大布	二、八八〇	正	
義生工廠	北城鐵舖街	同		二、七〇〇	以	
恒豐烟號	北正街		剉烟草	六、一一〇	以	
德新工廠	同		洋光格花柳條黑板綉大布	三、一三五	正	
鄢正興	城北		首飾、銀器	五、七〇〇	萬	
金盛木廠	同		家具裝飾品	一、九一三		
順興木廠	官民合辦		普通磁器	二、二八〇		
同	城外姜河		美術品瓦	三、九三一、九〇		
東三區白市鎮			磚	一、七六〇、〇〇〇		
磁業公司			土磁、飲食器	六一、〇〇〇		
和廠	渭山荷蓮塘		土磁、飲食器	四三、〇〇〇		
如春			雜用	一七四〇〇		
乾昌裕	東一區渭山		飲食器	九一、〇〇〇		
土磁有限公司	新安瓦子山		雜用器	五〇、六五〇	尺	
正興廠	冷水坑		飲食器	一、九〇、〇〇〇		
復勝玉廠	南一區豆田	同	石灰	二、五〇〇、〇〇〇		

同勝祥	同	同	罐缸鉢	二四〇、〇〇〇	個	
同和廠	同	東城廖祠	電光柳條格花斜紋愛國大布	一六、七四〇	正	
福利織工廠	南二區泗汾鎮			三、五五〇	正	
同工廠	同	同		二、〇五〇		
義生祥	同	同		三、一七〇	個	
同發福治坊	南三區荊溫段		鐵鑄器	四、〇三〇		
鼎泰廠	南一區道姑嶺		磚瓦罐	三四、六五〇		
合興廠	同	同	缸鉢甑筒	四九、一九〇		
大茂廠	同	同		一六六、二五〇		
戴同興	岳陽縣城		糕餅糖食	未詳		
鼎城	同	同	餅乾、糖食	同		
恒豐	同	同	糕餅糖食	同		
洪泰	南鎮新塘		乾餅糖食	同		
劉太和	岳陽城		愛國斜紋大布	七〇〇	疋	
周同昌	城陵磯	同	愛國柳條大布紗布	七〇〇	疋	
致生祥	同	同	柳條布大布	七〇〇		
戴和隆	同	同	愛國紫花大布	一、〇八四		
恒泰	南鎮鹿角		愛國布大布	八三〇		
丁懋興	同	同	柳條布大布	六五〇		
吳恒泰	同	同	斜紋布大布	八八〇		
林德昌	同	同	柳條布大布	七五〇		
榮隆昌	同	同	柳條大布紗布	五五〇		
長記	同	南鎮新祥	同	七〇〇		
陳裕興	同	南鎮新祥	同	七〇〇		
揚復盛	岳陽城	燭	芯	未詳		

義泰和	同	青布藍布	二、四一〇	
同太和	同	同	二、〇一二	
一大染坊	同	印花布	一、七〇〇	
福昌慶	同	青布藍布	一、三二五	
永和祥	同	同	一、三五五	
右玉和	同	同	一、三六八	
余發祥	同	同	一、二二六	
李義生	同	同	一、一七二	
周永和	同	同	一、〇五八	
余復興	南鎮鹿角	同	一、〇三〇	
王祥發	城陵磯	同	二、〇一〇	資
周合興	岳陽城	漆器家具	一、〇一〇	
任復盛	同	家具裝飾器	未詳	
蔣宏泰	同	同	同	
協義盛	同	同	同	
任義成	同	家具	同	
趙順源	同	同	同	
傅長發	同	同	同	
段宏盛	同	同	同	
彭義興	同	同	同	
喻義昌	同	同	同	
涂萬順	同	同	同	
趙同興	同	同	同	
鄒仁昌	同	同	同	
周宏盛	同	同	同	

馬人知	同	同	同	同
余振興	同	金銀首飾	同	同
五鳳樓	同	金銀製器	同	同
孫源太	同	香類	同	同
李太和	同	筆墨	同	同
范源太	同	筆墨	同	同
王致盛	岳陽城	鞭爆	同	同
羅萬泰	同			

米人の米支關係觀（中）

米國宣教師　ジエームス、ダブルユー、バッシユフオールド

二、米支親善の障礙
（一）パ氏條約に於ける合衆國の移民政策、（二）支那移民禁止法成立事情、（三）東洋人米國移住問題の解決方法、（四）支那移民問題の最正批評
三、合衆國對支政策の將來
（一）合衆國の對支輸出貿易は其經濟的發展に必要也（此項未完）

二　米支親善の障礙

以上述べたるが如く米支關係の過去及現在を通じて、其親善を增進すべき幾多の事項有るに拘はらず、他方に於て此等の影響を阻却すべき一大障礙の存在することを看過すべからず、是れ即ち合衆國が支那及び其他の黃色人種に對して有する難問題たる、所謂移民禁止政策なりとす。左に此問題に關する米支兩國間の關係を略述せむ。

（一）　パーリンゲム條約に於ける合衆國の移民政策

此條約に於て合衆國政府が最重要視せる條項は、即ち第五條及び第六條にして、其第五條は締約國が夫れ夫れ其國民の居住移轉と脫籍並に歸化の自由を認め、同時に相手國國民が旅行營業又は永住の目的を以つて、自由に自國內に入國移住し得べきことを、相互的に承認すべき旨を規定し第六條に於ては更に締約國民は、旅行居住に關する特權に就きては、互に最惠國民の受くると同一の取扱を受くべきものなることを規定せり、故に此條約に於ては即ち特に兩國國民の移殖自由を認めたるものにして、今日見るが如き禁止主義の行はるべきことは、其の曾て夢想だもせざる所なりき。加之當時大統領グラント氏を始め、一般米人は却つて、支那をして此の如き自由主義の條約に調印せしむるの、困難なるべきを虞れたるが故に、大統領は乃ち國務卿ハミルトン、フイツシュ氏に命じ、特に駐支公使に對し、該條約の締結を促進するが爲に極力努力すべく、殊に支那當局者の間を斡旋慫慂すべき旨を訓令せしめたり、而して國務卿は、此命令に基き駐支公使に發したる訓令の結末に於て、該條約の批准は合衆國民の均しく歡迎する所なるべき旨を保障せり。

其後十年を經て、大統領ヘース氏は、支那が上記の條約を批准せることに就き批評して曰はく、「合衆國が其傳統的政策として常に滿足する所の、夫の移民自由の原則を包含する條約に對し、支那政府が茲に批准を與へたることは、洵に慶賀すべき事實にして、是れ即ち、支那が西洋文明の輸入と、耶蘇教義の繼受とに對し、一大進步を示すものと見るを得べく、更に人類の福利增進に須要なる西歐の精神的文化と物質的開化が普く四百餘州に傳播し、以つて其產

業の發達と政治宗教の改善とを完成せしむるに對し、實に一大原動力を形成するものなりと云ふを得べし」と。

（二）支那移民禁止法成立事情

然るに上記自由主義に基ける條約締結の結果として、支那勞働者の我太平洋沿岸各州に移住するもの年と共に增加し、其忍耐と勤勉とを以つて勞働に從事せしかば、此等地方に於ける米人の勞働者、及び歐州諸國の移住勞働者等は到底之と競爭することを能はず、次第に驅逐せらるべき運命を看得するに至り、遂に支那勞働者移住反對の氣勢を昂むるに至りぬ。而して此歐米勞働者の支那人勞働者に對する反對の態度は實に、其勤勉と技倆の卓越に對する畏怖心に基くものにして、初より所謂人種的偏見の致す所にあらざるは勿論なりと雖も、而も彼等に取りては實に死活の大問題なりしを以つて、其反抗的態度は月と共に熾烈にして、遂に幾多の暴行を伴ひ、其極國際紛爭をも誘致すべき形勢となりしかば、一八七六年合衆國政府は遂に、上下兩院の混合委員を任命し、之を太平洋岸諸洲に派遣して、支那勞働者移民の實況を調査せしむるに至りぬ。

其齎せる所の報告は二派に分れ、多數派は即ち移民法の廢止を主張せしが、少數派は之に反し、合衆國政治組織の基礎たる、人類の平等と天賦人權不可侵の二大原則を、固守すべきことを理由として、移民法の維持を極力主張せり、而して此少數派の報告は、實に上院議員モルトン氏（Senator, Morton）の調査作成に係る所なりしが、氏は之が完成を見ざるに世を去りぬ。

然りと雖も西部諸州に於ける反對運動は、益熾烈を極めしかば、議會は遂に支那移民を嚴に制限する所の法案を議決し、以つて之が鎭撫を企つるに至りぬ。但此法案は其制限頗る酷に失したりしが故に、大統領ヘース氏は之を以つて「絕對的禁止と選ぶ所なきもの」となし、之を拒否するに至りしかば、遂に實施するに至らざりしと雖も、若し實施されたらむには、其一八六八年のバ氏條約に對する條約違反の問題を惹起したりしや固より明ならむ。

而して之が爲に反對運動の氣勢、益昂まるに至りしかば、一八八〇年政府は遂にゼームス、ビー、アンゲル氏（James B Angell）を委員長として、遣支委員を組織し、之を支那に派遣して、支那政府と移民問題に關する協約を締結せしめたりき。即此協約に依り合衆國政府は、支那勞働者の移住が自國の利益に害ありと認むる場合に於ては、其移住を制限し又は之に條件を附し、或は之を一時的に停止するの權限を有することを規定せりと雖も、之を絕對的に禁止することを能はざる旨を保留せり。

此條約は同年兩國の批准を終へたりしを以つて、合衆國議會は一八八二年に至り、即ち新條約に基き移民禁止法案を通過し、爾後二十年間を期限として、支那勞働者の入國を禁止する旨を規定するに至りぬ。然れども此法案は、アンゲル博士の締結せる新條約の精神に、違背することを明なりしかば、大統領アーサー氏（President Arthur）則ち之を拒否し、遂に實施するに至らざりき。

然れども反對運動は依然熾烈なりしかば、越へて一八八

八年政府は別に、移民問題に關する條約の締結を支那に提議する所ありしが、其交涉半にして恰も大統領選擧の期に近きぬ。是に於て議會はアングル條約に違背せるスコット法案を通過せしめ、大統領クリーブランドは選擧の策略上遂に之を拒否すること能はず、此法案は即實施せらるるに至りぬ。其後大統領クリーブランドは此法案實施の爲に、合衆國が條約違反の地位に立つに至りしを防止するが爲に國務卿をして移民に關する新なる條約の締結を支那に交涉せしめ、一八九四年遂に之が調印を了せり、即ち此條約は六年以前に合衆國政府の制定せる、前揭スコット法律を適法ならしめたるものなれども、其間合衆國政府は一時條約違反の地位に立つの已むを得ざるに至れり。

其後支那勞働者移住反對の聲は年と共に益大となりしかば、五十七議會に於て遂に前述二十年を期限とする支那移民禁止法を、永久に施行すべしとの提案を見るに至りぬ。而して當時該法案の提出者たる上院議員ロッヂ氏（Senator Lodge）が、其法案提出の理由とせし所は、一は即ち支那人は合衆國國民たるの資格を缺如し、且合衆國に歸化することを欲せずと云ふに存し、他は即ち支那移民は合衆國勞働者の生存を不可能ならしむるが如き、經濟狀態を形成するに至ると云ふに在りき。然れども之に對しコンネッチイカット州選出議員プラット氏（Senator Platt）は、國內有識社會の判斷に訴へて、此法案の否決を策し、遂に議會が、支那に對する條約違背の暴擧に出づるを防遏して、當時の現行法を維持し、一九〇四年又は新條約の成立に至る迄、之を施行すべきことを主張したりしは、實に紛々たる俗論に抗して、正義人道を固守せし國士的行動にして、吾人は合衆國政治主義の爲に之を賞揚せざるべからず。

（三）　東洋人米國移民問題の解決方法

合衆國は東洋人移住問題に關し、今に至る迄何等圓滿なる解決方法を發見すること能はず、即其支那人排斥法は常に米支親善を阻礙し、他方日本勞働者排斥法が、日米關係を險惡に赴かしめたること一再に止らざるなり、然れども支那政府は其の經濟的、國家的將た宗教的理由よりして、其の國民が生產能力を有すべき年齡に達するや則ち、永住的又は一時居住の目的を以つて、外國に移住することは、其の欲せざる所なるを以つて、之と條約を締結して、一方には勞働者の移住を相互的に禁止し、又は夫れ夫れ自國の文字を解せざる者の永住を禁止し、更らに地方商業遊學及び宗教上の目的を有する者の入國を許すが如きは、則ち兩國の關係を圓滑ならしめる一方法たるを失はざるべし、但し此の方法は以つて現在の日米移民問題を解決するに足らざるべく、此の問題は結局ギューリック博士の提案に依るを以つて最も妥當なりと思惟す。即ち博士の提案に依るときは、ロッヂ氏一派の東洋人排斥理由たる歸化の能力並に意思の缺如に關する點は、容易に之を解決することを得べし、蓋博士は東洋各國人の每年合衆國に移住し得べき數を制限し、之を此等各國よりの移民にして、現に合衆國歸化人として生存せる者の一定率（例へば五分）に定むべきことを主張するものにして、而も東洋諸國の移民中現に合衆國

に歸化せる者は比較的少數なるが故に、博士の提案を實行するときは、東洋人の毎年移住し得べき數は、極めて少數となるべし、加之此方法は更に歐州よりの移民をも、適當に制限し得るものにして、即一方にはイングランド、アイルランド、スコットランド及び獨逸等よりの移民を現在よりも多からしめ、他方南部歐洲よりの移民を減少することを得べし。

（四）支那移民問題の嚴正批評

惟ふに支那移民排斥問題に對する合衆國の態度は今や、益々峻酷を極めつゝあるものにして、之を政治の理想より判斷するも、將た耶蘇敎國の主義より批評するも、正に其態度を一變すべきの秋に會せるなり。蓋吾人は一方に於て各國が其祖先傳統の國粹を保存すべき權利を有し、從つて他國人にして、自國の言語文明乃至は政治的思想を繼受し、以つて其國民に歸化することを欲せざるが如きものは、之を國外に排斥し得べき權利を有することは、之を認むると同時に、他方に於て一國民が神意に依り全人類の爲に賦與せられたる土地の一部を獨占し、自ら其占有利用を有效に行ひ終らざるに拘はらず、他國民又は他人種を此地方より排斥し去らむとするが如きは、明かに不法不正の行爲たるを認めさるべからず。之を亞米利加の開發に徹するに、當時米大陸の先住者たりし亞米利加印度人は、極めて少數にして、其密度一方哩に就き一人以下に在りしが故に、其先占の理由を以つてしては、米大陸全部に對し、永久的排他的支配權を主張すること能はざりき、是を以つて歐洲人の移住となり、遂に今日の如き偉大なる合衆國の建設を見るに至れり。更に現今に在りても、濠洲、ニューヂーランド馬來群島、南米、メキシコの大部、及び合衆國並に加奈陀の一部は未だ、完全有效に占有を了せられさるを以つて、此等地方の國民は之を永久的排他的に獨占するの權利を有することなし、從つて合衆國が其人口稀薄なる地方に於て、外國人の移住を絕對に禁止するが如きは、蓋理論上正當なる主張と云ふを得さるべく、前述ギユリック博士の提案に基くが如き方法を以つて、移民問題の解決を計るは、實に日米日支の親善を維持する上に於て、極めて必要事たるを失はざるべし。

更に之を世界文明の將來より觀察するに、移民問題の解決一日も忽にすべからざるものあり、蓋較近黃色人種の人種的自覺は年と共に顯著に、其文明移植に對する努力月と共に新なるものあるを以つて、廿世紀の末葉に於ける世界的大問題は、即黃白二人種間の關係如何に存すべきは智者を俟つて知るべきにあらさるなり、而して此問題の解決が武力的手段に依るか將平和的方法に依るかは、一に現今文明の先進者たる白色人種が彼等に對する態度如何に懸るものにして、抑も世界文明の完成と破壞の分岐點たるなり、然らば即ち合衆國移民問題の、耶蘇敎的主義に依る解決は曾に米支親善關係の增進に必要なるのみならず、實に世界文明完成に對する關鍵たるなり。

吾人は曾て日本の大陸侵略策の危險を指摘せしを以つて、今や合衆國現在の支那人排斥政策が、其平和的經濟的

發展を阻礙する愚策なる所以を說述せんとす。

三　合衆國對支政策の將來

（一）　合衆國の對支輸出貿易は其經濟的發展に必要なり。

合衆國は其經濟的發展の見地より見て、支那共和國の獨立と領土保全とを支持し、其一又は數國の列强に併合分割せらるるを防止するに對して、重大なる利害關係を有す。一九一四年度（即ち歐洲大戰の影響を受けさる以前）に於ける、合衆國の外國貿易總額は四、二五八、〇〇〇、〇〇〇弗にして、內輸出總額は二、五三一、〇〇〇、〇〇〇弗に上る、若合衆國民が此輸出に依る二十五億弗の年收入を奪はれたりと假定せむか、其盛大なる工業は忽ちにして、停止すべく幾百萬の勞働者は失職して路頭に迷ふべく、國內一般は不景氣の風に襲はれて困窮に沈淪するに至るべし、一言以つて之を蔽へば即ち、合衆國の外國貿易は其繁榮維持に絕對的必要にして、其貿易の發展は國家の發達に、缺く可からさるの要件たり、即ち合衆國は今や旣に鎖國的國民にあらさるなり。

太平洋岸の諸國に對する外國貿易が、將來大に有望なるべきは、日本の外國貿易の發展に徵して、之を卜知することを得べく、過去四十五年間に於ける日本外國貿易の膨脹を示せば左の如し、

一八六八年	一三、一二三、二七二弗
一八八八年	六五、五八〇、三八二弗
一八九八年	二二一、六二七、九五四弗
一九一三年	六八〇、九三四、七二九弗

即ち一九一三年度に於ける日本の外國貿易は、實に二十五年前の一八八八年に比し、約十四倍に增加したるものにして、其の人口一人に對する割合正に十五弗に上り、而して今後二十五年間に於ける支那外國貿易の發達の程度は、過去二十五年間に於ける日本のそれよりも、速かなるべく、從つて其人口一人の貿易額は、日本の現在率を越ゆること、固より疑なき所なるべし。

今假りに今後二十五年間に於ける支那の外國貿易が、過去二十五年間に於ける日本外國貿易の發達と、同一程度の膨脹を爲すものとせば、一九四一年には實に八十億弗の巨額に達すべく、內四十億弗は即ち其輸入貿易に屬するなるべし、然らば卽ち支那は將來合衆國に對し、無限の吸收力を有する大市場を、提供し得べき能力あるものにして、我輸出貿易の維持上、極めて之を重要視せざるべからざるなり。

エドワード、マクセー氏（Edward Maxey）は雜誌人種之發達一九一二年四月號に於て、合衆國の對日輸出貿易が、自一八九五年至一九〇五年の十年間に於て十倍の增加を示したる事を指摘せり、之に依つて見るときは、我對支輸出貿易が今後二十五年間に於て、現在の二十倍內外の增加を示し得べきこと、敢て困難にあらさるべく、更に香上銀行總理故サー、トーマス、ヂャックソン氏（Sir Thomas Zackson）が最近、「支那は今や漸く商業發達の初期に在るものにして、其將來膨脹の大正に無限なるべし」と喝破せしに想到するときは、我國對支貿易の將來亦、大に有望なるべきこと今に於て之を斷言するに難からさるべし。（未完）

支那經濟調査會調査事項

支那は曩に歐洲大戰に伴ふ經濟界の變動等を調査すべく、經濟調査會を起せるが、同會の調査細目として發表せられたるもの次の如し。

第一課

第一　經濟生產上に關する事項
一、全國土地の面積及利用面積の廣狹
二、土地生產力の優劣
三、全國人口の總數及富量の概算
四、生產勞力者の多寡及職業の類別
五、全國資本の多寡及其用途
六、外資投入の多寡及其用途
七、儲蓄及保險の情狀
八、協同企業の狀況

第二　經濟分布上に關する事項
一、全國各級社會富量の分布
二、全國地代の差異
三、全國利潤の差異
四、全國勞銀の差異
五、各地方失業者の多寡及其原因並に救濟の方法

第三　經濟取引上に關する事項
一、全國各地貨幣流通の概況
二、全國信用及銀行概況
三、外國爲替の狀況
四、全國交通機關の概況
五、歐洲戰爭前及歐戰中の國內外輸出入品の種類と其影響
六、各國相互間戰時及戰後經濟上に必要なる需要供給の狀況
七、全國各地に於ける物價騰落の狀態と國內外との需要供給の關係
八、戰時輸出禁制品の種類

第四　經濟消費上に關する事項
一、全國各級社會生活の程度
二、食料及其他必要品供給の過不足
三、全國公共娛樂と奢侈の消費

第五　經濟政策上に關する事項
一、各國戰前の經濟政策及戰時に於ける影響
二、各國戰時經濟上の施設及其戰後の計劃
三、各國對支經濟政策の變遷及支那に於ける利害
四、各國最近に採用せる社會政策に施行する所の各種法規制度

第二課

第一　製糸業
一、生糸

(甲)中國蠶糸の產地及產額
(乙)中國生糸の種類及價格
(丙)中國生糸の銷路及現今占むる生糸の地位
　(子)國內一般絹織物の消費額
　(丑)國外
　各國生糸の特性及消費額に影響する增減
　消費國に依て調查せる他國の消費額
　產糸國の每年產糸額及供用量
　近數年世界生糸の供用量及各產糸國生糸の輸出增減額比較世界產糸國の生糸價額及產額並に人工、物資地價に關する比較
(丁)輸出生糸の種類及販賣並に製糸業
(戊)國內製糸工場の釜數及其設立の年月
(己)各工場の生糸製出額及其應用の器械
(庚)生糸の販運及金融に關すること
(辛)各種生糸稅の國家收入及改良を要する點
二、繭
　甲、繭の種類及產額
　乙、繭の出產地及產額
　丙、繭の糸量と製糸の比較
　丁、繭の糸量と蠶種の優劣關係及蠶種の產額比較
　戊、採繭量と食桑量の比較
　己、繭商蠶灶の增加と各種生糸業及養蠶業の關係
　庚、繭の販運及輸出の禁止
　辛、繭稅の收入
三、蠶種
　甲、蠶種の製造業及產額
　乙、蠶種の販賣及分配法
　丙、蠶種の收穫成績及分配量の比較
　丁、養蠶家の增減
　戊、蠶種の產額と桑葉出產量の比較
　己、蠶病と蠶種の關係及生糸の出產量に於ける影響
　庚、蠶種の價格
四、桑
　甲、全國桑地の總額及植付地面積
　乙、桑樹の種類及桑葉の出產量
　丙、桑樹の面積並に供給、蠶種の分配量及生糸の出產量
　丁、桑葉の產量と收蠶量に關する比較
　戊、桑園の擴張量及各國の物力人工地價に比較して全國生糸生產量の增加を計ること
　己、桑葉の價格
五、蠶業政策
　甲、世界各產糸國の蠶業政策
　乙、世界蠶糸業の趨勢及中國蠶糸業の救濟策
　　子、國內蠶糸業政策
　　丑、國外蠶糸業政策
　　寅、直接保護政策
　　卯、間接保護政策
　　辰、中國蠶絲業の將來

第二　茶業
一、中國產茶狀況
一、產茶の省別
二、支那各地茶消費額及種類
三、本國各處の消費地　四、消費販賣の方法
五、各省產茶量及價額　六、全國茶栽培地畝數
七、各省茶栽地の畝數　八、各省產茶適當の地點
九、各省採茶法の異同　十、各省製茶法の異同
十一、各地每年收穫回數　十二、每年の收穫時期
十三、生葉每百斤の乾葉製產能量
十四、產茶の費用　十五、茶出廻期の金融
二、製茶工場
一、產茶區域の茶號數　二、商埠の茶莊數
三、商埠の製茶工場數　四、商埠製茶廠の製茶法
五、製茶機器の種類、價格及其製造地
六、每日の製茶量　七、每年開工停工の時期
八、茶廠の資本金
九、新舊製茶機と製茶法の比較
十、粉茶及茶梗の用途
三、茶の輸出
一、茶葉輸出國別　二、茶葉輸出額
三、茶葉輸出法
四、各國の支那茶需要額及其種類
五、各國の支那茶需要歷年の消長
六、戰時輸出狀況
四、茶葉の輸入
一、茶葉輸入額　二、輸入茶葉の種類
三、茶葉輸入國別　四、茶葉輸入地點
五、茶の稅金及釐金
一、每年の茶稅收入額
二、每年の茶釐金稅收入額
三、各處の茶釐金徵收法
六、茶葉の改良
七、外國茶葉　印度　錫蘭　爪哇　日本　臺灣
第三　棉業
一、世界の棉花
總論　生產及消費高　需給趨向　貿易　種類及價格
各論　英國　獨逸　佛國　露國　埃地利　比國伊太利　米國　加奈陀　南米　埃及　印度　露領亞細亞
支那各地の生產其他狀況　支那棉花振興策
栽培地の擴張栽培法の改良
取引上の弊害及稅制上の缺陷及其改良法
第四　糖業
國內產糖量及種類並に價格（各地別に付き）
輸入糖の種類及價格並に國內製糖業の詳細
糖稅　精業政策
原料甘蔗　甜菜の種類　栽培方法　收獲及製糖法其他使用職工數及賃銀　所用農具種類
工場の地位、機械の種類及價格、一日の需要原料高

水の硬度、取水排水及一日用水量、燃量消費高
每年作業日數
資本、機械の能力、製糖の種類名稱
英米獨製各製糖機の優劣比較
華僑自營の製糖工場數及製產高、製糖廢物の用途
糖蜜の用途及價值、砂糖百斤中及原料百斤中の糖蜜含量

第五　糧食

稻米　小麥　大麥　燕麥　馬鈴薯、玉蜀黍等の全國製產額、平時戰時戰後出入數量
輸出入國別、逐年市價、稅率、支那需要狀況、各國需要情況

第六　豆類（大豆　小豆　蠶豆　豌豆　其他豆類）

支那及外國產地、播種面積、各省及各國の產額、內外輸出入數量及價額、各地市價外國豆の價額、用途（糧食人食、畜食油用、蔬菜用）
豆油及豆粕（製造法、產額、市價、輸出入）

支那の學生總數

		官公立 男	官公立 女	官公立 計	私立 男	私立 女	私立 計	合計 男學生	合計 女學生	合計 計
小學	尋常科	二〇六八七四	一〇七三五	二一七四一九	八六四六五	二六一六四	八六四六五	二九〇七二九	一三五〇九	三〇四〇七八
程度	高等科	三一〇六五	一四一三	三四七一	七八五六	三七〇七	七八五六	三五五九	一七八八	四三四七
實業學校	農學校	一〇三七九	七〇	一〇四九	五〇三	七一	五〇三	一〇八一〇	一四一	一〇九二一
實業學校	工業學校	二八四	一一九	四〇三	一三八一	一三三	一三八一	二九三	二五一	五四五
實業學校	商業學校	二九二	—	二九二	八三五	—	八三五	三一二七	—	三一二七
其他雜		一九〇二九	四六八	二〇一〇七	一九六一	七一五	一九六一	二〇八五八	一一八三	二一〇六八
中學校		五一三八一	二八六	五一六六七	六三一三	一八四	六三一三	五七五一〇	四七〇	五七九八〇
師範學校		三一六五〇	八五九一	三一一四一	三一五八五	一一四四	三一五八五	二四九九一	九八三五	二四八二六
農學校		四一四六	一四一	四一八七	四一一	—	四一一	四一五五七	一四一	四一九八
工業學校		二一七三	五五	二一八八	六〇四	二三九	六〇四	二一一八	二一四	二一三一
商業學校		一一四〇	—	一一四〇	三一六	二八	三一六	二〇八八	二八	二一一六
其他雜		二一一五九	五六〇	二一八一九	二一四三一	二七〇	二一四三一	二一四二一	八五〇	二一四二一

| | | |

第二編、支那
第一章、支那各省志（一）本部（二）藩屬
第二章、支那都邑志（一）都邑總記（二）都邑各志
第三章、建築（一）凱旋門（二）寺塔（三）長城（四）運河（五）橋梁渡津
第四章、湖澤、支那人航行の不熟練。
第五章、博物（一）氣候、地味、農業、菓實（二）植物樹木（三）獸禽魚蟲（四）金石

第二編　結論
第三編、支那政府
第一章、政府總記
第二章、政府各記、（一）皇帝（二）文官（三）武官、陸軍（四）財政
第三章、法律
第四編、商業、工業、學藝
第一章、商業
第二章、貨幣、度量衡
第三章、工藝（一）絹（二）陶器（三）紙（四）墨（五）印刷術
第四章、學術（一）學術の起原、進歩の緩慢（二）哲學、數學（三）天文學（四）醫學（五）辯論、歷史、詩歌（六）演劇、音樂（七）支那語（八）兒童教育法、學者（九）經典
第五編、宗教風俗習慣
第一章、宗教（一）儒教（二）道教（三）佛教
第二章、前に比して盛ならざる宗教（一）喇嘛（二）猶太教（三）麻哥末教及基督教
第三章、風俗習慣（一）結婚（二）弔哭、葬式（三）祝宴（四）飲食（五）式法（六）訪問、書式（七）衣服（八）民人の性情
第六編、藩屬
第一章、東京
第二章、交趾支那
第三章、高麗

民業銀行株式募集規定

今回設立の民業銀行株式募集規定次の如し。

第一條　本銀行の株式は總額一千萬元にして之を二十萬株
　每株五十元と爲す

第二條　本銀行の株券は記名式にして三種に分つ
　甲　一株券　五十元
　乙　十株券　五百元
　丙　百株券　五千元

第三條　本銀行の株式募集の結果總額の四分の一即ち二百
　五十萬元を得れば財政部に申請して驗査を受け登記を終
　りたる後營業を開始す

第四條　本銀行株金の拂込法は第一回十分の五、其拂込地
　方は籌辦處より指定の內外新聞に登載す
　第二回拂込の額數、期日及地點は職員會の決議に依り二
　月以前通告を發し又新聞に登錄公布す、若し一回を以て
　全額拂込をなすものあらば尤も歡迎する所なり

第五條　株金の拂込は必ず上海通用銀元を使用すべく他種
　の債券を使用する事を得ず、但し他の財產及有價證券に
　して董事會の評定許可を得たるものは此の限りにあらず

第六條　本銀行株式申込をなす者は先づ本銀行の申込書に
　記入し保證金として大洋五元を本銀行指定の收金處に納
　付したる上に始めて有効なり

第七條　每股に就き交付の保證金は第一回株金拂込の際に
　清算せられ始めて股東となる股東が拂込期限後に至るも
　拂込をなさゞるものに對しては本銀行より催告をなし又
　新聞に揭載すべく而も滿期の上尙ほ不履行なるに於ては
　株主たる權利を失ひ又其證金を沒收す

第八條　本銀行は資本總額の募集を終れば第一回拂込を請
　求す

第九條　本銀行は第一二回拂込に對しては請取證を交付し
　置き銀行が愈登記を終へたる後に股票を作り請取證と交
　換す

第十條　本銀行は營業開始の上にあらざれば募集株金を提
　用する事を得ず

第十一條　本銀行の創辦經費は十萬元と規定し名けて創辦
　股と稱し發起人及籌辦人之を負擔す、其の創辦章程は別
　に之を定む

第十二條　本銀行株主の責任は其の承認せるもの及其株式
　銀額を以て限りとなす

第十三條　股分にして倘し數人共有なる時は其共有者は一
　人の代表を定め直接股東の權利を行使す

第十四條　股分の讓渡に際しては本銀行に對し双方共登記
　をなしたる上にて股票の姓名を更換す

第十五條　股票を遺失せる時は股東よりの申請に依り之が
　補給をなす、其補給章程は別に之を定む

第十六條　本銀行は每年營業所得の利益總額中より十分の

二を以て公積金をなし餘分の十六割中株主配當を十二割辦事人賞與を四割となす

第十七條　本銀行の餘利は股金拂込の翌日より日に按し平均攤算す

第十八條　本銀行が設し損失あるも資本を以て餘利となすを得ず

第十九條　股票は部章を遵し印製す

第二十條　本章程は財政部批定の日より施行す

中華滙業銀行

日支兩國資本家の間に交渉中なりし、中華滙業銀行は愈創立の運となれるが其定款の主要條項次の如し。

第一條　本銀行は中華滙業銀行と稱す

第二條　本銀行は株式組織にして中日兩國人の合辦とす

第三條　本銀行は本店を北京に置く營業の都合により重役會の決議を經て中日兩國樞要地（中國に於ては商埠地に限る）に支店出張所又は代理店を設置す

第四條　本銀行の存立期間は設立の日より滿卅ケ年とす但株主總會の決議に依り期間を延長する事を得

第五條　本銀行の資本金は金一千萬圓とし之を株式十萬株に分ち一株の金額を金一百圓とす前項の資本金全額拂込濟の上は株主總會の決議に依り資本金を增加する事を得

第六條　本銀行の株式は中日兩國人に於て均分に引受くるものとす

第七條　本銀行の株式は中日兩國人の外之を所有する事を得ず本銀行株式の賣買讓渡は重役會の承認を經る事を要す

第十七條　本銀行に總理一人專務理事一人理事四人以上監事四人以上を置き之を重役と稱す總理及專務理事は其任期を五個年として二百株以上を所有する株主中より株主總會に於て之を選任す總理は中華民國人とし專務理事は日本人とす理事の任期を四箇年とし百株以上を所有する株主中より監事は其任期を三箇年とし五十株以上を所有する株主中より何れも株主總會に於て之を選任す理事の員數は中日兩國人に均分し監事の員數は中國人を增す事を得重役は滿期後再選を妨げず

第廿五條　本銀行の營む業務左の如し（一）貸付及割引（二）預金（三）爲替に關する一切の業務（四）國債地方債及社債の應募引受（五）各種經濟借款の取扱（六）債務の保證

第廿六條　本銀行は營業の都合に依り左の業務を爲す事を得（一）有價證券地金銀の賣買及兩替（二）金銀貨貴金屬諸證券の保護預（三）官公衙及諸會社の金錢取扱（四）諸會社銀行の代理業務

第廿七條　本銀行は確實なる會社又は商店の委託に依り商品販賣の代辦を爲す事あるべし

第卅二條　本銀行は銀行兌換券を發行する事を得

第卅三條　銀行兌換券に關する細則は重役會の決議に依り別に之を定む

附則　中華民國の慣例に依り創立後三箇年間を限り年六分の官利を仕拂ふ可し

尙同行の日本側株主及其の引受株數を次に掲ぐ

▲六千八百株宛　日本興業銀行　臺灣銀行
朝鮮銀行
▲二千五百株宛　伊藤忠合名會社　日本綿花株式會社　江商株式會社
▲一千二百株　柿内常次郎
▲一千株宛　東洋製紙株式會社　大倉喜八郎
第一銀行　第百銀行　久原鑛業株式會社
安田善三郎　喜多又藏　三井銀行
三菱合資會社銀行部十五銀行
▲五百株宛　岩井本店　東亞興業株式會社
東洋紡績會社　大阪商船會社　尾崎敬義
近江銀行　加島銀行　高田愼藏
浪速銀行　倉知鐵吉　山口銀行
八木與三郎　藤田銀行　藤山雷太
安部市太郎　淺野總一郎　卅四銀行
正隆銀行　百三十銀行　住友銀行
▲三百株宛　井上準之助　原田二郎
東京古河銀行

上海怡和紡績營業成績

上海怡和紡績公司にては昨年十月三十一日現在に於ける利益及損失勘定の貸方殘高八十五萬四千三百十二兩五錢七分を左の如く處分せり。

	兩
優先株配當（年七分）	二八、〇〇〇、〇〇
普通株壹萬五千株（一株付貳拾兩）	三〇〇、〇〇〇、〇〇
	九〇、〇〇〇、〇〇
	三〇、〇〇〇、〇〇
器具及器械償却	五、二五九、八一
自動車償却	四四九、七七
家具償却	一、〇〇〇、〇〇
給水償却	一五〇、〇〇〇、〇〇
準備金	一二五、〇〇〇、〇〇
配當均一準備金	五〇、〇〇〇、〇〇
修繕積立金	五〇、〇〇〇、〇〇
戰時積立金	二〇、〇〇〇、〇〇
工場職員賞與金	四、六〇二、九九
繰越金	八五四、三一二、五七
計	

直隸紡績工場

直隸省天津には既に有力なる紡績工場二會社の出現せるあるが、更に順直省議會の懸案となり居れる、紡績工場の建設計畫有り、其内容は未だ詳細の事明かならざるも、國産奬勵の意味に於て、順直人士間に多大の注意と非常なる熱心を以て討議されつゝあり、即ち去る十二月十七日の省議會に於て、本案の審査報告有りたるが、例の如く議論百出議場の秩序を紊亂すること數度に及び、未だ滿足なる決

議を見ざるものゝ如きが、其論點は工場建設地點と、補助金下附の兩件にして、工場建設地は保定、石家莊、偏涼汀、天津等各議員によりて、其主張異り甲論乙駁の結果投票に據るに決し、投票數九十六票中石家莊七十票、偏涼汀十一票、保定八票、天津三票、白票一枚、廢票三枚にて遂に地點は石家莊に決定し、次に補助案に入れるが、法定人員不足の爲め翌日廻しとなれり、是に由れば直隸省紡紗廠は石家莊に建設するに決定せるものの如し。

アメリカン、インターナショナル、コルポレーション

亞米利加に於ける商業の發達を增進する爲め、「ナショナルシチー」銀行の後援を得て、發展し來りたる、アメリカン、インターナショナル、コルポレーション、は外國市場に對する同國鋼鐵の販賣を代理せしむる爲、アメリカン、インターナショナル、スチール、コルポレーションと呼べる附屬會社を組織したるが、右新設會社は歐羅巴、亞細亞、南米及阿弗利加等に營業所を設け、各種の鋼鐵及鐵材につき同國生產者の爲め、之れか代理販賣を爲すことを目的とせり、尤も目下は商品の引渡不能に近き爲め、多く之れに期待するを得されとも、平和克復の後は、亞米利加品を以て大に市場を侵略するの望多大なるものあるへく、畢竟此會社の新設も、手廣く各種の商業に關係する爲め、多くの附屬會社を設けんとする、同會社從來の營業方針を實行したるものに外ならず。

又同社は今回合衆國政府と特約を結ひ、「フヰラデルフイア」の「デラウエア」河に於ける「ホッグ」島に大規模の造船所を設け、政府の都合に依りては、商船二百隻の注文を引受くるに至るも、差當り七千五百噸級の鋼鐵船五十隻を建造することゝなれり、之れか爲めアメリカン、インターナショナル、シップビルヂング、コルポレーションなる附屬會社を特に新設し、紐育造船會社の業務と全然別離して、其の事業を營めり、政府との特約中には利益分配に關する條項を含めるが、之に依れば先づ同社に於て少額の一定割合の利益分配を受けたる後、其の餘剩は政府會社及使用人に三分して收得すべき筈なり。（ナショナル、シチー銀行月報）

通信

北京通信

時局又混沌

停戰布告の發表（十二月二十六日）は毫も時局を緩和するに足らず、北方督軍團は依然舊國會恢復に反對し、新國會召集迄臨時參議院をして國會の職權を代行せしめよと迫り、南方側も亦段祺瑞の參戰事務督辦、段芝貴の陸軍總長に反對し來れり。かくて參議院の國會組織法修正となり、變相的討伐政策（湖北に於ける黎天才、石星川等を土匪と認め討伐を令す）となり、南方亦之れに激せられて西南護法聯合成立を見んとするに及ぶ、時局又混沌。

督軍團、舊國會に反對し新國會召集迄臨時參議院をして職權を代行せしめよと通電す

十二月二日天津に會合して主戰決議をなしたる北方督軍團は、停戰布告發表後又た天津に集り善後策を講究したる末、十二月三十一日附を以つて次の如き通電を發し、新國會召集前は臨時參議院をして國會の職權を代行せしめよとの突飛なる提議をなせり。此の提議の意味は頗る重大なり、臨時參議院の國會職權代行と、南方の舊國會恢復說との間には殆んど妥協の餘地なきが如く然り、通電全文次の如し。

痛かに惟ふに立憲國共和政體は立法機關に對し至つて重要と爲す民國成立してより玆に六祀なり政象の變遷今日尤も烈し代議政治奚んぞ久しく虛しかるべけんや舊日の國會は民權に繫ると雖も兩次召集され兩次解散を經或讀開ゆるなく名譽失墜し萬恢復の理なし況んや國會は民意を代表する所以にして而して舊日の選舉に上溯するに

今を距ること已に五載有餘社會の心理民意の趨向昔に較べて亦大いに變遷せるおや頗る聞く舊時議員の行爲早く一般人民の疾首する所と爲れりと若し認つて高尙立法の機關に躋らしめば實に乃ち選擧代議の原則に違反す此れ恢復す可からざる者の一なり。

吾國法國に效尤し議憲の權を將つて諸れを兩院に付す畸重畸輕識者取らず前きに憲法草案既に二讀を經修正易からずもし情に任せて制作せしめば必らずや暴民專制の法を成すべきを以てやむを得ずして解散を呈請せり實に急切救國の心に出づ天地神明此衷質すべし既に散じ復た集む恐らくは黨人一偏の請に狥ひ必らず憲法萬祀の基を貽さん此れ恢復す可からざる者の二なり。

國會の不良は組織の當を失せるに由る上院下院性質混淆し甲黨乙黨權利を朋爭す英才碩彥ありと雖も究竟麟角鳳毛に係る井里無賴の徒を聚めて國家重要の政事を議す穩健愛國の流早く與に伍を爲すを羞づるの慨あり辭呈具さに在り正人咸な已に裝を搴げ議席の留むる所暴烈幾んど全體を佔む自から別に組織を行ひ賢良を妙選するに非ざれば恐らくは立法機關仍ほ該黨の私する所と爲り國家永くその害を蒙らん此れ恢復す可からざる者の三なり。

以上の三端は皆銳等が諸れを實情に準り之れを事理に揆り舊國會を恢復するの一擧に對し期々として以て不可と爲す者なり新國會召集に至つては亦近今一種の主張たり但だ國會の不良は乃ち組織法選擧法の不善なるに因る若し改組して而して更張するに非ざれば則ち前車覆から

ず後轍將さに覆へらんとす選擧の功を徒勞にし代議の効を收め難し斯れ亦未だ敢へて貿然贊同せずそれ舊國會既に恢復す可からず新國會又召集に便ならず惟だ我が大總統に參議院を敦促し迅かに政府提出の國會組織選擧兩法を將つて尅日議決施行し以て正式國會を召集するの張本と爲さんことを請ふあるのみ此過渡時期に在りては立法機關未だ久虛に便ならず擬す參議院に請ひ約法に依據して職權を行使せしめ政治を代議せんことを正式國會成立を俟ち解散せば乃ち最善の道たり該院召集之れ始め命令を以て職權を限制すと雖も然れども復辟事作つてより民國曾だに滅亡のみならん共和國家を恢復するは乃再造となす今の時勢は何ぞ民國の初元と別なからん南京の成例先に在り今日後に做行す之れを法理に準るに誰れか非と謂ふを得ん該院議員は均しく時局を洞達し深く政體を審かにせるの士に係れば政治を代議せば諒ふに民情に順はん此擧國家の前途と國命の前途に關係する均しく極めて重要參議院に電達するを除く外此に合詞籲請を爲す伏して大總統の採擇施行を乞ふ國家幸甚曹錕張懷芝倪嗣冲張作霖閻錫山陳樹藩楊善德趙倜孟恩遠鮑貴卿李厚基姜桂題田中玉蔡成勳盧永祥張敬堯三十一日印。

南方派の停戰布告に對する態度

既に報道せるが如くかの停戰布告なるものは、實に生溫きものにして南方派に對する誠意の認むべきなく、加之「將來正軌を守るも既往に遡らず」等の意味ありて明かに段祺

瑞派の影響を認むべし、その此の如くにして南方派の贊同容認を得んとするは談何ぞ容易なるの觀あり。果然南方派は異口同音に停戰布告を反駁し來り、就中廣東督軍代理莫榮新は約法意見最も强硬なりと傳へられしが玆に至り慷慨激昂して曰く。

馮代總統鈞座、西南羣帥の請に俯從し毅然停戰を宣令せらる榮新身軍人に係る敢へて命を聽かずんばあらず惟だ近ろ各方の警報に據るに疑憲數端あり謹んで鈞座の爲めに之れを陳べん段祺瑞は法に違ひ亂を構へ國家を危害す法を按じ情を衡るに實に戎首たり今誅を加へず反つて參戰の要職に居る縱へ或は國人に容れらるゝとも亦恐らくば誤を隣國に貽さん況んや參戰督辦一職愛國者にして之に居れば固より以て軍民を提挈し協力同心以て外侮を禦ぐに足るも野心家にして之を得れば亦以て此力を挾持し外援を利用して國家の危を謀るに足るおや禍國の罪魁を以て此の危險の利器を操る寧事息人鈞座に在つては急に和平を望むの苦心を存すと雖も蛇影盃弓終に以て全國人心の疑懼を解くなし此れその一。

段芝貴、清廷の厥養にして穢跡彰聞す滿清の末造共に國人に棄てられ袁氏の逆を謀るや復た走狗となつて民に殃し國に禍す段氏の權に當るや法を罔みし私を營み力めて援引をなせしも尙ほ敢へて授くるに重職を以てし我が名器を汚すことをせず意はざりき段閣既に例るゝの後停戰を布告するに先ち全國共に棄つるの鄙夫を以て濫りに陸軍の樞要に長たらしめんとは將に何を以て國人治を求むるの望を慰め榮士爭を息むるの心を屬かしめんや且つ段逆は禍心を包藏し主戰最も力め天津會議は段實に主動たり段逆をして陸軍に長たらしむるは何ぞ中央主戰決心の表示に殊ならん此れその二。

張敬堯張懷芝等紛々兵を率ゐて南下す鈞座は謂ふ大局の爲めに見を起し地面を彈壓し國防を鞏固にするに係れりと然れども此の双方爭持停戰決を待つの際人心浮動し謠啄繁興するに當り兩軍の接近は最も誤會し易し榮新百口ありと雖も亦以て萬衆の軍心を平かにする無し此れ則ち一方の能く其責を負ふ所に非ざるなり此れその三。

龍濟光を任じて兩廣巡閲となすは本と段閣非法の亂命に出づ今段閣既に倒れしに罷斥を與へざるのみならず財政部は乃ち復た撥款相助く近ろ復た兩艦を掠刦し匪と結んで擾亂し巡閲に藉口して陽江を犯す全粵の軍民異常に憤激す此れその四。

凡そ此の四端は和平の前途に極めて障礙あり夫れ爭を息むるは平に如くは莫く衆を服するは公に如くは莫く亂を止むるは順に如くは莫く事を成すは信に如くは莫し伏して乞ふ鈞座速かに英斷を振ひ此四者を以て天下に昭示し和平の障礙を消除し以て兵戎を戢めて大局を安んぜんことを大局幸甚莫榮新叩。

と。此外兩廣聯軍總司令譚浩明、貴州督軍劉顯世よりも略同樣の表示あり、譚は特に布告中「既往に遡らず」との一句に就いて難詰し、此の如きを許さば將來權勢家が種々の陰謀を試みて成らざれば「既往に遡らず」の一言にて罪を免か

るゝの結果とならんと慨嘆せり。南方派の此の如き態度は尤もなり、停戰布告の無効に歸すべきは段芝貴の反語を待つ迄もなし。

國會組織法の修正

停戰布告を發表して平和に懇々たる馮總統が、南方派の上述の如き態度を顧慮することなく、臨時參議院を督促して一氣呵成的に國會組織法修正案二讀會を通過せしめしは矛盾に似て實は然らず、馮總統其人が舊國會に對し根本的に好意を有せず、事實國會改造論者たりしこと、又たその思想上梁啓超一派進歩黨系の學徒たるに過ぎざればなり。それ然り、而して此の國會組織法の修正が南方派との妥協の餘地を益々狹めたるものなるや論なし。一月九、十兩日二讀會を通過したる修正案と現行法との對照左の如し。（全文二十二條、修正なき條々は省く）

（現行法）	（修正案）
第二條　參議院ハ左列各議員ヲ以テ之ヲ組織ス	第二條　參議院ハ左列各議員ヲ以テ之ヲ組織ス
一、各省々議會ヨリ選出　每省十名	一、地方選舉會ヨリ選出　每省及ビ地方選出ノ名額左ノ如シ
二、蒙古選舉會ヨリ選出　二十七名	直隸四六　奉天一六　吉林一〇　黑龍江一〇　江蘇四〇　安徽二七　江西三五　浙江二八　福建二四　湖北二六　湖南二七　山東三三　河南三二　山西二八　陝西二一　甘肅一四　新疆一〇　四川三五　廣東三〇　廣西一九　雲南二五　貴州一六　熱河一　察哈爾一　綏遠一　西藏一　青海一　蒙古二七　每省十名
三、西藏選舉會ヨリ選出　十名	二、中央選舉會ヨリ選出　一百四十三名
四、青海選舉會ヨリ選出　三名	三、西藏選舉會ヨリ選出　二十五名
五、中央學會ヨリ選出　八名	四、青海選舉會ヨリ選出　三名
六、海外在留者選舉會ヨリ選出　六名	五、中央學會ヨリ選出　八名
第四條　各省選出ノ衆議院議員ノ名額ハ人口ノ多寡ニ依リ之ヲ定メ人口滿八十萬每ニ議員一名ヲ選出ス但シ人口八百萬ニ滿タザル省モ亦議員十名ヲ選出スルコトヲ得	六、海外在留者選舉會ヨリ選出　六名
人口總調査未ダ畢ラザル以前各省選出ノ名額左ノ如シ	第四條　各省選出ノ衆議院議員ノ名額ハ人口ノ多寡ニ依リ之ヲ定メ人口滿一百萬每ニ議員一名ヲ選出ス但シ人口七百萬ニ滿タザル省モ亦議員七名ヲ選出スルコトヲ得
直隸四六　奉天一六　吉林一〇　黑龍江一〇　江蘇四〇　安徽二七　江西三五　浙江二八　福建二四　湖北二六　湖南二七　山東三三　河南三二　山西二八　陝西二一　甘肅一四　新疆一〇　四川三五　廣東三〇　廣西一九　雲南二五　貴州一六　熱河一　察哈爾一　綏遠一　西藏一　青海一　蒙古二七	人口總調査未ダ畢ラザル以前各省及ビ地方選出ノ名額左ノ如シ
	直隸二三　奉天一一　吉林七　黑龍江七　江蘇二七　安徽一八　江西二四　浙江二六　福建一六　湖北一八　湖南一八　山東二二　河南二二　山西一七　陝西一四　甘肅一〇　新疆七　四川二二　廣東二二　廣西一三　雲南一七　貴州一一　熱河一　察哈爾一　綏遠一　西藏一　青海一　蒙古一八

雲南二二　貴州一三

第五條　蒙古西藏青海選出ノ衆議院議員名額左ノ如シ

蒙古二七　西藏一〇

青海三

第十三條　民國議會ノ議定ハ兩院ノ一致ヲ以テ之ヲ成ス

一院ニテ否決セル議案ハ同會期內ニ再ビ提出スルコトヲ得ズ

雲南二五　貴州九

京兆四　熱河三

察哈爾二　歸綏一

川邊二

第五條　蒙古西藏青海選出ノ衆議院議員名額左ノ如シ

蒙古二七　西藏七

青海二

第十三條　民國議會ノ議定ハ兩院ノ一致ヲ以テ之ヲ成ス

一院ニテ否決セル議案ハ同會期內ニ再ビ提出スルコトヲ得ズ

但シ同意案ハ此限リニ非ズ

最も注意すべき修正は省議會より參議院議員選出權を奪ひ去り且つ議員數を減せしこと（第二條）、衆議院議員數の激減（第四、五兩條）なりとす。殊に前者はその意味最も重大にして「參議院」なるものを袁世凱の制定せる「立法院」と同樣のものたらしめたるものなり、若しそれ第十三條の修正は、例へば國務員任命等に際し同一會期に同一人を二度推薦提出するに便せん爲めの規定にして約法上國會の國務員大公使任命同意權を制限せんとするものなり。

馮總統は右國會組織法修正のみを以て滿足せず、更らに參議院議員選舉法、衆議院議員選舉法の修正を續行せしめつゝあり、南方との距離は益々遠からんとす。

西南護法聯合

北京政府は安徽系の强要に余議なく停戰中なるに拘はらず變相的討伐政策を採用するに至れり、何ぞや荆州、襄陽に於ける石星川、黎天才等を以て土匪と認め、之れが討伐を命せることこれなり、而してコハ全く湖北に於ける王占元の地位を保全せん爲めなり。安徽系は之を以て滿足せず、更らに討伐令發布を迫つてやまず、馮總統の困惑察すべし。

南方派も玆に至つて何等かの行動を取らざる可からず先是西南聯合の運動は李烈鈞、鈕永建を中心として行はれつゝありしが、計畫愈々熟せるもの〻如く、支那新聞は廣東に於て護法聯合會の成立せることを報せり。護法各省聯合條例なるものに曰く

第一章　聯合會議

第一條　聯合會議ハ左ノ代表ヲ以テ組織ス

（一）護法各省自立政府及ビ海軍ヨリ派出セル者各一人但シ未ダ完全ニ自主ノ狀態ニアラザル各省ノ護法各軍及ビ各戰區ノ聯合軍中聯合會議ノ承認ヲ經タルモノモ各一人ヲ派遣スルコトヲ得

（二）民國ノ元老ニシテ右代表派遣ノ各機關ヨリ公舉セラレシ者定數ナシ

第二條　聯合會議ノ所在地ハ當分廣東トス但シ便宜移轉シ得

第三條　聯合會議組織條例ハ別ニ定ム

第二章　聯合公約

第四條　凡ソ護法各省聯合會ニ加入セルモノハ脫離セザルノ義務アリ

第五條　護法各省及ビ各地ノ護法軍ハ聯合會議ノ許可ヲ經ルニ非ザレバ外債ヲ募集シ或ハ外人ト土地礦山官有財產ヲ抵當トシテ如何ナル契約モ締結スルヲ得ズ但シ本條例宣布以前ノモノハ聯合會ニ報告シテ許可ヲ受クルヲ得

第六條　護法各省各地及ビ各戰區ノ聯合軍ハ護法聯合會ノ決議ヲ經ルニアラザレバ停戰布告或ハ和議ノ提出ヲナスヲ得ズ

第三章　附　則

第七條　本條例發布ノ日護法各省ハ宣誓式ヲ擧行シ以テソノ効力ヲ保證ス

第八條　本條例ハ左記及ビ後ヨリ加入ノ護法各省ヨリ順ヲ逐ウテ署名宣布ス

第九條　本條例ハ約法ノ効力完全ニ恢復ノ後聯合會議ノ決議ヲ經テ之ヲ廢止ス

是れ一種の不單獨講和盟約なり。（七、一、一五）

幣制借款前渡契約調印

四國銀行團は豫て支那政府より申込ありたる幣制借款二億元の前渡として二千萬元の貸與を承諾し、その第一回分一千萬元は日本側にて引受くることゝなり、一月六日正金銀行代表者武内金平氏と財政總長王克敏氏との間に契約調印されたり、條件左の如し。

金額　一千萬元

期限　一年

利息　七分

用途　中國銀行紙幣回收

擔保　鹽稅

內治外交

○政府の西南に對する所提條件　政府は時局俶擾恐らくは國基搖動せんことを恐れ、屢次西南當局に向て力めて和議を謀りしが、陸榮廷等の政府に要求の條件に對し酷に過ぎ恐らくは良夫の結果に達到し難からん、現に聞く大總統と王總理と議定し、西南に向て所提の條件左の如し。

(一)廣東廣西兩省は速に自主を取消す。

二)西南各省の四川湖南に派往の軍隊は一律本省に撤歸す。

(三)西南各省軍民長官は仍ほ中央に在り今回命令派遣するに由り違抗するを得ず。

(四)廣東非常國會を取消し中央より正式國會を召集す。

(五)亂暴の黨人の境內に逗留するを准さす。

(六)廣東所設の大元帥府は尤も積極撤消すべし。

(七)陸榮廷は來京寗威上將軍の本職に就くべし。

以上七項を除く外尙ほ數端あれども極めて秘密なるに因り探悉し難し。(順天時報)

○西南聯合會議規約草案　第一條本會議は西南自主宣言の各省並に海軍の派遣せる全權代表を以て之を組織す、西南と主旨を同ふする省は全權代表一人を派遣して會議に參與することを得。

第二條　本會議の主旨及び辨法は左の如し

一　文明の普及を力む

一　法律の有效を力む

一　政治の進步を力む

一　民權の發展を力む
一　南北の聯絡融和を謀り共和の障碍を除き共和の精神を發揮す
一　南北軍事の均勢を謀り以て流弊を防ぐ
一　西南各省の融和團結と地方の發達を謀り全國の模範となる
一　義軍の協同作戰を力む
一　南北統一の方法を確立す
一　西南各省は對內對外方針の主張を一致せしむ
一　西南軍の主腦は逆軍及び敵對行爲者より媾和の提議を受けたる時先づ本會議の同意を經然る後各省の同意を得
一　本會議は西南軍主腦の指定せる範圍內に於て議決權を有す
一　本會議は國會非常會議と意見を交換し彼此提携して進行す

第三條　本會議は正式大總統副總統の選出後憲法及び省制を決定す可し
第四條　本會議は全權代表の互選を以て聯合長一人を置く
第五條　本會議開會の際は聯合長主席となり聯合長の委托せる者又は會員の公選したる臨時主席之に代る
第六條　本會議に參議及び幹事若干名をを置く、參議は各全權代表之を選舉し幹事は聯合會長より委任す
第七條　本會議の議決權は
一　全國統一並に媾和に關する件は六分の五以上の出席五分の四以上の同意を要す
一　前事件に屬せざるものは三分の二以上の出席過半數の可決にて之を決す
一　一省の事件に就いて西南各省と關係あるものは該省全權代表の同意を得たる後之を決定す
第八條　本會議に於て議決せる事件にて全般に關するものは全體の會員責を負ひ、一省に關するものは各該省の代表責を負ふ
第九條　本會議の內外に對する交涉は聯合會の名義を以て之を行ふ
第十第　本會開會の地點は暫らく廣州（廣東）と定む
第十一條　本會議の經費は各省の分擔とす、但し暫らく兩粵（廣東廣西）より借用することを得
第十二條　本條例を改變せんとする場合は六分の五以上出席、五分の四以上の同意を要す
第十三條　本條例は各軍主腦に電陳す可き以外は、聯合議會を開き議決せし日より實行す

○大總統の授爵授勳

大總統は（十二月十日）午前十一時居仁堂に於て、親ら授爵の典禮を行ひたり其人名左の如し。

授爵者	載振	誠堃			
授勳者	勳一位段芝貴	勳二位李長泰	勳三位周駿	勳四位	
吳炳湘	張錫元	勳五位殷楨	劉金標	楊起元	王陵基

（順天時報）

○梧州會議の結果

十二月二日在京某要路の人、廣

なく西友人の電報を得たり、梧州大會議議決するの結果を告ぐる頗る詳なり、謂く政府は能く一律依從して、始めて兵を罷むべし、否らざれば則ち仍ほ武力を以て解決して、稍退讓せず、且北洋系中和を主とするの某々兩督軍も亦た曾て代表を派し、會議に參與せしめたりと云ふ、茲に其結果五ヶ條を後に錄す。

(一)舊國會を恢復す。

(二)黎大總統は復職し馮副總統瀛臺に退居す。

(三)段祺瑞梁啓超湯化龍倪嗣冲徐樹錚傅良佐吳光新七人を處罰す。

(四)陸榮廷を以て湘桂粵の巡閱使となし、唐繼堯を川滇黔巡閱使となし李烈鈞を江西督軍となし、柏文蔚を安徽督軍となし、譚延闓を湖南督軍と爲し、劉存厚を四川督軍となし、陳光遠を福建督軍となす。

(五)伍廷芳を以て國務總理となし、孫洪伊を內務總長となす、其餘の閣員は南北より協定分配す。(順天時報)

○天津會議の內容　天津會議は已に一週間前に開會せり、會議の模樣は絕對秘密に附せり、但し其主張は以て南方の不法要求に對し、讓步は不可と爲すは事實となす、先日馮總統は特に段芝貴田文烈を派し、往て曾張兩督軍を說かしめ、告ぐるに停戰妥協の苦衷を以てす、彼等依然極力反對せり、故に兩氏の使命は遂に未た成功せずと云ふ、又一說には段芝貴徐樹錚及び湯化龍等、均しく該會議に參與し、西南問題に對して强硬の態度を固持し、極力討伐の方法を講究せり、且つ十二月二日の會議には馮氏に反對を決議し、而して馮氏を排斥し、外交團方面の游說を以て有效となし、外交團の同情を取得せんと欲するか爲に、二種の方法を協議すべし。

(一)極力丁抹國と締結の無線電信契約に反對す。

(二)蔭昌を以て參謀總長に任じたるは、乃ち親德派を重用するを理由となし取消命令を强求す。

此項の協議の後並に王內閣を破壞するのことを商議し、其方法は進步系交通系を連合するに在り、先つ各人の名義を以て、曹錕兩總長に辭職を勸告し、該內閣未た倒れざるの間に於ては、連名して王內閣不信任を提議す云々、並に聞く馮氏は將校六名を特派し(王士珍の部下を)天津に赴き、彼等會員の動靜と、其會議の內容とを偵察す、惟該會員等一切の行動は、均しく諸を秘密に付し、且つ現內閣の某々總長と互に氣脈を通ず、故に其內幕を偵知せんと欲するは頗る容易ならずと云ふ。

○五督軍舊國會重召反對　直隸督軍曹錕、黑龍江督軍鮑貴卿、山東督軍張懷芝、奉天督軍張作霖、安徽督軍倪嗣沖五氏は南方は中央に向て、其舊國會の恢復を要求し堅持するに對し反對せり、現に聞く五督軍は特に聯名條陳を具し員を派し、上京大總統に呈遞して、陸榮廷等の要求を允すことなきを以てしたりと云ふ。(順天)

○天津會議の續聞　天津會議は派兵戰費問題を決議せるが初め鹽稅を提用するの議ありしか、大總統は面に人をして鹽稅を往說せしか、外交に干涉するの故を以て、流用を願はず、需用の軍費は中央より支出することゝなれり、

二月十日を限り、已に定額數に充てりと聞く、同行當局は已に本年二月を期し、正式株主會を召集し、董事監事を選舉し、並に新規則に依り董事中より正副總裁を選舉すと云ふ。（北京日報）

○鹽關兩稅殘餘の交付　民國六年十一月分鹽稅の殘金、五百萬元は已に交付せるが、査するに該殘餘の金額は六百萬元にして、十二月四日已に上海天津廣東三處にて交付し、其天津上海に在る者は均しく中國交通兩銀行に預け入れ、廣東にては佛國銀行に預け入ると云ふ、又た本期關稅の殘餘の金一百萬兩も、亦た十二日を以て我國に交付すと云ふ。（北京日報）

○關稅殘餘の提用　海關稅の收入の預算は、六年末に至り國債賠償各款を償還するを除きて外に七百萬兩餘の餘剩を生ずべし、前に已に財政部より四百萬兩を提用せりと、偖て聞く處に據れば該部は、又外交部に照會し同部より外交團の同意を得ん筈なり、復た該餘の金額は先つ二百萬兩提用すと云ふ。（北京日報）

○無線電信契約取消通告　外交部十月廿七日夜特に丁抹國との無線電信契約を取消すの旨を以て、正式に日本公使に通告せり、曾て英國公使に向て同一の文書を送致せしや否やに至りて、尚未た探悉せず、大約日本に對すると同樣の處分に出てしならん、偖て海軍部側の消息に曰く、丁抹商人は契約取消の理由極めて薄弱なるを口實となし、頑然として允さず、或は其本國公使を經て外交部に向て抗議せんとすと、故に海軍當局は丁抹商人と誠は多少の折衝あるを免れすと云ふ。（順天時報）

○無線電信契約の經過　日英兩國政府は無線電信契約に關し、已に抗議を提出せることは各紙已に紀載したり、偖て聞く該契約の未た調印せざる前、其草案を國務院に提出し、嗣て該草案は尚ほ改修すべきに因り、海軍部に返附されたりしか、劉總長は法に照し處理せず、遂に九月下旬の政變に乘し、國務會議の議決を經ずして竟に調印せり、該契約の性質を査するに、本と交通農商兩部を會同して處分すべきに、該兩部と交涉をなさずして、直に調印を行ひしは、殊に違法に屬す、而して外間傳ふる所に據るに劉總長は既に公司より多額の金を收領せりと、若し現在契約を取消さは、多額の金を返附せざるべからす、結局劉總長は此責任を負つて辭職して、以て天下及び友邦に謝せさるべからすと云ふ。（順天時報）

○中國郵船公司の擴張　上海九江路六號中國郵船公司は、昨年營業發達し、擴張を急ぐに因り、本年資本金四十二萬元を有せしが、船隻を推廣し、本年に於て資本金二百十萬元に增加することを定め、目下米國に向て汽船二艘を買收し、以て噸數を加增するの用と爲すと云ふ。（時報）

彙報

自一月一日至一月十五日

▲孫逸仙氏に親電（北京特電卅一日特派員發）王總理は二十八日直接孫逸仙氏に電報を送り「南北境域を分ち國家の危急存亡を招くべからず外患將に旺なり宜しく內爭を止むべし君は海內の重望を負ふ勞めて法を設け全局を維持せよと」懇請したり。（一日、日日）

▲岑氏の時局意見（北京特電卅一日特派員發）最近岑春煊氏より馮總統に達せし電報に於て同氏は停戰命令に贊成の意を述べ且「此際時局の收拾を遲延すべからず時局の收拾は國家の爲にも馮總統の爲にも法規を尊重するにあり四南既に誠意を示して平和を望む以上此機に乘じ法治國の本體を定め國家を無窮の安きに置くべし」とて暗に舊國會が唯一の解決法なるを獻言せり。（一日、日日）

▲舊約法を擁護せよ（北京特電卅一日特派員發）孫洪伊氏は馮總統が一方主戰督軍と通じ一方四南派と妥協せんとなしつゝあるに嫌らず南方各獨立軍に通電して曰く

馮總統は最も緊要なる舊國會を拒絕し四南との調和を望む或は諸公に利益を提供して時局を拾收せんとするが如き是諸公護法の精神に悖る民國創痍以來一時英雄政治を夢み議院政治を捨て國を盜まんとするもの蠭起實世凱あり次に段祺瑞あり馮國璋亦然らんとす國會なくんば約法なく約法なくんば民國なし豈一人の專政を容れんや夫れ國會を恢復せざれば約法廢り約法廢れば民國破壞す段祺瑞、馮總統の爲す所其間何等揮ふ所なし諸公堅く舊約法擁護を念とし和議を拒絕し九仞の功を一簣に缺く勿れ且馮認統猜疑心深く諸公の兵權を解かんとす民國の存亡危急一髮の間に在り。（一日日日）

▲北方督軍を難す（上海特電卅一日發）廣東政府通信局の外字新聞に送れる二十四日附報告に據れば督軍代理莫榮新氏、司令官陳炯明氏は廣東より連名にて支那全國に通電を發して曰く支那今日時局の紛糾は國會解散を企て且つ復辟を計畫せる北方の督軍等の秘密訓令並びに陰謀に基くもの にして北京政府是等の督軍等を處罰せず却つて臨時參議院を組織し督軍等の任意に其議員を指名し以て國會組織法及び選舉法の改正を爲さしめ約法に反背せる行爲を爲せるのみならず武力を以て壓迫を加へんとせり殊に最近北京政府は北兵を南方に送り岳州を占領し更に四川を攻擊し且つ龍濟光の誠意に對する行動と共に皆軍人派の平和に對する誠意なきを示すものなり北京政府並びに北方督軍自ら彼等の秘密の運動並びに四南各省は北京政府と何等妥協の餘地無きを聲明すと云ひ廣東の海軍は廣東、廣西に騷動を起さんとする龍濟光の計畫を阻止せしめたり龍濟光の兵を運びつゝありし九隻の砲艦及び運送船を捕獲し今や海軍は龍濟光を桂州に於いて攻擊せんとしつゝあり陽興に上陸せる龍濟光の兵は其の航路を斯くの如くして斷たれたるなりと云へり。（二日、時事）

▲熊克武の勸告（三十日重慶特派員發）熊克武は成都劉存厚以下各幹部に宛て十七日電報を以て第三回の勸告書を出して曰く昨今兩日諸公の返電に接し主として雲貴軍を撤退せしめ四川人の自衛を主張せらるゝも克武は四川人として寧ろ異議あり唯政憲以來國家の根本大法既に廢れ久しく一切の政令據る所なく甲擾乙奪亂何んぞ停止せんや又誤報を主張して未だ計らざるなし雲貴兩軍と未だ戰端を開かざる以前既に四南に一致すべきを勸告せり即ち雲南唐繼堯貴州劉顯世の兩督軍は今や四川人の痛苦を思ひ曲げて從ふもの多し克武調和を承認せん事を思ふ唯諸公四南に一致を表示すれば則ち以て戰禍を銷め大局を維持し法を守り四川を保つを得て一舉兩得なり諸公必ず局部の爭ひを持續する理由未だ必ずしも十分ならず事實最も諒解し難し爲一再び事を決裂して我四川に禍を貽さんが其罪果して誰に歸すべきや茲に三度陳情して推察を請ふ速かに戰鬪を止めん事を云々と或消息通は四川對四南の妥協は事實互讓に依り成立する見込十分なりと云々。（二日、朝日）

▲伍に外交代表委託（一日上海特派員發）伍廷芳は四南各省の外交代表たるを委託せられ之を承諾せり。（二日、朝日）

▲吉長鐵道引渡完了（一日長春特派員發）吉長鐵道は一日滿俄に引渡を終り滿鐵の經營に移れり。（二日、朝日）

▲民國成立以來の新例　（一日北京特派員發）元旦に際し馮總統は民國成立以來最初の新例を開き午前十一時列國使臣を居仁堂に接見し年賀の禮を受けジョルダン氏は外交團を代表して賀詞を述べて曰く「我友邦支那共和國元首と倶に希望多き新年を迎へたるは外交團の等しく欣幸とする所なり此機に際し外交團諸子と倶に支那が速かに統一せられん事を切望す」と。（三日、朝日）

▲非常國會阻止電告　（一日北京特派員發）北京政府は南京に非常國會開會の報に接し若し實現せば南北和議に障碍ありとて李純に之を阻止せよと三十一日打電せり。（三日、朝日）

▲李純氏出兵を止む　（上海特電一日發）李純氏は上海護軍使に對し左の如く打電せりと（一）暫く兵を出し編遣を援くるを爲すこと勿れ（二）李純が和を主張するの原因を明かにし國富民福を計るの外他意なきを示し（三）北軍の浦口を通過せるものなるを證明し（四）其部下に對し各其規律を嚴守し秩序を維持するものなるを以て前提となさんことを求めたり。（三日、時事）

▲商會三十五萬元を出す　（漢口特電二日發）沙市の商會は已むなく三十五萬元の軍資金を石星川氏に供するを諾し二十六日其半額を拂ひ込みしを以て市場の紙幣缺乏し恐慌甚だし石星川氏は停戰協議の爲め胡竹卿李某の兩氏を武昌に派し來れり。（三日、時事）

▲龍濟光窮境にあり　（上海特電一日發）廣東來電に依れば龍濟光氏部下李嘉品の軍三十日陽江に於て林虎氏の軍に擊破せられたり龍濟光氏は更に小兵船六隻に兵を乘せ之を救んとせるも陸續海軍に捕獲せられ漸く一隻を餘すのみとなり龍濟光氏も頗る窮境に陷り居れり。（三日、時事）

▲兩廣は依然獨立　（上海特電二日發）十二月二十七日附廣東政府通信局より當地外字新聞宛の通信に據るに陸榮廷氏は未だ曾て兩廣の獨立を取消さず兩廣は依然獨立自由なり又前廣東督軍陳炳焜氏は陸榮廷氏の要求に應じて北方の計策に依り廣東を攻擊せんとしつゝある龍濟光を防禦する聯合軍の司令官たることを託せられたり。（四日、時事）

▲四川軍廣安縣占領　（二日重慶特派員發）四川石青陽の遊擊隊の一部は三十日四川嘉陵江岸なる廣安縣を占領せりとの電報あり雲南第一軍第三旅長李鎭洋は今や永川縣の前方二百二十支里の隆昌迄前進し四川第三師の主力は資州に集中し居る由該方面には未だ戰鬪開始せられず。（四日、朝日）

▲續々南方に加擔　（二日重慶特派員發）司令部への確報に據れば先月龍光（元熊克武の部下にて國民黨の要人）は部下全部を率へ瀘州方面にて自主を宣言し南方に加擔せり爲めに今や第三師は殆ど全滅同樣の形勢なり又第二師の騎兵聯隊長たりし丁厚堂は六個大隊の部下を共に三十日犍爲を占領して南方に加擔せりといふ。（四日、朝日）

▲陸建章を招聘　（三日南京特派員發）李督軍は陸建章を高等軍事顧問に招聘せりと。（四日、朝日）

▲政府の罪狀を責む　（上海特電四日特派員發）廣南廣西の各軍人は連名にて各方面に通電を發し北京政府の罪狀を宣布せり其旨意左の如し。

國會を解散し共和を無視し徒に武力を以て西南を壓迫せんとしたる爲西南廣東廣西雲南貴州桂州襄陽各地にて護法の軍起れり是皆國本を救はんが爲なり吾等は雲南廣東廣西の兵と共に湖南の壓迫引いては廣東廣西の壓迫に反抗し義に依り法を守らんとするものなり江蘇江西湖北直隸四督軍調停の意を示せるも今に和平の誠意を表示するなく岳州の守備を嚴にし兵力を增し更に江西を經て護兵を送り湖南を攻めんとし龍濟光をして廣東を攻めしめんとし帝政の餘孽の一人たる段芝貴を陸軍總長とし段祺瑞を參戰事宜督辦に任じ次で曹錕を第一路司令張懷芝を第二路司令として西南を征服するを實行するの政策なり假令馮代理總統和平に意あるも周圍の爲實行を得ず吾等和平の爲國の爲共和保障を圖らざるを得ず今後戰たなすも其咎は北方にあり吾等は仍て止まんとするのみ南北の區別なく諦和國民として斷じて武力專制を許すべからず今や露國獨逸と諦和をなし戰禍漸く伸びんとす此際戰國の政治の衝に當るもの道に背き法を無視する者は之を追ひ去らずば國を亡すに至るべし苟も國家の存在を圖らんとせば自ら處する所なかるべからずと云々。（五日、日日）

▲龍濟光氏排斥　（上海特電四日特派員發）英榮新陳炳焜兩氏等は停戰の布告に對し北京政府に左の如く協電せり。

停戰案より贊成なれども不倶戴天の龍濟光の兩廣巡閱使たるの命令を取消

さすば斷じて開の自主を貫徹する能はず。（三日、日日）

▲參戰費用の財源（北京特電一日發）參戰督辦段祺瑞氏は最に協商國より延期の承諾を得たる關稅賠償金を參戰費用に充當するに就き此程馮大總統の同意を得たり。（五日、時事）

▲和議交涉地點協議（三日南京特派員發）王國務總理の特派せる湯芝銘は李純と南北和議交涉地點協議の爲め三日來寧せり。（五日、朝日）

▲北方派の意嚮（北京特電五日特派員發）曹錕、張懷芝、倪嗣沖、張作霖、閻錫山、陳樹藩、楊善德、孟恩遠、趙倜、鮑貴卿、李厚基、姜桂題、田中玉、蔡成勳、盧永祥、張敬堯氏等は連名して北京政府に左の如く打電せり。

共和國に立法機關を空うする能はざるが舊國會は再び召集され再び解散され其再選期に就ては何等言ふ所なし況んや（一）舊國會は五年前の選舉に依り今日の民意を代表するに足らず（二）舊國會は憲法に關し暴民專制の傾向あり既に解散されし限り黨人一方の意見に依りて再び之を召集すべからず（三）舊國會の組織は上院下院の性質混淆し弊竇多く市井の無賴漢多數を占む故に之が恢復には絕對に反對にして新國會の召集は贊成なるも其組織法選舉法は共に不良なるを以て直に同意する能はず唯大總統は參議院を督促し其組織法選舉法を改正し以て新國會召集の基礎とすべく目下は過渡時代なれば參議院を以て約法の權限を行使せしめ新國會成立後之を撤廢するを最良の方法と爲すべし復辟の爲民國は一度滅亡し共和は再造と同じく民國初年の例に倣ひ臨時參議院を立法機關と爲すべしと尙主戰派督軍は右新國會召集の電報と共に中央に對し停戰布告は何等效力なく石星川氏が宜昌を攻め廣東が福建攻擊を中止せざるを責め今後の方針を問ひ殊に張敬堯氏は南方が表面平和を唱へ乍ら湘子江以南に割據し獨立的氣勢を示すは奇怪なれば速に宣戰命令を發し之を討伐すべしと請ひ倪嗣沖氏は停戰布告に就き四南派は絕對に和議を爲すの誠意なし速に方法を講ぜよと打電し王內閣は板挾みの態なり。（六日、時事）

▲北京政府罪狀宣布（上海特電四日延着）湖南、廣東、廣西聯合軍各軍人連名を以て各方面に長文の通電を發して北京政府の罪狀を宣布せり其趣意は元來國會を解散し共和を無視し徒に自力を以て西南を壓迫せんとしたるを爲め湖南、廣東、廣西、雲南、貴州、荊州、襄陽、各地に於て護法の軍起れり是れ皆國本を救はんが爲めなり吾等は湖南、廣東、廣西、の兵と共に湖南の壓迫及び延ひて廣東、廣西の壓迫に反抗して義に據り法を護らんとするものなり、江蘇、江西、湖北、直隸の四督軍調停の意を示し馮代理總統法律に從ひ和平を恢復すと云へり左れば譚浩明等長沙に在りて命を待てり然るに今に和平の誠意を表示する無く岳州の守備を嚴にして兵力を增し尙に廣西を攻て援兵を送り湖南を攻め龍濟光をして廣東を攻めしめんとして帝制の餘孽の一人たる段芝貴を陸軍總長として段祺瑞を參戰督辦に任じ次で曹を第一路司令張懷芝を第二路司令とし西南を征服するを實行するの政策を立つ假令馮代理總統は和平に意あるも四圍の爲實行するを得ず吾等は和平の爲め國の爲め共和保障を計らざるを得ず今後戰ひを爲すも其咎は北方にあり吾等は倒れて熄まんとするのみ南北の區別無く共和國民として斷じて武力專制を許す可からず今や露國と獨逸と講和を爲し戰禍漸く延びんとす此際我國の政治の衝に當るもの道に背き法を無視する上は此賊一日去らすば國を亡ぼすに至る可し苟くも國家の存在を計らんとす自ら處する所無かる可からず云々と因に譚浩明、程潛等もに署名せり。（六日、時事）

▲南方の和議代表（漢口特電五日特派員發）南方の和議代表は李春煊、譚延闓兩氏と決定したり。（六日、日日）

▲停戰布告効なし（上海特電四日發）廣東政府通信局十二月二十九日附當地外字新聞宛て消息に曰く停戰布告は今日の時局を改善するに足らず北京政府が國會を恢復するまでは永遠の平和に到達することなし。（六日、時事）

▲新疆省の防備（四日北京特派員發）露國政變の爲意外の影響あらんことを憂へ新疆督軍楊增新は國防を嚴にし新疆を五區に分ち次の如く配兵せり。

△第一區　迪化府步兵三營騎兵二營砲兵一營△第二區　伊犁步兵十二營騎兵一營砲兵四小隊△第三區　拜城步兵十一營騎兵五營砲兵四小隊△第四區　阿克蘇步兵七營騎兵五小隊砲兵四小隊△第五區　喀什噶爾步兵九營騎兵六

小隊砲兵八小隊。（六日、朝日）

▲廣東の一椿事　（香港特電四日特派員發）四日朝廣東に碇泊中の一支那軍艦より廣東督軍公署に對し發砲せる椿事ありたるが右は單に艦長と督軍葉榮新氏との間に於ける感情衝突の結果なり。（六日、日日）

▲佛支出兵條約　（北京特電五日特派員發）歐洲出兵に關する佛支條約愈成立せり其內容は尙秘密に附せられつゝあるも大體既報の如くにして兵數は第一回として二個師團を二月中旬若くは下旬に出發せしめ之が所要の經費は米國借款一千萬圓に依るべく二月十五日迄に全部の準備を整ふる筈なりと。（七日、日日）

▲大借款前渡協定　（五日北京特派員發）日本の單獨引受に決したる四國銀行團大借款の前渡金二千萬圓は日本市場の都合に依り先づ一千萬圓を前回と同樣の條件にて同一資本家の手を經て支那大藏證券を發行することゝなり不日王財政總長と武田正金代表との間に調印せらるべし殘り一千萬圓は多分舊曆正月の後取定められんと。（七日、朝日）

▲關稅剩餘金交附　（北京特電五日發）四國銀行團は支那政府の請求に依り昨日關稅剩餘金五千萬兩を上海に於て交附し殘額百五十萬兩は本月十一、十八、二十五日の三回に分ち交附の筈なり。（七日、時事）

▲國會問題を諮問　（上海特電六日發）馮國璋氏は王士珍氏を經て去る三日再び各省及び特別行政區域に對し國會に關する三種の意見即ち（一）臨時參議院の議決す可き新組織法選擧法に據る國會の召集（二）舊約法に據る新國會の召集（三）舊國會の恢復の三意見に對し一週間內に其孰れに贊成するかを返電す可く通電せしめたりと云ふ。（七日、時事）

▲陸榮廷氏の異意　（北京特電五日特派員發）陸榮廷氏は最初國會恢復に就き新舊の別を明言せず從つて北方にては氏が新國會に贊成せるものゝ如く解釋し居りしも最近に至り氏の意見は葉榮新氏と同樣全く孫逸仙氏の主張せる舊國會恢復に一致せし事確められたり曹錕氏等の調停と相俟つて南北主張の相違全く歸明となれり。（七日、日日）

▲廣東非常國會打電　（四日北京特派員發）廣東非常國會は停戰布告に對し馮總統に打電して臨時參議院解散の命令なきを責め且停戰布告內の文句に亦も調和の誠意なしと認め南方は大に失望せりと述べ其不條理を責めたり。（七日、朝日）

▲譚浩明の反對主張　（四日北京特派員發）譚浩明は舊曆二十七日附を以て全國に通電し馮總統の主張並に停戰布告に反對し左の要點を主張せり。

（一）馮總統は段祺瑞を罷めしは南方の要求を容れしものと云ふも西南の自主宣言は既に攻撃すべき理由ある爲なり段に罪あらば法に據りて止むべし理なくば全國に號令して西南を討て此點判明ならず（二）龍濟光の巡閱使任命は取消し難しと是れ恰も段祺瑞の口吻なり段祺瑞を斥けたりとの言信じ難し（三）停戰布告は荊州襄陽の獨立福建攻撃に依りて遲れたりと云ふも右等立は僅に十日前にして浩明の停戰を命ぜるは二十日前なり又福建攻撃は其擧宇が段內閣の爲に廣東を攻めんとしたるに始まる（四）帝制派の段芝貴を陸軍總長と　曹錕、張懐芝を司令官に段祺瑞を參謀官辦に任じ大兵紛々として南下す地方騷擾と防務の爲と云ふも誰か信ぜん（五）最も解し難きは停戰布告中善後の處置は既往を咎めず今後正道に歸るにありの一言なり民國既に六年擾亂絕えざるは主として法の立たざるに因る袁氏の帝制段內閣の宣戰皆違法なり今其段氏を督辦として大元帥の職權を行はしめ今後正道に歸るとは段を以て袁に代ゆるにあらずんば更に袁を以て段に代へ相率ゐて同軌の車を作るの謂ならん

と縷々數千言を費せり此電報は故ありて北京に到着せず南方より書面を以て某通信社に傳達されたりと。（七日、朝日）

▲王占元武力解決主張　（六日北京特派員發）王占元は南方の主張強硬にして couch 天才、石星川動もすれば武漢を窺はんとするの態度あり武力なき平和交涉は無益にして停戰布告其効なきを以て從來の主張を一變し主戰派の主張に贊同し曹錕軍の南下を促せり然るに曹錕は停戰布告を撤回せざれば兵を進めずと之に應ずる色なし。（七日、朝日）

▲陸榮廷調停辭退　（六日北京特派員發）陸榮廷は三日北京政府に打電して陸榮廷、馬濟等命を奉ぜず龍濟光を驅逐して後武寧に赴き罪を謝せんと稱し如何ともすべからず故に調停者たるを得ず廣東に戰爭起り停戰布告に

派官するも其責任は南法にあらずと通告し來れり。（七日、朝日）

▲馮大總統の分疏　（北京特電七日特派員發）　四日馮總統は李純氏を介して南方各督軍に向ひ（第一）袁元洪時代の舊國會を恢復せしに成績不良に歸し又復解散されたり舊國會恢復に贊成し難き所以なり（第二）國會の必要は無論なるも新舊如何は問題にあらず況んや舊國會は改選期切迫せる爲事實上より論じて其効果少し（第三）北洋派は總て舊國會に反對なるが大勢上より判するに總統の立場として舊國會恢復には贊成し難き緯明し更に予が總統代理となりたるは約法に依りたるものにて衷心希ふ所にあらず代るべき人あらば退位したし　各督軍は總統問題と國會問題とを混同する勿れと打電ぜり。（八日、日日）

▲李純に和議の全權　（上海特電七日發）　北京よりの來電に據れば馮國璋及び王士珍兩氏は和議の全權を李純氏に附與し南京に於て商議せしむるに決し四日李純氏に打電し四週間内に能く會議を開けば宜しきも夫れより後るれば又變化あるを慮るなり。（八日、時事）

▲國會は中央決定せよ　（上海特電七日發）　陳光遠、王占元、李純等は四日總統府國務院に打電して國會のことは中央の決斷に聞き敢て意見を挾まざるも約法を改正することは宣世凱の轍を踏む處あり故に臨時參議院は勢ひ必ず去らざる可からずと云へり。（八日、時事）

▲主戰派政府牽制決議　（六日北京特派員發）　主戰派特軍は五日天津會議にて討伐令を請ひ政府若し應ぜずは獨立を宣言し政府を牽制すべく決議せり曾軍等の希望は段芝貴をして國務總理を兼任せしむるにあり王士珍の辭意益固しと。（八日、朝日）

▲程李兩氏の主張　（上海特電七日發）　程璧光、李烈鈞兩氏は四南各省に對し左の如く主張せり曰く（一）馮大總統が明かに命令を以て國會解散及び臨時參議院召集を取消し且つ約法恢復し正式憲法公布まで効力あるを宣言するに非されば絕對に議和に就き誠意あるものと認め難し（二）命令を以て國會を恢復し正式の委員を任命し正式談判を爲さしむるまでは和平條件は之を提出せざること是なり。（八日、時事）

▲唐繼堯妥協條件提出　（六日北京特派員發）　唐繼堯は舊臘自ら雲南、貴州、四川、靖國聯合軍總司令に就任せる旨四南各省に通電せり之と同時に北京政府に對して妥協條件三項を提出し其一にても容れられずんば飽迄戰ふべしと主張せり。

（一）自ら雲貴四川巡閱使を兼ぬる事

（二）四川に二個師以上の雲南軍を駐劄せしむる事

（三）舊國會を恢復する事　（八日、朝日）

▲王奇西南に加擔　（上海特電七日發）　重慶よりの來電に曰く四川第一師第二旅長王奇既に合江に於て四南と行動を一にする旨宣布せり。（八日、時事）

▲河南に謀叛起る　（北京特電七日北京特派員發）　河南省南部浙川縣の軍隊は袁天才氏の煽動により謀叛し河南督軍趙倜氏は南陽鎭守使吳慶桐氏に之が討伐を命ぜり。（八日、日日）

▲賠償金の處分　（上海特電七日發）　義和團事件賠償金は從來當地支那海關の收入より關係各國銀行に支拂ひ來りし處既に各賠償金は三箇年間之が支拂を延期することゝなり北京政府は右海關より外國銀行に支拂ひ來れる丈けの高五百萬兩を當地海關監督馮國勳氏及び中國銀行宗渓章に保管せしめ其處分は中央政府の命令に依り行ふことゝなれり馮宗兩氏は既に右支拂を受げし高及び日時を外交部財政部に宛て打電せり。（八日、時事）

▲海關稅は增收　（北京特電七日發）　昨年度支那海關收入は一昨年に比し四十萬兩の增收即ち總額三千八百萬兩にして右の內より海關稅を擔保とせる借款の償還分は全部支拂ひを完了せり。（八日、時事）

▲前渡千萬圓の用途　（七日北京特派員發）　今回調印せる第二次善後借款第二回前渡金一千萬圓は其條件凡て第一回前渡金と同樣なるが用途は中國銀行紙幣整理の目的を以て該銀行が支那政府に立替へある金額を回收するに在り調印後に十日を經て日本銀行團より數回に分ち支那政府に交付せらるる可しと。（九日、朝日）

▲關稅改正委員會合　（上海特電九日發）　昨日支那關稅改正委員中支那側委員全部會合會議準備會を開き協議する所ありたり主任會議啓氏は左の提議を爲せり曰く

元來中外通商條則は從價五分に定まり居るも多年其の割合を改めず物價騰貴せるも海關の收入之に伴はず現實の物價に對し關稅は僅に二分六厘に當る今の稅則は前清光緒二十八年卽ち千九百二年中英條約第工十七條に依り等十年に改訂する筈なりしも民國元年卽ち千九百十二年我國今體變更の爲め其の事行はれず其の後歐洲戰爭あるあり其の儘となり居たるところ今回友邦の同意を得て互ひに讓を出し現實五分稅とするを協議することゝなれり先づ我委員等は調査を初む可く千九百十三年より千九百十七年までの五年間の物價最高額と最少額を比較平均せるものを標準とせんと欲す諸君以て如何となすと云々

尙ほ曾氏は先般來の經過を外交、財政、農商各部に報告の電報を發し且つ輸入各貨物の分類を爲し次回の會議に討論する筈なりと。（九日、時事）

▲二院制採用　（北京特電七日特派員發）　臨時參議院は七日午後一時金院委員會を開き劉恩格氏議長となり政府案と參議院案とを合併討議したる結果參議院案を基礎として二院制を採り參議院議員は中央選舉會地方選舉會（參議會にあらず）よりの地方代表と特殊關係の代表者を選び之に任じ衆議院は從前通り純然たる地方代表主義を採り唯人數を三分の二に減少して原案を通過し九日の本會議に廻付したり。（九日、日々）

▲徐世昌氏と新國會　（北京特電八日發）　徐世昌氏は時局に關し滿大總統に意見を述べ舊國會の恢復に對しては余は素と絕對に反對なれども今や新に組織す可き國會は約法に準據する國會たる可きものが臨時參議院議決の國會組織法及び選擧法に據る可きやに就ては一に大總統の裁決に待つの外なし南軍を惹ら一の一事は輕蔑ならずとの說あれども此際北兵を南下せしめ長江沿岸の武備を嚴にし不測の變に備ふるは民國治安維持の當然の責任なりと信ずと云々。（九日、時事）

▲各省議會聯合會大會　（北京特電八日發）　山東省議會は時局解決の目的を以て全國各省議會聯合大會を武昌に開催するの件に就き各省議會に通電せるが右に就き湖南省議會は聯合會開催には贊成なれども會場は之を南京とす可しとの決議を爲し開議當否は省議會の同意を求めたり。（九日、時事）

▲停戰は北方の戰備策　（八日上海特派員發）　孫洪伊等は滬電を發し目下の所謂停戰は徒らに北方の戰備を爲す期間を作るものにて誠意なく現に曹錕、張懷芝等續々兵を南下せしめ上海安徽浙江の各軍は南京を攻むる準備を爲し兵器借款も亦成立し居れり今李純、陳光遠等の督軍は四南と共に護法を明しつゝあり若し停戰の空言を以て我軍停戰せば偽敵の術中に陷るものなり故に（一）舊國會を恢復する事（二）北京當局法を守るを宣言する事此二つを實行して始めて停戰を爲すべし其他の條件にて和を云ふも姑息にて取るに足らず云々と。（九日、朝日）

▲李純の辯明　（七日北京特派員發）　江蘇督軍李純より天津會議は和議の進行を阻害するものなるに中央政府之を傍觀して爲す所に任せあるは如何說明を求むと打電し來れり又自ら政府に辯明して曰く北京天津漢口上海の新聞を見るに副總統の野心ありと報じ居れり自分は全く南北調停を欲するのみ他意あるに非ず誤解なからん事を望むと。（九日、日日）

▲南方討伐を迫る　（北京特電八日特派員發）　主戰派の湯化龍氏は五日馮總統王總理及各省に對し龍濟光氏は政府の命にて廣東に出動せるも護榮廷氏は之に反對し莫榮新氏等に之を遮らしめたり陸榮廷氏は停戰布告を無視し調停の誠意なく此上猶豫せば龍氏は危險に陷り廣西の要求は益々過大となるべく中央政府は此際龍氏を助くる爲にも討伐令を出すべしと通告せり。（九日、朝日）

▲南軍黃岡縣占領　（七日北京特派員發）　六日總統府着電に據れば武昌の東方黃岡縣は南軍に占領せられたりと。（九日、朝日）

▲王旅長西南に屬す　（重慶來電七日北京特派員發）　四川第一師第二旅長王奇は既に合江に於て四南と行動を一にする旨を宣布せり。（九日、朝日）

▲東清鐵道總裁後任　（七日上海特派員發）　東清鐵道總裁は駐露公使許景澄の死後缺員の儘となり露國側よりは副總裁のみを出して今日に至りしが支那側は今回吉林省長に兼任を命じたり然るに其任命は之を發表せずして其實權を掌握するものなりと。（九日、朝日）

▲岑春煊氏に調停依頼　（上海特電九日發）　李純、王占元、陳光遠の諸

氏は聯名にて章太炎氏に打電し譚延闓氏と共に速かに出でゝ調停に任じ南北兩方に對し切實に提議せられたしと云へり。（十日、時事）

▲南京商會和平を計る　（上海特電九日發）　南京下關の商會は上海漢口、四川、湖南の商會に通電を發し其の代表を南京に派し和平を保障するに就き其の方法を協議され度しと云へり。（十日、時事）

▲討軍團の主戰運動　（八日北京特派員發）　主戰派督軍は昨今愈躍起運動を開始せり張敬堯の主張最も激烈なり曹錕も亦停戰布告に對して新に宣戰命令を發せん事を乞ひ張懷芝は調停を諦めて進んで攻撃せん事を請ひ從來沈默を守りし悦嗣冲、楊善德、盧永祥等も亦遠かに戰はんことを主張し且陸榮廷を罵しりて靜好と稱せり天津の十六省區代表者は連名通電を發して戰爭を主張せん事を決議し各省に照會中なりと。（十日、朝日）

▲譚浩明の强意見　（八日漢口特派員發）　長沙來電　湖南譚浩明は李純王占元、陳光遠三督軍に打電し大總統は停戰布告を公布せるも一面には段祺瑞を參戰督辦に段芝貴を陸軍總長に龍濟光を兩廣巡閱使に任命せるは日を平和に藉り其實武力主義を繼續せんとするものなり右三名を免職し岳州の北軍を撤退せざる限り妥協の餘地なしと通告せり。（十日、朝日）

▲南方益々强硬　（八日北京特派員發）　真光新は段祺瑞の參戰督辦段芝貴の陸軍總長並に龍濟光の兩廣巡閱使任命に反對して七日再び激烈なる光景を呈せり又張敬堯の南方に對して猛烈なる通電を發して主戰論を唱へしは許す能はずとて張敬堯の處罰を請へり南方の主張は日に益强硬なり。（十日、朝日）

▲聯合軍の總司令官　（上海特電九日發）　雲南督軍唐繼堯氏は雲南、四川、貴州の聯合軍總司令となり貴州督軍劉顯世は同副總司令となれりと云ふ。（十日、時日）

▲王占元援兵を請ふ　（八日北京特派員發）　王占元は報告して曰く「黃岡縣陷落の結果武昌の人心動搖せり速かに援兵を派遣せん事を請ふ」と。（十日、朝日）

▲獨立軍停戰無視　（八日漢口特派員發）　王督軍は湘州襄陽の獨立軍が停戰布告を無視し依然軍事行動を繼續せんとするを憤慨し斷然たる措置に出でん事を北京に密電せりと。（十日、朝日）

▲曹張の軍費要求　（八日北京特派員發）　曹錕、張懷芝の要求に係る直隸山東の上納金全部を邊防軍費に充てんとの問題は八日の閣議にて否決されたり北京政府は婉曲に謝絶し別に送金せんと返電せりと。（十日、朝日）

▲王天縱獨立宣言　（八日漢口特派員發）　第一革命の際河南の巨族なる以て有名なる王天縱は袁世凱死去以來再び河南に歸り居りしが今回禹州督部下三四千人を招集し獨立を宣言せり袁世凱の甥袁某其後援者なり湖北の裂天才王安瀾と連絡して北軍の後路を斷たんとの計畫あり。（十日、朝日）

▲露國公使の對支抗議　（北京特電九日特派員發）　露國公使コダシェフ氏は八日午後外交次長高而謙氏を訪問し支那政府が露國政府不安定の爲擧罷賠償金全部の支拂を停止せんとするに對し抗議せり露國側は支那參戰條件として最に規定せし通り賠償金の三分の二の支拂停止は承諾せるも三分の一は在外公使館の經費に充つるものなれば支拂ひありたしと主張し是に對し支那側は在外露國公使はレーニン政府と關係を斷ち而かもレーニン政府は未だ列國の承認を得ず何れに支拂ふべきか判明せずとて是に應ぜず右は多分支那側は東淸鐵道督辦問題に關しホルワット將軍の態度强硬なるを含める結果ならんと傳ふ。（十一日、日日）

▲東淸回收手始め　（奉天特電九日特派員發）　最近哈爾賓より奉天を經て歸京せる陸軍中將何宗蓮氏が奉淸督軍張作霖氏の招宴席上に於てなせる談に曰く東淸鐵道回收に對しては各協商國の過半は贊成なるが利害相半する某國の承認なき爲目下鐵道の保護のみを支那側にて擔當し其他は依然として露國に於て之を經營し居れるものなり之につきては今後種々の交涉案件あるを以て吉林督長郭宗熙氏東淸鐵道督辦に任ぜられたる次第なるが歸京の上協議を遂ぐべし云々。（十一日、日日）

▲吉長移管反對　（哈爾賓特電九日特派員發）　吉林鐵道は去一日以來滿鐵に移管さるゝや從來よりの從業員等は今迄の如く前路を荷主等より受くる事不可能さなりたる爲物に當議會等に運動する處あり當議會議員等は各團體に參集し七日會合して鮑泡滿鐵の管理に反對する事を申合せ代表者は孟督軍部當長に面會陳情する所あり一面北京の王總理及交通部に打電して反對を

言明せり。（十一日、日日）

▲臨時參議院開會　（北京特電九日特派員發）　九日午後一時より臨時參議院を開會し國會組織法第一條（兩院制採用）同第二條（參議院の組織）同第四條（衆議院の組織）を全院委員會決定通り可決せり明日よりは引續き第條審議を進行すべしと。（十一日、日日）

▲非常國會開催拒絕　（南京特電九日發）　張繼氏は昨日李督軍を訪問南京に非常國會を開會せんことを懇請したるも李督軍は固く之を拒絕したりと。（十一日、時事）

▲馮氏武力討伐決心　（十日北京特派員發）　馮總統は北方の二十省區督軍に和議破裂の已むなきを通電し武力討伐決心を仄かせり王總理は十日辭意を漏らし段芝貴を推薦せり馮總統は王士珍に對して尙擧留し居れり。（十一日、朝日）

▲天津會議　（北京特電十日特派員發）　九日天津會議を開き總統の諮問に對し各省軍事長官連名の主戰意見を電報することに決定せりとの報道ありたり。（十一日、日日）

▲兩軍接觸狀況　（九日北京特派員發）　今日迄に總統府の得たる情報に據れば南北兩軍の接觸情況左の如し。

△湖北方面　湖南軍の急先鋒程潛は岳州に兵を進め岳州を距る二十支里に達したり石星川は宜昌奪取に努めたるも吳さす吳光新は目下宜昌に在り入川當時の四個混成旅は潰亂し二個混成旅を指揮しつゝあり段天才に對して獨立せりと傳へられし張旅長の動靜明かならず。

△廣東方面　莫榮新は依然として廣東省城に在り廣東派の李福林等は莫氏の撤退を要求して止まず今にも衝突せんとす龍濟光軍の雷州半島に上陸せる者約一萬急行して廣東に出でんとするもの、如し。

△福建方面　潮州より進擊せる李烈鈞の部下は詔安縣の北方大埔に迄し福建進入の機を窺ひつゝあり福建李督軍の援兵を請ふこと急なり。

△四川方面　雲貴軍は重慶永川瀘州隆昌徐州の線に布陣し徐州は獨四川軍の掌中にあり周道剛經營道は貴州附近にあるもの、如し重慶の下流萬縣一帶は熊克武の兵駐屯し瀘州附近の水道は國旅の如何を問はず土匪の爲掠奪に遭ふ要するに吳光新の北兵及湖南軍の一部の如きは軍費に窮し民財の掠奪に依り縱に游動しつゝあるもの、如しと。（十一日、朝日）二

▲張繼は本に向ふ　（十日上海特派員發）　張繼今日熊野丸にて日本に向へり。（十一日、朝日）

▲岑氏の勸告　（上海特電十日特派員發）　岑春氏は馮國璋、王總理其他各省に長文の通電を發したるが其要領に曰く

民國創立以來六年其間變亂續りに起りたるが皆宮世凱が民黨の勢力を除かんとせるより起れるものにあらざるなし不幸にして段祺瑞國政を取るに及ひ眞の故智に習ひ極端なる措置を取り今日の如き時局の紛糾を見るに至れり予の見る所にては南北双方の利害感情は根本的に相容れ難きものあるにあらず政府にして前內閣の政策を繼續せば必ず四南をして反抗せしむべく仍つて和局の爲之を止めざるべからず宜しく北方は段祺瑞の政策を改め北洋派のみにて中國を統治せしめず南方の新趨勢に依り之を利導すべきなり云々と。（十二日、日日）

▲王李陳國會召集要求　（十日漢口特派員發）　王督軍は李純、陳光遠と連名にて入日北京に打電し速かに臨時參議院を解散し舊選舉法に依る新國會を召集すべく要求せり。（十二日、朝日）

▲南京に舊議員召集　（十日北京特派員發）　南京に集合せる國會議員は匿名にて召集狀を各議員に發し北京には十日到着せり其大要に曰く

天中國を秩ひし變亂相次ぎ立法機關日に風雨漂搖の裡に在り已なく廣東に非常國會を開きしも暴力橫行して其職權を盡す能はず（第一）袁黃坡辭職問題の如き正式に國會に向つて辭職するにあらざれば馮國璋は中華民國大總統と認むるを得ず（第二）段內閣と同じく王內閣も亦國會の同意を得ざれば唯平和を主張するによりて不法にあらずと云ふを得ず其他總統の選舉政府の組織關首の懲罰憲法制定等速かに國會を召集するにあらざれば解決するを得ず召集地點は南京最も適當なり李督軍の心事は人皆知る同人切ぜすして集まれるもの既に百餘人あり速かに來會を希望す。（十二日、朝日）

▲主戰派督軍電請　（十日北京特派員發）　總統府の消息に據れば十日主戰派督軍は連名打電し李純、陳光遠の免職を要求し張敬堯を江西に廣永祥を

南京の督軍たらしめん事を乞ひ之と前後して王占元は各省に打電して李純陳光遠と行動を共にせざる旨を宣言せり形勢急變の徴ありと。（十二日、朝日）

▲石黎包圍攻撃命令　（十日北京特派員發）參謀辦公處は八日曹錕、王占元、吳光新に石星川、劉天才の包圍攻撃を命じたり吳光新は十日步兵一旅騎兵一營を派遣し石星川を攻撃せんとすと報告せり。（十二日、朝日）

▲第一路總司令　（北京特電十一日特派員發）曹錕氏は七日より公然第一路總司令に就任せし旨政府に打電せり。十二日、日日）

▲雲貴軍白流井占領　（十日北京特派員發）四川の雲貴軍は其後自流井を占領せり第二、三師團の四川軍將校は南京に來往する者多しと。（十二日、朝日）

▲遼寧順慶も亦占領　（十日北京特派員發）四川に在る貴州軍は二日遂寧を占領又三日順慶を占領せり。（十二日、朝日）

▲廣東海軍艦捕獲　（十日北京特派員發）廣東海軍は龍濟光側に屬する小砲艇五隻を捕獲せり。（十二日、朝日）

▲各省議員歸省數　（十日北京特派員發）十日國會組織法修正議案委員會に於て二讀會の通過せり來議員數は百廿人に付き一名と修正されたるも人口調や完了迄左の如く定められたり。

江蘇省二十七人△四川、山東、河南各省二十二人△廣東省二十人△浙江省二十六人△江西省二十四人△直隸省二十三人△安徽、湖北、湖南各省蒙古十八人△山西省十一人△福建省十六人△雲南省十五人△陝西省十四人△廣西省十三人△奉天、甘肅兩省十一人△貴州省九人△新疆、吉林、黑龍江、西藏七人△熱河區三人△察哈爾區、青海區、川邊區二人△歸綏區一人　（十二日、朝日）

▲四鄭線の假營業　（長春特電十一日特派員發）四鄭鐵道は開來建築列車に乘客貨物の便乘を爲さしめ居りしが滿鐵より借入れたる客車にて十一日より假營業を開始し一日双方より二回往復運轉を爲したり四平街鄭家屯間の賃銀は一等四圓四十錢二等二圓六十五錢三等一圓五十錢なり。（十二日、日日）

▲王士珍の意見　（十一日北京特派員發）王士珍の意見にては湖南の南軍は王汝賢の逃亡せる當時の如く北軍に對しては優勢ならず岳州に集中せる北軍は裕に之と對抗し得べし廣東も亦龍濟光派の勢力增加しつゝあれば十分南方派を強壓する力あり四川は南軍精優勢なるも之とて歸還の地故て憂ふに足らず唯湖北の中部に蟠居せる劉天才、石星川は事情異り放任するを得ず故に先ず之に對して局部的討伐を行ひ然る後結果を見て南北全局面の和戰如何を決すべしと信こそ曹錕、王占元、吳光新、吳佩孚等に包圍攻撃を命じたるなりと　（十三日、朝日）

▲南方派意見區々　（北京特電十一日特派員發）南方最近の電報を見るに陸榮廷氏は唯國會恢復を言ひ公然新舊の別を述べず岑春煊氏は和議の第一着手として龍濟光、劉存厚、段祺瑞三氏を罷免し岳州の防備を止めよと力說し又伍廷芳、程璧光氏は舊國會恢復を要求し更に唐繼堯氏は四川軍の行動を禁じ劉存厚罷免を主張し意見區々たり。（十三日、日日）

▲總統李純氏を說く　（北京特電十二日發）馮大總統は江蘇督軍李純氏に特使を送り近時南京に於て非常國會を開き貴下を臨時大總統に推薦すべしとの說を爲すものあれど斯の如きは徒に北方主戰派に口實を與ふるものなるを以て貴下は是等の計畫を逆むる事なく飽くまで時局調停に努められたしとや傳達せしめたり。（十三日、時事）

▲李陳連名討伐反對　（十一日漢口特派員發）王督軍は馮總統より天津會議の結果停戰命令を撤回せざるべからずとの密電し來れるより李純陳光遠と連名にて討伐命令反對を主張し若し聽かざれば湖北治安維持の責任を負ふ能はずと打電せり。（十三日、朝日）

▲王黎に使者要求　（十一日北京特派員發）王占元は劉天才に使者を要求して之と獨立取消に就き協議し協議の破るるに於ては討伐するに決したりと又石星川の使者は王占元の獨立取消の勸告を入れて沙市に歸れりと。（十三日、朝日）

▲諢程岳州攻撃準備成る　（十日漢口特派員發）湖南の南軍總司令譚浩明及湖南軍總司令程潛は岳州攻撃の準備既に整へるを以て北京及湖北の王督軍に打電し段祺瑞、段芝貴、靳潤光三名を免職し岳州の北兵を撤退せざ然

らざれば自由行動に出づべしと通告せり王督軍は此通電に接し何參謀長と密議し依然平和調停策を執るべく來漢せる大總統の特使某の名を以て、譚組庵名に打電せしめ代表者を派來し武昌にて協議せん事を申込み其解決迄双方砲火を開く可らずと申送れり。（十三日、朝日）

▲瓊州の獨立宣言　（北京特電十一日特二員發）　香港來電に曰く瓊崖鎭守使黃志桓氏は龍濟光氏の不在（氏は目下香港に在り）に乘じて其榮新氏と共謀し瓊州島に於て獨立し龍氏との關係を絶つ旨宣言せり龍氏は北京に對し貞予龍を鎭守使とし手兵を以て黃氏を討伐せしめんと打電せり。（十三日、日日）

▲兩督軍の免職を求む　（上海特電十三日發）　倪嗣冲氏は江蘇督軍李純及び江西督軍陳光遠の罷氏を免職し楊善德氏を江蘇督軍、盧永祥氏を浙江督軍、張敬堯氏を江西督軍とせんことを申出でたりと。（十四日、時事）

▲李純辭職　（上海特電十三日特派員發）　江蘇督軍李純氏は馮總統に對し左の如く打電せり

西南各省は要求を恣にしたる爲め各省は聯合して其非を斥け政府の爲めに後援となるとまで思ふに職ふと和するとは中央の權能なり敢て紊りに其議に參與せんや唯戰ふに忍びず萬全の策あり且法律上許すべからざるの罪名ありて後にせざるべからず和せんとせば至誠及び具體的解決方法を以てし主張を不明ならしむべからず武力の後援を以て能く和をなすの如きは因循なり和戰二つながら可なりとするが如きは大局を收拾すべからざるなり予は調停をなす人なり戰ひを主とするの理なきなり更に又其職は督軍なり主戰に反對すべきの理由なしされど予は反覆常なき行ひを以て自ら矛盾の計に出づべからざるなり一身一家は惜むに足らず而も一生の人格は毀つべからざるなり此度の調和を主張せる予は民を愛するの誠より出でゝ主張せるものにて寸一を知らず唯先に中央政府の命を受けたる幹調和を進行せしめたるなり予にして若し戰ひを首唱へば本來の政見とも違ず何を以て天下に見ゆるを得んや而して今戰ひを首はざれば中央の政策と矛盾あり苟くも予の一身に係る責任の重きを知る予にして職に留まんか大計に妨なきんかるが故に予は自ら進退を請ひ速に職を解かれんことを以てし國人に謝する外なし愚衷を汲み速に相當の人を派し交替せしめられ予をして個人格を保全して自ら立つを得せしめよ終らば中央も亦一意其主張を實行し得ず國家の興亡は匹夫も責あり予一呼吸の尚存する間國家を救ふの心死せず謹んで總統閣下に呈するの所以なり云々。（十四日　日日）

▲孟督舊惡不問　（長春特電十三日特派員發）　吉林督軍孟恩遠氏は曩に獨立運動をなせし爲め北京政府の氣受宜しからざりしも此程來哈爾賓に於ける露西亞過激派の陰謀を防ぐ爲多數の支那兵を派遣し遂に彼等を威壓せし功勞により舊の問題は之を不問に付す事に決し且當時該運動に參與せる者も一樣に其罪を許す事に決したる旨北京より同督軍に宛て通知し來れりと。（十四日、日日）

▲石星川氏の陳謝　（北京特電十四日特派員發）　石星川氏は宜昌の下流に於て部下の兵士が過つて日本汽船に發砲したる件に就き沙市駐在日本領事に公文を送り陳謝する所ありたりと。（十四日、日日）

▲協商國獨人放逐要求　（十二日北京特派員發）　十二日英國公使は協商各國公使を代表して外交部に至り獨逸人の陰謀を禁絶する爲添く之を國外に退去せしめん事を提議せるに支那當局は曰く從來協商國の希望として獨逸人に對する取締を加へん事の要求ありたるが今回は更に具體的に國外退去の方法を提議し來れるなり重大なる問題なれば熟議を遂ぐるにあらざれば返答する能はずと。（十五日、朝日）

▲馮總統岑に返電　（十四日北京特派員發）　岑春煊の九日附通電に對し馮總統は十三日返電して曰く

「政府は決して北洋派を以て全國を統一せんとするものにあらず又龍濟光劉存厚の任命は廣東四川二省の特別事情に基けるものゝみ全國の重望を負ふの人なれば大局に着眼して斡旋せん事を望む」。（十五日、朝日）

▲馮總統唐繼堯懷柔　（十四日北京特派員發）　總統は西南唐繼堯の在京代表者を通じて懷柔に努め（一）雲南軍二個師を四川の南方に駐屯を許す事（二）唐繼堯を參謀總長に任じ雲南に止つて就任するか上京して本任に就くか自由たるべしと提議せり唐氏の意大に動けるも北京の誠意を疑ひ何等か保障を求めたるものゝ如しと。（十五日、朝日）

▲劉存厚の停職を求む　（北京特電十四日發）　四川督軍劉存厚氏の軍は此程納溪を攻撃して同地を恢復せり　右に就き雲南督軍唐繼堯は中央政府に電報して曰く　本月三日中央政府より停戰の布告に接すると共に各地雲南軍に命じ直に兵を止めしめたり　然るに劉存厚の率ゆる四川軍は停戰命令を奉ぜず攻撃を續けつゝあり請ふ政府は速かに劉を勦滅されたしと。（十五日、時事）

▲武力にて中央擁護　（上海特電十四日發）　上海鎭護軍使浙江督軍楊善德氏は連絡し江蘇督軍李純氏の主張に同意せず飽りに武力を以て中央を擁護すと稱して準備し居れりと云ふ。（十五日、時事）

▲省議會聯合會問題　（上海特電十四日發）　湖北省議會は山東省議會の發起せる各省々議會聯合會議を北京に開き時局解決の方法を議せんとする提議に對し返電し其趣意に贊成し且つ會議の地點としては武昌を可とするの理由を述べ其の贊成を求め又代表二名を選みたることを以てせり。

（十五日、時事）

▲南北に讓歩を勸告す　（上海特電十四日發）　甘肅省議會は通電を發して曰く天中國に禍し政變兵爭あり　南北相峙して正に十年若し內訌止まざれば啻に雲南貴州湖南河南のみならず各省共に元氣日に痛み商業停滯人心惶々其影響甚だしく人民は相率を斬りて止まず双方共に讓歩し時局解決を爲すに法を擇りて行はれたく斯くの如くにして人民の幸を得可きなりと云へり。

（十五日、時事）

▲陝西匪亂と陳督軍　（十四日北京特派員發）　陝西督軍陳樹藩は省內動亂の責に負ひ一旦辭職を申出でしが北京政府の留むる所となるや更に打電して省內鎭壓費百五十萬元を要求し同時に四川に應援せる官金案の旅に歸還令を發せん事を要求せり陝西の匪亂は日に擴大しつゝあるもゝ如し。

（十五日、朝日）

▲吳慶桐襄陽縣奪回　（十四日北京特派員發）　荊州襄陽包圍攻撃の命を受け北方より壓迫の任務を帶べる河南鎭守使吳慶桐既に出兵南下して湖北襄陽縣を奪回せりと。十五日、朝日）

▲田中玉防疫方針非難　（十四日北京特派員發）　察哈爾都統田中玉が防疫の爲め京綏鐵道全線の運轉を停止せるに反對し張家口十數萬の住民はペストに死せず　反て防疫に死せんとすと歸し糧食運搬杜絶を理由として運轉再開を電請せり同時に魯鎭官憲の報告を轉電し　獨り魯鎭に檢疫所を設くるも益なし政府は外國公使の言のみを尊重し人民の苦痛を顧みず是れ外人內政干渉の端を開くものなりと反抗的態度を執りつゝあり。（十五日、朝日）

新法令

林務局章程

第一條　林務局は奉天、吉林、黑龍江等の省に分設し農商部に隷屬す、其管掌事務左の如し

（一）國有林經理に關する事項
（二）國有林測勘に關する事項
（三）國有林調査に關する事項
（四）林造及苗圃に關する事項
（五）林業試驗に關する事項
（六）其他林務に關する事項

第二條　林務局には左の職員を置く

（一）局長　（二）技術員　（三）事務員

以上職員は部員を以て兼任せしむることを得

第三條　局長は農商總長の命を承け全局の事務を總理し所屬職員を監督す

第四條　技術員は局長の命を承け技術事務を分理す

第五條　事務員は局長の命を承け文牘會計及庶務を分理す

第六條　技術員事務員の員數は局長の酌量に依り部に於て之を定む

第七條　林務局は職員を任命する時は局長より部に申請し部より之を任命す

第八條　林務局は分課辦事することを得、其の分課規則は局長の酌定に依り部に於て之を定む

第九條　林務局は事務の必要に應じ書記其の他の雇員を設置す、其の員數は局長の酌定に依り部より之を定む

第十條　林務局は毎月所辦事務の詳細を部に報告し以て考核に資す

第十一條　林務局は毎月其の前月の支出計算書に請取證其の證據を添付し部に呈出し審計院の審査を受くべし

第十二條　林務局の辦事細則は別に之を定む

第十三條　林務局は適宜の地點に分局を設置する事を得但し部の許可を受くべし

第十四條　本章程は公布の日より施行す

農林傳習所章程

第一條　農林傳習所は農商部に隷屬す其の管掌事務左の如し

（一）耕作種樹及副業の實地傳習事項
（二）巡廻講演事項
（三）農具改良及肥料農產林產等の製造事項
（四）多期農家の子弟を教授する事項
（五）獸疫豫防及水產の傳習事項

第二條　農林傳習所には左の職員を置く
（一）所長　（二）技術員　（三）事務員
以上職員は部員を以て兼任せしむる事を得
第三條　所長は農商總長の命を承け全所の事務を總理し所屬職員を監督す
第四條　技術員事務員は所長の命を承け傳習及其の他一切の所務を分理す
第五條　技術員事務員の員數は所長より酌定し部に於て之を決定す
第六條　農林傳習所の職員を任用する時は所長より部に呈報し部より之を任命す
第七條　農林傳習所は事務の必要に應じ傳習員教員及書記を置く事を得、其員數は所長より部に申請し部に於て之を定む
第八條　農林傳習所は部の許可を得て京畿四鄉に於て若干畝の租地をなし傳習員自ら耕種に任ずる事を得
第九條　傳習員耕種所獲の改良籽種は農民に給與する事を得
第十條　農林傳習所は學生の成績及一切事務を月報となし部に呈出して其の參考に資す
第十一條　農林傳習所は毎月其前月の支出計算書を作り部に提出し審計院の審査を受くべし
第十二條　農林傳習所の辦事細則、傳習及學生募集規則は別に之を定む
第十三條　本章程は公布の日より施行す

糖業試驗場章程

第一條　糖業試驗場は農商部に隷屬し其管掌事務左の如し
（一）選種及傳布に關する事項
（二）種蔗試驗に關する事項
（三）製糖試驗に關する事項
（四）糖質化驗に關する事項
（五）其他糖業に關する事項
第二條　糖業試驗場には左の職員を置く
（一）場長　（二）技術員　（三）事務員
以上職員は部員の兼任となす事を得
第三條　場長は農商總長の命を承け全場の事務を總理し所屬職員を監督す
第四條　技術員は場長の命を承け技術事務を分理す
第五條　事務員は場長の命を承け文牘會計及庶務を分理す
第六條　技術員事務員の員數は場長の申請に依り部に於て之を核定す
第七條　糖業試驗場は職員を任用する時は場長の申請に依り部之を任命す
第八條　糖業試驗場は分課辦事する事を得其分課規則は場長の酌量に依り部に於て之を決定す
第九條　糖業試驗場は事務の必要に應じ書記及其他の雇員を置く事を得、其員數は場長の考に依り部に於て之を定む
第十條　糖業試驗場は學生を募集し實習學習をなさしむる

事を得

第十一條　糖業試驗場は糖業標本陳列室を附設す

第十二條　糖業試驗場は每月所辦事務の詳細を部に報告し以て考核に資す

第十三條　糖業試驗場は每月其前月の支出計算書に請取證證據を付して部に呈出し審計院の審計を受くべし

第十四條　本章程は公布の日より施行す

種畜試驗場章程

第一條　種畜試驗場は農商部に隸屬す、其管掌事務左の如し

（一）家畜繁殖改良に關する事項
（二）純種豢養保護に關する事項
（三）畜種比較試驗に關する事項
（四）配種發售產畜に關する事項
（五）畜產製造に關する事項
（六）飼料栽培に關する事項
（七）種畜品評會に關する事項

第二條　種畜試驗場には左の職員を置く

（一）場長　（二）技術員　（三）事務員

以上職員は皆部員の兼任となす事を得

第三條　場長は農商總長の命を承け全場の事務を總理し所屬職員を監督す

第四條　技術員は場長の命を承け技術事務を分理す

第五條　事務員は場長の命を承け文牘會計及庶務を分理す

第六條　技術員事務員の員數は場長の考量に基き農商部之を定む

第七條　種畜試驗場が職員を任命する時は場長より農商部に申請して部より之を任命す

第八條　種畜試驗場は分課辦事する事を得、其分課規則は場長の酌量に依り部より之を定む

第九條　種畜試驗場は事務の必要に依り書記及練習員を置く事を得其員數は場長の酌量に依りて部より之を定む

第十條　種畜試驗場は學生を募集し實地學習をなさしむる事を得

第十一條　種畜試驗場は畜產品標本陳列室を附設す

第十二條　種畜試驗場は每月其の所辦事務の詳細を部に報告し以て考核に資す

第十三條　種畜試驗場は每月其前月の支出計算書に請取證書其の他の證據を添付し部に呈出し審計院の審查に附すべし

第十四條　本章程は公布の日より施行す

大正七年二月十五日發行（毎月一日十五日發行）

支那

第九卷第四號

要目

論說　對支政策の根本義……一―四

資料　周襄鉄道計畫……五―一四
　　試採鑛權一覽表（一）……一五―二四

雜錄　歐州大戰と支那の關係（上）……二五―三三
　　湖南省工場表……三四―三九
　　米人の米支關係觀（下）……四〇―四四

彙錄　支那と戰後獨逸の商業政策……四五―四八
　　支那の實業發達の急務……四八―五一
　　在支外人の醫療事業……五一―五二

事業界……五三―五九

通信　北京通信……六〇―六三

時報　支那最近時事要項……六四―七三

彙報……七四―九二

東亞同文會調查編纂部

最新版

支那關係特種條約彙纂

東亞同文會編纂　總革製紙箱入四六版　總六號七百五十頁　正價金四圓　送料內地十二錢　支臺鮮四十錢

最近迄の支那關係の各種條約を網羅す

支那と列國との特種關係・支那に於ける列國の利權・支那の國際上の地位悉く本書に依りて明瞭

東京市赤坂區溜池町二

發行所　東亞同文會調査編纂部

電話新橋一二五五番
振替東京九七三〇番

新出の著づ

一班

燐寸
海產物
木材
メリヤス製品
洋紙類
資傘
浴巾
硝子製品
ラムプ及同部分品
革
絹綿繻子
掛時計及置時計
麥酒
陶磁器
化粧石鹸
椎茸
人參
鞄

木材
籐
豚毛
紙
麻布及苧麻布

後篇

關稅
海關稅
輸出入稅
子口半稅（抵代金）
沿岸貿易稅
阿片釐金
噸稅
港灣及水路改修稅
常關稅
釐金及貨物稅
關係法規

現在の通貨制度改革問題
度量衡
前清の度量衡制
海關所用の權度
各地慣用の度量衡
民國の新制

對支貿易の發展策は本書に依りて明確に指示せらる

東京赤坂溜池二一　東亞同文會調査編纂部

電話壹貳五五番
新橋貳貳壹七番
振替口座東京九七三〇

目次

大正七年二月十五日發行「支那」第九卷第四號

論說

對支政策の根本義……一——四

資料

周襄鉄道計畫……五——一四

試採鑛權一覽表(上)……一五——二四

雜錄

歐州大戰と支那の關係(上)……二五——三三

湖南省工場表(三完)……三四——三九

米人の米支關係觀(下)……四〇——四四

彙錄

支那と戰後獨逸の商業政策……四五——四八

目次

支那の實業發達の急務……四八——五〇

在支外人の醫療事業……五一——五二

事業界

山東鐵務公司の設立—カルチー棉孔會社營業成績—怡和紡織營業成績—奉天省採鐵規程改正—滙業銀行創立—青島鹽田貸下許可—吉林林業公司設立—永亨銀行設立—官株不許可—合辦金鑛認可—直隸紡績の準備—支那銀行の收益……五三——五九

通信

（北京通信）四南聯合會發會—沙市襄陽北軍に皈す岳州危急—馮總統出巡の議決す—八方美人主義の破綻—岳州愈陷落—局部討伐令發布—印刷局借款成立……六〇——六三

時報

（内治外交）馮上設置見の評判—劉湘世亂を占領せる電報—段祺瑞と參戰會辦—中央より湘鄂會軍宛重要電報の内容—曹張兩巨頭出京の噂—馮總統國會に對するの主張—五五慘案に關する電報—協和號派兵赴歐の時期探問—和平會議は開戰へ開會するの說—林公使へ總統の意—梁啓超と參戰—停戰布告發表の理由—招商局運兵を承諾せず—參戰事務の進行—湖北參戰に傾く—閣議決定事項……六四——七三

（軍事）武昌の軍事防禦—湘桂粵三省兵器廠合設計畫—曹張兩督軍南征の兵力—四川南軍優勢

（財政經濟）財政部借款成立—關稅改正 員會—對敵通商禁止令—支那各港關稅商、聯合會議案

（鑛山）支那石炭產出高—漢冶萍公司の好況—浙江省の礦山—永平鑛鑛の認可—鳳凰山礦と省議會

（交通）大同支線の建設—安奉鐵道傳備處の成立……七四——九二

彙報

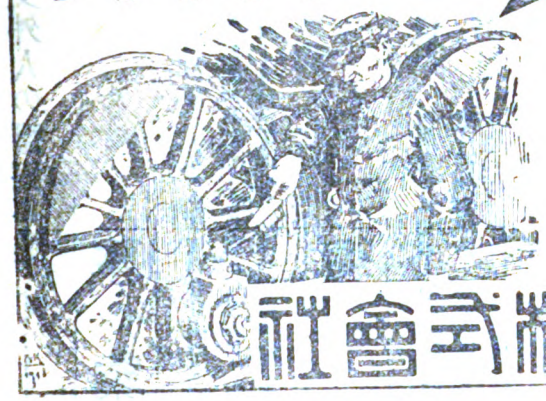

機械油
ヴアルヴ油　蒸氣機關汽筒內部用
シリンドル油　同　上
ダイナモ油　發電氣用
モビル油　自働車用
一號スピンドル油
二號スピンドル油
白スピンドル油
紡織機械等の如き輕快にして高速度を要する部分に使用さる白スピ*

*シンドル油は香油の原料にも使用せらる。

特製エンジン油（白絞代用）
エンジン油　諸機械
一號マシン油　外部用
二號マシン油
富貴マシン油
アイスマシン油　製氷機用
車軸油　軸受用
ベルト油　調帶の辷り止め用
グリース油　減摩用。防錆用
ミネラルゼリー油　同　上

東京丸の内
日本石油株式會社

登録商標

菱印窓硝子

製品種目
品質一等ヨリ五等迄厚サ二粍ヨリ四粍迄
透明板、摺板、小紋板
色硝子、簾板、結霜板
外ニ耐火煉瓦及曹達灰

東京市丸之内
旭硝子株式會社

第一工場　兵庫縣尼崎
第二工場　福岡縣戸畑
第三工場　神奈川鶴見
第四工場　福岡縣枝光
煉瓦工場　兵庫縣尼崎
曹達工場　福岡縣戸畑

大正七年二月十五日
第九卷　第四號

論說

對支政策の根本義

一

憲政會等在野黨は、寺內內閣不信任案を議會に提出し、其對支政策の北方援助に傾けることを痛快に攻撃したり。攻撃したる尾崎武富の諸氏は、大隈內閣に列せし際、南方援助に努めたりとて、當時朝鮮總督たりし寺內伯等より猛烈なる駁撃を受けたる人々なり。今後若し憲政會內閣成立し、其行懸上南方援助の政策を執らんか、先づ第一に攻撃すべきは寺內伯の一派なるやも知るべからず、南方援助の失敗に終りしは、今更喋々するまでも無く、北方援助も亦決して成功を贏ち得るものにあらず、南北孰れを援助するも、支那を統一し得べき見込なく、又之が爲め、對支施設上、特に便宜を受くることなく、徒らに南北兩派中援助を受けざるもの丶恨を買ひ、我國內に於て政爭を滋くし、偶々我對支根本政策の累を爲すに過ぎざるな

り。

二

我對支根本政策は、支那領土保全にあること三尺の童子と雖とも、業既に熟知する所たり。我邦が該主義を以て、百年の是と爲し、敢て渝らざるは、必ずしも善隣の厚誼を尊重し、東洋平和を確保せんとするより出づるのみにあらずして、該主義を國是と爲すこと、實に我邦の利益たるに依る。支那領土にして保全せられんか、我邦地理上の優越なると、支那事情に通じ得るの便宜あるとに依り、諸般の平和的事業を支那に發展せしむること容易にして、諸外國人我れと拮抗すること能はず、我邦人の支那に在留するもの十餘萬の多きに達し、朝鮮人を加ふれば四十餘萬を算し、之を諸外國人の在留者八萬五千に比すれば、五倍強に上り現に支那に於ける外國貿易に關しては、我邦第一位を占めたり。之に反し、若し一朝支那にして分割せられんか、列強は各々分割域内に、嚴重なる碉壁を築き、復た我邦人をして諸般の商工業を經營せしめざるべく、之が爲め我邦人の活動し得べき範圍は、我邦の勢力圈内に止まり、其商工業上被むるべき損害、筆紙に盡すべからざるものあらん。支那政府が現實五分稅改正の提議を爲すや、全國の紡績業者は、是れ我邦の商工業の根帶を破壞するものなりと絕叫し、數年の久しき今尚ほ活動し居れるに徹し明なり、加ふるに、支那領土分割の結果、我邦か歐米列強と犬牙國境を接するに至らんか、我邦の國防上非常に危險なるのみならず、我邦の軍事費の膨脹すること量なく、既に軍事費の負擔に苦める我邦は、財政上破綻を生ずることを免れざるべし。從つて我邦は單に自己の利害のみより打算するも、飽くまで支那領土保全を以て國是と爲さゞるべからず、されば、我邦の命を賭したる日露戰爭を始め、大小無數の犧牲を供し、支那領土保全に勗め、玆に商工業を發展せんと試みたるは當然にして、今後と雖も決して渝ることなかるべきなり。然るに我邦人が動もすれば支那南北政爭渦中に沒頭し、往々對支政策の根本義を忘るゝものあるは何ぞや。

三

我邦が支那に於て商工業上の發展を試みんとするに對し、未だ武力を以て之が障碍を試むるものあらざるも、平

和的手段を用ひ障碍を試みんとするもの、決して鮮少にあらず。獨逸人は其支那に輸出する製造品我邦と類似するに依り、我製品に對し劇烈なる競爭を試み、其製品販賣の爲め、內地數千里に幾多の店員を派遣し居れるが、彼等店員の、支那の言語風俗慣習に精通し、支那人の嗜好に投ずる貨物を輸入し、之を販賣するの巧妙なる、我邦人獨り支那通を以て自ら矜ることを許さゞるものあり。彼れ今や戰爭に全力を用ひ、我邦の爲すがまゝに任しつゝあるも、戰後國力を恢復せんが爲め、對支貿易に熱注し、我邦と猛烈なる競爭を爲すべきは疑を容れず。米國は其支那に輸出する製品、我邦と品質を異にすれば、彼我の競爭少なきも、尙は棉製品につき競爭あるを免れず。今や歐洲戰爭中なるに拘らず、對支借款に心を用ひ、米國々際企業會社の活動目を驚すべきものある程なれば、平和克復の曉には、我邦の勁敵たるべきや論を待たざるなり。殊に支那は清末に於て利權回收運動發生せしより、有ゆる方法を用ひ、出貨を振興し、外貨を排斥せんことを勵めしに依り、國內の產業年と共に發達し、漸次我邦製品の壘を摩し、彼我の競爭日々劇烈に赴きつゝあり。大正二年支那政府が各國に向ひ現實五分稅改正の提議を爲したるは、稅則改訂期限到來したるを、關稅收入を增加せんとするにあるべきも、關稅の增徵に依り、外國は殊に日本製品の輸入を防遏せんとするにあること疑ひなく、最近聯合國に參加したる報償として、現實五分稅改訂の提議許容せられたれば、其產業の發達上少なからざる利あるべし。從ふて歐洲大戰終熄の際には、我邦商工業は獨米支三國の挾擊に遇ひ、非常の苦境に陷ることを覺悟せざるべからず。然るに我邦が之を是れ慮らずして、有害無益の南北政爭に沒頭するは、痛嘆に耐へざるなり。

四

我邦に於て對支商工業上最も直接の利害關係を有するものは、實業家たるべきこと、復た喋々することを須ひず。從つて、我商工業の消長に大關係ある事件に對し、眞先に活躍すべきものは、復實業家たらざるべからざるなり。然るに、我實業家は、支那問題に對し、殆んど風馬牛相關せざるの態度を持し、偶々對支政策の失敗に基き、ボイコット發生せるとき、周章狼狽當局に騈付け、其防止策の講究

を哀願するに過ぎず。現實五分稅許可問題起りたるとき、關西紡績業者が、奮然反對運動を爲せるが如きは、稀有の異例たり。政治問題の爲め經濟問題の犧牲に供せらるゝこと數々なるは、蓋し怪しむに足らざるなり。既往は咎むべからざるも、今後に於ける對支商工業の利害問題、殊に歐洲戰後に於ける獨米支三國の競爭問題に關しては、從來の態度を一變し、我邦が支那領土保全を國是とする根本義に副はしむることを努むべきこと、吾人の冀望して已まざる所なり。

寄贈交換書目錄

自一月二十六日
至二月十四日

實業之日本	社	丸ノ内特許局	同
實用新案公報	同	同	同
商標公報	同	同	同
特許公報	同	同	同
ヘラルド、オブ、アジア	社	日本貿易會	會
支那	社	京城新支那社	社
上海商業	會議所	北京日本人實業協會	會
新愛知	新聞社	名古屋新聞社	社
學燈	社	東京帝國大學	學生會
巡回文庫	本部	外務省通商局	內
海外興信所	所報	丸善株式會社	社
東洋經濟新報	社	東京鐵道協會	會
東京財政經濟時報	社	東京橋倶樂部	其他
日本經濟時報	社	日本橋倶樂部	其他
日本實業界	社	東京實業組合聯合會	會
日華實業協會報告	會	上海日本人實業協會	會
日華時報	社	天津日華時報社	社
日露通信	社	牛込南北館	館
日本及日本人	社	三田評論	社
日本經濟新聞	社	三田商業研究會	會
日本紡織雜誌	社	大阪紡績聯合會	會
日本產業組合	社	大日本產業組合中央會	會
日本勞働協會雜誌	社	大日本勞働協會	會
日本經濟雜誌	社	大日本實業學會	會
日本經濟新聞	社	大日本紡績聯合會	會
日本醫事新報	社	大日本水產會	會
日本醫學雜誌	社	大日本私立衛生會	會
日本醫學會雜誌	社	大日本帝國議會	事務局
日本工業俱樂部	報告	大阪商業會議所	所
日本工業俱樂部	會報	大阪商船	會社
日本工業俱樂部	月報	大阪每日新聞	社
日本工業俱樂部	通信	大阪朝日新聞	社
日本工業俱樂部	會員名簿	大阪毎日新聞	社
日本工業俱樂部	會報	大阪每日新聞	社
日本工業俱樂部	月報	大阪每日新聞	社
日本工業俱樂部	通信	大阪每日新聞	社
日本工業俱樂部	會員名簿	大阪每

周襄鐵道計畫

借欵契約締結

米國シームス、カレー商會は一九一六年五月十七日支那政府との間に、鐵道借欵假契約を締結せり其要領次の如し

一、シームス、カレー商會(祐中公司)に綏遠城甘肅間其他數線其延長合計一千五百哩の鐵道敷設工事を委任す

二、工事資金は本商會米國に於て公債を募集して之れに充つ

三、總辦は支那人、技師長、會計主任は米國人とす

四、公債發行手數料五分、工事請負手數料七分、公債手取九十六、利率六分

鐵道及一切附屬物を擔保とす

五、鐵道純益を支那政府と米國商會とにて分配し米國側所得は純益の二割五分とす

六、機關車及一切の材料は本商會より供給す

後支那政府は此假契約を不利となし更に之れに多少の修正を加へ、一九一六年九月二十九日本契約へ調印したるが之れにつき交通總長許世英より發表せる處の要領次の如し

一、借欵金額一億弗

二、米國側の受くべき收益配當百分の二十

三、鐵道敷設線路計一千百哩

イ、山西省豐鎮より甘肅寧夏間

ロ、甘肅省寧夏より同蘭州間

ハ、湖南省衡州より廣西省南寧間

ニ、浙江省坑州より溫州間

ホ、海南島瓊州より樂會間

四、前總長任期中前渡金米貨五十萬弗を受取れり。

然るに右米國の借欵に對しては早くより列國間に異議ありしが右豫定線路の發表せらるゝや、之れ等計畫線は列國の既得權と抵觸するものなりとして、露、英、佛三國政府

の抗議あり、爲に是等線路を變更せざるを得ざるに至り、支那政府と米國資本家と協議の末、先づ湖南省株州より廣西省欽州に至る一線を得、之れが敷設を以て前記諸計畫線に代はる事とせり、然るに右株欽鐵道は七百餘哩にして以て前記五線の合計千百哩に及ばざるを以て新に周襄鐵道を計畫するに至れるなり、當時之れに關し支那政府の發表せる處次の如し。

本部が米商裕中公司と締結せる借欵築路契約及增補附錄並に株欽鐵道線路の選定、該鐵路局長の任命及該局の開設は襄に前後して認可を經たり、增補附錄に規定せる線路は一千百哩にして、株欽鐵道は七百餘哩に過ぎず、尙四百哩を補足して努めて契約と符合すべきなり、本部は詳細なる規畫を立て、河南省周家口より南陽、襄陽を經て陝西の漢中に至る一線を選定し、將來自ら資金を調達して、此線により四川に入らんと欲す但周家口より漢中に至る距離は約六百餘哩にして、契約規定の數より二百餘哩多く契約と符合せず、依りて先づ襄陽迄を修築せんとす、周家口より襄陽迄は約二百哩にして周襄鐵道と名づけ、該借欵内に歸入して經營すべく、已に該公司と協商して同意を經たれば、株欽鐵道局長をして兼辦せしめん。

（一九一七年一月二十六日大總統批准）

此結果シームス、カレー商會は周襄鐵道に關する權利を得たるが尙上に示すが如く同商會は本鐵道を陝西省漢中に迄延長する權利をも有するものなり。

豫定線路測量

斯くてシームス、カレー商會が權利を獲たる周襄鐵道は河南省の周家口に起り、郾城に於て京漢鐵道を横斷し、南陽を經て湖北省境に至り樊城より漢水頭の要津襄陽に達するものにして、其延長二百二十五哩あり、今本線に關し、シームス、カレー商會技師ジャミソンが周家口郾城間（四十哩）郾城南陽間（百五哩）南陽襄陽間（八十哩）の三區に分ちて氣壓的測量を爲せる其報告大要次の如し。

周家口の狀況

周家口の市街は郾城を東に距る三十六哩の地、沙河の南北兩岸に跨る一市街にして、府城又は州縣の首府にあらず、從つて知事其他の高官の駐在する者なし、市街は城壁を以て圍まれたる二個の部分より成り互に沙河を隔てゝ相對立し第三の附屬市街は北西部の城外に在り、沙河に平行して築かれたる城壁間相互の距離は約四百呎にして、減水期の水路幅は二百二十呎、最大深度七呎を有せり、河岸は減水期の水面より高き事二十呎、城壁は岸上更に二十五呎の高さを有す。

住民の言に依れば、從來增水の場合には、殆ど河岸の頂邊に達せんとする事はありたるも、城壁に届きたるは未だ嘗て無しとの事なり、一八八七年の黃河南堤防決潰の際は、沙河北部地方一帶は浸水の害を蒙り、周家口の周圍も漫々たる大湖水を現出したるも、城内には何等の浸水を見ざり

しといよ、人口は通常二十五萬と稱せられ、街路の群衆店舗の員數及び土地の面積より推算せる所に依れば二十五萬の人口は決して過當にはあらず、路幅は狹く北街にては約九呎なり、目拔きの本通りは、平石を鋪きあるも、其他の大部分は鋪石なし、車馬は殆ど皆無にして、運搬は總て一輪車及び苦力に賴れり。

縱橫街路の內には、小店舗櫛比し、相應に繁昌し居れり、周家口三市街中には千畝以上三千畝位の園圃を有する富豪も少しはあり、又城內には高塀を廻らしたる園ひの內に、堂々たる煉瓦建二層樓の大邸宅も、七八ありと雖も、中流階級尠く、大多數は貧民階級に屬す、然れども其容貌より見れば、營養不良の窮民は殆ど存在せず、產業は相當に繁忙を極め、何れも營々仔々たる有樣なり、衛生狀態は最低最下の程度に在るも、流行病なき爲め、一般死亡率は普通以上に高き事なし、醫師としては宗教病院出の支那醫師一名開業し居れ共、病院は未だ一個所も開設せられたるを見ず。

減水期に當りては、穀物の移動なき爲め、河上の船舶數は少きも、八九月の交に至れば、周家口の兩岸には船舶輻輳して、三百乃至五百の多きに上り、荷物の積卸に忙し輸出の多くは沙河を遡りて、京漢線の郾城驛を經るものにして、郾城周家口一帶に涉る地方物產の主要なるは牛、羊犬、豚及山羊等の獸皮、小麥及製油原料たる胡麻等なり、而して早春の候此附近一帶の園圃を見れば、漠々として見渡す限り小麥ならざるなく、北は遠く北京に及び南は遙に揚子江岸に達する廣大なる廣野は、殆ど全く麥浪に覆はるゝ實況なり。

又た耕作の現狀を見れば尺土寸地の剩す所なく開墾し盡くされ、陰曆五月下旬小麥の收穫を終れば、順次に各種作物の植付に着手するが、其生產額價にて之に次ぐ物は、胡麻にして製油用として鐵路に由りて輸出せらる、產出價格に於て小麥胡麻に近きは各種獸皮類なれ共、輸出總額に關する計數は何等の徵すべき無し、或地方は輸出向き麥桿眞田を產すれども品質は最上ならず、但し其品質及產額の上にも改善の餘地は充分に存せり。

周家口にては南北の兩市交互隔日に獸畜市を開き、其他各種農產物も此地を集散地市場とし、過剩の生產物は鐵路輸出さるゝ例なるが、周家口以東の農產物は重に河船に依りて此地に運ばれ、此地にて更に積替へ、河用小船又は馬車の便に依りて鐵道に連絡して輸出するを常とす。

周家口郾城間

此地方全區間は人口頗る稠密なるを以て鐵道建設用勞働者を得るは容易なるべく、距離測定には郾城より周家口に至る際には、本道に由りて馬車の車輪に路程計を取り付け置き、歸路には馬車は本道に由り、踏査隊は電信線を追ひて徒步し斯くて兩樣の距離測定を行へり、郾城桂莊間（十哩）は土地一帶に他に比して高く、南北兩面に緩かなる傾斜をなし、波狀の起伏を爲せるも、遙かに耕地全體を見渡せば、殆んど一面の平野なるかの感ある位にて、傾斜非常

に緩かなり。

隆起部間の距離は一哩乃至二哩にして、本道の北方に恐らく南方に向つても、次第に傾斜し居るならんも、此地方の如く土地全部が耕地にして、水の有無に拘らず、殆んど水路の跡を止めず、亦水の侵蝕作用の痕跡も認め難き上に、外觀平野の如き此地方が何れの方向に傾斜し居るやを決するは容易ならず、桂莊の西門外に於ては、土地急傾斜を以て低下し居るも、南北兩方面に向つては緩かに傾斜し十分展開の餘地を存せり。

桂莊泰莊間（十哩）は全然坦々たる平野にして何等の困難なく鐵道敷設に何れの部分方面を取るかも殆んど隨意なり。

泰莊周家口間（二十哩）泰莊より東約六哩の間は、土地一帶に低く、而して全體の地面は平坦にして高低の差なき爲め、乾燥期に於ては殆ど水流の跡を存せず、六月より九月に亘る雨期には、屢々多量の降雨あり、時には短期間に過大の降雨量あり、此の際は雨水瀦留して流れず、本道は水中に沒して通行不能なるに至ること有り。

其結果鐵道沿線に搬出する地方物產、並に周家口よりの旅人は何れも沙河北方の道路に出り、鄢城以北の停車場に出づといふ、併し斯る過量の降雨は、毎年の事にはあらずして、現在は全土盡く小麥を植付け、沼澤等の影を見ず又排水溝其他何等の水利工事の跡を認めず、此の低地を除外したる殘餘、即ち周家口に至る十四哩の地區と雖も、地面の高低起伏は僅少にして、其困難は大ならざるべし。

工事と材料

勾配は大體鄢城周家口間の土地の高低の度に順應せしめ得るを以て、相當の費額を以て調節し得べし、墓地移轉の事は此地區には墓地少きを以て重視するに足らず、堀割工事は第一區たる鄢城桂莊の十哩間に必要なるべく、最高築堤は同區間並に泰莊東方の低地に必要なり、豫定線附近既れの地にも岩石なく、此地方所用の石材は、從來襄陽府管內より輸入せり、土產の煉瓦は燒き方不十分の爲め品質粗惡なるも、材料粘土は良質なるを以て、精良の煉瓦を製出するを得べし、燃料としては麥稈其他類似の物を除く外、發見するを得ず。

石炭は河南省の黃河の北京附近百哩の地帶より鐵道に依り輸入せらるゝ物のみなり、架設すべき橋梁は百五十呎以下のもの二個所なり、然れ其外相當の小排水口を設くる必要あり、蓋し本道の北方電信線に沿うて築造すべき堤防は、其距離約十九哩の長きに達すればなり、本道と電信線との距離は千呎內外に接近せる地點二個所にして、其他の大部分は眼界の及ばざる程の遠きにあり、又鄢城より周家口に至る沙河の南岸は全部堤防を有せり。

鄢城以西

鄢城は人口約四十三萬にして、鄢城以西十哩劉店鎭に至る間は地勢波狀を呈せり、隆起せる少丘岡は南北に走りて兩端に於て低下し、多くは連續せず、全地域は見渡す限り

綠青々たる小麥畑なり、六七の小村落は常に遠近に隱見し、各村落何れも土壁を以て圍まれたるは、南河南の特色にして過去の苦闘を語れり。

此等の城壁は概ね方形にして、直徑四百呎以上、各門には突出したる城樓を有せり、城壁は築くに泥土を用ひ、外部は煉瓦を以て之を覆ひ、上部には漆喰を用ひて煉瓦の胸壁を有するの例なり、城壁の周圍には廣く且つ深き濠ありて、水を湛ふ、市街に入るには此の濠上に架せる橋に由る其の橋脚は煉瓦製なるが、橋桁及び橋板には鐵環を附着しあり、一朝大事の場合には何時にても取り外し出來る樣になり居れり。

而して長大の城壁は必ずしも其内部住民の數を示すものにあらず、或る城内は殷賑にして商店櫛比し、他の城内は人口稀薄にして一の店舗なき事あり、此等の市街村落は總て鬱蒼たる樹林に圍まれ、樹木は墓地の周圍を除くの外落葉樹多し、植樹の目的は木材及び凉しき樹蔭を作るに在るも桃、杏、梅等の果樹園もあり、何れの點より見るも、城壁の周圍遠近に植樹を爲せるは、所謂遮蔽林たるの効果あり。

吳城に至るの間（二十乃至三十五哩）は起伏高低少く當時は全部小麥を播付けありたり、此區間は實際の水流なきのみならず、其痕跡も亦水蝕作用の跡をも認むる能はず。

吳城以西は以前より聊か土地の起伏甚だしきも、高さ廿呎の城壁上より之を望めば坦々として一面の青疊を布けるが如し、電信線は幾分本道より北方に偏れるが如し。

沙河は此地方に在りては北方十哩乃至二十哩に隔り、城壁ある村落は以前に比して靜し、現時季には全土殆ど小麥畑なり、產物は胡麻、高粱大豆等なり、其他家畜、山羊及び棉羊等あり。

舞陽以西

舞陽以西は土地の凸凹次第に甚だしく土質は一帶に塘斯質の黃色石灰性を呈せり、吳城舞陽間には北東に流れ、濁渦せる小河床ありて沙河に合す、辛店の西方三哩の地に一河流ありて道路を横ぎり渦渦せる河床の幅は約五百呎にして、中に約八十呎の水路を挾み、水深十八吋を示せり、河床は塘斯質の地盤を侵蝕して走り、兩岸は殆ど垂直にして、高さは十五呎乃至三十呎なり、河は北方に向つて流れ道路の北方二哩の下流に於て堤防あり、堤防は東方に向ひ灣曲せり、其の方向より見れば是れ又沙河の一支流なり、洪水若しくば增水の跡として認め得べきは、水路面上より八呎の高さに過ぎず。

右の小河の上流は更に一時間後に横ぎりたるが、水量は遙かに減じ八呎ばかりの流れ口を通じて流れ、河床は更に著るしき水蝕作用の跡を示せり、波狀の起伏は此區間全部を通じて、多少南北の方向を執り、高地相互は連續的ならずして、其兩端に至れば次第に緩勾配を以て低地に連なり、其地は約五丁にして長さは一哩內外なり、高低の兩地は交互に參差して低地の外邊は高地、高地の外邊は底地といふ如き地形を成せり、周密なる地形の研究を爲せば大工

事を施さずして低率の勾配を作るを得べし、保安邑の西方四支里の地方は相應に土地の高低あれども北方に傾斜し約一哩にして低地に續けり、二個の河流は西南の方向に走り既に白河漢水の盆地即ち楊子江の流域に入れるを示せり、土質は壚斯にして道路は平面地より低き事十呎を出づる事屢々なり、白河の堤防は裕州に達する二哩の地點より常に之を發見するを得たり。

裕州の市街は河の東南岸に在り城壁は完全に修覆され長さ各々約一哩なるも幅五丁の處あり、街路は狹隘にして人民群集し一輪車牛車等の往來頻繁なり。

裕州博望間の距離は約十九哩なり、此間河流六あり、其三は裕州の南方十六哩の地點に相合して唐河となり、襄陽附近にて白河に合して漢水に注ぐ、他の三は遙に小なりと雖も亦た各々唐河に流入せり、漢口より來れる幾多の小舟は、唐河を溯航し斯くて、此地方の產出小麥は漢口に輸出せらる。

趙河は裕州の西方百七支里に在り、渡渉部は屈曲點に當り、兩岸に於る水蝕作用の凹點は最も顯著なり、河床は渡渉點に於て幅一千呎餘にして、水流の洗ひ去るに委したる西岸の高さは二十呎又は之より少しく高し、岩上に一部落あり漸次河中に顚落しつゝあり、現在水路は約百呎にして水深十八吋なり、河床の幅は調查の結果通常五百呎餘に達するを知れり。

博望南陽府間の土質は壚斯にして道路は恰かも堀割の如く地面より低下せり、南陽の手前七哩の白河に到る迄は河流を見ず、沙漠の如き白河の床は幅一哩にして、現在水路幅は百呎なり、東岸は低きも西岸は十呎の高さあり、堤防は無し。

工事の難易

以上の結果を總括して考ふるに、郾城裕州間には水路少なく、鑿岩工事も裕州の東方に到る迄は其必要なかるべし排除を要する物質の量は過多ならざる可く、勾配程度は千分の五內外に維持するを得べし、裕州博望間は工事多少困難なるべく、巨費を要す、此の二十哩間には岩石の露出諸所に在り、博望南陽間には現に橋梁なしと雖も、岩石存在の表徵は有り。

今若し裕州博望線を捨てゝ他の線路を擇むとすれば、二線あり、其一は沙河に沿ふて上流に至り分水嶺を橫ぎりて白河流域に出づるものにして、他の一は裕州より河流に沿ふて下り唐河に出で襄陽附近に於て漢水に會合するものなり、後線に從へば裕州南陽及び襄陽間に引ける三線に劃せる三角形の地域は全然除外せらるゝ結果を生ず。

大石橋は南陽府を距る十六哩、白河の一支流は此地に屈曲して北東の方向を取り、河床の幅は千五百呎なり、西と北の兩面には山嶽あり、東方には所々に峻峰峭立し、其麓には丘岡の起狀せるあり、麓に達する迄の一帶の地方耕地は全く小麥畑なるも、岩石到る處に露出し、土壤少なく耕作に適せざる爲め、地積の大半は未だ開墾さるゝに至らず、大石橋の東方北寄り十二哩にして麓に達し幅七百六十呎の

嶺を越へて六百呎の河床を有する溪谷に入る、現在水路は二十呎にして東流せり、支那人は此河流を劉河と呼ぶ、下流河谷は廣さ七哩に跨り幅千呎より三千呎に達し兩岸は峻峭にして土壤に乏し、增水の時と雖も此河谷全部が水に浸されざる事は、河床の所々に人家を見るに據て之を證するを得べし、岩石に殘せる增水の跡は、現在水平面以上二呎の高さ以上は認むるを得ず、從て最大增水の時と雖も五呎を越ゆる事なかるべし、分水嶺より裕州に至る山麓の地は、耕され居るも地質は肥沃ならず、劉河店より大石橋に至る區間は山脊に沿ふて走り土地一般に荒れ且つ瘦せたり。

此區間の問題は要するに線路の選擇を如何にすべきかにあり(一)は裕州より劉河店、大石橋を經て南陽に到るもの(二)は全然南陽府を除外して願みず河流に從つて裕州より唐河に到り襄陽府に達するもの即ち是なり。

南陽以南の道路は白河の東岸を走り常に增水線以上の高度を持せり、河床は殆んど垂直をなせるも、時に流水の爲め浸蝕されて凹入せる個所あり、土地は四方平坦にして丘阜の眼界を遮ぎるものなく全部小麥畑なり、南陽を去る十哩乃至十五哩の區間に四線の小河流あり何れも石橋を架せり。

瓦店は小なりと雖も殷賑なる城市なり、平原の中部に位置し人口稠密にして小麥取引の重要中心たり、市中の人民何れも血色好く生活難を感ぜざるが如し、此地には河舟輻輳し其の多數は漢水上流の老河口鎭より來るものなりと言ふ、因に老河口南陽間には年中往來絶えざる車道あり、途中は鄧縣附近にて鄧河を橫ぎるの外、何等山嶽丘陵を越ゆるの要なしと。

瓦店新野の兩地間の土地は平坦なり、新野亦た城壁を繞らせる市街にして、長さ半哩幅五町許り、水路を隔たる事約二哩、增水平面以上に在り、測量隊が將に該地に入らんとする時初めて約百頭より成れる駱駝隊が北方に向け出發せんとするを見たり、此の駱駝隊は南部陝西の鹽井より產せる食鹽を新野に輸送し來り（新野にては海鹽よりも右の井鹽の價格低廉なり）漢口附近より輸入せる土布と交換して、之を陝西に搬送すと言ふ。

新野の市外に於て本道は白河を橫ぎりて其西岸に出で、道路は四呎の深さより漸く地平面に浮び出づ、河床は幅半哩乃至二哩にして、水路は左右兩岸の間を蜿蜒屈曲し、水深十五吋內外にして水路狹隘、一船擱坐すれば、後續の各船皆な進む能はざる有樣にして、現在の水流速度は一秒時間四呎なり、四方平坦廣濶にして丘岡を見ず、河床は此平原を深く浸蝕陷沒し、兩岸の狀態は垂直にして高さは十呎乃至二十呎なり、五六七月の候に於る平常增水時には水平面は現在に比し上ること約八呎なり、然れ共初春及夏期に於ては此河流を航行する者尠なく、河水減ずる迄は何れも田圃を耕し、小麥其他を市場に搬出する用意を爲し、晩夏の候に迫んで總ゆる船舶を使用して之を運搬するに至る、河上船舶は重に小型にして最大船と雖も、約十噸積に過ぎず、幾多の船舶の河上を溯航するを見たるが、重に束ねた

る竹を積み、兩舷側に縛り付けあり、時には木材を曳ける もあり、又た鋸き割りたる棺材を甲板船艙に滿載せるもあり、二三の大型船は漢口附近に產する土布其他の雜貨を積めるを見たり。

唐河の源泉は裕州の北方に發し白河と相合する河口は幅三百五十呎にして水深八呎、洋々として修築されたる兩岸の間に流れ、洲沙の露出なく又た水蝕作用を見ず、兩岸は水に接すること約二呎の距離に至る迄は綠草に覆はる、合流點以下漢水岸の樊城鎭に到る區間の東方地域は多少高低起伏の狀を呈せるも、山嶽丘陵水流又は岩石の存在を徵すべきなし、此の流域一帶に於ける著るしき特色は漁夫の皆無なる事なり、而して支那人が總ゆる河湖、總ゆる方法に依て漁撈するに徵すれば、或は此河流の水質魚族の棲息に適せざるに依るならんか。

樊城鎭狀況

樊城鎭の現在人口は二十八萬六千なりと雖も、約四十年前迄は之に二倍する人口を有し、此方面に於る最も重要の都市として、漢水白河航通の要路に當り南北交通の中心たりき、當時に於ては官吏、銀行家、商人等何れも此地を通過し襄陽樊城の兩市は、宏壯華麗なる旅館會館及び大商人の店舖櫛比し非常の殷賑を極めたり、然るに一朝汽船に依る海洋航路の開かるゝに及び、官吏商人等の旅行者及び商貨の大部分は其吸收する所となりて同市衰微の一大原因となれり、十八年以前ジャミーソン技師が同地に在りたる頃までは、尙は華麗なる旅館を有し、旅館通りとも稱すべき町筋には支那として第一流の旅館六七軒を並べ、食事設備等何れの點より見るも、第一流として恥かしからぬものなりき、然るに其後京漢鐵道の開通するに及び益々衰頽の氣運を促進し、今に於ては僅かに二戶の旅宿あるのみにして其旅舍とても將に倒壞に瀕せる哀れなる有樣なり。

此の期間中航路の終點なる老河口は次第に殷賑を加へ來れり、其原因は輸出入商人等が漸次樊城鎭に寄泊するを中止して、一路老河口に向ふの情態を馴致せるに在るが如し

南陽樊城間の線路は南陽より樊城に到る地勢にては鐵道線路の勾配千分の四以上に達する事なかるべし、線路は白河の東岸に沿ふを可とすべく、工事は殆んど十呎內外の築堤のみなるべし、土地は概ね開墾し盡され人口極めて稠密人民は總べて衣食足り生活容易なるが如し。

其後の經過

斯くの如くして本鐵道の測量も終了せるも、支那の常としてこれが實際の工事は遲々として進捗せざりしより、これに關し駐支米國公使ラインシュ氏は一九一七年五月中外交部に抗議を提出し、外交部より之れを交通部に移牒したるに、交通部は之れに對し次の如く回答し、更に六月二十七日の政府公報上に於て全文を發表せり、即ち次の如し

本部は去年裕中公司と鐵道借款契約訂立以來、始終誠實の體度と公平の意見を持し、本契約及附屬契約を以て協商の根據と爲し居るに、米公使より質問の各節は、契約

條文に關し誤解せる所あるのみならず、事實に於ても符合せざる處多きやに認めらるゝを以て、玆に辯明すべし

一、米公使の來翰には裕中公司の借款は、本年四月一日「カレー」にて引請け、交通部に對し六百萬元の第一回借款發行の意見を提出したるに、二箇月餘を經過するも、交通部は何等進行の手續を爲さゞるのみならず、種々故障の態度に出でたり、就ては原訂契約に依り迭次借款を發行して、工事用に供したし云々と有るも、本年四月裕中公司は株欽、周襄兩鐵道測量用の前渡金米貨五十萬弗は遠からず使用し盡されんとし、一面米獨の戰端亦將に開かれんとし、市情の形勢は契約に照らし、長期の借款公債を發行することゝ困難となりたる結果、米國より電報にて短期公債六百萬元の發行を申出たり、已是に原契約により迭次借款公債發行不能となり、不得已去年九月の追加條件第四條第二項に依り、短期公債を發行したるものなり、然るに米公使は原契約規定の第一回分として六百萬元を調達すべしと謂へるは、是れ短期借款を以て、契約規定は第一次長期借款とするの錯誤に出づるものにて、既に根本に於て誤れる以上、種々なる誤解を生ずる亦怪むに足らざるなり。

二、米公使來函に該借款は市價に依り發行すべきものなるを以て、今回交通部に對し提出せる意見は、該契約の條項と符合す云々と有るも、裕中公司提出の短期借款條件は、年利六分、手取九十、期限三年を要求しあるも、昨年九月の追加條件第四條第二項には「若し所定の時期中原契約規定の通り雙方議定の條件にて公債を發行し能はざる時は、即ち支那政府と該取扱人とは雙方合意の辦法を議定して、支那政府五年公債を發行して以て暫時の支出に充つべし」云々の規定あり、故に短期公債の發行には雙方合意の辦法を要し、且つ短期借款期限は五年なるべきに、今該公司の申出條件は三年とありて契約と符合せざるのみならず、其他の各條件も本部にても損失の過大なりと認む、然るに本部提出意見は、該公司代表之を堅拒し、爲めに雙方未だ合意するに至らず、是れ米公使が本部に提出せる意見は契約の條項に符合すと謂へるは、全然事實と相違せる處なり。

三、米公使來翰には、且つ此の實業借款發行價格は、歐洲各大國が、米國にて發行する價格に比較して有利なり云々と有るも、本部最近の調査に依れば、英國が米國にて發行する公債利息は、期限割引利率の三種を平均計算するに、年六分乃至六分半に過ぎず、隴海鐵道は去年十月以後白耳義にて發行せる短期公債は、手取九十五、年利七分、期限五年にて、利息の平均計算八分四二に過ぎず、今裕中公司の要求は年利六分手取九十、期限三年にて實計利息は一割〇三七となり、之が英國及隴海借款に比較すれば過重に非るか、本部より再三其改正を商議し、期限を延ばし手取を增さんとせるも、該公司は僅かに手取九十を九十一迄增すことを

承諾せる外、殆んど商議の餘地なしと主張せり、本部にては損失過大なるのみならず、殊に期限は契約追加條件とも符合せざるにより、遂に承認せざる次第にて比較的有利云々の說も亦事實と相違せる處なり。

四、米公使來翰には又交通部は竟に種々故障の態度に出づ、若し此種實業の妨害を排除し、契約通り實行せざるに於ては、米國政府は支那政府が前言を踐まざるものと認めざるを得ざるべく、本公使も亦嚴重抗議の職責を有す、想ふに此の良好なる實業を妨害するの原因は某々等微末の職員が放置するものなり云々と有るも鐵道は營業的性質にて既に借款契約を定め、線路を決定せる以上、本部は一日も早く其開通を希望し、損失の一日も少なからんことを期し斷じて自ら放置し、坐ながら時機を失するの理なきも、惟だ裕中公司は既に原契約に依て、長期公債を發行する能はず、又追加條件に依り五年公債を發行することを肯んぜず、徒らに種々要挾の詞を以て要求す、若し能く條件の通りなるを得ば、即ち承認を與ふべきも、本部が國家の負擔する鐵道の資本計算上、合意と認むる能はざるものに對し、更に之を商議せんと欲するは、此れ本部職責に有する職責たり、微末の職員が放置する云々の語は、知らず何等の根據あつて此の無責任の言を發せられたるか、是契約實行妨害の責任は本部に在らずして、却て裕中方面にあるを知らざるものなり、然るに米公使が咎を約束を守らざる裕中に歸せずして、反つて本部を責るに前言を踐まざるを以てするは、本部の斷じて承認しがたき處なり。

之を要するに本部は本件に對しては全然契約に依りて協商辦理する方針なるを以て、任意の要求を爲して邦交を害する能はざるは勿論なるも、亦徒らに他方の要求に遷就して、國帑を損する能はず、勉めて雙方圓滿の結果相互契約の遵守進行を期するもの、此れ固と本部の希望にして、又本部の職責なり、決して其他の意見あるに非ず、此等大事件は斷じて微末職員の參與し得ざる處なるのみならず、斷じて曖昧遷就決定さるべきものに非ず、米公使來翰の各節は徒らに一面の言ふ處に援據するものなり、此段貴部より可然回答せられんことを乞ふ。

交通部務代理總長

之れに對しては米國公使も滿足せるものか更に其後聞く處なく、其後米國の參戰等の爲其計畫も現在にありては全く中絕の形なり。

試採鑛權一覽表

（一）

農商部公表

省名	縣名	鑛業名稱	鑛質	面積	許可狀	許可人或公司	許可月日
湖南	會同	小水溪	金		試	陳鎏	民國元年六月十七日
同	桂陽	新坑嶺萬花窖	烏銅		同	庚席珍、余作霖	同　七月九日
同	同	曲水山	鉛		同	劉鎮愷、金丙英	同　同
同	臨武	香花嶺鐵沙坪	鉛		同	歐鑒	同　七月十八日
同	同	香花嶺四方井頭嶺	鍚鉀		同	龍毓峻	同　七月十九日
同	衡山	兎子岩	硫鉛		同	李毓奇	同　八月六日
同	慈利	茶店垭浸水潭岩下	雄黃		同	毛鴻勳、王慶生、范先試、楊先慶	同　同
浙江	建德	西鄉土部一圖四小洋莊三百畝官埠	煤	二十七畝一分一厘二毫	同	廣利煤鑛有限公司	同　八月八日
同	紹興	蔚岸橋鎮	鐵	一畝五分	同	蒋祥公司馬競等	同　八月
湖南	衡山	早塘冲柳樹塘	鐵鉛		同	文靚生	同　八月十日
同	祈陽	臥駕想飛山	銅		同	曾兆祥、周斌	同　八月十六日
同	常寧	獅形山	矽		同	張凱	同　八月廿一日
同	同	銅盆嶺	錫矽		同	同	同　同
同	衡山	雷鉢嶺大斗灣	酸化鐵		同	李振聲	同　八月廿九日
同	郴	鄧家隘	錫		同	梁敦恕	同　九月二日

| | | |

| | | |

直隸	獲鹿	上莊村西橫山	金	八百十畝	同	朱福恒、許涵鴻	同	二月五日
湖南	湘鄉	宋寨山	煤	六十畝	同	九昌公司彭克儀	同	三月
江西	廬陵	水火壠搖籃窩	同	十五方里	同	炮守成	同	三月一日
山東	章邱	三元莊	同	十二畝	同	管象賡	同	三月六日
江西	饒干	白馬李家衝斛桶山	同	四十八畝二分三釐	同	鄺	同	三月十三日
熱河	建昌	老爺嶺窪	同	四十鏈界	同	黃建興	同	三月十七日
江西	弋陽	上陽玉家山	金	一方里弱	同	鄭宣人	同	三月廿一日
吉林	延吉	鞠鶴硝子	同	一百十畝	同	周作基	同	三月廿九日
江西	樂平	老鄉了世鹿猪尾尖山	煤	三十六畝有奇	同	余虛堂	同	四月五日
奉天	通化	大石棚子孫家崗地方	同	九百五十六畝六分六釐六毫	同	王錫臣	同	
山西	代縣		金		同	弓富魁	倘	四月七日
奉天	寬甸	南洋砬溝	金	六百零二畝五分一釐	同	白明輪、張萬程、楊雲度	同	四月十一日
直隸	房山	太業溝村	銅鉛	十五方里	同	王錫疇	同	四月十七日
熱河	朝陽	臺吉營子	煤	六十四鏈界	同	季雲麟	同	
山東	嶧	乾山口	鐵	七十四畝	同	葉基楨	同	四月廿一日
直隸	易縣	西南鄉松山	煤	八方里	同	崔榮臣、劉桂慕	同	四月廿六日
四川	潼陵	大飛鐵文星場黃草山楊家山胃水孔	同	一方里一頃一畝六分四方丈	同	陳煥、伍興榮、方玉堂、徐合山	同	四月廿九日
安徽	涇	鵝籠餅之老鈷夢山水塘	同	不及一方里	同	熊澤陛、熊登甲、施彩堂	同	四月
湖南	寧鄉	谷塘坡	煤	一百六十五畝	同	鄺豐公司姚肇穗	民國二年四月	

同	臨湘	廟坡	鉛	一百三十五畝	同	瑞昌公司鮑嵩太	同	同	
同	郴	野鷄窩	同	二百四十畝	同	利源公司鄧霖源	同	同	
山東	淄川	萬祥溝	煤	四十畝	同	高公權	同	五月六日	
熱河	承德	乾溝子	同	八分四釐	同	馮需文	同	五月七日	
山東	平度	舊甸三座山	金	五百四十畝	同	唐浩鑫、王芷瓶、龔基樹	同	五月十日	
奉天	興京	董木匠溝	砂	九百二十八畝七分五釐	同	王永春	同	五月十三日	
熱河	建平	黃金梁	金	二十方里	同	千海卿、孫樹檉	同	五月十四日	
江西	廬陵	雙山合	煤	八十二畝	同	龍	黃	同	五月十九日
熱河	建平	窯子溝梁	金	二十八方里	同	李崧舲	同	同	
同	朝陽	黑山溝	煤	十鑛界六分七釐	同	王	海	同	五月二十日
山西	太原	柳子峪之天龍山	硫磺	四百五十四畝二分三方丈	同	孫習謙	同	五月廿三日	
湖南	醴陵	馬頭沖	煤	六十畝	同	廣義公司劉復勝	同	五月	
同	寧鄉	老中廠麻托	同	一百三十五畝	同	天益公司彭位等	同	同	
同	湘潭	棕樹墮	不灰木	二百四十畝	同	富強公司盧昆	同	同	
同	辰谿	蔣家灣	鐐	十五畝	同	寶隆公司李錦章	同	同	
浙江	長興	南皐村四畝墩	煤	二十七畝五分	同	鍾學書等	同	同	
安徽	宣城	金牌圍之窯山崗	同	七十一畝零	同	鄭湘澡、陳庭榕	同	同	
江西	南城	周家邊原	同	鉄	同	汪鳳山	同	六月一日	
山西	五臺	牛圈嘴炭窯鎮榆崾岆梁三處	銅	二十一方里	同	張耀南、積鳳林	同	同	

安徽	懷寧	十里保葉家沖	煤	四十九畝零五釐	同	王明德、徐鴻嘉	同	六月五日
同	貴池	東一保饅頭山汪家沖	同	不及兩方里	同	吳藻	同	同
直隸	宛平	黑土港	同	二十七方里	同	戴瑾	同	六月六日
同	同	遠摩	同	二十六方里	同	同	同	同
同	同	大頂子	同	二十九畝	同	楊介臣	同	六月十七日
直隸	遵化	東園店	同	三百畝	同	李謙	民國二年六月十二日	
奉天	西安	小梨樹河內鵝心頂子	同	二十六畝	同	趙書村雍琢之	同	六月廿四日
浙江	諸暨	東鄉梅溪區	鉼	十八畝九分八釐五毫	同	陳德潛	同	六月廿九日
湖南	湘鄉	扇子牌	煤	十五畝	同	湘利公司宗元亨	同	同
同	常寧	洋泉馬嶺	同	五百十一畝	同	同益公司羅誠	同	同
熱河	建平	哈塘溝	金	二十八方畝	同	劉儒三、千秀孫樹德	同	七月三日
安徽	當塗	四圖常稔扦姑山	鐵	二百廿一畝零一方里內	同	徐靜仁、劉厚生	同	同
同	宣城	北二區馬山圖保銅山圖	銅	一百餘畝	同	楊聘三、蕭祥鴻、楊鉅廠	同	同
奉天	柳河	紅旗稈溝	煤	四十五畝	同	王廷梁	同	七月七日
熱河	朝陽	金家杖子	石綿	三十方里	同	王廣厚	同	七月十一日
同	阜新	水泉	煤	四十四畝界四分四釐	同	關夢璋、許寶、高鳳堂	同	同
黑龍江	呼蘭	雙龍溝	金	三十方里	同	霍禮	同	七月廿四日
山東	歷城	青銅山大佛寺	同	一千一百五十二畝	同	朱可庭、孔憲廉	同	七月廿八日

奉天	鳳凰	草河口盧家東溝	石綿	三十畝	同	同	長嶺三、常鳳二、千占芳	同
黑龍江	瑷琿	南壘河金旺溝	金	三十方里	同	丁官堂	同	七月三十日
河南	武安	暴家莊	煤	一方里四分一釐	同	吳樹藩	同	七月
湖南	安仁	長角村	鐵	十五畝	同	富強公司熊印圭	同	同
同	衡山	葵花寺	鉛	十五畝	同	南阜公司李岭秋	同	同
同	瀏陽	芭蕉坡	鐵	十五畝	同	道生公司陶璜	同	同
同	瀏陽	將軍峽	煤	六十畝	同	同	同	同
同	祁陽	銅鐵沖	銅	一百八十畝	同	金玉公司唐維善	同	同
同	江華	猪頭岩	錫	十五畝	同	華興公司歐陽耀圭	同	同
奉天	西安	孟河亮	煤	六百四十畝	同	傳承文、荒子金常品一、留子全	民國二年八月四日	
山西	代縣	甘霖頭村	金	二十五方里	同	周士志	同	八月十五日
奉天	西	查庫圖達圍秀水社	煤	一千零三十畝	同	關連漢	同	八月廿一日
貴州	下江廳	三白河	錫砂鉄		同	蕭時熙、周日銘胡從槐	同	八月廿五日
吉林	密山	南天門	金	一千六百二十畝	同	蕭惠長	同	八月廿六日
湖南	桂陽	東邊窩	同		同	富國公司黃克強	同	八月
同	安化	大埠溪	璜		同	資源公司王春秋	同	同
同	寧鄉	黑山塘	煤	九十畝	同	彙義公司謝臥東	同	同
同	攸	曾家山	同	二百四十畝	同	久大公司閻儀甫	同	同
同	寶慶	齊塘沖砂子坑	錫	三十畝	同	天祿公司陳錦川	同	同

| | | |

同	同	妨嶺形廿孔嶺	同	十五畝	同	實和公司游盛時	同
山西天鎮	都爾四六數子九洞溝等山	鉛銀	三十方里	同	南佩蘭趙次龍	同	十一月三日
奉天寬甸	萬寶蓋子山	金	七百五十畝	同	侯靖濤、張鏡塵、張孟文、吳吉卿	同	十一月四日
同	葛子溝釣魚臺	同	九百三十五畝五分	同	侯靖濤	同	同
直隸廣昌	鼻子嶺南山	銅	五方里	同	閻世卿、劉指南	同	十一月六日
熱河平泉	小高家溝	煤	八分八厘	同	李茂	同	十二月十二日
湖南安化	熊家沖、曾家沖	金	百六十五畝	同	李允元等	同	十二月十四日
同	符竹溪 田莊嘴龍形山射塘沖等地方	鎢	四十五畝	同	張嶧青等	同	同
同	安化	同	四十五畝	同	同	同	同
奉天海城	二道溝害母石	同	二百八十畝	同	田雨時、谷金聲	同	十二月十七日
同	宋家堡子及窖子峪	滑石	九百二十五畝	同	同	同	同
同	賈家堡子	同	二百七十畝	同	同	同	同
同	楊家甸子及蘇峪	同	九百四十三畝	同	同	同	同
同	郭家窰	同	三百四十七畝	同	同	同	同
同	康家峪	木綿	二百三十四畝	同	同	同	同
同	馬風屯二道溝	石棉	三百七十畝	同	同	同	同
同	紅土嶺	白土泥	五百八十畝	同	同	同	同
湖南湘鄉	上鋪屋	煤	六十畝	同	謝蕙堂等	同	十二月十九日
同	開山	鉛	三十畝	同	歐陽振聲等	同	同
湖南桃源	灰溪河龍長垣	銅	六十畝	試	何紹林等	民國二年十月廿八日	
廣東防城	東興銀河測峒彭祖嶺	鎢	一百三十五畝二分	同	張溢垣等	同	十二月三十日
湖南瀏陽	南嶺腦	鉛	十五畝	同	劉瑞洲	同	同
同	湘鄉百步嶺虎形山	煤	一百三十五畝	同	太和公司王鳳嘉	同	十一月
同	臨湘 丁家咬之獅形象形鳳安三山	鉛	一百三十五畝	同	裕利公司盤承祖	同	同
同	新事	裏山	種	鎢	太和公司道李萌	同	同

安徽	繁昌	北一區桃沖池方	鐵	三百八十畝	同	霍守華、陳梅庭	同	十二月十二日
廣東	陽山	龍牙峽嶺	煤	五百二十九畝一分六厘	同	曾作良	同	十二月十三日
同	乳源	官村圍	同	五百十三畝	同	梁廷輝等	同	十二月十五日
同	長寧	茶苦山	鉛	一千零八十畝	同	嚴源等	同	十二月十六日
同	曲江	細老頂獅子頭山	錫	二百四十畝	同	馮椿源	同	同
湖南	湘潭	葛家大山	煤	四十五畝	同	沈克剛等	同	十二月十七日
同	臨湘	乾港水溝嶺（開口地方一名長嶺一名鳴吼嶺連稱山等）	鉛	七十五畝	同	鄭兆蘭等	同	十二月十八日
廣東	合浦	銅鼓嶺	煤	二千零四十畝	同	吳崇光	同	十二月十九日
湖南	辰谿	白雲山灣弓枚背坑	金	十五畝	同	游銘時、余熾	同	十二月二十日
廣東	恩平	永綏圍中沖	鐵	一千零八十畝	同	廖致扣	同	十二月廿三日
湖南	江華	瓜沖	銅	一百三十五畝	同	萬海濤等	同	同
同	會同	東	同	十五畝	同	梁享璽、楊敬軒	同	同
廣東	增城	九頂連花山（經過鄧碧雲女士先生塘）	同	一方里	同	楊湘	同	十二月廿四日
山東	沂水	羊流店	同	四畝零一厘五毛	同	高繩卿、孫長清	同	十二月廿六日
同	新泰	柏枝子	同	二百四十畝	同	朱銘軒、孔煥文	同	同
熱河	建昌	長灘傍鬼士塔	煤	二方里	同	白輪章	同	十二月廿七日
廣東	梅縣	銀坑山	鉛	五十二畝零十六方丈	同	鄧群安	同	十二月卅一日
浙江	湯溪	銀坑山	鉛	十畝三分九釐五毛	同	陸仲良	同	十二月

歐洲大戰と支那の關係（上）

前香港裁判所長　サー、フランシス、ピゴット

本編は曾て英國のナインチーンス、センチュリー誌に掲載せられたりし所のものにして然かも未だ支那參戰問題の起らざる以前なりしを以て、今日の事情と合せざる點のあるも歐洲戰爭の支那に及ぼせる影響及支那と現戰爭との關係を知り、且國際間に於ける支那の地位に就いて既く處見るに足るべきものあれば此に轉載す。

支那の現狀は實に憐れむ可きものあり、即ち同國には同國自身既に幾多の困難あり、他國民間に於ける抗爭の結果を引受くるが如きは到底其堪ふる所にあらざるに拘はらず、毫も同國人民の求めたるものにあらず、亦何等の關係なかりし戰爭の爲め、外國兵を來賓として迎へ、其田畝に地雷火を埋め收穫に從事せる農夫をして死鬪と伍せしむる如き新農法の輸入を見るが如きは、從來先天後天の兩原因より平和的なりし同國人民にとりて甚だ迷惑の事と謂はざるを得ず、されば一支那新聞の如きは憤慨して曰く「是等は支那人民の被害にして、他國民の戰爭を行ふに我土地に於てし、且つ吾人に著大の費用を拂はしむ」と

支那の事情に精通せざる者は、現戰爭が支那にとりて何を意味するか、換言せば同國政治界の各方面に如何なる關係を有して如何なる損害を與ふ可きやを認むること容易ならざる可し、即ち政治なるものが同國の存立に如何なる影響を及ぼしたるを知るに非れば、今次の世界的戰爭が其舞臺を擴張し、唯だ交戰諸國に於てのみ軍事上認容す可き慘害に支那人民が屈服せざる可らざるに至りしやを解す可からず、皆て精確なる知識界に於て顯然世界の牛耳を執りし獨逸が今や幼稚なる學童と雖も尙恥とする如き愚論を吐いて己の明知を傷けつつあり、全世界に遵奉せしめんとせる

其の新戰爭道德論は局外中立を以て無意義のものとなし、必要により何時にても打破し得可く、否敵軍攻擊上ならば必要と云はずとも單に便宜なりとの理由を以て之を打破して可なりと宣言す、即ち此新道德論の適用に依て白耳義は不幸なる遭難者となりぬ、而して遂に支那の中立は亦時局の玩弄物たるに至りて、軍事上の必要は過去六箇月中同國に起りたる各般の事物を支配せしむ、而も此必然的成行を見たる諸原因の亦眞因を辿りて根本の一因を尋ぬるときは是亦獨逸が武力に依て世界の覇者たらんとせし野心の一表象に外ならざるを見得可し。

本國に在る英人は支那の事情に疎きより、唯だ支那に對する歐洲戰爭の影響著しきを說かんには必ずや質問の矢を放つ可し、即ち曰はん、何れの中立國民と雖も直接關係せざる戰爭の爲め著しき不便を感ずること相同しきに拘はらず、獨り支那の地位が他の中立國、例へば伯剌西爾又は邏羅の情勢に異なりとなすは如何、日露戰爭に至りては支那領土内に演ぜられたるが故に當時同國が深甚の影響を被りしは之を肯定すること難からずと雖も、今次の戰爭は歐洲戰爭たるを忘る可からずと、是に於てか先づ支那の狀態が平常他の諸國と異なれる諸點を示す必要あり、換言せば同國は其家族の主婦に非ざる根本的事實を注意すること肝要也、同國は表面一民主國たりと雖も其實決して自由國にあらず、即ち泰西の商人が東洋を尋ねて北京の門戶を叩くや、嫌忌せる支那を壓服して自己の爲めに治外法權を設け、自己の法律を實施し自己の法廷を開設し、以て彼等が營業及往居をなす國の司法權より免るるを常とす、惟ふに外國人に對する此特權が必ずや交戰國民に對する支那の局外中立に影響せんこと明かなり、而も此問題の解釋は至難なるが故に、支那に對する現戰爭の意味を量らんとする吾人の考察に於ては此治外法權の存する土地を除去し、外國の商人及金融業者が好市場となせる一自由國として論ぜざる可からず、然る後吾人は支那の運命が他諸國の運命と殆んど分離し難き程錯雜混交して、同國に對する歐洲戰爭の影響が絕對自由の獨立國伯剌西爾又は治外法權尙ほ存在する邏羅の如き諸國に於けるよりも一層激甚たらざるを得ざる理由を窺ふ可し。

凡そ商業及金融は既に久しく國民的たる時代を去りて、今や實際「世界的商業」及「世界的金融」となり「外國市場」は對外政策の一大動力たるに至れり、斯くて香港及新嘉坡の殖民地は支那を城砦となす極東の大商業戰に於て英國貿易の前哨地なりと雖も、英國は往時より門戶開放主義に忠實なりしかば—獨逸は熾んに此門戶開放主義を利用したるに拘はらず、今や全然之を忘却して顧みず—此兩殖民地就中香港を對支貿易上の國際的立脚地に改めたりき、而してその商業的活躍が如何に發展なるかは、同地ヴヰクトリア港が東洋航海の各國船舶出入噸數に於て諸港灣中冠たるの一事に依て明かなる可く、即ち東洋に於て航海業、銀行業、商業等を營む大會社は何れも香港に其支店を開設せり、而も支那の外部並に內地との貿易甚だ廣大にして、之を遂行せんが爲めには更にその前哨線—今や吾人の慣れたる軍事

上の比喩を用ゐ一を進むるを必要とし、海岸並に楊子江及西江岸の支那諸港に前哨地を建設せられたり、夫れ對外商業に從事せる歐洲乃至米國の會社が外國諸港に支店乃至代理店を開設するは固より常なりと雖も、支那諸港と他國の諸港との間には甚しき相違の點あり、他諸國に於ける是等の支店及代理店は其所在地の法律及慣習に從ふも、反之支那に於ては是等は悉く條約港即ち所謂開港場に聚合し、是等の開港場には夫々各自の國風を墨守せる外人居留地即ち殖民地ありて、諸商人は支那人と全然別離せる獨立の社會を形成せり、加ふるに是等の商人は他國に於ける同樣支那貿易の參與者に非すして、寧ろ同國貿易の創設者たり、換言せば支那貿易は外人の開始せしものにして支那人の誘導したるものに非す、されど支那が泰西と通商貿易をなすの利益を認めたるは既に遠き以前にして（依然治外法權の狀態を以て租界内に行はるるものとす）泰西との通商を許容し且つ之に參與せり、されば支那の買辨及錢莊は外國商人の雙手に比す可く、而して支那の苦力は貿易遂行の助手に等し、且つ支那は同國商業の全部を外人に委することなくして、支那銀行及支那商店はその充分なる割合を獲得し、沿岸及河上貿易中勘からざる部分は内國人の收むる所なり而も是等は唯だ其一方面に過ぎず、何となれば支那商人の活動範圍は單に國内にのみ制限せられざるが故にして、曾に苦力が國外に於て相當の幸運を享有するのみならず、支那商人は諸外國に於て盛大なる商業を樹立し、幾百の支那商人は香港及新嘉坡の開港場にも到來して著しき繁榮を贏得せり。

斯くの如くにして支那及諸國間の交易を見るに至りしが、此一事は益々東洋貿易をして國際的となせり、而して他諸國に於ける外國商人の代々相繼て唯だ滯留者たるに反して、支那に於ける一外國商人は歩を進めて其住居を造るに至りしが、之れ恰も印度に見たる現象と同一にして、斯かる商人の運命は其住居をなせる國の盛衰と全然相繫るものとす、されば支那の分裂は無數の外國企業を崩潰し、歐米の幾多市場に甚大の影響を及ぼす可く、又反對に歐洲の商業衰退は支那の殆んど各方面に災厄を醸す可し、是に於てか「支那」は單に支那人の母國と稱せんよりも、各國民の參加組成せる一大形體の心臟と言はん方適當にして、同國の繁榮は直接各國民の利益となり、同國の艱難は忽ち各國民の損害となれり、而して相互關聯の狀態は年と共に增進し、其根底は既に七十有餘年に亘りて愈々深く、其枝葉は絶えず伸長して將來に擴かれり、即ち唯た此一事を以てするも戰爭當初袁世凱が出來得可くんば「歐洲を離れたる尊嚴」を維持して侵害無からめんと圖りしもの宜なることを認む可し。

以上述べたるは未た其全斑にあらす、即ち同國商業の增進は亦同國の物質的發展を要求せし結果諸鐵道は支那の對外關係を更に鞏固ならしむるものとなりて、外國資本家及外國技師は同國に到來し、鐵道用板金及裝具の貿易は非常なる增進を遂げ、且つ支那人の訓練せらるる迄諸般の事務に從はしめんが爲め外國鐵道雇員の採用となり、又外國人

の敷設權所有者を見るに至りしが、是等は將來鐵道整理を行はるるに際し恐らくは稍や繁雜を生す可き歟、右の外過去に於ける幾多の國際的紛擾は屢次の戰時公債を齎らして支那の鎖國時代に全然形影無かりし外債を見るに至りしが、加ふるに團匪事件の爲め「償金」の重き負擔を發生し、現共和政府は是等を引受けて今尙は其仕拂に惱めり、次て革命を生して一時國の繁榮を阻害するあり、其後差迫れる債務を償還せんが爲め更に五國資本團より資金を借入れしが、其他數多の小資本家に仰ける短期借款ありて、是等の何れもその國際的關係を益々强大たらしめたりき、其他外國貿易開始の附帶條件たりし稅關の開設は其管理上外國の援助を必要とし、續々外國雇員の渡來ありしが、其後郵便局の開設あり、今復た鹽稅の外國の援助を俟つあり。

次に歐洲戰爭の支那に對する諸影響を詳述せんか、諸影響中その一部は甚だ明白なるものにして、直に之を想像し得可く、即ち同國募債の途を杜絶し、同國の事務に軼掌せし外人の多數は本國の召集に應じて出征するに至り、而して支那が未だ之を鎭定する能はざる叛徒の蜂起各地に頻々たる可し、其他歐洲に於ける戰爭狀態を熟慮する時は大に注意を促すものあり、條約諸港に於ける貿易は消失し、苦力の多數は失業の悲運に陷る可し、而して爲替の狀態は如何、夫れ爲替上の損失は最も好時期に於てすら尙ほ恐る可き所、今や全然其爲替を見ざるに當り外債利子及償金の支拂上送金すること能はざる可し、則ち是等の償金は如何に處置せらる可きや、現在交戰國は何れも支那の債權者たりしか、彼等は「兩」丈人肉の交付を主張す可きや、擔保とせる關稅收入が貿易衰退の爲めに減少しつつありし場合、貨幣は何處より到來す可きや、是に又諸鐵道の問題あり、支那の諸鐵道の利益は同國と外國の債券所有者とに分たるるものにして、諸鐵道の多數は現在交戰中の一國又は數國共同の下に所有せられしか、彼等は其運轉を繼續す可きや、支那は其管理及監督を引受く可からざる乎、即ち是等は實に解し難き疑問なりしが、尙ほ巨細に考慮し、支那に對して潛在せる幾多の危險を認むるや、其局外中立に關する諸問題の凡て困難なるに驚く可し、即ち中立の維持は自由國に於ても甚た難問題にして、治外法權の關鍵に依て束縛せらるる支那にとりては諸種の困難に范然たるの外なかる可し、道は日露戰爭に際し同國の既に十分經驗せし所なるが、果せる哉動員令の發せらるるや、直に問題となれるは諸鐵道に關するものにして、召集に應じたる豫備兵に依て使用せらる可く又確に使用せられたる可し。

是に於てか遂に支那の困難なる地位は世界的動亂の渦中に投じて直接現戰爭に關係するに至れり、即ち支那はその支配權を有せざる諸種の情勢に驅られたる結果現戰爭の終局を俟つて國土の保全を承認せられ、戰爭の爲めに生せし一切の問題を解決せられざる可からざるものとなれり、之より先支那の有する夥しき困難の背景に於て茫乎として更に一困難の潛在するものありき、當初は判然之を認むる能はざりしと雖も、英國の戰爭參加を傳へらるるや忽ち明白となりて人々を驚然たらしめたり、之れ他なし「青

島」の一語に依て明かならん、思ふに支那人が驚倒せしもの寔に理由あり、彼等にとりては國民の名譽に關はる最大問題の一たる可ければなり。

即ち、戰爭の餘波か支那領土に及ぶを防止し得るや否や換言せば同國の土地に對する侵害を回避し得べきや否や、憫れなるは支那にして、是等の事實は甚だ簡單明瞭なりき、即ち英獨は已に砲火を交へたり、而して日英は東洋の平和を保持せんか爲め同盟を形成せるが故に此目的を完ふせんが爲めには獨逸の港を砲撃することなり、從て膠州灣は戰場と化す可き所、その戰爭は之を租借地内に封し得べきや、又は日露戰爭に見たるが如く再び能ふ丈け災厄を忍んで交戰國に一層廣大なる戰爭區域を許す要ありや、而して此場合交戰國は其區域を出づること無かる可きや、其他泰西の有識者と雖も租借條約の締結當時毫も想到せざりし幾多の複雜なる問題あり、即ち中立國内に於ては固より咎む可しと雖も、交戰國が中立國たる支那の領土内に租借地を有する場合其區域内に戰爭を爲すは差支なきや、交戰諸國は果して此區域内に戰ふ可きや、而して其場合局外中立の原則は如何樣に適用す可きや、支那は白耳義の例に倣ふて敎科書の示す通り其中立を保護せんが爲め戰はざるを得ざるや、而して恐らくは租借主たる交戰國の敗れたる場合如何なる結果を生す可きや、是等は寔に奇怪なる問題にして支那は全然是を防止し又は解決すること能はざりき、余は本論に於て是に解決を下し又は多少の解釋を附することを企てす、何となれば未た是を考究するの時期にあらざればなり、即ち支那は苦痛を忍んで時期の到るを俟たざる可からず、換言せば縱令吾人は一切の研究材料を有すと雖も斯くの如き諸問題は此際非常なる愼重を以てするにあらざれば之を說く能はざるなり、而も吾人は同盟軍の青島攻撃に依て顯はれし諸問題の一部及支那の中立に關する諸問題の一部に就て多少の見解を下すこと難からざる可し。

是に余は明白なる眞理を揭く可し、夫れ戰爭を以て歷史を改造せんとせば數多の事物中特に二事の必要なるあり、即ち地理に關して充分の知識あること其一、輸送方法に關して精通すること其二なり、歷史の傳令を任務とする政治家は地圖を開かずんば其行動に關して語ること能はざる可し、されば日露の大戰爭を餘儀なかしめたる最大要素の一は、朝鮮の釜山が下の關より僅か一夜の航海にて達せらるる事實にして、參謀會議は夥多の軍隊を出し得るとするも兵士及軍需品輸送の準備調ふにあらずんば、數多の軍隊は無益たらざるを得ず、而して其輸送は唯た一回に止まらずして、再三輸送せらる可き兵員及軍需品に對し終始輸送準備を調ふること必要なり。

是等は實に武斷的治國策の公理たり、然るに獨逸の演じたる無數の庸愚なる錯誤に加ふるに、同國は青島に關して不思議にも此二要素を閑却せしことを認めざる可からず、曾に述べたるが如く香港は極東の商業戰に於て要害なる我前哨地たり、佛國は遲緩ながら確實に印度支那の一大屬地を建設せり、又日本は自から其現場に存し、露國は手の屆く所に位し、北米合衆國は新に比律賓を獲得したりき、而

して獨逸に至りては所謂「太陽の土地」を渇望すること切にして、殆んどその飽く所を知らざりしが、青島膠州灣地方は同國の希望に適ふものの如く思はれたりき、されど若し獨逸にして英國が香港に對すると同しく此新領土を商業上の一前哨地として措置したらんか、縱令其結果が悉く良好たりしと稱し難きも、尙ほ今日の情勢が稍や異なりたらんは明かなり、勿論商業的前哨地に於ても尙ほ堡砦を必要とし又附屬の戰艦なきを得ざるは、今日世界の普通情勢なりと雖も、此種の堡砦及艦隊は表面「防禦にして挑戰にあらず」てふ格言の標象にして、唯だ平和の先驅者たり又此任務を誤る可からず、即ち若し獨逸にして單に此競技を演ずることに努めたらんか、或は同國にして此明瞭なる事實に關し幼稚なる知識にても有したらんか、青島の堡砦が有せし意義は香港の堡砦に於けると全然同一にして、縱令精確に「禮砲用堡砦」たらざる迄も、甚だ有效なる防禦物たりしこと必せり、殊に明瞭なる事實として第一に獨逸本國より青島に至る距離の甚だ遠隔なる上に其守備兵を輸送する充分の準備なかりしこと—獨逸の大商船は他の目的に使用せられて餘裕なし—第二に近年に至り英國の輸送制度が完全せしことを考慮せざる可からざりき、されど獨逸は此好適地に躍進して其現在占有者を驅逐することに早急なりしかば、青島の要塞に數百萬の資金を投じて、之を城砦即ち武裝地と變じ、平凡にも之へ「東洋のジブラルタル」と命名せしが、同國は凡て「黃禍」を口實として是等を遂行したりき、嘗て獨逸皇帝が黃龍旗に對して基督敎徒の軍勢を指揮する獨逸を描きたる恐怖的文章は當時殆んどその政治的意義を認められずして、吾人は唯だその文章の拙劣なるを恥ぢたりと雖も、其頃より慧眼者は既に獨逸皇帝は此三角地を彼の鞏固なる武裝地たらしめんと企てしことを注意したり、次で獨逸皇帝の心を動かせしはアッチラ二世たらんとの夢想にして、此三角地への發展は恰も劇場に於ける前口上と等しく「全世界を支配せる獨逸」なる煩瑣の端緒的發動に外ならず、而して外觀青島の經營は支那及同國の蠻民に對してなされたるが如しと雖も、若し吾人にして充分の注意を拂ひたらんか、表面の幕地薄くして、その眞相を覗ふに難からざりき、卽今日吾人の知る所によれば青島の經營が全然商業戰を目的とせず、英國殖民地掠奪の一大計畫に對する軍事的行動にして、其計畫は當時既に着々進行中たりしこと明白なり、されど獨逸は諸事項に對し驚く可き程不明にして、多年同國の政策は何事に就ても必然の情勢を顧みず、只管獨逸皇帝の希望に從はざる可らずとなされし結果、遂に其國を甚だしき悲運に陷らしむることとなりぬ、夫れ日英同盟は一朝英國の極東に於ける優越が威嚇せらるるが如き場合、之に對する支配的要素たらんことを期せるものにして、その軍事及政策上に關し最も明確なる約文を以てせられたり、蓋し英國の優越は世界の諸利益を計るものにして、吾人從來のあらゆる行動及物質的勢力に對するあらゆる措置の眼目は畢竟此世界利益の保護に外ならざりき、されば是等の諸利益を害せんとするものあらば、英國は之に對し更に其勢力を強大ならしむる措置を取るこ

となる可し、而して青島の堡砦を商業的殖民地としての必要以上に鞏固ならしむるは畢竟世界の利益を傷けんとするものと認めざるを得ず、されば假に日英條約の締結に關して或疑問を存し、又は該同盟の精神及歐洲に於ける英獨戰爭に對する其適用に就て或疑問を存したりとするも、青島の堡砦が強大に失するの一事は是等の疑問を驅逐したらんこと明かにして、膠州灣が侵略的海軍根據地となされし事實は遂に日本が戰爭へ參加するに至りし所以を說明するものなり、假て其租借權が此法外なる堡砦の建設を認むるや否やに就ては多少の疑問ありて、這は今後支那自から論究す可き問題なりと雖も、要するに其行動が甚だ庸愚たりしは更に疑を容れず、外界より見る時は同要塞の守備兵數は支那及日本在留の豫備兵を加ふるも到底一萬以上に計算すること能はざりしが、又獨逸はその極東艦隊增援の爲め更に多數の艦船を分つこと不能なりしより、少數の同艦隊は曾に英佛の東洋艦隊のみならず、一朝日本にして參加せば同國艦隊の全部と對抗せざる可からざること明瞭なりき、而して陸軍に於ても、假に支那及香港駐屯の英軍隊は他地方の警備に必要なりとして之を考慮外に置くも、一度日本が參加せば必要に應じ或は同國の軍隊全部を動員せられんこと亦疑なかりき、されば獨逸皇帝が猫額大の該要塞に對して、一兵の存し一馬の在らん限り斷して降伏す可からずと戒めたるは唯だ同皇帝の自負心を滿足せしむるために過ざりしこと當初より明白にして、果せる哉、信賴す可き諸報道に依れば、多少の苦戰奮鬪ありて獨逸軍隊の勇氣を發揮せられしが如しと雖も、日本軍は殆んど綿密なる措置を採る迄に至らず、其要塞は甚だ頑强なる抵抗なくして陷落したり。

遙莫、余は支那の見地より之を眺めんとする者なり、凡そ支那は自から諸準備を調ふる力なきが故に同國の運命は常に不用意たるを免れずと雖も、而も同國政府が眞に氣附かざりしものは諸事件中少數にして、其多數は固より之を豫測し得たりき、即ち支那政府と雖も最も堅固なる堡砦を築ける青島が極東に實質的關係を有する獨逸對他歐洲諸國の戰爭に際して少くも海軍の活動中心地たる可きは恐らく之を豫測したらんか、蓋し這は推理上見落し難き所なりきされど何れの國民が英國に對して挑戰し、又は英國が何れの國民に對して宣戰す可きやに至りては爾餘の世界（獨逸を含む）に於けると同樣支那人も亦全然想到せざりし所にして、ベルンハルディ將軍の著「來る可き戰爭」の如きは對英戰爭を豫想せしものなるに拘はらず、此一事に關しては稍や明瞭を缺けり、蓋し獨逸は適當なる時期を待ち、夫迄に他の諸事項を完成する必要ありしが故にして、ベルンハルディは英國に依て宣戰を布告せらるへしとは毫も想像せざりしなり、然るに一朝歐洲に於ける時局の推移に關し東洋に第一警告を傳へらるるや、從來の漠然たる抽象的觀念は忽然支那人にとりて現實的となりぬ、即ち支那は局外中立たる可しと雖も、若し英獨が支那海に於て又は青島乃至香港に於て砲火を交ゆることあらんか、同國の中立が特殊の事情に羈らる可きは明かにして、兵術家としての袁世凱

の眼には、神の調停あらさる以上は時局の發展既に確定せること、及日本は其の同盟國に對して信義を守る可きか故に時局の最早猶豫せられ難きことを映したるに相違なし、從て支那に對して惹起す可き諸問題に關しても亦袁世凱は充分に豫想し得たらんこと必せり。

支那の才幹ある記者ユーゼン、チエン氏は嘗て「ペキン、ガゼツト」に連載せしその論文中本問題を捉へて頗る犀利の議論をなせしか、氏は曰く英人の獨逸に關する猜忌とは蓋し僞なり、即ち獨逸の商業は英領土内に於て繁榮を極むるにあらすやと、而して更に同氏は青島の要塞を築造したる結果獨逸より生する危險を論究し、獨逸は單に防禦的行爲を遂行しつつありしものと辯明する能はす、何となれは同國は該要塞へ熾んに豫備兵の集合を圖り、以て極東に於ける視察の焦點となりしか故にして、畢竟同國は戰爭の道程を急ぎつつありき、宜しく「エムデン」號は英國船舶の迫害を中止して自から抑留し、各事平和的解決を齎らすに努む可しと述べ、之が一解決法として、獨逸は自からその膠州灣租借地を支那に還附す可し、之れ實に同國の偉大を證するものなりと力說したり、蓋し戰を嫌ふ此平和的支那人にとりては右の提案が平和的に可能のことと思はれしなり、而も遂に日本人は獨逸を支那に於ける其立脚地より驅逐せんことの決意を宣言したりき、されば獨逸人は到底其地位を維持する望なきこと、換言せば青島に於て敵軍と對抗するに至らんことを示されたり、而して尙は其間勢力不均衡の闘爭を回避し得る餘地を存しぬ、卽ち獨人にして其租借地を原所有主に還附したらんには時局は無事に其解決を遂げたらん歟、嗚呼惯れなる獨逸よ、當初同國は千九百五年日本に向て「友誼的勸告」を發せしか今や却て日本の最後通牒を報ひられ、而して更に支那の一新聞記者より勸告を受けたりき、斯くて東洋の形勢は同國にとり益々險惡となりて、「黃人種」に對する同國の侮蔑は悉く打破せられ、更に辯疏の辭なきに至りぬ、而して其の讀書家は厄介なるペルンハルデイが日本人に對して、換言せは彼等の赫々たる軍事的成績、彼等の高遠なる政治知識、及彼等の文明に對して唯々讃辭の外言葉なかりしを認めたりき、是に於てか獨逸がその諸困難を經過し得る方途に想到せしは明かにして、卽ち戰爭前租借地還附に關する交涉は開始せられたる觀あり、而も宣戰後尙ほ該交涉を繼續することは某國がその中立違反たる可きを注意せし結果、之を中止せられたるものの如し。

袁世凱は現戰爭當初の混雜中に於ては、「歐洲を離れて尊嚴を保持せんか爲め、秘密乃至公然の一種の協約を得たし」との希望を固執せしが如し、而も尙ほ袁總統は出來得可くんは仲裁者たらんとの彼の希望、及歐洲戰爭の極東へ波及することを防止せんと計りし彼の提案が、結局失望に陷る運命を有せしこと、並に一旦歐州に於て水門を開放せられたる以上何れの國も狂瀾を防止し能はさることを認めたらずんばあらず、更に言はんか彼は八月四日の報道に接するや、英國の平和運動が失敗に了りて同國は對獨開戰を宣言せしこと、從て日本も亦英國へ與するに至らんことを認め

さる能はざりき、而して彼は亦同月十四日に至るや日本より、同國は英國に對する義務として斯くの如き提案に同意し難き旨の回答を受け、又北米合衆國よりは喜んで助力す可きも有効なる之が方策を知らずとの回答に接せしかは、是等に對しても充分の覺悟なからざりしを得す。

乍併獨逸は支那人民の同情を得ることに汲々とし、之か爲めに詐僞手段を講したるは世人の熟する所なり、余惟ふに後世の史家か現戰爭に關して惑ふ多數の問題中には、獨逸か全世界に絶えず流布したる虚報甚だ尠なからざる可し、勿論往々交戰國雙方より勝利を主張せらるることは戰時珍らしからすと雖も、全然形跡なき戰役の記事を傳ふること、換言せは其實……(檢閱官削除)の爲め英國の艦影を認めざりし場合、同艦隊の大部分を擊沈したりと全世界に打電するか如きは宛然兒戲に等しきものにして、是等の虚報を傳ふる場所が多數の土人を存する英國殖民地乃至保護領ならんか聊か爲めに誤信せらる可し、例へは馬來半島に於ては多數の支那人並に馬來人あり、兩者共珍らしき程神經過敏なるか故に、現戰爭に於て早くも一大悲報を傳へられんか、吾人の名聲を傷けられんこと明かなりと雖も、虚報後直に眞實を傳へらるるに及んでは、土人の心理狀態の反撥は當初の意氣銷沈に一倍し、從て他方の名聲失墜となる可きは獨人以外全世界の明知する處なり、又土人の精神輕佻なるか故に若し已に不安の狀態を呈して叛亂の虞あるが如き場合、或は其勃發を煽動せられ得可しと雖も、斯かる場合尚は兒戲に等しき行爲を以てす亦何の効かあらん、況んや支那に虚報を傳へて多少の効果あらんとは遂に了解する能はさりき、即ち袁世凱は支那對各交戰國の關係か彼の希望せし通り親善なることを當初より宣言し、各公使を通して全交戰國に對する彼の同情を表明すると共に、人民にも同一精神を鼓吹することに全力を盡して、流言を傳へ又は茶店にて對外政策を說談することを禁したりき、されは此虚報政策は當初より左程の見込なかりしものにして、斯かる手段を弄せし不思議なる動機は今尚ほその解決に苦しまさるを得す、是に余は支那人を一時瞞着せんか爲め作られたる諸報道を簡單に注意す可し。(中略)

湖南省工場表（三完）

名稱	所在地	製造品	年製出額
葉萬茂	茶陵縣汚水鄉	頂炮湘包皮紙	一、〇八〇
恒發堂	茶江近	湘包頂爆皮紙	二、八〇〇
李正茂	汚水鄉	同	一、六〇〇
譚同福	同	同	一、六〇〇
昌發堂	茶江鄉	湘包頂爆皮紙	二、七〇〇
貴發堂	同	同	二、九〇〇
李森茂	汚水鄉	湘包頂爆皮紙	一、六〇〇
徐方茂	同	草紙同	一、六一〇
生利堂	茶江鄉	湘包頂炮皮紙	二、三〇〇
玉版堂	同	同	一、九〇〇
茂發堂	同	同	一、八〇〇
生發堂	同	同	二、八〇〇
王同仁	汚水鄉	同	一、二六〇
鴻興廠	南鄉江口	同	二五、六四〇
利興廠	西鄉路佛前	同	三五、三五三
茶豐廠	東鄉水南鍋	同	七、五三
琇集廠	東鄉平石	同	六、五六
乾祥	劉陽縣紫微街	紅茶	一、八〇〇
榮祐正	蜈蚣嶺	花香、梗子	六〇

名稱	所在地	製造品	年製出額
鼎玉泰	西城王祠	紅茶梗子	二、四〇〇
仁和福	西城曾子廟	紅茶、梗子	二、二〇〇
天生祥	蜈蚣嶺	紅茶	二、一〇〇
萬和永	北城巷	花香	二、六〇〇
張茂興	桃源縣上東街	紅茶、梗子花	四、八五〇
同	同	花香	二、六〇〇
義叶成	同上南街	各種花布	四、九〇〇
章永泰	新安鄉	柳條大布	六、一〇〇
同	同	汗巾	三、五〇〇
周利興	城南街	柳條愛國大布毛巾	七、二八〇
李吉順	同	金銀首飾	五、〇〇〇
何豐森	同	未詳	
左義興	同	卓棹牀匱箱	二、四二〇
楊春泰	城東街	家具裝飾飲器	九七〇
仙源盛業廠	張家灣	杯、碗盞、盤	一四〇、五七〇
桃興發	扶善鄉	磚瓦	一、三九〇、〇〇〇
劉昌和	同	同	一、一五、〇〇〇
皇甫義豐	鄭河鄉	粗	一三、〇〇〇
李鼎新	同	同	三、八〇〇
德昌和	沙坪鄉	紅茶、綠茶、茶末、茶子、茶芽	二〇二、五五〇

天和興	同	同	同	同	一七、三六		
德和昌	同	同	同	同	一五、八九二		
實聚興	同	同	豆、麻、菜、桐油、棉油	同	一七、一八三	斤	
登豐祥	延口鄉	同	豆、麻、菜、桐油、棉油	同	三〇、五〇〇	斤	
孔長發	木塘鄉	豆麻茶桐油	同	同	二七、五〇〇	斤	
鴻興發	延口鄉	同	同	同	二〇、五〇〇	斤	
阜康	桃源城	米	酒	同	一〇〇、〇〇〇	斤	
邱德美	同	同	同	同	九〇、〇〇〇	斤	
陳隆陞	城南街	旱烟草水烟草	同	同	六八、五〇〇	斤	
松豐鎔	同	同	同	同	六五、〇〇〇	斤	
實聚興	城東街	石類石器	未詳	同	三、五〇〇	所	
程裕泰	城南街	雨傘	同	同	四二〇	柄	
萬裕盛	城西街	轎	同	同	三、九〇〇	乘	
羅恒興	延泉鄉	各種鐵器	未詳	同	九六	箱	
劉王豐	桃源城	同	鹽船、小蒸汽船小划	同	八二	隻	
謝得挂船廠	湘潭縣楊梅洲	同	同	同	二〇、〇〇〇	斤	
謝志高廠	同	十三總新梁街	醬	油	三〇、〇〇〇	斤	
元泰醬園	同	同	醬	菜	八三、三〇〇	斤	
協和公	九總正街	醬	油	菜	二四〇、〇〇〇	斤	
李玉春	十二總正街	醬	油	菜	九一、〇〇〇	斤	
九和生	城內	醬	油	菜	三〇、〇〇〇	斤	
祥泰吉	十三總孫家巷	錄	鋼	菜	一九、〇〇〇	斤	

光天太	同	同	同	同	一〇〇、〇六二		
天泰福	同	同	鍊	鐵	一五〇、〇〇〇	斤	
貴民工廠	十三總後補不足堂	衣服線織刺繡			二、五〇〇	個	
正發鐵號	九總	釘、鉗子			一、三〇〇	石	
天福	十四總	皮箱			一、〇〇〇	對	
頤復新	同	劉烟草			一〇、三〇〇	斤	
義誠	同	紅紙			七、〇〇〇	張	
葛怡泰	同	金銀首飾			二、三六〇	個	
李君仁	同	帽			三六、〇〇〇	頂	
王彥和	十七總	草			五〇、〇〇〇	束	
忠信厚	十四總	紅愛國寧波格花紙			大、〇〇〇	張	
怡興織布廠	九總	綿布			四、八六〇	匹	
戈洪泰	東正街	牀卓椅			二、八六四	個	
蕭實豐	新寧縣會極鄉時仄紙對兌紙				四三六	石	
合太福	會極鄉麻林峒	同			三六二		
大興號	同	双橋舖	同		四一八		
東順和	同	麻林峒	同		三五四		
宏興發	大絹峒	同			四三七	斤	
双發號	南鄉全家村	菜油桐油			八、〇三〇	斤	
李大發	東鄉黃龍	同			七、六八〇		
胡日盛	大庸縣南門外	黃白綠線五彩花線			一四五	斤	
劉德生	同便河街	同			一六二	斤	
李裕和	十字街	大布花布			一、四〇〇	匹	
新發怡	文昌閣	同			一、六八〇	塊	
永盛	新化縣錫鑛山	煉	礦		四二〇		

牌名	所在地	製品	產額
祥興	七里江同		二四〇
振和	錫鑛山譚家冲同		未詳
華昌	長龍界	煉錳煉磺	未詳。
慶記	裕湘同	煉錳	同
福記	陶塘同	煉錳	同 一、五〇〇噸
升記	同	同	二五〇
寶和	富同	同	未詳
廣益	同	煉錳	同 未詳
化成	歐家冲同		三〇〇
美盛	陶塘街後同		五〇〇
公益	長龍界		同

長沙省城織布工場

牌名	所在地	製品	產額
協昌和	瀏陽門正街	格花梅花白大布	一、六〇〇疋
大成	復興街	格花布	三一〇
錦雲工廠	織機巷	格花、柳條、愛國布	三、〇〇〇
華興女子織工廠	西長街楊家巷	提花布	一〇〇
乾萬太機廠	高升巷	格子布	三、一五〇
經綸工廠	學院街	愛國格花大布	六、七〇〇
宋長慶機坊	福、慶街	柳條、格花布	四、〇〇〇
同德祥	同	提花棉布	三、〇〇〇
同勝祥	福星街	條格花斜紋布	一、八〇〇
德新昌	西長街	標格提花布	二、〇〇〇

慶和豐	福興街	標格布	三〇〇
宏順	綏福巷	格子布	一、六五〇
裕茂長	福裕街	同	二、二五〇
茂日新	戴祠巷	同格花愛國布	一、五〇〇
廣昌和工廠	永豐倉	被面	六、〇〇〇
樹德昌	壽昌街	標格布	九〇〇
汪福泰	五堆子	樹格提格大布	二、八五〇
鐘太和	同	標格布	三、一五〇
同德祥	壽星巷	同	三、〇〇〇
杜品豐	同	標格布	四、三五〇
萬泰通	泰街	標格、柳條布	三、〇〇〇
彭德春	忠信園	標格布	三、〇〇〇
同盛華	胡家菜園	同	二、四〇〇
同德昌	通泰西街	同	一、八〇〇
張振興	茅棚街	標格提花布	二、五五〇
劉義太	同	標格布	一、八〇〇
洪泰	同	標格布	九、〇〇〇
華益	同	同	三一五
德茂祥	草牆灣	格子標格布	二、五五〇
桂生	同	標格布	一、六五〇
謝順太	同	標格布	二、四〇〇
三盛	同	格子布	一、五〇〇
正興	同	同	三、九〇〇
彩太	同	同	二、八五〇
順興	同	同	一、九五〇

| | | |

長沙織襪機場

牌名	所在地	製品	產額
同德工廠	府正街	男女紗襪	四、〇〇〇打
益華公司織機	港各種洋襪		一六、〇〇〇
和記公司	同	同	三、八〇〇
楚紿織襪廠	同	同	四、三〇〇
鼎昌和	同	洋襪	四、〇〇〇
楚記工廠	李聯園	各種洋襪	一、八〇〇
華興	學院街	洋線襪	一、八〇〇
慶和豐	福興街	洋襪	二三〇
華輪	華莊港	男女洋襪	一五、〇〇〇
福興	城市	洋襪	五〇〇
順星和	同	同	三六〇
協興	同	男女洋紗襪	三〇〇
振華	同	同	三〇〇
蕭元記	同	同	三〇〇
同芳	同	同	三〇〇

總計	張集興	同和	同利生	裕豐	萬興
	福興街	同	同	同	同
	斜紋條布	大布	同	大布	大布花布
一八五、六八五	一八〇〇	五〇〇	八〇〇	一二五	六〇〇

華興	李記織襪店	福興	源豐	阜湘	長益	劉生和	易萬太	履和	同泉	何桂秋	英利	天利	順華	楊德升	隊履新	月華公司	王先進	雲龍錦	順和	福記	符雲波	沈義生
司門口	唐家灣	同心巷	樂井邊	路	華聯園	孚嘉巷	太平街	王街	後街	木牌樓	西牌樓	興濮門	王街	上營盤街	下營盤街	同	同	學宮街	金田坊前街	機會後街	陋園	通泰街爆竹巷
洋襪	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三、六〇〇	七〇〇	四八〇	八〇〇	一、二〇〇	二、四〇〇	一、二〇〇	六〇〇	二、四〇〇	一、〇〇〇	六〇〇	三、〇〇〇	二〇〇	一、〇〇〇	三〇〇	二〇〇	五〇〇	二〇〇	四〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇

汝南堂	孫家橋	同			三〇〇
恒記	千佛林巷	同			三〇〇
劉周氏	湘春街王公祠	同			二〇〇
彭光清	營盤街戴祠巷	同			二〇〇
順興祥	長春街豆豉巷	同			二〇〇
日華	吳家坪	男女洋襪			一、〇〇〇
自強	上木橋	同			六〇〇
江詩仁	總舖巷	洋襪			四八〇
劉長發	白沙街	同			四八〇
常耀廷	同	女洋襪			二四〇
俊昌	蘇園巷	男女洋襪			一、二〇〇
杜板茂	同	同			未評
陳小泉	同	同			同
易光玉	同	同			同
易得彪	同	同			同
李保堂	同	同			同
鄭順華	同	同			同
黃小欽	同	同			同
熊炳森	同	同			同
吳順臣	同	同			同
總計					八六、四四〇元

米人の米支關係觀（下）

米國宣教師　ジエームス、ダブルユー、バツシユフオールド

三、合衆國對支政策の將來

（二）　支那貿易に對する米國の長所　（三）　外國貿易は緯度に從つて進展す、（四）　對支經濟政策としての領土保全と機會均等、（五）　同上門戶開放、（六）　米國東洋貿易の仲繼港、（七）　東洋に對する合衆國の道義的使命　（完）

（二）　支那貿易に對する米國の長所、

合衆國對支貿易の前途を考察するに、其發展を豫期し得べき理由二あり、一は即合衆國西部諸州に於ける製造業發達の傾向にして、他は即巴奈馬運河の開通なりとす。

惟ふに一九〇〇年度に於ける合衆國の對支輸出額は、僅に支那輸入總額の八、五パーセントに過ぎず、此外合衆國が間接支那に輸出したる額（即合衆國原料を英國に輸入し、之を精製加工したる後、英國船に依りて輸入せられたる場合、又は香港膠州灣等を經て、間接に支那に賣り込まれたる場合は孰れも間接輸入なり）を加ふるも、其全額は猶言ふに足らずと雖も、是れ實に支那輸出品は主として製造品に限られ、而も我國工業の中心地方たる東部諸州が、支那に對する地位、歐洲諸國に比して不利なるに因る。

然るに合衆國西部諸洲の經濟事情は、其後頓に一轉機に向ひ、現在の狀況を以つて進むときは、今後二十五年にして、製造工業に於て、一大進歩を爲すを得べく、而も此等地方が、日本支那等の東洋市場に對する距離は、英獨佛等の西歐諸國よりも近きが故に、此點より見て、合衆國對支貿易の將來は正に有望なるものあるべく、更に現在に就きて之を言ふも、巴奈馬運河の開通に因り、現在合衆國工業の中心たる東部諸州と其市場との距離は著しく短縮せられ即ち濠洲、日本に對する距離は歐洲諸國よりも近く、支那との距離は正に之と伯仲するに至る、加之巴奈馬運河が既に設定せる、東洋に對する合衆國の通商路を變更するが如き、運河の開鑿は之を將來に豫想すること能はず、又所謂ニカラグア運河の完成は、東洋貿易に對する合衆國の地位を、一層有利ならしむるものなるが故に、合衆國が巴奈馬運河の開通、西部諸州工業の發達等に因り、南米西部、ニユージーランド、濠洲、特に日本及支那等に於て現に享有し、又は將來享有し得べき貿易上の有利なる地位は、極めて安固なるべく、將來之を覆すべき地理的原因の發生は絶對的に之れ無かるべし。

而して今後合衆國政府が外國貿易奬勵の目的を以つて、其船舶政策を樹立し、造船費航運費の調節、船舶に關する政府の補助等に就きて、歐洲諸國の政府と同一の方策を採

るが如きことあらむか、前記幾多の長所と相俟つて、其對支貿易を進展せしむるに至るべく、即ち合衆國は其對支輸出に於て、現に有する八、五パーセントの地位より一躍し、優に支那輸入總額の二割乃至三割を占むるに至らんこと難きにあらざるべし。

ヂョーン、バレット氏（Mr. John Barrett）は曾て（一九〇四年）東洋貿易の有望なることを指摘せしが、其一節に曰はく、「現今新嘉坡より浦港に至る沿岸諸國の外國貿易は年額十億弗に達し、而も猶未だ進歩の初期に在り、濠洲其他の大洋洲に於ける貿易年額又十億弗に上り、蘭領東印度の貿易年額二億五千萬弗に達す」と、惟ふに合衆國西部諸州に於ける製造業の發達は、延いてアラスカ、西部加奈陀、南米、日本、支那及び馬來諸島の產業發展を誘致すべく爲に此等諸國に對する合衆國の貿易は實に、空前の進歩を爲すに至るべし、然らば即ち十九世紀に於ける我國產業發展の原動力は國內富源の開發に存したりしが如く、二十世紀に於ける商工業發達の原動力は、即ち之を外國貿易に求むることを得るなり。

（三）　外國貿易は緯度に從つて進展す。

合衆國東洋貿易の將來を斷定するに當り、吾人は玆に貿易進展の原則を考慮せさるべからず。ペンヂャミン、キッド氏は其著「熱帶の支配」に於て、種々の統計を基礎とし、世界の貿易は經度に從つて進歩するものなることを立證すると同時に、溫帶熱帶間の貿易增加が更に之よりも急且大なることを證明せり、即ち氏が主張の要旨とする所は左の如し。

「現今米英及び米佛間の貿易は、既に其最頂點に達したるものにして、今後も猶久しく過去の增加率を維持するは困難なるべく、其增加率は漸次減少し遂に貿易減退の時期に達することあるべし、蓋、此等各國は共に同緯度に位し且殆ど其文明の程度を同くするものなるが故に、各、自國內に於て他國の生產品を模造し得べく、從つて他國品を輸入するの必要漸次減少するを以つてなり、但、各國民特殊の趣味嗜好を有し、且孰れも外國品に對する欲望あるが故に、此等各國間の貿易減退は近き將來に於て之を見ることなかるべし。反之南北に隔在する諸國間に在りては、氣候を異にし、文明の程度亦甚しく異るが故に、各國特殊の生產品を有し、從つて此等諸國間に於ける外國貿易は、其增加率前者に比して遙かに大に、且經度に從ふ貿易は或點に達すれば必ず減退するものなれども、緯度に從ふ貿易は其增加正に無限なるべし。」

と、氏の主張に由るときは、我國と英佛諸國間の貿易は既に飽和點に達したるに反し、其東洋諸國に對する貿易は正に增加の一方に在り、且將來其停止する所を知らさるなり。

（四）　對支經濟政策としての領土保全と機會均等。

合衆國が支那の領土保全を支持し、其分割に反對するは實に其對支貿易の發展を希望するが爲にして、支那の分割は即ち合衆國の對支貿易の衰退を意味するを以つてなり。若し皮相の觀察を以つてするときは、支那にして今後現行

よりも重き輸入稅を課するに至ることあらんか、合衆國は結局支那が日英獨露佛等に分割せられたる場合に於て、此等の政府に對し支拂ふべきと同一の輸入稅を、支那政府に對して支拂ふを要すべく、且英國は現に其殖民地に於て合衆國民に對し自由貿易を許容すと雖も、一朝支那分割成るや遂に他列强の爲す所に倣ひて、其殖民地と共に一種の關稅同盟を締結し合衆國を排斥することあるべく、合衆國は其關稅政策の過去に徹して、之に對し毫も不平を唱ふること能はさるの地位に在り、即ち合衆國の支那に於ける經濟的地位は、其領土保全と分割とに關する所なかるべしと。

然れども事實は全く之に反し、支那が自ら重き輸入稅を課すると、列强が其分割せる勢力範圍に於て特別の關稅政策を行ふとは、其合衆國の對支貿易に影響する所著しく異るものあり、蓋、前の場合に於ては、其稅率如何に高くとも、均しく支那と貿易する外國品の全部に適用せらるるものなるが故に、其對支貿易の障礙たるは、獨り合衆國に對してのみならず、日露獨英等の列國に對しても亦然る所にして、其外國品の輸入を防遏することあるも、是れ獨り合衆國生產品のみならず、列强生產品に均しく及ぼす所なるに反し後の場合に於ては列强は孰れも其本國及殖民地と、自國の勢力範圍に屬する支那の一部とを連結して、一の自由貿易區域を設定し、此區域に對する他國の貿易を排除するが爲に、之に重き關稅を賦課すべきが故に、毫も支那に勢力範圍を有せざる合衆國の對支貿易は、直ちに根柢より破壞さるゝに至るべきを以つてなり。

故に合衆國が現在對支貿易の發展の爲に要望する所は、列强に比して有利なる地步の獲得にあらずして、實に全體に對する機會の均等に在り、詳言すれば合衆國は外國貿易に對し有望なる將來を有する四億萬國民の大國が、一國又は數國の政治的支配に屬するに至らんことに對し極力反對するものなり、何者、列强にして一度支那を其政治的支配の下に置くときは、必然的に其貿易をも排他的に獨占するに至るべきを以つてなり。然り而して此點に關する合衆國の主張は實に各國の利益と一致する所にして、之に對し反對する國家は即ち、支那の全部又は一部を占領し、之に對する貿易を獨占して、利益を壟斷せんとの野望を有するものなるなり。

（五）對支經濟策と門戶開放。

合衆國は太平洋問題に對し過去五十年間引續き確固たる政策を支持し來れるものにして其主意とする所は我モンロー主義と同一なる所なり、蓋一八六八年のバーリンガム條約に於て、合衆國は初めて、支那に認むるに國際團體の一員たる資格を以てし、互に對等者の地位を以つて條約を締結し、爾後之と交通する西歐諸國をして合衆國の例に倣ふべき範を示したり、卽此條約は一方に於て國際社會に於ける平等者としての支那の地位を承認し、且其國際法に對する認諾を保障し、他方に於て其領土保全を保持し且之と貿易する列强の機會均等を要求したるものにして、即ち現今支那に關す重要政策は孰れも此條約の創設せる所に係る而して爾後此條約が世界文明社會の對支感情に與へたる偉大

なる影響と、日米兩國並に西歐諸國が支那に關する此等の主義を防護せんとの鞏固なる決心は、遂に國務卿ヘイ氏をして一九〇〇年に至り、列强と共に支那に關する條約を締結するを得せしめたり、而して此等條約の主意とする所は即ち、支那の獨立と領土保全とを尊重し、一國は貿易に關し他國に自由に許與せられざるが如き特權を要求するなからむことを約するに在り、是れ即ち支那に於ける門戶開放主義なりとす。

（六）米國東洋貿易の仲繼港。

（特にアルーテイアン群島及布哇非律賓）

合衆國はアラスカの買收に依り太平洋の北部東洋諸國に至る中間に於て、二三の不凍港を得たるものにして、其或者は大艦隊の碇泊にも適するが如き良港なり、之に就きハロルド、ボルス氏（Harold Bolce）の所說に依るに、Aleutian 群島の西端なる Atin 島は長さ五十哩其港頗る良好にしてカムチヤツカよりの距離僅かに七百五十哩なり、又同群島中の Yukon 島は亦良港にして港間口四分の三哩奥行二哩あり此外アラスカの Norton Sound より Attu 島に連る群島中には Dutch Harbor, Water Falls, Constantin Bay, Lost Harbor, Baldir Bay, 及び Glory of Russia 等の良港多く孰れも一時に數十隻の巨船を碇泊せしむるに足る、加之桑港より横濱に至るに、此北方航路を取るときは、地圖に現はれたる直線航路に依るよりも、二百四十三哩近く、而も此等の良港は孰れも黑潮（日本海流）の影響を受くるが故に其氣候四季共に温暖なり。

之に依るときは此等 Aleutin 群島の良港は實に合衆國が將來太平洋沿岸に對して爲すべき經濟活動の根據地たるべき地にして、其一大國庫なりと云ふべく、此等諸島に於ける築港事業は、二十世紀に於ける合衆國の重要企業の一たるを失はざるべし。十八世紀以降東西兩洋の貿易はベニス西班牙、大英國を建設せるものにして、今や此貿易が、日米露を建設すべき運命に在り、而も其完成は二十世紀に於て之を庶幾し得べし。

合衆國が布哇を獲得せしは、實に太平洋の關鍵を把握せんことを欲したるが故なり、其非島を領有せるに際しては其太平洋上に於ける商戰の根據地たるを思ふもの鮮かりしと雖も、今や吾人は天の配劑の玄妙なるに驚かずむばあらず、巴奈馬運河の完成は今や合衆國と東洋市場との距離を短縮せしめぬ。吾人は今や太平洋上に於ける商戰の準備既に成るの秋に際會す、合衆國人たるもの此千載一遇の好機に際會し、漫然袖手して東亞貿易に對し施設する所なくむば是れ即ち天の命に率はざる者なりと言はざるべからず。

（七）東洋に對する合衆國の道義的使命。

以上は主として物質的方面より觀察したるものにして、即合衆國の支那に對する經濟的政策は、其門戶開放主義の支持に在ることを論述したるものなるが、今や進みて精神的道義的方面の考察に依り、太平洋に對する合衆國の道義的使命を略說せんとす。

惟ふに世界文明は其源をナイルに發しチグリス、エウフラテス地中海を經て西漸し太西洋文明時代は既に其頂點に

達し、今や世界文明は依然西漸して太平洋に萃らんとするものにして、太平洋は實に世界全人類の融合すべき大舞臺たるなり。然り而して此太平洋岸諸國民間に於ける合衆國の使命は極めて崇高なるものにして、古來強大國が征服を以つて、利己的欲望を滿足せしめ、他國の主權を顚覆し國語を戰滅し遂に其文明を破壞し、之に代ふるに自國の文明を强制し、以つて天の使命を果せりと爲せしとは全然其揆を異にするものあり、即合衆國の支那に對する使命は武力に依る支那文明の統一にあらずして、實に好意的文明の指導に在るなり。

佛のラプレー氏は曾て曰く、「今後百年の後世界の二大勢力を爲すものは支那を除きて米露の二國たるべく、今日の英、佛、獨、伊の如きは到底之に比肩すべからざるに至らむ云々」と、是れ實に不用意の言にして、太平洋岸の大國の將來を豫言して、支那を除外するが如きは、即ち五大洋を記述するに太平洋を除外するの類なりと云ふべし。惟ふに若米支の二國にして將來能く其穩健なる道德的勢力を蘊蓄保有するを得ば、二十一世紀に至り遂に世界の二大國民として、世界文明の中心的指導者たるを得んこと、今に於て之を斷言するに難からず。即ち今後幾多の變遷あるにせよ支那が將來世界の大國たる運命を有することは、之を否定すること能はざるべく、合衆國にして正義人道を標榜し、眞個の政治家的態度を失はざるに於ては、來世紀に至り其文明を大成すべきは明なるべく、殊に全人類の道德的指導者として、大國支那をも指導するに至らむ。

惟ふに此時代に至りては太平洋岸に國を爲すもの東に合衆國、加奈陀南米諸國あり、西に露西亞あり、馬來群島地方には英蘭佛等の勢力あり、以つて太平洋岸に於ける、白人的耶蘇敎的文明を維持すべく、他方には日本、支那、印度等の文明は更に長足の進步を遂げて所謂黃色人的文明を大成すべく、此兩文明は遂に玆に融合して世界文明の統一を來し、全世界の融和となるべし、若然らずして、一方が他方を併合せんが如き野望を有することあらむか、是れ即ち其國破滅の原因にして、此の如きものは永久に世界より排斥さるべし、而して合衆國は此東西文明の統一に際し、其指導者たるべき使命を有するものにして、今日の所謂對支政策の如きは即其手段たるに過ぎざるなり。

彙錄

支那と戰後獨逸の商業政策

支那前財政總長梁啓超氏は、アングロ、チャイニース、フレンドシップ、ブューロー主催駐支英國公使ジョルダン氏の歸任歡迎會の席上に於て、意味深き一場の演說を試みたり、梁啓超氏は支那の參戰に言及して曰く、『支那は、中歐獨澳二國を敗北せしめんが爲めのみならず、又彼等の兇暴なる非人道的行動に對する刑罰として、戰後支那との通商より獨逸を驅逐せんが爲めに、聯合諸國と共同せざるべからず』と。

此の梁氏の宣言、聯合諸國の目的と一致するものにして戰後聯合諸國の創痍恢復の地として最も有望なるは疑もなく支那なり、支那は其の人口の無數なる、生活方法の原始的なる、更に其の富源の未だ開發せられざる、皆商業の發展、工業の發達に對して好個の餘地を存するものなり、而して獨逸が特に、彼等の國旗を永久に樹立せんとするも支那なり、彼の膠州灣の獲得以來獨逸は其の强固なる商工業上の立脚地を建設せんとし、現戰前に於ては、其の空中樓閣的大計畫の實現に餘念なく、大に支那人の耳目を聳動せしめたり、而して、今や獨逸は物資豐富なる山東の地點より驅逐せられたり、多數の獨逸の海員、支那貿易業者等は日本の爲めに捕虜とし收容せられつゝありと雖も、尙支那には、大膽にも、現大戰の繼續中其の財產を保有せんことを望める多數の獨逸人の在るあり、斯くして、彼等は平和克復の後捲土重來其の職に從ひ、大に戰後の商業戰爭に對する獨逸の大計畫の完成を策せんとするなり。

聯合諸國に對して一層の恐怖を喫せしめんがために、支那を其の策源地と爲さんとする、多數獨逸人の頑迷不屈の行動は、其の目的とする所支那人をして「獨逸恐るべし」との觀念を抱かしめんとするにあり、即ち獨逸の橫暴酷薄の犧牲となりたる國民に與へたると同一の恐怖を支那人にも與へんとするなり、支那財政總長の聲明は、支那人の對獨感情の發露の第一聲にして、獨逸に對する脅威の惡兆たらずんばあらざるなり、今や支那は與國の地位を占むるに到れり、財政總長更に曰く、『溫良なる國民が將來平和なる生活を爲し得んが爲めに、支那は、獨逸が暴力を以て世界を紛亂の渦中に投じたる、其の渦中に捲き込まるゝことなく、終始聯合諸國の爲めに忠實なる與國たらん』と、然り獨逸人の、支那に於て好まれざるは明かなり、而して、若し財政總長にして其の所思を實行せんが爲めには、獨逸人に對しては、更に强硬手段を徹底せしむる所なかるべからず、梁氏は、米國が大規模に、各個人を通じて爲さんとする所のものを、一の國家的計企として爲さんと欲するものなり、大統領ウヰルソンが商業戰爭を宣言せる時、米國の有名なる一新紙は曰く、『畢竟するに、商業を營むは國民全體に非ずして、各個人なり、戰後多年の間幾萬の米國實

業家は、血を以て汚れたる獨逸の實業家とは決して取引せざるべし』と、これ其の要領を指摘し得て適切なるものなり。

エキスポーターズ、レブユー紙は問ふて曰く、『此處に一商人ありとせよ、其の親其の妻子にして、海上の狂犬によりて撃沈せられたるルシタニヤ若くは其の他の船舶と其運命を共にせるありとせんか、其の商人たるもの、卑怯なる水雷發射を敢てし、武裝なき商船をして沈沒せしめたる獨逸水兵と、如何ぞ交を爲すことを欲するものならんや。而して、彼の幾百の無力なる婦女幼童の殺戮を敢てせる空中の横暴を行へるは果して何人の所爲なるか？又白耳義及び北方佛蘭西に於て、彼の忌ふべき有頂天の亂痴氣騒ぎを爲せるは果して何人なるか？井戸に毒藥を投じ、或は樹木を傷け、住家を奪ひて無告の民をして路頭に迷はしめたるは何人ぞや？、且又獨軍の到る處斯る兇暴を敢てせしめたるは果して何人の責任なるか？、然り、獨逸人と獨逸製品は將來永く、世界の到る處に於て、罵詈せられ、排斥せらるべし、特に聯合諸國及び其の殖民地に於て其の然るを見るならん……、戰後獨逸は何れの方面に向ふにも直ちに排斥せらるべく、これ獨逸に對する最良の報酬にして、又排斥者に對する最良の滿足ならずんばあらず、英國と其の殖民地、而して、佛蘭西、白耳義、伊太利と此等の殖民地、何れとして獨逸を排斥せざらんや、而して、何等敵意なき米國旅行者を殺害し、米國の軍需品を壞滅に歸せしめ、或は全米國に亘りて叛逆の種子を撒布し、或は惡辣なる手段を以て全世界の通商貿易を壟斷せんとしたる國民に對して、米國實業家は、何を苦んで、此れと交易することを欲するものならんや？、聯合諸國間に如何なる通商條約の締結せらるるものあるにせよ、獨逸商品は暫時世界の市場より遠けらるゝを以て至當なりとす、何となれば、これ、其の惡業報償の爲めに、獨逸國民に課する一の正當なる刑罰に過ぎざるを以てなり』と。

前述エキスポーター紙の所論、これ即ち支那財政總長及び大多數の支那商人の抱懷ならずんばあらず、故に、梁啓超氏の如き有名なる操觚者が、支那も亦獨逸の商業に對して其の門戸を閉鎖すべしとの宣言を公表せる所なり、是を以て、世界の大市場は、よし實際に於て、獨逸商人及び製造業者に對して閉鎖することと無しとするも、獨逸はこれが接近を策すること甚だ困難なりと謂はざるを得ず。

然れども、獨逸政府及び其國民が、今日彼等に對する世界の思潮如何に就いて、何等顧慮する所無きは、甚だ意味深き事なり、此の事の世人は甚だ健忘性に富みて、戰後に於ては、戰時中に爲されたる獨逸の兇暴を能く記憶するものに非ずとの信念に基くものなるや否やは、未だ分明ならず、されど、今後世界の市場に於て、大に雄飛せんがために、獨逸が大なる準備を爲しつゝあることは明かなり、故に斯る獨逸の計畫を粉碎せんと欲せば、獨逸は如何なることを計畫し、而して、其が成功のために如何なる手段を採りつゝあるやを研究することは益々必要なり、此の事に關しては、北米合衆國内外通商局の發表に係る『獨逸の對外商

業組織』なる調査報告書、其の狀況を高調して、甚だ要を得たり、而して、該報告書は、支那人に關して多大の注意を拂ひ居れり、獨逸の所謂『鐵拳』政策なるもの、最初試みられたるは支那にして、又領土的發展は暫くこれを措くも、獨逸が、大規模なる商工業上の發展のために、其の活躍地として最後の望を屬せるは疑もなく支那なり、戰後に於て、獨逸が其の創痍を醫せんがために、目下創始しつゝある所のオルガニゼーションの如何なるものなるかに注意し、これが對抗策を講ずることは、支那にとりて頗る緊要なり。

獨逸現今の高等商業學校に於て最も力を注けるは、外國貿易に關する高等の學科なりとす、伯林高等商業學校に於ては、一九一六年より同一七年に亘る冬期の學期に於て、百十五の科目を授けたり、その科目は左の如し。

一般商業實務、事務管理法、工場組織、銀行論、運輸論保險論、對外政策、法律、市場論、化學及化學工藝學、物理學及機械工藝學、地理、外國語、商業敎育、速記術最も興味あるは、世界の商業に就ての一般科學に關する科目これなり。

世界商業學（中部及西部歐洲の商業と太西洋を横斷する產物の取引との關係）、國際商業學、英吉利、佛蘭西及獨逸に於ける銀行組織、金融市場と各交戰國に於ける紙幣發行銀行、戰時獨逸銀行實務、鐵道運輸と賃銀制定、保險實務と國際關係、海外にける獨逸の經濟的地位、商業政策、國際經濟政策問題、獨逸の東洋政策、世界大戰の政治的及經濟的機能と其の效果、商工業實習、商法と國際商業、大戰の結果としての獨逸の共同機能、石炭と鐵植物性及動物性產物の利用化學、穀物の評價、處理及び利用法と農具の設備、機械學、工業機關及其他の專門機關の見學、普通地理學、佛蘭西及伊太利の商業地理、商業地理の初等及高等演習、露西亞の經濟狀態、露西亞語、佛蘭西語、伊太利語、西班牙語、初等及高等土耳古語、美術的廣告術、（附射光廣告塔）。

戰亂の最中一九一六年に於ても、伯林大學は亦、特に『商業及工業に對する準備』に關する學科を敎授すること九十四科目を下らざりき、其の科目を擧げんに。

商法、海法、經濟學、社會學、國際法、政治學、歷史學地理學、外國語。

更に特別科目として

世界商業、商業地理、（特に歐羅巴）、丁抹語、瑞典語、英吉利語、佛蘭西語、伊太利語、西班牙語、波蘭土語、亞羅比亞語、露西亞語、土耳其語等なり。

歐洲戰爭の結果は如何にもあれ、獨逸は、戰爭終結當時の、自國の富源及財政狀態の許す範圍內に於て、其の輸出貿易の大飛躍を懸命に劃策しつゝあり、現時に於ては、獨逸の海外貿易は實際上亡滅に歸したりと雖も、獨逸輸出業者は、其の海外市場との接觸を保ち、其の市場に於て出來得る限り、彼等に對する好感情を維持せんがために、銳意努力しつゝあり。

戰後經營の中、獨逸と埃太利、匈牙利兩國間の國際的運

動こそ最も興味深きものゝ一にして、現戰爭の共同目的に於て、前記兩國は頗る緊密なる接近をなせるが、戰後も、兩國は經濟的に出來得べくんば政治的にも、大に提携するならんとは一般の信ずる所なり、勃爾牙、土耳其兩國も亦現大戰によりて、獨墺兩國に左擔せるが、此の兩國をして戰爭終熄の曉、獨墺兩國と同一歩調を取らしめんが爲めに非常なる努力の拂はるゝを見る、而して、獨逸は、商業教育を系統的に組織せんことを企劃しつゝあるが、この結果たる、外國に於ける獨逸人の手によりて爲されたる商業の促進は、即ち銀行業、船舶業、貿易促進機關、及び貿易會社等の發達を促すものにして、又海外市場の開拓を創始するものなればなり。

世界中に於て、獨逸が、商業上最も成功を贏ち得んと欲するは支那なり、獨逸は何故に斯る信念を樹立せしやを考ふるに、これ一に、支那が其の參戰を決意するに當りて頗る消極的態度を取りしことに基くなり、而して、現今支那に殘留せる獨逸人は何れも、戰爭の結果として、困窮しつゝあれども、彼等の告白する所に依るに、これ聯合諸國の壓迫の避くべからざる結果なりと見做し、尙この壓迫たる支那はこれに抵抗すべく餘りに無力なりしなりとするものゝ如し、聯合諸國の壓迫と支那の宣戰とは何等の關係無きことは吾人の既に知る所にして、梁財政總長が、戰後の對獨態度を明かにして、彼の抱懷せる感情を表明せる所に依るも、最早、獨逸は、彼の戰勝を得んか爲めに狂用せし攻擊的の脅嚇を以て、支那をして、容易に屈服せしめんとすることの不可能なるは、爭ふべからざる所なりとす、故に獨逸は、今や支那豐富なる狩獵地なりとの期待を放棄せざるべからず、支那政府は、親しく、獨逸人の目のあたり、この苦き事實の實現に大なる努力を爲さゞるべからず、その第一歩として、敵國民の一般的驅逐、敵國民の營業禁止を斷行せざるべからず、最後に、對敵商取引の嚴格なる禁止を行はざるべからず、以上の事の實現せらるゝ時、即ち米國聯合諸國が、支那の眞に忠誠なることを知る時にして、梁啓超氏の演說は、支那人が能く聯合諸國の戰爭目的を諒解せる確實なる證左なり。

(The Far Eastern Review.)

支那の實業發達の急務

支那の實業の發達頗る緩漫なるは、これ支那中央政府の無能無策に由るものにして、過去三世紀上下無爲昏睡して覺醒する所なかりしは支那の爲めに惜まざるを得ざるなり彼の當時の大運河、萬里長城、雄大なる道路橋梁の建設者をして今日あらしめば、必ずや現今の政府者が無爲にして徒に看過せんとする幾多の好機會を捕ふるに躊躇せざるべきなり、今や彼の國家的記念物たる大運河、長城、道路、橋梁の如きは頽廢しつゝあり、然れども現今利用厚生の時代に於て苟くも此等を建設する技能を有するの士は、空しく國利民福增進の機を逸すべきにあらざるなり、現時各方面に於て支那國民を啓發すべき敎訓の頗る大なるものある

に拘らず、支那をして支那人の支那たらしめんがため、系統的、組織的計畫を遂行して、支那現今の狀態を根本的に一變せしむるが如きは、遺憾ながら目下の當局者の能はざる所なりとす、從來支那の無爲なりしは一に外國の壓迫に依るものなれども、而かも現政府にして自ら發奮興起するなくんば、遂に外來の勢力に因るにあらずんば、支那は何事も爲す能はざるに到らんとす。

若し支那當局者にして日本が亡國朝鮮の地及び日本々國に於て遂行せる貴重なる建設的事業の性質と其の結果に少しく注意する所あらんか、支那當局は自ら如何なる事業をなすべきかに就きて自覺する所なからざるべからず。日本は支那に比して其富源及び可能性甚だ貧弱なれども、一等國の地位を占むるに至れり、日本は小國分立の封建制度を打破して、强力なる一國家を形成し、等しく世界各國の承認する所となり、爾來不斷の開發進取の努力をなし、今や日本は現今大戰の準備に沒頭しつゝありと雖も、米國をして日本は支那に於て『特殊の利益』を有することを認むるの提議に同意せしめたり、而して此事を記錄して、猜疑及び誤解を受くるの危險なく、日本が將來支那に於て發展し得べきことを認むるが爲めに、新に外交上の覺書を必要とするに至れり、支那は宜しく此の日米共同宣言の意義に就きて三思熟考すべし、若し支那にして自國と日本との國際的地位に大なる懸隔あるを自覺し、大に發奮努力するに到らば多々益々辨ずるものと謂はざるを得ず、日本が其の地位を向上せしめたるは、單に經濟的發展の原則を活用せしに止る、然り他の文明列强の今日の盛大を致せるは、唯この原則に依りしのみ、日本が一躍して强國の班に入りたる所以のものは最初科學を應用するに當りて賢明なる處置を取りたるによる、而して日本は數多の大工業會社、運送會社、公衆機關等を建設せり、此等のものを建設するに當りては細心の注意を以て其の完備を計畫しをるを以て、列國の其れと比較して決して劣るものに非ずして、其の事業は驚くべき堅實性を其の特色とし、日本最近の諸工業は其の能率の高きこと誠に著しきものあるなり、顧みて、支那は如何人類發展の史上に於て、支那は何等日本と匹敵し得べき事業を爲し居らざるなり、單に大戰勃發以來の日本の發展をとりて見よ、日本は機敏にして企劃に富み、忽ちにして大規模の軍需品の供給を開始して、直ちに其の可能力を認められたり、而かも支那は何事をも爲さゞりしに非ずや、日本は無量の財貨を獲得せり、而して支那は何物をも獲ることなかりき、日本は總數四千九百八十七の新會社を創立し其の總資本額實に一億九千七百五十三萬六千百六十六圓に上る、以上のもの〻中製造を主とする會社を擧げんに、四千四百四十九會社なり。

會社種目	社數	資本金額
		圓
釀造工業	三四九	五、五九四、一九六
食料品製造	五二六	一一、八〇一、五三六
纖維工業	六二九	二七、八八七、七四七
化學工業	四七六	三〇、〇二一、九二六
窯工業	一九三	六、二二九、四二五
金屬工業（鑛業）	二六五	二一、一六三、三六八

船舶及諸車製造	三五	二、七七七、一五〇
機械製造	二九一	一一、九五二、六八三
瓦斯及電氣工業	一七一	七、五三八、七五〇
其他	一、五一二	二三、二三九、九八八
合計	四、四四九	一四七、二九七、七六九

以上の中其の發達特に著しきものは機械製造工業にしてこれ戰前に於ては極めて幼稚なるものなりき、然るに、支那に於ては何等見るべきもの無く、軍需製造品の供給者としても何等顯はるゝ所なし、支那は幾多船舶製造の好機を有せしに拘らず、機會は空しく其の門前を掠めて去れり、其の理由たる、江南機器局及船渠を統轄する支那海軍部當局の善く知る所ならずんばあらず、以上日本の工業會社は戰前に創立せられたる多數の會社と共に、日本に對して莫大の收穫を與へ、日本國民及び其の國家的地位を物質的に異常に向上せしめたり。

單に朝鮮に於ける日本の建設的事業を以てしても、支那を覺醒せしむるに足るべし、朝鮮に於ける日本當局者は、先づ貧困なる朝鮮人の物質的幸福の向上を計るを以て急務なりとし、鋭意其の農業及工業の奬勵に努力し、模範農園農事試驗場、播種場等を建設し、或は國庫補助金を制定し或は各地方に專門技術家を派遣せり、今や每年此等の生產事業より得る所の利益は頗る多額に達し、其の結果として朝鮮人の生活狀態は稍々向上せるを見る、其の併合の後間もなく、各地方に分配せられたる一千七百三十九萬八千圓の恩賜公債金によりて企劃されたる事業は、鮮人に對して多大の恩惠を與へつゝあり、該事業は兩班（Yangban）及び讀書階級並に失業者に對して生活手段を供給するの目的を以て營まれたるものにして、兩班及讀書階級の多數は何等恆職と恆產を有せざるものなりき、此等の事業は周到の注意を以て選擇され、各地の狀況に從ひて、これに適應すべく其の種類を異にせり、蠶絲製造、紡績、農業、漁業、製紙、太麻、織布、製筵及び木炭製造等の爲めに授產場設立され、一九一四年に於ては、長期の練習を必須とする此の種の機關は、百十二の地方を中心として活動せり、當時其の職業敎育を受くるもの二千五十人にして、此等の事業開始以來、今日に到るまで其の業を受けたるもの總數九千九百八十九人に達す、一般實業の發達を奬勵せると同時に以上の方法を採りたる結果として、地方產業の發達に著しき刺戟を與へたり。

一九一四年に於ては、朝鮮半島主要農產物の一なる、米の產額（平年產額八百萬石、一石は四、九六二九一四一ブッシェル）は、一千二百十五萬九千石に增加し、麥は三百五十萬石より六百萬石に增加し、綿は一千百萬斤より三千六百萬斤（一斤は一、三三二七七二七封度に當る）に、繭は一萬三千石より四萬六千石に、鑛產は六百九十六萬七千九百五十二圓より八百四十萬二千六百四十九圓に、水產物は七百八十七萬一千九百十圓より一千二百六萬四千六百八十五圓に、工場製造品は一千九百萬圓より三千二百七十萬圓に增加せり、一千九百十四年に到る迄五ヶ年の間、政府及び各個人が造林の目的を以て植ゑたる苗木は一億八千萬本に

逸し、爾來殖林事業は年々組織的に進歩し來れり。

現今支那に於ては、實は支那の天產物に改良を加へ、其の工業を促進するの劃下の急務なることを解するの士無きに非ざれども、此等の士の權力の地位に立つこと常に極めて短くして、充分に彼等の計畫を遂行すること能はざるなり、支那の最も進歩的なる閣臣の一人は Chow Tze-chi 君なり、彼は綿及び茶の栽培、絹布の生產、造林等の改良を企てたるが、若し其の事業にして永續せしならんには、甚大なる効果を擧げ得たるなるべし、天支那に幸せず、彼の後繼者は力めて彼の計畫の實行者の活動を阻止せるを以て支那の產業は再び沈滯不振の狀態に陷りたり、然れども、支那當局者が支那の貿易、商業、工業の發達の爲めに改革を斷行すべき時は來れり、而して若し支那自ら此事業を爲すに非ざれば、遂に、支那に最も深き利害關係を有する、○○○某國によりて爲さるゝに到らん。

(The Far Eastern Review.)

在支外人の醫療事業

(醫學敎育の方面を除く)

省名	外人醫士	外人看護婦	支人醫士	支人助手	男女支那看護人	病院數	病床數	入院患者數	取扱患者總數
滿洲	三一	二	三	六一	四〇	一六	六五六	三、三三八	一八五、四七六
直隸	二八	五	一三	二六	一三	一八	四四九	五、六〇七	二九五、四〇一
山東	二五	八	一一	二一	二〇	一三	五六一	四、一四二	二〇〇、四四二
河南	一五	一三	二	三一	一三	一三	五一三	五、七七一	一三三、七四一
山西	七	三	—	一七	一三	九	二五六	一、六一四	四四、九三三
陝西	五	二	三	五	五	二	七〇	四六二	三六、七四一
江蘇	二四	一八	一五	五四	一〇八	一三	一三二四	一三、三八九	四四、六七七
浙江	一八	一〇	一三	二〇	二八	一三	七四四	九、六五〇	一九二、八五
安徽	六	五	七	一三	一七	五	一六二	三、三七四	八二、〇〇〇

江西	四	—	二	六	四五	五	二〇一	五五五	五四、〇九二
湖北	二一	一三	五	三一	九七	一八	七三	七四、六九	一七四、七四六
湖南	二七	一一	九	七	七〇	一四	六二六	四、七八二	一一、六四九
福建	四二	三	一六	七二	一三八	四一	二、二〇八	一九、八五九	四三、三七二
廣東	四三	九	一八	五一	五一	三〇	一、八一六	九、九四〇	三七、五六八
廣西	七	二	一	一	一四	六三	七八四	二四、〇五三
甘肅	一	一	一	四	二	—	六〇	四一九	九、九六二
四川	四〇	一三	一	一六	四二	一八	三九四	六、〇七二	二一五、四八四
貴州	一	—	—	—	—	—	—	—	三、六〇〇
雲南	三	一	—	一	二	一	二〇	五二	二三、三五一
合計	三五八	一三八	一八	四九	七一九	二五二	一〇、八七七	九六、三八〇	二、九七六、五八四

（一九一七年支那宗教年鑑）

事業界

山東鑛務公司設立

今回山東省に設立せられたる山東興業礦務股份有限公司章程次の如し。

第一條　本公司は名を定めて山東興業礦務股份有限公司と爲す

第二條　本公司は專ら各區礦產を採掘するを以て營業と爲す

第三條　本公司の現に出願中の礦區は

一　博山縣千總林炭礦

一　四縣西山根炭礦

一　同縣麥根地炭礦

一　博山縣花峪炭礦

一　章邱縣曹范莊炭礦

一　同縣駄拉堡鉛礦

の六ヶ所なるが後日尙ほ相當の礦區あらば更に採掘の出願を爲す

第四條　總公司は濟南に設け分公司は該礦區所在地に設く

第五條　本公司の營業は二十年を以て期限と爲し半途に株金拂戻しの請求を爲し營業を妨害するを得ず

第六條　本公司第一次の株金は十萬元を以て定額と爲し每株百元計一千株にして發起人より五萬元を擔任し先づ開業し其餘の株は陸續募集し滿株に至る迄を募集期限とす

第七條　本公司は株金收入の翌日より利子を付し年四分と定む

第八條　優先株を五百株と爲し計五萬元は優先の利益を受け其他の五百株は普通株と爲す

第九條　本公司の株券は支那人に限り外國人の申込は直接間接を問はず一切受付けず

第十條　株主は公司の承認を待たずして株券を自由に移轉することを得

但し讓渡人の姓名住所は本公司に報告し舊株券の利子通帳を納付し新株券と取換ふべきものとす

第十一條　株主若し株券及利息通帳を遺失したる場合は姓名及株券番號を本公司に届出で同株券の廢棄を聲明し別に保證人を立てゝ新株券の補給を受くべし

第十二條　本公司に總董一人總理一人協理一人董事七人監察二人を設け均しく株主會に於て公選す

但し各該礦區に經理一人副經理一人及其他の職員を設け均しく總理より指定し人數の多寡は事の繁簡を以て之れを定む

第十三條　總理は董事會の議決を承けて公司一切の營業事宜を管理し外に對し公司の代表たることを得若し總理事故の爲め職を盡す能はざる時は協理其の職務を代行することを得

第十四條　董事は公司の條例を遵照し公司內外一切の事宜

を議決し株主會に向つて營業狀況及進行方法を報告す

第十五條　監察人は隨時公司に到り帳簿及一切の簿冊を查閱するのみならず若し監察人に於て疑問あらば之れに答辨するを要す

第十七條　總理、協理、董事、監察人每月各報酬金若干は株主會の議を經て之れを定む

第十八條　分公司は每月各一回決算して董事會に報告し每年々末一回總決算を爲し一切の支出を除き純利を十六分し二分を積立金と爲し二分を優先株の特別利得と爲し二分を發起人の利得と爲し二分を職員の奬與（分配の方法は別に之を定む）と爲し其餘の八分は株主に分配し積立金は五年目に一回分配し特別費用を途くの外其餘は全部株券に按して均分す

第十九條　凡そ本公司の株券三十株以上を有する者は總理に選擧せらるるを得

第二十條　選擧の時每に一株一選擧權を有し其の一人にして五株以上を有するものは每五株に一選擧權を遞增す

第二十一條　總、協理は三年を以て任期と爲し董事、監察人は一年を以て任期と爲す

但し均しく重任するを得

第二十二條　株主大會は每年一回正月擧行し董事會より一定の時期に依り之を招集す若し十分の一以上の株主の請求或は公司の利害に關し必要ある時は亦臨時會議を招集するを得

第二十三條　若し總理、協理、監察人各員特別事故ありて退職する時は株主會を招集して補選するを要す

第二十四條　株主會の議決權は出席株主の過半數を以て之を行ふ

附　則

第二十五條　本章程に規定せるを除くの外は總て公司條例に遵照して辦理す

第二十六條　本章程は出願認可後直に效力を生ず

第二十七條　本章程に若し不備の點あらば株主會を開きたる時提議修改するを得

倘其發起人及贊成人を示せば左の如し。

發起人

張資銜（濟南商務總會長）　王洛平

王貫忱（山東省議會副議長）　李松泉　陳仲洲

官文光（商埠局長官紱の弟）　丁學雯

郭子（曾利玻璃公司總理）　王蘭汀

贊成人

王文軒　馬其勳

程亦魯　郁方辰

雒因陳　趙春鈺

徐象坤　金丹忱

劉子元　郭延瀾

丁師汝　馬子元

王鏡齋　苗子儀

李眞亭　楊餘三

梁士彬　王振三

段吉學　關子駿

張信齋

馬子貞(清南鎭守使)　王鹿泉(山東鹽運使)　趙星海　李性澄　張洪基　張幹臣　馬瑞圃　穆柏仁　陳蘇青　龐佐鄉　魏筱峰　趙眞吾　王亦卿　張鴻聲　王蓋臣　高金如

高星五　勝逸忱　王孟學　郭鵬章　景錫三　方錫如　金甲一　徐會亭　丁忻甫　高弼臣　丁少泉　程金準　李虎臣　孟後三　徐範鄉

カルチー搾乳會社營業成績

(Culty Dairy Co., Ltd.)

上海佛租界なる可的牛奶公司株式總會は、昨年十二月二十九日其代理店たる長利洋行に於て開催せられ、出席株主の株數九九五株に達したり、今同社の報告により同社昨年度の營業成績を示せば、概要左の如し、前總會に於て同社は牛疫のため、頗る多數の乳牛斃れ、其の結果貸借表の負債尻を少しく增加せることを報じ、且つ顧客の需要を滿すため、若干乳牛を購入するの必要あり、從て牛疫に依る斃死の危險は、免れ難きことを述べ置きたるが、同年(一九一七年)初め、同社は日本より一等級の乳牛二十六頭を買入れたり、其後數ヶ月を經るや之等乳牛中に病疫發生し、二十六頭中二十頭は死亡せり、されど之等以外に同年中牛疫に斃れたるものなかりしは、先づ幸にして、之にて其飼養の大部分が免疫のものなるを確め得たり、同年中同社幼牛中約四十頭は乳牛となり、之等も亦免疫のものなりと信ぜらる、又乳牛中結核病の徵候を示せるもの、及び老年並に他の原因にて最早懷妊の望みなきもの、或は產乳貧弱なるもの若干を處分したるが、其結果殘余の現在牛群は頗る良好なる狀態にあり。

然れども需要を滿足せしむるには、依然として牛數の不足を訴へ居りて、新規申込の消費者の要求を滿し能はざる狀態にあり、牛乳の販賣は實に同社收入を得るの重要なる一法なるを以て、縱令牛疫のため再び多大の死亡危險を見るにもせよ、何れ機會を見て更に牝牛を購入すべき考へなりと云ふ。

目下ソガード氏は支配人として、專ら一切に盡力しつゝあるが、同氏は同社に招聘せられて以來、約二ヶ年となり、此間氏は上海に於ける斯業に關して頗る知識を得、幾多の報告をなして、其の能率を增進したること實に尠少に非ず、即ち乳牛飼育の事に就ても、氏は周到なる實驗に依て、一頭當て平均飼養費を減ずると共に、乳の生產を增加することに努め、其效大に見るべきものあり、斯く如きは搾乳を

業とする者の最も重大なる要點たるは言を要せず、斯の如くソ氏の方法は總てに亘りて精密なる注意を拂ひ、個々の牛に就て日々詳細の統計を作り、以て其の經過を判然せしめつゝあり、清潔と能率增進とは同氏の提言にして、其の非常の努力と相俟て、今年度の營業は更に好成績を見るべしと期待せらる、同社の實際業務は全くソ氏一人にて各方面を主宰し居るものにして、從て氏の繁忙一方ならず、是非共一名の助手を傭聘するの必要あり、先般より丁抹より一名の助手招聘方を交涉し居るも、今日迄未だ實現の運に至らず、普通の時にありても、ソ氏の執務時間は頗る長く疲勞を感じ居る程なるに、一度び病疫の發生等あらんか、到底一人の能く之に當り得べきものに非ず、且又斯る多忙より得難き此支配人を、同社より失ふが如きことありては、補足し難き損失を蒙る次第なれば、同社は極力助手の招聘に苦心し、ソ氏の弟を通じて斯業に興味を有する者を丁抹より聘せんとしつゝあり、決算に就て一言すれば、營業勘定は前年度に比して二千八百三十八兩五四の減少を示したるが、這は主として俸給の減少せるに因るものにて、前年度は長時間二名の支配人に支拂ひたるに對し、同年は一人の支配人に支拂ひたるのみなり、株主への割引は四〇三兩二六の增加をなせるは、賣上高の增加に因る、昨年中の牛乳賣上高は三、二七五兩三四を增し、營業勘定尻は六、一六三兩八八に增加せり、損益勘定は牛の死亡及排除により六、七三六兩五三の實損を示せり、減價償却に關しては舊建物は舊原料の實際價格に書き下げ、新建物及各種雜品に對しても、充分の減價償却を行へり、本勘定の他方に於て生物價格を一二、八八八兩九一に格付けせるが、之れ頗る保守的のものなれども、尙ほ充分之に備ふるため、六、一五二兩三八の準備金を有す、即ち損益計算の貸方に一萬二千餘兩を計上せられたる代りに、六、七三六兩五三となれる次第なり。

損益計算のバランス九、三九二兩二三は、之を從前通り貸借表に廻し、之にて今年の負債尻は一〇、九一五兩より一、五二二兩八八に減少するを得たり、此外貸借對照表に就ては別に說明を要するものなく、土地は買入原價を以てし、建物は前記の如く安全なる數に書下げたり、雜負債は全く十月拂の手形を主とし、爾來總て入金濟となれり、而して雜貸方は食料其他の支拂ふ可きものにして、社債利子の未拂の分は期日迄に支拂を了すべし。

而して前途の豫想に就ては、確たる斷言を許さずと雖も、現在の所にては、先づ安全の狀態にあり、不測の出來事にして生起せざる限り、必ずや良好の成績を擧げ得べく、割合久しき間不況を繰り返したる同社は、爰に再び利益配當をなし得べきかと期待せられたり。

怡和紡織營業成績

(Ewo Cotton Spinning and Weaving Co., Ltd.)

上海怡和紡織公司第二十二回通常株主總會は、昨年十二月二十九日怡和洋行に於て開催せられたり、今ロンストン氏の報告に據り、去る十月三十一日を以て終る、同社一

年間の營業概要を示せば左の如し。

前途好豫想を以て開始したる同社本年の營業は、豫想の如く好況を以て始終し、多額の利益を擧げ得たるが、之は實に戰爭の好影響に因るものなり、而して利益の大部分は紡績部より得たるものにて、昨年は全く紡績業者の豐年と云ふ可く、之を前年と對比するに、事實は全く反對の現象を示せり、之れ固より各種の原因存するものにして、同年度を通じて、同社製出綿絲の需要旺盛なるに加へ、日本及印度に於ける紡績場は、ランカシャーの供給減じたるに乘じ飛躍を試み、當方面の市場に於て、之等兩者の競爭少かりしため、且つ原棉供給薄に因る相場昂騰にて、同社は好利潤に浴したり、又大阪に於ける日本綿絲の大景氣は、八月途に綿絲布相場を無上に躍り上げ、遂て當地市場も之に刺戟せられて活躍し、爲めに同社は未曾有の巨利を占め得たり、同社は常に市場の狀態を觀て行動を左右し、第一第二兩工場は同年の大部分を通じて晝夜操業し、織布工場は晝間作業のみに止めたり。

十月三十一日迄の十二ケ月間利益は八四九、三八七兩三六にして之に前年度よりの繰越を合せて、本年度の純利八五四、三一二兩五七となり、之を左の如く處分せり。

優先株配當年七分	二八、〇〇〇、〇〇兩
通常株（一萬五千株）一株に付二十兩配當	三〇〇、〇〇〇、〇〇
機械及什器減價償却	九〇、〇〇〇、〇〇
建　物　同	三〇、〇〇〇、〇〇
供水準備金	五、二五九、八一
自働車　同	四四九、七七
家具　同	一、〇〇〇、〇〇
積立金	一五〇、〇〇〇、〇〇
配當均一準備資金	一二五、〇〇〇、〇〇
特別修繕及取換資金	五〇、〇〇〇、〇〇
戰爭捐金	五〇、〇〇〇、〇〇
工場使用人賞與	二〇、〇〇〇、〇〇
次年度新勘定へ繰越	四、六〇二、九九
計	八五四、三一二、五七

通常株は今回の二十兩配當を合して、最近七年間に一株に付九十兩の配當をなしたる勘定なり、機械及什器に九萬兩建物に三萬兩を準備せるが、之を前年度に比すれば二萬六千兩多し、之れ最近工場を擴張したると、第二工場其他を晝夜使用せるに因るものにして、特別修繕取換資金に五萬兩を用意せるは、今日迄英本國より到着せる機械を、第一工場に据付くるに要する費用に當つるものなり、配當積立金は右十二萬五千兩を加へて、合計五十萬兩に達し一般積立金亦今回の十五萬兩を合して五十萬兩となれり。

昨年度の營業費は高かりしが、近く將來之が低減は期待し難かる可し、即ち今年の石炭契約のみにても、殆ど昨年の倍額に達するが如き有樣にて、其他總ての經費增加し居ればなり、利息經費は六六、八七七兩六二に達せるが、之は工場作業の自衞上多量の棉花を保有するの餘儀なかりしと新資金を募るなくして擴張を行へる自然の結果なり。

最後に今年前途の豫想に就ては、現狀より觀察するに、支那各市場を通じて在荷拂底し、支那人農家は多量の買收を要すべき狀態にあるに加へて、他諸國よりの供給減退し

つゝあれば、同社製品の相場は必ずや好利潤を示すならんと思はる、而して取引上最も障礙をなしたる、支那南北の抗爭も、今や漸く平靜に歸しつゝあり、殊に近く開かる可き支那輸入稅率にして改修せられんか、獨り紡織工業のみならず、各種支那內地工業は之より益々多忙に趨向することとなるべく、前途先づ樂觀せられつゝあり云々。

奉天省採鑛規程改正

奉天省に於ける鑛山開掘志願者は、近年著しく增加したるも、其資本は出願者より適宜銀行に預入れ、該預金證を財政廳に提出するのみにて、資本の多寡を問はざりしも、今次左の如き新規程を作り資本金に制限を附することゝしたり。

奉天鑛業者にして各種鑛山の採掘を出願せんとする時は左の資本を補足するを要す。

第一類鑛產金銀銅鐵鉛炭等

面積五十畝（九千坪）以上一方里以下（六百四十畝）のものは試掘五千元採掘一萬元二方里以下のものは試掘一萬元採掘二萬元五方里以下は試掘一萬五千元以上二萬元以下採掘二萬五千元以上五萬元以下但し第一類中炭鑛面積二百七十畝以上一方里以下の者は試掘五千元採掘一萬元面積二方里以上は試掘一萬元採掘二萬元面積四方里以下は試掘二萬元採掘四萬元面積六方里以下は試掘三萬元採掘六萬元面積八方里以下は試掘四萬元採掘八萬元面積十方里以下は試掘五萬元採掘十萬元

第二類滑石苦土蛍石鑛等

面積五十畝以上一方里以下は試掘二千元採掘五千元面積二方里以下は試掘四千元採掘一萬元面積五方里以下は試掘五千元以上一萬元以下採掘一萬五千元以上三萬元以下

滙業銀行創立

中華滙業銀行は一月十九日北京に於て創立總會を開き左記重役を選擧し二月一日より開業の事に決定せり。

▲總理陸宗輿

▲專務理事　栁內常次郎

▲理事（六名）小野英二郎、山成喬六、木村雄次、劉垣、姚煜、曾越儁

▲監事（五名）早川千吉郎、小山健三、曾汝霖、任放鳳、王克敏

青島鹽田貸下許可

青島民政部にては鹽田開設地貸下出願者に就て、愼重に調查研究を遂げたる結果愈々、左の條件を附し四人に對し去る十二月四日附を以て許可を與へたり。

▲青島鹽業株式會社　南萬及び下崖鹽田地先の干潟地約千五百町

▲倉知鐵吉外三名　陰島より潮海鹽田地先の干潟地及び黃島小石頭間約三千五百町

▲大日本鹽業株式會社　海庄鹽田地先の干潟地約二十町

▲岡山縣佐藤保孝外二名　紅石地崖鹽田先の干潟約一千町以上の干潟地が全部開設を終りたる上は、製鹽大約二億萬斤以上を産出し得る見込にして、其許可條件左の如し。

一、許可を受けたるものにして未だ株式會社を組織せざるものは速に會社を組織して青島在住支那人を株主に加入せしむる事

二、許可の日より一年以内に開設工事に着手する事

三、開設豫算及び設計書を作成して民政部の許可を受くべし

四、鹽田開設落成を告げたる時は民政部の實地檢査を經て使用許可を受くべし

五、既設鹽田の製鹽作業を妨害せざるのみならず潮水の出入支障を生せざるに注意し製鹽の搬出に不便ならしむる如き事あるべからず

六、鹽田開設の權利を他に貸與又は自由に賣買する事を得ず總て鹽田に關する權利の異動につきては民政部の許可を受くべし

七、許可なくして支那人の廢田に開設作業を爲すを得ず

八、公益上又は官にて必要と認むる時は貸下地の返還を申渡す事あるべし

九、命令に違反し又は新なる指令に反抗したる時は許可を取消すべし

十、今後如何なる事情ありとも官は損害賠償の責任を負はず

吉林林業公司設立

天津露西亞租界に創立事務所を設け設立準備中なる林業公司は季關堂、趙瑞年、楊蓋卿、汪德昉、王劍農、褚秋岩、張益之、等の發起に係り、吉林省虎林縣より、產出楡柏松等の各木材を伐採して、各通商地に販路を求め、外人の壟斷を防がんとする目論見にて、株金一百萬元を募集す可く、目下農商部に認可を出願中なり。

永亨銀行設立

今回上海寧波路に永亨銀行なる銀行設立され正月三日開業式を擧行せるが同銀行は純然たる商辨にして資本金五十萬元拂込二十五萬元にて、同行の總理、副總理は左の如し

總事兼總理隴秦豫、錄路督辨施省之、代理總理宋五樓海、

總理前浙江銀行寧波交通分行總理楊漢汀

副總理前上海交通銀行副總理賓祺

●官株不許可　河南省鄭州に創設の紡績工場に對し、發起人たる江蘇省の張謇氏より、農商務に向て大生紡廠の例に倣ひ、政府より官株を提供せん事を請へるも之を准さゞる旨今回農商務より回答せり。

●日支合辨金鑛認可　吉林和龍縣の開和金礦は、資金缺乏の結果、一月一日邦商林正次氏より、資金借入れの二契約を締結せるが、今回之を改めて日支合辨にすべく、農商部に請願中の處一月九日認可されたり。

●直隸紡績の準備　直隸模範紡紗廠＊長王竹鎔は、本年度に於て該工場の擴張を圖り、資金の決議に基き、石家庄に分工場設立の準備中にて、目下職工數百名を增募せんとしつゝあり。

●支那銀行の收益　昨民國六年全年間中國銀行の純益は二百六十餘萬元、新華銀行の純益は二十餘萬元、交通銀行の純益は五百萬元內外なりし。

北京通信

馮總統出巡、南北又決裂

西南聯合會發會

前便に報道せし西南護法聯合會は、一月二十日廣東督軍府に於て發會式を擧行し、「護法各省聯合條例」（前出）第三條に基き、次の如き聯合會議組織條例を定め、伍廷芳、程璧光以下陸海軍人、非常國會議員、省議會議員、軍政府代表等參列の上陸榮廷、唐繼堯、程璧光を軍事總代表に、岑春煊を議和總代表に、唐紹儀を財政總代表に、伍廷芳を外交總代表に推薦せり。

本會は護法各省及び獨立各軍の委托を受け對外對内の政務を執行し各部總代表を置き順番にて出席者を定め別に聯合會秘書長を置く本會經費は關係各省より支出す

即ち此の「聯合會議」なるものは、護法聯合に加入せる各省の政務執行機關にして、北京政府の國務院と相對するものなり。而して孫文派の設立せる軍政府なるものは行懸上此の會議中に包容され了りたるものと見るを至當とす。南方派の團結運動一歩を進む。

沙市襄陽北軍に歸す

沙市（荆州）に據つて獨立を宣言せる石星川、襄陽に據つて獨立を宣言せる黎天才二人に對しては、さきに北京政府より湖北督軍王占元に對し彼等を南軍と認めず土匪と認めて討伐せよとの所謂「變相的時代」の令を下したるが、石星川軍は重慶を逐はれて南下したる吳光新軍と宜都、監利に戰つて利なく、一月二十一日荆州終に開城して吳軍の手に入り、石星川遁れて漢口に入れりとの報あり。襄陽に向へる北軍は第三師長吳佩孚の軍にして二十一日攻擊を開始し

二十五日襄陽、樊城の兩地を占領し、黎天才亦石星川の跡を逐うて遁走せり。

岳州危急

岳州は南北兩派の天王山にして、その折れて何方に入るやは時局に重大なる影響あり。南軍は如何にもして此地を占領し、以て講和に際し有利なる地歩を占めんことを庶幾し、停戰布告發表後潛かに同方面の兵力を增加し、馬濟部下の廣軍、趙恒惕の湖南軍、程潛、林修梅、劉建藩、陸裕光各軍數を悉して岳州に向ひ、總數四萬と注せられ、岳州の北軍は王金鏡、范國璋兩軍合して一萬餘に過ぎず、「岳防」兵力の單弱は屢々中央に向つて增援を請ふ所あらしめしも中央之を救ふに遑なく、終に此重要地點を南軍に献に了らんとせり。二十四日湖北督軍王占元より

岳州戰爭甚だ烈、左翼陣線すでに攻撃せられ范國璋の一營盡く潰え全線震動す曹張二軍の飛援を乞ふ

との飛電達し、王金鏡よりも

南軍三面環攻、托壩地方すでに攻破せらる恐らくは今晩保ち難からん

との電報あり。於是滿城の風雨早くすでに岳州の失陷を傳へ、岑春煊、代表章士釗の入京に依りて多大の進捗を見たる南北議和の局、又た一停頓の姿を呈するに至れり。

馮總統出巡の議決す

岳州危急の報に接し狼狽せる第一人は云ふ迄もなく馮總統なり。彼は最初より岳州迄を保留するを以て目的とせり、實際議和の際岳州を南方に取られ居りては講和の際餘程の不利を忍ばざる可からざるなり。然るに今やこの岳州失陷との報到る、馮の悔恨や知るべし。

於是馮總統は即刻東五條胡同なる徐世昌宅に至り段祺瑞をも招き、三頭會同して何事か密議せり。內容は秘知る可からざるも誰言ふとなく親征々々の聲は囂然として市民の耳に充てり、而も是れ事實なりき、馮總統出巡の議は此三頭會同に依つて決せられたるなりき。

八方美人主義の破綻

明くれば二十五日、外交部は外交團首席公使に照會して曰く「馮總統は二十六日午後十時北京發天津、濟南、南京、滬口に各督軍を訪ひ時局問題を協議し一週間內に歸京すべし」と。二十六日午後八時四十分、馮總統愈々特別列車にて出發、爾後の行程は

二十七日午前零時天津着、直隸督軍曹錕、梁啓超、熊希齡に迎へられて孫家花園に入り少憩

二十七日午前五時天津發午後一時滿南着督軍府に入り少憩の上同四時發張懷芝と共に蚌埠に向ふ

二十八日午前蚌埠着、安徽督軍倪嗣冲と密議の結果南下を中止し

二十八日正午蚌埠發二十九日午前十時二十分天津着、同四十分發

二十八日午後一時四十分歸京

出巡に對し消息通は或は南方に投ずるならんとの觀測を下し、敏感なる市場は中交兩行紙幣を六十一パアセントより五十八パーセセントに下落せしめしが、識者は馮の性格より見て馮の南方加擔說を信ぜず、全くは馮の二股政策、八方美人主義の破綻と見、善く云へば主戰督軍團に討伐命令不發布の理由を說明すること、露骨に云へば主戰への降伏なりと看做したり、此の觀測の材料となりしは王總理の出巡贊成てふ情報の官邊より漏れし事、並びに出巡旅程は確か蚌埠迄なりとの說の傳へられしことに在りたり。總統旅程を南京漢口に延長せしは畢竟輕佻なるヂヤアナリズムの產物なり。

岳州愈陷落

岳州全部陷落は二十七日夜半に在り、王金鏡逃走す。

局部討伐令發布

岳州陷落及び馮總統の主和撤回（一時的なり根本的には平和主義なること勿論なり）を原因とし、三十一日湖南討伐の命令下り、張敬堯を援鄂總司令に、曹錕を湘鄂宣撫使に任じたり。命令全文左の如し。（七、二、五）

上月二十五日の布告は原と境を保ち民を安んじ共に大局を維がんことを期せり故に諄々勸諭曲げて優容を予ふることを憚からず中央が和平を愛護するの苦衷は宜しく全國の共に諒する所と爲るべきなり乃ち疊りに王占元等の電稱に據るに譚浩明、程潛所部の軍隊此時機に乘じ節々進逼し石星川、黎天才等復た現役軍官を以て自主を倡言し土匪と勾結して商民を擾害す而して譚浩明等竟に引いて友軍となし援助に藉りて名となし四出滋擾し甚しきは且つ外艦を槍擊し交涉を牽及す茲に復た進んで岳州を陷れ武漢を窺伺し衆を擁して恣橫し民を殘して以て遏しうす是れより前此に布告して戰禍を弭め民の爲に命を請はんと期せし者反つて吾民をして益々水深火熱に陷らしめたり本大總統衷を撫し內に疚しく隱痛實に深し各督軍都統等疊電懇陳僉な以へらく曩彼より開く應さに即ち視て公敵と爲すべしと忠勇奮發遏抑す可からず本大總統深く惟へらく立國の道は綱紀を先と爲す若し皆行動にして自由ならば辨髦法令將さに紛々として尤に傚ふを致さん何を以て下を率ゐ何を以て國を立てん用つて特に申討を命令し總司令曹錕、張懷芝、張敬堯等をして即ち所部を統率し分路兵を進め痛く懲辨を予へしむ歸行至る所務めて須らく嚴に紀律を申べ秋毫も犯す無からしむべし用つて除暴安良民を水火に拯ふの至意に副へよ此に令す

軍興つてより以來在湘各路の軍隊動もすれば輒ち故に託して潰逃し長官督率に方なく以て治軍守土の責ある者尤に傚ひ叛立し軍紀久しく張らざるを致せり本大總統殊に深く內に疚し若し再び因循寬縱せば必ずや無政府の現象を釀成するを致さん其れ何を以て綱紀を飭して而して民生を奠めん嗣後各路統兵長官所屬官兵に於て節制に遵はず故なくして退却する等の情あらば著して即ち軍法を以て便宜事に從はしむ稍姑息なる毋れ其れ各々懍遵せよ

此に令す

曹錕を特派して兩湖宣撫使と爲す此に令す

張敬堯を特派して援岳前敵總司令と爲し所有る防岳の各項軍隊は總べて節制調遣に歸せしむ迅かに規律を圖れよ此に令す

曹銳を特任して直隷省長を署理せしむ此に令す

湖北襄鄖鎭守使陸軍第九師師長陸軍中將勳三位二等文虎章二等嘉禾章三等寶光嘉禾章黎天才湖北陸軍第一師師長陸軍中將二等文虎章二等嘉禾章石星川は重寄に分膺し久しく師干を領す宜しく如何に忠誠を激發し命令に服從すべきに乃ち石星川は上年十二月に於て獨立を宣布し黎天才は自から靖國聯軍總司令と稱し相繼いで自主を宣告し迭次國軍に抗拒し土匪と勾結し城鎭を攻陷せり各路派出せる軍隊奮力痛剿荆襄一帶の地方をもつて次第に克復するを經たりと雖も該兩逆の甘心國に叛き閭閻を騷擾する實に罪逭るべきなきに屬す黎天才石星川の所有る官職勳位勳章は應さに即ち一併褫奪すべく仍ほ各路派出の軍隊に著して嚴密に追緝し務めて懲辨を獲て以て軍紀を肅しみ國法を彰はさん此に令す

印刷局借款成立

財政部と三井との間に印刷局を抵當とする二百萬元の借款交涉中なりしが一月五日調印を了したり。金額二百萬元期限三年、手取九十、利子八分にして三井より材料及び技師を供給する外支那政府の發行する有價證券は必ず右印刷局に請負はしむる條件なり。

內治外交

●馮王段會見の詳報　十二月十六日馮總統は特に王總理段祺瑞二人を招き會談せしことは已に昨報の如し又た聞く所に據れば其內容は則ち王總理は各省督軍多く和平解決に反對せるを以て形勢益險惡に趨き自ら顧れば到底時局を收拾すること能はざるを以て已に席上に於て辭職の言辭を表露し段を推擧して其後任となさんと申出せしかば段氏は艴然色を變して曰く余前きに武力を用ゆるに非らざれば時局を收拾し難きを主張し曾て極力實行せり然れども諸君調停の說を提倡し局面をして益紛糾を加ふ余故に引責辭職せり余嘗に思ふ當時諸君若し術策を弄せず內閣の主張を贊同して而して其政策を援助せば則ち今日の時局或は已に平靜に歸し乃ち諸君既に特に平和を唱へ以て局面を破壞して今に至る何を以て責任を避けんと欲するか余は斷じて繼任する能はず云々と總統又婉言段氏を勸解す二三督軍猶調停を主張する者あるを以て繼任の說に對しては斷然謝絕すと嗣て總統段氏に向て陳述して曰く閣下の出山と否とに論なく國事に對しては務めて與りて十分の援助を望むと後王總理又曰く余の希望する辭任の事は前記對內問題を除く外に尙は余と德國との關係に就きての流言は益余をして自ら安ずる能はざらしむ故に參戰事宜督辨一職は務めて祈る閣下の屈して就職せられん事をと段氏辭するに對內問題尙且敢て擔任せず焉んぞ此の對內に比し尤も重大となすの參戰事宜に當らん云々並に此れ亦た嚴に峻拒をなしたりと云ふ。

馮王段三氏會見の內容は略ぼ上述の如し然れ共各督軍の態度も亦た日に益强硬なり江蘇李督軍と安徽倪督軍との間

尤も險惡の象を呈し湖北王督軍は已に李陳兩督軍の陳盟に由り分離して傍觀の態度に出でんとす然らば王總理の地位は最近更らに窮境を極め其現地位は何時に至るまで保持するを得るや殊に疑問となす。（時報）

●劉顯世重慶を佔領せる電報　重慶守りを失するの後貴州の劉氏の陸榮廷其他に宛てたる電報左の如し。

陸巡閱使其他の各位閣下我軍は黃角丁を攻克して吳周逃遁し現に重慶は已に我軍完全に占領し內外人民の生命財產は特別嚴重に保護して秩序井然たり特に此に奉達す。（神州日報）

●段祺瑞と參戰督辦　政府は段氏を以て參戰督辦に任命せんとなせしに同氏は再三固辭して肯けざりしことは已に前報に記載せしが偖て某要路の人の傳ふる消息に據るに馮總統王總理昨已に當面商議して曰く宜戰問題既に已に決定し進行を繼續するは段氏の督辦に出任するに非らずんば實に貫徹に資するに足らざるを以て馮氏は不日人を王氏に遣はし則ち今日親ら段氏の許に詣り其出任を勸告すべしと如し能く其同意を得れば此項の命令は不日發表すべしと云ふ又一消息に當局は現に某方面の王內閣の政策に對し頗る懷疑多きを以て段氏を任ずるに此の要職を以てし王內閣の對外政策の不變を表示せんとし由て再三段氏の此職に出任を勸告せりと又た聞く段氏は國事を以て重しとなし已に承諾の意ありと云ふ現在此事已に內定せりと一說に已に昨日閣議決定大約不日任命を見るべしと云ふ。（北京日報）

●中央より南京督軍宛重要電報の內容　調停を以て目的となす王內閣出現以來南方派之を見て遂に北方は行々將に南方に向て和を乞はんとし軍事的行動發展を加へ以て將來の調停條件に自己の滿足を得べき結果を期待せり陸榮廷既に要求條件を示し唐繼堯亦た希望を述べ孫文岑春煊孫洪伊輩亦た紛々迭に主張を告げ頻りに要件を示す其內容を按ずるに種々にして一ならず然れども一二人を除く外は多く自己を以て本位となすにあらずんば全く法理を根據とせる立論なり是に於て馮總統以爲らく南方の條件既に一致せざるときは即ち調停方法は先づ中央より具體的案を出示し範圍を限定し互に相商議するの較得策たるに如くはなしと數日前曾て此旨を王總理に語り並に王氏をして李純に電告せしむ昨某方面の探聞に據るに十三夜總統の南京督軍李純に致せる電報左の如し。

（一）國會問題　舊國會を恢復するは已に三區十二省の反對する所となる故に新に改正の選舉法に依り新國會を召集すべし。

（二）停戰問題　和議せんと欲せば須らく先づ停戰すべし須らく南北兩方完全に停戰を實行し以て調停の誠意を示すべし。

（三）南方代表問題　陸榮廷唐繼堯能く南方全體を代表するや否や。

此れ具體的講和を欲するの第一步即ち講和の基礎と爲す但し南方各派は一致して舊國會を恢復するの第一條を主張す應さに極力反對して以て完全に北方の主張を貫徹すべし然れども南方將來應允せざるは固より論を待つなし第二第

三兩條件に至りては今日の時機に至りては電報を以て問合せの必要なし以上の電報は尙ほ未だ判明せずと雖も總統の名義を以てせしか抑も總理の名義を以てせるか要は北京政府發したる所たるは確に疑ひなかるべし果して然れば調停の前途恐らくは又た已に絕望たらんのみ。（時報）

●曹張兩督軍出兵の索隱

曹張兩督軍は電令して出兵せしむるの一事は昨（十二月廿二日）已に詳査するに馮王方面に於ては尙ほ未だ宣戰を爲す意義を認めず徒らに主戰派の催迫甚だ力め且つ湖北江西の防務實に緊急なるを以て已むを得ずして而して此舉あり故に目下の情勢は只だ武裝備戰して而して同時に仍ほ未だ平和解決の方針を捨てざるなりと聞く此度の出兵計畫は第一第二の兩路となし各二個師を帶ばしめ奉天一師直隸一師を第一路に併入し張督軍の統率に歸し別に安徽より一旅を抽き湖路福建に赴き以て馮玉祥の兵に代らしむ第一路は漢口に集中し專ら湖南を攻め岳州を援助するの用となす第二路は武昌に集中して專ら攻粵援閩の用となす其餘の各省は仍ほ原地に駐屯して暫らく出發せず天津方面に至りては十七日張懷芝曹錕兩督軍と同地に會同の結果尙ほ種々の要求あり其一は馮に請ふて主戰の明令を發すること其二は軍費を豐かに支出すること等なり軍費に關しては政府は已に各一百萬元を支出することを許可したるも明令を發布すること無きは即ち馮氏は西南に對し接洽尙ほ未だ決裂せざるに對し當然遽に許す能はざるに因る而して此命令の延引に因り曹張兩督軍の出馬も亦た暫らく延引するは必然の結果にして寧た意外の事に非らざるなり。（時報）

●馮總統國會に對するの主張

馮代總統現在の意見は尙ほ臨時參議院をして國會組織法議員選舉法を改修せしめ後ち新國會を召集することを主張せり蓋し前夜已に此の意を以て江蘇李督軍に電達せり李督軍は先ほ馮氏に對し電報陳述ありたるに因りてなり陸榮廷代理彭允彝等も亦た陸氏の希望を表示して舊國會を恢復云々とありしかば馮代總統は十三夜の電報を以て此に對し返電を爲したるなり其內容の略に謂く舊國會を恢復するの來電に反對す之を計るに已に十五省の多き此の議は恐らくは辨じ難らん即ち新に從て國會を召集するに到りても亦た改修の國會組織法及び選舉法に依り辨理すべし並に聞ふ陸榮廷唐繼堯等に到りては完全に西南を代表し能ふや否云々現に南方の傾向は舊國會を恢復し而して中央は則ち仍ほ堅く臨時參議院の有效を固執す其間相去ること絕遠なり大局の解決は恐らく今後反て困難の境に陷らん。（神州日報）

●王安瀾棄陽に獨立す

前湖北軍第三師々長王安瀾は民國三年軍職を退き足を政界に投じ本年廣西南寧の道尹を拜命し赴任未だ久しからずして南北變を搆ふ王氏容れられざるを恐れ辭職し一旦湖北に歸りたり偖荊州獨立せしに因り王氏は人を荊州に派し石師長と接洽せしめし外棄陽に歸り獨立一旗幟を立て仍ほ前三師の名義を以て舊部下を招集し師部を組織し大書して獨立軍護法第三師と稱し各處に兵を招募し招きに應ずる者波の浪を逐ふが如く異常踴躍鉄くる所の者は惟兵器彈藥のみ王氏復た人を各縣に派し保衛

の兵器彈藥を捜索し幷に石師長に商議して擔任接濟を受くべしと云ふ。（神州日報）

●協約國派兵赴歐の時期探問　協約國は中國に對し派兵赴歐に付き極めて注意を爲す前政府は本と斬雲騰を派し統率の任に當らしむべき說ありしが惟々遲々として未だ出兵の準備を見ず聞く外交團近頃已に政府に問て間接出兵の時間を催促し來りたりと云ふ。（北京日報）

●和平會議は南京にて開會するの說　政府當局者曰く南北和議問題に就き政府の意向は各省より代表を北京に派し議に參與せしむ但し陸榮廷の反對あるに由り結局或は南京に在りて和平會議を開くやも未だ知るべからずと云ふ。（北京日報）

●林公使大總統謁見內容　政府方面の消息に曰く林公使は本月十八日本國政府より召還の命を接受せるに因り特に昨十八日總統に謁見暇乞の辭を述べ兼ねて總統今後の對南方意見を詢ひたりと又一說に曰く昨日林公使は元首に謁見し山東民政署を設立するの問題に談及し同氏は已に同問題に付き本國政府の訓令に接したりと云ふ又一說に昨十八日林公使は特に大總統に謁見し會談約一時間其內容は彼此互に中日親善を希望するの意を述べたり談次曾て我國の時局に及び同公使も亦た我國の內亂頻々仍ほ終に國家の幸福に非らざるを以て日本は脣齒の國九も中國の早く治平を望むを以て日本は脣齒の國九も中國の早く治平を望むと云ふ（北京日報）

●梁啓超と參戰　昨（十二月二十日）梁氏總統に謁見し參戰事務に對し陳述あり總統より初めて梁氏の出でゝ贊襄の任に當るべきを以てしたりしが梁氏曰く國家の爲めに力を盡すは在朝と在野とに拘らず云々聞く段參戰督辦は現に梁氏を任命して參戰參贊たらしむべく手續中なりと云ふ。（北京日報）

●停戰布告發表の理由　現に發表せる停戰布告の理由は某當局者の談ずる要點左の如し。

（一）陸榮廷唐繼堯譚浩明等の來電に曰く南方は已に停戰したるに中央政府は何故に尙ほ未だ停戰布告を發表せざるか此に因り中央の南北妥協に對して誠意あるにあらざるを疑はしむ。

（二）李純陳光遠王占元等の來電に曰く中央政府若し速に停戰命令を發せざれば調停の任務を辭退す。

（三）曹錕張懷芝倪嗣冲等の來電に曰く吾人の主戰の其目的は平和に在り故に此際停戰を布告し以て南方の誠意を覩ば如何吾人も亦た異議なし。

以上諸種の原因に因り政府は遂に停戰布告を決定發表したるなりと云ふ。（順天時報）

●招商局運兵を承諾せず　當局は招商局の汽船三艘を借り馮玉祥の軍隊を輸送せんとせしも株主側は南方の海軍目下汕頭方面に在つて活動し廣利は已に南軍の爲めに徵發せられ軍隊輸送中なれば若し交涉に應せざれば極めて困難なり前年新裕號を用ひて軍隊を轉運するの時竟に軍艦海籌に衝沈せられたる事あるの事實ありしことに鑑み株主等は大に疑懼を懷き且つ船員中にも頗る不平の聲あるを以

て此際會社方面にては特に前交通次長麥氏を派遣し陳情委員として北上せしめたりと云ふ。（順天時報）

●參戰事務の進行　段祺瑞出でゝ參戰督辦に任ぜられたりしが先きに馮氏と右に付き取扱法を商定したりと其大要左の如し。

（一）魏宗瀚の第五旅を以て擴充して一師と爲す。

（二）曲同豐を任命して第二師長に爲さんとす。

（三）軍官は概ね學校出身の者を採用す。

（四）軍器は某國より訂購す尙は磋商を待つ。

（五）總額は每師一萬二千人普通師と大概相同し唯騎兵なくして工兵輜重兵各々一團を加ふ。（順天時報）

●湖北主戰に傾く　湖北王占元督軍は主和の一人なりしが最近の電報に依れば外大勢に鑑み內國情を審にすれば速に內訌を止むるに非ざれば以て國祚を存するに足らず江蘇江西兩省は聯絡して平和を倡ふるも近く西南の行動を觀れば大に和衷相背くを觀る停戰布告するも戰備依然として未だ已まず近くは且つ進んで武漢を窺ひ湖北省は將に動搖せんと衙くも再び容忍姑息なれば勢必ず手を束ね斃を待つものなり之を以て和を棄て戰を言ふとなせり又以て王督軍が主戰論者となれるを見るべし。

●閣議決定事項　一月十五日開かれたる閣議の內容大略次の如し。

（一）吉長鐵道の引繼ぎに關する交涉は交通部より南滿洲鐵道會社と協議の上、委員を派して之に當らしむること。

（二）吉林督軍に電令して哈爾賓駐在の支那兵は一部を引拂はしむること但し全部の撤退を行はず。

（三）內務部より提出せし、防疫施行細則を審議の上即日公布せり。

（四）南北問題に關しては、王總理より今日は馮總統不在なれば討論を中止すべしと宣告し。

（五）前線に在る軍隊の費用は至急發給すべきものと、暫らく待たしむべきものとに別ち、又孫寶琦の請願に係る公債法を通過せり。

軍事

●武昌の軍事防禦　漢口の通信に曰く南軍岳州に進逼す王督軍極力武昌の背面を防禦す玆に各地の大砲及び軍隊の配置は左の如し。

（一）洪山　要塞砲一門。野砲一門。山砲六門。機關砲二門機關銃三。步兵二營。炮兵一連。騎兵三排。

（二）卓刀泉　七サンチ五口徑炮四門。野炮一門。步兵二連砲兵一排。

（三）東湖門　大砲四門。山砲六門。機關銃一。步兵一營。砲兵一連。騎兵一連。騎兵二排。

（四）魯家岑　五サンチ七口徑砲三門。機關銃一。步兵二連砲兵二棚。

（五）關山　要塞砲一門。步兵一連。砲兵一棚。

(六)白玉山　砲兵一棚。歩兵兩排。山砲二門。
(七)馬房山　山砲四門。機關銃一。歩兵二連。砲兵二棚。
(八)石碑嶺　野砲三門。機關銃二。山砲四門。歩兵三連。
砲兵一排。工兵一連。騎兵二排。
(九)紙坊　歩兵一團。砲兵一連（此地四面山上に大砲十數門を置く。
(十)土地堂　大炮二門。五サンチ七口徑炮六門。歩兵二營。
砲兵一連。工兵一排。

●湘桂粵三省兵器廠合設計畫　前湖南督軍譚氏は今回西南數省の財力を聯合して一大兵器廠を合設せんとし曾紀悟中將を米國に派し製法を考察し仇亦山少將を廣東に遣はし三省合資して兵器製造を擴充すべき計畫を議定せんとして現況止むを得ず一時中止の姿となりしが其後江蘇鈕上將世少將同道來粵製器上多く陳說する所あり已に某公に就き贊許を得たりと其計畫の大綱四端を列擧すれば左の如し
(一)三省各五十萬元を出資す。
(二)石井兵工廠を擴充す。
(三)鋼廠炮廠を創始し並に小銃の製造を增加す。
(四)學識經驗を確有する者を以て其事を司らしむ現任の兵器廠員は罷免交迭せしむ並に聞く年內に創設し二年內に限り成立せしむべしと云ふ。（順天時報）

●曹張兩督軍南征の兵力　軍界の最も確實なる報告に據れば曹張兩督軍此次統兵南征するに就き其兵力共計七師あり玆に第一第二兩軍軍隊の確數を詳述すれば左の如し。
(甲)第一軍總司令所統の者(一)北洋陸軍第三師歩兵第二旅騎兵第三團第一第三兩營砲兵第三團全部工兵輜重兵各一營(二)第二十七第廿八兩師合して歩兵一混成旅砲兵一營機關銃兵一連(三)直隸新編の混成第一旅第二旅全部(四)北洋陸軍第八師歩兵一旅(五)北洋陸軍第十一師全部(六)北洋陸軍第二十師全部。
(乙)第二軍總司令所統の者(一)北洋陸軍第五師歩兵第九旅全部騎兵第五團全部工兵輜重兵三營(一)混成第七旅歩兵一團(一)混成第四十七旅第九十四團全部(一)山東省新編第五旅全部(一)北洋第七師歩兵第十三團全部第十四旅第廿八團全部炮兵第七團第一營(一)安武軍十三營(一)駐衮の混成第二旅第二團全部其餘は他省より派遣する所の援軍の數目未だ悉さゝるに因り以上所記の內にあらずと云ふ。（神州日報）

●四川南軍優勢　貴州軍游擊隊の一部は一月三日に遂寧を六日に順慶を占領す四川軍は目下隆昌及其以北を守備すと又別報に依れば合川、自流井、永川、隆昌等は悉く南軍の手中に歸し第三師及第一師の將校等は北京政府の態度決せず爲に自己の地位危險なるを顧慮し雲南軍に內應するものありて四川軍は日々に不利の形勢に陷る而して重慶の熊克武は依然鎭守使の名義を用ゐ貴州軍王第一師長と共に秩序維持の任に當り居れりと。

財政經濟

●財政部借款成立　財政部の窮乏を救はんが爲め北京印刷局を擔保とし財政總長王克敏と三井洋行との間に交渉されたる借款二百萬圓は一月五日成立し十八日其中五十萬圓を天津正金より同地中國銀行に交付されたり其餘百五十萬圓は天津及北京の正金に保存しあり、同借款の內容左の如し。

（一）金額　二百萬圓
（二）擔保　財政部印刷局
（三）利子　八分
（四）手取　九十
（五）償還期限　三年

●關稅改正委員會　一月十七日上海商會に於て開會したる支那關稅改正委員會に於て、各國委員列席の上、支那側より提案したる議事大綱十二條の內容は、左の如く又同時に稅則修正前通融辦法先期實行案提出ありたり。

▽議事大綱

第一條　本會は支那海關輸入稅則の改修の爲に設け支那政府より派せる委員會主任を以て議長を爲す。

第二條　常會期日は未だ遽に決定を行ふ能ざれば凡て開會を行ふ時議長より先に開會期を通知するを得。

第三條　本會委員の發言は先に號數を明報すべし若し同時に號數を報せる時は議長に由り先後を指定するを得

第四條　本會々議一切の普通事務は多數表決を以てするを得其各國々家と特別關係有る者は此例に在らず。

第五條　本會議事を表決に付す時に各國派遣委員の多少に論無く一國每に一表決權を有す。

第六條　各國會員の意見書を始め參考材料有らば先に議長に交し各會員に分送すべし。

第七條　本會議事は漢語英語を兼用す。

第八條　本會各委員の發言は均しく議事錄內に記載し漢文英文に互譯して考證に質す。

第九條　議事錄は發言の委員に由り自ら校正を行ふを得

第十條　本會議事々件の審查に付するもの有らば議長に由り各委員中審查員若干人を指定し詳細審查の後再び報告討論を行ふ。

第十一條　議長若し事有り出席するを得ざれば支那政府所派の副主任に之が代理を聲請するを得。

第十二條　以上規定にして未盡の事宜有らば隨時本會に由り酌定して之を補訂するを得。

●支那通商禁止令　支那の對敵通商禁止條例の內容左の如し。

第一條　凡そ中華民國人民及支那領域內に在る其他人民は主管所に別に規定有るものを除くの外左列の國或は人に對し通商するを禁止す。

一、敵國　二、敵國人及敵國法人　三、敵國の同盟國　四、敵國或は同盟國の佔領地に居住の人或は法人　五

商店會社の全部或は一部が敵人に由りて管理さるゝか或は其他敵人の勢力の下に隷屬し曾て主管廳の揭示を經たる者。

前項の規定は其中間に手を假る通商にも亦之を適用す。

第二條　前條第一項第二款第五款は主管部所の指定に依り特別に之を監察するを得。

第三條　本條例の規定に違反し或は違反の行違を豫備する者は五等有期徒刑或は五百圓以下の罰金に處し法院に由りて審判す。

前項行爲に違反の物品及金錢は之を沒收するを得若し已に失費せる者は其價格を追繳するを得。

第四條　本條例施行以前に通商の原因發生せる者は本條例公布の日より〇日以內に主管部所に呈報して許可を得たる者は本條例の規定を適用せず。

第五條　本條例の施行細則に關しては各該部主管所に由りて之を定む。

第六條　本條例は公布の日より施行す。

●支那各港の關稅

一千九百十七年度に於ける支那主要諸港の海關稅收入額の概數左の如し。

（單位千海關兩）

	本年度	昨年との比較	
哈爾賓	一、二三五	增	二九九
安東	一、〇九九	同	三五七
大連	三、〇八八	同	一、〇五六
天津秦皇島	三、五五六	減	一三三
膠州	一、八六四	增	一六五
漢口	三、七六七	減	二四三
上海	一一、二一四	同	一九〇
汕頭	九六一	同	一六三
廣東	二、三三二	增	一〇九

安東及大連の海關稅收入額は未曾有の多額に上れり海關稅收入額は同稅を擔保とせる對外債務の一千九百十七年十二月三十一日に至る迄支拂を爲すに餘りあり稅務處督辦の所管に屬する內國關稅收入額は三百七十萬五百海關兩にして即ち八十八萬千九百六十磅に當る。

●商會聯合會議案

今期の支那全國商會聯合會に提出すべき直隸商會議案は左の如し。

緊要議案

一、布商維持に付熊督辦に回答するの件幷に辦事條欵

二、水災區燃料接濟に付熊督辦に回答するの件幷に辦法

普通議案

一、長辛店商會の請求に係る卸貨案

二、曲陽縣商會の請求に係る柴煤小窯維持案

三、清豐縣商會の提議に係る商會整頓案

四、寧河縣會の提議に係る河道疏通案

五、琉璃河商會の提議に係る河道疏通案

六、肅寧縣の提議に係る河道疏通案

七、交河縣泊鎭商會の提議に係る卡欄免除案

八、薊縣商民の提議に係る酒稅整頓案

九、天津商會の提議に係る河北に電車興築反對案

江西	四	—	二	六	四五	五	二〇一	五五五	五四、〇九二
湖北	二一	一三	五	三一	九七	一八	七三	七四、九六九	一七四、七四六
湖南	二七	一一	九	七	七〇	一四	六三六	四、七八二	一一、六四九
福建	四一	一三	一六	七一	一三八	四一	二、一〇八	一九、八五九	四三、三七一
廣東	四三	九	一八	五一	五一	三〇	一、八一六	九、九四〇	三七、一五六八
廣西	七	二	一	一	一	四	六三	七八四	二四、〇五三
甘肅	一	一	一	四	二	—	六〇	四一九	九、九六一
四川	四〇	一三	一	一六	四一	一八	三九四	六、〇七一	二一五、四八四
貴州	一	—	—	—	—	—	—	—	三、六〇〇
雲南	三	一	—	一	二	一	二〇	五一	三三、三五一
合計	三五八	一三八	一一八	四三九	七一九	二五一	一〇、八七七	九六、三八〇	二、九七六、五八四

（一九一七年支那宗教年鑑）

事業界

山東鑛務公司設立

今回山東省に設立せられたる山東興業礦務股份有限公司章程次の如し。

第一條　本公司は名を定めて山東興業礦務股份有限公司と爲す

第二條　本公司は專ら各區礦產を採掘するを以て營業と爲す

第三條　本公司の現に出願中の礦區は

一　博山縣千總林炭礦

一　四縣西山根炭礦

一　同縣麥根地炭礦

一　博山縣花峪炭礦

一　章邱縣曹范莊炭礦

一　同縣駄拉堡鉛礦

の六ヶ所なるが後日尙ほ相當の礦區あらば更に採掘の出願を爲す

第四條　總公司は濟南に設け分公司は該礦區所在地に設く

第五條　本公司の營業は二十年を以て期限と爲し半途に株金拂戻しの請求を爲し營業を妨害するを得ず

第六條　本公司第一次の株金は十萬元を以て定額と爲し每株百元計一千株にして發起人より五萬元を擔任し先づ開業し其餘の株は陸續募集し滿株に至る迄を募集期限とす

第七條　本公司は株金收入の翌日より利子を付し年四分と定む

第八條　優先株を五百株と爲し計五萬元は優先の利益を受け其他の五百株は普通株と爲す

第九條　本公司の株券は支那人に限り外國人の申込は直接間接を問はず一切受付けず

第十條　株主は公司の承認を待たずして株券を自由に移轉することを得

但し讓渡人の姓名住所は本公司に報告し舊株券の利子通帳を納付し新株券と取換ふべきものとす

第十一條　株主若し株券及利息通帳を遺失したる場合は姓名及株券番號を本公司に届出で同株券の廢棄を聲明し別に保證人を立てゝ新株券の補給を受くべし

第十二條　本公司に總董一人總理一人協理一人董事七人監察二人を設け均しく株主會に於て公選す

但し各該礦區に經理一人副經理一人及其他の職員を設け均しく總理より指定し人數の多寡は事の繁簡を以て之れを定む

第十三條　總理は董事會の議決を承けて公司一切の營業事宜を管理し外に對し公司の代表たることを得若し總理事故の爲め職を盡す能はざる時は協理其の職務を代行することを得

第十四條　董事は公司の條例を遵照し公司內外一切の事宜

を議決し株主會に向つて營業狀況及進行方法を報告す

第十五條　監察人は隨時公司に到り帳簿及一切の簿冊を查閱するのみならず若し監察人に於て疑問あらば之れに答辯するを要す

第十七條　總理、協理、董事、監察人每月各報酬金若干は株主會の議を經て之れを定む

第十八條　分公司は每月各一回決算して董事會に報告し每年々末一回總決算を爲し一切の支出を除き純利を十六分し二分を積立金と爲し二分を優先株の特別利得と爲し二分を發起人の利得と爲し二分を職員の奬與（分配の方法は別に之を定む）と爲し其餘の八分は株主に分配し積立金は五年目に一回分配し特別費用を途くの外其餘は全部株券に按して均分す

第十九條　凡そ本公司の株券三十株以上を有する者は總理に選擧せらるるを得

第二十條　選擧の時每に一株一選擧權を有し其の一人にして五株以上を有するものは每五株に一選擧權を遞增す

第二十一條　總、協理は三年を以て任期と爲し董事、監察人は一年を以て任期と爲す

但し均しく重任するを得

第二十二條　株主大會は每年一回正月擧行し董事會より一定の時期に依り之を招集す若し十分の一以上の株主の請求或は公司の利害に關し必要ある時は亦臨時會議を招集するを得

第二十三條　若し總理、協理、監察人各員特別事故ありて退職する時は株主會を招集して補選するを要す

第二十四條　株主會の議決權は出席株主の過半數を以て之を行ふ

附　則

第二十五條　本章程に規定せるを除くの外は總て公司條例に遵照して辦理す

第二十六條　本章程は出願認可後直に効力を生ず

第二十七條　本章程に若し不備の點あらば株主會を開きたる時提議修改するを得

倘其發起人及贊成人を示せば左の如し。

發起人

張　謇（濟南商務總會長）　王洛平

王　賈　忱（山東省議會副議長）　李松泉　陳仲洲

官　文　光（商埠局長官設の弟）　丁季寰

郭　子（普利玻璃公司總理）　王蘭汀

贊成人

王文軒　馬瓦初

程亦菴　郁方辰

龐因陳　趙春館

徐象坤　金丹忱

劉子元　郭廷楠

丁卿汝　馬子元

王繩齋　苗子儀

李眞亭　楊餘三

梁士彬　王捷三

段吉學　顧子駿

　　張信齋

馬子貞（濟南鎮守使）　王鹿泉（山東鹽運使）　趙星海　李性澄　張洪基　張幹臣　馬瑞圖　穆柏仁　陳蔗青　簫佐鄉　魏筱峰　趙眞吾　王亦柳　張鴻聲　王蛰臣　高金如

高屋玉　孫逸忱　王孟學　郭越軍　景錫三　方錫如　金甲一　戚仲慈　丁忻甫　高弼臣　丁少泉　穆金華　李虎臣　孟後三　徐範鄉

カルチー搾乳會社營業成績

(Culty Dairy Co., Ltd.)

上海佛租界なる可的牛奶公司株式總會は、昨年十二月二十九日其代理店たる長利洋行に於て開催せられ、出席株主の株數九九五株に達したり、今同社の報告により同社昨年度の營業成績を示せば、概要左の如し、前總會に於て同社は牛疫のため、頗る多數の乳牛斃れ、其の結果貸借表の負債尻を少しく增加せることを報じ、且つ顧客の需要を滿すため、若干乳牛を購入するの必要あり、從て牛疫に依る斃死の危險は、免れ難きことを述べ置きたるが、同年（一九一七年）初め、同社は日本より一等級の乳牛二十六頭を買入れたり、其後數ヶ月を經るや之等乳牛中に病疫發生し、二十六頭中二十頭は死亡せり、されど之等以外に同年中牛疫に斃れたるものなかりしは、先づ幸にして、之にて其飼養の大部分が免疫のものなるを確め得たり、同年中同社幼牛中約四十頭は乳牛となり、之等も亦免疫のものなりと信せらる、又乳牛中結核病の徵候を示せるもの、及び老年並に他の原因にて最早懷妊の望みなきもの、或は產乳貧弱なるもの若干を處分したるが、其結果殘余の現在牛群は頗る良好なる狀態にあり。

然れども需要を滿足せしむるには、依然として牛數の不足を訴へ居りて、新規申込の消費者の要求を滿し能はざる狀態にあり、牛乳の販賣は實に同社收入を得るの重要なる一法なるを以て、縱令牛疫のため再び多大の死亡危險を見るにもせよ、何れ機會を見て更に牝牛を購入すべき考へなりと云ふ。

目下ソガード氏は支配人として、專ら一切に盡力しつゝあるが、同氏は同社に招聘せられて以來、約二ヶ年となり、此間氏は上海に於ける斯業に關して頗る知識を得、幾多の報告をなして、其の能率を增進したること實に尠少に非ず、即ち乳牛飼育の事に就ても、氏は周到なる實驗に依て、一頭當て平均飼養費を減ずると共に、乳の生產を增加することに努め、其効大に見るべきものあり、斯く如きは搾乳を

業とする者の最も重大なる要點たるは言を要せず、斯の如くソ氏の方法は總てに亘りて精密なる注意を拂ひ、個々の牛に就て日々詳細の統計を作り、以て其の經過を判然せしめつゝあり、清潔と能率增進とは同氏の提言にして、其の非常の努力と相俟て、今年度の營業は更に好成績を見るべしと期待せらる、同社の實際業務は全くソ氏一人にて各方面を主宰し居るものにして、從て氏の繁忙一方ならず、是非共一名の助手を傭聘するの必要あり、先般より丁抹より一名の助手招聘方を交涉し居るも、今日迄未だ實現の運に至らず、普通の時にありても、ソ氏の執務時間は頗る長く疲勞を感じ居る程なるに、一度び病疫の發生等あらんか、到底一人の能く之に當り得べきものに非ず、且又斯る多忙より得難き此支配人を、同社より失ふが如きことありては、補足し難き損失を蒙る次第なれば、同社は極力助手の招聘に苦心し、ソ氏の弟を通じて斯業に興味を有する者を丁抹より聘せんとしつゝあり、決算に就て一言すれば、營業勘定は前年度に比して二千八百三十八兩五四の減少を示したるが、這は主として俸給の減少せるに因るものにて、前年度は長時間二名の支配人に支拂ひたるに對し、同年は一人の支配人に支拂ひたるのみなり、株主への割引は四〇三兩二六の增加をなせるは、賣上高の增加に因る、昨年中の牛乳賣上高は三、二七五兩三四を增し、營業勘定尻は六、一六三兩八八に增加せり、損益勘定は牛の死亡及排除により六、七三六兩五三の實損を示せり、減價償却に關しては舊建物は舊原料の實際價格に書き下げ、新建物及各種機品に對しても、充分の減價償却を行へり、本勘定の他方に於て生物價格を一二、八八八兩九一に格付けせるが、之れ頗る保守的のものなれども、尙ほ充分之に備ふるため、六、一五二兩三八の準備金を有す、即ち損益計算の貸方に一萬二千餘兩を計上せられたる代りに、六、七三六兩五三となれる次第なり。

損益計算のバランス九、三九二兩二三は、之を從前通り貸借表に廻し、之にて今年の負債尻は一〇、九一五兩より一、五二二兩八八に減少するを得たり、此外貸借對照表に就ては別に說明を要するものなく、土地は買入原價を以てし、建物は前記の如く安全なる數に書下げたり、雜負債は全く十月拂の手形を主とし、爾來總て入金濟となれり、而して雜貸方は食料其他の支拂ふ可きものにして、社債利子の未拂の分は期日迄に支拂を了すべし。

而して前途の豫想に就ては、確たる斷言を許さずと雖も、現在の所にては、先づ安全の狀態にあり、不測の出來事にして生起せざる限り、必ずや良好の成績を擧げ得べく、割合久しき間不況を繰り返したる同社は、爰に再び利益配當をなし得べきかと期待せられたり。

怡和紡織營業成績

(Ewo Cotton Spinning and Weaving Co., Ltd.)

上海怡和紡織公司第二十二回通常株主總會は、昨年十二月二十九日怡和洋行に於て開催せられたり、今ロンストン氏の報告に據り、去る十月三十一日を以て終る、同社一

年間の營業概要を示せば左の如し。

前途好豫想を以て開始したる同社本年の營業は、豫想の如く好況を以て始終し、多額の利益を擧げ得たるが、之は實に戰爭の好影響に因るものなり、而して利益の大部分は紡績部より得たるものにて、昨年は全く紡績業者の豐年と云ふ可く、之を前年と對比するに、事實は全く反對の現象を示せり、之れ固より各種の原因存するものにして、同年度を通じて、同社製出綿絲の需要旺盛なるに加へ、日本及印度に於ける紡績場は、ランカシャーの供給減じたるに乘じ飛躍を試み、當方面の市場に於て、之等兩者の競爭少かりしため、且つ原棉供給薄に因る相場昂騰にて、同社は好利潤に浴したり、又大阪に於ける日本綿絲の大景氣は、八月遂に綿絲布相場を無上に釀り上げ、纏て當地市場も之に刺戟せられて活躍し、爲めに同社は未曾有の巨利を占め得たり、同社は常に市場の狀態を觀て行動を左右し、第一第二兩工場は同年の大部分を通じて晝夜操業し、織布工場は晝間作業のみに止めたり。

十月三十一日迄の十二ケ月間利益は八四九、三八七兩三六にして之に前年度よりの繰越を合せて、本年度の純利八五四、三一二兩五七となり、之を左の如く處分せり。

優先株配當年七分	二八、〇〇〇、〇〇〇兩
通當株（一萬五千株）一株に付二十兩配當	三〇〇、〇〇〇、〇〇
機械及什器減價償却	九〇、〇〇〇、〇〇
建　物　同	三〇、〇〇〇、〇〇
供水準備金	五、二五九、八一
自働車　同	四四九、七七
家具　同	一、〇〇〇、〇〇
積立金	一五〇、〇〇〇、〇〇
配當均一準備資金	一二五、〇〇〇、〇〇
特別修繕及取換資金	五〇、〇〇〇、〇〇
戰爭捐金	二〇、〇〇〇、〇〇
工場使用人賞與	四、六〇二、九九
次年度新勘定へ繰越	八五四、三一二、五七
計	

通當株は今回の二十兩配當を合して、最近七年間に一株に付九十兩の配當をなしたる勘定なり、機械及什器に九萬兩建物に三萬兩を準備せるが、之を前年度に比すれば二萬六千兩多し、之れ最近工場を擴張したると、第二工場其他を晝夜使用せるに因るものにして、特別修繕取換資金に五萬兩を用意せるは、今日迄英本國より到着せる機械を、第一工場に据付くるに要する費用に當つるものなり、配當積立金は右十二萬五千兩を加へて、合計五十萬兩に達し一般積立金亦今回の十五萬兩を合して五十萬兩となれり。

昨年度の營業費は高かりしが、近く將來之が低減は期待し難かる可し、即ち今年の石炭契約のみにても、殆ど昨年の倍額に達するが如き有樣にて、其他總ての經費增加し居ればなり、利息經費は六六、八七七兩六二に達せるが、之は工場作業の自衞上多量の棉花を保有するの餘儀なかりしと新資金を募るなくして擴張を行へる自然の結果なり。

最後に今年前途の豫想に就ては、現狀より觀察するに、支那各市場を通じて在荷拂底し、支那人農家は多量の買收を要すべき狀態にあるに加へて、他諸國よりの供給減退し

つゝあれば、同社製品の相場は必ずや好利潤を示すならんと思はる、而して取引上最も障礙をなしたる、支那南北の抗爭も、今や漸く平靜に歸しつゝあり、殊に近く開かる可き支那輸入稅率にして改修せられんか、獨り紡績工業のみならず、各種支那內地工業は之より益々多忙に趨向することとなるべく、前途先づ樂觀せられつゝあり云々。

奉天省採鑛規程改正

奉天省に於ける鑛山開掘志願者は、近年著しく增加したるも、其資本は出願者より適宜銀行に預入れ、該預金證を財政廳に提出するのみにて、資本の多寡を問はざりしも、今次左の如き新規程を作り資本金に制限を附することゝしたり。

奉天鑛業者にして各種鑛山の採掘を出願せんとする時は左の資本を補足するを要す。

第一類鑛產金銀銅鐵鉛炭等

面積五十畝（九千坪）以上一方里以下（六百四十畝）のものは試掘五千元採掘一萬元二方里以下のものは試掘一萬元採掘二萬元五方里以下は試掘一萬五千元以上二萬元以下採掘二萬五千元以上五萬元以下但し第一類中炭鑛面積二百七十畝以上一方里以下の者は試掘五千元採掘一萬元面積二方里以上は試掘一萬元採掘二萬元面積四方里以下は試掘二萬元採掘四萬元面積六方里以下は試掘三萬元採掘六萬元面積八方里以下は試掘四萬元採掘八萬元面積十方里以下は試掘五萬元採掘十萬元

第二類滑石苦土釜石鑛等

面積五十畝以上一方里以下は試掘二千元採掘五千元面積二方里以下は試掘四千元採掘一萬元面積五方里以下は試掘五千元以上一萬元以下採掘一萬五千元以上三萬元以下

滙業銀行創立

中華滙業銀行は一月十九日北京に於て創立總會を開き左記重役を選擧し二月一日より開業の事に決定せり。

▲總理陸宗輿

▲專務理事　楠內常次郎

▲理事（六名）小野英二郎、山成喬六、木村雄次、劉垣、姚煜、曾越儁

▲監事（五名）早川千吉郎、小山健三、曾汝霖、任放鳳、王克敏

青島鹽田貸下許可

青島民政部にては鹽田開設地貸下出願者に就て、愼重に調查研究を遂げたる結果愈々、左の條件を附し四人に對し去る十二月四日附を以て許可を與へたり。

▲青島鹽業株式會社　南萬及び下崖鹽田地先の干潟地約千五百町

▲倉知鐵吉外三名　陰島より潮海鹽田地先の干潟地及び黃島小石頭間約三千五百町

▲大日本鹽業株式會社　海庄鹽田地先の干潟地約二十町

▲岡山縣佐藤保孝外二名　紅石地崖鹽田先の干潟約一千町以上の干潟地が全部開設を終りたる上は、製鹽大約二億萬斤以上を産出し得る見込にして、其許可條件左の如し。

一、許可を受けたるものにして未だ株式會社を組織せざるものは速に會社を組織して青島在住支那人を株主に加入せしむる事

二、許可の日より一年以内に開設工事に着手する事

三、開設豫算及び設計書を作成して民政部の許可を受くべし

四、鹽田開設落成を告げたる時は民政部の實地檢査を經て使用許可を受くべし

五、既設鹽田の製鹽作業を妨害せざるのみならず潮水の出入支障を生せざるに注意し製鹽の搬出に不便ならしむる如き事あるべからず

六、鹽田開設の權利を他に貸與又は自由に賣買する事を得ず總て鹽田に關する權利の異動につきては民政部の許可を受くべし

七、許可なくして支那人の廢田に開設作業を爲すを得ず

八、公益上又は官にて必要と認むる時は貸下地の返還を申渡す事あるべし

九、命令に違反し又は新なる指令に反抗したる時は許可を取消すべし

十、今後如何なる事情ありとも官は損害賠償の責任を負はず

吉林林業公司設立

天津露西亞租界に創立事務所を設け設立準備中なる林業公司は季闌堂、趙瑞年、楊蓋卿、汪德昉、王劍農、褚秋岩、張益之、等の發起に係り、吉林省虎林縣より、產出楡柏松等の各木材を伐採して、各通商地に販路を求め、外人の壟斷を防がんとする目論見にて、株金一百萬元を募集す可く、目下農商部に認可を出願中なり。

永亨銀行設立

今回上海寧波路に永亨銀行なる銀行設立され正月三日開業式を擧行せるが同銀行は純然たる商辨にして資本金五十萬元拂込二十五萬元にて、同行の總理、副總理は左の如し

總事兼總理隴秦豫、錄路督辨施省之、代理總理宋五樓海、總理前浙江銀行寧波交通分行總理楊漢汀

副總理前上海交通銀行副總理寶祺

●官株不許可　河南省鄭州に創設の紡績工場に對し、發起人たる江蘇省の張謇氏より、農商務に向て大生紗廠の例に倣ひ、政府より官株を提供せん事を請へるも之れ准さゞる旨今回農商務より回答せり。

●日支合辨金鑛認可　吉林和龍縣の開和金礦は、資金缺乏の結果、一月一日邦商林正次氏より、資金借入れの契約を締結せるが、今回之を改めて日支合辨にすべく、農商部に請願中の處一月九日認可されたり。

●直隸紡績の準備　直隸模範紡紗廠々長王竹銘は、本年度に於て該工場の擴張を圖り、省會の決議に基き、石家庄に分工場設立の準備中にて、目下職工數百名を增募せんとしつゝあり。

●支那銀行の收益　昨民國六年全年間中國銀行の純益は二百六十元、新華銀行の純益は二十餘萬元、交通銀行の純益は五百萬元內外なり

北京通信

馮總統出巡、南北又決裂

西南聯合會發會

前便に報道せし西南護法聯合會は、一月二十日廣東督軍府に於て發會式を擧行し、「護法各省聯合條例」（前出）第三條に基き、次の如き聯合會議組織條例を定め、伍廷芳、程璧光以下陸海軍人、非常國會議員、省議會議員、軍政府代表等參列の上陸榮廷、唐繼堯、程璧光を軍事總代表に、岑春煊を議和總代表に、唐紹儀を財政總代表に、伍廷芳を外交總代表に推薦せり。

本會は護法各省及び獨立各軍の委托を受け對外對内の政務を執行し各部總代表を置き順番にて出席者を定め別に聯合會秘書長を置く本會經費は關係各省より支出す

即ち此の「聯合會議」なるものは、護法聯合に加入せる各省の政務執行機關にして、北京政府の國務院と相對するものなり。而して孫文派の設立せる軍政府なるものは行懸上此の會議中に包容され了りたるものと見るを至當とす。南方派の團結運動一步を進む。

沙市襄陽北軍に歸す

沙市（荊州）に據つて獨立を宣言せる石星川、襄陽に據つて獨立を宣言せる黎天才二人に對しては、さきに北京政府より湖北督軍王占元に對し彼等を南軍と認めず土匪と認めて討伐せよとの所謂「變相的時代」の令を下したるが、石星川軍は重慶を逐はれて南下したる吳光新軍と宜都、監利に戰つて利なく、一月二十一日荊州終に開城して吳軍の手に入り、石星川遁れて漢口に入れりとの報あり。襄陽に向へる北軍は第三師長吳佩孚の軍にして二十一日攻擊を開始し

二十五日襄陽、樊城の兩地を占領し、黎天才亦石星川の跡を逐うて遁走せり。

岳州危急

岳州は南北兩派の天王山にして、その折れて何方に入るやは時局に重大なる影響あり。南軍は如何にもして此地を占領し、以て講和に際し有利なる地歩を占めんことを庶幾し、停戰布告發表後潜かに同方面の兵力を增加し、馬濟部下の廣軍、趙恒惕の湖南軍、程潜、林修梅、劉建藩、陸裕光各軍數を悉して岳州に向ひ、總數四萬と注せられ、岳州の北軍は王金鏡、范國璋兩軍合して一萬餘に過ぎず、「岳防」兵力の單弱は屢々中央に向つて增援を請ふ所あらしめしも中央之を救ふに遑なく、終に此重要地點を南軍に献じ了らんとせり。二十四日湖北督軍王占元より

岳州戰爭甚だ烈、左翼陣線すでに攻撃せられ范國璋の一營盡く潰え全線震動す曹張二軍の飛援を乞ふ

との飛電達し、王金鏡よりも

南軍三面環攻、托塲地方すでに攻破せらる恐らくは今晩保ち難からん

との電報あり。於是滿城の風雨早くすでに岳州の失陷を傳へ、岑春煊、代表章士釗の入京に依りて多大の進捗を見たる南北議和の局、又た一停頓の姿を呈するに至れり。

馮總統出巡の議決す

岳州危急の報に接し狼狽せる第一人は云ふ迄もなく馮總統なり。彼は最初より岳州迄を保留するを以て目的とせり、實際議和の際岳州を南方に取られ居りては講和の際餘程の不利を忍ばざる可からざるなり。然るに今やこの岳州失陷との報到る、馮の悔恨や知るべし。

於是馮總統は即刻東五條胡同なる徐世昌宅に至り段祺瑞をも招き、三頭會同して何事か密議せり。內容は秘知る可からざるも誰言ふとなく親征々々の聲は囂然として市民の耳に充てり、而も是れ事實なりき、馮總統出巡の議は此三頭會同に依つて決せられたるなりき。

八方美人主義の破綻

明くれば二十五日、外交部は外交團首席公使に照會して曰く「馮總統は二十六日午後十時北京發天津、濟南、南京、滬口に各督軍を訪ひ時局問題を協議し一週間內に歸京すべし」と。二十六日午後八時四十分、馮總統愈々特別列車にて出發、爾後の行程は

二十七日午前零時天津着、直隸督軍曹錕、梁啓超、熊希齡に迎へられて孫家花園に入り少憩

二十七日午前五時天津發午後一時濟南着督軍府に入り少憩の上同四時發張懷芝と共に蚌埠に向ふ

二十八日午前蚌埠着、安徽督軍倪嗣沖と密議の結果南下を中止し

二十八日正午蚌埠發二十九日午前十時二十分天津着、同四十分發

二十八日午後一時四十分歸京

出巡に對し消息通は或は南方に投ずるならんとの觀測を下し、敏感なる市場は中交兩行紙幣を六十一パアセントより五十八パーセセントに下落せしめしが、識者は馮の性格より見て馮の南方加擔說を信ぜず、全くは馮の二股政策、八方美人主義の破綻と見、善く云へば主戰督軍團に討伐命令不發布の理由を說明すること、露骨に云へば主戰への降伏なりと看做したり、此の觀測の材料となりしは王總理の出巡贊成てふ情報の官邊より漏れし事、並びに出巡旅程は確か蚌埠迄なりとの說の傳へられしことに在りたり。總統旅程を南京漢口に延長せしは畢竟輕佻なるヂヤアナリズムの產物なり。

岳州愈陷落

岳州全部陷落は二十七日夜半に在り、王金鋭逃走す。

局部討伐令發布

岳州陷落及び馮總統の主和撤回（一時的なり根本的には平和主義なること勿論なり）を原因とし、三十一日湖南討伐の命令下り、張敬堯を援鄂總司令に、曹錕を湘鄂宣撫使に任じたり。命令全文左の如し。（七、二、五）

上月二十五日の布告は原と境を保ち民を安んじ共に大局を維がんことを期せり故に諄々勸諭曲げて優容を予ふることを憚からず中央が和平を愛護するの苦衷は宜しく全國の共に諒する所と爲るべきなり乃ち屢りに王占元等の電稱に據るに譚浩明、程潛所部の軍隊此時機に乘じ節々進逼し石星川、黎天才等復た現役軍官を以て自主を倡言し土匪と勾結して商民を擾害す而して譚浩明等竟に引いて友軍となし援助に藉りて名となし四出滋擾し甚しきは且つ外艦を槍擊し交涉を牽及す茲に復た進んで岳州を陷れ武漢を窺伺し衆を擁して恣橫し民を殘して以て逞しうす是れより前此に布告して戰禍を弭め民の爲に命を請はんと期せし者反つて吾民をして益々水深火熱に陷らしめたり本大總統衷を撫し內に疚しく隱痛實に深し各督軍都統等疊電瀝陳衆な以へらく曩彼より開く應さに即ち視て公敵と爲すべしと忠勇奮發遏抑す可からず本大總統深く惟へらく立國の道は綱紀を先と爲す若し皆行動にして自由ならば辨髦法令將さに紛々として尤に傚ふを致さん何を以て下を率ゐ何を以て國を立てん用つて特に申討を命令し總司令曾錕、張懷芝、張敬堯等をして即ち所部を統率し分路兵を進め痛く懲辨を予へしむ歸行至る所務めて須らく嚴に紀律を申べ秋毫も犯す無からしむべし用つて除暴安良民を水火に拯ふの至意に副へよ此に令す

軍興つてより以來在湘各路の軍隊動もすれば輒ち故に託して潰逃し長官督率に方なく以て治軍守土の責ある者尤に傚ひ叛立し軍紀久しく張らざるを致せり本大總統殊に深く內に疚し若し再び因循寬縱せば必ずや無政府の現象を釀成するを致さん其れ何を以て綱紀を飭して而して民生を奠めん嗣後各路就兵長官所屬官兵に於て節制に遵はず故なくして退却する等の情あらば著して即ち軍法を以て便宜事に從はしむ稍姑息なる毋れ其れ各々懍遵せよ

此に令す

曹鋭を特派して兩湖宣撫使と爲す此に令す

張敬堯を特派して援岳前敵總司令と爲し所有る防岳の各項軍隊は總べて節制調遣に歸せしむ迅かに規律を圖れよ此に令す

曹鋭を特任して直隷省長を署理せしむ此に令す

湖北襄鄖鎭守使陸軍第九師師長陸軍中將勳三位二等文虎章二等嘉禾章三等寶光嘉禾章黎天才湖北陸軍第一師師長陸軍中將二等文虎章二等嘉禾章石星川は重寄に分膺し久しく師干を領す宜しく如何に忠誠を激發し命令に服從すべきに乃ち石星川は上年十二月に於て獨立を宣布し黎天才は自から靖國聯軍總司令と稱し相繼いで自主を宣告し迭次國軍に抗拒し土匪と勾結し城鎭を攻陷せり各路派出せる軍隊奮力痛剿荆襄一帶の地方をもつて次第に克復するを經たりと雖も該兩逆の甘心國に叛き閭閻を騷擾する實に罪逭るべきなきに屬す黎天才石星川の所有る官職勳位勳章は應さに即ち一併褫奪すべく仍ほ各路派出の軍隊に著して嚴密に追緝し務めて懲辨を獲て以て軍紀を肅しみ國法を彰はさん此に令す

印刷局借欵成立

財政部と三井との間に印刷局を抵當とする二百萬元の借欵交涉中なりしが一月五日調印を了したり。金額二百萬元期限三年、手取九十、利子八分にして三井より材料及び技師を供給する外支那政府の發行する有價證券は必ず右印刷局に請負はしむる條件なり。

內治外交

●馮王段會見の詳報　十二月十六日馮總統は特に王總理段祺瑞二人を招き會談せしことは已に昨報の如し又た聞く所に據れば其內容は則ち王總理は各省督軍多く和平解決に反對せるを以て形勢益險惡に趨き自ら顧れば到底時局を收拾すること能はざるを以て已に席上に於て辭職の言辭を表明し段を推擧して其後任となさんと申出せしかば段氏は艴然色を變して曰く余前きに武力を用ゆるに非らざれば時局を收拾し難きを主張し曾て極力實行せり然れども諸君調停の說を提倡し局面をして益紛糾を加ふ余故に引責辭職せり余茲に思ふ當時諸君若し術策を弄せず內閣の主張を贊同して而して其政策を援助せば則ち今日の時局或は已に平靜に歸し乃ち諸君既に特に平和を唱へ以て局面を破壞して今に至る何を以て責任を避けんと欲するか余は斷じて繼任する能はず云々と總統又婉言段氏を勸解す二三督軍猶調停を主張する者あるを以て繼任の說に對しては斷然謝絕すと嗣て總統段氏に向て陳述して曰く閣下の出山と否とに論なく國事に對しては務めて與りて十分の援助を望むと後王總理又曰く余の希望する辭任の事は前記對內問題を除く外に尙ほ余と德國との關係に就きての流言は益余をして自ら安ずる能はざらしむ故に參戰事宜督辦一職は務めて祈る閣下の屈して就職せられん事をと段氏辭するに對內問題尙且敢て擔任せず焉んぞ此の對內に比し尤も重大となすの參戰事宜に當らん云々並に此れ亦た嚴に峻拒をなしたりと云ふ。

馮王段三氏會見の內容は略ぼ上述の如し然れ共各督軍の態度も亦た日に益强硬なり江蘇李督軍と安徽倪督軍との間

尤も險惡の象を呈し湖北王督軍は已に李陳兩督軍の陳盟に由り分離して傍觀の態度に出でんとす然らば王總理の地位は最近更らに窮境を極め其現地位は何時に至るまで保持するを得るや殊に疑問となす。（時報）

●劉顯世重慶を佔領せる電報　重慶守りを失するの後貴州の劉氏の陸榮廷其他に宛てたる電報左の如し。

陸巡閱使其他の各位閣下我軍は黃角丁を攻克して吳周逃遁し現に重慶は已に我軍完全に占領し內外人民の生命財產は特別嚴重に保護して秩序井然たり特に此に奉達す。（神州日報）

●段祺瑞と參戰督辦　政府は段氏を以て參戰督辦に任命せんとなせしに同氏は再三固辭して請けざりしことは已に前報に記載せしが偖て某要路の人の傳ふる消息に據るに馮總統王總理昨已に當面商議して曰く宣戰問題既に已に決定し進行を繼續するは段氏の督辦に出任するに非らずんば實に貫徹に資するに足らざるを以て馮氏は不日人を王氏に遣はし則ち今日親ら段氏の許に詣り其出任を勸告すべしと如し能く其同意を得れば此項の命令は不日發表すべしと云ふ又一消息に當局は現に某方面の王內閣の政策に對し頗る懷疑多きを以て段氏を任するに此の要職を以てし王內閣の對外政策の不變を表示せんとし由て再三段氏の此職に出任を勸告せりと又た聞く段氏は國事を以て重しとなし已に承諾の意ありと云ふ現在此事已に內定せりと一說に已に昨日閣議決定大約不日任命を見るべしと云ふ。（北京日報）

●中央より南京督軍宛重要電報の內容　調停を以て目的となす王內閣出現以來南方派之を見て遂に北方は行々將に南方に向て和を乞はんとし軍事的行動發展を加へ以て將來の調停條件に自己の滿足を得べき結果を期待せり陸榮廷既に要求條件を示し唐繼堯亦た希望を述べ孫文岑春煊孫洪伊輩亦た紛々迭に主張を告げ頻りに要件を示す其內容を按ずるに種々にして一ならず然れども一二人を除く外は多く自己を以て本位となすにあらずんば全く法理を根據とせる立論なり是に於て馮總統以爲らく南方の條件既に一致せざるときは即ち調停方法は先づ中央より具體的案を出示し範圍を限定し互に相商議するの較得策たるに如くはなしと數日前曾て此旨を王總理に語り並に王氏をして李純に電告せしむ昨某方面の探聞に據るに十三夜總統の南京督軍李純に致せる電報左の如し。

（一）國會問題　舊國會を恢復するは已に三區十二省の反對する所となる故に新に改正の選舉法に依り新國會を召集すべし。

（二）停戰問題　和議せんと欲せば須らく先づ停戰すべし須らく南北兩方完全に停戰を實行し以て調停の誠意を示すべし。

（三）南方代表問題　陸榮廷唐繼堯能く南方全體を代表するや否や。

此れ具體的講和を欲するの第一步即ち講和の基礎と爲す但し南方各派は一致して舊國會を恢復するの第一條を主張す應さに極力反對して以て完全に北方の主張を貫徹すべし然れども南方將來應允せざるは固より論を待つなし第二第

三兩條件に至りては今日の時機に至りては電報を以て問合せの必要なし以上の電報は尙ほ未だ判明せずと雖も總統の名義を以てせしか抑も總理の名義を以てせるか要は北京政府發したる所たるは確に疑ひなかるべし果して然れば調停の前途恐らくは又た已に絕望たらんのみ。（時報）

●曹張兩督軍出兵の索隱　曹張兩督軍は電令して出兵せしむるの一事は昨（十二月廿二日）已に詳査するに馮王方面に於ては尙ほ未だ宣戰を爲す意義を認めず徒らに主戰派の催迫甚だ力め且つ湖北江西の防務實に緊急なるを以て已むを得ずして而して此擧あり故に目下の情勢は只だ武裝備戰して而して同時に仍ほ未だ平和解決の方針を捨てざるなりと聞く此度の出兵計畫は第一第二の兩路となし各二個師を帶ばしめ奉天一師直隸一師を第一路に併入し張督軍の統率に歸し別に安徽より一旅を抽き海路福建に赴き以て馮玉祥の兵に代らしむ第一路は漢口に集中し專ら湖南を攻め岳州を援助するの用となす第二路は武昌に集中して專ら攻粵援閩の用となす其餘の各省は仍ほ原地に駐屯して暫らく出發せず天津方面に至りては十七日張懷芝曹錕兩督軍と同地に會同の結果尙ほ種々の要求あり其一は馮に請ふて主戰の明令を發すること其二は軍費を豐かに支出すること等なり軍費に關しては政府は已に各一百萬元を支出することを許可したるも明令を發布すること無きは即ち馮氏は西南に對し接洽尙ほ未だ決裂せざるに對し當然遽に許す能はざるに因る而して此命令の延引に因り曹張兩督軍の出馬も亦た暫らく延引するは必然の結果にして亦た意外の事に非らざるなり。（時報）

●馮總統國會に對すの主張　馮代總統現在の意見は尙ほ臨時參議院をして國會組織法議員選擧法を改修せしめ後ち新國會を召集することを主張せり蓋し前夜已に此の意を以て江蘇李督軍に電達せり李督軍は先日馮氏に對し電報陳述ありたるに因りてなり陸榮廷代理彭允彝等も亦た陸氏の希望を表示して舊國會を恢復云々とありしかば馮代總統は十三夜の電報を以て此に對し返電を爲したるなり其內容の略に謂く舊國會を恢復するの來電に反對す之を計るに已に十五省の多き此の議は恐らくは辨じ難らん即ち新に從て國會を召集するに到りても亦た改修の國會組織法及び選擧法に依り辨理すべし並に問ふ陸榮廷唐繼堯等に到りては完全に西南を代表し能ふや否云々現に南方の傾向は舊國會を恢復し而して中央は則ち仍ほ堅く臨時參議院の有效を固執す其間相去ること絕遠なり大局の解決は恐らく今後反て困難の境に陷らん。（神州日報）

●王安瀾棄陽に獨立す　前湖北軍第三師々長王安瀾は民國三年軍職を退き足を政界に投じ本年廣西南陵の道尹を拜命し赴任未だ久しからずして南北警を搆ふ王氏容れられざるを恐れ辭職し一旦湖北に歸りたり偖荊州獨立せしに因り王氏は人を荊州に派し石師長と接洽せしめし外棄陽に歸り獨立一旗幟を立て仍ほ前三師の名義を以て舊部下を招集し師部を組織し大書して獨立軍護法第三師と稱し各處に兵を招募し招きに應ずる者波の浪を逐ふが如く異常踴躍鉄くる所の者は惟兵器彈藥のみ王氏復た人を各縣に派し保衛

の兵器彈藥を捜索し幷に石師長に商議して擔任接濟を受くべしと云ふ。（神州日報）

●協約國派兵赴歐の時期探問　協約國は中國に對し派兵赴歐に付き極めて注意を爲す前政府は本と斬雲臕を派し統率の任に當らしむべき說ありしが惟々遲々として未だ出兵の準備を見ず聞く外交團近頃已に政府に問て間接出兵の時間を催促し來りたりと云ふ。（北京日報）

●和平會議は南京にて開會するの說　政府當局者曰く南北和議問題に就き政府の意向は各省より代表を北京に派し議に參與せしむ但し陸榮廷の反對あるに由り結局或は南京に在りて和平會議を開くやも未だ知るべからずと云ふ。（北京日報）

●林公使大總統謁見內容　政府方面の消息に曰く林公使は本月十八日本國政府より召還の命を接受せるに因り特に昨十八日總統に謁見暇乞の辭を述べ兼ねて總統今後の對南方意見を詢ひたりと又一說に曰く昨日林公使は元首に謁見し山東民政署を設立するの問題に談及し同氏は已に同問題に付き本國政府の訓令に接したりと云ふ又一說に昨十八日林公使は特に大總統に謁見し會談約一時間其內容は彼此互に中日親善を希望するの意を述べたり談次曾て我國の時局に及び同公使も亦た我國の內亂頻々仍ほ終に國家の幸福に非らざるを以て日本は唇齒の國九も中國の早く治平を睹んことを望む故に亦た甚だ現時南北の妥洽を望むと云ふ（北京日報）

●梁啓超と參戰　昨（十二月二十日）梁氏總統に謁見し參戰事務に對し陳述あり總統より初めて梁氏の出で丶贊襄の任に當るべきを以てしたりしが梁氏曰く國家の爲めに力を盡すは在朝と在野とに拘らず云々聞く段參戰督辦は現に梁氏を任命して參戰參贊たらしむべく手續中なりと云ふ。（北京日報）

●停戰布告發表の理由　現に發表せる停戰布告の理由は某當局者の談ずる要點左の如し。

（一）陸榮廷唐繼堯譚浩明等の來電に曰く南方は已に停戰したるに中央政府は何故に尙ほ未だ停戰布告を發表せざるか此に因り中央の南北妥協に對して誠意あるにあらざるを疑はしむ。

（二）李純陳光遠王占元等の來電に曰く中央政府若し速に停戰命令を發せざれば調停の任務を辭退す。

（三）曹錕張懷芝倪嗣冲等の來電に曰く吾人の主戰の其目的は平和に在り故に此際停戰を布告し以て南方の誠意を覩ば如何吾人も亦た異議なし。

以上諸種の原因に因り政府は遂に停戰布告を決定發表したるなりと云ふ。（順天時報）

●招商局運兵を承諾せず　當局は招商局の汽船三艘を借り馮玉祥の軍隊を輸送せんとせしも株主側は南方の海軍目下汕頭方面に在つて活動し廣利は已に南軍の爲めに徵發せられ軍隊輸送中なれば若し交涉に應せざれば極めて困難なり前年新裕號を用ひて軍隊を轉運するの時竟に軍艦海籌に衝沈せられたる事あるの事實ありしことに鑑み株主等は大に疑懼を懷き且つ船員中にも頗る不平の聲あるを以

て此際會社方面にては特に前交通次長麥氏を派遣し陳情委員として北上せしめたりと云ふ。（順天時報）

●參戰事務の進行　段祺瑞出でゝ參戰督辦に任ぜられたりしが先きに馮氏と右に付き取扱法を商定したりと其大要左の如し。

（一）魏宗瀚の第五旅を以て擴充して一師と爲す。

（二）曲同豐を任命して第二師長に爲さんとす。

（三）軍官は概ね學校出身の者を採用す。

（四）軍器は某國より訂購す尙ほ磋商を待つ。

（五）總額は每師一萬二千人普通師と大概相同し唯騎兵なくして工兵輜重兵各々一團を加ふ。（順天時報）

●湖北主戰に傾く　湖北王占元督軍は主和の一人なりしが最近の電報に依れば外大勢に鑑み內國情を審にすれば速に內訌を止むるに非ざれば以て國祚を存するに足らず江蘇江西兩省は聯絡して平和を倡ふるも近く西南の行動を觀れば大に和哀相背くを觀る停戰布告するも戰備依然として未だ已まず近くは且つ進んで武漢を窺ひ湖北省は將に動搖せんと苟くも再び容忍姑息なれば勢必ず手を束ね斃を待つものなり之を以て和を棄て戰を言ふとなせり又以て王督軍が主戰論者となれるを見るべし。

●閣議決定事項　一月十五日開かれたる閣議の內容大略次の如し。

（一）吉長鐵道の引繼ぎに關する交涉は交通部より南滿洲鐵道會社と協議の上、委員を派して之に當らしむること。

（二）吉林督軍に電令して哈爾賓駐在の支那兵は一部を引拂はしむること但し全部の撤退を行はず。

（三）內務部より提出せし、防疫施行細則を審議の上即日公布せり。

（四）南北問題に關しては、王總理より今日は馮總統不在なれば討論を中止すべしと宣告し。

（五）前線に在る軍隊の費用は至急發給すべきものと、暫らく待たしむべきものとに別ち、又孫寶琦の請願に係る公債法を通過せり。

軍事

●武昌の軍事防禦　漢口の通信に曰く南軍岳州に進逼す王督軍極力武昌の背面を防禦す茲に各地の大砲及び軍隊の配置は左の如し。

（一）洪山　要塞砲一門。野砲一門。山砲六門。機關砲二門機關銃三。步兵二營。炮兵一連。騎兵三排。

（二）卓刀泉　七サンチ五口徑炮四門。野炮一門。步兵二連砲兵一排。

（三）東湖門　大砲四門。山砲六門。機關銃一。步兵一營。砲兵一連。騎兵一連。騎兵二排。

（四）魯家岑　五サンチ七口徑砲三門。機關銃一。步兵二連砲兵二棚。

（五）關山　要塞砲一門。步兵一連。砲兵一棚。

(六)白玉山　砲兵一棚。歩兵兩排。山砲二門。
(七)馬房山　山砲四門。機關銃一。歩兵二連。砲兵二棚。
(八)石碑嶺　野砲三門。機關銃二。山砲四門。歩兵三連。
　砲兵一排。工兵一連。騎兵二排。
(九)紙坊　歩兵一團。砲兵一連（此地四面山上に大砲十數門を置く。
(十)土地堂　大炮二門。五サンチ七口徑炮六門。歩兵二營。
　砲兵一連。工兵一排。

●湘桂粵三省兵器廠合設計畫　前湖南督軍譚氏は今回西南數省の財力を聯合して一大兵器廠を合設せんとし曾紀悟中將を米國に派し製法を考察し仇亦山少將を廣東に遣はし三省合資して兵器製造を擴充すべき計畫を議定せんとして現況止むを得ず一時中止の姿となりしが其後江蘇鈕上將世少將同道來粵製器上多く陳說する所あり已に某公に就き贊許を得たりと其計畫の大綱四端を列擧すれば左の如し。
(一)三省各五十萬元を出資す。
(二)石井兵工廠を擴充す。
(三)鋼廠炮廠を創始し並に小銃の製造を增加す。
(四)學識經驗を確有する者を以て其事を司らしむ現任の兵器廠員は罷免交迭せしむ並に聞く年內に創設し二年內に限り成立せしむべしと云ふ。（順天時報）

●曹張兩督軍南征の兵力　軍界の最も確實なる報告に據れば曹張兩督軍此次統兵南征するに就き其兵力共計七師あり玆に第一第二兩軍軍隊の確數を詳述すれば左の如し。
(甲)第一軍總司令所統の者(一)北洋陸軍第三師歩兵第二旅騎兵第三團第一第三兩營砲兵第三團全部工兵輜重兵各一營(二)第二十七第廿八兩師合して歩兵一混成旅砲兵一營機關銃兵一連(三)直隸新編の混成第一旅第二旅全部(四)北洋陸軍第八師歩兵一旅(五)北洋陸軍第十一師全部(六)北洋陸軍第二十師全部。
(乙)第二軍總司令所統の者(一)北洋陸軍第五師歩兵第九旅全部騎兵第五團全部工兵輜重兵三營(一)混成第七旅歩兵一團(一)混成第四十七旅第九十四團全部(一)山東省新編第五旅全部(一)北洋第七師歩兵第十三團全部第十四旅第廿八團全部炮兵第七團第一營(一)安武軍十三營(一)駐奉の混成第二旅第二團全部其餘は他省より派遣する所の援軍の數目未だ悉さゝるに因り以上所記の內にあらずと云ふ。（神州日報）

●四川南軍優勢　貴州軍游擊隊の一部は一月三日に遂寧を六日に順慶を占領す四川軍は目下隆昌及其以北を守備すと又別報に依れば合川、自流井、永川、隆昌等は悉く南軍の手中に歸し第三師及第一師の將校等は北京政府の態度決せず爲に自己の地位危險なるを顧慮し雲南軍に內應するものありて四川軍は日々に不利の形勢に陷る而して重慶の熊克武は依然鎭守使の名義を用ゐ貴州軍王第一師長と共に秩序維持の任に當り居れりと。

財政經濟

●財政部借欵成立　財政部の窮乏を救はんが爲め北京印刷局を擔保とし財政總長王克敏と三井洋行との間に交渉されたる借欵二百萬圓は一月五日成立し十八日其中五十萬圓を天津正金より同地中國銀行に交付されたり其餘百五十萬圓は天津及北京の正金に保存しあり、同借欵の內容左の如し。

(一)金額　二百萬圓
(二)擔保　財政部印刷局
(三)利子　八分
(四)手取　九十
(五)償還期限　三年

●關稅改正委員會　一月十七日上海商會に於て開會したる支那關稅改正委員會に於て、各國委員列席の上、支那側より提案したる議事大綱十二條の內容は、左の如く又同時に稅則修正前通融辦法先期實行案提出ありたり。

▽議事大綱

第一條　本會は支那海關輸入稅則の改修の爲に設け支那政府より派せる委員會主任を以て議長を爲す。

第二條　常會期日は未だ遽に決定を行ふ能ざれば凡て開會を行ふ時議長より先に開會期を通知するを得。

第三條　本會委員の發言は先に號數を明報すべし若し同時に號數を報せる時は議長に由り先後を指定するを得

第四條　本會々議一切の普通事務は多數表決を以てするを得其各國々家と特別關係有る者は此例に在らず。

第五條　本會議事を表決に付す時に各國派遣委員の多少に論無く一國每に一表決權を有す。

第六條　各國會員の意見書を始め參考材料有らば先に議長に交し各會員に分送すべし。

第七條　本會議事は漢語英語を兼用す。

第八條　本會各委員の發言は均しく議事錄內に記載し漢文英文に互譯して考證に質す。

第九條　議事錄は發言の委員に由り自ら校正を行ふを得

第十條　本會議事々件の審查に付するもの有らば議長に由り各委員中審查員若干人を指定し詳細審查の後再び報告討論を行ふ。

第十一條　議長若し事有り出席するを得ざれば支那政府所派の副主任に之が代理を聲請するを得。

第十二條　以上規定にして未盡の事宜有らば隨時本會に由り酌定して之を補訂するを得。

●支那通商禁止令　支那の對敵通商禁止條例の內容左の如し。

第一條　凡そ中華民國人民及支那領域內に在る其他人民は主管所に別に規定有るものを除くの外左列の國或は人に對し通商するを禁止す。

一、敵國　二、敵國人及敵國法人　三、敵國の同盟國　四、敵國或は同盟國の佔領地に居住の人或は法人　五

商店會社の全部或は一部が敵人に由りて管理さるゝか或は其他敵人の勢力の下に隷屬し曾て主管廳の揭示を經たる者。

前項の規定は其中間に手を假る通商にも亦之を適用す。

第二條　前條第一項第二款第五款は主管部所の指定に依り特別に之を監察するを得。

第三條　本條例の規定に違反し或は違反の行違を豫備する者は五等有期徒刑或は五百圓以下の罰金に處し法院に由りて審判す。

前項行爲に違反の物品及金錢は之を沒收するを得若し已に失費せる者は其價格を追繳するを得。

第四條　本條例施行以前に通商の原因發生せる者は本條例公布の日より〇日以內に主管部所に呈報して許可を得たる者は本條例の規定を適用せず。

第五條　本條例の施行細則に關しては各該部主管所に由りて之を定む。

第六條　本條例は公布の日より施行す。

●支那各港の關稅

一千九百十七年度に於ける支那主要諸港の海關稅收入額の概數左の如し。

（單位千海關兩）

	本年度	昨年との比較	
哈爾賓	一、二三五	增	二九九
安東	一、〇九九	同	三五七
大連	三、〇八八	同	一、〇五六
天津秦皇島	三、五五六	減	一三三
膠州	一、八六四	增	一六五
漢口	三、七六七	減	二四三
上海	一一、二一四	同	一九〇
汕頭	九六一	同	一六三
廣東	二、三三二	增	一〇九

安東及大連の海關稅收入額は未曾有の多額に上れり海關稅收入額は同稅を擔保とせる對外債務の一千九百十七年十二月三十一日に至る迄支拂を爲すに餘りあり稅務處督辦の所管に屬する內國關稅收入額は三百七十萬五百海關兩にして即ち八十八萬千九百六十磅に當る。

●商會聯合會議案

今期の支那全國商會聯合會に提出すべき直隸商會議案は左の如し。

緊要議案

一、布商維持に付熊督辦に回答するの件幷に辦事條款

二、水災區燃料接濟に付熊督辦に回答するの件幷に辦法

普通議案

一、長辛店商會の請求に係る卸貨案

二、曲陽縣商會の請求に係る柴煤小窯維持案

三、清豐縣商會の提議に係る商會整頓案

四、寧河縣會の提議に係る河道疏通案

五、琉璃河商會の提議に係る河道疏通案

六、肅寧縣の提議に係る河道疏通案

七、交河縣泊鎭商會の提議に係る卡欄免除案

八、紳縣商民の提議に係る酒稅整頓案

九、天津商會の提議に係る河北に電車興築反對案

十、多倫商會の提議に係る縣知事違法商會々長委任案
十一、行唐縣商會の請求に係る撤防暫緩案
十二、交河泊鎭商會の請求に係る攤商欠款維案
十三、保定總商會の提議に係る印花稅法變更案
十四、威縣商會の提議に係る商業學校設立案
十五、冀縣商會の縣知事挽留案

鑛業

●支那石炭産出高　支那農商部より各省財政廳に命じ專門技師をして、調査せしめたるが、未だ復命報告に接せざる江蘇、浙江、福建、貴州を除ける十二省六年度上半期の產出の數量左の如し。

奉天	五、四〇〇、〇〇〇噸
吉林	二、〇〇〇、〇〇〇
直隸	二一、六〇〇、〇〇〇
湖北	一〇、〇〇〇、〇〇〇
山西	二五、〇〇〇、〇〇〇
安徽	三〇〇、〇〇〇
江西	八〇〇、〇〇〇
湖南	五、〇〇〇、〇〇〇
陝西	五〇〇、〇〇〇
廣東	五〇〇、〇〇〇
廣西	五〇〇、〇〇〇
雲南	三〇〇、〇〇〇
四川	三、〇〇〇、〇〇〇
山東	九三、二〇〇、〇〇〇
黑龍江	一、〇〇〇、〇〇〇
河南	五、〇〇〇、〇〇〇

●漢冶萍公司の好況　漢冶萍公司は、本年鐵價暴騰せしを以て、頗る收益あり、既に負債金一百數十萬元を支拂ひたる外、殘額の利益は、陰曆正月各株主に配當する由にて、特に日本の資本家は銀價騰貴ぜる際なれば、利得多しと云ふ又財政部よりも、買鐵の支拂殘額三十萬元を本月內に支辦する筈にて、一月二十七日株主總會を開きて利益配當を決議すべしと言ふ。

●浙江省の礦山　兩浙の礦產は少からずと雖も多く人の注意を惹かざりしが實業廳長雲海秋着任後各員を各處の礦地に特派し調查し得たるもの大略左の如しと云ふ。

銀　礦	建德縣北鄉、萩州府
銅　礦	銅盧縣定安鄉彰義莊
鐵　礦	開化縣北鄉六都塢
錦　礦	遂安縣北鄉東源奎星橋
鉛　礦	壽昌縣東鄉巖洞山
銀鉛礦	遂安縣東鄉松源村
銅鉛礦	淳安縣富德源雙溪口
錦鉛礦	開化縣小尖塢山
水晶礦	江山縣南鄉廣渡山
金　礦	宣平縣南十五都

●永平鐵鑛の認可　天津の支那商農修等直隸實業廳長を經て農商部に請願中なりし、永平鐵鑛は一月十四日農

商部より認可の通知あり、尙史履晉を監督として派遣する由にて急ぎ開採に着手す可し。

●鳳凰山礦と省議會　鳳凰山鐵鑛に對し江蘇省議會は十二月二十四日二十九日を以て討議する所ありたるが同議會は齊省長を經て李督軍に咨行する所ありたり其文に曰く

鳳凰山鐵鑛は國脈に關係し普通の鑛產と同じからず、速かに株金を集めて自營にし、以て外人の覬覦を杜かざるべからず本會は十二月二十四日及二十九日を以て此事を提議したるに資金を集め自營すべく計劃を決定すべしと云ふに一致し、若し開堀と鍊鐵同時に並進すべく、財力及はざるあらば、先づ百萬元の資を集め公司を組織し、先づ礦砂を取り、成功あるを俟つて、再び工場を設け鍊鐵すべしとせり、惟だ公司組織に就き民營を主張するものあり、官營を主張するものありたり、民營に外資の混入を慮り、官營は端を藉りて借欵抵當とする恐れあり、官民合營し公私をして互に監視せしめば、進行或は流弊を免るゝに庶幾し株金總額は官民各半とし、民株五十萬は國內のもの丶投資とし官株五十萬は省公債を發行し、各縣より分擔し省加稅を擔保とし、五年の期間に分ち償還すべく、地方公金より每年十萬元を提出するも尙ほ十分困難とは云ふべからず、惟だ同礦は華寧公司取消後本省紳商金鼎蘇錫岱等は已に秩陵公司を組織し農商部に採堀權證書の下付を請求したるが、同公司の章程亦官民合營を主張するものにして、本會の主張と相抵觸せず、本會より督軍省長に請ふて中央に咨るべく同公司の採堀權證書を速かに填發し一面本會正副議長と會同したり、如上の方法は妥當にして結局本局に多數可決せり請ふ督軍に於て察核辦理せられんことを。

交通

●大同支線の建設　山西省懷仁縣は石炭の產地なるが京綏鐵路大同驛を距る約六十餘支里にして運送に不便なるより交通部は今回大同より懷仁縣に至る一鐵道を建設する筈にて經費は約百二十餘萬元を要し鐵道名を大同運煤枝路と附する由。

●安潁鐵道籌備處の成立　柏烈武君を主任と爲す河南人李華軒王蘭亭諸氏等發起人となり安潁鐵道を創設する事は已に本報に記せしが偖て聞く近日已に創立費數千元を得て民立鐵道規則に依り其筋に請願の手續をなしたりと先つ十二月二十二日に於て乾記等に在りて籌備處成立會を開きたり李王二氏其他の數氏は酒間に柏烈武氏を推して主任となし並に不日籌備規則を編訂し若干の職員を推舉すと云ふ。（神州日報）

彙報

自一月十五日至三十一日

▲南方派の叫び　（上海特電十四日特派員發）　廣東七日附廣東政府通信局より當地外字新聞に達せる通信に據れば千九百十七年の支那に於ける政治上の出來事は概れ左の如し曰く

國會を壓し約法を無視し武斷政治を行はんとせる反動派の希望は到達せられず却て約法を尊重せんとする民黨幷に國會の擁護者は其數を增し武斷派及其盲從者の勢力は漸次失墜せり段祺瑞及武斷派は傳良佐を湖南督軍に任命し以て四南各省を壓迫せんとせるも之を防ぎ傳良佐は湖南を去り廣東廣西湖南の聯合軍は長沙を占領せり又四川省に於て北軍の勢力を入れんとせる計畫も唐繼堯部下の雲南軍の重慶占領と共に失敗せり廣東省に於ても北京に於て計畫されたる汕頭の反亂に依り廣東非常國會を妨げんとせる行動も失敗し其反亂者の主要人物たる莫敬宇は北兵と共に福建に退却し今や廣東より其遠征軍を以て追擊せんとしつゝあり又北京側は龍濟光をして陸榮廷に代りて兩廣巡閱使たらしめ廣東を奪取せんとせるも龍濟光の砲艦及運送船十七隻は程璧光部下の海軍の捕獲する所となり遂に失敗せり又湖北省內にて獨立を宣言せる石星川黎天才外江蘇江西兩督軍李純陳光遠は約法及國會恢復に就き明白に贊同の意を表し支那有力の政治家たる伍廷芳唐紹儀其他も代理總統及守舊派の督軍等が約法及他の國法を尊重するにあらざれば支那永遠の平和不可能なるを主張し居り支那に於ける支那人及外國人等の意見も亦新聞紙上に於て四南各省の主張の正當にして北京政府の行動の違法なるを言明せり段祺瑞の國務總理を退き代理總統の停戰命令を布告せる違法なる臨時參議院を解止せんとし且新國會を召集せんとする等の擧を出せる等皆武斷派の武力に於ても法理上に於ても弱點あるを暴露せり目下四南各省に在る議法軍は何等無理なる事を要求せず國會を元の如く北京に召集し違法なる軍人の干涉以外に置き代理總統に於て之を保護すべく契ひ之を實行し得るを求むるのみ此要求にして肯かれざれば和平協商不可能なること言ふ迄もなく何處迄も武斷政治を粉碎するに努むるに至るべしと。（十六日　日日）

▲李純心事を辯ず　（上海特電十五日發）　李純氏は陸榮廷、莫榮新、譚浩明、程璧光、唐繼堯、劉顯世に打電し政變後戰鬪續りにて余は大總統の救國救民の意を體し社會の眞理を觀察し深く時局の危きを憂ひ努めて調停に任じ國脈を繫がんとし具に困苦を嘗め停戰命令を得て之より和平解決の兆ありとし樂觀せしに忽ち頓挫を來せり是れ我實力の足らざるに因るとして責を負ふも余が調停の熱意たる戰ひを止め紛爭を解き國內の爭ひを止めて外の侮りを防がん爲めなり目下各種の論言あり各方面書信、電報にて余に詰問す斯る論言は我朋友を誤り我國を誤る其の害甚だ大なり若し余にして利を計る心あらば困難を排して紛爭を解くの擧あらんや若し江蘇省にして非常の計畫を爲すとせば何ぞ自ら苦みて調停の勞を取らんやと云へり。（十六日、時事）

▲主戰命令の要請　（北京特電十四日特派員發）　十三日夜曹錕氏以下十六省督軍及三都統（安徽、兩廣、湖北、湖南、江蘇、江西を除く）は連名の電報を政府に發し速かに主戰命令を出さん事を請求し來りたるが馮總統は之に對し十四日正午中央政府が主戰命令を發布せざるは故意に遲延せるにあらず長江三督軍より未だ主戰命令の要求電報に接せざるを以て萬一三督軍と意見合致せざる時は大軍江を渡る能はず主戰命令を出すも空言に屬し意外の誤解を生ずるの虞あるが故なり希くは各省督軍は極力長江三督軍と意思を疏通し一致を期せよ然らば初めて主戰命令を發表すべしと通電せり。（十六日、日日）

▲王李陳三箇條提出　（十四日漢口特派員發）　近日來時局切迫と共に平和派の態度一變し王督軍は主戰派に傾き李純は南方派と握手せりとの說盛なるも十三日王督軍は李純、陳光遠兩督軍と連名にて時局に關する三箇條を北京に提出せり。

一、命令を以て臨時參議院を撤廢し南人をして約法違反の口實を斷たしむること

二、督軍專法に依り新國會を召集し南北兩者の主張を折衷すること

三、地點を定め國事終後會を開き南北代表者を派し協議すること

（十六日、朝日）

▲王督軍討伐通告　（十四日漢口特派員發）　王督軍は石星川、黎天才に荊襄討伐令を通告すると共に最後の主張を與へて曰く本督軍は湖北治安維持の責任上兵を派して地方の擾亂者を討伐せんとす敢て抵抗するものは假借せずと。（十六日　朝日）

▲唐繼堯の狼狽　（十五日北京特派員發）　佛國公使館の接受せる雲南十日附の電報に依れば四川軍の一部定武縣（雲南を去る五日の行程）に潜動したりとの報に接し唐繼堯の狼狽一方ならず定武縣は四川省西南部の深く雲南省に突出せる地方に接し該部隊は會理より南下前進し來れるものゝ如し。（十六日、朝日）

▲孟督諭告を發す　（長春特電十五日特派員發）　吉長鐵道移管反對に就き孟督軍は諭告を發して曰く鄉等愛國の至情は寔に同情すべきも政府が既に善良なる處置として條約を締結しこを實行せしものなれば徒に輕擧妄動して國の名譽を損ふ勿れと又長春に於ても鎭守使道尹等は保路會に對し慰諭したりと。（十六日、日日）

▲出征支兵の武器　（北京特電十四日特派員發）　歐洲に派遣すべき支那軍隊の軍器は佛國より供給する事に決し出發の際は武器を携帶するに及ばずと兩國委員會にて決定せり。（十七日、日日）

▲英艦砲撃さる　（北京特電十四日特派員發）　十一日英國軍艦は一汽船を保護して潮江中湖北省監利縣の獨立軍より砲撃されしが英艦は空砲を以て之を威脅し無事宜昌に着せり。（十六日、日日）

▲四鄭鐵道延長　（奉天特電十五日特派員發）　四鄭鐵道は更に時間割を定めて運轉しつゝあるが愈鄭家屯より開業に到る約束哩延長の計畫出來し支那政府に於ては此程千五百萬圓新借款の件に就き協議する處あり同地方は平にして險阻殘なく工事容易なり。（十六日、日日）

▲黨人銃殺さる　（上海特電十五日發）　黨人陳天則昨日正午杭州陸軍監獄にて銃殺の刑に處せらる。（十六日、時事）

▲兩院選擧法討議　（北京特電十六日發）　臨時參議院議員は昨日第二讀會を開き多少の修正を加へて參議院議員選擧法を通過し次で衆議院選擧法の討議に入れり。（十七日、時事）

▲李純の辭職を許さず　（上海特電十六日發）　馮總統は李純督軍の辭表に對し返電して曰く最早や相互の誤解は解けたり計に當るものは小なる憤りに拘はる可きに非ず最初よりの志に就き進行し辭職す可からずと云々。

（十七日　時事）

▲討伐令再請の督軍　（十六日北京特派員發）　十三日討伐令を請ふの電報に加盟せるは直隸督軍曹錕、山東督軍張懐芝、安徽督軍倪嗣沖、奉天督軍張作霖、山西督軍閻錫山、陝西督軍陳樹藩、浙江督軍楊善德、河南督軍趙倜甘肅督軍張廣建、黑龍江督軍鮑貴卿、福建督軍李厚基、熱河都統姜桂題、察哈爾都統田中玉、綏遠都統蔡勳、上海護軍使盧永祥、第七師長張敬堯等十六名なるが湖北王占元亦十四日北京に打電して之に加盟せり。（十七日、朝日）

▲廣東軍政府公債發行　（十五日北京特派員發）　廣東軍政府は公債を發行し戴天仇等之を外人等に割引賣却しつゝありとの報あり之に對し北京政府は責に任ぜざる旨十五日外交部より我公使館に通牒ありたり。

（十七日、朝日）

▲南北兩軍衝突　（北京特電十五日特派員發）　沙市來電に據れば十二日湖北省監利縣東方にて南北兩軍の衝突を始めしが當地在住瑞典宣教師は南北兩軍に對し內外人の生命財産に危險を及ぼす處あるを以て同管內にて戰爭をなす勿れと警告したる爲め兩軍は直に退却したり而して沙市よりは同地警備の爲め更に三千の兵を送りたり。（十七日、日日）

▲湖南の南軍配備　（十五日北京特派員發）　消息に據れば湖南の南督配備を聞くに左の如しと。

（一）長沙方面六千人、內湖南兵七、廣西兵九營、劉建藩の部下二營、廣東軍三營、陸榮光は長沙にあり更に到着すべき廣西兵を待ち湖北荊州方面に增援せんとす（二）平江方面約二萬人、內湖南兵一個旅、劉建藩の部下十五營、廣西軍五營（三）湘陸方面湖南兵一個師、廣西兵二團、外に敢營、衛隊

湖南第一師長指恒協に湘陰にあり湖南軍總司令程潛は湘陰の東南四十支那里の樵林にありて平江湘陰方面諸軍を指揮す(四)湖南西部方面約一萬在來の西部湖南守備兵を改めて六團を組織せり(五)醴陵方面五六千人、貴州軍湖南兵及馬濟の募集せる廣西兵あり馬濟は檳安市にありて之を指揮す以上合計六萬と稱す。(十七日、朝日)

▲軍票使用强要　(北京特電十五日特派員發)　譚浩明、石星川兩氏は軍費缺乏の結果軍票を發行し國家銀行の債券と同一なりとて官衙銀行に流用を强要せり發行額は凡そ百萬圓に制限する旨告示せるも到底行はれざるべく市民は迷惑を感じつゝあり。(十七日、日日)

▲熊克武總司令　重慶にては熊克武は唐繼堯より總司令官に任ぜられ一方王文華は病氣の故を以て貴州に歸臥したるより同方面は南方的色彩を帶ぶるに至れり。(某所着電　十六日、朝日)

▲滿洲銀貨輸出禁止　(十五日北京特派員發)　支部政府は其許可無くして滿洲より銀貨を輸出する事を禁ぜり十一日より實行の旨牛莊稅關は總稅務司の命を受けて右告示を爲せり。(十七日、朝日)

▲駐支米國商務官　(上海特電十六日發)　米國政府は今回上海駐在米國大藏省派遣委員を特派し米國に輸出さるゝ商品調査及び其の價格の報告並にインヴオイス等の取扱をなさしむ可しと云ふマーチン、アール、ニコルソン氏之に任ぜられ歐羅巴にて多年此の任務に經驗あるフレデリック、アヘンボック氏も同時に來り兩人同行にて先づ支那及び附近各國を旅行す可し在來横濱に本據を有する米國大藏省の駐在官は在來日本のみにて活動せるが今回支那方面を別にしニコルソン氏當地米國總領事館にありて其の事務を執ることゝなれるなりと云ふ。(十七日、時事)

▲主戰連名卅七　(北京特電十六日特派員發)　王占元氏も亦主戰命令發布の請願書に連名を申込みたるが之にて十五省督軍、三都統、護軍使、師團長等の連名者卅七名となりたり。(十八日、日日)

▲開戰令を發するに忍ず　(十六日北京特派員發)　馮提統は主戰派の連名電報に關し參陸辦公署に重要會議を開き大要左の如く返電したり(十四日附)「武力解決は中央政府の最後の手段として必要と認むる所なり民生日に非なるを思はば苟も一縷の平和の希望ある間は愼重なるべく開戰の命令を發するに忍びずと王占元に對しても亦同一の電報を發する筈なりしが平和論者として從來李純、陳光遠と一致行動を執りたる關係より別に返電して曰く、我北洋派は和戰何れにせよ一致行動を執るべく各省中主戰派多數を占むれども加盟せざるもの尚少からず全體同意するに至らば團體の力强く人の乘ずる所とはならず云々。(十八日、朝日)

▲李氏を動かさんとす　(北京特電十六日特派員發)　倪嗣冲氏は李純氏に對し打電して曰く我等が主戰を主張するは外人の乘ずる所となるを欲せざるが爲なり今や形勢切迫し和議の望みなく武力解決は一日も緩うする能はず貴督軍亦平和の意思を犧牲にし北洋派一致して他人に利用さるゝを免るべしと而して曹錕張懷芝兩氏も亦其出身を同じくし義兄弟たりし關係上李氏を敵とするを望まず李氏の態度一變を望みつゝあり。(十八日、日日)

▲西南各省聯合會　(北京特電十六日特派員發)　陸榮廷唐繼堯氏等の計畫に係る西南各省聯合會は既に成立確定し北方が主戰命令を出さば直に之を發表し追つて交戰團體の基礎たらしむ可しと。(十八日、日々)

▲廣東軍出動す　(北京特電十六日發)　約法遵守舊國會恢復の二要件を無視せる北京政府の停戰命令を一笑に附せる廣東軍は既定の作戰計畫に基き先づ雷州半島を占領せる龍濟光軍討伐の爲め陳炳焜氏を總司令とし林虎等を司令とし大軍を率ゐて討伐に赴かしむ別に陳烱明氏を總司令とする一隊をして汕頭方面に赴かしめたり。(十八日、時事)

▲全國を亂すの罪　(北京特電十六日發)　譚浩明氏は十三日附を以て各省督軍に打電して曰く北京政府は最後停戰布告を發しながら曹錕の軍をして王安瀾の軍を破らしめ河南軍をして老河口を占領し襄陽に迫らしめんとしつゝあり政府自ら動亂を敢てすること斯くの如くんば爲んぞ平和解決の望みあらん全國を亂すの罪は我等南軍にあらずと。(十八日、時事)

▲季雨霖等銃殺さる　(漢口特電十六日發)　叛天才は季雨霖、缺德二人が獨立軍の名を藉り仙桃鎭、沙洋一帶に於て掠奪を行ひ且つ獨立軍中にて

離間の策を施せしめ責め十三日之を銃殺せり。（十八日、時事）

▲宜昌物資缺乏　十六日北京特派員發宜昌來電）宜昌武昌間貳船運航困難となり民船の出入も杜絶し軍用人夫徴發の結果日用品の缺乏甚だしく人心恟々たり穀物輸入を阻止せられたるに對し宜昌にては四川の食糧を抑留して荊州方面に送らず何れか一方の勝利に歸せざれば兩地の人民は窮境に陷らん戰爭迫れる結果沙市及び宜昌の在留邦人は日本軍艦の來航を熱望しつゝあり。（十八日、朝日）

▲英艦南軍と砲戰　（十六日北京特派員發）　九日沙市出帆の汽船大享丸は其下流に於て南軍の砲撃を受けたり又商船江和號を護送しつゝありし英國砲艦ウードコックは十三日監利縣附近に於て南軍と砲火を交へたりと。（十八日、朝日）

▲前渡一千萬圓振込　（十六日北京特派員發）　大借款前渡一千萬圓は十九日正金銀行支店の口座に振込まれ同日より一週間に二百萬圓宛上海支店を經て引出さるべし。（十八日、朝日）

▲檢疫規則發布　（十七日北京特派員發）　十六日總統令にて檢疫委員設置規則八箇條及び鐵道列車檢疫規則八箇條を制定公布せり支那政府は次第にペストの恐る可きを自覺し地方人民の反對を排除して檢疫規則を勵行せんとする模樣なり既に一萬圓を支出せるが更に十萬圓を外國銀行より一時立替を受けんと不日交渉するに決せりと檢疫委員の報告に據れば今回の傳染病は肺ペストの兆候顯著なるも檢鏡の結果尚肺ペストの模型的徹菌を發見せずと（十八日、朝日）

▲曹達買收契約　（長春特電十六日特派員發）　邦人經營の三國公司と南鄭留羅斯王族內に產出する曹達買收の契約成り該曹達一年間の採取權利を有する王族公司は三國公司と一年一萬噸の受渡契約を結び長春に精製工場を設立すべしと。（十八日、日日）

▲土地擔保嚴禁　（十八日奉天特派員發）　奉天省長張作霖は最近省內各地方官に對し人民の外人と土地擔保の借款或は商租を禁止し又非公式に左の訓令を發せり

本省長は奉天省議會の決議に基き省內各縣知事に訓令し各地方區域に關令し人民商賈等が民國七年一月一日より起り土地を外人に私租し或は地契の證據を以て密に外人より借款するを嚴禁す若し此事發覺したる時は直に國土整實及び外債私借の罪に問ひ毫も假借せず云々

目下支那官憲は右訓令に據り土地擔保或は商租するものに對し嚴重壓迫を加へ種々罪名を附して牢獄に投ずる等前淸時代の國賊條例を引用しつゝあり是全く日支條約を無視したる國際上の重大問題なり。（十九日、朝日）

▲馮總統の苦境　（北京特電十七日特派員發）　安徽督軍倪嗣沖氏は馮總統に對し江蘇江西兩省と北方との意見一致せざる時は南方は之によつて北洋派の分裂を計るべく北を以て北を制す時局收拾すべからざるに至らんと打電し暗に總統の斡旋足らざるを諷示せり馮總統は之に對し更に北方各省督軍等に諸公の主義意見は北洋派の熱誠を見るに足る今や龍濟光廣東に在りて優勢を占む果して廣東を得ば南軍の福建攻撃を中止せしむるのみならず廣西軍の勢力を縮め得べし若し又大兵を得て江西に駐屯せば廣東廣西兩軍との聯絡を絶ち各省を守るを得ん廣東廣西兩軍にして龍濟光の牽制する所とならば江西は安く且湖南を圖るを得ん是戰略に就て協議すべきなり第一各省は既に主戰を主張せり軍費の分配を如何にすべきやは自然に協議を要する第二なり江蘇江西兩督軍も若し和議破裂せば自己の意見（和戰の主張）を犧牲に供せんとの議ありと諸公尚彼等と聯絡し軍隊を固むべし各道を異にし却て敵に隙を與ふるは宜しからずと打電せり馮氏の眞意明かならざるも北方督軍團と江蘇督軍李純氏との聯絡を結びて以て暗に時局解決の時機を遲延せしめんとする謀なるが如し。（十九日、日日）

▲岑氏政府に返電す　（北京特電十七日發）　中央政府は在上海の岑春煊氏に對し屢々時局收拾の爲め上京を促したるが岑氏は昨日發電して曰く南北講和に就ては陸榮廷氏の代表と今一應評議の後更に李純氏と會商し意見調取の後北京に赴かん但し政府の主戰派の意見を容れ直隸山東の軍を南下せしむるのみならず龍濟光をして廣東を攻撃せしむるが如きは馮大總統の趣旨に反するものといふ可し從つて政府は速かに其軍隊の南下を停止し四川廣東內に於ける北軍に嚴命して直に駐屯せる地點に止まり時局解決を爲さしめよ云

や。（十九日、時事）

▲馮總統を責む　（十七日北京特派員發廣東來電）　唐繼堯、程璧光、伍廷芳、章浩明、劉顯世、莫榮新、李烈鈞、黎天才、陳炯明、石星川、熊克武は連名十四日附にて馮總統に打電して曰く臨時參議院を以て立法機關となすは非法なり吾人は絶對に舊國會恢復を主張す西南は停戰布告に依り自ら停戰せるに北方は征南の師を起し且つ龍濟光をして兩廣を攪擾せしめ段祺瑞を參戰督辦に段芝貴を陸軍總長に劉存厚を四川督辦に任命せる等北京政府の憲の有る所を解する能はず總統は宜しく反省す可し敢て忠告す。（十九日、朝日）

▲李純の留任を求む　（上海特電十八日發）　江蘇省全省の師團長旅團長は十七日北京政府に連名打電し江蘇督軍李純氏の留任を求めたり其要領に曰く李督軍は素國を救ひ民を愛するの心より事を安め人を安んずるの擧ありしに奸人、擠排を試み職を去らんとす是れ國家の爲め悲しむ可きことなり馮總統、國務總理共に李督軍を去らしむるなく李督軍を依然其の地位に在らしめ時局を救ふに力を致さしめられ度しと。（十九日、時事）

▲西南聯合會組織　（北京特電十七日特派員發）　廣東來電に曰く西南各省は憲法擁護の目的を以て聯合會を組織せり同會は各省より選出せる一名の代表者と元老より成り一旦聯合會に加入せし各省は勝手に外債を起し又は領土礦山公共財産に關する契約を爲すを得ざる規定なり。（十九日、日日）

▲熊克武劉に宣戰　（九日重慶特派員發）　延着　熊克武は遂に劉存厚等に對し宣戰の巳むなきを全國に發表せり其一節に曰く重慶陷落し吳光新、周道剛失踪するや熊克武部ち四川各師に打電し調和に任じ護法停戰二つながら全きを努めよと告ぐるや寛貴齊しくよと承認したるも四川軍正確の表示なく而も親電勤誘五六次に及ぶも尙我意を固執して變らず勢ひ遂に戰鬪を發生し戰鬪地方民軍四方に峰起し克武の地位之を默視する能はず茲に全國に通電して苦心を陳ぶ云々。（十九日、朝日）

▲荊州獨立軍砲艦抑留　（十六日北京特派員發）　十四日沙市發荊州獨立軍は支那河砲艦江貭號を抑留せり。（十九日、朝日）

▲王天縱京漢線に迫る　（漢口特電十七日發）　四日河南禹州にて獨立を宣言せる王天縱は部下三千人內外なりしも河南西部の土匪多くこれに應じ漸次京漢線に迫り許州郾州を占領し北軍の連絡を絶たんとするの勢を示す。（十九日、時事）

▲主戰派と幣制借款　（上海特電十七日發）　北京來電に據れば幣制借款前渡し契約成立後主戰派の督軍々費を北京政府に求むるもの多く中央政府も已むなく申出の金額に削減をなしてこれに應じ居れりと。（十九日、時事）

▲關稅委員會々議　（上海特電十八日發）　昨日の關稅改正委員會々議は二時間會議の上來る廿三日午後二時會合を期して散會せり會議は會議の規則十二箇條を多少修正の上之を通過せしめ更に輸入稅改正案の支部委員提案の會議あり又各國委員は協約各國に支那の貨物を輸出するに就きての輸出稅に關し議する所ありしと云ふ支那側にては最近六年間の物價平均を標準價格とせんとし日本委員は歐洲戰前の物價を標準とするの意見を出さんとも傳へらる右議事規則は

第一、支那海關輸入稅改正の爲めに此の委員會を設け支那の主任委員を議長とす

第二、會議の日時は決定せざるも議長より豫め各委員に通告す

第三、發言は先づ議長を呼び若し同時の時は議長先後を決定す

第四、一切普通の事務は多數の決議に依る各國の國家と特別關係あるものは除く

第五、決議の時一國は議決權一票あるのみ

第六、意見書、參考材料は議長より各委員に配布せしむ

第七、支那語、英語を用ふ

第八、議事錄は漢文英語にて記載し參考とす

第九、議事錄は發言委員自ら校正す

第十、議事を審査に附する時議長より審査委員を指定し審査後委員會に報告す

第十一、議長不參の時は支那の副主任を議長とす

第十二、以上規定無きも事は臨時本會にて補ふ可し　（十九日、時事）

▲俄日本輸出禁止　（十八日香港特派員發）　香港政廳は俄及び俄屬を

日本に輸出することを絶對に禁止せり。（十九日、朝日）

▲對敵通商條例可決　（北京特電十八日特派員發）　十七日閣議を開き對敵通商條例を可決せり（內容は八ヶ條にして日本伊太利の規定に倣ふ）敵國人放逐問題各省軍費の請求案ベスト隣防等を付議したり。（十九日、日日）

▲高粱禁出　（長春特電十八日特派員發）　昨年に於ける滿洲の農作物は各地一帶不良なりし爲め雜穀類騰貴し食糧缺乏の虞あるを以て吉長道尹は管內各縣知事に命じ高粱を其域外に搬出することを嚴禁し之を冒す者は嚴罰に處する旨布告せり。（十九日、日日）

▲日本對支回答　（十八日北京特派員發）　日本政府は十二日本野外相より駐日支那章公使に對し支那の山東民政署抗議事件に對する正式回答を與へたり支那外交當局曰く右回答の全文は十八日或は十九日中到着の豫定なるが電信にて報告されたる要旨を見るに日本は毫も支那の希望を容れず從つて支那の滿足せざるは甚だ遺憾なり支那は民政署設置の現狀に變更あるべく要求を提出したるに日本の回答は現狀維持を主として之に解決を附したるものに過ぎず失望なきを得ず玆に於て之を國民の前に發表せば如何なる反對運動起るべきや抑も山東鐵道占領は支那が今日迄抗議を持續する所是れ兩國政府の首腦の軍政を民政に改むるの必要を見るに至り同時に山東鐵道軍事占領を撤廢すべき時代の到來せる意味にあらずや又山東鐵道は東清又は南滿鐵道の如く附屬地なるものなく從つて外國人の沿線に居住するは一時の便宜に過ぎずして支那は何時にても退去を求むべき性質のものなり兎も角も支那政府は日本の回答に就き目下考慮中なれば不日何等か意思を發表すべし。（二十日、日日）

▲支那出兵頓挫　（北京特電十八日特派員發）　支那軍隊の歐洲出兵は第一軍隊輸送の船舶供給及軍事費の外債を引受くる筈なりし米國の態度一變し米國は船舶不足の爲め輸送を謝絶し且軍事費の借款すら進行せず第二武器彈藥の供給は佛國にて供給する筈なりしが段祺瑞氏は軍器彈藥を有せざる軍隊は苦力に等しく假令佛國より供給する約束あるも支那としては獨立國の體面を損すと主張し始めたるより一頓挫を來し目下佛國公使と段參戰事務會辦との間に紛議中なりと。（二十日、日日）

▲對敵禁商條令通過　（北京特電十八日發）　昨日の國務會議は國際委員會の可決せる對敵通商禁止條令を附議し陸外交總長の說明後異議なく通過せり近々大總統令を以て公布の筈なるが其內容は八箇條より成り日本及び伊太利の對敵通商禁止令と略同一にして敵國或は敵國の同盟國商人との商業を一律禁止せんとするものなり尙ほ敵國人追放問題は未だ決定するに至らずして散會せり。（二十日、時事）

▲護法各省聯合會　（十八日北京特派員發）　香港通信として支那紙の發表せる所に據れば四南各省代表は數日前廣東督軍署內督軍辦事處にて數回會議を開き中樞機關として護法各省聯合會なるものを組織するに決し中華民國護法各省聯合條例を議定せり該條例は先づ護法各省は約法を擁護し國會を保障し禹首を征討し內亂を戡定し以て統一の企圖を鞏固にし憲法の成立を促進すると共に護法各省の聯合會議を組織し更に形勢の絕對的要求と護法各省最後の決心を以て益に條例を締し俱に信じて之を守ると前文に於て聲明し第一章聯合會議、第二章聯合公約、第三章附則合計九箇條を以て一致の行動を執らんことを誓約せりと。（二十日、朝日）

▲山東省々議會　（北京特電十八日特派員發）　山東省議會は張懷芝氏の許可なきに拘らず十四日自由に開會し全國省議會聯合會を開き平和運動をなさんことを決議し各省々議會の贊同を求むる電報を發したり。（二十日、日日）

▲長江三督聯盟　（北京特電十八日特派員發）　長江三督軍の聯盟に就き十五日李純、陳光遠兩氏の代表者は武昌に着したるが李純氏の代表者は此際三省同盟して超然主義を執り南北を問はず長江の境を侵すものあらば武力を以て是を排斥すべしと提議し陳氏の代表者は陳氏は依然和議を主張し絕對に山東軍の江西通過を拒止する決心なりと告げたるが王占元氏は目下鄂湘兩州討伐の爲め北軍を借り居れば討伐終るまでは斷然たる態度を執る能はず若し中に西南討伐令出づれば中立を守らんと應へたり蓋し王占元氏の意見は甚だ曖昧にて其目的は平和にあるも中央の命令には服從すべく又李純陳光遠兩氏に對しては從來の關係上同一の行動を執るも若し李純、陳光遠兩氏が北軍と合戰せば中立を守らんと洩し居れりと。（二十日、日日）

▲曹、張戰線に行け　（十七日北京特派員發）　十六省區督軍部統等の十三日附連名通電（遠かに討伐令を發せんことを請へるもの）に對して十四日參謀辦公處は王士珍段祺瑞馬良の署名を以て左の如く返電せり

諸君が敵愾仇を同じうするは夙に感服せり目下荊州襄陽に兵を用ひ和議成は決裂せん豫め戰備を整へざる可からず依て曹錕張國芝二督軍に大兵を率ゐて前線に赴かんことを望む軍隊目的地に到るを待ちて宣戰命令を發すべし若し先づ命令を發して然る後出兵せば恐らく戰機を失せんと。

（二十日、朝日）

▲岑氏、馮總統を詰る　（北京特電十八日特派員發）　十八日岑春煊氏より馮總統に向ひ公は口に和議を唱へながら戰備を止めざるは三歲の童兒も能く之を知る斯くの如くにして荀んぞ平和を招くを得んや開誠布公にあらざれば余は調停者たるの事を謝絶すと詰責的電報を寄せたり。（二十日、日日）

▲陸榮廷の言明　（十八日北京特派員發）　陸榮廷は李純の派遣せる李廷王に對して「舊國會恢復の外策なし」と言明せる旨十八日李純より報告し來れり陸氏の言に依れば

自分としては國會は新舊何れにしても不可なし唯初めより調停者の位置に在るを以て多數の意志を尊重せざる得ず依つて湖南廣東の當局にも同一態度を執らん事を忠告したり然れども若し馮總統の地位を動かさんと主張せば自分は第一に反對せん國會解散の爲め黎元洪の名譽は全く墜ちたりとれ馮氏を總統とせざる可からざる所又舊國會を恢復せざる可からざる所以なり

と北京官界には陸氏に副總統の野心ありと取沙汰す。（二十日、朝日）

▲唐繼堯の抗議　（十八日北京特派員發）　唐繼堯は十七日國務院に一電を寄せ陳遐齡軍の進擊中止を要求し雲南軍には既に命令して停戰し解決を待ちつゝありと抗議せり惟ふに陳遐齡軍（川邊第一混成旅）東軍は四川四都より雲南武定境に侵入する目的を以て南下進行しつゝあと四川軍の一部隊ならん。（二十日、朝日）

▲李純辭意を飜す　（北京特電十九日發）　最に馮大總統に辭意を洩らせる江蘇督軍李純氏は大總統が特使を派遣し懇に慰撫せる外張儀芝以下六省督軍よりも慰撫を受けたるを以て辭意を飜し引續き南北調停の勞を執る旨言明せり。（二十日、時事）

▲南軍米艦砲擊　（十九日上海特派員發）　當地ナヤイナ、プレッス通信の報道に依れば米國河用砲艦ヮノカシーは本月十七日午前九時頃漢口より宜昌に向ひ航行中米國軍艦旗を明白に掲揚し居たるに拘らず岳州の上流約五十哩の地點にて同處に在りし陸兵より一齊射擊を受けしが爲めチーフホーマンたるナプライエン氏擊たれて倒れ水兵たるドンネリー氏輕傷を受けヮノカシー艦長ロバーツ大尉は直に陸上の兵に對し發砲し陸兵を沈默せしめたりヮノカシーは直ちに漢口に向け引返し報告する所ありたり本件は支那政府に交渉すると共に特盛頓政府にも報告されたり最に米國砲艦パロス重慶に向ふ時夜中一齊射擊を受け一水兵足部に貫通傷を受け軍艦よりも發砲し其後英國汽船アンランも同樣にて船長カーレー氏之に死し又先般日清汽船會社の大眞丸も亦一齊射擊を受け檢査されし事あり。（二十日、朝日）

▲吉長鐵道契約取消電請　（十九日奉天特派員發）　郭省長は吉長鐵道問題に關し吉林人民の要求を容れ吉長鐵道契約及該鐵道法等の組織法を取消し以て人民の不安を除くべく中央政府に電請せり。（二十日、朝日）

▲苦力傭入計畫　（北京特電十八日特派員發）　佛國は新に支那苦力數萬を傭入るゝ計畫を立て通譯養成の爲北京、天津、漢口に二百名を收容するに足る佛語學校設立に關し外交總長の承認を得たり。（二十日、日日）

▲東清鐵道管理を移す　（北京特電二十日發）　東清鐵道管理權は國際鐵道沿線秩序恢復まで暫らく支那政府の手に移す事に關しては最に支那駐劄露國公使クダシエフ氏と支那政府との間に諒解ありたるが昨日の國務會議は東清鐵道管理に關する支那政府の權限の大綱を通告し郭宗熙を東清鐵道督辦に任命することに決定せり。（廿一日、時事）

▲東清鐵道管理大綱議定　（十九日北京特派員發）　支那政府は尙東清鐵道管理權を獲得するの意あるものゝ如く十九日閣議にて該鐵道辦理權限大綱を議定せり。（廿一日、朝日）

▲財政部三井に借款　（十九日北京特派員發）　財政部は印刷局に關す

る貸償七十萬元を決濟し更に運轉資金貳十萬元を加へ日本金二百萬を三井より借款せり該契約は本月五日調印されしが日本より技師を派し印刷局全財産を抵當とせり支那新聞は此財政當局を攻撃せり。（廿一日、朝日）

▲防疫短期借款成立　（北京特電十九日發）　北京政府は此程四國銀行團に對し山西省に於けるペスト檢疫及び豫防費として銀百萬元の短期借款を申込みたるに銀行團は鹽政剩餘金を擔保とし之に應ずる事に決し明後日財政總長内務總長防疫委員長及び四國銀行團代表者との間に借款契約の調印を行ひ之と同時に天津及び北京に於て銀行團より現金交附の筈なり。（廿一日、時事）

▲滙銀創立總會　（十九日北京特派員發）　日支滙業（爲替）銀行創立總會は十九日陸宗輿氏宅に於て開會されたり出席者二十餘名に及び陸宗輿氏座長席に着き詳細の報告ありたる後種々の決議を爲せり重役は

△總理　陸宗輿△專務理事　柿内常次郎、小野英次郎、木村雄次△監事　曾毓隽△監査役　王克敏、任鳳苞、曹汝霖、早川千吉郎、小山健三氏等を選定し二月一日より開業の事銀行名稱を英語にてザ、エキスチエンヂ、バンク、オブ、チヤイナと稱する事を議決せり。（廿一日、朝日）

▲岑春煊和議條件　（二十日上海特派員發）　岑春煊和議の條件は左の如くなりと

（一）大總統の辭職及び解任問題は宜しく法律に照し解決すべし（二）舊國會を恢復し叛逆の巨魁に懲罰し其軍權を取消すべし（三）護國護法二回の戰役善後費は中央より支拂ひ且其軍にある人員に賞與恤金を爲すべし（四）海軍に任用の人員に就て須く南方の同意を得べし（五）四南現在駐屯軍隊の狀況は四南各省より報告すへし。（廿一日、朝日）

▲湖北獨立軍討伐命令　（漢口特電二十日發）　十六日政府は王占元、曹錕、吳光新、河南南陽護軍使吳酸桐に湖北獨立軍の討伐命令を下し石灰及び王安瀾等が宜昌を攻め地方を擾亂するの即を列擧せり湖北討伐軍は左の如し。

△第三師全部△直隸第一、二、三混成旅△安徽省二十二個大隊△山東省二個混成旅△護衛艦の第七師全部にて必要あらば奉天より一個師團を出し曹錕に關せしむる可し。（廿一日、時事）

▲王占元南軍に壓迫さる　（十八日北京特派員發）　湖北督軍王占元は「岳州方面南軍の壓迫を受け援兵を急派するにあらざれば獨立支へ難く境土を守るの責任を果す能はず監利方面に於て我軍は一旅のみなるに南軍は兵七千大砲二十門に及べり」と打電し來り同時に主戰派督軍に先つ速かに出兵し然る後に討伐令を請ふべしと勸告する所ありたり。（廿一日、朝日）

▲鈕永建は總參謀　（二十日北京特派員發）　上海に來る筈の陸榮廷全權代表鈕永建は形勢急變の爲め廣東より湖南に入り譚浩明の下に聯合軍總參謀の職に就くと。（廿一日、朝日）

▲四川の平定近からん　（上海特電二十日發）　重慶來電に據れば劉存厚派遣の軍は瀘州を大擧攻撃し激戰七晝夜終に雲南軍に大に破られ劉、鍾は共に戰闘を爲す能はざるより便を遣はして和を請へり今や雲南貴州四川の南軍は道を別ちて成都を恢復せんとし居れるを以て十日後に四州は南軍に歸し平定せらる可しと云ふ。（廿一日、時事）

▲山東土匪猖獗　（十九日濟南特派員發）　山東督軍張懐芝は南伐軍編成の爲め山東各地の軍隊を召集し續々南下を急ぎつゝある處に乘じて暫く鋒を納め居たる土匪到る處に蜂起し不穩の氣勢全省に溢り特に兗州曹州及び東昌各地方には順德子三黒の徒數千の部下を率ゐて自ら護國軍と稱し北方反抗の旗色を鮮明にし彼の毛思忠等部下を糾合して各地を劫掠して勢ひ猖獗を極めつゝあるより當局者は大に之を憂慮しつゝあり政府に打電し援兵を請り討伐せん事を申請せり之が爲め張督軍の南方出征は急に實現する事難かるべしと。（廿一日、朝日）

▲張作霖の建議　（十九日北京特派員發）　張作霖は十八日馮總統に謁して曰く東三省は外交内治紛々として困難を極む威望ある大官を派し東三省を統制するにあらざれば整理を期し難しと其意は東三省巡閲使の官を設けよと云ふにあれども單に自ら其職に就かんとするにあらずして段派の根據たらしむるの意味に於て段派督軍の希望を述べし者ならんされば張作霖の本意は或は段祺瑞を派遣せん事を請へる積りなるやも知る可らずと。（廿一日、朝日）

▲外國汽船續々砲撃さる　（十九日上海特派員發）　日清汽船大沽丸も十六日監利縣上流にて大元丸は十七日大馬州にて、英國汽船キアンは監利縣附近にて何れも砲撃されたりと。（廿一日、朝日）

▲防疫借款調印終る　（北京特電廿一日發）　山西省のペスト豫防を目的とする卷百萬元期限一ケ年利子七分の借款は昨日支那政府と四國銀行團代表者との間に調印を終れり。（廿二日、時事）

▲原料棉絲買入借款　（二十日北京特派員發）　直隸水災の影響に依り原料棉絲買入に困難せる支那織物業者救濟の爲め熊希齡督辦が三井物産より政府保證の下に原料品の延取引にて買入れん事を請ひたるに對し十九日の國務會議にて三井大倉より百萬弗を借款之を原料買入に充て七分の利子は政府より保證するに決し主財政總長と三井代表者との間に不日調印す可しと。（廿二日、朝日）

▲陸氏妥協條件承認　（二十日北京特派員發）　陸榮廷は陳光遠の携帶せる妥協條件四箇條を承認せり

（一）黎元洪辭職し馮副總統繼任す（二）王總理は正式に內閣を組織し國會は之を承認すべし（三）憲法上の各議員の權限は公平に規程すべし（四）國會は督軍團に異議を言はざるべし

即ち職首の辨を論ぜずと云ふにあり陸氏は之を湖南廣東に打電して贊同を求め且之に對する意見を發表し此條件にて進行せん事を希望せり蓋し陳光遠は是に依り舊國會回復の默契を以て南方の北方に對する讓歩點を發見し四川派の反對を緩和せんと圖れるものと解せられ居れり。（廿二日、朝日）

▲總統特派使の復命　（北京特電廿一日發）　南北講和に關する南方の意見を聞かんが爲め馮大總統は最近王芝祥を特派したるに此程王は南寧より大總統に電報して曰く陸榮廷の意見に據れば四南の撤兵は前內閣が約法を無視し國會を解散せしに因る陸自身は約法による國會なれば其新舊を問はざれども四南の大多數は舊國會の恢復を要求しつゝあり蓋然らざれば莊中年間の戰爭を無意義に終らしむるのみならず新國會の召集には少くとも半年を要すべし此時內閣は不法內閣となり馮大總統の職權行使も違法となる可ければなり要するに舊國會の恢復は南北和議の前提たる可きものなり云々右の電報に接せる北京政府は南方の主張は舊國會恢復の一事のみ他に重大なる要求無しと思惟し馮大總統の如きも時局を非常に樂觀せり。（廿二日、時事）

▲聯合省議會と總統　（北京特電廿一日發）　山東省議會の主唱に係る全國省議會聯合會に就き江蘇督軍李純氏は馮大總統に越議して曰く省議會聯合會を以て時局を解決せば第二武力解決を避くるの點に於て第二各省間の意見を疏通するに於て便利なる可しと之に對し馮大總統は其の趣旨は不可なるに非ざれども先づ如何なる問題を提供するかを定め謀め各省の贊助を得るの要ある可し云々と回答せり。

（上海特二十一日發）　李純氏は北京政府に對して全國省議會聯合會を開き國事を解決せんとす蓋だ公當なり許可せられたしとに對し馮總統は其云ふ所理なしとなさず唯だ省議會の條件何を以て境とするか先づ疏通して然る後召集せよと云へり。（廿二日、時事）

▲湖北省の聯合會贊成　（上海特電廿一日發）　湖北省議會は江蘇省議會に對し直に省議會聯合會開會の地點を示されず故に武昌を申出でしも今、南京にて開會せらるゝ主張あり若し多數贊成なれば本會も之に從ふ可しと贊同の意を表し雲南亦贊成せり但し上海にて開會するを主張せり唐繼堯氏もとに贊同し來れるも此の會合に法律上の相當の保證あらしめたしと希望せり蕪湖新氏も江蘇省議會に對し贊同の意を表したり或は各省々議會聯合會は江蘇、山東、省議會の發起せる如く時局解決の爲め南京に會議を開くやも知れず目下の計畫は二月一日會合の豫定なりと。（廿二日、時事）

▲林虎龍濟光討伐出發　（二十一日北京特派員發）　林虎は龍濟光軍討伐の爲め二十日廣東出發陽江方面に向へり。（廿二日、朝日）

▲隆昌懷德陷落　（十日重慶特派員發延着）　四川第一第二旅長劉湘の指揮する第一第三師の四個聯隊の主力を以て防禦せる隆昌縣は頑强珍麗下の雲南第一軍の猛烈なる攻撃の結果入日遂に陷落せり雲南第二第四の兩軍は富順縣の南方七十支里の椑柳鋪を占領し今や隆昌縣を占領せる第一軍の一枝隊と協同して富順縣を攻撃する由なり富順縣の陷落近きに在る可し斯くて沱江を境として四川省の東半は今や南軍の勢力範圍に歸したるものにて成都劉存厚の末路亦想像するに難からず。（廿二日、朝日）

▲靳氏曹督訪問　（北京特電廿日特派員發）　十九日夜馮總統晤雪鵬氏代表として天津に派し曹錕氏に討伐命令の出でざる以前に岳州の危急を救ふべき旨勸告せしめたり。（二十二日、日日）

▲廣東公債募集　（二十一日廣東特派員發）　廣東財政廳は軍費として短期公債二百萬元を募集するに決せり。（廿二日、朝日）

▲日本讓歩せず　（二十二日北京特派員發）　山東省民政反對各團體の代表者王訥二十一日隨外交總長に面會駐日章公使の報告に基く說明を聽き日本政府は遂に讓歩の意なしと直に山東各地に打電報告せり日本の回答が山東省に如何なる影響を與ふるか數日內に反響あらん。（廿三日、朝日）

▲段芝貴一時留任　（二十日北京特派員發）　段芝貴は二十日一旦辭表を提出せるが馮總統の時局に對する具體的說明を聽き一先留任することゝなれり。（廿三日、朝日）

▲和議進行に決す　（二十二日北京特派員發）　二十一日總統府に重要會議あり王總理も列席せるが協議の結果三週間來艱挫せる和議交涉を進行せしむるに決し左の如く打電せり

一、江蘇督軍李純に對しては李春塲の來京を促し若し應ぜざる場合は章行嚴を代理として派遣するやう囑託せしむ

二、湖北督軍王占元には湖南の聯合軍總司令譚浩明の代表として張其鍠を直に派遣せん事を傳達せしむ　（廿三日、朝日）

▲戰鬪中止慫慂　（北京特電廿二日特派員發）　馮總統は唐繼堯氏の代表者陳鈞氏を介して唐繼堯氏に雲南軍一個師團中の四川駐屯を許し其軍費は中央より支出し假過剩軍隊ありて雲南省にて經費を負擔し難くば一萬人歐洲出征部隊に編入すべく更に貴州軍は一箇旅團を四川貴州の省境に駐屯を許さん右の條件にて四川の戰鬪を中止せよと打電せしめたり。（廿三日、日日）

▲南北進軍中止　（二十一日長沙特派員發）　北軍の荊襄攻擊開始の報を得たる譚浩明は十五日南軍に對し前進命令を下せるが江蘇、江西、湖北三督軍の代表四名十九日夜長沙に到着し二十日譚浩明と會見し南軍の前進を中止すべく電命せると同時に湖北王督軍に電請し北軍の攻擊前進を中止せしむることゝせり。（廿三日、朝日）

▲討伐令を要請す　（北京特電廿二日特派員發）　劍存厚氏は雲南軍が停戰布告を遵奉せず攻勢を取れる爲之が討伐令を發せよと北京政府に要請せり。（廿三日、日日）

▲李純護法聯合會に入らず　（南京特電廿一日發）　唐繼堯氏の代表者陳鈞氏來寧四南の組織せる護法聯合會に加入せんことを李督軍に勸誘せるも李督軍は拒絕せり。（廿三日、時事）

▲張李兩氏緩和　（北京特電廿二日特派員發）　張懷芝と李純氏との關係は漸く緩和し李純氏は第二路軍隊の浦口通過を承認せりとの報あり故に岳州出援を命ぜられたる張敬堯氏の第七師團は不日浦口を經て迅速に岳州に向ふことゝなれり。（廿三日、日日）

▲南軍全部沙市へ退却　（漢口特電廿二日發）　昨日午後二時沙市發電報に曰く南軍全部沙市へ退却　同地は大恐慌なりと。（廿三日、時事）

▲王占元氏力む　（北京特電廿二日特派員發）　王占元氏は石星川氏の和議出に對し獨立を取消し增援湖南軍全部を撤退し、兵權を解き、荊州を撤去すとの三條件を承諾せざれば和議に應せずと力み居れり。（廿三日、日日）

▲日本民政撤廢運動　（北京特電二十二日發）　上京中の山東省民代表者は昨日隨外交總長を訪問し民政撤廢に關する日支交涉の經過を聽取り山東省各團體に報告して曰く駐日公使最近の電報に據れば日本政府の山東民政署設置は從來の軍政を改良せしものにて歐洲戰爭終了までの一時的權宜に過ぎず萬事は媾和會議後解決さるゝものなり中國政府は前後三回日本政府に抗議したるに日本政府最近の回答は林公使歸任後詳細なる說明をなすべしと云ふにありて要するに中國に親好の結果を得るは困難なる狀態にあり各團體は力を併せ反對運動を續けざる可からずと云々。（廿四日、時事）

▲滿洲借地問題　（二十二日奉天特派員發）　張督軍が奉天省一般人民に對し外人土地租借を禁止すべき布告を發せし事は本月十九日本紙所載の電文に明かなるが其布告文は邦人の手に保存され居り我官憲の抗議的質問に對する左記の辯明書の趣旨と全く異るも要するに此辯明書に依り是迄外人の土

地租借を除に關に妨害し來りし官憲は今後正當なる土地租借に對し拒絶する能はざるは勿論是迄支那側に於て滿洲地域にあらずと主張せし遼四地方にも定記辭明書と同義の布告を各府縣道長に發する事となり邦人の土地租借は之に依りて障害を除去され區域は擴大されたり辭明書左の如し

議に會議會より各地方人民商賈等に對し土地を以て廣に外國人に租借し或は地券等の證據を以て廣に外債を貸借するが如き事を許可せざる旨禁止方照會あり當時一般に通達に及び置されたる所外國人の土地商租は條約の規定する所にして豈許可せざるの理あらんや蓋に通達したる件は不肖の徒が他人の土地又は地券等の證據を以て物に之を外國人に租與し又は外債を借用し外國人は之が爲に欺かれて損害を受け勢公私を醜成する所あるを恐れたるが故に須く官憲に屆け出で調査の上契約締結を許すべしといふにあり是れ爭弊を杜絶し公認の惹起を免れんとするの趣旨にして決して總ての租借を許可せずといふにあらず即ち特に明白に解釋す當該縣知事等に於ては努めて此趣旨を體し妥當に辦理し外國人をし誤解を生ぜしむる事なかれ之を主要とす。（廿四日、朝日）

▲滿洲土地利用新例　（二十二日京城特派員發）　滿洲（關東洲及附屬地を除く）に於ける土地擔保貸出しは未だ日本人の土地所有權を認め居らざる爲め日本人が土地を擔保として資金の供給を受くる能はざる有樣なるが東洋拓殖會社にては今回之が遺憾を除く爲め大正三年の日支條約に依り日本人の獲得せる土地商租即ち支那人より其土地を買收を限り日本人の手に借受くる契約を有效と認め其商租せる土地を擔保として金融（貸付）の方法を取る事とし奉天支店にて實行し新例を開くべしと。（廿四日、朝日）

▲西南各省聯合會　（北京特電廿二日特派員發）　支那各省聯合會開會式は廿日廣東督軍府にて舉行伍廷芳、程璧光氏等を首めとして陸海軍人、舊國會議員各議會議員等參列し實に盛なり廷、唐繼堯、程璧光三氏を軍事總代表に岑春煊氏を議和總代表に唐紹儀氏を財務總代表に伍廷芳氏を外交總長代表に各推舉したるが同會組織法の大要は聯合會は各省獨立各軍の委託を受け對外對內の政務を實行し前記各總代表を置き順番にて出席者を定め別に聯合會辦事長を置き經費は關係各省より支出するに在り。（廿四日、日日）

▲李純護法聯合會拒絕　（二十一日南京特派員發）　唐繼堯の派遣せる陳約來寧西南は護法聯合會を組織せるにより李督軍に加入せん事を請願せるも李督軍は之を拒絕せり。（廿四日、朝日）

▲南軍福建を侵さん　（二十三日北京特派員發）　福建督軍李厚基は又復急電を連發して來援を請ひつゝあり其二十一日附電報に李烈鈞、方聲濤、陳炯明、劉志陸等雲南、廣東、廣西の各軍六十營（約一萬八千人）を以て將に侵入せんとし現在の兵力にては討伐到底覺束なしと且曰く「若し依然として援兵を送らずんば別に適任者を派遣して職を免ぜん事を」と。（廿四日、朝日）

▲山東省に義軍起る　（上海特電二十三日發）　山東省の義軍、督軍張懷芝の軍と羊山に戰ひ張軍敗れたり又顧德義軍三千餘を率ゐて濟寧にて事を起し韓莊駐屯の新軍四營同時に響應せりと。（廿四日、時事）

▲石星川開城に決す　（二十三日漢口特派員發沙市來電）　石星川は宜昌の北軍愈迫り來り荊州死守の不利なるを悟り遂に開城するに決し來援軍の湖南軍に湖北方面へ退却すべく命令せり之が爲め各軍隊は二十一日未明より長江を渡りて續々南岸に退却し始めたり石星川も一兩日中に退却すべく沿岸各地の湖南、江西軍も亦退却の筈なり荊州沙市の治安は警察を以て維持せらるべし。（廿四日、朝日）

▲敵人處分問題　（北京特電廿二日特派員發）　支那政府は協商國側の要求に係る獨墺人處分問題に關し一定の處所に獨墺人を拘禁する事には贊成せるが收容場の設備及收容後の經費に巨額を要するを以て其財源を得るに苦しみ實行期を決定する能はずと言明せるより英國公使は之に對し本國政府の訓令を仰ぎたるに英國は支那が濠洲近の旅費を負擔し獨墺人全部を濠洲へ追放するに於ては上陸後の經費は英國にて負擔すべしとの意見を表示せり支那政府は多分右提議に從ふならんと傳へらる。（廿四日、日日）

▲王督撫軍要求　（北京特電廿三日特派員發）　湖北督軍王占元氏は政府に向ひ譚浩明氏は岳州攻擊を開始せんとし通電せるが岳州攻擊を開始せんとし通電せるが岳州攻擊を開始せんとし通電せるが

▲大享丸臨檢　（二十一日漢口特派員發）日清汽船大享丸は二十一日下江の途中豐利縣附近にて又復北軍に停船を命ぜられ臨檢されたり遂々軍艦伏見溯江中なりしかば同艦長は外國汽船に對し臨檢の不法を詰問せるより北軍艦長は謝罪し來れり。（廿四日、朝日）

▲土地禁止訓令取消運動　（二十五日奉天特派員發）當地の邦人土地關係者は土地商租に關する障害を除去し條約上の權利を確保する目的にて廿二日夜有志十餘名之が善後策に就き會議を開き張省長の外人に對する土地商租禁止訓令は日支條約に違反し其歸回書は禁止訓令の取消に非ず一般人民は張省長の精明の趣旨を理解せず依つて外人の意に副ふべく禁止訓令に對する取消文を作製し一般支那人に條約に依り土地商租の自由取消を行はしめ且之を理解徹底せしむべく一般周知の方法として東三省公報に發表する事を張會長に要求す可く廿三日右會議の委員は赤塚總領事を訪ひ其交涉方を請願せるが總領事は之を承諾せり。（廿五日、朝日）

▲大窑溝炭輸入計畫　（二十四日奉天特派員發）錦州四方の大窑溝炭坑は張勳、馮國璋の失脚に依り其後有力なる後援者なき爲經營困難となり其結果外資を我九州の安川氏に仰ぎ安川氏は借款廿萬圓の契約にて同石炭を本邦に輸入する計畫なりと前記炭坑は通商公司の經營に屬し京奉線女兒河より十五哩の廣軌鐵道を敷設し現に一日二回の運轉に依り二百五十噸を出炭しつゝあり同炭坑は錦西縣管內に在りて朝陽義州阜新各縣に亙る大鑛脈にして日支條約指定の曠地炭坑も其四廿五支里に在り內地人に囑望せられ居れり。（廿五日、朝日）

▲馮總統の妥協條件　（北京特電廿四日特派員發）廿四日の閣議には時局解決の重大案件提出さるべく馮總統の妥協條件なるものは

（一）國會問題は舊組織法による新議會を召集し同議會は黎元洪氏の辭職を許す事（從つて馮總統の位置安固となる）（二）內閣更迭は當然なるが于總理は留任せしめ新國會の承認を經る事（三）龍濟光、劉存厚氏等は漸次免職する事（四）陸榮廷氏を兩廣巡閱使に唐繼堯氏を雲貴巡閱使に任ずる事（五）雲貴軍二個師團を四川南部に陝西軍若干を湖南南部に駐屯せしめ其經費は中央にて負擔し北軍は岳州其他より撤退する事

等にして總統府側は是等の條件は既に陸榮廷唐繼堯兩氏等と意思疏通し且反對側なりし主戰派首領の一部は既に軟化したれば大なる故障なく進行すべしと囁し居れるが段派に取りては以上の條件は全く其面目を潰し勢力の失墜を意味するものなれば主戰派首領が結束して反對運動を起すべき模樣なり閣議の結果は重要視さる。（廿五日、日日）

▲南方舊國會恢復固執　（二十三日上海特派員發）廣東政府通信局十六日附來信に曰く最近の馮總統の停戰命令に對して四南各省首領連は雲南の唐繼堯、程璧光、伍廷芳其他廣東、廣西、湖南、四川、湖北、貴州其他將官等九名連名にて再び舊國會の北京に回復を見る迄は永遠の平和到底不可能なるを宣言せり彼等は停戰命令の不誠實を指摘し「第一路、第二路の軍隊を南方に出征せしめ龍濟光を民意に背きて兩廣巡閱使たらしめ既に免職せし段祺瑞を參戰督辦たらしめ段芝貴の如き帝制の餘類を陸軍總長となし然も停戰命令後斯る任命をなしたるは全部合なり猶又參謀部及び陸軍部は停戰命令に背き四南各省が停戰せるに係はらず四川の占領を命じたり」と說き北方の此等の不法行爲に對し彼等は馮國璋の返答を求め四南各省の屬統返せる要求即ち約法舊重、國會回復の件を容れざる可からざる所以を說明せり。（廿五日、朝日）

▲北方への借款を阻む　（北京特電廿四日發）非常國會議長吳景濂副議長王正廷の兩氏は當地外交團に電報して列強は民意を代表せざる北京政府に對して資金を貸與せざらんことを希望せり。（廿五日、時事）

▲荊州包圍さる　（二十三日漢口特派員發）荊州石星川は吳光新の下に再び荊州商會長他に佛國實業師マルセル二名を派し和を講へり吳氏は是れに對し荊州に於る湖南軍の退却及獨立取消の條件を提議し若し五日以內に回答なき時は荊州攻擊を開始すべしと荊州は日下吳軍に依り三面を包圍せられ居り陷落日前に迫るもの、如く諸官盛んにして漢口への避難民頗る多し。（二十五日、朝日）

▲石星川逃亡す　（二十三日漢口特派員發）石星川は二十二日荊州を逃げ出したり常德に向ひ雲南に赴くべしとの說あり沙市に抑留され居たる支那軍艦江犀も匆々下江せりと。（廿五日、朝日）

▲龍濟光廣東軍を走らす　（二十三日廣東特派員發）　龍濟光の軍隊は高州府經城に向つて進軍し數日に亘る激戰の後廣東の根據地を占領せり廣東軍は防禦し得ずして遂に高州に退却し援軍を待ち居れり。（廿五日、朝日）

▲外人船員の要求　（二十三日上海特派員發）　當地の招商局は交通部に打電して上海外國人商船乘組船長運轉士協會及機關士協會は招商局に對して各船長運轉士機關士は支那政府が賠償を負擔せずば當社の南下の兵を輸送する船舶に乘らずとて各種の條件を申出で其內生命を喪ひしものには五萬兩の賠償を要求せりと報告せりと交通部は未だ之に對し返答せず。（廿五日、朝日）

▲帝政八兒特赦　（北京特電廿三日至急報）　帝政八兒特赦案は二日の閣議を通過せり。

（北京特電廿四日特派員發）　既電の如く帝政八兒特赦案は通過せしが今其狀況を聞くに最初提案者段芝貴氏は梁士詒朱啓鈐の如きは人材なり殊に梁士詒は過般日本を遊歷し各方面の接待を受けたり國家の人材を尊重する爲捕縛命令を取消すべしと力說し王士珍陳錦濤等之に贊成せしも司法總長江庸氏は帝政八兒の特赦が法律上根據なきは張鎭芳の特赦成立せざりしと同樣なりと主張し段芝貴氏は復辟と洪憲事變とは精義なり復辟は今後も起る虞なきにあらされども最早總統が皇帝たるを認むが如き事あらんと反駁し江庸氏は斯る特赦令は南方に口實を與ふるを如何せんと述べしも遂に大多數にて原案を可決し之と同時に前財務總長陳錦濤（民黨の）特赦案も通過したり其案は江庸氏より證據不充分にして且法律の適用過酷なりとの理由にて總統に特赦を具申し總統より閣議に廻付せしものなり而して江庸氏は本案と原案と狀況同じからず同時に發表すべからず司法總長として予は帝政八兒の特赦命令には副署せずと辯れ兩案とも發表までには數日を要すべし。（二十五日、日日）

▲劉存厚氏の兼任　（北京特電廿四日特派員發）　劉存厚氏は第廿一師團長兼任を命ぜられたり。（廿五日、日日）

▲梁氏香港に向ふ　（廿四日長崎電報）　梁士詒氏一行は廿三日夜十時島帆の春洋丸にて香港に向へり。（廿五日、日日）

▲日本公使に借款反對打電　（上海特電二十四日發）　上海に在る國會議員百二十餘名は北京日本公使宛にて左の如く打電せり

我國政局以來政府常に外資を借りて國に讎するを欲す隣邦にては早く察して之を知られたる筈なり最に中日借款の一こと起り全國反對せり貴國政府我國民真意の存する所を察し徒に政府の私に求むる所を供給す可からざるを主張せり近日兵器借款既に調印せられ幣制其他の借款等も進行し居れりと云ふ是れ直接我政府に貸すものなると共に間接に及ぼ國民に加ふるものと云ふ可く益々時局を紛糾せしめ國民の憤感を招く可し中日親善を促進せんとして却て是を爲す此種の借款は我國の人民は決して之を認せず故に貴公使は速に貴國政府に通告し近日傳へらるゝ各種の借款にして既に調印せるものは交附を停止し未だ調印せざるものは直に交涉を止め以て誤解を解かれたし斯くして兩國の親睦を增進す可きなり云々。（廿六日、時事）

▲支那官憲の條約無視　（二十四日奉天特派員發）　支那官憲は土地の商租土地擔保の借款に對し土地官貸局を設けて人民の外債を阻止する等其他百方口實を設け從來久しく陰に陽に妨害を加へ來りしが東洋拓殖會社が昨秋當地に支店を開設して以來張督軍は益土地取締を嚴重に勵行し犯す者は國賊條例に照し國土盜賣外債私借の罪を以て軍法に處し之に依りて近來獄中に繫がれ居る者多く最近に於て新民屯附近の一農紳が地方水利敎育の爲支那側農務會に借款を申込の其成らざるや官憲に向つて之を請ひしも退けられしより我業會社に申込まんとせしを官憲は直に捕へて獄中に投じたる一例あり若し支那官憲に其不法を責めば土地問題の爲めに非ず別に犯罪行爲ありとて常に逍辭を設け人民は官憲の壓迫を恐れて土地商租を切に希望し乍ら實行不可能となり日支條約の規定は支那官憲の違反行爲に依り有名無實なり是在住邦人の遺憾とする所なり。（廿六日、朝日）

▲敵人取締協議　（北京特電廿三日特派員發）　和蘭公使のロックランド氏は廿二日王總理に面會し獨墺人追放の方針に就き質したるが王總理は此事は協商國の要求に由るものにして我中最も熱心に主張せるは英露兩國なり佛伊は極端に主張せず日米は中立の態度なるが如しと告げたるに和蘭公使は目下在留獨墺人は平穩にして何等陰謀的行動なし支那政府は如何なる理由に

て放還するやと詰り王士珍氏は余は元此議に贊成せず内務總長錢能訓氏も同樣なるが只陸徵祥（外交）王克敏（財政）氏等が強硬に主張するものなりと答へ協議の結果從來政治上に關係を有したる主なる人物（上海、天津、北京、奉天等計一千名）を拘禁し他は監視附居留を許す方法を取るに折合ひ内務外交兩部に向つて調査を命ぜり。（廿六日、日日）

▲米國支那に抗議す　（合衆合同通信社廿三日發）漢口電より報道に曰く米國政府は支那人が揚子江に於て米國砲艦モノカシーに對し射擊を加へ即死者一名負傷者二名を出したる件に就き支那政府に抗議せり右は反徒の所爲なりと信ぜらると。（廿六日、時事）

▲鐵山の讓渡しを止む　（上海特電二十五日發）湯化龍、張國淦、夏壽康、陳宦其他の諸氏は王湖北督軍及び湖北省議會へ打電し湖北官錢局督辦高松如氏死去に次いで漢冶萍鐵石炭坑會社は湖北大冶鐵鑛等の鐵鑛を奪ふを計りて甚だ急なり同人等法を設けて之を阻止せんとし居れり各山主なして再び賣らしむる勿れと云へり。（廿六日、時事）

▲馮總統親征提議　（北京特電廿五　特派員發）　廿四日の總統府會議に於て馮總統は予は今まで平和を主張したり然るに今南軍が岳州を攻むるは平和の誠意なきを證するものにして岳州陷りたらんには更に大擾亂とならん故に自ら第十五十六兩師團を率ゐ討伐に赴かんと激語したりと尚午後五時より再び徐世昌段祺瑞兩氏と參議院に會し熱議する所ありたりと。（北京特電廿五日特派員發）　徐世昌氏との會合に於て馮總統は南方を親征し留守中は徐世昌氏を擧げて大總統の職權を代行せしめんと提議したり廿五日午後總統府にては軍警六會を開き此事を協議したり。（廿六日、時事）

▲馮總統折衷說を出す　（上海特電二十五日發）　國會問題に關して西南各省は依然舊國會恢復を熱心に主張し居れり馮總統は折衷說を出し憲法にて新國會の召集を主張し各省に打電し其の同意を求めたり。（廿六日、時事）

▲馮氏と岑氏の意見　（上海特電廿五日發）　岑春煊氏の車行廬に託して謂せりと云ふ所を聞くに（一）舊國會恢復（二）岳州北軍撤退（三）靜湘兩省の免職（四）劉存厚を罷むること之に對し馮總統は（一）憲約法にて新國會を召集し臨時參議院を廢すること、（二）岳州の北軍は相當の時機に撤退すること（三）龍濟光は別に方法を設けて各方面を滿足せしむること（四）劉存厚の事は國論なり四川、雲南をして自ら解決せしむること。（廿六日、時事）

▲吳軍荊州占領　（二十四日漢口特派員發）　荊州城は二十二日夜十二時吳光新麾下の第十二混成旅第十六團にて完全に占領せり岳州の南方新墻にて二十一日夜南北軍衝突し激烈なる戰鬪ありしと傳へらる。（廿六日、朝日）

▲石星川部下を解散す　（漢口特電廿四日發）　二十二日石星川部下を解散せり其兵沙市の商店を掠奪し英國商店も被害あり石は行方不明なり。（廿六日、時事）

▲北軍敗退す　（二十四日北京特派員發）　武岳總司令王金鏡來電岳州前方にて第一、十師は南軍の攻擊に堪へず岳州に敗退しつゝあり岳州爲に困難に陷り形勢危しと。（廿六日、朝日）

▲周程山當陽を恢復す　（漢口特電廿四日發）　十九日周程山の兵當陽を恢復し襄陽兵は安陸方面に退却せり。（廿六日、時事）

▲張聯陞敗北して逃走　（漢口特電廿四日發）　老河口の張聯陞氏は十六日襄陽の兵と戰ひ襄陽に走れり。（廿六日、時事）

▲張作霖に抗議す　（二十六日奉天特派員發）　邦人土地關係者の陳情に依り赤塚奉天鎭事は二十四日奉天省督軍張作霖に對し土地商租禁止訓令の電命は禁止取消にあらずば取消文を布告するにあらざれば支那官民の誤解を解き難く憂するに「土地租借は貴下が奉天に會長たる間は常に妨害を受け邦人は貴下が奉天に居るを喜ばず」との激烈なる長文の抗議書を送れり張會長は土地商租のみならず鐵山採掘其他一般日支關係事項に關し慣用手段を以て常に表面我當局の說を容認し裏面に奸策を廻らして妨害を加へ曾て誠意の見るべきなし爲に幾多の懸案山積し交涉の成立を遲延しもの少しとせず以て赤塚總領事は二十五日長文の覺書を張會長に送り嚴重抗議を申込みたりなり張會長は二十六日土地問題に關し重要會議を開きたり。（廿七日、朝日）

▲馮氏軍隊慰問諮議　（二十六日北京特派員發）　二十五日午前十一時馮總統は軍警各長官を總統府に召集し北京の秩序維持を懇請せり午後四時國

務員聯合會議に於て總統は三週間天津、濟南、南京、南昌、漢口を歷遊し軍隊を慰問せんことを語りたるに國務會議より一週間の同意を得濟南まで參行するに決せるなりと。（廿七日、朝日）

▲留守中は王代理　（二十五日北京特派員發）　總統府會議に謀れる結果馮總統は一週間の豫定を以て曹錕、張懷芝と要談の爲めに二十五日夜八時天津濟南に向け出發に決せり留守中は王總理徐世昌の輔佐を受け代理す。（廿七日、朝日）

▲徐等の諫止を斥く　（二十六日北京特派員發）　徐世昌氏は內務總長錢能訓氏を代理とし北京秩序維持の爲南下見合を勸告せり商會代表者も金融界の動搖を恐れ中止を請へり馮總統は之に答へて秩序は李長泰吳炳湘ありて憂なし南下の志を飜さずと。（廿七日、朝日）

▲曹錕親征諫止　（二十八日北京特派員發）　曹錕は二十六日電報を以て馮總統南下見合を勸告せり段派は馮總統の南下を軍隊慰問と信ずる唯頗る冷淡なりと段派馮派共に自ら事を辨ぜず何事か口實を得んと窺ひ居れり。（廿七日、朝日）

▲南北妥協案未決　（北京特電二十五日發）　政府は昨日の國務會議にて湖南督軍の提出せる條件に依り南北妥協の事を決し直ちに全國に打電する筈なりしが之を漏れ聞きたる安徽督軍倪嗣沖氏は先づ反對の電報を中央政府に寄せて曰く

「是れ南方過激派の主張を全然容れんとするものにして斯くの如くんば遂に國家を誤らん殷鑑遠からず露國は過激派の主張を容れたるが爲め遂に全國の動亂を見るに至りたるものにあらずや願はくは中央政府たるもの毅然たる態度を持し風雲的講和締結の非を悟る可し」と其他北方主戰派督軍何れも反對の電報を寄せ來りたると共に南軍岳州攻擊開始の警報あり遂に國務會議は講和條件の可否を決するに至らずして散會せる者なり。（廿七日、時事）

▲岑氏主張を變へず　（上海特電二十六日發）　當地國會議員等は岑春煊氏に書を送り和議に關し種々の風說あるに就き其の護法の精神に變化なきを確め且つ南北に通電して眞相を明にせんことを求めたるに岑氏は之に對し國會問題に關しては國通電せるが如く舊國會恢復を依然として主張し居れりと答へたり又岑春煊氏は二十四日又々李純氏に宛て舊國會恢復の理由を述べ隨乘延と其の趣意相同じきを云ひ李氏は之を馮總統に傳達せり。（廿七日、時事）

▲李氏依然調停主張　（上海特電二十六日發）　李純氏は陳光遠氏と屢々電報を往復し居れり依然時局調停を主張し居れり。（廿七日、時事）

▲王占元李陳を說く　（二十五日漢口特派員發）　王督軍は今回馮總統の密旨を受け李純及陳光遠に向け從來の主張を捨て主戰に一致すべく勸告せり其電文の大要に曰く

予等同系者は常に分離す可らずと之を以て最に兩省の平和調停を主張するや予等同系者は常に分離す可らずと之を以て最に兩省の平和調停を主張するや予も亦其の後に從へり今調停効なく大總統武力解決に出でんとす宜しく同系者を以て之を幇助すべし依然平和を固執し人の爲に利用さるゝ勿れ。（廿七日、朝日）

▲黎軍敗走　（北京特電廿六日特派員發）　第三師團長吳佩孚氏よりの報告に據れば第五旅團長張學顏氏は廿一日より攻天才軍と接戰し廿五日襄陽襄城等を完全に占領し攻天才は逃走せり。（廿七日、日日）

▲馮總統愈出發　（二十六日北京特派員發）　馮總統は二十六日夜十時發車の豫定を早め同夜八時四十分專保六十餘名を隨へ南下の途に就けり馮總統は普通の支那服を纏ひ黑毛の帽子を戴き三列に堵列せる幾重なる衛兵の敬禮を各部隊長及親近者等百餘名の見送りを受け嚴張せる面說にて特別車に搭乘し護隊の奏樂裡に發車せり總統府員の憮然として見送れるは特に人目を惹けり。（廿八日、朝日）

▲馮氏濟南に向ふ　（二十七日天津特派員發）　馮總統は二十七日曉零時半隨員百名護衛二千名を隨へて來津曹錕を其官邸に訪ひ懇談五時に及び直に濟南に向へり。（廿八日、朝日）

▲外交團に親征通告　（北京特電二十六日發）　支那外交部は首席公使たる英國公使ヨールダン氏を通じ當地外交團に宛左の如く通告し來れり

馮大總統は二十六日午後八時北京發一週間の豫定にて天津濟南南京漢口に赴き各省軍を巡視する筈なりと。（廿八日、時事）

▲大總統出發通電　（北京特電二十七日發）　國務院は大總統の旨を奉じ各省に通電して曰く近時戰亂の爲め各省人民の痛苦を受くるは大總統の意を安んずる能はざる處なり茲に就き大總統は二十六日北京を出發し數日を期し各地の軍隊を檢閱し士氣を鼓舞すると共に親しく各民の窮狀を觀察す大總統不在中一切の公文書は國務院に於て之を公布すべしと。（廿八日、時事）

▲參議院に出巡說明　（北京特電廿七日發）　馮大總統は出京に先ち昨夜臨時參議院議員を總統府に招き今回の巡閱の目的並に時局に關し意見を吐露して曰く現に岳州危きを告ぐるの時に當り援軍は未だ出發せず各省長官は連隨の地に在る爲め電命を誤解せるものあり可し卽ち本大總統自ら天津、濟南等に赴き軍隊を慰撫せんと欲する所以なるが右に就ては既に徐世昌、段祺瑞と意見を交換せるに何れも贊成せり惟ふに岳州の事辦法なきに非ず又最近荊州を恢復せるに依り湖北既に平穩に歸せり外交團は元首巡閱は歐米各國に常に見る處なりと雖も京師の秩序に就き憂ふ可き處なきに非すとの意見なりしも京師の治安に就ては各長官數名を任じ徐段秩序維持に極力盡す可きに依り余既に輕然諒解する處ありたり諸君幸に謠言に誤らるゝ勿れ四南問題に就ては之を一言にして云はゞ戰ふに非すんば和する能はす卽ち現在の戰ひは他日和せんが爲めなり元來陸榮廷は雖面を重んず彼は現に大兵を有し實寒なる廣西省は以て彼の大軍を養ふに足らす是れ彼が一方の武時たる地を要求する所以なり且部下多きが爲め彼は專制せらる自身の自由意思を斷行する能はざるものあらん凡そ是等は中央に於て諒する處ある可し双方の諒解に歸からざる處にして要するに今回本大總統の出巡に依りて戰ひ繼續す可きか將た亦和す可きかの問題は解決する次第なり今回の解散は法律上よりそれを言へば前國務總理段祺瑞のせるものにて今日舊國會を恢復するにせよ臨時議會を召集するにせよ均しく不法なるは免れざる可し此の問題に就ては本大總統も定見なし終りに望み議員諸君穩健の主義を執り本院一致の行動を執られたしと。

（廿八日、時事）

▲督軍總統出發を諫む　（北京特電二十七日發）　馮大總統巡閱の通告に接せる張懷芝、曹錕、王占元、田中玉氏等は何れも民國の元首たる大總統が輕々しく京師の地を去るは當を得たるものに非す望むらくは愼重の態度を持し北京に留まり政務を見らる可しと返電せりと。（廿八日、時事）

▲中銀交銀紙幣崩落　（二十六日北京特派員發）　人心皆大變動を豫期するものゝ如く金融界影響を受け二十六日朝來中國銀行、交通銀行紙幣崩落銀面の五十八掛（四割二分減）となれり。（廿八日、朝日）

▲張作霖の狡計　（二十六日奉天特派員發）　奉天會長張作霖は條約の規定する土地商租を許可せざる理由なしと我官憲に聲明したるも支那人民に强ふるに商租前に支那官憲に屆出其檢査を經たる上にて契約せしめんとする干涉は官憲を恐るゝこと虎よりも甚だしき人民の到底行ひ難き手續にして是亦一種の商租禁止法なり我在留邦人は土地商租を一般取引の如く兩國人民の自由相談に任し條約規定の如く兩國官憲の認可を得る際に調査するを必當なりと思惟せり。（廿八日、朝日）

▲張作霖增師を乞ふ　（二十六日北京特派員發）　奉天督軍張作霖は第三十師を新に編成せん事を請へり政府は近く閣議に附して決す可しと返電せり。（廿八日、朝日）

▲雲南軍自流井占領　（二十五日重慶特派員發）　二十四日雲南第二、第三、第四の各軍は自流井の攻擊を開始し二十五日午前に至り四川防禦軍たる第二、第三の主力は遂に支へ得すして敗走し同時に雲南軍は同地を確實に占領せりとの電報に接す。（廿八日、朝日）

▲龍軍二州占領　（二十六日北京特派員發）　廣東省に在る陸榮光軍は化州高州を占領せり高雷鎭守使は化州の役に戰死せりと陸榮廷は龍軍に對する防備に全力を盡しつゝあり。（廿八日、朝日）

▲馮總統天津着發　（北京特電二十七日發）　昨夜天津に向へる馮大總統は今曉二時天津着停車場待合室に於て曹錕、梁啓超、熊希齡諸氏と時局に就き鮎談する所あり馮氏の濟南行には曹錕氏も諒解する所ありたり馮氏は午前四時半一同と袂を別ち津浦鐵道にて讓定の如く濟南に向け出發したり。

（廿九日、時事）

▲總統濟南を通過す　（濟南特電二十七日發）　馮大總統は本日午後一時天津より當地に到着して下車直に督軍府に入り張督軍と密談協議し午後四

時再び津浦線に依り蚌埠に向へり。（廿九日、時事）

▲總統蚌埠に向ふ　（上海特電二十八日發）　總統は二十七日午後四時濟南發蚌埠に向ひ倪嗣沖氏と會見す南京着は二十八日の豫定にて督軍會長本日午後出迎への準備を爲し居れりと云ふ。（廿九日、時事）

▲總統出巡眞意　（北京特電廿八日特派員發）　王總理は言明して曰く馮總統出巡の眞意は某々會等の軍務遊滯せる爲め親しく險告するにあり而して其主なるものは曹錕、張福芝氏との會見にありて馮總統は果して彼等の要求を容れ南方討伐令を出すや否やは未定なり馮總統の妥協條件は閣議にて否決せるにあらず岳州危急の報ありし爲め議を進むる能はざりしのみ馮總統の眞意は內外の狀況に照し國內の內爭を好まず平和解決を希望し予亦同意見なり然れども今や形勢一變し南軍より岳州を包圍する事急なれば此際何ぞ平和を云ふ能はんや徐世昌氏邸の密議は眞相を知る能はざるも國會問題は南北の意見相背馳し尙解決し難し云々。（廿九日、日日）

▲總統歸期　（北京特電廿八日特派員發）　馮總統より廿七日夜濟南出發蚌埠に赴き同地にて倪嗣沖李純兩氏と會見し廿九日歸京すべしとの電報ありたり。（廿九日、日日）

▲吳光新沙市到着　（漢口特電廿七日發）　吳光新氏は二十五日沙市に到着せり二十四日には北兵掠奪を爲せり。（廿九日、時事）

▲南軍四川席捲　（二十七日重慶特派員發）　趙又新の雲南第二軍は十四日富順縣を占領し順昌參の雲南第一軍は內江縣の總攻擊を開始したれば同地の陷落目睫の間に迫り石青陽の靖國軍は十一日保寧府を占領し設定府は獨立を宣言し南軍に加擔したれば四川の東南部は全く南軍の領有に歸せり而して當地雲貴軍司令部に於ては舊年末迄には成都を攻落すべしとて大々的策戰中なるが最近劉存厚よりの停戰講和申込に對する同司令部の意向は和議を却け飽迄戰つて劉存厚軍を全滅すべしと云ふにあり猶確報に據れば第一師第一旅長劉湘は綿川靖國軍司夏之時に投降せりとれにて元の第一師は其の旅長二人迄南方に歸したる譯なり。（廿九日、朝日）

▲香港鐵輸出不可能　（二十七香港特派員發）　英國政府より未だ訓令なき爲め米及び食料品を除き銑、鋼鐵、屑鐵等を日本へ輸出することは未だ不可能なり。（廿九日、朝日）

▲漢冶萍總會　（二十七日上海特派員發）　二十七日午後漢冶萍鐵石炭會社株主總會に於て在來取締役九名なりしを十一名、監査役二名を四名に增員せり又官利を現金にて六參、新株にて二步を支拂ふに決し又湖北政府より漢陽の銃鐵一噸に付き一兩支拂ふべき處在來の分に對し現金二百萬兩餘を支拂ふか或は株券を引渡せとの請求在りたるも到底支拂ひ不可能故今後一噸一兩支拂ふ事とするに決し尙農鼻山鐵鑛二鐵山取入問題は在來未だ政府の許可なきも株主總會及株主會より各政府へ打電し速かに許可あらんことを政府に求むるに決し長岡部より代表者として列席せる委員も之に署名するを承諾せりと。（廿九日、朝日）

▲山東民政反對決議　（北京特電二十八日發）　山東民政問題に關し上京中なりし山東省各團體代表者は此程濟南に歸來せるに就き各團體聯合會を開催し出席者二百餘名代表者の報告を聽取後、民政撤廢に就き日本との交涉思はしからざるを以て各團體は會々結束して反對運動を繼續す可き旨決議すると同時に各方面に之を打電せり。（卅日、時事）

▲日本政府讓步せず　（二十八日北京特派員發）　山東民政反對運動に上京せる王鵬翥三名の代表者は二十七日外交總長陸徵祥に面會せるが其對話要領左の如し

△代表　抗議以來既に數月今尙交涉調和を發表せざるが如何なる圓滿解決を望み得るや

△陸總長　日本政府は決して讓步せず其理由として聞きたる所に據れば支那は既に租借地外鐵道沿線に憲兵隊の派遣を承諾し居れり民政署は憲兵隊を改めし迄なれば民政署撤廢の意なしと無謀なる答辯なり依つて交涉始末は發表し得ず林公使の歸任を待つて詳細に說明を求め疑を解くの時あるべし

△代表　抑も民政署設立の政策は日本政府の主張なりや夫れとも陸軍側の主張なりや

△陸總長　全く陸軍當武人派の主張なり日本政府の本意に非ず

△代表　林公使の歸任後も暫くは其儘に置き公使に電命して嚴談せしめ一面には山東に起らんとする意外の變を豫防するの手段を講ぜられたし山東に派遣せられし民政調査委員は如何

△陸總長　本月十四日外交部員二名を派したるに同地日本官憲は特別車を供へ招宴歡待到らざるなし然れども實情を知らしめず何等調査し得ず歸來せりと　（卅日、朝日）

▲總統蚌阜より引返す　（北京特電二十八日發）　南下せる馮總統は蚌阜に於て倪督軍と談合の後旅程を變更し本日同地より引返せり。

（卅日、時事）

▲岳州遂に陷落す　（漢口特電廿八日發）　昨日岳州遂に陷落せり北軍は其前衛敗れたる爲め地理上岳州の守る可からざるを知り戰はずして引揚げたるが如し北軍司令王金鏡氏は臨湘に退く。（卅日、時事）

▲龍軍進擊　（北京特電廿八日特派員發）　廣東來電に曰く廣東省内に分裂を生じ龍濟光氏の進擊を阻止するの力なく獨立隊及軍政府は省城以外の地には勢力を有せざる爲龍軍は頗る重要なる地點を占領し肇慶に到着し陽江を掠奪せりと。（三十日、日日）

▲英國總領事獨墺人取締布告　（二十八日天津特派員發）　天津英國總領事は二十八日布告を發し同租界内に居住する獨墺人は三十日午前十時其届出を爲し以後毎二週間毎に届出づべく旅行を爲す者は詳細を届出で違反者は追放すべし尚一般の營業を禁止せり獨墺人の抑留又は追放に關し英國は嚴に支那政府に迫りつゝありしが支那政府の態度兎角優柔不斷なるより先づ自國租界に強硬なる手段を取りたるものならん。（卅一日、朝日）

▲岳州討伐令　（北京特電廿九日特派員發）　支那政府は廿九日午後一時岳州討伐の軍令を發し曹錕、張懷芝、張敬堯氏等に出兵を命ぜり。

（卅一日、日日）

▲蚌阜會議の決議　（北京特電卅日特派員發）　蚌阜會議の出席者は張懷芝、倪嗣沖、張敬堯、王揖廷、李純氏の代表者二人田文烈氏等を併せて八人なりしが其結果

第一、中央は速に討伐命令を出し各軍を總して討伐を行ふ

第二、張錕は勿論李純も應分の出兵を爲すべし（李純氏の代表は一箇旅團を出兵する事を承諾せり但し張懷芝の軍と共に江西を赴援する條件なり

第三、軍器及出兵上の臨時費は中央政府より支出す

第四、曹錕、張懷芝は總統と同行入京し命令の公布を待ち直に出兵す

以上四箇條を決し田文烈氏證人として再び變更せざる誓へり斯て張懷芝氏は總統に從ひ天津に至り同地にて馮總統と打合の後張懷芝氏は天津に下車し馮總統と共に歸京せるものなりと。（卅一日、日日）

▲李純總統に挨拶　（三十日北京特派員發）　江蘇督軍李純は病氣靜養中蚌埠會議に列席の命に從ふ能はざりしを遺憾とし二十九日特に馮總統に打電して懇篤なる挨拶をなし世人の疑ひを解けりと。（卅一日、朝日）

▲王士珍岑春煊に打電　（三十日上海特派員發）　北京來電に曰く國務總理王士珍は岑春煊に昨日左の如く打電せりと云ふ

余國務に當りて以來内憂外患を以てし國家の福にあらず始より和平を以て自ら誓へり即ち和平を爲さんとし其の略ぼ決定の際に於て岳州の危險を顧ち報ずるあり茫々たる前途何を以て救ふ可きか公は廣西に碩望あり又西南の敬服する所なり岳州の件に對し如何なる高見を有せらるゝや南軍は果して能く政北を停止し和議成立の望ありや速に教示されんことを乞ふ予も亦南軍が爭を開ける眞意を明瞭になし得へし云々と。（卅一日、朝日）

▲熊希齡聯合會議主張　（三十日上海特派員發）　熊希齡は岑春煊に對して聯合會議を召集し一切の新舊問題を取消し一新紀元を開かんことを主張し以て紛擾愈甚だしき國局の如くならんとするを見れしむべしと打電せりと。（卅一日、朝日）

▲援鄂總司令　（北京特電卅日特派員發）　張敬堯氏は援鄂經司令に任ぜられ戰線の軍隊は其節度に歸せしめ湖南内爭以來廢弛せる軍紀を振肅し令に從はざるものは容赦なく軍法を以て處分すべしの命令を發布せしめたり。

（卅一日、日日）

▲陳炯明氏の通電　（廣東特電廿八日特派員發）　陳炯明氏は支那各省督軍等に對し通電を發し江蘇督軍李純氏をして依然南北調停者として壓力せ

しむへきことを求めたり。（卅一日、日日）

▲武漢の防禦　（北京特電廿日特派員發）　中央政府は岳州陷落し武漢方面危急なるを以て王占元氏を北軍總司令官として大局に當らん事を命令せるが氏は答へて曰く武漢の防禦には全力を擧げて之に當るべし但總司令任命は之を拒絶すと。（卅一日、日日）

▲國會組織法經過　（北京特電二十九日發）　臨時參議院は昨日第二讀會に於て多少の修正を加へ衆議院選擧法を通過し並に國會組織法上院選擧法は前回第二讀會を通過せるを以て近く第三讀會に於て字句修正後政府に送附の答なり。（卅一日、時事）

▲日本派遣隊に保護を求む　（漢口特電三十日發）　武漢の地戰機ならん惧れあり領事團は一昨日日本特遣隊に對し各租界の保護を求め來れるが司令官は外國人に對しては三箇條件を附して之を承諾せり。（卅一日、時事）

▲租界共同防衛　（漢口特電二十九日發）　昨日より各租界共同防衛の協議あり。（卅一日、時事）

▲王金鏡辭表を提出す　（漢口特電三十日發）　北軍司令王金鏡は昨朝武昌に歸り王督軍に辭表を提出せり王督軍は之を慰留すれども肯かず王督軍は北京に急電を發して若し彼の辭職を許すに於ては段芝貴をして其の後任に當らしめんことを請へり。（卅一日、時事）

▲北軍二箇旅團降伏す　（漢口特電三十日發）　通城縣に南軍侵入し激戰あり北軍中直隸第二混成旅及び第十一師の第二十二旅岳州附近にて南軍に降れりと。（卅一日、時事）

▲二旅團湖北に赴援す　（上海特電二十九日發）　馮總統南行の結果編從實の一混成旅及び馮玉璋の一旅は岳州援助の爲め湖北に向ふことゝなれり左れど彼等は南軍とは戰はず湖北の治安維持の爲め防備に從ふに止まる可しと。（卅一日、時事）

▲陳炯明福建討伐　（二十九日北京特派員發）　陳炯明は步兵三營砲兵二連機關銃隊一連を率ゐ福建討伐の爲め二十六日汕頭に向け廣東を出發せり（三十一日、朝日）

▲林虎龍濟光を破る　（三十日香港特派員發）　討龍第二軍司令林虎の報告に據れば二十六日廣東香恩平縣に於て龍濟光軍を破り同縣を奪回し捕虜四十一名野砲及び機關銃各二門を鹵獲し林虎軍は陽江に迫り同地の陷落近し。（卅一日、朝日）

▲大元丸射撃さる　（三十日漢口特派員發）　日清汽船大元丸は岳州より下江の途中北軍敗兵の爲め前後十數回の射撃を受け觸る危險に遭遇せり但し一彈の中甲板に當れるのみ負傷者なし。（卅一日、日日）

▲短期公債發行計畫　（二十九日北京特派員發）　二十八日王財政總長は過日閣議を通過せる民國七年度短期公債發行の手續に關して中國交通兩銀行幹部及總稅務司アグレン氏と財政部に協議せり右公債發行要領左の如し（一）金額四千八百萬元（二）利子年六朱（三）償還方法年年每に抽籤を行ふ（六）目的紙幣價格吊上の爲め中國交通兩銀行立替金を返濟す（七）總稅務司名義賠償金を外國銀行に預け置き前項抽籤償還の資金に充つ　（卅一日、朝日）

▲中銀交銀紙幣整理　（三十日上海特派員發北京來電）　財政部は中國交通の兩銀行紙幣整理の爲め民國七年度內國債四千八百萬、利息六分、半年每に抽籤返濟の定めにて發行するに決定し總稅務司アグレン及び中國銀行の張公權等を以て右公債局委員會を組織しこれを經理せしめんと云ふ。（卅一日、朝日）

▲中國交通兩銀紙幣立直　（三十日北京特派員發）　中國交通兩銀行紙幣は馮總統南下の爲め下落して五十八錢となりしが二十九日六十錢に引直り三十日六十五錢となれり。（卅一日、朝日）

▲水口山借款　（北京特電卅日特派員發）　北京政府は穆湘潛氏が南方の軍費に支辨せん爲め某國人より水口山を抵當として六百萬圓を借款し百萬元の前渡を受け鐵石三百噸を賣却すべしとの契約進行せるを聞き上海護軍使公署に通告し中央の承諾せざる契約を取消すべしと命ぜり。（卅一日、日日）

▲鐵道利金の流用　（廣東特電廿八日特派員發）　廣東督軍署理李耀漢は粵漢鐵道三水支線に對し廣東省財政廳に納入すべき鐵道利益配當金を軍事費として中央政府に支拂ふべきことを命令したり右に依り鐵道は二千五百弗の支拂をなしたり。（卅一日、日日）

大正七年三月二十一日發行（每月一回十五日發行）

支那

第九卷第五號

要目

論說（支那邊疆と獨逸（上）……一—一四
資料（支那の紙幣發行制限及發行額……五—一〇
試採鑛權一覽表（二）……一一—二〇
雜錄（新支那と近代商工業……二一—二七
歐州大戰と支那の關係（中）……二八—三四
比律賓に於ける支那人の勢力……三五—三九
支那歷年對外貿易額……四〇
彙錄（米棉移植意見……四一
支那の關稅收入……四二
漢英對照鑛物名……四四
事業界（支那事業界狀況……四五—四八
支那半月史（半月間の支那事情……四九—五三
時報（支那最近時事要項……五四—六二
彙報（支那關係諸報道……六三—八三

東亞同文會調查編纂部

支店出張所

臺灣
基隆　臺中　嘉義　臺南
打狗　宜蘭　淡水　新竹
阿緱　臺東　花蓮港　澎湖島

內地
神戸　大阪　橫濱　東京

株式會社
臺灣銀行
（臺北）

支店出張所

支那
上海　九江　漢口　福州
厦門　汕頭　香港　廣東

南洋
新嘉坡　スラバヤ　スマラン　バタビヤ
孟買

歐米
倫敦　紐育

一資本金　四千八百萬圓（内拂込濟參千萬圓）

一積立金　貳千万圓

横濱正金銀行

電話

特四三〇〇番
特四三〇一番
四三〇二番
四三〇三番
四三〇四番
特四番（宿直用）

支店
出張所　東京、大阪、神戸、長崎、倫敦、里昂、紐育、桑港、ロスアンゼルス、布哇、シドニー、孟買、カルカッタ、香港、上海、青島、濟南、漢口、天津、北京、牛莊、旅順口、大連、遼陽、奉天、鐵嶺、安東縣、長春、哈爾賓、

此外内外樞要ノ地ニ代理店有之候間爲替、荷爲替、信用狀其他内國手形割引、貸付、保護預等御便宜御相談可仕ニ付御都合次第御來談被下度候

目次

大正七年三月一日發行「支那」第九卷第五號

論說

支那邊疆と獨逸(上)……一——四

資料

支那の紙幣發行制限及發行額……五——一〇
試採鑛權一覽表(二)……一一——二〇

雜錄

新支那と近代商工業……二一——二七
歐洲大戰と支那の關係(中)……二八——三四
比律賓に於ける支那人の勢力……三五——三九

彙錄

支那歷年對外貿易額……四〇
米棉移植意見……四一

次

支那の關稅收入……四二
漢英對照鑛物名……四四

事業界

漢冶萍公司營業狀況—中華書局の近況—公益紡織公司營業成績—裕元紡績の操業開始—商工銀行設會—……四五——四八

支那半月史

武裝調和の進行—討南部署—張敬堯の逸遁—所謂主和密令問題帝制巨魁の特赦—解巳布告、譚浩明奉辦、散將處分並に陳光遠親戰留任令—曹錕漢口に入る—馮玉祥の態度—修正國會組織法の公布—滿業銀行の開業—……四九——五三
東清鐵道督辦新任—陳錦濤特赦—對支武器供給—四郵讓借款成立

時報

(内治外交)

一月九日の閣議詳報—靖國聯軍總司令—米國華工募集—哈爾濱安民の布告—工業學校卒業生被米實習規則—大總統徐菊人を延見—天津會議と內閣問題—靳氏遊日後の感想—王總理十六舍區に致す電文—某々數督軍對李純—王總理暫く辭職せず—最近西南主要人物の主張—一月十二日の國務會議の議案—宣戰命令電請

(財政經濟)

幣制借款前拂金と軍費—幣制借款の近況—幣制借款前渡金一千萬元—關稅委員會成立—關稅條約期限短縮計畫す—南方濫發紙幣不承認—貨物運搬疏通の返電—全國廢棄を購買するの風潮……五四——六二

彙報……六三——八三

文學博士 上田萬年 先生
學習院教授 岡田正之 先生
學習院教授 飯島忠夫 先生
文科大學助手 榮田猛猪 先生
飯田傳一 先生
共編

內容見本進呈

大字典

【四版發賣】

天覽台覽

音訓引 數字引 畫引

本邦に於ける國漢字書界の新紀元を劃せる眞個の大字典として謳はれ畏くも天覽の光榮を賜へる本書は出版以來僅に數月、今や特價の部數盡き、然も注文矢の如く殺到せるもの、蓋し夫れ本書が學界の重鎭たる五先生の手に成れる獻身的努力の結晶にして空前の字書たるを證明して餘蘊ありと謂ふべく、本社が更に之を自畫自贊するまでもなく社會既に定評あり、たゞ望むらくは疾く之を購めて本書の眞價を知悉せられんことを。

【定價金七圓也】

送料 內地 貳拾四錢
臺灣 四拾五錢
朝支 五拾五錢

東京日本橋區本銀町三ノ二
株式會社 啓成社
電話本局二一〇〇
振替東京一二〇五五

大正七年三月一日

第九卷 第五號

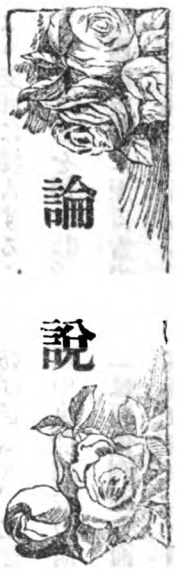

●支那邊疆と獨逸（上）

一

獨逸が詭計を以て大に露軍を破り、破竹の勢を以て長驅し、其露都を陷る、日を數へて待つべきものあり。之が爲め早くも西伯利亞中央亞細亞に於ける獨埃の俘虜及密偵の活動を來たし、支那邊疆不安の狀態に傾きたり。是に於てか支那政府は、參戰事務所を設置し段祺瑞氏督辦の下に、靳雲鵬、趙士探、陳錄諸氏を參贊とし、之が處分を研究せしめ、黑龍江督軍鮑貴卿、新疆督軍楊增新兩氏に宛て邊疆防備に關し、臨機の處置を採るべき事を命令し、滿洲方面に對し、特に若干部隊を派遣せんことを企てつゝあり。或は北京政府必ずしも獨逸勢力の東漸を重要視するにあらず、唯外患を內政に利用せんとし、大袈裟に吹聽するに過ぎずと說くものあり。北京政府の眞意那邊に存するや、之を忖度すること難きも、獨逸勢力東漸の兆

あるは確實にして、獨逸が城下の盟を爲し、平和克復後、露國を傀儡とし、露國が支那邊疆に於て獲得し居れる優越權を利用し、中原侵入を試むべきこと疑を容れず、東洋の患是より大なるものなかるべし。我邦たるもの豫め之に對する處置を講じ、東洋の平和を保つことに勗めざるべからざる也。

二

露國は嘗て東方に一大國を建立せんとの鴻謨を劃し、機會のある毎に、西北兩方面より支那に向ひ、滿洲、蒙古、新疆一帶に大勢力を有するに至りたり。不幸にして日露戰爭に依り、滿洲方面に對する進路阻止せられたるも、尙ほ其同盟國なる佛蘭西と相應し、露國は蒙古、新疆方面より、佛蘭西は東京方面より、中原に殺到すべき大計を立て、支那が革命亂の善後策に汲々たるに乘じ、先づ隴秦豫海鐵道利權を取り、中央亞細亞より新疆を經、支那を東西に橫斷し、揚子江頭通州天生港に達することを得、尋で大成、飮淦兩鐵道利權を取り、西伯利亞より蒙古を經、支那を南北に縱貫し、佛領東京に通ずることを得、略ぼ支那經營の基礎を作りたり。若し歐洲戰爭にして突發することなからんか、露國の支那に於ける勢力廣大不拔のものありしならん。不幸にして歐洲戰爭起り、支那は幸ひ一時南國の壓迫を免れたるも、今回露國の大敗に依り、獨逸が之に代はりたるを以て、將來に於ける支那の憂一層甚だしきを加へたり。東洋に利害關係を有するもの、一日を忽にすべからざるや論なき也。

三

露支國境を見るに、極東露領方面の延長三千二百五十露里、中央亞細亞方面の延長三千三百七十一露里、之に西伯利亞方面を加算すれば、總延長大約一萬露里に達すべし。國境の延長斯の如きは、有史以來殆ど稀れに覩る所にして、而も金城湯池之が沮を爲すにあらざれば、所謂攻むるに易く、守るに難きものたらずんばあらず。露國は孰れの方面より支那に侵入することを妨げざるも、之を大別して三路と爲すことを得べし。其一は中央亞細亞方面より新疆を經て西部支那に至るもの、其二は西伯利亞方面より蒙古を經て北支那に至るもの、其三は極東露領より滿洲を經て直隸

に亘るもの、是れなり。請ふ少しく此等三方面の過去及現在に於ける露支の形勢と、將來獨逸が露國に代はりたる際其東亞に及ぼす影響とにつき、講究する所あらしめよ。

四

上記の三路中、露國にとり最も支那に侵入し易きものは滿洲なり。新疆路は北京に赴くに一百二三十日を要し、蒙古路は一千哩に達する不毛の地を過らざるべからざるに反し、滿洲内地は千里の沃野にして、山海關を踰ゆれば、一路直ちに燕京を衝くべく、長城以北の民族が滿洲に據り、中原を制せし例、一二に止まらざるを以てなり。されば露國の滿洲方面に力を竭すこと舊く、康熙乾隆年間㊀條約に依り、漸次力を滿洲内地に展べ、英佛聯合軍の北京を陷れし際、居中調停を試み、沿海州九十萬方哩の割讓を得、俄かに該方面に曠足を延ばし、日清媾和條約締結のとき、獨佛と共に有名なる三國干渉を爲し、東清鐵道の敷設旅大面積二百十八方里の租借權を獲得し、新に松花江の中流哈爾賓を相して大都を建て、之を滿洲經營の中樞と爲し、殆んど滿洲全部を掩有したり。日露戰爭の爲め、長春以南の東清鐵道を日本に讓與したるが爲め、滿洲方面より直隷に侵入せんとする大計畫に頓挫を來たしたり。露國の遺憾想像するに餘りありと謂ふべし。

五

露國の勢力に慴伏したる支那政府は、其日本に破るゝを見俄かに元氣を恢復し、露國の南下を防がんが爲め、北滿洲に移民を集中したるに依り、北滿洲の沃野非常の勢を以て開墾せられ、十年の間、穀物の生產額三倍し、北滿洲より極東露領に輸出せらるゝもの、一千五百萬留の多きに達し、同地方の農業を顚倒したり。加之、北滿洲に支那移民增加せしより、其極東露領に溢出する年に多く、採鑛、製材、漁獵の諸業の勞働より、普通の勞働に至るまで、皆支那人の手に落ち、黑龍江に航行する船舶の水夫の半數は支那人にして、此等船舶に燃料を供給するもの、支民間に肉類野菜雜貨を賣込むものも亦大半支那人に係り、クロパトキン大將を始め、露國人をして、沿黑龍州は戰爭なくして黃人の手に落ちたりと慨嘆せしめたり。遂に露の官民は、狼狽の餘り、日露協約の儼存するに拘らず、黃色人種が協同し

て、極東露領は勿論、西伯利亞一帶を蹂躙する、恰も猶ほ昔時の蒙古軍の如くならんことを怖れ、西伯利亞鐵道に複線工事を施し、新に黑龍江鐵道を敷設して之に備へんとせり。今其工事を見るに、ヲムスクよりカルイムスカヤに至る西伯利亞複線は一九一四年を以て竣工し、カルイムスカヤより二線に分岐し、其一線は既設の東清鐵道にして、滿洲を横斷してニコリスクに赴き、他の一線は後貝加爾を經てクエンカに赴き、是より黑龍江に沿ひ、ハバロフスクに至るものにして、一九一五年竣工したり。ハバロフスクより既設の烏蘇里鐵道に依り南下し、ニコリスクに於て東清線に合し、遂に浦鹽に達す。而も露國は尙ほ之に安んずる能はず、新に哈爾賓大黑河、齊々哈爾哈爾賓兩鐵道利權を獲得し、南滿洲及東部內蒙古より東清鐵道方面に突擊すべき黃人軍を防がんとせり、露國の用意寧ろ笑ふべきなり。然るに一朝露國にして獨逸勢力に屈伏せんか、此等の諸鐵道は獨逸が滿洲方面より中原に侵入すべき最良利器たらずんばあらず。而して南滿洲に蟠居する我邦は、先づ衝に當らざるべからざるを以て、獨逸勢力の東漸は支那の憂にあらずして、我邦の患たるべき也。

支那の紙幣發行制限及發行額

前清時代の發行制限

從來支那に於ては錢莊發行の各種支拂手形の流通ありしも、彼の紙幣又は銀行券は行はれず外國と交通するに及びて外人の天津上海等の各地に銀行を設くるや交々紙幣を發行し市場に行へり、支那の商民其利便なるを見るや爭うて之れを用ひ又怪む所なかりき。

然るに支那人中又紙幣發行の利益の大なるべきを思ふものあり、利權の徒らに外人の手中に歸するを慨するものあり、於茲乎遂に大清、通商、裕蘇、裕寧等の各銀行を設立し、皆各地に於て紙幣を發行するに至り、斯くの如くして紙幣漸く到處に行はれたり。

然れども其發行に關しては、何等制限を置かず、準備の制度の如き亦確立せざりしを以て、各銀行は偏に只これが濫發に努め其結果金融の攪亂其極に達するに及べり、元銀行設立に關してさへ十分の取締なかりし結果、信用不完全なるものあり、時に破產等の危機に瀕するものを生じ、それと共に紙幣の不信用を來し、流通此に杜絕し爲に財界の恐慌を見ること屢なりき。

光緒三十四年制定銀行則例第一條に於ては紙幣律發布に至る迄は官設商立各行號は市面通用の銀錢票を發行することを許し然かも其兌換準備等に就いては毫も規定する處なかりき斯くの如き緩漫不備なる制度を以てしては紙幣の濫發を見、其結果從て經濟界を攪亂するに至るは當然のこと、謂ふべし。

斯くて紙幣濫發より屢財界の攪亂を見るや、前清朝の當局は漸くこれが制限を加ふるの必要なるを認め宣統元年春期より迭次令を下して各銀行の紙幣發行を制限せしめ、同年陰曆六月の交に及び、遂に紙幣發行假章程の發布を見たり、而して之れが制限の方法として擧ぐる所は

一、爾後設立の官私銀錢行號は紙幣發行の權なからしむ
二、爾後は各銀行皆現在發行額以上に增發せざらしむ
三、從前銀錢行號にあらずして紙幣を發行したるものは宣統二年五月迄に一切これを回收せしめ、尙回收し能はざるものには、別に銀錢莊號を設立し發配せしむ
四、紙幣を發行するものには、其發行高に對する四割の株券を以て準備せしむ、而して又別に預金を取扱ふものは、營業資金と相混同するを得ざらしむ
五、紙幣發行に就ては殷實なる商戶の保證を得せしむ
六、紙幣發行高は決して資本金の二分の一以上を超ゆるを得ざらしむ

即ち各銀行をして現在以上に發行せざらしむると共に、現在發行のものに對しても、準備の法を供へしめ、併せて漸次回收せしむるにあり。

而して一方又地方官には、各地銀行の資本信用其他發行紙幣高の調査を命じ、每月之れが報告を徵することゝし、尙又之れが回收を命じて紙幣發行の各銀行は、宣統二年より每年其二割宛を回收し、五年內に限りて全部回收し盡すべきことを以てせり、而して更に之れが爲めに回收資本に苦むものあるべきを慮り、其際は確實なる擔保あらば大淸銀行より低利に之れを融通すべき旨をも定めたり。

更に又銀行券發行の銀行は特に之れを監督するの要ありとなし爲に左の規定を設けたり。

一、官設銀行に對しては度支部より委員を派して、檢查し、準備金合せざるが、又は報告不正なることあり、又は其他の惡弊ある時は再檢查の上處分す
二、私設銀行に就ては隨時各地方官及商會より人を派して檢查せしめ、準備金符合せず、又は他の惡弊ある時は度支部に報告して處分せしむ、と

民國後の發行制限及發行額

斯くの如き規定の發布せられたるも其屬行を見ること能はず、且又其後幾何もなく革命事變あり、百般の紀綱弛廢したるより各銀行の頻に紙幣を濫發するあり、又中央地方政府の財政窮乏せるより紙幣を濫發してこれを補はんとするあり、遂に紙幣市場に充斥し、其價格は低落し信用は薄弱となり、財界の擾亂全く其極に達せり。

從て之等紙幣の回收整理は當時の最大急務として論ぜられたる所なるが、民國二年一月十五日財政部より、國務院に商業銀行條例を提出せるが內に商業銀行紙幣發行條例五ケ條あり左の如し。

一、銀行の發行する紙幣の總額は資本金額の總額の十分の六を逾ゆるを得ず
二、銀行にして紙幣發行の權を取得せんと欲するものは必ず政府發行の公債證書を財政部に提供すべし、其發行額は提供せる公債證書の總額を超ゆるを得ず
三、紙幣發行銀行は總額の四分の一以上の現金準備を有すべし、此準備現金は四分の一を中央銀行に存貯すべし
四、銀行發行の紙幣額は、政府規定の一定額內たるべく、

漏額の後は發行をなすを得ず

五、銀行若し破產に遇ふ時は、政府は中央銀行に命じ其提供の公債證書を賣却し兌換に代ふ

尙各省私立銀行既發の紙幣收換方法左の如し

一、財政部に於て此次規定せる紙幣條例公布以後二ヶ月內に各銀行は既に發行せる紙幣總數を財政部に報告し並に發行總數の三分の一に相當する政府公債證書を先納すべし

財政部は數に應じ公債證書と同額の紙幣を交付す

二、銀行は財政部より紙幣を受取りたる後三ヶ月以內に三分の一の舊紙幣を回收し財政部に提供すべし

三、銀行は前兩條の規定に照し一年以內に殘り三分の二の舊紙幣全部を回收し財政部に屆出づべし

然かも之等の規定は之れを實施せらるゝに至らず紙幣を發行せるものは更に之れを回收するに至らず、之等紙幣發行額の果して幾何に達せやは知る能はざるも財政部王慳芳が民國二年末調查せし各省發行の紙幣總額次の如し。

直隸	六、四〇〇、〃
奉天	四、九九五、二七〇
吉林	一四、四五六、四一〇
黑龍江	一五、一九八、四七七
山東	四、八〇〇、〇〇〇
河南	一、四八三、三〇〇
山西	二、〇七七、二三六
陝西	一、五〇〇、〇〇〇
甘肅	二八八、八六〇
新疆	二、七七七、七七七
四川	一一、五九三、二五九
湖南	一〇、五七一、〇七五
湖北	三〇、〇〇〇、〇〇〇
安徽	三〇〇、〇〇〇
江西	一四、六九五、三二〇
江蘇	一二五、五七八
浙江	二、四三九、〇〇〇
福建	三〇〇、〇〇〇
廣東	二二、〇〇〇、〇〇〇
廣西	二、一八七、六八三
貴州	一、七六九、五二〇
雲南	二、〇〇〇、〇〇〇
熱河	一五、〇〇〇
合計	一四五、五七四、一六五

備考　吉林省にては廣信公司發行の分は民國二年十一月の報告に依れば一千一百四十七萬八千〇五十六元餘にして又官銀號の發行額は三百七十二萬四百二十一元餘なり陝西省に就て上記の數額は財政部視察員の報告に基きたるものなるも、陝西都督の報告に依れば、奉壘官錢局の發行額未詳なるを以て之を除外して四百四十九萬七千二百七十七元餘に達し居ると云ふ。

其後民國三年春に至り幣制改革の端緒を啓かん爲め北京政府より各省に命じて紙幣發行額を調查せしめしのものを

見れば左の如し

省別	紙幣發行額	市價	折價額
湖北	三〇、〇〇〇、〇〇〇元	二割引	二四、〇〇〇、〇〇〇
湖南	二六、〇〇〇、〇〇〇	四割四分引	一四、九〇〇、〇〇〇
廣東	三二、〇〇〇、〇〇〇	四割引	一九、二〇〇、〇〇〇
廣西	三、〇〇〇、〇〇〇	一割引	二、七〇〇、〇〇〇
江西	八、〇〇〇、〇〇〇	三割三分引	五、三六〇、〇〇〇
雲貴	四〇、〇〇〇、〇〇〇	三割引	二八、〇〇〇、〇〇〇
伊新	七、〇〇〇、〇〇〇	二割引	五、六〇〇、〇〇〇
陝甘	七、〇〇〇、〇〇〇	一割引	六、三〇〇、〇〇〇
安徽	七八〇、〇〇〇	額面	七八〇、〇〇〇
河南	二、一〇〇、〇〇〇	同	二、一〇〇、〇〇〇
山西	七一〇、〇〇〇	同	七一〇、〇〇〇
東三省	三四、六五〇、一五七	三割八分引	三四、八五二、〇〇〇
山東	四八〇、〇〇〇	額面	四八〇、〇〇〇
浙江	二四二九、〇〇〇	一割引	二、二九五、一〇〇
福建	三〇〇、〇〇〇	額面	三〇〇、〇〇〇
熱河	一五、〇〇〇	同	一五、〇〇〇
直隸	六四〇〇	同	六四〇〇
總計	一六二、九二〇、五五七		一二三、四一九、五九七

紙幣取締條例發布

是等報告の果して那邊迄信憑するに足るものなるや、明かならざるも兎に角巨額の不換紙幣が市場に流通し其の價格亦多大の割引を以て通用せられたるの狀之れを知るを得べし、其後民國四年十月二十二日に至り遂に財政部の申請に係る紙幣取締條例を裁可したるが、右に於ては今後新設の銀錢行號の紙幣發行を禁じ又既に之れを發行せるものは特別條例によるものは單に其期限内を以て限として全部回收すべく、特別條例の規定なく發行したるものは本條例施行の日より最近三ヶ月平均額以上に增發するを得ざらしめ尚期を定めて之れを回收せしむべきを命じ、其他兌換準備に就いても五割の現銀、五割の確實の公債等を備ふべきことを規定せり該條例次の如し。

紙幣取締條例（民國四年十月二十二日支那政府公報）

第一條　官商銀行錢號にして紙幣を發行せんとするものは中國銀行の外は總て本條に依りて辨理すへし

印刷又は書寫の券票にして數額一定し受取時期を定めず券票と銀兩、銀元、銅貨、制錢と兌換するものは之を紙幣と見做す

第二條　本條例施行後新設の銀錢行號又は既設のものにして從來紙幣を發行せざりしものは今後之を發行することを得す

第三條　本條例施行以前既設の銀錢行號にして特別條例の規定により其紙幣發行を許したるものは營業年限内其發行を許すも期限に至るときは全部回收すべし

特別條例の規定なきものは本條例施行の日より最近三箇月の平均數額以上增加發行を爲すを得す並に財政部は期限を定め陸續回收せしむ

第四條　各銀錢行號は本條例第三條により發行の紙幣は少くも五割の現金を備へ兌換を爲すべく其餘の五割は公債券及確實の商業證券を以て保證準備と爲すべし

第五條　紙幣を發行する銀錢行號は毎月發行數額報告表現金及保證準備報告表を作成して財政部又は當該官廳を經て財政部に報告すべし

第六條　紙幣發行の銀錢行號には財政部より隨時人を派し或は他の機關に委託して其發行の數額準備現金及保證品及關係各種帳簿書類の檢查を爲さしむることを得

第七條　各銀錢行號が第二條乃至第四條の規定に違反するときは五百元以上五千元以下の罰金に處すべく其發行權を有する者は直に其發行權を取消すべし

第八條　紙幣發行の銀錢行號が第五條の規定に違反し報告を爲さず或は報告の不實なる者は五十元以上百元以下の罰金に處し第六條の規定に違反し檢查を拒絶したる者は一百元以上一千元以下の罰金に處す

第九條　本條例は公布の日より施行す

最近の紙幣發行額

然かも之等の規定によりては到底兌換券整理の實を擧げ得べきにあらず爾來兌換券は毫も縮少せられず益支那經濟界を毒せしが、國民五年五月に至りては遂に中國、交通兩銀行紙幣の兌換を停止せざるを得ざるに至り、延いて他の紙幣の信用低落を惹起し、財界の不安其極に達せり、民國六年一月財政部の調查せし所によれば各省流通の紙幣は、其價格銀兩は七錢三、銅元及銅錢は一千二百文を以て洋一元に換算して計算するに、總額三億七千二百九十三萬一千三百六十六元に達し、其紙幣及流通高省別左の如し。

甲　銀元票

省別	流通額
廣東	三二、五〇〇、〇一〇元
湖南	二二、六三三、三〇八
四川	一四、四〇〇、一〇〇
山東	一、一四〇、〇〇〇
湖北	五、〇〇〇、〇〇〇
黑龍江	三、九二五、三三三
浙江	三、〇五〇、〇〇〇
江西	二、九九七、九〇〇
廣西	二、一八七、六八三
雲南	二、〇〇〇、〇〇〇
貴州	二、〇〇〇、〇〇〇
福建	一、五九〇、〇〇〇
安徽	三九〇、〇〇〇
河南	一一〇、〇〇〇
山西	七三、三八二
直隸	四、〇五三
合計	九四、七二一、七六〇

乙　銀兩票

省別	流通額
奉天	八、二〇二、〇〇〇兩

新疆	八、〇〇〇、〇〇〇
陝西	一、九六〇、〇〇〇
河南	一、八一四、六〇〇
甘肅	二三〇、〇〇〇
江西	二〇五、〇〇〇
黑龍江	一〇、〇〇〇
直隸	一、〇三〇
合計	二〇、四二三、六二三

丙　錢票銅元銅錢を單位とする票

省別	流通額
吉林	一三三、六二二、〇〇〇、〇〇〇弋
黑龍江	一七七、二八四、〇〇〇、〇〇〇
湖北	四〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
江西	八、九〇一、〇〇〇、〇〇〇
江南	三三六、〇〇〇、〇〇〇
甘肅	一三三、〇〇〇、〇〇〇
合計	三〇〇、二七九、〇〇〇、〇〇〇

寄贈交換書目錄

自二月十五日
至二月二十五日

通報	上海日本人實業協會	三〇七號
東洋經濟新報	牛込某社	八〇五、八〇六號
月報	名古屋商業會議所	一三〇號
山林公報	農商務省山林局	二號
地學雜誌	東京地學協會	三五〇號
貿易通報	大阪商業會議所	一月號
國際法外交雜誌	國際法學會	五號
特許公報	丸ノ内特許局	二六六號
通商公報	外務省通商局	自四九二至四九四
ヘラルド、オブ、アレア	麹町ヘラルド社	二一、二二號
實用新案公報	丸ノ内許特局	四六二、四六三號
商業會議所一覽	農商務省商工局	
貿易	大日本貿易協會	二月號
支那鑛業條規定類集	滿鐵地質研究所	
滿蒙研究彙報	滿蒙研究會	二五號
商標公報	丸ノ内特許局	四一三號
銀行社記事	銀行社	八八號
學燈	丸善株式會社	三號
商と工	京橋某社	二月號
會社	南滿洲教育會	一三號
水交社記事	水交社	二號
上海	春申社	二六三號
新支那	北京新支那社	二七三號

試採鑛權一覽表 (二)

農商部公表

省名	縣名	鑛業名稱	鑛質	面積	許可別	許可人或公司	許可月日
浙江	定海	聚坑舌土名龍潭山	鉛	十九畝五分	試	陳素子	民國二年十二月
廣東	高要	大灣都羅坑山	同	四百畝	同	黃敬堂	民國三年一月六日
熱河	承德	小溝影壁山	煤	約一方里	同	同	同
山西	豐鎮	大沙溝	銀鉛	三十方里	同	劉學世、段士英（趙東陽、干振寰楊青山）	同 一月十三日
安徽	宿	古饒集之打鼓含山	鉛	約五六方里	同	同（劉世衡、屠冠、時震英、吳道生）	同
奉天	鐵嶺	平頂堡	同	一千七百四十三畝一分	同	同（趙恩波、雷銳、鄒孔嘉）	同 一月十四日
吉林	樺甸	栗子溝	金	二十方里	同	解鑫	同 一月十五日
廣東	雲浮	大石山	銀鉛	一百四十五畝三分七厘	同	陳德普	同 一月十六日
安徽	當塗	南攔常驗汗姑山的魚山	鐵鉄	同	同	方聘商	同 一月二十日
同	繁昌	土鄉二區斗岩寨沖山	同	同	同	同	同
奉天	西安	野豬溝	煤	四百八十畝	同	鍾朝陽	同 同
山西	渾源	恒山	同	三十方里	同	常濮章、田汝弼	同 一月二十三日
吉林	綏遠	蒙得牙薩	金	三十方里	同	金愷	同 一月二十四日
湖南	江華	高桂山茶花嶺連塘凸	錫	三十畝	同	唐遂庚等	同 一月二十六日
黑龍江	四布特哈徼江	嫩江源大嶺以南	金	五十方里	同	魏長順	同 二月一日

山東	泰安	金鷄窩柳條溝	金	四十五畝	試	陳文軒、鍾蓬山	民國三年二月三日	
山西	天鎮	都爾回山後營口溝化皮廟溝	鉛銀	五方里	同	劉培業	二月五日	
熱河	建昌	九佛堂石油		十五方里	同	李秉文、張斌	同	
廣東	曲江	寶嶺俗名牛山	鐵銀	一方里一百九十二畝七方丈餘	同	李鏡	二月	
湖南	湘鄉	挖泥托	煤	六十畝	同	周如光等	二月十三日	
山東	章邱	天尊院莊	同	三十畝	同	管象復	二月十四日	
湖南	瀏陽	太和垠岩前沖新塘坳	同	六十畝	同	周維藩	二月十六日	
奉天	海龍	三八石	金	二百二十五畝	同	周文芳	同二月十七日	
吉林	磐石	玻璃河套	鐵	二方里	同	許鵬翊、周蔭潛	同	
湖南	慈利	墨灣硫黃		十五畝	同	莫先辛等	同二月十九日	
山東	蘭山	耿家埠	煤	二十一畝二分	同	唐守訓、李崇基、李擇俊、杜隆澧	同二月二十七日	
廣東	曲江	妙梓園村和尙公田及蒲笋坑	鐐	九百六十九畝一分六厘	同	馮椿港	同二月二十八日	
安徽	懷寧	北鄉十里保和尙山	煤	二十五畝	同	潘奎廷	同二月	
同	潛山	沙河鋪保楊家沖西排山場	雲母石	七畝三分六厘	同	徐清泰等	同	
熱河	阜新	葦子溝	金	三十方里	同	范永德、石貴榮玉占山	同三月二日	
廣東	樂昌	坪石天鵝嶺土名上下千金窩苦笋坑	煤	六百十六畝八分九厘八毛	同	馮觀光	同	
熱河	阜新	十二臺子櫻桃溝	金	三十方里	同	趙永度、周鳳翔	同三月四日	
同	同	水泉	煤	一百九十七畝二分	同	石貴榮	同	
奉天	復	化銅溝	金	六十畝	同	張樹仁、李芷園、李執用、王雨亭	同三月五日	

湖南江華	獅子山牛嵩山中溪山桃子灣宕背山	錫	十五畝	同	黃玉卿	同	三月九日
直隸臨檢	洞子溝	金	共九方里九分五厘	同	甘大璋、王錫鋆、葛治源	同	三月十一日
廣東肇定	黃牌嶺	金	一百三十二畝	同	李梓昌	同	同
湖南桂陽	獅子廠	鎳礦	六十畝	同	鄧國楨等	同	三月十三日
同同	橋下灣	礦	十五畝	同	陳昌春等	同	同
同同	雁鹿窩	鉛	十五畝	同	鄧潤餘等	同	同
奉天輯安	踏踏溝	同	七百四十八畝	同	郭永清	同	三月十七日
同遼陽	二道溝	煤	六百九十畝	同	王德富	同	同
湖南寧鄉	溝泉鎮銀硃塘復塘坡	同	三十畝	同	歐陽剛等	同	同
奉天蓋平	李家屯曹官屯	滑石	百十九畝四分五厘	同	石成金	同	三月十八日
湖南桃源	向月洲民地沙金		十五畝	同	劉全湘	同	同
湖南新化	長龍界錦		十五畝	同	李誨庵等	同	同
熱河朝陽	鄭家杖子	煤	五百二十畝	同	張貴	同	三月二十日
同同	要吉營子	同	九十畝	同	徐文化	同	三月二十三日
山東章邱	文昭莊	同	五十一畝	同	高公權	同	同
奉天遼陽	磐盛堡	同	九十六畝六分三	同	趙治臣、陳寶常	同	三月二十六日
同輝南	劉棒溝	同	五百畝	同	王子垣	同	同
直隸宛平	香峪村	同	十五頃三十畝	同	侯繩東、郭相道、蔡陛模	同	三月二十七日
同獨石	卯正汛大鞍山塞瓦溝	煙煤	六十畝	同	陳滙川	同	三月二十七日

同	易	胳膊嶺	煤	同	盧	恭	同三月二十八日
奉天	西安	鴨子圈花園	同	同	趙恩普、劉振三	同	同
安徽	宿	北鄉楸塘莊王家莊	同	同	斌	同三月	
直隸	遵化	吟噴頭口內十三溝喀嘣	金	同	謝少珊、高蘇南、張承敬、蕭子鑫	同	四月四日
湖南	益陽	五斗崙鵝窩庵	煤	同	蔣友勝等	同	四月七日
奉天	海城	下英阿楊東南沟土牛中沟台沟	金	同	田雨時、谷金聲	同	四月十四日
同	同	鄧家台黃單屯小石橋	同	同	同	同	同
同	同	炒鐵河柳樹沟旺實沟	同	同	同	同	同
同	本溪	田什付溝	煤炸	同	楊廷寶、王林恢、孟凌霄	同	同
同	同	榮子溝	煤	同	同	同	同
熱河	朝陽	段木頭溝大台子	同	同	王文化	同	四月十六日
奉天	海龍	磐石山	同	同	李耀華、韓伯俊	同	四月二十五日
湖南	瀘陵	西鄉銅錫境等處	鉛	同	黃木立、謝世功、黃金榮	同	四月二十八日
同	湘鄉	永豐鐵大石山三石頭	石灰	同	龔先箕等	同	四月三十日
黑龍江		五個起溝	金	同	米慶雲	同	四月
京兆	宛平	雲儀冶嶺	石棉	同	李春榮、朱士林、傅作舟、潘儀昌	同	五月一日
湖南	寧鄉	皂山嶺對江坪	煤	同	朱祖蔭等	同	五月二日
同	新化	長龍界	錫	同	楊篤武等	同	五月六日
同	常寧	常東鎮桔木山	四百三十四不足一方里	同	王禹勳等	同	同
			二百畝				
			五十八畝四分五厘二毛				
			七十五畝				
			六十畝				
			六百五十二畝五分				
			五百八十五畝				
			二百五十九畝五分				
			二十九方里				
			二十七方里				
			五方里				
			一百二十畝				
			百零五畝				
			八百十畝				
			三十方里				
			四十畝				
			四百八十畝				
			三十畝				
			四百八十畝				

湖南	郴陽	高山嶺	煤	一百五十畝	試	岳季吳	同　五月十一日
同	同	黑山嶺及白馬田楼木橋汪家沖	同	十五畝	同	同	同
同	瀏陽	醒眞觀後山	銅	三十畝	同	文振、胡伯壎等	同
同	同	雲峯台後山	鉛	三十畝	同	文振等	同
貴州	松桃	桃堡	硃砂	一百三十五畝	同	黃肇興	同　五月十八日
湖南	湘鄉	天心塘等處	煤		同	胡淑陶	同　五月二十二日
同	同	油梓山	同	十五畝	同	顏崧	同
同	臨武	鐵砂山	鉛砒錫	七百六十五畝	同	成壽喬等	同　五月二十七日
奉天	本溪	青山背大黃頂子	銅	一百二十畝	同	尙志	同
同	同		鐵	一百二十畝	同	同	同
同	同	馬鹿溝	銅	一百三十五畝	同	葆眞	同
同	同		鐵	一百二十畝	同	同	同
同	同	五里長坡	銅	三百畝	同	李清臣	同
湖南	郴陽	中棚坪	煤	一千六百九十五畝	同	段添生	同　五月二十七日
奉天	寬甸	碑碣溝	金	二又九分六二方里	同	亟鐵生、劉輪忠、張書勳	同　五月二十八日
同	同	灣溝嶺	同	二又十五之二、二方里	同	孟福安等	同
同	本溪	紅溝	鉛	五十六畝七分	同	張鴻昌	同
同	同	東鄉扇面山	鐵	三百七十八畝	同	徐國安、劉垣	同　五月
同	同	北鄉妹子山	同	一百六十畝	同	同	同

安徽	當塗	東鄉小四山	鐵	二百六十三畝	同	同	同	同
同	同	東鄉南山	同	四百七十四畝	同	同	同	同
湖南	衡陽	畔塊山等		七十五畝	同	曹鎮楚	同	六月三日
同	同	茶兜塊	鉛	十五畝	同	同	同	同
同	辰谿	宿條灘		十五畝	同	向健雲等	同	六月八日
同	湘潭	彰田坪	煤	七百八十畝	同	朱樹亭	同	六月十一日
黑龍江	瑷琿	科爾芬	金	三十方里	同	吳煜	同	六月十五日
湖南	安化	炭山牌	煤鐵	十五畝	同	龍朦田	同	六月二十日
同	同	何家嵛	煤	十五畝	同	龍朦田	同	同
同	同	覃山牌	煤鐵	十五畝	同	龍朦田等	同	同
同	新化	小董栗江等處		一百零五畝	同	張海瀾	同	六月二十七日
同	奎陽	土坡泉水坡腦	煤	三十畝	同	彰時齡等	同	七月三日
同	同	潭河沖	同	十五畝	同	同	同	同
同	同	同	同	十五畝	同	同	同	同
京兆	宛平	王家山	銅	二百九十四畝二分七	同	統瑞麟	同	七月四日
同	昌平	河子調村鍋頂山	同	三千一百三十八畝	同	金紹基	同	同
直隸	遵化	龍巖老草廠溝	金	二百六十畝五十四分	同	劉榭聲	同	七月十五日
江西	萍鄉	小西路上株嶺	鐵	二千六百畝	同	鐘文恢	同	七月二十日
察哈爾	獨石	桃樹庫下村	煤	十方里	同	楊圖銘	同	七月二十五日

| | | |

廣東	曲江	大井巖遺南嶺	煤	三百九十九畝八分	試辦	劉傳之	民國三年八月廿七日		
同	興寧	北廂小下壩傍相子塘	同	二十五畝	同	蕭議堯	同　八　月		
京兆	薊	夏家林北山	金	一百三十七畝六分	同	王續宗	九月二日		
直隸	臨榆	黑山窰村	煤	一千二百零七畝	同	張德勳	九月八日		
廣東	香禺	沙灣司屬土名龜岡	銀鉛	五十三畝五分八厘四毫六絲四忽	同	任錫文	九月十日		
熱河	承德	三道河萬石白溝	銀	四百九十三畝八厘	同	蔣式瑤	九月十一日		
雲南	彝良	中區第二段地名長發硐	方鉛	九百八十畝	同	昭豐輯利礦廠無限公司代表人李臨陽	九月十七日		
安徽	當塗	北鄉二三區交界戴山	鐵	一百二十畝	同	利民公司代表徐國安	同　九月十三日		
廣東	陽山	土名老犁崆山	煤	四百畝	同	饒乃明	同　九月十九日		
同	陸豐	土名八萬山	錫	二千七百畝	同	林煥章	同　十月一日		
同	鬱南	都城八保約麟兒埔山	煤	十七畝六分一方丈五方尺	同	顧士徹	同　十月七日		
浙江	永嘉	十七都黑坑前山	鉛	七十一畝	同	歐海公司代表戴廷恒	同　十月八日		
直隸	阜平	第八鄉銀河山	銀	二千七百畝	同	金　章	同　十月十六日		
湖北	清折	西城白純團蘇塔上柴林山股脚	煤	二百七十二畝	同	利生公司代表人唐修慶	同　十月二十一日		
江西	樂平	西南鄉鳴山岡		四千五百五十四畝二分	同	福平公司代表謝天錫	同　同		
京兆	房山	鐵積圈山	銅	二百七十九畝五分	同	吳葆楨	同　十月二十九日		
廣東	羅定	淘金灘又名石酒灣	金	五十四畝	同	陳宣初	同　十　月		
同	樂昌	楊溪鄉土猪嶺	煤	三百八十畝	同	許超寀	同　同		
安徽	涇	北鄉二區旌陽村金山陳山等處	銅	二千百二十六畝七分	同	華豐鐵礦股分有限公司代表陳樹棠	同　一月七日		

奉天	鳳城	甸南溝	鉛	七十八畝七分	同	張志廣	同	十一月十日
廣東	曲江	土名對門嶺大食嶺	煤	二百八十畝九分	同	何譽元	同	十一月
奉天	本溪	吉祥峪	鉛	六百八十一畝二厘	同	楊世榮	同	十一月廿二日
安徽	無爲	北鄉高家嶺	銅	二千四百六十五畝二四六方里	同	李深	同	十二月一日
直隸	寬平	三家店五里屯	煤	三百十六畝九分	同	錦仁公司唐道仁	同	十二月七日
安徽	涇	北鄉青東都	同	三百畝	同	錫贊威	同	十二月八日
廣東	梅	土名長瀾樹屋窩塘尾坑	同	一千一百四十六畝八百十畝	同	張錫藩	同	十二月十五日
奉天	本溪	下牛心台小河口	銅	三百十二畝九百六十七畝	同	葉幼堂	同	十二月十九日
雲南	永善	東區新店子地名銀家溝	同	五十二畝三分八厘七百六十八畝	同	王毓豐	同	十二月廿二日
同	同	東區新店地名新路	同	一千零八十畝八百十六畝六分	同	王煥之	同	同
同	同	東區新店子地名雪山	同	二百八十八畝二百七十畝	同		同	十二月廿五日
同	臨勃	東部多樂村多樂廠	同					十二月廿六日
同	魯	西區阿子阱	同					
吉林	磐石	輔兒山	金					
同	伊通	大沙河子南官才溝	煤					
浙江	長興	南鄉下嗣村吳山	同					
四川	灌	羅羊溝貴壽山	錫					

廣東	揚揚	官山錫溪區錫坑富源之錫牛山	錫	六百四十三畝九分六厘七毛	試	林安達	民國三年十二月卅日		
同	曲江	富平下新山	煤	八百二十九畝一分四厘一厘	同	李佩琳	同十二月卅一日		
江西	豐城	七區梅嶺鄉羊公山	同	二百七十五畝	同	晉成公司代表毛毓洪	同四年一月六日		
山東	歷城	桃料莊	金銅鉛	一千五百七十二畝	同	宋可庭	同一月十二日		
廣東	欽	珍子坪土名風凰山較掘廠	煤	二百八十五畝三分三厘三毛	同	獨鑑昭	同一月十九日		
浙江	長興	合溪鐵石屑園	同	一千零六十八畝	同	廣興公司總商許領華	同一月二十一日		
廣東	德慶	金林鄉土名六陵塘	金	九十五畝	同	謝潤生	同十月二十二日		
安徽	宣城	金牌圖荒沖壺塚沖地方	煤	一千七百二十九畝七分	同	金牌煤鑛公司代表陳煒庭	同一月二十五日		
直隸	易	白虹村西紅蛟河	同	四百零八畝許六厘	同	吳貴彬	同一月二十七日		
湖南	益陽	南鄉五斗崙鷄窩裙	同	九百十二畝一方丈三十二方尺	同	富泳公司代表人蔣友聘	同二月三日		
江蘇	江寧	蓮蓬鄉禮子洞磨子山	銅	二百七十畝零七分	同	肇源銅鑛公司代表柏鴻祥	同同		
奉天	海龍	轉灣河	金	一百八十畝	同	樊廷揚	同二月四日		
京兆	宛平	王平村西法華寺	煤	四方里四十八畝三分	同	盧瑞圖	同二月五日		
熱河	建昌	平房子	石油	六方里	同	李秉文、張斌	同同		
浙江	定海	盤龍山	煤	一千六百十三畝三分五厘五毛	同	立成煤鑛公司總商劉長藩	同二月六日		
京兆	密雲	陳家峪	金	四方里	同	劉寬權	同同		
廣東	曲江	東水鄉腊石塘山沖嶺	煤	五百四十七畝七分三厘	同	徐贊元	同二月七日		
江蘇	江寧	風城東鄉青龍山長山四等處	同	三百二十四畝一分	同	協和公司總商田鴻賓	同二月十日		
直隸	易	白虹村西百泉寺	同	八百八十五畝三分八厘	同	白幼泉	同二月十八日		
雲南	羅平	富羅廠地	鉄砂	二千二百九十六畝	同	劉樹荃	同二月二十三日		
貴州	松桃	四目堡脚鎮水銀廠	同	二百六十六畝八分	同	松礦合資有限公司代表人黃華興	同二月二十五日		
同	同	四目堡脚鎮倒窩頭	同	四百五十七畝七分	同	同	同同		
安徽	繁昌	南鄉十八都茶沖	煤	六百六十畝	同	趙雍豐	同二月二十六日		
				四百十四畝	同	繁昌煤鑛公司代表曹廣泰	同三月八日		

新支那と近代商工業

——支那教育部實業會議に於る演說——

米國財務官　シュレアン、アーノルト、

新支那とは何ぞや、昨日の支那と今日の支那との差違は如何、今日の支那と昨日の支那との間に、何等の區別を見出す能はざる者支那人自身の裡にも存するのみならず、又在支外人の中にも存するなり、然り、唯漫然支那を觀察する者にとりては、現代支那は、過去の支那と甚しく異る所なかるべしと雖も、單に、其の鐵道を見よ、而して、其の工場、其の近代式の學校を見よ、是れ豈に最も明瞭なる新支那の證據に非ずして何ぞや？而かも、支那人の多數は尙農業に從事し、其の方法たる五百年前の耕農法に比して猶昨の如きものあり、支那の工業の大部分は、尙固陋なる家內工業の域を脫せず、其の運輸は、多くは、鐵道を有せざりし舊時代の形式を踏襲して改むる所なく、商業界は小舖個人企業組織にて、大多數の兒童は尙敎育上の智能無く、而して、其の中央政府は、何等國家の發展、實業の發達を將來すべき建設的政策を有せざるなり、然るに、此の暗澹たる支那の現狀を目して、新支那と稱する所以のもの果して如何

吾人の所謂新支那とは、支那が今日迄自國を近代化せんが爲めに遂行せる所のものを指すに非ずして、今日支那人の心中胸底に湧起しつゝある所の自覺、これ吾人の所謂新支那なり、現代支那人の、この自覺心を、更に實質的に表明すれば次の如し。

（一）　一九〇六年に於ける科擧制度の廢止、該試驗科目は古典を主とするものにして、此の廢止は確かに近代

教育に對して支那の門戸を開放せるものなり。

（二）　阿片禁止運動、

（三）　一九一一年の革命、卽ち代議制憲法政治に對する熱烈なる要求、

（四）　支那漢字新聞の普及、

（五）　國民的精神の伸張。

教育の必要

以上の中、近代的教育の普及より重要なるはなし、何となれば、畢竟するに、如何なる國に於ても、其の國將來發展の希望は、一に學校教育の如何に懸るを以てなり、故に人若し一國民の心臟の鼓動に、其の五指を當てゝ、これを試みんか、直ちに其の國民の教育的向上心の有無を知ることを得べし。

國民の智能を擧げて一形式の下に鑄込み、而して全く國民の創造力を枯渇せしめたる、印を押したるが如き、彈力を有せざる永年の教育制度、長期間に亘れる支那の鎖國孤立、政府の放任無爲政策、團體的活動の發達せざること、貴族政治の存在せざりしこと、此等は皆、其の領土の廣大なる、其の人口の夥多なると相因りて、支那をして、其の中世紀的狀態より、近代經濟の商工立國的狀態に推移せしむるに、甚だ困難ならしめたり、日本が、比較的短日月の間に、迅速なる近代的發展を遂げたることは、驚くべき奇蹟なるが、而かも、支那の遲々として發達せざるに對して、不幸にして、好個の對照を爲す、日本は、其の封建的國家の狀態に於て、團體的活動に訓練されたる、强固なる結合體たりしこと、更に其の貴族政治が其の大同團結の爲めに、積的と歩調を確立したること等が、日本をして急速に近代的國家に推移せしむるに、頗りて力ありしことは、支那人の多く看破し得ざる所なり。

支那の地位と其の發達の經過を、正確に知らんと欲せば、先づ支那を、更に歷史的背景の裡に之を觀察せざるべからず、此の精神を以て判斷すれば、支那は、今や、其の將來の發展のために、有望なる變化の過程を辿りつゝあるなり、支那國民は、更に高等なる文明の域に達する凡ての可能力を有す、外國の支那に對する認識、同情、而して、好意的協力は、實那の必要缺くべからざるものにして、これ卽ち支那をして、近代文明の全域に到達せしむる原動力たるものなり。

商工業は重要なる原動力なり

近代工業及び商業は、新支那の成長發達のために重要なる地位を占むるに至らん、實に、近代的商工業は、近代的農業と共に、新支那建設の支柱たるべきものなり、此の事たるや、一般教育の系統的進歩に、其の基礎を置かざるべからざるは論を俟たざる所なり、近代の商業工業は、工場、鐵道、而して、實驗室を意味す、家内工業は漸次組織的工業計畫に變化しつゝあり、個人企業或は家族企業は近代的會社企業のために壓倒せられ、駱駝隊商、二輪荷車、ジャンクの如きは、鐵道と汽船のために、其の地位を奪はれつ

ゝあり、而して、化學と其他の科學とは、生產上に於ては、益々支那の富源の開發と保存のために、大なる助力を爲しつゝありと雖も、唯支那人一般の發達、甚だ緩漫なるを遺憾とするのみ。

吾人は、『家內工業は漸次組織的工業企劃に變化しつゝあり』と云ふも、支那の如く、尨大なる形態と夥多なる人口を有する國に於て、斯る工業上の大變化を一律に認識するは頗る困難の事に屬す、先づ暫く米國を其の例として、近代工業國民を考へ見よ、然り、米國の三倍乃至四倍の人口を有する大米國を想像せよ、この大米國が一大近代的工業國に到着すべき發達の程度と其の狀態は、吾人これを理解すべく餘りに洪大なるものなり、此の發達成就の爲めの一大基調的觀念に即ち『組織』これなり、勞働、資本、物質及び管理の組織これなり、故に近代的工業商業をして可能ならしめんがために、支那の個人的企業を排斥するに當りては、先づ、第一に組織の觀念、彷彿し來るを見る、凡ての部分分科に於て、組織の必要を感ずること無くしては、商業の實行に缺くべからざる鐵道及び太洋を航行する船舶の純粹能率を認識することを不可能なり、この商業たるや、近代工業農業の發達に必須缺くべからざる所のものなり。

更に商業將た農工業の發達に缺くべからざる他の一原動力あり、これ即ち組織にも劣らざる須要の地位を占むるものにして、此れ無くんば、農商工業の進步得て期すべからず、建設的助長的政府行政これなり、近代的工業、團體的商業、近代的連輸能力、而して建設的政府行政等は、各々、全部部分の關係に於て、全部に對するも最も重要なる要素にして、此等全部の背後には統一せる組織の橫はるを見る、この組織は其等の發達に重大の關係を有するものなり。

組織とは何ぞや

組織の何物たるかを知らんと欲せば、先づ米國商工業の發達に注意せよ、『組織』なる語は、米國的雰圍氣裡に於ては際立ちて、鮮明なる色彩を具有せり、多數人が斯くも强烈に執着する組織の慣習は、米國の採用せし快速なる而して徹底的なる方法手段を大規模の輪廓を以て說明するものなり、斯くて米國は現大戰に於て、其の重要なる要素となるに到れり。

ウエブスターは組織を定義して、『其の幹部たり、部員たるものが、一共通目的の爲めに共働する所の一團體に於ける、各個人の系統的結合なり』と云へり、此の定義に於ては、據る所は凡て客觀的なり、而して、其の共通目的には生產的、建設的ならざるべからず、支那の組合（會館、公所、商會等）は、これ一の組織なり、多くの場合に於て、有益なる組合なれども、惜むらくは、一として、建設的共通目的を有するもの無し、然れども、法律の適用不確實なる支那に於ては、此等の組合は甚だ重要なる働きを有するものなり、即ち支那の組合は建設的なるよりも、各種利益の保護に任ずるを其の特色とするものなり。

支那の絹布にして今少しく其の製造の方法に工夫する時は、米國に於ては、現今の更に三倍の販路を擴張し得るこ

と確實なるも、現下の如き組織の儘にては、販路擴張の如きは支那絹布業組合の到底企て及ぶ所にあらざるなり、されど、支那絹布業者の斯業をして組織的ならしむることの可能なるは、吾人之を想像に難からず、嘗て、英國に於て、其の販路の廣大を誇りたる支那茶の、現今其の市場より排斥さるゝ所以のもの、全く、支那茶業組合の責任なり、然かも、支那茶は、他外國產のものよりも、微妙なる香氣を有することは、專門家の一般に認むる所なるも、支那茶は各國に於て、多く排斥する所となりつゝあるのみならず、事實上外國茶の支那に輸入し來るもの、每年增加の度甚しきを見る、一九一五年には、支那は、五百萬弗の外國茶を輸入せり、吾人が支那の官設鐵道の車中に於て、支那茶を、求めたるに、支那茶を有せず、喫し得べきものは、セイロン茶のみなりき、支那の茶業が、若し建設的組織を採るに到らば、支那茶の產業は、從來の二倍に達すること易々たるものあり、絹布に於けると、蓋し同然なり。

現今支那の輸入品の主なるものは綿布及び綿絲なれば、支那は低廉なる勞力の供給を受くるが故に、現產額に數倍する棉花を產出すること必ずしも、難事にあらず、又世界中の何處のものよりも廉價なる綿布を生產することを得べし、而して、支那自國中に、其の最も廣大なる市場を有するを以て、支那は常に無制限に綿布の販賣をなすことを得べし、然れども、是に於ても、又必要なるは組織なり、——政府當局者側に於ては、棉花栽培者に良好なる種子を給し且つ專門的に指導するの組織なかるべからず、而して、自國產原料品に課稅するが如き產業上の障碍を除きて、生產を奬勵するの途に出でざるべからず、又生產者側に於ては、最新式の製絲場を設立するに必要なる資本と勞力を得るの組織を有せざるべからず、而して、販賣者側に於ては、生產品を經濟的に分配せしむる組織を必要とす、支那の棉製造は、其の起程甚だ優秀なれども、棉業の有する驚くべき可能性を充分遺憾なく發揮せしめんが爲めに、其の組織の完成を計ること、これ政府者の最も力を致さゞるべからざる所のものなり。

近代的工業の發達

複雜なる機械と熟練せる勞働とを必要とする製造工業に於ては、其の組織は一層複雜なる形式を有す、而して支那に於て近代的工業を發達せしめんとせば、其工業上の失策排除法を研究するために、實驗費として多額の資金を要す、單に機械を購入して、一の企劃を爲すが如きは近代的工業其物を意味するものに非ず、原料品を保存管理するが爲の、熟練を經たる實務的組織、勞力の經濟的使用、而して、生產品の販賣に於て遺憾なきを期するは決して一日の業之をよくする所にあらざるなり、勞力の集成を完うし新しき機械、微妙なる複雜なる構造の機械を運轉するに際して、其の勞力の能率をして大ならしむることは、一ケ月乃至一ケ年の短日月を以て之を爲し得べきにあらず、今日全支那に亘りて、近代工業企業の、高價なる愚劣なる失敗の記念碑を見る、これ偏に、其の企業の幼年時代の養育適當ならざ

るに原因するものなり、米國の大博愛家カーネーギー氏は云へり、『余は他人の智能を使用するの方法を知れるが故に今日の富を得たり』と、支那は、其の近代的工業を輸入するに當りては、須らく外部の優秀なる技能者を利用するの工夫を講せざるべからず、支那人自身が其の域に達する迄これを必要とす、一新工業を創始せんとするには、專門的技能と專門的奬勵的勞働を必要とするのみならず、同時に又外資の助を借らざるべからず、米國近代工業の急速なる發達を遂げたるは、其企業を始むる時に、大々的自由に外資と外來の勞力とを利用せるに因る。又當然の歸結として、外資及外來の專門的助力に依賴する場合には、支那人の自衛の爲めに、支那の富源に對する當然の而して不可讓の權利の爲に愼重の注意を拂はざるべからず、思ふに、支那は過去に於て自己の財産に對して餘りに權威を有せざりしため、將來の工業發達を阻碍すること甚しく、全支那人のためには悲しむべき損害を與へたり、例を擧ぐれば、支那に於ける外國鐵道の協約これなり、現大戰は明かに、鐵、而して鋼鐵が近代文明に對して如何に重大なる價値を有するかを證明せり、現代の國家に取りて鐵の必要なることは、國家の生命を維持すべき血液の如きものあり、支那は正に、父が其子の幸福を保護するが如く、自國の鐵鑛脈てふ富源を防護せざるべからず。

貿易及商業に於ても團體的企業を發達せしむべし、法律の施行適用を正確且つ迅速ならしむるに足るべき司法機關を確立することは、支那の團體的企業の爲に必要なり、商務總會の如き商業機關は、中央政府これを奬勵して、建設的努力を爲さしむること肝要なり、物産の統一、度量衡の統一、及び幣制の統一等は、支那の貿易商業發展の爲めに重要なり、此等は支那商務總會の密接なる關係を有する問題にして、商務總會は正に、國家至急の要求を充たすべく、大に中央政府の此方面に於ける努力を促して可なり。

統一を缺くことに就きて、最も簡單なる例をあぐれば、北方支那に於ける毛布工業これなり、其の爲めに蒙る損失は決して僅少にあらざるなり、土耳古及び波斯より米國に毛布を供給することなかりしならんには、支那の毛布工業は、米國に於て、大なる而して永續的なる販路を保ち得て、其の利する所數千萬弗に達せしならんも、其の生産上の統一を缺くを以て支那毛布業の海外に於ける將來は頗る不安定なり、然れども、支那の物産が品質の改良と統一を期し、外國の購買者をして安心して取引せしめ得るに到らば、支那の物産が、更に一層廣大なる外國市場を開拓し得べきこと言を俟たず、度量衡並に貨幣制度を統一するの急務なるは極めて明白にして茲に又贅言するの要を認めず。

道路の改良を要す

道路、鐵道、汽船の三者は一國の商業の發展を期するに當りて缺くべからざるものなり、然るに、支那は米國よりも廣大なる領土を有し、且つ米國の三倍半に相當する夥多なる人口を有するも、支那は今日實に、道路、鐵道、汽船の三者に於て、世界各國中最も貧弱を極む、否支那の何處

に果して善良なる道路ありや、善良なる道路は物資の集散に缺くべからざるものにして、支那の如き農業國に於て殊に然りとなす、米國の鐵道は地球を十一回周するの延長を有するに反して、支那の鐵道の延長は北京漢港間の距離を充たすに足らざる狀態なり、支那の水路は暫く之を措き、支那運輸に就きて之を見るに、勞働賃銀に於て支那よりも二倍乃至三倍高値なる米國の鐵道運輸に比較すれば支那は實に十倍乃至二十倍の高價なり、一の貿易航路を有せざる支那は、其外國貿易の發展を阻害さるゝこと甚し、されど支那は廉價なる原料品生產國なるを以て、其の外國貿易を盛ならしむること決して至難の業にあらず、今日世界の變局に際し、若し支那が一の外國航路を有したるならんには、其の海外貿易高は現今の三倍四倍に上りたるへく、單にこれを以てしても、支那は外債を全部償却して、——一の債權國たることを得しならん、日本が現戰時中一躍債務國より債權國と成り得たる所以のもの、全く日本が、其の必要を充す得べき外國航路を有するに因る、一に船、二に船、三にも船、これ支那の最も必要なるものなるに、支那商務總會も、中央政府も、此の主要の問題に就いて何等の興味を感せざるもの、如し、此方面に於ても又支那は建設的組織を有せざるなり。

支那と外國との利益關係及び支那に於ける外國商館は、常に、支那の組織を改善すべしとの有益なる敎訓を垂れたり、支那の對外商業は殆んど全部外國商館によりて發達せしめられたるものなり、而して、今日に到る迄、支那の商事會社にして、直接に外國貿易を營むもの、如きは實に極めて少數なりとす。

如何にして近代的組織を發達せしむべきか

茲に最後の解說を爲さんに、抑々近代的工業及び商業は實に組織の大規模なるものなり、少くとも、組織は重要なる一要素なり、然らば、支那は如何にして近代的組織の思想を普及せしむべきか。

第一に、實例及び政府の奬勵に俟だざるべからず、例せば、農商部の事業中に有効なる科學的組織を施すことは、支那の實業の發達に關して重大なる職分を有する農商部の事業をして驚異的の高能率を上げしむるのみならず、近代的の組織無き爲めに、苦悶しつゝある他方面の活動全般に對して好箇の模範を示すに至らん。

第二には、敎育の力に依らざるべからず、支那に於ける近代的商工業は其の基礎を敎育に置かざるべからず、然るに現今の支那の敎育は商工業に對して何等交涉無き狀態にあり、其の過去の敎育思想は支那今日の停滯不振の狀態に對して責任を負はざるべからず、智識を應用して活動に資すことよりも弄爭論策に耽溺するの傾向は今尙甚しく、支那に於て之を見る所なり、新支那の敎育は、一の共通の構成的目的の爲めに科學的組織を必要とす、此の事たる、學科敎授の方法を以て、近代的組織の觀念を民衆の腦裏に浸潤せしめざるべからず、而して、其の効果を擧ぐるために、

力めて國家國民の實際的要求に着眼することを要す、フヰリッピンに於けるが如く、先づ青年者の腦中に勞働の神聖なることを深く徹底せしめざるべからず、然り教育は、農業、商業、工業の進歩のために、國民の教養準備に密接する所なかるべからず。

教育に依りて、支那の農民は、深耕の價値、殖林と洪水豫防の關係、科學的撰種法、家畜飼養、善良なる道路、農業銀行の意義、市場開拓法等を學ぶべきなり、教育に依りて、支那國民は、近代的工業に應用する爲めに、機械の使用法、化學及其他の科學の價値を會得し、且つ又工場なるものは、勞働組織、衛生、科學的管理法、及び團體的企業等の問題を提供するものなることを知るべきなり、更に又教育に依りて、新支那國民は、貨幣制度、度量衡、物産の整正統一が商業の發達に須要なることを了解すべきなり、其貸借關係に於ける利子の極めて高率なる、家族制度の餘弊を官廳及び工場の中にまで持ち込める、而して、政府及び一般社會の奬勵指導を缺ける、此等の事の存する限り、支那の商工業の發展は到底期待し得ざるものと知るべきなり、商務總會及び其他の商業機關も亦其の構成的機能職分に就きて學ばざるべからず、大に科學的實務管理法を支那の企業に施さざるべからず。

故に支那の新教育は國民の眞實の要求滿足の爲めに形成せられざるべからず、されば決して學校教育の範圍内に限定さるべきものに非ずして、講演、演說、活動寫眞、新聞紙等を新教育の目的のために活用すべきなり、學校教育に關しては、學生に對して單に作文の教育を施す舊思想を排して、須らく學生をして活動發展せしむるの教育法を講ぜざるべからず、新しき支那は筆舌の支那たらずして、活動の支那たるべきものなり、思ふに、恐らく現今フヰリッピンに於て一般に採用せる教育制度より以上に、眞實に國民の要求に適應すべき制度を有する國はなかるべし、新しき支那の商業及び工業上の要求を滿たす爲めに、支那の教育制度を改善せんと志す所の支那教育家たる者は宜しくフヰリッピンの優秀なる教育制度を深く研究すべきなり。

然り、此等は皆組織を要求するものなり、而して更に組織の如何なるものなるかを教ふる所の組織も亦必要なり、組織に關する思想を、支那人の心底に徹底せしめ、彼等の經濟生活及び工業生活と緊密なる關係を保有せしむるには實にこれを實行すべき組織を設くること肝要なり、支那の何れの方面に活動するにも、又其の如何なる企業に從事するにも、吾人は組織の必要に遭遇す、即ち、組織なる語の近代的意義は、一の構成的共通目的を有する組織の謂なり、新支那は近代的工業及び商業に對して、受容的なり、然り極めて受容的なり、されど、新しき支那にして、近代商工業を自己掌中のものと爲さんとせば、須らく有効なる組織を建設する能力を養成せざるべからず。

歐洲大戰と支那の關係（中）

前香港裁判所長　サーフランシス、ピゴツト

膠州灣に於ける軍事行動に關して說明をなすは、余の目的の一部にあらざるのみか、未た之を論する時期にあらずと雖も、支那に著大の影響を與へたるものは畢竟同國領土內に於ける是等の軍事行動なりしが故に、此にその主なる事件を簡短に一瞥せさる可らす。

八月一日に至るや時局困難の警報東洋に傳はりしか、時恰も青島は夏季の頂點に在りき、而して東洋に於ける各港間の交際として有名なる馬上球戲競技の約束は上海及青島「チーム」間に成立して數日內に行はる可き豫定なりしと雖も、此社交的準備は忽ち戰爭準備に改められ、各人は何れも風評の容易ならすして忽ち事實に變せんことを思ひたり、由來東洋に在る人々は最も多く戰爭の諸要素に慣るるを常とす、即ち陸海軍人は日常の交友にして、大砲及軍艦は必すや每日目擊せらるる背景たり、然る所一度後甲板不祥の信號旗翻るや、各人の頭腦は冷靜に歸りて活動を開始し、各物其用に就て大砲は其場の猛惡なる主人公たるに至れり、即ち獨墺の動員令を見るや舊態忽ち一變して、諸俱樂部に於ける人々は各自の國籍に依て分離し豫備兵は支那各港を出てて指定の營地に急行したりき。

是に於てか直に支那政府は其中立に關する第一問題に遭遇せり、當時支那諸港に於ける獨逸人は其數殆三千にして內三分の一ほ上海に在り、佛人の在留者も略は同數にして內上海にあるもの三百三十八を算し、又天津に於ては三國人何れも約百五十名を數へしか、是等の大部分は固より豫備兵なりき、又團匪事件の遺物として北部支那に多數の外國軍隊ありて其數九千に餘りしか內六千人は天津に駐屯し、二千人は特に公使館警護の爲め北京に駐屯したりき、夫れ通則としては交戰國の軍隊は中立國內を通過すること能はす、況んや其鐵道を使用するか如きは甚たしき違法行爲とせさる可からす、而も之れ疑問の生する所にして、獨人か靑島に到らんか爲め使用す可き諸鐵道は實際支那の所有に屬せしや、揚子江彼岸の南京と渡船を以て相通する浦口に至る津浦鐵道は南北二段に分れ、其北段は獨逸のものにして南段は英國のものに係り、英獨にて同時に募集せし公債を以て全線を敷設經營せられたるものとす、而して南京上海間には英國資本を以て敷設せられたる滬寧鐵道あり、是等の諸鐵道に關して難問の生する所以は唯た外國資本を以て敷設せられたる一事之なりと雖も、靑島より濟南府に至る山東鐵道は、曾に獨逸の資本を以て敷設せられたるのみならす、獨逸の實際敷設に係るものにして、その實

隊目的上明かに獨逸鐵道たり、尙ほ同鐵道の關係を明瞭ならしめんとせは其延長二百五十六哩にして津浦鐵道北段（即ち獨逸の部）中の濟南府に連絡せることを注意する要あり、乃是等の鐵道に關しては二個の疑問を生ずる可く、其一は兩線共獨逸豫備兵を輸送せし件より支那の中立に關するものにして、第二は膠州灣に於ける同盟軍の行動に關するものとす。

八月二日に天津在留獨逸豫備兵の大部分は「全世界を支配す可き獨逸」なりと意氣軒昂、津浦鐵道を利用して青島に向へり、次に上海よりの豫備兵は船舶の便を藉りしか故に、縱令支那內地の水路を利用したりと雖も、鐵道問題とは關係なし、又佛國豫備兵か上海を出發するや、小部隊つつ曳船に乘して吳淞沖の「デュープレークス」號に向ひしと雖も、彼等は故國の聯隊に投して青島攻擊に參加せさりしかは當然本問題に關係なきものとす。

實に此中立地通過の件は支那か最も困難を訴へたる問題にして、縱令袁總統も明白に其解決を期せさる可からさるを思ひ中立布告に關し諸規定を發したりと雖も、殆んと何等の效果なかりき。

「各交戰國の軍隊、軍需品乃至糧食は支那の領土を通過することを得す、若し之を犯す時は其軍隊は支那官憲の手に依り武裝解除の上抑留せられ、又軍需品及糧食は戰爭終結迄之を保管せらる可し」と。

而して更に曰く、

「在北京各國公使館附守備兵及北京山海關間の鐵道に沿ふて駐屯せる各國軍隊は千九百一年の平和議定書（團匪事件後協定）に準據する限りは依然其行動を妨けすと雖も、現戰爭に參加することを得す、支那の其他地方に駐屯せる外國軍隊も亦同一たる可し、右の規定に準據せさる軍隊は戰爭終結迄支那の手に依て之か抑留及武裝解除を行ひ得るものとす」と、

吾人は此布告か發せられたる所以を解するに苦しむものにして、其他中立事務局開設の如き或は支那か嚴正中立を保持せんとする誠意を示すに汲々たりし證據とも思はる可きも、前揭諸規定は殆んと何等の效果なくして、豫備兵は鐵道及海路により沿々として青島に續きたりき、而も之れ實に至難の問題にして、支那は巧れの方法を採るも必すや交戰國の一方より抗議を申込まるるに至る可く、或は其結果更に困難たらさるを保せす、即若し同國にして諸鐵道の使用を拒否したらんか獨逸は之を自己に對する敵對行爲となし、同盟軍に實質的援助を與ふるものなりと詰問す可く、されはとて支那か鐵道の使用を承諾せんか、同盟側は之を中立違反として抗議す可し、尤も這は支那か鐵道の使用を獨逸に對し最も有力なる援助を與へたること全然明白なれはなり、是に余は少しく左の意見を與ふるも敢て本論の制限を超ゆることなかるへし、抑も本問題か實際如何なる解決を見る可きかは姑く之を措き、凡そ中立に關する規則は一方に戰爭ある場合諸國民の生活上に起る普通の事情に適應せしめんか爲め編成せられたるものにして、異常の事情に對しても其儘之を適用するは困難なり、而して支那の場

合を見るに曾に各國の豫備兵を存せしのみならず、又外國軍隊か正當なる理由の下に當初より駐屯せしか故に其事情の異常なることは一見明瞭にして、余惟ふに勢ひ生ずる可き問題は支那か是等外國軍隊の現戰爭參加を突然禁止するの權利を有す可きや是なり、其間多少の理由あるは勿論言を俟たず、而も同國か此權利を有するや否やは其實問題にあらすして、假に其權利ありとするも、同國は斯の如き中立狀態を厲行する實力ありしや否や、獨逸豫備兵は固より恐らくは其軍隊迄國歌を唱しつつ天津停車場に向ひしも支那官憲は久しく之を知らす、漸く其發車後之に氣付きしか、若し上記の權利ありしとせは支那官憲は既に出發せる獨人を追捕して其武裝解除及抑留を行はんか爲め、青島堡砦直下の膠州迄次の列車にて支那兵を派遣したりしや否や、此難問題は步一步愈々捕捉し難き不明瞭のものにして少しく時期を俟たすんは到底解決す可からす、されと此簡短なる觀察を以てするも吾人は中立に關する此舊觀念は正に唯交戰國の義務たることを思考す、尙ほ本問題に關しては後に少しく述ふる所ある可し。

乍併若し軍隊の來往に依りて、一般市民の交通上に及ぼしたる迷惑は別とし、支那政府に對して甚しき難問題を惹起するものとせは、靑島戰は殆んと類稀なる一層の困難問題を惹起したりと言はさる可からす、即ち單に攻擊ある可しと思はれたる時に於て已に特殊の一問題を生しぬ、他なし要塞に於ける防禦工業に支那苦力を使用したる一事にして、直に同盟側に依て抗議を申込まれたりき、惟ふに現戰爭は明かに支那人の生活方法の覆さんとせしものなり、由來歐洲人は自から鍬を執ることなく、從て家屋建築又は球戲場設置等の爲めに土地を掘り、土穰を運搬せんとするや、常に夫々苦力を使役せしか、此便利なる習慣は奇怪なる中立問題に依て何故顚覆せられさるへからさる乎、吾人は土地の採掘を望むことある可く、而して苦力は亦明かに之を爲す可き正當の人なり、されは余は獨逸か是等の苦力に勞働を强請せしことなく而して常に相當の賃錢を支給したりとなす辯明の斷して正當誤なきを思ふものにして、工事の爲されたる目的の如きは苦力の殆んと關知する所にあらさるなり。

斯の如く戰爭燃發當時より奇怪なる問題は連續して發生し、戰局の發展するに連れ愈々其數と困難とを增加したりき、而して是等は何れも極端に其趣を異にしたりと雖も、亦何れも通例中立國を惱ます諸問題に異なれるてふ共通性を有したり、蓋し支那は他國民と同一狀態にあらずして、交戰國籍の外人は此社會團體の完全なる一部分を形成せし關係に外ならす。

余は玆に以上の問題を中止して、殊更支那の地位か不思議なるを思はしむる意外の諸事件を述へさる可からす。

八月中頃「ペキン、ガゼット」（報道正確の好評ある英字新聞）紙上、獨兵の引上後支那軍隊は崇文門を警衛し、且つ諸公使館警護の任に當れる旨を發表せられしか、亦某公使か自國人の保護に關して爲せし提言は、此を承認する時は支那の體面を傷く可しとの意見により、支那に依

て拒絶せられたりと傳へぬ。

斯くの如き報道は支那に疎き人々にとりては或は了解し難きものある可しと雖も、同國に精通せる者はその甚た意味深きを覺えずんはあらず、即ち是等報道の意味する所を充分會得せんとせは、かの團匪事件を顧みて、當時公使館所在區域は不滿の支那人か沸騰せる大海中の一孤島（外國公使の住居せる）に類して全然防禦なく、從て遂に攻撃を開始せられたる場合同地内の外國人か鏖殺せられさりしを怪しまるる程危險なりしことを回想し、次に現今此公使館所在區域に齎らせし變化を想像せさる可からす、即ち同區域は依然孤島の狀態を呈せりと雖も、今や各公使館には其守備兵あり、而して同區域の三方は廣大なる斜堤を以て充分なる防禦を構へ、第四方は城壁に倚りて安全を期し、其間支那家屋及狹隘なる道路を取拂ふて守備兵の練兵場、「フートボール」場、馬上球戲場を設けたり、尙其城壁には所々に門を開ひて人の通行陸續として絶えす、而して門のある所之を警護する宏大の三層樓あり、崇文門及正陽門は公使館所在區域の一方を形成せる城壁の兩端にして、其間一哩半あり、獨逸公使館及合衆國公使館は此城壁に隣接せるか故に、戰爭前數日迄は崇文門に至る東半部は獨兵之を警護し、正陽門に至る西半部は米國水兵之を防護したりき、是等の變化は支那國民の一大罪過を處罰せし千九百一年の國際議定書に基き伴はれたるものにして、支那政府は幾多の謝辭を並へて懇々之に同意せさるを得さりき、然れとも此區域か兵備なく孤立すると（同地には支那軍隊の入るを許さす）、又は其兵營内に各國兵合せて二千人を存するとは最早今日の支那人か熱心に注視する問題にあらす、從て支那政府にとりても此協定は夙に重視する要なきに至れり、何となれは團匪乃至其他の排外騷動は最早永久に惹起することなきを信して可なれはなり、されば甚た意外にも露國政府より久しからさる以前公使館附守備兵撤去に關する第一提議あり、之に對して二三政府は同意を諷示し、其他は尙ほ躊躇せしか、其内に戰爭の爆發となり、守備兵全部の撤去は遂に實現するに至らざりき。

舊制限の撤去を餘儀なくし、警衛の任に當れる外國兵を支那兵と更代せしむるに至りし事情は、現戰爭か土穣運搬苦力の使役に對する外、支那に於ける日常生活の他方面をも攪亂したることを證するものなり、而して其他にも同一の傾向を示す諸事件の發生したるか如し、蒙自に於ける佛國軍隊か撤去せらるるや、同港に於ける住民保護の爲めに支那兵の派遣ありしと報達せられしか、這は少なからす興味ある報道とす、何となれは是等の兵士は其廣大なる水路の警護に關係ありて、此方面に出沒する海賊の掃蕩を任務とすれはなり、又楊子江及西江に於ては外國砲艦が警備の任務に助力せる所、之れ却て擾亂を釀す原因となりぬ、即ち獨艦「チンタオ」と「ムール（ヘン」號は到底他と協同すること能はすして梧州を出帆するの外なかりしならん、實際楊子江を遡る事約千五百哩の重慶府より報せし所に依れば、英佛及獨逸砲艦の間に衝突を惹

起せしが、漸く支那官憲の懇願により獨艦は同港を出帆して遙かの下流に投錨したりきと、されど余が徹し得たる材料のみを以てすれば、諸砲艦は既に武裝を解除し、乘組員は夫々各自の艦隊に移乘せしと思はるるが故に、該衝突は唯だ可能性たるに止まりしならんか、尙ほ是に英國の曖昧と獨逸の弱味とを示す面白き一小事件あり、西江に在りし獨逸の一砲艦は香港の瀨戶を通過するに非されば海岸に出づる能はざりしかは、甚だ謙讓なる態度を以て武裝を解除せられ、其用具は稅關に移されたりき、由是觀之、是等の河江に於ては支那が中立の義務を遂行するに困難ならざりしこと確實なるが如しと雖も、尙ほ處々に於て總ての外國に對する特別の義務を有したりき、即ち諸條約は海上掠奪に關し支那の義務及責任問題を定むること甚だ精密にして諸河江の偵察を爲さざる可からず、殊に諸外國が力を藉す能はざるに至りし以上、支那は獨力之を完ふせざる可からず、而して支那の一新聞は論ずるに「支那は偵察權を永久に回復せんが爲め、完全に此任務を遂げざる可からず」となせり。

同樣の考を以て支那政府は外人保護が條約上の義務なるより、外人居留地保護の規定を設けんとする意志を發表したりと、されど這は多分何等の結果なきに了りたらん、蓋し斯の如きは必ずや市團體の猛烈なる反對を見たる可ければなり。

余は現戰爭の支那に及ぼす結果が正に百を數ふ可きことを說きしが、此多數事件中右に述ぶるが如きは支那の必嚴に觸れたるもの、換言せば支那が必ずや其國民的生活の或部分を回復せんと覺醒しつつあるを示すものとす、而して此問題は到底充分に之を表明する能はずと雖も、支那と列強との關係が永久に是迄と全然同一なることの疑はしきを說くも輕忽にあらざる可し、蓋し平和回復後極東に於ける歐洲政策が必ずや改造せらる可き諸徵候に乏しからず、而して余は玆にその必然的たる實質的理由を可す示し。

然りと雖も其變革は治外法權廢止の域迄に及ばざることを先づ注意する必要あり、土耳其は宣言して曰く、土耳其は引渡條約を廢棄したりと、余は支那が土耳其の先例を夢想す可しと思考せず、乃ち支那の思想界に於ける先導者の意見を忖度せんか、治外法權の關鍵より支那を脫せしめんとするは勿論彼等の最大希望なりと雖も、正當なる徑路を經て玆に到達せんことを希望す可し、換言せば彼等は「マッケー」條約に定むる條件が完ふせられざる可からざるを認識す可し、而も現共和政府はそれよりも緊急なる治國問題を有す、即ち余は成る丈け明瞭に之を述ぶることに努む可し。

戰爭前迄一方支那あり他方之に對しては「國際主義」なる活動力に乏しき勢力、換言せば所謂「列強」なるもの對立したりき、乃ち支那はその何事たるを問はず若し列強の市民に影響するものならんか、彼等の同意を得るにあらざれば到底之を遂行し又は多少の成功を奏する能はざりしが、斯も之れ列強總ての同意を要するものなり、蓋し大小十八箇國は支那に於て各自獨立せる條約の權利を有し、各國何れ

も他列國の有する權限及特典を要求するが故にして、外交團の協議には多數決の方法を存せず、凡て全員の一致を缺げざる可からず、クロマー卿は其著「近世の埃及」中、埃及に於ける此制度が如何に活動遲鈍なりしか、及如何に奮闘努力の効なかりしかを明瞭に記述せり、されど埃及に於ては意志強固にして同國の爲めに此靜止的勢力と抗爭し得たる總領事ありしと雖も、その途上同一の變態あるに拘はらず、支那の爲めに抗爭せんとする者は絶無にして、同國は事毎に束縛せらるる結果、何事も唯だ徒勞たるに過ぎず、財政上の現象は其好適例にして、當初四國資本團を發生せしが、更に六國資本團となり、次で五國資本團となり、以て歐洲が支那に於て最大利益を收むる好機會を作りしもの、毫も支那の募債力廣大なるが爲めにあらずして是等の列國が協同して支那の唯一債權者たらんことを固く主張せし結果、換言せば國際的嫉視の結合せしものに外ならず、惟ふに是等の列國を結合して他資本家を排擠せしめたる要素が支那に對する同一の野心及同一の利益に存したるは寔に異常なる奇蹟と謂はざる可からず、何となれば協同は勢力たりと雖も、此協同に加入するもの必しも共通の目的を有するものにあらずして、多くは相異なる排他的野心の協同して、勢力となれるものなればなり。

現戰爭が資本團に及ぼす影響の如何は未だ之を豫想することゝ困難なりと雖も、少くも其奇蹟的協同は消滅したり、されば若し支那にして愼重なる態度を以て此機會を利用せんが、必ずや同國にとりて至大の結果を齎さずんばあらず、蓋し支那に於ける獨逸の勢力を全然驅逐せんとするが青島攻撃に揚言せられたるその目的なりしかは、今や青島が陷落せし以上、其行程は着々進捗せるものと思惟す可く、而して無事に其目的を達せらる可しと雖も、從來支那を包圍したる諸國民の協同は之が爲め永久に破れたりき、されば支那が各交戰國と雖も親善なる關係を希望するは固より明かなりと雖も、今や同國は列強に向て左の通告を發するに適當なり、即ち「列強は之を共同の利益なりと聲明して支那に一定の徑路を强ひ、一定の義務を課したり、支那は列强の其聲明を承認し列强の協同の甚だ鞏固なることを認めしかば敢て之に同意したりと雖も、今や列强は其間隙を生じたるが故に、今後に於ては支那は其國民のために適當なりと信する所を主張するの自由を有することゝなれり、即ち支那は已に過去の夢となれる空想的協同によりて今後束縛せらるゝことなかるべし」と。

是に於てか今後の狀態は如何、夫れクロマー卿の經驗は再び戰後の狀態を覗ふに適當なる指針たり、惟ふに列强間の協商が分裂す可きは必然の情勢にして、愈々其分裂を見れば「國際主義」に關し呪咀の聲を勃發するに至り、從て外交團の同意を要する諸問題は何れも澁滯して支那は以前に十倍せる悲境に陷るべし、蓋し獨逸の支那に於ける立脚地は已に破壞せられたりと雖も、同國は將來尙ほ列强の一たるべく、從て從來の通り北京に一公使を駐在せしめ、而して同公使は埃國公使と共に依然外交團の一員となり、當に商議上他と同等の發言權を有するのみならず、兩者共支

の債權者たるが故に支那關係の範圍に於ては有力なる一員たらんこと明かなり。

若し夫れ平和回復後獨逸が其大罪を洗滌し之を宥恕せられたりとするも、尙ほ考慮を要するものとして人の問題あり、獨逸公使は英、佛、及露國公使との爭議に於て交讓妥協の襟度を有す可きや、之れ恐らくは甚だ困難なる問題にして、斯の如きは埃及に於て平時にも殆んど之を見ること無く、又タンヂールに於ても容易に目擊し能はざるものとす、而も一層多く豫期せらるゝが如く若し獨逸にして其過去を慕はんか、卽ち同國にして支那に於ける其地位を回復せんと內心希望しつゝあらんか、換言せば人情として斯る爭議に尙ほ支配的勢力たらんことを期せんか、在北京外交團の商議に於て必ずや反目を生じて支那の得る所皆無たる可し、乃ち「強大にして統一せる支那」を見るは過去と同樣將來も尙ほ世界の最大利益たる可しと雖も、今や局面は改まりて支那の將來を救濟せんとするには「強大にして統一せる歐洲」を見ること肝要たるに至れり、殊に同國は外交團を一體として之と交涉するを强ひらるゝ以上、同國は其背後に控ふる諸國民が强大にして統一せる團體たることを望む權利あり、されば支那に對して之を保證し、以て歐洲に於ける一部の衰退乃至分裂等が及ぼす必然的災厄より同國を救濟するは正に同盟國側の任務たらざる可からず、由是觀之、平和條約締結の際、支那の將來に於ける地位を確保するは最も緊要のことなり、何となれば其際こそ全列强間に同意を見る時にして、之を逸せば將來多年間再び斯の如きを期すること困難なればなり、惟ふにそは支那の運命を開發す可き秋にして、勇氣と、精力と、將た亦賢明なる態度とを以て其地位を進ましむ可き好機會たり、卽ち余は支那が此機會を充分に利用し、其地位の一大發展に努む可きを信ずる者にして、若し英國が今日之が爲めに戰ひつゝある主義、卽ち弱者の權利にして消滅せしめらるゝこと無くんは亦英國の幸運たり、而して余は曾に英國の同盟諸國に止まらず中立諸國も亦英國の指導に從ふ可きことを信ず。

比律賓に於ける支那人の勢力

一、緒言　二、比島商業界に於ける支那人の勢力　三、在比支那人の少數なる理由　四、在比支那人の商業的發展　五、西班牙人の支那人排斥方法　六、合衆國統治の支那移民政策　七、支那人の南洋發展力　八、比島獨立問題と支那人勢力の伸張（完）

一、緒言

現今比島に於ける商業は過半支那人の行ふ所にして、馬尼剌其他の比島諸都市を旅行せる者は、到る處、支那人が商業界の牛耳を執り、比島人の勢力微々として振はざるを目撃して、常に奇異の感に打たれたるなるべし。即ち首都馬尼剌に就きて之を言ふも、商業繁盛の區域に於ける大商舗は、悉く支那人の經營又は所有する所に係り、比島人の所有經營するものは、僅かに小數の重要ならざる小店に過ぎざるなり、從つて比島人經營の店舗多數を占むる市街を求めんとせば、中心地を距りて遠く場末又は横町に到らざるべからず、例へば商業の中心たるエスコルタ街に就きて見るに、大商店は孰れも支那人の經營又は所有する所にして、比島人の經營に屬するものは、最近開設せられるもの二三を除き、一も之れ有ることなく、特に金融業は支那人の獨占に歸し、銀行は勿論、質屋と雖も比島人の營むもの皆無なり。而して此現象は獨り馬尼剌に於て然るのみならず、全國到る處の商業都市に於ても亦然る所なるを以つて、比島の商業は大部分支那人の經營に屬し、比島人の行ふ所は其一小部分に過ぎず、商業上全然之を無視するを得と言ふも、是れ必ずしも誇張の言に非る也。

二、比島商業界に於ける支那人の勢力

比島商業界に於ける土人の勢力微々として振はざるに反し、支那人の勢力頗る盛大にして、馬尼剌の商業區域に於ける大商店は勿論、凡ての小賣店及び所謂テンダ（Tienda）と稱する一種の小賣店は、悉く支那人の經營又は所有する所に係る。此種の小賣店は商業區域には到る處に櫛比し、孰れも形勢の地位を占めて間口の全部を開放し、特に雜貨店の如きは、比島婦人の嗜好に投するが如き各種珍柄の綿布類を羅列し、食料品店は即ち、メリケン粉乃至はソーダ水等有らゆる食料品を陳列し、立所に買手の需要に應ずることを得るが故に、其店舗は狹隘靴磨の臺にも如かず、其一人に賣る所は小額言ふに足らずと雖も、店頭常に市を成し得る所の利益頗る大なるものあり、即ち支那人は卸賣の外首都の小賣業をも殆ど獨占し、其他各地方の卸賣及び小賣業に於ても亦重要の地位を占むるものなり。

今支那人の行ふ比島商業の割合を確むるが爲に政府の徴

收する營業稅を標準として分類するに、最近に於て支那人は全島小賣業の十分の九、卸賣小賣を合して全體の四分の三を經營するものなることを確めたり、而して此營業稅は、商業者の總賣上高を課稅の標準とするものなるが故に、以上割合は頗る信憑するに足る數字なるべく、特に在比英米の商會が輸出する重要輸出品たる馬尼剌麻及コプラ（椰子油の原料）の如きは孰れも一度支那商人の手を經て英米商人の手に賣渡さるゝものなり。

三、在比支那人の少數なる理由

比島商業界に於ける支那人の勢力は、上述の如く遙かに土人を凌駕するものありと雖も、彼等が今日の地位を獲得するに至る迄の間には、社會上法制上幾多の障礙に遭遇せるものなり、而して此事實は支那人の成功を特に顯著ならしむるものにして在比支那人の數が其勢力に比し著しく少きも亦之に原因するなり。

在比支那人の數は約五萬、即同島全人口の僅かに百分の一に過ぎずして、其殆ど全部は廈門人なりとす。而して西班牙統治時代に在りては、支那人は特殊の租稅を課せられ、其他特別の法律上の制限を加へられたるものにして、之が爲に彼等は西班牙人は勿論、土人との競爭に當り極めて不利の地位に在りたるものなりとす、加之彼等は又屢々虐殺の厄に遭へるものにして、其成功の時期の遲れたると、其移住者の增加せざるとは、專ら此等の障礙に因るものなりと云はざるべからず、而して比島の統治が合衆國に移轉して後は、復昔日の制限と虐殺とは其跡を絕ちたりと雖も、所謂支那移民禁止法は本島にも嚴に施行せらるゝに至りたるが故に、支那人の競爭に對する保護は合衆國民のみならず、土人も均しく之を受くるを得るに至れり、即今日支那人が比島に移住するには合衆國本國に於けると同一の規則に、支配さるゝものにして、之が爲に勞働者小賣業者等の無資產者階級は、比島に移住して營業に從事すること能はざるに至れり。

四、在比支那人の商業的發展

支那人が比島との貿易を開始して、其勢力扶殖に力めたるは、實に西班牙人の比島渡來以前のことに屬す、即當時廈門廣東の支那人は粗絹、陶器等の商品を齎して常に比島に渡航し、之を以つて各種の土貨と交易したるものにして、西班牙人の渡來せし頃に在りては、支那人は既に現時の馬尼剌の地に樞要なる植民地を經營して、盛に交易に從事し巨額の利益を收めつゝありき。是に於て西班牙人は土人を煽動して、其支那人に對する敵對心を激成せんと試みたりしが、遂に之を排斥すること能はざりしは勿論、毫も其商業上に於ける勢力を抑壓すること能はざりき。

惟ふに支那人の比島の產業發達に對する效績は、西班牙人は勿論米人よりも遙に大なるものあるは事實にして、即ち比島に於ける製糖業製鹽業を始め、幾多の技術的工業は孰れも支那人が始めて土人に敎へたる所にして、爾後之が發達の方法を講じたるものも亦支那人なりとす、其他大工

建築、農業織布等は皆合衆國の領有以前に、土人が支那人より習得したる所なり。例へば今日土人の用ふる衣服は即ち支那人に倣へるものにして、其下着をラ、カミサシネスカ（La camisa chinesca）と稱し、靴をシネラス（chinelas）と呼ぶは即ち之が爲なり。其他土人工匠の道具使用法の頗る支那人工匠のそれに彷彿し、土語中支那語の轉訛せるもの多き等、孰れも支那文明輸入の極めて古きことを證するものなり、殊に土人の舊慣に就きて見るに、西班牙人及其子孫が常に舊慣の絶滅に努力せしにも拘はらず、今日猶支那人の慣習の殘存せるを見る。

五、西班牙人の支那人排斥方法

西班牙人は支那人を目するに常に嫌忌すべき必要物と爲せり、蓋彼等は異教徒たる支那人の勢力增大を恐れ之を以て自國の比島に於ける宗教及び統治に對する、一大威嚇と做し、常に其排斥に力めたりしと雖も、而も彼等は其必要とする熟練勞働を得んには、常に支那人に依らざる可からざりしものにして、且支那人との貿易は頗る有利なりしかば常に巨額に上りたりき。是を以て西班牙人の對支那人政策は排斥、及び緩和の兩者を交々用ひたりしものにして、即支那人の數增加し其勢力伸張して、危惧を感ずるに至るときは、乃ち緩和策を廢し直ちに排斥策を行へるものなり。

一六〇三年即ち馬尼剌市の建設後三十二年の頃に於ては、支那人の數頗る多く、其勢力從つて盛大なりしかば、遂に西班牙人の恐怖する所となり、彼等は即口實を設けて、支那人の居留地を襲撃せしが、此襲撃の爲に居留支那人は殆ど塵殺せられて其跡を絶つに至り、當時死者の數實に二萬四千人を算せりと云ふ。

其後支那人の移住するもの復漸く多きを加へ越えて一六三九年に至りては馬尼剌在留の支那人又々著しく增加せしかば復もや西班人の襲撃を招きぬ、當時支那人の在留するもの三萬に上りしが、彼等は團結して防備を整へ襲撃に抗して死守すること一年に及びしが、遂に破れて塵殺せられたり。

一六六〇年にも復支那人の虐殺あり。後百年間絶えて虐殺の事あらざりしが、一七六三年に至り英軍馬尼剌を攻撃するの時に當り、地方の秩序亂れたりしかば、遂に支那人虐殺の好機を與へ、爲に支那人の虐殺されたるもの六千に上り、自餘の在留者は身を以つて比島を逃れたりき、尋で一八二〇年に至り恰も虎疫流行して全島に蔓延せしが、當時西班牙人は支那人を誣ふるに、病毒を井水に投じて故意に惡疫の傳染を企つるものなりとなし、遂に之を口實として、復もや支那人の虐殺を行へり。

以上擧ぐる所の數例は、即西班牙人及比島人が支那人排斥の爲に採用せる幾多の方法中、最も過激にして殘酷なるものゝみなるが、此外支那商の勢力伸張を防遏するが爲に、行はれたる手段は頗る多く、一々枚擧するに遑あらず、即ち時に或は政府は耶蘇教徒にあらざる支那人を盡く島外に放逐すべき命令を發し、之が强行に力めたることあり、或

は又支那商排斥の目的を以つて、商人に特別なる取締法を制定し、商人は凡べて西班牙語を以て一定の商業帳簿を作成すべき規定を設けたることありき、此の規定は即ち支那商人を排斥すると共に、西班牙人をして比島の商業を獨占せしめむが爲に、制定したるものなりしが、遂に强行すること能はざりき、又西班牙人は其比島統治の初より引續き常に支那人に對し、特別の重稅を課し來りたるものにして、此特別稅の廢止されしは、僅かに一時的に過ぎざりしものとす、此外政府は支那人に對し常に種々の法律上の制限を設け、以つて其勢力の伸張を防遏することに力めたりき。

六、米國統治の支那移民政策

合衆國は比島を領有して以來、嚴格なる禁止主義に基ける移民法を施行せしかば、支那商人勞働者の入島するもの極めて少く、在留支那人は爾來其後其數を增加することなし、然れども比島は其位置臺灣南廣福建及びボルネオ等に近く、且海岸線頗る長きが故に、支那人の入國を絕對に禁止するは不可能なりと言ふべし。

然り而して此支那人の比島移住に對する合衆國の現行政策に關しては、可否各其理由とする所を存し、學者政治家の其說を公にせしもの亦尠からず、其之を否とするものは即曰く、「支那人を比島より排斥するの政策は頗る沒人道的にして、合衆國の傳統的政策に反するのみならず、之が爲に却つて比島統治の完成を遲延せしむるものなり、蓋支那人の移住を自由にするときは之と比島人との雜婚を誘致し、現に感情的なる比島人は實利的なる支那人の氣質に同化せられ、爲に產業の勃興となり、生活狀態の向上となるが故に、現在に於けるが如き土人の反亂的傾向は著しく緩和せらるゝに至るべく、從つて支那移民の禁止を永續せしむるときは、之を望むこと能はざるべきを以つてなり」と。

之に反對するものは即曰く、「支那人の移民は比島の統治を圓滿ならしむと云ふが如きは根據なき樂觀說にして、實は其結果比島人は支那人の爲に驅使せらるゝに至るべし、故に支那移民の禁止は比島人の生存と比島文明の保存の爲に必要なるなり」と。

七、支那人の南洋發展力

支那人の比島經營に就き特に注意すべきは、即比島人は獨力支那人の經濟的競爭に堪ふること能はず、常に外人の保護に依り、辛うじて其地位を維持し來れるの一事なりとす。惟ふに支那人が比島に移住することは、卽其自然的傾向の然らしむる所にして、卽支那の南部に位し人口極めて稠密なる、福建廣東の二省は馬尼剌を距る僅かに數日航程にして、支那民船を以つてするも安全に航海することを得べし、而して此等諸省の人民は頗る進取冒險の氣性に富み、且生活難の壓迫を感ずること極めて切なるが故に、海外に移住するもの最も多く、合衆國を初め、爪哇、スマトラ、馬來群島、臺灣其他其海外各地方に於ける支那移民は概ね此等の諸省人なりとす。是を以つて南支那人が先を競ふて未開の富源たる比島に移住するは、卽ち水の低に從ふが

如く、實に自然の勢の然らしむる所なりとす。

然らば即ち彼等の移住に對する現行の制限にして除去せらるるが如きことあらむか其群を成して比島に移住し、直ちに其經濟的勢力を全島に振ふに至るべきこと、亦斷言するに難からざるべし。

八、比島の獨立と支那人勢力の伸張

比島獨立の可否に關する幾多の理由中、頗る重要なるものは、即ち獨立後に於ける支那人勢力の伸張に關するものなるべし、即ち獨立せる比律賓共和國は支那移民に對し、曾て西班牙及び合衆國の施行せしが如き制限を維持して、日本の如く支那勞働者を悉く其國内より排斥し、其國民の生計を保護することを得るや、或は然らずして其從來有せし禁止を解除するの已むなきに至ることなきは、蓋比律賓人の死活に關する問題なりとす。

而して比島の現狀より其將來を推すに、支那移民問題の成行は蓋後者なるを免ること能はざるべし。惟ふに比島は未開の富源頗る多く、未だ耕耘せざる農地多き極めて廣き土地なるが故に、支那移民を招徠するの力此如く大なるもの他に之れ有るを見ず、加之支那人移民の渡來は熟練勞働の供給を潤澤ならしめて、資本の生產力を二倍三倍すべきが故に比島に於ける資本家階級は、土人も外人も均しく、支那移民の入島を衷心より希望するに至るべきは明かなるべく、彼此相應じて其移民吸引力を增加するに至るべし。

或は曰く、比島政府は合衆國の移民政策を踏襲し、法を設けて支那移民の入國を禁止し得べしと、然れども是れ比島政府の勢力を過大視するの甚しきものなり、蓋、支那は英米蘭等の諸國の定むる禁止法に對しては、如何に嚴格なるも之に從はざるを得ずと雖も、弱小國たる比島政府の定むる制限に對しても亦、唯々諾々として之に服すべしとなすは、吾人の首肯する能はざる所なり、況んや今日の支那は即ち覺醒せる新進の共和國にして、保守退嬰的の昔日の支那に非ざるに於てをや。

或は曰く、比島政府は永世中立國の擔保に依り、第三國よりの武力的侵略に對し防護せられ得べきが故に、弱力なりと雖も必ずしも其對移民政策の强行を妨げらるゝを憂ふるの要なけれと、然れども此の如き保障の効力が絕對的ならざることは、白耳義の運命に徵して之を知るを得べく、且移民政策變更の强制は必ずしも武力に依るを要せざるべし。

惟ふに比島人は被保護國民にして、初めは西班牙の保護を受け、後合衆國の保護に倚りて其維持を計りたるなり、即ち過去に於て此等諸國の保護なかりせば、其存立を維持し得ざりしが如く、將來と雖も支那人の平和的侵略に對し、自ら防護するの實力を有せざるべし、是を以つて其獨立に依り曾て享有し來れる保護を失ふことあらむか、支那移民は陸續渡來して其經濟的根蒂を樹立し、爲に比島は即ち支那人の勢力範圍に屬するに至り、比島人は即馬來群島に於ける同胞の如く、支那人に對し從屬的地位に立つに至らむこと蓋豫言するに難からざるべし。（The Asia）　（完）

彙錄

支那歷年對外貿易額

（單位關平銀兩）

年次		輸入額	輸出額	輸入超過
光緒	二	七〇、二六九、五七四	八〇、八五〇、五二三	—
	三	七三、二三三、八九六	八七、四四五、〇二三	五、七八八、八七四
	四	七〇、八〇四、〇二七	六七、一七二、一七九	三、六三二、八四八
	五	八二、二二七、四二四	七二、二八三、五八七	九、九四三、八三七
	六	七五、二九三、四五二	七七、八八三、五八七	一、四〇九、八六五
	七	九一、九一〇、八七七	七一、四五二、九七四	二〇、四五七、九〇三
	八	七七、七一五、二三八	六七、三三六、八四六	一〇、三七八、三八二
	九	七三、五六七、七〇三	七〇、一九〇、六九三	三、三七七、〇〇九
	一〇	七二、七六〇、七五八	六七、一四七、六八〇	五、六一三、〇七八
	一一	八八、二〇〇、〇一八	六五、〇〇五、七一一	二三、一四四、三〇七
	一二	八七、四九九、三三	七七、二〇六、五六八	一〇、八二、七五五
	一三	一〇二、二六三、六六九	八五、八六〇、二〇八	一六、四〇三、四六一
	一四	一二四、七八二、八九二	九二、四〇一、〇六七	三二、八八一、八二六
	一五	一二〇、八四四、三五五	九六、九四七、八三二	一三、九三六、五二三
	一六	一二七、〇九三、四八一	八七、一四四、四八〇	三九、九四九、〇〇一
	一七	一三四、〇〇三、八六三	一〇〇、九四〇、八四九	三三、〇五三、〇一四
	一八	一三五、一〇一、一九八	一〇二、五八五、五二五	三二、五一七、六七三
	一九	一五一、三六二、八一九	一二六、六三二、三一一	三四、七三〇、五〇八
	二〇	一六二、一〇二、九一一	一二八、一〇四、五二三	三三、九九八、三八九
	二一	一七二、〇九六、七一五	一四三、二九三、二一一	二七、四〇三、五〇四
	二二	二〇三、五八九、九九四	一三二、〇八一、四二一	七一、五〇八、五七三
	二三	二〇三、八二八、六二五	一六三、五〇一、三五八	三九、三七、二六七
	二四	二〇九、五七九、三三四	一五九、〇三七、一四九	五〇、五四二、一八五
	二五	二六四、七四八、四五六	一九五、七八四、八三三	六八、九六三、六二四
	二六	二一、〇七〇、四二二	一五八、九九六、七五二	五二、〇七三、六六九
	二七	二六八、三〇二、九一八	一六九、七五六、七五七	九八、六四八、一六一
	二八	三一五、三六三、九〇五	二一四、一八一、五八四	一〇一、一八二、三二一
	二九	三六、七三一、九三三	二一四、三五二、四六七	一二、三八六、六六六
	三〇	三四四、〇六〇、六〇八	二三九、四八六、六八三	一〇四、五七三、九二五
	三一	四四七、一〇〇、七九一	二三七、八八八、一九七	二一九、二一二、五九四
	三二	四一〇、二七〇、〇八二	二三六、四五六、七三九	一七三、八一三、三四三
	三三	四一、六四〇、三六九	二三四、三八〇、六九七	一五二、〇二〇、六七一
	三四	三九四、五〇五、四七八	二七六、六六〇、四〇三	二一七、八四五、〇七五
宣統	一	四八、一五八、〇六七	三三八、九九二、八一四	七九、一六五、二三三
	二	四六二、九六四、八九四	三八〇、八三三、三八	八二、一三一、五六六
	三	四七一、五〇三、九四五	三七七、三八八、一六六	九四、一六五、七七七
民國	一	四七三、〇九七、〇三一	三七〇、五二〇、四〇三	一〇三、五七六、六〇八
	二	五七〇、一六二、五五七	四〇三、五〇五、五四六	一六六、八五七、〇一一
	三	五六九、二四一、二八二	三五六、二三六、六二九	二二三、〇一四、七五三
	四	四五四四七五、七一九	四一八、八六一、一六四	三五、六二四、五五三
	五	五一五、〇四五、四〇四	四八一、七九七、三六六	三三、二四八、〇三八

米棉移植意見

農商部顧問　ジョブソン

余曩に上海棉花水氣檢查所に於て、支那の棉花改良に關して講述する所あり、其中肥料の一節に至りて、支那にては大部分、人糞及豆粕を肥料に使用する旨を謂へるが、此兩種の肥料は、炭素成分を含むこと甚だ多く、燐酸成分甚だ少し、此種肥料を多年使用するも、植棉時期に雨量比較的多き區域に在りては、炭素よりも一層緊要なる燐酸の効力甚だ少きの缺點あり、炭素は能く棉樹の發育を助け燐酸は結實の繁多を助くるものなり、然るに世人偶ま米棉の上海に在て、能く多くの結實をなし能はざるを見て、直に米棉移植を不適當となし、之等不成績が皆肥料燐酸を缺き及び雨量多きに過ぐるより來れるものなることを知らず、即ち此棉株の發育頗る速にして、結實少きに處するの救濟策としては、應に燐酸肥料を多く用ふ可く、炭素肥料を多用するは宜しからざるなり、余は支那棉花の改良は、之を米棉の移植に比し、割合に容易なりと思考するものなりと雖も、同時に支那棉の改良が、甚大の進歩ありとは謂はざるなり、余此問題を研究するや久し、支那棉の品質劣れること已に極點に達し、苟も之が改良をなすは、其効果固より見るべきものあるべきも、之を改良して米棉と同等の品質に到らしめんと欲すれば、事頗る容易の業に非ず、米棉にして支那の中部に移植せば、其成績や必ず大に見るべきものあるべし、曾て各方面に就て深く調査したるに新米棉の支那に移植試驗を行ひたるものは、二十五年內に必ず比較的良好の効果を得たり、米棉の米國に在るや、逐次改良を加へられて已に五十年の長年月を經、漸く今日に良棉を得るに至れるもの、今此種米棉を移植して、僅に三五年の短時日に能く支那の天候地質に適合せしめ得るとせば、豈に劣等の支那棉花を改良するよりも、比較的便利には非ざるか、朝鮮木浦の棉作支場長三原新三氏、前に余と共に北京より上海に到れる時、氏は曾て木浦に於て試種せる米棉は一エーカー(支那の六畝に當る)に付、一千百二十封度の棉花を得たるに對し、朝鮮棉は最高產量七百六十封度乃至八百封度なりと語れり、余は決して其眞僞を疑ふものにあらざれども、余は過般朝鮮の農夫は、一英畝に付米棉四百封度、朝鮮棉は僅に三百二十封度を得るに過ぎず、而して實棉每百斤より米棉三十三斤、朝鮮棉は二十五斤の淨棉を得るに過ぎざる等の數字は、當日明日に黑板上に記したれば、來會諸氏は既に親く之を見られたることならん。

支那の棉產改良の前途は甚だ有望なり、支那政府は曾て北京、河南、武昌、南通の四處に棉業試驗場を設置せるが、苟くも支那政府が進行を繼續せば、數年の後ならずして、種植米棉は必ず盛況を呈すべく、一時此四試驗場は均しく米棉の移植と共に支那棉の改良を併せ行ひ、目下視來れる所に據れば、此種試驗は甚だ望みあり、更に新研究を爲らず秩序的に行ふに於ては、効果亦更に速かなるべし、此四試驗場は政府の提供する所の事業なりと雖も、其實行は宜

しく一定の方法及秩序に依て進行せざるべからざるなり、米棉を支那に移植することに就ては、聞き反對說を唱ふるものあり、此種反對者の意見は、甚だ不徹底のものあり、世人は米棉は蟲害を受くること、支那棉花に比して甚だしきものなりとなすも、之れ皆棉株發育時期に雨量過多にして、肥料中に含む所の炭素亦燐酸に比して多きが故に、此蟲害を蒙むるものたるを知らざるなり、即ち炭素成分の多き肥料を使用するが故に、只さへ發育速かなる米棉は、之に依て一層生長早く、綠葉の叢生速かなれば、蟲類の侵蝕を招き易し、蟲害中には害の最も甚だしく防止に最も困難なるは、即ち粉紅色の蕾蟲（支那にては俗名を紅蟲又は花蟲と云ふ）なり、余南通に在りたる時、曾て米棉及支那棉に就て仔細に之を搜索したることありたるが、當時米棉十五株中一株の蟲害を受けたるものありしに對し、支那棉に於ては毫も被害なきを見たるに、今次棉操工場に到りて、更に調査するに及んで、其誤れるを知れり、即ち軋花廠の所藏する棉花に就て檢査したる所、支那棉花の粉紅色花蕾蟲侵蝕の害を受けたるもの、實に甚しきを見たり、外觀蟲害を認めずして實際に斯く甚しきあるは、之れ無數の幼蟲種核内に在り徐々に咬み破りて出づるものには非ざるか、世人間ま墨西哥花蕾蟲の侵害甚だ巨大たりとの說をなすものあれども、而かも尙未だ確たる證據を擧けて實證したるものあらず、余は敢て此種墨西哥花蕾蟲が未だ支那に入り居らずとは言はざれども、蟲類に墨西哥花蕾蟲と相似たるもの多ければ、顯微鏡を用ひて仔細の實驗を行ふに非ざれば、直に其正否を斷ずべからざるなり、本年秋（一九一七年秋なり）捲葉蟲の害を受けたる區域較や廣かりしも、發生概して遲かりしが故に、其害遂に減じたり、若し其發育にして早かりせば、早き程被害多大なり、而して此蟲害に對しては巴黎綠或は倫敦紫（此種藥品は恐らく支那に於ては容易に購買し得ざる可し）を用ひて之を掃除すべきなり、更に割蟲の說をなすものあり曰く、嫩芽初めて發生の時土中に一種の割蟲あり（俗名を地蠶と稱し白身紅頭のものあり、全身全く黑きものあり、形蠶と同じく常に地中に蟄伏す、其の穴は深さ三寸以上に到るものあり）幼根或は幼芽を割て之を食すと、然れども余は未だ之を目睹せざれば、之れ亦遽に爾か斷定する能はず、併し以上述べたる各種害蟲は皆野草中に生長し、荒蕪の地に於て最も害を受くること烈しきものなれば、農夫に於て常に田圃の雜草を芟除するに勤めなば蟲害は自ら少し。

以上述ぶる所の各種害蟲は粉紅花蕾蟲を除く外のものは、米國棉田中に總て之を見ると雖も、而かも此多數の蟲害なるに係らず、秋期の收穫仍ほ佳良なるは其耕作に忠實にして、且つ良好なる方法を採用するが故に成績自ら擧る所以なり、米國に在て此の如し支那に於ても亦獨り然らざる理由なかるべし。

支那の關稅收入

——（一九一七年七月—九月）——

總稅務司署統計局は、一九一七年七月より九月に到る間

の海關報告書を發表せり、各開市場に於て取扱ひたる關稅の總額は、八、八八三、三四四、海關兩にして、此を一九一六年の同期に比較すれば、七一一、二四三、海關兩の減少を來せり。

上海に於ける關稅收入額は、二、七二四、三九八、海關兩にし一昨年の同期に比すれば、二四九、四一〇、海關兩の減收なり、如上同期間に於ける上海出入の船舶は總數五千四百五十六隻にして、其の噸數三百七十八萬三千六百六十七噸なり、此れを、一九一六年の同期に比較する時は、其の隻數に於て、百三十隻、噸數に於て、四十三萬一千三百十一噸の減少なり、今、上述本期間に於ける各開市場の關稅收入額を擧ぐれば左の如し。

一九一七年	海關兩	一九一六年	海關兩
開市場			
愛　暉	二、八四五、二三〇	六、七五七、七三〇	
三　姓	四八、一四四、九〇六	一九、〇六七、九三二	
滿洲里	七四、七六二、八七〇	五〇、一九二、〇四五	
哈爾賓	二〇九、九六六、三九四	一四四、四六二、六七五	
綏芬	八八、八〇九、七三二	四八、二九七、三二九	
瑷　春	八、二四五、五六	六、七五四、七二	
龍井村	七、八二二、九五二	五、五六二、八九	
安　東	二六九、三〇二、八三六	二五四、一三二、五九〇	
大東溝	一三五、〇八七	一二六、二九	
大　連	五七七、二七九、〇四四	三七七、八〇〇、三六	
牛　莊	一三二、六五七、八一八	二一二、八五七、八四四	
秦皇島	五七、七〇二、一五一	六一、七三二、四三	
天　津	七八二、七四五、六三七	一、一〇一、〇五五、九二一	
龍　口	九六五、六一五	一〇、七四五、七六六	
芝　罘	一〇六、九七五、一六	一四八、三六八、九六	
膠　州	三四三、一九五、九八八	三七六、九九〇、四三一	
重　慶	一〇四、六九六、三九九	九三、七九八、八〇六	
萬　縣	七、〇五八、九〇〇	—	
宜　昌	五、六六一、九四四	九、八三七、五二三	
沙　市	一七、九七七、六七四	一〇、九四八、〇五五	
長　沙	一二六、三四九、四五五	八三、二〇八、七一四	
岳　州	三、七〇〇、四七六	二四、九三四、〇五八	
漢　口	八六〇、九六六、一三	一、〇八一、三三八、七六五	
九　江	一七九、七五六、九五五	二〇七、二六四、五四四	
蕪　湖	八四四、五〇七、五九	九七、二五三、五八四	
南　京	四五、五五五、五八四	五九、〇四四、〇八四	
鎮　江	九三、九〇七、三〇六	九〇、四四五、三三四	
上　海	二、七二四、三九八、三八四	二、七九三、八〇八、〇一三	
蘇　州	一三四、〇〇二、四二七	一一四、八三三、六九七	
杭　州	一三三、八九三、二九八	一三八、一三三、五二一	
寧　波	一四六、二九二、八八一	一五六、八九九、九三〇	
溫　洲	一三、三六八、五二九	一六、五〇六、〇三四	
三都澳	三七、二〇三、二七	三二、七二二、四九	
福　州	一一三、五九三、四九	一七八、三五六、七七七	
廈　門	八五、一四〇、三一三	一〇九、七五九、九四〇	
汕　頭	三七、二八〇、八九四	二八一、一一五、二八八	

廣東	四、〇〇〇、〇〇〇元	四、〇〇〇、〇〇〇元	
九龍鐵路	三、〇〇〇、〇〇〇元	三、〇〇〇、〇〇〇元	
九龍鐵路	一、〇〇〇、〇〇〇元	一、〇〇〇、〇〇〇元	
江北鐵路	四、一一一、六四四元	三、六一一、六四四元	
三門水北	四、三一〇、〇〇〇元	三、六四〇、〇〇〇元	
福州水口	三、六四〇、〇〇〇元	三、六四〇、〇〇〇元	
廣南福州	一、六六〇、〇〇〇元	一、六六〇、〇〇〇元	
廣福福州	一、六六〇、〇〇〇元	一、六六〇、〇〇〇元	
龍北海州	一、〇〇〇、〇〇〇元	一、〇〇〇、〇〇〇元	
蘇龍州	四四〇、〇〇〇元	四四〇、〇〇〇元	
思茅	一、〇〇〇、〇〇〇元	一、〇〇〇、〇〇〇元	
合肥蚌	六四〇、〇〇〇元	六四〇、〇〇〇元	
計	二六、六四四、六四四元	二六、六四四、六四四元	

漢英對照鑛物名

第一類

漢名	英名	漢名	英名
金	Gold.	鉛	Lead.
銀	Silver.	銻	Antimony.
銅	Copper.	鎳	Nickel.
鐵	Iron.	鈷	Cobalt.
錫	Tin.	錳	Mangange.
鋅	Zinc.	鉬	Molybdenium.
砒	Alminium.	鉻	Chromium.
汞	Arsenic.	鈾	Uranium.
鉍	Mercury.	煤炭	Coal.
鉑	Bismuth.	寶石	Precious. stone.
銥	Platinum.	鎢	Wolfnamium, Tangsten.

第二類

水晶	Rock Crystal.	苦土金潢	Magnesium.
石棉	Asbestos	弗石	Flourspar.
雲母	Mica.	大理石	Marble.
鋼玉	Corundum.	長石	Feldspar.
金鋼砂	Emery.	滑石	Talc.
石膏	Gypsum.	黑鉛	Graphite.
燐酸石灰	Spatite.	泥炭	Peat.
重晶石	Baryte.	琥珀	Amber.
硝酸鹽	Nitrate.	土瀝青	Asphalt.
硫磺	Sulphur.	油柏	Bitumen.
硫化鉄	Pyrite.	浮石	Punier.
硼砂	Borax.	海泡石	Meerschaum.
珪藻土	Diatom Earth.	磁土	Kaolin.
珪藻板	Toripolita Earth.	漂白土	Fullers Earth.

第三類

土灰	Earth Lime.	砂石	Sandstone.
灰泥石	Marl.	花崗石	Granite.
粘土	Clay.	斑石	Porphyry.
青石	Slate.	白雲石	Dolomite.
石灰石	Limestone.		

事業界

漢冶萍公司營業狀況

漢冶萍公司は一月二十七日上海總商會に於て、第九回株主大會を開き先づ營業報告、利息決定、湖北代表會議、採掘出願の件、董事選擧及査帳員の選擧を行ひ散會したるは午後六時半なりしが、總理孫寶琦は南下する能はざる事情あり、協理李伯行一切を主持し、第九回營業報告を說明したり。

營業狀態

昨年度漢陽鐵廠は生鐵十四萬九千九百三十噸を出し、煉鋼四萬三千百〇四噸を出し、大冶鑛の採鑛は六十四萬二千五百七十七噸にして、萍鄉は石炭九十九萬二千四百九十四噸を出し、コークス二十六萬六千四百十噸を出せり、煉鋼は第八回よりも四千三百九十九噸少きも、其餘は一昨年度に比し多かりき、今收支表を示せば左の如し。

收入

各鐵道用鐵軌礦石煤上高各鋼鐵材料高	七、三〇三、六四二、九三九
萍鄉炭價	三、九五八、九九四、〇五九
右總收入	一一、二六二、五九六、九九九

之を一昨年度に比するに二百九十九萬二千八百五十四兩六厘の多き收入なり。

支出

漢冶兩處支出	六、六七一、七五九、五五五
萍鄉支出	四、五五八、一五三、九四四
右總支出	一一、一七九、九一三、一九九

內漢冶は收支差引六十三萬千八百八十三兩三錢八分四厘の剩餘なれども、萍鑛に於ては五十四萬九千一百九十九兩八錢八分五厘の不足なり、預金としては漢冶廠は一昨年度に比し七十萬二千二百八十八兩一錢四分七厘、萍鄉は一昨年度に比し五十四萬八千七百六十一兩一錢〇八厘多く、合計百三十三萬三千七百二十二兩七錢五分四厘の預金たり此の如く剩餘を得しは、全く歐洲戰爭の爲め鐵價暴騰し、營業爲に發達したるによるも、積年の缺損を補はざる爲め、未だ完全に蘇生せる域に達せりとは云ふべからず。

利息の件

漢冶萍公司の規定によれば、株主配當利息は八厘とあるも歷年以來營業不振なる爲、未た規定通りに配當する能はず、然るに昨年度は營業好く、規定通配當すべきも、現金籌り難く董事會議を開きし結果、本年度は六厘の利息配當と決し、今後は本年度通りの方法に準ずべしとして、規定を變更するは不可なりとの動議出で其通に決せられたり。

湖北代表會議

昨年湖北省議會代表李宗唐等は、上海に來り湖北の株權の事を商量せるが、湖北は公司の負へる借款を以て、遂に五百數十萬の多きを支出するに至りたり、元來公司の最初

定めたる返濟法は、鐵一噸に就き銀一兩を出すことゝなり歷年以來已に百餘萬兩に達し、現在の負債は僅か百萬兩に過ぎざるべく、公司每年の鐵產出額の噸數を以て計れば、今後十年にして返濟し終るべく、今若し湖北代表の要求通り返濟の期なからんとするは苛酷の事にて、萬承認し難しと演說せし株主あり、又湖北の要求條件は五百數十萬の負債額と云ふも、確實ならず、代表要求の株券を與へ、利息を增加すべしとの條件など、最も苛酷にして萬我株主の認むる能はざる所なり、張之洞公司を經營する時一の條件あり、今と雖も原案通り處理すべく、必ずしも別に變更するの要なしと云ふものあり、結局討論終結に付し湖北代表の要求は否決せられたり。

採掘權の件

公司は鄂城象鼻山兩地の鑛區を開かん爲め、夏總理を農商部に派遣し、開掘權を申請したれども、同部は之を許さず、元來公司は大冶等地方の出砂愈々盛んとなり、從來の工場にては不足なるを以て、別に新工場を建設することゝなり、今や已に竣工し、各機械亦已に外國に注文したり、當年末迄には開工すべき場合となりたり、新工場設立後は每年鐵は五六十萬噸を增加すべく、鑛砂亦百萬噸に上るべし、而かも前述の如く採掘の許可なき爲め、公司內部の困難察知するに難からず、農商部派遣員も列席したれば、之と交涉し二十七日を以て農商部に對し、採掘權許可書の下付を要求するの公文を郵送することに決したり。

董事姓名

孫寶琦、李士偉、周金箴（以上重任）盛澤承、楊綏卿、傅筱菴、張知笙、沈仲禮、那冕之、陶蘭泉、吳錦堂。（以上新任）

查帳員姓名

沈聯芳、謝綸輝、林薇閣、劉襄孫。（何れも新任）

中華書局の近況

上海中華書局は內部の脈胳甚しく前に其組織を改め新華公司として、大に收拾の策を講せんとせしも、種々の故障は百出し、債務續出工場の機械は債權者に押收せられんとするが如き狀況にして、新華公司繼承後又々多大の缺損を重ねたるを以て、責任者は皆之を回避するに至り、遂に去る十二月十六日上海總商會に於て、臨時株主總會を開き、再び善後策を講究するに至れり、今其の總會の概況を示さんに、總會に先ち十五日牯嶺路なる同公司事務所に於て預備會を開きしも、諸說紛々遂に決する所なく、翌十六日の總會となれるが、當日の出席株主一萬二千四百四十五株にして、干右任其議長となり、開會の主旨を開陳し、次で代表者俞仲還、康心如二氏は公司の概況を報告せり、曰く同公司の新華公司に引繼契約をなせるは、去る六月二十四日にして、七月一日愈其引渡を了せるものなるが、其後債務料萬各種機械の如きは、多く官憲の爲めに封禁せられたるを以て、新公司も到底維持の方なきを以て、十二月三十日限り之を回收せんとす、而して新公司が經營中の數月間の

總支出は十三萬余元に達し、新公司より公司代表に對し之等の承認を求め居れるも、未だ之を允許せず、要するに其困難の實狀に至りては、股東諸氏にも充分知悉せられ居る事なれば、敢て此に贅言を要せず云々と次に干議長より其善後辦法に就き提議せしを以て、衆說紛々たりしが、結局左記四案に就き表決する事となりたり曰く

一、別に株式の添募をなす事
二、一部を賣却する事
三、一部を他に賃貸する事
四、範圍を縮少する事

右開票の結果優先株四十萬元を添募し、董事會の辦理となすの案に對し、一萬一千二百九十六票の贊成に對し、一千六百六十七票の不贊成を以て遂に該案の通過を見たり。右の結果を得たるを以て新公司當事者及び兪、康兩代表も其任を辭し、新たに董事員及監察人を公同推舉せるが其の氏名左の如し。

董事　兪仲還　干石任　周扶九
　　范靜生　沈信卿　康心如
　　除可亭　孔庸之　戴懋哉
　　施子英　康惠卿
監察　吳鏡淵　黃毅之

公益紡織公司營業成績

同社第八回株主通常總會を一月十五日上海怡和洋行に於て開催せるが、今ジョンストン氏の報告により、該紡績會社の昨年十一月三十日迄の一年間營業の大要を見るに左の如し、多大の好況を豫期し居たる昨年度の營業は、豫想の如く進展して、利益の最高記錄を作りたるが、此利益は他の紡績會社同樣、其大部分は綿絲より得たるものにして、綿布は左して良好ならざりしこと、全く前年と反對の現象なり、同社工場の織機は紡錘に對して割合に多きが故に、單に紡績のみを運轉すると同樣の利益を擧ぐる能はざりしも、下半期中の綿絲收利は曾て見ざる高記錄にして、恐らく再び斯の如き好利益を見るを得ざるやも測られず、綿絲の斯く有利なりしは、大阪市場の活況影響に因るものなり

十一月三十日を以て終る十二ヶ月間の利益は、二九四、五二六兩一九に達し、之に前年度よりの繰越を合する時は三〇二、二〇四兩三三となり、一株に付二兩の配當をなしたるが、一九一〇年同社創立以來の配當は、今回の分を合し一株に付九兩八夂(九割八分)となる。

左表に示す如く機械減價償却に四萬兩、建物に二萬兩を準備し、之等は前年度に比し一萬六千兩多し、而して時節柄機械に對しては充分の手入を怠る可らざるより、特別修繕資金として一萬五千兩を用意し、更に配當均一準備金に六萬兩を當てたるが、該配當積立金は之にて十六萬兩となれり、又英國戰爭資金に五千兩を捐金せるが、之は赤十字社と鰥婦及孤兒資金に折半せらるべきものなり、而して同年は斯く好成績を擧げたるを以て、工場の外人及支那人使用者に特別賞與として五千兩を與へたり。

全年を通じて營業費高かりしが、單に石炭のみに就て謂も、次年度契約價格は殆んど昨年度の倍額に達せる狀態にあれば、近き將來に於ても營業經費の減少は先づ望み難かるべし、前途の豫想に關しては、年度初め既に原棉供給薄のため、棉花相場高價なりしより察するに、新棉の上市せらるゝ迄は、更に上昇一方にて推移せらるゝならんが、併し支那棉花は縱令相場昇騰するにもせよ、各種棉花中最も安價なれば、支那政治狀態にして安定を得ば、今年も好利益を得べしと期待せらる、只今回行はるべき支那輸入稅率の改正は輸入外國製品に對して稅率を引き上ぐるのみならず同時に米國及印度より輸入する棉花の如き、原料品に對しても引上げをなさんとするものならんが、此點は支那當局及列國委員の熟考を煩ひたき事にして、輸入棉花の輸入稅引上げは、支那に於ける細手紡績の發展を阻害するものにして、之が引上の結果は、諸外國は一分五厘に相當するに過ぎざる低率の輸出稅を拂て、多額の支那棉花を取り得るに反し、支那に在る紡績工場は、現實五分の輸入稅を拂て外國棉花を需要せざる可からざる、不利の立場に陷り、細絲紡績を爲さんとするも能はず、斯くては之より益々有望ならんとする細絲紡績發展は到底望む可からず、されば現實五分引上より得る、支那政府の收入增加の如き、此種工業の多大の犧牲を拂ふに比すれば、實に微細のものなれば關稅改正委員は能く此點に留意し、支那の國利のため遺漏なきを期せられんこと切望に堪へざる次第なり。

最後に三〇二、二〇四兩三三の損益計算尻（純益）處分を表示すれば左の如し。

一株二割配當（總株七萬五千株）	一五〇、〇〇〇、〇〇
配當均一積立金	六〇、〇〇〇、〇〇
特別修繕取換資金	一五、〇〇〇、〇〇
機械及什器減價償却	四〇、〇〇〇、〇〇
建物　同上	二〇、〇〇〇、〇〇
自働車　同	四四九、七七
家具　同	一二七、四三
英國戰爭資金へ損金	五、〇〇〇、〇〇
工場使用人特別賞與	五、〇〇〇、〇〇
次年度新勘定へ繰越	六、六二七、一三
計	三〇二、二〇四、三三

▲裕元紡の繰業開始　大倉組日本棉花會社各五十萬元及び段祺瑞、馮國璋、倪嗣冲氏等の支那側株主百五十萬元の共同出資にて創立されたる天津裕元紡績は、紡績機據附錄の內容に米國より到着せる一萬五千錘の據附を終り、目下諸般の準備中にて二月一日より運轉を開始する事となれるが、原綿は南支棉花を用ひ、最初は太番手の支那向を生產し、漸次三十番以上の細番手までに及び、將來は更に織布の生產をも兼營する由にて、直接經營の衝に當たるは元紡績に在りし代谷賢二氏技師長となり、同杉江琢三氏支配人となり、全部天津地方の支那職工を使用して、紡績式經營を試みる由。

▲商工銀行總會　天津商工銀行にては一月十八日日本俱樂部に於て第十二回定時總會を開催し左記配當案を附議せり。

一、當期利益金洋銀參拾參萬參千九拾四圓貳拾錢之を處分すること左の如し

法定準備金	洋銀五千圓
別途積立金	洋銀七千圓
配當金（舊株參圓五拾錢　年一割　新株壹圓五拾錢　年二分）	洋銀壹萬貳千圓
後期繰越金	洋銀九千九拾四圓貳拾錢

支那半月史

（大正七年二月上半）

武裝調和の進行

局部討伐令發布後二月上半に於ける支那政局は、帝制巨魁梁士詒、朱啓鈐、周自齊の特赦、罪己布告の發表等に依りて段派復活の色彩愈々濃かなるを觀取せしめしが、大體は武裝を以て南北の調和を促進せんとするの形勢となりたり、二月十一日は恰かも陰曆正月元旦に當り、南北の爭執も暫時新春新禧の聲中に埋もりたるの觀あるも、機は暗中に動きて修正國會組織法の公布せらるゝあり、局部討伐令は擴充せられて西南全體に對する宣戰となれり。國會問題を以て看板的主張と見れば格別、若し然らずとせば南北兩派の爭は此修正國會組織法公布の一事に依りて一層の激甚を加へざる可からず。約法を骨子とする調和は終に絶望に歸せんとするか。同時に到底實現を見ることなかるべしと觀測されし岳州附近の南北の決戰、終に避く可からざるか此の如きは固より民國の幸福にあらず、抑も隣邦の見るを喜ぶ所にあらず、林公使今や歸任せんとす、果して武裝調和の新形を觀得して之れが對應策を懷抱せるや否や。

討南部署

北京政府は一月三十日を以て討伐令を發し曹錕、張懷芝張敬堯三人に討伐を命じ、曹を兩湖宣撫使、張敬堯を援岳前後總司令に任じ、翌三十一日又前蘇州鎭守使段鴻書に特に將軍の銜を加へ派して前路各軍總執法處處長となしたり段の任命は三十日の「軍紀振肅命令」と相應するものなり。

二月一日閣議は討伐期限を約二ヶ月と見積り、軍費一千萬元中現銀六百萬、殘額四百萬元は軍用手票及國庫債券を以て之に充て、上海漢陽德州三兵工廠に五十萬元宛を交附して軍器を急造せしむることを可決し、着々對戰準備を整へたり。參陸辦公處の計畫に成る討南部署に據れば直隸山東より各一個師團半、張敬堯の一個師團、李純、倪嗣冲より一個旅團宛、之に馮玉祥の混成一個旅團を加へ合計四師三旅を戰線に出し、奉天吉林河南江西各省より二師を編成して後詰となし、張敬堯は岳州に、曹錕は常德を經て長沙に、張懷芝は道を江西に假りて湖南の側面を攻撃すべき手筈なりと。

張敬堯の逡巡

所謂主和密令問題

援岳前敵總司令に任ぜられし張敬堯軍は、北方が討南部署に使用し得べき各軍中、最も精銳を以て稱せられ、實力優に二個師團に當るとは軍事消息通の語る所なり。討南先鋒の命を受け踴躍征途に向ふべしと豫期せられしに拘はらず、何事ぞ躊躇逡巡、急に御腰を擧げんともせず、却つて「岳州陷落後に及びては援岳とは心得ず」とか、「江蘇督軍李純は討伐令發布後中央より主和の密令を奉じたりと稱し

妥協を勸告し來れり」とか打電し、大いに北京政府を手古摺らしめたり。所謂主和密令問題は、張敬堯之を唱へ北京に於ける御用紙公言報等之に和し、一時議論囂々世人は唯段派隱謀の至らざるなきに驚くのみなりしが、張の所謂李純の原電に「奉有密令仍主調和」とあるは必ずしも揑造にあらず、馮總統、王總理が討伐令發布後も尙は主和の素志を棄てざるの反證と見るべく、予の所謂武裝調和說、殆んど錯まらずといふべし。

併しながら張の此の如き態度は固より脅迫といふ迄には至らず、唯單にスネたるのみ、果然彼は政府の通り一遍的辯解を得て滿足し、第十五師長劉詢を左翼、署第三師長吳佩孚を右翼、第十一師長李奎元を後部各司令官に任じ、漸次所部を南下せしめつゝあり。而して陝西方面に於ける井勿幕一派の民黨（焦子靜、郭堅、胡景翼等）が、活動を新たにして督軍陳樹藩を攻撃し始めしは即ち張軍南下の影響なり。

帝制巨魁の特赦

豫ねて閣議を通過したる帝制元兇の特赦は、初め八人全部との噂なりしが、二月四日愈々發表せられしを見れば梁士詒、朱啓鈐、周自齊の三人のみなりき、八人が三人に減せしは實に馮倪蚌埠會議の影響に出づ、特赦命令に曰く

前きに督軍曹錕等の電呈に據るに時事多艱人材得難し查するに梁士詒、朱啓鈐、周自齊等三人あり前きに政治の機變に因りて通緝の令を奉じたるが嗣いで上年七月間軍事猝かに起るや奔走擘畫裨助する所多し其自由を復せんことを懇ふ等の語、梁士詒朱啓鈐周自齊等三人は均しく緝究を予ふることを免るし以て寬典に從ふことを准す此に令す。

と。元兇の一人孫毓筠はさきに民黨と結んで事を安徽に起し倪嗣冲を逐はんとせし事あり、その寬典に漏れしは本特赦令の蚌埠會議に依り制限せられしを見るに足れり。

罪己布告、譚浩明拏辦、敗將處分並に陳光遠褫職留任令

宣統帝の末路罪己詔あり、袁世凱に帝制取消命令あり、黎元洪に罪己通電あり、而して今又た馮國璋の罪己布告を見る。二月五日馮總統は段派の壓迫に堪へ兼ね「主和より主戰へ降伏の顚末」を布告し、主戰派に詫證文を差出したり。譚浩明拏辦令は局部討伐令必然の結果、傅周王范四敗將の處分亦頗る當然の順序なれど、江西督軍陳光遠の褫職留任令は段派壓迫の暴戾に極まりといふべく、馮が此の如き屈辱を忍んで武裝調和に成功するを得ば實に當代の人傑と稱するに足らん。一布告四命令左の如し。

大總統布告

立國の道は綱紀を先と爲す果して頑梗にして强剛し昌からざれば則ち征討も自からやむを得ず上年湖南事起り閣議用兵を主張せしも國璋獨り時艱を軫念し民の小息を欲し內閣政策に於て亦復た一致贊同せしと雖も但武裝を以て和平を促進せんことを冀ひ未だ嘗つて力を以て有衆

に征誓せしことあらず堅冰の漸固より由來あるなり前湖南督軍傅良佐職を棄てゝ輕々しく逃れ前援湘總司令王汝賢副司令范國璋接踵潰退し長沙陷落して大いに國威を損するに迨び前國務總理段祺瑞及び各國務員等軍事の失敗政策の撓屈を以て引いて己れの責と爲し先後辭職を呈准せり國璋此に於て正に宜しく紀律を申明し戎行を激勵し一鼓の威を奮ひ三軍の氣を作にすべかりしに乃ち湘に進兵停止の電あり粵に自主取消の言ありしに因り讓歩を信じて輸誠と爲し甘言を認めて悔禍と爲し方さに謂へらく干戈浩刼猶を萬一に挽回すべしと固よりその盡く眞誠に非ざるを料りしも而も終に要するに信義を以てせんことを思へり是に於て息爭を布告し以て共に大局を維がんことを冀へり孰れか意はん譚浩明等反覆恣肆岳州を攻破せんとは今は則ち權利攘奪の私實に已に昭然揭ぐるが若く大いに撻伐を張り一たび凶殘を翦らざるを得ず然れども我商民を苦しめ我師旅を勞す既往に追遡するに咎果して誰にか歸する傅良佐等の僨事失機固より各應さに得べきの罪あり而して擧措の柄は之を中央に操る循省するに覩躬殊に慙德多し兵は先づ將を論ず往哲言あり泛駕の材詎んぞ輕馭すべけんや國璋傅良佐等の躁率を審かにせずして之を任用せしは是れ人を知るの明無き也叛軍倖勝するや反つて弱兵を議す內訌終凶之を言ふこと理を成す國璋大多數人の希望を慰めんと欲し徑ちに之を許せしは是れ事を料るの智なき也生靈を塗炭に拯はんことを思ひ而して結果は乃ち重ねて閭閻を擾し大局を安全に措かんことを思ひ而して現狀は乃ち愈々芽亂に趨き委曲遷就事と願と違ひしは是れ國璋の小信未だよく感孚せず而して薄德負荷に堪へざる也耳目爭うて屬し責備寬なり難く既に叢擧一身に戻る敢へて高位を辱うして以て誚を速かにせんや唯だ撫職本と約法に出づ詎んぞ輕ろしく仔肩を卸すべけんや鄂疆再び兵端を起す尤も應さに勉めて籌策を紓ぶべし望む所は臨敵の將領軍隊は鑒を前車に取り各行省區域長官は共に後盾を圖り總べて大動用つて集まり我武維揚らんことを期す秩序漸く舊觀に復し蒼赤稍喘息を蘇せしめば國璋即ち當さに我が初服に返り以て國人に謝すべし耿々たる寸心願くば息壤を盟はん凡百の君子其れ之を敬聽せよ特に此に布告す。

大總統令

譚浩明等衆を擁して恣橫し甘んじて戎首となれるが前に已に令あり擧罪致討せり譚浩明は現任督軍を以て封圻を綏輯し軍寄に恪盡するの責を思はず乃ち竟に自から聯軍總司令と稱し所部を率領して鄰疆を侵暴す若し再び軍職に濫廁せば何を以て紀律を申明し來玆を警戒せん署廣西督軍陸軍中將譚浩明は著して即ち官職暨び勳位勳章を褫奪せしめ前路總司令等より一體拏辦せしむ其他附亂の軍官は並びに陸軍部に著して查明懲處せしめ以て國法を彰にし效尤を儆しむ此に令す。

前きに湖南督軍傅良佐代理省長周肇祥擅まに職守を離れたるに因り免職查辦せしめたり兩月以來荊襄の叛變岳州の失守士卒傷亡の衆き人民流離の慘なる深く予が懷を

憾ましむ前愆を追論するに該前督等實に失律僨事の咎を辭し難し傅良佐の一案は著して即ち軍法會審を組織せしめ嚴に審辦を行はしむ周肇祥は守土を職守とし變に遇うて輕ろしく逃る並びに文官高等懲戒委員會に著交して法に依り懲戒せしめ以て綱紀を肅しみ而して方來を儆しむ此に令す。

江西督軍陳光遠湖南戰役に於て疊りに進援の電令ありしに乃ち該督軍託故延緩誤を湘局に致せしは殊に咎を辭し難し陳光遠は著して陸軍上將の銜を褫去し仍ほ督軍の本職に留めその奮勉功を圖り以て後效を策せしむ此に令す。

陸軍第八師師長王汝賢は前きに總司令を以て湘督の職務を代行せしめ第二十師師長范國璋を督同して長沙を保守し功を立て自から贖はしめしに乃ち竟に相繼いで挫敗し省垣守らず此次岳州の防務范國璋の所部又復た先づ潰退を行ひ總司令王金鏡身重寄に任じ調度乖方以て岳城の失陷を致す均しく咎應さに得べきに屬す王汝賢范國璋は均しく著して軍官勳位勳章を褫奪し曹錕に交して嚴に察看を行ひ咎に留め力を効し罪を贖はしむ王金鏡は著して勳位勳章を褫奪し上將銜總司令を撤銷し以て懲儆を示す此に令す。

曹張漢口に入る

兩湖宣撫使曹錕は六日保定發十日、援岳前敵總司令張敬堯は十日徐州發十四日、何れも漢口に入り、曹は第十八師團司令部に、張は江岸停軍場に滯在中なり。

馮玉祥の態度

福建救援を命ぜられ先づ浦口に至り、親戚の間柄なる陸建章（前陝西將軍、今は李純の上賓たり）を通じて江蘇督軍李純と結べる混成第十六旅長馮玉祥は、張紹曾、陳光遠と同じく話の分る新式軍人なるが、討伐令發せられ福建を改めて湖北救援を命ぜらるゝや、胸に一物ある彼は割合素直に命を奉じ、湖北省武穴迄遡江し、其處にて主戰反對の通電を發したり（二月八日頃）。馮の此の道筋は頗る平凡なり、然り平凡なる丈け意味甚だ重大なり、即ち彼は或意味に於て李純、陳光遠二人の代表にして、その態度表明は沿江三督軍の意思表示なればなり。中央はその重大味を看得し、張紹曾を派して馮を懷柔せしめんとせり、然れども張と馮の關係は知る人ぞ知る、久しく兵力を握らざりし張が馮の兵力を藉りて何をなさんとする、ミイラ取りのミイラたらずんば幸なり。吾人は武穴に張馮陸（建章）の新勢力發生を豫想す。

修正國會組織法の公布

修正國會組織法は二月五日の臨時參議院に於て第三讀會を通過し可決確定し、十七日公布されたり。修正内容は前々號北京通信に詳報されたる所の如し。而して是れ實に局部討伐令の擴充なり。

滙業銀行の開業

中華滙業銀行は、一月十九日創立總會擧行以來、諸般の準備順調に進行し、二月一日を以て業務を開始したり。

東淸鐵道督辨新任

支那側に果して東淸鐵道管理權ありや否やの問題は暫らく措き、支那側は露國目今の情況を利用して管理權を回收せんとの決意を有するもの、如く、東京日々新聞吉林特電に據れば支那政府は二月一日より吉林省長公署隣りに東淸鐵道督辨公署を設け、省長郭宗熙督辨として執務しつゝあり。なほさきに哈爾賓に派遣されたる顏世淸、前吉林交涉員傅疆は參贊に任命さるべしと。

陳錦濤特赦

昨年五月保利銀公司制錢案に關し收賄の爲め懲役三年三ケ月に處せられたる元財政總長陳錦濤は、二月五日「堅確證據なき故特赦を與へられたし」との江司法總長の呈稱に依り約法第四十條に據り特赦されたり。

對支武器供給

泰平組合より支那政府へ賣却の武器第一回分は、神戸商船武德丸(九百噸)に積載三月九日橫濱出帆秦皇島に向へり數量不明なれど價格は約三百萬圓ならんと。又桑港一日發電に據れば支那軍事委員蔣廷梓中將等は、米國當業者より二百萬弗の武器を購入したりと。

四鄭續借款成立

四鄭鐵道建設の爲め日本より借入れたる借款は、金銀比價の激變及び鐵材騰貴の爲め建築費に不足を生じたるよりその補充をなすべく二月七日橫濱正金銀行と交通部との間に續借款契約成立、金額二百六十萬圓期限一ケ年なり。

內治外交

●一月九日の閣議詳誌　昨日は國務例會の期となす午前王總理首として先づ着院續いて全閣員（陸外交曹交通病中に付き高葉兩次長代理出席を除き）全部登閣例に依り開議するや王總長より日程の變更を求め先紙幣維持の辦法及び軍費を續いて分配するの件に就き略討論をなし王總長のみ退席して入府總統に謁見す遂に議事日程に照らし內務提出の防疫辦法を討論し午後に至り即ち散會當日は時局問題解決には論及せざりしと云ふ又一消息には昨日の國務會議は議案極め少なく海軍總長臨時提出の其問題を以て最も緊要の問題をなす其餘は內務財政司法等勅任官の進退問題となす以上各案は均しく一致通過して午後に至り即ち散會したり所有議決問題は內務錢總長より元首に報告したりと云ふ又一消息には昨日の國務例會の最要議案三件は（一）停戰布告を取消し續いて討伐命令を頒布せんと爲すことなれども未だ西南各省の正式返電を得ざるを以て議決する處なし（二）直隸山東兩省の鹽稅を分割して軍費に流通せんとしたるは認可せず（三）防疫は當今の要圖となす京張鐵道には已に醫官を派遣して貨客を檢查せしむ其他京奉京漢兩鐵道にも防疫專務員を增派せんこと其餘の議案は何れも財政交通議案なりしと云ふ又一消息に云ふ昨日の國務院例會は開議時間甚だ短かく時間に對し僅かに各處督軍護軍使張懷芝張敬堯盧永祥等舊に依り主戰の情形を報告し現に重大の發展なきを以て閣員も亦た絕えて發言せざりしと云ふ議する所の例案に至りては目下最緊要の者を防疫問題となす內務部此に對し頗る其事を鄭重になす昨日詳細の報告處分法經

過の手續及び委員を派定する等の事は不日上申して敎令を以て防疫辦法條例を公布すべし第二の問題は財政問題となす軍費及び借欵用途の決定等に關しては皆な曾て討議せり又た山東の財政廳長任用に就いての報告は該省政務廳長を財政に轉任せしむることゝなし今明日中發表の筈なり其餘の議事なかりしと云ふ。（時報）

●靖國聯軍總司令　重慶を得てより後聲勢一振現在萬縣一帶雲南軍を駐紮せしめ嚴重に檢査して四川の交通已に阻斷せらる唐繼堯自ら重慶を得て即ち西南に通電し宣布して川滇黔靖國軍總司令の職に就けり其通電の全文左の如し。

義密錦公養の電報及び敎公養の電報は敬閱す數月來川局事がらす頗る進行の妨をなす今錦帆諸君子力めて紓難を推し義を扶けて翹企す西南の局勢は之れが爲めに增重す此後國仇敵愾益進行に利あり惟滇黔川三省の軍事行動の關鍵は複雜にして統一あるにあらずんば計畫未だ指臂維持の效を收め易からす聯軍總司令を設け以て其成を總ぶるは固より勢の應さに爾かるべき所なり但職責既に重く負荷維れ難なり繼堯猥りに推戴を承り自ら陋劣重任に膺り難を慚づ國難を念することと方に殷にして憩息に遑あらす諸公既に道義を以て相勉む繼堯敢て難に臨み自ら諉敬し當仁の成訓を以て藉りて臨難の決心を明にす爰に本日に于て勉めて川滇黔靖國聯軍總司令の職に就く伏して望む我に嚴言を錫ひ其及ばざるを匡せ繼堯叩印。（順天）

●米國華工募集　英佛兩國は曾て我國各地方より職工五萬人を招募し該國に赴かしめ兵器廠造艦所の工作に當らしむべく我國政府の承認を經て已に既に招募出發せしむべく決定せりと偖又米國政府よりも已に外交部に向て商議して各地方に於て職工五萬人を募集するの承認を經て同國工學師を上海に派遣し事務所を設立し招募に從事せり聞く受負の職工頭は保證金として洋三萬元を提供せしめ以て將來技藝惡劣なるか或は賃銀を先づ領收して避匿する等の諸弊を免れん爲めなり已に銅匠業包築生張財實等三人に向て合資して職工招募の事を受負ひする爲め現に契約規則を定め着手進行中なりと云ふ。（時報）

●哈爾賓安民の布告　昨日（十二月廿日）哈爾賓の來電に曰く鐵道附屬地中國軍隊司令陶祥貴少將及び濱江道尹連名にて諭告一通を發布せり左の如し。

某社會機關の行動は既に法律上根據なくして而して附屬地內の最高機關を以て自て任ず顯らかに條約上東淸鐵道の權利及び中國の主權を侵害するものとなす中國政府は露國人民及其他外國人の生命財產を保護する爲めに必要の手段を講せざるを得ず故に中國兵をして市に入り秩序を維持せしむ一般の市民其れ各分に安し務めに服し驚擾を生ずることなかれと云ふ。

●工業學校卒業生渡米實修規則　上海工業專門學校々長唐文治は兼ねて其筋に同校卒業生の渡米實修規則を呈出して一月六日附を以て認可の指令を得たりと云ふ其規則を錄すれば左の如し。

（一）本校專科卒業生の成績最も優等の者を選び交通部に上

申して米國に派遣し橋梁車頭電氣機械等の會社造製場を指定して分入實習せしむ。

(二)實習期間を定めて二年となす但し必要の情形に因り其筋の認可を得斟酌して期間を延長することを得其延長期間は多くとも一年を過ぐるを得ず其筋に請ひ延期せんとする時は須らく所在會社製造場の證明を要す。

(三)每人渡米の旅費は國幣五百元仕度料二百元期滿ちて歸國の時は旅費米幣二百五十元を給す。

(四)每月の手當は土木工科實習生は米幣六十元電機科實習生米幣二十元とす。

(五)實習生會社製造場に入るの後一週間內に於て其住所及び實習事項を報告すべし本校より其筋に報告す遷徙の時も亦た同じ。

(六)實習生は日記簿を備へ置き每日實習所得の事を以て分別記載すべし三ヶ月每に一回詳細の報告を製し本校に送り本校より其筋に呈出するものとす。

(七)實習生疾病あれば需用の醫藥費は診治の領收證に憑り實費を給す。

(八)實習完了して尙ほ未だ第二條規定の期限に滿たざるも再び他の會社製造場に入り實習せんと欲する者は須らく先づ其筋に請ひ認可を經べし。

(九)實習期內一切の管理の事は留米監督に委託して代りて經理を爲すことを得

(十)實習生如し規則を守らざるか或は實習力めざるあれは留米監督或は所在の會社製造場より本校に報告し其筋に上申して處分すべし。

(十一)實習成績は所送の日記及び報告並に會社製造場給する所の證書及び每月給與する手當と派する所の職務の等級を以て證となす。

(十二)本規則を除く外其餘は交通部外國に派遣修習の實務員規則に照らし辨理す。

(十三)實習生派出の時願書を具へ期滿歸國の後は本部に在りて服務の義務あること承認すべし時に到り本校より交通部に送り試驗の上登用すべし。(時報)

●大總統徐菊人を延見　公府の確息に據るに大總統は南北時局紛糾して解決の希望なきを以て特に今六日午後に於て徐菊人を請じ意見を徵詢したりと云ふ。(順天)

●天津會議と內閣問題　天津主戰派各軍人等先日又連名來電討伐命令を發布せんことを強要し若し採納せざるに於ては自由行動を採らんと此時王總理は口に辭意を稱ふと雖も然れども王總理の辭職は此一場の說話に過きずして尙ほ未だ正式に辭表を提出せず王氏果して辭職の眞意あるや否や尙ほ不明に屬す加ふるに王氏現在の位置を以てするも總理に任ずと雖も然れども時局一切の處置に關しては悉く總統の主持に聽く故に其進退も亦た必ず總統の意思に依りて決定するなり。

更に天津主戰派を觀るに彼等最も切實主張する所のものは固より王內閣を推倒して主戰派內閣を組織するに在り然れども所謂十六省區督軍都統の結束尙ほ十分の聯絡鞏固を缺つ然らば則ち天津會議剝下の急務は卽何れの方面よりか現

內閣をして破綻を發生せしめ以て間隙に乘ずるに便なるの一事に在り曹督軍並に各省代表者は只此手段に就いて日夜焦慮するに似たり記者の某方面より探聞する所に據れば天津最近又た將に十六省區軍人連名して政府に強請して討伐命令を發布せしめんとす其時機は即ち今後兩三日內にあらん故に此等の督軍は再度討伐命令發布を強請せば王內閣を窮地に陷れ已むを得ずして辭職の擧あらんは當さに一週日の後にあらん云々。

現在馮總統の境遇は頗進退維れ谷まるの勢あり南方各派則ち謂く馮氏の口頭の調和は實際決して誠意なし所謂妥協なる者は口頭禪たるに過ぎず畢竟仍ほ愚弄せらると我北方は則ち謂く馮氏は原と北洋派出身に係る今個人の利益の攻擊は甚だ馮總統をして惱悶せし此情勢に因り馮氏或は將に主戰派の意思に從ひ討伐命令を發布せんとするも未だ知るべからず事已に此に至るときは則ち王內閣自ら瓦解せざるを得ず但し時局に通曉する某氏の言に據るに王內閣の瓦解は早くとも一週間以後にあるべし此に於て尙ほ兩難題あり左の如し。

一、馮總統果して責任內閣の實を擧ぐるや否や。

一、縱令ひ責任內閣を組織するも總統果して能く內閣總理を信任するや否や。

右二條件は總統若し誠心を以て確實の保證を爲す能はざれば則ち局面益將に混亂に趨かん云々。（順天）

●靳氏遊日後の感想　靳雲鵬將軍日本に赴き演習を參觀し已に前月に於て歸國せり靳君曰く此度日本に赴き參觀の處極めて多し現在正に詳細の報告を作りつゝあれども未だ告竣せず日本は維新以來進步して是の如く速かなる所以は國家に一定の重心あるに因るあり重心とは何ぞ即ち海陸軍是なり就中元老山縣公は彼國耆碩中極めて欽仰すべきの人物なり吾人は自ら日本に臨み其國家の精神の半以上は我國古代の文物の賜なるを覺ゆ。

西洋近世の文明は我國の如き者殆んど與に比擬を作す能はず又た謂く上原參謀總長と曾て與に政治に談及す大抵一國の人は議論派と實行派の多寡則ち此に由りて比例して國家の强弱を覘ふべしと我國今日滿朝野の國是の定まらずと言ふは殆んど此を以ての故なり記者問ふに近來國內の時局を以てす靳君首を搖かして答へず決して時局に過問するを願はず云々。（順天）

●王總理十六省區に致す電文　王總理前日國會開題に對して屬主張あり昨（一月十四日）聞く大總統は十六省區に對し通電せり其原文左の如し。

（上略）卅一日の電に舊國會は恢復すべからざる者三端を列擧せらるゝことは亞理當然欽佩となす參議院をして約法に依り職權を行使せんと請ふに至りては原と權宜の道を以て變を濟ふの方となす但該院召集の始め既に命令を以て職權を限制す若し範圍を擴充するに過ぐれば則ち汝より出でゝ汝に反り益口實に資せん現在惟參議院に催促して應さに改修を行ふべき諸法律を將て早日究成するあり然る後に法に依りて新國會を召集せば庶くは前大總統憲法を促成するの宗旨と相符さん復辟を尊論したる以後曾に民國再造のみな

らず從前の法令は改變を妨げず惟ふに民國成立難んと艱難を經始めて外交界正式の承諾を得たり若し復辟を以てして而して謂ふも政府は已に中斷して恰も臨時參議院に由り國會の職權を代行すべきが如し則ち破壞を行はんと欲する者益口を其對外界に藉りるを得て危險なくんばあらず詳思審慮せざるべからざるものなるに似たり卓見如何尙ほ惠敎を乞ふ。（下略）（順天）

●某々數督軍對李純　近日北方某々數省の督軍李純を排斥すること甚だ烈し聞く此數省是の如きの激烈なる所以は全く某政客の指揮に由るなり某派政客馮大總統に滿意ならざるに因り遂に某々數省に運動して李を排して以て馮の羽翼を折らんと企だてたるなり李一たび倒るゝや陳光遠一人必ず無能にして馮の力と爲る時に到り馮の地盤全く勢力を失ひ地を掃はん而して某派の目的は達したるなり偖て軍界の確聞に據れば某々數督軍は正に互に相通電して不日李督軍に向て三種の條件を提出せんとする由なり。

（一）大局に對する意見を切實表明せんことを要す。

（二）其民黨との關係の解釋を迫る

（三）其答覆を命じて中央の意思に違背し如し李督軍にして滿意の答覆なきときは即ち聯名して政府に要求し李を罷免す李督軍以爲らく段祺瑞怒りて安徽派の某督軍を以て代りて江蘇督軍と爲さんとすと並に聞く此の事の主動者は安徽省倪督軍なりと云ふ。（順天）

●王總理暫く辭職せず　和議破裂の消息ありしより以來各方面王總理の去留問題を喧傳すれども極めて一致せず或る信ずべき消息に據るに昨日國務會議の時某閣員此事を以て總理に諮詢したり總理は近頃已に暫らく辭職の意きを表示したりと云ふ。（北京日報）

●最近西南主要人物の主張　陸榮廷岑春煊伍廷芳唐繼堯程璧光等西南主要人物仍は當局と頻りに電報往復其主張各同じからず陸は法に依り國會を召集し而して新舊を言はず岑は龍濟光劉存厚を罷免し岳州の防備を撤退するを主張して國會を言はず伍程は舊國會を恢復するを主張して其他を言はず唐は川軍を撤退し劉存厚を罷免することを主張して而して國會を言はず問題は各利害に因り以て主張を爲す議論紛えて一致せずと云ふ。（北京日報）

●一月十二日の國務會議の議案　本日特に國務會議を開き黎天才石星川を討伐するに所要の軍費を籌畫す並に中國銀行發行の七年公債案及び中國工夫を佛國に輸送の規定を討議せり。

又消息に云く本日は國務例會の期となす會議時間甚だ短かくして時局の重要問題に入らず惟議決の例案は左の如し。

（一）江朝宗を以て防疫委員會會長に任命す。

（二）張鵬德を廣西省の政務廳長となす。

又聞く孫某あり意見書を其筋に提出す曰く七年公債を發行して中國銀行紙幣の信用を維持せんとす當日財務當局列席せざるを以て尙ほ未だ提出せず。

盧永祥の報告に曰く孫文上海に於て公債一千萬元を發行すとの說あり恐くは將來外交上糾葛する所多からん故に外交部の報告は已に上海の交涉員及び海關監督に電命して嚴重

に取締を命じたり又浦鹽地方近來形勢切迫居留民保護の爲め軍隊を派遣する等種々會議の後ち即江司法段陸軍兩總長入府總統に報告したりと云ふ。（順天時報）

●宣戰明令電請　馮大總統一月十三日通電發出の後十七省區（江蘇江西を除く）陸續來電ありて主戰に一致すと雖も尙未だ皆て聯名來電ありしことなし偖て總統府某當局の說に依れば直隸山東等十七省區督軍都統（江蘇江西を除く）は已に十三日に於て聯名して中央に電報和議の成り難きを力陳し必ず中央より速に宣戰の命令を配頒すべき事を以てし措詞極めて激烈となす元首披閱の後ち甚だ困惱因つて秘書廳に命じ復電を起草せしむ大意に曰く貴電敬悉諸公の熱誠は邦家の爲めに欽佩に堪へず南北兩方面の實力即ち軍政財政を比較するに均しく能く勝算を得るなり　惟恐らくは戰端一度開けば決して一二ヶ月の能く了する所にあらず姑らく將來の勝負如何は問はず國家の元氣は必ず此大傷に因り將に愈人民を水深火熱の中に陷れんとす故に和局如し一綫の希望あれば則宣戰の明令は輕發に忍びず尙ほ望む諸公共に此意を體し靜かに機宜を待て如し西南能く中央の苦衷を諒し自ら悔禍を知るときは則ち獨り某一人の幸のみあらず亦た全國人民の幸なり等の語ありと但し聞く電文起草の後元首の意再び審愼を加へんと欲すと故に昨日（十四日）午後三時以前には尙ほ未だ發電せざりしと云ふ。（北京日報）

財政經濟

●幣制借款前拂金と軍費　幣制借款一千萬元の調印は已に昨紙に詰るせり偖て聞く該契約の內容は用途を除へ外餘は悉く前回の一千萬元前拂金と同樣にして調印の日より一年間以內正金銀行は東京に在りて中國國庫證券を發行す其交付の法は每回二百萬元として數回に分ちて交付す外間に於ては該借款成立の結果を希望す從來暴落堪へざるの中國銀行紙幣は當さに此に因りて市價を恢復すべし聞く銀行團の意向は前回閣議に於て某々閣員の主張あり前拂金全額の十分の四を以て用ゐて軍費となす而して此項の借款は決して軍事性質にあらず必ず須らく用ゐて軍費となさゝるの確證を得て方さに交付を肯んずべしと聞く政府は所謂確實の保證に對しては頗る措詞に難きを覺ゆ即ち直接使用せざるも間接使用するも皆な軍費に用ふることを爲すを以てなり。（時報）

●幣制借款の近聞　政府籌商する所の幣制借款の交涉は已に多時にして中間屢ゝ挫折を來せり王總長接任の後庫藏空乏幣價下落急に法を設け維持せんことを思ひ該借款に對しては積極籌劃して其必成を期し新年第三日に及んで始めて該契約の完全に訂約成就を見たる次第なり聞く此次の借款は總數を一億圓となし現に三千萬元を渡し頃日即ち三井銀行より一千萬元を交付し其餘も續々分付すと云ふ並に聞く政府は近日各方面より軍政の經費を要求すること甚だ亟々なり先づ此種の惡支用の金あるを以て急に其成立を望みたりと云ふ又一消息に政府曾て先月二十日に於て四國銀行團に請求して幣制借款を以て先づ一千萬元を交付し以て中

國銀行兌換準備金に充てんとせり故に四國銀行團代表は先月廿七日に於て滙豐銀行にて集議して異議なかりしを以て遂に翌廿八日に於て正式に中國政府に答覆したり但し提前交付の形式は目下英佛露三國共に交戰中金融極めて不便を爲す故に決定は仍は從前の大借款千萬元提前交付の例に倣ひ四國銀行團の名義を以てし仍は日本より單獨擔任す其條件等は此後即ち中國政府より日本代表と交涉し大約本日（一月五日）內には成立すべしと今日四國銀行團再び會議を開き該問題及關鹽兩稅等の問題に就き商議すべしと云ふ。（北京日報）

●幣制借款前渡金一千萬元　政府曾て銀行團に向て前渡一千萬元を要求したり聞く政府方面にては昨日（一月五日）東京より來電あり此要求は已に認可を得て已に正式調印を經一週間內には前渡を受くべし其餘の一千萬元は尙ほ須らく再び相當の期日を定め交付せらるべし該金の用途は幣制改革の爲めにする外には行政費となすと云ふ又昨五日東京の來電に曰く第二回善後借款前渡金交付の交涉は已に圓滿進行して雙方調印したりと其契約の內容は現金額決定して先づ一千萬元を交付し其餘の一千萬元は適當の時期に於て交付するの定めなり該金の用途は政府の欲する所に任すと云ふ。（北京日報）

●關稅委員會成立　修改現行輸入稅則萬國委員會は已に正主任曾述棨君より各國總領事及び商務委員等一月五日午後二時を定め總商會樓上に於て成立大會を開會する筈なり列席の各列國の委員名左の如し。

ベルギー總領事シエフト氏
絲置業委員戴納格利（ダイナコーリ）氏
英國總領事トーレイス氏
英國參贊委員傅（フ）氏
同委員ポーライト氏
米國總領事ヅアメンス氏
同主任委員アンリト氏
同委員ッアイコー氏
同秘書フルトン氏
佛國總領事ウエリート氏
同遠東商務委員リンナイト氏
同上海佛國商會總理マーテー氏
同本總領事有吉氏
同副領事岸氏
同稅關監察官早川氏
同農商務技師大仙氏
露國總領事コーラス氏
同浦鹽海關監督ラトキン氏
デンマルク國總領事業斯考（スコー）氏
同委員葛南關（コーナンシー）氏（上海實業洋行總理）
オランダ總領事ライス氏
同委員クーオン氏（好時洋行經理）
イタリヤ國總領事德樂時（トーロータ）氏
同絲置業委員德乃寧（トーナイニー）氏
ノルウエー代理總領事ナイオン氏

スエーデン總領事ホートメン氏
イスパニア領事バイランス氏
葡國總領事アヲリウエス氏
瑞委員ラーホー氏
巴(パーシー)西國領事ライース氏
又聞く當日の會場掛は會正主任より交涉公署の譯官楊□堂に囑して斯の職を擔任せしむと云ふ。(時報)

●關稅條約期限短縮計畫　中國前に各國と訂結する所の關稅條約は原と十年を一期と定め一回修正することになしたりしが聞く關稅改修委員會主任會述榮氏は十年を以て期限となすは長きに過ぎ其間物價の高下一ならず勢必ず關稅に影響を及ぼさんと爲し此次稅則を改修する機會に乘じ提議して三年或は五年に短縮して一回修正すと云ふ。(北京日報)

●南方濫發紙幣不承認　現に雲南廣東廣西湖南等四省南軍の統兵長官が軍費の不足せるに因り私かに軍用紙幣を印刷し盛りに商民に向て强迫使用せり最近兩月來發出したる數は已に一千三百萬元に達せり將來和議成立せば此の債票は諸を政府の償還に歸し固より別段の問題の發生することなかるべきも倘し和局妥協の希望なければ此種の債票は害を商民に貽すことは殊に鮮少にあらず更に恐る外國人の被害に因り重大の交涉あらんことを聞く大總統は外交財政兩部に命令して速に該軍用紙幣の通用を阻止するの辦法を企圖すると一面には政府の名義を以て駐京各國公使に照して中央政府は此紙幣を承認せざる理由を詳告し嗣後何國人民に論なく此紙幣を有する者は政府は概して責を負はずと云ふ。(順天)

●貨物運搬疏通の返電　上海總商會交通部の返電に接す曰く(十二月三十一日)の電報を閱悉す入冬以來津浦等の鐵道は軍用頻繁にして一切の車輛は專ら軍用に供し以て沿路の商貨の屯積を致し一時未だ輸送を爲す能はずと目下已に本部より各路に分令して貨物を疏するの辦法を圖り力を竭して車輛を適當に分配して運搬を計畫すべし尙ほ各該鐵道に命令して工事用車輛をも運輸上に應用すべきを以てせり一面には部員を津浦各驛に派遣して商貨の積滯の情形を實査せしめ全局に涉り適當の計畫を立て後日通告に及ぶべしと。(時報)

●全國廢鐵を購買するの黑幕　本港聚益五金公司外國居留人の名義を以て全國の廢鐵を購買することを運動したる由は曾て前報に記載したるが今此事を熟知せる張某の言に據るに該公司の內容は總理許某協理自某と某國人と會合組織して成立せり且つ某國某商會より創立費として先づ五萬元を提供し上海に本社を設立する外に北京に辦事處を分設す前段內閣未だ倒れざる前曾て某次長に運動して許すに認可を以てしたるの後ち手續料として十萬元を送れり段氏內閣を去り事遂に中止したり現に段芝貴陸軍部に長たるに因り該公司又力めて進行を謀り一面財務部某次長に運動し財政の困難を以て詞となし陸軍部の認可を要求し又た陸軍部軍械司某司長前に此事に反對したるに因り特に該部某參事に託し許すに認可を以てするの後は仍ち十萬元の手數

料を贈らんと申込しかば某司長爲めに動かされ已に意を北京支店辦事處に授け乃ち公司の名義を以て直ちに願書を陸軍部に提出して大に全國各省の廢鐵を購買する等の事件を生ずるを致せり浦口に於て廠を設け鎔化し海兵工廠に請ふて先づ試驗を行ふとなり鐵價は陸軍部より批定して每噸三十元となす事成るの後は手數料の外に再び金一成二分を提供して部中諸人の報酬となす由なり前日該部は已に開會謀議して認可の事を預備したりと並に同公司に命令して陰曆年內に於て先づ保證金百萬兩を上納せしむべし云々。（時報）

●外人廢鐵買收の恐慌　鋼鐵は近頃世界繁用品中の一となす吾國漢冶萍及山西兩處に鑛產ありと雖も但歷年の產額甚だ少なく本國各種の用途に供給して不足の虞あり故に常に供給を歐米舶來品に仰ぐこと甚だ巨額となす奈んせん歐戰發生以來各國軍用品を製造するの關係よりして輸入日々減少せり即ち米國も亦た鋼鐵輸出禁止命令を發布するあり日本も現下鋼鐵原料の頓に缺乏を見て吾國の各港に於て大に買收を事とせり近聞に據れば當局に運動して買收處を設立して生熱爛舊を論せず一般買收し將に當局と成約の事あらんとす本港の各鐵商は此消息を聞き大に恐慌を爲し均しく私かに本國の廢舊の鐵料の買收に着手したるを以て鐵價に暴騰を來し鋼鐵と連帶の各業に其影響を受くることも甚だ大なり是れ當に商業の妨碍のみならず國際上に關係あり昨聞く該業有力者は集會を催ふし維持の辦法を會議すると同時に國產保護上將又商業の前途を顧慮して發電政府に忠告するあらんとすと。（時報）

彙報

（自二月一日至二月十五日）

國際關係

▲漢口租界防備方針　（漢口特電十一日發）　領事團義勇兵軍團の代表は數回會議の結果必要の場合は我派遣隊と協力して租界を防備するに決す。（二日、時事）

▲漢口租界の保護　（北京特電一日發）　漢口領事團は南北軍司令官に對し漢口市街に於て南北軍戰端を開かざらんことを交渉中なるが之と同時に日英米三國陸海軍及び英米露佛義勇隊をして漢口各國租界を防備せしむることゝし既に我が駐在軍司令官神鞭少將を防備隊總司令官とする事に決定せり（三日、時事）

▲艦船射撃事件總統令　（北京特電二日發）　楊子江航行中の米國軍艦及び英國汽船に對し北軍が射撃を加へたるに對し兩國公使は支那政府に向け抗議する所ありたるが政府は一日附大總統令を以て公布して曰く各國居留民は之が保護を重んず可き旨屢々命令せり唯だ現下大局未だ安んぜず亂民亂兵、土匪盜賊等に於て英米の軍艦汽船等に損害を與へたるは殊に痛恨に堪へざる所なり當に各地方官憲の軍民長官は直轄する同時に各省督軍省長等に對し外國人の生命財産を十分保護す可きを命ずと。（三日、時事）

▲外債取締り命令　（上海特電二日發）　北京外交部は上海交渉員に宛て訓令して曰く中國官民等外國商人と國家の主權及び地方公産に關係の契約を締立し鐵道を商辦し各省の鑛山、外債を借用する等のことあり右は中央政府の許可なくば有効ならず本部より既に外國公使に通知せるに近來又各省中に債券を發行し外國人より借款せんとするものあり茲に置れて右の訓令を發へ今後の災を防ぐ交渉員は是等を取調べ禁止に從はんことを命ず。（三日、時事）

▲支那軍器購入　（香港特電一日特派員發）　支那軍事委員は近く華盛頓に於て米國政府の手より千二百萬弗の銃器及軍需品を受取爾に此上の購入契約をなすべし。（三日、日日）

▲濱江護軍使設置　（吉林特電二日特派員發）　支那政府は哈爾濱の鎭定するを待ち濱江鎭守使を設くる計畫なりしも今回其位地を高めて濱江護軍使を設置するに決し最に北京より派遣され事情を調査せし加宗瀛中將を任命し又張曾沚將を副使となすべく近く發表せらるべし又今回哈爾濱に稅關を設くる事に決し東清鐵道長官ホルワット長官の同意を得たりと。（三日、日日）

▲日本製武器の用途　（北京特電三十日發）　此程日本より購入せる總額金一千萬圓の武器中第一回輸送分は青島に陸揚後鐵道にて不日北京へ到着の筈なるが右武器の使用方に關しては支那政府に於て未た何等具體的計畫に着手せず取敢ず段陸軍總長をして保管せしむる筈なり但し最初の武器購入計畫立案者たる段祺瑞氏は北京に模範團四箇師團を新設せんとせるものなれば是等の軍隊が全然段派の機關たる可きを知れる馮大總統は軍隊の新設に依て氣乘りせざるものゝ如くなるが陸軍部内に於ては皆て袁世凱に依り設立せられ現に一混成旅團として內苑に駐屯せしめある軍隊を基礎として模範團を新設し之をして日本製の武器を使用せしめんとの議論有力なり。（四日、日日）

▲日本疎外さる　（北京特電二日特派員發）　一日大總統令を以て外人保護を嚴訓し特に外國輕船の損害を調査辦理せよと命じたるが右は英米兩國公使が外交部に抗議を提出し損害賠償を求めたる爲なり即ち英國側は汽船七隻軍艦四隻に損害を受け艦長一名船客一名の死者を生じ一隻は座礁し又米國側は軍艦ヨノカイ號に死者一名、負傷者若干名を出せし爲抗議を出せしものなり而して同じく船舶を砲撃せられたる日本に對し英米兩國公使が事前に於て何等の協議をなさず事後に至りて日本側の質問に對し日本船舶の損害は英米の如く大ならず從つて協同抗議を協議する必要を認めざりし旨を答へたり近來英米公使相接近し日本を疎んぜんとする傾向あり。（四日、日日）

▲我は支那に抗議せず　（北京特電二日發）　支那政府は既電の如く

昨日付を以て長江沿岸の北軍が英米軍艦及商船に損害を與へしに就き謝罪的命令を公布せるが我汽船を砲撃したる事に就ては毫も言及せざるを以て芳澤代理公使は若し英國損害の程度にして日本と同一なるに於ては支那政府に對し日本を除外したる理由を質問せんとて取敢ず今朝英國公使ヨルダン氏を訪問し英國損害の程度を問合せたる處支那兵の爲め砲殺せられたる英國船は七隻の商船（其中には英國旗を揭げたる支那汽船あり）四隻の軍艦にして損害は船長一名と乘客一名即死商船一隻砲撃を避けんとして淺瀨に乘上げたる等我大元丸が單に砲撃せられたるのみにて未だ大なる損害を受けざると比較すべくもあらざるを知りたるを以て右大總統令に關し支部政府に抗議する事は之れを中止せり。（四日、時事）

▲日本と終始共同せん　（二日北京特派員發）　青木中將は一日總統訪問の際露國過激派が事を構へんには日本は四個利亞に對し機宜の措置を執るに至るやも測り難く支那も亦邊疆危險ならば之に對し如何に處するやと質問せるに張總統は日本と終始共同す可く支部は之が爲め防備に對しても意を用ゐ居り且二個師は之に充てあり斷じて內亂に使用せざる可しと答へたりと。（四日、朝日）

▲北京外交部訓令　（二日上海特派員發）　北京外交部は上海交涉員に宛て訓令して曰く中國官民等外國商人と國家の主權及び地方鑛產に關係ある契約を締結し鐵道を處分し各省の鐵山外債を借用する等の事あり右は中央政府の許可なくば有效ならず本部より既に外國公使に通知せるに近來又各省中窃に債券を發行し外國人より借款せんとするものあり茲に重ねて右の禁令を發へ今後の禍を防ぐ交涉員は是等の禁止に從事せん事を命ず。（四日、朝日）

▲東淸鐵道佛國讓渡　（二日哈爾賓特派員發）　北京よりの通報によれば東淸鐵道を佛國に讓渡する件に關し支那政府と交涉の爲め目下北京に滯在中の東淸鐵道本社員プチロフ氏は本件に關し近々佛國に赴くべしと。（四日、朝日）

▲東淸鐵道辦事處設置　（二日長春特派員發）　郭吉林省長の管轄下に委員二人、諮書長一人、辦事員十二名を置き委員は哈爾賓に駐在し其規定は督辦の任命を以て長江沿岸の北軍が英米軍艦及商船に損害を與へしに就き謝罪的命令を公布せるが我汽船を砲撃したる事に就ては毫も言及せざるを以て芳澤代理公使は若し英國損害の程度にして日本と同一なるに於ては支那政府に對し日本を除外したる理由を質問せんとて取敢ず今朝英國公使ヨルダン氏を訪問し英國損害の程度を問合せたる處支那兵の爲め砲殺せられたる英國船は七隻の商船（其中には英國旗を揭げたる支那汽船あり）四隻の軍艦にして損害は船長一名と乘客一名即死商船一隻砲撃を避けんとして淺瀨に乘上げたる等我大元丸が單に砲撃せられたるのみにて未だ大なる損害を受けざると比較すべくもあらざるを知りたるを以て右大總統令に關し支部政府に抗議する事は之れを中止せり。（四日、時事）

▲日本と終始共同せん　（二日北京特派員發）　青木中將は一日總統訪問の際露國過激派が事を構へんには日本は四個利亞に對し機宜の措置を執るに至るやも測り難く支那も亦邊疆危險ならば之に對し如何に處するやと質問せるに張總統は日本と終始共同す可く支部は之が爲め防備に對しても意を用ゐ居り且二個師は之に充てあり斷じて內亂に使用せざる可しと答へたりと。（四日、朝日）

▲北京外交部訓令　（二日上海特派員發）　北京外交部は上海交涉員に宛て訓令して曰く中國官民等外國商人と國家の主權及び地方鑛產に關係ある契約を締結し鐵道を處分し各省の鐵山外債を借用する等の事あり右は中央政府の許可なくば有效ならず本部より既に外國公使に通知せるに近來又各省中窃に債券を發行し外國人より借款せんとするものあり茲に重ねて右の禁令を發へ今後の禍を防ぐ交涉員は是等の禁止に從事せん事を命ず。（四日、朝日）

▲東淸鐵道佛國讓渡　（二日哈爾賓特派員發）　北京よりの通報によれば東淸鐵道を佛國に讓渡する件に關し支那政府と交涉の爲め目下北京に滯在中の東淸鐵道本社員プチロフ氏は本件に關し近々佛國に赴くべしと。（四日、朝日）

▲東淸鐵道辦事處設置　（二日長春特派員發）　郭吉林省長の管轄下に委員二人、諮書長一人、辦事員十二名を置き委員は哈爾賓に駐在し其規定は督辦の任命を以て

の際外交部特派員として來長せる顏世淸及前吉林交涉員傅疆諮書長は前吉林財政廳長高翔なる可く目下吉林に於て其他の人選及び事務開始の準備中なり（四日、朝日）

▲哈市に護軍使公署設置　（二日長春特派員發）　支那政府は哈爾賓現下の情勢に鑒み高等機關の必要を認め同地に護軍使公署を設置するに決し何宗蓮を護軍使に張昌宗を副使に任命する由なり。（四日、朝日）

▲敵國人監禁決定　（二日北京特派員發）　敵國人追放問題は二日の國務會議に於て議せられたるが敵國人を全部國外に追放するは至難なれば一定の場所に監禁するに決定せり。（四日、朝日）

▲日本軍艦に發射　（某所着電）　岳州附近城陵磯に於て長江警備の任にある我隅田艦は三十一日北軍の爲め小銃射撃を受けたり右に關する交涉即時開始さる。（四日、朝日）

▲露委員の主張　（二日上海特派員發）　露國亞細亞領事關稅改正委員は支那委員に對し彼は單に海上よりの關稅改正に關する權限あるも陸路關稅に對しては露西亞單獨の條約あり夫に關する權限なしと通知せり。（四日、朝日）

▲米國兵器供給　（某所着電）　三十一日の紐育トリビューンは左の如く記載せり

支那は延期を承諾せられたる國際賠償金を其費用として既に佛國へ軍隊輸送を開始せりと尙目下滯米中なる支那軍需品委員は價格二百萬弗に相當する武器及び軍需品の引渡しを受けたるが續いて注文する筈なりと。（四日、朝日）

▲後藤男等に贈勳　（二日北京特派員發）　馮總統は曾交通總長の申請に依り支那の交通事業に功勞ありし日本人に對し夫々勳章を贈呈せり內主なる人は後藤總裁、木下淸夫（鐵道院）川上俊彥、龍居賴三（滿鐵理事）井上準之助、小田切萬壽之助（正金）六氏なり。（四日、朝日）

▲武漢中立地帶の議　（一日漢口特派員發）　漢口維新會は三十一日各界者四名を領事團會議に列席せしめ漢口治安維持の爲め武漢兩地を中立地帶となし戰闘區域を限局せん事を協議し其旨を領事團に打電せり。（四日、朝日）

▲國務院拒絕す　（三日北京特派員發）　三日主席元は中央に宛て漢口

領事團と漢口總商會より漢口を南北兩軍交戰地域外に置かん事を要求せりと報告し訓令を請へるに對し三日國務院は返電して現在の戰局より見るに總て來に應じ難し且是より外人干渉の先例を遺すべからずと云々と返電せり。（六日、朝日）

▲大總統令發布　（二月三日外務省着電）　二月一日附を以て左の如き大總統令發布せらる

支那に在留せる各國商民に對しては十分に保護方應用命し置きたるが目下大局安定せざるの際忠實堅利等の地方に於て英米の軍艦汽船を撃傷せる事件ありとの報告に接し誠に痛恨に堪へず就いては當該軍民長官をして責任を以て取調べ懲辦せしめ且各省督軍會長官をして所管下に於ける外國人の生命財産を必ず隨時切實に保護せしむ。（五日、朝日）

▲北滿洲を擾亂せんとす　（北京特電五日特派員發）　露國過激派は西伯利より北滿洲に入り擾亂を起さんとする計畫ありリューチンは既に潛伏して黒龍江督軍より右に關する警防策を上申し來れるを以て五日の國務會議に提出さるべしと一部にては滿洲に駐辦邊務の職を設け有力者を派遣すべしとの說あり。（六日、日日）

▲支兵哈爾賓行辯解　（露都ウェストニック社三日發）　在露都支那公使館は公報を發し若干新聞紙上に見ゆる支那軍隊哈爾賓占領說を否定せり曰く支那軍隊が哈賓爾を占領せりと云ふは誤れり抑も哈爾賓は支那領土なるを以て支那政府は秩序を恢復し且つ同地在留内外人の安全を保證せんが爲め主權國の義務と一致する處置を取れるものなり加ふるに支那政府が右の處置を取らざる可からざるに至りしは千八百九十六年東清鐵道會社と締約したる協約を遵行せんが爲めにして支那は此の協約に於て該鐵道の線路及び從業員の保護を約せるなり支那共和國は露西亞の善隣の國なり露西亞に於ける民主々義の發展を妨ぐるの意毫もなし露都駐劄支那公使と露國在外務省は露境に於ける東清鐵道と其の交通に關し最も友誼的の方法を以て交渉しつゝあり東清鐵道の管理は前露西亞政府の干渉に依り甚しく困難せられしも此の障碍も今や露支兩國に依りて支配せらるゝや疑ひなしと。（六日、時事）

▲日本行貨物禁輸解けん　（五日北京特派員發）　支那政府は露國過激派に對し物資の供給を禁じ北滿より滿洲に向ふ貨物は一切輸送を禁止せる結果日本行き大豆、豆粕、糧油等の輸送困難となり日本商人の迷惑一方ならず勞澤代理公使より支那政府に交渉中なり支那も主義に於て異存なく日本に向ふ貨物に限り近く解禁の運びなり。（六日、朝日）

▲滿洲官憲の排日　（三日奉天特派員發）　北京政府は大正四年日支條約の締結後間もなく邦人の土地商租を不可能ならしむる爲め若干の秘密訓令を發し從來邦人の土地商租は常に妨害故障を申立られ成立したるもの尠く之れ無く最近に至り前記秘密訓令初めて邦人の手に發見され日支間の重要問題となれるが滿洲に於て日支親善が僅かに表面の唱道に止まり曾て其の事實に現はれし事なく久しく排日思想の關浸せるは此等の訓令に基く官憲の不法行爲が限なく民間に現示され居る爲めなり滿鐵沿線を離れて奥地に進めば土地商租禁止貼紙は寺院祠堂の如き人足繁き所に公然貼附され兵だしきは地方官憲にして邦人排斥の暴行を（殺害の程度迄）煽動し國際上默許すべからざるものあり山東省議會議員王鵬の一群は滿洲に於て普く祕密に配布され排日思想の之に依つて助長せられし事亦鮮からず奉天總領事は之に就ても張奉天督軍に其の善後の配布を禁止すべく抗議を申込みたり去月二十九日に於ては當地直隸同館に在奉直隸人の祕密會議を開き東邊鎭守使馬龍潭、瀋陽縣知事朱佩蘭、前第二十七師團參謀長馬凱等の有力人物悉く集まり朱縣知事は我直隸人にして日本側の設置せる實業軍事政治等一切に亘る侵略機關に關係盛力する者あらば我が會館は之を奉天より放逐し我が會館員にして日本人と土地財産及び屋舖等の關係を結ぶ者は嚴重制裁を加ふべしと主張し滿場に贊同を求め甚だ不謹愼を極めたり張督軍が本年一月一日より實施する管の土地商租禁止令に對する奉天總領事の抗議により右訓令を撤廢せざる限度に訓令を布達したる時朱縣知事は各鄉村に其の筋の許可を得ずして外人に土地を商租したるものは各村村長をして之を逮捕せしめ警に送つて審判すべしと圖滑に禁止の旨を表現したる命令を發したり朱縣知事は邦人殺害の錦州事件に關係ある當時の同地縣知事にして當地前清瀋縣知事經驗實が日支人間に土地問題を醸成し其の親日の顏る厚きを會議會を及び縣知事會より

張督軍に聘廻見職され其の後任として當地に來りしものなり彼の張督軍に阿附する排日行動は邦人間に怨嗟甚だ高し尚ほ在住邦人の更に最も遺憾とするものは張督軍を初め滿洲官民が唯邦人のみを排斥して其の他の外人を排斥せざるにあり聞く洮南府に於ては米國宣教師近頃同地に於て一般人民に資金貸與を開始し貸出區域は次第に擴張して南滿沿線に及べり我が東拓會社が洮南支店を開設せし時奉天米國領事は張督軍に或種の抗議を申込みたるやに傳へらるる其れやあらぬか支那官憲は米貨貸出に何等排斥がましき事を敢てせず寧ろ之れを歡迎する傾きありと。（六日、朝日）

▲排日知事罷免要求　（五日奉天特派員發）　奉天會議場旅順方面の三縣知事は排日行動の最も顯著なるものとして奉天總領事は張督軍に其免職を要求せり。（六日、朝日）

▲東清督辦公署　（吉林特電四日特派員發）　支那政府は最近哈爾賓の秩序亂れしを機會に多數の兵を派遣し遂に東清鐵道沿線各地の警備に當らしめしが同時に東清鐵道敷設の際締結せられたる條約に基き長く缺員となり居れる東清鐵道督辦を任命する事となり吉林省長郭宗熙氏を督辦となし二月一日吉林會長公署の隣に東清鐵道督辦公署なる門標を掲げ事務を開始せしが督辦の外全署官を任命する事となり最に哈爾賓に派遣せられし顧世清氏及元吉林公署特派員たりし傅疆氏の二名を之に當て近く發表すべしと。（六日、日日）

▲敵人追放問題成行　（北京特電四日發）　獨墺人追放問題は屢々協商團團公使團會議に附せられ首席公使たる英國公使ジョルダン氏は引續き支那政府に對し速かに敵國人を南洋に追放せんことを勸告しつゝあれども支那政府部内にては參戰督辦段祺瑞、陸軍總長段芝貴、農商總長田文烈等所謂段派は民國の體面上海外に放逐せず支那國内一定地域に收容し支那警察權の下に監禁することゝし又監禁す可き敵國人も特に政治關係を有し陰謀の慨れある獨墺人に限ることゝなす可きを主張し居りて協商側の希望と一致せず從つて追放實行までには尚ほ相當の時日を要す可し。（六日、時事）

▲日本貨込軍器到着　（四日北京特派員發）　日本より買入れたる軍器の第一回受渡し分は四五兩日中に秦皇島に到着すべく之を積めるは山東丸相模丸にて山東丸は四日到着する筈第一回分は金額約一千萬元にして大砲三百門、機關銃數百挺、小銃五萬挺、彈藥五百萬發なりと風説は右軍器を關東軍に使用するに至らば一大事なりとし馮總統も說服が是に依つて勢力を增ならしめんとて共に憂ひ居れり。（六日、朝日）

▲南軍の謝罪　（北京特電四日特派員發）　帝國軍艦隅田は漢口より宜昌に滿航中南軍の射撃を受けたるより菊池艦長は南軍司令官に抗議を申込みたるに之に對し南軍參謀長は菊池艦長を訪問し謝罪の意を述べたる上今後日本國旗を掲ぐる日本船艦に對しては決して射撃せざる旨を言明せり。（六日、日日）

▲禁出抗議　（北京特電五日特派員發）　支那政府が國内に物資の輸出を禁止したるは滿洲里方面のみならず北滿洲より浦鹽を通過して日本に輸入する原料品も同樣禁止され貿易上の打撃大なるを以て芳澤代理公使は目下支那政府に抗議中なるが最に露國公使よりも抗議ありたれば支那政府は近く解禁すべき意嚮なりと。（七日、日日）

▲大亨丸臨檢さる　（北京特電五日發）　瀨川漢口領事軍艦隅田艦長等より南北兩軍に對し屢々嚴重なる抗議を提出せる爲め宜昌、岳州間の航行は昨今漸く安全となりたる所岳州の上流四哩の地點に於て南軍は航行中の我が大亨丸に對し停船を命じ五名の兵をして臨檢せしめたる快舉遲過を許せり。（七日、時事）

▲米國より武器購入說　（五日北京特派員發）　今回支那政府より昨年十月米國に派遣せる軍器購入委員を通じて米國より米貨二百萬弗分の軍器を購入せりとの報あり日本の武器賣込に關係せる當事者は曰く「米國は自由に軍器を支那に賣拂へり軍器賣込に對し異議を言ふ者は日本に對してのみなり軍器は決して内亂を助長せず内亂の原因は他に在り」と。（六日、朝日）

▲佛國東清讓受問題　（五日哈爾賓特派員發）　哈爾賓支那經濟會が東清鐵道を佛國に讓渡すべしとの風説の眞否如何を問合せたるに對し北京政府は風説あれども此件に關しては未だ何等の交渉にも接せざる旨回答せり。（六日、朝日）

▲支那を擾亂せんとす　（倫敦ロイテル六日發）　在露佛ダイユス氏

借員の報告に曰く過激派内閣員連は支那南方に於ける中央政府に對する自治運動に援助を與へんとの提議に關し商議中なりしが此の趣意を以て支那に使者を送らんことを提唱せり蓋し其目的は支那が食料品を露國に送ることを拒絶せるを打破らんが爲めに社會主義的革命運動を起さしめんとするにありき。（十日、時事）

▲對支抗議　（奉天特電八日特派員發）　赤塚總領事は七日午後三時張奉天督軍兼省長を衙門に訪問し土地商租問題に關し約四時間に亘り嚴重に抗議する處ありたる結果遂に公布せる訓示を取消し且陰曆正月匆々地方官を召集して各地方に於ける排日的事實に就き調査し將來斷じて斯かる傾向無きの處置を取り日支親善の實を擧ぐる事に努力すべしとの言質を得たり。（十日、日日）

▲歐洲兵の準備　（九日北京特派員發）　歐洲出兵に關する準備に就き聞く所に依れば新に四個師の新軍を編成し軍司令に靳雲鶚、曲同豐を任するに內定し出兵費は亞米利加より協商國に貸與せる一部を借受け武器は大部分日本より買入るゝ事となり其一部は既に到着せり目下將校下士の教練の爲め軍隊組織の計畫あり又下士三人に佛蘭西語を習得せしむる計畫もあり出兵の實行は尙時日を要すべし。（十一日、朝日）

▲參戰借款の魂膽　（北京特電九日發）　支那政府は協商側の要求せる在支那獨墺人驅逐の交換條件として協商側に對し參戰借款を提議す可しとなし政府機關紙は早くも米國と銀二千萬圓借款交涉進捗せりと報じ居れども右は故に米國借款說を吹聽して日本の朝野を動かし日本より參戰借款の名義を以て新に資金を收收しアゝ能くば其一部を南方討伐費に流用せん魂膽なる可しとの評高し。（十一日、時事）

▲購入武器の使途　（北京特電九日發）　此程秦皇島に陸揚されたる泰平公司より購入の兵器は京奉鐵道にて 天津經由北京に向け輸送を開始せるが其使用法に付き參戰辦理處段祺瑞氏の腹心等は頻りに協議を凝れ居りし所此程曲同豐氏先づ從來の練武堂を改革して將校教導團とし別に普通教導團を新設し北京に二個の教導團を置き先づ北京に日本より購入の 兵器を供給す可しと提議せり。（十一日、時事）

▲北京へ武器輸送　（大連特電九日發）　昨年六月頃丸尾千代太郎なる者來り大砲其他小銃數千挺を同年十二月十日北京へ送りたるが第二回輸送を本月、第三回輸送を三月初旬行ふ由にて是北方援助なりと云ふ者あれども裏面には何等か秘密潛在せりと云ふ。（十一日、時事）

▲排日行爲頻々　（鐵嶺特派員發）　頃日鐵嶺附近の支那農民は聯合して千二百晌（一晌は我七段歩の土地を指す）に低利資金を東洋拓殖會社に仰がんと既に其借受け下契約を結び鐵嶺公署事務所（支那役所）に土地商租に關する調査方を出願せるに同所は是に對し張督軍の嚴命に依り土地商租問題發生を理由として斷然是に應ぜず却て村長に命じて右契約を禁ずる旨を農民等に通達すると共に都市支那半官半民組織の鐵嶺地方貯蓄公開銀行を以て東洋拓殖の侵入に對抗せしむる策を執り居れり此行爲は支那側に取て利權擁護ならんも農民の自由意思を束縛するものにて排日思想に基く事勿論なるより我官憲は目下是が取調中なり。（十一日、朝日）

▲汽船砲撃　（漢口特電十日特派員發）　過日岳州の下流に於て元亨丸並に大元丸は又復南軍の爲に射撃せられ大元丸は四彈を受けたり英國汽船ニーナ號も亦攻撃され其保護軍艦カットコック號は一定時間應戰せり其結果英國汽船會社は上流の航路を休止するに決せり南軍は江岸に大砲を列べたれば危險云ふべからず。（十二日、日日）

▲滿洲商租妨害　（某所着電）　鐵嶺其他遼陽に於て日支兩國人は商租の紛糾を避くる爲めの目的を以て該兩地に於ける商務會に交涉事務所を設置し此等の事務を開始する事となれり然れども該事務所は却て商租契約を締結するものなりとも評判せられつゝあり。（十四日、時事）

▲油頭鹽稅差押　（某所着電）　油頭を占領せる奉南軍は同地の鹽稅收入を差押へたるが該鹽稅は外債の擔保と爲り且つ之れを使用する場合は大小共に銀行團と協議せざる可からず故に十二日北京に於ては關係各國四公使は會議を開き廣東油頭に訓令を發したるに依り日英佛露領事は共同して油頭の鹽稅差押へを解く事に奔走し四國領事は南方側に交涉する筈なり。（十四日、時事）

▲張勳氏解放交渉　（北京特電十三日特派員發）　和蘭公使は支那政府に對し目下和蘭の保護下に在る張勳氏を解放し一時奥地に居住せしめ然る後其自由意思に委せて外國に旅行せしむべしと主張し支那政府は目下協商國と交渉中なりと。（十五日、日日）

▲獨人三名捕縛　（北京特電十三日特派員發）　ヘルフェート軍器公司支配人ヘルフアド夫妻及前德華銀行業者ルムドルフの三名は軍器密賣及阿片密輸入の件にて十二日午後支那檢察廳の手に捕縛せられ檢事局に拘留し目下取調中なり。（十五日、日日）

南北情勢

▲討伐命令宣布　（北京特電廿一日特派員發）　馮總統は總理王士珍氏以下各總長の副署せる討伐命令を發し停戰命令を奉ぜず戰端を開き自主を宣言せる石星川、黎天才兩氏と聯絡し四方に擾亂を起し外國軍艦を砲擊し岳州を陷れ武漢を窺ひ人民を慘殺する譚浩明、程潛氏等を痛責し特に明かに討伐を命じ總司令曹錕、張錫元、張敬堯氏等をして新兵を徵發せしむと宣言せり同時に曹錕氏を剿湖宣撫使、張敬堯氏を岳州軍總司令となし各軍隊を統率し速に恢復を計れよと命じたり。

（北京特電廿一日特派員發）　大總統命令全文左の如し

前月廿五日の停戰布告は保境安民と共に大局を緩ぐ爲萬々勸諭し枉げて優容を與へ中央が平和を愛する苦衷は全國の諒する所ならんと期せしに王占元等の報告に據れば譚浩明等の部下は此時機に乘じて進擊し自主を宣言し土匪と結び庶民を擾害する石星川、黎天才等を反軍と認め援助の名を藉りて四方に擾亂を起し甚だしきは外國軍艦を砲擊し外國と交渉を惹起し又岳州を陷れ武漢を窺ひ衆を擁し民を害す是れ前回の布告が戰鬪を息め民の爲に命を乞ほんと期せるに反し我民を兵火に陷れ本大總統衷心内に疚しく腹痛塞に深し各督軍等仰祝より譽を辱く正に見て公敵と爲し忠勇奮發邦ゆべからず本總統は立國の道は綱紀にあり若し皆自由に行動し法令を無視し紛々たらば何を以て下を率ゐ何を以て國を建てんや特に討伐を命令し曹錕、張錫元、張敬堯をして部下を率ゐ分路進兵し大に殲滅せしむ出征軍隊は須らく規律を嚴守し秋毫犯さず暴を除き民を安んじ人民を兵火より救ふの意に副へよ同志督軍は軍紀振肅の命令を發し各路統率長官は若し所屬長官にして出征に從はず故なく退却するあらば便宜軍法を以て處斷すべし

（一日、日日）

▲曹張兩氏急遽出征　（天津特電廿一日發）　曹錕張錫元の兩氏は馮總統より至急出征の催促を受けしより張氏は今晩一時濟南に赴れり曹督軍は今夜保定まで進はすることゝなり衛兵其他より成る第一列車は十時既に出發し第二列車は十二時出發の 筈なるが 多分曹錕氏は之に 乘込む可し。

（一日、時事）

▲岳州討伐兵力　（三十日北京特派員發）　今回の一局部討伐の方針に基き新に岳州方面に集中さるべき兵力は直隸より第三師山東曹編第一師安徽より約一師徐州張敬堯の第七師北京南苑の第十五師合計五個師にして保定の第三師の殘部は三十一日より輸送を開始すと。（一日、朝日）

▲馮陸交涉不調　（二十九日香港特派員發）　馮總統の代表者王士珍は陸和交涉使として陸榮廷と會見し居たるが龍濟光軍の活動せる爲め交涉不調に歸し二十三日梧州に歸れり。（一日、朝日）

▲譚氏講和希望　（北京特電廿一日特派員發）　昔日午後八時に至り李純、陳光遠、王占元氏等は譚浩明氏より北軍既に岳州を退却す南軍は更に進軍の意なしとの機として双方和議を開始せんとす諾否如何との電報に接せる爲め政府の指示を乞ふべく北京政府に打電し來れり。（一日、日日）

▲江西の山東軍拒絕　（上海特電三十一日發）　江西省議會及び商會は共に二十九日李督軍に打電して山東軍の江西省に 來るを止められ度しと云へり。（一日、時事）

▲龍軍敗走　（香港特電廿日特派員發）　廣西軍司令官林虎氏は廿七日愚屋を害遣したるが龍濟光氏の軍隊は七珊魂一門 山魂二門機關砲二門死傷三百を遺棄して遁走せりと。（一日、日日）

▲陳氏汕頭に入る　龍鎭攻撃に向ひたる陳炯明氏は一千餘名の兵を率ゐ軍艦二隻に分乘して廿九日汕頭に到着せり。（一日、日日）

▲曹錕氏出征す　（天津特電廿一日發）昨電の通り直隸督軍曹錕氏の南征軍は出發地九發して保定に向へり卽ち昨夜午後十時五十分の第一列車には參謀、軍務、軍醫、衞兵等の各部將校士卒百餘名軍屬二十名の外被服糧食衞生材料を積載し午前零時五分發の第二列車には曹錕氏自ら參謀長趙玉珂氏其隨員二十名及び衞生將校士卒四百名を率ひ同じく保定に向へり留守中曹錕氏の弟曹閣氏省長を代理す。（二日、時事）

▲西南密約條件　（三十日重慶特派員發）唐繼堯が雲南省城を出發するに先だち岑春煊、孫文、譚浩明、程璧光、陳炯明、莫榮新、劉顯世等と密約せる四箇條の連名條件は大要左の如し。

一、各軍各方面に出動するも各軍事狀況は隨時通信し連絡を取る事

二、外交事務は孫文に委任し孫文之を擔當する事但し重大問題は孫唐之を通知し各自の意見を徵し協商する事

三、北京政府との交涉其他講和等の件は協商に依る事而して單獨講和するを得ず

四、軍隊行動及び國家の根本問題は必ず彼我協商の上決定する事

近く唐總堯の重慶來着の上上記連名を更に擴大し同時に廣東軍政府の內容も何等かの形式を以て統一的に改革さるべしと云ふ。（二日、朝日）

▲唐繼堯四川討伐　（三十一日北京特派員發）唐繼堯は先頃より劉存厚に對し若し劉が西南加盟を聲明せば

一、四川省は四川人の自治に委せ雲貴は之に干涉せず

二、四川省に清朝以來の慣例に依り雲南省の財政の補助を繼續する事

三、雲貴軍は卽時四川を撤退する事

の三箇條を以て妥協すべきを通告し居たりしが劉存厚の之に應ずる模樣なきを以て最近に至り唐は自から四川に出馬して討伐するに決せりと故に今後四川軍と雲貴軍との妥協は章炳麟及び熊克武の參謀長の談に徵するも左の條件を以てするにあらざれば雲貴軍は應ぜざるべしと卽ち

一、劉存厚手兵を率ゐて陝西省に退去する事

二、四川の統治は熊克武に當らしむる事

尙確聞するに雲貴軍は急ぎ四川問題を解決して直に進軍する筈なりと（二日、朝日）

▲岑湖南討伐に反對　（三十一日北京特派員發）岑春煊は三十一日北京の代表者に打電して曰く　北京政府は將に湖南討伐令を出さんとす是れ四南全體に宣戰するに等しく將に馮總統の眞意に反すべし譚浩明は三督軍に告げて既に前進を中止せり兩湖衝突の恐れあるなし和局望むべし速に諫めて討伐命令を發せしむる勿れ。（二日、朝日）

▲李氏の二股主義　（北京特電一日特派員發）李純氏は中央政府の命を聞き船舶を用意し廿九日夜馮玉祥氏武下の旅團を武昌に輸送し始めたれば三四日にて終るべく其後張懷芝氏に對し其軍隊の江西輸送を援助し決して疎外せずと通電せり李純氏は一面援軍の輸送を助け他面妥協再開を取次ぎ前後矛盾せり。（二日、日日）

▲王占元休戰提議　（三十一日漢口特派員發）湖北督軍は二十九日軍務課長楊文愷を岳州に派し南軍に休戰を申込めるに湖南軍總司令程潛は二箇條の條件を提議したり卽ち

一、王督軍自ら武昌を退却し水上警察廳長何錫璽を督軍代理とすること

二、武昌の北軍武昌關以北に撤退すること若し之を承諾せば武昌攻擊を中止し武漢を中立地として時局の解決を俟つべし。（二日、朝日）

▲福建延平軍獨立　（三十一日北京特派員發）福建省延平に在る軍隊は卽ち建討伐の廣東軍に應じて獨立を宣言せりと。（二日、朝日）

▲湖南討伐用武器　（北京特電三十一日發）北京政府は岳州の恢復は餘程困難なるもヤメて武漢は講和締結まで之を保持するの必要ありとなし既電の如く討伐令を下すと共に三萬の大軍の增援に着手せるが扨て其武器彈藥の供給に就いては陸軍當局も少からず苦心する所あり幸に日本より新に購入せる大砲少銃機關銃彈藥が不日天津に到着（最初靑島陸揚の筈なりしも其後天津に變更）す可きに就き表面上之を南方討伐に使用せずとも之を以て兎に角直隸省內の軍隊に分配し從來同軍隊の所有せる武器を直接武昌方面に供給し南方防備の用に供することに內定せるが北京政府が今回斷乎討伐令を出すに至りし原因の一は正に此日本の武器到着を見越しての政策なりとの評高し（二日、時事）

▲龍濟光軍攻擊　（香港特電一日特派員發）信證すべき報道に據れば陸榮廷氏は龍濟光氏の軍隊を擊破せんが爲十箇大隊の兵を柳州より欽州に進め

吳鐵邦平氏の軍と合併して陽江を攻撃すべく六箇大隊の兵を肇州に向はしめたりと尚無線電信に據れば廿六日廣東を出發せる鐵邦平氏の軍隊は廿八日陽江なる太澳に上陸せりと。(二日、日日)

▲討伐令の原因說明　(上海特電一日發)　北京臺陸總は各省に通電を發して討伐令の原因を說明し各省より援兵を出すを命じ第一路、第二路に對し別に三十萬元の軍費を追加するを述べ而して張敬堯氏は岳州を回復すべく曹錕氏は吳佩孚氏、李圭元氏、劉詢氏、各軍を統率し武昌、漢口、漢陽の三市を防禦すべく張懷芝氏を南昌に遣はし李純馮玉璋氏の兵を率ゐ江西を助け吳光新氏は暫く四川を攻むるを止め湖北の西部を保ち各方面の北軍と策應すべきを命じたりといふ。(三日、時事)

▲討伐方法の決議　(北京特電二日發)　昨日の總統府會議は南方討伐費及び武器問題に就き左の如く決定せり。

討伐は二ヶ月を以て完了と豫定し其經費を銀四千萬元と規定す右の內六百萬元は軍事費及び他の項目より臨時費に融通する事とし別に軍需及び國庫債券各二百萬元を發行す

討伐に要する武器彈藥に就いては取敢ず各兵工廠に電報し出來得る丈け迅速に製造し曹錕張懷芝等に供給す可きを命ずる事とせるも是等兵工廠の製造力に就いては陸軍當局すら悲觀しつゝあり右に就いては政府內にて新に日本より到着の武器彈藥の流用を希望する向多し。(三日、時事)

▲各省に援兵を命ず　(上海特電二日特派員發)　北京來電に曰く馮總統は各省へ通電を發して討伐令の原因を說明し各省より援兵を出すべきを命じ第一旅第二旅に對し別に卅萬元の戰費を追加する旨を述べたり而して張敬堯氏は岳州を恢復すべく曹錕氏は吳佩孚、李奎元、劉詢氏等の各軍を統率し南昌、漢口、漢陽の三市を防禦すべく張懷芝氏は南昌に遣はし吳光新氏は暫らく四川を攻むるを止め各方面の北軍と策應せんことを命じたりといふ。(三日、日日)

▲舊國會恢復を遏る　(北京特電二日特派員發)　陸榮廷氏の舊國會恢復に對し馮總統は一月十九日舊國會不可能と返電せるが一月廿八日唐繼堯、程璧光、伍廷芳、陳炳焜、陳烱明、程潛、譚浩明、李烈鈞、莫榮新、劉天才、石星川、熊克武氏等の連名にて是非共舊國會を恢復せざるべからずと迫れりと。(三日、日日)

▲岑氏と岳州問題　(北京特電一日發)　岳州攻撃の南軍に對する討伐令に付中央政府は曹直隸、張山東、王湖北、張奉天の各督軍より贊成の電報に接せるが之に對する岑春煊氏の態度に就ては政府當局は少からず憂慮する所あり取敢ず馮國璋、王士珍兩氏より個人の名義を以て岑氏に對し譚浩明、程潛討伐令公布の苦衷を詳述せるが岑氏は之に對し昨日中央政府に電報して曰く

岳州は湖南省の管轄なるを以て北軍は此所に兵を駐屯せしむるの必要なし今回岳州問題が解決せるは將來南北和議の進行を容易にせるものと云ふ可し王湖北督軍は四南に對して和平解決を希望せるものなるを以て四南軍も亦王督軍を敵とし湖北に侵入するか如きことなかる可し四南諸省は唯だ約法擁護の爲め兵を動かせしのみ望むらくは大總統以下各督軍萬金の策を取り和平解決に付終始變らざらんことを。(三日、時事)

▲李陳兩氏調和主張　(上海特電一日發)　李純、陳光遠の兩氏は二十九日三十日夫れ〳〵岑春煊氏に打電し尚は平和を主張せり。(二日、時事)

▲各省議會聯合會　(上海特電一日發)　各省の省議會聯合會を開くに就き贊成せる者は十八省となり北方各省は南京に會合するを主張し四南六省は上海に會合するを主張し各省々議會代表の南京集合の上にて二月十二日會合決定を見る可しといふ。(三日、時事)

▲龍濟光去就疑問　(一日北京特派員發)　馮總統の代表として目下南方に在る王芝祥は一日總統に宛て「龍濟光軍は陽江に危くして陸榮廷と單獨講和を爲すやも計り難し監視を要す」と打電し來れり。(三日、朝日)

▲曹宦撫使出發　(北京特電一日特派員發)　兩湖宣撫使曹錕氏は三百名の護衛兵を隨へ一日午後四時半特別列車にて漢口に出發せり南苑の飛行隊は飛行機三臺を曹錕軍に附屬せしめたり。(三日、日日)

▲施愚氏狙撃さる　(上海特電二日特派員發)　南京通信に據れば江蘇督軍署に於て廿七日夜督軍秘書施愚氏の歸るを見掛け短銃二發を發射したる者ありたるも幸に命中せず兇漢一名捕縛され外に李純氏を暗殺せんとしたる者一名捕縛せられたり彼等は李純、陸建章、施愚三氏を暗殺せんとせるものにして同類十二名あり徐樹錚氏の使嗾にて南京に來れるものにて其根據地を下關に設け居れりといふ。(三日、日日)

▲貴軍叙州に入る　（一日重慶特派員發）三十一日四川省叙州は南軍の攻撃に會ひ陥落せり貴州軍は既に陸續入城しつゝあり。（二日、朝日）

▲雲貴軍遂寧城占領　（三十日重慶特派員發）遂寧城の爭奪戰は十八日拂曉より開始され激烈なる砲火を交へたる結果同日午前十時に至り第三師は敵軍を支へ得ず退却し茲に同地は久復第五師の占領する所となれり此戰爭の爲め遂寧縣城内外の庶民の死傷損害少からざる旨確報に接したり。（三日、朝日）

▲貴州軍樂至縣占領　（一日重慶特派員發）確報に依れば貴州南軍第二旅は三十一日午前樂至縣を占領せり。（三日、朝日）

▲討南軍部署　（北京特電二日特派員發）參陸辦公署の計畫に據れば直隸山東各一個師團半、張敬堯氏一個師團（實力二個師團に當る）馮玉祥、李純、倪嗣沖氏等各一個旅團の割合にて陝西に出兵し更に奉天吉林河南以西より二個師團を編成して總豫備隊となすべく張敬堯氏は岳州に向ひ曹錕氏は常德を經て長沙に向ひ張懷芝氏は江西を經て湖南の側面を攻撃すべしと。（四日、日日）

▲段陸相各省に通電　（一日上海特派員發）北京段陸相は各省に通電を發して討伐令の原因を說明し各省より援兵を出すべきを命じ第一旅第二旅に別に三十萬元の戰費追加の件を通ぜたり而して張敬堯は岳州を恢復すべく曹錕は李奎元、劉詢の各軍を統率し武昌、漢口、漢陽の三市を防禦すべく張懷芝を南昌に遣はし劉詢、馮玉章の兵を率ゐ江西を援け吳光新は暫く四川を攻むるを止め湖北の西部を保ち各方面の督軍と策應すべしと命じたりと云ふ。（四日、朝日）

▲馮氏妥協方針不動　（二日北京特派員發）一日馮總統を訪問したる靑木中將曰く「討伐令布告後も馮總統の執りつゝある根本方針に變更なし其目的は一日も速く内爭を止むるにあり馮總統は言ふ「元首に南北なし一視同仁なり然れども今は南軍に一擊を加ふるにあらざれば平和の來らざるを如何せん武昌方面には一週間内に南昌方面には二週間内に配兵し終り岳州長沙を恢復せん然れば南方意折れて妥協の進行を見るに至るを疑はず」と語れり云々。（四日、朝日）

▲和局尙望みあり　（二日上海特派員發）章行嚴が北京にて語れるところを聞くに和局望みありて討伐令下る殊に惜むべし唯政府の意は成は南軍既に岳州を攻む若し討伐令を下さずば四川督軍に對して面目なし南方之を了解し先づ和を冀ふの態度を表示すれば北方も既に平かさなり同時に又絕對に武力を用ひるの勇氣なし和局轉た望むべきなり余は岑春煊の囑により中央を折衝すへしと。（四日、朝日）

▲王總理の責任を問ふ　（北京特電三日特派員發）張敬堯氏と李純氏との爭ひに對し北方派督軍より中央に詰問的電報ありたり卽ち李純氏が岳州は既に陥落せしも中央の訓電に從ひ尙調停に盡力せんと發電せしは廿八日にして馮總統の旅行中なり右訓電の實入者は何人なりやと王總理の責任を問ひ反對者は之を以て内閣を倒す口實となさんとなし居れり。（四日、日日）

▲馮氏事實を否認す　（北京特電三日特派員發）張敬堯氏は李純氏より予は中央の命を奉じ調停に盡力すとの電報に接したる爲め大に憤慨し出兵を肯ぜざる件に關し馮總統歸明して曰く南巡の最中何ぞ斯かる命令を發せんや恐らく盜に予より李純氏に調停者の任を辭する勿れと打電せしを誤傳せるならん今日既に討伐令を下せる以上再議するを要せずと。（四日、日日）

▲調停を止むる勿れ　馮國璋は廿一日岑春煊に打電し決して調和を止むる勿れと云へりと。（四日、朝日）

▲岑春煊北京忠告　（二日上海特派員發）岑春煊は三十日、三十一兩日北京に打電し章行嚴をして政府に對し調和議を主張せしめ三十日王士珍に對して打電し譚浩明既に攻撃を中止すと云へるを以て此際調和の途を開くべしと云へりといふ。（四日、朝日）

▲張李の苦情　（二日北京特派員發）張敬堯は一日總統府宛政府は予に出兵を命じながら一方李純に對し尙調停に努むべき命令を下せり政府の命令二途に出でては兵を進むる能はずと電報し又李純は馮總統に對し予に調停を命じつゝ他方に於て兵を進むるに於ては任を果し得ず政府の眞意を解する能はずと打電せり。（四日、朝日）

▲張敬堯の詰問　（三日北京特派員發）張敬堯は一日夏に第二電を總統府に致して援岳州總司令の職を辭し且曰く援岳命令を岳州陥落後に下せる意

味如何岳州陷落して中央政府之を奪回せんとするに何故曹に與ふるに宣撫使の名稱を必要とするや若し中央戰はんと欲せば何ぞ一致進行して宣撫調停等の名を棄て明白に眞意を宣布せざるや云々」と現內閣反對派は其電報が王總理の密謀を打破せるものと稱し討伐令は爲に一頓挫を來せり。(四日、朝日)

▲張敬堯告哀を訴ふ　(上海特電一日發)　張敬堯氏は三日李純氏に打電して岳州既に陷落し孤しく援兵を率ゐ行かんとせるに湖北督軍より電報にて和議を排せずと云ひ又中央は討つことを迫り進退二つながら難く依つて田旅團長を代りに行かしめたり次いで譚浩明より電報あり曰く「李純の肆戰に依つて憤慨し岳州を攻めたり」と余は身意を體して行くを止めたり北軍統一せば勝つ可きも和戰決定せざれば必ず敗れん公は人望高く責任重し積極に調和を爲し猶豫する勿れと云へり。(四日、時事)

▲李純最後の忠告　(上海特電三日發)　江蘇督軍李純氏は長文の電報を發し最後の忠告を試みたり先今日の形勢中外交々危險にて民國の歷史あつて以來最も危急の形勢なるを說き戰ひを云ふも和を云ふも必ず中央を前提とするの要あり人民の意見に從ひて根本の解決を得可きなり然らざれば戰ふも和するも一時の計に過ぎず今や議の停戰後、徒に文書電報の往復に二ヶ月を費し其間北方の荊州、襄陽より獨立軍を逐ひ出せると共に獨立軍は岳州に向ひ急に同地の陷落となれり其理由は双方其素より希望する所ならざるも其方の主張固く調停者の難の施すなき爲めなり今や南軍は其進軍を止むと聲明し居れる故此際停戰を約し一定の條件を定む可し然らずんば和を說く能はず又戰ふ可きや必然なり然も其條件たる國の爲め民の爲めたるを必要とし一人の權利の爲めたる又私の爲たる可からず其法律に背き條理に反し爲さざるなきが如きは不可なり即ち我國人をして確に是非曲直の所在を知らしめざる可からず之れが爲めには法理に據り民意に從ひ決するの要あり特に會議を開き別に繼開を設くるも法理を尊重し民意を重んずるにあれば紛糾を解くの途ある可く共に國是を計り政治の根本を定め永く武力に挾み內に爭ふを避け永く平和の幸福を得可し和すべからずば正々堂々として開戰の師を起し國人の公敵を討つ可し此際曖昧なるを許さず和するとせば停戰の命令出なば兵を統ぶるもの皆、兵を收めて靜に解決を待つ可く戰ふに決せば督軍は其責あり今日のこと和戰一決判然たるを求むと云へり。

李純氏は昨日其廣東、廣西に遣はし居たる代表を北京に赴かしめ南方の意嚮を報告せしめたり。

李純氏は更に通電を發し戰鬪繼續不可を辨へ議和す可き理由を述べ痛切に之を主張せりと。(四日、時事)

▲王督軍講和交涉　(二日漢口特派員發)　湖北王督軍は政府が既に討伐令を發せるにも拘らず南軍と單獨講和を爲さんとし軍務課長楊文愷を派し岳州に到り譚浩明と交涉せしめたるが譚氏は先決問題として曹錕、張懷芝の出征を阻止することと石星川黎天才を復職することの二箇條を提議せり　(四日、朝日)

▲張李二軍を岳州へ　(一日北京特派員發)　一日の軍事會議にて張敬堯の軍を第一軍とし李奎元の軍を第二軍とし岳州方面に向はしむる事に決定せりと。(四日、朝日)

▲南軍新堤占領　(二日北京特派員發)　湖北新堤は一日南軍に占領されたり。(四日、朝日)

▲張敬堯出征を拒む　(北京特電三日發)　政府は曩に第七師團長張敬堯氏を援岳總司令として岳州守備軍隊全部を其指揮に歸せしめ速かに岳州を恢復す可き旨命令せるが張敬堯氏は卽日中央政府に宛て之を拒絕して曰く「政府は岳州を救ふ可しと云ふも右は岳州陷落後例等の意味を成さず思ふに岳州既に陷落の今日政府は須らく兵を集め岳州恢復後更に南軍に對し攻勢に出でざる可らず然るに聞く所に據れば政府は曹錕を新に開湖(湖南、湖北)宣撫使に任命せりと云ふ一方に主戰を標榜し他方に宣撫を云々す余は中央の意思の何れに在るやを知るに苦しむものなり余は援岳總司令の職に就く能はず」と武昌、漢口守備上第七師團に期待する所大なりし中央政府の主戰派は張敬堯氏が最後の一段となりて言を左右に託して出馬を肯んぜざるに對し少なからず憂慮し居れども王國務總理以下平和論者は主戰派の急先鋒たる張敬堯氏の此弱腰は却て對南妥協を促進せしむるに與つて力ある可しと樂觀し居れり。(五日、時事)

▲張敬堯調停後援たらん　(一日北京特派員發)　張敬堯は李純が二十八日北方督軍に宛て中央の密命に依り南北調停を謀らんとす諸公の意見を聞ふと通電せるに對し答へて曰く

二十八日飛電拜泰す時局紛雜に當り吾公調停者を以て任す感佩に堪へす既に中央政府の命を奉す名正しく道順なり予に異說あるなし今日中央政府は予に命じて岳州に進擊せしむ予の今日迄兵を進めざりしは吾公と提携して時局をやわらげんが爲なり南北の爭ひは無益なり而して北方の內に一致あれば必す勝つ利益は其例なり和議二途に岐れては敗る最は沙即ち其例なり予は武力を以て吾公の調停運動の後援たらん

と返電せり同時に之を北方各督軍に通電して又李純は王占元、陳光遠と南北の重望を負ふ冀はくは李純の苦衷を諒とし是に贊同し不協不諧和を謀り民心を安んじ大局を維持せんことを云々と述べたり(四日、朝日)

▲孫洪伊意見返電　(上海特電四日發)　孫洪伊氏は昨日李督軍の一月卅一日の通電に對し次の如き返電を送れりと云ふ曰く

余は終始主戰論なり主戰の理由は一國體の爲めに戰ふなり名共和にて實共和遂に未だ成立せす二國體の爲めに戰ふなり政府は公の爲めと稱して私を爲し一切の行爲皆已に便を與へて人民の疾苦に毫も注意せす三民族の爲めに戰ふなり實業興らす教育廢弛され民智民力日に委靡振はす將來國際上存立する能はす政府に於て若し今日の紛擾を解くの心あらば約法を遵守し國會を恢復せば和を云はすとも和を致す可し開誠布公を爲さす法律を遵守せす而して和を强ふるとも一時は治まるも必す後日亂を胎す可しと。

(五日、時事)

▲雲南に特使　(香港特電二日特派員發)　廣東督軍莫榮新氏は雲南督軍唐繼堯氏と重要問題に就き協議すべく雲南に向け特使を派遣すべく決せり

(五日、日日)

▲獨立艦隊　(北京特電四日特派員發)　廣東の獨立艦隊は軍費缺乏の爲中央政府に歸順する傾向ありしが陸榮廷氏は之を手離すを不利なりとし經費の調達を引受けたる爲今後は孫文氏一派と關係を斷ち專ら陸榮廷氏の節制に從ふ事となれり。(五日、日日)

▲岳州奪還に懸賞　(三日北京特派員發)　馮總統は三十萬元の懸賞を以て四通司を限り岳州奪還を計畫し居れりと傳へらる二日此旨曹錕、張懷芝、張敬堯に打電し意見を徵せりと。(五日、朝日)

▲蒲圻縣陷落す　(漢口特電三日發)　戰爭に關する情報は區々なるも最も確實なる報に據るに一日蒲圻縣は南軍の手に歸したるが新堤、嘉魚、通城、通山の各地は尙北軍之を維持し居れり通城方面には張動に關せし安徽軍及び北軍一個聯隊あり、安徽軍最も勇敢にて南軍は之を突破する能はす湖北軍司令部は現に汀泗橋にあり。(五日、時事)

▲蒲圻回復報告　(三日北京特派員發)　張敬堯の派遣せる第七師第十三旅長田樹勳二日報告して曰く二日午前十時强行軍を以て湖北蒲圻を回復せりと是より北軍一時足溜りを得んか。(五日、朝日)

▲張李二氏を宥む　(北京特電五日發)　討伐命令公布後張敬堯の出征阻絕。李純の質問に接せる中央政府は張に對しては馮大總統の名を以て取り敢す上京し中央と意思の疎通を圖る可しと電報し又李に對しては王國務總理の名を以て中央政府終尾の目的は依然對南方妥協にあり貴下は引續き和議の進行に就き盡力されたし云々と回答せり。(六日、時事)

▲倪嗣冲張に應援　(四日北京特派員發)　安徽督軍倪嗣冲は四日復た馮總統に打電し諒て約束の二十箇出兵の件に就き張敬堯指揮の下に湖北に送ること若し張敬堯出征せば送らすとの條件を附し來れり倪氏は飽まで張敬堯の政府反抗の態度に應援す尙ほ段派の馮王に對する秘密の申合せ(討伐命を出さしめて馮と南方の好感情を打破すること、出兵に際し總攬を言ふこと、臨時參議院の權限を擴張し不時の用に供すること)あるを以てなりと。

(六日、朝日)

▲王占元武昌退去準備　(四日北京特派員漢口來電)　王占元は二日平和解決の意見を北京に電せりと王占元は武昌退去の準備を爲し現金家財等を汽船に積み込み居れり。(六日、朝日)

▲王芝祥氏復命　（北京特電四日特派員發）馮總統の特使として南寧に到り陸榮廷氏と意思の疏通を圖りたる王芝祥氏四日午前歸京し直に馮總統に謁し委細復命す。

（北京特電五日特派員發）　王芝祥氏は馮總統に謁し陸榮廷氏訪問の復命をなし陸氏は西南各派を代表する權力なきも若し藉すに時日を以てせば調停の功を收めざるにあらず思はざりき中央復主義を改め討伐令を出せる爲め遂に調停に着手するに難からしめたりと述べたるが總統は辭色大に變じ調停尚時機に達せず唯此際準備充實し置くべしと答へ尚龍濟光、陸榮廷兩氏の關係に就き諮問する所ありたりと。（六日、日日）

▲劉存厚漸次退却　（四日北京特派員發）劉存厚は數月間の戰爭に依り彈藥窘き最早雲貴軍と戰ふを得ず次第に成都方面に退去し彈藥補給の途を講ぜん事を要求し居れり最近叙州より撤退し其第一線は嘉定、資州の線にあり四川軍撤退し雲貴軍亦到らざる地方には土匪橫行し全く無政府狀態なり前都督胡景伊は劉存厚の爲に擊援し四川人を救はんと北京天津間に奔走し日本より武器彈藥を買入れんと運動中なり。（六日、朝日）

▲王安瀾荊門州占領　（四日北京特派員發）襄陽より驅逐せられたる王安瀾の靖國軍は二十六日荊門州を占領せり。（六日、朝日）

▲龍濟光新討伐官　（上海特電五日發）廣東來電に曰く潮梅鎭守使劉志陸廣東に戻り龍濟光を討伐す可く命ぜられ陳炯明之に代り潮梅鎭守使となると。（七日、時事）

▲龍濟光の根據地を衝く　（上海特電五日發）廣東政府通信局三十日通信に曰く段祺瑞の代表者、龍濟光廣東に騷亂を生ぜしめんとしつつあるも今や既に之を防止し得たり而して海南島の瓊州に在る龍濟光の根據地を攻擊するに決せり但し同地に於ける人民の安全は出來得る丈け保全す可く注意す可しと。（七日、時事）

▲馮總統布告大要　（五日北京特派員發）　馮統總の己を即する布告の大要左の如し。

立國は綱紀を先となす昨年湖南に事起り、關議兵を用ひんと主張せり國璋は時艱を軫念し政黨は內閣と一致せるも尚武裝を以て平和を促進せん事を希望せり然るに前湖南督軍傅良佐職を棄て遁れ總司令王汝賢副司令范國璋相次て奔り長沙陷落し前國務總理段祺瑞各國公使員貴を引いて辭職したり國璋茲に於て將に紀律を申明し激勵一番三軍の士氣を振作すべきなれど恰も湖南より進擊中止、兩廣より自主取消の言ありしを以て誠を寄せ禍を悔いたりと信じ停職を布告し共に大局を維持せんと冀へるに料らざりき諱浩明反覆常なく岳州を攻破せんとは情利慾奪の私影然として明かなり大に討たざるを得ず庶民の苦、將卒の勞其源を繹ぬるに誰をか咎めん傅良佐元より即ありて然れども政柄は中央の握る所傅良佐を用ひしは國璋人を見るの明なきなり犯軍の言を信じて停戰せるは事を謀る智なきなり生靈を塗炭に救はんとして事志と違うは溯總任を負ふに耐へざるなり職を節するは元約法に據る輕々しく任を卸すを得ず再び戰端起る望むらくは前線の將士前事の轍を踏まず地方官之が後援となり總て大勳を明すべし秩序漸く復狀に復せば國璋も我初服に歸り以て國人に謝せん治々たる赤心冀くは息讓に晉はん全國の君子諒んでこれを聽け特に布告す。（七日、朝日）

二月五日　　王總理以下副署

▲討南令撤回拒絕　（北京特電五日特派員發）　四日夜馮總統は李純氏に對し戰端既に開かる故に命令を撤回する能はず若し之を爲さば南方は之に乘じて晉に迫るべく北方の將士も亦命令に抗し共結集時局は收拾すべからざるに至らん忠誠なる黃督軍此時局に際し宜しく愼重なるべしと打電せり。（七日、日日）

▲李純の意志を報告　（北京特電五日發）　昨日南京より歸來せる馮大總統の特使王芝祥は李純氏の意思を報告して曰く元來陸榮廷氏は完全に南方全體を代表するものに非ずと雖も中央政府の依囑により兎に角彼を通じて對南交涉の交涉中、性急なる北京政府は其方針を更へ突然討伐令を出だすに至りたるが今後の南北調和交涉を一層困難に爲すものと云ふの外なしと。

（七日、時事）

▲李純、岑諱に打電　（上海特電五日發）　李江蘇督軍其參贊、譚延闓の兩氏に向ひ左の如く打電せり曰く。

湖北督軍王占元、三十一日余に打電し岳州襄陽のこと萬止むなきは既に聖

明せる如く石星川敎天才相次いで退き走り其の殘せる中、高級士官は尙ほ之を用ひ其の餘の軍士も亦既に收容し中央に於て別に一隊を編成せんとす善後の處置大要斯くの如し業荊襄討伐は明文の命令なく茲に結束す可きに似たり元來余は和平を愛し置んず故に岳州撤兵のこと既に屢々中央に打電し又譚延闓の物に湖南督軍に推薦し又誠意和平を求むる證據を示さんとするを得るに似たりしに不幸にして岳州のこと起りたり中央初め岳州撤兵を許すの密條あり早くこれを速せず遂に退讓の美を成さんとして激烈の爭ひに變じめたり今や事茲に至る中央の總意知る可からずと雖も既に調停に任せる余は斷じて戰禍の憂るを見るに忍びず何卒譚浩明、岑春煊譚延闓に電し湖南省の湖北附近に在る軍隊に進攻を停止せしめ、湖南湖北間をして先づ一段の結束あらしめ一切の解決方法は尙ほ中央の主持に待つ可しこれを要するに荊州襄陽を湖北に歸せしめ岳州を湖南に歸せしめば我は既に多きを求めず西南の事人、意を諒として幸ひに聞くなからんか會は打蘇江兩督軍と一致調停す可し然らずんば鄙を引きて賢に避けん敢て又湖北の政を聞くん敢てせず云々。

同日湖南の總司令程潛の電報に接せり曰く此度兵を用ひたる趣旨は和平を促すに求めん爲めにして嘗て王督軍に云へるが如くなり卽ち此の後荊州襄陽に對して事を求めずんば我軍決して武漢を進んで親はず又代理總統正義な主張せる素志を失はずば我軍尙ほ依然として之を擁戴す可し王督軍は素寧人、濟時の心あり然も荊州、襄陽問題にて戰禍に陷れり左れど思ふに正に之を嘆息し居るならん故に該督軍を戒め岳州の一役を以て思ひを釋かず蹕東に走らず湖南湖北の間をして舊交を溫めしむるを以てせられ度し云々。

又譚浩明も前敵進攻を停止し湖北の境に入らず尙ほ力を盡し斡旋和議を促すのことあり右三個の心を用ふる符節を合するが如し公等と余の意も亦正に相同じ武漢は全局に關係す若し兵を以て爭ひを起せば必ず干涉を招く危亡之に從ふ可し今程潛、王占元、譚浩明三公能く見茲に及ぶ國の福なり余も三十一日通電を發して又之を解決するの方法を商議し轉換の餘地と爲すを欲したるのみ今程、王、譚三公、各其の租界を守り現狀を保持し一面余に照會し停戰し和議を主張し中央に打電を求む和平の機尙ほ斷たれざる可きなり公等は民意を愛し國を憂ひ同じく熟識なり尙ほ一致奮を同じくし相率ひ提携を維持し以て初めの志を貫かん。（七日、時事）

▲張敬堯和議排斥　（南京特電五日發）　張敬堯氏は李督軍に對して再び和議を主唱する勿れ前線の軍士爲めに士氣阻喪す可し云々と打電し來れりと。（七日、時事）

▲唐繼堯李純調停謝絕　（五日南京特派員發）　雲南唐繼堯は江蘇李督軍に對し「二度和議を提唱する勿れ恐らくは戰線の軍隊士氣阻喪せん」云々と打電し來れりと。（七日、朝日）

▲南軍湖北に入らず　（五日北京特派員發）　南軍は岳州占領後湖北に進入せずと李純を介して左の如く聲明せり。

△第一電（一月三十日附譚浩明）　岳州戰は已むを得ざるに出でたり前線に令して湖北に進入せしめず和局に障害なきを期す可し

△第二電（二月一日附譚浩明）再び湖北に進入せざる旨を聲明せり

△第三電（一月三十日附陸榮廷の李純に致せし電報）　今回の擧は已むを得ず今後和局に妨げなからん事を期し譚浩明に貴意を傳達し前進中止を命じたり

△第四電（一月二十八日附程潛、趙裕光、趙恒惕、劉建藩、林修梅等の打電）二十七日岳州に入り兵を收容して湖南境を出でず

△第五電（一月二十九日附程潛の打電）　王占元の同意なくば進入せず誤解なきやう特に宣言す△此外貴州督軍劉顯世も南軍の爲め聲明せり。

（七日、朝日）

▲四川三旅長南軍に投降　（三日重慶特派員發）　三十一日內江縣防衛軍より第一師第一旅長劉湘以下第二旅長陳能芳第二師第二旅長李進成の三旅長は連名にて重慶の熊克武、雲南軍各幹部宛南軍に投降し西南に一致すべき旨申込み來れり其電報に接し熊克武章炳麟以下各幹部は直に會合協議したるが大體に於て之を容るゝに決し章炳麟の電報之れが處辦の爲め內江縣に急行するやも知れずと劉存厚の末路も愈旬日を出でざるべしと觀測さる。

（七日、朝日）

▲聯合軍成都に迫る　（五日上海特派員發）　在四川の雲南、貴州、四川聯合軍は連日安岳、遂寧、大和鎭、富順、叙州各所を克復し互に連絡し成

部に向ひ進撃中劉存厚は成都より逃走の外なかるべしとの來電あり。
（七日、朝日）

▲湖南討伐軍南下　（五日北京特派員發）　湖南討伐軍第十五師の混成一旅二十八日より三十一日に亘り河南鄭州驛を通過して南下し第十八師の一旅其他二旅南下せり、曩に敬堯の第七師第十六旅三十日叙州を發せり浦口にありし馮國璋の第十六旅は二日以來九江に到着せりとの報あり。（七日、朝日）

▲西南一致計畫　（六日北京特派員發）　唐紹儀、伍廷芳、程璧光等の首唱にて廣東の非常國會と四南各省聯合會と合併せんとの議起り非常國會の各幹部總長を廢して聯合會の各總代表を以て之に代へんとするもの、如く萬督軍の贊成にて今回議員に少數の反對者あるも多數は贊成したれば近く實現を見るべしと。（八日、朝日）

▲李純に討伐說明　（上海特電六日發）　北京政府は江蘇督軍李純氏に對し湖南岳州討伐の理由を說明し湖南省を恢復するを待つに非すんば決して和を言はすと述べたりと云ふ。（八日、時事）

▲依然和議を說く　（北京特電六日特派員發）　江蘇督軍李純氏は譚浩明、陸榮廷、程潛、章梓昌、陸祐光、趙恒惕、劉建藩、林修梅氏等の電報を取次ぎ南軍は北軍の襄陽荊州等を攻めたるに憤慨し荊州を占領したるも湖北省境に兵を進むるの意圖なしと依然和議を勸告し來れり。（八日、日日）

▲李純飽まで和議主張　（六日上海特派員發）　李純は去る四日長電を馮國璋、王士珍に致し元來中央討伐を爲さんとし余等は兄弟内に鬩ぐを不利とし先づ前敵各司令に暫く兵を按じて動かす四南果して和を願ふの誠意あるやおやを待たんを主張し政府も之に就き命令を出さんを乞ふ若し此主張容れられすば余は督軍を辭し又時事を預かり聞かすと云へりと。（八日、朝日）

▲李純は王廷楨が監視　（六日北京特派員發）　主戰派は陳光遠の處罰に滿足せず更に李純をも罰せんと六日政府部内の問題となりたるが王總理の反對に依り免も角も十六師長王廷楨をして監視せしむるに決せりと。
（八日、朝日）

▲長江航行安全　二月四五日頃の揚子江沿岸の形勢に關し其筋に達したる情報によれば先般來航行危險なりし上流は稍安全となれり即ち宜昌岳州間の航行には危險なく岳州附近の南軍は時々修船を命ずることあるもこは北軍を搭載し居らざるやを檢査するが爲めなり岳州、漢口には北兵なし金口には北兵多數あるも航行に妨害を加へず。（八日、朝日）

▲南軍湖北進入　湖南に於ける南軍の其後の行動を見るに二十七日以後南軍は更に北兵を通城縣附近迄追撃し劉建藩の率ゐる南軍の一部は湖北省内に進入せり通城縣附近に南北軍對時し居り監利縣公安縣附近にても南北軍對時し居れるが湖南省内には北軍一兵もなく岳州の戰爭に於て北兵の捕虜となれるもの約八百名虜獲されたる大砲三十門其他彈藥多く北軍の遺棄したる死傷者約二千ありと。（八日、朝日）

▲安武軍長沙奪還　（北京特電六日特派員發）　政府着電に據れば安武軍は南軍の虚に乘じ長沙を奪還せるより南軍は急を聞き武州より長沙を逆襲せんとし安武軍の兵力微弱なれば戰闘を持續する事可能なりや否や疑問なりと。（八日、日日）

▲南軍沙市に迫る　（漢口特電六日特派員發）　沙市來電に曰く南軍は主力を公安縣に置き其一部は既に沙市附近迄進撃し來りたるが如く鹿克明氏も公安に在り沙市の紳士は殆ど避難し去れり。（八日、日日）

▲砲艦を湖北に急派す　（上海特電六日發）　當地支那海軍は北京政府より砲艦數隻有る湖南に急派す可く命ぜられたり。（八日、時事）

▲北兵九江に向ふ　（南京特電七日發）　徐州方面より南下せる北兵數千昨夕浦口より汽船二艘に滿載九江に向へり。（八日、時事）

▲劉存厚敗北を打電　（上海特電六日發）　熊克武氏は四川督軍の名義を以て通電を發し又劉存厚は遂寧既に守を失へる旨打電せり。（八日、時事）

▲北軍土匪を破る　（北京特電七日特派員發）　湖北省公安縣の土匪頭目鹿克明なる者南軍の援助を得部下四十四人を率ゐ居りしが奥先鋒氏は一日之を襲撃し激戰二晝夜にして勝利を占め追撃して黄金口を占領せりとの報あり。（八日、日日）

▲龍濟光氏　（北京特電六日特派員發）　龍濟光氏は雷州半島に渡り自ら兵を率ゐて廣東を攻撃せんとし其留守中瓊州に戒嚴令を布き龍裕光氏を戒嚴司令官となさんとし既に馮總統の批准を得たり。（八日、日日）

▲王總理慰留　（北京特電七日特派員發）　國務總理王士珍氏は五日夜馮總統に向ひ辭職を申出でたるが馮氏は是を慰め手ずから己を脱し責任を負ふ以

上は君は與る處なし若し辭すべくんば同時に辭せんと慰留したるが六日 名を北京警備に藉り總統府に開ける軍警會議も王總理引留の議論をなせり馮總統が王氏を引留むるの深きを知るべし。(九日、日日)

▲總統の皮肉 (七日奉天特派員發) 馮總統は當地張督軍の主戰主張が如何なる程度のものなるかを觀んが爲に皮肉にも次の如く打電し來れり即ち「時局到底和議の望みなく武力調停の一途を措き他に手段なし貴督軍終始主戰の主張は遠見敬服の外なきも若し政府斷然南方に武力を用ふるに到らば貴省は幾何の出兵を承諾するか又軍器は遺憾なく準備し得るか出兵統率には何人を以てし又軍費は貴省に於て何程負擔し得るか詳細返電を俟つ」云々と張督軍は之に對し返電に窮せり。(九日、朝日)

▲主戰派督軍融合 (北京特電八日特派員發) 馮總統が己を罵する布告を出したるため主戰派督軍は頗る融合せられたるものゝ如く曹錕氏は保定にありて戰備整ひたるを以て六日出發漢口に赴く旨電報ありたり又電報に據れば曹錕氏の軍は既に六日午前より南下したりとあり又張懷芝氏は即日部下一個師團を浦口より九江に移送し自身も遠に出發する旨電報せり同時に李純氏に對し約の如く一個旅團を出し援助されたしと申込み來れりと。

(九日、日日)

▲張謇李純に囑す (上海特電八日發) 江蘇省南通州に隱退し居る張謇は李督軍に宛て打電して曰く余は久しく蟄居し居れり左れど世の中のことは默するに忍びず今日同じく一の國家を戴くもの心を失ひ若しくは狂氣に非ずば奈何ぞ今日の有樣を看過し得可けんや殆ど自殺に等しき戰ひをなすに忍ぶ可からず和を云ふも名なく爭ひを持する一日多ければ其れ丈け多く人民の生命財産を徒費す可し日月は逝きざるも民の生命財産は限りあり余は必ずしも和を云はず但し戰ひを止む可きを主張す此後は只だ意氣を平にし橫議を斷ち天眞を罰し國の立てたる正軌を求め共に我國旦夕に迫る命を延ばすを計りて他人の狙の上の肉たらしめざるにあみのみ江蘇省は李督軍に託しあるを以て幸ひに大局を明かに爲し居れり此の上とも信賴するが故に正義の爲め終始一貫せんことを望むと。(九日、時事)

▲李純氏の請暇 (北京特電八日特派員發) 江蘇督軍李純氏は腦病の爲め事を見る能はずして十日間の請暇を申出で參謀長をして督軍事務を代行せしめたしと電請し又江西督軍馮光遹氏は腦病再發し近來益〻烈しく執務し難くして辭職を乞ひ九江鎭守使吳金鈺氏を後任させば任に堪へんと電請し來れり李氏の請暇は實際神經衰弱の爲めと主和の目的を遂する能はざる爲とにして陳氏の辭表は懸戒されし不平なりと信ぜらる。(九日、日日)

▲陳光遠辭表提出 (上海特電八日發) 江西省南昌來電に曰く江西督軍陳光遠氏に馮總統に宛て辭表を提出し頗る憤激の辭を用ひ居れりと云ふ。

(九日、時事)

▲張督聲望墜つ (奉天特電八日特派員發) 張奉天督軍は四南出兵に就て電請する所ありたるが六日四南軍總司令の連署にて謝絕し來れり其理由は不明なるも一說に過般奉天に於て開かれたる第二天津會議の結果張督軍が首鼠兩端を持し自己の權勢を張るに急にして南北問題の如き初めより眼中に置かず眞に國家を憂ふるの誠意なきを看破せられし結果にして北方の盟主として仰がれたる張作霖氏の聲望も漸く地に墜んとす。(九日、日日)

▲劉張兩氏辭職 (北京特電七日特派員發) 四川督軍劉存厚同省長張澐兩氏は中央が援兵を送らず彈藥軍器を供給せざる爲め憤慨して辭職を申出でたり。(九日、日日)

▲奉天軍出動連名拒絕 (七日奉天特派員發) 曹錕、張敬堯、張懷芝等南軍後の頭目は連名を以て六日張奉天督軍に對して奉天軍出軍を拒絕し來れりと聞く各省督軍は張作霖が極めて不眞面目なる態度を示し不誠意の責辭を弄し且つ出兵の統率を部下に委れ然も部下は亦互に推讓し各督軍の自ら兵を率ねて出兵するの意あるに獨り張督軍は毫も其色なく其主戰論は全く表面の主張にて奉天に自己の權勢を張る外其眼中に南北問題の在る無し眞に國家を憂ふるにあらざる事を各代表者に看破され其復命の結果北方派より除外され遂に前記の如く出兵を拒絕し來れるものにて張督軍は實だ狼狽の色ありと。(九日、朝日)

▲曹錕二張愈出發 (七日北京特派員發) 曹錕、張懷芝、張敬堯は出發國賭の所馮總統の己れを罵するの布告に接し意解けたるものゝ如く曹錕は六日保定より南下せり張敬堯は八日徐州出發漢口に向ふべしと報告し來れり張懷芝は他の軍隊の出揃ひて後に出發すべしと。(九日、朝日)

▲曹錕司令部は孝感 (七日漢口特派員發) 今回南下せる第一路總司

令曾銳は暫く司令部を李庶に置き荊州襄陽及び岳州附方面の指揮に任ずる可しと。(九日、朝日)

▲貴軍遂寧占領　(北京特電七日特派員發)　重慶來電に據れば貴州軍は遂寧縣(四川省)を占領せり唐繼堯氏は不日重慶に至るべく其同圓は四川省軍閥講和の爲ならん。(九日、日日)

▲王天縱軍の猖獗　(漢口特電七日發)　河南に獨立を宣言したる王天縱は部下七千に向ひ南陽、新野、桐柏、泌陽、信陽に蔓延し、跳猖獗なり河南督軍は未だ討伐を始めず。(九日、時事)

▲馮總統の辭疏　(北京特電八日特派員發)　馮總統は七日夜陳光遠氏に對し前日の態度命令は予の本旨にあらず周圍の狀況已むを得ざるに出づ之を諒とし其任を全うすべしと打電し暗に辭職せざらんことを勸告し又李純兵に對しては今は講和の時にあらず北軍が湖南を占領するまでは心を傾はさず中央と結束し徐に時機を得て解決を待つべしと慰撫せり。(十日、日日)

▲三督決心牢固　(上海特電八日特派員發)　湖北督軍王占元氏は李純、陳光遠氏等と等しく辭職の許可を北京に求め平和解決を主張し其旨當地の紳士團氏等に打電し來れり長江三省督軍の換心頗る明白となれり。(十日、日日)

▲南軍成都占領　二日劉存厚は急に唐繼堯と休戰條約を結び成都を經南軍に引渡して撤退せり唐繼堯は熊克武を成都守備司令官となせり自流井もまな三日雲南軍の占領に歸せり。(十日、朝日)

▲馮軍安慶に入る　(上海特電八日特派員發)　其後安慶よりの報道に據れば馮玉祥氏の第十六混成旅團は六日朝五時安慶に入り同地の軍民は一致して之を歡迎せり安徽長倉黃家鼐氏は依然其の職に止まるを承諾したるも督軍長は之に抵抗せる爲め銃殺され馮玉祥氏は國を救ふ三大旨意即ち(一)臨首憲例(二)約法恢復(三)國會恢復を宣明すべしと。(十日、日日)

▲孫文大元帥　聯て廣東に於て四南各省聯合會組織せられ新たに政府組織の協議進行しつゝありしが最近陸榮廷氏と孫逸仙氏との妥協成立し孫氏を大元帥に推薦するに決せり。(十一日、朝日)

▲馮氏陳光遠慰留　(八日北京特派員發)　馮總統は陳光遠の辭任を許さず八日附留電を發せり陳光遠の部下は皆憤慨し張錫芝軍の南昌通過は衝突の恐れありと危み居れり。(十一日、朝日)

▲李純の辯明通電　(八日北京特派員發)　李純は張敬堯の三十一日通電に辯明電報を發し中央の誤解を釋明を奉じて和議を唱へし事なしと主張せるが更に北洋各督軍師長旅長に六日附通電を以て平和は最初より主張せり政府の密令を奉ぜりと張敬堯の想違說なりとが爲め中央に迷惑を掛くるに忍びずと辯明せり(十一日、朝日)

▲王占元平和解決主張　(九日上海特派員發)湖北督軍王占元氏は李純陳光遠氏等と等しく辭職の許可を北京に求め平和解決を主張し其旨當地紳士團氏等に打電し來れり。(十一日、朝日)

▲張督軍立腹　(北京特電九日特派員發)　奉天督軍張作霖氏は江蘇督軍李純氏の和平解決電報に對し憤慨し昨夜長電を中央政府に寄せ元首既に一國の國是に從って討伐命令を宣布せしに拘らず尙和平を電請せるは國事に背き元首に反し强ひて軍人服從の義務を輕んじ我北洋軍警を辱かしむるものなりとて大攻擊を加へ速に相當の處置を取るべしと要求し來れり今や張作霖氏部下の出征を見んとするに際し此電報あり馮總統の苦心一層加はれりといふべし。(十一日、日日)

▲新募兵海路福建行　(天津特電十日發)　支那兵約千名奉天方面より九日午後二時過ぎ秦皇島に來着せり其中明する所に據れば新募兵にして海路福建省に赴くものなりと引率者は營官溥と稱し世評に據れば福建の代表者にして旅長なるが如し同人は過般天津會議の時以來天津奉天間を頻々往來し居たる者なり。(十一日、時事)

▲山東兵九江に着す　(九日北京特派員發)　山東第一師の兵千八百山魂入門、小銃千八百、九日九江に到着せり。(十一日、朝日)

▲京漢線の鐵橋破壞　(九日北京特派員發)　京漢鐵道花園驛南方の鐵橋長さ百二十米突破壞され機關車顚覆し列車不通となれるに關し第二十師長范國璋の公報に依れば橋梁は爆發されて挫折し機關車貨車六輛顚覆し兵士の即死六十名、負傷三十名に達せりと又曹錕の入日附報告には鐵橋破壞急ぎ修理中さありて原因に就ては未だ後報なし曹錕は目下信陽に滯在せり。(十一日、朝日)

▲南軍黃漢占領　南軍は此程京漢鐵道粽線なる黃漢驛を占領せり。(十一日、朝日)

▲成都の開城を迫る　（九日北京特派員發）　劉存厚の勢力は日に壓まり僅に成都附近を保つの有樣となり一意雲貴軍と妥協せんと努め居れり雲貴軍は成都包圍を見る前に成都城を明渡さんことを提議せりと而して雲南督軍唐繼堯が熊克武を成都に派遣すべしと決せりとの報あるは劉存厚と直接談判する爲なりと。（十一日、朝日）

▲臨潼縣陷落　（十日北京特派員發）　陝西督軍陳樹藩は雲南軍の爲め臨潼縣陷落を以て援兵を急派せん事を請へり政府は之に對し湖南に敗れし北軍の一部を洛陽に派遣の命を發せり。（十一日、朝日）

▲南軍戰はずして退く　（漢口特電十日特派員發）　湖南境なる岳州湘は八日より全く北軍の手に歸せり通城縣附近にも南軍なく此日南軍は戰はずして退きたり。（十一日、日日）

▲銃器彈藥陝西に發送　（天津特電十日發）　陝西督軍が客冬北京在住の邦人より購買して永らく當地の倉庫にありたる砲器兵銃七十箱彈藥百箱附屬品二十箱は同省の派遣せる副官、率領し六日汽車にて同省に向け發送せり。（十一日、時事）

▲南北調和贊成　（上海特電十一日特派員發）　岑春煊、譚延闓兩氏は馮總統、王總理其他に對し左の如く李純氏の調和意見に贊同の意見を述べたり。

我等思ふに內亂は一方の戰ひ　敗るゝあるも勝利なしと信ず茲に一國內の爭ひは共に同國人なれば双方共國民の困憊損害を生ずるのみなればなり故に戰ひに敗れしものは敗れ勝てるもの亦敗れたるに等し古は兵を貴び國の亂るゝを思ひたるも是等封建時代の諸王等は結局最後如何ゝる境遇に陷りたりとするか今や內亂に於て双方互に兵力を以て爭ひ相對峙し居れど何れも必ず他方を征服し得ると確かに信ずる能はず且又戰ひを繼續するには借款を爲すの要あり之が爲め我國權を犧牲となすに至るべし我武器を運むにつき鐵山を開發する又我經濟上の政策を定むるにも今日の主戰論者の爲皆他國の掣肘を受けずんば已まざるに至らんとす之を思へば一時の感情の爲自國に不利を來すを知るべく之を思へば更に內爭を繼續するの不可なるを愚ふべきなり滇の俱に天を戴かざる敵なきに戰ふの不可なる明なり湖南、湖北よりの來電は共に其境を保ち停戰し居れり是双方の將士の間に何等戰意なきを示して明なり此時即ち李純督軍の主張する如く双方互に顧みて調和し双方の條件を提出し交涉を開始するの好機會に非ずや斯くして双方極端なる主張を止め相互に讓歩し時局を解決するを遠ならしめられたし云々

（十三日、日日）

▲張敬堯の時局意見　（十日北京特派員發）　岳州司令第七師長張敬堯は七日附長電を以て時局に對する意見を發表せり大要に曰く

一、約法問題　南方は護法の爲めといふ約法の規定によりて軍政府を組織せるが然れども馮總統は既往に遡らずと宣言したれば我等軍人は容喙するも法律の範圍に於て適當に解決すべし

二、國會問題　愚見にては中央政府の解決に一任し新舊問題の如き南北の意見不一致の點あり各省軍民官の意見を徵して定むべし中央を脅迫して一方面の主張に傾くべからず

二、總統問題　正式總統選舉の期近し速かに國會を召集すべく必ずしも南北相爭ふを要せず

四、內閣問題　現內閣は民意に充たざるも此過渡期に際し盛名ある人は出づるを欲せず濫りに中央政府を攻擊して無政府の狀態に陷るべからず

五、政府用人行政　官吏任命は中央政府の司る所各省の容喙を許さず以上の各條を以て南北の畛域を除き早く國內を統一して外に當らざるべからず

六、國の內亂　國獨單獨講和最も注意す可し且つ參戰出兵の事あらば共に名譽ある戰場に向ふ南方にも事理に明かなる人乏しからず早く自主獨立を取消さん事を望む右各省督軍の一致して主張し且つ之を發表して人心を安んぜん事を望む（十三日、朝日）

▲張作霖は李純反對　（北京特電十日發）　奉天督軍張作霖氏は江蘇督軍李純氏が今尙ほ暗中南北調停運動に奔走し居れるに憤慨し全國に通電して曰く私かに接するに馮大總統は元來和平解決論者なりしも南方に誠意なき爲め已むを得ず討伐令を下せるものなり吾等軍人たるもの此際總統の命に服し北方軍閥の恥辱に陷し天下の笑ひを買はざらんこと肝要なり南方の所謂護法なるものは實は違法なり又彼等の所謂憂國は實は禍國なり李督軍元來實悟、通曉の消息に通ぜざるの理なし然るに今尙ほ和平の解決を主張するは左右の者に誤られたる千慮の一失ならん余輩才と雖も報國を以て前提とす即ち李督軍

の反書を促す次第なり云々と。(十三日、時事)

▲曹錕來漢す　(十日漢口特派員發)　湖南討伐第一路司令張開儒宣撫使曹錕は十日衛兵一營及び機關銃隊一隊を隨へ來漢せり援岳前敵總司令張敬堯來漢迄岳州攻擊軍總司令官として直に前進する筈にて三日以內に岳州の攻擊を開始す可しと。(十三日、朝日)

▲張敬堯徐州出發　(十一日北京特派員發)　張敬堯は議定の如く八日最終の部隊と共に徐州發漢口に向へり曹錕は今尙信陽附近に滯留し鐵橋破壞の修理を待ちつゝありと。(十三日、朝日)

▲王軍老河口に迫る　(漢口特電十二日發)　王天縱の第五天統は約一千の兵を率ゐ襄陽より老河口に迫れり張關隘は三日兵一千を同地に派遣せり　(十三日、時事)

▲陳氏辭意を洩す　(北京特電十二日特派員發)　江西督軍陳光遠氏は馮總統に向け打電して曰く李純氏及王占元氏は依然時局停調の意見を持し之が爲遂に辭意を洩らすに至り余が和平解決に一縷の希望を繫き居りしに大總統は國民を治むるに兵を以てする是國より大總統の眞意にあらざるべきも事茲に至りては止むを得ず辭職の外途なしと述べ之に對し馮氏は未だ返電を發せざるも同督軍の素志ゝ窺ふを得べし。(十四日、日日)

▲山東軍南昌に向ふ　(十二日北京特派員發)　施從濱の率ゐる山東軍一萬五千は浦口に到着せり數日後には九江に向つて出發し南昌に赴くべしと　(十四日、朝日)

▲陳光遠依然和議主張　(十四日上海特派員發)　李烈鈞の代表陳光遠と會見し陳は彼等に對して「和平を主とし憲國會恢復に贊成す完全に治安を維持するの擔任す」と答へたりといふ　十五日、朝日)

▲陳馮氏の慰留に滿足　(十四日上海特電)　南昌來電——陳光遠三度辭職を乞ふの電報を發せるが馮國璋は强しく慰留の返電を與へたり最後の分に馮は陳に對し公私情よりするも高踏勇退すべけんや大局を顧み撫養の勞事務を執り必ずしも悉く自ら親しくするに及ばず請暇をも乞ふ事勿れと陳光遠これにて既に滿足し再び辭表を出さずと。(十五日、朝日)

▲李純白寶山密議　(十三日南京特派員發)　李督軍は海州鎭守使白寶山を呼寄せ軍事上重要計畫を議しつゝありと譚活明は李督軍に江蘇の中立宣言を勸告し來れりと。(十五日、朝日)

▲湖北省議會和議請願　(十三日漢口特派員發)　湖北省議會は曹錕來漢し岳州總攻擊の開始されんとするを見て兩湖人民の再び塗炭に苦しむべきを憂慮し十三日夜會議を開き南北和議の請願を爲すべく請願委員八名を選擧し北京南京江西湖南に派遣すべく決議し同委員は十二日湖北督軍王占元を訪ひ其意見を具陳し各方面に向つて出發の筈なり。(十五日、朝日)

▲曹錕李純に援軍請求　(十三日南京特派員發)　岳州攻擊の第一路司令曹錕は漢口より李督軍に江蘇省より援軍一個旅を急派せられたしと打電し來れりと。(十五日、朝日)

▲張督軍武器受取　(十四日奉天特派員發)　日本より輸送したる軍器受取及其警戒護衛の爲め張督軍は第二十七師より步兵二個營機關銃一個連を十二日秦皇島に派遣し楊奉琛、張景長も同時に出發したり時節柄南方討伐の爲めの出動なりと噂するものあり。(十五日、朝日)

▲福建警備兵赴任　(奉天特電十三日發)　最に編組會代表者來奉、遂國にて福建警備兵二ケ營約七百の兵を募集中の處既に募集を終りしを以て當地第十八師團第一營長張宗相之を率ゐ昨日午後四時發秦皇島に向ひたるが同地より船にて福建に向ふ筈。(十五日、時事)

▲陝西東部の戰鬪　(十二日北京特派員發)　陝西より歸來せる人の談に據れば西安以東潼關に到る各縣の官兵悉く土匪民軍或老會等の勢力に壓せられ縣城潼關の外及ばず陝西東部一帶に戰鬪行はれ殘行者跡を絕ち殆ど施政府の狀態に在りて電信不通なり民黨首領郭堅之を指揮しつゝあり王天縱は河南の山地に在りて是と策應しつゝあるものゝ如し。(十五日、朝日)

立法軍事

▲軍人戒嚴總統令　(北京特電三十日發)　一月三十一日附を以て軍人戒嚴に關する大總統令出でたり曰く「湖南方面に於て北軍は軍紀正しからざるの故を以て屢々敗北せり各軍人は今後嚴しく軍律を守る可し若し故なくして退却するが如きことあらば本大總統は軍律に照して之を處罰する可し」と。(二日、時事)

▲熊希齡聯邦制主張　（一日北京特派員發）熊希齡は過日岑春煊に打電して支那は聯邦制を採用するを可とす米國又は獨逸の如く各省を自治として中央政府は宜しく地方分權を確認すべしとの意見を述べたり之に對し岑春煊は賛成して此意見を各方面に傳へて意見を徵すべしと返電したりと云ふ某外人近頃王總理を訪ひし際偶此談あるや總理は熊希齡の聯邦制に賛同し支那が永久平和を圖るには是れ以上の良制度なしと答ふ更に馮總統は如何と問へば總統も亦極めて賛同なりと答へたりと云ふ。（三日、朝日）

▲國會組織法可決　（北京特電六日特派員發）五日の臨時參議院には國會組織法、蒙古、西藏兩議員選舉施行法全部の第三讀會を開き可決確定せり而して議員陳銘鑑氏は舊曆新年に付今後休會を提議せしに劉揆一氏は是れに反對せしも結局十五日間の休會と決せり。（七日、日日）

（北京特電六日特派員發）國會組織法、蒙古、西藏兩議員選舉法は參議院を通過したるを以て政府は行掛上是れを公布せざるべからざるも今俄に兩法を發表せば南北の反感益募り大局の前途を妨害するにより頗る躊躇の色あり。（七日、日日）

▲聯邦制度諮詢　（奉天特電五日特派員發）最近張希齡氏が主唱し岑春煊、王士珍氏等が賛成せる支那聯邦制度に就き北京政府より各省に對し賛否を求めたるに奉天會議張作霖氏は次の如く回答せり。

一、聯邦制度により滇の平和を保つ事

二、此制度により分裂の憂れを生ぜざらしむる事

三、國體に牴觸せざる事

四、聯邦（日本）の賛成を求むる事　（七日、日日）

▲國會組織法廻付　（北京特電七日特派員發）臨時參議院を通過せし國會組織法選舉法案は既に總統府に廻付せられたり閣員中司法總長江庸氏は同法案の內容に異議あるやにて延期說を唱へたるも他の總長は頻りに發布すべしと唱へ居れり馮總統の意中は此際發布すれば南北妥協の妨害たるべしと是を抑まんとする模樣なり。（九日、日日）

▲政務續行訓令　（北京特電十日特派員發）馮總統は九日府院兩秘書長に對し舊正月には一切の政務を休止するを常とするも憲政危急の際なれば宜しく官吏を激勵して政務を續行せしむべしと訓令せり。（十三日、日日）

▲軍警聯合會議　（北京特電十日特派員發）馮總統は岳州討伐令發布後地方治安を慮り過日王總統を謁見して協議の結果臨海軍の參戰公署內務財政の各總長步軍統領各師團長等を召集し軍警聯合會議を開會する事に決したるが左の諸項を討議すべしと。

第一、京師治安問題　△第二、北京國防策　△第三、中部各省軍警聯合計畫　△第四、長江沿岸防備等　（十三日、日日）

▲直隸公署軍需品輸送　（二日天津特派員發）直隸督軍公署は京漢鐵道に命じ臨時列車を仕立て三十噸貨車十五輛に被服糧食彈藥其他の軍需品を滿載し一日午後五時半保定へ向け發送せり又北京陸軍部より山東督軍公署宛輸送の小銃彈五十萬發砲彈七百其他武器を搭乘せる列車二日午前六時當地を通過し濟南に向へり。（四日、朝日）

▲軍器彈藥急造　（七日漢口特派員發）漢陽兵工廠は今回政府より四十萬元の特別補助を得て軍器彈藥を急造す可く命ぜらる。（九日、朝日）

財政產業交通

▲英國支那茶購買　（三十一日上海經由路透社發）英國下院に於てアーカー氏は發表して曰く通商業者の請願に依り政府は食料省の爲に茶を英國領土內に輸入するにつき中立國の船腹にて支那より購買する事に手答を整へたり若し船腹を十分に利用し得ば一九一八年中三百萬封度を購入する考へなり船腹の事は支那に在る英國食料省の代表者に於て其手配を爲すべし。（一日、朝日）

▲政府軍費負擔　（二日北京特派員發）蚌埠會議に於て決定されたる軍費問題は其決議通り中央政府負擔する事となれり。（四日、朝日）

▲討伐費一千萬元　（北京特電二日特派員發）一日の總統府會議にて討伐軍費を一千萬元とし現金六百萬元、軍用手形二百萬元、國庫補助二百萬元を以て是に充て所要の武器、彈藥は上海、漢口、德州各兵器廠にて晝夜派行にて製造せしむる事に決せり尙王金鏡、范國璋氏等の處罰に就き協議せり。（四日、日日）

▲鹽餘に對する借款反對　（二日香港特派員發）廣東在留の船舶人

三百餘名は會合の上滿場一致を以て馬總督軍李厚基が福建軍閥を後援して臺灣銀行より借入れんとする百萬圓借款に反對する事を決議し此旨主なる關係者に打電せり。(四日、朝日)

▲秩陵公司創立　(二日上海特派員發)　南京鳳凰山鐵礦經營の秩陵公司創立事務所一日午後成立職員を定め定款を議決したり。(四日、朝日)

▲東三省經濟不安　(奉天特電五日特派員發)　盛京省にては財政關の結果最近に至り官銀號より爲替金百萬圓興業銀行より四分利附公債凡そ壹萬圓を發行せしめ各銀行をして驚くべき低利を以て放資せしめつゝあり然るに此は一種の不換紙幣にして之を以て當面の財政難を救ふと同時に昨年來實施しつゝある大洋錢の兌換を免れ一は以て東洋拓殖會社の發展に備へんとするものなるが之が爲め支那紙幣は一時廿五六圓方暴落し開原地方にては二三文那大豆商倒產し東三省一帶の經濟界は不安に襲はれつゝあり。(六日、日日)

▲四鄭繼續借款　(北京特電五日特派員發)　正金銀行と交通部との四鄭鐵道續借款は日本金二百六十萬圓にして既に閣議を通過したれば今週内に調印さるべし同借款の目的は本借款成立後金銀比價の激變を呼び鐵道用鐵材購貨の爲不足を生じたる臨時費を支辨するに在り期限は一箇年なりと。
(七日、日日)

▲出兵借款好望　(北京特電六日特派員發)　米國駐在支那公使顧維鈞氏より支那政府に對し米國政府は支那の歐洲出兵に關し米金二千萬弗の借款を締結する事に同意したるが右借款の内一千萬弗は現金にて支拂ひ殘り一千萬弗は輸送船舶の賃貸料として決濟するゝ筈なり唯船舶不足の爲之が實行は五月一日以後ならざるべからずと報告し來り支那政府は之に同意したるが參戰事宜實辦段祺瑞氏は前記借款成立の見込みあるに就き士官五百名を選拔し速成的に佛蘭西語を教授すべく陸軍佛語學堂設立の計畫中なり。(八日、日日)

▲支那生絲改良協議　(七日上海特派員發)　昨日當地外國人支那生絲協會は生絲改良に關し會合し伊、白兩國總領事、英、米、佛商務官列席し支那の生絲改良に就き在來支那佛蘭西商業會議所及び生絲協會に於て其改良意見を陳べ左の如く決議せり。

一、支那の生絲工業は政府の監督援助を借さる爲め奬勵せず故に政府は速かに之れに就き爲す所あらんことを期待す又現に生絲よりする諸稅額は相當の金額に上り居るを以て生絲工業に對し一層改良進歩に就き實質的援助を爲すを要す

又同時に上海の生絲商が此改良費として低意に五千七百廿四兩餘を寄附せることは其他の關係商人も夏に寄附すべきを期待され居るを述べ此改良の爲に白色生絲のみに止まらず黃色生絲及び野蠶生絲にも及ぼすべきも說きたり。
(八日、朝日)

▲英國支那馬買入　(六日青島特派員發)　英國政府は戰爭に使用すべく今回青島英商の手を經て支那馬五百頭を購入せり來る九日入港の英船にて本國へ輸送の筈。(八日、朝日)

▲四鄭借款契約調印　(北京特電七日發)　四鄭鐵道は經費不足の爲め先頃來續借の要ありと爲し我正金銀行と續借の商議中の所本日支那側の財政總長王克敏氏交通總長曹汝霖氏日本側の正金銀行代表者竹内金平氏立會の上左の條件にて續借契約に調印を終れり。

一、借款金二百六十萬圓
二、利子年六分
三、擔保は四鄭鐵道財產全部　(九日、時事)

▲各省小借款許可請願　(七日北京特派員發)　直隸、奉天、山東、福建、河南、陝西、湖北、安徽各省當局は臨時費支辨の爲め五十萬乃至二百萬圓の小借款を列國、主として日本商人に交涉し許可を求め來れるより從來地方借款を許さゝるの內規を緩め七日國務會議にて緊急のものは許可するに決定せり。(九日、朝日)

▲密山鐵道出願　(長春特電八日特派員發)　吉林密山縣は土地豐饒にして農作有望なるも住民少く是迄開却され居たるが露國亞細亞銀行は露國より之に着目し東清鐵道支線を布設せんと計畫し此程一露國亞人は密山縣知事に向け鐵道敷設の權利を出願し其條件として支那政府に每年稅金を出すべく申出でたるより縣知事は鐵道敷設は土地の開發住民の送貨其他各種の利益ある事を列擧せる意見書を加へて吉林省長に願書を送達し來れり。(九日、日日)

▲立山製鐵所　(奉天特電十四日特派員發)　鐵道經營の立山製鐵所工事は別項の如く進捗し最近機械圖に含鐵量七十パーセントを有する一大鐵床を

發見し更に首山に於て新水源を發見せる採鑛事業をして益有望ならしむるものあるより何れも立山新市街設計の發表を待ちつゝあるが愈設計完成し兩三日中に發表し來る三月一日敷地貸下の申込を受け鉦衙の上決定すべしと尙新市街の位地は立山千山兩線の中間にして新に鞍山驛を設け商業の來住に便すべしと。(十五日、日日)

▲滿鐵工業費決定 (十三日大連特派員發) 材料購買と拂底の爲査定變を告げたる滿鐵七年度工業費豫算は中村都督の來連統裁の結果十二日漸く決定し總額三千五百萬圓也計上せり事業の主なるものは鞍山站製鐵所經營費及び撫順炭坑採炭部擴張等にして各費額一千萬圓を算す次は輸送力增加の爲に要する車輛及び運轉材料の新設改善にして約五百萬圓を算し殘額一千萬圓は鐵道港灣地方事業費に充てたり而して本年度工業費豫算總額二千五百萬圓に比し一千萬圓の增加は製鐵採炭輸送力增加に積極的計畫を爲せると物價の騰貴せるに原因す。(十四日、朝日)

教育衛生人事

▲支那教育視察團 (九日神戸發) 支那浙江省教育視察團經享頤外十五名は九日入港の近江丸にて上海より着神紫盤に一泊せるが十日暮口丸にて上海より着神の客なる十名の一行と合して東上、二週間の豫定にて東京、名古屋、京都、大阪各地の教育界を視察す可しと。(十日、朝日)

▲ペストの報告 (六日北京特派員發) 鵜見醫學士の報告に據れば最近山西省より直隸省定州附近に歸り來れる者三人ペストにて死亡せり定州は京漢鐵道沿線内に在り北京より遠からざれば北京は危險を覺ゆ又天津の四圍平山にはペストにて死亡せる者既に六十名に達せりと。(八日、朝日)

▲曹錕張敬堯の任命 (三十日北京特派員發) 三十日大總統令を以て曹錕を廣四省撫使に、張敬堯を援鄂前敵軍總司令に、曹錕を直隸省長署理に任命せり。(一日、朝日)

▲直隸省長署理 (北京特電卅日特派員發) 曹錕氏の弟曹銳氏は直隸省長署理に任命せられたり。(一日、日日)

▲黎石兩氏逮捕令 (北京特電卅日特派員發) 黒龍江督軍兼省長第九師團長黎天才氏湖北第一師團長石星川氏に對し現職官勳位等を褫奪し逮捕すべき旨の大總統命令を出せり。(一日、日日)

▲王金鏡氏辭任 (漢口特電卅日特派員發) 王金鏡氏は廿九日朝六時武昌に歸り王占元氏に辭表を提出せりと雖何を陰示すれども肯かず王占元氏は北京に急電して若し彼の辭職を許可せば段芝貴氏を急派して其任に當らしめん事を乞へり。(一日、日日)

▲上海二新聞創刊 (十三日上海特派員發) 曾て北京ガゼット發行者たりし陳友仁は上海にて上海ガゼットと稱する英字新聞發行に決し既に一切の準備を終り近々發行の運びとなるべしと又陳景華は當地に於て夕刊日々を刊行の筈なり。(十四日、朝日)

▲北滿肺ペスト猖獗 (七日長春特派員發) 齊々哈爾領事より同地北六十支那里の地點に疑似肺ペスト患者發生し死亡者續出し勢ひ猖獗なりとの報告あり長春醫務署にては六日臨時防疫會議を開き種々の準備を爲し極力豫防する事となれり。(八日、朝日)

▲大總統令 (二日北京特派員發) 二日大總統令にて何宗蓮は張威將軍に龍裕光は瓊崖鎭守使に陳遵勳は川邊鎭守使に任命せる。(四日、朝日)

▲唐紹儀廣東着 (二日上海特派員發) 唐紹儀は三十一日廣東着の由 (四日、朝日)

▲梁士詒歸着 (一日香港特派員發) 梁士詒は一日香港に歸着せり。(四日、朝日)

支那省

天覽

第六卷 甘肅

第六卷內容

目次

第一編 總說……一—一三七
第二編 都會……一三八—二二三
第三編 生活程度及物價……二二四—二七二
第四編 交通及運輸機關……二七三—四五二
第五編 郵便及電信……四五三—四八一
第六編 農業及農產物……四八二—五四六
第七編 牧畜及畜產品……五四七—六三一
第八編 礦業及林業……六三二—六六九
第九編 工業及製品……六六八—七一〇
第十編 內外輸入品……七一一—七四〇
第十一編 商買及資本家……七三九—七六六
第十二編 商機商業慣習……七六七—八二二
第十三編 貨幣及金融機關……八二三—八九〇
第十四編 度量衡……八九一—九一〇

地圖寫眞 甘肅省全省(二百萬分四色刷)外都會圖寫眞百餘

本書は本會附屬上海東亞同文書院に於て一千餘の人員と二十萬金の資とに依り十年間實地踏査をなさしめたる資料三十萬頁を基

支那

第九卷第六號

要目

論說　支那邊疆と獨逸（中）……一―一四

資料　漢冶萍公司第九回決算報告……五―七
　　試採鑛權一覽表（三）……八―一七

雜錄　四川省に於ける鑛業の經過（一）……一八―二二
　　歐洲大戰と支那の關係……二三―二七
　　米紙の最近支那資料一班……二八―三二
　　日本の新地位……三三―三四

彙錄　支那の會社數……三五―三七
　　米國人の支那書蒐集……三七―三九

事業界　支那事業界近況……四〇―四四

半月史　半月間の支那重要事件……四五―四八

時報　支那最近時事要項……四九―五六

彙報　支那關係諸報道……五七―七八

東亞同文會調查編纂部

株式會社臺灣銀行第卅七回（大正六年下半季）決算公告

貸借對照表

負債	円
一資本金	二〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
一諸積立金	五、三八〇、〇〇〇、〇〇
一銀行券	三三、五一二、六六四、〇〇
一支拂手形	一、八九九、二一八、二五
一諸預金	二四〇、二六四、九六九、八三
一代理貸付保證及支拂承諾	四三、八八七、八七八、七二
一他店借	一九、三五五、八四七、七四
一信託預金	三〇、六三八、八三七、四七
一信託受金	一五、三八九、〇七四、三〇
一假受金	六八、九八五、二六〇、二七
一支拂未濟配當金	六、一六一、四二
一前期繰越金	三二六、二九二、六五
一當期純益金	一、三五一、六三七、二三
總計	四八〇、九九七、八四一、八八

資産	
一政府貸上金	四、三五〇、〇〇〇、〇〇
一諸貸出金及買入爲替	三五三、六〇五、七二六、四九
一代理貸付及取引先支拂承諾	四三、八八七、八七八、七二
一預ケ金	一三、六四七、一八二、九〇
一他店貸	二、六五一、三四四、八四
一國債證券、外國債證券及債券	三三、四〇四、九二二、九六
一營業用所有物	二、六六九、二四二、〇七
一假拂金	八二、七五七、六五
一地金銀	一〇、七二六、三三五、二八
一金銀在高	一五、九七二、四六〇、九七
總計	四八〇、九九七、八四一、八八

損益勘定

一當期純益金	一、三五一、六三七、二三
一前期繰越金	三二六、二九二、六五
合計	一、六七七、九二九、八八

右利益金ノ分配左ノ如シ

一諸積立金	三〇〇、〇〇〇、〇〇
一賞與金	六〇、〇〇〇、〇〇
一配當金（年一割）	九二五、〇〇〇、〇〇
一後期繰越金	三九二、九二九、八八

右ノ通候也

大正七年三月

株式會社 臺灣銀行

頭取 櫻井鐵太郎
副頭取 中川小十郎
理事 佐田家年
理事 山成喬六
理事 南新吾

前書之事項ヲ審査スルニ總テ相違無之候也

監査役 男爵 大倉喜八郎
監査役 大谷嘉兵衛
監査役 辰野宗義
監査役 下坂藤太郎

橫濱正金銀行七拾六回決算報告

（大正六年下半季）

負債

拂込株金	三六、〇〇〇、〇〇〇、〇〇 円
諸積立金	二二、一〇〇、〇〇〇、〇〇
滯貸準備金	二、八二八、五〇四、二五
銀行券	二〇、〇二三、二〇八、〇九
（諸預り金及手形内入金等）	五二七、〇〇四、四二九、九一
（爲替、再割引、支拂承諾、他店勘定等）	三六八、九〇九、〇五七、四五
支拂未濟配當金	一〇、三〇四、七七
前半季繰越金	二、二六、七五七、八一
當半季利益金	三、六五三、六九〇、九二
總計	九八二、七五五、九五四、〇二

資産

金銀勘定	一七三、二三六、〇九二、五二
內（手許有高	三九、九一五、四七九、三九
銀行預ケ金）	一三三、三二〇、六一三、一三
諸公債證書	二五、七八〇、五一一、六八
諸貸金割引等	二二五、五三一、六一八、八三
（買爲替他店勘定等）	五五一、七六七、四九七、六六
地金及外國貨幣	三、四七六、八三六、三三
（營業用地所家屋等）	二、九六三、三九七、〇〇
總計	九八二、七五五、九五四、〇二

損益勘定

總益金	五一、九六四、七四三、六二
內（前半季繰越金）	二、二二六、七五七、八一
雜損金	四六、〇八四、二九四、八九
差引純益金	五、八八〇、四四八、七三
右利益金分配方左の通り	
積立金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
配當金（年一割二分）	二、一六〇、〇〇〇、〇〇
後半季繰越金	二、七二〇、四四八、七三

右報告候也

大正七年三月九日

橫濱正金銀行

頭取	井上準之助
副頭取	山川勇木
取締役	相馬永胤
同	園田孝吉
同	木村利右衛門
同	原六郎
同	小田切萬壽之助
同	川島忠之助
同	男爵 岩崎小彌太
同	巽孝之丞

前書の事項を審査候處總て相違無之候也

監査役	淺田德則
同	渡邊福三郎

文學博士 上田萬年 先生
學習院教授 岡田正之 先生
學習院教授 飯島忠夫 先生
文科大學助手 榮田猛猪 先生
飯田傳一 先生
共編

天覽台覽

音訓引 數字引 畫引

大字典

【四版發賣】

內容見本進呈

本邦に於ける國漢字書界の新紀元を劃せる眞個の大字典として謳はれ畏くも天覽の光榮を賜へる本書は出版以來僅に數月、今や特價の部數盡き、然も注文矢の如く殺到せるもの、蓋し夫れ本書が學界の重鎭たる五先生の手に成れる獻身的努力の結晶にして空前の字書たるを證明して餘蘊ありと謂ふべく、本社が更に之を自書自賛するまでもなく社會既に定評あり、たゞ望むらくは疾く之を購めて本書の眞價を知悉せられんことを。

【定價金七圓也】

送料 內地 貳拾四錢
臺樺 四拾五錢
朝支 五拾五錢

東京日本橋區本銀町三ノ二
株式會社 啓成社
電話本局二一〇〇
振替東京一二〇五五

大正七年三月十五日
第九卷　第六號

支那邊境と獨逸（中）

第二　新疆と海蘭鐵道

一

露國が新疆蒙古方面へ勢力を扶殖するに至りたるは、滿洲方面に於けると同じく年代舊し。即ち一七二七年恰克圖條約に依り、尼布楚、色楞恰克圖に於て無稅貿易を爲すの權を得尋で一八五一年伊犁、塔爾巴喀臺（タルバカダイ）條約に依り、該地に於て亦無稅貿易の權を得たり。而も露國の最も利益を得たるは、一八八一年の伊犁條約にあり。露國は該條約に依り、蒙古全部に於て無稅貿易を爲すの權利を確定し該權利を天山南北より萬里の長城に至る伊犁、塔爾巴哈臺（タルバカダイ）、喀什噶爾（カシカル）、烏魯木齊（ウルムチ）、嘉峪關即ち肅州及其他の都會に及ぼすことを得たり支那人が蒙古天山南北路即ち新疆省に於て、貿易を爲すに當り、課稅せらるゝを免れざるに、露國人の獨り無稅貿易を營むことを得るものなれば、露國は三十餘年前既に此廣大なる地域を以て、其勢力

範圍内に編入することを得たりと謂ふべき也。

二

露國は曩に日本の爲め滿洲より中原に進むべき路を沮止せられたれば、其之に入るべき最善の路は、新疆の方面ならざるべからず。新疆は支那の最西に僻在し、北京より蘭州を經て、其首都廸化府（烏魯木齊）に至る九千餘支里にして、一百三十日を要す、最近歸化城より、蒙古を縱貫し、古城に達する商路發見せられ、日程短縮せられたるも、尙ほ急時北京故城間七十五日を費し、常時一百二十日を費すべし。然るに露領土耳機斯坦より新疆に通ずること便利にして、舊時の天山南北路の外、塔爾巴喀臺路あり、塔爾巴喀臺路は、露支の交通行はれて以來始めて開かれたるものにして、セミパラチンスクより陸路塔城に出で庫爾喀喇烏蘇を經て、一は廸化府に至るものとすルチス河上に汽船浮び、西伯利亞鐵道通ずるに及び、本路の交通益々便利を加へ、塔城より馬車に乘すれば七日にしてセミパラチンスクに至り、セミパラチンスクより汽船に乘すれば三日にしてヲムスクに達すべく、ヲムスクより西伯利亞鐵道に據すれば、二週間にして北京に赴くべし。從ふて北京より新疆に赴く際、露領を通せんが支那領を通ずるよりも、四十日乃至九十日の日子を節約すべき奇觀を呈すべし。露領は新疆との交通斯の如く便なるを以て、露人の新疆に入り貿易を爲すもの多く、露國も亦固爾札（專遠城）。喀什噶爾、塔爾巴哈臺、烏魯木齊の四市に領事館を建て、專管居留地を設け、若干の步騎砲兵を置きて、居留民を保護し、セミパラチンスク、タシケンドより各々一條の電線を、塔城及固爾札に架し、郵便局を上記四市に設け各所に連絡を通じ、特に露商をして、支那驛傳に乘じ、自由に旅行し、何等の課稅を被むることなく、自由に賣買することを得せしめ、又露亞銀行支店を四市に置き、露國の貨幣を流通せしめ、依て以て露人の通商貿易の便を計らしむ。然るに支那政府は、自國人の貿易を便ならしむべき何等の方法を講ずることなく、反て釐金其他の苛稅を設けて其商民を誅求しつゝあり。從ふて、新疆の貿易は殆んど支那の手を離れ、露人の掌に歸したり。加ふるに、新疆は太古より東西兩人種の競爭地なりしかば、各種の人類生息し、之を大別すれば種頭回、漢回、哈薩克、滿、蒙、漢の六人

種と爲すべし。纏頭回一百萬、漢回三十萬、漢人三十萬、哈薩克二十五萬、蒙古人十萬、滿人五萬あり。內纏頭回、漢回、哈薩克の三人種は回敎を奉じ、蒙古人種は喇嘛敎を奉じ、滿漢人は佛敎又は儒敎を奉じ、互に融和せず、殊に纏頭回と漢回とは、露領土耳旦機人と同種族にして、漢滿人と世讐たり。纏頭漢兩回は、時利ならざる爲め、漢人に雌伏するも、機に乘じ報復せんとの念一日も止むときなく、漢人に追はれて露領に逃れたるもの丶子孫は、歲時祖の先墳墓を灑掃せんが爲め、舊里に歸省し、盛んに露國の德を頌し、露國の力を借り、深讐を報せんことを說き、新纏人民の大多數は、支那の羈絆を脫し、露國の治下に服せんと企て居れり。而して支那兵の新疆に駐屯するものの數少く、武器陳套、軍紀弛廢し、一たび露の强兵と鋒を交へんか、草の風に靡くが如くなるべし、通常露國より新疆に侵入すべき路凡そ三あり、一はセミパラチンスクより搭城を衝き、二は伊犁河より固爾札を襲ひ、三にタシケンドより喀什噶爾を略し、三路幷進して烏魯木齊を取り、新疆全省を平定することとなるも、最近露國に有利なる一路發見せられたり。即ちセミパラチンスクよりホルチス河を溯航して齋桑湖に入り、齋桑湖より上陸してチャンヲボに出で、二隊に別れ、一隊は綏來に進み、一隊は古城に達し、東西挾擊して烏魯木齊を取ることと是れなり。烏魯木齊は新疆の中樞に當り、天山南北兩路の關鍵を扼し、之を取れば搭城、固爾札、喀什噶爾等は囊中の鼠の如く、勞せずして掌中に弄ぶことを得べし。而して此策により烏魯木齊を取るには二三個師團の兵を用ひ、一ケ月を費すに過ぎざるべし。英人マクベル氏が、新疆の支那に屬すること逆なりと稱せしは、大に理由ありと謂ふべし。而して今や露國は獨逸の勢力に屈伏し、其傀儡と爲るに至りたるに依り、マークベル氏をして之を評せしめんか、新疆は獨逸に屬すること順なりとの言を爲すことなるべし。

三

獨逸が露國に代り新疆に於て勢力を有するに至らんか、新疆に蹂躙せずして中原に進出せんことを謀るべきに疑ひなく、又實に中原に進出すべき絕好の利器を有し居れり、海蘭鐵道即ち是れなり。リヒトホーヘン氏は、嘗て支那は遂に哈密、蘭州及西安を通過する線路に依り、歐洲と鐵道

交通を爲すに至るべきことを豫言したり。此線路は二千年間支那が中央亞細亞と交通したる大道にして、日清戰後、外國人間に歐亞交通の最良線路として、其敷設を計畫せられたり。中央亞細亞を領有し、野心勃々たる露國が、本鐵道を敷設し、其終點を海口に求め、不凍港を支那本部に得亞細亞大帝國を建立せんとする積年の雄圖を達成せんとするは當然なり。乃ち革命亂の時支那財政の窮乏せるに乘じ白耳義シンヂケートを指嗾し、海蘭鐵道利權を獲得せしめ其終點として連州天生港を指定せしめたり。天生港は揚子江の咽喉にして、海水深く、四季大洋航行の汽船を碇泊せしむることを得べく、其經營如何に依りては、露國が曩に拋棄したる大連港に優ることは勿論、或は支那貿易の總滙たる上海に抗敵することも亦必ずしも難きにあらざるべし、海蘭鐵道は蘭州を起點とするものの如くなるも、其實線路を西の方肅州に延長し得べき優先權を占めあり、肅州以西は即ち新疆省にして、蒙古と齊しく露國が自由貿易を爲し得べき地帶にして、純然たる勢力範圍なれば、是に肅州線を延長し、之を中央亞細亞鐵道に連絡すること、極めて容易なり。若し歐洲戰爭發生することなく、露國をして本鐵道を敷設せしめ、支那經營に從事せしめんか、其滿洲に於ける失敗を償ふて餘りあるのみならず、或は亞細亞帝國を建設せんとの宿望を遂げしめたるやも亦測るべからざりしなり。然るに一朝露國の大敗に依り、獨逸之に代位し得ることゝなれり。東洋に利害關係を有するもの、嚴戒する所なかるべからざるなり。

漢冶萍公司第九回決算報告

（自民國六年一月至六年十二月）

甲　收入の部

一　漢陽製鐵廠大冶鐵山收入

一、粵漢、道清、張綏、南潯、四鄭、滬杭甬各鐵道に對し賣込みたる鐵軌代金	洋例銀	一、五〇八、八四九、八四〇
一、大冶鑛石賣上代金		一五九、九六二、六六一
一、生鐵賣上代金		三、〇一六、六二六、八一一
一、鋼鐵賣上代金		一、九二八、五六六、〇七六
一、物料轉售代金及機械修造料		一六四、一八九、四二四
一、各種料金及運賃收入		五二、八五三、六六一
一、爲替差利及雜收入		四二、五九三、四六六
以上七項合計		七、三〇三、六四二、九三九

二　萍鄉炭山收入

一、本鑛使用並に現賣コークス代金		一四、九三六、〇一三
一、製鐵廠及上海、漢口、岳州、長沙、湘州各局賣上コークス代金		一、七九八、六〇七、九六二
一、本鑛使用並に現賣石炭代金		八八、二一三、二四四
一、湘萍鐵道に賣込みたる石炭代金		二九、二七七、九八一
一、製鐵廠及漢口、岳州、長沙、湘州、上海、南京、鎭江各局賣上石炭代金		一、五四三、五六八、五〇三
一、石炭コークス運送目減に對する各船主の賠償金		二六、二九九、九八六
一、上海漢口其他の爲替差利より兌換差損を差引けるもの		四二七、三六一、五五二
一、各項雜收入		三〇、六八八、八〇八
以上入款計		三、九五八、九五四、五〇九
收入合計		一一、二六二、五九六、九九八

乙　支出の部

一　漢陽製鐵廠大冶鐵山支出

一、上海、鄂城、陽新常來瑞昌漢陽各外局經費	一四八、三六六、四四七
一、大冶鐵山經費	五〇八、五一三、八六四
一、華洋材料購入費	五五七、一一七、五九七
一、萍鄉コークス購入代金	一、五一八、三三六、二七
一、萍鄉及東洋各地より石炭購入代金	七一七、七三二、四八七
一、船舶經費	八三、一九七、〇四八
一、諸運賃	三三五、九八一、八九五
一、諸職員俸給及雇傭人給料	一三〇、八六三、三七五
一、外人技師及職工俸給	三三、八四六、五一〇
一、機械職工及見習等の工賃	一五五、一八三、六四三
一、臨時職工等の工賃	九四、五一〇、〇九〇
一、各項請負工賃	二九、一四九、五八三
一、第九期株金利息及各種借款利子	一、三六三、八六六、二六九
一、生鐵捐金	一四八、〇一九、一七四
一、各種雜支出	一〇六、九三三、九八六
一、沉失火車礦車損失（收回保險金額を差引ける純損失金）	三六、五九四、二三五
一、新鋼廠及新化鐵爐添設工料等	四四九、一九三、六六二
一、敷地、家屋、鐵路、臺船、備品等購入費	七二、三九九、九二八
一、鐵路車輛臺船碼頭、機廠料棧、礦石廠基地房屋備品儀器等購入費	二一三、〇六七、一四五
以上十九項計	六、六七二、七五九、五五五

二　萍鄉炭山支出

一、坑道開鑿及採炭に關する一切經費	一、五四四、二六六、五〇一
一、洗炭に關する一切經費	九八、七五七、四二九
一、新式によるコークス製造一切經費	四四、七一四、四五一
一、土法によるコークス製造一切經費	一〇七、四一四、三二九
一、各分礦コークス製造費	三九、〇八九、四三五
一、萍鄉總局及收支稽核、煤務係等經費	六〇、三五四、三一三
一、炭坑總工務處等經費	四六、二〇五、三九四
一、護礦團經費	四三、八八二、四一九
一、上海、漢口、湘潭、岳州等間の旅費電報料	二、七六六、九二四
一、採炭工の負傷死亡の撫邱並一切慈善費	八、八〇五、三五七
一、コークス石炭の安源株州間及株駒間運賃	三八四、四六二、九六四
一、江西、湖南省兩省地方稅	六一、三八九、六二六
一、本鑛提存學校經費並萍鄉教育捐	二六、八七九、八二九
一、上海、漢口、岳州、長沙、株州各局經費	一三八、一六八、五五五
一、各局外銷經用等費	八、七四七、四七九
一、石炭コークスの株州より長沙、岳州、漢口、上海、等に至る船運賃	一〇四、六〇七、五五二
一、同上積卸艀等の費用	二一五、二六八、〇五三
一、各船運送コークス及石炭の增斤量並に其流用增斤量に對する賞與	三九九、五九五
一、第九期株金利息及各項借款利息	九七四、八六一、四〇一

一、洋員損失賠償　一五、五三〇、〇〇〇
一、本鑛山用地買收費　二、〇四八、〇〇七
一、本鑛擴張各經費　一七、六五四、二四九
以上二十二項計　四、五〇八、一五三、九四四
支出總計　一一、一七九、九一三、四九九
以上收支差引
漢陽製鐵廠大冶鐵山純益　六三一、八八三、二八四
萍鄉炭山損失　五四九、一九九、八八五

現有資產表

一　漢陽製鐵廠及大冶鐵山資產

一、新鋼廠設備費　八、六三三、三四五、四〇四
一、新熔鐵爐設備費　三、六八一、八一四、六七〇
一、歷年增設之土地、家屋、車路、船舶、機械、熔鑛爐家具什器等價格　四、六〇五、三四七、八三三
一、官より引繼げる舊廠業務設備費　二、七八七、九九四、二〇〇
一、鋼鐵、石炭、コークス、鑛石諸材料、電料、機械及其他の賣掛代金　四、七三六、一六〇、九〇六
一、添置せる鐵路、車輛、臺船、碼頭、機械、料棧、礦石基地家屋、家具機器及存結鑛石價格　六三、八〇九、一八七
以上資產合計　二五、一五八、四七二、六九
內前年度に於ける投資額　二四、四五六、一八四、一四三
差引本期增加投資額　七〇二、二八八、一四七

二　萍鄉炭山資產

一、鑛區　一、一七八、七八二、九二一
一、礦外家屋生財　九〇、一九二、七八〇
一、安源坑設備費　六、五八一、二五〇、七九〇
一、汽船、艀　一、四六四、六五五、六九一
一、石炭、コークス現在額　一、三〇五、〇八二、一一〇
以上計　一〇、六一九、九五五、八一〇
內前年度に於ける投資額　一〇、〇七一、二〇四、五〇二
差引本期增加投資額　五四八、六二一、〇八

總計漢冶萍公司本期純收及增加　一、三三三、七三一、七五四
成本收支差引

試採鑛權一覽表（三）

農商部公表

省名	縣名	鑛業名稱	鑛質	面積	許可別	許可人或公司	許可月日
安徽	榮昌	南鄉十八都石潭沖	煤	三百二十八畝	試	榮昌煤鑛公司代表曾廣泰	民國四年二月八日
山西	天鎮	都爾圃山	鉛銀	五方里	同	馬駿	同　三月九日
湖南	常寧	東鎮烏金坪地方	銅錫	二千七百畝	同	王旭東	同　三月十日
同	同	東鎮下板塘	銅錫鉛	二千零七十一畝	同	同	同　同
同	同	鳳凰山地方	銅錫鈕	二千五百九十五畝	同	林鳳游	同　同
同	同	東鎮磨嶺地方	同	一千五百零五畝	同	同	同　同
同	同	東鎮樓樹下老鴉山地方	同	二千二百二十畝	同	同	同　同
同	江華	螃蜞嶺	錫	一百零二畝三十八方丈四方尺	同	利華公司陳少伯	同　三月十六日
浙江	寧海	沙地村老鼠沿	鉛	一百零六畝	同	仁益公司鑛商趙之華	同　三月十八日
安徽	繁昌	南鄉十八都九塘沖	煤	九百零三畝	同	大成公司鑛商吳寶仁	同　同
同	貴池	東一保下區葛九田銀頭山內趙家沖汪家沖	同	四百二十畝零四分四厘	同	金詠榴	同　同
同	宿縣	古饑酒楊莊西北由小黃山至長山	鉛	一千一百六十七畝	同	晉濟公司代表周達	同　同
同	涇縣	寶陽都石壁山總名窑頭嶺	煤	一千零三十六畝	同	劉澍	同　同
同	番禺	土名兎崗	同	五百四十畝	同	吳崇光	同　三月二十九日
廣東	番禺	親睦鄉化溪塘塘	同	三百七十四畝五分二方丈	同	實興公司代表彭澤	同　三月三十日
湖南	新化						

同	湘潭	小花石長湖劉氏祖山	同	一千四百八十三畝	同	源通公司代表劉履南	同
同	安化	四都江溪坤黃河尖等處	鑛	九十五畝六分四方丈	同	敦復公司代表何特卿	同
同	辰谿	清和鄉羊溝坪	煤	三百一十七畝	同	彭　焜	同	三月三十一日
同	同	雍和鄉銅子坤	同	二百八十二畝	同	吳孝澤	同	同
同	江華	和尙塘杉樹窩	錫	一百零五畝九方丈二十四方尺	同	裕民公司代表龍憲章	同	同
湖北	靳春	橫鋪頭迎山支下劉姓山內	煤	二百七十五畝	同	泰來公司代表陳蔚山	同	同
江西	萍鄉	西鄉陂頭裏鞍子坡	同	九百七十五畝五分	同	彭斗膽	同	同
廣東	樂平	土名炎嶺	同	五百四十畝	同	陳吉雲	同	三　月
江西	同	鳩山	同	二萬零七百八十八畝九分三厘	同	孫多森	同	四月十二日
廣東	英德	土名杉樹頭等處	煤	五百四十畝	同	陳伯漸	同	四月二十九日
同	梅縣	土名白葉山	同	三十一畝六分	同	李思超	同	五月六日
廣西	岑溪	吳何鄉區保衛團忠其段紅花斷	銀	二百七十二畝四十二方丈有奇	同	兩粵商辦廣福紳業有限公司代表吳友仁	同	五月十一日
廣東	樂昌	土名楊柳塘	錫	一百四十八畝	同	文孝雲	同	五月二十二日
奉天	柳河	宏養保大四道溝	煤	二百七十五畝	同	邵振堂	同	五月十七日
廣東	番禺	土名尖峯山	金	二千三百七十八畝	同	梁錦江	同	五月二十二日
奉天	本溪	東二鄉朴家堡子山城溝	煤	三方里三百八十畝	同	朴玉權	同	六月五日
同	同	下牛心臺柳挑子	同	八百六十四畝八分	同	王冠武	同	七月二十一日
同	興京	平頂山河南小灣溝地方	砂金	一千零八十畝	同	劉紹庭	同	七二月十四日
湖南	醴陵	西鄉周家坊石　沖	鉛	八百六十六畝十二方丈	同	致大公司梁煥均	同	八月二十日

同	同	南鄉天華臺潘家沖	同	七百四十畝三方丈	同	同	同	同	同	同	同
江西	樂平	西鄉社令橫	煤	五千三百九十八畝三分八厘	同	謝天錫	同	九月二日	同	同	同
同	同	西鄉底腦	同	五千一百五十九畝	同	同	同	同	同	同	同
湖南	湘潭	十六都六甲處鄉小花石 昌湖劉氏祖山	同	一千四百八十三畝	同	劉履南	同	九月八日	同	同	同
安徽	宣城	馬山埠牛茨山	同	一萬六百七十八畝六分一厘	同	楊士總	同	九月二十二日	同	同	同
湖北	竹山	西鄉四區陳家山房後	銅	七十二畝二分六厘	同	宋煒臣	同	九月二十五日	同	同	同
湖南	寶慶	龍山鎮漿溪沖	錳	二百零九畝	同	周雨青	同	同	同	同	同
奉天	興城	甘寧溝	銀	一千零八十畝	同	何祥雲	同	十月七日	同	同	同
湖南	辰溪	羅溪仁和鄉煙盡坨龐唐塲	錳	七十一畝十七方丈	同	林支宇	同	十月十四日	同	同	同
京兆	昌平	禾子澗村鍋頂山	銅	九百九十一畝	同	金紹基	同	十月十五日	同	同	同
安徽	貴地	東一保饅頭山土名十八甲	煤	四千一百四十九畝六分五厘	同	葉赭耕	同	十月十八日	同	同	同
江蘇	吳縣	西山金鐸嶺	同	四千八百三十三畝二分	同	四山煤鑛區公司羅飴	同	十月二十九日	同	同	同
同	同	西山後堡	同	四千六百九十畝	同	西山煤鑛公司羅飴	同	同	同	同	同
同	同	西山吳村	同	四千八百六十二畝四	同	同	同	同	同	同	同
河南	安陽	水冶鎮河西村	同	九百五十二畝五分	同	馬吉梅	同	同	同	同	同
湖南	寶慶	六郡余家坳	錳	五十二畝	同	昆記公司劉靑綬	同	十一月二日	同	同	同
廣東	曲江	蜜蜂澗	同	二百零九畝五分四厘	同	豐德公司周昭	同	同	同	同	同
湖北	秭歸	香溪鄉萬古寺口	煤	一千零三十二畝	同	周開基	同	十一月九日	同	同	同
浙江	遂安	北鄉十六都麻田	同	一百十一畝	同	張雲雷	同	同	同	同	同

| | | |

熱河	阜新	七家子村新秋東溝村新秋南溝村新秋西溝村新秋營子村新秋營子村趙家店村	同	九方里五百二十五畝	同	同	同	同	同
奉天	興城	松樹卯松樹嶺	鉛	九百五十八畝一厘四毛	同	丁鮮德	同	十一月	
河南	林縣	東北鄉管家莊	煤	八百三十五畝	同	路仙衢	同	十二月	
湖北	崇陽	湫圻交界雲峯山	同	二百七十畝	同	恒豐公司王從吾	同	同	
同	同	廣濟第九區金銀圖	同	一千零三十六畝四分	同	武穴公司郭復初	同	十二月三日	
同	同	第九區郭家沖錫鷹岩	同	九百二十二畝七分二厘	同	同	同	同	
同	興山	南鄉五甲游家河	同	九百三十一畝	同	周開基	同	同	
熱河	朝陽	尖山子莊	同	一萬六千三百三十五畝	同	李士偉	同	同	
同	同	岳家溝	同	一萬三千九百六十畝	同	王錫彤	同	同	
湖南	安化	四都鎮松溪連花壟雷公坂	錳	九十八畝二分五方丈	同	陳島農	同	十二月	
同	淑浦	第五區竹挑山	同	一百十七畝四分八方丈	同	阜利公司舒效欽	同	同	
廣東	紫金	龍窩三區良藏	錫	二百畝正	同	林鶴琴	同	同	
京兆	密雲	銀葉嶺小流水窪	金	六十七畝四十五方丈十二方尺五方寸	同	葉基勳	同	同	
安徽	青陽	東鄉宮家沖李沖方沖	煤	五千一百零六畝	同	裕華公司曹豫立	同	十二月十六日	
湖南	衡山	谷家壚陰家垇	錳	二百六十六畝五十方丈	同	楊蔭槐	同	同	
同	資興	控木壚	同	五百畝强	同	永利公司朱廷利	同	十二月二十日	
山東	博山	城南牌頭社八旗地樂家林	煤	三百七十畝	同	錢汝能	同	同	
浙江	昌化	四鄉九都石盈莊東山坪	錳	八百二十三畝九分五厘三毛六	同	吳滌宣	同	同	

安徽	繁昌	北鄉順沖陰山裏地方	煤	九百二十四畝九分七厘	試	天生公司方椒伯	同十二月二十四日
浙江	諸暨	小北鄉七都長瀾莊	同	五百十二畝一分二厘五毛	同	協成鑛務廣司丁光塗	同　同
湖南	醴陵	東鄉泮川沖牛欄坡	鉛	一百十六畝五分	同	卓賢芬	同十二月三十一日
湖南	新寧	北鄉油頭村双岐嶺	鉛	九十七畝六分	同	井福公司劉能陵	同　同
安徽	東流	吉陽鄉白石保關山凸地方	煤	四百另六畝六分	同	何霖煦	同　同
湖北	京山	東北鄉大廟園	鉛	百另六畝三分八厘	同	陳凌漠	同　同
湖南	臨湘	聶鐵羊樓司幹港晏家山	鉛	二百六十八畝弱	同	實興公司雷廣江	同　同
江西	星子	中和區廬山錦屏降下	鉛	五十畝零二分二厘五毛	同	黃濱芳	同　同
湖南	桂陽	北鄉塘灣橋江邊嶺虎形砷明未沖等山	鉛	九百六十五畝強	同	義成公司顏運昌	同　同
熱河	赤峰	西元寶山	柴煤	九百六十畝	採	李翰臣	民國元年三月十二日
同	同	柳條子溝	同	九百六十畝	同	毛貴卿	同　同
同	平源	五家地方	同	二百四十畝	同	趙化楠	同　同
同	凌源	大小邊家溝	同	七十九畝九分五厘	同	王家扉	同　同
同	同	博羅控地方	同	七百二十畝	同	陳殿輔	同　同
同	同	龍鳳溝	同	一百五十九畝九分	同	張凌雲	同　同
同	同	楊樹溝	同	一百九十五畝九分五厘	同	張桂林	同　同
同	同	鐵杖子	同	一百八十三畝三分	同	張桂榮	同　同
同	同	氷溝	同	二百十三畝三分	同	張殿奎魏仰橋	同　同
同	同	氷溝石門外	同	一百七十五畝五分	同	欒翊翰	同　同

| | | |

同	錦西	黑魚溝	柴煤	一百七十三畝七分七厘五毛	同	張仲、關永清	民國元年九月二十日	
直隸	遵化	石佛山	銀	八十九畝	同	業與鑛務公司胡其炎等	同　十二月十二日	
京兆	房山	長溝峪村觀音堂	煤	四畝七分	同	陳　謙	同十二月二十八日	
奉天	西安	半截河	同	二百四十畝六分五厘四毛	同	富國鑛務公司范用謀	民國二年一月五日	
浙江	同	嚴家莊劍門山	鉛	二十三畝七分三厘六毛	同	鑫泰公司虞和德	同　一月七日	
京兆	宛平	齊家司大龍抓溝	煤	三十畝九分二厘	同	大建公司李燦東	同　四月二十二日	
山西	懷仁	小馬棠	同	二千二百畝	同	寶豐煤鑛公司和濬等	同　同	
陝西	平利	南鄉獅子坪韓河	石棉	五百四十畝	同	富泰石棉鑛務公司陳懋林	同　五月十日	
京兆	綏	邦均鎮夏各莊	煤	九百六十畝	同	天利煤鑛公司王美功	同　五月十七日	
同	宛平	門頭溝龍門村北坡	同	五百二十一畝四分	同	寶慶公司齊慶春鄒鴻	同　六月二日	
同	昌平	分水嶺村杞樹溝	金	八十七畝四分	同	楊寶慈	同　同	
直隸	完	含陽坡	銅	九百零五畝	同	韓鑫、石兆勛石金柱	同　七月十四日	
福建	邵武	東鄉焦坑村	煤	二十五畝六分	同	邵武義記煤鑛公司李雲程	同　七月二十一日	
廣西	天河	紵山	同	百八十三畝四分三厘三毛	同	天河礦鑛倘義公司總理梁世華	同　八月五日	
安徽	天長	瓜篷鎮冶山	鐵	四百十四畝一分三厘三毛	同	金獻長、何象彭何象雲、何綸	同　八月八日	
京兆	宛平	門頭溝東新房村南坡	柴煤	三十畝六分二厘五毛	同	寶順煤鑛公司孫國安	同　八月三十日	
直隸	昌	水峪庵	煤	三十三零六畝四分	同	天成煤鑛公司邁鴻酒涇等	同　十月二十日	
京兆	宛平	大水峪溝	柴煤	四百零六畝四分	同	關徽齡、肇啓	同　同	
察哈爾	獨石	艾河灘村北杏樹台	煤	七十五畝	同	實耆公司覃春桐等	同十一月二十一日	

江蘇	徐州	利國驛	鐵	五百八十九畝五分	同	利國鐵礦公司宣世傳	同十二月二十二日	
安徽	當塗	二區東山	同	二百四十八畝	同	實興鐵務公司章郎如	民國三年一月十九日	
同	同	二區圌山及黃山沿	同	五百七十三畝	同	同	同	
同	同	二區平覜崗	同	二百七十一畝	同	同	同	
同	同	二區礦屋山	同	四十三畝	同	同	同	
山西	太原	天龍山硫礦		五百四十畝	同	孫習謙	民國三年一月二十一日	
廣東	曲江	葛籐坪鉛		八十七畝五分	同	廣發隆公司馮志德、葉德泉	同一月二十三日	
同	英德	皎井鐵		二十四畝	同	廣德鐵鑛廳任尤成	同一月二十四日	
熱河	朝陽	三義棧煙煤		九百六十畝	同	同德煤鑛陶公銘	同	
廣東	曲江	羅源山鉛		四百畝	同	曲江羅源山鉛鑛合資有限公司洗梅初彭毓昆	同三月十一日	
熱河	凌源	青石嶺瓦房溝六家子等處	石棉	九百六十畝	同	喀喇沁東旗札薩克多羅郡王鄂彥阿	同五月七日	
河南	湯陰	西鄉崖村溝煤		五百二十二畝	同	實善煤鑛公司	同	
奉天	撫順	古城子河南	同	九十九畝	同	華勝有限公司	同五月十九日	
直隸	臨榆	石門寨	同	九百六十畝	同	張起富	同五月二十一日	
京兆	昌平	毛狐溝檀子峪黃土梁	金	一百八十二畝	同	燕興金廠經理葉基勳	同	
直隸	遷安	打虎店二道溝峪胃崖牛心山柳枝子鹿門溝三道河西金溝	同	一方里零四百九十八畝九分六厘八毛	同	周家鼎、李士簡劉慶汾、孫藍鄉	同六月九日	
同	撫寧	咝叭莊東西金溝官計溝榆林子	同	五百二十二畝二分五厘三毛	同	同	同	
同	盧龍	駱駝營	同	一百四十畝	同	同	同	
熱河	建平	小馬卓金廟溝梁撰山子	同	四百四十九畝七分	同	同	同	

同	平泉	煙筒山孤山子	銀	二百六十九畝一分	同	同	同	同
同	承德	大龍家溝	同	一百十四畝	同	同	三平金鑛公司代表周家鼎、李士鴻、劉慶盼孫藍鄉	同
同	同	祁家溝	金	一百三十九畝五分	同	同	同	同
廣東	乳源	官村田子嶺	煤	五百十三畝	同	同	梁廷甫	同
寮哈爾	豐鎮	大沙溝吉祥村	銀鉛	九百六十畝	同	同	晉豐銀鉛鑛有限公司劉學聖	同
安徽	繁昌	北鄉桃沖長龍山	鐵	五百七十畝一分	同	同	裕豐鑛鑛股分有限公司總理霍守華	同
京兆	宛平	門頭溝	煤	七方里三百六十一畝有奇	同	同	義興公司吳燕庚袁基	同
直隸	遵化	冷嘴頭口茅山地方	金	一百二十畝	同	同	蕭庶甫	同
河南	安陽	陳家墳	煤	一千零五十畝	同	同	豫昌公司趙賀榮	同
直隸	臨榆	柳江村	同	三千一百零六畝	同	同	李治	同
山西	天鎮	鄧峒山之後營溝化皮窩溝	銀鉛	五方里	同	同	晉裕公司馬君國等	同
同	大同	煤峪口村南溝地方	煤	五千三百八十五畝十方丈一方步十九方尺	同	同	南桂馨	同
河南	武安	上泉村白關溝	同	一方里	同	同	渠榮、郭樹經	同
直隸	宣化	下化園	同	三百十一畝	同	同	周琳	同
廣東	防城	流旺嶺	錳	二百十九畝	同	同	裕欽鉛合有限公司代表劉偉臣	同
江蘇	吳	西山望庵嶺陳家塢	煤	五千二百六十三畝	同	同	羅飴	同
山東	博山	城西西阜園子溝	同	一千三百五十五畝	同	同	玉和公司開疆	同
京兆	宛平	軍裝村南朱家坡	同	一千零六十九畝	同	同	王樾	同
吉林	東寧	小綏芬河右岸支河流域	砂金	三千八百畝合七方里二十畝	同	同	綏芬金鑛股分有限公司李家銓	同
四川	懋功	綏靖二凱金穴山	金	五十方里	同	同	裕華鑛務股份有限公司代表林振翮	同

四川省に於ける鑛業の經過

——一九一〇年十月英人側の調査——

一

一八九六年故李鴻章が歐洲を漫遊するや、氏は支那は今後世界の商業に向て開放せらるべき旨を聲明せり。是に於てかブリッチャード、モルガン氏は英國外務省を訪問し此問題に就て當時のサー、（目下ロードたり）トーマス、サウンダーソンに協議する所ありしに、サウンダーソン氏はモルガン氏が支那の發達を指導するの材能ある事を保證して、當時の在英支那公使館の顧問たりし故サー、ホリデイ、マカートネイ氏に宛て、一通の紹介狀を認むる所ありたり。

此紹介狀の結果として、モルガン氏は遂に李氏に從ひ、一八九六年八月英國を出發する事となりしが、其紐育に至る航海中に於て、支那政府の爲めに鑛業行政機關建設の要を說きて其方策を立てしが、李氏は甚だ之に同意し、歸國後之に則りて努むる所ありたり。

李氏は支那政府に提出せんが爲めにモルガン氏の材能に關し、當時の英國閣僚たりしカーゾン氏（目下ロードたり）及びジオセフ、チエムバレーン氏の親書を得ん事を希望せしが、兩氏共に之を諾し、此親書は李氏宛に送られ、李氏は其目的通りに之を使用せり。

李氏歸國するや、其年十月廿七日モルガン氏に對し、直に地質學者及技師と共に支那に來るべき旨を打電せり。是に於てモルガン氏は三名の英人一名の米人の助手を雇ひ入れて、英國を出發し、十二月二十八日上海に到着せり。

李氏はモルガン氏が航海の途中に於て又復た電報を發し

上海に到着と同時に道台盛宣懐を助け、鐵道及鑛山に關する事務を處理すべき旨を依頼せり。

モルガン氏及其助手等は此の如くして、一八九七年三月三日迄盛道臺を助けつゝありしが、同日出發北京に赴き、同十五日到着せり。

モルガン氏北京に到着するや、氏は直に英國公使を訪問して其用向を告げ、更に之に就て指導を受くる所ありたり。

二

同年四月十九日、一行中の米人シォックレイ氏は李氏の命に依り、ジエホール國に於ける鑛山を視察し且つ報告すべく出發せしが、英國公使館のメーヤー氏之と共に赴けり。

四月三十日李氏はモルガン氏に對し全權を與へ、日本の償金を支拂はんが爲めの一千六百萬磅の公債に對し、英國政府をして保證せしむべき交渉をなさしめんが爲め、英國に向ひ出發せしめたり。

モルガン氏は六月二十二日英國に到着し、直ちに交渉を開始して、一八九八年一月七日に至りしが、同日英國外務省は氏に對し、大藏卿は之を應諾する能はざる旨を告げたり。

一八九八年三月、李氏は再びモルガン氏の來支を電促し來りしを以て、氏は直ちに之に從へり。

支那に到着すると同時に、モルガン氏は尙ほも技師三名を雇入れたり。即ちジエー、ヴイ、バーン、マードッチ氏、ジオン、ヘイ氏、ホルトン、ブッシュ氏是れなり。

七月に至りヘイ及びブッシュ氏は、李氏の命に依り山東に於ける各鑛山を調査し報告すべく出發せり。

此くの如くして一八九八年に入りしが、其十一月に至り英國公使館は、支那政府に對し何か具體的實際的の仕事をなさしめん事を要求せり。而て其十六日に至り英國公使館のフルフォード氏は、モルガン氏が李氏の依頼により支那に來りし以來、少からず費用を使ひ又た時日も費せし事、支那政府亦た認むる所ありしに依り、恐く氏に對して何等かの利權を與ふるに至るべき旨を通告せられたり。

此約束は履行せられ、同年十一月二十五日に至り、一應假契約(記者曰く即ち四川鑛山利權に關するものなり)北京に於て双方の當事者の間に締結せられ、正式の契約は其中に調印せらるべき事となりたり。

此假契約後四日にして、(此假契約正文は英國公使館に保存せられあり)、モルガン氏はジエー、ヴイ、バーン、マードッチ及びジエー、ホルトン、ブッシュ氏と共に、北京より上海に向ひ、ヘイ氏のみを其代理として北京に殘せり。

三

同年十二月七日マードッチ氏はブッシュ氏、米人バーギユソン氏、イヴエラル氏及多數の支那人助手と共に上海を出發して四川に向へり。

此契約の重大にして貴重なるは、下に示す李中堂よりモ

ルガン氏に宛てし手紙を見るも知るを得べし。

予は貴下が四川省に於て鑛業に從事するを得る利權を獲得するに成功せられしを祝し、同時に是れ全く貴下平素の御勤勞に相當するものなるを疑はず候。予は四川省に就ては好く知れり。貴下は此地に於て、金、銀、銅、アンチモニー、朱砂、石綿、石炭の多數の鑛山を見出すを得べく候。土人は製鹽の爲めに天然瓦斯を利用し居れるが、單に一寸土地を堀るのみにて之を求め得らるゝ有樣に候。而て楊子江岸に於ては目下何等顧られざるも、何百萬馬力の動力有之候が、ナイアガラと等しく、製造工業に利用し得べきものに候。予の見る所を以てすれば、四川は鑛業地として全く理想的と存候。

貴下と多年の御懇親に依り、予は貴下が此機會に於て大に手腕を振て、四川に於て大成功を收めて、政府と人民とを益し、而て投資せられし資本をも利するものなる事を信じ申候。

李　鴻　章自署

ブリッチャード、モルガン殿

（ブリウ、ブック、支那一千一百號四十四頁にあり）

此等の事實は、モルガン氏が此契約をなすに當り、如何に愼重なる考量をなす所ありしかを示さんが爲めに、擧げしものなり、

斯くして正式の契約は、一八九九年一月三十日に至りて締結せられ、今は皇帝の批准の外は、凡て完全なるものとなれり。

マードッチ遠征隊の出發後間もなく、モルガン氏は尙ほ地質學者及び技師を雇ひ入れんが爲め、英國に向て出發せり。（氏は同時に上海に於て事務所を設け、一個年一千磅にて七年間借入るゝ約束をなせり。）

本契約後一個月を經ざる二月二十八日、マードッチ氏の遠征隊は、四川省の都市なる重慶に到著せり。而て直に同地駐在の英國領事と協議の上、省內鑛山地方に關する調査等、其活動を開始せり。

四

三月三十一日英國領事は、四川總督に對し該遠征隊の到著を報告し、四月十八日に至り四川總督は英國領事に對し、之に關し回答する所ありたり。

斯くして該遠征隊は事務所を開設して四川に留り、支那政府より何等かの訓令來り、事件の更に發展するを待てり。

マードッチ及びプッシュ氏等のなせる仕事の詳細に就ては、其記錄明白なる事實として北京に儼有せり。

然るに此契約が外間に洩るゝや、駐支佛國公使ピッチョン氏は、其批准に對して抗議を開始せり。

其理由は第一に該契約は條約上の權利を侵害するものなる事、第二に該契約はロード、サルスベリーとクールセール男との間に締結せられし下の協約、—即ち英佛兩國は四川及雲南に於て、其何れかゝ特殊の權利又は利益を取得せし場合には、其權利又は利益は其他の一方の政府に於て、同じ割合を以て參加すべきものなりとの—に背反すと云ふ

にあり。

之に對し當時の外務卿たりしロード、サルスベリーは、該契約は單に、一英國臣民を其經營者の一人とせる支那自身の鑛業機關に過ぎず。故に條約上の權利及び協約に背反するものとなすは當らずと回答せり。

一方モルガン氏は四月か三月かに英國に到着し、直にクヰーンスランド政廳の地質學者たるジャック博士と交渉を開始し、政廳を辭任し助手の一隊を率ゐて四川に入り、地質學的調査をなす事を依頼せり。

五月八日に至り、モルガン氏は英國外務省に八百磅の小切手を提供し、本契約の正文を英國に打電する費用とせり。即ち氏は其事業を進むる上に於て、日時を空費するを欲せざりしを以てなり。

此等の凡ての仕事及び此等の凡ての費用は、批准に先ちてなされしものなり。(之に關しては契約の條文、殊に其第四條―即ち事業開始は支那政府が正當に土地を購入するを待つて後になすべしとの―、に注意すべし。即ち之に先ち實際的作業迄をなすは、全く契約の破壞たるなり)

五

一八九九年七月三十一日に至り、北京に於ける英國公使館は外務省に打電し來り、モルガン契約は正當に批准せられ、今や全く完全にして當事者を拘束するものなる事を報告し來れり。

是に於て直にモルガン氏はジャック博士との契約を急に締結し、同時に二名の助手をも雇入れたり。三名共三年間の契約にして、ジャック博士は年三千磅、助手一名は八百磅、一名は七百磅にして、勿論凡ての費用はモルガン氏に於て負擔する事とせり。

斯くしてモルガン氏は此の新しき助手連を率ゐて、九月中支那に向つて出發せり。氏は最早や事業全く緒に着きしものと確信し、之をして充分の効果を收めしむる資金を得んが爲めに、一會社を設立すべき準備をなすべく言ひ殘し置けり。

ゼ、イースターン、バイオニーア、コムパニイ(東方開拓會社)が、三十萬磅の登錄資本を以て設立せられたるは十月十二日にして、該契約が英人以外の他の國民をも參加せしむるを得る事となり居るを以て、白耳義の資本家にも之に參加するの機會を提供せり。

白耳義の先帝が銳敏にして先見の明ある事業家たりしは疑ふべからざる所にして、此會社に於ても最大株主のモルガン氏に次ぐの株主たり。

モルガン氏、ジャック博士の一行亦た十月中上海に着しジャック博士及び其助手等は更に四川に向て出發し、一九〇〇年二月重慶に着し、進んで總督及び支那大官に面接し、其事業を遂行せんが爲めに、四川省城成都に向ひしは、三月八日の事なりき。

三月二十三日ジャック博士は支那官憲の希望に依り、既に鑛區を買入れし支那人會社、保福公司と合併すべき契約を締結し、モルガン氏は其の合併せる會社の洋人總辨に推

擧せられたり。

三月三十一日に至り、總督、將軍、鑛務局總辦は訓諭を發し、ジャック博士及び其一行は、契約の結果として又た皇帝の批准の下に開鑛を目的として來り、支那官憲は之を保護するものなる事を、一般人民に告知する所ありたり。

六

四月四日にジャック博士の一行は成都を出發し一銅鑛を視察し、十八日成都に歸り、支那官憲に對し其視察の結果を報告せり。

斯して同博士は引續き地方の各鑛山を調査しつゝありしが五月廿四日に至り、鑛務局總辦より速に成都に歸り總督と會見すべき旨の電報に接せり。

六月二日成都に歸着せしに測らずも重大なる問題に會せり即ち總督の提議に依り當時成都に來りしゼ、ヤンツー、ヴレー、會社（揚子江谷會社）の代表者たるエッチ、エル、ウエー氏を今後は同行し同會社は東方開拓會社に加はる事となりし事にして、もし出來得るならば四川官商公務局の商人側株主をも之に參加せしめざる可からざる事となれり。

斯くして彼等は六月十六日成都を出發しマカ鑛を經て附近の鑛山を探査する事となりマカには七月十三日到着せり彼等は其地に於て熱心なる調査を試み、ジャック博士は之に關し七月十九日重慶に於ける東方開拓會社に宛て最初の報告を試みたり。

彼等は猶も其の調査を續け、其翌二十日東方開拓會社と揚子江谷會社と四川官商公務官とが四川當局者の提議せる如く合同して事業に從事すべき旨の假契約を締結せしが勿論清國皇帝の批准を要すべきものなり。

是に於て東方開拓會社と揚子江谷會社とは交涉を開始し十年間を期間として事業を共にすべき事を約せり。ジャック博士及びウエー氏はマカ鑛に殘りて鑛石を調査し居りしが遂に之れより金を製出する迄に至りしに、俄然として團匪事件起り、八月十日此の地を立去らざるを得ざるに至れり。

重慶の事務所も同日閉鎖するの止むなきに至れり同所主任たるプッシレット氏は上海に逃れ去れり。

ジャックの遠征隊は其事業を遂行するに於て、一九〇〇年八月十日迄四川總督は勿論其他の地方官憲とも極めて善良なる關係を保ちしものにして其四川を立去るに至りしは全く團匪起りて白人の首には懸賞金つきしを以てなり。

彼等が四川を逃れ去りし事狀は、一九〇四年ジャック博士自ら之をしるし、エドワード、アルナルドをして出版せしめし書籍中に明かなり。

歐洲大戰と支那の關係（下）

前香港裁判所長　サー、フランシス、ピゴツト

其他尙ほ平和條件中支那に關するもの無きを得さる理由あり、即ち余は是に再び靑島附近の軍事行動が支那に影響したるこゝを想起す。

袁總統は曾に支那を戰爭舞臺に化せしめざらんことの希望のみならず、拋棄せる膠州灣租借地內に軍事行動を封せんが爲め、特に戰爭地帶を劃して兵火を其區域內に限らんことを提言したりき、而して同總統は嘗て直隸總督たりし當時、偶々日露戰爭あり遼河以西の支那領土へ兵火を入れざることに成功せしかは、今回も亦交戰國か戰爭地帶制限の此先例を承認す可しと望みし所、日本軍の採りし第一行動は殆んど此希望すら消滅せしたり、蓋し日本軍は北直隸灣の南岸即ち山東半島の背面に位する龍口（山東の一商港）に二千の兵士を上陸せしめたればなり、而して支那は之に對して唯だ抗議をなすの外亦何等の策を講ずること能はざりき、尙ほ兩交戰國が支那領土內に軍隊を動かせしことに付き外交團に送りたる通告左の如し。

特別なる諸事情を存すること斯の如きは、唯だ之を千九百四年の遼東半島に於ける日露戰爭に比す可きのみ、仍て此先例に倣ひ支那政府は交戰國軍隊の輸送及行動に必要なる絕對の最小面積と認む可き龍口、萊州、及直接膠州灣に連なる地方（半島を一直線に橫斷す）の區域內に於ては中立國の責任を負ふ能はざることを宣言するの外なし、されど是等の地以外に於ては支那は嚴に發布せし中立に關する諸規定を引續き厲行す可し、但し右の區域內に於ける支那の領土及行政權並に總ての人及財產を尊重することは依然交戰國の義務たる可し。

獨逸は之に就て何等得る所無かる可く、從て支那が其領土の軍事行動に對する使用を默認したる結果靑島に與へたる一切の損害に對し支那は責任を負ふ可きものなりと同國政府に警告せしが、之に答ふるに支那は、到底頑强なる抵抗を爲す能はざるが故に、同國の方策としては斯の如く責任回避に出づる外なかりし旨を以てせり、而も獨逸自身は決して靜穩を保つこと無かりき、即ち山東省に於ける延長二百五十哩の山東鐵道は獨逸の輸送線たる任務を盡くし、同國は諸材料及軍隊（內に若干の塡國水兵を存したり）の輸送に之を使用したりしが、之れ同盟側の意見を以てすれば無論支那の中立を犯すものなり、之を要するに支那は前門に虎を拒き後門に狼を進むの境に在りしものにして、孰れの途をとるも遂に一方の非難を免るゝ能はざりき、即ち一支那新聞は之を巧に叙して曰く

「若し支那にして日本及英國が欲する如き中立を守らんか、之れ獨逸の見る所にては支那は中立違反たらざる可からず、さればとて若し支那にして獨逸が欲する如き中立を守らんか、是亦獨逸の對手國より見れば等しく支那の中立違反たらざるを得ず」と

支那が列強に發せし通告も右と同一論調を以てせられしが、而も獨り獨逸が中立違反の歷史的結果を擧げて支那を威嚇したるは明白なり、反之余が聞ける所に依れば同盟側より到來せし通告は、同盟軍の行動を以て獨逸の行爲に基ける餘儀無き結果とし、其正當なることを辯明せしに止まりぬ。

九月二日に中立國民は總督より靑島退去を命ぜられたりき、而して同殖民地に於ける財產見積額の申告を要求せられしが、笑ふ可くも之れ敗戰の二同盟國より償金を得て其賠償を行ふ筈なりしと、其他破壞せられたる村落の支那人に對しても亦損害賠償を約せられたりき、然りと雖も數日後となるや、彼等の確信は稍や消失したるが如し、即ち大雨の爲めに鐵道に大損害あり線路を崩壞せしも、獨人は其修築を拒んで曰く「何ぞ吾人は日本軍の爲めに修築を圖らんや」と、實に然るのみならず彼等は自然が開始せし破壞工事を續行して、租借地の境界に在る靑島及膠州停車場間の諸橋梁を破壞したりき。

支那對交戰諸國の關係は依然として甚しき緊張を呈したりき、支那政府側に於ては戰爭地帶外の山東鐵道を管理して交戰諸國の軍需品及糧食輸送に對する使用を防遏せんとする計畫ありしが如し、斯くて千五百の支那兵は同鐵道線路守備の目的を以て派遣せられたりと雖も、支那が採りし行動は遂に何等の效果を奏せず、唯だ一人の口舌を以て日本軍の諸計畫を改めんとするは到底不可能なりき、九月二十五日及二十六日に日本軍の大部隊は山東鐵道の一地點にして租借地の境界より約百二十哩を隔つる濰縣に顯はれたり、而して其目的は陸地方面より要塞攻圍を開始せんとするにありしか、不幸にも同地は常に多數の支那軍隊を駐屯せる支那町にして、日支兩兵の衝突を憂慮せられぬ、即ち諸報道の傳はるや、一般の驚駭、狼狽及憤懣を惹起したりと雖も、尙ほ一層深く感せられたるは日本軍が輕々に軍事行動をとることなく、而して其任務に就て非常に熱心なりしことゝす、然る所陸地方面よりの靑島包圍は日本軍の作戰計畫を完からしむる上に最も緊要にして、軍隊の大部隊は更に濟南府に向け進發したる結果、愈々山東鐵道全線の占領切迫せるを思はしめしが、外務部の抗議に對する日本公使の回答は此憂懼をして益々大ならしめたりき、即ち日本は支那に對して同國軍隊全部の撤去を要求し、且つ之を拒絕せんか獨逸に好意を寄せて日本に親善を缺くものと認む可き旨を通告せしが、而も之に附せし說明は頗る穩當にして、該線路は一旦獨逸が糧食及軍隊の輸送に使用せしものなるを以て、再び之を同一目的に供するも差支無かる可し、殊に之が使用は戰後軍隊の退却を容易ならしむる便あり、又日本軍の現在勢力は糧食の徵發に關する外、鐵道附屬地內に制限す可く、即ち成る丈け小區域の使用に止む可

き旨を以てせり、之に對し支那政府は該鐵道が獨逸の占有物にあらず支那及獨逸の共有に係ることを主張せしも、日本は同鐵道が中立的財産にあらざること、其使用目的より鐵道を引離して考ふ可からざること、其押收は軍事行動の成功を期する上に至要なることを答へ、更に日本は成る丈け速かに日本官吏を任命して獨人の管理に代はらしむ可きこと、及支那雇員は依然之を使用す可きも自から該鐵道を管理せんとする支那政府の提言は許容し難きことを通知したりき、山東鐵道附近の諸鑛山も亦支那人の憂慮せしものにして獨逸は是等を水に浸して抛棄したりと雖も、日本側には是等を押收せんとする計畫なかりしが如し、其後支那は尙は數回抗議を試みたりと雖も、該鐵道の押收は當初より軍事計畫の一部を形成したるものにして、その中立侵害にして日支の關係を阻害す可しとの主張に對しては、日本は過去と同樣將來に於ても兩國の親善を圖る可しと終始同一の回答を與へたりき、而して他方獨墺は支那の中立違反に關し屢々同國外務部に抗議を爲しぬ、其他日本軍は其行軍準備を遺憾なからしむるには山東鐵道の車輛を修復するの必要を生じ、濟南府に駐屯せし關係より同地に於ける津浦鐵道所屬の諸工場を占領せしが、之に對しては無論獨逸の抗議あり、支那は當然其責に任す可きものなりと威嚇せしかは、同國は英國公使に抗議を申込みしも、之に對して同公使は獨逸の中立侵害に關する主張を繰返へし、且つ獨逸の該鐵道に關する措置は甚だ暴戾を極めて、或は旅客の輸送を拒絶し支那雇員を解職するの行爲ありしが故に、日本が今回の擧に出づる亦止むを得ざるものなりとせり。

支那の地位は一方に敵意無き侵入軍を迎へ、他方に防禦の決心固き占領軍を存し、其狀恰も前後に火災を受けたるの觀ありき、日本艦隊司令官及攻圍軍司令官が發表せし諸言明を讀む時は聊か其狀態を想はしむ可し。

以上は支那に關係せし事軍行動の最も簡短なる梗概たり、支那人中最も進歩的頭腦を有する者の一人にして、嘗て才物揃の稱ありし千九百十三年成立支那政府の傑出せる一員たりし梁啓超氏は參政院に於て此問題に關する質問を發し、其全情勢を甚だ悲觀して論せしが、その言々句々氏の衷心より出しことは其人格上疑ふ可からず、即ち其議論は明白に誠實を極め、支那人民大多數の感情を表明したり、而も縱令氏は學者たり、哲學者たり、又愛國者にして政治家なりと雖も、氏も亦騷亂の爲め聊か其明を失ひたる傾ありて、二國民をして遂に戰爭を餘儀なからしめたる一大原因は固より、支那國民が艱難後一層囂々たる時代に到達し得る好機運の潛在することを知る能はざりき。

余は先づ其情勢を論ずるに最も實際的の比喩を以てすべし、支那は恰も槍衾の中に存在し、何れに向直るも槍尖の一に銳く捕はれて唯だ冷然苦笑しつゝ堪へ忍ぶの外無く、縱令獨人の爲め其中立違反を請られしも亦如何とも爲す能はざりしなり、又齒痛に惱む者は必ずや沈着なる齒科醫に其治療を依頼す可き所、其治療を唯だ齒冠にのみ止むるは姑息手段にして、充分に齒の健全を圖らんとせば深く顎に懸れる齒根を掃除せざる可からず、今之を

時局に喩へんか、日本は先見ある外科醫にして、膠州灣並に青島の要塞は痛める齒冠、山東鐵道は深き齒根、海軍根據地は刺戟そのものなりき、乃ち該租借地を安全且確實に支那へ還附し得る迄には是等の禍根を悉く一掃せざる可からず、濟南府諸工場の一時押收に對しても余は同じく齒科醫術を引用して、治療上往々外の齒を除く必要あることを注意す可し。

此外日常生活上に於ける他の比喩を以て支那が自から憤慨す可からざることを證す可し、即ち火災が益々擴大せんとする場合には之を防止せんが爲め往々其隣家を犧牲となす必要あり、凡そ共同利益の爲めには罪無き人を苦しむること稀なりとせず。

支那の中立に關して著しき議論を生じたるは今次を以て二回とし、既に日露戰爭中同國は國際法に基て正當なる措置を遂ぐる力無かりしより甚しき非難を被れり、即ち余は今尙ほ同戰爭中一學者が支那は中立の義務を行ひしも其力足らざりし旨論じたるを記憶す、されど其他の者は何れも支那の行動より推して、同國は稍や過重にさへ思はるゝ近世中立國の義務に關し幼稚なる概念だに有せざるものと思惟し、諸學者は非難するに、支那は他國民の開戰を見たる以上當然採らざる可からざりし措置を怠れるものなりとなしき、余は其當時に於ける同國の罪過に對し其間酌量す可き事情あるを辯せんとなすものにあらざるも、余は同國を非難したる學界の諸權威が當時同國を優柔不斷ならしめたる原因、即ち治外法權の關鍵に束縛せらるゝ一事を全然閑却したることを思ふ者にして、支那政府は其國內に於ける他國民の團體が支那に對し普通事件に於ては同一權利を與へざるに拘はらず、非常事件に於ては國際法に基て學者の主張するが如き一定義務を要求するの矛盾を怪しみたらんこと明かなり、之を一家に喩へんか、恰も屋隅に置かれたる小童が家族の祈禱に這入らんことを强要せらるゝが如し、惟ふに支那は社會の普通事件に於て「圈外」に置かるゝ一事は非常事件に於ても亦「圈外」たるを意味するものなりとの理由に安んじたらんか、治外法權は國際法と背反するものなるが故に、治外法權の導く諸關係は國際法に基ける各種の義務を否定す可きが如し、蓋し支那は殆んど國民の一として思考せられず、明かに國際法の編成上に發言權を有せざる狀態にあればなり。

余は世間未だ近世の諸事件に照して中立法を改正せんとなせし者なきを斷言す、斯くて千九百四年には此粗雜なる中立法を其儘支那に適用することを宣言し、同國が陸海兩面共戰爭舞臺となされしは實に同國の災難たるに拘はらず、何事に關しても同國を非難したりき、然れども今や此中立法は改正を必要とし、而して其原則中一部は既に消滅せり、蓋し他法律の主義に於けると同樣此中立法に於ても事情に依り斟酌せざる可からざることは、舊學者の全然思考せざりし所ならんも、今や此事は遂に明瞭となれるが故にして、今次支那の場合に於ける特別事情は其領土內に外國軍が上陸及戰爭を爲せしこと之なり、尙ほ今日吾人が中立法に就き直に想起す可きは交戰國軍隊の中立地通過に關するもの

なるが、博學者ウルシーの今尚ほ講堂に說ける解釋左の如し。

中立國は縱令交戰國双方に同じく許さんとせし場合にも尚ほ交戰國軍隊の通過を拒絕せざる可からず、中立諸國は其領土が軍事行動の爲めに侵害せらるゝことなく、其主權が傷けらるゝことなきを主張する權利あり、若し彼等の權利が侵害せらるゝ時は、彼等は其侵害者を處罰し又は損害賠償を要求するの權利あり、否な寧ろ彼等は此權利を主張せざる可からず、何となれば若し然らざらんか其中立は無效にして他方の交戰國も亦無罪の特權を享有することゝなればなり。

近世の中立國は尚ほ益々各種の義務を有す可しと雖も、中立に關する各種の義務は若し是れを破らんか攻擊或は防禦の戰爭を誘發す可きことを前提とせるものなるが故に、其性質多少は准交戰國の義務たるを明瞭にす、而して其國に中立維持の力無き一事は「ゼネラル、アームストロング」號の場合、葡荀牙にとりて好辯明たりしを一部に主張せられしが、是等と同一の學者は「レステルニー」號が芝罘港に遁竄せし場合にも支那に中立の義務を强ふ可からざる理由として同一事實を宣言したりき。

局外中立の語はリエージュに於ける白耳義の獨逸軍隊に對する勇々しき抵抗を誘出せしが、將來も永久に之を誘出す可く、而してその中立が危險に曝らさるゝ場合、各中立國(其力薄弱なるものと雖も)に課する義務の標準如何に就ては將來屢々問題を生ず可し、若し白耳義の桂冠に一葉を加ふること可能たりしならんか、必ずや左の數語を以て其勞に酬ひらる可し、即ち「白耳義は全世界に對し斯かる中立を示す義務ある可し」と、而して同國は實に之を遂行したるものなり、右の外其中立が不幸にも侵害せられたる一小國ルクゼムブルグあり、此大公國が獨逸軍の通路に自動車を横へしは實に同國の全力を盡したるものとす、而して今や支那の問題あり、既に述べたるが如く同盟軍の行動は餘儀無き結果として正當なりしに拘はらす、獨逸が支那に對して復讐を威嚇するは同國自身の不當と言はざる可からず、蓋し獨逸は白耳義の中立侵害に對し必要止む無きの口實を藉りしが故に、同一狀態にあり遙かに緊急の必要に迫られて龍口に上陸したる日本軍の行動は一層正當と認めざるを得ず、又獨逸は白耳義が抵抗の擧法律(今や獨逸は之を支那に適用せんとす)を遵守せし結果同國を膺懲したるが故に、若し支那にして白耳義と同一行動をとりたらんか、同盟國は獨逸の例に倣ふて支那を膺懲するも不當ならざるに至る可し、反之若し吾人にして獨逸宰相ベートマン、ホルウエヒが「實際中立」たりしと語るルクゼムブルグを例にとらんか、同國は其領土内を通過する獨逸軍隊を惱ますに止まりしが故に、支那も亦同樣無效の抗議をなして山東半島通過(濟南に向ふ)の日本軍隊を惱ませし以上、「實際中立」を維持したりと言はざるを得ず、即ち問題は哄笑の裡に解決すべし。(完)

米紙の最近支那資料一斑

一　露國革命と東洋平和の維持

嚮に北京大學の教授たり、現に市俄古デーリーニュス北京特派員たる Luther Anderson 氏は雜誌エシア一月號（米亞協會機關雜誌）に於て、日露戰爭後に於ける日露兩國の蒙古經營を論じ、其結論に左の如く喝破せり。

ロマノフ王朝の沒落は、極東問題の全局面に一轉機を劃せるものにして、即從來極東の平和に對し存在せし、一大危險は玆に全く除去せらるるに至れるなり。蓋ザーが領土擴張の大野心と露國外交家軍人等が此野心を滿足せしめて、其勢力を伸張せんとせし努力とは、其貴族の極東に於ける利權獲得熱と相俟ちて、常に極東問題を紛糾せしめ來りたるものなるが、今や此等の諸原因は根柢より芥除せらるゝに至れるものなり、蓋民主主義を理想とする露西亞共和國が、ロマーフ王朝の帝國主義的領土擴張政策を踏襲し、東亞に對する其傳統政策を繼承せんことは、吾人の全然夢想し得ざる所にして、民主主義の新露西亞が支那の主權を無視し、日本と提携して其滿蒙經營を實行せんことは、絕對不可能事に屬するを以つてなり。

此露國極東政策の拋棄が、極東外交に齎すべき結果は、極めて明白なるものあるべし。蓋露西亞の支那侵略政策にして、全然拋棄されむか、從來日本が高調し來れる對支政策は、爲に其根柢を失ふに至るものにして、即ち日本は玆に其所謂露國侵略に對する防禦者たるの口實を失ふが故に、其嘗て對支要求に於て樹立せし大陸政策を實行するは縱令危險ならずとするも、却て困難なるを覺ゆべし、詳言すれば、日本が先年對支要求の目的は、實に當時露國が外蒙古に於て獲得せる所に匹敵すべき勢力範圍を、內蒙に於て設定するに在りしと雖も、露にして既に其政策を拋棄し、滿蒙經營の爲にせる日本との提携を斷絕するとせば、日本の滿蒙經營は即ち、單獨にて北部支那に勢力範圍を設定することゝなるべければなり。

今假に露國革命が、此の如き決定的結果を齎すことなしとするも、露國は內國問題の爲に妨げられて、少くとも玆數年間は復極東に對する侵略政策を行ふこと能はざるべく、從つて日本は當分對露防禦を口實として、其滿蒙政策を强行すること能はざるべし。

然り而して此極東に於ける新局面の展開は、實に日本對支政策の根本主義を捕捉し得べき有力なる機會を供するものにして、日本が提唱する所謂極東のモンロー主義が眞に其東洋平和の確保に對する努力の結果なりとの主張の當否は正に今後に於ける日本の出處に依りて決定せらるべし。

即ち若日本にして直ちに其滿蒙侵略策を抛棄せば、之に依り、其唱道する極東モンロー主義の樹立が何等陰險なる野心を包藏するものに非ざることを、世界に向つて表明するを得べし。極東に於ける平和と戰亂の岐るゝ所が、主として日本の出處如何に懸るは、正に何人も疑を挾むべからざる問題なり。

二　支那人の國民性に對する誤解の一斑

近者支那人の國民性に關し歐米の學者論客が發表せる意見に就きて觀察するに、其正鵠を誤れるもの少しとせず、蓋彼等は親しく支那の實情を視察せず、單に各種の著書を涉獵して其要點を摘要し、之を基礎として論理的方法に依り結論を斷定するが故に、其所論多くは所謂机上の空論に趨り、殊に實際の政策問題又は國民性の如き、人性の機微を洞察して斷定するを要する點に至りては、常に誤謬に陷り爲に世人を誤ること多し、左に Child 氏の論文 China Tottering on に於ける誤解の一斑を摘記せん。

一、以夷制夷支那人の奸策に對する非難の誤謬

惟ふに支那人が奸策を弄するは事實にして、又稱揚すべからざる所なりと雖も、支那の如き窮境に處する國民が、之を弄するは寧ろ自然の勢にして、而も其獨立と保全を維持する唯一の手段なりと云はざるべからず、蓋支那人は古來より常に絕對平和主義者たりしものにして、之が爲に其生活の必要上幾多の試練を經て、所謂國家的名譽の爲にする犧牲の觀念をば無視するに至り、遂に國民的慣習を形成して之を全然忘失するに至れり、是れ支那人を識り其困難と負擔とを知る者の、均しく了解し得べき所なりとす。然れども之が爲に支那人には全然國家的觀念を缺如すと云ふにあらず。彼等の心中一點の愛國心の猶存するは事實にして、且之を喚起することを敢て不可能にあらざるなり、加之今や支那は國家的觀念の涵養に力めつゝあるものにして、唯其普及には今後尙長年月を要すると云ふに止るのみ。

此の如く支那人は絕對平和主義者なるが故に、外國の侵略を防禦すべき武器を有することなく、從つて其富源を保護するが爲には、勢狡猾なる策略又は其他の間接手段に倚らざるべからざるものにして、即ち政策は强者の標準を以つて之を批判するを得ず、正に老婦が其巨財を保持するに際し用ふる方法に對比すべきなり。蓋支那は外資の輸入に依り其富源開發の事業を援助せらるべきを欲求すと雖も、其望む所は即ち單純なる援助に過ぎずして、之が爲に其權利と利益を外人の手に委するを欲せざるなり、即現在支那は實に賢明にして虛弱なる老人に比すべしと雖も、其幼兒は即ち腕力智能共に卓越すべき資質を有するが故に、支那現在の富源は之が遺產として保有せざるべからず、而して其之を保有する手段は實に權變政策を措きて之れ有らざるなり。然らば即ち所謂以夷制夷の狡計あるの故を以つて、直ちに支那國民性の狡猾を斷定すべからざるなり。

二、支那人を以つて露西亞人に劣るとするの誤謬

論者は種々の點に於て露支兩國人を對比し、支那人を以つて露人に劣るものと斷言せりと雖も、是れ正鵠を得たる

觀察にあらず、蓋均しく露支兩國人と實際上の取引關係を持續せる者は、白人に偏する者と雖も必ず兩者の優劣なきを云ふに止るべく公平なる者は常に支那人の露人に優るを言ふべし、即ち官吏の腐敗は兩國同樣の理由に因り同一の程度に在るべく、一般下層社會に就きて見るに、露人は一般に懶惰にして支那人は極めて信賴すべく且勤勉なり、加之支那の勞働者は其體力露人に如かずと雖も、極めて柔順にして團體として制御し易く、勞働の能率遙かに大なり此點は西伯利亞に於ける製造業者が主として支那勞働者を使用するの事實に徵しても立證するを得べく、之が爲に露國政府はシベリアの製造工場に於て、支那勞働者の使用を禁止する法律を制定するに至れり。

三、支那人の保守的、無學、不潔、疾病等に對する誤解

支那を旅行する者は孰れも、支那人の保守的にして無學、不潔にして疾病多きを云ふと雖も、是れ一は其瞥見的印象に依ると、他は即ち自國の風習を標準とし、之に偏見を加へて判斷するが爲にして、之を仔細に觀察し其特別の事情を考量するときは、必ずしも其然らざる所以を發見すべし。

支那人は一般に不潔なりと雖も、見れ必ずしも潔癖皆無なるが爲にあらず、其生活狀態が一般に貧困なるに因るものにして、富者に至りては毎日入浴するものあり。支那人の間に疾病多きは事實なりと雖も、之を紐育倫敦等歐米大都市の貧民窟に對比するときは、後者の方疾病罪惡の數遙に大なるべし。更に支那人は無學なりとの非難は、即ち移民の如き下級社會に至りては正に然るべしと雖も、之を支那全體に就きて見るときは、他國に比し敎育上決して著しき遜色を見ず、即支那人中文字を解するものは其半を占め讀書を能くし書簡を認め得るものは、實に全人口の三分の一を占む、加之終生學問に從事する者頗る多く此點は特に支那が世界に誇負するに値する所なりとす。

更に支那の如く後進國にして生活難の甚しき國に在りては、幼少年者すら自ら食の爲めに勞働せざるべからざるものにして、此の如き國民に向つて今遽に進取的積極的氣性の發露を求めんことは頗る酷なるべく、猶今後貸すに年月を以てせざるべからざるなり。（雜誌Asiaより）

三　米支貿易の過去及將來

是れ紐育駐在支那總領事 Yang Yu-ying 氏が最近紐育イーブニングポスト紙に發表せる最近五年間の米支貿易に關する報告書にして、氏は米支貿易が最近長足の進歩を遂げたる情況を說述し、同時に其將來大に有望なるべき旨を力說せり

一、概況

過去五年間に於ける米支貿易の成績を考察するに、極めて長足の進歩を爲したり、即ち民國元年より五年に至る間に於て貿易總額は實に七十五パーセントの增加を示し、昨年度に於ける輸出入總額は一二五、九〇四、五〇四兩（一兩昨年の相場は〇、七九弗）にして、前年度に比し三割の增加を爲し、同年度（五年度）支那貿易總額の恰も八分一に當る、

而して統計に依るに合衆國よりの輸入の增加は、支那輸出額の增加に如かざるものにして、即合衆國の對支輸出は一九一三年及一五年に減少したれども、支那の對米輸出は年々增加の趨勢を示し、結局五箇年間に於て、後者は二倍の增加を爲したるに對し、前者は僅に四割八分を增したるのみなり。

而して昨年度以前に於ては、米支貿易總額は列國の對支貿易額中第三位に在りしが、昨年度に至り、初めて第二位を占むるに至れり、即ち日支貿易は常に首位を保ち、英支貿易は爾來第二位を保ち來りしが、昨年度に至り、米國は遂に英國を凌駕するに至れり。

二、支那輸出品種類の增加

米支兩國の輸出品種類を檢するに、米國より支那に輸出する貨物の種類、每年約二百五十種より三百種に及び、支那より米國に輸出する貨物の種類亦殆ど同數に居る、而して最近に至り、支那輸出品中新なる產物を加ふること多く、例ば安質母尼の如きは、數年前迄合衆國に知られざりしが、最近輸入せらるゝこと頗る多く、昨年度は實に四百五十萬兩の巨額に上れり。

其外支那產食料品の輸入せられしもの其種類極めて多く、今後益々增加すべき見込あり、例へば大豆の如きは目下米國食料用としての適否を試驗中にして、其結果米人の嗜好に適するに至るときは、亦支那重要輸出品の一となるべく、其他支那產食料品にして、現に試驗中に屬するもの頗る多し。

三、米支貿易業者の活動

現在支那に在りて經營に從事する米國商工業者は大約二百の多きに達し、中五十は即ち開戰後新に設立せられたるものに係る、而して最近に至り特に米支貿易業を專門として、組織せられたる米人の商社亦少からざると共に、從來支那貿易に從事せる商工業者にして、其規模を擴張せる者頗る多し。我國人も亦均しく米國に於ける商工業の經營に留意し來り、孰れも仲繼貿易を應して、直接取引の方法に依らんと試みつゝあり、例へば Wah Chang Mining and Smelting Co. 及び China Mail Steamship Co. の如きは過去三年間に於て巨額の貿易を行へり。

四、米支合辦事業の有望

一九一五年に於ける支那實業團の渡米視察は、實に兩國の經濟關係に一轉機を劃せるものにして、所謂米支合辦事業の趨勢は此時より馴致せられたるものとす。即該實業團の歸國後幾もなくして、上海に於ける中米實業公司 (Chinese American Industrial Co.) の設立となり、同時にシャトルに於ける米支製絹會社 (American-Chinese Silk Manufacturing Co.) の設立を見たり、更に米人は其對支貿易促進の目的を以て、中米物產貿易公司 (Chinese-American Products Exchange Co.) を組織し、支那人は、大陸商業會社 (Continental Commercial Co.) を設立して、其對米貿易の發展を策しつゝあり。而して此等の企業組織は兩國の貿易を增進するものにして、其有利の事業たるべきは勿論なるべしと雖も、余は茲に米支合辦事業の有利なることを改めて高調せざる

からず、即ち今日米國商人にして、支那に於ける事業經營の爲に、他國人と合辨せんとするものあらば、余は之に奬むるに其我國人と合同するの最も有利なることを以てせむとす。

昨年二月南京に於て中米協會の組織を見たりしが、其目的とする所は即ち、兩國民の社交的關係を密接にし、其商工業的利益を增進するが爲に互に相協助するに在りき。此等の事實に徵するに、兩國民の親交は我國成立以來、益增進せられたるものにして、其經濟的關係は之に伴ひ、一層密接に赴きたるを知るべし。

四　戰後に於ける支那の鐵道問題

上海密勒氏評論報(Millard's Review)に於て副主筆ゼイ、ピー、バウエル(J.B. Powell)氏は支那の鐵道は何人に依りて敷設さるべきやの題下に左の如く結論せり。

支那は今日多くの鐵道を敷設せざるべからず、而して其鐵道たる必ず支那人の鐵道たるを要す、然らずむば支那の富源開發は毫も支那を富ましむることなく、其利益は悉く外人の壟斷に歸し、支那は即ち永く地球上十八分の一の領土主權者たるの虛名を有するに過ぎざるべし。過去に於ける支那鐵道の發達を阻礙せし、一大弊根は實に支那の運命を左右せんと試みたる列强の猜忌と奸策とに在りしと雖も、這般の歐洲大戰は爾後、此の如き帝國主義的領土擴張政策を終熄せしむるに至るべし。

合衆國は從來其內國產業の發達に忙殺されしを以つて、未だ支那に於ける鐵道敷設に參加せしことなしと雖も、今や其國內の鐵道は完備し且既に官營に移りしが故に、戰後其餘裕ある個人的鐵道資本と人才が大擧して支那開發に轉ずべきは蓋自然の勢にして、シームスカレー企業團は今や既に支那內地を通ずる九百哩の新線敷設を計畫しつゝあるなり。惟ふに合衆國は支那に於て何等特殊利益の獲得を欲求せず從つて政治的資本的に支那を制御せんとするものに非ず、其欲する所は即ち、支那が發達して文明國間に伍するに至らむことに存す、是れ蓋支那自身は勿論世界將來の平和の爲に必要事たるを以つてなり。

支那鐵道の現狀を見るに、其既設線は極めて少きに拘はらず、所謂列强の獲得せる敷設權は國中到る所に通じ、今や延長五哩の鐵道を新設せんとせば必ず列强の既得權侵害を來すべきの狀態に在り、而して此等列强の所謂勢力範圍たる、從來は單に潛在的勢力を有せるのみなるが、一朝事あるや其背後に本國の援助を得て忽ちに其效力を生じ、爲に常に支那の發達を阻礙し來れるものなり。支那は須く其自由なる發達を阻止する此障礙を除却すべきなり。(完)

彙錄

日本の新地位

昨年十月五日發刊獨紙「フォッシッツエ、ッアイッング」は曾て通信員として東洋に滯在したることある「エリッヒ、フォン、ザルッマン」の「日本の新地位」と題する論說を揭載し、石井大使の米國に於ける使命、戰後支那に於ける日獨及英獨の關係に關し大要左の如く論述せり。

日本の過去は獨逸と同樣內外政治的大事蹟に富み帝國主義的遠征は亞細亞大陸に向つて實行せられ就中豐臣氏の如きは居城を北京に移さんと計畫せり。

現代は世界政治的最高潮期にして日本に對しては亞細亞の覇權を握るべき千載一遇の好機會なり又世界各國の關係は頗る密接し如何なる邦國と雖も世界政策の範圍を離脫し特別の地位を要求する能はず一國の政治的勢力移動は即時に利害關係を有する地國に對し影響を惹起す之吾人が亞細亞大陸及大平洋上に開展しつゝある世界歷史的事實に對し不斷注意を拂ふ所以なり。

日本は石井子爵を米國に特派し自國と接近せる亞細亞大陸の一部に對し「モンロー」主義を宣言せしめたり同宣言は要するに支那及西伯利亞に關し經濟上日本の特別地位を要求せるものにして米國の計畫に對抗するものたることは明瞭なり而して近來米國が俄かに同方面に着眼するに至れるは政治的に猶薄弱なる露國が日本の發展に對抗する手段として米國人の助力を求めたるに基けるものなり。

石井大使の門戶開放に關する卓上演說は眞面目の意義を有するものに非ず日本は曾て門戶開放を唱へつゝ朝鮮を併合し同時に幾重にも條約を締結して滿洲及內蒙古を自己の勢力範圍に收めたり日本の存在せる處門戶は閉鎖せられ他國の商業は有ゆる手段を以て破壞せらる日本は英國又は米國と同樣純然たる權力及利益主義の政策を行ふものなり。

日米關係は頗る複雜し又幾分の滑稽を包含す日本は戰爭に依り取得せる巨大の利益を船舶建造に投じ海運界に於て英國の相續者たらんとする野心を有す然るに之に要する材料殊に鐵、鋼鐵機械類の如きは從來英國より輸入せるが現在に於て之を米國より仰がざる可らず然らば右造船材料の交附を受くることゝ日本の欲せざる米國の對亞細亞大陸要求とは如何にして調和せらるべきや之即ち石井大使の華盛頓に派遣せられたる理由なり又聯合國就中佛國は日本の歐洲出兵を主張し米國も亦日本が直接歐洲の戰爭に參加すべきことを切望す併し米國が日本の出兵を慫慂するは獨逸を最終的に破碎せんとするにあらず其眞意は日本を歐洲事件に依り拘束し斯くして米國は自己の欲する處を行ひ又其軍隊を自由に佛國に送らんと欲するが爲なり要するに日米兩國は終始反對者の地位に立つものなり。

華盛頓に於ける大芝居は未だ終了せず日本は靜かに成行

を注意しつゝあり日米間の關係は吾人に對し重要なる事件にして兩國間の妥協成立せざる限り米國は多數の軍隊を歐洲に派遣し得ざる地位にあり日本の米國に對する要求は現在の處米國に於て日本の商業又は利益を進捗するに存せずして寧ろ亞細亞大陸に於ける米國の勢力を制限し尙近來著しく發達せる日本の南米諸國に對する通商を擴張せんとするに在り日米間に一種の協定成立すべきことは、吾人の過去一箇年間繰返し論せる處にして兩國が大平洋に於ける勢力範圍に關し一時的妥協を爲すは不可能事にあらず然れども兩國間の事情は明白に現時唱導せられつゝある平和的運動及軍備解除と一致せず兩國間には決して平和存在せざる可く米國が亞細亞大陸に活動を開始せると同時に胚胎せる日米間の戰爭は必ず流血の慘落を見るべき筈なり米國は日本に對抗する手段として支那に於ける自己の政策を人道的外套を以て包むの術を理解し軍隊を使用せず宣教師又は黃金に依り日本に打擊を加へつゝあり。

然らば支那問題に對する獨逸の態度は如何吾人は常に極東に於ける盟主は日本たる可きことを信ず支那門戶の開放は日本人の裁量に依り決定せらる可く又日米關係は再び暗中摸索の舊態に復歸すべし米國の支那に於ける經濟政策と過去に於て盛況を示したることあるも之總て積極的政治方針の隨伴現象にして實力と一致せる自然的發展と認むべきものにあらず若し日米間に協約成立せりとせば米國は支那方面に對して控目の態度を執り其の通商は休止又は退却に等しき狀態に陷るべく日本は其機會を利用し全力を擧て最も抵抗力少なき部面殊に英國の利益範圍に對し壓迫を行ふべし。

獨逸は支那問題に關しては本に對抗すべき地位に立ち居らず又對抗すべき政治上の利害を有せず獨逸の希望する處は單に支那の門戶開放にして之が爲めには日本と協約を結ばざるべからず吾人は老練なる經濟政策は最も吸集力に富み東亞の市場に於て日獨間の競爭を回避し衝突を調和し得べきものと思考す。

日本は現戰爭中甚しく富力を增大せるを以て戰爭後獨逸品は一層大規模に日本に輸入せらるべし又日本は全力を以て其の餘裕ある資本を內外の大企業に利用すべく吾人は日本と提携することに於て充分の利益に與り得るものなり吾人は英國に對しては東亞に於て最後まで決戰せざる可らず如何となれば吾人の供給せんと欲する所は均しく英人の供給せんと希望する所のものたればなり反之日獨兩國は多くの點に於て供給すべき方法を異にする故に兩者間には妥協の成立すべき筈のものなり尙日獨親善の意向は現戰爭狀態に不拘日本に於ても充分に存在す。

米國は大砲を以ては本を開きたるに相違なし然れども各方面に亙り文化的基礎を提供せるは獨逸なり基本諸法制各種科學及軍制の如き日本は獨逸を模範とし又獨逸敎官に負ふ所尠からず一夕の卓上演說は右の如き具體的關係を滅却し去る能はず日獨親善關係は頓て既存事實の上に建設せらるべし。

支那の會社數

公司條例施行前登記會社

合資公司

公司別	數目
火柴公司	五
輪船公司	四
織帶公司	一
地毯公司	一
織緞公司	一
軋花機器公司	二
軋粉公司	一
呢革公司	一
繰絲公司	一

合資有限公司

公司別	數目
造紙公司	一
製造鐵器公司	一
轉運公司	一
運米公司	一
麪粉公司	二
織布公司	二

股分有限公司

公司別	數目
造石綿各物公司	一
火柴公司	三
染布公司	一
灰礦公司	一
小輪船公司	一
印刷公司	一
織布公司	三
人壽保險公司	一
火災海上保險公司	一
漁業公司	三
輪船公司	一
帆船公司	一
絲呢公司	一
火柴公司	一〇
轉運公司	一
運售雜貨公司	一〇
造織公司	一
電燈公司	一
電話公司	四
麪粉公司	一
銅鐵器皿公司	一
翠牧實業公司	五

紡紗公司	一
眼鏡公司	一
煤礦公司	二
肥皂公司	一
啤酒汽水公司	一
罐頭公司	二
蔴袋公司	一
豆油公司	一
印刷出版兼製教育品公司	二
籐輪公司	一

商號註冊表

商號別	數目
燭皂碱廠	一
糕餅茶食號	一
麪粉廠	二
火柴廠	二
牛乳酪廠	一
糖號	一
筆墨店	一
綠號	一

公司條例施行後登記會社

無限公司

公司別	數目
麪粉公司	二
電話公司	一
木材公司	一
養蜂公司	二
輪船公司	二
電報油墨公司	一
帆船公司	二
火柴公司	二
紡織公司	二
製油公司	一
煙捲公司	二
洋燭公司	二
典當公司	一
眼鏡公司	一
墨水墨粉公司	一
銀號公司	一

兩合公司

公司別	數目
木料公司	二
借貸公司	一
錳鑛公司	一
肥皂公司	一
機織公司	一

林牧公司　一
籐輻公司　一

股分有限公司

公司別	數目
輪船公司	一〇
麪粉公司	九
木材公司	一一
紡織公司	八
呢服公司	一
電燈公司	七
電話公司	二
電車公司	一
製革公司	一
人壽水火保險公司	二
草帽公司	二
帆布公司	一
糖品雜貨公司	一
銅鐵公司	一
火柴公司	一
鉛罐公司	六
水利公司	一
川茶公司	二
罐頭公司	一
籐輻公司	一
圖書公司	一
南醬公司	一
莽蘇貨牙公司	一
漁業公司	一
煤鐵公司	一
精鹽公司	一
竹製物品公司	一
豬毛公司	一
煙捲公司	一
墾植林牧公司	一

米國人の支那書蒐集

支那の古書

米國農務省圖書館長 Walter T. Swingle 氏は述べて曰く「西歷五九二年即ち隋の楊帝の時支那は木の活字を發明せるが、第十世紀の半頃迄は印刷術發達せず、筆記の方優勢なりしも、其頃より印刷術著しく發達し、從て書籍の頒布も俄かに增大せるが、遂に唐宋（六一八—一、二八〇）の文學黃金時代を生めり。唐の如きは當時の歐米に於ける文學的事業の凡てを合せるものに比するも其數に於て又其重要の程度に於ても數十倍せり。宋、元及明の初期より第十五世紀頃迄に於ても歐羅巴諸國は支那の如く印刷せる書籍を有せざりしなり。一四〇六年頃に於ける明朝の皇室圖書館には印刷せる書物のみにても約三十萬卷を藏し、筆寫せ

ものに至りては其倍もありしと云ふ。思ふに元代に於て蒙古人が中原に覇を唱へ、國内大動亂の際に唐宋時代の書籍の失はれたるもの甚だ多かるべく、支那は此時代に既に他の各國が十八世紀の初め頃までに印刷せる書籍の數より以上に圖書を發行せるなるべし。

支那の古書は儒學に關するものは勿論、歷史文學（主として論文及詩、評論）佛學、道敎等に關するもの多く、小說は普通文學の中に數へざるが如きも、有名なる小說は既に歐洲に於て翻譯せられたるものあり、又脚本の如きは元時代より發達せり、然れども小說及脚本は普通支那人は文學と稱せざる風あり。歷史に至りては支那の學者が最も苦心し又最も多くを著はせるが、之れと相並んで地理書も甚だ多く、全國統一誌、各省省誌、府誌縣誌等官にて編纂し、單に地理のみならず、沿革、產業、財政、偉人傳、天文迄網羅せり。

百科全書的のものに至りては、現今歐米に於て發刊せらるゝもの〻如く完全ならざれども、其起原古く、其種類多く、其卷數の大なるは西洋の及ぶ處に非ず、支那は約七百五十年間、此種の事業に力を注ぎ來れり、其結果人智の及ぶ限りは天地間の萬象を網羅せる大百科字典を頗る完全に編纂し且つ印刷せり。世界の如何なる國も之に及ぶものなき有樣なるが、其一例として明の永樂大典の如き、一四〇九年に完成せるものなるが、總冊數約二萬三千卷あり、一九〇〇年迄筆寫の儘印刷せられずして保存されしも、拳匪の亂に際して消失せり。（永樂大典に就ては別頁參照あれ）

各國の圖書館と支那書

支那には大圖書館少きも學問の隆盛なると印刷術の發達並びに族姓の關係よりして地方に愛書家及藏書家多し、たゞ之等の藏書數に至りては未だ何人も調査せるものなし。清朝は列朝同樣帝室圖書館を有し、頗る廣汎に圖書を蒐集し、一九一二年圖書總目錄を完成せり。主として學部大臣が姚家及邱家より集めたるものなる由、將來は支那の模範的にして且つ代表的の圖書館たるべし。

日本には公私共に支那書を藏する圖書館多く、支那にも劣らざる有樣なり。

東洋學院 Ecole Francaise d'ecteme Orient（ハノイ）は佛領印度支那河内にあり、其藏書の多きと書籍の選擇宜しきを得たる點は歐米諸國に比を見ざるべし。

歐洲には支那書の文庫甚だ少し。其最も古く且つ最良のものは巴里の圖書館にして次は英國の博物館なるべし。其他伯林、ペトログラード、ケームブリヂ、ライデン等にも可なり多くの支那書を藏せり。

米國の Library of Congress には漢書約四萬五千冊あり。支那及日本を除けば今や世界に於て支那圖書館として第二或は第三の地位を占め得べし、其他米國に於ける支那書の蒐集數を示せば凡そ左の如し。

圖書館名	書目數	冊數
Newberry Library of Chicago	六三一	一八、〇〇〇

The John Crerar Library (Chicago)	六〇〇	一二、〇〇〇
The University of California	一、六〇〇	一三、〇〇〇
The New York Public Library	不明	
The Library of Columbia University	不明	

（以上 紐育タイムスより）

永樂大典に就て

一九一四年正月倫動圖書館に於て Wilfred Merton 氏の好意に依り、有名なる永樂大典の一部を數週間展覽したることありしが、エルネスト、サトウ公使の支那語秘書として有名なる C. W. Campbell 氏は今回倫動圖書館に右大典の一部を寄附せり、此一部は筆寫用としての竹の平板を題とし一萬一千三百餘章の記事あり。

永樂大典は明の永樂帝の一大事業にして二十八人の高等委員と二千百四十一人の同攻者とに依り、一四〇三年より一四〇八年に至る日月を費して大成せるものにして、毎章平均四十頁、毎頁十六行二十五字詰（一頁四百字）なり。最初は印刷する筈なりしも餘りに大冊なる爲め其事なくして止み、後に寫しを二部作製し、原本と寫一部とは南京に置き寫一部は北京にありしが、明朝の滅亡と共に南京にありしものは散失し、北京にありしものゝみ拳匪事件（一九〇〇）當時まで殘存し、拳匪の亂當時該書を藏せる翰林院は英國公使館の隣りにあり、支那兵は英國公使館を燒き拂ふ目的を以て翰林院に放火せるが、幸に火災は鎭火することを得たるも、大典は一萬一千一百部を出したるのみ、其中にて完全なりしは約二分即二百卷內外のみ、此二百部が如何になりしやは明かならず、內二冊はメルトン氏が倫敦の一書肆より極めて安價に買入れ、モリソン博士は十二冊を所有し、此十二冊は今回同博士が岩崎家に賣り渡せる圖書中にある筈なり、又キャムベル氏の分は曾てモリソン博士より讓り受けしもの、又五冊は英國博物館にあり、七冊はオックスフォードに、六冊はエドモンド、バックハウス氏の處にあり。

各卷共長さ二十吋、幅十二吋にして、厚さ約半吋、絹布の表紙なりと。（以上 ロンドンタイムスより）

事業界

上海支那商の收益

昨舊年末上海に於ける支那人各商の營業成績表は左の如し。

北市錢業の純益額

恆祥	二五、〇〇〇圓	元生	二〇、〇〇〇圓	義生	四七、〇〇〇
存德	二〇、〇〇〇	衆康	一六、〇〇〇	泰康	一〇、〇〇〇
豫源	四〇、〇〇〇	永豐	五〇、〇〇〇	衡通	三一、〇〇〇
承裕	三一、〇〇〇	福康	三五、〇〇〇	合豐	二一、〇〇〇
兆豐	二八、〇〇〇	鼎康	二〇、〇〇〇	實豐	三一、〇〇〇
德餘	二〇、〇〇〇	恒興	二七、〇〇〇	德益	五、〇〇〇
順康	三一、〇〇〇	瑞祁	一三、〇〇〇	元順	五、〇〇〇
廣裕	二九、〇〇〇	怡大	二五、〇〇〇	同德	一五、〇〇〇
信成	四五、〇〇〇	志慶	三一、〇〇〇	元久	五、〇〇〇
源餘	一五、〇〇〇	鴻勝	三〇、〇〇〇	慎益	一〇、〇〇〇
安康	四七、〇〇〇	安裕	四〇、〇〇〇	元成	五、〇〇〇
永餘	二一、〇〇〇	元盛	二〇、〇〇〇	大德	—
信元	二四、〇〇〇	信裕	三〇、〇〇〇	祥裕	二四、〇〇〇
鴻裕	二三、〇〇〇	滋康	二六、〇〇〇	信成	八、〇〇〇
滋康	二六、〇〇〇	益大	四〇、〇〇〇	鼎大	六、〇〇〇

南市錢業の純益額

致祥	二六、〇〇〇	益康	一〇、〇〇〇	致和莊	八、〇〇〇圓
義昌	一五、〇〇〇	晉德	—	源和	一五、〇〇〇
源昇	一五、〇〇〇	慎益	二一、〇〇〇	久和	三〇、〇〇〇
元孚	三、〇〇〇	徽祥	一五、〇〇〇	鼎姓	五、〇〇〇
乾元	二五、〇〇〇	茂豐	二五、二〇〇	瑞豐	五、〇〇〇
衡九	一九、〇〇〇	元春	一八、〇〇〇	同豐	一六、〇〇〇
				長和	五、〇〇〇
				潤餘	二三、〇〇〇
				謙成	一〇、〇〇〇

尙ほ北市小同行錢業の營業收益は左の如し

元　善　六、〇〇〇

棉絲布業者の純益額

益大　二〇〇、〇〇〇圓
南公茂　一五〇、〇〇〇
福泰　一〇〇、〇〇〇
立大長　七〇、〇〇〇
北公茂　四〇、〇〇〇
亞東　四〇、〇〇〇
中興　四〇、〇〇〇
惠泰　三〇、〇〇〇
嚴蘭記　三〇、〇〇〇
裕豐　三〇、〇〇〇
源泰　一〇、〇〇〇
合興　一〇、〇〇〇
恒泰　一〇、〇〇〇
寶裕　一〇、〇〇〇
川源　七、〇〇〇
聚和永　七、〇〇〇
振源　六、〇〇〇
吳途記　六、〇〇〇
成大　五、〇〇〇
宏源　五、〇〇〇
賈永興　五、〇〇〇
辛泰　五、〇〇〇

崇德　一五、〇〇〇圓
裕亨　一三、〇〇〇
吳仲記　七、二〇〇
盛祥　五、〇〇〇
保昌　四、〇〇〇
春華祥　四、〇〇〇
榮豐恒　三、〇〇〇
懋昌　二、三〇〇
承德　二、〇〇〇
源裕　一〇、〇〇〇
協太升　一〇、〇〇〇
元昌　一〇、〇〇〇
湯漢記　一〇、〇〇〇
實盛　一〇、〇〇〇
慎康　七、〇〇〇
義和　七、〇〇〇
聚裕　六、〇〇〇
慎裕　五、〇〇〇
源太昌　五、〇〇〇
怡興　五、〇〇〇
興盛　五、〇〇〇
仁記　五、〇〇〇

泰源　五、〇〇〇
寶泰　四、〇〇〇
周杏記　三、〇〇〇
慶成　三、〇〇〇
元亨　三、〇〇〇
泰昌祥　三、〇〇〇
成裕　二、〇〇〇
阜豐　二、〇〇〇
永盛　二、〇〇〇

雜糧業の純益額

正大　一〇、〇〇〇圓
駿源　八、〇〇〇
生源　七、〇〇〇
大正　六、〇〇〇
新豐　四、〇〇〇
泰潤　四、〇〇〇
鼎泰　三、〇〇〇
長豐　二、〇〇〇
恒興　一、〇〇〇

恒隆　四、〇一〇
書昌　三、〇〇〇
正泰　三、〇〇〇
協興　三、〇〇〇
塗裕　二、〇〇〇
田維記　二、〇〇〇
錢木記　二、〇〇〇
裕大　二、〇〇〇

大成　一〇、〇〇〇圓
裕泰　七、〇〇〇
仁成　六、〇〇〇
聚源盛　五、〇〇〇
元和　四、〇〇〇
豐泰　三、〇〇〇
全安　二、〇〇〇
聚泰　二、〇〇〇
三泰　一、〇〇〇

豆油業の純益額

豐大　二、〇〇〇
鼎泰　一五、〇〇〇
泰潤　五、〇〇〇

生泰　七、〇〇〇
新豐　一〇、〇〇〇
長義　三、〇〇〇

裕泰	八、000	長豐	五、000
泰雲	五、000	聚源盛	五、000
恒盛	六、000	晉泰	一、000
恆源	一、五00	駿源	一0、000
正大	二0、000	肇康	二、000
恆豐	六、000	元生	二、000
聚泰	四、000	恆興	一、000
元和	二0、000	永愼	二、000
洪泰	一、000	允德	—
益元	—	益泰	—

秣陵鐵鑛公司準備會

民國四年春華寧公司が、鳳凰山鐵鑛を大倉洋行と日支合辦にて採掘せんとの契約を訂結せしこと、端なく江蘇省紳商及省議會の激烈なる反對を惹起し、農商總長に向て遂に之が取消を行はしめたる後、最近新に官商合辦の秣陵鐵鑛公司を組織し、二月二日其成立會を開催し、沈惟賢、陶保晉より成立に至れる經過を報告し、茲に全く成立を告ぐるに至り、現に軍民兩長より中央に申請して、總統及農商部の許可を得たりと云ふ、又省議會の議決案に對しては、均しく認可を表示せり、而して礦照發給の手續上に尙多少の時日を要するが如し、最初發表したる簡章中其後修正を加へたる箇所あり卽ち之を示せば左の如し。

第一條　本處（籌備處）は秣陵公司より農商部に呈せる原案並に江蘇省議會議決案に照し農商部條例に遵照して鳳凰山其他鐵鑛採掘事項を籌備す

第二條　本處に主任四人を設け一切の事宜を主持し官商株主より各二人の代表を推して之に充つ

第三條　本處に籌備員若干人を設け官商株式代表より之を推薦す

第四條　本處には暫らく四科を設け準備事務を分任す（一）調査科には八人（原案は四名）を設け鑛區の調査、礦山一切の建設上技術上必要なる材料の買入準備事項を辦理す（二）交際科に二十二人を置き株式の募集及一切の應接事務を辦理す（三）文牘科に二人を置き一切の文書事項を辦理す（四）事務科に二人を置き庶務及出納事項を辦理す

第五條　前條各科は事の繁閑を酌量して雇員一二人を以て事務を分任することを得

第六條　本處の主任及籌備員は均しく義務職とす但し雇員は酌量して手當を支給することを得

第七條　本處は毎月第二及第四の日曜日に主任は各籌備員を集めて常會を二回開き進行事件を討論す若し事緊要に關するものあれば臨時に之を召集することを得

第八條　凡て本處の對內對外事件は均しく出席會員の過半數を以て之を決す

第九條　本處の準備經費は官商より分擔支出し（原案には一萬元を出して創立費とあるを削除す）將來之を優先株となす

第十條　本處の株募集は修正特准探採鐵礦暫行辦法第一條第二項の規定に遵守して專ら中國の資本を收む、其株式

募集規定は別に之を定む

第十一條　本簡章に若し未だ盡さゞる事項あれば審備員四分の一以上の提議を以て修改を公決することを得

職員名

主　任　沈惟賢　蘇錫佰　饒崇固　陶保晉

調査科　王撰會　孫啓椿　吳鴻基　顧　琪　李國銓

馬　駿　朱紹文　朱積祺

交際科　施　文　熙仇羅　恆馬敬　培馬廷

樹奚九　如談蓀　孫季通　葉家寶　閔撫張

斌戴思　恭甘鉉　孫　儆　陳則民　夏仁瑞

陳　康　湯允中　王玉樹　蘇致厚　武同摯

董永成　王爵文

文牘科　陳大猷　張汝芹

事務科　許蘇民　秦　寅　雇員　顧肇奎　王　勳

而して各科の分擔事務に就ては、(一)備案の呈報は文牘科より辦じ、(二)礦照の催請は主任より商辦すること、(三)株式募集規則の草案は文牘科と主任と會同して作製し、之を職員會議に提出して決す、(四)調査の進行は調査科にて商辦し總て缺席籌備員には均しく卽日發簡通知すべし。

上海新設邦人商社

日本領事館の調査によれば一昨年度の上海に於ける邦人商社は五十社にして、内合資八、合名二〇、株式二一、株式合資一の割なりしが、昨年中に新設せるものは合資八、合名一、株式一二、合計二十一社を增加したれば、前年度と合し七十一社の多きに達せり、今昨年度開設諸商社を表示すれば左の如し。

商號	營業種目	資本金	開設月日
茂木合名會社(支店)	輸出入業	百萬圓	九、二
合資會社上海精煉公司	(日支合辦)絹綿布の精煉再製	二萬圓	四、一
合資會社上海新隆洋行	豆油容器類の賣買	二十萬圓	六、一〇
合資會社須藤電氣店	電氣工事請負、電氣機械器具材料の製造販賣	五萬圓	六、一五
合資會社　申享洋行	船舶代理販賣及仲立業一般輸出入貿易業	三萬圓	八、三〇
合資會社須藤通關所	通關及運送業	二萬五千圓	九、一
上海興工合資會社	膠、セラチン其他化學工業品の製造販賣	四萬弗	一〇、一〇
合資會社　隆華洋行	染料及工業用品其他一般商品の賣買並に其附帶事業	五萬圓	一〇、一二
合資會社九三藤野號	硝子器製造販賣	四千圓	一一、五
株式會社　六成商會	染料工業用品諸商品の賣買及其委托賣買	百萬圓	一、五
大阪商船株式會社(支店)	從來出張所名義なりしを支店に變更せしものなり	二千四百七十五萬圓	二、二四
中國電氣興業株式會社(日支合辦)	電球及電氣機械器具材料の製造販賣並に支那にかける電氣事業及之に關する事業の經營及斡旋	百萬圓	三、二九
上海印刷株式會社	各種製版印刷及之に附帶する事業並に寫眞及印刷に關する機械材料文房具類の販賣	四十萬圓	五、二五

株式會社上海電氣公司（日支合辦）	各種電氣機械器具の製造販賣一般電氣事業の經營及電氣通信事業の經營及附帶以上各項の事業に對する投資	百萬圓	四、七	三
株式會社大文洋行（支店）	物品の販賣仲立問屋代理業	百萬圓	八、二	五
中國電氣株式會社	支那内地に於て電球及電氣機械、器具材料の製造販賣並に之が附帶事業の經營	百萬圓	一〇、四	六
株式會社三井銀行（支店）	銀行業	二千萬圓	一〇、一	六
上海運輸株式會社	海陸運送業、船舶造船業、倉庫業、土地家屋の賣買、賃貸借、仲次業、代理業	百萬圓	一〇、二三	七
井口商事株式會社	鑛業、造船、船舶の賣買及運送業、海事工業、諸機械の製造及賣買、諸藥並に化學工藝品の製造及賣買	五十萬圓	一〇、三〇	七
株式會社公興鐵廠（日支合辦）	工場用機具附屬品の販賣機工場及金屬賣買	二十萬圓	一〇、二八	七
增田貿易株式會社（支店）	海外貿易業の經營及放資	百萬圓	二、一一	八
江原洋行	仲立業、石炭船舶其他製造工業、羊毛並に纖物		一月	九
信恭洋行	木材、金物其他諸貨物賣買代理業		一	九
小川洋行	製綿賣買業		一	九
三申洋行	紡績用具品一切、其他仲次賣買		一	九
浦東染料廠	アニリン染料製造		二	一〇
有信洋行	輸出入仲次			一〇
玄隼洋行	雜穀輸出入業			一一
遠崎洋行	輸出入品仲次業			一一
江商株式會社出張所	綿糸綿布棉花及其他輸出入業			一二
共三洋行	金物、船具、工業材料直輸出入			一二
山本商會	電氣附屬品、人力車タイヤ輸入販賣			一二
日磁洋行	陶磁器、雜貨輸出入販賣			一二
合信洋行	金物、雜貨輸入			一二
大元公司	製革業			一二
協和洋行	輸出入			一二
東洋商事公司	染料、工業藥品、其他一般商品の輸出入			一二
德成洋行	石油空罐鐵其他一般輸出入			一二
華和洋行	輸出入、委托及仲立業			一二
木淺洋行	輸出入			一二
松浦洋行	絹物、綿糸布、雜貨輸出入			一二
瑞豐洋行	雜貨輸出入			一二
中松洋行	輸出入貿易業及海事工業			一二
振興運船社	紐育業			一二
日興貿易公司	輸出入			一二
隆華洋行	染料、工業用品の賣買			一二
燈信洋行	染料、鐵、古綿			一二

支那半月史

（大正七年二月下半）

北邊の危急と内爭

馮總統南巡以來北京の局面は徐段兩派の掌握に歸し、帝制元兇特赦、修正國會組織法の公布、罪己布告の發表となり、馮總統暗涙を飲みつゝ纔かに武裝調和に滿足しつゝありしは、二月上半期に於ける形勢なりしが、下半期に入りてより段派の壓迫は一層猛烈を加へ、二十日總理王士珍の瞎暇を見たり。併しながら段派と雖も南伐の不可能は百も承知し居れることなり、岳州攻擊準備の多少なりとも進捗するに連れ、長江筋中間勢力の運動亦一步を進め、馮玉祥武穴に據つて征南軍を牽制せんとするあり、元來が馮を倒さん爲めの敵本主義たることゝて些さか持て餘しの氣味ありたる折も折、露獨關係の急變より北邊西伯利亞の急を告げたるより、段派は得たり賢しと擧國一致を提倡して和議を南方に强要せんとするに至れり。而も四川は成都新たに開城して南軍に下り、陝西も民軍の勢盛んにして尙確かならざれど西安幾度か急を告げたるに於て、南方派は果して段派の注文を容れ、容易く妥協し得べきや疑ひなき能はず。北方が修正國會組織法を發布せるは、約法を骨子とする調停に意なきやに思はれ、これ亦妥協の一障碍たらずんばあらず。英人リットル第一革命に於ける努力を再びして頻りに調停を呼號すれども未だ效なしたる反響なし。嘘妥協の事、談何ぞ容易ならんや。

馮玉祥論

一旅團長を以て時局に多大の影響を及ぼしたる馮玉祥の如きは近今稀れに見る所。而もその背後に李純あり、陳光遠あり、はた又た陸建章あることを思へば、彼れが如き敢然なる態度も怪しむに足らず。馮や實に中間勢力の急先鋒たるに非ずや。安徽系に出身して安徽系の外道を以て目せられ、軍人としては精銳無比の評を得て張敬堯と併稱せられ、新思想に傾嚮し基督敎に歸依し基督敎主義を以て部下を訓練すといふが如き、舊支那に見る可からざる色彩を以て突如として長江畔に崛起したる彼は、忽ちにして中外人士の興味を惹附け、支那第一の好武人と目さるゝに至りぬ。主和を高調せる悲壯なる努力の裏に舊支那的の熾烈なる野心と打算とを藏し、眞僞善惡相混じたる複雜なる性格を暴露したるは、觀察者に取りて興味深し。北京の御用紙は素破抜きて曰く馮の此擧は結局安徽督軍たらんとする野心のみと。遮莫、馮の十四日附主和通電に曰く。

（宛名略）民國基を肇め甫めて七載を經、內部の爭鬨今に於て三たび見はるゝ而して最も意識なく情理無き者は南北此次の戰爭に過ぐるは莫し既に共に天を戴かざるの私仇なく又た我が族類をなみするの公怨無きに兄弟牆に鬩ぎて全球に騰笑せらるゝ是に於て將領に悔過の心あり軍士に必死の志無し長沙の潰退昭鑒となすに足れり王范曾つ

停戰を請ひ四督調停を聯電し外侮の既に深きを痛陳し内爭の計に非ざるを極言し稍々人心あるもの此の爲めに感動せり玉祥の令を援閩に奉ずるや胃昧南渡するを欲せず兵を浦口に駐めし者は實に和局を促成せんが爲めに見を起せしなり停戰令下るや私心欣喜以爲へらく險を化して夷と爲す庶幾くば日あらんかと何ぞ圖らん荊襄豐を啓いて岳州守らず戰禍重ねて開かれ討伐の事起らんとは職旅道を改めて鄂を援く何ぞ敢へて妄りに末議に參せんや惟だ自から天良に問ふ實に未だ安からざるあり閻錫山と雖も終に昆弟たり敗るゝも辱となさず勝つも榮とするに足らず之を一たびするをも甚しとなす豈再び誤まるに堪へんや以て外侮を言はんか即ち協商嘖として煩言あり日人の民署を强設せる俄德の媾和せる尤も危ぶむべしと爲す以て内政を言はんか則ち同胞兵燹に死し水火に死し癘疫流行し僵尸累積し哀々たる萬民幾んど生路無からんとす以て財政を言はんか則ち羅掘俱に窮し公私交々困しみ借債生活朝に夕を保たず以て軍實を言はんか則ち數戰以來損失算なく軍械借欵徒らに亡國を招く感情に蔽はれ意氣に激し同胞を視て仇讐と爲し國家を以て孤注と爲す言念此に及べば何ぞ痛心に堪へん況んや民國の主體は人民に在り民心の嚮背は宜しく審察すべき所なるおや民意を不顧に置き少數の私忿を恃む年來天災迭りに降り日昨地震復た聞く天意を默視するに我が中國を愛し省悟禍を悔い事を息め人を寧んずるを知らしむるに非ざるはなし現に岳州すでに湘の有に歸すと雖も荊襄は鄂の得る所と爲れり各疆圻を守つて兩つながら相犯さずば挽回補救易きこと掌を反すが如からん何の仇ぞ何の怨ぞ必らず自殘せんとか欲する玉祥分軍人に屬し且つ北洋の軍人たり團體を維繫する夫れ豈心無からんや惟だ念ふに國家の兵を養ふは國を衞る所以總統は一國の元首たり軍人は服從を以て天職と爲す元首にして果して主戰ならんか敢へて命是れ從はざらんや然れども元首は始終和平を以て心と爲せること早く中外の共に知る所討伐の人々の脅迫に出でしは耳あるもの丶共に聞く所にして掩飾すべきなし此れ玉祥の胃昧服從以て元首を誤り國家を誤まるを敢へてせざる所以なり昔唐子擧匪の變淸廷擧匪を借りて洋を滅せんことを力主するや許景澄及び袁昶上書諫阻して曰へる有り明かに忌諱に觸犯し萬生くるの理なきを知れども淸廷を愛する死すと雖も亦敢へて言はずんばあらずと玉祥人微にして言輕く亦明かに當軸主戰諸公の怒に觸れんことを知る然れども區々の天良我が國家を愛し我が總統を愛す既に見る所あれば言はざるに忍びず多日言はんと欲して未だ敢へて言はざる者今敢へて我が大總統總理及び全國有道諸公の前に披瀝痛陳すもし國家を以て憐れむべしと爲さば則ち請ふ迅速兵を罷め以て和局を全ふせんことをもし國家を以て惜むに足らずとなさば則ち請ふ先づ玉祥を殺し以て天下に謝せよ熱誠の激する所詞を擇ぶに暇あらず顚に臨み垂涕云ふ所を知らず陸軍第十六混成旅旅長馮玉祥叩十四日

殆んどクロムウエルが書簡を讀むが如し、淳眞沈痛まこ

とに第四革命に於ける文學の絶頂なり。而して之を政治的に觀察すれば蚌埠會議に激せられたる李純、陳光遠等中間勢力の、安徽系に向つてなしたる最後通牒なり。

馮軍は混成一箇旅團なれど軍需の充實し士氣の嚴肅なる（主將がクリスチャンなる丈け軍隊中にも信者多く毎日調練終れば出でゝフットボールを弄び夜は講演會あり）實力優に一箇師團に當るべしと、安徽系の震駭想ふべく、主和通電の影響は爾後の政局に於て明白に觀取し得、偉なる哉馮玉祥。

王總理請暇、錢能訓代理

總理任命

二月二十日命令を以て發表されたる王總理の無期請暇、內務總長錢能訓の兼代總理任命は、段派陰謀の一發展にして又當然の順序なり。命令に曰く

署國務總理王士珍呈して衰病重任に勝へ難し辭職を懇請す等の情を據陳せり現在時事艱危該署總理碩望老成正に倚界に資す病狀を陳ぶるに據るに廑系尤も殷んなり應さに即ち先づ給假を行ひ安心調理せしむべく請ふ所辭職の處は議を庸ふるなからしむ此に令す。

內務總長錢能訓を特任して國務總理を兼代せじむ此に令す。

と。代理總理錢能訓は浙江嘉興府の人、前清の御史より民政部丞となり徐世昌に知られ次で東三省勸業道を勤め民國に入りて熊希齡內閣の內務次長となり、徐世昌國務卿となるや又その下に政事堂右丞となれり。此の如く氏は純然たる徐世昌系の人物にして、昨年十二月王士珍內閣成るや、徐の推薦に依りて內務總長に任せられしなり。

王請暇の原因は今更擧ぐるを要せず、段派が王を退くべく採りたる手段は（一）李純密令問題即ち討伐令發布後王はひそかに李純に主和を密令せりとの件なり（二）は馮玉祥問題段派は之をも躊躇なく利用したり（三）馮總統に修正國會組織法公布を強制したることの三つなり。

後繼總理如何

錢代總理は本年五十歲年齡に於て不足はなけれど段芝貴以下難物揃ひの現內閣を統治すべき器にあらず。さりとて段祺瑞復任は時機尙早なり、即ちツナギの總理として何人かゞ必要なり。楊士琦、熊希齡、王芝祥の三人總理候補として噂傳せられ居るが、楊は徐世昌と最も親善にして徐の下に政事堂左丞たりしこともあり、安徽文治派の頭目にして野心も未だ死せず（家弟士驄を絕へず北京に駐め乾兒の結束に努め居たるは事實なり）熊王二人に比し總理たるの善然性に富む、或は遂に應じて上台することもあらん。

四川南軍に入る、南方勢圈の擴大

熊克武南方加盟以來四川は督軍劉存厚の氣勢昂らず、二月二十二日劉存厚は熊克武に宛て打電し南方加盟の旨を明かにしたりと傳へられしが、其後の報道によれば劉及び省

長張淵逃亡し、成都開城して南軍に歸せりとの報あり。南方勢圏は於是乎廣東廣西雲南貴州四川湖南の六省に擴大せられたるなり。

馮玉祥處罰

中間勢力の急先鋒となりて武穴に起ちし馮玉祥に對し二月二十五日附にて左の命令出でたり。

前きに陸軍第十六混成旅々長馮玉祥を派し師を率ゐ鄂を援けしめしに乃ち竟に沿途故に託して逗留し主和を通電せるより業に嚴電誡斥を經たり玆に湖北督軍王占元の電稱に據るに該旅長は並びに武穴に在りて鹽厘各款を勒提せりと此のごとく明令に抗違し任性妄爲するは殊に大いに軍紀を干すに屬す馮玉祥は著して即ち先づ免職を行はしめ曹錕に交して嚴切に査明せしめ核辦を呈候せしむ此に令す

と、同時に馮の部下なる董世祿を代理旅長としたるも、董は馮の主和意見は十六旅全體の意見にして決して馮個人の意見にあらず、速かに馮を復職せしめられたしと返電したり馮の部下の心服を得たるを見るべし。

露獨關係急變と支那一擧國一致を提倡して妥協を謀る

督辨參戰事務處の成立

露獨關係の急變に依り在西伯利亞の獨俘虜武器を執つて北邊を襲ふべしとの說傳はるや、北京政府は此說を援用して擧國一致を提倡して南北の妥協を謀らんとすとの報道あり、コハ固よりさもあるべき事、支那政治家としては先例なき程見上げたる心掛なりと思はれしも、其後秦皇島に於ける武器の爭奪事件は、實に段派が對內策源地を奉天に移し、此處に於て純段派軍隊を作り、以て對內策上有利の地歩を占めんとの計畫なりとの報達し、開いた口を塞ぐ能はざらしめたり。支那政治家は未だ國際關係を理解するの力なく、只管蝸牛角上の小爭に耽らんとするか。參戰の決意として見るべきもの、唯一の督辨參戰事務處の成立あるのみ。（二月二十五日公布、三月一日成立）同處組織令に曰く

第一條　參戰督辨は大總統に直隷し國際參戰事務を綜理す。

第二條　本處に參謀長一人を置き督辨の命を承け一切の事務を佐理す。

第三條　本處に參贊參議を酌置し督辨より分別聘委す

第四條　本處に左列各處を設く。

參謀處　外事處　軍備處　機要處

參謀處が參謀長より彙領するを除くの外各處に處長一人を設け督辨より遴派し應さに辨ずべき事務を掌理せしむ

第五條　本處に處員を酌置し督辨より遴派し長官の命を承けて各處事務を分掌す。

第六條　本處に副官長一人を設け事務の繁簡を視て副官を酌設す。

第七條　本處辨事細則は督辨より別に之を定む。

同處は三月一日成立し、靳雲鵬參謀長に、張志潭機要處長に陸軍々需監羅開榜軍備處長に、陳籙外事處長に任命、各部總次長を參贊、參議に委託したり。段派對內參戰準備成れり。

內治外交

●某要人の時局談　國會を恢復する條件、現下南北調停唯一の爭點は即ち國會問題是なり某要人曰く現下國會問題に對し辦法の有無に據るに曰く現に恢復の辦法に附帶するの條件を以てせんと欲す舊國會を恢復する所謂附帶條件は即ち(一)禍首を處罰するの主張を取消す(二)黎總統の辭職を通過す(三)進步系の已に辭職せる三總長は同時に復職することを得(四)憲法中不良の數條は修正を行ふべし上列四條は李純固より異議なし而して岑春煊の意見は以て(一)(二)兩條は本と甚だ研究をなすの要なしとなす唯第三條は須らく附帶條件となすべし凡そ此度臨時參議に院議員に充つる者は均しく復職するを得ず第四條に至りては國會全體の職權に基づき吾等代表は發言する能はず此外に孫伯蘭及び南方多數要人の意見の如きは以て段祺瑞の參戰督辦段芝貴の陸軍總長龍濟光の兩粵巡閱使曹張の兩路司令を以て先づ免職を行ふにあらざれば則ち國會問題も亦た商議の餘地なしと爲す故に孫等此の刻先づ此第一步の辦法を以て北方に要求せんと企圖するのみ王總理及馮總統は右記の條件に對し舊國會を恢復するに辦法は結局固より反對の意なし唯冀くは南方は先づ第一步の主張を取消し即ち段祺瑞段芝貴の職を免することを要求せざること是なり現に當局は全力を傾注して一方には李純を慰勞し倘調停の任を繼續せしめ一方には人を派し北方の主戰各督軍に向ひ意思の疏通を謀り若し意思を疏通して絕對效なく且つ南方の要求依然毫も假借なければ馮王兩公已むを得ざるに迫られ亦た將に武力解決の方針を採用せんとす惟ふに此等の時機は時尙ほ

早しと爲す而已云々（順天）

●陸榮廷陳光遠に同意　確聞するに一電報あり陸榮廷は陳光遠の提示せる四項の條件に贊成せりと即ち(一)黎元洪の辭職を允し馮國璋をして法に依りて繼任せしむ(二)王總理の正式に內閣を組織するを允す(三)憲法上の政權は持平規定するを允す(四)國會は督軍團に對して再び異議を生せず以上は均しく極めて同情を表し已に湘粵各方面に打電し一致の態度を取り並に意見の要求を發表し速かに進行すと云ふ。（順天）

●章行嚴歸京後の會議　岑春煊の代表章氏歸京後の消息は已に昨報に誌したりしが今大總統府某要人曰く昨廿日王士珍進府せし時總統は親しく王氏に語りて曰く行嚴歸京後は約して雲南の王燦張子貞陳鈞三代表及び何宗蓮張宗並に各國務員を合せて一聯席會議を開き章氏をして岑の意見を雲南代表をして唐督軍の意見を何氏をして李督軍の意見を陳をして王督軍の意見を陳述せしめ以て和議の標準となし方に時局をして一結束を告げしむべしと云ふ但し其期日は仍ほ未だ定まらずと云々。（順天）

●九月廿四日の閣議詳誌　昨日國務會議例會となす午前王總理先づ院に到り交通總長を除く外は全體閣員登院十二時に至り始めて開議を行ふ帝制犯特赦案は曾て議事に列入されたれども昨日の日程にて通過したる者實に其事なかりしと馮總統の意は辦理を急ぐを願はさるに因るならんか遂に未だ提出討論せず時局問題に至りては岳州の警報に接せしに因り遂に未だ開議せず故に昨日の閣議の成績は僅がに一財政部提出の七年短期公債案を討論せしのみなりと又一消息に云く昨廿四日の國務會議王總理以下全閣員（曹交通を除く外）均しく列席會議に參與せりと聞く所に據れば是日提議の要案は十四件の多きに達したりと玆に討論の最も重要の議案を後に紀す

(一)湖北局部討伐令施行の規則を頒布することを續議す（結果）王金鏡吳光新を譴責し譚浩明の軍隊の北犯の行動を詳查し實證の覆電を俟ち即ち明令を頒布す

(一)龍濟光の軍費を濟ふ（結果）龍氏原と一百五十萬元を請求したり今議決して先づ財務部より五十萬元を發送し二次期に於ては粵省の稅金より若干を流用し其餘の金額は預算を計畫し再び支給す

(一)雲南は四川に軍隊の駐劄を要求する問題（結果）目下實に決定の必要なし南北和議成るを俟つか抑も或は雲南四川兩省の局部和議略端倪を具し再び決定を行ふ

(一)湖北督軍屢援兵催促の來電あり（結果）院より曹張兩督軍に再電して至急隊を率ゐ南下すべきを以て其餘は七年內國債發行及び防疫辦法を續議したりと云ふ又一消息に云く昨日（廿四日）國務會議は午前開會王總理以下各部總長列席して時局問題を討論せり

(一)舊選舉法に依り新國會を召集す

(一)龍濟光を任命す

(三)四川の雲南軍撤兵の件

以上十二兩件は各國務員恰も均しく同意を表し第三件の唐繼堯主張の雲南軍二師貴州軍一師の駐川するの一事は均し

く反對を表せり後に決定せるは只だ雲南軍一師貴州軍一旅の四川に駐剳するを允るすことゝなれり一消息に曰く昨日國務會議は將に提出表示せんとする時局意見の通電は曾て昨報に誌したり玆に聞く昨日の會議の結果は此の南北兩方主張の距離甚だ遠き時に當り政府若し先きに具體の辦法を表示して萬一北方の督軍反對し南方又た意に滿たざるときは則ち通電は將に効力を生せざるに至り以後反て廻旋の餘地無からん故に認めて尙ほ須らく愼重に考究すべしと爲す該電は遂に一時發送する能はず外間傳ふる所の一部分は決定して或は已に電報を以て發出せりとの說あり尙ほ事實にあらず午後閣員會議畢るの後ち即ち同じく總統府に赴き意見を陳述したり或は尙ほ手續を改變し再び進行を定むべし其洪憲帝制犯特赦問題は總統の主張は政治の解決を俟ち政治犯を以て一概赦免せば方に人に口實を貽すに至らざらんと司法總長の意見も亦た然り此案遂に決定したれども暫らく發表せず（時報）

●內閣又動搖說　王內閣一部分改造の說は喧傳すること已に久し嗣で馮總統居中極力維持して遂に未だ諸を事實に見るに至らず玆に信ずべき消息に據るに王內閣昨日又動搖の消息發生するあり（一）王總理は時局に對し終始和平を愛惜するの念を抱きしが昨日午後岳州の警報飛來してより以來は此後の時局は益ゝ頭和平の了結すべき所に非ざるを以て頓に無限の悲觀を生じ已に退職の表示あり（二）王叔魯總長近頃防疫借款に反對なるに因り江西督軍の經費の要求を許可せず沈銘昌次長の各重要問題を斥罷して大に各方面の攻擊を受け已に其位に安せざるの勢あり（三）曹總長佛國病院に入院後は元首より再三人を以て銷假事を視るを勸慰したりと雖も曹氏今に至るも承諾の意なし此の三大原因ありて則ち王內閣改造の說或は將來免れ難からん但し聞く馮總統の意は王總理辭職の一事に對しては如何に論なく許可する能はずと（時報）

●江西督軍陸榮廷に條件提出　昨（一月十七日）某方面の消息を得たり曰く江西督軍陳光遠は近頃個人の名義を以て電報を陸氏に致し正式に條件を提出せり該條件の內容は舊國會を恢復するを主張するに係り而して四項の制限を附加せり

（一）須らく黎元洪の辭職を允るし馮國璋は法に依り繼任すべし

（二）王總理正式に內閣を組織し須らく通過を爲すを允すべし

（三）憲法上の政權公平を持し規定すべし

（四）舊國會開會の後先年の督軍團は再び異議を生せず但し陸氏は此條件に對しては承認するや否や又其如何なる回答に及ぶやは未だ探悉せずと云ふ（北京日報）

●政府湖北援助計畫　岳州既に已に失陷するときは則ち武昌日に益危急なるは固より事勢の必然なり頃日信ずべき消息に據るに昨日公府の聯席會議已に援鄂の計畫を商定せりと左の如し

（一）急に第十五師を派し蒲圻咸寧一帶に赴かしめ助防して以て南軍の漢陽鄂城等の縣に竄入を免れんとす

(二)張繼堯馮玉祥の兩軍に電促し即日出發して湖北に赴かしむ

(三)討伐命令發表の後を俟ち即ち直隸督軍を催促して率師南下せしむ　(北京日報)

●大總統の出京　岳州一部陷落の報飛來す元首遂に師を督し赴鄂親征の議あり昨日一昨日の兩日に至りては即ち離京の目的は親征は變じて勞軍と爲る巡閲の地點は武漢より濟南に縮至す政治の情況を探知する者の言に據るに元首の此行は實に曹錕張懷芝倪嗣沖諸督と時局を解決するの辦法を磋議して主戰主和の意見を一掃し共に平和の企圖に趨かんとすればなり聊め料るに此後時局は更らに具體解決の境に進まんとす馮氏は已に昨晩特別車にて天津に下り已に曹督軍に電約して停車場にて面晤商談の後當夜即ち發車濟南に赴き四日間を以て回京すと云ふ又た聞く濟南に至るは固より張督軍と接洽し並に倪巡閲使を濟南に邀き會晤し以て更に蚌埠の行をなすを免る云々出京の詳情左の如し

元首昨夜八時半特別仕立の汽車にて出發隨帶の衛隊三營(第一第三第五)三次に分乘して發車第一次は衛隊第二次は元首及び隨員第三次は衛隊の順序とす元首は花車に乘じ田農相陪乘す其餘は秘書二人禮官醫官各一人軍官三十餘人馮麟閣も亦た內に在り停車場に在りて送行する者は各部總長高級軍官及び外國顧問等なりとす昨晩は即ち天津に一宿するの預定なるも着津の後行止の如何は尙未定なりと云ふ

●昨日の重要閣議　昨十七日は國務例會の期となすも陸外交總長最先に登閣最要の例案は財政部提出の各處より紛々經費要請の事となす討論後許可不許可を分別せり其他外交上の兩大要案は(一)戰事國際時務委員會提出の對敵通商禁止條例は先づ陸外交總長より協商國の此項の條例に對する希望を報告し實行することにし議決す遂に先づ國際委員會に提出し數次の討論を經て決定せる條例の內容八條は日本伊太利の辦法の精神に彷ひ敵國或は敵國の同盟國商店或は法人の商業に對しては一概交通を禁止すと云ふにあり閣員討論の後皆な異議なく即ち法制局に交し不日教令を以て公布す(二)外交部尙ほ提出の居留敵國人放逐問題は英公使代表協商方面の希望は頗る急なるに似たり討議の後ち仍ほ未だ完全に決定せず其內容は政府尙ほ秘密を守る其餘の防疫の進行の如き內務部も亦た報告ありしと云ふ

軍事

●岳州南北兩軍の比較　昨日陸軍當局に就き南北兩方面現在岳州に駐在する兵力を諮詢せるに最近武岳總司令王金鏡の方面に對する報告あり左の如し

南軍の岳州を進攻する者に預備する湖南軍方面は則ち趙恒惕一師(實數十營)程潛一師(實數九營)林修梅劉建藩共に一旅桂軍方面は則ち馬濟一旅あり共數尙ほ三師以內に在り國軍陸續岳州に向ひ出發して駐紮する者に至りては湖北第二師一師(王金鏡所率)第十一師第二十二旅一旅(蕭安國所統)第二混成旅一旅(閻煥文所率)第七師第十四旅(吳新田

所率第八師第二十師共に一師一旅（王汝賢范國璋所率）此の外に尙ほ新に孝感より出發の直隷軍一旅あり共計已に四師一旅の多きあり最近第七師長張繼堯已に全軍を以て出發岳州に進軍するとの說あり此の如きときは岳州方面縱ひ不幸にして戰事を發生するも亦た當さに危險の發生することなかるべし云々（北京日報）

●湖北駐在の第八師配備　最近第八師配兵の情況を調査すれば左の如し

（一）新堤　司令部　步兵三十九團　馬隊一部分　工輜營

沔陽

仙桃鎭　三十一團　澄口　三十二團　潛口　三十團（不足）

陸溪口　砲八團　陸截港　三十一團一營（順天）

財政經濟

●棉紗借款の內容　昨日某報に京畿水災處棉紗借款一百萬元は已に國務會議を通過して鹽稅を以て抵當となす等の事情を記載したりしが本館が詳かに調査を加へたるに該報所載の事實は未だ盡く符合せず玆に某方面より得る所の確聞に據るに財政部は水災河工善後事宜處の照會に據り直隷省實抵高陽饒陽三縣の災民を查するに向きに織布を特みとして生計を爲せり現在購絲に力なく機を停め困苦萬狀を賑恤せられんことを待てり日本三井洋行に向ひ綿絲を購買する價格日金一百萬元として年內に於て償還することゝなし財政部より定期國庫券一百萬元を發行して擔保となさんとせり（未だ鹽稅を以て抵當となさず）此棉絲は商會より會同して布商連帶にて保證し期を分ちて償還せんとすと云へり一月廿二日財政部方面の事情を推測するに右は國務會議に提出して討論の結果事は機戶の災民の救濟に關するを以て必ずや認可せらるべし右案は已に財政部に回附せられ同部にては目下取調中にありと云ふ（時報）

●四川省鹽稅留置不許可　四川督軍劉存厚張省長鍾師長三氏は昨日連名を以て中央政府に電報を致せり其略に曰く雲南貴州と開戰してより以來消費せし軍費巨額に達し現に支持すべからざるの勢あり中央に切望することは鹽稅金を以て一時軍費の不足を補ひ一度大局平定に至らば本省より擔任して塡還すべしと元首披閱の後財政部をして不認可の返電を發送せしめたりと云ふ其返電に曰く鹽稅金は外交と關係あり外人の干涉を置起せんことを恐る故に請求の件は許可し難し云々（北京日報）

●幣制借款の近聞　幣制借款は前に梁財政總長時代に曾て四國銀行團に向て改革草案を提出し銀行團も亦た曾て與に研究せるの後段內閣更迭せしに因り遂に中止せり目下日本阪谷男爵將に中國財政顧問として聘せられんとす其着任の後を俟ち如し適當の時機あれば或は再び交涉を行はんとすと云ふ（北京日報）

●七年公債章程擬定　財政王總長は中交兩銀行前年兌換を停止して以來紙幣の價格日に下落して市場動搖するに因り若し極力整頓せずんば國計民生に大に妨碍ありと

なす査するに庚子賠款を延期するの事は協約各國已に交還を開始したり即ち該款を指定して基金となし七年短期公債を發行し中交兩銀行に交附し政府より前拂金の一部分を償還せしめん爲め兩銀行より各自募集を行はしむ今短期公債章程十三個條を具せんとす其內容大略下の如し

（一）金額四千八百萬元

（一）利率年利六厘

（一）此の公債は七年一月より起り抽籤法を用ゐ五個年に分ちて償還す

（一）額面は一萬元一千元の兩種となす

（一）此公債は額面通り發賣して割引をなさず（北京日報）

●印紙稅の好況　印紙稅は試辦以來成績甚だ良好ならず政府は極力整頓し法を設けて推廣し去年後半期より收入頓に起色あり玆に財政部は去年六月より十二月に至る印紙稅全國已收の稅數を發表せり其逐漸增收の一班を徵するに足る其收額下の如し（順天時報）

六　月　七十五萬三千八百四十一元

七　月　一百一十一萬〇九千三百元

八　月　二千二百〇四萬五千五百三十七元

九　月　八十二萬九千九百十二元

十　月　二百九十七萬七千八百三十二元

十一月、一百二十一萬三千八百二十四元

十二月　一百七十三萬九千五百六十八元

●荒地租稅規定　財政部は各省の有らゆる荒地が人民の開墾を出願する者日に益多き加ふるを以て現に地價を規定し畝數年限に照らし租稅を納入せしむ之を五等に分ち來月より實施すと云ふ

（甲）一等地　每年洋銀　一元五十錢を納稅せしむ

（乙）二等地　同上　一元

（丙）三等地　同上　七十錢

（丁）四等地　同上　五十錢

（戊）五等地　同上　三十錢（順天）

●地方借債制限令　政府は近頃各省が紛々として大に外債を借るに因り現に湖北安徽福建山東奉天等の如き事實となり曾に財政を紊亂するのみならず且つ銀行團條例と符合せず昨日特に財政部より各省に通電して此種の行動を禁制したり電文の內容六あり

（一）特別の情形なければ外債を借入るゝを允さず

（二）必要の時は須らく先づ中央に呈明して許可を俟たしむ

（三）中央の借款條例の外に逾出するを許さず

（四）鑛產國產を以て抵當とするを得ず

（五）借款を以て政費と作す能はず

（六）中央の不許可をなしたるの件は再電商請するを得ず（順天）

●廣東省議會經費　廣東省議會は將に一月二十二日非常會議を開き該省金庫より經費として五十萬は一百萬元を移用して非常國會をして常の如く開會せしめんとすと云ふ（順天）

●防疫借款成立　當局は前に四國銀行團に向て借款の事を商議せしが此度防疫經費百萬元は交涉すること數回

にして遂に開く議定せり茲に開く中國代表者を內務財政兩總長及び防疫委員會長となす前日該代表等と四國銀行團代表と業に已に正式調印せりと云ふ

又消息に曰く京畿水災災民の棉紗借款一百萬元も亦た昨日に於て國務會議を通過し鹽稅を以て抵當となせり其他の條件は水災借款と相同じと云ふ惟財政部の印刷局借款二百萬元は未だ閣議に上らず純ら財政部の單獨主持なりと云ふ

（順天）

實業交通

●十二月採掘許可鑛山　各省鑛山開採の礦數は已に屢本報に詳誌せり茲聞く去年十二月分採鑛許可證を下げ渡したるは十二個處なりとす下の如し

（一）浙江金華縣章頭鎭弗石鑛鑛區二百七十三畝六年十二月八日楊銳華に採鑛證を下附す

（二）浙江嵊縣齊瓦塢弗石鑛鑛區四百畝六年十二月八日喻雨田に掛鑛證を下附す

（三）奉天陽新縣沙池口西山石炭鑛鑛區二百九十畝六年十二月劉人祥に採鑛證を下附す

（四）奉天海城縣葫蘆頭北卡子山弗石鑛々區二百〇三畝六年十二月于昭麟に採鑛證を下附す

（五）直隸臨榆縣亡文祥子地鉛礦五百六十畝六年十二月常鎭に採鑛證を下附す

（六）甘肅兩當縣碼石山鐵鑛々區三百八十畝六年十二趙越順に採鑛證を下附す

（七）江西進賢縣小東鄉石炭鑛々區三百九十三畝六年十二月曾章桂に採鑛證を下附す

（八）黑龍江湯源縣鶴岡鎭石頭河石炭鑛々區四百七畝六年十二月沈松年に採鑛證を下附す

（九）吉林磐石縣石青灣石炭鑛々區四百九十一畝六年十二月張文奎に採鑛證を下附す

（十）山西平遙縣青沙村斜溝石炭鑛々區六百十畝六年十二月張某に採鑛證を下附す

（十一）江蘇江寧縣象山石炭鑛々區五百九十九畝六年十二月顧棣之に採鑛證を下附す

（十二）吉林密山縣惠峪石炭鑛々區五百畝六年十二月鍾青谷に採鑛證を下附す

●郵務改革の近信　交通部郵務司は現に全國郵務の舊制を改革せんと企圖せり今該司訂する所の改革の辨法を誌るせは左の如し

（甲）郵務區域を規定す

（一）每省一郵區を改設す（二）特別行政區域は省制と同じ

（乙）郵局の名稱を改正す

（一）每省設くる所の總局を改めて一等郵務局となす（二）每道區域設くる所の分局を改めて二等郵務局となす（三）每縣設くる所の分局を改めて三等郵務局となす

（丙）各區郵務局數目

（一）每省一等局一處支局四處（二）每道區域二等局一處支局三處（三）每縣三等局一處支局二處

(丁)郵員の名稱を改訂す
(一)各局總辦を局長と改稱す(二)各局の供事を郵務員と改稱す
(戊)郵員の定額を改正す
(一)一等局に局長一員郵務員十員より十二員に至り差長二員信差二十名を設く(二)二等局に局長一員郵務四員より六員に至り差長一員信差十二名を設く(三)三等局は局長一員郵務生二人より四人に至り差長一員信差六名を設く
(己)郵員の俸給額を改正す
(一)一等局長月俸三百元二等局長二百元三等局長一百元(二)一等郵務員一百二十元二等郵務員一百元三等郵務員八十元四等郵務員六十元五等郵務員四十元(三)一等郵務生二十元二等郵務生十六元(四)差長三十元(五)信差每名十五元より六元に至る
(庚)各局の經費を改訂す
(一)一等局每月事務費一百元(二)二等局每月六十元(三)三等局每月四十元

●實業整頓意見　田農相就任以來實業を整頓するに對しては頗る注意を爲す前日實業意見書を提出して各部の部員に命令して切實研究し以て實行に便にす意見書の內容は極めて詳悉となす之を約言すれば分ちて農林工商の兩種となすべし茲に大冒を摘錄すれば左の如し
(甲)農林に關する者
(一)邊省林業を擴充するの法(二)病蟲害蟲驅除預防方法(三)佃種の辨法(四)魚商に勸めて魚苗を散せしむ(五)蠶絲業を整頓する法(六)家畜場を設立す(七)生絲檢查法(八)茶の培植を改良する法(九)農林學校を擴充す(十)種子交換を實行する法(十一)棉業を改良する法(十二)農林科大學を設立す
(乙)商工に關する者
(一)新式の度量衡を推行するの法(二)輸出品檢查法(三)中央製煉場を設立す(四)紡紗場を擴充す(五)地質調查進行法(六)茶の保護法の實行す(七)全國商場整理法(八)全國工藝品博覽會の設立を計畫す(九)國貨を維持するの辨法(十)鑛業保護法(十一)油業を整理す(十二)海外實業練習法(十三)商業學校を設立す(十四)土貨改良法(十五)製造法を奬勵する規則
以上各項の辨法は田總長親ら擬訂する所にありと云ふ
(順天)

彙報

東清鐵道問題

▲支那稅則の適用行使　（十五日大連特派員發）東清鐵道管理權の基礎動搖せるに乘じ日國人を東清鐵道總辦に据ゑ得たる支那政府は今回更に同鐵道附屬地に對し支那の稅則を適用して行使し始めたり滿鐵會社は目下其內容調査中にして支那の此行動は明かにカシニー條約東清條約に背反せるのみならず斯る惡例を開く事は條約上東清附屬地と其性質を同うする我南滿鐵道附屬地行政權の將來に盲點りを爲す口實を作らしむる事となり此際南滿鐵道の爲めにも篤め研究し置くの要ありとせられつゝあり。（十六日朝日）

▲郭督辦の見幕　（長春特電十四日特派員發）吉林省長郭宗熙氏は今回東清鐵道督辦を兼任せし爲露都に在る副總裁オウエンチエリー氏に電報を發し面接の要あれば速に哈爾賓に來られたしと申送り今尙哈爾賓に滯在し居れるも此際副總裁が極東に來るや否やは不明なり。（十七日日日）

▲日本の活動を怖る　（奉天特電十七日特派員發）露國擾亂以來過激派及獨墺捕虜北門に侵入し治安を攪亂せんとする處ありとの聲に驚けり鮑黑龍江、孟吉林兩督軍は北京政府に對し日本は此機に乘じ軍事上の大活動を起し支那の主權を侵害すべしと密電したるより北京政府は大いに狼狽し緊急秘密會議を開けりとの情報あり近來東三省一帶に瀰漫せる排日の風潮は是等の事實に胚胎せるものにして其根柢甚だ深きものゝ如し。（十八日日日）

▲過激派支那に侵入　（北京特電十六日特派員發）新疆省より中央に對し同省境內に多數の露國過激派侵入し詭計を以て回々敎徒を煽動し支那政府に對し謀反を企てつゝあるを以て省境の防備及擾亂鎭壓の爲め至急軍器彈藥を輸送せんことを要求し來れり。（十八日日々）

▲北滿鐵管理問題　（北京特電十九日發）日本政府と東清鐵道長官ホルワット將軍との間にて長春哈爾賓間及ひ哈爾賓滿洲里斯德間鐵道を日本の管理の下に置くことに就き諒解あり最近吉林督軍孟恩遠氏又中央政府に宛たる電報に依れば長春哈爾賓間鐵道沿線には既に多數の日本兵分駐せり右は支那國權を害する事甚だしく善後策を講ぜられたし云々とあり右に就き昨日總統府會議に於て馮大總統以下段陸軍總長陸參謀總長陸外交總長等相會し協議の結果一應本日國務會議に於て附議したる上改めて日本に交涉を開く事に決せり。

（北京特電十九日發）既電の如く孟吉林督軍は中央政府に宛て東清鐵道を日本の管理の下に置くことに就てホルワット將軍と日本政府との間に諒解あり其の結果日本は既に長春哈爾賓間鐵道沿線に守備隊を置けり云々と電報せるが右に就き當地日本領事は繙明して曰く所謂日本政府とホルワット將軍との諒解云々は曾て日露當局者間に之れに類似せる交涉を爲したるも未了に終れり現在は斯かる交涉なし長春哈爾賓間に日本軍隊を分駐せしめしことは全然是れなし同地方は依然支那軍隊守備隊に當り居れりと尙ほ本日外交部より劉崇傑氏を日本公使館に派遣し右に就き一應照會する處ありたり。（二十日時事）

▲東清沿線の露支兵　（二十日哈爾賓特派員發）數日前セミヨーノフ隊に所屬する哥薩克兵が東清西部線のイヤライノル驛に於て露國守備兵の武裝を解除して之れを奪ひ又は武器を强奪せしに對し同東清沿線守備の任に在る支那兵の知る所となりてセミヨーノフ部隊より該武器を奪回し或は輸送中のセミヨーノフ部隊の武裝解除を命ずる等是迄支那兵はセミヨーノフ部隊の暴行に對して一々抑壓的態度に出でつゝありしが同司令官は各守備隊に向つて今後セミヨーノフ部隊の行動に對しては全然干涉すべからざる旨命令する所ありたりと此外滿拉爾に於けるセミヨーノフ部隊の暴擧を討伐すべく出兵し東清鐵道は當哈爾賓なる陸軍武器倉庫に收めある機關銃及び武器をセミヨーノフ部隊に渡せし事實より觀察せばセミヨーノフ部隊と東清並に支那軍隊との間極めて密接なる關係を有するに至りしものゝ如し。（二十二日朝日）

▲ホルワット長官の北京行　（哈爾賓特電廿日特派員發）鐵道經營に關する用向を以て北京駐在露國公使ゴダンエーフ氏に呼寄られたるホルワット東清鐵道長官は十九日北京に向け出發したるが東清鐵道を佛國に讓渡す

本が恣に分割するの約束を爲せるが如きは明かに日本の北滿洲に對する野心を現せるものなるのみならず支那の國權を侵害するものなりと獨特の辛辣なる筆鋒を振へり尙露都電報に據れば最近の日本言論界の露國に對する筆法を紹介し居れり。（二十八日日々）

▲東淸問題協議　（北京特電廿六日特派員發）廿六日午前十一時ホルワット將軍は露國公使同伴英國公使館を訪問し約一時間東淸鐵道問題を協議し會見を終るや直に日本公使館に到り芳澤代理公使と同問題に就き密談約一時間に及べり會談の內容は秘密に付せられつゝあるが日本公使館員の語る所に據ればホルワット將軍は協商側との協議は大體終れるを以て四五日中に哈爾賓に歸るべしと。（二十八日日々）

▲支那政府出兵說　（上海特電廿七日特派員發）支那政府は段祺瑞氏を總司令とし馬廠圓、曲同豐、湯郷銘氏其他を師團長として四箇師團を出兵すべしと。（二十八日日々）

▲支那出兵決定　（二十六日北京特派員發）二十六日午前十一時國務會議開かれ出兵問題に就き協議せられたり尙閣員全部午後二時半より總統府會議に列席し段祺瑞亦出席せり其結果兵二萬を滿洲里に出動せしむべしと出兵の時期は外國の出兵の時期を標準とす北京は外國よりの第一回分を之に充つることに決定せり而して參戰軍四個師の編成は武昌に在る馮宗瀚の第五混成旅を基礎として一個師を編成せしめ別に講武學堂の兵を以て一個師を編成し二個師を以て先づ出兵せしめ引續き二個師を編成せんとするものゝ如し。（二十八日朝日）

▲總統參謀總長出兵協議　（二十六日北京特派員發）參謀總長蔡昌は二十六日馮總統に召され出兵問題に就き凝議せり。（二十八日朝日）

南北情勢

▲八師陝西急行命令　（十五日漢口特派員發）陝西省の民軍猖獗を極め四安に切迫せる爲め當地の第八師は北京の命令に依り陝西に急行を命ぜられ混成旅團を編成して潼關に向ふ筈。（十六日朝日）

▲熊氏不信を責めらる　（重慶特電十四日特派員發）四川督軍劉存厚氏は熊克武氏に對し停戰談判中富順、叙州、自流井を占領せるは悖德にして其罪公にあり予は督軍の印を省議會に託して戰局の外に超つべしと電報せり而して現に劉存厚氏は職を棄てゝ逃げ出せしとの說ありしも訛言に過ぎず。（十六日日々）

▲傅氏出廷拒絕　（北京特電十四日特派員發）北京軍法會議は天津に在る傅良佐氏の出廷を命じたるにも拘らず長沙の陷落は第八師團長王汝賢第廿師團長范國璋氏等が馮總統の密命を受け敢て南軍と戰はざりし結果なれば予獨り軍法會議を受くる理由なし須らく前記各將と共に對審せざるべからずと主張し出廷を拒絕し來れるが遣はせ段派の操縱する爲ならん。（十六日日）

▲馮氏安慶占領無根　（漢口特電十四日發）馮王畔氏の安慶占領は事實にあらざるが如し氏は既に武穴に在りとの說あり。（十六日時事）

▲張軍漢口に向ふ　（北京特電十四日發）第七師團長張敬堯は鄂に援岳總司令の名稱は岳州既に陷落せるの時に當り何等の意義を爲さずと拗て出動を拒絕せるも其後中央政府より攻岳總司令として出征を要求せるを以て行悶り上已を得ず徐州附近の治安維持を張文生に托し自ら第七師團の殘部を引率し十日徐州發にて漢口に向へり只併し實際に岳州攻擊を開始する事は餘程困難なる可し。（十六日時事）

▲陝西の反軍漸く動く　（漢口特電十四日發）陝西省軍の使者に對する反軍の要求は督軍を張鳳翔に讓るか二十萬元を渡すかに在りしも不調となり一日糧縣にて決戰し反軍の一部は迂廻して臨潼縣を占領し四安は籠城準備中なり。（十六日時事）

▲北軍に五萬圓を與ふ　（漢口特電十五日發）宜昌にては北軍給料を受けざるを以て層層新年に放火掠奪せんとの說盛なりしかば商會は之を見れんが爲め彼等に五萬圓を與へたり。（十六日時事）

▲湖北省議會平和運動　湖北省議會揚子江沿岸に平和運動を起せり即ち湖北省議會にては十一日夜急遽會議を開きたる結果十二日早朝省議會議長副議長代表議員は和議調停委員として王普軍を訪問し岳州は元湖南の地なれば南軍之を奪ひたるも夏に北進するの意なきに中央政府が一部討伐令を出

して岳州を恢復せんとするは自ら事端を發せんとするものにして之が爲め南北決裂し戰局を長引かしむるものなり第一革命以來湖南、湖北は屢兵禍に罹り人民塗炭に苦しむを以て江西、江蘇の督軍と共に和議を主張し戰端を止めんことを求めたり漢口新聞の報ずる所によれば王督軍も之には滿腔の同意を表し代表者は直に北京及び湖南、江蘇、江西に出發せりと又王占元の內意として傳へらるゝ所によれば湖北よりは一兵も出だすことなく江蘇、江西も言を左右に託して出兵を肯ぜざる模樣なりまた閻督の馮玉祥は結局武穴に上陸したるがこれ討伐軍に加はるを欲せずして王督軍の勢力圈に入るが爲なり岳州南軍の總司令程潛より王、李、陳三督軍に宛て平和解決の希望を電報せりこれに對して三督軍は未だ回答せず。（某筋着電）（十七日朝日）

▲李純政府と應答　（十六日上海特派員發）南京來信、中央既に討伐令を出し曹錕、張敬堯出陣せる外督軍李純に對しても出兵を命じたるが李純は武力解決を以て其平素の調和に關する意見の主義に反すと爲し屢之を辭せるも中央の命令斥け難く遂に陸軍第七十四師混成旅旅長陳調元に打電して南京に來らしめ出兵に關し協議する事と爲せり又一方には李純は其副官を北京に送り馮總統、王總理に面謁南方各主要人物の和議に就くを希望する事情を述しめ又討伐令の取消し長電を北京政府に致し兄弟鬩牆に閱ぐを不利とし某督軍等は前敵各司令官に暫く兵を按じて動かざるを求め以て南方果して和を願ふの誠意ありや否やを確めん事を告げ若し此意見採用されずば北京の兵を用ふるの決心を明白にすべく然らば江蘇督軍を辭して國事に與かるを爲さざるの決心を示せり然るに北京よりの返電は時局艱難の事情を陳べ力めて同舟共濟艱難に任ぜん事を望むと述べ調和に關し尙力めて進行せしめ討伐令に依つて北京に調和の誠意なしと爲す勿れとあり尙李純は督軍着の參謀長、副官長、各課長、江寧鎭守使齋癸元等を招き南北調停に關し會議せりと云ふ。

（十七日朝日）

▲譚延闓督軍承諾　（十五日北京特派員發）北京政府は譚延闓の湖南督軍就任承諾の報に接し譚延闓赴任の結果譚浩明は兵を率ゐて廣西に歸るに至るべく時局解決の曙光を認め得べしとて頗る樂觀し居れり。

▲別報　（十五日北京特派員發）譚延闓は十五日國務院に宛て李春煊の勤告に依り湖南督軍に就職するに決せり不日赴任して時局解決の爲に盡すべしと電報し來れり。（十七日朝日）

▲臨時聯合會組織　（十五日上海特派員發）在上海江蘇、湖北、江西三省の人々は右三省の督軍が皆和議を主張し三省の境を保ち人民を保護せんとせる爲め當を蒙り相次で辭職すとの消息を耳にし且又北方の兵續々南下し商實人其他の離を避くるあり形勢頗る危急なるを以て臨時聯合會を組織し該督軍等の留任を計り且和議を促成するを目的とし該聯合會成立の上代表を選擧して北京に赴かしめ利害を痛切に開陳し以て危局を救はんとすといふ。

（十七日朝日）

▲雲南軍破竹の勢ひ　（重慶特電十六日特派員發）第五師團第九旅團は遂寧を擊破すると共に貴州遊擊軍重慶に迫りたるより自然第三師團長建體道氏は自己の家族を重慶より引揚げしめ爲に第三師團の士氣衰れ內江駐屯の第一師團は第三師團と共に浮足立ち且兩師團の將校三名靖國軍に投ずるなど四川軍不利となり遂に內江を棄てゝ貴州に走るの止むなきに至らんとしつゝあり雲南第一軍長趙又新氏は王軍を內江に集中せるが如く裝ひ大部隊を率ひ富順を占領し引續き自流井に前進し敘州は一日、自流井は遂に雲南軍の手に歸したり劉存厚氏は勢ひ縮まりたるより艦克武氏に對し督軍を讓るべきに就き成都に來るべしとの電報を發したるが熊氏は劉氏の軍隊中將校は南方に傾けるに拘らず部下の兵尙劉存厚氏を崇拜し居るより成都に入らば人質となる虞あり且同地には完全なる守備兵なきより成都に入る能はず。（十七日日日）

▲三督軍擁護運動　（上海特電十五日發）在上海江蘇、湖北、江西三省の人々は右三省の督軍が皆和議を主張し三省の境を保ち人民を保護せんとせる爲め當を被り相次いで辭職すとの消息を耳にし且つ又北方の兵續々南下し商實人其他の離を避くるあり形勢頗る危急なるを以て臨時聯合會を開き該督軍等の留任を計り且つ和議を速成するを目的とし該聯合會成立の上代表を選擧して北京に赴かしめ利害を痛切に開陳し以て危急を救はんとすと云ふ。

（十七日時事）

▲南伐軍の配置　（北京特電十五日特派員發）漢口來電に曰く第十八師團司令部にありし兩湖宣撫使曹錕氏は王占元氏と協議中なるが曹錕氏は新た

に南下せる志氣横溢の北軍を湖北討伐軍の第一綫に配置し長沙及岳州にて敗北せる第八師第二十師の兩軍全部を北方に送還し第二軍をして湖北維持の任に當らしむる旨を傳へたり。（十七日日日）

▲陳光遠氏の請暇　（北京特電十五日特派員發）江西督軍陳光遠氏は既電の如く十日中央政府に對し主和を主張し辭意を洩せるが中央政府は之に對し返電を發せず爲に再び十四日附にて十日間の請暇を申出で來り中央政府は止むなく之を許可せり。（十七日日日）

▲熊希齡議和通電　（十六日北京特派員發）熊希齡は前日通電を發して第一革命の例に倣ひ前線の兩軍將士の間に議和を發議し武漢に於て會議するを可とする意見を述べたりと。（十八日朝日）

▲南北兩軍の妥協　（北京特電十六日特派員發）湖北督軍王占元、江蘇督軍李純、江西督軍陳光遠の三連名にて湖南の南軍に對し今後は南北相互熟議の上行動せざるべからず北軍にして南下せば勢ひ南軍は之に應戰すべきも單に南下の準備のみならば南軍は岳州以北に出兵し又は北軍の岳州攻擊開始に先んじ湖北省境を衝くが如きことあるべからず若し敢て兩軍規定を破らば徒戰するに忍びずと通電せし爲め南軍は三督軍の主張を承認せりと。（十八日日日）

▲馮玉璋主和通電　（十七日北京特派員發）混成第十六旅長馮玉璋は湖北會武宍上陸後軍隊を武宍靳州一帶に止めて進まず頗る世の注目を惹き居たる所俄然左の如き主和の通電を發せり。

民國肇つて七年に及ぶも內部の爭鬪絶えず最近三年間は殊に無意義の爭ひを爲せり是れ不俱戴天の私讐にあらず種族の公怨あるにあらず唯兄弟の鬩牆にして世界の嗤ひを招けるのみ將士之を悔いて誠意なし卽ち長沙の潰走王揆等の停戰要請、四督軍の聯合調停通電となり人心感動せり玉璋が福越救援の命を受け乍ら尙浦口に停りし所以のものは實に和平を促さん爲めなりき停戰令降りし時痛に望みを屬して欣びしも何ぞ測らん荊襄に戰端開かれ岳州守を失し既に討伐令となれり兄弟相鬩ぐは却て誇りにあらず破れて恥なし此間外交に在りては臨商團の煽育あり日本人民政黨を强殺するあり殊に鮮彌の講和は最も危しと爲す內政に在りては同胞災に死し疫病流行し死體累々たり萬民生くるの途なし財政に在りては借款政策に窮して旦に夕を保し難し軍事に就ては數度の戰亂に損失算なし、軍事借款は徒らに亡國を招くのみ民國の主體は人民に在り然るに少數の私怨の爲に民心の荒廢を察せざれば天災中國に降り十三日又地震あつて反省を促す玉璋軍人に屬す且北洋軍人なり然れども國體の繫かる新國家を憤ふに堪念なし總統は一國の元首軍人は服從を天職となす故に總統の主義ならば背く可らず然れども元首は終始和平を以て心となす討伐令に脅迫せられしに依るされば之に服せば元首を誤り國を誤らん予は主戰諸公の怒りを買はんと欲すと雖て大總統總理全國諸公に通電す國家を愍れまば速かに兵を罷めて和局を全うし又國家を惜まざれば請ふ先づ玉璋を殺して天下に謝せよ熟誠激する所措辭に暇なし書き終つて淚流れて言ふ所を知らず。（十日朝日）

第六混成旅長　馮玉璋　印

▲總統再南下の意　（北京特電十七日發）馮大總統は南方を討伐す可しと爲す北洋督軍等の主張と王士珍氏等極端なる和平解決論者の主張を折衷し又長江沿岸の武備を嚴にし南軍をして北上北伐の不可能なるを自覺せしめ出來得可くんば現に武漢に集中せる北軍の精銳を以て岳州の南軍に一矢を酬い然る後徐ろに南北講和に盡力せんとせしに江蘇督軍李純氏及び之と密接なる關係にある江西督軍陳光遠氏等が湖南討伐命令公布後著しく感情を害し或は病と稱して請暇し或は辭意を洩らすに至り北京政府との關係日に疎隔するの傾向あるを見少からず心を惱ましたる結果再び總統自ら京を出で先づ京漢線にて漢口に赴き王占元、曹錕、張敬堯諸氏と會見後楊子江を下り南昌及び南京を訪ひ陳光遠、李純諸氏と時局に關し意見を交換したる後津浦鐵道にて歸京の意嚮を夫れとなく側近者に漏らすに至れり但し南巡實行前正式に總統府會議及び國務會議に附し其同意を求むる筈なり。（十八日時事）

▲沙市恢復計畫　（北京特電十六日特派員發）沙市來電に曰く湖北省公安縣に駐劄せる南軍司令官唐克明氏は沙市恢復の目的を以て約一萬の兵士及土匪を招集し勢猖獗を極めつゝあるを以て沙市にては種々の謠言行はれ人心惶々たり又宜昌方面にては程天才氏の殘留兵の一部公安、東陽、藕州、巴東各地に駐屯せるを以て北軍は之に備ふる爲め東陽に一大隊藕州に一聯隊を對

時防止せしめつゝありと。

（漢口特電十七日特派員發）公安縣を根據とし活動せる唐克明氏一派に對し吳光新氏は十一日約一千の兵を出せり宜昌の南皇橋は十日南軍占領せしが如し

（十八日日）

▲北將の權限爭ひ　（北京特電十六日發）中央政府着電に據れば岳州攻擊總司令張敬堯氏は十七日漢口に到着せるが同日直隸督軍曹錕氏は武昌に於て軍事大會議を開き岳州攻擊の策戰を議したる後、各軍隊に對しそれ〳〵攻擊の命令を下せり別報に據れば曹錕氏は從來の湖北兵により守備せしめんとせるも湖北督軍王占元氏は之を拒絕せりと要するに武漢に於ける各司令官の權限爭ひは漸く無遠慮になり來れるものとして中央政府は之を憂慮し居れり。（十八日時事）

▲黎氏宜昌を占領す　（北京特電十七日特派員發）襄陽陷落後殘兵を率ゐて興山縣方面に向ひ四川に赴くべしと豫期されし黎天才は宜昌を攻擊し之を占領せりとの說盛んなり該方面よりの電報不通の爲め未だ詳報に接せざるも該地電報局最後の一電に據れば黎氏は入城せりとあり。（十八日日々）

▲李純との密計に基づく　（十六日北京特派員發）馮玉璋は十四日主和の通電を發せり李純との密計あるものにして時局に大影響を及ぼすべく之を機會に長江流域に大變化現るべしと豫期せらる馮總統再度出巡の說あるは該通電と關係あるべし。（十八日朝日）

▲馮氏態度曖昧　（漢口特電十六日特派員發）混成第十六旅團長馮玉祥氏は其一旅團を輸送船六隻に乘せ武穴附近迄來りしが其內一隻は觸礁せり氏は兵を武穴に上陸せしめて進まず又曹錕氏の命あるも之に應ぜず態度極めて不鮮明なり。

（北京特電十六日特派員發）中央に達したる電報に據れば混成第十六旅團長馮玉祥氏は依然武穴附近にて汽船五隻に兵士を分乘せる儘上陸を敢てせず一小部隊を揚げて附近の地勢を調査せしめつゝあり一方王占元氏に款を通じ或は曹錕氏の訓令を仰ぎ態度益々不鮮明にして進軍の模樣なし又過日偶通り驅りし招商局の商船六隻を抑留し軍隊の輸送を阻止し橫暴を極めつゝありと。

（北京特電十七日特派員發）武穴にある混成第十六旅團長馮玉祥氏は近來態度頗る曖昧を極め安徽督軍倪嗣沖氏を陷れ安徽督軍に代らんとする風說さへ傳へられたれば中央政府は昨夜總統府諮議中將張紹曾氏を武穴に急行せしめ馮氏の態度を調査の上或は馮氏を免職し張紹曾氏をして暫らく十六旅團を統率せしむるに至るべしと聞く張中將は步兵二百小銃三百彈丸三萬發を携帶し津浦線にて浦口に向へり。（十八日日々）

▲陝西に獨立軍起る　（北京特電十六日發）陝西督軍陳樹藩部下の騎隊長光景眞氏は此程同督軍に對し獨立を宣言すると共に土匪を煽動し所屬軍隊と力を戮せ長安を包圍せるが獨立軍は一方陳督軍は今回某々等日本商人より購入せる三千挺の騎兵銃及び彈藥が七十七箱に荷造せられ北京を經て西安に向け輸送中なるを知り陝西省臨潼附近に於て之を掠奪せんとし居れり陳督軍は右の武器が獨立軍の手に歸するに於ては形勢益々非なるを思ひ昨日中央政府に打電し至急援軍を派遣せんことを請求せり。（十八日時事）

▲時局或は急轉せむ　（北京特電十七日特派員發）新國會組織法及び國院議員選舉法の公布は湖南討伐令によりて憤慨を重ねし南方一派の敵愾心を一層挑發することとなるべし時局の和平解決を見ざる以上縱令本法の公布あるも完全に之を施行する事能はざるは當然にして而も徒に南方の怨恨を深くし時局をして益混沌たらしむべく北方政府としては得策と稱し難し馮總統は今や湖南一部の討伐のみならず南方一帶に對して宣戰を布告せるものと看做すを得べく時局或は急轉直下すべしとの說あり。（十九日日々）

▲馮玉祥和平論　馮玉祥武穴より二月十四日左の如く斷然討伐中止勸告の電報を大總統國務總理臨時參議院に發せり李純、陳光遠、王占元と打合せの上なること明かなり中央政府は之を慰撫するの方針を取ることゝなれりと民國創立後最無意義無條理なるは今回の南北戰爭なるべし兄弟鬩ぐに敵るも辱さゝず勝つも名譽とするに足らず感情に激はれ同胞を仇敵となす痛心の至なり玉祥北洋軍人なり元首の方針眞に主戰にあらば何ぞ命に從はざらんや元首は終始和平に志すこれ中外の認むる所討伐令は脅迫の結果なり大總統國務院臨時參議院全國有爲の諸公若し國家を念さゞれば速に兵を戢めて和議を全うせよ若し國家を惜まざれば請ふ先づ玉祥を殺せ云々。

（十九日朝日）

▲劉存厚降服す　（十七日重慶特派員發）劉存厚は熊克武以下の幹部宛四日附急電を以て降服決心を表示せり曰く

周圍の形勢に徴し督軍を辭職し此際南北何れにも附せず一切國事に與らず平民となりて靜かに鄉里に歸らん唯だ附する所の軍隊を一律に熊克武に讓り渡し直に之が實行を希望す速に一切の辦法を指示されたし云々。

而して劉存厚は北京政府に辭職を申出で一方には戰線の四川督軍に對して一月三日より一律に停戰すべき旨訓令せり之に對し熊克武は大要左の如き訓電を發せり。

貴下の心事を諒とし且つ贊成す目今國家多事の秋貴下の協力を待つもの多し凡そ一切の事は貴下と接衝したし請ふ速に重慶に來らん事を云々。

劉存厚の辭職、軍隊の引渡しの提議第三旅長の南方加擔ありたるにも拘らず南軍は一切攻擊行動を止めず各方面とも着々前進するは是れ劉存厚の今日迄屢々甘言を以て南軍を欺きたる實例あれば今日も亦事態確實に實現せざる限り討伐の手を緩めずといふにあり。（十九日朝日）

▲孫文北伐發途說　（十七日北京特派員發）廣東省李耀漢は北京政府に宛て孫文自ら中華討北軍大元帥と稱して廣東軍を率ゐ近く北伐の途に就かんとす依つて中央の訓令を待つと報告し來れり。（十九日朝日）

▲李純中央送金押收　（十九日北京特派員發）江蘇督軍李純は江蘇省より中央への送金二百四十萬元を押收し同金を特別の費用に充つる旨十九日整理せり。（二十日朝日）

▲陸榮廷と李純と通電　（十八日上海特派員發）陸榮廷は通電を發して李純の一月三十日の通電に贊成の意を示し

西南の目的は護法に在り非法の要求あるべからず中央は守法の責任あり非法の擧動あるべからず此度双方爭ふ處は約法の問題にて勢力競爭に非ず若も法に依りて解決せば初めより和戰を云ふべきなし速に停戰の時一も爲すなく時日を遲延し戰端を開き兵は甲を解かず民は鄉に安んぜず中央は宣戰を爲せり調停の人遠に困難に陷り戰禍相連らんとす之が爲め國家の土崩瓦解は當然なるべし故に此際李純の主張せる如く期間を定め停戰し合議にて條件を双方より提出し之を武力に訴へずば國難を免れ内訌を取消し得べし

云々と。

又江蘇督軍李純は長文の通電を發し

國務總理王士珍を除く各省長の電報に答ふるあり此頃陸徵祥曹汝霖等九名の内閣總長連名の電報に接したるが總理の署名なきを以て公電と見ず目下北方の同人等是非を混亂しつゝあり故に余は之に對して辭ぜんとするものなり余の前一日の通電に討伐令に接せる以前に在り此時調和を主張せる何等卑のいふべきなし假りに討伐令以後に在るとも身は國家より重く信賴せられつゝある者ゆゑ直言極めて諫むる國家に忠を致す事に關する又兩軍未だ接觸し能はざる時尚ほ戰平和の希望を爲す當然にて總理に非らず諸公は皆總長として國務に任ず元首を輔弼する責任あり余の說の執るべきは之を首肯し不可なし止々堂々として之を白ぐべきなり何ぞ余に對し紛々議論の要あらむや徒に余を威嚇する何の心なるや知らず余は一督軍のみ一省の安危は督軍の職責なり若し大局敗退の此極端に及びたるは中央の責任なり豈一省督軍の克く全局を敗退し得る處ならむ大局の救に至る諸公の責なり余は此時局に對し其憂ふる處を述べしのみ調和に關する一切の經過を示す文書は余の手許に在り一閱すべし其是非曲直正に國を擧げて嘗く知るべし責任の大義は明かにせざる可らず吾人國衆に對し自ら其興亡の責任を盡すを知るのみ云々。（二十日朝日）

▲王總理投出さん　（北京特電十九日特派員發）某外國公使館側の報道によれば王士珍は近日總理の位置を辭し徐世昌氏の紹介にて錢能訓氏を總理代理に推薦すべき譯定なりと十八日夜徐氏邸に開會さるべき晩餐會には重要人物招待され居れば或は此等と關係なきやとも思惟さる。

（北京特電十九日特派員發）亞東通信は曰く討伐令布告後王總理は快々として樂しまず幾度か辭意を仄めかしつゝ馮總統の慰撫により依然總理に留任せり王は最に李純と密電交換の嫌疑を買ひ又近く主和を唱へて中央の命に從はざる馮玉祥を斷然懲戒處分にせんと決せるなど馮總統との意見一致せず且主戰を固持せる各總長及び北方督軍とも最早融和の途なく今日辭表を提出せりと云ふも眞偽確ならず。

（北京特電十九日特派員發）　國務院側は王總理が辭職すべしとの說は根據あ

る事柄なるが十九日午前中迄には未だ辭表の提出を見ず且同日の國務院會議にも氏の出席を見たりと傳ふ。（二十日日日）

▲倪氏安慶に移駐　（上海特電十九日特派員發）倪嗣沖氏は安慶に移駐するに決し其部下官吏竝に既に十八日浦口經由安慶に向へりといふ。（二十日日々）

▲國家統一の途は分權に在り　（上海特電十九日特派員發）雲南督軍唐繼堯氏は通電して曰く

民國成立以來六年其間三度亂れたり南北新舊黨派の意見合はず爲に政治上の亂を生ずる媒となりしも是皆助因に過ぎず其主因は實に當局者の錯誤に依るなり何となれば辛亥革命の場合全國諸公深く統一の必要を感ひ統一を保持せん爲め中央集權に變調し主權を勵行せるより機活常に武力に係り此に於て北洋系を政治中樞とし國家を統一するの說を生ぜり是理論に於て寧に理由なきにあらずと雖も其是非に就きては自ら之が結果に待たざる可らず夫れ地大に物廣きの國家を以て能く絕對的武力主權を實行し得へきや否や是實に至難の事なり假に是をなし能ふとして寧世凱數十年の經營を以て始ど是をなし得たるに假たりしも遂に遠憲日に重り重れる心を生じ遂に帝政の禍を生じたり今又段祺瑞擊に敗ひ力足らず強ひて模倣的督軍團を使嗾し國會を苦め復辟に藉りて統統を追ひ出し四川湖南浙江廣東の壓擾を挑發し私の黨派の人を移植し敢然として軌道を踏むをなさず而も遂に遲くするを得ずして退けり此故に政治中心の說を我國に用ゐて其場へ得ざるを知らしめたるなり夫れ國家の統一を持する道は集權にあらず武力にあらず孫總先生の所謂政治道德の徹底にありて共に之に依りて敗き侵すなく侵して凌ぐなく各相當範圍内にて自ら發育を計り政治上の對抗力を養ひ之に依り互に切磋琢磨國家の進步を促す即ち分權の尊ぶべきなり故に分權を許し分權より統一を生ぜしめ統一より進び育てゝ害せず相俟つて成功を得べきなり願はくば北軍系の諸君子時局を洞察し深く禍の源を拋棄して國家の統一を計らば目前の紛糾立ろに解け治安を計り得べきなり。（二十日日日）

▲宜昌陷落の辨明　（北京特電十九日特派員發）吳光新氏は荊州より電報を發し宜昌陷落の原因は王占元氏の援兵一箇月に至るも來らず兵器彈藥食糧の缺乏甚しく加ふるに防禦區域廣大にして到底敵天才の大軍を支ふるに足らず去十日夜遂に陷落の止むなきに至れる旨を詳述し且正に懲罰を受くべしと而して宜昌急に陷落せば武漢の地は殆危殆に瀕すべきを以て曹錕氏は第十三師團長吳佩孚、第十三混成旅團長李炳之、第廿一混成旅團長孫傳氏等を以て宜昌攻擊第一軍を組織し十日以内に宜昌を恢復すべしと中央に電請し中央は直に之を許可せり。（二十日日々）

▲潼關土匪に占領さる　（漢口特電十五日發延着）陝西河南の境にある潼關は土匪に占領せられたり。（二十日時事）

▲彈藥を山東軍に交附　（青島特電十九日發）張督軍の派遣せる駐軍當官は德國兵工廠にて受取れる小銃彈三十萬、機關銃彈十五萬、モーゼル短銃彈一萬、地雷用作藥二十箱を徐州に輸送し同地駐在の山東軍に交附せり。（二十日時事）

▲輸入武器の掠奪說　（北京特電十八日發）既電の如く陝西督軍陳樹藩に對し獨立を宣言せる光景翼の軍隊は陳督軍が此程日本の某々商人より購入せる武器の中既に發送せる騎兵銃三千挺及び彈藥其他掠奪の目的を以て隨意を占領し其輸送し來たるを待ち居れり陳督軍は右武器彈藥の第二回輸送方は讓め北京天津地方に於て新兵を募集し之れに携帶せしめて長安に赴かしめんとし既に其準備に着手せり支那政府が泰平公司より購入せる武器彈藥は秦皇島に陸揚げされ京奉鐵道を經て北京に向け續々輸送中なるが武器彈藥拂底の折柄北方督軍中之れが分配に與らん事を希望する尚少からず遂に最近奉天督軍の兵は秦皇島に陸揚されたる武器を掠奪せんとせる等の騷言さへ生ずるに至れるが中央政府に於ては豫定の如く陳軍部直轄の軍隊を新設し主として之れに配布する筈にて取敢ず北京郊外南苑の陸軍倉庫に運搬し居れり。（二十日時事）

▲南北妥協を樂觀す　（北京特電十八日發）馮大總統の時局に關する意見として傳ふ可き筈より傳へらるゝ處に據れば最近馮玉祥は武穴に於て中央の討伐令に反對し和平解決を强要せるが中央の命令行はれざるの點より馮大總統は多少憂慮の色ありしも南北妥協の大局に就ては頗る樂觀し今や南北の間に曙まれるは一湖南問題あるのみ之れとても機を見て現に馮大總統と意志

統運せる譚延闓（在上海）を湖南督軍に復し該委任の廣西軍を湖南より撤退せしむれば、事落着す可し其他の各地方は一律南北對時前の狀態なる可く要するに南北和議の成立近きにありと意中を語れりと。（二十日時事）

▲馮玉祥中立宣言　（漢口特電十八日發）馮玉祥氏の武穴に上陸せしめし兵は約三千にして十三日中立を宣言せしが如し十四日曹錕氏より使を送りしが十六日馮氏は曹氏に對し多謝の一言を打電せしのみ目下彼れの態度は專ら南方と戰ふを避くるにあるが如し運送船は總て之を返せり。（二十日時事）

▲商務總會停戰運動　（漢口特電十五日發廷着）湖北、江西、江蘇の商務總會は連名電報を政府に送り南北戰爭の中止を乞ひ若し中止せられずして三省大亂とならば責任は政府にありと云へり。（二十日時事）

▲總統三督軍を慰撫す　（北京特電十八日發）長江沿岸に於ける形勢大に不穩の傾向あるに鑑み馮大總統は取敢ず陳光遠に對しては特使を派遣して慰撫する所あり漸く其歸意を飜さしめ李純に對しては昨日附を以て北方軍人たるも其主戰論者たると平和論者たるを問はず今日國家多事の際協同一致せざる可からず南京は殊に重要地點たり輕々しく外巷の謠言に誤られず大局を思ひ愼重を旨とす勿れ云々と。（二十日時事）

▲黎天才宜昌占領　（十八日北京特派員發）昨日政府着電に宜昌は七日黎天才の軍に占領されたりと尚該報が延着せるは電信不通なりし爲めなりと。（二十日朝日）

▲熊克武成都行事情　（十七日重慶特派發）熊克武氏は訪問の某氏に語りて曰く『予が成都行を決するに至りし初めは舊臘中旬唐繼堯氏より内密の交渉に始まり當時予は未だ國氏の大政策の眞相を明かにせず且屢友人の好を以て言を構して勸告せる劉存厚に對しても直に成都に進り事を紛糾せしむるは慮て四川の治安維持を以て自任せる自分の希望と相容れず且世人の誤解を招くものと認め敢て應ぜざりしも其後電報を交換し一方軍閥氏の說をも聽き又四川の現狀よりして此際四圍政策の目的の爲めに自ら多少の犧牲的地位に立つは寧ろ袍澤の義務なりと想到せる結果意成都行を決定せる次第にして之に就ては多少の非難も誤解も懸々あるべけれど暫らく予の若爲を諒とされ度く但し予が成都行は戰はんが爲めなれば予の方策にして成らば劉存厚軍亦靜かに引退し得べく雲貴軍も亦現占領地より撤退して武漢に向け兵し謂て四川は平和に時局を解決し四川人の四川を實現すべしと確信す云々』と。尚熊克武出發後は重慶鎭守使には何人を推薦すべきや尚未定なり。（二十日朝日）

▲段氏の暗殺陰謀　（北京特電十八日發）段祺瑞反對の陰謀團は此程北京に入込み段氏を暗殺せんとせしも其陰謀發覺し支那人數名は直に支那官憲に捕縛せられ某國人數名も同犯の嫌疑を以て某國官憲の手にて逮捕の上本日在天津の某國領事館に護送せられたり。（二十日時事）

▲國會召集準備着手　（北京特電十八日發）十八日附大總統令を以て國會召集準備に關し左の如く公布せり。（二十日時事）

國會組織法及び兩院議員選擧法は等しく修正を得て之を公布せり右に就き有ゆる選擧事務は内務部に命じて國會籌備事務局を以て法さしての手續により迅速に執行し本大總統立法を尊重するの意に遵はしむ。

▲總統改選準備運動　（北京特電十八日發）既電の如く政府は修正國會組織法公布に就き新國會召集の命令公布の暫なるが之と同時に本年七月擧行さる可き大總統改選に漸く實際問題として中央政界の表面に現はれんとしつゝしつゝあり南北妥協問題と共に各派の策士は此新なる政爭に奔走を開始せるが右に就き總統府側は勿論馮總理は其再選を希望し馮自身も自己の地位を保たんが爲めには有らゆる犧牲を拂ふを辭せざるもの、如くなるが一方北洋派は徐世昌を起して正式大總統に選出し副總統としては學良を北京に招き依つて以て南北の一致を實現せしめんとの希望を有し北洋派中徐樹錚、靳雲鵬曲同壹等の一派は徐世昌の辭退を見越して段祺瑞を大總統に當選せしめんとしつゝあり。（二十日時事）

▲王士珍氏樂觀す　（上海特電廿日發）北京來電に曰く王士珍氏辭職說又盛なれど氏は十八日語りて曰く臨時參議院修正の國會組織選擧兩法の公布ありしも和を謀するに妨げなく近く條件を提出す可しとて頗る樂觀を懷き居れり又王氏は未だ辭表を提出し居らずと云ふ。（二十一日時事）

▲前衛軍衝突　（十九日漢口特派員發）蒲圻方面に於て北軍の前衛たる第七旅及直隸第一混成旅の一部が南軍の前衛司令官章榮昌の引率せる廣西軍と衝突し北軍少しく退却せりとの報十八日張敬堯の許に達するや張は直に曹錕と軍事會議を開き即日王勝軍少將及參謀副官を戰地に派遣し實情を視察せしめ其の報告如何に依りて張敬堯も直に出發の筈なりしが十九日午後出發蒲圻方面に向へり衝兵一個聯隊を引率せりと。（二十三日、朝日）

▲總理の辭意固し　（北京特電二十日發）王國務總理が辭意を漏らせるに對し馮大總統は之を慰撫し余昨年大總統の職を代行して以來國事に關する苦心は決して喜怒二公に讓らず今國家危急存亡の秋に方り卿敢て總理の職を辭し余をして益々窮地に陷れんとするかと極力辭意を飜さしめんとせるも王氏の辭意頗る固く遂に農商總長田文烈氏を後任として推薦するに至れるを以て馮總統は昨日親しく田氏を其邸に訪ひ意見を叩きたるに田氏は總理に就職を肯んぜず勞々王總理も正式に辭表を提出するに至りず右は表面に現はれたる事實なれども王氏が田氏を後任として推薦せる魂膽は最近に至り段派の政權に關する野心漸く顯著ならんとするを見、偖こそ徐世昌氏及び段祺瑞氏とも睦き田氏に總理の地位を讓り其の責任を田氏を通じて間接に反對派に轉嫁せんとする苦肉の策なりと觀測さる。（二十一日、時事）

▲龍濟光氏討伐軍　（北京特電十九日特派員發）十八日發廣東來電に據れば龍濟光氏討伐軍は第一司令沈鴻英氏の部下十二大隊、桂平鎭守使劉兩宇氏の六大隊、第二司令林虎氏の部下十三大隊、第三司令劉士毅氏の十五大隊第四司令魏邦屏氏の四大隊、第五司令劉某の八大隊より成り大々的討伐を行ふ筈なりと。

（北京特電十九日特派員發）十八日廣東來電に據れば龍濟光氏討伐軍第二平司令林虎氏、同第三軍司令魏邦屏氏は陽江附近にて龍軍を擊破し電白縣を占領し爲めに龍軍は陽江方面に退却したるも一方欽廉鎭守使沈鴻英氏の高州方面に於ける戰ひ龍軍に破られ兩軍は一勝一敗の狀態なり。（二十一日、日日）

▲馮玉祥氏討伐令　（北京特電十八日特派員發）馮總統は十八日北軍主戰派首領の意思に從ひ混成第十六旅團長馮玉祥氏官職褫奪命令を發するに決し同時に密電を以て安徽督軍倪嗣沖氏に馮玉祥氏討伐を命令せり。

（漢口特電十九日特派員發）安徽督軍倪嗣沖氏は十七日政府に打電して混成十六師團長馮玉祥氏の行動を批難し自ら兵を率ゐて其鎭壓を圖はん事を求めたるが馮總統は該電報を手許に留め置けりと。（二十一日、日日）

▲陳樹藩省長兼任辭職　（十九日北京特派員發）陝西督軍陳樹藩は十八日陝西省長の兼任を辭し來れり陳は既に關中に逃亡せりとの說あれども後報なし。（二十一日、朝日）

▲唐繼堯氏の野望　（北京特電十八日特派員發）重慶來電に據れば雲南軍總司令唐繼堯氏は熊克武氏を派遣して劉存厚氏を攻擊する計畫を立て將來自ら川滇黔聯合總司令たるべき基礎を築き置き四川省內戰鎭の暫めを劉、熊兩將軍に歸し四川省をも自己のものとなさんとする野望を有せりと。

（二十一日、日々）

▲梁士詒氏晉京　（北京特電十九日特派員發）香港來電に據れば梁士詒氏は中央の電請により上京を諾し廿一日香港發廿八日着京すべしと。

（二十一日、日々）

▲王總理無期請暇　（北京特電廿日特派員發）王總理は廿日午前病身にして總理の任に堪へずとて無限請暇を請ひ馮總統の許可を得たり內務總長錢能訓氏總理代理たるべし。

（北京特電廿日特派員發）王總理は後繼者を得次第辭職すべきことは既報の如くなるが愈內務總長錢能訓氏の同意を得たるを以て廿日朝馮、王、錢、田四氏會議の結果無期請暇の名目を以て辭職を許可し錢能訓氏を總理代理に任命したり。（二十一日、日々）

▲王督軍辭任　（漢口特電十九日特派員發）湖北督軍王占元氏は十七日政府に打電して曰く湖北人民は一致して湖北に戰爭なからん事を請ふ而も北軍は將に湖北に集中し予の位置益困難なりよつて辭職を請ふと。

（二十一日、日々）

▲中央部內の平和論　（北京特電十九日發）討伐令公布以來李純、陳光遠等長江沿岸督軍の中間勢力の牢として拔く可からざるを知るに及び中央政府部內に於ける平和論漸く優勢ならんとする形勢ありたる折柄武穴に於ては

馮玉祥氏敢然第十六旅團を提げ討伐令に反對し將に叛旗を飜さんとの態度を示し北洋派の中堅たる倪嗣沖氏と聲び立つに至れるに鑑て加へて昨日は宜昌の守將吳光新氏は彈藥缺乏援軍の來らざること等を理由として開城せる結果岡地の黎天才氏等は獨立を取消せり等の情報あり馮大總統の眞意は和平解決に在れども討伐令公布以來騎虎の勢止むなく手を束ねて李純氏等の時局中斷を俟つの外なく憂慮に堪へたるが終始一貫極端なる平和論を主張せる王國務總理は馮大總統の意へ切らざる態度に氣を腐らかし本日再び馮總統に辭意を漏らすに至れり。（二十一日、時事）

▲日英佛斡旋說　（上海特電二十日發）日、英、佛の三國は支那各方面の和戰に關する意見を非公式に聞き糺し居れりとの風說あり。（二十一日、時事）

▲曹錕軍費を請求　（漢口特電二十日發）曹錕は直隸に殘れる第四、第五混成旅團にも南下を命ぜり彼は六十萬の軍費を中央に求め又陳光遠の辭職を許さゝるやう勸告せりと尙ほ湖北人民に對しては石星川は惜しき人物なれば保護の方法を講ず可しと云へり。（二十二日、時事）

▲又復暗殺團捕縛　（二十日北京特派員發）北京の要路者を暗殺するの目的にて聯合總司令譚浩明、湖南軍總司令程潛等の派遣せる暗殺團三名は又々北京に於て捕縛されたり彼等は爆裂彈及譚浩明等の書簡を所持し居たりと猶同類多數入り込める見込にて警察總長は大搜索を開始するに決したり。（二十二日、朝日）

▲內務總長總理代理　（北京特電廿日發）王國務總理の辭意は頗る固き爲め本日總統府會議及國務會議の結果表面上病氣の故を以て無期休暇を與ふる事とし內務總長錢能訓氏をして臨時に國務總理を代理せしむる事に決定せり。（二十二日、時事）

▲王總理に休暇を與ふ　（北京特電廿一日發）讀報の如く二十日附大總統令を以て王國務總理に休暇を與ふべき旨を公表して曰く王國務總理病氣の故を以て辭職を乞ひたるも國家多事の際故許さず只休暇を與へて療養せしむ國務總理の事務は內務總長錢能訓をして兼行代理せしむと。（二十二日、時事）

▲內閣變動の魂膽　（上海特電二十一日發）王總理辭して錢能訓氏國務總理となり其後更に閣員の變動を見る可く觀測せらる一說に徐世昌、段祺瑞氏等祕密に聯合して機關を設けあり王士珍を倒せる後進んで馮國璋を倒すな決議しありと又一說には馮國璋は既に屈伏し反對せざるを表示し一兩日內に復辟を行ふ可し等其の他種々の風說あり。（二十二日、時事）

▲南北兩軍の形勢　（北京特電二十日發）吳光新氏の率ゆる北軍は宜昌より沙市に退却せるが四方宜昌を占領せる黎天才氏等の獨立軍が追擊の形勢を示せる外は北方公安には王安瀾氏の率ゆる獨立軍あり南方公安には二千の南軍あり三方より包圍せられつゝあり最近吳光新氏より中央政府に宛たる報告に依れば近く漢口より到着す可き援隊は砲十八門を以て當分沙市方面を守備し吳光新氏直屬の二十師團は砲二十門を以て對岸の南軍を追ひ公安を經て常德方面に進擊し武昌の北軍は岳州攻擊開始と同時に前記第二十師團の兵を以て北方荊門を突く豫定なりとあれども沙市の陷落は單に時日の問題として悲憶せられつゝあり。（二十二日、時事）

▲新總理就任挨拶　（北京特電廿一日特派員發）新任國務總理代理錢能訓氏は廿一日午前九時半國務院に於て就任式を施行し各部總長を集めて左の訓示を爲せり。

予の總理代理就任は正式總理を得るまでの短期間に過ぎず予は元來政治の智識乏しく經驗亦尠きも國事多端の際至誠を以て政務の進行を圖らんとす宜しく諸公の援助を希望すと。（二十二日、日々）

▲政界漸次險惡　（二十日北京特派員發）總理王士珍の勇退に依つて內閣動搖すべきや否やに就き某消息通は曰く今迄の所にては其徵候を見るを得ざるも時局は北京政府に執つて一層警戒すべき狀態にあり今後閣員の動搖も或は免れ難からんか王總理の勇退は南方派に失望を與へたり總理代理錢能訓は徐世昌の乾分にして主戰派に宜しきを以て適當なるべし然れども政界の前途は暗澹として觀測を許さず唯漸次險惡を加へ來れるを認めざるを得ずと。（二十二日、朝日）

▲出澁りし張懷芝　（二十日濟南特派員發）山東督軍攻丘第二路司令張懷芝は山東省內に蜂起せる匪氣尙猖獗を極め後圖の憂ひあると長江一帶の形

動意變を告げ江西督軍陳光遠との意思の疏通を缺き出兵を躊躇しつゝありしが馮總統並に第一路司令曹錕の督促急なるを以て張懐芝は十九日南下の命を下したれば一兩日内に出發を見るべし督軍代理は第五師師長張樹元を以て之に任じたれと同時に贛南に戒嚴令を布くべしと。（二十二日、朝日）

▲總統令公布　（二十日北京特派員發）二十日發布の總統令に曰く署國務總理王士珍資病遞任に堪へ難きを認べ辭職を懇請す時局艱危に際し署總理の繼望は特頼る所たり因つて先づ休暇を與へて辭職を請ふ所に副はしむと同時に錢能訓に對し「内務總長錢能訓を兼代理國務總理に特命す」との大總統令出でたり。（二十二日、朝日）

▲捕縛されたる三邦人　（二十日天津特派員發）某支那人の依頼を受け段祺瑞を暗殺せんとしたる邦人松下七郎、夏馬彌助、古川壯一郎の三名は北京より當地に護送し來りたるが近々内地へ護送の筈犯人は何れも滿洲方面より來れるものなり最近天津朱家寶の宅に祕密會議を開きたりとの説傳はり居るも右は全く訛傳にして何等政治上の會合を爲したる事實なし。（二十二日、朝日）

▲錢能訓氏任命　（北京特電廿日特派員發）大總統命令に曰く王國務總理は資病重任に堪へ難きを懇陳し辭職を照請せり現在國事多難の際老成政事に熟達ぜる該總理の病狀を察して應に先づ休暇を與へ心を安んじて調理せしむべし請ふ所の辭職は固辭の必要なしと。（北京特電廿日特派員發）王總理の請暇を許可し錢能訓氏を内務總長兼國務總理署理に任命せる旨の總統命令出でたり。（二十二日、日々）

▲總攻撃は十三日　（上海特電二十一日發）重慶よりの來電に曰く雲南貴州、四川聯合軍は劉存厚の軍隊を資州にて總攻撃を十三日より開始し近日解決す可しと尚ほ唐繼堯は熊克武に打電して兵一箇師團を關中に送り北伐せんことを求め調停明、莫榮新、劉顯世、李烈鈞も亦連名にて此事を熊克武に速かに實行せんことを求めたりと云ふ。（二十二日、時事）

▲田文烈氏辭退　（北京特電廿日特派員發）王國務總理は辭職を決心せる爲馮總統は十九日自ら自動車を驅つて農商總長田文烈氏を訪問し後繼内閣引受の件に就き密談する所ありしが田氏は一應其任にあらずと辭退せり王總理は後繼者を得次第正式に辭表を提出すべし。（二十二日、日々）

▲段氏自ら出動　（廣東特電廿一日特派員發）廣東に於て傳へらるゝ所に據れば段祺瑞氏は自ら兵を率ゐて南下し軍隊を指揮すべく既に其旨龍濟光氏に對し打電し來りたりと。（二十二日、日日）

▲馮玉祥氏自主　（上海特電廿一日特派員發）馮玉祥氏は昨日武穴にて自主を宣言せりと。（二十二日、日日）

▲新陰謀團發覺　（北京特電廿日特派員發）既電段祺瑞、段芝貴兩氏暗殺の陰謀に關しては日支兩國當局者絶對に祕密に付し居れるが陰謀に關聯せる痛痒爆彈等證據として押收されたり然るに十六日又復右と別個の大陰謀發覺し四石牌樓福寶齋油店にて爆彈四箇及祕密書類多數を發見し主謀者郭巍君、陳卿、孫寶廷の三名は直に逮捕されたるが彼等は南軍司令譚浩明及程潛氏等の密令を奉じ支那政界の主要人物を殺さんとしたるものなり此他北京には幾多の陰謀團入込める模様にて當局にては十九日市内の治安維持に就き警察總會議を開き警戒に努めつゝあり。（二十二日、日日）

▲張敬堯の野心　山東督軍張懐芝は遂に出兵を見合せ曹錕も未だ南方討伐の部署を定めざるが張敬堯のみは湖南督軍たるの野心を懐くに至れる爲め二月十九日夜急に討伐部署を定め右翼直隷軍左翼第七師中央第三師之に當ることゝなれりと漢口新聞に報ぜらるる又倪嗣沖は十九日夜兵二營を浦口に派し廿日安慶に進撃せしむ是れ蓋らく李純、陳光遠等の聯繫運動の策なるべし（某所着電、二十三日、朝日）

▲曹張岳州進撃　（二十一日北京特派員發）曹錕、張敬堯は二十一日連名にて張懐芝の南下を待たず岳州方面に進撃に向ふべしと通告し來れり。（二十三日、朝日）

▲馮總統の心事と畫策　（北京特電二十一日發）王士珍氏が總理辭任の意を漏らし居るを機とし總統府側は討伐命令公布以來時局をして益々紛糾せしめたる其責任を幾分段派に轉嫁の目的を以て初め徐世昌、段祺瑞一派とも相善き錢商總長田文烈氏をして國務總理を代理せしめんとせるも田氏が固

辭して動かざりしを以て同じく徐、段派と連絡ある內務總長錢能訓氏を推し馮氏は既に錢氏を拜み倒して現に代理總理に任命するに至りし次第なるが現に最高行政權は國務院を去り事實に於て總統政治に在るの際、國務總理の更迭の如き何等政局の轉換を齎さず而して果敢なる馮總統は此際自から起つて時局拾收を敢てするを憚からざる立場に在り卽ち馮總統は長江沿岸の風雲急なるの時に當り一日も早く對南妥協を希望し居れども如何せん討伐命令公布以來の行掛り上自ら對南妥協を提唱する事を得ず　勞ゝ李純氏等長江沿岸督軍の政局の縱斷を恩ふの情切なり。（二十三日、時事）

▲章行嚴來滬せん　（二十二日上海特派員發）章行嚴は二十日馮國璋と會見二十一日朝北京發汽車にて當地に向へり是れ岑春煊と會見の爲なり。

（二十三日、朝日）

▲江西に戒嚴令　（北京特電廿一日特派員發）江西督軍陳光遠氏は十八日全省に戒嚴令を布き各省に通電せり。（二十三日、日日）

▲熊克武推擧打電　（二十一日重慶特派員發）第一師長周道剛、第三師長鍾體道、第一旅長劉湘、第二旅長陳能芳、第三旅長舒榮街、第四旅長陳洪範、第五旅長吳玉、第六旅長張騰霄、第二混成旅長汪可植等は十八日資州より急電を以て次の如き勸進表を重慶熊克武に送り來れり。

今次我四川軍の宣布する所のものは法を賴り民を助くるものにして今吾等貴下を推戴して以て軍政を指示せられんことを冀ふ是れ實に吾等の誠心の意に出で氏も懇念なし請ふ卽日就職を宣布し以て軍政を維持し全局を定め且大局調劑をも促進せられんこと是れ新る貴下の派遣せられたる田參謀長來着を待ち善後策を協議すべし茲に擧しく一切の指令を待つ云々。

（二十三日、朝日）

▲來るべき大政變　（北京特電廿一日特派員發）王揖唐の辭職に依つて政界に多少の動搖を來せるが某外國公使館側に傳へらるゝ風說に據れば近き將來に於て馮總統の南方巡閱事實となりて現はるゝか然らざれば總統の辭職を見るに至るべし何れにしても大總統の地位に變動を來すべく然る上は段祺瑞氏は現在の參議院議員全部を召集し後任大總統の選定其他に就き協議すべく其概要は　先づ徐世昌氏を大總統に選擧し段祺瑞氏自ら副總統兼參謀總長に當り目下北上の途にある梁士詒氏を國務總理兼財政總長に段芝貴氏を湖南督軍に任じ以て純北洋一派の政府を樹立するにあるもの、如し馮總統の南下は必す歸北せざるべきを豫想するものにして寧ろ段派の壓迫に依るものと見るを得べし斯くて大財閥の隨一りし梁士詒氏は某米國資本家及南方の大富豪二名を伴ひ來るべく將來總令內閣組織の任に當らざる迄も支那財界の鎭綸を握るべきは明白なり錢能訓氏の國務總理辨理の如き國より一場の無言劇に過ぎざれば王士珍氏の辭職に依つて一段落を告げたる政界の曉鐘は必すより以上訓目に價するものあらんと。（二十三日、日日）

▲錢總理代理執務　（北京特電廿二日特派員發）總理代理錢能訓氏は本日就任を披露し直ちに國務を辦理せしも元來軍人出身にあらざるを以て參謀辦公處の事務に通ぜず之を王士珍氏に賴りしに王氏は自ら軍務を擔任すべく答へたり。（二十三日、日日）

▲馮玉祥氏屬物扱ひ　（北京特電廿一日特派員發）馮玉祥氏歸京命令は王總理の反對ある爲め暫らく發表を延期することとせり其理由は馮氏にして若し自棄自暴の態度に出で獨立を宣言せば時局を一層混亂せしむる虞ある爲なり　唯王總理の辭職に依りて今後の形勢如何に變化するやは測られず。

（二十三日、日日）

▲南軍司令の底意　（北京特電廿一日特派員發）南軍司令譚浩明氏一派は表面北軍にして湖南より退却し誠意を以て交渉すれば南方赤岳州其他の南軍を撤退すべしと唱へ居れるも實は江西省境鄱陽其他に軍隊を動員し警備に怠りなく戰備完成の曉には湘土盡來北軍を衝かんとの腹裏の軍略を語り居れりと。（二十三日、日日）

▲王氏の辭職に憤る　（上海特電廿二日發）王士珍氏辭職の結果上海各方面憤慨し之を以て段祺瑞派の脅迫に出でたるものなりとし解決を益々困難ならしめたりとなし居れり岑春煊氏も調停の責任を放棄せんとし譚延闓氏も政局紛糾により湖南に歸るを止めんとするの說あり彼は日本に赴く可しと。

（二十三日、時事）

▲熊劉兩氏の提携　（重慶特電廿二日特派員發）熊克武氏は廿一日夜劉存厚氏との交渉纏り二個大隊を率ゐて巡察に向ひたるが夫より資州に出で

第一第三兩師團と合し然る後成都に入るべし　一方劉存厚氏は熊克武氏の入城を拒まず　劉氏協力して善後策を講ずるに至るべく今後の問題は劉存厚氏が南方軍として陝西討伐に向ふや否やの點にあり　而して熊克武氏が督軍たらば省長張澜氏は辭職すべし。（二十四日、日日）

▲陝西軍西安占領　（上海特電廿三日特派員發）陝西省の義軍は既に完全に西安を占領し胡景翼郭堅の兩司令官は十七日西安に入城したるが陝西督軍陳樹藩氏は行方不明なり。（二十四日、日日）

▲政權總統府に移る　（北京特電二十二日發）王國務總理は病と稱して請暇を許され　錢內務總長は代理總理として既に昨日より國務會議に出席せるが王士珍氏は馮大總統の懇請に依り總統府軍事會議には依然出席することゝ承諾せり其結果軍務に就いては王士珍氏、其他一般政務は錢能訓氏之を分擔し馮大總統は事實上最高行政長官として有らゆる政務を總攬する事となり茲に政權は全然總統府に移り國務院は唯だ有名無實の一機關たるに至れり。（二十四日時事）

▲山東軍の輸送　（北京特電廿二日特派員發）九江來電に曰く山東第一師團長鹿鍾麟氏は　開船順利、準泰の二隻に下士卒千六百名、山砲四門、小銃七百挺、彈五七十萬發を搭載し十八日九江着鐵路南昌に輸送せり。（二十四日、日日）

▲漢口の安全を保證　（漢口特電二十二日發）十九日曹錕は鎮守使交涉員知事警察長等と商務總會事務所に至り會員を集め決して漢口を兵火に罹らしむることゝ無ければ安心せよと說明せり。（二十四日、時事）

▲中央和を捨てず　（上海特電廿二日發）馮國璋氏は李純氏に宛て中央は決して絕對に和を捨てしにあらず只局部討伐命令あり此時轉換の法は只諱延間の湖南に赴くに依り湖北通過の際曹錕、張敬堯と面のあたり協議の調ふを待つの外なしと打電せりといふ。（二十三日、時事）

▲張懷芝出征無期延期　（二十三日濟南特派員發）山東督軍張懷芝氏は既に南征の動員令を下し諸種の準備を整へ今にも出發するばかりとなれるに二十二日不意に又も無期延期となれり　蓋は省內の形勢益々不穩に陷れると且守和派の極力引止運動効を奏したるに依る　同督軍の眞意は依然望の態度を持し寧ろ南北の妥協破壞を圖り機會を見て調停に盡力すべしと稱しつゝあり。（二十五日、朝日）

▲北京政府外患を慮る　（二十四日北京特派員發）北京政府は今や北邊防備の大問題に逢着し內爭を第二として外敵に當らざるを得ざるに至れり分裂せる北洋派は一致し馮總統は自ら政務を見段祺瑞は參戰督辦として專ら軍事に執掌し外敵に當らんとすと傳へらる　彼等は頻くて南北妥協に誠意を表し國內の紛爭解決に努力すべし　南北の時局は漸く平和に向つて展開せんとするが如し。（二十五日、朝日）

▲山東地方戒嚴　（二十三日濟南特派員發）二十二日當地並に芝罘及山東鐵道膠濟線沿線に戒嚴令を宣布し　馬濟南鎮守使及朱芝罘鎮守使を戒嚴總司令官に任せり。（二十五日、朝日）

▲熊希齡總理承諾　（二十三日北京特派員發）王芝祥、楊士琦共に總理を肯ぜず　錢能訓亦遠かに代理總理の職を解かん事を要求するより馮總統は熊希齡に交涉せるが熊希齡は既報の條件にて　入閣を承諾せり二十三日午後二時より總統府會議を開き段祺瑞も列席して討議中なりと。（二十五日、朝日）

▲貴軍成都入城　（二十四日重慶特派員發）袁督錄麾下の貴州軍は二十四日午前成都に入城せりとの確報に接す。（二十五日、朝日）

▲劉熊に單獨講和申込　（二十三日北京特派員發）劉存厚は單獨講和を熊克武に申込み十六日劉督軍が省長張澜、師長劉湘以下十八名の連名を以て熊克武に宛てたる電報二十日重慶に着せり其要旨は左の如し。

省內內爭に熱中して大局の和平を遲らさゝりし罪を謝し中央政府が時局に對し因循姑息の手段を弄して益々時局を紛糾せしむるを罵り四川は最早兵戰に堪へ難し茲に西南各省と一致の行動を見るべしと宣言し約法を擁護し國權を維持し四川を戰亂より救ひ時局の和平を促進せしむることを誓ひ依つて熊克武の速かに四川の軍政を總攬し各方面に亙り戰鬪を熄むるに盡力せん事を望む云々。（二十五日、朝日）

▲滇軍出動　（奉天特電廿三日特派員發）滇奉天督軍は步兵一大隊騎砲工一大隊に出動を命じ第百七聯隊長蔡孚本氏を指揮官とし廿二日夜發京奉線

期列車を徴發し秦皇島に急行せしめたり之が爲め奉天驛にては乘車券の發賣を禁止し一般乘客は大恐慌を來したるが派兵の目的は武器受領の爲なりと。（二十五日、日日）

▲聯合軍漢州占領（上海特電廿四日特派員發）今や馮玉祥、馬聯甲兩氏聯合して倪嗣冲氏に反對しつゝある事は確に疑ひなきが如し尙雲南荊州四川の聯合軍は漢州を占領せりと。（二十五日、日日）

▲湖南討伐延期（北京特電廿三日特派員發）山東督軍張懷芝氏は湖南討伐を無期延期となし廿一日濟南及芝罘戒嚴令を布き其旨中央政府に報告せり。（二十五日、日日）

▲虛君共和の聲（北京特電廿三日特派員發）近來巷間盛んに復辟說を傳ふるものあり其主唱者は徐世昌氏なるが如く氏の意見は今や政界紛亂を極め果して何れの點に歸着すべきや豫測すべからざるを以て此際淸朝を復し差當り宣統帝を擁立して虛君共和なる新制度を斷行すべしと云ふにあり徐氏は目下段祺瑞氏を味方に引入るべく勸誘中にて段氏承諾の上は各督軍既得使として各地方に同氏を派遣すべく此計畫は昨今頻りに進行されつゝありと馮總統は該陰謀を知らざるにあらざるも表面之と爭ふ事なく陸榮廷、譚浩明兩氏に密電を送り「北方は和を好まず南北戰を好まざる今日大勢は共和に患なる余の辭職を餘儀なくするに至るべし」とて暗に復辟再燃の意を漏らし居れりと。（二十五日、日日）

▲總統府會議（二十四日北京特派員發）二十三日の總統府會議は內閣改造國防問題及び湖北省より請願せる漢口に於ける秩序の維持を日本其他の外力に依賴せざる件等重要會議あり內閣改造問題は段祺瑞徐世昌の推薦したる楊士琦依然呼び聲高く而して楊の來京を促すに決せるが如しと熊希齡の主張を容れて彼を迎ふるは時局尙許さざるが如し國防問題は祕せられて未詳なり（二十六日、朝日）

▲楊士琦絕對に入閣せず（二十五日北京特派員發）後任總理に就き楊士琦は絕對に從はざる旨上海より情報あり段祺瑞の說あるも馮總統は望まず且段祺瑞は參戰一切の事務あり之に關し完全の責任を負はんとするものなれば到底入閣せざるべく總理問題は行惱みの狀態なり。（二十六日、朝日）

▲對南妥協論高まる（北京特電廿四日發）貴州督軍劉顯世氏は昨日中央政府並に各地方に迴電して曰く謹に江蘇督軍李純氏は和平解決の通電を爲せるが本督軍も亦之と所見を一にす惟ふに刻下の內亂は一時の意氣に驅られしものなるが今にして南北和を講ずるに非らずんば遂に双方傷かん今や內訌の日に險惡に赴かんとする際速かに和平解決を行ふに非ずんば遂に噬臍の悔ある可し云々と之と同時に中央政府は長江第二艦隊司令杜錫珪氏が所屬艦隊を率ゐて中立を宣言し湖北江西兩省治安維持の衝に當る可きを聲明せりとの報に接し左なきだに日本出兵の報を得て以來西比利亞問題に於て忙殺せられつゝある支那政府內に於ける對南妥協の風潮は益々高まるに至れるが此の傾向は馮大總統自身が西比利亞問題を利用し主戰派督軍等の主戰論緩和に努め南北講和の促進を劃策せるものにて一層顯著なるに至れり。（二十六日、時事）

▲正式總理行惱（北京特電廿五日特派員發）熊希齡氏の總理問題は目下交涉中にて未だ決定せず。（北京特電廿五日特派員發）總理後任として交涉を受けたる楊士琦氏は上海より斷然之を拒絕せり一般の推察にては熊希齡、徐世昌、岑春煊氏等は到底問題とならざるべく段祺瑞氏再任すべきやの說あるも容易に承諾せざるべく從つて本問題は暫時懸案として先づ對露防禦南北妥協に全力を注ぐべしと。（二十六日、日日）

▲中央の態度曖昧（上海特電廿四日發）王占元は北京政府に打電し頻りに大兵雲集し人民恐慌を來しつゝあり中央既に主戰の命令ありて暗中和議を進行せしめ戰ひ既に難く和も亦易からざらしむ若し果して和議を主とせんとならば正に此の趣意に基き明白に宣言せんことを乞ふ然る上は主戰派とても法を設け疏通に難からずと。（二十六日、時事）

▲王は辭表を出さず（漢口特電二十五日發）王占元は省長及び第二師長を兼ね事務繁激に堪えず至急省長を任命せんことを乞ひたるのみ督軍の辭表を出したるに非ずとは武昌にて傳へらるゝ所なり兎に角王に退職の意なきは勿論住民は決して之を欲せず馮總統とても王を免職するは好む所に非ざるべ

し之を派せらる。（二十七日、時事）

▲張懐芝愈々南下　（濟南特電廿六日發）山東督軍張懐芝氏は昨二十五日夜手兵二個中隊を率ゐ出征南下徐州に向へり。（二十七日、時事）

▲山東軍南昌に向ふ　（北京特電廿五日發）北京政府着電に依れば益に濟南を發し江西省に向へる山東第一師團は廿二日夜を以て全部九江を通過し南昌へ向け輸送せられたり目下山東軍隊引續き輸送中なるが督軍張懐芝は江西湖南檢閲使の名義の下に江西督軍陳光遠を牽制の爲め後事を張樹元に託し廿五日愈々濟南を出發津浦鐵道にて南下すべし。（二十七日、時事）

▲岑氏停戰忠告　（二十五日北京特派員發）岑春煊は二十四日北京政府に致電して外交緊迫の爲め譚延闓即日湖北に赴くを承諾せり即ち曹、張等に會し妥協の法を講じ以て內訌を止め外患を防ぐべく予と連名にて南軍に對し進擊を停止すべきを勸告すべし依つて王、曹、張等に對し岳州進擊を中止せしめよ。（二十七日朝日）

▲妥協成らんか　（二十五日北京特派員發）露獨新關係より支那の北邊脅威せられ上下衝動し人心は內爭より轉じて外患に集中されんとし內訌を廢めて外患に當らんとするの決心南北人士の心の中に生れつゝあり殊に北方は地理的關係より感ずること切實にして今や北軍派は此際一致して外方に向はんとするもの、如し且尙外患に當り南方の妥協心を促し絕望の南方討伐を廢めて妥協點を見出さんが併し識者は外交關係は時局の和平解決を促進するものと認むるもの多し。（二十七日朝日）

▲全部停戰命令　（二十六日北京特派員發）馮總統は二十六日開湖宣撫使兼攻岳司令曹錕、攻岳第二路司令張懐芝、湖北督軍王占元等に二十五日より一週間全部停戰を命じたり外交窮迫の際內爭の時にあらざるを理由とし馮總統は對內及び外交關係緊迫せる狀況を南北領袖及び各省に分電して內爭の時にあらずとて和を促さんとす。（二十七日朝日）

▲長江沿岸戒嚴令　（二十五日北京特派員發）倪嗣沖は安徽危急なるを以て二十五日より安徽省內の長江沿岸に戒嚴令を布きたる旨北京政府に報告し來れり。（二十七日朝日）

▲四川は雲南軍に歸す　（北京特電廿五日發）四川省に於ては楊子江沿岸の重要地點は何れも雲南軍の手に歸し最近內江自流井等又其占領する處となり遂に雲南軍の先鋒は成都の南方廿哩の簡陽に殺到し成都守備軍の第一混成旅團長劉成元は雲南軍に內通するに及び流石の劉存厚も萬事窮せりと爲し二月十六日に至り雲南軍の總司令唐繼堯に妥協を申込めるも唐は之れを拒絕し廿七日を限り四川省を退去すべき旨要求せるを以て已むを得ず十九日督軍の職を劉成元に省長の職を潘太道に讓りて北方に向け逃走し茲に四川省は全く雲南軍の手に歸せり尙成都には劉存厚の兵あり雲南軍退却せざるを以て擔害の恨れあり人心惴々たり。（二十七日時事）

▲張督軍の復答　（奉天特電廿六日特派員發）張奉天督軍は馮總統より後繼內閣組織に關し諮問せられたるに對し王士珍は其主張が國體と合致せざる爲辭職せるものなれば留任を勸告して國體を誤る勿れ目下內憂外患交々至る後繼內閣の組織は一日も遲延を許さず共同一致して時局難決の方法を講ぜざるべからざるが余は何人を問はず堅忍持久百折不撓の精神を以て國政を料理する者をして後繼內閣を組織せしむるは最適法と認むるの意味を復電し候補者の氏名を擧ぐることを避けたり。（二十七日、日日）

▲馮玉祥免職命令　（北京特電二十六日發）二十五日附大總統令を以て馮玉祥を免職し曰く混成第十六旅團長馮玉祥は湖北へ赴くの途次武穴に於て軍を止め主和の打電等を發し擅に鹽稅釐金稅を沒收し命令を無視し軍規を紊すこと大なり即ち其職を免じ曹錕をして直隸せしむ。（二十七日時事）

▲錢國務新任の挨拶　（北京特電二十六日發）國務總理錢能訓氏は就任の挨拶を兼ね昨日英露佛等の協商國側公使を訪問せるが芳澤代理公使に對しては（一）當分總理を任命せず代理總理を以て政務を執る筈なり（二）王總理時暇せりと雖も支那政府の外交方針は毫も變更せず支那政府は引續き協商國側の財政的援助を希望する旨を開陳したりと。（二十八日時事）

▲英人和議を斡旋す　（上海特電二十七日發）英國人リッタル氏湖北督軍王占元江西督軍陳光遠武穴の馮玉祥宛にて上海に和議の會議を開く可く主張し打電し又馮國璋に宛上海に代表者を送り和議に關し評議せんことを勸告せり。（二十八日時事）

▲成都秩序恢復す　（上海特電廿七日發）重慶來電に曰く十八日四川軍劉存厚の軍と新都にて激戰の後劉軍大敗し劉存厚、張瀾（四川省長）と逃走し二十日成都は完全に占領せられ四川第五師隊伍を整へ入城す貴州軍も亦二十一日成都に入りて秩序大に定まれりと。（二十八日時事）

▲劉軍大敗　（上海特電廿七日特派員發）重慶來電に曰く十八日劉存厚軍は四川軍と新都にて激戰し大敗し劉存厚、張瀾兩氏は逃走し成都は廿日完全に占領され四川第五師は（熊克武氏部下）隊を整へ入城し貴州軍亦廿一日成都に入りて秩序大に定まれりと。（二十八日、日日）

▲張作霖の宿望　（二十六日北京特派員發）秦皇島に陸揚したる日本より購入の兵器は其大部分は張作霖の手に入れり北邊防備として張作霖の軍隊を當らしむる爲めなり張作霖は該兵器を受取ると共に意氣益々宿望たる東三省巡閱使たらんと運動中にて北京政府は北邊防備に東三省の一致努力を要し張作霖の歡心を買ふ必要より近く任命せらるべし。（二十一日、朝日）

▲段氏使者の着奉　（二十七日奉天特派員發）段祺瑞の特使陸軍中將徐樹錚は楊參謀長等と二十六日來奉せり乘艦島より受取りし軍器の一部も一個列車同時に着せり。（二十八日、朝日）

▲曹張平和解決希望　（二十六日漢口特派員發）南方討伐の爲め南下し來れる兩湖宣撫使曹錕攻岳總司令張敬堯は主戰派の首領として直に岳州攻撃に取掛らんとする勢ひなりしが來漢既に十日以上となるも未だ攻撃の準備成立たず准尊日を送らんとしつゝあり、聞く所に據れば曹錕、張懐芝も北軍の士氣振はず全く戰意なきに傾けるもの、如く斯くてはよし開戰するも確乎たる勝算なきより寧ろ平和解決の手段に出で一面湖南督軍譚延闓を至急赴任せしめ湖南人民の決議を以て廣西廣東軍を湖南より撤退せしめ南北調和問題を解決せん事を希望し現に曹錕、張敬堯は湖北督軍王占元と共に之を協議しつゝあり數日内に張懐芝も來漢す可しと通知し來れるを以て其來漢を待つて協議決定す可しと又王督軍は二十五日邦人某に對し既に約十萬の兵を準備せるも兄弟鬩に閱ぐは國家の利益に非ざれば成るべく平和手段を執らんと目下曹張敬堯と協議中なりと言明せりと。（二十八日、朝日）

▲程璧光暗殺さる　（二十七日廣東特派員發）程璧光は二十六日午後八時暗殺されたり犯人は逃亡せり。（二十八日、朝日）

▲福建討伐軍集中　（二十六日北京特派員發）福建討伐軍の雲南軍二個混成旅、陳炯明の廣東軍十五營は贛界に近き大埔、饒平等に集中し居れり陳炯明等幹部は尚汕頭に在り。（二十八日、朝日）

國際關係

▲軍艦英船を護送す　（漢口特電十五日發）英國定期船は皆軍艦に護衛せられて上流を航行しつゝあり。（十六日時事）

▲獨探教授逮捕　（北京特電十五日特派員發）北京官立大學の法科教授陳定謨氏は某獨逸人と共謀し獨探的行爲ありし爲十四日逮捕されたり。（十七日、日日）

▲邦船又射撃さる　十四日宜昌を發し漢口に下りたる日清汽船大亨丸は岳州の下流に於て南軍の爲めに射撃せられたるが更に十六日漢口より宜昌に向ひたる日清汽船大元丸も岳州附近に於て射撃せられたり目下南北兩軍は岳州新堤間に對峙し居るを以て同區域の航行は極めて危險の狀態にあり。（其筋着電、十八日、日日）

▲排日鮮人處刑　（間島特電十六日特派員發）昨年四月汪清縣管内にて山中外二人の邦人慘殺事件の被告たる排日鮮人三名は一月廿日朝鮮咸興地方法院に於て二名は死刑、一名は無期懲役に處する旨判決ありたるが尚上告者の一人たる朝鮮人一名も暫時領事館の手にて逮捕され目下間島總領事館にて證書中の所支那官憲は同被告が歸化鮮人にして且犯罪地が間島協約以外の地點なりと主張しより犯人の引渡しを要求し居れり。（十八日、日日）

▲二邦船射撃さる　十四日宜昌發漢口に向へる日清汽船會社所屬大亨丸は岳州の下流に於て南軍の爲めに射撃せらる又十二日漢口を出發し宜昌に向ひたる大元丸は北軍の爲めに射撃せられたるも何れも人命には損傷なし目下岳州と新堤間は楊子江を挟んで南北對峙中なるを以て航行汽船は何れも危險若くは米後を以て防護を施し居れり。（某所着電、十八日、朝日）

▲米人排日訛傳　最に湘南府附近に於て米國宣教師が日貨の運動費を以て支那人を煽動して排日的運動を爲しつゝありと傳へられたるが當地には未だ一の米人なきを以て何等かの訛傳なるべしと某當局者は觀測しつゝあり。（十八日、朝日）

▲米支銀行創設　（十七日奉天特派員發）今回米支人合辦にて資本金一千萬元の米支銀行を天津に設立する筈にて營業區域は主に天津北京等の北支那及東三省に限られ出資額は米人側七百萬元支那人側三百萬元とし奉天省に於ては奉天、長春、營口鄭家屯に支店を設くる筈にて目下奉天に於ても株金募集中なるが滿洲の地方官憲は之に便宜を與ふべく北京政府の訓令を受け居れりと此種の銀行は排日魂膽を以て我優越權を侵害するものなれば須く排斥すべきものなり。（十八日、朝日）

▲廣東各領事抗議　（十七日北京特派員發）廣東代理督軍莫榮新は四川貿南の例に倣ひ廣東省の鹽稅を收容して軍費に充てんとしたるを以て日英佛の公使は債權關係よりして廣東の各領事より莫督軍に抗議せしむと。（十九日、朝日）

▲張氏解禁提議　（北京電報十八日特派員發）和閩公使プロックランド氏より張勳氏歸京問題に就て提議あり有力なる某元老（徐世昌氏か）より馮總統に對し張氏の解禁特赦を暗示せるも總統は未だ何等の回答をなさずと。（二十日、日日）

▲英米人協力を議す　（十九日上海特派員發）十八日夕米國協合米國商業會議所委員等は上海俱樂部に於て英國商業會議所委員を招待し米國總領事領事、商務官、英國總領事、商務官其他英國人の顧なるものを陪賓として宴會を開き英米兩國の支那に於て協力するの必要に關しデモンストレーションを行へり。（二十日、朝日）

▲商租規則改訂　前世凱時代に成れる支那政府の商租規則は日支規約の精神を去る事甚だ遠きに依り我政府は其解釋に就きて抗議したるに支那政府は右は內規なりと回答したるが兩國政府間に於て協議の上日支規約の精神を完全に疏通實行し得る樣該規則を改定しつゝありたるが近々兩政府の一致を見るに至るべしと云ふ。（二十日時事）

▲英米賠償要求中　（濱口特電十八日發）濱口宜昌間公々危險なるより英國定期船は悉々中止せり英米兩國は汽船七隻、軍艦五隻の損害、死傷各二名に就き賠償を要求しつゝあり。（二十日時事）

▲譚浩明謝罪す　楊子江に於て我商船及軍艦は南軍の攻擊を受けたるを以て我長沙領事は譚浩明に對し嚴重交涉中の所十七日譚浩明は電報を以て日本領事に對し甚だ遺憾なりとの意志を表し且つ直に岳州常德、公安の各司令官及び鎭守使等に訓令を發し外國の國旗を揭げたる船舶に對しては一切攻擊すべからず若し攻擊をなすに於ては軍法に依つて處罰すべし且つ日本船舶は往來頻繁なるが故に特に充分注意すべき旨命ぜり尙ほ充分將來を取締る可く既に發生したる事件に對しては判明次第夫々處罰に處すべし而して目下戰亂の時なれば軍隊以外の土匪にして不法の事を敢てする者も尠からざるべきも全責任を以て之を取締り賠償の責に任ずべしとの回答ありたり。（其筋着電、二十一日、時事）

▲南軍襲船の回答　楊子江に於ける我商船及び軍艦に對する南軍の射擊に對し我長沙領事より譚浩明に對し交涉中十七日電報を以て領事に對し深甚なる遺憾の意を表し且岳州常德公安の各司令官鎭守使に訓令を發し外國の旗を揭ぐる船舶に對して射擊すべからず若し犯す者あらば軍法會議に附すべく嚴逮せり且特に日本船舶の往來頻繁なるにより特別の注意を加ふる旨電命し且公文を以て將來のみならず過去の事件に對し違反者判明次第處分すべく且土匪等が兩軍の戰鬪に乘じて猥藉を逞しうするものあるにより十分調査の上全責任を以て不法者あらば賠償の責に任ずべき旨言明せりと。（二十一日、朝日）

▲米人滿蒙に活躍　（二十日奉天特派員發）近來米國人の滿洲に活躍する新勢力として米支合辦に依る資本金一千萬元の米支銀行支店の各地に設立計畫と共に上海スタンダード組合華族煙草會社も滿蒙侵入の手始めとして最近奉天佛國副領事の住宅跡に事務所を開き各地代理店設置の計畫中なるが右は米支銀行と共に支那人側に歡迎され我滿蒙經營の前途に障害する處あり。（二十一日、朝日）

▲廣東政府鹽稅使用　（二十一日香港特派員發）在廣東露國領事は廣東政府が鹽稅剩餘金を使用しつゝある事を發見し該剩餘金は借款團の保護の下にあるべきを理由として廣東政府に抗議し直に其使用を禁じたり。（二十二日、朝日）

▲邦艦の商船護衛　（北京特電二十日發）長江航路は支那軍隊の無謀なる砲撃の爲め危險なるを以て帝國軍艦伏見は當分岳州漢口間に於て又軍艦隅田は沙市宜昌間に於て　我が商船護衛の任に當る事となり伏見は既に十八日大元丸と共に沙市より下江せり右の如く日本商船は航行を繼續し居れども英國軍艦及商船は最近ジョルダン　公使に依り傳達せられたる本國政府の命に依り漢口宜昌間の航行を中止するに至れり。（二十二日、時事）

▲露國支那に抗議　（二十二日哈爾賓特派員發）過激派政府は駐露支那公使に向つて支那政府に何故浦潮方面よりの露西亞輸入品を國境に抑留したるや北京政府の回答を待つとの公文を突き付けたりと。（二十四日、朝日）

▲對米參戰借款進捗　（二十四日北京特派員發）參戰借款案は過日米國國會に提出せられたりとの報ありしが支那政府にても二十三日再び閣議に上り大體通過せりと云ふ殊に閣議するに該借款は支那側は年利三分期限二十年無擔保を希望したるに依り米國側は國際し居たるものなりと消息通は曰く米國は支那の歐洲出兵を左程希望し居らず參戰借款の如きに應ぜんとするは支那の債權國となり勢力を植付けんとするに依る　右の如き條件にて尚米國の容るゝに於ては其對支輸資すべきなりと且曰く支那の歐洲出兵は今や四個利方面の出兵に轉ぜんとするものなれば該借款も從つて歐洲出兵を條件とする能はざるべし云々。（二十五日、朝日）

▲南軍我船艦を射撃　（漢口特電廿四日發）昨日臨湘にて大元丸及び伏見艦南軍の射撃を受け大元丸に一彈伏見に二彈命中す。（二十六日、時事）

▲關稅改正會議　（上海特電廿三日發）關稅改正會議は廿五日又會合し暫行辦法に關し協議す可しと。（二十七日、時事）

▲參戰督辦事務組織令　（北京特電二十六日發）廿六日附教令を以て參戰督辦事務組織令公布せらるる其要點左の如し。

（一）參戰督辦は大總統に直屬し參戰事務を處理す。

（二）督辦處には參謀長一名を置き督辦を補佐せしむ。

（三）督辦處には參謀長、陸軍處、軍備處及び給與處を置く（各處長一名を置く）。（二十七日、時事）

▲英艦南軍と交渉せん　（二十五日漢口特派員發）當地英國副領事は漢口宜昌間航路汽船南北軍に射撃され頗る危險なる爲め南軍に交渉して中止せしめんと　二十四日英國軍艦キンシャ及びウヅドラークの二隻相率ゐて岳州に向へり。（二十七日、朝日）

▲大元丸復亂射さる　（二十五日漢口特派員發）日清汽船大元丸は沙市より下江の途中監利縣下流相安にて南軍より亂射せられ小銃彈十六發命中し乘客支那人一名重傷を負ひ同船は二十五日岳州の下流城陵磯附近にて淺瀨に乘揚たるが同地にても亦南軍より射撃を受けたり岳州より同船を護送して下江中なりし軍艦伏見も同地にて射撃を受けたるも幸ひに無事なり目下大元丸救助の爲武陵丸同地に急航せり。（二十七日、朝日）

▲長江流域嚴戒　支那參戰の結果吃水の關係上長江沿岸に於て武裝解除碇泊中なりし日英米の河用砲艦は續々其武裝を復活して同流域に遊弋活動しつゝありしが客臘末來支那に於ける政情紛糾し遂に南北兩軍干戈を交へ其結果は日英米の揚子江航行の艦船及び沿岸租界に在る外人の生命財産に被害又は危險を感ずる事頻々たるより一旦漢口より上海迄下江せる我第七戰隊司令官山岡豊一少將は新に參加せる砲艦嵯峨、千代田より將旗を移して再び漢口に溯江し又ナイト米國亞細亞艦對司令長官はブルックリン號に座乘上海迄出動（我橫濱より急航）二十三日同地に着して警備の位置に立てるが斯て如上三國の長江沿岸の警備は完備するに至れり其配艦名左の如し。

▲日本（六隻）嵯峨（漢口岳州間）△伏見、隅田、宇治三艦（漢口宜昌間）△鳥羽（重慶）△千代田（上海）

▲米國（五隻）モノカシー號△キロス號△パロツ號△サマル號（最近參加）プメユークリン號（上海）

▲英國（七隻）ナイチンゲール號△ウーラック號△ギンシャ號△ウードコック號△ナール號△ウヰザロン號△スナイプ號。（二十七日、時事）

▲我艦船を射撃　二十三日夜十一時大元丸は岳州附近を通過の際南軍の為めに小銃射撃を受け一彈命中し同船調査の任にありたる軍艦伏見も射撃を受け一彈命中せり二十四日上流より岳州に到着したる大京丸は途中に於て土匪より亂射せられ十六彈命中し支那船客一名負傷せり又同船は軍艦伏見に護衛せられ下江中二十五日朝金茅山附近に坐礁したるを以て伏見は同船附近に待合せ假道中南軍より盛に射撃を受けたるに依り防戰の設備を爲したり尙漢口に駐在せる英國領事は英艦に乘じ溯江し南北軍指揮官に會見したり右は同江に於ける船舶の安全の保證を得んが爲めなり。（某所着電、二十八日、時事）

▲日支懸案近く解決せん　（奉天特電十七日特派員發）奉天省に於ける排日風潮に對し赤塚總領事は益に張督軍に肺重抗議する所ありたる結果張督軍は來る廿五日省内各地方長官を召集し土地商租禁止令訓令の内日支條約に悖る點を取消し且排日的事實を取調たる上日支親善の實を擧ぐる事に努むべく昨今各地方長官は續々來奉しつゝあり尙日支新條約の土地商租に關する細則は殘れ懸案中の所支那側の原案に對し我意見も決定し近く之を外務省より交渉開始の由なれば決定を見るも遠からざるべし。（二十八日、日日）

其他

▲在滿邦商の恐慌　（十七日旅順特派員發）奉天に於ける中國銀行の兌換に苦める支那當局は窮餘の策として張奉天督軍の方寸にて赤塚總領事に交協を申込み茲に日支交協委員會なるものを設け陽に整理を聲明し陰に奉天興業銀行をして昨年八月一日より濫發及び不換券・發行し漸次市場に放出せしめ之が兌換には在奉天他銀行の大洋票を以て之に應じ巧に流通の實を示し置き一月以降には大豆高粱等の物産出廻り時期を利用して俄に開原方面にも放出し其額實に二百萬元以上に達したれば茲に日支銀行業及輸出入商間に大恐慌を來し邦商は去るも日協議の上赤塚總領事及び關東都督府に向つて其善後策を要求したれば都督府は今更の如く狼狽し在京の宮尾長官白仁拓殖局長官等に急告すると共に一面各領事及び關係官憲に警告を發したるが期の如きは頗る遲慢なる處置と云ふべく在滿邦人の間に遺憾とする所なり因に該銀行高は濫發八十萬圓債券七百萬圓と謂し居れど其實無制限に發行されしものの如し歸る不都合なる陋策を敢行する支那當局に對し此際嚴重なる懲戒を加ふるの要ありとの聲盛なり。（十八日、朝日）

▲汕頭震災公報　地震あるも市民は最早野宿に堪へず應急の修繕を加へ頭へながら家屋に引ぐりつゝありて秩序漸分恢復せるも若し雨天ならば一層の悲慘を加へん香港廈門方面に避難者多し一般商取引の如き當分開始せられざる可し市街死者五百負傷者二千前後にて家屋は殆ど全部破壞せざれば永住の用に堪へざる狀態なり當館は目下應急工事を施し漸く執務し得るに至れり（汕頭發十七日外務省着電、二十日、朝日）

▲關稅會議何等決せず　（上海特電二十一日發）昨日午後關稅改正の會議あり何等決定する所なし次回は二十五日なり。（二十二日、時事）

▲借款引渡要求　（北京特電廿日特派員發）十九日午前日支防疫委員會を開き支那側は防疫借款の第二回分二百四十萬圓の引渡を要求せるが若し支那側の報告にして事實に合し居るに於ては近々該金額の引渡を實行すべしと

（二十一日、日日）

▲銀行總裁任命　馮耿光は二月二十四日付を以て中國銀行總裁に任ぜられたる旨大總統令發布せられたり。（某所着電、二十五日、時事）

▲大豆訴訟一段落　（二十四日大連特派員發）昨夏以來縺れて解けざりし當地の大豆取引約七百萬圓の紛擾事件は昨年十一月頃迄實方の訴訟提起となり內地より岸、乾兩博士出張、岸博士は賣方及信託會社の辯護人乾博士は買方の辯護人となり再三開廷を見たるが廿三日を以て原被双方一通りの審問を終り之れを一段落として今後は書面を以て仲裁裁判申渡の順序となるべく仲裁判決の內容は未だ不明なるも示談するものとして賣買双方の提出價段の懸隔約八十七萬圓は都督府及滿鐵分擔支出し解決することゝなるべしと觀測せらるゝ而して支出の理由は長期紛擾を重ね經濟界の恐慌を來さしめたるは當業取引所當局の處置に遺漏あり都督府は賣買双方損害の救濟或部分を負擔する義務あり又收入の大部分を占むる特產物界に紛擾を來し取引人たる賣買双方の損害を輕減するは滿鐵の好意の存する所なりとするに在り。

（二十六日、朝日）

▲旅順船渠貸下交渉（廿四日旅順特派員發）先年經費四十萬圓を投じて改修を加へたる旅順海軍船渠は二三艦船の小修繕に使用せるの外空しく放擲し製作工事場の如きは全く閉鎖同樣の有樣にて船腹補給に日も尚足らざるの今日內地造船業者等の垂涎措かざる所なり時局に對する船腹補給竝としての船渠利用に就ては久しき以前より有識者間に於ける懸案なりしが昨年十一月以來關係筋を通じ海軍當局に向つて或條件の下に貸下を出願し岡崎藤吉、辰馬勇次郎、田中省三等有力なる海運業者の企畫に依り取敢ず資本金五百萬圓の合資組織と爲し造船業を營むべく既に本月初旬技術員二名の內覽も濟み當方面に於ける事業の畫策及び諸般の事務一切は大連在住小山田德太郎氏に依りて着々進捗しつゝあるが目下其貸下許可出願中なれば此計畫にして實現されんか大連川崎造船所と相俟つて滿洲造船界の面目を一新すべしと。

（二十六日、朝日）

▲交通票の暴落（二十三日赤峰發外務省着電）從來當地流通の北京交通票は當地方軍隊の俸給を支拂ひ來りたる關係上大銀元相場常に北京に於けるよりも高値を支持し最近北京の相場五十八錢強なるに對し六十四錢強を唱へたる處、今回交通部及熱河都の命により舊曆元日後官金の徵收は總て現銀に改め同時に軍隊は勿論官吏の給料は現銀にて支給することゝなり而して熱河都統は特に管內通用の爲め現銀銅貨のみ錢票發行方を政府に稟請中にて北京交通票の回收を見るべしとの風說傳はり旁々舊年末決濟後商家の手元に多額の交通票を所持するを以て遂に該票の暴落を來し本日の公定相場現銀三串八百文交通票二串九十文即ち五十五錢となり市民は公定相場による交換を喜ばず市場には現銀の流通甚だ少く之に反し當地發行の不換紙幣小洋票は依然二串六百文の相場を維持し益々濫發の傾向あり邦人に及ぼす影響尠からず

（二十六日、時事）

▲濟南の黑死病（二十五日濟南發）濟南城內に於て黑死病疑似死亡者の略報を檢覈せる結果日英米三國醫師共に黑死病菌存在を確認し尚目下引續き遠藤軍醫携帶の培養器を以て血精培養の試驗中なり本件の嫌疑死亡者は五名にして當地城內に住する津浦鐵道巡警一名二月二十二日吐血して死亡し翌二十三日其子供と同居人と死亡し二十四該巡警の兄と妻と死亡せる由なり右黑死病病菌が何れより來りたるや系統尚ほ不明なるを以て目下取調中なり

（二十八日、時事）

大正七年四月一日發行（每月一日十五日發行）

支那

第九卷第七號

要目

論說（支那邊疆と獨逸（下）……一—四
資料（湖南省鎢鑛鉱鑛……五—八
登記濟會社表（上）……九—一五
試採鑛權表（四完）……一六—二五
雜錄（支那國民性と支那の革新（上）……二六—二九
支那改革論（上）……三〇—三四
四川省に於ける鑛業の經過（二）……三五—三九
英人の南北妥協促進運動……四〇—四三
彙錄（銀行公會……四四—四五
長沙の平糶……四五—四六
事業界（支那事業界近況……四七—五一
半月史（半月間の支那重要事件……五二—五六
時報（支那最近時事要項……五七—六三
彙報（支那關係諸報道……六四—八九

東亞同文會調查編纂部

支店出張所

臺灣 基隆 臺中 嘉義 臺南
打狗 宜蘭 淡水 新竹
阿緱 臺東 花蓮港 澎湖島
內地 神戸 大阪 橫濱 東京

株式會社 **臺灣銀行** (臺北)

支店出張所

支那 上海 九江 漢口 福州
厦門 汕頭 香港 廣東
南洋 新嘉坡 孟買 スラバヤ スマラン バタビヤ
歐米 倫敦 紐育

文學博士 上田萬年 先生
學習院教授 岡田正之 先生
文學博士 學習院教授 飯島忠夫 先生
文科大學助手 榮田猛猪 先生
飯田傳一 先生 共編

天覽台覽 大字典

音訓引 數字引 畫引

【四版發賣】

內容見本進呈

本邦に於ける國漢字書界の新紀元を劃せる眞個の大字典として謳はれ畏くも天覽の光榮を賜へる本書は出版以來僅に數月、今や特價の部數盡き、然も注文矢の如く殺到せるもの、蓋し夫れ本書が學界の重鎭たる五先生の手に成れる獻身的努力の結晶にして空前の字書たるを證明して餘蘊ありと謂ふべく、本社が更に之を自書自贊するまでもなく社會既に定評あり、たゞ望むらくは疾く之を購めて本書の眞價を知悉せられんことを。

【定價金七圓也】

送料 內地 貳拾四錢
臺樺 四拾五錢
朝支 五拾五錢

東京日本橋區本銀町三ノ二
株式會社 啓成社
電話本局二一〇〇
振替東京一二〇五五

目

大正七年四月一日發行「支那」第九卷第七號

論說

支那邊疆と獨逸(下)……一——四

資料

湖南省鎢鑛、錳鑛……五——八
登記濟會社表(上)……九——一五
試採鑛權表(四完)……一六——二五

雜錄

支那國民性と支那の革新(上)……二六——二九
支那改革論(上)……三〇——三四
四川省に於ける鑛業の經過(二)……三五——三九
英人の南北妥協促進運動……四〇——四三

彙錄

銀行公會……四四——四五

目次

長沙の平糴……四五——四六

事業界

上海曳船及拌會社營業成績—威海衛土地建物會社營業成績—上海支那商收益—農商部工業品奬勵法—大倉組卵粉製造—竹岔島鑛山許可—坊子炭坑着炭—華邱炭坑採掘……四七——五一

支那半月史

張作霖の豫州出兵—馮總統の辭職通電—日本の好意的忠告—馮段會見、段の再任拒絶—林公使歸任—各方面の妥協促進運動—唐紹儀來朝—北軍岳州を奪回す……五二——五六

時報

（内治外交）

二月二十六日の重要の國務會議—程璧光暗殺—督辦參戰事務處組織令—曹張に和議將令—支那兵の外國船炮擊—四川督軍の防區改革請願—總統總理態度の變化—張懷芝南下の延期—北京通信中の馮玉祥—錢能訓總理就任經過情況—南方の新和議條件—新疆に於ける露國變亂の影響

（軍事教育）

在湖北北軍總數—米國より武器購買—長沙海軍中立宣言—武岳戰線駐軍の調査—海軍總司令部上海移遷—曹張進軍開始—張敬堯攻岳の布置—米支の清華學校問題

（財政借款）

水口山鑛借款確信—稅則改修と陸路の關繋—奉天よりの送款……五七——六三

彙報……六四——八九

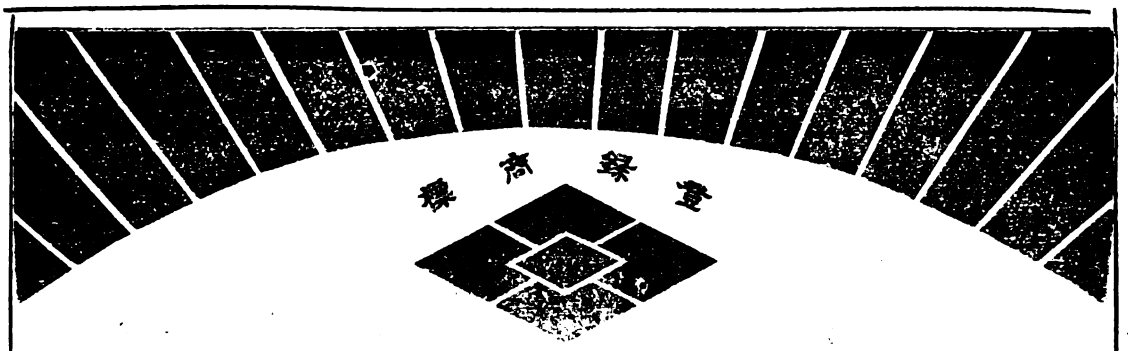

菱印窓硝子

製品種目

品質一等ヨリ五等迄厚サ二粍ヨリ四粍迄

透明板、霜　板、小紋板

色硝子、簾　板、結霜板

外ニ耐火煉瓦及曹達灰

東京市丸之内

旭硝子株式會社

第一工場　兵庫縣尼崎

第二工場　福岡縣戸畑

第三工場　神奈川鶴見

第四工場　福岡縣枝光

煉瓦工場　兵庫縣尼崎

曹達工場　福岡縣戸畑

第二回

賜天覽

支那年鑑

定價金五圓　背皮總クロース金文字函入　總數千二百頁四六倍版　送料內地二十錢　支那五十錢

廣漠雜然たる支那の綜合觀、鳥瞰觀をなすに足るべきものは、幾に「支那年鑑」ある而已。今や「第二回支那年鑑」は支那民國成立以來の嶄新精細なる各般の材料に滿たされて市に出でたり。苟くも支那の事情を知らんと欲するものは速に之を本書に就て求めよ。

内容一斑

面積
人口　在留日本人詳細統計、在支日本實業者調査、支那傭聘本邦人調査

政體　民國政立より袁の逝去國會約法の復活に至る

政治　中央部、地方部、議部官制

財政　光緒以來民國五年に至る財政狀態

公債　外債、內債、紙幣借款

外交　支那公使館領事官所在地、支那に於ける列國領事館帝國領事館所在地及管轄表

陸軍　新軍、軍隊組織表、兵力一覽表、配備表、八旗巡防其他支那駐屯外國軍隊

海軍　軍艦名表

農業　各省農田耕地面積表、各省農作物收穫高表

鑛業　支那各省鑛山所在地表、鑛山關係各種統計

工業　支那工場調査表

商會　支那及外洋商會表

會社　各種會社統計表

支那隊國協約表、支那に關する列國間協約表

鐵道　鐵道關係各種統計、支那各鐵道狀況

水運　水路表、汽船及航路表

郵便電信

銀行　支那銀行明細表、支那に於ける外國銀行

保險

貿易　支那關市場一覽表、外國貿易總統計、日支間貿易統計

人名錄　現在支那有力者調査

新聞　支那に於ける新聞紙調査

東京市赤坂區溜池町二番地　東亞同文會調査編纂部　電話新橋一二五五番、二二一七番、振替東京九七三〇

大正七年四月一日
第九卷 第七號

●支那邊疆と獨逸（下）

一

蒙古の露支兩國に對する關係は、略ぼ新疆と相似たり、其新疆と齊しく露國の勢力大に扶植せらるゝに至りたるは、當然なりと謂ふべし。露國は一八八一年の條約に據り、蒙古全部に無稅貿易を爲すの權利を得たるも、其境界に至りては不明瞭なるものあるを免れざりき、是れ支那政府が蒙古を適宜に區分し、特殊の行政官をして之を管轄せしめ、隣接せる支那本部より漢人を移住せしめ、移住民の多き地方を支那本部に編入し、此等地方より蒙古てふ觀念を打破せんと試むるを以てなり。然れども、露國は其本部に編入せられたると否とを問はず、現に旗地即ち蒙古王公の領土たるもの、及び嘗て其旗地たりしものを以て蒙古なりとし、之に對し飽まで其權利を主張せんと欲するなり。例之巴爾喀（バルカ）一帶の蒙古旗地は、清朝其蒙古王公の政治を廢し、之を滿洲八旗に編入し、後ち更らに呼倫貝爾（ホロンベール）府を置き、黑龍江省の所屬と爲し、露人の自由貿易を拒否せんとしたりし

も、露國は支那革命亂時、索倫人を援けて獨立政府を組織せしめ、大正四年十一月六日遂に支那政府をして其自治を承認せしめたり。從つて、露國の所謂蒙古なるものは、內外蒙古の外、熱河都統管下の熱河蒙古、察哈爾都統管下の察哈爾、綏遠都統管下の土默特、新疆省內の伊犁、塔爾巴哈臺及青海辦事長官管下の青海の一半を抱括するものにして、其範圍實に廣大なるものとす。

二

露國は支那の蒙古に對する移民政策が、露國の蒙古に於ける權利を侵害するのみならず、其邊疆を擾亂せらるゝことを憂ひたるを以て、革命亂の起るや否や、外蒙古を援けて獨立を宣言せしめ、大正元年十一月三日、庫倫に於て露蒙協約を締結し、其支那の羈絆を脫せしむるの代償として、之を其保護國と爲し、翌年十一月五日支那と協議し、所謂中露宣言書なるものを發表し、支那政府をして喀爾喀四部、烏梁海及科布多を外蒙古自治區に編入することを承認せしめ、該宣言に基き大正四年六月七日露支蒙古三國會議を催ふし、外蒙古自治區の境界を決定し、同年十一月六日更らに支那政府をして呼倫貝爾の自治を許可せしめ、依て以て支那の對蒙政策の大半を破壞せるのみならず、此等の大地域に露國の勢力を確立したり。

三

露支協約を實行するにつき、最も難關なりしは、外蒙古の境界問題、換言すれば烏梁海の所屬、及科布多阿爾泰の境界を決定することなりき。烏梁海は外蒙古の西北隅に蟠る一大地域にして、東西北の三面は薩彥嶺を以て圍まれ、南方は、唐努鄂拉嶺を以て科布多、喀爾喀に接し、面積約三十萬露里あり。蒙古の別種烏梁海人即ちソヨト人の居住する所に係り、域內金鑛に富み、小カリホルニアの稱あり、地味も亦膏腴にして、耕作に適し、露人の移住するもの農商四千人に達す。普通蒙古人の如く、旗制を立てず、全地域を四つに別ち。其五佐領は札薩克圖汗に、十三佐領は三音諾顏汗に、三佐領は庫倫胡圖克圖に、二十六佐領は烏里雅蘇臺將軍に隸せしむ。烏里雅蘇臺將軍に隸する二十六佐領は、五部落に別れ、每部落にウクヘリデなるものあり、各部落より選擧せられ、烏里雅蘇臺將軍の認可を受け、各旗の札薩克の如く、事務を執ると云ふ。露國參謀大佐バポフ氏の考證に據るに、烏梁海一帶はアルトウヰ汗條約及ブリンスキ條約に基き、露領と決定し、當時の露國地圖には、露領に編入せられありしに、露國外務省の怠慢に依り、淸國の爲め占領せられたりと。去れば一九一一年露國政府

は始めて之を恢復せんと欲し、支那政府に談判を試みたるも、會々武漢革命亂勃發し、何等決する所なかりしものなれば、露國官民の之を占領せんと欲するもの頗る多く、遂に幾多の折衝を經て、之を外蒙古自治區域内に編入し、積年の望を達することを得たり。

四

科布多を外蒙古自治區に編入すべきや否やにつきては、露支兩國間に一大論爭ありたり。庫倫政府の勢力の普及する所は、喀爾喀四部に限り、喀爾喀族と別種なる厄魯特（エーロット）人の居住する科布多に及ばずとは、支那政府の主張する所にして、露國外相サゾノフ氏も亦、一九一二年四月、露國議會に於て、詳議を排し、外蒙古の範圍は喀爾喀四部に限る旨聲明せし程なるを以て、露國政府は直ちに支那政府の主張に贊成して可なるべき筈なり。然るに、其後露國は科布多をも以て、自治區に編入すべき說を固執し、論辨最も努めたるものは、何ぞや。露の特使コロストウエッチ氏が、庫倫に入り、露蒙協約の談判を爲せる際、蒙古内務大臣達賴（ダイ）喇嘛を始め、蒙古諸大臣は、全蒙古の獨立を主張し、其主張にして容れられざる限り、露蒙協約を締結することを能はずとまで激語したるが爲め、コロストウエッチ氏は、已むを得ず全蒙古の獨立を承認するが如き裝を爲し、兎に角協約及議定書を作製したり。其後幾何ならず、露國黨の首領格達賴（ダライ）喇嘛多爾濟親王が、蒙古特使として露都に至るや、露國政府は百方利害を說き、外蒙古自治範圍を喀爾喀四部及科布多に限定したり。されば、外蒙古自治範圍より科布多を除外せんには、露國は外蒙古人より怨恨を買ひ、蒙古經營上非常の不利益を招くべきに依り、容易に支那の主張を容るゝことを能はざりしなり。幸ひ科布多は一九〇七年科布多、阿爾泰（アルタイ）の二區に分割せられ、科布多は科布多參贊大臣に、阿爾泰は阿爾泰辦事長官に隷することゝなりたるに依り、科布多參贊大臣に屬するものゝみを自治區に編入し、阿爾泰辦事長官に屬するものを分離することゝし、談判遂に纏まりたり。

五

露支協約は支那政府の外蒙古及呼爾貝爾兩自治區に於て宗主權を有することを承認するも、是は全く空名を支那に與へ、聊かに其體面を維持せしむるに止まり、支那は兩自治區に屬する喀爾喀四部、唐努烏梁海、科布多、及巴爾喀を廣大なる領域を失ひたるに外ならず。其他の蒙古も亦實際蒙古の一部を除き、漸を以て兩自治區と運命を齊ふする

を免れざりしなり。而して露國の大志ある蒙古を抱有することを以て足れりとせず、西北利亞鐵道の一驛ウエルクネウヂンスクより、庫倫を經て、張家口に到る蒙古橫斷鐵道を敷設すべきことを劃し、既に其敷設費の一部を豫算に計上し、又革命亂後支那の國歩艱難なるに乘じ、先づ白耳義シンヂケートを利用し大成鐵道利權を獲得せしめ、轉で中法實業銀行をして欽渝鐵道利權を獲得せしめたるに依り、貝加爾湖畔より蒙古を經て、大同に赴き、西安、成都、重慶、南寧を過ぎ、東京灣頭欽州に達する三千八百餘哩の鐵道を利用し、佛國と南北相應じ、支那を經綸すべき端緒を捉へ得たり。若し歐洲戰爭にして勃發することなからんか、支那は北邊より露國に壓迫せられ、非常の窮境に陷りしならん。不幸にして露國の大敗し、獨逸の勢力に屈伏するに至りたれば、今後支那の獨逸より受くべき壓迫、露國に倍するものあらん。

六

上記の如く、露國が支那との條約に基き設定したる勢力範圍は、外蒙古巴爾喀の兩自治區を始め、東部內蒙古の一部を除ける蒙古全部、天山南北路、及甘肅の一部なるも、若し蒙古の範圍をして露人の說の如くならしめんには、直隸、山西兩省の口外、及青海の一半も亦、露國の勢力範圍內に包括せらるゝことゝなるべし。一八九九年の英露鐵道協約に依り、英國をして長城以北を以て露國の勢力範圍と承認せしめ、更らに前後四回に亘れる日露協約に依り、日本をして北滿洲及蒙古を以て其勢力範圍なることを承認せしめたるに依り、露國の勢力範圍なるものは、廣大なる地域を籠括することゝなれり。而も露國の宿志は西北邊疆に特殊の利益を占むるを以て滿足するものにあらざるを以て、其同盟國たる佛國と謀を合せ、巧みに白耳義シンヂケートを利用し、重大なる鐵道利權を得、支那中原に雄飛せんと企てたり。日露戰爭の失敗に依り、鴻圖一たび挫折したるも、革命亂後隴秦綠海、大成、欽渝の三大鐵道利權を得たるを以て、一方は西伯利亞より庫倫を經て張家口又は歸化城に赴き、山西、陝西、四川、雲南を過ぎ、東京に至る鐵道を敷設し、佛國と南北呼應し、支那を經營せんとの目的を達し、他方は新疆より甘肅、陝西、河南、江蘇を經て海に至る鐵道を敷設し、中央亞細亞より中原に浸入し、支那沿岸に不凍港を獲得する目的に副ふことを得たり。露國の勢力範圍は單に西北邊境に偏するものにあらずして、其亞細亞に一大帝國を建設せんとの野望を實現する、必ずしも難からざりしなり。而して今や露國の大敗に依り、雄心落々たる獨逸、之に代はり支那を經略せんとするに至れり。東亞に利害關係を有するもの、一日も忽諸に附すべからざるなり。

湖南省鎢鑛錳鑛

汝城縣鎢(タングステン)鑛業の現勢

(一)概況　汝城縣(舊名桂陽縣)は湖南の南陲に位し、東は江西省の崇義、大庾兩縣に接壤し、南は廣東省の仁化、樂昌兩縣に境し、西は湖南省の宜章と比鄰し、北は桂東、資興兩縣に接連し、山勢一千二百尺以上の位地を占め、民俗は朴實にして古風多し、而して商業は微々として觀るに足るものなし、一年間該縣の出入統計は三百萬元內外を過ぎず、土民の商賣は專ら廣東、江西の取引き多くして、湖南省內の取引は甚少なし、從來視察者もなく世人の注目するものなかりしが、其鄰縣宜章縣瑤岡仙のタングステン鑛山の發見されて、開掘せられし以來、始めて廣東人の探鑛せるものあるに至り、汝城縣人にして長沙に居住せる紳士朱廷利が技師李秉乾に委囑して、公然探鑛せしより、汝城縣下に於ける鑛業は、漸次色彩を帶び來たり、汝城の土民は排外心盛にして廣東人を排斥するに止らず、湖南省內の鄰縣人の縣內に開鑛するものすら排斥せるを以て、縣內の鑛業も發展を妨げらるゝに至れり、近來湖南事變簇起し、交通は杜絕し、各地の鑛業停塞せるに際し、俄然汝城のタングステン鑛業勃興せるに至れり。

(二)地質　汝城の地質は宜章縣の瑤岡仙と同じく、全縣の山脈大部分は花崗岩泥板岩、石板岩、石灰岩、白雲岩にして、含有せる鎢鑛頗多く、大部分は鎢錳鑛となす、(Wolframite)即ち石英、黃銅鑛、硫化鐵、天然鉛、硫鉾鐵鑛、方鉛鉛、硫鉾鑛等聚生し、鑛脈は花崗岩中に垂直狀をなし、其厚度一寸乃至四尺不等なり、養化鎢を含む最も多きは、百分の三四十に達せり、其間微棕紅色及紅寶玉色の養化錳鎢を含むものあるも(Hubnrite)其量甚少なし。

(三)物資　汝城の物價は近來昂貴し、米百斤三元二角乃至四元、鐵條一斤四角、生鐵一斤一角二分乃至一角五分、杉材

直徑三寸乃至四寸一本二角乃至四角、木板面積一丈一尺二寸四方一元八角乃至二元三角。

(四)工資　近來以從前比、物價昂貴之影響、小工、一人に付一日二角乃至三角三分、石工（請負として）鎢鑛百斤採出に對し九元乃至十元とす

(五)鑛業者　民國六年七月より、本年迄五ヶ月間に於て該縣內出願者三十餘件を超過し、鑛區面積は五十方支里以上に亘れり左に示すは會社（公司）組織となれるものゝみなり。

汝城の鎢鑛會社一覽

公司名	代表者	地名	鑛區面積
南豐	朱廷利	南鄉西坪嶺	未詳
南豐	朱廷利	南鄉白雲仙	二千六百餘畝
南豐	朱廷利	南鄉白雲仙馬跡嶺	四百八十二畝
威豐	朱廷利	圓上將軍寨	一百〇四畝
南豐	朱廷利	南鄉界頭天鵝塘龍脛	一千八百十一畝
南豐	朱廷利	西二區黃竹坑蛇脛坳	一千〇三十六畝
南豐	朱廷利	四南鄉將軍寨背上鵝洞白石坳	六百二十三畝
汝昌	朱廷利	南鄉龍虎洞山塘	未詳
豐成	粟戴時	南鄉大園大塊田	五百六十畝
豐成	粟戴時	南鄉分界嶺	七百〇七畝
豐成	粟戴時	南鄉白雲仙腹	二千餘畝
豐成	梁宗實	南鄉粗石壠	千六百〇八畝

鈞利	李逈君	文明局粗嶺坳半邊牛形	二百七十一畝
湘實	黃盛周	延壽將軍寨	八百五十六畝
益南	朱應和	西鄉白雲仙之上鵝山上坪山鵝形壇	未詳
成南	何安楨	西鄉謝家碕間	
益南	朱應和	西鄉粗石壠	百二十六畝
益南	朱應和	西鄉細坳子	未詳
益南	朱應和	大坡頭食水龍廠管石崩崗頭	二百七十畝
利南	朱應和	南一區界頭門雞子窩樟子嶺	三百餘畝
益南	朱應和	南一區界頭門龍歷灣圳坂下竹塘子小龍形	三百三十畝
成城	何安楨	大圍了龍大山牛頭嶺靖江	千三百畝
隆華	黃甫生	南鄉粗石壠	二千五百四十六畝
中國	郭公佑	石璃頭別名大石板	未詳
維新	許少弦	文明鄉烏跡嶺	同

大昌	程子楷	南鄉白雲仙大寓菩薩抱子	千八百九十六畝
汝利	朱廷利	南鄉謝家碕	七百十七畝
隆豐	宋鵬青	延壽小團大山水口止大路邊	百二十一畝
裕豐	李仲培	西鄉延壽小團寨背蕉葉塌	百五十九畝
志城	朱繼英	南鄉桂底石牛欄坑	未詳
久豐	黃農	西鄉延壽將軍寨岡	同
久豐	黃農	同上流脚下	同

以上諸鑛は出願重複せるもの頗多く、省當局より出願却下せるものあり、或は紛爭未決のものあり、一時タングステン鑛業熱は湖南鑛業界を魅し、猫も杓子もタングステンの採掘を說くに至り、隨つて其鑛區出願に紛糾を生じたるなり、今に尙其活躍を續けつゝあり。

湘潭縣鶴嶺鉱(マンガン)鑛山

(一)位置　湖南省湘潭縣上五都に在り、縣城を距る南三十支里、東傅、湘江を距る十八支里、北、靳江河を距る十六支里、三角寺より上石衝に至る綿々二十餘支里山勢連續して群山の上に突出するものを鶴嶺とす、鶴嶺の西は傅仙峯を最高地とし、鶴嶺の東は石牛峯を最高地とす、石牛峯の左を竹桿衝、伍家衝と云ふ、傅仙峯の左右に大衝灣、青水塘、黃叠塘、方塘坳、上石衝あり、鶴嶺の左右前後を顏家衝、子貴衝、豹子嶺、蕭家灣、丁葉塘、仰天湖と云ふ、各處に錳鑛あり、就中顏家衝、蕭家灣、傅仙峯、大衝灣の鑛質を佳良とす。

(二)來歷　錳層の地面に現出するもの甚多く、土民は之を鐵鑛と誤信して、俗に黑石と稱せり、民國三年盧志學なる者湖南旅行中其名を聞き探査せしめて、此錳鑛山を發見し、遂に熊希齡、李一琴等と資金を籌して、裕生鑛務公司を組織し、先つ顏家衝に於て開採して、一日二十餘噸の礦石を採收するに至り、次ぎに蕭家灣、大衝灣及黃公塘に開鑛して、一日六十餘噸を收獲せり、民國六年五月再び工程を擴張し、事務員五十餘名と各處の工夫千餘名を使用し、毎月の經費六萬二千餘串文を費しつゝ、毎日の產礦額約百餘噸を獲るに至れり。

(三)地質と鑛床　鶴嶺一帶の地層は砂石頁岩、薔薇輝石、粘板岩に構成され錳鑛は薔薇輝石と粘土の間にありて、不規則なるも殆と岩層と平行して東北より西南に走り、約七十餘度の傾斜をなせり

(四)探鑛　顏家衝の鑛脈發見せられし後、再度探鑛を試み全山隈なく探索し、其鑛石の有無を究めたり。

(五)採鑛　採鑛を二種に分ち、一つは明窿を開き、大脈を採掘し、他は大脈に傍うて土子を挖つて採取す。

大脈を採るには鑛脈現出せる處に於て爆裂法を用ふ、即ち岩石に孔を鑿ち、其孔に水を注き小竹桿を以て石粉を吸出し、其孔三四尺の深にに至りて炸藥を充塡し、火を導くなり、大孔に傍うて土を挖するものは工夫を數排に分ち、一排に四人乃至六人とし、順次に土を挖翻す、其深一尺より五尺

に至る、即ち主脈より移し來れる鑛石を土子と稱す、其存在せる處甚深からず、之を挖土子と通稱し居れり。

(六)選鑛　鑛石を三種に分ち一、淨礦、二、雜礦、三、廢礦とす、淨礦は隨時に運出し、雜礦は選鑛場に運搬し、大鎚を以て極碎す、選鑛場に用ふる篩は轉篩、抬篩の二種あり、抬篩は二寸眼とす。

(七)運搬　水陸兩路あり、陸路も二路に分る、(一)は顏家衙より炭塘子に至る、十八支里專ら荷車（人力を以て挽く）を用ひ、每噸運賃三千文、(二)黃峯寺より南廟に至る、十五支里、每噸運賃二千五百文、水路も兩路ありて、(一)炭塘子より漢口に至る、每噸運賃三千六百文、(二)南廟より靳江河に至る每噸運賃千五百文、再たび靳江河より漢口に至る每噸運賃三千六百文。

(八)鶴嶺分公司の組織　此に鶴嶺分公司に於て、管理員一名長沙本公司の經理に直屬す、管理員の下に收支、文牘、庶務、探鑛、採運、選鑛、試驗、測量、轉運、彈壓の十課を設く採運課は三ヶ處に分置す、(一)鶴嶺採運處は顏家衙に在り主任一名、收支員一名、盥工員七名、司磅（量目を量る者）員三名實習生、三名を置く、(二)黃峯寺採運處は黃峯寺に在り、主任一名、收支員一名、盥工員六名、司磅員二名、(三)三角寺採運處は三角寺にあり、主任一名、收支員一名、盥工員二名、轉運課は二處に分つ、(一)炭塘子轉運處に主任一名、收支員一名、司磅員四名、(二)南廟轉運處に主任一名、收支員一名、司磅員二名、收支課文牘課、庶務課、探鑛課は各主任一名を置く、選鑛課に主任一名、盥工員一名、試驗課に主任一名、助手一名、測量課に主任一名、幫辦一名、彈壓課に警察長一名、交涉員一名を置く。

登記濟會社表（上）

公司條令公布前

（甲）合資公司

公司名稱	營業	資本	本店所在地	設立年月	註冊年月
星火安全火柴合資公司	製造火柴	二萬四千元	四川瀘州	民國元年十二月	民國元年十一月
泰昌輪船合資公司	輪船運送	三萬元	安徽蕪湖	前清光緒二十八年八月	同二年七月
華盛織帶廠合資公司	製造腿帶	一萬元	奉天營口馬市街	民國二年十一月	同三年一月
繼長永地毯合資公司	製造地毯	一萬二千元	北京崇文門內大街路東	前清光緒三十一年三月	同同
振新合資公司	機織緞疋	四萬元	浙江杭城烏龍巷	前清宣統三年六月	同三年二月
華興火柴合資公司	製造火柴	八千元	廣東南海佛山栅下大塘涌萬安橋	民國二年二月	同同
南粵火柴合資公司	同	一萬元	廣東四會縣城北門直街	同元年十二月	同同
火和火柴合資公司	同	六千元	廣東番禺縣芳村	前清宣統二年四月	同同
廣中興火柴合資公司	同	六千元	廣東順德縣崑岡沙地方	同十一月	同同
新益輪船合資公司	輪船運送	八萬元	山東煙臺	民國二年十二月	同三年三月
上海福新機器麪粉合資公司	機製麪粉	六萬元	江蘇上海閘北光復路浴河	同七月	同三年四月
裕新小輪合資公司	輪船運送	四千元	江蘇上海英界河南路	同十月	同同
政記輪船合資公司	同	十二萬元	山東煙臺	前清光緒三十六年	同同

公司名稱	營業	資本	本店所在地	設立年月	註冊年月
東信軋花機器廠合資公司	軋花機器	三萬元	江蘇上海美租界北蘇州路	同　二十八年二月	同　同
裕順合麪粉合資公司	機製麪粉	五萬元	吉林寧安縣幌房山子	前清宣統二月九日	同　同　五月
忠信和繅絲廠合資公司	機器繅絲	五萬元	廣東順德縣	民國三年一月	同　同　五月
大成呢衣革履合資公司	製售呢衣革履	三萬元	北京前門外煤市街	同　二年四月	同　同　六月

(乙)合資有限公司

公司名稱	營業	資本	本店所在地	設立年月	註冊年月
益濟生造紙合資有限公司	造紙	六千元	直隸任縣章堂村	前清宣統三年十二月	民國元年六月
大生鐵廠同	製造機器鐵器	一萬二千元	直隸實抵縣新集鎮	同　三年四月	同
通裕轉運同	轉運貨物	一萬元	奉天省城車站	民國元年四月	同
通濟運米同	販運米糧	一百萬元	北京	同　七月	同　七月
恆豐麪粉同	機製麪粉	五萬元	江蘇無錫北門外李港濱	同　二年二月	同
民益織布工場同	織布	一萬元	直隸天津南市	同　元年八月	同　二年十一月
新華機器麪粉同	機製麪粉	五萬元	吉林寧縣南關外	同　二年一月	同　十二月
利用同	製造石棉各物品	三萬七千元	奉天錦州	前清宣統元年十一月	民國二年
吉祥火柴同	製造火柴	二萬二千五百元	廣東番禺縣河南馬冲橋外	同　十月	同　三年一月
大泉染布同	染布	一萬二千元	吉林省城順城外	民國元年十月	同
文明火柴同	製造火柴	二萬元	廣東省城西門外彩虹橋	前清光緒三十四年十月	同　三年二月
同新灰鐵同	石鐵鐃灰	五千元	廣東惠陽縣黃洞鄉	民國元年三月	同　三年四月

(丙)股分有限公司

公司名稱	營業	資本	本店所在地	設立年月	註冊年月
大中火柴同	製造火柴	二萬元	河南開封縣南關	同二年九月	同八月
雲錦機廠同	織造布疋	三十萬元	湖北沙市板門子街	同元年五月	同九月
合利貞小輪同	輪船運送	五萬元	湖北沙市堤街	同二年三月	同十二月
昌福印刷股分有限公司	鉛印石印	六萬元	四川省城	前清宣統三年二月	民國元年六月
廣業機器織布同	織造洋布	三萬一千元	奉天大西門裏	民國元年二月	同七月
華洋人壽保險同	人壽保險	一百萬兩共牧五十萬兩	江蘇上海公共租界江西洛	前清光緒三十年十二月	同九月
北洋漱興漁業同	漁業	十萬元	天津南市街	民國元年八月	同十月
天惠實業同	墾牧森林造域	十萬元	吉林省長嶺縣迤北華與鎮	前清宣統二年八月	同同
華衛小輪同	輪船運送	一萬元	威海衛	民國元年五月	同十一月
華安合羣保壽險同	人壽保險	一百萬元	江蘇上海英租界黃浦灘	同十二月	同十二月
緯成絲呢同	織造緞疋	二萬元	浙江杭縣下池塘巷	同五月	同同
熒昌火柴同	製造火柴	五萬元	江蘇上海浦東爛泥渡	前清宣統三年六月	同二年一月
新商河輪同	輪船運送	一萬元	江蘇常州武進西門外	民國元年一月	同二年四月
兩益轉運同	轉運貨物	一萬元	吉林長春	同二年四月	同同四月
燭川電燈同	電燈	五十萬元	四州重慶	光緒三十四年五月	同同四月
大有麪粉同	機器麪粉	二萬五千兩	江蘇上海英租界蘇州洛	民國二年四月	同同五月

張家口電話公司	電話	一萬三千六百元	察哈爾張家口	同二年六月	同五月
華昌火柴同	製造火柴	七萬五千兩	天津西沽村	宣統三年正月	同六月
實興煤鑛同	開採硬煤	十萬元	浙口相廬縣東門	同二年三月	同同
福利肥皂同	製造肥皂	一萬五千元	山東煙臺西馬洛	民國二年五月	同同
中華揆運同	轉運貨物	十六萬七千零五十元	江蘇上海界洛	同元年八月	同七月
關東製火柴同	製造火柴	五萬元	奉天營口青堆子	同二年五月	同同
振業火柴同	同	二十萬元	山東濟南普利門內小溝街	同二年八月	同同
實豐煤鑛同	開採煤鑛	六十萬元	山西大同縣城	同年二月	同同
齊安墾牧同	墾植畜牧	三萬兩	湖北武昌省城龍神廟街	宣統二年十二月	同九月
新記營運股分有限同	帆船運送	四十萬兩	江蘇上海南市吉祥衙	民國元年三月	民國二年十月
川江輪同	輪船運送	三十萬兩	四川巴縣	前清宣統元年九月	同十一月
淮上第一火柴同	製造火柴	五萬元	安徽鳳陽縣臨淮鎮	民國二年五月	同十二月
張裕釀酒同	釀製葡萄酒	二百萬元	山東煙臺	光緒二十一年八月	同十二月
永濟輪船同	輪船運送	三千元	浙江海鹽西門	宣統元年一月	同三年二月
臨海六埠拖輪同	同	四萬六千元	浙江臨海江厦街	同三年四月	同同
大有利電燈同	電燈	二十萬元	浙江枕縣中板兒巷	同元年十一月	同同
大源機器油餅同	機製豆油	十萬元	江蘇鎮江西城外衛花塘船塢橋東	民國二年	同三月
上海康年保壽同	人壽保險	百萬兩先招二十萬兩	江蘇上海北京路	同元年三月	同同
海嘉全盛商輪同	輪船運送	五千元	浙江海鹽縣西門外	同三年三月	同同

廈門電燈電力同	電燈電力	三十萬元	福建廈門	同元年五月	同	同
南山雜貨同	運售雜貨	一萬五千元	福建福州南臺下杭街	同二年十二月	同	同
福建電話同	電話	四萬五千元	福建閩候	同二年十二月	同	同
中國精益眼鏡同	製售眼鏡	十萬元	江蘇上海英租界南京路勞合路	實統三年九月	同	同
紹蕭越安輪船同	輪船運送	三萬元	浙江紹興	民國三年一月	同	同
裕盛通運同	轉運貨物	四萬元	吉林省城車站	同三年四月	同	同
惠元機器麪粉同	機製麪粉	十五萬元	江蘇無錫北門外惠山濱	同二年十二月	同	同
合裕火柴同	製造火柴	三萬元	四川合川縣城外南津路	同二年六月	同	同
三益火柴同	同	二萬一千元	四川渠縣三匯鎮	同元年十月	同	同
華新紡紗同	紡紗	三百萬元	直隸石家莊	同九月	同	同
利用同	機製銅鐵器皿	一萬元	吉林省二道碼頭北首路西	同六月	同	同
貽來牟和記同	磨麪輾米鋸木	十二萬元	北京西使門內北棧閣	宣統二年七月	同	同
玉泉山啤酒汽水同	製造啤酒汽水	十一萬元	京西玉泉山	民國二年十月	同	六月
鎮海商輪同	輪船運送	一萬二千五百元	浙江鎮海大道頭	光緒二十七年三月	同	同
康阜墾牧樹藝股分有限公司	墾牧樹藝	一萬二千元 五百萬元先收一百二十五萬元	安徽巢縣北鄉大峯口山下	前清宣統二年正月	同	同
中日實業同	經營實業	十六萬元先招八萬元	北京	民國三年五月	同	同
大同鑪頭同	製售食品鑪頭	三十萬元	福建廈門	同二年十月	同	同
萬興蘇袋同	機製蘇袋	二百萬元	天津金家窰	同元年十一月	同	同
商務印書館同	印刷出版錄製管教育用品		江蘇上海英租界	光緒二十三年正月	同	同

附商號註冊表

乾泰輪船局	輪船運送	一萬二千元	福建福州南臺	民國三年三月	同	同七月
中華書局	印刷出版兼製售教育用品	一百萬元	江蘇上海虹口東百老滙路	同　二年四月	同	同
履安造織	機織線機線衫	三萬兩	江蘇上海	同　二年三月	同	同
豫慶轉運煤炭	轉運煤炭山貨	一萬五千兩	河南鄭城縣溱河地方	同　二年九月	同	同
洵化罐餘	製售食品罐頭		福建廈門	光緒三十三年	同	同
正大食鍋	鑄鍋	五萬元	江蘇無錫縣雙河上	民國三年九月	同	同
温州墾務	開墾	一萬三千五百元	浙江瑞安縣城	光緒三十三年十二月	同	同
試進電話	電話	一萬元	江蘇武進城內雙桂坊	民國三年一月	同	三年同
京師華商電燈	電燈	一百八十萬元	北京正陽門內西城根	光緒三十年八月	同	同八月
浙江印刷	印刷	一萬二千元	浙江杭縣枝頭巷	民國元年八月	同	同
華衛小輪	輪船運送	一萬二千元	山東威海衛	同　同五月	同	同
羊城保險置業	火災海上保險	五十萬元	廣州城長堤蜻海	同　二年九月	同	同
江北印刷	印刷	一萬元	江蘇江都縣城內	同　三年七月	同	同
遂昌火柴	製造火柴	三萬元	四川遂寧縣	同　二年四月	同	同
協義火柴	同	一萬五千元	四川樂山縣	同　三年三月	同	同
武進登民籐轎	籐轎	三千元	江蘇武進城內府直街	同　三年六月	同	同
永華火柴	製造火柴	八萬元	直隸泊鎮	同　三年五月	同	同

商號名稱	營業	資本	本店所在地	設立年月	註冊年月
蕪湖新昌獨皂城廠	製造洋燭羊皂土堿	五千元	安徽蕪湖江夏石	前清宣統元年正月	民國元年十二月
紹香村太記	糕餅茶食糖果饅頭	五千元	江蘇上海四馬路望平街口	光緒二十二年七月	同　二年十月
興須福機器麪粉廠	機器麪粉	五萬元	山東濟南商埠緯三路	民國二年八月	同　同
巧明光記火柴廠	製造火柴	二萬元	廣東南海縣佛山鎮缸瓦鎮	宣統二年九月	同　三年二月
義和火柴廠	同	一萬元	廣東南海縣平州鄉	光緒十九年九月	同　同
葉國瑞牛乳膏廠	製售牛乳膏	二萬元	福建閩侯縣六十分洲	民國二年四月	同　四月
永愼泰糖號	販運中皮猪毛車糖	六千元	浙江杭縣湖墅	同　元年一月	同　同
東亞麪粉火磨廠	機製麪粉	九萬餘元實收、銀洋八萬元整	吉林哈爾賓中國西道街	同　二年四月	同　五月
查二妙堂紹記香墨店	製售筆墨	五萬元	江蘇上海小東門內大街	前清咸豐年間	同　同
許若記絲號	運售嘉興絲	一萬五千元	江蘇上海二擺渡鎮里	光緒九年十一月	同　七月

試採鑛權一覽表（四完）

農商部公表

直隸	同	易	白羊村地方	煤	一千八百九十八畝九分	同	楊開泰	同十月五日
山西	平	定	陽泉村蔡窪溝	同	三方里二十六畝十三方丈	同	建昌公司陸尚友	同十月八日
京兆	宛	平	北辛安村磨石口山場	同	一千零六十五畝	同	賀苴泰	同十月十四日
奉天	安	東	接梨樹	銅	六十畝	同	郭懋椿	同同
同	同		銅溝嶺	同	九十三畝三分	同	同	同同
同	同		湯地子	同	四十八畝一分一厘	同	同	同同
安徽	宿		北鄉灘溪鎮	煤	一千九百四十三畝三分	同	普利煤鑛公司張鳳檀	同十一月十六日
山東	嶧		棗莊等處	同	三百十七方里	同	商辦山東嶧縣中興煤鑛有限公司	同十一月廿五日
安徽	宣	城	北鄉馬山圍中茨山	同	一千四百三十畝	同	陳則民	同十一月廿八日
湖北	竹	山	鄧家臺花竹窿堡	銅	六百二十五畝	同	宋則臣	同十二月一日
奉天	本	溪	東棻子窖溝	煤	一千畝五	同	孟焯臣	同十二月九日
浙江	諸	暨	小東鄉橡溪區高大村街場坑	鉾	三百六十五畝	同	人和鉛鑛公司陳維清	同十二月十一日
河南	修	武	寺河村桐樹溝等處	煤	四十九方里	同	中原鑛務公司胡汝麟王敬芳	同十二月十八日
同	沁	陽	老君廟村地方	同	十方里	同	同	同同
四川	彭		白水河地方大寶山	銅	七百九十九畝	同	四川彭縣銅鑛局	同同

直隸	磁西	佐村	煤	十一方里二百三十畝	同	京漢鐵路局	同十二月廿一日
同	遷慶	黑溝	鉛	一千二百九十二畝七分六厘三毛	同	興業公司楊以儉	同十一月廿四日
同	井陘	黃家溝	煤	八百四十七畝九分二厘八毛	同	平豐公司經理段啓勳	同同
山西	大同	三道溝	同	五百七十六畝	同	大興煤礦公司代表姚鴻猷	同十二月卅一日
湖南	衡舊	馬拉格地方	錫	三千四百六十畝	同	吳現	民國四年一月六日
安徽	宿松	東鄉黃泥莊	煤	三百四十四畝四分零	同	鼎興煤礦公司曹煥乾	同同
江蘇	江寧	湯泉鄉湖山村地方	同	二百七十畝	同	昌茂林	同一月十一日
直隸	懷來	八寶山太石梁金龍潭	同	二千六百五十八畝	同	姚貽謀	同一月十三日
浙江	長興	合溪鄉至德區地方	煤	三千五百七十四畝三分	同	長興煤礦公司劉長霞	同一月十三日
湖南	衡舊	半坡地方	錫	五十二畝整	同	鈞運昌、何幹臣	同一月十五日
廣東	防城	那拖嶺	鉛	二百六十畝	同	裕欽開合有限公司代表劉偉臣	同一月十八日
同	同	馬鞍嶺	同	二百一十畝	同	同	同同
福建	永泰	福建鄉單壁坑左右兩崙	鉛	六十三畝九分	同	永寶鉛礦公司總理劉少敏	同同
山西	陽曲	大片上臺抗上	硫磺	二百八十九畝正	同	王封磺礦公司龍篤敬	同同
同	同	磐水溝石曹溝	同	二百八十九畝	同	實華金礦公司周金生等	同同
直隸	進化	龍水頭口外西馬道	金	三百三十七畝四分六厘	同	裕豐礦務有限公司陳德普	同同
廣東	雲浮	茶銅堡大石山	銀鉛	一百四十五畝二分五厘	同	同	同同
直隸	進化	龍鬚菴地方	金	二百八十九畝七分正	同	劉樹聲	同一月二十九日
湖南	道縣	鴨頭寨木棚江小棚江金水溝石坑平	鉛	一百四十三畝七分	同	道縣浩濂公司代表洪溥濂	同同

安徽	貴池	東一保孫家沖	煤	三七十七畝正	同	池裕公司吳藻	同二月一日	
湖南	箇舊	中竹林山地方	錫	五十二畝正	同	鈞運昌何幹臣	同同	
同	同	同	同	七十八畝正	同	馬學賢	同同	
吉林	吉林	馬家溝地方	煤	七百五十四畝正	同	東源公司代表張澤藻	同二月四日	
湖南	羅平	北鄉阿東地方	硫磺	一百畝正	同	周禮焜	同二月十二日	
奉天	錦西	臥龍泉地方	煤	二百七十畝正	同	張鴻志	同同	
京兆	宛平	蓮華菴黃柏樹窪地方	同	二千四百三十畝	同	姚荃生	同二月十八日	
安徽	懷遠	舜耕山後倪家莊附近	同	五千三百七十五畝正	同	段蔭鶴	同同	
江蘇	江寧	朝陽門鎮鎮鄉山口村象山	同	三百五十六畝	同	胡銘盛	同同	
奉天	遼陽	東三鄉界內太窰村北張家流	同	七百五十二畝	同	曹佩文	同二月二十二日	
湖南	箇舊	黑明礦	錫	一百零四畝	同	天德和、謝希曾	同同	
同	同	上大沖	同	三百三十八畝	同	張崇義	同同	
同	東川	忠順區麒麟山	鉛	二百十八畝	同	劉盛基	同同	
安徽	貴池	東一保饅頭山相木沖之燒凹	煤	三百四十七畝	同	六合公司尉運龍	同同	
奉天	遼陽	大窰保地方	同	四百二十八畝	同	裕興公司代表謝子勝	同同	
廣東	曲江	羅頭嶺	同	一方里	同	宋禮昨	同同	
浙江	建德	圖鄉東鋼官城貢公場及鄉子山	同	九百畝	同	廣利公司孫紹林	同同	
直隸	遵化	硝石峪金	同	四方里一百六十畝	同	程實三	同三月一日	
雲南	箇舊	小竹箐山	錫	一百零四畝	同	張世安	同三月六日	

浙江	長興	合溪儀石屑閘	煤	一千零六十八畝	同	四月十日	唐興煤礦公司許頌華
湖南	郴宜章	永寧鄉安源六都廠田儀	錫	二千六百零二畝三十三方丈	同	帶通公司楊度	同　同
雲南	箇舊	灣子大涉山	同	一百零二畝	同	張家祥	同　同
同	同	耗子廠	同	七十六畝	同	謝鴻恩	同　四月十三日
山東	博山	黑光嶺趙家塊羅家硼郭家硼馬家硼焦家舍	煤	八百六十六畝四分	同	趙成吉	同　同
雲南	箇舊	銀母山	錫	一百十六畝	同	李龍元	同　同
湖北	陽新	懷仁里銅綠山	銅	七十八畝六分九厘	同	萬彬	同　同
浙江	陽溪	梧亭莊銀坑之銀山	鉛	一百九十一畝三分	同	啓民公司葉春林	同　四月十五日
奉天	海城	大嶺界內羅圈溝	滑石	七十五畝零二厘	同	修實深	同　四月十七日
山東	博山	東南獐八陡鎮西趙家硼	煤	五百八十一畝	同	謝天陽	同　同
同	同	後池	同	一千二百四十八畝	同	張子佩	同　同
同	同	高家林趙家崖等處	同	二百九十三畝七分	同	錢汝能	同　同
湖南	益陽	三里板溪	鉛	一千五百九十三畝四十二方丈	同	久通鉀鎮公司梁振章	同　四月廿日
京兆	房山	北害村	煤	五百三十六畝	同	吳叔明	同　五月二十日
奉天	錦西	大害溝	同	五千四百畝	同	通裕路鎮公司陳膺南	同　五月二十一日
同	西安	北牢截河	同	四百三五十畝	同	實興煤鎮公司張宜三	同　六月三日
京兆	宛平	龍門村北坡	同	四百二十九畝一分九厘	同	裕慈公司趙玉書林阿德	同　六月五日
吉林	吉林	衙龍肚二甲火石嶺子	同	六百十畝	同	朱堯佐	同　六月十四日
山西	陽曲	王封山高神廟	磺	五百四十畝	同	新磺公司郭耀堂	同　七月七日

奉天	海城	麻家堡鄉楊家堡	滑石	十七畝三分六厘	同	公益公司田雨時	同七月九日	
四川	鹽源	瓜別司地	金沙	一百八十畝	同	官辦田坪金鑛局局長周永慶	同七月二十一日	
江蘇	蕭	皇鎮火石崗	煤	二百八十七畝	同	大同煤鑛有限公司徐世超	同七月廿九日	
山西	晉城	五里舖	同	二百六十一畝三分	同	保晉公司劉篤敬	同八月四日	
雲南	紋江	新安里向家山	同	四千三百三十一畝九分四厘	同	孟凌雲	同八月二十六日	
奉天	本溪	田什付溝	同	四千二百九十六畝一分二厘	同	同	同	
同	同	同	同	五千四百畝	同	同	同	
同	同	同	同	三百四十三畝三十二方丈	同	鷺營公司代表林世燕	同	
湖南	辰谿	雍和鄉桐灣溪	同	九方里一百二十三畝五十三方丈	同	林資鑑	同八月二十六日	
福建	龍巖	水流潭山	同	一萬二千六百畝	同	復林鉛鑛公司劉慕元	同九月二日	
奉天	輝南	楊杉岡地方	同	七十五畝四十八方丈	同	開源鉛鑛公司劉維翰	同九月二十五日	
湖南	桃源	白石村赤溪	鉛	五方里	同	蕭耀庭	同十月四日	
吉林	寧	甸皮州哨	銅	二千二百九十六畝	同	劉樹基	同十月六日	
湖南	羅平	老君臺	鉾	一千二百八十畝	同	華源金鑛公司莊慶管 增和狄都	同	
京兆	密雲	馬家	金	二百七十七畝	同	安平煤鑛公司經理鍚鋐	同十月七日	
安徽	宣城	東鄉永寧鑛孟羅圖水巷鳳翼村後山場	煤	七十八畝三方丈五十九方尺	同	何鳳祺	同十月十五日	
湖南	安仁	杉長村乾塘坪	鉾					

奉天海龍	三八石 二八石	金	一千三百五十四畝八分	同	周文芳	同	十月二十五日	
京兆宛平	門頭溝圖門外西北坡地方	煤	四百九十畝卅方丈	同	焦沛田	同	十月二十九日	
同	同	同	四百三十五畝十五方丈	同	劉懷金	同	同	
直隸宣化	蔚窯溝王家樓胡莊子	磺	一千四百六十七畝九分六厘六毛	同	宣化礦磺公司賀培業 黃鍾澄	同	同	
熱河朝陽	鷄冠山奈曼溝	金	二百七十五畝三分六厘	同	蔡佩如	同	十月三十日	
河南湯陰	小寺灣	煤	三百六十畝	同	馬吉樟	同	十一月二日	
京兆密雲	桃園	金	一千七百畝	同	華源金鑛公司增和	同	同	
河南安化	四都壹溪坪白陽塘渣淨溪	鉛	七十七畝三十三丈	同	萬通公司梁換均	同	十一月五日	
同	五都滑板溝	同	一千一百二十二畝	同	鈞裕公司梁換均	同	同	
同	五都探溪木李坪	同	二百四十六畝	同	鐵裕公司梁換均	同	十一月九日	
河南武安	距城二十五里東南劈	煤	二方里五百二十四畝五十五方丈	同	利華煤鑛公司吳樹藩	同	同	
直隸遵化	龍巖庵	金	二百八十九畝七分	同	劉樹聲	同	十一月十九日	
安徽繁昌	十五都大信沖	煤	三百九十三畝	同	大興煤鑛公司朱廷佩	同	同	
奉天海城	廟兒溝毘連依家溝河家溝山楷溝地方	滑石	八百六十九畝四分三厘	同	王秉鉞	同	同	
同	廟兒溝毘連石時溝唐定子溝柳條溝	同	五百四十畝	同	同	同	同	
京兆宛平	楊家塊埠碣子	煤	五百八十五畝	同	陳全福	同	同	
直隸磁	西鄉峯峯村	同	六方里三百三十畝十五方丈七十五方尺	同	中和煤窰公司李驗章	同	同	
安徽涇	北鄉青東都鼓樓舖西北之茨山及楊堅園等山	同	六百三十九畝九分	同	涇洞公司方敬菴	同	同	
同	北鄉里仁都宣陽都之指顧嶺及晏公塘等山	同	一千九百十一畝九分	同	同	同	同	

同	同	北關溪土都之楊梓山及柳子溝等山	同	一千四百零七畝	同	同	同	同	同
奉天	錦西	虹螺岘	同	五千四百畝正	同	陳應南	同	同	同
福建	事德	黃栢村石獅山	鉛	五百七十五畝	同	華興公司陸鴻雲	同	十一月廿四日	同
同	同	黃栢村東寶山	同	五百七十畝	同	同	同	同	同
熱河	朝陽	南票	同	三十六又百分之三十九方里	同	京奉鐵路管理局	同	十一月三十日	同
同	同	北票	煤	七十二方里	同	同	同	同	同
吉林	賴穆	泣法溝望寶山	同	九方里五百二十畝零二方丈	同	那哲臣	同	十二月二日	同
湖南	鹽鎮	株樹坡陸家嶺等處	鉛	一方里二百十八畝七分四方丈	同	龐養浩	同	十二月三日	同
同	同	溫和鎮鄉屬塔河第一金鑛區	金	二千六百八十二畝八分三厘三毛	同	馬蓋鄉	同	十二月十一日	同
同	同	同第二金鑛區	同	二千六百九十八畝九分四厘二毛	同	同	同	同	同
同	同	同第三金鑛區	同	二千六百九十一畝七分八厘八毛	同	同	同	同	同
同	同	同第四金鑛區	同	二千六百九十八畝八厘九毛	同	同	同	同	同
同	同	同第五金鑛區	同	二千六百九十八畝一分六厘三毛	同	德顯廷	同	同	同
同	同	同第六金鑛區	同	二千六百九十九畝三分七厘六毛	同	同	同	同	同
同	同	同第七金鑛區	同	二千六百八十九畝三分七厘	同	同	同	同	同
同	同	同第八金鑛區	同	二千六百八十九畝二分六厘三毛	同	馬維邦	同	同	同
同	同	同第九金鑛區	同	二千六百八十四畝九分四厘二毛	同	同	同	同	同
同	同	同第十金鑛區	同	二千六百九十五畝六分五厘一毛	同	同	同	同	同
同	同	溫和鎮鄉料甸芬河第一金鑛區	同	二千六百九十六畝六分〇五毛	同	馬子厚	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	臺北
同	同	同	同	同	同	同第二金鑛區
同	同	同	同	同	同	同第三金鑛區
同	同	同	同	同	同	同第四金鑛區
同	同	同	同	同	同	同第五金鑛區
同	同	同	同	同	同	同第六金鑛區
同	同	同	同	同	同	同第七金鑛區
同	同	同	同	同	同	同第八金鑛區
同	同	同	同	同	同	同第九金鑛區
同	同	同	同	同	同	同第十金鑛區
同	同	同	同	同	同	同

廣西	河池	南丹土州六箇村地方	錫	一百二十二畝四十八方丈	同	慶遠錫鑛公司簡肇承	同 十二月十四日	
同	那地土州	邑場村地方	同	一百四十九畝三十九方丈	同	同	同	
同	河池	南丹土州長坡村	同	二百七十七畝四十八方丈	同	同	同	
同	同	南丹土州高峰新周同車江	同	四百十六畝	同	同	同	
同	同	南丹元州元馬村	同	一百四十三畝	同	同	同	
同	河池	塘瀧河	錫砂	延長五里九十九丈九尺	同	同	同	
湖南	慈利	茶店橙浸水潭巖壁下	雄黃	六十四畝十方丈	同	孫道仁	同	
同	沅陵	花岩山	鉛	五百三十九畝三十二方丈	同	楊度	同	
四川	會理	天寶山	銀鉛	八百四十五畝	同	會昌公司周繼武	同	
同	巴	南鄭鄖眞武山等處	煤	二千六百七十四畝四十五方丈	同	四合公司文道尊	同	
熱河	平泉	楸樹臺地方	同	二千零七十一畝	同	千恩甲	同 十二月二十日	
湖南	慈利	獅子岩黃連峪	鉛	一百八十五畝強	同	姚嶽甫	同	
河南	彰陽	崔廟鎮陳河村	煤	四百九十七畝	同	千鴻緒	同	
奉天	撫順	鳳凰	爾屯	一平三百五十四畝七分一厘五毛	同	撫順鳳爾屯煤鑛公司孫鳳	同	
湖南	沅陵	界亭驛紅岩溪	鉛	二百十七畝十六方丈	同	興公司梁換均	同 十二月廿四日	
同	郴	永豐鄉椿木山	同	二百二十七畝三十六方丈	同	商一公司李光燦	同	
同	奎	陽二里鉢埠鎮猪軍山	同	一百三十四畝二十方丈七十五尺	同	弘業公司宋雙元	同	
四川	慧	功經緒屯	二	六方里五六、三九四畝	同	榕華公司林振鏞	同 十二月卅一日	
同	金		同	一方里五百十六畝五十五方丈	同		同	

同	同	同	同	同	同	九方里二百八十畝四分二毛	同	同	開同
山東	博山	八徒鎮黑山前根	煤	一千一百二十二畝六分	同	徐永和	同	同	
安徽	懷寧	縣本鄉葉家沖大凸凹一帶	同	二百七十畝	同	顧鎧	同	同	
廣東	防城	東興黃關村黃麻嶺	錫	九十九畝	同	岑鼓號	同	同	
福建	德化	尤中里上墅鄉右墅山等稠坑綺陽鄉鐵山崎獅形山	鐵	二千六百九十五畝二千七百毛	同	永德安煤鐵股分有限公司	同	同	
同	永春	三都內坑鄉山武後威德里潘田卿	同	二方里五十二畝十一方里四百七十四畝三分二厘七毛	同	黃仲開、吳資深、林長民、季士鑑、鄭復	同	同	
安溪		感化里大際山溯上山五閭山	煤	十五畝、十五畝、二十五畝	同	劉崇傳、薛福樞、馬尉、力鈞	同	同	

支那國民性と支那の革新（上）

支那人が優越なる組織的能力を有する事は外國人の齊しく之を認むる處なり、支那人は其國内に在ると國外に在るとを問はず、多數存在する場合には、百色目鏡の色硝子の碎片の如く、必ず自動的に或る一種の團體を組織するに至る人種なり、然れども支那人は如此き組織的能力を有するに拘らず、近世國民としてその獨立を保全し、其勢力を伸張し、他國の尊敬を維持する爲に、最も必要なる組織を形成する事に關しては、甚だ遲々たるものあり、其因つて來る處奈邊に在りやは、その解釋に著しき困難を感ずる問題なり、吾人の解する處にして誤なくんば、支那人は時勢の推移、近世の教育、軍隊、政治並に政府の組織の完成に對する國民としての一致協力心、及び物事を成就せんとするに必要なる眞面目の態度を欠缺し居るものの如し、勿論支那人中にも國家の發展を計らんが爲めに、大に努力し居る人士の存せる事は、吾人の屢々見る處なり、又支那人が次第に覺醒しつゝある事を確かむるに足る、卓越せる進歩的事業の實例に遭遇する事も屢々なり、然れども遺憾に堪へざるは、十分事理を解せざるに拘らず、解したるが如く裝ひ、進歩の跡なきに拘らず、進歩せしが如く裝ひ、ぐる〳〵まかれたる辨髪の上に、山高帽を頂き、遠き祖先の遺物なる皆て洗濯したる事なき汚れたる下着の上に、高襟をまとひ、新問題新慣習に對しては、飽く迄頑固に對抗せんと決心し居るに拘らず、表面從順と妥協とを裝える事なり。

支那人は其の舊弊の方法に依り、團結する事實、人民は最も舊來の社會組織、生活條件及び生業を喜ぶ事實、各官吏は其の新教育を受けたる者なると否とを問はず、皆古の失政弊政收斂の傳說に捉はれ、舊慣先例を墨守せる事實、庶民は公の災害に對し、留意する事なく國民の安寧幸福を

度外視し、壓抑暴政に對して無神經なる事實等に對し、種種辯明すると雖も、一も問題の機微に觸れ、且支那人は國民として不適切なる者なりてふ事實に對し、反駁となるに足るものなし、惟ふに眞の辯解は、人民の社會的生活並に道德觀念を分析する事により、之を發見し得可し、泰西評論家は支那を日本に比較して、支那はその人民の間に公共心を缺除し居るが爲めに、その發達を沮碍せられ居れりとの結論に到達するを常とせり、此の結論たるや眞情を穿てるものと云ふ可きか、蓋し支那人は政治的生活に對しては、驚く可き利己的の態度を有し居り、且國民の一員として、國家に對し一定の義務を負ふと共に、一定の權利恩惠を享有し得可き者なる事を自覺せず、又何人と雖も自己中心の經濟的立場に立てる支那人を、その立場より動かさんとせば、彼等が傳說的に正當なりと信じ居る、根據に基きて立論するの外道なければなり。

支那の事情に精通せる人々は、支那の災禍の因は一に蟠つて此の點に存すと云へり、蓋し事實の眞相を穿てるものなる可し、此の支那に關する凡ての災禍の因なる利己主義を十分釋明せんと欲せば、須く一步を進めて支那人の生活及び道德觀念を研究せざる可らず、支那人の經濟思想は一家を根基とし、その道德觀念は家門の範圍を出でたる事なし、仁愛は家を始まり家に終るものなりとせり、正邪、善惡、良心、慈愛其他万般の德は皆之家門の範圍內に限らる可きものとせり、即ち齊家を以つて其の根本の德とせるなり、支那人の道德は現代諸國民の道德と同しく、其の發達の經過に於て永き歷史を有せり、而て各種の道德中最も古き歷史を有する家族關係を律するの德なり、その以外の德は皆家族關係を律するの德に附隨して存在せるものなり、正義なる人とは自己の家庭の木の蔭にて、總ての德を實現する人を云ひ、祖先傳來の障圍たる家庭の外に於て、德を施すは一種の社交政策と見られ、他人に對する獻身的行爲は愚人のなす處、他人に對する同情は家族に對する罪、一門以外の者に對する寬仁は薄志弱行を意味するもの、何等の親戚關係なき者に對し不正直が自己の家族にとりて有利を齎らす場合に、正直なる行動を爲すは痴人の夢のみと考へられ居りたり、之古の家長政治時代の法度たりし處にして、世界の各國民は何れも皆此の時代を經過して、發達し來りしものなり、然れども社會道德觀念の發達に伴ひ、家族本位の家長政治時代の道德は、次第に發達して、一門本位となり、一門より一族、一族より一鄉、一鄉より一國、一國より更に進んで遂に人類全般と云ふが如く、漸次發達せしものなり、勿論人類全般を單位とせる道德の完全なる發達を遂ぐるに至るは、尙前途遼遠なる可く、現今に在りては單に理想たるに止ると雖も、かゝる時代の到來するは亦期して待つ可きなり、然るに支那は經濟上の事情に基き、家長政治時代の法度を捨て、一門一家の壘壁の外に於て正邪善惡慈悲獻身の德、義務の觀念其の他次第に認識せらるゝに至りし各種の德を實行するの必要を認むるに至らざりき、支那帝國政府は國內の秩序を保ち、分裂を防がんが爲めに、支那人の間に根柢深き家長政治制度に對する崇拜を利用

し、範を「家」に執りて建設せられたるものにして、其の組織の各分子は、下、地方政廳に至る迄皆所謂地方民の父母を以つて任ずるの制度をとり居りたり。

支那政治學者は國家並に皇帝に對する人民の義務を論ずるに當りては、愛國心並に國民の感情につき根本的に論及する處なく、只先第一に「家」及び之を支配する法則を記述し、更に此の法則を一單位より次第に廣き單位のものに適用し行き、遂に帝國は一の大なる「家」にして、皇帝は家長なり、四億の人民は一の同胞なり、家長なるが故に之を尊敬し之に忠義を盡さゞる可らず、同胞なるが故に互に相愛し、相信し各自の義務を盡さゞる可らずと說くを常とせり、此の說明方法たるや、支那人の愛國心を動かす唯一の方法なりしと雖も、尙此の方法すら時に人種の多種多樣なるが爲め、彼等をして同胞の一人なりとの觀念を會得せしむる事能はずして、只外敵によりその大血族即ち國民全體の利益安全が威嚇せらるゝ場合に於てのみ、其の効力を有せしものなり。

以上の事實は支那歷史に於て最近に起りたる多數の事件、並に多數の權威ある支那書籍により十分證明し得可し、之等多數の證明方法の中にて、最も主なるは、滿洲朝廷の時代帝國の全土を通じて定期に講讀せられたる康熙帝の詔書なりとす、此文書中に記載する處を見るに、賢明なる當局者は、人民を導くに『一家に忠實ならざる可らず、一門に忠實ならざる可らず、遠緣なると近遠なるとを問はず一族に忠實ならざる可らず、更に進んで親族關係及び隣係の關係が區別し難き迄混同したる、一鄕に對して忠實ならざる可らず、更に一步進んで廣大なる漢族の師父なる皇帝及びその帝國に對し忠實ならざる可らず』との勸告を以つてせり、滿洲朝廷の顚覆を目的とせる、哥老會の如き秘密結社は、抽象的なる愛國心又は市民の道德の如きものを基として、同志を叫合せんとはせずして、淸族は漢族の不俱戴天の仇なるが故に、滿洲朝廷を顚覆せざる可らずと說きたり、彼等は民族を基礎とせる團體を造りて此の運動の成就を計りたるに依り、嘗て祖國に對する忠義々務自由主義を高唱するも、何等の反響なかりしに拘らず、今や農夫は鋤を捨て商人は計算器を投げ棄て、翕然として其の旗幟の下に集まり、其の數幾萬なるやを知らざるの盛況を呈するに至れり、支那拳匪の烽起は一面に於ては、淸族に對する漢族の烽起なりしと共に、他の一面に於ては外國人に對する漢族の烽起なりしも、彼等は結局光緒皇帝及び皇太后に味方するに至りしと雖も、彼等が忠誠を致せしは支那と稱する國家の政治上の元首に對してには非ずして、漢族四億の同胞の尊敬せる父親及び一層尊敬す可き母后に對してなせしなり。

支那人の遵奉せる德は、一家に關する德のみなり、此の道德は拘束力强きものにして、支那の社會は極めて嚴正且忠實に其の德を遵奉す可きことを要求せり、一家に關する德以外の道德は之を遵奉するも、何等の價値なき事とせられ居るなり、祖先傳來の傳說に基き書き傳へられたる一家に關する德以外の德は、支那に於ては何等の權威なきものなり、時に或は「家」を超越したる社會に適用す可き道德の

宣傳に力を致し、又人類は總て同胞なり、故に吾人が只其血を分けたる兄弟姉妹の爲めに、濫費せる犧牲的精神、親切、愛情を以つて總ての人類に對す可きものなりと說く者なきにしもあらずと雖も、此の如き說に對しては、年老ひ家富み人生の總ての困難に打ち勝ち來りし人を除きては耳を傾る者之無きが如し。

上に述べたるが如き思想は、支那の都鄙を通じ、各人の頭腦を支配し居るものにして、家長政治時代の遺物とも云ふべきものなり、此の思想たるや泰西諸國民が殆ど全く脫却せし思想なるに拘らず、支那に於ては往古祖先崇拜の廣く行はれし當時の純朴の狀態を存せるが爲めに、今尙行はれ居る道德思想の根基をなす思想なり、家門の外に一家に關する德を擴張するが如きことは、支那人の全く想像せざりし處にして、從つて民主々義の思想の如きものを支那人に了解せしめんとするも不可能なりし處なり、高級の官吏階級は一般庶民に比し瑣か頭腦の進步せし者なりしを以つて、彼等は種々工夫の結果舊帝國時代に於ては、皇帝は漢族の家族的首長なり、故に皇帝に忠勤を拔んずるは其の尊敬す可き祖先に奉ずるの道なりと說きたり、此る說たるや思想の幼稚なる國民の間には、案外に有力に行はれ、徵收官吏の不撓不屈なりし事等二三の原因と共に國家の安全を支持するの働をなしたり。

此の如く社會倫理の古き法則、幼稚なる思想、官權の行使等は、支那が孤立し居りし當時にありては、見事に支那を結合せしむるに役立ちたり、若し支那にして外國と接觸する事なかりせば、その孤立の狀態に於て漢族は永久に幸福に歡喜に充ちて生活す可りしなり。

然れども外國との通商は卒然開かるゝに至り、桃源の夢は破られたり、支那は今や個人主義の諸國民と接觸せざる可らざるに至れり、之等の國民は其の個々に就て見る時は、支那人よりも却つて道德的ならざる者なれども、家長政治時代の道德よりも、遙かに長足の進步をなしたる經濟道德を根據とせる法度を有し居れり、此等外國人との接觸の始まりし瞬間に、家長政治主義の帝國の運命は定められたり、現今支那に於ては民主國體と君主國體との何れが最も支那に適するやに付き論爭せられ居れり、然れども支那が其の何れの國體を採用するかは、支那問題の精髓に何等關係なき事なり、支那の政治問題に最も關係あるは、支那人が社會關係を如何に解釋しつゝありやの問題なり、何人と雖も今日に於ては、家長政治時代の社會道德思想を根基として、帝國を創建し得ざる事、なを共和國を建設する事の容易ならざるに同しき事を知る可し、支那帝國は衰亡せり、然れども其の衰亡の理由は帝國たりしが爲めに非ずして、其の政府の支配せる人民が、野蕃人が依つて以つて相互の虐殺より免れ、同族相食むの慘劇を演せざるを得る、其の社會道德思想より僅かに進步したる社會道德思想により、結合せられ居る廣汎なる人類の群なりしが爲めなり、外國との通商は支那國民をしてその社會組織に關する觀念を根本より改革するに非んば、自由獨立の國民として存在し得可らざらしむるに至れり、國體の形式は偶然のものにして時勢の進步に伴ひ進化す可きものなり、改革は人民の心中に起らざるべからず、支那人民が一國民なる事を自覺し全體としての支那人民の爲めに、各個人は其の身を捧げ其の利益を犧牲にし、相互に相依り相助くるに至らば其の瞬間より支那人は眞正の意義に於ける一國民となり國體の形式の如きは自ら確定するに至る可し。（ファー、イースメン、レヴュー）

支那改革論

米國「ジョーンス、ホプキンス」大學總長
元中華民國大總統憲法顧問　フランク、ジェー、グツドノー

最近二三百年間世界史上に於て最も注目すべき一現象は歐洲の亞細亞征服なり、亞細亞の文明及び制度は其間歐洲の文明及び制度と衝突して或は之に屈從し或は之か爲め多大の變革を來し、或る場合に於ては政治上の支配權か亞細亞人より歐洲人の掌中に移り、他の場合に於ては亞細亞の統治者が少くも名義的支配權を保持することを得たれども政治上の自主獨立を失はんとするの懸念あるが爲め已むを得ずして締結せる條約の爲めに其行動の自由を拘束せられたり。

尙ほ此外に歐洲人と亞細亞人と相接觸し、而して此接觸に於て後者は大に獨立を毀損せらるゝが如きことなかりしも、之が結果として歐洲の商工業組織が亞細亞人の生活上に著大の勢力を揮ふに至りたるの例尠しとせず、近く一例を擧れば歐洲の發明に係る汽船と鐵道は永久斷絶することなかるべき鞏固の鏈鎖を以て歐亞の兩洲を堅く連結し、而して之と同時に東洋諸國に概ね運輸交通の便宜を與へ、因て以て的確に且つ絶えず增大する速力を以て東洋の生活狀態を變更しつゝあり。

又歐洲の工業組織は東洋のそれに比して經濟上優越し居ることを證明し居れり、歐亞の諸國が互に競爭して製造する商品は概ね亞細亞に於けるよりも歐洲に於て廉價に製造し得べきものなるを以て歐亞兩洲間の運輸交通發達するに從ひ、歐洲の製品は徐々に而かも的確に幾多の東洋製品を東洋の市場より驅逐して彼の汽船及び鐵道の如く漸次に東洋國民の生活狀態を變更しつゝあり。

斯くの如く歐洲の文明及び制度が現今東洋の文明及び制度よりも有效なることを自から表明し居るを以て、今や漸く其端緒を開きたりと思はるゝ歐亞の鬪爭に於て歐洲が結局勝利を制するに至るべき證據歷然たりと稱するも決して過言にあらざるべし。

勿論實物主義よりも寧ろ理想主義を主とする見地より論ずれば、歐洲は或は東洋に優越する所なきやも知るべからず、又今後幾世紀の長年月を經る間に歐洲の誇とする東洋に對する其優越の勢力が唯だ形骸を存するのみにして赫々たる光彩を放たざるに至るなきを保せず、然りと雖も歐洲の思想が縱令一時にもせよ近き將來に於て更に大勝を制す

るに至ることは是れ必然の勢にして即ち歐洲の實物主義は恐く東洋の理想主義に對して偉大の勢力を振ふべし、余輩は素より滿足の眼を以て將來を注視するものにあらず、我道義の感念が或は余輩の豫想するもの丶爲めに迫害を蒙むらんも知るべからずと雖も、而かも今日の人事を以て將來を推すに世界人類の生活に於ける歐洲の勢力が近き將來に於て減少するよりも寧ろ增加することは余輩の玆に之を斷言するに憚らざる所なり。

此歐洲勢力の增加を以て殆ど必然の勢なりと認むべくんば、今尙ほ其政治上の獨立を保持し居るも而かも歐洲人が過去二三百年間亞細亞國民に對して採り來れる其態度の特色とも謂ふべき元氣と堅忍力を以て現に其門戶を叩きつ丶ある亞細亞の一國に於て此際如何なる政策を採らざるべからざる乎、換言すれば支那は現今の時勢に際し如何なる政策を採りて可なるべき乎。

此等の質問に對する一般的回答は恐く過去一世紀間の同國の歷史に於て之を發見するを得べし其官吏の勢力に依るか將た其國民全體の率直なる性情によりて然るかは余輩之を知らずと雖も、兎に角歐洲思想の輸入に對する支那の態度は概ね敵意を挾みたり、此敵對的態度が曾に無益に屬せしのみならず又悲慘の結果を齎らしたることは是れ殆ど否認すべからざる所にして即ち歐洲の勢力に對する支那の抵抗は少しも容赦なく全然壓服せられたり、余輩は玆に過去一世紀間支那に對して歐洲の採りたる政策の道德的性質を云爲せんとするものにあらず、其政策は或は幾多歐洲人の唱道するが如く非道德的のものなりしやも知るべからず、或は又其反對者たる支那人の認むるが如く極めて嫌厭すべきものなりしやを保すべからず、然れども歐洲の政策に對する支那の反抗が其政策の採用を阻止することを得ず却て自國を騙つて其目今苦心慘憺して脫出せんと努力しつ丶ある坑穴の中に陷らしめたることは是れ蔽ふべからざる事實なり、故に歐洲思想の輸入に對する支那の反抗的態度は同國の拋棄せざるべからざる否自から拋棄するに至るべきものと臆斷するを得べし、果して然らば歐洲の思想が今後多年間支那に於て益々其勢力を振ふべしとの斷案を下すも決して不可なることなかるべきなり。

因是觀之支那今後の政策が既往に於けるよりも一層誠實の心を以て歐洲の思想を歡迎するに在ることは明白の理にして、支那は之を歡迎すると同時に、其國民中近頃新思想に歸依したる者の熱狂に感染せず、自國特有の狀態に適應せる歐洲の文化のみを採用することに意を用ひざるべからず、又同國は務めて歐洲人の陷りたる過誤失錯を避け而して今後自國に勃興する新生活に於て最も熱心なる歐洲崇拜者すら其存在を否認せざる如き歐洲文明の缺點を矯正することに努力せざるべからざるなり。

此政策を實行せんとするに就き支那が歐洲の文物制度を研究し歐洲の思想に通曉するのみにては未だ以て足れりと云ふべからず、斯くの如き研究の必要なるは論を俟ずと雖も、而かも支那が能く己れを知り歐洲の國情と自國の國情の相違せることを了解することは是れ極めて必要の件に

て、若し同國が歐洲の文物制度を輸入し之によりて最大の利益を得んとする如き遠大の希望を有するとせば其國情の異なるに從て歐洲の制度を變改せざるべからざるなり。

此限りある紙上に於て支那及び歐洲の國情に於ける最も重要なる相の點を悉く擧示せんことは素より不可能の事に屬す、否一個人の獨力を以て果して其相違の點を悉く擧示し得るや否は甚だ疑ふべき所なり、然れとも一觀察者が支那及び歐洲の相同じからざる最重要の點なりと認めたるものを茲に叙述するは敢て失當の措置にあらざるべし。

先づ第一に支那と歐洲の生活は互に經濟上の基礎を異にするものにして、即ち支那は農業國なるも歐洲は工業國なり、支那に於て使用する物品は概ね土壤より產出し且つ通常の農業的方法により殆ど無制限に再生し得べきものにして、右は當に食料用の物品に於て然るのみならず又家屋建築及び其他通常の生活を營む爲めに使用せらるゝ物品に就て云ふも亦殆ど然らざるはなし、歐洲及び歐洲を模寫せるものと云ふも不可なかるべき米國は支那の如く植物性の產物を特とせずして專ら鑛物及び動物性の生產物に賴り生活するものにして、例へば支那人は概ね木綿にて衣服を製するも歐洲人は羊毛と皮革類を盛に使用し居り、支那人は竹と高粱を使用するも歐洲人は鐵の時代に生存し居るものとして自がら任じ居り、又支那人は一般に其山野の塵物を以て燃料と爲すも歐洲人は地中より石炭を採掘して之を燃料に使用し居れり。

斯くの如く支那人が其所要の生產物を獲得する方法は農業的性質を帶ぶるものを主とし、其足らざる所は手工に依る家內工業の組織を以て之を補ふものにして、之が爲め一方には頗る進步發達せる農業起り他の一方には單に農業の附屬物に過ぎずして大に社會の協力を要するが如きこと殆ど之なき小規模の工業制度存せり。

然るに歐洲人が其所要の生產物を獲得する方法は其性質に於て農業的よりも工業的のものにして即ち歐洲に於ては工場及び機關を本とし其好成績を擧ぐる爲めに社會の大協力を要する專門的大工業制度の發達を見るに至れり

支那の農業的性質と歐洲の工業的性質は吾人の卒然考ふるよりも遠大の效果を其國民に及ぼすべきものにして、即ち支那には一定の場所に固着して動かざる巨多の人民ありて此等の人民は完全の交通機關を缺くが爲めに益々其不動性を發揮せんとする傾きあり、歐洲に於ては其國民の起業的性質に基因する大事業を起すべき經濟上の必要が從來支那に於て發現せしよりも大規模なる社會協力の縱し原因とならざりしとするも常に其協力を伴ひたり、此社會の協力は當に歐洲の商工業のみならず又其政治上の生活に於て常に目擊する所のものにして、社會の協力なくんば歐洲生活の一大特色たる大商業及び大工業會社を起すこと能はざるべく又社會協同の能力にして發達せざらんか歐洲諸國に於て普通に採用し居る彼の代議政治は實行せられざりしなるべし。

支那に於て社會の協力が歐洲に於けるが如く發達せざるは大に其國民の農業的性質に起因するものなるを以て、同

國に於て歐洲の思想を輸入するに際し須く此一事を念頭に置かざるべからず、團體を基礎とする工業組織は歐洲に於て成功すべきも、支那に於ては其國情に適應する改正を之に加ふるにあらずんば成功せざるべく、又近世の歐洲諸國に於て目擊する如き形式の代議政體は社會の協力大に發達するに至るまで支那に於て之を採用すること能はざるべし。

支那の生活が歐洲の生活と異なる他の點は家族に與へられたる地位に於て之を見るべし、歐米に於ては家族の結束が支那に於けるが如く遠きに及ぼし又は偉大の勢力を有せず、歐洲の家族は其子女が成年に達するに及んで漸く分離するに至るものにして、子女に對する父の權力は前者が成人するに及んで熄止し、家長が其兄弟姉妹を扶持養育するの義務すら法律又は社會の輿論に於て認められず彼の家族の財產所有權の如きは實際歐洲に於て未だ全く知らざる所のものに屬せり。

然るに支那に於ては個人よりも寧ろ家族に重きを置き、財產所有權が個人よりも寧ろ家族に傳はること往々にして之あり、而して其祖先の子孫を悉く包括する家族の首長は法律上又は社會の輿論に基き歐洲の法律に於て一家族の父に與ふることを許さゝる偉大の權力を有す。

歐洲及び支那に於て家族に與ふる地位の相違は其社會の組織に著大の影響を及ぼしたり、歐洲の個人思想は之によりて世上の財產を悉く二三子の掌中に集むること敢て難事にあらざるが如く思惟せらるゝも、歐洲の法律に於て讓渡權の停止と稱する如き結果を屢次生ずることある支那に於ける家族の財產支配權は歐洲の文明に浴する諸國に於て認むるよりも一層財產の平等分配を齎らしたるものゝ如し、隨て支那に於ては財產分配の不平均に基て能く組織されたる社會階級は歐洲に於けるが如き發達を示すに至らざりき。

支那の家族思想の存在は縱し祖先崇拜に基因するにもせよ更に其國民を定住不動の民たらしむるの效果を有して之を一定の場所に群集せしめ、之と同時に家族よりも範圍の廣大なる社會集團の發達を困難ならしめたり、一言以て之を蔽へば支那に於ける家族の制は同國の農業狀態の下に在りて既に困難なるべき社會協力の發達を更に阻遏したるものに似たり。

支那の歷史は復た同國に於て政治上の權力に就ての概念が歐洲に於て認むる如き程度にまで發達せざることを示すものゝ如し、遠き太古の昔より支那に於て揮はれたる總ての政權が從來天子に傳はるべきものと思惟されたることは是れ素より眞實の事なるも、而も事實上支那に於ては嘗て政治上の權力が現時の歐洲に於けるが如く廣く社會に及ぼしたることなかりしなり、支那は實際放任主義の國にして其放任制度は單獨の個人よりも家族を單位と爲し、理論上絕對無限なるべき天子の權力を以て之に多少の取捨按排を加へたるものなるも、日常の生活に干涉する如き政權に就ての概念は毫も同國に存在せざりしなり、由來支那は法律及び布令よりも寧ろ道德上の訓誨と習慣によりて支配せら

れたる國にして、此道德上の訓誨及び慣例の足らざる所を補はんが爲め法律及び布令を發したる場合には其制裁を受くる者をして將に採られんとする行動の合理妥當なることを覺らしむるを以て攸宜の措置なりと認むるを例とし、現在の習俗慣例に背離せんことを命ずる如き專橫なる布令の發せらるゝことは歐洲の生活に比すれば殆ど絕無の事なりと云ふべきなり。

此因襲の久しき支那國民の態度は其心理狀態に著大の效果を及ぼしたり、先づ第一に支那人は歐洲の國民よりも大に保守主義を奉じ、其性質は特に爭鬪を好むにあらずと雖も而も其合理妥當たることを確信せざる變更に對しては受動的抵抗を試み、因て以て其變更の遂行を困難ならしむることを辭せざるの風あり、蓋し支那人は主權者が國王たると國民の多數を代表するものなるとに論なく、專制的權力に屈從することに慣れざるを以て彼等をして其慣れざる行動を採らしめんとするには先づ彼等をして大體に於て其行動の妥當なることを確信せしめざるべからず、然るに彼等をして斯く確信せしめんとするには其以前に於て實際上全國民の輿論を變更せざるべからざるが故に之に就て屢次長時日を要することあり。

第二に此放任主義と此政治上の權力に對する觀念の闕如は歐洲人と比較して支那國民を無紀律不節制に陷らしめ、之が爲め一方に於ては劫掠及び暴動頻々として起り、他の一方に於ては先祖代々の首長又は族長の權力に服從せざる集團中の社會的協力を困難ならしむるに至りぬ、唯だ顯著なる一例外とも謂ふべきは彼の多數なる支那の商賈及び商業組合が一致團結して歐洲の諸國に於て政治上の權力に附隨するものと認むる如き幾多の任務を盡し居る一事なり。

第三に法令の闕如が國民の一般に遵奉する道德制度の不可抗的强制力と相俟つて個人の權利に就ての思想を殆ど全く沒却せしめ、而して此一事は又個人を包括して其服從を强ふる家族及び組合制度によりて一層增長するに至れり、若し個人が道德上の訓誨を守り且つ家族及び組合の要求に服從するときは、歐洲人と比較して殆ど全く政治上の拘束を受くることなしと雖も、萬一倫理道德の道就中家族生活の本源たる孝順の義務に違背するに於ては何等の權利をも有せず、又何人が之に對して害を加ふるも訴ふるの道なき無賴漢として遇せられ國家の保護を受くること能はざるに至るべきなり。

四川省に於ける鑛業の經過（二）

七

ジャック博士の著「ゼ、バック、フロックス、オブ、チャイナ」の豫言に曰く東方開拓會社に其の利權を讓渡せるプリッチャード、モルガン氏を代表せる我等一行三名は、一九〇〇年の始より主として四川省に於て働き鑛山を調査しつつありき。而して同年六月の終りには楊子江シンヂゲート代表者一名之に參加せり。

我等一行はマカに於て暫時止まりしが、重慶駐在英國領事の急告に基き、八月十日ブルマに向て出發し十月二十一日プハモに到着せりとあり。

同氏は四十五頁に曰く遂に面倒なる交渉の後に我々は雲南に於ける郵便及木油運送會社と契約して我々一行及一行の荷物を運送せしむる事とせり、荷物は一人銅錢一千百枚の賃金を以て十一日間に一人の指揮者のもとにある三十六人の苦力に依りて、成都に運ばるゝ事となれり。一行三人及び通譯は馬及轎に乘り、料理人及びボーイ三人は下級の轎に乘れり、一行は三月五日重慶より成都に出發せりと。

同書六十頁には成都は四川の都にして、支那に於て尤も重用なる都市の一に屬するを以て、我等一行は三、四、六月中全體にて四十五日間滯在せりと。

同書六十三頁には一行は總督に對し、此の地方の土地の肥沃なる事及び大に繁榮する望みある事を述べしに、總督は目下の處其人民一般に甚だ貧困なれば早晩外國の方々に依りて民業を開拓し、殊に鑛業方面を發達せしめて一般の富の程度を高むるに至らむ事を希望せり、故に余は我等一行の四川に來りし目的は、全く四川省の鑛山を發達せしめんが爲めに、英國の資本を注入するにあるを以て、我等自ら利し、又支那官民をも利する處有る可きに依り、總督が我等をして自由に腕を振はしむるに盡力せられん事を希望する旨を述べしに、總督も又喜んで此英國人の計畫を歡迎すべく、英支兩國人は一家の如く共力すべく、既に我々一行に對しては、四川省に於ける文武官吏は、皆あらゆる必要なる援助を與ふ可き訓令を發せりと述べたり。

同書六十四頁に曰く我々一行の成都に三回滯在せる間に、一行は常に李瑋章閣下及四川省鑛業當局者と連絡をとりたり。

八

同書六十五頁に曰く一行の四川省を旅行中安全を保護す可き事に關する、總督及將軍の所置は、當初は名譽にも思ひ又可笑も感ぜられしが、之れ支那の實際の情況に基きな

されたるものにして、斯かる必要ある事は後に至りて思ひ合はされたり。

百頁に曰く七月十一日、シヤスバに於て余は七月二日附重慶よりの電報に接せしが、其電報には北京に於て獨逸公使殺害せられ、形勢は甚だ重大なる旨を述べありたり。同時に余は重慶の友人より七月三日附手紙を受取りしが、其内には總督は甚だ一行の身の上を憂慮し、鑛業當局者に相談する處ありしに、同官吏は當分マカ地方は無事なるべきも尤も安全なる方法は出來得る限り、早く調査を終了し、成都に歸るにある事を述べたる旨を記し居れり、是に於て余は依然事業を繼續せり。

百一頁に一行は鑛業分局の官吏に依り、寺院を改造せし其事務所内にて歡迎せられ、次でマカ金鑛よりの鑛石を水車を以て碎だきつゝ有る工場内に宿泊せり。

百二頁に曰く七月十三日一行は、四十哩を登り一千尺を下りてマカ金鑛に出でたるが、是に我々の本營を置き八月十日まで此金鑛及び金を探險せり。

百三百四頁には七月二十七日重慶出張所々員より六月三十日附を以て來れる電報は爆彈の如く一行を驚かせり、其暗號を飜譯せば左の如し。

革命勃發し總ての楊子江開港場より婦人及小兒は引揚げたり、英國領事は熱心に貴下に向てブルマに趣かれむ事を忠告せり、歐米人は領事に至るまで、即刻重慶を立退かむとしつゝあり、北京に於ける凡ての外人は殺害せられたるものゝ如し。

百八頁に曰く七月二十七日附重慶出張所員の電報に曰く、英國外務省は此日支那に於ける凡ての英人に引揚げを命令せりと、此の電報に接せしより、十分以内に吾々又引揚げの準備をなし、忙がはしくマカに於ける友人に別れを告げ、降りしきる雨をついでブルマに向て出發せり、是れ實に八月十日の事なりきと。

九

十一月七日ジャック博士はマカ金鑛に關する其完全せる報告を、當方開拓會社に差し出し、同時にウウエー氏は其の報告を楊子江谷會社に差出せるが、此兩報告の英國に到着せるは十二月に入りてなりき。

團匪事變終了するや否や、ジエー、ジヤミーセン氏は北京に於て、アーチバルド、リットル氏は四川に於て、會社の代理人たるの事務を開始せるに、支那側に於ては舊契約の修正と新契約の締結とを申込み來り、遂に一九〇一年十一月二十三日に至り、四川に於て、石油、石炭及アンチモニー鑛業の合同企業を目的とせる、英支四川會社の成立を見るに至れり。

北京及四川に於ては其後引續き交涉を續け居りしが、一九〇二年一月九日に至り、北京に於けるジヤミーセン氏は當時の英國公使たりしサー、アーネスト、サトウを訪問し、四川當局者がモルガン契約の代りに提供せんとリットル氏に申出せる、マカ金鑛及寧遠邊の鑛山に關する覺書を交附せり。

サー、アーネスト、サトウは此事件に盡力する所ありしもさしたる効果なかりき。斯くて北京及四川に於ては頻に交渉を續け遂に一九〇三年二月十一日に至り他の契約成立せり。

此契約は專賣契約として知られし假契約にしてモルガン契約を無効に歸せしめホア、イ公司を解散せしめ、其代りに此地方に於ける利權を與へんとするものなりき。

此契約は更に本契約を以て効力を生ずるものなるを以て一九〇三年五月六日ジャミーセン氏は北京より東方開拓會社及ブリッチャード、モルガン氏に對し支那側より二月十一日の契約を以てモルガン契約に代へんと提議し來りたる旨を告げ、之が同意を要求せるに會社もモルガン氏も共に、新契約を以て舊契約に代ゆる事を拒絶し來れり。

十

一九〇四年より一九〇五年に亘り、日露兩國は支那の領土内に闘ひたるに依り、此期間内は英國及他の資本を支那に投資する能はざる狀態なりき。

ブットル氏は四川に於て双方の滿足し得る樣の新契約を作らんが爲め、一九〇五年六月迄交渉を續け居りしが遂に効果なかりき。

ジャミーセン氏亦た北京に於て會社を代表し、一九〇六年一月迄努力する所ありしが之亦た其効果なかりき。

一九〇五年の終に於て日露戰爭は終熄し、支那も其動搖を免るゝを得たり。

是に於て東方開拓會社は其作業を繼續せんと決心し、一九〇六年一月二日、其希望を英國外務省に告げ、支那政府に此旨通告すると同時に、支那政府より會社財產及其使用人の生命の安全に就て保證を得ん事を求めたり。

英國政府は此要求を容れ、一九〇六年一月より支那政府と交渉して一九〇七年十二月に至りしが、遂に支那政府は、會社は原契約文の如く成立後六個月内に作業を開始せざりしとの理由に基き、絶對に事業の再開を拒絶し來れり。

是に於て一九〇七年十二月廿四日、東方開拓會社長ウエザーオール大佐、專務取締ブリチャード、モルガン氏及バーン、マードッチ氏は北京に向け出發し、ホルトン、ブッシ氏亦た之に加はり、一九〇八年二月十一日北京に到着せり。

十一

彼等は元契約を嚴重に守りし事の證據を集めて、是れを英國公使館に提出せしを以て、英國公使館は支那政府に提出する處ありたり。

此に於て再び英支兩國間に交渉開始せられたるが、支那側に於ては飽くまでも英國側が元契約を守らざりしを以て、該契約は提結後六ヶ月を以て自然に消滅せるものと主張せり、是に對する英國側返答は該契約の批準は、支那政府の所謂消滅時日より十四日後になされたるものなる事、未だ曾て一度も其消滅を英國公使館、東方開拓會社又はブリッチャード、モルガン氏に對してなさゞりし事、支那の所

謂消滅時日後數ケ月を經て、四川總督及び其官吏は該會社の遠征隊が該契約に基き、四川に在り、而して該契約は皇帝是を批準せるものなる事を布告せる事、一九〇〇年八月ジャック博士の一行は四川總督の命令に基き契約の實行に從事しつゝありし事、等を述べたり。

然れ共凡ての議論は失敗せり、しかも英國公使館は猶支那政府を壓迫し此事件に就て考量せん事を望みつゝありしに、一九〇九年九月に至りサー、エドワード、グレーは此の事件を中裁裁判に附せん事を提議せり、是れに對し支那政府は絕對に拒絕せり、此に於てサー、エドワード、グレーは東方開拓會社に對し、賠償の要求を提出せむ事を求め、此の要求に對し大英政府を援助すべしと約束せり。

駐支英國公使はグレーの命令に基き、此の要求を支那政府に提出せり、然して支那政府は該契約は自然に消滅せるものなりとの理由のもとに賠償額を拂ふを拒絕せり。

然れ共四川總督よりの手紙及其他の證據は該會社は一八九九年二月廿八日、即ち最初の遠征隊が四川に到着せし日より、引續き絕えず事業に從事せるものなる事を絕對に證明せしより、現契約提結後六ケ月以內に事業に着手せざりしとの支那側の主張は、明白に破れたるものと云ふ可く、一九〇〇年八月十日彼等が支那を去りしは、團匪事件の爲め全く事情止むを得ざりしに基づくものなり。

此の交涉中東方開拓會社は、四川に至る鐵道國際的結合に依りて、作られつゝあるを以て、四川の鑛業及び工業又國際的結合を以て現契約に基きなさる可き事を提議せり。

十二

鐵道に關する國際的結合は、完全に成立せるを以て、東方開拓會社は四川の鑛業及工業をも國際的結合に依りて開發せむとする目的に對し、英國政府が同情し援助し呉れん事を希望せり、北京に滯在中の會社の代表者は熱心に、此の契約に同意せり、然して會社の重役又賠償金を受取るよりも斯の如き社會を見む事を極力希望せり。

現契約は或地方を特に限定して許可せる如き、普通の利權にあらず、支那が今までに外國に許せる最も重要なる利權にして、完全に清國皇帝の批準を經たるものなり、もし是れを國際結合の基に置かむとせば、一千萬兩即ち百五十萬磅の運轉資本を準備し、先づ何處が最も採掘に有利なるかを調査し多數の鑛山を採掘すべし。

凡ての國民は株主たるを得べく、一國の專有を許さず、英國以外の他の國民もし株主たらば、一樣に株式證書を支給し一樣に對遇すべし。

各鑛山は支那側當局者先づ是れを準備して、會社に引渡すべし、以上は會社側の所謂規則の大要にして猶此の外に幾多の重要なる規則を制定せり、即ち土地を獲得する方法土地所有者には金錢又は地代を拂ふ代りに株を與ふる事、收穫に對する損害を支拂ふ事、人命の損失又は建物の損害に對し賠償金を支拂ふ事、道路建物橋を作る權利を有する事、河を深くする事、鑛業に必要なる器具其他を作る事に關する規定をも含めり。

水力を使用するの權利を有する事、及び、もし是れに非常なる工事をほどこし、資力を費す時には、他人には是れを利用するを許可する事を得ざる規定をも有せり。

各鑛山を連結せん爲めに、鐵道の支線を作る事、手腕ある支那人を重要なる位置に任命する事、鑛山鐵道學校を便宜の土地に建て地方官民より二三十名の生徒を推擧し、此の學校に入れ將來は鐵道及び鑛山の技手たらしめんが爲め、外國教師のもとに勉强せしむる事、支那官吏は何れの鑛山に於ても、充分の保護を與ふ可き事、土匪を警戒する爲めに志願兵を募集する事も又規定せられたり。

生產稅を支拂たる後、株主は第一番に其投資せる金額に對し六分の利子を受く可き事、殘額の一割は資本償却基金として積立置く可き事、其の殘額の二割五分は支那政府に支拂ふ可く最後の殘額は會社に歸す可き事、會社は多數の鑛山を經營す可きも其會計は各鑛山毎に之を計算し一つの鑛山の利益を以て他の損失を埋む可からざる事、毎年末各計算書は北京に於ける總本店、度支部、四川總督府に差出す可き事、會社は各鑛山を開きし日より五十年間是れを所有すべきも其の後は總ての器械其他を支那政府に引渡すべき事、もし支那人が各鑛山の株の四分の三を獲得せば其鑛山は外國人なしに支那人の手にて經營せらるべき事、會社は厘金稅の負擔をまぬがるべき事、各鑛山は支那の主權のもとに、もし支那が他國と開戰せば、會社は支那政府の命令を奉じ、決して敵國を援助せざるべき事等をも規定せり、此規則は會社側の計畫にては英支兩國語にて八通を作製し、華益公司の取締役、外人取締役モルガン氏、ホイトン公司の取締役及び四川鑛務局に於て之れに調印し一部は北京の交通部に、一部は總理衙門に一部は度支部に、一部は四川總督に、一部は四川鑛務局に納め殘りの三通中一部は四川財政部に、一部は華益公司に、一部はホイトン公司に納め、もし飜譯に誤りある時は支那文を以て正確とす可きものと規定せり。

即ち是れ等の規則は明かに此の國際的結合は四川省の開發の爲めに、四川省當局者の支配のもとに動く計畫なる事を示せり。

東方開拓會社は先づ第一に四川省の地質學上の調査をなし、次で各國民を是れに參加せしめ鐵道の支線を作り揚子江の水力を利用し、電信及び電話事業を發達せしめんと企てしものにして支那政府及び會社の當初の目的を遂行する事は國際的結合最良の方法たるなり。

英人の南北妥協促進運動

上海在住英商エドワード、エス、リツツル氏(Mr. Edward S. Little.)は最近、支那南北妥協の計畫を提唱し、其一手段として、各省の商會代表者を上海に召集し、時局解決策を討議して、商界に於ける妥協促進の氣勢を昂め、以つて政府當局者並に南方首領を控制し、依つて南北妥協に斡旋すべきを主張せり、而して氏は各省商會代表者の該會議列席を勸誘するが爲に、平和運動(The peace movement.)と題する趣意書を北京日報及び北京時報に揭載して平和的時局解決の必要を力說せしが、之に對し北京外字新聞は筆を揃へて其機宜に適する提案なる旨を賞揚せり。左にリツツル氏の趣意書の全文を譯載せん。

(一)現下の紛爭と第一革命動亂との差異　(二)內憂外寇同家を侵迫す(三)南北紛爭と暴君ネロの享樂　(四)紛爭者は國運伸張の好機を逸しつゝあり　(五)南北紛爭と國家的破產の危機　(六)南北和議の必要

一、現下の紛爭と第一革命動亂との差異

大統領は近者上海媾和會議の提議に就き、各省に致せし電報中に於て、現下時局の紛糾は、第一革命當時の動亂と根本的に其趣を異にするものあるを指摘せり、而して大統領の所謂根本的差異の何たるやは、吾人玆に之を臆斷することを能はずと雖も、現下の時局と第一革命當時の動亂とは其根底に於て左の二點の重要なる差異の存することは、何人も均しく首肯する所なるべし。即ち、

(1)一九一一年の革命に際しては、北京政府の實權は袁世凱の掌握する所となり、而も袁は性果敢斷行自ら時局解決の全責任を擔負し、其所信を斷行するに躊躇する所なかりき。然るに現下の時局は全然之に反するものあり即ち、若し、支那人の傳ふる所にして信憑すべくむば、今や北京には時局解決の重任を擔負せむとするもの一人も之れ有るなく、大統領自身も亦黨爭の渦中に拉せられて、其所信を斷行すること能はざるの狀態に在り。

(2)一九一一年の動亂に於ける兩派の爭點は、極めて明確なりき、即ち革命黨は民主々義實現の目的を以つて、共和政府を樹立せむが爲に戰ひ、清朝政府側は之に對し、清室の擁護君主政治の維持を目的として爭ひたりしが故に其雙方の爭點は極めて明確にして、毫も、疑ふべき餘地を存せさりき。

然るに現下の南北紛爭は全然之と趣を異にし、兩者の間に明確なる一定の爭點を發見すること能はず、吾人は此爭點を見出すが爲に、各界の支那人に就き親しく調査する所ありしが、其述ぶる所は異口同音にして、即ち曰く、「現時の紛爭は專ら個人的勢力爭に歸因する私鬪にし

て、其結果は強者が掠奪を事として其私慾を擅にするに過ぎず、何等一定の主義主張に基くに非ず」と是に由つて之を見るときは、支那現下の動亂は實に毫も辯護の理由なきものにして、之が主動者たる首領連は乃ち其個人的勢力伸張の爲に、其國を驅つて亡國の危地に陷らしめつゝあるなり、極言すれば彼等は即ち、掠奪戰に沒頭して、亡國の危機を促進しつゝあるなり。

二、內憂外患國家を侵迫す

支那の現狀を觀るに、所謂內憂外患交至りて國運危機に瀕するの秋に在り。即はち顧みて國內の事情を見るに北方の惡疫漸次全省に漫延せんとし、各地亦た陸續として饑餓の急を告ぐるあり、加ふるに北省の洪水南省の震災相踵いで至り、所謂天變地異瀕々として人心兢々たるを知る就中北省大氾濫の害を蒙り、饑餓の爲めに死に瀕するもの無慮五百萬、其賑恤を請ひ救濟を求むるの聲極めて急に新紙の揭載する悲痛の文字は吾人常に眼に新なる所なり、而して此等諸多の災厄に加ふるに、國內幾多の野心無謀の士は孰れも、無賴の徒を狩り集つめて其の兵力を增加し、自家の勢力伸張を目的として、無名の內亂を事とし到る處に掠奪して、廣漠なる都市沃野を荒涼に歸せしめつゝあり。

更に眼を轉じて支那の對外關係を見るに、歐洲大戰の局面展開に因り、支那を侵迫する危險の增大せるを覺ゆ、蓋支那は其對獨宣戰に因り、今や世界に於ける最も恐るべき惡魔國と敵對關係に立つものにして、而も其北方に境を接する大國露西亞の政府は既に瓦解し、其國民は全く無政府無節制の群衆と化し去りたるが故に、此等地方に散在する幾萬の敵國俘虜は其武裝を新にし侵入軍を組織して、支那侵入を企劃せざるなきを保し難く、一朝事玆に至らむか、支那の軍隊は今や外寇の防禦を忘却して、內爭に沒頭するの際なるを以つて、支那は此獨墺俘虜の侵入軍に對し、一戰だも試みること能はざるべし、惟ふて玆に至れば吾人は支那國運の危機に戰慄せざらむとするも能はざるなり。

三、南北紛爭と暴君ネロの享樂

支那現下の天變地異と、外患の危險とは略上述の如く、而して、此災厄に遭遇しては、世界無比の富國も爲に其資源を涸渴せしむべく、不世出の政治家と雖も之が救濟には其能力を傾倒して猶及ばざるの感あるべし、然るに支那の富源は今猶未開發の狀態に在り、其政治家は乃ち國事を忘却して、私鬪を之れ事とす、其國民の困苦、其國運の危機推して知るべきのみ。

往昔ネロ大帝は其首都の兵燹に罹れるに當り、依然彈琴享樂に耽溺し、國家の損害國民の困苦を顧みざりしかば、後世暴君を稱するもの常にネロの彈琴を擧ぐ、然るに今ネロの害を以つて支那現下の紛爭の犧牲に比す、其民を苦むるの多き、財を徒費するの大なる、ネロの害の如きは洵に言ふに足らざるべし、而して支那現時の爲政家は乃ち之を見て風馬牛相關せざるなり、彼等の暴政は將に以つて何に比

すべき。

四、紛爭者は國運伸張の好機を逸つゝあり

以上支那現下の紛爭が、不正、無謀の私鬪にして國家を亡國に導くものなることを論じたるが、今や一轉して財政上の見地より之を觀察せん。

惟ふに支那現時の財政狀態は、前途頗る有望なるものにして、此の如きは近代未曾有のことなりとす、蓋過去數十年間の支那財政史は、常に財政困難の歷史にして、歷代の內閣は常に部庫空乏を告げ、支那は即ち、世界金融市場に於て常に債務國の地位に立ち來りしが、近來協商國側と締結せる有利なる協定と、鹽稅徵收の成功とは、他方銀價の暴騰と相俟つて、支那財政の前途を極めて有望ならしめたるものにして、此の如きは實に支那政治家の曾て夢想だも及ばざりし所なりとす。

即ち支那財政の前途を有望ならしめたる、事項を列擧すれば左の如し。

(1)平年に於ける關稅收入は、之を擔保とする外債の利子支拂額に恰も相當する程なりしが、一九一七年度の收入は利子支拂額を控除して猶、剩餘金一〇、〇〇〇、〇〇〇兩を存したり。

(2)現に關稅改正委員は上海に會議開催中なるが其特定稅率の改正成るときは、關稅收入は更に數百萬兩の增加を見るべし。

(3)鹽稅收入は實際に於て過去一二年前より中央政府の新財源となりたるものなるが、其收入今や年額七一、〇〇〇、〇〇〇元に上る。

(4)對獨宣戰の結果、獨墺國に支拂ふべき賠款は全部廢棄せられたるが、此總額約一億兩に達す。

(5)團匪事件の賠款利子年額、約二千萬兩は協商國との協定に依り、今後五ヶ年間其支拂を停止せり。

(6)更に全國を通じて行へる增稅に依り、生ずべき、政府の歲入增加亦僅少ならざるべし。

以上に依りて見るときは、支那の財政狀態は、今や空前の好成績を示すべきものにして、即ち、支那は今や國庫に巨額の餘裕を存し、從つて償還期に在る外債を全部償還し更に全國を通じて社會上產業上、幾多の制度を樹立し、從來常に不可能と思惟せられたりし、諸多の改革を容易に實現し得べき地位に在るべき筈なり。

然るに事實は全く之に反し、爲政者は此千載一遇の好機を空しく逸して利用することを爲さず、國家の發達に利用し得べき巨額の歲入を惡用し、之を擧げて破壞的內亂の爲に浪費し、敢て秋毫も悔いざるの狀態に在り。

五、南北紛爭と國家的破產の危機

國家的破產は個人的破產と其徑路を同うするものにして即ち國家も亦其國運衰頹の極、竟に破產と亡國の悲境に到達するものなり、而して支那の現狀を知る者は、何人と雖も其亡國の危機を促進しつゝあるを、否定すること能はざる

べし。

惟ふに支那人は平和的國民にして、亦國法を遵奉するの人種なるが故に其野心家が常に激發する國内不斷の擾亂に對しては、均しく既に倦怠の念を有するに至れり、是を以つて中部支那の一都市に於ける市民の一團は最近支那國民は現下の時局に對し絶對的に反對なりとの意見を發表するが爲に、國内の秩序恢復せらるゝに至る迄、何人に對しても租稅の納付を、悉く拒絶すべき旨を提議せることありしが、若此提議にして、國民全體の採用實行する所とならむか、支那政府は之が爲に、一大危機に瀕するに至るべし。蓋此の場合に於て、政府保有の金額を支出し盡すときは、内亂之に從つて終熄すべく、各地の首領は其手兵を給養するの資に窮して、孰れも之を解散すべく、而して此等解散兵は即ち變じて流氓梟賊となり、國内到る處に跳梁して、掠奪を事とし、永く國民の恐怖する所となるべし。

若支那にして現在の紛爭を戢め、兵を治むるは唯國内秩序の維持と外敵防禦の目的に止め、國富を擧げて國利民福の爲に利用することあらむか、其國運の進歩即ち駸々として、遂に古今未曾有の隆盛を來さむこと、期して待つべきものあるべし。

六、南北媾和會議の必要

現今支那の國家危急の秋に際し、少數の著名なる愛國者を除き、責任ある當局者中何人も進みて媾和會議の提案に贊成し、時局解決の目的を以つて、上海其他の地に和議を開催し、紛爭の原因たる各種問題の討議を行はんことを公然主張するものあるを見ざるは、吾人の大に遺憾とする所なりとす。

當局者にして既に和議開催の勇氣なしとせば、今や國民は其意思發展の機關たる、全國の商會及び新聞紙を通じて此種の會議を開催し、自ら爭紛解決の討議を主張すべきの秋に會せるものにして、即ち國家の利益を顧念する者は、直ちに南北の是非を論議するを歇め、南北停戰、和議速開を主張すべきものなりとす。

惟ふに今日時局解決の唯一方法は、即ち平和的解決に存じて、武力的に存せず、蓋現下の情勢より推すに、一方が實力を以つて全然他方を壓服し、其主張を貫徹せむことは殆ど不可能事に屬するなるべく、縱令此の如き有力者にして一時出現することあるも、後に至り幾多の復讐的運動を誘致すべく、之が爲更に内亂を釀成すべきは必然の數なるべし。支那の内亂と歐洲大戰とは其根柢に於て異るものあり即ち歐洲大戰の爭點は實に一大主義の問題にして、吾人は自由主義、民主主義の爲に戰へるものなるが故に、其結果吾人は最後迄戰はさるべからず、即ち吾人は絶對且永久に獨逸の軍國主義を打破するに非すむば、復平和を口にすることなかるべし。然らずむば世界は獨逸軍國主義奴隷と化し去るべければなり。然るに支那の紛爭は上述の如く、何等主義上の爭議にあらず、從つて媾和促進は亦、國家の爲にする唯一の解決方法たるなり、蓋、國内永久平和の基礎は唯吾人の提唱するが如き和議に於て、各種問題を悉く討議するに依りてのみ確立することを得べければなり（完）

彙錄

銀行公會

支那の銀行公會は日本其他の銀行集會所に相當すべきものなるも、其性質職務等に至ては同樣ならず、支那銀行公會は共濟團體の性質を有し、之れに入會したる銀行及錢莊銀號等は、相互維持の責あり、又營業純益金の一割を同會の積立金となすべきの義務あり、銀行公會章程は民國四年八月二十四日時の財政總長周學熙の名によりて公布せられたるが、其全文次の如し、以て支那の銀行公會なるもの丶性質及職務等を明かにするを得べし、則ち之れ支那に在來存したる彼の錢業公所の變改せられたるものにして、其共濟機關たるは右錢業公所の任務を繼承したるものなりとす。

銀行公會章程

第一條　各處銀行錢莊、銀號等應々本章程に照し銀行公會を組織し左記各事項を辦理すべし

一、財政部或は地方長官の委託を受けて銀行公共事業を辦理す

二、支票（手形）交換所及徵信所事項を辦理す

三、市面恐慌の豫防及救濟事業を辦理す

第二條　各銀行錢莊銀號にして左記各條件を具有するものは公共して公會を組織するを得べく財政府は之れが設立を認可すべし

一、資本金額二萬圓以上のもの

二、設立登記後滿一年を經たるもの

銀行公會設立後は上記の條件を具有するものは隨時これに入會するを得

第三條　銀行公會は會長副會長各一人董事五人乃至七人を置くべく會員には定額なし

第四條　會長副會長は會員に於て董事中より選任す

第五條　董事は會員より之れを互選す

第六條　凡て入會せし銀行莊號は均しく一人を擧出して會員となすを得

第七條　會長副會長は左記資格を有するものにあらざれば選任せらるることを得ず

一、資本五十萬元以上の銀行の經理

二、錢業行則領袖董事

三、商會總理協理

第八條　董事は左記資格を有するものにあらざれば選任せらるゝを得ず

一、資本十萬元以上の銀行經理副經理

二、錢業公所董事

三、商會會董

第九條　會長副會長の任期は二年とす、但し一回連任するを得

董事の任期は四年とし每二年に半數を改選す

第十條　凡て左記各項の事情あるものは本會々員たるを得

す

一、曾て破產の宣告を受けたるもの

二、訴訟未だ了結せざるもの

第十一條　入會銀行は相互維持の責あり

第十二條　入會銀行は均しく須く營業收益中より一割を出し本會に存儲して公積金となす

第十三條　入會銀行營業資本運轉に足らざる時は確實なる擔保品を供して本會に對し公積金の借入を申込むことを得、其利率は時に臨んで公議して之れを定む

公積金は董事會の議決を經、並に借入申込銀行の內容を查明し殷實にして別情なきものにあらざれば借用するを得す

第十四條　公積金生ずる處の利息は原積立各該銀行の所有に歸す

第十五條　入會銀行若し公益を破壞し及本會の各項章程を遵守せざる時は董事會の議決により其入會資格を取消すことを得

第十六條　本會辦事各項細則は董事會に於て議定し財政部に屆出の上施行す

第十七條　本章程施行期日は財政部之れを定む、若し未だ盡さざるの事宜あれば並に部より隨時修正公布施行するを得

右章程に從ひて銀行公會の組織せられたるは、上海及北京の二ケ處にして、上海に於ては民國五年中之れを組織し、事務所を中國銀行支店內に置き銀行週報と稱する雜誌をも發刊しつゝあり、又北京にては六年八月中中國交通鹽業、實業、新華、興業、中孚、金城の八銀行相圖り之れを設立し、夫れ〳〵役員を選擧し、十萬圓の寄附金を募集して公會の建築をなす事となれるが、果して章程所定の任務を盡しつゝあるや否や、又將來それを盡し得るや否やについては甚大の疑問なき能はず。

長沙の平糴

米價騰貴は細民を困めること甚しく、其他の物價も益昂貴し、昨年來地方擾亂靖定せず、各般の事業は沈滯し、商業は殊に衰微せるを以て、勞働者は日を送るに困み、此僅に放任せば、飢民の騷擾を紛起せんも測り難ければ、警察及長沙縣廳は之が豫防を企て、米價を低減して細民の糊口に便ならしめんと、平素備荒のため貯藏せる米穀を發して、各米商に命じ、貧民に向つて平糴をなさしめんとす。

平糴の方法は貧民を調查し、成年以上の男女一名に一日米一升宛、幼年一名に五合宛を賣渡す、其代價米一升百五十文（銅貨を以て買ふものは四十一文とす）極貧者の數左の如し。

東　區　四千百五十二戶、男女成年以上一萬二千二百四十二名、幼年五千百八十二名

南　區　一千八百七十九戶、成年以上五千五百九十五名、幼年二千二十五名

西　區　三百九十戶、成年以上九百八十六名、幼年三

百六十八名
北　區　七百六戶、成年以上千六百九十三名、幼年九百二名
城外南區　千九百七十戶、成年以上五千百八十五名、幼年二千六百四十九名
同　北區　八百六戶、成年以上二千二百五十二名、幼年千百二十一名
商　埠　八百七十九戶、成年以上二千二百四十七名、幼年九百十七名
水陸洲　二百五十九戶、成年以上七百九十五名、幼年三百六十四名
九　峰　九百五十二戶、成年以上二千八百五十八名、幼年千七百六十七名
合　計　一萬千九百九十三戶
成年以上　三萬三千七百九十三名
幼　年　一萬五千三百九十六名

右貧者に對し一名一枚宛の賻米券を發給し、最寄りの米屋より買ふことを得、其平糶の期間を、本年陰曆正月十五日より、同七月十五日迄、即ち新穀收穫の期を以て閉止す。

寄贈交換書目錄

自二月廿五日
至三月九日

三田評論	社	二月三日號	
帝國鐵道協會會報	協會	二號	
帝國鐵道協會會報	協會	二六七、二六八號	
丸ノ內特許局公報	局	四九五、四九六、四九七、四九八號	
外務省通商局通商公報	局	上下二卷	
東洋時報	協會	二三號	
東洋時報	協會	上下二卷	
新タ百美圖	社	上海神洲日報	
日本及日本人	社	三月號	
臺灣商工月報	局	一〇五號	
臺灣總督府殖產局月報	局	一一六九號	
宇都宮商業會議所報	所	九一號	
中國地學雜誌	社	三〇八、三〇九號	
上海日本人實業協會報	會	二號	
青島實業協會報	會	五號	
其臨時產業調查	局	三號	
マルセン	社	一月號	
東方時論	社	三十五號	
大阪市役所報	所	三二號	
大連商業會議所報	所	三月號	
大連化學工藝	社	二三號	
亞細亞時論	社	三月號	
興亞技術同志會報	會	二號	
外務省交涉時報	局	四二號	
滿鐵商業會議所報	所	三號	
日支時報	社	二六四號	
春申時論	社	二七四號	
丸ノ內特許局公報	局	四六四號	
大陸	社	三月號	
其宮城教育	會	一二四七號	
農商務省商品陳列館月刊	館	三月號	
日支時論	社	四五號	
高等商業學校一覽	校	三號	
其都市計畫	會	三月號	
上海實業會議所報	所	三〇九號	
名古屋商業會議所月報	所	五八號	
丸ノ內特許局公報	局	四六五號	
ミツヲ文庫發行	社	四號	
木浦商業會議所報	所	一一〇一號	

事業界

上海曳船及艀會社

營業成績

(Shanghai Tag & Lighter Co. L'td.)

上海佛租界のウヰーロック商會を代理店とする上海曳船及艀會社十五回株主總會は二月二十五日開會、出席株數五千五百七十三株なりしか今當日の報告により同社の一九一七年度營業狀況を示せば次の如し。

全年を通じて海運界は無常の變態を呈せし際としては、同社昨年の成績は大體に於て頗る滿足すべきものと云ふを得べし。今其バランス、シートに就いて見るに昨年中蒸汽艀ウエートン號を賣却して、六一、六二〇兩を得、艀二隻の修繕に要したる經費は、總て營業勘定より支出せり、減價償却に二萬五千兩を控除し、上海投資額一五、六八八兩の內一萬五千兩は遠東保險會社株一千五百株の第一回拂込に要したるものなり、而して一萬五千兩の負債として、現はれ居るものは、之れ其後右保險會社株の最後の拂込に支拂ひたるものにして、之れにて同社は該保險會社株を全部拂込濟にて、一千五百株(價格三萬兩)を所有する事となれり。殘餘の投資額六八八兩は上記電話會社株とす。

更に昨年中英國大藏證券三千磅(五分利附)及海峽殖民地六分利附戰時公債十萬弗を買取りたるが其兩價額は七一〇三一兩六九にして、市價よりも約二千兩多きも、同社にては勿論其價額の回復する迄之れを手放すものにあらざれば、現在の市價如何を顧慮するの必要なきを以て、額面價にして計上せり。

減價償却二萬五千兩滯貸金準備に六、〇三〇兩〇八を控除したる殘額利益一九六、七八七兩九一を左の如く處分せり。

優先株七分配當	三五、〇〇〇、〇〇
通常株一割五分配當	七五、〇〇〇、〇〇
一般積立	五〇、〇〇〇、〇〇
次年度に繰越	三六、七八七、九一
計	一九六、七八七、九一

通常株一割五分配當支拂に關しては、一九一〇年に通常株の價格を五十兩より二十五兩に書下げて、會社資本金を五十萬兩に減じたる際、一九一〇年三月三十一日の株主總會に於て議長より左の如く述べたるによるものなり

資本の減少は決して會社の實力上に影響を及ぼさゞるべく、且會社株券の市價に影響するが如き事は絕對にあらざるべし、何となれば七分の配當ある五十兩株を所有すると、一割四分配當の二十五兩株を所有すると其間何等の相違なければなり、玆に於てか吾人は此度後者を採りて配當を支拂はんと欲するなり。

爾來通常株に對して支拂ひたる配當は一九一〇年より一

九一六年に至る七年間平均割合は六%五七にして、一九一七年の配當一割五分を合して八年間平均は七%六二五となるなり。優先株の七分配當は從來常に支拂ひ來れるものなり。

一般積立金は今回の五萬兩を合して總額十萬兩となれり此資金は一九一六年より始めて設けたるものにして之れは或は支拂に或は配當均一準備に、或は會社の利益の爲に重役が決する其他目的の爲に必要に應じて使用せらるべきものなり、所有船舶は總て良好なる狀態にあり、汽船サムワン號は政府より要求せられ一月二十九日を以て引渡を了せり。

尙株主アンダーソン氏の動議により各重役に一九一七年に於て一千兩宛の支拂をなす事に決し、更にカールソン氏は外人社員及內勤支那人使用人の賞與は給料年額の一割(計三千三百兩)を五千兩に增加せん事を提議し、議長は一割を相當とすと答辯せるも採決の上一割五分になすに決せり。

威海衞土地建物會社
營業成績

威海衞土地建物會社第十九回株主總會は三月一日上海に於て開會重役ライトサン、クラーク、ショー三氏の外一、一三八株の株主の出席あり、席上ニーマン氏の報告したる所に基き同社昨年度の營業成績を示せば左の如し。

營業勘定の決算尻は二、三五八兩八五の利益を示せり、前年度の利益は四五九兩三六なりき、家賃の收入は二、四六六兩の增收を見、其經費としては家賃の增收に基く稅金の增加九十兩、修繕費六百三兩增加せる外、殆んど變化なし

損益勘定貸方殘より取替及改良費勘定として、一、〇〇〇兩、投資物減價償却として一、一〇九兩二七を控除すれば純益は一、六六九兩〇七となる。

投資物は主として社債券なるがそれに關しては目下之れを賣却するの意思なく、滿期の上は額面にて償却せらるべきものなれども、大約時價迄之れを切下ぐる事堅實の方法なるべし。

最初三分即ち毎株〇、六兩合計二、二〇四兩四の配當をなし得ん事を希望したれども、前記減價償却を行ひたる爲、配當不可能なるに至れり、是は次年度に於て是非實現せん事を希望す

監査役の報告には前年度と同樣左の事項を含めり、卽ち建造物の減價償却勘定を設けざれども、昨年に於けると同樣原價の二七、五%の書下げを行ひ、又修繕は總て營業勘定中にて之れを支出したり、而して是等建築物の取替費は現今に於ては建築當時に於けるよりも高價になれるが故に、現存之れ以上の償却は必要なし云々

一九〇〇年夏期に於ける家賃の要求は之れを拋棄せり、此家賃は最早取立得べき見込なく、又假令其取立可能なりとするも、現今此要求を英政府に提出するは其時機にあらず夏期の爲新に七ケの借地契約成立せり、而して此外に四

ケの平家を賃借せん事を希望せり。

上海支那商收益

昨舊年末に於ける上海支那人各商の營業收益左の如し。

金業純益額

恒裕祥十一萬兩　裕豐永九萬兩
天昌祥七萬兩　乾昌祥六萬兩
乾亨二萬五千兩
永康、晉亨、萬豐永、義豐永、晉祥、震昌祥各二萬兩
福順、聚昌各一萬五千兩
晉康、萃泰、延豐、永壽豐、永昇中、大順各一萬兩　永豐、餘大豐、永泰亨源、元盛永、振豐永、全豐永、蔚豐永均平

絲業純益額

信昌五萬兩　大綸三千五百兩
瑞綸三萬兩　永泰三萬兩
振成三萬兩　源昌三萬兩
慶華三萬兩　協和一萬餘兩
協安一萬餘兩　通緯一萬餘兩
公益一萬兩　公泰一萬兩
源盛一萬兩　乾康一萬兩（以上本埠）
塘西大綸四萬兩　蘇州延昌恒二萬兩
無錯源康一萬兩

北貨業純益

震豐二萬兩　坤元一萬四千兩
日新一萬五千兩　德豐一萬四千兩
生大一萬兩　益大一萬四千兩
乾康五千兩　立新三千兩
厚生八千兩　聚元二千兩
勤豐二千兩　協泰一千兩
新記一千兩　慶記二千兩
鼎盛一千五百兩（以上北市行家）　鼎泰五千兩
昌泰三千兩　承泰新三千五百兩
義大三千兩　裕成三千兩
泰新三千五百兩
乾記、泰生義、和元、和、承衡昌潤大昌、振泰七家各二千兩（以上南市行家）

糖行純益額

裕大恒盈一萬兩　元生一萬兩
方惠方一萬兩　方萃和八千兩
泰記五千兩　廣源三千兩
元和八千兩　德和八千兩
萬新三千兩　宏裕三千兩
元裕壽和志成徠和義生協新各損益無し
元隆聚和元泰恒元昌四家未定

綢業純益額

大綸營業一百六十五萬盈餘七萬五千兩
天成八十二萬盈餘四萬二千兩
老介福九十萬（折去新屋造價）盈餘四萬兩
老九章五十萬（預備遷移）未結
九和三十萬盈餘一萬兩
大盛八十五萬（折去房屋）平
何恒昌二十萬盈餘一萬四千兩
大成十六萬盈餘一萬兩

洋布業純益額

敦裕三十萬　大豐十萬
裕康二十萬　通裕十萬
生昌五萬　王組記十五萬
成豐三萬　鴻盛三萬
陳星記十二萬　餘盛五萬
愼興十五萬　李伯記十萬
益昌二十萬　協和恒十萬
義豐五萬　成德豐五萬
同豐泰三萬　大源祥十萬
同盛十萬　元昌成四萬
敦大一萬　協興五萬
日新盈五萬　信豐成五萬

麵粉廠純益額

茂新一廠　福新二廠
恒記三廠　共盈八十萬
長豐十萬　華豐十萬
三井十萬　裕豐一萬
立大五萬　阜豐二萬
申大二萬　森昌一萬
鄭茂和二萬　大有六千
裕順六千

精米廠純益

（北市）中和七千兩　鎮昌五千兩
源昌五千兩　通商三千兩
裕通一千兩　永大昌二千兩
恒昌一千兩　仁記二千兩
闓成記二千兩　昌泰一千兩
永升二千兩　協豐一千兩
生泰一千五百兩元　生東一千兩
恒豐一千五百兩
恒興三泰協康成豐久豐各平準
（南市）生泰二千兩　萬興五千兩
義盛未詳　信昌未詳

農商部工藝獎勵法

江蘇省實業廳より這般農商部に對し、發明品及改良工藝品に關し、獎勵の案を呈請したるに、愈々暫行工藝品獎章

の訂定を見るに至りたるか將來奬勵す可き工藝品ある時は該規定に準じ、總商會より申達する事となれり、該暫行工藝品奬章を示せば左の如し。

一、本章程に稱する工藝品とは發明或は改良の製造品と爲す

一、自己發明或は改良の製造品は本部（農商部）に向つて奬勵を呈請することを得、但し左記各項の製造品は奬勵の列に在らず

（甲）鐵匠品（乙）醫藥品（丙）秩序を紊亂し風俗を妨害する虞れあるもの（丁）先に呈請ありたるものと同樣品

三、奬勵の工廠或は製品を得んと欲する人は、將に製せんとする品に製造說明書及圖式並に模型を添具し、北京に在るものは本部に呈送し、京外に在るものは各地方行政長官、實業廳長の手を經て本部に轉送すべし

四、發明或は改良の本部に於て之を認め合格となりたるものは、等差を分別して奬勵を給與す、其法左の如し

（甲）營業上の奬勵は給するに執照を以てし其製造品に五年內の專賣權を許す（奬勵年限は執照給與の日より起算す）（乙）名譽上の奬勵は褒狀を給す

五、軍事上秘密を守るべきの物品は、本部は主管官署の請求に依り、奬勵を給與せざるを得、或は之を給して加ふるに制限を以てすることを得、其既に奬勵を受けたる者も亦制限或は之を取消すことを得、但し酌量して相當の報酬を與ふべし

六、執照の工廠或は製品を領有する人は專賣年限內にありては、該管轄官署の檢查を受くべし、（前項の檢查を執行する者は正式證明書を有すべし）

七、執照發給の日より始まりて一年經過して未だ營業を開始せず或は專賣年限內に故なくして、休業一年に至る者は、其受けたる奬勵權は應に消滅に歸する者とす

八、專賣年限の期滿了せる時は本部は直に之を公示すべし

大倉組卵粉製造

今回靑島に建設したる大倉組卵粉工場は既に全部竣工せるを以て二月十八日試運轉を開始し原料鷄卵仕入準備も整ひたれば三月早々製造に着手し得べく、製品の販路に就ては、既に內地各方面に紹介したるを以て製造と共に輸出する豫定にて之に就きては何等顧慮するの要なしと最も現在のところにては內地需要は、總て食料にて未だ工業原料に使用せらるゝに至らざるを以て、工業原料としての需要生ずるに非ざれば、折角の卵粉の價値を十分に發揮せられざる次第なるが、遠からず工業原料として、需要を喚起するの運命にあるは明かにして、一方米國の禁輸は一時卵粉相場を暴落せしめ、卵粉製造界に一大恐慌を來さしめたるも輸入檢查も決して報道せられたる如く嚴重なるものに非ず亞鉛分含有量の特に多からざる限り、概ね故障なく通過するより、相場も漸次騰貴しつゝあるが、同工場にては豫め此點を考慮して、製造するの準備をなしたるを以て米國の該檢查が嚴重なりとするも、之に對しては何等恐るゝところなく、尤も有利に仕向け得べしと

支那半月史

大正七年三月上半

張作霖の灣州出兵

奉天督軍張作霖は、二月二十五日突如兵を山海關内に入れ、秦皇島北戴河灤州等に分駐せしめたり。即ち第二十七師第五十三旅の兵にして、旅長は張景惠なり。先是段祺瑞派は、政權恢復の手段として二を選びたり。一は純段派軍隊の組織にして、督辦參戰事務處に據つて軍器を買入れ、以てさきの模範師團計畫を完成することこれなり。二は則ち奉天督軍張作霖の兵を藉り、その力に倚つて手取早く北京乘取りの策を講せんとしたり。前策の局に當れるは靳雲鵬にして、後策の黒幕にはかの徐樹錚あり。馮派は此の氣勢を覩取し、何卒してその軍器を自派の手に入れ運動をして新軍を練らしめんものと焦慮し、督辦參戰事務處の成立を妨げなどしたるが力及ばず、武德九積の第一回分武器が秦皇島に着するや、直ちに張作霖軍の手に奪ひ去られたり。

馮總統は於是張に對し詰問して曰く、出兵經由を明かにせよ、武器は中央に於て豫定の用意あるものなれば抑留を許さずと、右に對する張の返電は隨分思ひ切つたものなり、曰く、馮玉祥兵を武穴に駐めて倪嗣冲を討たんとし中央之を如何ともする能はず、李純陳光遠中央の方針に反して主和を唱ふれども中央之を如何ともする能はず、奉天の兵を派して總統を擁護し、中央の威嚴を正して以て主戰の目的を貫徹せん、然らずんば拔隊南下、倪を援けて馮玉祥を討たん。奉天はさきに福建救援軍を派し、又地方治安の維持、北邊防備の爲め增兵の必要あり、即ち軍器を暫領し、奉天配附分の到着を待つて還附すと。

張は昂々然としてかく聲明し三月四日更に第二回の送兵を灤州になしたり。第二十七師第五十四旅（旅長張作相）なり。さきに灤州に在りし兵は、こゝに於て進んで廊坊軍糧城に入り、張作相は自から一部を率ゐて津浦線の一驛獨流鎭に駐紮したり。

馮總統は陸軍中將何宗蓮を派して中央との意思疎通に當らしめ、王到陞（倪嗣冲等と關係深きポス政治家）を奉天に派して張作霖の眞意を探究せしめ、更らに財政總長王克敏を蚌埠に遣し倪嗣冲の意見を聽取せしめたるが、二王共に倪張の電話機たるとも決して馮總統の爲めに粉骨碎身すべき人物にあらず、ソハ馮總統も固より知れり、されば二王の復命を待つ迄もなく、倪張の底意を觀破するに難からず、張の眞要求は

一　段祺瑞の總理再任
二　東三省巡閲使の新設
三　主和督軍別して李純の免職

一及び三は倪嗣冲との共通條件なり、張よりすれば二、一三の順序、倪よりすれば三、一、二の順序なり。

馮總統の辭職通電

馮總統は相手の註文を讀み誤まる程の凡倉にあらず、彼は突嗟の間に右三條件の考慮を終り、特に第一條件たる段復任の止むを得ざることを自覺したり。參戰事務督辦就任以來、段の勢力は一朝にして復活し、爾來事毎に段派の掣肘を免かれざりしより見るに、段の復任は彼に取り何等の苦痛を伴はず。されど馮總統其人の位地問題は、彼に取り他の何事よりも重大なり、何等かの方法に依りて自己の地位を保全せざる可からず、七日夜次の如き曖昧模糊たる通電(所謂辭職通電)を發して各督軍の信任投票を求めたる固より然かあるべき順序なり。北洋派の分裂は中外共に憂ふる所、張作霖すら元首留任の打電をなし來りたるに於ては馮の地位はこゝ暫らくは安穩なりと見て可なるべし。全然狂言辭職なり、狂言電報なり、馮段二派の妥協は此の一電に依つて開始せられしなり。

各省督軍省長武鳴陸上將軍廣東龍巡閲使漢口曹宣撫使張總司令九江張檢閲使承德歸化張家口各都統龍華寧夏護軍使各鎭守使鑒國步之屯遭日一日より甚しく內は則ち蜩螗羹沸干戈の劫回し難く外は則ち慘淡たる風雲邊境の防日に亟かに剝膚痛むべく手を措くに從なし國璋職權を代行してより瞬くまに半載を逾へたり凡そ施設する所力、願と違ふ清夜心を捫するに能く愧汗なからんや然れども國璋國民の付託を受け國家をして竟に此に至らしむ負罪引慝亦何ぞ必しも曉々申訴して諒を國人に求めんや但だその此を致すの由とかの平日の用心事實の扞格する所となり屢投じて一も當るを得ざる者とを挍るに緣因複雜困難萬端賢を避け去らんことを求めんと欲すれども法律の循ふべきなきに苦しみ辱を忍び全を圖らんと欲すれども又津梁の濟るべきに乏し此を長じ悠忽せば必らず淪胥を招かん諸君子は國の干城たり同じく責任を負ふ用つて特に肝膈を披瀝し爲めに之を一言せん邇るに京畿に變生じてより國祚中斬され元首播越し舉國騷然たり於是黃坡前に委託し段前總理後に敦促し皆副總統代職の規定を援き國璋に強ふるに北來を以てせり明かに知る禍亂方さに殷んに非材絕へて負荷し難きを惟だ冀くば黃坡の復職主持人あらば則ち不佞南疆を扞衞し尙は艱鉅を分擔すべしと乃ち商請無効にして而して各省巡督軍省長及び文武官吏電牘を分馳して入都を敦迫し猥りに藐躬を以て過つて督責を承く湯火の蹈且つ辭するを容さず矧んや安危をや慫濤共濟全く同舟を恃む初め料らざりき聖殺方さに承けて而して內部轉た愈々紛擾に趨がんとは國璋の京に抵るや首先政を黃附に奉じて許可を獲ず而して後職を受く其時國會早く解散を經政府尙は在り而も繼絕布新草創に同じきものあり段前總理賢勞に獨任す正に宜しく共に時艱を濟む中外一致すべし而して西南諸省共和再奠の績を忘れ非法內閣を以て相攻め別に畔端を挑げて遂に戰禍を開く內閣改須に迫んで宜しく爭を息むべきに國會問題又枝節を生じ中央任命の官吏に對し則ち嘖として煩言あり石黎の荊襄を擾亂するに對しては則ち引いて同志と爲す是非

乖迕して眞相明かならず譬解百端反省を促がさんと欲し初め料らざりき唇舌倶に敝れ而して結果は仍は諸を兵戎に訴へんとは民國元二の交風雨飄搖幾んど家室を毀たんとするや項城その雄才大略を運らし曾ち數月ならずして七省同時に戡定され大權中央に集りぬ國璋の能力は固より項城に逮ばず然れども前事の師相襲ぐに妨げず觀念の在る所元氣の凋殘民生の疾苦實に元二年に過ぎ兵の不祥は古に明訓あり內爭宜しく息むべく人同情を具するを以て本と專制を勵行するの心なし何ぞ經營力征の擧を取らん故を以て軍事の務めて起るやたゝ和平を促進せんことを望み敗釁に因つて仲反を求めず包容を示して而して停戰す南北を融洽して諡く猜嫌を釋かんことを欲するに非ざるはなし耿々たる寸衷天日に質すべし乃ち北はその斷寡きを疑ひて兵氣幾んど之が爲めに揚らず南はその欺き易きを倡じて騷憂益々範に就くに難からしむ湘桂各軍機に乘じて岳を陷れ意示威に在り中央縱へ統馭に力なきも亦何ぞ命を地方に聽くに至らんや必ず公德に背いて而して強權に矜り餘地の以て相讓歩するを留めずんば則ち最後の解決惟だ戰乃と成る事に因りて宜しきを制するは絕へて矛盾にあらず更に料らざりき干城の寄心袴の司或は竟に觀望前まずして聲威を損し行動自由にして諮諏を滋さんとは凡そ此種々皆事實上隨時發生の障礙にして國璋の大局維持の希望をして悉く消滅せしむるに足る而して未來應付の難事變の鉅は則ち更に此なり甚しき者あり國會機關虛懸日に久しく頗る聞く參議員粵省に麕集し自から開會を行ふの說ありと姑らく此より前の解散の是非合法を論ずるなく既に命令の公布を經たればすでにその職權を行使する能はず即ち各省區の人民も亦斷じて承認の理なし中央最近公布の修正兩法はすでに一切の籌備に從事せるも手續繁重にして召集は尙自から時を需む正式總統選擧の期轉瞬即ち屆る根本著くるなくんば國何を以てか存せん此れ大いに憂ふべき者の一なり。

財政の艱窘年復た一年さきには政府難關に値ふ每に亦嘗て外債を恃んで以て生活を爲せり然れども能く國の財力を合し通盤籌畫せば猶ほ法を設けて挹注し勉强撑持することを得たり今は蕭牆鬩爭外省回解の款は大半截留せられ來源漸く絕ゆ而して軍政費の支出復た平時に倍蓰し羅掘久しく窮し誅求應ずること尠し仰屋の歎破產の虞桑孔再び生ずるも亦將さに手を束ねんとす此れ大いに憂ふべき者の二なり。

內閣の責を負ふは法を取る最善く段前總理國の爲めに力を戮し橫まに口語を被り詞を政策の撓屈に託して各國務員を率ゐて引退し總理の一職後來の者遂に視て畏途と爲す聘卿及び現今諸閣員は皆國璋平昔の至摯大義に迫られ感情に礙げられ暫らく勗勵を允せるのみ初めより本願に非ざるなり擬す時局統一に臻らば再び組織を行ひ以て法治に符せんと今聘卿殷殷疾を成して告に在りもし錢代總理諸人復た事爲す可からずといひ褒裝して去らば强留せば則ち友誼に妨げあり替を覓むれば則ち才難を恨む其終を推測するに必らず將さに無政府の地位に陷らん此れ

大いに憂ふべき者の三なり。

目前外交の情形に至りては尤も應さに吾人の警覺を發起すべし個中の利害は別電に詳聞す國璋は一武夫のみ時分に因緣し謬つて政權を攝す德は以て人を感せしむるに足らず智は以て物を燭らすに足らず救民の念を抱いて而して民の水火に入るや益深く愛國の沈に鬱して而して國の顚覆せざる者亦僅かなり澄清術なく空しく三舍の戈を揮ひ和平人を誤まり錯まつて六州の鐵を鑄る馴れて至る四郊多壘群盜毛の如く秦豫の匪警頻りに聞へ讒輔の流言息まず名義は守府に同じと雖も號令國門を出でず前途を瞻望するに届る所を知る莫し何ぞ敢へて久しく高位に戸り自から誤まり以て國家を誤まらんや自から應さに求卸仔肩政柄を歸還すべし唯だ民國既に國會なく而して總理現に暫攝に屬す又た約法の條例を援いて代行せしむる能はず入京受職の由來する所を追原するに實に諸君子の公意に出づ國璋すでに備さに艱阻を嘗め竟に萬一を補救することを獲ず坐視して辭職する能はざる所あり又決を取るによしなし祇だ各省區督軍省長及び文武官吏に向ひ危殆の情形を詳述するあるのみ應さに請ふらくば辦法を籌商し國璋の爲めに重負を釋き民國の爲めに安全を謀り寧ろ國璋をして誤國の責を一身に負はしむるとも民國の紀年をして國璋に賠つて以て俱に去らしめざらんことを大願に勝へず特に此に飛電佈達す務めて希くば旬日以內に復せられんことを統治權寄する所に至りては國璋在職一日仍ほまさに引いて己の責と爲し決して肯へて息弛の心を萌さず敢へて誠款を布し嗣音を佇盼す馮國璋七日。

固より各督軍の慰留を豫期しての事、注文通りに各督軍の引留電報は、續々として到達し、張作霖すらその一人なりといふに於て、愈々右通電の狂言に過ざるを察すべし。

日本の好意的忠告

張作霖軍の出動に對し、我が政府が馮總統及び段祺瑞氏に好意的忠告を與へたりとの說は、信すべく多少の理由あり。消息通の言に據れば右好意的忠告の時期は、恐らく世上に傳へらるゝ所よりも早からんとの事なり。されば一時世間を騷がせたる張軍も、今日以上北京に近づく事あらざるべく、適當の時機を料りて撤兵を開始すべしと。所謂段派のクーデータなるものは、最初より失敗せるものにて、張軍の騷動も武器掠奪のテレ隱しのみといへり。

馮段會見、段の再任拒絕

馮段の接近は時勢の要求なり、叙上の如き曲折を經て三月十四日馮總統は自から段祺瑞氏の邸を訪ひ、總理再任を懇請したり、段は一應之を拒絕したり、敢へて一應といふ、馮氏は十六日更に徐世昌氏を訪問せり、徐を出さん爲めか段を起さん爲めか、形勢の開展は殆んど傍觀者の臆斷を外れず。

林公使歸任

歸朝中なりし林公使は、修正せられたる對支方針を携へ、

三月十六日北京に歸任したり。傳ふる所に據れば公使は別に重大なる使命を帶び居れりと。新對支方針にして支那各方面の妥協的氣勢を取入れ、大勢に順應する底のものならしめば、吾人亦決してその不可を見ず。

各方面の妥協促進運動

第一革命に際し官革の間に斡旋して和議開始に多少の盡力をなしたる在上海英人イー、エス、リットル氏は、前の經驗を提げ來つて妥協促進運動を開始し、各方面へ打電して講和會議の開催を促し居れり。氏は在支三十餘年、宣教師として令名あり、今は上海にて藥種商を營み多少の信用あり、その今回の運動は英國側官憲の意を承け居れるは明なり。今日迄さしたる反響なきも上海滬口兩總商會が之に應じて起てる、最も注目すべし。

唐紹儀來朝

此時に際し久しく香山縣の鄉里に隱れ、政局を冷眼視したる南方領袖唐紹儀氏が、糖尿病療養を名として來朝（三月十八日入京）せしは注意に値す。氏の使命は亦妥協運動の爲なるべく、南方交戰團體承認運動說もあれど、理由論據前說に比し少しく薄弱なり。

北軍岳州を奪回す

前敵總司令張敬堯の軍は、二月末以來大活動を開始し、第三師吳佩孚軍先鋒となりて三月十一日岳州北京の要害羊樓司を克復し、同十七日より十八日に掛け終に岳州を恢復したり。南軍は殆んど抵抗をなさずして退却せるもの、如し。南北議和の基礎は岳州の奪回によりてその一を得たり。

內治外交

●二月二十六日の重要の國務會議　昨日の國務會議例會は午前開會せり錢代理總理及全閣員出席して邊防外交の重要問題に就き討論したり是より先き錢代理は院內にて國務員を招請して午餐を共にしたり有らゆる例案の司法部提出の修正捕獲審檢兩廳及び上海捕獲條例等の案には議及せざりしと午後會議散席の後ち錢代理に隨同して公府に入り報告せり茲に當日外交邊防上の討論を錄すれば左の如し。

邊防案　開會の後陸總長より露國過激黨及び西伯利亞の獨乙俘虜黑龍江省に竄入の事並に鮑督軍よりの電報を報告し原文を檢出す其電文は滿洲里の北の窩里源地方は已に過激派の爲めに占領せられ黑龍江省邊境は非常に危急なることを報告せり陸總長報告の後各員即ち鮑督軍の電報に就き討論したるも未だ具體的の辦法を議定せず。

外交案　劉公使の來電を討論す亦た陸總長より二十三四の兩日原電を將て再び檢出討論せんとす。

出兵案　西伯利亞に出兵の問題は各員各意見を提出して非常に詳盡せり之を往時に較ぶれば尤も精細なりしと云ふ。（順天）

●程璧光暗殺　二十六日廣州の來電に據るに廣東軍政府海軍總長程璧光氏は本月二十六日午後八時に於て忽ち廣州城內にて暗殺せらると電文簡單にして眞相不明なるも惟犯人は已に逃走し竟に何人の主使に屬するも亦た未だ悉く聞くを得ず又聞く某方面湖南廣東兩處の電報に接せり言く廣東の程璧光は莫榮新處に在りて刺身せられて死すと又湘

西司令李書城も亦た殺されたりとの報あり云云。（順天）

●督辦參戰事務處組織令（教令第四號）

第一條　參戰督辦は大總統に直隷し國際參戰事務を綜理す

第二條　本處に參謀長一人を置き督辦の命を承け一切の事務を佐理す

第三條　本處は參贊參議を酌置し督辦より分別聘委す

第四條　本處に左列の各處を設く

參謀處、外事處、軍備處、機要處

參謀處は參謀長より負任するを除く外に各處に處長一人を置く督辦より謹選して掌理せしめ應さに事務を辦ずべし

第五條　本處は處員を酌置し督辦より謹選す長官の命を承けて各處の事務を分掌す

第六條　本處に副官長一人を設く事務の繁簡を視て副官を酌設す

第七條　本處の辦事細則は督辦より別に之を定む（順天）

●曹張に和議密令　聞く先日馮段の密議の主要點は外交問題に在り而して我國此の外交の情勢の下に處し國內禍亂は亟かに如何に收拾すべきかも亦た曾て詳密に商議せり一面に聞く政府は已に曹張兩督軍に密電を發し外交上急遽の變化の情形を詳述し國內問題の速に妥洽を行よを求めざるべからず曹張をして機を相て辦理せしむと云よ。（順天）

●支那兵の外國船炮擊　外國船艦の長江流域を航行中に屢中國軍隊の砲擊槍射を被る之に因りて損害を受くる者頗る少數にあらず玆に主要の者を擧ぐれば左の如し。

○英國十一隻內軍艦四隻餘は商船となす死者船長乘客各一人。

○米國軍艦一隻死者艦長一人負傷者水兵二人。

○日本商船射擊されたる者亦た復少からず幸にして死傷者なし。

英米兩國は此の事に關し已に外交當局者に向て交涉に從事せりと云よ。（順天）

●四川督軍の防區改革請願　昨日四川督軍より密電を以て元首に致し速に該省の守備區域更變の事を以てしたり許否は尙ほ未だ定まらざるも同督陳請せる辦法左の如し。

（一）鍾體道をして安岳に駐守せしむ。

（一）陳洪範の一旅を成都に移駐せしむ。

（一）徐孝剛を內江に移駐せしむ。

（一）舒榮衞の一旅を富順に移駐せしむ。

（一）劉成勳の一旅を合江に移駐せしむ。（順天）

●總統總理態度の變化　總統は憂慮し總理は冷靜なり、近來時局復た混沌の境に入れり江蘇李督より三十一日通電あり和戰の具體的意見を徵詢し來れり其詞頗る痛切となす此外王芝祥上將より一日亦た一類似の電報あり總統は和戰問題を以て方に誤會する所あり正に疏解を待つ李王の兩電に接して深慮反動を發生して頗る憂色あり王總理は則ち依然沉靜なり且つ人に對して言く現在は須らく兩方面に顧念するを前提となすべし凡そ一方面に利益あるも一方

面に損害あるの命令には率ね署名せず並に聞く王總理は三日以來三度李純陳光遠等に打電して仍は和議の進行を促がしたりと云ふ。（順天）

●張懷芝南下の愆期　征南第二軍總司令張督軍は本と近日内師を率ゐて南下せん計畫の由なりしが中央より派員濟南に至り張督南下の時期を暫らく延期せしめたりと又た張氏は江西陳督軍と情誼素より親密なり現在陳督數々辭職を請ふは互に誤會の致す所なるを以て故らに張督に依賴して人を江西に派し陳督に面見して政府が北洋を維持する苦衷を轉達せしめ誤會なからんことを以てせしめたり云々張督乃ち參謀長徐鴻寶に命じて馳せて江西に赴き一切の事情を疏通せしむ張督南下の行止は徐氏江西より歸濟後に始めて決定せらるべしと云ふ。（神州）

●北京通信中の馮玉祥　馮玉祥武穴に駐兵の後より頗る獨立の勢あり而して稅金を勒索するの事も亦た同時に發現せり聞く已に湖北王督軍より中央電告に及びたりと昨財政界の消息に據るに鹽務署近頃武穴分局の報告を得たり曰く馮玉祥は本月十二日突然副官をして兵を率ゐ局に到り聲言すらく中央より支給さるべき軍費不足したるを以て鹽稅金十萬元を借用したしと該局は事の外債に關係あるを以て婉詞遜謝して謂く北京に電請して何分の沙汰を待ちての事にせられだしと副官勢甚洶洶恰も武力を以て解決せん意あるもの、如し武穴商會々長の居中調停を經て庫銀一萬八千九百餘兩を交附して意外の風潮を免れたりと云ふ又聞く馮玉祥部下の軍隊は號して一個混成旅と云ふ聞く所に據れば其兵力は一師以上に在りと其軍隊の詳數下の如し。

（一）步兵十二營（内新募補充兵三營其内にあり）

（一）騎兵三營、（一）砲兵三營、（一）工兵輜重兵各一營此外尙護衛兵三營總計二十二營人數は實に一萬一千人に達すと云ふ。

●錢能訓總理兼代經過情形　王士珍辭職の經過情形に就いて聞く處に據れば辭職の呈文は確かに十九日午後閣議解散の後院秘書長自ら送りて公府に至り元首一閱して可否を云はず僅かに命じて辭表を留め置かしめ暫らく許可を與へず如し果して代理者を求め得ば王氏に休養を許可すべしと蓋し元首は王氏の去職することは已に允許の意を表示したり惟代理者を覓得するを以て去職の條件と爲す元首は爾餘の閣員は總て舊に依り留任して更らに辭職を請ふを得ず無政府の狀態に陷らざらん爲なり云々繼任は初め熊秉三を擬し繼て田文烈を推したりしが皆な事故に託し謝絕し最後に錢能訓に及ぶに方り錢總長も亦た固讓せり元首即ち田總長に謂て曰く君既に自ら出で、擔任するを肯んせず應さに我爲めに法を設け敦促せよと是に於て田王二氏乃ち錢氏の私邸に同往して商勸し並に錢氏を邀きて公府に同行せり時に王士珍及び諸閣員均しく在り元首發言して曰く國步萬難予勉力支撐せり王君病むも亦た已に三個月の久しきを擔任す諸君は首都の無政府狀態に陷るを忍びざらん務めて祈る法を設けて一に維持を爲せ云々是に於て王士珍及び諸閣員均しく錢氏に向て進言す元首並びに言ふ總理を繼任するは已に別に定めて人あり祗須らく數日兼攝すべければ即

ち責任を解去すべし云々錢氏始めて慨然就職を允諾せり時に午後三時三十分なり即時院秘書長を公府に電招し錢內務兼代國務總理の辭令の案を擬し竝に決定して本日（二十一）日午前十時登院事を視たりと云ふ並に聞く元首の所謂別に定めて人ありとする者は閣中に在るにあらず亦た京律にあらずと又某新聞の記者某氏は昨日午後四時府秘書長張仲仁君に晤し王士珍辭職せば繼任人物の有無定否を諮詢したり張氏曰く王氏去るを求むるの時會て田氏を推擧したり元首再三田氏に商詢したりしに田氏始終謙讓を以て懷となし未だ允諾を肯んせず熊陸二氏は則早已に總理の表示に任せざるあり徐菊老謂く王氏既に決意して職を去る此時局紛糾の際に當り必ず宜しく一人出でゝ此席に任ずることあるべしと遂に居中內務總長錢氏に力勸し出でゝ擔任せしめたりと云ふ元首今日正に人に託し錢氏の出任を勸めたり錢氏能く承諾するや否や尙ほ未だ知るべからずと此れは昨日午後四時以前の情形なり又た國務院の某要人曰く錢氏は已に徐菊老再三勸說して已に允諾したりと但祇暫らく代理を行ふのみなりと徐氏は此意を以て元首に轉達し元首復た諸を王氏に商議し其暫らく病の爲めに若干時日の請暇を許すことにしたるを以て王氏の承諾を得たるなり元首は乃ち命令して即時右の次第を發せしめ以て變動を免れたりと云ふ並に一面には錢氏に電告して即日登院事を視るを望みたりと此は昨日午後六七時の情形なりと云ふ。（時報）

●南方の新和議條件　先日來南軍の岳州を得手してより以來又此機に乘じて和議を要求して以て下臺の地步となさんと企圖せり故に近日南方又た人あり和議を倡ふとの說あり昨日聞く處に據れば京中の某方面には已に新議和條件數項を得たりと分錄すれば左の如し。

（一）新國會を召集す
（二）陸榮廷を湘粵桂の巡閱使となす
（三）唐繼堯を滇黔川の巡閱使となす
（四）內閣を改組し張耀曾谷鍾秀程璧光孫洪伊を復任すべし
（五）岑西林を長江巡閱使と爲す
（六）李烈鈞鈕永建冷遹等を參戰處參贊となす
（七）軍政府は中央より經費を擔任して解散す
（八）湖南督軍は中央より任命し並びに西南の同意を取る
（九）湖南省長は中央より任命し並に湖南人民の同意を取る（順天）

●新疆に於る露國變亂の影響　新疆督軍楊增新の政府に電告するに謂く露國人は內亂未だ息まず財政困難なるを以て露國人民をして亞片を種植せしむと新疆の露國々境に接すの地方を查するに支那人の國境を越えて亞片を種植するあり恐らくは將來私種私賣の弊害を免れ難からん我國の禁烟の前途に大に妨碍あり請ふ政府は露國に向て交涉せられんことを云々。

又楊督軍の電告に據るに齊桑一帶商戶の露國軍隊の劫掠せられたるあり而して喀什道尹の報告には支那商賈の露領に赴き貿易する者多くは苛待を受け貨物は間々沒收せらる露獨單獨媾和の議已に兆萌あり只だ外交問題は自ら絕大の變化あるは固より獨り新疆の一隅のみならざるなり外交當局

者は如何に處置するやを審にせざるなり。（神州）

軍事教育

●在湖北北軍總數　北軍南下の確數は左の如しと。浦口に原駐の馮玉祥所統の第十六混成旅は二日より陸續九江に到る。

南苑に原駐の第十五師の一混成旅約計步砲工兵共に廿八營機關銃一連は一月廿八日より卅日に至るまでに陸續京漢鐵道に由り鄭州を通過せりと云ふ。

馬廠に原駐の第八師の第十六旅及び保定に駐屯する直隸第三混成旅は連日出發して南行すと云ふ。

徐州に原駐の第七師の第十三旅は卅日に於て輸送を開始し漢口に進發せりと云ふ。

南苑に原駐の第十一師の留守營步兵二連は三日永定門にありて登車漢口に向て出發したりと云ふ。（順天）

●米國より武器購買　中國は米國より武器を購買するの說ありて頻りに各處に傳はれり諸を先月卅一日紐育トリビユム報所載次の如き記事に徵するに則ち愈其事實たるを見るに足る該報所載に據るに中國は庚子賠償金延期交付に因り計を決し此頃の收入を以て派兵赴歐の經費に充て現に已に佛國に向て軍隊輸送を開始せりと而して現下在米の支那武官も亦た米國當事者より二百萬弗の武器を受領せりと云ふ聞く此後も尙ほ繼續して注文すべしと云ふ。（順天）

●長沙海軍中立宣言　廿一日漢口の來電に據るに長江に碇泊する第二艦隊司令杜錫鈺は現在宣言して當さに中立的態度を以て專ら治北江西兩省の治安を維持するの責に任ずべきを以てせり並に已に各艦長に令を傳へたりと惟曹錕は杜司令に嚴令して北軍と共同作戰岳州の攻擊に參加すべし萬一杜司令にして應諾せざれば曹錕は當さに令を部下各陸軍に下し各艦に分乘して以て監視に便にすと云ふ。（順天）

●武岳戰線駐軍の調查　岳州守りを失ふの後ち戰事は已に停頓したれども然も防守の方略と軍隊の更調とは夜に日に繼き未だ遑あらず茲に春節後の武岳前線各區駐軍の實數調查下の如し。

（一）紙坊　北軍第二十師の殘部范國璋駐す

（二）土地堂　第七師の十四旅步隊兩營砲一營張繼堯より新に派遣の者

（三）山坡　十一師の廿一旅並に砲馬隊各二連

（四）咸寧縣　南苑の二十九旅兩團步隊團長張品三田登楷並に砲兵一團々長陳鴻鈞同駐す

（五）汀泗橋　安武軍三營副司令陳翼齋及び直軍第一混成旅閻相文同駐す

（六）蒲圻縣　第七師十三旅吳心田の全部並に新に派遣の十四旅の馬砲工輜各一營駐す

（七）羊樓峒　二十一混成旅と十一師の各一部

（八）崇陽縣　近畿第三混成團全部寇團長駐す

（九）通城　安武軍四營及び直軍第二混成旅（新に派來の者一部）

（十）通山　近畿二師の一部及び省防の團兩營以上十區は左翼と中路の重要地點に係り右翼に至りては嘉魚牌洲新堤金口の四要區の如きは仍ほ王汝賢の第八師李奎元の十一師及十八師各一小部分別駐守し甚だ變更なし故に及ばず。（順天）

●海軍總司令部上海移遷　海軍部所轄の軍艦は凡て調遣して洋上に游弋し及び要塞に駐防し長江を梭巡せしむる等皆な海軍總司令の指揮に歸す原と司令部を上海高昌廟地方に設けありしか去春に於て海軍第二艦隊の軍艦較多きに因り長江の上下流は均しく第二艦隊管轄防駐に歸せり是を以て海軍部に稟請して海軍總司令部を以て上海より南京に移し近日調遣すと云ふ去冬以來岳州風雲日々險惡武漢一帶頗る影響を受く如し海軍總司令部を南京に設け軍艦の上海に停泊する者を同地に調遣せざれば恐らくは窒碍する所あらん總司令部を以て舊に仍り上海に設け即ち軍艦は浦江に停泊するの地點となすも亦た甚だ便利なり故に總司令饒懷文より其筋に上申して許可を得て爰に總司部を以て上海に遷移し仍は高昌廟兵工廠内を以て事務所となし所有軍艦も即日上海に來航すべしと云ふ。（時報）

●曹張進軍開始　曹錕張敬堯先後漢口に至り已に王督軍と會議を開きたり其結果は已に十八日に於て前進を開始したり十七日曹張連名にて此の趣きを北京に打電したりと電文に曰く鍇等令を奉じ討伐に出發したることは已に發程及着漢の日期を以て飛電奉聞せり現在所部の各隊は已に次第に漢口に到着せり即ち軍官會議を開くに當り咸な衝國破敵を以て職志となす茲に十八日を定め前進を開始す謹んで電告す云々。（神州）

●張敬堯攻岳の布置　京信に曰く援岳張總司令は蒲より漢に歸れりと其軍隊の前鋒は已に蒲圻より南進したり其數約二千數百人正に進行中にあり忽ち南軍の前哨約三四千人と相遇して互に戰事あり大隊は尚ほ蒲圻に到着せざるを以て暫らく數十里を退き一面には張總司令より左右翼及中路各司令に密飭して攻岳の計畫を指授し並びに通令して準備をなさしめ某日岳州に向ひ總攻撃を開始すべしと云ふ果して然らば戰時は當さに眉睫に在りと云ふ。（神州）

●米紙の清華學校問題　一日大陸報米國新聞の公報を轉載す曰く米國教育界は歸國の留米學生と最近清華學校の現狀とに對し頗る憂慮を抱けり該校を案するに本と中國政府の創設に由り專ら中國留米學生を遣送するに備ふ近頃該校々長周詒春誣告せられ憤りの餘り辭職せるに因り京中の人士皆な周の罪なきこと乃ち一種政黨の作用たるを知れり周を去り代りを以てす然れども清華學校は實に人才を教育するの地と爲す今にして而して政治の渦中に陷入せば其尊嚴を貶し而して其實用を棄つるなり此れ米國人士及び歸國留米學生の大に然らずと爲す所以なり米國政府は一九〇八年中國に通告し庚子賠償金を以て二千四百四十四萬〇七百二十八元より減じて一千三百六十五萬五千四百七十二元となし中國政府は以て毎年賠償すべく又た專ら教育に充つべし一は留米學生費に又た一は預備學校を北京の清華園に設立す該校の管理權は米公使に歸し同館よりは人を派し

て之を監察することを得此れ決して有意苛刻なるにあらず蓋し中國に示すに法を以てせんと欲する耳近者米政府は復た協約各國と商議して中國政府の賠償金を緩付する事を承諾せり民國五年外交部は特別に聲明す中國政府は賠償金を緩付すと雖も惟た留米學生の遣送及清華學校に供給するの二事は依然從前の通り辦理して財政上變動を發生せず云云米國人士の清華學校に注意する者(一)該校の維持(二)政潮中に混入せず(三)經費は隨意減少するを得ずと今や周校長去れり外務部の該校の經費を管理せること新たに校長の任命せられたることは獨り該校の精神に違背せるのみならず且米國在支の勢力利益と皆な相背く所あるなり惟望む米國駐支の外交官は急に取締を嚴にし而して在支の各米國の機關も亦た當さに共合の進行を取り務りて指臂の効を收むべきなり尙ほ歸國の中國留學生は更らに同一の義務を負ひ而して其責任を盡すべきなり。(時報)

財政借欵

●水口山鑛借欵確信　湖南中央と關係離脫せしより以來增兵に購械に度支異常に缺乏す因りて議して水口山鑛を以て外人に貿與したりとの事は略昨報に誌したりしが玆に聞く程潛は湖南官鑛局總理蕭仲祁協理王鴻猷を派し上海に來り外人と條件を磋商せりと借欵數目は六百萬元にして水口山鑛を以て抵當となし此外別に礦砂を以て某洋行に向て契約を訂結し先づ前拂金一百萬元を交附せしめ礦砂三千噸を包運するの大綱商定し即日調印せりと上海に寄寓の某公も亦た預り謀議せりとのことなり政府は其確據を查得し盧護軍使薩交涉員に密電を發し法を設け外人に向て打消をなさしめたりと云ふ。(時報)

●稅則改修と陸路の關繫　前日現行の輸入稅則改正委員會主任會氏は露國總領事の照會に接す其要に曰く改正關稅は僅かに海關を經て通商する者を以て範圍となし陸路に涉らざるか如何と申來れり此次改正の稅則は陸路に兼及するや否やは未だ中央の命令を奉けざるを以て暫らく意見を表示し難しとなし未だ何等聲明せざる由なりと云ふ。(時報)

●奉天よりの送欵　陰曆年末に際し政府は金を需用すること甚だ急なり先日奉天省に電令して迅速に金員調達のことを以てしたりしと昨財政部の消息に據れば張督軍は電令を接得するや即ち財政會議を開き大多數の決議を經て中央に向ひ二十五萬元を送金することゝせり已に三日に於て發送したりと云ふ其金額の出る所は財政廳の稅金中八萬元を官銀行より六萬元中國銀行より六萬元交通銀行より五萬元總計二十五萬元を提供したりと云ふ其金額は甚だ多からずと雖も時に應じて接濟すること前陳の如し之を他省の常に中央への送金を留め置き反て中央に向て電索する者に較ぶれば已に天淵相別れざらんや。(順天)

彙報

對露關係

▲支那兵三萬出動せん　（奉天特電廿七日發）滿洲里以西汽車杜絕せるもの、如く又イルクツクにては東行旅客に對しチタ以東の切符を發賣せずトムスク又形勢不穩なりとの情報あり北京政府は滿洲里方面に對し奉天軍三萬の出動を命じ來れり。（一日、時事）

▲對露政策の決議　（北京特電廿七日發）昨日の總統府會議には馮總統、參戰督辦段祺瑞氏及び國務員全部並に參謀總長以下高級軍人などの列席を見たるが席上露國過激派指導の下に東三省に侵入せんとする解放團境捕虜の侵入を防がんが爲め滿洲方面に出兵すること右に要する兵器彈藥は今回日本泰平公司より購入するもの、中奉天へ輸送せらるゝ分を使用すること、軍費は借款に依ることとし米國其他の借款交渉は行惱めるを以て新に日本に提議す可く決議せり。（一日、時事）

▲過激派侵入の虞　（北京特電廿七日發）黑龍江督軍鮑貴卿氏は中央政府に通告して曰く露國過激派は獨境捕虜を利用して東三省を襲擾せんとしつゝあり彼等の計畫は先づ滿洲里を占領し此處を根據地として東三省に侵入せんとするものなりヲオリユーアン其他の重要地點は既に占領せられ事態愈々重大となれり然るに滿洲里守備の我軍は極めて薄弱にして到底侵入軍を支ふる能はず乞ふ中央政府は速かに大軍を派遣し滿洲里其他東清鐵道沿線各地の防備に任ずると共に軍費二十萬元を至急送附されたしと右に對し中央政府は昨日附を以て回答して曰く政府は露國過激派の侵入を防ぐが爲め貴督軍要求の武器及び軍需品等を直に送附する事に決し既に陸軍總長財政總長等に夫々命令せりと。（一日、時事）

▲佛使長春長官を訪ふ　（北京特電廿八日特派員發）佛國大使マーイハル氏は本日午後三時重大要件を帶び露國公使館にボルロツト將軍を訪問し會見せり。（一日、日日）

▲內外時局對策　（北京特電廿七日特派員發）廿七日の緊急秘密閣議には段祺瑞氏も列席し大凡左の如く決定せり。

第一、對露問題に就ては始終協商國と一致の行動を取る事

第二、軍隊を進め滿洲里方面を守備せしめ更に黑龍江、吉林、奉天督軍に其方針を示す事

第三、日本との協同動作は條約に反かざるを限りとして一致の方針を取る事

第四、各省の意見を徵して迅速に國內問題を解決する事（一日、日日）

▲東清問題協議　（北京特電一日特派員發）交通次長葉恭綽氏は廿八日午後一時東清鐵道長官ホルワット將軍を訪問し約二時間に亘り同鐵道問題に就き協議する所ありたり。（二日、日日）

▲出兵と張奉天督軍　（北京特電廿八日發）西比利亞問題に關し北境出兵に就き奉天督軍張作霖氏は自ら二個師團を新に編成し擧て日本より購入の武器彈藥を之に供給し陣頭に立たしむる希望ありたるも段祺瑞氏等は初めより出征軍隊は參戰督辦處の直屬たらしめんとの意見なりし爲め張督軍は多少感情を害したるもの、如く旁既電の如く郎坊（北京と天津の中間）へ第廿八師團の一個旅團（初め一個聯隊を輸送せしが其後續々輸送し現に一個旅團を有す）を送り又表面編建への援兵と稱し奈皇島へ派遣せる第廿七師團の一部をも郎坊へ赴かしめんとせり其行動は何等か魂膽あるものとして一般の注目を惹き居りしが別項の如く中央政府の出兵計畫大體に於て決定せる爲め張督軍の小刀細工の如きは格別の効果なかる可しと觀測せらるゝに至れり。（二日時事）

▲北滿出兵進捗せず　（一日奉天特派員發）馮總統、段參戰督辦は廿六日西伯利問題に就き北滿出兵に關する協議の結果當地張督軍にも意見を徵し來れり然れど未だ大部隊の兵馬を急遽出動する迄に形勢進捗せず計畫も進捗し居らず唯黑龍江鮑督軍の電請に對し政府は滿洲里方面警備の應援軍として

て奉天より一個聯隊位を派遣せしむるやも測られざれど是とても未だ決定し居らざるが如し。（二日、朝日）

▲參戰の準備　（北京特電廿七日特派員發）對露問題危急に瀕せし以來參戰督辦處の勢力遽に強大を加へ來り段督辦の智嚢と目さるゝ徐樹錚氏は東奔西走日も足らざる有樣なり而して督辦處組織令の發表と共に先づ左の如き計畫の實行に着手すべし

一、三箇月卒業の教導隊を組織し下士を養成す
一、參戰軍を五師に改め趙理新氏をして參戰軍を募集せしむ
一、河南省豫徳州の兵機工廠は專ら參戰軍の武器を製造す
一、參戰督辦處參贊は唐在禮、蔣作賓、梁啓超、其他十餘名とす
一、參謀署長は靳雲鵬、機要署長は徐樹錚をして之に當らしむ（二日、日日）

▲支兵出動兵力　（奉天特電一日特派員發）露國が獨逸と單獨講和を締結して以來北滿の警備急を要するものあり中央政府は聯合國政府の同意を得て多數の軍隊を滿洲里方面に出動せしむる事に決し廿六日張奉天督軍に出動命令を發したるが該兵力は約二個師團にして參戰督辦公處を奉天に設置すべく今回來奉せる徐樹錚氏の使命は右に關する新師團の編成にあるは爭ふ可らず尚總統府顧問阪西少將及飯田少將は徐氏と同道來奉し爾三日滯在の上徐氏の計畫に參與し助力を與ふべしと。（二日、日日）

▲過激派邊境を騷がす　（北京特電一日特派員發）黑龍江督軍鮑貴卿氏は露國過激派及獨逸俘虜が烏蘇里を占領せる旨を急電し援軍派遣を要求し來れり同地は滿洲里を距る百支那里の地點にあり。（二日、日日）

▲督辦所幹部決定　（北京特電二日發）差詰め四比利亞出兵に關する軍務を總覽することゝなりたる參戰督辦所は當分將軍府に假事務所を設置することゝし昨日より實務を開始せるが其幹部は左の如く決定せり

參謀所長蔣雲鵬、機用所長張子琛、軍備所長羅淸望、外事所長陳儀其外各部總長は參贊とし各部總長は參議とせり。（三日、時事）

▲長官、公使密議　（北京特電一日特派員發）東淸鐵道長官ホルヴット將軍は昨日露國公使クダシェーフ公と共に馮總統に會見し一時間半に亘り過激派暴動狀況、東淸鐵道保護、四百利出兵問題等に就き密議せり。（三日、日日）

▲滿洲里方面に出兵　（北京特電二十八日發）昨日總統府會議に於て四比利亞より北滿に侵入せんとしつゝある露國過激派使嗾の獨逸俘虜の南下を防止する爲め日本と協議の上滿洲里方面に二個師團出兵に關し右は全然參戰督辦署の管轄とし其の權限は綏芬端に止まるべきものなる事を決議せり。（三日、時事）

▲邊疆防備命令　（一日北京特派員發）北京政府は黑龍江督軍鮑貴卿新疆督軍楊增新に向ひ邊疆防備に關し臨機の處置を取るべき旨命ぜり。（三日朝日）

▲出兵の方針決定す　（北京特電二十八日發）四比利亞問題に關聯し稍重大なる影響を被る可き北京政府は既に歐洲戰爭に參加し協商側の一員たる事を標榜せる以上地理上最も密接の關係ある日本と共同して四比利亞問題を考慮せざる可からずとは北京政府部內一致の意見なりしが然らば支那政府として如何なる形式の下に北境に出兵す可きやの點に就き總統府側と段派との間に意見の相違あり卽ち馮總統側所謂總統府側は參謀本部及陸軍部高級將校より編成され現に總統部に直屬せる參陸辦公處をして出兵事務を掌らしめんとし段祺瑞等は既に參戰督辦處を設置せる以上當然參戰督辦をして之れに任ぜしむ可しと主張し居りたる處昨日の總統府會議の席上段派を代表せる靳雲鵬は出兵に關する此腹案を開陳せるに馮大總統の出兵案と相違せるが單に前記の如く管轄の問題に過ぎず出兵の手段等に就いては大體同一意見なるを知りたるを以て馮氏は一步を讓り既電の如く全部參戰督辦の管轄とす可き旨言明し馮段兩派の間に出兵問題に關し完全なる諒解を見るに至れりとより先き支那政府が出兵に就いて先づ日本と共同動作を執るの必要ありと爲し前記の如く政府部內に於ける出兵に關する大體方針を決定せり。（三日、時事）

▲北境出兵の方法　（北京特電廿八日發）四比利亞問題に關し支那政府は愈北境に出兵する事に決定せるが其方法に就ては未だ確定を見るに至らず但し參戰督辦處の計畫せる處に據れば奉天督軍張作霖部下の第廿七、廿八廿九の三師團の選拔兵及び黑龍江吉林兩省各軍隊より選拔せる兵を以て新に二箇師團の軍隊を組織し之に此種目本泰平公司より購入せる武器彈藥中既に

奉天に輸送し該地に保管せるものを供給し相當の訓練を施したる後、滿洲里方面に出兵せんとするものにして右新編成の軍隊は參戰督辦處直屬とし督辦陸祺瑞及び近く督辦處査辦に任命せらるゝ靳雲鶚等の命を受けしめんとするものなり。（四日、時事）

▲章駐日公使の電請　（北京特電二日發）　章駐日公使は北京政府に電報して曰く露佛請和は延いて東亞の平和を攪亂するに至れるを以て北京政府は速かに適當の辦法を講ぜられたしと。（四日、時事）

▲日本より參戰借款　（北京特電廿八日發）　西比利亞方面へ日支兩國共同出兵に就き之に要する軍事借款を先頃米國に向つて提議せるが其後交渉進捗せず然るに政府内に於ては軍事借款も一種の政治借款なるを以て四國銀行に提議す可しとの議論ありたるも銀行側に於ては先づ今回の借款は其性質上露清銀行と共に事を計り難き事情あり勞支那政府も戰時に於ける特例として一般政治借款と同一視せず銀行團の手を經て支那政府が改めて參戰借款の名義を附し日本政府に對し提案するに至る可し。（四日、時事）

▲北派軍隊編成問題　（北京特電二日發）　西比利亞出征軍隊は之を參戰督辦處の直屬たらしむるに就いては勿論異議なきも其兵選に就いては政府部内に種々の議論あり東三省の各師團より選抜して二箇師團を編成す可しとの議論もあり又一箇師團を東三省に於て編成し一箇師團を北京に於て編成す可しと爲す者あれども新軍隊の將校は現に練武堂に於て養成中の將校を以てするに當て下士兵卒は北京に駐屯せる混成第五旅團の兵（舊模範團を）を基準として之に各師團の選抜を加へて二箇師團を北京に於て編成し第一線に送り現に東三省に駐屯せる軍隊は依然之を東三省守備の任に就かしむ可しとの説最も有力なり。（四日、時事）

▲ホ將軍の畫策　東清鐵道長官ホルワット將軍が北京に赴きたる用件に付ては種々の説あり目下哈爾賓一帶の糧食缺乏甚しきを以て將軍は支那政府に對し主として食糧の供給に付き交渉しつゝありとの説もあるが然も將軍の用件が單に食糧の供給のみに止まらざるは事實にして其れ以上對過激派策に付き在北京露國公使等と協力して種々畫策しつゝあるものゝ如し昨今續々に傳へらるゝ極東政府樹立説の如きも全然根據なき説には非ざる可きが只哈爾賓に於て假令極東政府を樹立したりとて果して西比利亞に對し其勢力を及ぼし得るや頗る疑問なりと。（四日時事）

▲北方出動の裏面　（二日奉天特派員發）　馮總統の張督軍に對する北方出動命令は其裏面に内憂を外患に振向け以て南北を調停する策をも含み居れりと消息通間に揣摩されつゝあり。（四日朝日）

▲奉天の軍事會議　（奉天特電二日特派員發）　一日夜張奉天督軍に對し北京政府より正式に二個師團出兵の電命あり前後三回に及びたるも北防邊備の爲めなるか南方討伐の爲めなるか不利なるのみならず軍費支出方に關し何等の指令なきを以て張督軍は直に北京政府に電請し同時に來奉中の徐樹錚氏列席の上軍事會議を開けり。（六日日日）

▲支那出兵遲々　（北京特電二日特派員發）　支那政府の西伯利出兵は國務院側に於て兵士約四萬人軍費約一萬元に大體決定したる旨傳へらるゝも詳細は尚不明なり出兵が徒勞として實行の緒に就かざるは馮總統が參戰事務督辦段祺瑞氏に對する嫉視の結果出兵に氣乘りせざる爲めなりと。（四日日日）

▲出兵の下調査　（北京特電二日特派員發）　中央政府は參戰督辦處成立の次第を各省に通電すると同時に左の五項に就き慎重審査を加へ十日以内に復電すべき旨命令せり。

▲徴兵手續▲現在軍隊の實況▲省内の財政狀態▲外交軍事に精通せる人材▲糧食費支出關係

尚參戰督辦處査辦員として政査は差向き銀五萬元を支出せり。（四日日日）

▲ホ將軍使命完了　（北京特電二日特派員發）　日本公使館側の報道に據れば東清鐵道長官ホルワット將軍は既に其使命を果し三日北京出發哈爾賓に向ふ豫定なりと又外國側公使館員の談に據れば露國公使館とホルワット將軍との間に如何なる商議を爲したりや其詳細は極秘に付せられつゝあるも聞く處に據れば今回露國亞銀行は本國政府より獨立し徹頭徹尾東清鐵道の財政的援助を爲すを暗約したる由にて其主謀者は上海露國亞銀行支配人にして目下北京に在るプチロフ氏及ホルワット將軍なりと。（四日日日）

▲日支共同出兵提議　（北京特電三日發）　西比利亞共同出兵に就き國務院及參戰督辦處は各成案を馮大總統に提出せるが馮總統は右兩案を折衷

て滿鐵統案として改めて昨日の國務會議に附議せる結果同會議は左の如く決定せり。

日支兩國は西比利亞問題に就き共同の利害關係あり日本政府は支那政府に向ひ共同出兵を勸誘し來れるに就き(?)支那政府は日本と同一行動を取り共同作戰其他諸般の打合せに就ては支那政府は先づ東京へ軍事委員を派遣し日本政府又北京へ軍事委員を派遣し細目の協議を爲す可き旨を日本政府へ提議する事とす。(五日時事)

▲支那出兵未決　支那の出兵に就ては種々の說あれども果して北京電報の如く四萬の大兵を北邊に出動せしむる事に決したるや否や其筋には未だ情報達せざるを以て之を知る能はざるも假りに參戰督辦處に於て斯る決定を爲したりとするも總督府側の意嚮尙ほ不明なるのみならず軍器及軍費を何れより求むべきかに就き講ぜ考究を爲し之が解決を附けたる上ならでは出兵の程度及其時期をも決定し得られざる次第なれば斯かる準備行動を爲さゝる今日直に四萬の出兵を爲すに決するが如きは少しく早計の感なきを得ず從つて支那政府に於て出兵に關し種々の協議を爲しつゝある事は事實ならんも之が爲既に四萬の軍隊を北邊防備に出動せしむるに決定せるが如く解するを得ずと某外交通は語れり。(五日時事)

▲支那參戰下準備　(長春特電三日特派員發)　吉林來電に曰く東淸鐵路督辦公署參事傅疊氏(元吉林交涉員)は二日重要なる使命を帶びて北京より吉林に來り孟督軍を訪ひ懇談する所あり三日發哈爾賓に向ひたるが右使命は支那の參戰に關するものなる事は勿論なり尙吉林省長郭宗熙氏は東淸鐵道督辦として沿線視察の爲なりしも時局重大となりたる爲未了の分は中止して一旦吉林に歸任すべしと傳へらる。(五日日日)

▲蒙古四盟戒嚴　(四日北京特派員發)　蒙古四盟は二十五日戒嚴令を布けり。(五日朝日)

▲活佛過激派に應せん　(五日北京特派員發)　黑龍江督軍鮑貴卿の報告に據れば蒙古庫倫の活佛は露國過激派に加擔せん恐れありと活佛は露國より借財あり過激派と獨逸は之を以て脅迫するに因るものなりと依つて支那政府は活佛に五十萬元を送る事とせり。(八日朝日)

▲東淸督辦上京　(吉林特電七日特派員發)　東淸鐵道督辦郭宗熙氏は東淸鐵道に關する重要問題に就き政府當局と協議の爲め七日哈爾賓發上京の筈なるが吉林財政廳長劉春膨氏を同行する筈なり。(八日日日)

▲東淸鐵道督辦　(長春特電八日特派員發)　吉林省長張東淸鐵道督辦郭宗熙氏は最近哈爾賓に到り東淸鐵道の現況及沿線各地の守備狀況視察中なりしが七日夜歸來直に滿鐵急行列車にて北京に赴けり。(九日日日)

▲日兵來　(哈爾賓特電八日特派員發)　長春哈爾賓間に日本軍隊密に入込めりて北京政府は抗議を提出せるも日本兵出動なごは全然無根なり右は同地の排日漢字新聞東陲晨報が日本を誣んとしたるに起因せるものゝ如しと。(九日、日日)

▲東淸鐵道新協約　(七日奉天特派員發)　東淸鐵道長官ホルワット氏の北京に於て支那側と取決めたる新協約左の如く傳へらる

一、東淸鐵道管理權はホルワット長官之を行使し現に支那軍隊警備の任に當れる關係上必要に應じ支那當局と協議す

二、東淸鐵道沿線は小銀貨拂底の爲め金融困難を極む支那政府は同地方に小銀貨を供給する事

三、西伯利より輸出する穀物其他の貨物は日米等の意嚮を斟酌し其貨物が敵國人の手に渡らざる事明白なる場合には何等の禁制をも受けず。(九日朝日)

▲東淸鐵道の處分　(七日長春特派員發)　六日通過せるホルワット長官隨員の某大官が漏らせる談なりと云ふを傳聞するにホルワット長官は北京に於て外交團と交涉の結果東淸鐵道は聯合國の管理に移し經營のみは同鐵道と接續の便利を有する日本に委任することゝなるが如し而して支那は合辦條約に基き又佛國は多額の出資者にして米國は先年ストレート氏來東の際に默契もあり其他の國も重大なる關係を有するは當然なり斯くて過激派の同鐵道に對する壓迫を排除し一面財政救濟の實を擧げんと云ふに在りと又佛國人等は東淸鐵道は從來よりの關係上佛支合辦とし佛公使副總統を派れ哈爾賓の辦事處を北京に移すべしと稱し居れるも何れも根據薄弱にして信ずるに足らず(九日、朝日)

▲軍費寄附調達　(奉天特電八日特派員發)　張奉天督軍は最近約二箇師團を滿洲地方に出動せしめたるを機とし增稅を斷行して多年の宿志を遂行す

べく現方長官を召集し凡ゆる道義を施せるも財源涸渇して支辦の途なく各地方も亦此上増稅さるゝ時は愚民の府たるべしとて困難の色あるより同督軍は一方有力者の寄附を募るべく先づ自ら廿萬元を醵出して範を示したりと。(十日、日日)

▲北滿支兵增派　(吉林特電九日特派員發)　支那當局は北滿洲地方不穩の爲更に兵士を增派するに決し吉林混成第四旅團所屬楊聯隊長は部下を率ゐ同地に急行せり。(十一日、日日)

▲寶買城の行政權　(北京特電九日特派員發)　西伯利と蒙古の境界に在る寶買城にて過激派と支那軍隊との間に爭鬪起り過激派は解散の已むなきに至り行政權は一切支那軍隊に移れり依て過激派は五日協議會を開き支那軍隊に對し强硬なる抗議を提出し若し行政權を返還せざるに於ては相當手段に出づべき旨を決議せりと。(十一日、日日)

▲協商國鐵道監視　(北京特電八日特派員發)　佛國代理公使マーテル氏は八日朝英國公使ジョルダン氏を訪問し奉天督軍張作霖氏が不意に廊坊に出兵したる爲め北京天津間の鐵道を遮斷せらゝ憂ひなきにあらず其場合如何なる處置を取るべきかに關し協議したる結果若し張軍が鐵道遮斷をなすが如き場合は協商國より出兵して該鐵道を監視する樣一應外交團にも通告する事に內定せるものゝ如し。(十一日、日日)

▲極東政府計畫　(倫敦電報十二日ロイテル發)　イルクーツク來電として九日發行ブラウダ紙の所報に據れば露國前首相リヴォーフ公は極東新政府設立計畫中なるが本部を北京に置き日本軍隊の上陸を待ちて之と共同動作を執らんとするものゝ如しと。(十二日、日日)

▲過激派に對する斷罪　(北京特電十一日特派員發)　駐支露國公使クダシエーフ公は十日支那政府に對し公文書を發せり曰く「今回の露獨單獨講和は露國の禍にして世界の大問題たるのみならず實に國辱の甚だしきもの是實に愛國心なき徒輩の暴利なり彼等は國家の武裝を解き祖國を賣れる謀叛人にして恰も露國政府を個人の私有物たるが如く思考せり而も眞の露國は斯ゝる條約に束縛せらるゝを欲せず依つて吾人は先づ母國の獨立を圖り國民統一の爲め國家に對する最大の義務を果すに努むべし歐洲の平和成りし曉若し獨國にして協商國側と分離し行動を與にせざるに於ては如何でか獨逸の武斷主義に反抗し世界の大勢に順應し得ん協商國を裏切れる過激派は畢竟露國自身を裏切るものにして其罪實に深し吾人は彼等の行動を絕對に否定す」と。(十三日、日日)

▲滿洲里派兵提議　(北京特電十二日特派員發)　吉林督軍孟恩遠氏は「ダウリヤ地方の過激派及釋放されたる獨墺捕虜の散亂せる者約三萬人以上に及び勢猖獗を極め邊疆危殆を加ふ此際奉天省より騎兵一團及目下哈爾賓に在る吉林兵一團を滿洲里方面に派遣し國防に當へん」と中央政府に打電し來れり。(十四日、日日)

南北政局

▲馮氏妥協を策す　(廿七日北京特派員發)　馮總統は對外關係の緊張し來りてより更に南北和議に銳意にして常に人を遣はして頻に妥協策を講ぜしめんとしつゝありといふ總統は今日を以て南北妥協の絕好機會と信じ只管日を外患に藉りて南方を妥協に誘ふと共に北方主戰派をして讓歩せしめんと圖りつゝありと。(一日、朝日)

▲張軍天津に進軍　(廿七日北京特派員發)　奉天督軍張作霖の兵約一旅二十五日夕刻突如として直隸省滄州(天津の東方十八路)に到着し引續き天津方面に進みつゝあり其向背不明なりと。(一日、朝日)

▲兩總長の辭意　(二十七日北京特派員發)　臨外交總長辭意ありて旣に總統に洩らしたりと江司法總長亦辭意を決し旣に辭表を提出し馮總統は慰留しつゝありと傳ふるものあり。(一日、朝日)

▲土匪甘肅蹂躪　(二十七日北京特派員發)　甘肅督軍張廣建は二十五日中央に報告し近頃土匪の頭目盧占魁甘肅省を跳梁しつゝあるを以て山西河南より援兵を派し以て危局を救はんことを請ひ來れりと(一日、朝日)

▲南北妥協成立か　(北京特電廿七日特派員發)　露國問題に關聯し譚延闓氏と曹錕、張敬堯兩氏との間に交涉を重ねたる結果譚延闓、陸榮廷、岑春煊氏等の保證を以て南軍は湖北を侵さざるを約し又同地に在る北軍は撤退し更に湖南より南軍の撤退を行ふべく契約成立せりと傳へらる(一日、日日)

▲程璧光氏暗殺さる　（北京特電廿七日特派員發）　廣東來電に據れば廿六日夜程璧光氏は何者にか暗殺され犯人は逃亡せり、程璧光氏は廿六日午後八時半廣東埠頭に於て狙撃せられ即死せり犯人不明／廣東發某所着電、一日日日）

▲馮總統窮す　（北京特電廿八日特派員發）　某消息通は曰く國境益危急を告ぐるに伴れ馮總統は表面主戰を裝へるも最近心中頗る內亂を憂慮し彌縫策に腐心し昨日王占元氏に密電を發して平和を促し今は曹錕氏に命じて譚浩明程潛氏等を買收するに努め居れるも眞正の講和は至難にて國境防備にも充分留意せられず進退谷まれりと。（一日、日日）

▲閣員續々辭職　（北京特電廿七日特派員發）　露國々境問題は支那政界に多大の刺戟を與へ特に北洋系軍人に復活の好時機を與へたり卽ち段派の倚れる參戰督辦公處は近來連に活動を始め南北開戰の如きは全く閑却の姿あり算て武斷派の得意は鏡て文治派壓迫の形勢を呈し王士珍氏の辭職に次ぎ最も難局なる外交總長陸徵祥氏は退隱の意を洩し馮總統に向ひ骸骨を乞へり司法總長江庸氏も亦陳錦濤氏の特赦案に署名を强られたるを憤慨して遽に辭表を提出するに到れり今や總理後任の根本問題岐路に迷ひ居れるの際是等閣員引退の要求を見るは一般の悲觀する處なり。（一日、日日）

▲張督出兵注目さる　（北京特電廿七日特派員發）　奉天督軍張作霖氏は陛下の軍兵若干を率皇島より秦皇島に赴かしめつゝありしが一旅團の兵をば瀋州に送り其先鋒隊は既に天津に到着せりとの報ありたる爲中央政府は廿七日緊急閣議を開き善後策を講じつゝあり近來天津督軍團會議は奉天の代表者を集め席議の上近く中央に對し何等かの行動に出づべしとの說ありしが或は是等と關聯せるものならん張督軍出兵の眞意は倪嗣沖氏を助けて馮玉祥氏を壓迫し以て李純氏を牽制せんとするにあるも復辟說旺なる今日張督軍の出兵は深く一般の注目を惹きつゝあり。（一日、日日）

▲兩派の軍器爭奪　（奉天特電廿七日特派員發）　陸軍中將徐樹錚氏は段祺瑞氏の命を受けて廿五日來奉督軍張作霖氏と會見協議しつゝあるが其使命の段派の結束を鞏固にするにあるや云ふ迄もなし聞く處に據れば秦皇島に揚陸せる軍器は段派と馮總統派との間に爭奪の的となり總統派は少數の委員を派したるのみなるも段派は張督軍と氣脈を通じ多數の軍隊を出動せしめたる結果軍器の三分の二以上は其手に歸し目下奉天に廻送して軍機廠に格納しつゝあり段祺瑞氏は東三省に於て二十師團の兵を徵募せんと期し而して張督軍は常に首鼠兩端を持しつゝあるを以て目下段派の形勢頗好なるを見るや進んで段派の請を容るゝことゝなるべく徐氏の使命は全く此點にあり要するに此の際段派の飛躍は刮目に價すべしと。（一日、日日）

▲張檢閱使蚌埠着　（北京特電二十八日發）　中央政府着電によれば江西湖南檢閱使の名義を以て二十五日濟南を出發せる山東督軍張懷芝氏は二十六日蚌埠着同地に一泊安徽督軍倪嗣沖氏と意見交換の後南京に向ひ二十七日午後三時同地着直に江蘇督軍李純氏と會見せるが別報に據れば張督軍の江關入りは李純氏と熟議の上江西督軍陳光遠氏とも一應意思の疏通を圖りたる後決行せん爲めなりと。（二日、時事）

▲復辟運動　（上海特電廿八日特派員發）　當地民黨側にては頻に復辟運動の急速に進行し居るを報道し徐世昌氏は既に各地の復辟黨を天津に召集し又李經義、楊士琦氏等をも招き一方人を上海に派して運動せしめ居れりと傳へ居れり。（二日、日日）

▲南北講和の協議　（二十八日漢口特派員發）　曹錕、張敬堯は王占元と共に目下北京より來れる南北講和の密電に對し再三協議會を開き如何にせば北方主戰派の面目を傷けず和議を提議し得べきかに就き研究しつゝあり張敬堯は此際寧ろ一戰して勝利を得たる後南方をして和を請はしむべく未だ戰はずして先づ和を言ふは南方をして奢勢ひに乘ぜしむるの憂ひありと主張し未だ決定せず。（二日、朝日）

▲橫領に非ず借用なり　（二十八日北京特派員發）　段祺瑞は張作霖に對し「日本より購入の兵器は參戰用を目的と爲す然るに今兵器を橫領す督軍に事情あらば明かにこれを告げよ」と打電せり之に對し張作霖は中央に答て曰く「將に兵を南下せしめんするに銃器彈藥無く然も之を購ふには時を費やさん故に日本より到着の兵器を借用せり」と。（二日、朝日）

▲第一艦隊獨立　（北京特電一日特派員發）　廣東來電に曰く南方海軍總司令程璧光氏の暗殺されしは確實にして第一艦隊司令官林葆懌氏は南方の動

搖を防ぐ爲各督軍に對し我艦隊は依然從來の方針を變ぜず利害の貫徹を圖る爲獨立すべしとの寶電報を發せり。(二日、日日)

▲南軍の內訌　(北京特電一日特派員發)　南軍に內訌生じ湖南財務司令李書城氏は常德にて暗殺せられたりと。(二日、日日)

▲特使を奉天に派遣　(北京特電廿七日特派員發)　奉天督軍張作霖氏の奇怪なる行動に對し馮總統は直に詰問の電報を發すると共に特使を奉天に急行せしめたり。(二日、日日)

▲張作霖の武器要求　(北京特電二十八日發)　奉天督軍張作霖氏は中央政府に對し馮玉祥が武穴に於て和議を強要せるは中央政府を蔑視せるものにして本督軍も亦これを寬假するを得ず即ち部下の兵を南下せしめ彼れを討伐せんと欲すと電報し一面政府が日本及奉天公司より購入せる武器彈藥の供給を要求し第二十七師の張第十三旅長をして步兵三箇大隊、砲兵、工兵、輜重兵、機關銃隊各二箇中隊を汽車及汽船等にて秦皇島に送り曾て馮玉祥の軍隊が駐屯せし鄭州方面に之れを派遣せんとし又錦州に駐屯の第二十八師中約一箇團隊は既に鄭州輸送を終れり右に付中央政府は昨日總統府會議の結果馮玉祥討伐に就ては目下研究中なるが貴督軍の所謂武器彈藥は參戰督辦署の管轄に屬するを以て貴督軍の要求に應じ難しと回答せり。(二日、時事)

▲楊士琦氏起たず　(上海特電廿八日特派員發)　楊士琦氏は尙杭州に在り國務總理の候補者として馮總統より來電ありしも之を拒絕したりと云ふ。(二日、日日)

▲張作霖氏答へず　(北京特電一日特派員發)　奉天督軍張作霖氏が突然滿洲に出兵せし件に就き國務院、馮總統、段祺瑞の三氏より打電し其行動の不當なるを詰問せしも何等返電なく爲に未だ其眞想を知るに苦しみつゝあり目下瀋州にある兵は約七大隊にして漸次南下の傾きあり。(二日、日日)

▲兩總長の後任　(北京特電一日特派員發)　外交總長陸徵祥氏は既電の如く辭表を提出したるが氏は支那政府を代表し巴里の經濟同盟會に出席する任務を帶び居れば馮總統も之を諒とし辭職を許可するに至るべし後任は多分曹汝霖氏なるべく交通總長葉恭綽氏陞任すべしと。(二日、日日)

▲南北和議促進決議　(北京特電二日發)　支那當局の發表する處によれば四南聯合會は昨日廣東より中央政府に打電して曰く今や外交關係激變の時に當り大局に鑑み全國の兵力を擧げて國防に盡さゞる可からず徒に內紛を續けて國民の元氣を損耗し強いて他國をして漁父の利を收めしむる可きにあらず本會は全會一致を以て誠意南北和議を決議せり北京政府は元來休國安民を以て本領と爲す願はくは此際出征各軍隊に對し一律停戰を命じ心を平かにし法理により時局を解決されんことをと。(三日、時事)

▲政變切迫說　(二日北京特派員發)　一日段派に近き某總長は曰く十日の後に時局に大變化起らんと其餘は默して語らず某消息通は曰く是には相當の根據あるもの、如く或は段派がクーデターを策し居るにはあらざるか張作霖が多數の兵器を收め又其軍隊を鄭州に送れるにも關係あらんかと。(三日朝日)

▲張督煙がらる　(北京特電一日特派員發)　馮總統は中將何宗蓮氏を張旅團長の許に急派し鄭州以南の出兵を阻止せしめ且直に奉天に急行張督軍と協議せしむることゝせり馮總統は數回電報を以て張作霖氏に對し鄭州出兵の理由を詰問せるも今日迄未だ何等の返答に接せざるを以て更に今日同督軍に對し今や外交の危機日に迫り殊に邊境東三省は西比利に接し關係最も深し此際鄭州の軍を急に奉天に送還して北邊の防備を鞏固にし後日の憂ひを遺さゞるべし敢て安徽省內の北洋派の勢力空虛を憂慮するの要あらば小部隊の南下を許可すべし目下は北邊を警戒する事第一の急務なりと訓令せり。

(北京特電一日特派員發)　馮總統は昨今奉天督軍張作霖氏の擧動不穩なる事心痛し張作霖氏の先輩にして日露戰爭當時奉天將軍たりし增祺氏を天津より招き個人的友誼を以て張作霖氏に對し中央と妥協すべき旨を說かしめんと欲し增祺氏は自ら老軀を提げて奉天に赴き張作霖氏に面接妥協を約し退奉せり中央は其結果を憂慮し一段落を見るべしと樂觀し居れり。

(北京特電一日特派員發)　副湖宣撫使曹錕、湖北督軍王占元兩氏連名にて張作霖氏に對し出兵の不穩なるを詰問し。

今や東三省の外患焦眉の急に迫れる際吉林黑龍江督軍と協議し全力を盡して外侮を防禦すべきに拘らず之を顧みず馮玉祥討伐を名として出兵せしむるは其眞意解すべからず特に近畿一帶は外國使臣及人民の來往多く動もす

れば外交問題を惹起するの虞あるを以て速くは大總統より懇切なる訓告を加へ迅速に軍隊を恢復せしむべし。
と懇請し來れりと。（三日、日日）

▲**復辟派特赦命令**　（北京特電二十八日發）　曹錕、張錦芝、唐繼堯等の主戰派軍人の電請に依り二十八日附大總統令を以て張鎭芳、雷震春等の復辟派を特赦し曹錕の軍に從ひ南方討伐に赴き効を現はすべき旨を命せり。昨日復辟派の特赦令に就ては政府部内にも反對論からず司法總長江庸氏の如きは最初より反對者の一人にして議頃來請暇中なりしが馮大總統は國務總理錢能訓一名の副署を以て右命令公布するに及び斷然辭表を提出するに至れり。
（三日、時事）

▲**張作霖の輕擧**　（北京特電二日發）　奉天督軍張作霖氏の軍大約一箇師團は今尚ほ瀋州及び秦皇島に駐屯し將に關外方面に向はんとするの氣勢を示せるが張作霖氏の右の行動に就いては馮總統は勿論段芝貴氏も亦た預り知らず唯だ過般奉天に赴きたる徐樹錚氏の言に動かされ張作霖氏が曹錕、張懷芝諸氏等主戰派督軍が湖南討伐の爲め武昌に赴きながら從に南軍と對峙するのみにて未だ兵火を開かざるは不都合なるを以て自己の軍隊を出し彼等頽勢となれる主戰派督軍等を激勵す可しと爲し政府の命を待たず勝手に出兵せるものにて段祺瑞氏は勿論其他の北洋派も此際内爭を熄め四比利亞問題に關聯せる日支協同出兵の準備に心を碎らにす可きを漸く悟り來れる折柄、張督軍の行動には贊成する者一人もなく段祺瑞氏は取敢ず引續き奉天に在りて張督軍を使嗾し彼等を味方として再起に腐心せる徐樹錚氏に對し至急歸京す可き旨を打電せり。（四日、時事）

▲**總統討倪密電**　（一日北京特派員發）　馮國璋は二十三日張文生に宛て好機は來れり倪嗣沖討伐に躊躇すべからず貴公の蹶起と同時に予の軍隊は之と響應して各路より討倪の途に就かしむべし宜しく同志を糾合し日を期して起つべしとの密電を發したりと。（三日、朝日）

▲**國防討議中白氣に愕く**　（一日北京特派員發）　二十七日午後六時頃支那參戰督辦段祺瑞以下新舊閣員、曲同盟等の將軍連合して國防問題に就き討議中一副官慌しく入り來り「白氣現れたり」と告げしかば一同驚きて屋外に出で見たるに實に東南より西北に掛け白氣彗星の如く大圓を描き大空を掩ひ間もなく搖き消え一同之れを見て不安の色ありと傳へらる支那の傳說に白氣現れて天下變るとあるを以て之より支那變るゝの前兆ならずやと人々囁き合ひて不安を感じつゝありとは支那に於て有りがちの話なり。（三日、朝日）

▲**南方海軍總司令**　（上海特電一日特派員發）　放棄璧光氏の後任には第一海軍司令官林葆懌氏任命され飽迄稱璧光氏の初志を貫徹すべしと。（三日、日日）

▲**議和籌備處成る**　（北京特電二日特派員發）　外交總長陸徵祥氏發起の下に議和籌備處なるものを組織し歐洲戰爭終結後支那の執るべき手段を研究することゝなれり而して其組織委員は張志潭、魏震鼎、劉式訓氏等の外交關係者多數を占め曾彝進氏を幹事長として毎週外交部に於て開會すべしと。
（四日、日日）

▲**奉天會議の模樣**　（二日奉天特派員發）　奉天軍出兵に關する軍事會議に於ては現在三個師の外に馬龍潭を師長とする第三十師と許蘭州を師長とする第三十一師とを增設し第二十九第三十一の二個師を以て露境蒙邊に派遣し三個師を以て熱河撫松雙山一帶に派遣する議あるも是れ亦未だ確定せず。
（四日、朝日）

▲**内爭を熄め外に當れ**　（上海特電二日發）　李純氏は二十八日北京に打電し先づ内爭を熄めたる上、力を戮せて外に對す可しとの意見を以てせりと。
（上海特電二日發）　岑春煊、張養氏等は昨日北京政府に打電して曰く外交の危機に際し其危急の形勢を陸榮廷、唐繼堯及び四南各省に詳細に示し早く内訌を熄めて共に外部を禦ぐことは承知したり何れ陸榮廷唐繼堯等の返電に接したる上にて積極に進行す可しされば北方の各督軍等にも政府に於て速かに打電し斐國の熱誠を以て此時局を共に救ふ可く勸力せられたし譚延闓も直ちに湖南に戻るとの電報越せり尙ほ北京政府の定むる所は臨時電報にて示されたしと。（四日、時事）

▲**南北妥協の機會**　（天津特電二日發）　當地直隸官場に於ては日支

同して西北利亞に出兵し之を機會として日本政府より支那に對し國内の紛爭を事とす可き秋にあらざれば南北は殆らく妥協講和す可き旨を勸告せんことを希望するもの多し。（四日、時事）

▲外交總長後任　（二日北京特派員發）　陸外交總長が駐佛公使を希望せるは現職を厭ひ政界より遁れんとする爲めにして外交總長の更迭は免れざらん後任總長には駐日公使に略決定し章公使の後任には劉崇傑氏任命さるべく觀測せらる。（四日、朝日）

▲張軍出兵の眞意　（奉天特電二日發）　張作霖が中央より北滿へ二箇師團の出兵を命ぜられたるは事實なるも中央が張の要求を容れ其軍費一切を負擔せざる限り到底出發せざるべし一般に支那の北滿出兵說は對内問題なりと觀測さる張作霖の最も嚴重援兵後續部隊と稱し突然關内に出兵せるに就て一般の注意を喚起せるが出兵の目的は全く日本より購入せる軍器を武力を以て無理に奉天に引取らんとせしにあり外間風說の如く南方問題に關するものにあらず其眞意は實に軍器を受取ると共に同軍隊の私かに引揚げたるに見て明かなり。（四日、時事）

▲林虎陽江奔回　（二日北京特派員發）　陽江は二十八日再び林虎軍に奪回されたり劉士毅の援軍も亦新寧に集中しつゝあり廣東軍振ふものゝ如し。（四日、朝日）

▲支那政局觀　（二日北京特派員發）　北京政變說に關して某指導通曰く段派がクーデターを行ふが如きは斷じてなからん徐樹錚が張作霖と相謀つて舊正月頃之を行ふんとしたるは事實なるが如しと雖も支那の時局は十日以前より一變せる北滿邊境急を告げてより馮總統は一意段の意を迎へて一致を計り軍備を擴げて之に當れ國防に腐心しつゝある段督軍は國防の大任を負へる今日に於ては猥りに政權を執るの道なしされば最に徐樹錚等の陰謀を默過したる段祺瑞も今日奉天にて策を弄しつゝある徐樹錚を戒め居れる有樣なり但し復辟問題に就ては妥協的に實現するの可能性は以前よりも增大したれば舉國一致を理由としては或は實現の期なきを保すべからずと。（四日、朝日）

▲西南に和を說く　（北京特電廿八日發）　馮大總統は靈永祥氏を特使として南京に派遣し李純氏を通じて西南に對し西北利亞の形勢に鑑み南北和議の要を說かしめつゝあるが一方湖南饑撫の爲め南方と好き譚延闓氏を湖南督軍として赴任せしめんとするに譚延闓氏は先づ湖南省内に駐屯の數四軍の引揚げを要求せり然るに湖南に於ける南軍總司令官譚浩明氏は最初同意せるも其後之を拒絶すると共に譚延闓氏に對し督軍として赴任の際は一兵をも携帶すべからざる旨申込め要求せる結果譚延闓氏は今は湖南に入る能はず此程湖北督軍王占元氏に電報し其意見を叩けるに王氏は貴下が一時も早く赴任し湖南全省の秩序を恢復するは本督軍等の最も希望する處なりと回答せるも一般には南北の一般的意思疏通までは譚延闓氏の湖南に入る可きは困難なる可しと豫想し居れり。（四日、時事）

▲馮玉祥氏屈服　（北京特電二日特派員發）　混成第十六師團長馮玉祥氏は中央政府の發せし懲罰令に對し「謹んで命令に服す軍隊の整理終了せば直に後任旅長董世祿氏に權力を讓り兩廣宣撫使曹錕氏の許に於て嚴密に宣撫を受けん」と中央に打電し來れり。（四日、日日）

▲四萬出兵可決　（二日北京特派員發）　二日國務會議に於て四萬を出兵するの件軍費一千萬元を支出するの件を可決せりと而して出兵には主として直隸、山東、安徽等各省の徵兵局に於て新募せしめ各督軍の軍隊は成るべく動かさざるものの如く軍費は外債借款等の方法に依らざるべからざるは勿論なり。（四日、朝日）

▲龍濟光軍討伐　（上海特電二日特派員發）　李根源氏は李烈鈞氏に代りて在廣東雲南軍總司令となり龍濟光軍の討伐に當るべしと。（四日、日日）

▲芝罘の戒嚴令　（芝罘發二日外務省着電）　當鎭守使は三月二日戒嚴令實施の旨を布告せり市内平穩平日と異なるなし。（五日、日日）

▲政變危機消滅か　（三日北京特派員發）　政變說に關して某氏曰く政變の危機は既に去れり暗雲は猶存すれども總て去らざるを得ず北邊急を告げてより局面一變し張作霖兵を瀋州迄送りしも既に衝なし日本は今や支那に事變の起るを欲せず擧國一致を希望し居れば陰謀者は到底失敗なるを悟りし者なる故政變は有り得ずと。（四日、朝日）

▲總統段芝貴會見　（三日北京特派員發）　段芝貴は二日夜馮總統に會ひ張作霖を東三省巡閱使に命じ且張の第三十師編成を許さん事を乞ひ然らば

張は瀋州なる兵を戴むべしと述べたるに馮總統は之に應ぜざりしといふ段芝貴は張作霖の軍隊派遣に關係ありと傳ふるものあり。（五日、朝日）

▲段祺瑞奉天に來らん　（四日奉天特派員發）　參謀官辦處は段督辦に依りて愈四個利出動の軍事計畫を立て奉天の二個師に今回購入せる精銳の軍器を授け其編成の曉には段督辦自ら奉天に來り一切の指揮に任じ且某方面との連絡交渉に當るべしとの說あり。（五日、朝日）

▲總統狂言辭職　（三日北京特派員發）　馮總統は昨夜各省に發すべき辭職通電を草したるも未だ發電し居らずと之も馮總統の狂言ならんといふ者あり。（五日、朝日）

▲張督調停申出　（上海特電四日特派員發）　張懷芝氏は江蘇、江西、湖北督軍等と共に調停者たらんことを申出でたりと。（五日、日日）

▲李烈鈞辭職す　（四日北京特派員發）　廣東の雲南軍司令李烈鈞は辭職して李根源に讓れり李根源は一日方擊潰を率ゐ韶江方面に出發せりと。（六日、朝日）

▲南伐軍費要求　（北京特電四日特派員發）　攻岳總司令張敬堯氏は中央政府に對し軍費五十萬元を要求し兩廣宣撫使亦軍資金の至急調達を請ひ馮總統は財政總長に命じて至急調達送付せしむることとしたり。（六日、日日）

▲馮玉祥氏失望　（北京特電四日特派員發）　最に混成第十六旅團長馮玉祥氏は徐州鎭守使張文生氏に密電を發し協力して倪嗣沖氏を討伐せんことを電請せるに對し張氏は全然不贊成の電報を發したる爲馮氏は大に失望せりと。（六日、日日）

▲倪嗣沖の魂膽　（四日上海特派員發）　倪嗣沖は江蘇、江西督軍李純。陳光遠排斥を試みたれども効果なく馮玉祥討伐に名を借りて竊に張作霖の援助を求め江蘇江西と相對峙するの勢ひを示さんとし居れりといふ又一說に張懷芝は李督軍と共同して曹錕及び前敵諸將に對し和議に贊成の旨打電せりといふ。（六日、朝日）

▲李氏辭職の裏面　（北京特電四日特派員發）　雲南軍總司令官李烈鈞は窩綢を名として李根源氏に總指揮官の地位を讓れるも其實氏の辭職は病氣の爲にあらずして方擊潰張聞儒の兩氏と意見一致せざる爲なりと。（六日、日日）

▲張軍撤退承諾　（北京特電四日特派員發）　國務院側の消息に據れば張作霖は中央政府の提出せる條件の下に瀋州駐屯軍を撤退せしむることを承諾せりと打電し來れるが其條件は詳ならず（六日、日日）

▲張懷芝氏寢返る　（上海特電六日特派員發）　張懷芝氏は五日九江に向け南京を出發したるが同氏は南京着後李純氏より說得され李純氏と聯合し曹錕、張敬堯氏等と共に通電を發し（一）國體を改むるに反對す（二）非法に依る大總統を承認せず（三）國土を分裂せしむる能はずと聲明せり。（七日、日日）

▲近く岳州攻擊決行　（漢口特電五日發）　四日馮總統は曹錕張敬堯吳光新氏に岳州攻擊に關する密電を送り來り張懷芝氏にも江西より岳州の兵を衝くべき命令せり曹張吳諸氏は攻擊の準備成り第三師第七師直隸第一混成旅を第一線とし第十一師直隸第二混成旅を警備隊とし十日以前に總攻擊を爲す可しと報ぜり茲し政府の意は岳州にて一度勝利を得之を機會として和解せんとするに在るが如し。（七日、時事）

▲唐繼堯の問合せ　（北京特電五日發）　現に四川全省を完全に其勢力範圍とせる雲南省督軍唐繼堯氏は此程中央政府に打電して曰く雲南四川兩省の和議に關しては既に雲南軍代表熊克武と四川代表劉存厚（最に成都を脫走せりとの報ありしも最近實は今尙ほ成都城內に潛伏し居るものなりとの報あり）及び張瀾との間に略ぼ協定成立し熊は一部の部下を以て成都方面を占領せる外其他の雲南軍は何れも位置を守りて前進せず四川省の現狀凡そ右の如くなるが本督軍は此際中央政府の南北調和に就き和戰孰れの方針なるやを知らず暫く中央の回答を待ち本督軍又態度を決せんと欲す云々。（七日、時事）

▲南軍羊樓洞に敗る　（漢口特電六日特派員發）　岳州の南軍は全部陝西に出で北軍亦新堤方面に主力を集め二日既に羊樓洞方面に於て兩軍の衝突あり南軍は約百支那里南方に退却せるが北軍側にても相當死傷者を出し負傷兵は皆漢口に送還しつゝあり。（七日、日日）

▲奉天軍受取軍器數　（六日天津特派員發）　秦皇島にて奉天軍の手に渡されたる軍器は小銃三萬五千挺機關銃七十五挺山砲二十七門野砲二十三門小銃彈第三千五百萬發砲彈（未詳）等なるが元來日本軍器買入れの目的は北京

山西陝西安徽のみに分配するのみにて北京山西の分は既に送附を終り安徽の分は未だ到着せず今回奉天に分配せられたるものは陝西省に輸送すべきものなるも目下陝西に兵變起り輸送中南方側に横奪せらるゝを恐れ奉天に送るに決せる次第なり尙泰平組合は哥國克隊長「セミヨーノフ」にも武器供給の形跡ありと。(七日、朝日)

▲奉天軍益々進む　(五日北京特派員發)　奉天軍の歩兵二營機關銃隊二個騎隊騎兵一個聯隊五日夜廊房(京奉沿線北京より六十二哩)に到着の報あり之と共に馮總統の地位は漸く脅威せられ馮氏は辭意愈固き如し然れば近く遂に辭職通電を發すべきやと觀測せらる。(七日、朝日)

▲七督軍連名打電　(五日北京特派員發)　五日南京より張懐芝、曹錕、李純、陳光遠、倪嗣沖、王占元、唐繼堯の七名連名にて近頃北方には復辟を企て總統推倒陰謀等の浮說盛んなり國家重大の時局に當りて是等の亂謀を圖らすものは吾等誓つて公敵となすと打電し來れり是れ暗に張作霖に對するものなるが如し。(七日、朝日)

▲孫氏護法に努む　(上海特電六日特派員發)　孫洪伊氏は護法國の主要人物に對し左の如き電報を發したり。

北京政府は近頃獨兵我國境に入らんとす須らく内爭を止むべしとし我等をして護法の目的を破棄せしめんとす外患既に急迫の今日彼等は何故遠に民意の機關たる國會を恢復せざるや國事非常事態あるや國會を召集するは世界立憲國の通例なり今日を外患に藉りて國會を葬てんとす法一度傾けば國立たず我國辛亥以來軍人跋扈し法を破るに努めたり今や我護法の諸公は外交の危險に依り政府に誤らるゝなく初志を貫徹し決して讓歩すべからず云々。(七日、日日)

▲又復段總理復職說　(五日北京特派員發)　錢代理總理は馮總統に時局重大任に堪へず且北洋派の意見分岐して段祺瑞の復職を勸ぜざれば統一し難しと述べたるに對し馮總統は之に贊成したるも段祺瑞は立たざる事を斷言したり然れども段の復職の風說は實現するや圖り難し。(七日、朝日)

▲唐繼堯氏出動せん　(北京特電六日特派員發)　雲南來電に據れば時局益紛糾し來り南北公路の固結なるを看破せる唐繼堯氏は胸中決する所ありて十日以内に重慶に向け出發の準備中なりと尙雲南援軍は四日湖南に出發せりと。(七日、日日)

▲政府の對張作霖策　(六日北京特派員發)　奉天督軍張作霖に既に徹兵を承諾せし由なるも京奉鐵道局の急電に據れば奉天軍の一部は豊臺(京奉線北京附近)及び獨流鎭(津浦線天津南方)に到着せりとの報あり政府は大に驚き六日閣議を開き之を討議せるが馮總統は特に興奮し居たりと此結果張督軍に詰電を發し一方財政總長王克敏を安徽督軍倪嗣沖の所に派し對張懐柔を議せしむるに決定せり王總長は六日午後四時半出發したり。(七日、朝日)

▲岳州攻擊命令　(漢口特電五日特派員發)　三日馮總統は曹錕、張敬堯、吳光新三氏に對し岳州攻擊に關する密電を送り且張國芝氏にも江西より岳州の背後を衝けよと命令せり。(七日、日日)

▲商會の平和斡旋　(上海特電六日特派員發)　漢口各團體聯合會は商會聯合會を開き全國商會の代表者を召集し南北双方より條件を提出せしめ平和解決に盡力せんことを提議せり。(七日、日日)

▲張督軍叱責さる　(北京特電六日特派員發)　曹錕、李純、張懐芝、張敬堯、王占元、陳光遠、倪嗣沖の七督軍は連名を以て張作霖氏の專横を詰問し國家の安危に際し窓に兵を動かし遂に人心を動搖せしめたるは國家の公敵と認むと激烈なる電報を大總統に寄せ來れる爲め馮總統は事態容易ならずとし六日國務會議を開き一面張作霖氏を叱責し一面督軍團を慰撫すべく先づ財政總長王克敏氏を倪嗣沖氏の許に急行せしめたり。(七日、日日)

▲馮總統の辭表　(北京特電、五日特派員發)　昨今馮總統の辭職說盛んなり五日午前總統府祕書長が認めて大總統の許に差出せりと傳ふる總統の辭表の内容左の如し。

馮國璋が總統を繼任せるは段前總理及各省督軍の勸めにより已むを得ざるに出でたり就職後も袁元洪に再三留任を求めて已まず國事事人の總意を以て南北の爭を解かんと思へり然に段總理は復辟を倒し共和を作り政事を執るの時稍ゝ重心を整ふ能はざる所ありしも又之を以て仇となすに足らず然るに測らざりき南方は口を違法に藉りて兵端を開けり是事實人の意味又見る能はず初め南方平和を提議して再び境を侵さゞるを誓へり而して停戰命

令下つて各省を督し來れり是即ち解すべからざるの一なり南方既に誠意なし勢ひ主戰に傾かざるを得ず然るに內部に於ても種々牽制する所ありて手を下すの風なし是れ解すべからざるの二なり黎元洪を守りて國靜かならず戰爭は南方に喜ばれず和は北方に喜ばれず國務は黎元洪在職の時に及ばず是れ解すべからざるの三なり況んや兵禍により財政窮乏外交又日に危し餘速やかに能少なく過を大局に殘すに忍びず實路に避けて國を靜かにせん請公選に賢者を擧げん事を請ふ。

右辭表は二三日中に各省督軍省長に通電するならんと傳ふるも眞偽明かならず尙消息通は其事なしと否認し居れり(七日、日日)

▲總統に武力壓迫　(奉天特電六日發)　段派策士の運動効を奏し撤廢の聲なる瀾州の奉天軍一旅は更に前進、別に奉天より一個混成旅を增遣する事となり昨今の軍器彈藥軍需品多數を京奉線にて關內に送り軍隊も今夜頃出發す可く目的地は北京城內老房にありと段派の主戰主義を徹底せしめんが爲め馮總統に對し武力壓迫を加へんとするものならん。(八日、時事)

▲北軍續々南進　(漢口特電五日發)　武昌よりは鐵道の外水路を島口より兵を上陸せしめ居れり昨日通過せし人の談に據るに岳州に南軍なし皆前線に向ひ居れり。(八日、時事)

▲張作霖に勸告　(北京特電六日發)　馮大總統の特使として蚌埠に赴きたる王克敏氏は同地に於て安徽督軍倪嗣沖氏と會見し外患將に來らんとするの時に當り南北妥協の要あり奉天督軍たる張作霖氏が兵を灤州に出して更に南下せしめんとするは全く無意義なる冒險々視きたる處倪氏も張氏の出兵に付反對の意見を開陳せるを以て王氏は倪氏を促し時を移さず倪氏の名を以て張氏に對し南方へ出兵を中止せんことの勸告電報を發せしめたり。(八日、時事)

▲奉天軍廊房着　(七日北京特派員發)　七日午前八時三十分奉天軍先發騎兵一中隊廊房に來着したるが後續部隊續いて到着すべく彼等は入京して天壇に入らんと(八日、朝日)

▲張背後の黑幕　(七日北京特派員發)　張作霖の行動は徐樹錚が直接糸を引き居れるは多くの人の認むる所なるが背後には李經羲、段芝貴を初め安徽派(研究派)の實なるもの關係し居れりと云ふ。(八日、朝日)

▲新國會召集　(五日北京特派員發)　臨時參議院に於て修正公布されたる國會議員選擧法に據る新國會は六月二十日召集すべき旨五日　總統令を以て公布されたり。

備考　段派手盛の國會議員　選擧法に據れば參議員二百六十八名(舊二七四)衆議員四百六名(舊五九八)にして內閣總理後任の人選に故意に時日を費し總統選擧期日の切迫に總理の後任なきは不都合なりとの理由にて結局段祺瑞出でゝ內閣を組織し徐世昌を總統に選擧せんとする魂膽ならん(八日、朝日)

▲南軍岳州に退く　(漢口特電六日特派員發)　南軍は二日羊樓洞より幷支那里なる岳州に向ひ退去せり是地理上羊樓洞が守るに不利なる爲なるが北軍の總攻擊は尙開始されず。(八日、日日)

▲主戰派擧肘策　(北京特電六日發)　馮大總統は昨日全閣員を總統府に召集し席上外患方に來らんとする秋に當り國內の紛糾未だ歇まざるは憂慮に堪へず思ふに余就任以來多くは事志と違ひたるは余の不德の致す所なり余は大總統の職を辭し南北一致に就き國民の覺醒を促さんとすると意見を開陳するや一齋に口を揃へて總統を慰めたる結果馮氏も辭意を飜し取敢ず主戰派の中堅たる安徽督軍倪嗣沖氏と意思疏通の爲め財政總長王克敏氏を特使として蚌埠に派遣することゝし王氏は直に昨夜當地を出發せり右は馮大總統が西比利亞出兵に關する外交問題に口を藉り此機を逸せず主戰派を抑へ南方と和議の交涉に入らんとする其形勢を見たる張作霖奉倪嗣沖と謀り馮大總統牽制の目的を以て既電の如く兵を瀾州方面へ進むるに至れるを以て馮氏も遂かさず辭意を洩らし以て彼等主戰派の鋒鋩を擊肘せんとする一種の狂言に過ぎず、(八日時事)

▲兩院議員選擧期　(北京特電六日發)　六日附大總統令を以て中央及び地方選擧會の參議院議員復選擧を今年六月廿六日とし又衆議院の初選を五月廿日復選を九月十日に擧行すべき旨公布せり。(八日、時事)

▲軍器の返還を迫る　(奉天特電六日發)　奉天に引取りたる軍器に關し政府は返還を迫り問罪愈々紛糾しつゝあり。(八日、時事)

▲段派陰謀掩護　（六日奉天特派員發）張奉天督軍の南方出兵は湖北督軍王占元直隸督軍曹錕の抗議に依り專ら安徽督軍倪嗣沖を援助するに過ぎずと說きつゝあるも其の實段派の馮總統を驅逐せんとする陰謀を掩護するものなりと報ぜらる。（八日、朝日）

▲內爭中止打電　（吉林特電六日特派員發）吉林各界の主要人物は五日午後三時より省議會に集合し時局懇話會を開きたる結果露獨間の單獨講和は速に露國をして全く無秩序の狀態に陷らしめ露國と境を接する吉林黑龍の兩省は今や頗る危險の狀態に迫れり斯かる際に支那は南北兩黨相擊ち自ら國力を疲弊せしむるは誠に國家の不幸なれば政府及南方首領にして眞に憂國の志あらば速に戈を戢めて此外患に當られたしと南北双方に對し打電する所ありたり。（八日、日日）

▲兩院選擧期日公布　（六日北京特派員發）參議院選擧を六月二十日、衆議院初選擧を五月二十日複選擧を六月十日に擧行する旨六日公布せり。（八日、朝日）

▲段祺瑞氏を總理に　（北京特電六日特派員發）倪嗣沖氏と會見すべき目的にて南下せる財政總長王克敏氏の使命は（一）段祺瑞氏を正式總理に擧ぐること（二）飽迄共和を擁護すること（三）總統の直屬軍隊を制限すること（四）一切の政務は總理の批准を經ざれば實行せざること等に就き打合の爲にして先づ倪嗣沖氏を動かし倪氏より右の條件を張作霖氏に報道せしめ瀋州駐屯軍隊の撤退を乞ふと共に段派の復活に就き倪嗣沖氏と詳細なる打合を爲す爲なりと傳らる。（八日、日日）

▲第一艦隊動かず　（北京特電六日特派員發）海軍總長劉冠雄氏は第一艦隊司令官林頌莊氏に對し程璧光氏の暗殺されしを弔し露獨單獨講和の成立後浦鹽の在留支那人が軍艦の派遣を懇願し來れるも之に應ずる能はず又福建廣東は互に鎬を削つて爭ふの有樣なり是等ひを外に招くものなれば一日も早く軍艦を率ゐて廣東を去れと打電せるに對し林司令は予と雖も國を思ふ事人後に落ちず我等が廣東に來れるは元來憂國護法の意思を奉ぜるものにして余一人の志を以て所志を飜すべからず中國の存亡決して外國に賴るべからず國政を掌る人士の正義如何に依りて國運を左右し得べし願はくは中央に對し法を基礎として萬事の解決を爲し平和統一を爲さん事を返電せり（八日、日日）

▲擁段排李運動失敗か　（七日北京特派員發）一消息通は段祺瑞の與らぬ徐樹錚、張作霖、倪嗣沖の段擁立李純排斥の今回の運動は內外多難にして國內一致を要するの秋なる故一般の同情を得ざるべく日本も亦贊せざるべければ結局は失敗さなるべしと思惟さるさ。（九日、朝日）

▲南軍宜昌に敗る　（北京特電八日特派員發）沙市來電に曰く四日宜昌城內にて南北兩軍衝突し二日間市街戰を演じ南軍は十支那里北方に退却したるが同地は再び北軍の爲奪取せられ程天才氏は軍隊約四千を率ゐ武器、軍馬、糧食等多數を遺棄して敗走し北軍は之を追擊中なりさ。（九日、日日）

▲奉天軍の輸送　（北京特電七日特派員發）奉天督軍張作霖氏の部下たる騎兵百卅馬匹百七十頭は七日午前八時楊柯を通過し豐臺に向ひたるが同日二回目の列車にて更に騎兵二百馬卅二貨車總て十一列車を廊坊に向け輸送せり

（天津特電七日特派員發）奉天督軍張作霖氏部下の兵總々營地を通過し廊坊及獨流鎭に向ひつゝあり京奉線には二個旅團を配置する筈にて形勢不穩なり。（九日、日日）

▲張軍の入京を拒ます　（北京特電八日特派員發）張作霖氏の兵八日入京すべしとの說あり馮總統は第十五師團長劉詢氏を召致し京師一帶の防備を命じ且將軍入京の際は誤解を避け斷じて衝突を起す勿れと訓告せりと見れば敢て張軍の入京を拒絕せざるものゝ如し。（九日、日日）

▲政局前途推測　（七日北京特派員發）今回の陰謀は段祺瑞を總理に擧げ李純を排せんことを主眼とし馮總統に退位を迫らんとするにはあらず虛位を保たしめんとするものゝ如し然れども段祺瑞の起つまでに馮總統は辭職に出づべきは略明瞭にして法の爲に許されずして休暇を取ることゝなるべく然らば段祺瑞は約法に依り總統の事務を見るに至らんかと想像すと某有力者は言へり。（九日、朝日）

▲張軍續々南下　（七日天津特派員發）張作霖部下の新民屯駐在第二十七師の兵は續々南下し來り七日午前七時及び十一時既に二列車（何れも騎兵約五百名馬匹之に屬す）天津を通過し京奉線廊坊驛に向へり尙四列車來る筈

なり滄州に在る混成一旅は津浦線濁流鎮に移動すべく既に五日少數の先發隊を派遣せり張作霖の部下の兵にして國内に在るもの約三個旅に上るべし之に對し馬廠駐屯の兵出動し對峙すべしとの說あれども同地の兵は既に南征し殘部は僅に一個旅に過ぎず支那官憲にては之を否認し居れり。(九日、朝日)

▲張作霖一個師兵徵募　(七日奉天特派員發)　張巡閱使は最近軍事會議の結果中央政府の許否に關せず一個師の兵を增募することに決定し新民、盤山、彰武、北鎭、廣寧、錦安等遼西地方に於て徵募に着手し尙此以北大營東門外警備營にても二十歲以上三十歲の者を募集中なりと。(九日、朝日)

▲又々南北調停運動　(上海特電七日發)　一說に張作霖倪嗣沖氏の代表南京に來り又李純氏も副官を廣東人の會館に遣はし上海の各公共團體聯合して南北に對し馮國璋氏は干戈を已め大局を維持し庶民を安んずることを主張す可く協議せり又南北當局者に對し左の如く打電せり曰く。

北京大總統國務院廣東各督軍西南各首領庶民戰に苦しむ事久し直隸、湖北、江西、江蘇四省軍調和を主張し總統も停戰の命令を出し庶民は之を悅び金融の漸く流通するを見貨物の捌け初めたるに總統は討伐令を出し人心復もや恐慌を來し慘事橫りなし戰爭の爲め避難者を出し諸業停滯し全國の金融關係せられ資本あるものは恐れて之を出さず貨物を有するもの亦商品を貯藏し全國皆之が爲め疲弊し兵を用ふる爲め濫りに借款をなし紙幣濫發課稅を增し國内に公債を還り直接間接皆我民の膏を絞らざるものあらざる可し目前既に然り他日更に負擔を重くし兵火に罹らすも更に苦痛ある可し外國人之に乘じて我國埃及の如く亡國の慘を見るなしとせざるあり我當局諸公民の艱難を思ひ外患をも顧み既に解く可からざるの仇敵に賣らざる以上些少の餘地なきに非すとし一日も早く干戈を收め一部の元氣を保たすことを爲さんことを希ふと。(九日、時事)

▲張部下兵續々南下　(天津特電七日發)　張作霖部下新民屯駐在の第二十七師の兵は續々南下し來り今朝午前七時及び午前十一時既に二列車(執れも騎兵約五百名馬四之に叶ふ)當地を通過し京奉線の某驛に向へり尙は四列車來る答なり又滄州に在る混成一旅は之を津浦線附近の獨流鎭に出す可く既に五日召集の先發隊を派遣せり張部下の兵にして管内に在るもの約三旅に上る可し馬廠の兵韓家庄に出動し之に對峙す可しとの說あれど同地の兵は既に南征し其殘りは一旅に過ぎず支那官憲は此說を否認せり。(九日、時事)

▲岑氏時局意見打電　(上海特電七日發)　岑春煊氏は昨日次の如く馮總統に打電せり。

近頃邊疆の凶報續々に來り外交の警開日に到る我國速かに早く內訌を止めて力を合せて外に對す可きなり忽ち聞く岳州既に攻擊を受けて戰端復起れりと衰軀仄に聞きて驚愕遑あらず國內兵戈に苦しむ極まれり岳州戰後幸に和平の曙光あり理に則り情に依り南北實に再び戰ふ可きものなし義に討伐の明令を下し、南軍錡座(卽ち大總統に對する敬語)已むを得すして之を爲すを諒察し尙は又主和を繼續せる唐繼堯、陸榮廷、譚浩明、程潛等の公私善隣電報此の意を表示し居れり是れ其心を用ふると共に見る可きに似たり政府は何の止むなきの故ありてか必ず其申討の曲を遂げんとするか天下之を疑ふ且つ最に錡座の電報を奉ぜり是れ譚延闓に湖南に歸りて時局の解決に斡旋せしむるを勤めんことを以てせられたるものなり譚延闓今や之が爲め準備を爲し勞めて其命を奉ぜんとし目下南京に在りて其方法を協議中なり之に依り湖南の事も輒て定まり心を同じくして侮を防ぐに至らんとし千歲の一事武漢の兵を提げて邊疆を護る可く寧ろ國家の幸福なり然るに今復た戰端を開き生靈塗炭外交內訌紛糾し遂に如何にして國を爲さんとするか余の憾ふに戰ひを爲すも亦終に和せざるの理なく不和にして又戰ひ再び戰ひて和するの無用なるを思ひ其國を同じくして却つて何の益なく國を同じくして相讓り退き何の怯なるなし況んや邊疆に憂ひあり內に萬雄あり臍に噬ぐ最も心を痛むる所なり余は既に和議に就き遜ぶること數回復再び言ふ可きなし唯だ時迫り勢危うく情として止むを得す尙ほ錡座力を強め努めて國民の對外の心を用ゐて南北兵を止むるを主持せられ度く希ふ余は尙ほ最後の努力を盡して和協に當る可し云々。

と言へり右は馮總統に打電の外湖南湖北各省當局餘人に通電せりとのことなり。(九日、時事)

▲時局意見稟申　(北京特電七日發)　岑春煊、張謇譚延闓は中央政府に宛連名を以て時局に關する意見を打電して曰く時局險窮內外交も迫り大局混

滬を告ぐるの時各方面の調停に努むるも効なし我等意見を發表せる事一再ならず と雖も此の時局の切迫に當り再び大總統に一言を屈せん とするは他に非ず近く陸榮廷譚浩明程潛等の來電に據れば滇黔湘粵軍は大總統の請求に依り停戰せるに最近曾銳張懷芝等の北軍は岳州に向け 攻勢に出で來れり公等如何にして調停の責を負はんとするか惟ふに岳州は中國内の一小地點に過ぎず況んや之を從來の如く湖南の管轄とするも毫も中央の不名譽とならず之を置棄の東亞を棄し張作霖の京畿に兵を進むるに比す可くもあらず大總統宜しく事の輕重を思ひ速かに内訌を止め一致して外に當らざる可からず敢 非才を顧みず直言す云々。（九日、時事）

▲總統信任を聞ふ　（北京特電八日發）　馮大總統は最初全國に辭職の通電を發して其意志を漏らしたるも閣員一同の懇請に依り之を中止せることは既電の如くなるが其後張作霖氏が撤兵を肯ぜず將に北京に兵を入れんずる氣勢を示し依然橫暴なる對南方主戰論の實行を慫慂し居れるより馮大總統は各督軍に對し「重任に堪へざるを以て責任の地位より退き度し十日間に贊否の回答を與へられたし」云々と打電し來れるが是は督軍等の馮總統留任の希望を見越して全國に其信任を問ひたるものにて辭職云々は馮總統の眞意にあらざること勿論なり。（十日、時事）

▲岳州攻擊戰　（八日漢口特派員發）　攻岳總司令張敬堯六日の報告に依れば岳州攻擊隊は二日以來行動を起し本隊は蒲圻方面より前進し 女露牛方面にて先鋒隊との間に衝突あり二三四の三日間は北軍の勝利に歸し南軍は約二十里退却せしが五日の一戰は北軍の不利に陷り戰傷者約三百餘名を出せり左翼部隊は通城方面に前進し未だ攻擊せず右翼部隊は新堤方面に在り五日敵兵を擊退する事十餘里銃器彈藥を抛棄する事無數目下追擊中なり 其總攻擊は十日以内に開始すべし（十日、朝日）

▲李純更に辭職を請ふ　（八日北京特派員發）　李純は更に辭職を請ひて督の爲めに内訌を大にするに及ばずとて黑龍江東北邊益危し中央出兵の意ありや手段如何と訴へたり。（十日、朝日）

▲張作霖進兵目的　（北京特電八日發）　滦州に入りたる張作霖氏の軍は續々開進し天津より二方に分れ一部隊は獨流鎭に入り津浦鐵道の咽喉を扼し一部隊は（騎兵二百五十名）西進して廊坊に到り正に豐臺に入らんとしつつあり之が爲め北京住民は騷動の復辟を回想し流言百出しつゝあれど張作霖進兵目的は屢々報ぜしが如く北方主義派督軍の勢力維持に過ぎず即ち北京政府が李純陳光遠等を中心とせる平和論に壓かんとする傾向を見、斯くては主戰派卽ち段派督軍團の興廢に關するより偕てこそ倪嗣沖氏と計りて自ら兵を進めて無遠慮なる示威運動を演ずると共に一方北京派の主張する強固なる責任内閣樹立及び南北兩派間に介在して常に北方派の對南策を妨害する李純等を免職し 先づ北方の實力を養成し少くも岳州だけは之を恢復せる後南方と和議の交渉に入らんことを慫慂せるものなるが此點に關しては單に張倪二人の倘のみならず段祺瑞以下安徽派の眞意も此處に存すること想像に難からず然れども斯くの如き示威運動を以て現に相當の兵力（北京駐屯軍二個師團半の内馮氏の專斷し得るは第十六師の殘留兵其他を併せて一個師團）を有する馮大總統を脅迫せんとするも格別の効果なかるべく却て其結果大總統が南北對峙の現狀の儘に平和解決を爲す可しとの平和論者の說に從ふことなくんば張作霖等の儲物なり要するに一般は倪嗣沖張作霖等が時局中斷に成功す可しとは斷惟せず。（十日、時事）

▲馮氏免職取消進請　（漢口特電三日發）　馮玉祥の後任を命ぜられたる騎隊長黃世祿は大總統に打電して曰く平和の主張は旅團全體の主張なれば旅團長獨り其責任に任ず可きものに非ずと又十六混成旅團全體は打電して曰く平和の主張は王總理督軍全國民大多數皆然り釐金鹽稅を強奪せしは無效なり馮の免職取消を乞ふと。（五日、時事）

▲張軍續々繰出す　（八日天津特派員發）　滦州に在りし張作霖の兵は七日午後五時步兵約一千名十時步兵約一千名砲四門又八日午前二時奉天より步兵五百砲兵一騎隊山砲四門機關銃隊一騎隊午前四時同奉天より步兵工兵輜重兵約五百何れも當地通過獨流鎭に向へり人心動搖す又支那兵は一般に警戒を加へ取締を手控へ居れり北京よりの列車は旅客增加し初めたり。（十日、朝日）

▲奉天軍入京　（北京特派員發）　奉天軍の一部八日夜北京に着し天壇に入れり。（十日、朝日）

▲張作霖の四要求　（九日北京特派員發）　張作霖は九日馮總統に對し

段祺瑞内閣を組織せしむること、長江三督軍を罷黜すること、東三省巡閲使を設くること、張作霖をして新師を設けしむることの四要求を爲せり。（十日、朝日）

▲張軍出動眞因（北京特電八日特派員發）北京タイムスは曰く張奉天督軍出動の目的は新内閣を組織するにありて此事件は内外の形勢より看て重大事件なれば看過すべきにあらず卽ち總理代理錢能訓氏は今朝段祺瑞氏を訪問し總理の後任たるを促せるものゝ如しと。（十日、日日）

▲馮段芝貴聰酬（八日北京特派員發）段芝貴は馮總統に薦れて張の爲めに請求せり之に對し馮總統は總統の印綬を渡すとも東三省巡閲使を設けずと拒絶せりと。（十日、朝日）

▲馮總統遂に投出す（北京特電八日特派員發）馮總統は南北問題に關し主戰派と主和派との間に不和を來し進退に窮せる爲遂に各省督軍に宛て辭表電文を認め幾度か打電せんと欲せしが更に張奉天督軍の不可解なる態度に依り辭意を固め遂に武斷派に打勝ち難きを悟り各省長が極力引止めたるに拘らず茲に意を決し七日夜各省督軍に向け辭表を密電せり。（十日、日日）

▲辭職通電内容（八日北京特派員發）馮總統の辭職通電の内容は張作霖は飽迄中央を擁護して主戰を主張する者にして總統の身邊に及ぼさんとするにあらされば誤解する勿れ予は唯だ時局を拯ふ能はざる責任上辭職せんとすれども國會解散後予の總統代理に就かんとするや諸公に通電し意見を聞けり今囘意に辭す可からず再び諸公の意見を聽かんと思ふなりと之に對し十日頃内々回答あらん事を希望すと今に及んで尚此未練あり。（十日、朝日）

▲徐世昌氏の陰謀（漢口特電九日特派員發）信ずべき筋よりの消息に據れば張作霖氏の行動は徐世昌氏の陰謀に因るものにして其目的は段祺瑞氏を總理に復し馮國璋氏を辭任せしめ黎元洪氏をして再び有名無實の大總統たらしむるにあり之に對し馮國璋氏は自衛の爲南方より自派の兵を招集する計畫にて黎元洪氏の如きも目下態度不明なるも張作霖氏が直隸省を横行闊歩するを傍觀すべきにあらざれば兎に角第三師團の兵を率ゐ不日上京すべしと。（十一日、日日）

▲張軍南下の理由（北京特電九日特派員發）張奉天督軍は出兵に關し政府に對し左の如き電報を送れり。

一、段祺瑞を正式總理たらしむべし

一、李純、陳光遠を免職せよ然らずんば予自ら安徽省に出兵し倪嗣沖を援助すべし

一、予の志は中央擁護に在り

一、馮總統には何等怨恨なし

一、南方討伐を繼續すべし（十一日、日日）

▲馮氏通電の内容（北京特電十日發）馮大總統が全國督軍等に送りし通電は二千餘字の長文なるが冒頭國歩艱難日に甚だしく内、爭國熄まず外、風雲邊疆に急なりと雖も手を束ねて策なし余大總統の職を代行すること甲歳多くは志と支吾し國務の依託を受けて國務を執り國家をして不幸に至らしめたる罪大なりと雖も法律上辭意を許さず恥を忍んで位に留まる次第なりと先づ罪を國民に謝したる後、黎總統辭職當時を叙し當時既に國會解散せられ居れる爲國家の承諾を待たず大總統の職を襲へる事情を述べ進んで對南政策を說くに初め和平解決を行はんとして休戰命令を出せるも南軍此の機に乘じ岳州を陷れ各方面より北進するに及び止むを得ず再び討伐軍を進むるに至れりとて其の苦衷を表白し次いで國會問題に言及して曰く舊國會議員等は廣東に集合し國會開會の說あれども其の合法に非ざるは既に命令を以て公布せるが如くなり今後最頃公布の國會組織法に依り正式國會を開かんとして目下一切の手續を籌備中なるが正式大總統選擧の期も近きにあり憂慮に堪へずと次に財政の現狀に就て云はんに財政の困難年毎に甚だしく常に外債に依りて收支の均衡を計りつゝあり現に支出は日に倍加するの時に當り收入は人民の窮乏の爲め減少す殉に國家財政破綻の憂ひあり悲觀す更に後繼内閣組織成らざるを憂ひたる後結論して曰く要するに是れ不德非才の致す處なり唯だ併し國を利し民を安んぜんが爲めには水火を辭せず從つて直ちに辭職する能はざるを知る請ふ全國文武官又國家を安全にするの策を講じ然る後余をして國を誤るの罪を一身に負はしめ國務院をして余と共に去らしめずんば幸ひ之に若かず十日内に回答を請ふと。（十一日、時事）

▲政權の異動免れじ（北京特電九日發）郎坊の奉天督軍は依然駐留

の模様なく遂に總統の辭職通電となりしかば流言蜚語に包まれたる北京は更に一段の不安を加へたるも時局が九天直下するものとは思はれず只奉天督軍の要求する所は現在の總統政治を破壞して段派の手に政權を收めんとする趣意より和戰兩南北の間に板挟みとなれる馮總統を威嚇して長江督軍等の實權を殺ぎ以て段內閣の實現を容易ならしめ併せて主戰督軍の無理に馮總統の平和策に盲從する事なからしめて先づ彼等の體面を維持すると共に和戰轉換の機に奇利を博せんとする魂膽にあれば聽て北京政府內に於ける政權の異動は勢ひ免かれ難かるも可く此策を察したる馮總統も表面より之れに對抗するを避け先づ辭意の通電によりて督軍の意嚮を探り其の如何に依つて徐に對策を決定せんとするものゝ如く目下表面張作霖氏の爲すが儘に抛擲し彼が左程に入京し度くば來京せよと打電せる位なれば右總統の打電に對する各督軍の返電こそ局面轉換の分岐點と云ふ可し一般の觀測する所の總統の辭意を飜さしむると同時に中央政權を段派に引渡すことゝなつて局を結ぶには非すやと爲せり倘し段氏が單に張作霖等の後援に依る芝居のみに依りて輕々しく局面に立つべしとも思はれず唯だ北方督軍の一致せる意嚮に依りて決せらるゝの外なかる可し從つて尙は幾多の曲折を見たる後ならざる可からずと消息通の觀測一致す。（十一日、時事）

▲徐世昌の陰謀　（漢口特電九日發）　信憑す可き消息に據れば張作霖氏の行動は徐世昌氏の陰謀に基くものにして其目的は段氏を總理に復し馮氏を辭任せしめ黎元洪氏を再び有名無實の大總統たらしむるにゝり。馮氏は自衞の爲め南方より召集する計畫にて曹錕氏の如きも態度不明なるも張作霖氏が直隸を橫行するを傍觀す可きにあらざれば曹氏は兎に角第三師を率ゐ不日上京す可しと。（十一日、時事）

▲主和督軍を排斥　（北京特電九日發）　倪嗣沖氏は昨夜に至り張作霖氏と氣脈を通じて中央擁護即ち馮總統に反對にはあらざるも最強力なる責任內閣の組織と主和督軍罷兵殊に李純を排斥す可しとの趣旨には全然贊成なりと王克敏氏を通じて中央に打電す又曹錕氏も張作霖氏の通電を再讀し贊成の旨打電し來れり。（十一日、時事）

▲北方督軍より返電　（上海特電九日發）　英人リツトル氏は張督芝、王占元、陳光遠氏等より和議には贊成なるも和戰は中央政府の特權なるを以て中央の決定に從ふ旨の返電に接したるが昨日倪嗣沖氏も時勢日に危く力を盡して維持に努めらるゝは感謝す可し余は督軍として中央を擁護し地方を保全するを職務とするものなり和戰の決定は政府の主持に屬く可く初めより意見を有せずと返電したる故、リツトル氏は此事を馮國璋、段祺瑞、李純の三氏に打電し且つ馮氏に對しては政府の主持する所に聽くとの返電各方面より來り居るを以て政府は代表を上海に派し議和せんことを乞ふと述べ段李の兩氏に對しても此旨を告げ且つ此際調停に努め政府をして遠かに委員を上海に派し和議を研究せしめられたしと云へり又奉天の張作霖氏に對しても倪嗣沖氏は和戰に就き初めより政見なく政府の主持する所に聽く可しと云へり是れ山東、江西、湖北督軍の意見と稱し此時危ふき勢ひ迫る電報にて之れを示されたく以て行動研究に備へられたしと打電せり，尙ほリツトル氏は昨夜自宅に各商業代表、商總會、縣商會正副會長在上海各團體代表を招き其和議公會組織の趣意を演說し此會を發起せるは南北の意見を調和し兵を熄め和平を保たしめんとするにありと述べたるが在上海各代表も報告する所あり其打電せる所及び和議主張の要點を述べ又總商會正副會長は九日總商會々議に於て協議し一致贊成を得れば直に商業界の調和會を組織し連絡を取り其目的に就き盡力す可しと述べたりといふ。（十一日、時事）

▲張紹曾來滬　（十日上海特派員發）　張紹曾九日上海に來り岑春煊と會見數日後北京に歸るべしといふ。（十一日、朝日）

▲總理後任に汪大燮　（九日北京特派員發）　段祺瑞は今回陰謀の主謀者たる疑を避くる爲め直に總理たるを肯ぜざるべしされど八日夜北京を脫出せる王士珍を愈正式に辭職せしめんとするは明白にして其後任に一時假令汪大燮の如き段派に緣近き人物を擧げ體裁を繕はんとするものゝ如く觀測せらる。（十一日、朝日）

▲リツトル氏和議斡旋　（上海特電八日特派員發）　英國人リツトル氏は張督芝、王占元、陳光遠氏等より和議には贊成なるも和戰は中央政府の特權故中央の決定に遵ふ旨の返電に接し其他各方面よりも同樣の返電續々到着せる爲め同氏は更に再調停に勞め北京政府に對し政府は速に委員を上海に派

し和議を確究されたしと打電せり。

（上海特電八日特派員發）　七日夜リットル氏は自宅に總商會兼商會正副會長及在上海各團體代表者を招待し和議公開の主意は南北の意見を調和し兵を止め和平を保たしめんとするにありと述べ、在上海各團體代表者も夫夫報告する所あり又總商會正副會長は九日總商會々議に於て協議し贊成を得れば直に調和會を組織し斡旋を取りて其目的に赴き盡力すべしと述べたりと。（十一日日日）

▲王克敏と李純　（九日上海特派員發）　王克敏は八日南京に來り李純と會見の上又蚌埠に行けり。（十一日、朝日）

▲段氏容易に起たじ　（北京特電十日特派員發）　總理選定に就き段祺瑞氏必ず推擧さるべしと主張する者多きも段氏は目下の所超然主義を取り今回の問題にも成る可く接觸せざる模樣觀主義を取り居れば急遽總理就任を欲せず若し推されて直ちに總理とならんか張作霖氏の出兵事件も段氏自身野心ありて煽動せるものと疑はれ南北の誤解を一層惹起する虞あるを以て先づ過渡内閣組織せられたる後にあらざれば段氏の出廬は容易ならざるべしと某消息通は觀測し居れり、（十一日、日日）

▲王總長の復命　（北京特電九日特派員發）王財政總長は八日午後十一時歸京直に馮總統に謁見し安徽軍倪嗣沖氏との會商顛末を報告したるが其内容を聞くに倪督軍は張作霖氏に對し兵を撤して歸奉することを要求すると共に李江蘇督軍を更任せば一切の解決容易なり總統の辭職の如きは絶對に不贊成なりと述べたりと云ふ。（十一日、日日）

▲先發隊北京に迫る　（奉天特電九日特派員發）　奉天督軍は北京政府の命を奉ぜず南征の外他意なきを通電して出兵し今や京奉、津浦兩線の各重要地點を占領し其先發隊兵は將に北京に迫らんとするに至り張督軍自ら主和派たる長江三督軍及馮玉祥氏を詰責處分して機を一掃すると同時に有力なる政府を組織すべきを聲明しつゝあり是馮總統排斥段内閣の復活を暗示するものなり。（十一日、日日）

▲南北調停運動　（上海特電十一日特派員發）　當地商總會は漢口商總會に對し返電して曰く。

九日會議を開き南北調和に關する貴電に關して協議する所あり上海商人等は昔年來の貿擾爲め甚く困苦愈々甚しきに南北爭の開きてより更に苦痛を受け津浦鐵路の貨物は久しく停滯し中國交通銀行の紙幣は殆ど鑑國の留と等しく下落し四川、湖南、雲南、兩江各省との交通不充分にて國民に生色なく時局の危き焦眉の間にあり此時に際し邊疆亦危險にて若し速に内訌を止めずんば如何ともする能はざるべし敝に據るの各軍は既に民意に從ふ旨を聲明し英國人リットル氏の志は南北の調和にあり其言ふ所を見るに人をして愧死せしむるものあり依つて上海漢口兩商總會の名義にて各省に通電し各地商總會一致して先づ南軍に警告し然る後政府に傳達すべく同時に商總會の代表を召集して決議を發表すべく他は南北代表の會議に臨むに際し協議すべしと。（十二日、日日）

▲王前總理離京　（北京特電十日特派員發）　前國務總理王士珍氏は馮總統徐世昌兵等より留京を引留られ居たるが九日夜電に永定門より天津に赴き目下塘沽租界にありと。（十二日、日日）

▲唐紹儀氏と語る　（上海特電十一日特派員發）　唐紹儀氏は十日伊藤丸にて廣東より日本に赴く途中當地に立寄り自宅に入りたるが記者に謝りて曰く。

予が此度日本に赴くは何等特別の目的を有するものに非ず糖尿病を療養せんが爲のみ實に張總氏も日本に赴き何等かの使命を有するやに思はれたるも是亦何等使命あるにあらず今日南北調停をなさんとする者多きも目下の有樣にては到底成す能はざるべし何となれば南北共に其意思及利益を代表して起つ人物なく南北と云ふも其實群雄割據に外ならず此際何人が何人を相手として談判を進むべきや唐總理氏も固辭延氏も共に完全なる南方の代表者にあらざるなり斯かる有樣を統一するに共和民國にありては法を守り法を尊ぶの外途なし大總統先づ法を尊重して初めて統一を望むべし然るに馮總統は唯大勢に盲從するのみにて何等尊法の念なし督軍の勢力も強きが如く見ゆるも遠は全く一時の現象にして永久の勢力にあらず督軍の勢力を見て直に北方が何時までも南方を壓すべしと思ふは誤りなり要するに各人共其勢力を大にするに急にして是等の方面にのみ長けて法を護るに勝ふ

き人なき以上南北の調停は頗る困難なりと云ふの外なし英人リツトル氏の提議も此意味に於て成功難かるべし予は此度廣東に行きしも廣東城には五六日を費せるに過ぎず同地方の狀勢も多く知らず廣東灣の自宅に在りて田圃を耕作せしのみ。

とて呵々大笑せるも顏色頗る衰へ一見病人の如し氏が上海に着くや岑春煊、リツトル氏等多數訪問せり十四日郵船八幡丸にて日本に向ふべし。十二日、日日）

▲奉天軍撤去協議　（南京特電十一日發）　馮總統派遣の何士章來寧せり江蘇督軍李純氏と奉天軍（張作霖の軍）の退去問題を協議の爲めなりと。（十二日、時事）

▲馮辭職の眞相　支那にては馮總統辭職の通電を各督軍に發したるの風說專らなるが右は奉天に於て張作霖、徐樹錚等が新師團を編成して之を天津方面に派遣し北京を脅威したるを以て馮總統は此陰謀の裏面に段祺瑞、徐世昌の關係し居るやを疑ひ目下南北共に戰意なく曹錕、張懷芝及び長江三督軍の平和論を電報し來るあり更に日本も南北統一を希望し居れる情勢明かとなりしかば此際張作霖、徐樹錚、倪嗣沖の陰謀の裏を搔き彼等一派を懲まんが爲め馮國璋一個の名を以て働かく才足らざる故に辭職せんとするも國會なくして辭職の手續きをなすこと能はず因つて十日以內に電報を以て可否の意見を回答せよとの私電を發し暗に各督軍より時局多難の際馮總統の留任を希望する旨の回答を期待せるならん但し北京官邊にてはこの電報を否認し居れり（某外交通談）（十二日、朝日）

▲馮氏返電を促す　（上海特電十一日特派員發）　馮國璋氏は九日東に通電を發し各省よりの返電を促したりとの事なるが王占元、倪嗣沖、李純、曹錕、楊善德、趙倜氏等は皆馮氏の辭職は之を止めたるも何等解決の方法を示さず張敬堯、張懷芝、陳光遠氏等も亦之が解決は中央に於てせられたしと述べたりと。（十二日、日日）

▲治安維持訓告　（北京特電十日特派員發）　馮總統は參軍統領李長泰、警察總監吳炳湘、京師軍警督察長馬龍標、第十五師團長劉詢、第十三師團長李純才の諸氏を初め北京にある軍警各長官を召集し奉天近畿一帶に迫り市民の恐慌甚しきを以て之に對する治安維持に就き訓告する所あり人京するも之を待遇するに道を以てし如何なる場合あるも之と衝突することなきやう部下に嚴飭すべしと命じたり。（十二日、日日）

▲張氏更に平和に傾く　（漢口特電十日特派員發）　張懷芝氏は軍備にて南湘に赴きたるが氏は更に一層平和主義に傾けるを以て陳光遠氏と衝突せざるは勿論馮吳兩氏に對しても急に壓迫を加ふる意なきが如し。（十二日、日日）

▲總理の選任法を說く　（上海特電十一日發）　馮國璋氏は張作霖氏に對し強力の政府を組織するは正當の方法なるを以て速かに各省を聯合し何人を以て總理に任ずるかを商議す可し會は主義に依りて決す可く頑くの如くして今後政令の統一を期し得可し一、二の人の推舉に依る時は無益なるが如しと云へりと。（十三日、時事）

▲總統に留任要求　（北京特電十一日發）　總統府側は馮總統の通電に對し既に曹錕、王占元、李純、倪嗣沖、張懷芝、陳光遠、張敬堯、王廷桂、楊善德、趙倜氏等より此際大總統は政務に倦怠することなく其職に留まらんことを希望し來れりと發表し居れり。（十三日、時事）

▲北京駐劄の奉天軍　（十一日北京特派員發）　奉天軍目下の駐劄數は獨流鎭步兵千六百、騎兵四五百、砲兵、輜重等三百餘、貫王莊步騎兵合して六七百、廊坊步兵千一二百、騎兵五百餘且新に靜海縣に步、砲、工、輜重一千來着せりとの報あり今後猶增加すべしと（十三日、朝日）

▲兩督軍の總統慰留　（奉天特電十一日特派員發）　張奉天督軍は馮總統辭職の通電に對し返電を發して曰く「今や一髮千鈞を繫ぐの秋に際し大總統なかりせば誰か其歸趨をして誤りなからしめん而も國家の爲め賢を求むるは最も急務なるを以て宜しく關門を開き賢能の士を選び之を擧げて總理と爲し責任內閣を組織せしむべし張作霖謹つて其後援たらん」と。（北京特電十二日特派員發）　馮總統の辭職通電に對する各督軍の返電は未だ到着せざるが張作霖、曹桂馥の兩氏は十二日慰留電報を送れり隨て張作霖氏は各省督軍に向け段祺瑞氏出廬贊成を勸誘しつゝあるが各省の意見到着を待つて更に總統に迫る所あるべし。（十三日、日日）

▲曹錕の態度不明　（漢口特電十一日發）直隸督軍曹錕は目下馮玉祥とは感情惡からずとの説に追るの模樣なし曹錕は段祺瑞派に非ず故に段、徐、倪三氏及び張作霖の陰謀に與みすること無かる可きも岳州交戰の兵を率ひ北上するや未だ明かならず。（十三日、時事）

▲黎軍宜昌を包圍す　（漢口特電十一日發）宜昌六日附の報道に據るに黎天才の軍四北西面各五十支里許りの地にて宜昌を包圍しつゝあり。（十三日、時事）

▲張作霖に撤兵を勸む　（北京特電十一日發）曹錕は武昌より張作霖氏に通電して曰く貴下が奉天軍を南下せしめて岳州攻擊を援助せんとするの好意は之を感謝するも其兵を廊坊に留むるは京師地方の人心を動搖せしむるを以て既に廊坊駐屯の軍は速かに南下するやう命ぜられたし若し中央政府に要求せんとする所あらば先づ廊坊より撤兵して後提言せられよと。（十三日、時事）

▲北洋派勢力維持策　（北京特電十一日發）北洋維幕の裡より洩れたる所に據れば今回張作霖氏の行動は北洋派が其勢力維持を以て目的とせる政局經營運動の一部分にして所謂北洋派の計畫たるものは第一に事毎に北洋派の政策を妨害する長江三角同盟を牽制の爲め曹錕氏をして湖北督軍王占元氏を倪嗣沖、盧永祥兩氏をして江蘇督軍李純氏を、張懷芝氏をして江西督軍陳光遠氏を監視せしめ所謂三角同盟を先づ洗滌せしむると同時に張作霖氏をして京師に兵を留めて馮大總統を牽制せしめ次ぎに曹錕張敬堯の軍は第一路として岳州を攻擊し張懷芝の軍は第二路として江西より迂廻して長沙を衝かしめ少くも岳州の陷落を俟つて再び段祺瑞氏をして北洋派内閣を組織せしめ北境防備、西比利亞出兵を題目として全國に通電して擧國一致を說き參戰を利用して内外の輿望を段内閣に集め本年十月正式大總統選擧までは馮總統留任するも改選の際は徐世昌氏或は段祺瑞氏を大總統に選出して北洋派黄金時代を現出せしめんとするものなり。（十三日、時事）

▲張馮妥協條件　（漢口特電十一日發）張氏と馮玉祥氏は交涉を終りたるが其條件は左の如しと云ふ。

（一）馮旅團は張の指揮に屬し江西北部を守ること

（二）馮の査辦を爲さゞること

（三）馮は倪嗣沖に說言を進べ倪を討伐するの通電は無効なる旨宣言すること

（四）時局解決後馮を師團長とする事（十三日、時事）

▲國會恢復主張　（上海特電十一日特發）孫洪伊氏は各省々議會に宛て通電を發し國會恢復の必要を論じ目下北京政府が口を閉外問題に藉り南方をして國會恢復の議を棄てしめんとするに反對し國家非常の際なればこそ國會を召集して國民と共に大計を劃り同じく責任を負ふの要ありと論ぜり。（十三日、日日）

▲張、曹、李妥協　張懷芝は李純に說かれ任地を離れて南征中其地位の危險なるを知り最早や戰意なく曹錕にも說き其の同意を得たるが更に張敬堯に說きしも張は江西湖南方面の督軍たらんとする野心ありて未だ同意せざるもの丶如く又北方にては南北大衝突あるもの丶如く噂せらるゝも僅に附近羊樓洞に於て張敬堯の部下と南軍の斥候との間に小衝突あり張軍の一部は通城縣方面に向ひたるに過ぎずと云ふ。（某所着電、十三日、時事）

▲總統の張督懷柔　（北京特電十二日特派員發）馮總統は東三省巡閱使を新設し張作霖氏を以て之に任ずることゝし張氏に内報せし結果京漢一帶に出動せる張軍は五日以内に全部撤退すべしとの說あり倘總統の命を含み張督軍と協商の爲め奉天に急派されたる王郅隆氏は交涉を終り十二日奉天發歸京の途に就ける旨公電ありたり。（十三日、日日）

▲王前總理の別辭　（上海特電十一日特派員發）前總理王士珍氏は八日夜北京を去り天津に赴くに際し馮國璋、段祺瑞兩氏に宛「予は曩も北洋系を愛するが故に和議を論じ危險を冒して總理となりたり主戰が北洋系を保持し能はざるを知る而も予の言用ゐられず政局の亂狀斯くの如し再び政治に與るを願はず唯天下後世をして予が亡國の責を負ふものにあらざるを知らしめんと欲するのみ」と云へりと。（十三日、日日）

▲岳州攻擊開始　（十三日北京特派員發）北軍の一部は十二日以來岳州攻擊を開始し南軍は退却を始めたり。（十四日、朝日）

▲北軍羊樓洞占領　（十二日北京特派員發）湖北省羊樓洞は十一日

軍の手に歸せりと。（十四日、朝日）

▲段芝貴內閣說　（十三日北京特派員發）　段祺瑞が總理復職を冀はざる通電を發したりといふは確ならざると等しく段の出廬を慫慂する事も段祺瑞の起たざる事も共に眞なるが如く而して今日の所段芝貴の內閣組織說最も有力なり但し之が實現には尙幾多の曲折と日子を有すと某支那當局は語れり。（十四日、朝日）

▲岳州攻擊軍戰報　（北京特電十三日發）　岳州攻擊軍は大なる抵抗を受けずして本月に入り雷境を越え湖南に入り八日より敵の第一防禦線の攻擊を開始せるが最近曹錕氏より北京政府に宛たる報告左の如し。

臨湘方面に向ひたる第一混成旅團は八日より攻擊を開始し十日の戰鬪は最も激烈なりしも我軍の砲擊効を奏し敵は午後六時沈默せり我軍は同夜勇敢なる夜襲を敢行し十一日午前三時遂に月塘塚を占領せり又岳州の死命を制す可き羊樓洞方面より向ひたる第二第三の混成旅團は九日より攻擊を開始せるが敵の陣地は東四三十支里に亘り堅壕鐵絲網等を以て防備を嚴にせるが我軍は强襲して十一日午前八時遂に羊樓洞を占領し夕刻までに更に二陣地を占領せるも殘る一陣地は未だ占領するに至らず同地方の前陣地を完全に占領後他の部隊と力を戮せ岳州に肉薄する筈なり。（十四日、時事）

▲北伐總司令任命　（重慶特電十二日特派員發）　雲南督軍唐繼堯氏は當地に於て編成すべき雲貴川三省北伐軍總司令官を陸軍中將顧品珍氏に任命せり又雲南より派遣すべき援岳軍は一箇旅團にて道を貴州に取り貴州軍と合同し湖南常德に出動する目的なるが此場合の總司令は王文化氏と內定し雲南軍は既に居城を出發せりと。（十四日、日日）

▲宜昌陷落近し　（漢口特電十二日發）　宜昌九日發の報道に據れば黎天才の兵は次第に迫り宜昌兵は市街の北面停車場附近にて防戰す陷落旦夕に迫る。（十四日、時事）

▲北洋派活動の目的　（北京特電十二日發）　北洋派運動の歸着點は總統政治を廢し段祺瑞をして責任內閣を組織せしめ政權を馮國璋の手より奪取せんとするにあり段祺瑞自身に於ても總理の如きは纔に能則にても可なれども馮大總統の傀儡として長江沿岸に於て北洋派の政策を妨害する李純、陳光遠等は之を排斥せざる可からずとの意嚮を有し居り形勢は最早李純、陳光遠を現在の地位に止むるを許さざるものあるを以て馮大總統は昨日の總統府會議の席上、自分は屢々言へる如く李純、陳光遠の主張に耳を傾けざるも北洋派の督軍が一致して李純などを排斥するとならば其多數の意見を尊重し李純等と從來の關係を絕つ可し唯だ併し李純等は平和論を主張せる外何等罰す可き罪とてはなし故に徐に彼等を戒飭して自ら辭表を提出せしむるの外なきを以て李純等の行動を察し余に免じて暫く猶豫されたしと陳述するに至れり是に由りて之を觀れば李純、陳光遠等の免職は最早時日の問題に過ぎざるものとなれるものなるが反對派又相當の心算ある可く段派を中心とせる北洋派が政權奪取の最後の目的を達し得べきや否や又彼等の政策は今後も順調に進む可きや否や未だ輕々しく豫測を容さず。（十四日、時事）

▲段內閣組織の意なし　（北京特電十二日發）　張作霖等北洋督軍團は段祺瑞に對し此際出でゝ內閣を組織し全國の統一を圖り南北一致外に備ふべき旨を勸慫せるが右に就き段は昨夜全國各機關に宛て予は現に參戰督辦の重職に在り又他を顧みるの暇なし內閣組織の人物は別に適任者あるべし外間より內閣組織を慫慂する向あれども余は此際總理に就任の意思なしとの意味の長文電報を發せり。（十四日、時事）

▲李純北方と爭はん　（北京特電十三日發）　北洋派の壓迫に依り其運命旦夕に迫れる江蘇督軍李純氏は陳光遠、王占元兩氏の結束を堅めんとし現に兩督軍と意見打合せ中なるが當地にては李純氏が南軍と連絡して勝起す可く既に南京に於て臨時政府を組織するの計畫再び開始せられたりとの說を爲すものあり要するに李純氏對北方の爭ひは早晩實現せらる可きものと思惟せられつゝあり。（十四日、時事）

▲張督懷柔使復命　（北京特電十三日特派員發）　馮總統より張奉天督軍に向つて意思疏通の爲奉天に急派されし王郅隆氏は本日歸京大總統に復命したるが其大意に曰く張督軍唯一の主張は內閣を改造し最も有力なる政府を組織するに在り即ち現下大局糜爛の際徐世昌、段祺瑞兩氏の何れかが出で內閣を組織するにあらざれば到底時難を救ふ能はず此希望にして達せらるれば一切の時難立所に解決すべしと云ふに在りと。（十四日、日日）

▲段氏推戴決議　（北京特電十二日特派員發）　張奉天督軍代表の主唱にて直隸湖流域に於て各督軍代表會を開き馮總統擁護、段祺瑞內閣再立及江蘇督軍李純氏の免職の件を議決し各代表より督軍に對し同意を求めたるが近く其回答を待ち各督軍連名にて正式の要求電報を中央に送ることに決せり將來政界に大波瀾を捲起すべき事件として世間の注目を惹きつゝあり。（十四日、日日）

▲黎軍、宜昌に迫る　（漢口特電十二日特派員發）　九日宜昌よりの發信に據れば劉天才氏の兵は次第に宜昌に迫り宜昌兵は市外の北門停車場に於て防戰に努めつゝあれども陷落は旦夕に迫れり。（十四日、日日）

▲張督軍の本音　（北京特電十四日特派員發）　張作霖、徐樹錚の兩氏は連名にて十二日大總統に向け左の電報を寄せたり。

予は大總統の命を奉じて大兵を南下せしめつゝあるが戰地に到着の上は曹錕張懷芝兩司令の節制に服すべきも未だ戰地に至らざる以前は暫らく臨時總司令を軍糧城に置け自らこれに代り徐樹錚を副司令として全軍を代行せしむべし

と更に徐樹錚氏は段祺瑞氏に電報を送つて曰く

目下國家危急の際匹夫亦責あり予は唯國家を知りて他を顧みるの遑なし他日入京陳謝する所あるべし

と而して軍糧城に貯藏しありし軍米三千石は全部張軍に差押へられしと、（十五日、日日）

▲唐紹儀氏出發　（上海特電十四日特派員發）　唐紹儀氏は夫人及從者一名と共に博多丸にて今朝日本に向け出發せり。（十五日、日日）

▲李氏の時局解決策　（上海特電十四日特派員發）　最近湖北省議會代表者が江蘇督軍李純氏に會見せる際李氏の述べたる所左の如しと。

予の求むる所は速に戰禍を止むるにあり先日譚延闓氏南京に來り種々協議したる結果時局解決に二箇の方策あり第一は岳州今北軍の根據となり武漢は南軍の根據となり居るより南軍をして岳州を退かしめ同地を中立地帶となし總統に停戰宣布を求めなば南軍素より之に同意すべく第二は國會問題に就き南方は務國會を重んじ北方は新國會を重んじ各相容れず依つて一機關を設立して之を解決せしむべし譚延闓氏今上海にありて岑春煊氏と此事に就き協議中なるが若し岑氏の贊成を得ば予は南北双方に對し之を通告せんと。（十五日、日日）

▲北軍九江着　（北京特電十四日特派員發）　九江來電に曰く江蘇省混成第六旅團の殘兵下士卒五百八十三名及山東混成旅團千八百四十名は汽船二隻に分乘し十日午後九江着一兩日中に南昌に向け出發し長沙の背後を衝かん豫定なりと。（十五日、日日）

▲岑氏調停を止めず　（上海特電十四日特派員發）　岑春煊氏は十一日又復馮總統に對し尙和意ありや否やを確め病を努めて調和を計るべしと打電せりと。（十五日、日日）

▲時局益々混沌たり　（北京特電十四日特派員發）　馮總統の辭職密電發送以來各督軍は表面其留任を希望するの返電を送れるも江蘇督軍李純氏のみは今尙復電せず是れ奉天軍の南下が李氏自身に取り大關係を有するが爲めにして其後も奉天軍は引續き南下しつゝあり時局は危出でゝ意行惱みの體なるが湖流鎭に會合せし北方各代表者は再び天津に會合して時局の解決に就き協議を重ねつゝあり。（十五日、日日）

▲徐樹錚氏の奔走　（上海特電十四日特派員發）　徐樹錚氏は十一日漢州を經て十二日湖流鎭に赴き督軍團の代表者と會見し主として段氏擁護に就き協議する所ありたり。（十五日、日日）

▲顚倒の引倒し　（上海特電十四日特派員發）　北京來電に據れば張作霖、徐樹錚氏等の輕擧盲動は徒に段祺瑞氏をして再び出づる能はざらしむるのみにて徐氏等の運動は全然失敗せるものなりと觀測せらるゝ（十五日、日日）

▲唐督、總統に答ふ　（上海特電十四日特派員發）　唐繼堯氏は馮國璋氏の七日發通電に對し答へて曰く總統が大局維持の苦衷は全國の感佩する所斷じて退志を抱く勿れと。（十五日、日日）

▲段氏出廬勸告　（北京特電十四日特派員發）　馮總統は十四日午前十一時段祺瑞氏を訪問し總理就任を勸告せり。（十五日、日日）

▲陸氏留職を勸告す　（上海特電十四日特派員發）　陸榮廷氏は十一日馮國璋氏に對し其辭職を思ひ止まらんことを求め且時局の解決必ずしも困難

なるにあらず若し馮氏にして國會、憲法等の諸問題に就き南方の要求を承諾するに於ては紛糾直に解決すべきのみと言へりと。(十五日、日日)

▲日本實業協會決議　(上海特電十三日發)　上海日本人實業協會は英人リツツ氏の頼電に對し支那の速かに平和なることに盡きては既に日本政府に其意見を開々述べたるが故に殊更に今之に就き北京の我公使に打電の要なきも認めず在上海總領事に對しリツツ氏の趣旨を傳へ置く可しとのことを回答す可しと決議せり。(十五日、時事)

▲我警告を蔑にす　(北京特電十四日發)　日本政府は屢程支那政府に對し東亞の形勢に鑑み南北爭闘を繼續するは支那の爲め取らざる所なりとの警告を發したるが支那政府部内に於ては馮總統は勿論靣北公協を希望し居れるも段派は日本の警告は之を尊重するも北京政府としては少くとも岳州を恢復せる後南方と和議の交渉に入る可しと主張し取敢へず曹錕、張懐芝、張敬堯に對し外國は南北爭闘に關し交渉を開始せるを以て此際強壓を以て一氣に岳州を奪取す可き旨嚴命を發せり。(十五日、時事)

▲馮氏設氏訪問　(十四日北京特派員發)　馮國璋氏十四日午前十一時段祺瑞氏を訪問せり是れ國務總理就任の懇請の爲めと認めらる。(十五日、朝日)

▲徐樹錚の奔走　(十三日上海特派員發)　徐樹錚は十一日濟州に到り十二日濁流鎭に赴き督軍團代表と會議し主として段祺瑞を攻擊するを主張せり段祺瑞は十一日斬雲臨に對し予は決して攻撃を受けず先づ奉天督軍に誤解する勿れと電報にて告げんことを乞ふ予が内閣を去れる時馮總統と北京を出でざるを約せり然らずば早く外國に行きたる筈なり奉天軍隊の此擧は予の深く憾む所なり徐樹錚の予を誘ふは實に誤れりと語れりとの報あり。(十五日、朝日)

▲徐樹錚奉天軍を指揮　(十二日北京特派員發)　張作霖、徐樹錚は十二日連名を以て國務院北方督軍等に宛て通電を發して曰く、奉天軍は第一第二路の指揮の下に從軍せんとて出動せるが戰地に至る迄指揮の部合上軍權城(天津と大沽の中間に在り)に奉天軍の臨時總司令部を置き張作霖は自ら出動する事能はざるを以て徐樹錚を副司令に任じ總司令の職權を代行せしむ云々又張作霖は同日總統府にも同樣の電報を送り來れり。(十五日、朝日)

▲奉天軍糧米横領　(十三日北京特派員發)　軍權城總司令部を設けたる奉天軍は該處に貯藏の軍米三千石を横領せり尚奉天軍を載せたる十餘列車は同地に到着せりとの急電十三日參陸辦公處に達せりと。(十五日、朝日)

▲北方督軍代表者決議　(十四日北京特派員發)　北方督軍の各代表者は十四日天津に集會して鎗世昌、段祺瑞の何れかを總理後任とすること、責任内閣の實行を要求することを決議せりと。(十五日、朝日)

外交關係

▲出兵借欵交渉か　(廿七日北京特派員發)　財政總長王克敏は二十六日芳澤代理公使を訪問せり出兵に要する軍備借欵の交渉ならんと揣摩せらる。(一日、朝日)

▲日支借欵說傳はる　(北京特電廿八日特派員發)　中央政府は在華盛頓支那公使の電報に接し急遽對支借欵の實行せられ難きを知り新たに同種類の日支借欵を起し滿洲里附近國境警備の爲め使用せんとすと北京デーリー・ニュース紙は報ぜるも眞偽察し難し。(一日、日日)

▲米支借欵と和議　(北京特電廿八日特派員發)　在華盛頓支那公使顧維鈞氏は中央政府に報告を發し目下米支兩國間に交渉中の借欵は南方討伐に使用さゝる處あるを以て米國政府は南北和議の曉其前渡をなすことに決せりと述べ南北調停の急務を報じ來れりと。(一日、日日)

▲大享丸亂射　(北京特電一日特派員發)　漢口來電に據れば廿六日夜漢口着の大享丸は廿三日宜昌發下江の途中廿四日張家灣附近にて武裝せる廿名の南軍の爲に停船を命ぜられしも之を肯かず就行を續けしより南軍は遽に亂射を始め約百廿發の彈丸を浴せかけ支那船客一名即斃に貫通創を受けたり。(二日、日日)

▲王總長の交渉要件　(八日北京特派員發)　財政總長王克敏氏は二十六日吉澤代理公使を訪問せり食鹽專賣の件を交渉したりと傳ぜられ之が不調に終らば改めて日本より借欵せんとするもの、如し但し借欵の事は今日迄隣に上り居らず。(二日、朝日)

▲芳澤代理公使總理訪問（廿六日北京特派員發）芳澤代理公使は二十六日午後三時代理總理錢能訓を國務院に訪問せり。（二日、朝日）

▲駐佛公使辭職（北京特電一日特派員發）駐佛支那公使胡惟德氏は病氣歸國を申請し來れるが陸外交總長自ら後任たらん事を希望し馮總統も陸氏の健康勝れず且近く巴里の經濟同盟會に支那委員として派遣の都合もあれば氏を其後釜に据ゑんとする意思あり尚陸氏の後任には胡氏又は駐白公使章宗祥氏呼聲高し。（二日、日日）

▲支那軍費に苦む（二日北京特派員發）參戰事務所は北方防備に着手準備中なるが其資金なく財政部をして四國銀行團に鹽稅剩餘金の引渡を要求せしめ居り銀行團は目下本部に訓令を仰ぎ居れるが地方の鹽稅が横領され勝ちの現狀にては銀行團の承諾を得るは困難ならんか從つて是が不調に終らば日本より借款せんと企圖し居れる模樣なるも參戰借款には日本が應ぜざるべき理由あるが如し依つて支那は軍費に窮し結局出兵して某國と共同作戰を爲す如きは不可能なるべしと消息通は言へり。（四日、朝日）

▲支那對外方針決定（三日北京特派員發）二日の閣議に於て既に懸期せられたるが如き支那の對外方針決定せるも暫く日本に對して發表するを憚る。（四日、朝日）

▲戰費調達問題（四日北京特派員發）支那政府が參戰費に充つる爲め四國銀行團に鹽稅剩餘金の引渡を要求したるに對して銀行團は二日非公式に拒絶の通告を爲せり支那政府は外交團の正式回答を待つて直に四國銀行團に一千萬元の借款の申込を爲すべし而して右は名義上のみにて實際は日本より借款することゝなるべしと。（六日、朝日）

▲輜重隊渡佛計畫（北京特電五日特派員發）參戰督辦處は本年七月以前には四萬人の後方勤務輜重隊を佛國に送るべく計畫中なりしが通譯糧食の準備完成を待ち人員の編成に取掛るべしと。（七日、日日）

▲日英米艦上流に集る（漢口特電五日發）日本の主唱に依り日英米軍艦は上流に集中し外國商船を保護することに決定す。（八日、時事）

▲關稅改正會議（上海特電七日特派員發）關稅改正に關し今日の支那新聞は皆日本の反對激しくして議事進行せず支那委員主任は爲に北京政府に訓令を仰ぎたる旨を報ぜり。（九日、日日）

▲關稅改正議事遲々（上海特電七日發）關稅改正に關し今日の支那新聞は皆日本反對の激しくして議事の進行せざるを記し支那委員の北京政府の訓令を仰ぎたるを記したり。（九日、時事）

▲對日暴行事件解決（八日奉天特派員發）昨年輯安縣に於て我憲兵に對する支那側の暴虐事件は當地に於て彼我官憲交涉中なりし所七日左の如く解決せり。

一、死者に弔慰金六千元傷者に見舞金二百元を贈る事

二、東邊道尹をして日本人好遇の諭示を布告せしむる事

三、東邊道尹は安東領事に謝安知事は朝鮮憲兵隊に陳謝する事

四、責任官吏を免職する事

五、暴行關係者を處罰し其首魁を死刑に處する事。（十日、朝日）

▲軍費の融通は斷念（北京特電八日發）米國との參戰借款行惱める爲め支那政府は此程芳澤代理公使に對し四國銀行團の保管に係る鹽稅剩餘金の積立よりの借款元利支拂準備金一千萬元を一時流通せんことを銀行團に提議するに就いて孰め日本の意嚮を問合せ來りたるも芳澤代理公使は英佛側とも打合の結果四國銀行團中には露淸銀行も加入し居れる結果四比利亞出兵の爲め準備金を流用するは餘程困難なる可き旨回答せるを以て支那政府も右準備金を軍費流用の議は之を銀行團へ正式に提議せざることゝせり。（十日、時事）

▲日本借款不應（九日北京特派員發）日本は支那の政變を慮り參戰借款の談に就ては當分應ぜざることゝせりと。（十日、朝日）

▲邦人殺さる（九日瀋陽特派員發）八日夜八時湯岡子溫泉附近に居住の邦人賣藥商大津榮松方に四名の馬賊押入り妻女に拳銃三發を放射し即死せしめ主人にも重傷を負はせ有金百餘圓を奪ひ去れり近時此種馬賊の被害多し。（十一日、朝日）

▲日英米の抗議に回答（漢口特電九日發）南軍が外國船に對する暴行に關し日英米領事より譚浩明氏に對し正式の抗議を爲せしが七日之に對し取締る可き回答あり其効力不明なるも昨朝は大元丸の外、英國商船五隻、英

艦二隻、米艦二隻上流に向へり。（十一日、時事）

▲參戰借款決定　（九日北京特派員發）參戰費一千萬元は借款に依ることゝし而して右を三菱公司、中日實業公司に交涉することに九日の國務會議に於て決議せり。（十一日、朝日）

▲參戰借款提供　支那は北滿洲に出兵する費用に充つる爲め大借款の中より一千萬圓の前渡しを得たき旨我國に對し申越しありたるが我國よりは未だ回答を與へざる由。（十二日、朝日）

▲駐支露公使聲明　（十一日北京特派員發）北京駐在露國公使クダシエフ氏は九日支那政府に對しプレストリトウスクにて調印されたる露都の講和條約は本公使は全然無關係なる旨聲明したり。（十三日、朝日）

▲日本對支警告　日本政府は十日北京駐在芳澤代理公使をして支那政府に對し此際國內の紛爭を起し事とするは支那の爲めに取らずとの趣旨に於て昨年來屢〻警告せると同樣の意味の警告を提出せしめたり之れと同時に在天津の北支那守備軍司令官石光少將は列國の同意を經ることなしに京奉輸送に使用したるは不都合なりと列國代表者協議の結果正式に抗議を申込り。（十三日、朝日）

▲張氏に警告か　奉天督軍張作霖氏の軍隊が外國借款鐵道たる京奉線を勝手に利用し且つ義和團議定書の規約を無視して天津市街より二浬里以內に進入せる事に關しては駐支內外人間に反感を懷き居るもの多きが我政府に於ても之を以て看過するを得ざる條約違反行爲となし近々支那政府を通じて張氏に警告を與ふる筈なり尙ほ張氏の今回の行動は支那の平和擾亂せば極東の平和を攪亂するものにして其結果は支那自體のみならず聯合與國共同作戰の上に不利益を與ふるものなるを以て駐支聯合與國外交團中には此點に關しても支那政府に何等かの注意を與へざる可からずとの意嚮を有し居れりと。（十三日、時事）

▲馬賊附屬地を襲ふ　（十二日長春特派員發）十一日午後六時長春鐵附屬地十四區の支那兩替店に十餘名の馬賊侵入し家族を威嚇して在金五千圓を奪ひたりとの急報に依り我警官臨せ付けたるも賊は既に逃走後にして軍隊警察憲兵等多數出動して捜査せるも發見せず市民は不安を感じつゝあり。（十三日、朝日）

▲南軍の橫暴　（北京特電十四日特派員發）汕頭來電に曰く南北問題發生後南方稍優勢となれるに伴ひ汕頭附近の南軍は頗る傲慢の態度を取り殊に目下財政的援助なき爲臺灣に籍を有する支那人に對し種々なる難題を持掛け金品を要求し或は掠奪的行爲を爲す者もあり一般外國人に對しても異感頗る旺し。（十五日、日日）

▲英米對支干涉說　（北京特電十四日特派員發）奉天督軍張作霖氏の出兵問題に對し英米兩國は特に支那政府に干涉せんとするの說あり。（十五日日日）

經濟關係

▲軍費に鹽稅剩餘　（一日北京特派員發）支那政府は參戰費を四國銀行團に擔保として預けある鹽稅剩餘金凡そ一千萬元を便宜流用せん事を要求し居れり銀行團にては未だ議纏まり居らざるも之に應ずるは困難ならんと而して支那が日本に鑛業權の賣却を交涉せりとの說は右の誤傳なるべしと。（三日、朝日）

▲濟南にペスト　山東省濟南に疑似ペスト發生せる爲め左記各驛に於ては當分乘車券の發賣を停止する旨津浦鐵道管理局より公示せり。

黃河涯△平原驛△文莊△萬城驛△晏城△乘杵店△灣口△濟南△黨家莊△文夏△萬德△界首（南京發三月三日某所着電五日、時事）

▲露淸銀行の保護　（上海特電六日發）露淸銀行を佛蘭西政府の保護の下に改めんとし三日同銀行の頭取上海にありて協議中なり。（七日、時事）

▲鹽稅剩餘金交附　（北京特電七日發）四國銀行團は支那政府の請に應じ昨日鹽稅剩餘金三百七十萬元を支那財政部に交附せり。（九日、時事）

▲對支財團計畫　對支那企業金融統一の爲め東亞興業會社が現在資本金三百萬圓を二千萬圓に增加する事となりたるは既記の如くなるが同社關係有力者間に假令二千萬圓に增資するも背後に有力なる金融團との特殊聯絡なくんば到底所期の活動を試むべからざるを以て增資の前提として同社後援の金融團を組織するの要あり政府に於ても相當の援助を與ふべき內意を有するな

以て此際東京大阪間シンヂケート銀行團は本先して同增資株の少くも半數以上を引受け一致協力完全なる對支企業金融機關たらしむべしとの議あり目下當方面に交渉協議中なれば增資發表迄には尙幾分の餘日あるべしと。（十一日日日）

▲長江上流航行再開（北京特電九日發）漢口駐在總領事は領事團を代表して南軍總司令官譚浩明氏に對し南軍は屢々外國軍艦並に商船を砲擊することに關し抗議を提出したる處譚浩明氏は之に對し遺憾の意を表し今後斯る事なき樣十分注意す可き旨回答し來れり右に就き上流の航路を中止し居れる太古滙和兩和會社は航行を再開し英米軍艦亦上流の航行を開始せり。（十一日時事）

▲江蘇貿易局（南京特電八日發）李書華は審査長と協議の上、江蘇省貿易局を新設す可く豫算用五萬元の支出方を政府に請求せり。（十一日、時事）

▲吉長鐵道好況（長春特電十一日特派員發）吉長鐵道は去一月一日より滿鐵の管理に移りたるが引繼當時は一日の收入三千五百圓乃至四千圓に過ぎざりしも近頃にては一日平均七千圓を下らず其原因は列車の運轉數を增し且運賃規程を勵行せるに在りと。（十三日、日日）

▲露國紙幣買上（大連特電十二日特派員發）滿鐵及朝鮮銀行にて持剩されたる露國紙幣七百萬留は噸筋に全部買上げられたり且同一原因にて支那人等の露國紙幣買占の爲め同紙幣の價格は騰貴せり。（十三日、日日）

▲南方も鹽稅流用（北京特電十二日發）廣東軍政府は三月四日大元帥孫文の名を以て廣東廣西兩省の鹽稅は全部廣東の中國銀行に納附すべき旨布告すると共に此理由を述べて曰く北京政府は鹽稅收入の一部を南方討伐費に流用せんとしつゝあるを以て南方も之れを軍事に流用せんとする次第なりと。（十四日、時事）

▲無線電信禁止（大連特電十四日特派員發）關東都督府は私設及外國籍船の無線電信を當分の中關東州及關東州の海面に於て使用する事を禁止し先般許可は封緘又は除却する事となし十三日府令を發したり。（十五日、日日）

寄贈交換書目錄

日華實業協會月報	日華實業協會	三號
水產界	水產社	四二六號
大日本紡績聯合會月報	大日本紡績聯合會	三〇六號
ヘラルドオブアジア	ヘラルド社	自二四、至二六號
國民經濟雜誌	國民經濟雜誌社	三號
大阪商業會議所月報	大阪商業會議所	二月號
工場法教育會雜誌	工場法教育會	三號
特許公報	丸ノ內特許局	二六九號
新支那	外務省通商局	自四九九號至五〇二號
朝鮮總督府官報	丸ノ內特許局	四一四、四一五號
北京新支那	北京新支那社	自二七四號至二七六號
上海日本人實業協會報	上海日本人實業協會	三一〇、三一一號
日本及日本人	日本及日本人發行所	七二六號
奉公	奉公會	五、六號
實業之日本	實業之日本社	三月號
東洋經濟新報	東洋經濟新報社	八〇八、八〇九號
地上學	地上學會	四六六、四六七號
京城商業會議所月報	京城商業會議所	二六六、二六七號
滿洲教育雜誌	滿洲教育雜誌社	三五一號
東京經濟雜誌	東京經濟雜誌社	二一、二二號
關東都督府民政部報告	關東都督府民政部	一五號
大阪商工會議所月報	大阪商工會議所	八九號
庚申	庚申社	四九號
丸ノ內特許局公報	丸ノ內特許局	四六六、四六七號
學術研究	學術研究會	二一、二二號
阜縣商業會議所月報	阜縣商業會議所	二二一號
東京商工會議所月報	東京商工會議所	三月號
臺灣總督府殖民部報告	臺灣總督府殖民部	三一〇六號
實業協會會報	實業協會	三月號
丸善株式會社報	丸善株式會社	六號
東亞技術同志會報	東亞技術同志會	四六號

支那省

天覽

第七卷

第七卷內容

目次

第一編　總說……一—二五
第二編　都會……二六—一四〇
第三編　交通及運輸機關……一四一—三四七
第四編　郵便及電信……三四八—三七六
第五編　生產業及礦產……三七七—四九二
第六編　主要物產及工業……四九三—六二九
第七編　交易及輸移入品……六三〇—六八五
第八編　貨幣及金融機關……六八六—七八六
第九編　商機、商業慣習……七八七—八七二
第十編　度量衡……八七三—八九七

地圖寫眞　陝西省全省(百五十萬分四色刷)外都會圖寫眞百餘

本書は本會附屬上海東亞同文書院に於て一千餘の人員と二十萬金の資とに依り十年間實地踏査をなさしめたる資料三十萬頁を基

支那

第九卷第八號

要目

論說 支那關稅改正會議……一—四

資料 東清鐵道各驛一覽……五—一六
香港上海銀行營業狀況（上）……一七—二〇
支那登記會社一覽表……二一—二八

雜錄 支那の國民性と支那革新（下）……二九—三三
支那改革論（下）……三四—三八
米國の對支貿易改善策……三九—四一
四川に於ける鑛業の經過（三完）……四二—四三

彙錄 末路清宮廷……四四—四六
列強戰後の對支經濟協力……四六—四八

事業界 支那事業界近況……四九—五二

半月史 半月間の支那重要事件……五三—五七

時報 支那最近時事要項……五八—六二

彙報 支那關係諸報道……六三—九〇

東亞同文會調查編纂部

マツダランプ

出張所

東京出張所　福岡出張所
横濱出張所　仙臺出張所
大阪出張所　札幌出張所
名古屋出張所　大連出張所
門司出張所　上海出張所

神奈川縣川崎町

東京電氣株式會社

電話川崎　五〇、一二、一〇二、一〇三、一〇四。

文學博士 上田萬年先生
學習院教授 岡田正之先生
文科大學助手 榮田猛猪先生
學習院教授 飯島忠夫先生
飯田傳一先生 共編

大字典

【四版發賣】

内容見本進呈

大覽台覽

音訓引 畫引
音訓引 數字引

本邦に於ける國漢字書界の新紀元を劃せる眞個の大字典として謳はれ畏くも天覽の光榮を賜へる本書は出版以來僅に數月、今や特價の部數盡き、然も注文矢の如く殺到せるもの、蓋し夫れ本書が學界の重鎭たる五先生の手に成れる獻身的努力の結晶にして空前の字書たるを證明して餘蘊ありと謂ふべく、本社が更に之を自畫自贊するまでもなく社會既に定評あり、たゞ望むらくは疾く之を購めて本書の眞價を知悉せられんことを。

【定價金七圓也】

送料 内地 貳拾四錢
臺樺 四拾五錢
朝支 五拾五錢

東京日本橋區本銀町三ノ二
株式會社 啓成社
電話本局二一〇〇
振替東京一二〇五五

目

大正七年四月十五日發行「支那」第九卷第八號

論說

支那關稅改正會議……一——四

資料

東清鐵道各驛一覽……五——一六
香港上海銀行營業狀況（上）……一七——二〇
支那登記會社一覽表……二一——二八

雜錄

支那國民性と支那の革新（下）……二九——三三
支那改革論（上）……三四——三八
米國の對支貿易改善策……三九——四一
四川に於ける鑛業の經過（三完）……四二——四三

彙錄

末路清宮廷……四四——四六

次

列強戰後の對支經濟協力……四六——四八

事業界

上海虹口棧橋會社營業成績—ユニオン保險會社の事業擴張—香港澳火船公司營業狀態……四九——五二

支那半月史

段祺瑞の復活—參陸辨公處の移管—梁士詒と調停—湖南督軍新任—長沙陷落—段內閣成立—湯林二氏の來朝……五三——五七

時報

（內治外交）奉軍に對する辨法—奉督要求條件實現の次第—元首辭職經過—元首倦勤の電訊—昨二十八日の國務會議紀要—伍廷芳岑派に加入せしとの電報—岳西林總統の辭職を贊成せず—總統奉督の來京を希望す—王總長より倪督の主張報告—糧食同盟に加入したるに就ての調査

（軍事）滬州奉軍の動靜—兩鐵道運輸聯絡營業上の發達—奉軍の軍器抑留に關する紀事

（財政經濟）王寵敏總長の節約の辨法—鹽稅餘剩金は已に中央に交附せり—貴州の石炭と鋼鐵の新事業……五八——六二

彙報……六三——九〇

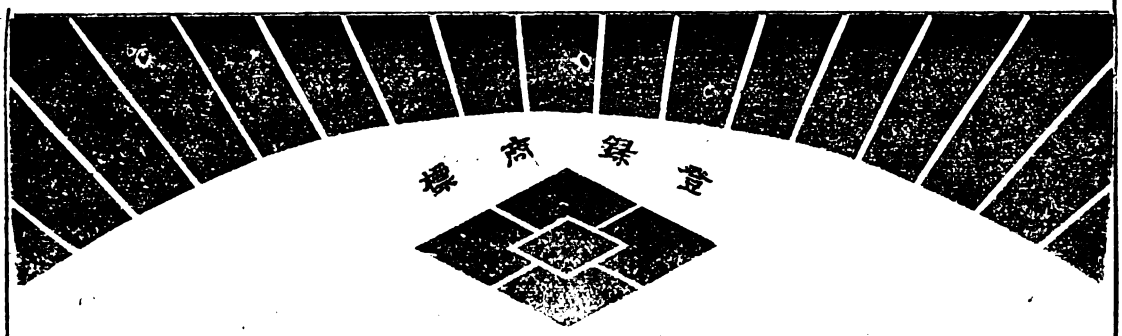

菱印窓硝子

製品種目

品質一等ヨリ五等迄厚サ二粍ヨリ四粍迄
透明板、摺　板、小紋板
色硝子、籠　板、結霜板
外ニ耐火煉瓦及曹達灰

東京市丸之内
旭硝子株式會社

第一工場　兵庫縣尼崎
第二工場　福岡縣戸畑
第三工場　神奈川鶴見、
第四工場　福岡縣枝光
煉瓦工場　兵庫縣尼崎
曹達工場　福岡縣戸畑

株式會社 渡邊銀行

本店
横濱市元濱町壹丁目壹番地
電話長七九、一七三二、四〇二〇番
振替貯金口座　東京　三六七五番

支店
横濱市尾上町五丁目七拾五番地
電話　三〇七九、三三七九番
振替貯金口座二七四五八番

大正七年四月十五日
第九卷　第八號

○支那關稅改正會議

一

治外法權撤去と稅權恢復とは、新支那人の二大題目なり、殊に稅恢復權論は、產業保護說熾んなるに及び、益々勢を加へ、彼等は機會のある毎に、其目的を達せんと努めつゝあり。謂ふに、支那は列强と對當の條約を締結すること能はざるが爲め、協定輸出入五分稅制を採るの已むを得ざるものあるに依り、輸入稅を增加して外國品の輸入を防遏し、輸出稅を全廢して內國品の輸出を奬勵し、依て以て產業を保護することを得ず、又財政窮乏し外債元利山積するに拘らず、好個の財源たる關稅を加徵して經費を支辨すること能はず、支那有識階級に、稅權恢復論の流行すること、當然なりと謂ふべし。されば、舊時より裁釐加稅の說あり、最近に及び益々其勢を得彼等は種々なる手段を盡して、其目的の貫徹に努め、其前提として現實五分稅改正を行はんとし、數々外國に對し交涉する所ありたるも、日露兩國は、各自の國情に照らし、條件附贊成したる爲め、關

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

第百五十五待避驛	七河（エホ）	牡丹江（チダージャン）	抽球（ラチユー）	海林（ハイリン）	阿多（アッド）	希罕（シーホ）	上石（シャンシー）	麒麟子（チーリンツズイ）	山道窪地（サンダオワチ）	橫道河子（ハンダオヘーツズイ）	梅德維葉（メートクウエージ）
五	五	四	五	四	五	五	五	五	五	三	五
四	六	一〇	一〇	九	九	一〇	九	二	一〇	五	五
一	南	北	一	北	一	北	南	一	北	北	一
七〇〇	五五〇〇	一四〇〇	七五〇	一五〇〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇〇	四〇〇	五〇〇	三五〇〇	二〇〇
一	三〇〇	三五〇	一	五〇〇	一	一	二〇〇	一	一	二五〇〇	一
小待避驛ニシテチヤーレン木材公司アリ	發　木材一、五〇〇、牛一二〇、脂肪四五〇、魚類二五〇 著　前同斷 單克第六聯隊鐵旅第三大隊	發　木材三七、〇〇〇、薪一五、〇〇〇、油類二、七〇〇、野菜類一二、〇〇〇、大豆一九、〇〇〇、豌豆六、〇〇〇、小麥二三〇、〇〇〇、蕎麥一、〇〇〇、粟一一、〇〇〇、豆粕八二、〇〇〇、大麥一五、〇〇〇、高粱四、七〇〇、蕎麥五、一〇〇〇 著　前同斷	小待避驛	發　大豆三〇、〇〇〇、麥粉三二〇、〇〇〇、小麥六七、〇〇〇、蕎麥二〇、〇〇〇、粟四五、〇〇〇、大麥二四、〇〇〇、油類三、〇〇〇、牛二五〇、馬一〇、豚四七〇、豚脂一四〇、革皮三〇、野菜類二、三〇〇 著　前同斷	同上	小待避驛	發　木材一二、〇〇〇、牧草七〇〇 著　前同斷	同上	小待避驛 セウチエンコ木材公司アリ	單軍第三枝隊本部 發　木材一三〇、〇〇〇、薪一五、〇〇〇、革皮一、四〇〇、木皮類三、〇〇〇、木炭一、〇〇〇、松實一〇〇、樺脂六、四〇〇、桄本九、〇〇〇、馬二〇 著　前同斷 キリヤンスキ木材公司アリ	小待避驛

| | | |

| | | |

| | | |

香港上海銀行營業狀況（上）

去る二月二十三日香港シチー・ホールに於て、香上銀行年次株主總會開催せられ、ドットウエル氏は議長として、左の報告をなしたるが、以て同行昨年度の營業狀態の一班を知るの材料となすを得べし。

▲收益處分　昨年度の純益は、前年度よりの繰越三、一六六、五七八弗八五を合して、九、八二〇、一八〇弗三三に達し、非常の好成績を示せり、而して八月に支拂へる上半期配當（二志六片二五替にて）、及重役報酬三萬弗を控除したる殘額、七、七四三、二三八弗一八は、之を左の如く處分せり、即ち下半期配當一株に付き二磅三志、更に一株に付き特別配當一磅（所得稅を控除するものとす）、合計昨年度の株主配當は六十三萬六千磅（一株に付き五磅六志）となる、後期配當及特別配當は、三志の爲替にて支拂はるべきものとし、之等を差引きたる殘額は之を

銀行準備金　一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇弗
銀行資產償却勘定　一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
次年度勘定に繰入　三、二二三、二三八、一八

の如く處分し、重役に於ては、切に特別配當の增加をなし得ることを、常に希望し居るものにて、今回は十志の增加をなして、一磅の特別配當をなし得たるを歡ぶ、されど株主諸氏は、特別配當は其額時の事情によりて、增減不定を免れ難きものなることを記臆せらるるを要す、一九一七年の配當支拂額は、前年度に比し、六萬磅多しと雖も、弗計算に於ては銀高なりしため却て前年より尠し。

銀準備は今回加へたる一百萬弗を合せて、一千九百五十萬弗に達したるが、該資金は時の進むに從て、引續き增加し得べしと信ず、今日迄各種の異變に對して、充分なる準備をなし來れるは、諸氏の均しく賢明の方法なりと贊同せらるべきを確信す、銀行資產勘定の償却準備に、一百萬弗を用意せるが、之は昨年の資產經費の約九割に相當す、而して經費支出は、依然多きを以て、評價は充分確固たるものなるは說明する迄もなし、諸氏の前にある數字は自ら諸氏の利益の良好なりしを示して餘す所なかる可し、而して行員（ハンブルグ支店を除き）に對し、昨年給料二割を賞與として支給するは、諸氏に於て何等異議なかるべしと思惟す。

▲職員の不足　總て他の英國銀行及商社と同樣、本銀行も亦職員の不足に苦しみつゝあり、而して事務に於ては、何等の減少なかりしを以て、（事實或る場合に於ては却て以前よりも增加し居れり）勢ひ行員に劇務を强ひ、何れも多大の過勞に在りと雖も、去りとて寸暇の休養も融通すること至難にして、事態頗る困難の現狀に在り、且つ今後と雖も

尙當分何等回復の模樣なきものゝ如し、されど吾人英國人は、總て現在の如き時に於ては、各自獻身的奉公をなさざる可からざるを自覺するが故に、行員は何れも衷心より、進んで劇務に當るを望むものなることは、信じて疑はず、昨年中戰線に活動して、殪れたる我が行員數名の死を報せざる可からざるを、深く遺憾とす、戰爭勃發以來本行より從軍したるものにして、各地の戰場に於て戰死せるもの二十八名に達するが、我等は之等戰死者の遺族に對して滿腔の同情を寄するものなり。

▲貸借對照表　バランスシートに於ける、數字に關しては、餘り說明を要すべきものなしと思考す、即ち爲替は其重要あるものには非ず、金當座勘定及定期預金は合計前年の一〇、一八〇、〇〇〇磅に對して、九、八四〇、〇〇〇磅に減じたれ共、銀當座勘定は一億八千七百五十萬弗にして、昨年當時より三千四百萬弗多し、銀定期預金は、六千一百萬弗にして四萬弗少し、銀當座勘定及銀定期預金の項目下には、從前銀本位にありしものにして、多年の間一定の或る爲替基礎を建て來れる、諸國の數字を含めるものなるを以て、從て「銀」なる名稱は正當にあらず、而して斯く金と銀とのバランスを各別々に表示せんとする、從來の方法（過去の遺物たる）を廢止せんことは、吾人の意嚮なることを指摘す、將來は單一價額のみにて、表はす事とすべし、即ち定期預金及當座勘定に對して、弗合計を以て表はすべく、斯くするは決算報告作製上最も適當の方法なり。

手形の流通額は、前年合計に比し四百二十五萬弗少額なれども、支拂手形は約五百五十萬弗の增加をなせり、右支拂手形の增加は、主として海外郵便物の遲緩なるため、從てドラフト需要額、更に多かりしに原因するものなり、決算の他の方面に於て、現金（紙幣發行勘定として香港政廳に預けある一千五百五十萬弗を含む）は、前年度末の六千一百萬弗に對し、今年は約八千四百萬弗に立てり、金銀塊の手元及航海中のものを合せ、其有高は全く變動を示さず、有價證券有高は、投資增加せるため、少く前年度より多きが、之等は總て安全なる程度と思考せらるゝ迄に、價格を書下げたり、準備金一百五十萬磅は、今や全く英國政府の五分利戰時公債に投資せられ、帳面には九五の發行價格にて記載しあり、割引手形、貸付金及信用貸は前年貸借對照表に於けるよりも、約一千四百萬弗少なく、受取手形は約二百五十萬弗多し。

倫敦に於ては昨年度を通じて、金融潤澤にして英蘭銀行は、利率一九一七年一月十八日六分より五分五厘に引下げ、四月更に五分に引下げたり、爾來利率は五分に釘付けせられ來れるが、市場に於ける三ヶ月手形の割引率は、上半期平均四磅十六志七斤（%）、コール貸四磅十一志（%）にして、兩者間の差異は餘り多くの利潤を許さず、而して爾來割引歩合は四分七厘五毛にて Offer せられたる大藏證券の競爭如何に依て決せられ、這は支持せらるべき模樣の狀態なり、該證券は吾人の不平を揷む可き程の無力のものには非ず、爾來大藏證券の歩合は、三分五厘に抵減せられ、總ての期限手形に對する割引率は、$3\frac{8}{9}$%に引下げられたり、戰時に在りて

は、國家の財源を吸收し、一方國民亦國家の此目的の爲めには、極力盡瘁するを要するは、一般既に自覺する所にして、吾等は銀此際我國財政を政府の手に集中するの必要あり、行業者として、之と協力するの準備をなし來れると共に、吾人が出來得る限り、政府者の管理をして効果多からしむるに努めつゝあり、此財政政策は我が聯合與國にも及ぶに於ては、更に其の効果の大なるは、否む可からざる所、最近英蘭銀行と合衆國聯邦準備銀行間に設けられたる、一層密接なる關係は、倫敦及紐育の金融市場を共通せしめ、且つ相互就れの國に於ける、現金準備金は、他の國（二者の一國）に於て、信用貸出の基礎をなし得るの方法にて、兩者の財源を集中する等にて、實際に於て既に兩國に最大の利益を與へつゝあるが、戰時財政の異常なる場合に依て、誕生を見たる、之等有力なる方法は、益々平時に於ける國際貿易の財政のため、更に永遠の按配をなすの基礎を造るものなりと謂ひ得可し。

▲銀相場　交戰各國擧て信用手形の發行、莫大の增加をなせるに基き、信用貸付の膨脹せると、銀需用諸國、殊に印度の生銀需要甚だ旺盛なりしより銀相場は昇騰の外なかる可しとは、一般に期待せられたる所なりしが、昨年を通じて、銀相場は三月に於ける三十五片十六分の十一より、九月に於ける五十五片の間を往來し、其最高最低の差は一オンスに付十九片十六分の五なり、一月一オンス三十六片の相場は漸次昇騰して九月の五十五片迄進みしが、此相場にては、印度に於ける留比の銀分、海峽殖民地に於ける弗の銀分、及日本に於ける圓の銀分は、之等諸國の金爲替本位のパリティーを超過せるより、銀貨を鑄潰し、銀塊として賣却するものを生じたるを以て、之等諸國にては各其の通貨保護のため、法律的行動を取るの必要に迫られ、聽て印度、日本、海峽殖民地及遲羅、並に英吉利、米國等夫々銀の輸出を禁止するに至り、爰に眼前に迫れる危險を未然に防止するを得たり。

銀相場の低落は、其騰貴よりも更に急速にして、神經質的のものなりき、九月二十五日最高點に達したる時より、相場は僅々四日間に六片を下落せり、其後の月は、多大の動搖相繼ぎ、十月三十日に於ける三片の昇騰は一日の上伸とし ては一八九三年以來の最高記錄なり、されど一般の傾向は、下押しを辿りて推移し、四十三片半を最後の相場として昨年を鎖したり。

一九一七年中、支那に輸入したる銀額は、二千三百萬オンスにして、輸出は五千四百萬オンス、即ち差引き支那に於ける在銀高は、昨年中に三千一百七十五萬オンスを減じたる譯なり、されど近き將來に於ては、支那よりさして多額の銀輸出はなかるべく、現在の模樣にては多額の銀輸入を要せざるを示すものゝ如し、支那爲替は此間概して愼重の注意を拂はれたりしと雖も、結局銀の不規則にして、急激なる動搖に附隨して、昨年を經過せり。

▲支那に於ける貿易　爲替の動搖、政治的紛擾、洪水船腹の不足及不定等、幾多不良材料の下に、昨年を通じて行はれたるにも拘らず、支那に於ける貿易は大體に於て、

內外商人共に滿足なるものなりき、世界の原料品產額は、今や全く世界の必要を滿すに足り、又中部及北部支那の生產品—穀類、棉花、羊毛、油、皮革等—の需要は、爲替、運賃及保險が、更に高率なるに拘らず、依然支持せらる可きは驚くに足らず、從前爲替の高率は、支那よりの輸出を削減したれども、一九一七年に於ては然らず、歐洲及亞米利加の貿人は、支那人側の要求する相場を支拂ふを得たり、而して戰前單に歐洲にのみの市場を有したる支那產品が、米國に多量の消費を見るに至れることも、亦注意に値す、其結果支那商人は、自國生產品の多くに對し、過去多年の間經驗し來れる場合に比し、更に高値の相場を受くるに至れるが故に、彼等支那人は、輸入品に對しても、從前以上の高値にて購買するを得たり、而して供給市場に於て、經驗せる困難を想へば、織物其他輸入品の貿易は滿足なるものなりき。

▲賞賛に値す　既に戰爭狀態に依て、著しく增加したる商品の貿易より、離去し能はざる危險と困難とは、益々其度を强め來り、商業及銀行業家は、何れも其使用人減少せるを以て、國家の業務遂行上過分の執務をなし、戰爭遂行に對する必要供給を支持する上に於て、又同時に財政上の困難を解除する上に於て、非常の努力を致し來れり、彼等の勤勞は、全く戰爭と異るなく、最も熱誠なる愛國心より迸出せるものたるは、否む能はざるものなりと信ずるが、之等は其努力の成功と共に、酬ひられたるなり、而して依然殘れる者、即ち戰線に立たんと欲する自然の衝動を、此最善の理由のために抑制したる者は、彼等が夫々此巨大なる困難（大戰）の幾分を各自に負擔しつゝあるを感ずるの權利を有するものなりと思考す、又余は總て商業に携はる者は、曾に我が貿易通路の安全を保護するものに對してのみならず、確固不拔の精神を以て、進んで之等貿易航路の危險に蒞める、豪雄なる諸士—總ての聯合國の商船—に對しても、一大感謝の負債を負ふものなりと信ずるなり。

▲爲替の地位　印度に於ける爲替狀體は、昨年を通じて何等の恢復を示さず、コンソルスの割當率は一志四片三十二分の三十一に昇騰せるが、之は現在に於ては印度爲替のため一定の基礎にあり、印度に在る各種英國爲替銀行に依る、國家的必要の輸出の財政は、彼等をして極東への印度爲替、及貿易方面に障礙を及ぼすべきもの〻取扱餘地を與へざりしも、大體に於て印度貿易は頗る活況を呈し、且つ輸出品相場高値なりしを以て、地方人民は良好なりしに相違なく、留比貨の吸收は再び莫大の額に達したり。

一九一七年の日本の外國貿易は、總て從前の記錄を超越し五億八千九百九十二萬三千圓の輸出超過にして、前年出超に比し、二〇三、七一三、〇〇〇圓の多きを示せり、即ち合計數は輸出　一、六八三、八七〇、〇〇〇圓、輸入一、〇九二、八五七、〇〇〇圓にして、前年に比し輸出四割二分、輸入三割七分の增加にて輸出入合計に於ては七億九千八百萬圓、四割の增加となる、斯く輸出大超過を昨年當初九ヶ月間、米國に於ける自由金市場と相俟て、日本の正金有高に非常なる大增加を來し、今や合計十一億二千萬圓に達し、一年前に比し四億一千一百萬圓多く、右正貨の約半額は日本に、他の半額は海外に貯藏せらる、此の日本の一大好景氣は、彼國をして其外債の一部を償還せしめ、聯合國に相當の貸付をなし得せしめたる外、更に其鐵道及其他公共事業の開發及改善に對し、便利なる條件を以て貸付けをなさしめ得たるなり。

支那登記會社一覽表（下）

公司條例施行後登記

（甲）無限公司

公司名稱	營業	資本	本店所在地	設立年月	註冊年月
信泰機器麪粉無限公司	機製麪粉	八千元	江西靖水縣	民國三年四月	民國三年十二月
嘉興通利電話同	電話	六千元	浙江嘉興縣城內	同三月	同四年三月
久記木材同	運販木料兼機器鋸木	十四萬元	江蘇上海南市機廠街	同四年三月	同五月
興業養蜂同	養蜂	二千元	江蘇松江縣楓涇鎮中市	同三年二月	同同
興隆小輪同	輪船運送	四千四百萬元	江西九江	同五月	同六月
源達製造電報墨油同	製造電報墨油	四千元	直隸天津縣河東小石道北	同四年四月	同同
利濟般業同	船帆運送	五千元	四川廣安縣清溪河口	同三年八月	同七月
集義火柴同	製造火柴	一萬元	四川江北縣城外劉家臺	同二年六月	同同
德大紗廠同	紡製紗綫	二十萬兩	江蘇上海公共租界圖路高郎橋挽	同四年五月	同八月
履和織機同	機織洋機	二萬兩	江蘇松江城內	宣統二年正月	同同
謙恒製油同	製油	七萬元	奉天黑山縣城	民國四年五月	同九月
志源火柴同	製造火柴	二萬元	奉天營口縣東雙橋子	同七月	同同
杭諸汽輪同	輪船運送	三萬元	浙江諸暨縣城	同五月	同同

利農養蜂同	養蜂	二千四百元	浙江嘉善縣楓涇鎮	同三年三月	同	同
美業煙捲同	製造煙捲	六千元	山東歷城縣舊軍門	同二年一月	同	同
和順當同	典當衣物	二十萬元	直隸天津北門內大儀門口	同四年三月	同	十月
華泰洋燭同	製造洋燭	五千元	江蘇上海美海北蘇州路	同三年六月	同	十一月
三友實業社同	機製洋燭芯	八千四百元	江蘇上海北四川路橫濱橋土慶洛	同四年九月	同	同
中國明明眼鏡同	製售眼鏡	二萬二千元	江蘇上海英租界大馬路	同三年三月	同	十二月
安利運送同	帆船運送	一千元	江蘇南通縣南門外臨河	同四年九月	同	同
源達墨水墨粉同	製造墨水粉	二千元	直隸天津縣河東小石道北	同四年十一月	同	同
中興源記水力磨麪同	磨製麪粉	五千元	京兆海甸雙橋河畔	同四年十月	同	同
洽源銀號無限同	存放滙兌	十萬元	直隸天津縣北門外竹竿巷	前清光緒三十三年七月	民國四年十二月	
南洋兄弟煙草同	製造紙煙	一百萬元	香港	同三十三年	同	同

(乙)兩合公司

公司名稱	營業	資本	本店所在地	設立年月	註冊年月
大森木廠兩合公司	運販木材	三萬兩	四川敘邊縣	民國四年四月	民國四年七月
億中同	介紹進出口貨買及貸借	三萬兩	直隸天津日本租界	同七月	同九月
裕欽鉛鑛同	開採鉛砂鑛	三萬兩	廣東防城縣八角灣	同三年一月	同十月

(丙)股分有限公司

公司名稱	營業	資本	本店所在地	設立年月	註冊年月
聚豐輪船股分有限公司	輪船運送	二萬四千兩	江蘇上海	民國元年九月	民國三年九月
信義麪粉同	機製麪粉	十六萬兩	湖北沙市板門子街	同四月	同同
福寧茶葉輪船同	輪船運送	三萬元	福州南臺	同三年四月	同同
有通機器麪粉同	機製麪粉	五萬元	山西大同縣北門外	同同	同同
得大木廠同	買賣木材	六萬元	四川省城東門外	同二年一月	同十月
積成紡紗同	紡紗	二百五十萬元	湖北沙市	同三年五月	同同
施鶴森林同	樹藝	七千兩	湖北恩施縣東五峰山	前清宣統二年正月	同同
興華呢服同	運售呢料並製西裝	四萬元	北京西交民巷	民國元年十月	同同
武進振生電燈同	電燈	十萬元	江蘇常州南門外	同二年六月	同同
肇興輪船同	輪船運送	十五萬元	營口西北街	宣統三年七月	同同
均益車業同	製造分車	銅元五萬串	湖北宜昌天官牌坊	同五月	同十一月
森茂木料同	運販木料	九千兩	甘肅皐蘭縣	同四年五月	同同
德成皂廠同	製造肥皂	五萬兩	上海新閘	同三年十月	同同
木中製廠同	機織	四千元	江蘇上海浦東洋涇西鎮	同四年十月	同十一月
福閩昌林牧同	森林畜牧	四千元	福建安溪縣感化里湖頭鄉大嶺山	同十一月	同同
第一籐輿同	出貨籐輿	一千二百元	四川省城總地街	同三年八月	同十二月

體權製革同	製造革具	二萬元	四川省城署禮街	民國元年八月	同	同
永新火力機器織造同	織造布疋	七萬元	廣東南海九江鎮	同　十月	同	同
越東輪船同	輪船運送	五萬五千元	浙江臺州海門	光緒三十二年十一月	同　十二月	同
丹鳳火柴同	製造火柴	二十萬元	北京崇文門外後池	同　三十一年	同　四年六月	同
湘江輪船同	輪船運送	一萬五千兩	湖南湘陰縣西門外	民國三年十一月	同	同
光明火柴同	製造火柴	二萬兩	甘肅蘭州皐蘭縣河北	同　五月	同　七月	同
濟南電話同	電話電鈴	十萬元	山東濟南城裏	同　四年三月	同	同
厚生織布同	織造布疋	五千元	浙江縉雲縣東城內	同	同	同
湖南電燈同	電燈	五十萬元	湖南長沙城內皇倉玾	宣統三年四月	同	同
大振鎔罐同	製造鎔罐	五萬元	直隸天津河北窰窪	民國四年五月	同	同
榮實製革同	製售皮革	一萬二千元	四川省城東門外	同　四年六月	同	同
天平渠溉田同	開渠灌田	錢二萬五千文	河南安陽縣城內東門大街	前清宣統三年七月	民國四年七月	
鼎新紡織同	紡織	二十萬元	浙江杭洲拱宸橋	民國三年七月	同	同
川藏茶葉同	製售川茶	十七萬元	四川雅安縣小北街	同　二年六月	同	同
同記輪船同	輪船運送	六萬元	江蘇上海美租界老靶子洛	光緒廿二年正月	同	同
楚興同	織布、紡紗、練絲、製麻	七十八萬兩	湖北武昌文昌門外	民國二年二月	同　八月	
利涉昇記商輪同	輪船運送	二萬元	浙江郫縣江北岸	光緒三十一年	同	同
德隆麪粉同	機製麪粉	四萬五千元	北京西便門外	民國二年二月	同	同
上海內地電燈同	電燈	十萬元	江蘇上海南市小武當	光緒廿三年九月	同	同

泰豐罐頭食品	製售罐頭食品	十三萬二千三百元	江蘇上海英租畑大馬路	同清二年閏四月	同	同
生明電燈	電燈	十萬元	山東煙臺大街	民國三年一月	同	同
同	同	同	同	同	同	同
寧波電話	電話	四萬元	浙江寧波鄞縣建船廠	同二年三月	同	十二月
同	同	同	同	同	同	同
瀛海輪船	輪船運送	六萬元	上海南市十六舖	宣統三年四月	同	同
同	同	同	同	同	同	同
振明電燈	電燈	十萬元	江蘇江都鈔關門外	民國二年五月	同	四年同
同	同	同	同	同	同	同
金星保險	人壽水火保險	一百萬元	江蘇上海香港路	同三年四月	同	同
同	同	同	同	同	同	同
揚輝機器製粉	製售掛麪切麪	八千元	北京崇文門外東珠市口東河泊廠	同十二月	同	二月
同	同	同	同	同	同	同
振興機器製粉	機製麪粉	五萬元	江蘇南滙縣周浦鎮	同九月	同	三月
同	同	同	同	同	同	同
大東製帽	製造草帽	三萬元	山東歷城西門大街	同十月	同	三月
同	同	同	同	同	同	同
泰隆機器製粉	機製麪粉	二十萬元	江蘇無錫縣東門外菩提濱	同十二月	同	四月
同	同	同	同	同	同	同
華安水火保險	水火保險	一百萬兩	江蘇上海黃浦灘六號	光緒廿三年三月	同	同
同	同	同	同	同	同	同
上海華商電車	電車	四十萬元	江蘇上海南市滬杭車站路	民國元年七月	同	同
同	同	同	同	同	同	同
明志林牧	深林畜牧	一萬元	江蘇句客縣東鄉高驤山	同三年五月	同	同
同	同	同	同	同	同	同
宜章帆布	絨造帆布	十萬元	直隸天津西關外小西關	同四年三月	同	同
同	同	同	同	同	同	同
華盛合記雜貨	運售糖品紙張雜貨	一萬元	北京東四牌樓隆福寺街	同	同	五月
同	同	同	同	同	同	同
廣東滑水山林業森發	開採森林	一百萬元	廣東省城	同三年六月	同	同
同	同	同	同	同	同	同
瑞順銅鑛	開採銅鑛	十萬元	北京神武門迤西大石作	民國三年十一月	民國四年五月	
同	同	同	黑龍江瑷琿縣天市街北首廟龍王廟碼頭	同	十月	同
永濟火磨	機製麪粉	十二萬元	浙江袁花鎮北市	同	四月	同
同	同	同	同	同	同	六月
宏濟輔車輪舶	輪船運送	五千元	浙江袁花鎮北市	同	四月	同
同	同	同	同	同	同	六月

利運商輪	同	二萬元	浙江鄞縣江北桃花濱	前清宣統二年四月	同	同
貫魯河水利	同	開渠灌田	七萬元	河南鄭縣西北南陽莊	民國三年五月	同	八月
騰雲籐轎	同	籐轎	二千元	江蘇武進臨川里廟社	同四年六月	同	同
時宜火柴	同	製造火柴	三萬元	吉林省城德勝街	同三年十一月	同	同
韶光電燈	同	電燈	十萬元	廣東韶城老東門口	同八月	同	同
益學書社	同	販賣圖書機器	二千元	四川梁山城內	同二年二月	同	九月
麓山玻璃	同	製造玻璃器具	二十萬元	湖南長沙南門外張公橋六舖街	同一月	同	同
濱江農產交易信托	同	信托	五十萬元	吉林濱江縣傳家甸	同四年一月	同	同
江門製紙	同	製造華洋紙類	十二萬六千六百元	廣東新會縣江門文昌紗	宣統三年四月	同	同
武昌電燈	同	電燈	三十五萬元	湖北省城前實習工藝廠舊址	民國四年一月	同	四年九月
通惠實業	同	經營各種實業及信托業務並承募債票	五百萬元	北京	同九月	同	同
湖豐農商	同	墾荒	五萬元	安徽郎溪縣城	光緒二十九年	同	同
革豐織布	同	織造布疋	五千四百二十元	江蘇上海大南門外	宣統元年三月	同	同
光華火柴	同	製造火柴	十萬元	浙江杭縣千海月橋裡街大資廟廟前	民國四年八月改組	同	十月
武林鐵工廠	同	鐵工	二萬元	浙江杭縣太平門下刀茅巷	同三年三月	同	同
和豐合記火柴	同	製造火柴	十萬元	湖南省城北門外	光緒二十二年	同	同
集昌火柴	同	同	十萬元	山西新絳縣北門外	民國四年八月	同	同

因利墾植同	墾植	二千元	貴州鎮遠縣衛城老西門外西門壩	同	元年十二月	同
湖南第一機器麪粉同	機製麪粉	十萬兩	湖南長沙北門外新河邊	同	四年七月	同
大純機器紅磚同	製售磚瓦	三萬元	湖南長沙	同	四年五月	同
五洲藥房同	運售藥材醫用器具	規銀十萬兩	江蘇上海縣英租界四馬路	光緒卅三年五月	同	十一月
惠利農業股分有限公司	農藝造林畜牧	三萬元	福建建甌縣	民國三年十月	民國四年十一月	
吉興木植貨牙同	木植貨牙	吉錢四十萬吊	吉林省城西關	同	九月	同
大同牲畜貨牙同	牲畜貨牙	三萬元	吉林省城北大街	同	十月	同
富國糧食貨牙同	糧食貨牙	吉錢四十四萬吊	吉林省城西大街路南	同	同	同
固本田房貨牙同	田房貨牙	吉錢四十萬吊	吉林省城西大街	同	四年六月	同
大豐南醬同	釀造醬油	二萬元	北京宣武門外教場小六條胡同	同	十一月	同
鎮江貽成機製麪粉同	機製麪粉	二十萬兩	江蘇鎮江金山河東首新河西橫街	同	五月	同
與吉菸蘇貨牙同	菸蘇貨牙	四萬元	吉林省城北大街	同	三年十一月	同
永暢漁業同	漁業	八百元	浙江上虞縣	同	三年	同
賈汪煤鐵同	門採煙煤製煉焦炭	二百萬元	直隸天津	光緒三十四年	同	十二月
華倫織造同	織製衛生衣裳線襪	八千四百元	湖南長沙南門外碧湘街	民國三年九月	同	同
煙臺中西大藥房同	運售中西藥材丸散	四萬元	山東煙臺大街橋西	同	四年十二月	同
保新機器麪粉同	機製麪粉	十六萬元	江蘇無錫北門外丁港里	同	四年	同

久大精鹽同	製售精鹽	五萬元	直隸寧河縣塘沽	同	三年九月	同
南薰竹業同	竹製物品	二千元	湖南長沙西長街	同	四年二月	同
華茂豬毛同	販賣豬毛	五萬元	奉天省城	同	三年六月	同
祫華煙捲同	製售煙捲	五萬元	山東濟寧南關扁担街	同	二年五月	同
東三省與利同	森林鑛產墾殖畜牧銀行	五百萬元	奉天省城	同	四年七月	同

支那國民性と支那の革新（下）

此の人民の思想上の革命が行はるゝに非んば、其の執る處の國體が民主制なると帝制なるとを問はず、日本の帝制英國の民主制、米國の共和制と同日に論ずる事は難かる可し。道德思想の根底を異にせる道德の間に於て、その何れが正にして、其の何れが否なるを論ずるも、到底正確なる結論に到達する能はざるが如く、其の社會組織の根底を異にし、一は家長政治時代の舊慣を墨守し、一は四海は同胞なる事を主張し、或る場合に於ては愛國心を以つて、一國民の我儘に過ぎざるものなりと看做せる、二社會間に於て各兩者の採用す可き國體に付き、比較論を試むるも亦正鵠を得る事難かる可し。

玆に歐洲文明の概略を說述するは冗漫に失し、幾分西歐諸國の事情に通じ、西歐諸國に於ては公共心は次第に發達して、國家の利益或は更に進んで、人類の利益の爲めには、何物をも犧牲に供するを拒まざるに至りたる事を知れる、支那識者の嘲笑を買ふの虞あり。然も吾人の有する國體の美點、之に對する他國人の賞讃、國際間の交誼は一に基く所西歐諸國に於ける公共心の發達に在り、既に笞杖の法則の行はれざる西歐諸國に於て、國家を維持し得る政治的要素の一は實に此の公共心なり、近世法典の下に於ては其の血族に對し、笞杖を加ふるは一の犯罪なると共に、赤の他人に對しても公道に於て、之を毆打するは亦一の犯罪たる也然れども家長政治主義の法典の下に在りては、血族に笞杖を加ふるは一の犯罪なれども、公道に於て赤の他人を毆打するは單に一の冒險たるに止る、否寧ろ赤の他人が自己の家族の繁榮に資するに足る、貴重なる物を所持せる場合に多少の危險を冒して之に對し、棍棒を振ふは、道德又は義務とも云ふ可き狀態なりき、何人と雖も敢て支那の現行法

ち歸り、驚畏の目を見張れる人民に對し、撰擇の自由を與へずに、強て大規模に之を採用せしめんとする非常なる熱心を示し居れり、彼等は新しき衣裳を支那に似合ふ樣に、仕立直さんとする事なく、紐育、巴里、倫敦より新に輸入したる衣裳の中に、支那を包まんと努力せり、而て一般人民は平和維持の爲めに、不得止その衣裳を着用するものにして、機會だに有らばその衣裳を引き裂かんと企て居るなり、玆に西歐の衣裳と云ふは、種々の行政法規、刑法典裁判制度、通貨並に租稅制度を稱するなり、之等の衣裳は大抵日本製又は米國製と云ふ附札を有し居るものなり、支那の保守主義者がその忍耐力と耐久力との度合に應じ、或は暗々裏に或は公々然と之等の衣裳を裂斷せんとする努力は、永久に息むことなかる可し、此の如き狀態にて支那は世界の外交問題が極東を中心とするに至り、その國民生活は次第に危くなり、その將來の獨立は次第に危殆に瀕せる秋に際し、貴重の時日を空費し、愚にも附かぬ問題を捉へて呶々し居れり。

舊官吏は治療を欲すれども、その疾患の何れにありやを知らず、新官吏は病に罹りて、其の病に罹れるを知らず、或は之を知るも患所に對し何等の効力なき、山師的の萬能藥を輸入しつゝあり、而て大多數の民衆は、盲目的に新しき道德の根基を求めて、祖先傳來の原始的道德を投捨て、其支配者の利己主義が明白となるに從ひて、一層潘閥的にして且利己的となり居る也 "Ten-thousands-year-grand father"は紫雲に鑛されて高く位し、地方的利害關係地方的反目を超越し居りたり、然るに泰西文明の輸入と共に此の紫雲を拂ひ去りたる一陣の風入り來り、家長は既にその存在を失ひ實在の冷酷なる光は北京の空に輝きたり、一萬年の祖嶽は既に紫雲に鑛されたる、高峯に位するに非ずして、塵埃にまみれたる平原に橫はり居れり、家長はその存在を失ひたり、廟堂に立つ者は二十二州に於ける、他の四億の兩立せざる種族と相去る事遠からざる利己主義の濃族なり。

官吏階級は支配者としても指導者としても失敗しつゝあり、彼等は一般の族人と同じく利己主義にして、潘閥的精神家族中心主義に捉へられ居るを以つて、他の尊敬を得る事能はず、又彼等は自己を始め嚴重に城壁を設けられたる家門の內の儿親等の者の爲めに、利を計る事にのみ急にして、支那に於て共和制を實現するために緊要なる公共心を一般民衆の間に宣傳する事を得ず、支那の一有名なる碩儒は、近時一般民衆をして速に支那國民の希望と威嚇とを自覺せしめよと叫びたり、一般民衆の間には今日尙原始的の家長政治主義の傳說と共に、原始的なる道德が行はれ居るなり、支那人が孔子の徒の理想主義を全然拋棄するに至る前に、之に對し新理想主義、民主主義の精髓を敎ふる事を得ば、樸訥なる、支那人の特種なる元氣、正直、勇氣に充ちたる新官吏の階級を此等の人民中より採用する事を得可し、他面に於ては現在の支那官吏階級が民衆を驅つて、古來の道德を捨てしめ、官權を侮倫せしめ、新しき道德の根基を採用する前に、數千年の間人民が據て以て規矩とし居りし、道德

の根基を捨てしむるに至らば、支那は無政府の狀態に陷り分裂は免れざる可く支那文明の花は全く地に委せらるゝに至る可く、從つて中華は遂に法なく美なき野蕃人の國となり、國民の廉潔の誇りはその存在を失ふに至る可し。

此の惑るものは嘗て日本に於ても行はれたる處なり、然れども日本人は賢明にして先見の明ある國民なりしを以つて、之を豫見し、かゝる國民の危機に處するの道を講じたり、天照大神の子孫たる天皇に奉ずるの心は、古今數千年を通じ日本國民全般の腦裏を支配せしものなれども、泰西の進歩せる思想との戰に於ては、必然消滅すべき運命を有し居たり、此の時に當り日本思想界の先覺者は、此の忠君愛國の思想に代る可き公共心の建設に努力したり、かくて努力の効空しからず、國家に對する献身、勤勞、犧牲、責任の新精神は勃として興り、舊時代の思想、哲學、慣習と融合して、新時代の道德思想となり、九重の奥深く鎖したる、紫雲の最後の斷片が東京より吹き拂はるゝに際し、よく日本人の結合を保持するを得たり、支配階級の苦辛に拘らず、惡風も亦日本に輸入せられたり、多數の泰西文明の皮相的のもの、外飾的のものが一括して輸入せられ、日本人の頭腦に潛入するに至りしは、支那に於ける狀態と大差なかりしも、國家主義の泰西思想、歐洲民主主義の發達を可能ならしめし、公共心及び泰西國民生活の精華が、有能なる支配階級により人民に教へ込まれたり、而て國民の安全は確實に人民の精神を基礎とする事となりたり。

此の刮目す可き前例あるに拘はらず、支那は全く盲目なり、其の官吏階級、其の衰微せる學者、其の愚昧なる立法者其の思慮なき改革論者は皆盲目にして劣等の者なり、鑛山工場、飛行機、機關銃、森林、財政家等の必要よりも、一層支那國家にとり必要なるは、舊法律制度の極端なる變革を妨止するに足る新精神なり、此の新精神の上流に始り愚鈍なる民衆を通じて、支那生活の最下層の階級に至るまで濾過する所の教育、換言すれば急速にして徹底的に、凡てに普及する公共心の注入に依りてのみ生ずるを得べし、而して此の新精神の主張者は必然庶民に對し、尊敬と注意とを要求し得べき、地位にある人々なるを要す、彼等は陳腐の言を愼み眞の愛國心を鼓吹し、其の一族一門同黨派の人々の爲めに働くの念を少くし、國民全般の爲めに働くの念を多くし、自ら公共心、犧牲心、現存の權力を尊重する心の模範を示し、且自己の四親等の尊族及び四親等の卑族に對する責任の感を少くし、それ等の者より財產及勢力を委任せられ居る一般人民に對する責任の感を深くせざるべからず。（フアー、イースタン、レヴユー）

支那改革論（下）

ジョン、ボプキンス大學總長
前支那政府顧問　グッドナウ

最後に歐洲人の實物論が所謂科學的生活法の採用によりて其特性を發揮したる歐洲の國情と支那の國情を區別せざるべからず、此科學的方法とは記錄されたる過去の觀察によりて一般的原理を案出し此案出したる原理を抽象的推論に依るよりも寧ろ實驗によりて他の種類の現象に應用するの謂にして、惟ふに歐洲人は常に之に依りて其行動の特色を表現せしことなるへし、而して其方法が著大の發達を爲すに至りしは近年の事に屬すと雖も、歐洲人が之によりて人類の進歩に對し至大の貢獻を爲したることは茲に之を斷言するに憚らざる所にして、此科學的方法の採用は歐洲人が世界に於て偉大の効力を示し大權を制する原因となり、又人生必要の物資を處理するに於て他に優越する主因となりたりしが、歐洲人が彼の概ね沈思默考及び演繹的推論により眞理を探究するを以て足れりとする他の國民に超越する理由又實に此處に存せずんばあらず。

支那が歐洲の文物を採用し歐洲の制度を施きて充分の進歩發達を爲さんことを期するに於ては、須く上來叙説せし彼我相違の點を酌量せざるべからず、詳言すれば現今支那は工業よりも寧ろ農業を以て立國の本と爲し、比較上社會的協力を爲すの能力に乏しく、官憲の發布せし法律よりも寧ろ倫理道德によりて支配せられ、規律を遵奉するの感念に乏しく個人の權利を尊重せず、且つ未だ科學の理論を大に處世上に應用するに至らざるを以て此等の諸點を宜しく念頭に置かざるべからざるなり。

支那は其農業國たると人口の夥多なる爲め其工業及び鑛物の富源を今日よりも更に大に開發し得るに至るまで其多大の資力を自由に處理すること能はざるものなり。

支那は原來協同の力に乏しきが故に其國情が大に面目を改むるの時まで、歐洲諸國に於て功を奏したる彼の代議政體を採用すること能はず、又其現時の工業組織を比較的徐徐の方法によりて變更せざるべからざるなり。

支那は古來より專ら倫理道德の訓誨によりて支配せられ政權に就ては頗る漠然たる概念を有するに過ぎざるを以て其道德制度の制裁は政權の思想發達するに從つて漸次に之を弛緩することゝ爲さゝるべからず。

又同國は規律を缺き及び個人の權利を尊重せざるを以て今後大に進歩發達して政治上の權力に服從し社會的協同の力を增大し個人の權利を大に尊重するに至るまで幾多の專

制政治的特色を帶ぶる政體を持續せざるべからず、蓋し鞏固の政府を設くるにあらざれば政治上の分裂起り、幾多の小暴君輩出して個人の私權に對する概念の發達を殆ど不可能ならしむるに至るべければなり。

支那現在の狀態が今後幾許ならずして歐洲の制度を其儘同國に移植し得る如くに變更せんことは是れ到底期すべからず、否場合によりては支那か今後依然として同國に現存する狀態の幾分を殆ど其儘持續せんも知るべからず、今假に此等現在の狀態が悉く變更せらるゝとするも、其狀態の多くは多年の間同國に存在せしものなるを以て、支那の進歩發達は歐洲のそれと大に趣きを異にする所あるべし、而して此狀態が漸次歐洲の狀態に近接せざる以上は今後同國に發現する制度が歐洲人の熟知する如き制度に同じからんことを期するは無益の業なりと云ふへし、支那に於ける問題は支那其物の問題なるを以て、之が解決に就ては漫然歐洲人の所爲に模倣せんとする如き妄擧を戒め、能く支那の傳說歷史に照らし、其生活の特性に遵據する如き方法により愼重に且つ徐々に事を爲さゞるべからざるなり。

斯の如く支那一般の狀態が急速度を以て變改されんことは是れ到底期すべからざる所なりと雖も、而かも同國か科學的方法を生活上に應用するの急務たることを確信するも尙ほ直に此目的を達する手段を採るに至らざるべしと想像する理由なかるべし、此目的たるや支那の敎育制度を改正し及び支那の子弟を海外に派遣して外國の制度を研究せしむるによりて達することを得べしと雖も、之に就て茲に吾人の宜しく記臆し置くべきものあり、即ち事物に感動し易き血氣の青年中より數人を選拔して海外に派遣するよりも多數の青年を其今後棲息すべき四圍の境遇の中に置き、其服從すべき狀態の下に於て敎育するの支那に取りて得策なるべき一事にして、支那新生活の指導者たらんことを期する有爲の青年を海外に派遣して新文明と接觸し、其偉大なる勢力と効能に魅せられて之が長所短所を識別するの暇なく、漫然之を崇拜するの餘支那特有の長所美點を閑却して所謂國民性を失ふの危險に陷らしむることは決して賢明の措置と云ふべからず、凡そ長く外國に在りて敎育を受けたる者は其留學を終へて本國に歸來するや其當時の狀況が豫て己れの熟知し居る狀況と異なり居る爲め、不利益の地位に立つて事を爲すに至るを常とす、此不利益は外國より歸朝せる支那學生の發展上非常の障礙となるべきものにして其理由たるや蓋し此學生の將に遭遇せんとする狀態が其耳目に慣れたる舊時の狀態と全く相違し居るが爲めなり。

果して然らば現今支那の採るべき政策は正に左の諸點に歸着すべし。

第一、外國の侵略を防禦すると共に國民中に政權尊重の氣風を養成せんが爲め支那の政治組織を鞏固にする事。

此目的を達せんが爲めには邦家の分裂を來さんとする總ての傾向を阻止すべき鞏固の中央政府を建設し、及び僅乎たる政策を施行すべき鞏固の行政府を設くる必要あるべし政治學上大統領政治と稱する所のものは今日まで世に發現せる各種の內閣政治よりも支那の要求に適應すべきものに

して、支那の政體は英佛兩國よりも獨逸又は米國の制度を模範と爲さゞるべからず。

第二、國內に於ける天然の富源を開發して以て國民の生活を單に農業的と爲さずして工業を兼營せしむる事。

此目的を達せんが爲めには今後暫くの間專ら外國の資本に賴り、且つ外國の管理を仰き之が爲め現今外國人の出入するを許さゞる內地にまで治外法權の範圍を擴張するに至ることあるも之を耐忍せざるべからず、支那の資本蓄積せられ及び其司法制度の改善せらるゝに於ては外國人の助力に依賴するの程度を減し及び國內に在る總ての人民を支那の法律に服從せしむることを得べしと雖も、此時期の到來するまでは治外法權を伴ふ外國の監督を仰がずして國力の大發展を期すること能はざるべし。

第三、出來得る限り各種の手段方法を講じて以て國內の政治及び工業組織上に社會的協力の大精神を注入する事。

此目的を達せんが爲めには中央政府に立法府を、州及び其他の地方政廳に商人、學者及び富豪の如き最も重要なる階級を代表すべき州會及び地方會を建設せざるべからず、此等の團體に差向き安じて如何なる權限を附與すべき乎は今遽に明言し難しと雖も、當分の間監督權を揮ふよりも忠言を呈するの職務に重きを置くこそ策の得たるものなるべし、何となれば支那は多年君主獨裁の下に統治せられ民主政治に慣れざるを以て、同國が一躍して歐米諸國の特色とする代議及び民主政治の階梯に昇らんことを期するは無益の業なればなり、然れども彼の共同的利益の何物たるを解し且つ智的抱負を有する國民の階級に其今日まで享有し來れるよりも一層廣く且つ有効的に國政に參與するの機會を提供する眞面目の擧に出づることは是れ支那の爲すべき劃下の要務にして、之を爲さゞるに於ては今後尙は依然として專制政治の弊害に苦むべく、又同國が彼の家族の世襲相續問題の決定より生じ來るべき安固を缺く間は恐く嘗て案出されたる政體中の最惡なる武斷的專制政治の下に呻吟すべきなり。

國民が政治に參與するに因りて公務を處理することに慣熟するに至らば、各代議團體の職務は其忠告的性質を失ふと共に益々監督的性質を帶ふる事となるべし、而して縱し當分の間は此等代議團體の議員を選擧するよりも寧ろ任命し又は選擧するとするも少數の選擧人より選出せしむるを可なりと信ずるが如きことあるべしと雖も、時日の經過するに從ひ任命に依ること漸次減少すると共に選擧人の數益々多きを加ふるに至るべきなり。

如何にして工業協力の大精神を養成すべき乎の問題を解決するは極めて困難の事に屬せり、歐洲諸國に於ては此問題を會社又は組合を設くる方法によりて解決したりしが、工業及び商業上に於ける歐洲團結思想の成功は專ら三個の要素の上に繫れり、先づ第一に歐洲には獨立せる嚴正公明の司法制度存し、會社の株主は其法律上の權利を侵害せらるゝ場合に該制度の保護を受くることを得たり、第二に斯の如き嚴正なる裁判所の存在するが爲め、受託の義務を盡さんとするの精神國民間に橫溢し、而して此一事は會社の

役員が其地位を惡用して眷族の利益を圖り又は私慾を充すことを防止せり、之に加ふるに歐洲國民の道德的意識中に會社の役員の負へる第一の義務は即ち其會社及び株主に對して負へる義務なりとの信念漸次發達するに至れり、此信念を更に發達せしむる餘地の尙ほ充分に存することは勿論なりと雖も而かも其發達は既業に團結的組織によりて商工業を首尾好く經營し得るの程度にまで達したり、第三に歐洲諸國の政府は概ね公益上斯の如き行動を必要とする場合を除き、自から務めて成績の良好なる會社を强奪し、又は其營業に干涉することを制止せり、余輩をして忌憚なく言はしむれば、此等の狀態が支那に出現するの時期に到らざれば支那の經營に係る其團結的事業は決して有望なりと云ふを得ざるを以て、此狀態に近接するの時期に達するまでは支那は前陳の如く專ら外國の經營に待ち、外國の監督を仰がざるべからざるが如し、然れども若し支那が此等の狀態を實現すべき眞面目にして且つ斷乎たる計圖を策するに於ては大商工業の合同的經營成功の基なる彼の社會的協力の精神を早晩養成し得ざる理なかるべきなり。

第四、個人の享有する生活、自由及び財產に對し現今に於けるよりも一層周到の保護を加へんが爲め、今後時日を經過するに從つて益々個人の權利に重きを置く事。

此目的を達せんが爲めには法律の規定を以て個人の定めたる法則に代へざるべからず、法律には豫め個人の權利及び義務の何物たる乎を現今に於けるよりも一層概括的に且つ明白に限定し置き、而して適法なる個人の權利が他より侵害せらるゝ場合に安必して其保護を託することを得べき裁判所を設置すること頗る緊要の件にして、歐洲の經驗によりて判斷を下せば斯の如き裁判所は裁判官が行政府の專橫なる監督及び干涉を受けずして獨立獨行する狀態の生ずるに及んで初めて設置し得べきものなりとす、濱職及び不適任の裁判官を處罰し、又は罷免する方法を規定するの必要なるは疑を容れずと雖も、如何なる方法を規定するに就ても務めて總ての裁判官をして行政府の專橫なる行動に左右せられずして、公然其司直の大任を盡さしむることに意を用ひざるべからざるなり。

最後に法律上の規定を採用して個人の權利を保護せんとするには、平時に於て國民に言論の大自由を與へ煽動的言語論調を用ひざる限り、個人及び公刊の新聞紙をして忌憚なく政府の所爲を批評せしめざるべからず、新聞紙が相當の自由を有する場合に於て初めて個人の權利を保護し及び民主政治の進步を期することを得べきなり。

第五、其教育制度を改正して以て後世をして科學的方法を生活上に應用せしむる事。

此目的を達せんが爲めには、將來既往に於けるよりも科學及び諸專門の研究に一層重きを置かざるべからず、既往に於ける支那の學問は其性質に於て殆ど文學專門のものにして、文學の研究は想像力及び美術的趣味の發達を奬勵するも、事物を正確綿密に思考するの習慣を助長するものにあらず、一言以て之を蔽へば支那の學問は實際的生活の事實に多く關係せず、即ち實物主義よりも寧ろ理想主義を主

とするものなり、凡そ他の問題を除外して文學の研究にのみ耽るときは記憶のみに力を入れて推理の能力を閑却し、切言すれば當面の問題を解決し又は將來の進歩を豫想するよりも寧ろ過去の事蹟を推究せんとするに至るものなり。

將來支那の採るべき政策の大部分を占むるものは政治の改革なるべし、政治機關の改善は支那の改造を大に容易ならしむべきものなり、然れども政治の改革によりて支那の爲さゞるべからざる總ての事を成就せんことを期するは當を得たりと云ふを得ず、尚ほ之に就き吾人の宜しく記憶し置くべきは、今後必ず企圖せらるべき政治の改革に於て當分の間自由よりも權力に個人の權力よりも政權の尊重に、民意の代表よりも政府の實力に重きを置かざるべからざることにして、權力强固となり政權尊重の念增長し、政府の實力確固たるに至れば忽ち自由發生し個人の權利確立し民意代表の發現を見るべし、而かも此事たるや一朝一夕の能くすべき所にあらず、永遠に亘るべき政變は徐々に其歩を進めざるべからざるを以て、其間支那國民は堅忍自重し、彼の避くべからざる東洋と西歐との接觸によりて其眼前に出現し來れる諸問題を序を逐ふて一つ宛解決し行くを以て足れりとすべし、支那國民が上述の大事業を企つるに當り歐洲制度の採用によりて生ずる其社會狀態の變更によりて大に助力を受くべきことは是れ毫も疑を容れざる所にして試に二三の例を擧れば鐵道と汽船は國の結束を固ふして分裂の危險を減ずべく、殆ど純然たる農業經濟より漸次其性質上農業よりも多く工業に屬する經濟方面に推移する一事は歐洲の意味に於ける代議政治を行ふに必要缺くべからざる社會的協同の能力を發達せしむると同時に國力の增加を來し國力の增加は政府を强固ならしむると共に政治上の權力に對する概念の發達を助け、强固なる政權の行使は現今の狀態の下に於て期待するよりも迅速の進歩を齎すべく、又敎育制度の改良は來るべき新時代に於て國民をして生活上の事實に對し從來よりも一層實際的態度を採らしむることゝなり、而して此一事が國民の心理狀態に至大の勢力を有するに至るは是れ殆ど必然の事なりと云ふべし。

然れども以上に敍述せる如き變更は之を遂行する爲めに相當の時日を要するものにして、而して此變更を成就せざる間は換言すれば社會及び經濟の狀態が現時に於けるものと全く趣きを異にして歐洲の狀態に類似するに至るまでは支那に於て歐洲の狀態に基く政治組織を採用して美果を收めんことを期するは百年河淸を待つと一般無益の業に屬すべきなり。（完）

米國の對支貿易改善策

アレキサンダー、ハミルトン研究所
前北京商科學堂校長　レー、オビツド、ホール

一、合衆國の對支貿易は微々として振はず

合衆國の對支貿易に就き、最も注目すべきは、吹聽の聲極めて高く、其實績之に伴はざるの一事なりとす。蓋我國對支貿易に關する統計は、一も吾人の興趣を惹くに値するもの之れ無く、戰前に於ける總額は、實にモンテネグロ、アルバニヤ、セルビヤ三國に對する貿易額を超ゆるに至らずスカンヂナビヤ半島に對するものよりも遙に小額なりき、加之所謂重商主義派の貿易業者より之を見れば、我國の對支貿易は頗る不況の狀態に在るものなるべし、何者其貿易は常に入超を持續し來れるを以つてなり、即ち、戰前十年間に於ける支那よりの輸入額は、常に一千六百萬乃至二千五百萬弗の間を上下して、著しき增減の傾向なきに對し、其輸出は遙に之より少く、一九一四年には僅に我輸出總額の一・三三パーセントに當り、翌五年にはシーヤスロエバック會社の輸出額にても我國對支輸出額の七倍に及びぬ。此等の數字は即ち合衆國對支貿易の實況を示すものにして、而も支那は世界の輸入國たり合衆國は輸出國たるに拘はらず、我國の輸出は常に其輸入の半に如かざるの事實に想到するときは、其兩者の需給を通ずべき貿易方法の猶未だ幼稚の狀態に在るを知るべき也。

二、支那の對米好感は我國對支貿易發展の關鍵也

更に支那人が合衆國に對し、特別の好感を懷抱するに拘はらず、我國の對支輸出が毫も進展せざる事實に想到するときは、吾人は特に意外の感なくむばあらず。拳匪の亂列强膺懲の師を發するの時に當り、北支那に流行せる俗歌あり、其意に曰く、「米人大に好く、英人稍可なり、凶暴なるは獨逸なり」と、而して此俗歌は今猶北支苦力の口にする所にして、實に支那人の對米好感を具體化せるものなり、即ち知る支那と貿易する他國民は其元帳に支那人個人の人名勘定を有するに對し、アングルサムの支那に於ける得意は、實に此無形の好感なるを。

然り而して此支那人の對米好感を贏ち得たる、米國の行動は極めて多く、一々之を列擧するの煩に堪えずと雖も、就中、列强膺懲の師に參加せし米國軍隊の穩和なる行動、苛酷なる拳匪賠款の大部分を返還し、之を以つて米國留學

の費に充當せしめたる、合衆國當局の寛大なる處置、一九一一年合衆國が列國に先じて與へたる新共和國の承認、一九〇二年通商條約の承認、及び列強の反對あるに拘はらず合衆國が、支那の要求する關稅增率に對し再三同意を與へたるが如きは、其重なるものにして、特にウイルソン大統領が、一九一三年六國借款團に參加せる合衆國資本家に對する政府の援助を拒否せるの事實は、支那の統一と自由の維持を希望する、合衆國の意向を最も明確に表示せるものにして、之が爲に新支那の對米好感を一層深厚ならしめたり。

支那人の對米好感は以上の如く、極めて深厚に、從つて我對支貿易は勢增進すべき筈なるに拘はらず、事實は之に反し、其貿易額は戰前に於て、僅かに支那輸出入總額の十分の一に過ぎざりき、是に於て乎、所謂國家的好感情が果して外國貿易增進の動力たり得るや否やを、疑ふものあるに至るべし。而して之を列强の對支政策の實際に鑑みるに日本の對支貿易は我國のそれに倍加すと雖も、而も支那人の對日感情は、依然其貿易の消長に大影響あるを認めざるを得ざるなり、蓋日本は其年來踏襲せる高壓手段の結果、先年二十一箇條の要求を提出するに當り到る處に日貨排斥運動を激發し、其結果日本は直に多數年來の顧客を失ひ、其反動として支那人の所謂國貨奬勵、產業振興を誘致し、爲に其貿易額は幾百萬の減退を見るに至りぬ、而して日本は幾もなく此損失を覺知せしも、時既に遲く、其內閣の更迭對支政策の變更を以て天日を旣墜に復すこと能はざりき。

最近佛國も亦支那人の好感が、其對支經營上極めて重要なることを覺知するに至りぬ、即昨年の老西界問題に際し佛國は單に境界の爭を理由として、其天津租界に接近する支那の老西界地域を占領し、其地勤務の支那巡警を拘禁せしが爲に、支那人の敵愾心を激發し、佛國銀行の取付、佛國商會使用人の同盟罷業を誘致し、延て佛貨排斥運動を激成し、其結果佛國商人は巨額の損失を蒙るに至れり。

三、對支貿易增進策は販賣人の派遣に在り

支那人の對米好感が以上の如く深厚なるものあるに拘はらず、我對支貿易の進展せざるは、惟ふに其對支貿易方法の不備に基くことは、今や疑を容れざる所なりとす、而して我國對支輸出の不振は主として、我商人が專ら代理店制度に依賴し來りたるに因る。某石油會社の支配人が曾て我駐支商務官に語れることあり、曰く、「從來會社が代理商の手を經て販賣せし時代に在りては、有力なる購買者が、其注文を本店に致すに際しては、多數下役の手を經るを避け直接に本店と取引するを常とせしが、之が爲には種々の困難を感じたりき」と、而して此會社は其後幾もなく、從來の代理商制廢し、其出張員を全國各地に派遣して、直接販賣の組織を制定せしかば、其販路忽にして擴張し、五年間に約十倍の販賣高を見るに至りぬ。

此販賣人派遣の利益は極めて顯著なるものにして、今日迄の實績を鑑るに、支那の銀行券印刷に關する獨占的契約は、多年支那に在住し、其經濟事情に通曉せる、販賣人の

獲得せるものにして、現に彼等が引受けつつある巨額の印刷注文は、若此會社（印刷會社）にして販賣人を派遣するなく、一萬二千哩を隔つる本國に在りて、机上の支那市場研究に沒頭したらんには、之を得ること夢想だも及ばざりし所なるべし。

販賣人派遣の利益に關する他の實例を擧げむに、曾て合衆國の一會社は、長沙附近の支那人鑛山より大型汽罐二台の注文を受けたることありしが、此會社は當時販賣人を有せざりしが故に支那の事情を知らず、早速之をフラットカーに搭載して、期日内に長沙に送付せしが、長沙より鑛山に到る道路頗る險惡にして、之を運搬すること能はず、已むなく汽罐を分解し、之を小車にて運搬せしが、之が爲に時日を遷延し、無用の經費嵩み、加ふるに注文者側の不平に苦められたりき。

一九一四年以來米國商人の支那に於ける商業上の成功稍見るべきものあり、就中、下等窓硝子、藍色染料等の販賣に成功せるもの頗る多し、而して此等就れも永く支那に在りて、其事情を研究せる商人の經營せる所にして、本國に在る者は到底此等の商品に想到すること能はざるべし。

國情適應は實に外國貿易增進の秘訣なり、支那婦人は纏足するが故に、其使用に供すべきミシン機には、特別仕掛のペダルを要すべく、而も此の如きは本國に在る商人の想像すること能はざる所なり、而して今後支那の低廉勞働に代用すべき機械の需要極めて大なるべく、且此等は就れも特別の事情に適應して製造するを要するものなるが、是れ太平洋の彼岸より研究すること能はざる點にして、此意味より云ふも、米國製造業者は、其從來の代理制度を棄て、速かに販賣人を派遣すべく、之なくして成功を收めむは不可能事に屬す。

此點に關し、スタンダート石油會社及びシンガーミシン會社が採用する販賣人派遣の制度は、實に支那事情に適應すべき唯一の良法にして、眞に賞讃に値する所なり。即前者に在りては、或は米支親善を徽證する鮮麗なるカレンダーを配布し、或は各地共無雜作に多量の石油を貯藏して一見其安價なるを首肯せしめ、或は店頭に光輝眩き錫製ランプを備へ付け時に無代進呈して顧客を呼び、其廣告文は極めて平易簡明なるが故に、立に顧客を引き付くるに至る、此等は就れも、販賣人を派遣し、親しく支那事情を研究せしめたる結果にして、在米商人の模倣し能はざる所なりとす更に後者に在りても、或は其代金支拂方法を容易ならしめ或は各地に無料ミシン學校を開設して、支那婦人の練習に便ならしむる等、實際に適應する方法を採用せしかば、其販路大に擴張せり。

英米諸國は支那人との關係を密接ならしむるが爲に、支那人に實業教育を授くるの目的を以つて、上海漢口等に學校を開設し來りしが、此實業教育は各國共に之を採用すべく、且單に支那人に對するものに限らず、其自國人に對し支那語支那事情の教育を與ふるは、貿易進展策として極めて効果あるべし、蓋此等の智識は支那に永住する外人に於ても、猶淺薄なるを免れざるを以つてなり。

惟ふに支那人の特性及支那事情に關する正確にして該博なる智識は、實に米支貿易の健全なる發達に必要なる第一要件にして、吾人は既に列强に卓越せる支那人の好感を享有するものなるが故に、今か則ち支那を研究し其國情に適應する方法を按出し以つて、其享有する長所を利用すべきなり。

四川に於ける鑛業の經過

（三、完）

十三

四川の鑛業を發達せしめむとする、支那政府及び東方開拓會社の最初の目的を達せむが爲めには、今日に於ては之を國際的組織とせざれば到底不可なり。

即ち之を國際的組織とするの利益左の如し。

第一斯の如き組織は、各國民の間の無益なる嫉妬心及び競爭をまぬがるゝを得べし、一九一〇年十月八日伯林に於て開かれたる獨逸帝國植民會議に於て、ルードルフ氏は世界の紙上に於ける、又各植民地問題に於ける、英獨兩國の利害關係なる題目の下に意見を發表する所ありしが、其の中に氏は英獨兩國の植民地に關係する利害問題は、政治的關係を超越して、往々同樣なる事多きを以て、兩國は寧ろ共同の動作をとり、今日よりも一層善良なる關係に於て動くを可とする旨を述べ、是れが一例として、支那に關し述べて曰く、支那及びすべての他の目下發達せむとしつゝある處の國民は、もし英獨二大强國が互に競爭する代りに一致共力して之に向ひたらむには、今日よりも猶一層の利益を得、猶一層歡迎するなる可しと。

支那人は一つの勢力を以て、他の勢力を制肘するに、頗る妙を得し國民にして、之れ近來多くの事件に於て、屢々見る處なり。

四川省に於ける鑛業に世界各國が、共同して從事する事は疑ひもなく鐵道株主を利益する甚だ大なるものある可く之れ鑛業の發達は、鐵道運輸を發達せしむるの結果を來たし、之れが爲め鐵道の價値を增し、同時に支那にとりて重要なる收入を增し、支那をして其外債に對する支拂ひを容易ならしむるものなり。

十四

問題の契約は支那政府をして、斯の如き鑛業發達の利益に參加せしめむとする、特別の目的を有するものなり、實に此の契約は、各國民をして一組合者として、參加せしめむとするものなるも、不幸にして支那中央政府當局者は、地方當局が斯の如き利益に參加するを許さゞるを以て、一障害となりつゝあり。

此の契約は支那をして、商業及び工業の世界に引出さむとする一の有力なる機會なり、支那中央部及各地方をして進歩發達せしむる一の動機にして、有識なる政治家は大に歡迎すべき所なり。

之に依りて中央及び地方當局者は、共同一致するを得可く、支那の資本家銀行家及び商人は、喜んで來り加はる可し。

支那の資本は歐米諸國の資本と連絡を取るを得可し、何となれば、斯くの如き組織のもとに於ては、支那の勞働者及び職工階級の仕事は多くなり、彼等は現在の其の憐む可き生活狀態より免がるゝを得、一般の富力を增進するが故に、支那政府は此の方面に於て、其費用の支出を大に減ずるを得ればなり。

斯の如き發達は、必ず歐米各國の貿易に對し、大に刺撃する所ある可し、何となれば、支那は今日よりも、猶一層歐米各國の製造品を、需用するに至るべければなり。

若し斯の如き國際的組織ならば、英國側の利權所有者は其提供せる條件に基き、他の國民をして其利益の分配に於て彼等と同樣に與へらしむべし。

支那に於て今後再び斯の如き重要なる利權の許さる可き事なきは明かなり、其重要なる程度は支那が金貨本位に對する、其希望を表明せる爲め、一層增加せるものにして四川省の金鑛に非らずんば支那を金貨本位たらしむるに不適當なり。

十五

北京に於ける各國の代表者が、斯の如き組織の必要なる事を自覺し、支那政府に對し斯の如き事業の利益を說明し地方當局者をして、其事業の成立に努力せしむるやう、訓令せしむるを得ば、其各自利する處大なるなり。

之れを要するに支那をして發達せしむる唯一の方法は其貿易に關係ある各國民が、一致共力して事をなすにあり。各國民の代表者が、ルドルフ氏の提議の如く、一致共力して行動するにあり。

米國の資本家は、既に之に參加する意志を表明する所あり、獨逸又其利益をみとめしものゝ如し、佛國は雲南省に大に關係するあるを以て、之の計畫に對しても、滿足を以て迎へむとするもゝ如し、何となれば斯の如き計畫は、其鐵道の利益を增加し、四川と同樣に、雲南をも平和的に發達せしむるを得るを以てなり。

日本は今や工業國となり、支那を其最も近く最も自然なる放資場とみなしつゝあり、若し斯の如き組織成立して四川省の鑛業及工業に從事し、支那及會社双方の利益を計るならば、支那人は他の省に於ても、斯の如き計畫を採用するの利益を知り、支那及び列强の得る所甚だ大なるものある可し。（終）

彙錄

末路の淸宮廷

前淸隆裕后は西太后の內姪女なり、西太后西宮の出身なるを以て、必ず家人を以て德宗の后となさんとす、德宗は最も先專ら珍妃を寵し、又頗る意を后に屬せず、願ふに西后の强迫指定を以て遂に之れを勉奉せり。末路の帝王其家庭悲慘の運命乃ち普通尋常人のある所にあらず、德宗既に西后に見ゆるを悅ばず、戊戌變政後より瀛台に囚置せられ、身伴虜と同じ、隆裕既に其悅ぶ所にあらず、一日盛怒し乃ち親ら其髮鬻を以て擲碎せり、鬻は蓋し乾隆の時の遺物なり、隆裕乃ち苦を以て西后に訴へしに、西后亦多語なく、只之れを三思の別室に移居せしめたり、此一事より以後隆裕と光緒と隔居し、其年月考ふべからずと雖も、蓋し帝の身を終うる迄十年の間なりしなるべし。

隆裕入宮の後幾んど離異に同じく、又西后淫威四極の下に値ふ、故に隆裕の軼聞遺事聞くべきなし、惟光緒帝虐せらるゝの慘況、頗る外に聞ゆるものあり。昔汪君穰卿一宮中の電線修理者と相識る、此人禁閉を歷述す、汪君の筆記乃ち一大冊子となる、中二事あり、頗る聽聞を驚かす、一日城內某牙一醫家あり、忽として一人あり、脫囘一枚を以て其れをして鑲配せしむ、醫謂はく脫齒の人を面見するにあらざれば、鑲治法なしと、此人乃ち携へて以て偕往し、宮中一極遠極深の處に至りしに、一人の靑布袍を服するの人あり、座上に獨坐す、面色慘黑痛苦の狀目見るに忍びず、口齒上津々として血液溢露す。醫乃ち之れが爲に鑲配して出づ、初め但以て宮中の太監なりと思惟し、其誰某たるを知らざるなり、翌日此導引の人來訪して謂ふ昨の鑲牙甚だ善く、今既に苦無し、我に命じ君に予ふるに一荷苞及銀四兩を以てせしむと、醫謝して之れを受く、又翌日に至り忽ち一人倉皇として來るあり、謂ふ汝某日曾て宮に入つて鑲牙すと信か、と、導引せるものは我兄なり、今既に此を以て禍を獲撲殺せられ、屍體擲露鏡の棺を買ふべきなし、如何如何と言已に痛哭なり、醫乃ち其齒を痛めるものは光緒皇帝にして、之れ西后の爲に打脫せられたるを知れり、后又此監私かに醫人を引き之れが爲に止痛せるを怒り、故に之れを撲殺せるなり、又一日光緒帝往ひて西后の安を請ふ、后方に湯圓を食す、問ふて曰く汝既に食せるかと、既に食せりと云ふ能はず、則ち謹んで跪對して曰く尙未しと、后則ち賜ふに食若干枚を以てす、而して已に飽せりやと問ふ、既に飽せりと答ふる能はず、亦謹んで答へて曰く尙未しと、乃ち更に食を賜ふ、此如きもの數四腹脹して盡く食する能はず、乃ち盡くそれを私かに袖口中に匿す、歸れば湯圓袖に滿ち、淋漓其身に滿つ、大監に命じて小衫を換へんとすれば、其私服盡く西后の爲に搜去せられ、此時衫の換ふべきなし、因つて其狼藉を忍んで之れを著、後監より外間より小衫を展轉して進むるを俟ちて乃ち衣を換ふるを得たり

と、溥倫曾て一度西后に見ゆ、時亦后の食を進むるに遇ひ、受くる處の窘光緒帝の如くにして、歸れば腹滿ち氣塞り、大病四十餘日にして後愈えたりと、蓋し西后極めて讐餐。君し食を賜ふて食せずんば震怒するなり。黑暗專制の下帝子王孫其荼毒を被る此の如きものあり。

光緒帝既に西后の爲に虐禁せられ臣工と語を交ゆるを得ず、其近支王公亦敢て私謁するものなし、帝乃ち久瘖思語、秘かに一小箱を南書房中に置き、私かに其弟醇王に書を與へ、彼此書面を以て交換し、通信の鎗匙は則ち二人各一を持し、外人之れを開くを得ず、其書面大抵外間瑣屑の事を言ふ、此筆談のみを以てす、此事後西后の知る處となり、怒つて禁止し、此後並に筆談の自由亦剝削せらる。

光緒帝逝ける時人の其病室中を見たるものあり。陳列極めて陋にして、一大床に睡り、北京泥土火爐を安置し、裱糊と壁紙、破裂霉爛、蓋し下等百姓家の居所の如くなりきと。

西后崩ずるの時卽ち指定して隆裕を立てる太后となす、其遺詔中軍國大事あれば、攝政上當に后の意を秉承して、之れを辦理すべしとの語あり、故に中間曾つて垂簾復活の說あり、然かも實は並に此事なし、但し隆裕頗る攝政を以て不當となし、詔して入宮を申斥せしめたりと、故に其語秘して聞くべからず、蓋し隆裕尙野心あるにあらざるなり。

小德張の宮中關係は頗る外間に騰播す、但し閒に據るに小德張は確かに眞正の太監に係り、其法を設けて、宮中の鍵を騙取する事は則ち之れあり、之れより先宮中佛殿數座あり、西后の時より已に嘖嘖す、小德張乃ち隆裕に慫慂して修理せしめ、報銷二百餘萬に至る、其時の內務府大臣奎樂峯自ら處分を請ふて曰く報銷太だ實在ならずと、隆裕經手者の小德張なるを以て默然として問ほざりき、則ち其深く寵眷を得たる事知るべし、又隆裕關に服するの時須らく靑轎を換へ、黃轎に改坐すべし、而して其製轎の費七十餘萬に至り、亦小德張の經手する處たり、其時勢燄薰赫、今日の民國大官中蓋し之れと義を結んで兄弟たりしもの多く、其姓名尙歷々數ふべし、然かも頗る聞く、共和宣布後より小德張頗る謹飾改過の狀あり、世續一同議して宮中の炭費を裁減せんとす、而して內監及內務府人員抗して命に從はず、遂に宮中炭の燒くべきなきに至れり、小德張乃ち曰く不礙、吾々は外邊に至り買ひ來らんのみと。

隆裕病篤き時溥倫薦に曹某をして入診せしむ、其時后蓋服三四重、面冷冰の如し、而かも室內の爐火其熾に、重幕四周す、溥倫醫生と汗流注ぐが如し、溥倫曰く屋內此の如し、卽ち健全の人亦病たるべし、何ぞ況んや病人をやと、乃ち稍窓幕を開放せり、曹醫の處方中一藥あり、御醫の意見と合はず、曹之れを爭ふ事甚だ烈し、其宮中の故事御醫と內醫と均しく結合一致するを要す、依つて溥倫意外有らんを恐れしに、小德張乃ち曰く無礙、彼自ら之れを煎せんと、蓋し此より前の畎愿貪冒にあらざりきと、余親しく某當局者に聞く、其同宣布後宮中の小監頗る小德張の短長を持し、甚だしきは宗社黨を以て相嚇し、其贓藁頗る此輩の掠奪する處となれり、隆裕后逝くに及んで瑜妃小德張に

命じて往いて見せしめんとせしに小德張病と稱して往かざりきと。

隆裕后の生平既に半生潛慶に歸す、共和宣布の時に及んで、言論丰采乃ち稍外間の知る所となる、后既に共和を力主す、故に大局維持の爲に萬難を排斥して確かに我國家に大功勞あり、沒すべからざるなり、是より先皇族會議の時恭王溥偉反對最も力む、翌日乃ち獨り見へん事を請ふ、后大に怒つて斥けて之れを見ず、其時の內閣を召見するや譚學衡(海軍大臣)力めて德宗憲政を首創するを云ひ功德民にあり、其志未だ終えず、恨を隱して沒す、今太后共和に贊成すれば、則ち上は以て德宗の遺志を繼ぐに足り、流芳萬世なり、云々と、后慨然として曰く我亦天下の公產に係り滿洲の牧物にあらざるを知る、但し滿洲已に遺傳二百餘載、我只德宗陵寢の修造を求めんのみ、皇室の地位墮落に至らすんば則ち恨無し、皇帝は小と雖も、將來大なるに至らば自ら責任を負擔するを得んと、此に因て皇室優待條件の發生あり、條件既に上るに及んで隆裕頗る大清皇帝は尙皇帝と稱し、外國君主の禮條下を以て永遠に替らざらん事を加へん事を求め、其態度甚だ果決、論旨亦極めて明瞭なりしと。

共和宣布の後清室宮中依然故事を執行し、其儀仕體例並上諭發布せる一律舊に照す、其近支王公多く紛々として安樂の鄕に遷居せり、醇王攝政を革せられてより、頗る恨を后に積み、其死の前は未だ曾て宮に入らず、甚しきは祭陵祭廟の差に至る迄、彼派の王公多く一律請假せり、陵差値あり、時を以て休代せんとするも新派者は行かざるを以て、舊派者は遂に永く歸へるを得ず、之れを以て私に逃るるものあり、蓋し帝王の子孫は原則上心肝あるを得ざる、只に一陳叔寶のみにあらざるなり。

共和宣布後より后は宮中に居り外間の人と接する事少し故に北京兵變の時亦隱々只砲聲を聞くのみにして何事なるを知らず、其父家劫せらるゝの三四日後に於て家人の報知を得て大に流涕せり、蓋し之れより先宮中の人秘して聞知せしめざりしなり、又聞く后溥儀(宣統帝)と頗る疏隔し、養侍の事一に以て之れが按班に委せり、故に起居甚だ節無く飮食時ならず、按班常に氷菓袋を持して相從ひ、日に氷菓を食する事限無しと。(新季野史卷二)

列強戰後の對支經濟協力

駐支米國公使、ポール、エス、ラインシュ

駐支米國公使ラインシュ博士は、最近比島地方の旅行を終へ、歸路上海に於て米人の歡迎會に臨み、席上比島事情と東亞に於ける列強將來の經濟協力に就きて一場の演說を爲せり。左に其支那に關する部分を譯載せむ。

一、現戰爭と支那に於ける、列強の經濟的協力の機運

現下の大戰及び戰後に來るべき情勢を洞察するときは、東亞に對する列強の關係は、從來全然夢想だも及ばざりしが如き、重要なる新意義を有するに至るべきを覺知すべし。蓋戰爭の結果一方に於ては菲島と合衆國、他方に於ては菲島と支那の間に、一層廣き經濟的聯合を現出せしめ、爲に

兩者の貿易が、極めて組織的に赴くべきは、吾人の信じて疑はざる所なればなり。而して吾人が此信念を懷抱するに至れるは、主として二個の理由に基くものにして、即ち一方に於て、現に聯合與國として戰ひつゝある大經濟國は、既に極めて密接なる關係を有するものなるが、此關係は永く戰後に至る迄繼續すべく、其結果此等の列强は、有らゆる經濟的活動に於て、緊密なる協力を齎すが如き、諸種の政策と其實行方法とを、採用するに至るべきは固より當然のことなるべし、殊に英佛二國は、一層廣き範圍に於て、其經濟的利害關係を、合衆國と共同にするを希望するに至るべし。

更に他方に於て現戰爭は、世界人類が食料供給問題の爲に蒙るべき壓迫と之に關連する食料補給方法（代用品の發見と妥當なる管理方法に依り）とに對し、世人の注意を喚起したるものなるが、戰後に於ける重要問題は即、世界の食料品と原料品とを大に增加し、以つて人類の食料問題、並に原料問題の壓迫を緩和し、之に依りて夫の文明に對する一大破壞たる大戰爭の發生を防止するに在り、而して此問題解決の唯一方法は即ち熱帶地方及支那の如く廣大にして、資本組織の缺如の爲に今猶未開の狀態に在る地方を開發し、大規模の科學的方法を以つて、其食料原料の貯藏を利用するに在り。

二、支那に於ける經濟的協力の必要

以上述ぶるが如き經濟上の組織的協力的活動は、實に競爭よりも遙に重要なるものにして、且世界の國民は凡て之を覺知せるなり、即ち此經濟的協力を齎すべき原因は、單に協同を欲求する動念に止らずして、實に戰後に於ける新時代の要求たる、將來の戰爭を防遏せむが爲にする、大なる能率と緊密なる協力に對する欲求たるなり、加之支那に於ては此必要特に緊切なるものありて存す、蓋、支那に於ける列强の激列なる競爭は、過去に於て支那を化して其經濟戰爭の戰場たらしめ、之が爲に彼等の經濟的施設も、何等支那の組織的建設に寄與する所なく、其結果支那自身の最高利益を害せしことあるは勿論、抑亦競爭者たる列强の利益を損することも尠からざりしを以つてなり。

三、支那に於ける經濟的協力の可能性

以上、支那に於ける列强の經濟的協力の必要を力說せしが、退いて其結果を考察するに、極めて健全なるものあり、尤も協力は即ち共同事業なるを以て、其協同者は性質利害關係を同うするを要し、從つて之を選擇するに十分の注意を要するが故に、國民相互間の協力は、其成功の機會、個人の場合の如く確實なるを保し難きこと勿論なりと雖も、支那に於ける經濟的協力に對する、一般精神は極めて健全なるものにして、亦時代精神に適合するものなり、蓋支那開發に從事する、列强の國民が、其經濟的競爭の或る原則に就きて意見の一致を謀り、即ち或は借款の供給其他の事業經營に就きて一致協同し、或は一面一國が支那の需要に乘じて利益を壟斷するが如き機會を防止して之を保護し、他面各國資本家の精力を導き之をして支那に於ける建設的事業に集注せしめ得るが如き、原則と方法を實行するが、

きは、孰れも皆双方より見て望ましきことなればなり。

支那の活動舞臺は極めて廣大なるが故に、現代の國民が如何に多くの事業を經營するも、次の時代には猶幾多の事業を殘存すべく、將た一國の經營する所は、常に他國民に對して利益を齎すべきは、自明の理なるべし、例へば今日に至る迄の間に、各國民が敷設權を取得せる鐵道にして、全部完成するときは、之が爲に直ちに、更に之よりも長き鐵道の敷設を必要とするに至るべく、此點は現に計畫中に在る、開墾事業に就きて云ふも、亦同一なりとす。

四、經濟的協力に對する英佛の準備

此の如き協力的企業の結果、支那の人口は容易に現在に倍加すべく、且支那の富源にして、十分に開發せらるゝときは、優に現在に二倍する人口を支持するを得べし、而して此結果を見るときは、世界は茲に始めて、食料問題に就き安堵の胸を撫するを得べけむ、蓋吾人は現在に於ける支那の人口支持力を標準とせるものなるが故に、若支那が現在の二倍の人口を支持し得べきことを實證し得るとせば、他方に於て世界の物資に依り支持し得べき人口を二倍するを得ればなり。

由是見之、列强の經濟的協力に關する此等の原則を實現すべき唯一の舞臺は、即ち之を支那に於て求むることを得べく換言すれば、支那及其隣邦たる非島、佛領支那、並に東印度諸島の如き太平洋岸の諸國は、實に吾人の活動すべき運命を有する土地たる也。今や佛國は戰後に於ける經濟的活動を準備せむが爲に、一大努力を爲しつゝあるものにして、英國も亦然り、即ち彼等は或は調査委員會を組織し、或は調査員を海外に派遣して、孰れも其建設的事業に着手すべき時期の準備に腐心しつゝあるなり。而して列强の精力は此の如く東亞に集注し、且其活動が經濟的大協力の傾向を有すべきは、吾人の信じて疑はざる所なるを以つて、支那を中心とする東亞の天地は、實に有望なる企業地として世界の矚目する所となる可し。(完)

事業界

上海虹口棧橋會社營業成績

（公和祥 Shanghai & Hongkew Wharf Co, Ltd.）

上海虹口棧橋會社株主年次總會は、三月九日其總代理店怡和洋行に於て開催せられたり、今ジョンストン氏が當日爲せる報告により、同社昨一九一七年度の營業概要を見るに左の如し。

一九一七年十二月三十一日を以て終る、昨年度の損益計算表の貸方尻は、二一八、五一六兩八三にして、前年度同時の二四〇、一六五兩〇五に比し、二一、六四八兩二二の減退なるが、之は主として、特別修繕及取替へに二五、六三九兩五五の經費を要したるに原因するものあり、棧橋に於ける營業額は、一九一六年よりも多かりき、碇繫汽船數は石炭運搬船の入港數多かりしを以て、少しく增加せるも、地方英國船舶及沿岸航路船の數は共に減少せり、貨物倉入より得たる收入は、年末に石炭在荷の增加を示せるを除き、其他在荷は著しく減退せるにも拘らず、前年に比して良好なりき。

決算表に示すが如く、必要なりしため、特別修繕及取替に七五、六三九兩五五を費したり、棧橋資產は總て良好なる狀態にあり、今後十年間は斯る多數の特別經費を要せざるべしと信ぜらる、此經費は三年間の營業より支辨するものにして、即ち三五、六三九兩五五を、一九一七年より支出し、殘餘の二萬五千兩を次の二ケ年より支出するものなり、昨年中倉庫格付けを改正したるため、保險プレミアムの增加に對して、準備するの必要に迫みたり、該倉庫の評價は、今日の非常の時に在て、現在補充價格よりも著しき安値なるを以て、之を引上げたるものにして、一九一八年の工部局課稅は、一九一七年と同樣たる可く、其引上稅金は一九一六年に比し遙に高し。

一九一八年の石炭經費は、一九一七年よりも更に九割以上多額なるべく、小蒸氣及淺渠勘定に約六千兩の增加を要すべしと期待せらる。

斯る異常の時に於て、如何に今年を經過すべきか、前途に對して何等確實なる豫想をなすは、不可能事に屬す、殊に其所得を主として、船舶業に俟つ一會社としては、此際全く前途の豫測をなす能はざれども、少く共一九一七年度より少なからざる收益を擧げんことを希望しつゝあり。

因に昨年度配當は一株に付四兩なり。

ユニオン保險會社の事業擴張

（The Union Insurance Society of Canton, Ltd.）

ユニオン保險會社は、過般香港、大審院に定款變更許可の申請をなしたるが、其際同社の沿革並に會計狀態に關し興味ある事實がイー、エッチ、シャープ氏(Hon. E. H. Sharp.)により公表せられたり、右申請書は總支配人シー、モンタギュー、イード氏(Mr. C. Montague Ede.)及取締役なるホーリオーク(Mr. Holyoak.)ラング(Mr. Lang.)の兩氏により署名せられ、大審院判事長に提出せられたり、シャープ氏の語る所によれば、同社が現在の會社組織となりたるは、一八八二年の事なれども、其前身は遠く其以前に遡り、其創設は實に一八三五年の事に屬す、最初英商の團體が廣東に於て之を組織し、爾來今日に至るまで、其株は主として英國民の所有に係れり、されば同社は事實上英國の會社と稱すべし、一八四一年香港の英國に割讓せらるゝや、同社は廣東より香港に移轉したり、創立以來營業は非常なる成功を收め、尙社運次第に隆盛に赴きつゝあり、而して其堅實なる營業振りは、總ての點に於て優越なる地位を贏ち得しめたり。

一八三五年同社創設の際、其公稱資本百二十五萬弗、內拂込額二十五萬弗なりしが、今日に於ては公稱資本四百萬弗拂込額百五十萬弗に達せり、加之同社は各種の準備積立金五百五十萬弗を有し、之に拂込未濟株金二百五十萬弗を加算すれば、其準備金は實に七百萬弗の巨額に達す。

又過去に於て株主に配當したる利益金も、莫大なるものにして、一八七一年より配當として支拂ひたる金額は、一千一百萬弗にして、其以前に於ける金額は詳かならず。

更に先年二回即ち一八九五年と一九〇三年に於て、營業利益金の餘剩を以て、株金の拂込に充て、別に株主として拂込をなさしめずして增資を行へり、即ち一八九五年に於ては、一株二十五弗を五十弗となし、一九〇三年には五十弗より百弗に增加したり、此等は一種の特別配當にして、此の如きは他の會社には、稀有の事に屬しかくて株金は三倍となりたるなり、而かも此等多額の配當、並に特別配當が、會社營業の基礎を何等損はずして行はれたることは、過去九年間に於て、會社の資產が倍加したるに見て、明らかなるべし。

同社は絕えず其營業範圍を擴張して、倫敦上海及び支那海峽殖民地、日本、印度、濠州、新西蘭土、加奈陀其他の各地に支店を設置したれば、現今に於て同社は世界の大部分に其支店を有し、更に其以上の代理店を有せるなり、總支配人イード氏は、同社に關係してより前後通じて三十四ケ年、而して此十年間社務を總攬せり、されば同氏の總支配人となりしより後を、同社の大發展大成功時代と謂ふべきなり。

以上同社の沿革と、財政狀態に就き略述したる所により、同社の現に所有する資本金及財產は、現在の事業並に今回提議せられたる、擴張事業を經營するに餘りあることを示せり、シャープ氏が判事長に說きたる所は現代の趨勢は合同保險會社に在りて、保險契約者の希望する所は海上、火災、傷害、勞働、信用保險等を各個別々の保險會社と個利的契約を結ぶよりも、各種の保險を一個の保險會社と契約

するの便を得るに在り、此等各種の保險契約は以前は各別の保險會社と之を取結びたれども、現今に於ては概ね同一の會社と契約するに到れり、されば今日に於ても單一若しくは營業の制限せられたる保險會社は、其活動を阻害せられ、同社と同樣なる舊き諸會社は、何れも營業範圍を擴張し、以つて新興の保險會社にして、廣き活動範圍を有するものに對抗し得むことを企圖せり、而して英本國並に香港に於ける裁判所は、此の如き擴張を許可するの方針を採れり。

今回同社の定款變更は、從來同社の營める海上及火災保險の範圍を擴張して、普通の生命保險を除く、總ての種類の保險業を營まむとするに在り、要するに此の變更は同社をして、從來よりも一層有效に活動せしめ、現在の事業と並行して、便利且有益に營み得る事業を開始せしめむとするに在り、而して其申請は大審院に於て許可せられたり。

省港澳火船公司營業狀態

(The Hongkong-Canton & Macao Steam Boat Co, Ltd.)

省港澳火船公司は去る二月十九日第九十八回株主總會を開催したるが、席上議長のなしたる報告の要旨左の如し。

既に株主諸氏に配布したる報告書の內容が、不滿足なるは單役一同の遺憾とする所なり、當年度營業成績の不結果に終りたるは、全く四圍の狀況の不良なりしと、保險料率石炭價、諸物價、入渠修繕料の非常なる騰貴に原因するものなり、汽船の收益高は一九一六年に匹敵し得ざれ共、其前五年間の平均額を維持するを得たり、此收益の激減に就ては、既に前二回の總會に於て、十分說明し置きたれば茲に之を贅せず、單に河上運輸業の競爭甚しくして、船腹の供給需要を超過したる必要の結果、運賃低下し十分の收益の望むべからざることを述ぶるに止めむ、目下支那人船主並に鐵道當局と協議して、旅客運賃引上げをなして營業費の增加に應せむことを計りつゝあり、此協議は廣東九龍線の支那國有の部分を除きては、各當事者間に於て既に意思の合致を見たれば、遠からず滿足なる解決を見るに至るべきを信ず。

一昨年火災に遭ひたるスイアン號は、改造を加へ、昨年六月完成したり、昨年四月沈沒戎克船と衝突して外輪に大損傷を蒙りたるホナム號は、二ヶ月間廣東航路を休航するの止むなきに至りたり、此等の修繕費は其顚補を保險會社に請求せり、香港澳門間の貨物、並に船客減少したるにより、昨年十月タイシャン號を本航路より引上げ、本船よりも經濟的にして、現在の狀況に適せるスイアン號を就航せしむることゝせり、タイシャン號は有利なる買手現はれたるより、目下商談進行中なり、過去多年間本社は廣東澳門線上に於ては、或る澳門の會社より補助を受けつゝありと云ふ、船舶の次第に增加しつゝあるものと、競爭の止むなき有樣なりき、されば重役は本航路の景氣恢復する迄は、

當分休航の得策なることに決したり。

西江航路は同地方形勢不安の爲め、營業成績依然不良なり、されば重役及株主はサイナム、ナンニン、リンタン、及びサヌイの四隻及梧洲に於ける財產を、支那シンヂケートの申込に應じて、賣渡すことゝせり、此賣却より生じたる帳簿上の利益は、五一、一三五弗九一にして、損益勘定に記入したり。

資產負債表に就て見るに、從來減價償却並に保險基金勘定となし居たりしものは、之を保險勘定及減價償却準備金勘定に細分せり、保險勘定の貸方殘は、本社船舶に海上保險を附するに十分なり、本社が有價證券に對してなせる投資の減價に應ずる爲め、減價償却準備金勘定より、投資物價額騰落勘定へ五萬弗を振替へたり云々。

寄贈交換書目錄

遼東時報　帝國鐵道協會會報　通商公報　東洋時報　高知商業時報　滿蒙研究彙報　施政年報　大連海關旬報　公聞報　燕塵　經濟資料　印刷局　外事彙報　財政經濟時報　日本及日本人　上海港貿易統計月表　水交社記事　上海各地在留本邦人職業別調　特許公報　實業彙報　綿絲紡績事情參考書　國民經濟雜誌社　東方時論　三田評論　化學工藝　亞細亞時論　水產會　月報　京都法學會雜誌　商工時報　新善書　宮城教育　月報　通商公報　國家學會雜誌　滿蒙實業彙報　朝鮮及滿洲　東洋經濟新報　紡績界　大陸　商標公報　貿易通報　ヘラルドオブアシア　大陸　大日本紡績聯合會月報　圖書月報　紙之世界

薩生洋行　帝國鐵道協會會報　丸ノ內特許局　東洋協會　高知商業會議所　滿蒙研究彙報　朝鮮總督府　其社　支那北京其社出版部　外交時報社出版部　大阪古島印刷所　外政　其社　政報社　統計局　水交社　庚申社　外務省通商局別表　丸ノ內特許局　同同　紡績聯合會調查部　其社　其社　黑龍會　其社　大日本水產會　宇都宮商業會議所　其社　農商務省陳列館編纂　丸善株式會社　宮城縣教育事務所　木浦商業會議所　外務省通商局　其社　大連商業會議所　其社　其社　紡績雜誌社　其社　丸ノ內特許局　大阪商業會議所　其社　其社　東京書籍商組合事務所　王子製紙工場

五號　自五〇三號至五〇七號　二百三四號　二百二十五號　二六號　五年度　二二號　七號　自十五號至十六號　四號　三月號　二號　四號　四月號　六年九月　三號　二六八號

自二百七十一至二百七十三　自四百六十八至四百七十　三十次　四號　三年四號　四月號　二卷四號　四月號二十七號　一七〇號　十三卷四號　五卷四號發行　每月二回發行　二四八號　一〇二號　五〇六號　四號　二三號　一三〇號　一八一〇〇號　九卷四號　六卷四號　四一六號　一三〇號　一號　四七號　三〇七號　三號　一〇七號

支那半月史

（大正七年三月下半）

段祺瑞の復活

徐樹錚の暗中飛躍に依つて生せし張作霖軍入關の目的が、全く段祺瑞の復活運動に在りしや云ふ迄も無し。岳州陷落後此運動は、更らに北方各省督軍團の唱和を得。一層の聲勢を加ふるに至れり、即ち曹錕張懐芝張作霖倪嗣沖王占元李純齊耀琳陳光遠戚揚閻錫山陳樹藩楊善德齊耀珊孟恩遠鮑貴卿李厚基趙倜張廣建楊增新曹銳姜桂題田中玉蔡成勳盧永祥張樹元張敬堯吳光新等は、十九日附を以て「石分危難の際聘老乞退揆席虛懸せば政策何れより出でん聲望素と著はれ中央信仰する者公の如きに非ざれば屬するなし、大總統十五日の電を奉ずるに親しく寓邸に詣り敦請せしも未だ允諾を荷はず奉讀の下焦灼異常、我公共和を再造し功民國に在り此より前愈亡を坐視するに忍びず出でゝ艱鉅に任せり今の危難は尤も昔に倍せり斯時出でずんば國事を如何せん、錕等互に相約定すらく我公もし揆席に任ずるを允さば同人等誓つてまさに一致して共に危局を扶くべし否らざれば則ち亦惟だ公に從つて高蹈し世事を問はざるべし是れ全國の安危同人の離合均しく我公の一身に繫れるなり伏して乞ふ請ふ所を准るし憑然出山し上は元首段懇の至意に副ひ下は人民望治の誠悃を慰められよ」と段氏宛に打電し。

同文の電報を徐世昌にも打電して斡旋を請へり。一時奇勝を占めし直隷系の、段の參戰督辨就任に依りて折角の勝利を無効に歸せしめられ、爾來事毎に段派の制肘を免かれざりしは馮總統と雖も否認し能はざる所、張作霖入關後辭職の通電を發し、謝罪の一札を安徽系に入れ段に對し出山を依頼しつゝありしが、もとよりその本心に非ず。督軍聯名の電報に接せし後も、持前の瓢箪主義を以て遷延せんとの意嚮明白なりしものから、督軍中の急先鋒たる張作霖倪嗣沖は、二十三日午前再び聯名を以て段の總理任命を馮總統に督促し來り、「兎に角段を總理に任命すとの命令を出すべし若し段不承知なりともその方面は吾等二人にて引受けたり」との意味なりしを以て、馮も今はやむなく同日午後十時署總理王士珍の辭職を許し、段祺瑞を國務總理に任ずる旨の命令を發したり。段は任命を承諾し、二十四日午前就任式を擧行し、さきの辭職より四ケ月にして再び國務院の主人公として復活したり。

參陸辨公處の移管

さきに大總統の直屬に移され、麈昌師景雲兩人にて事務を執り居たる參陸辨公處則ち參謀部及陸軍部共同事務所は、二十五日より國務院に移され、總理直管の事となれり是れ段就任の一條件にして、責任内閣制實行の第一歩と見るべし。

梁士詒と調停

曩きに特赦の命令に接したる梁士詒は、香港廣東方面に於て唐紹儀、孫文諸氏と會見し、頻りに何事かを劃策中なりしが、愈々成算ありしものか、三月中旬久しく蟄居せし香港を出發し、途中上海にて岑春煊と會見打合せの上行動を詭秘にして沖浦線にて北上、二十一日天津に入れり。彼は政界への復活に際し果して如何なる標榜を案出し來れるか、彼は近來の政局に視て、妥協が民國の大勢なることを感得せり、而して岑春煊等の調停條件が、稍空論に傾き且つ南方に偏重し、殊に北方に於ける實勢力たる段派を認めざる事に依りて、到底北方の認容を得可からざる事を悟れり。於是彼は長文の調停意見書を北京側に提出したり、要點は

一、南北は北軍の長沙恢復を機として妥協に進むこと。
一、徐世昌を大總統に岑春煊を副總統にすること。
一、右を條件として舊國會を恢復すること。
一、恢復國會に於て憲法制定を續くること（註）

の四點に在りといへるが、從來の調停者たる岑春煊等の條件に比し、最も實際的なる點は、民國に現存せる各政治勢力を認容し、その何れをも公平に敢扱へるに在り。梁は段內閣の財政總長に推されたるも就かず、專ら南北の調停に當らんと稱し、三十日終に入京せり。梁の條件の比較的穩當なるは上述の如く、又某方面の後援あることも明かなれば、梁の調停運動の有望なるは予斷じて可なるべし。

註　世說傳ふる所略々此の如し然れども憲法制定を舊國會に委ぬべしといふ點はなほ充分疑を容るゝ餘地あり。

湖南督軍新任

北京政府は三月二十六日命令を以て、攻岳總司令張敬堯を湖南督軍とし、省長譚延闓着任迄張をして省長を兼署せしむることゝせり。張は湖南督軍の好餌をあてがはれて出征の途に上りし者、今兎に角その力に依つて岳州を克復し、長沙に薄らんとするに當り、豫ねての約束通り論功行賞的の意味を以て此の任命を見たるものにし頗る順當且つ平凡の任命なり、以て段內閣の方針が依然として主戰に在りとの證據とするに足らず。

長沙陷落

此時に當り湘贛檢閱使張懷芝（征南第二路總司令）の軍は、江西省南昌より西して袁州を經、湖南に入り長沙南方に出でゝ南軍の退路を絶たん形勢となりたるを以て、長沙に在りし聯軍總司令譚浩明は、最早や長沙を固守するの必要なしと見て取り、三月二十六日營を撤して南方衡山に退却し、長沙は再び北軍の手に歸せり。

段內閣成立

長沙占領は段氏が豫定して南北妥協の出發點となせし所、長沙陷落の報に接したる彼は、愈々之を機として南方との妥協に着手せんとの意あり、內閣も改造を加へずして王內閣の閣員を其儘引繼ぐ積りなりしも、財政總長王克敏

は七年公債の失敗等にて辭意堅く、又司法總長江庸も帝制元兇特赦に反對して引籠中にて任に回るを肯んぜずやひを得ず、交通總長曹汝霖に財政總長を兼任せしめ、司法總長には總檢察廳檢察長朱深を任命し、他閣員は全部留任とす。段内閣茲に成立す。（三月二十九日）

湯、林二氏の來朝

南方派領袖唐紹儀氏を迎へてより二旬、四月二日進歩黨系の領袖、第二次段内閣の内務總長湯化龍、司法總長林長民兩氏を迎ふ。兩氏の來朝に就いては種々の想像説行はれ或は唐紹儀氏の來朝と結びつけ、我が官邊の招致に出でたりとの説もあれど、眞相明かならず、唯時が時とて決して尋常汗漫の遊に非ざるべきは想察に難からず、左に湯氏が出發に際し北京進歩黨本部に於て述べたる留別演説を譯載し以て參考に供す。

民國成立より以來吾が進歩黨持する所の主義に曰く統一的を以て國基を固め秩序的を以て進歩を求むと吾儕此主義を奉じて以て奮闘すること既に茲に六年なり懼るゝ所の者は統一破るれば則ち國將さに國せざらんとし秩序破るれば則ち亂將さに已むなからんとす苟しくも以て禍源を消弭す可くんば委曲全きを求め叢謗を冒忌すと雖も惜まず凡そ此れは皆國家の爲めに久遠の道を計るものにて其間に私倚する所あるに非ざるは神明に質し天下に對して慊無かるべき者也不幸にして事、願と違ひ吾黨の理想達せず而して朝夕過慮する者今一々形、事實と爲る此れ誠に吾黨痛心の事なり惟だ吾黨の痛む所の者は主義の伸びざるを痛むにて決して主義の錯誤を痛むに非ざるなり民國政治勢力の分別大概區して三類と爲すべし前清政界の余蔭を席し取精用宏の故を以て勢力衰へざる者は官僚派なり革命風潮の涌起に乘じ恣睢跋扈の故を以て勢力驟かに增す者は激烈派なり紀綱墜墮の際に値ひ新軍舊軍を擁有するの故を以て勢力暴漲する者は武力派なり吾黨立憲を號稱するの書生を以て其間に立つ官僚派の憑藉なく武力派の實力なく改革大變亦屢々其事に與かると雖も而も恒に激烈派の爲す所を爲すを欲せず故に政治上の地位は三派の外に在りて勢力三派の下に在り此の三派は吾黨より之を視るに惟だ官僚の勢力國家と幷存する能はず官僚の物たるや妾婦の道を以て其の陰私を行ひ紀綱廉耻擧げて顧みざるなり商儈の道を以て之を政治に施し國弊民困擧げて恤れまざるなり甚しきは私人の困比私利の擁護を以て天下の不韙を冒し外援を結んで以て自から固うす稍々國家思想ある者は必ず斥くる所なり激烈派の國を誤まるその肯動して目的無き者は論ずる無し痛むべき所の者は速かに効を見んことゝ欲するの故を以て目的を達せんことを求めて手段を擇ばざることなり武力はその忌む所なり而して復た武力と結んで以て自から重くし官僚はその惡む所なり而して復た官僚を引いて以て自から植う目的達せず而して手段の毒を遺せるや乃はち歷年政治混亂の源泉たり彼の中國家に關心するの賢少なからず倘し前非を痛悟し正道を以て民治の進化を促がさば未だ始め

て國家の利頼する所たらずんばあらざるなり年來兵驕將悍中央の威令國内に出づる能はず豫算の破壞庶政の消歇武力の專横に痛心せざるなし惟だ武人の智識は萬以て政治を運用するに足らずその富貴すでに足れる者は極端の反撥あるに非ざれば目前の榮榮を顧惜せざるはなし但だ變亂をして生せざらしめば軍民を分ち之を正軌に納るゝときは未だ彼此互全の道無くんば非ざるなり故に激烈と武力の兩派は皆國家と絶へて相容れざるの性質なし惟だ兩方の能く改善するや否やは吾黨認めて國家存亡の大關と爲す兩方の改善を求むるには當さに兩方の調和を求むべく兩方の調和を求むるには當さに先づ兩方極端の衝突を生せず兩方をして各々その短を發揮せざらしめ而して後各々能くその所長を運用するを求むべきなり且つ夫れ動や自動ならず必らずや他力あり之を動かしその既に動くに及んでは他力ありて之を制するに非ざれば止まざるは物理學の公例なり國家相對の兩力一ありて逸軌の活動を爲せば其他の一力即ち逸軌の反動を爲す動に因つて反動を生じ反動に因つて更に反動を生じ兩つながら相殺する能はず則ち兩つながら自から止まる能はず不正の勢力並びに此に緣つて逆りに增す此の巡環統一安んぞ秩序を破らざるを得ん安んぞ政治を亂らざるを得ん安んぞ之を軌道に納るゝの日あらんたゞに是のみに非ず人類は野蠻よりして進化す人類社會の裏面には野性の潛伏するあり往々環象の衝動に因りて發す統一破れ秩序亂れ中層社會首として動搖を受け次で下層社會に及ぶ中層社會の動搖は容るゝに道あり下層社會の野性は土匪流寇の怪劇と爲り愈々演じて愈々烈しく善者ありと雖もその自然自然の歸宿を俟つに非ざれば別に救正遏制の途なくして吾民苦しむ矣吾が黨は民國以來激烈武力兩派に對し誠を竭し慮を盡し方さに兩力相讓り統一を保持し秩序を保持するの說を持し各覺悟を生じ各その野心を戢めんことを冀へり吾國の今日あるを懼れ吾民の今日あるを懼れたればなり不幸にして元二年の間之を言うて聽かず而して國會解散せられ而して帝制の禍以て成る五六年の間復た之を言うて聽かず而して國會解散せられ而して復辟の禍以て起る諸君當さに記すべし去年吾儕の議會を辭して沖に赴くや深く禍機の迫切國本の將さに傾かんとするを懼る是を以て共和國體立憲政體必らず當さに保持すべきの通電あり此時に當り府院の爭を挑して以て督軍の變を啓き督軍の變に因りて張勳の策を援引す吾黨方さに國會の自殺政治の絶望を痛む而して激烈派吾を諒とせず吾黨の預見を以て疑うて陰謀と爲し武力派吾を諒とせず吾黨の傍觀を以て嗾うて畏葸と爲す豈知らんや吾黨主義の行はれず憂禍の至る日なからんとするを以てその負痛固より言喩すべけんや段合肥復辟を戡定して再び總理に任ずるや吾黨認めて功國家に在り且つ合肥當時義勇公に從ひ坦懷相向ひともに事を共にすべしと爲し於是内閣加入の擧あり國家重ねて變亂を經て武人專恣態度增高吾黨入閣の初此の憲政の大障たるを知らざるに非ざるなり惟だ信ず武人專恣の原因は罪武人の其力を濫用する者半に在り國會の其

力を善用せず武人の其力を濫用するを促すもの亦半に在り苟しくも國會の力を善用し和平の方法を以て政治の途を拓開せば政治の途は寛なり武力は退いてその應さゝ守るべきの界を守らざるを得ず當時國會解散せられ勢復活する能はず之を復すれば徒らに政治の紛擾を增し武力の爭且つ已む無からんと則ち道を假りて以て新國會の早成を促し憲政すでに挫せるの萌芽をして復た蘇へるの希望あらしめんことを冀ひたりき川滇禍起り零陵之に繼ぎ吾黨の和平を以て政治を運用するの目的十已にその八九を失へり合肥縱へ失敗せざるも吾儕その位に久しきの勢なし長沙の變に合肥野に下り吾黨の閣員義の以て推諉すべきなく相率ゐて引退し大局の紛拏俶擾は自から是れ益々究詰す可からず綜して之を言へば現實の爭あつて理想なく機械の爭あつて正道なし現實を爭ひ機械を爭ふの世局は吾黨認めて當さに嚴正批評の地位に立つべく糸毫の作用を其間に參す可からずと爲す蓋し作用を現實機械を爭ふの中に參するは祇だ現實を爭ひ機械を爭ふ者の爲めに之れが波を推し之れが瀾を助くるものにして斜勢の未だ甚しからざるを懼れ又從つて而して之を附益するものなればなり今時に乘じ活動せんことを思ふ者は大概兩途に外ならず其一は社會淺薄の心理を利用し淺薄の議論を鼓吹して以て之を逢迎するなり其一は越軌勢力の互競を利用し縱橫捭闔の手腕を運用して以て之を操縱するなり此の如きは社會を害し國家を害するの行動にして吾黨此に出づるに忍びざるなり語に之れ有り曰く「狂風不終日暴雨不崇朝」と變態の以て久しかる可からざるを言ふなり今の時局は變態を極むと謂ふべし南は北と爭ひ北は北と又爭ひ南は南と又爭ふ大紛爭よりして化して小紛爭と爲り小紛爭より化して無數の小紛爭と爲る爭ふ者は一邱の貉誰れか成り誰れか敗るゝに論なくその成る者も必らず政治の軌に就く能はざるや斷言すべきなりその政治の軌に就かずして成る者はその敗るゝや必らずや狂風暴雨の一瞥の如かるべきや又斷言すべきなり是の故に今日の局は收拾の責必らず之を一二人に望む能はず最終最大の威力は必らず之を社會理性の裁判に歸す吾黨の今後國家に對し自致の道第一吾黨は唯だ歷年の所信を確持し凡そ不正の勢力の發する所の不良なる政治現象はその在朝在野の行動に論なく必らず正義を乘つて奮鬪し以て社會最終裁判の提供と爲すべし第二吾黨は永く無勢力に安んずるの覺悟を失ふ凡そ不正勢力に對するの奮鬪は必らず獨往獨來の精神に本づく之を社會に詔示して以て社會の同情を求む社會の苦痛を受くる今を以て烈と爲す社會の理性判斷の力今よりして顯はれん吾儕は信ず吾黨の主義の統一を愛し秩序を愛するは皆社會を愛するの熱忱に出づ社會覺悟あらば吾黨の主義必らずや能く多數の同情を得んと在朝在野に論なく吾黨の主義必らずや能く達するの一日あらん諸君歷年奮鬪の艱苦を忍び此の確信を持すること久し矣今より當さに益々堅かるべし僕此次海外の行は藉つて以て自から閉見を擴うし黨義を傳播すべし久しからずして即ち返り諸君の後に從つて終身之を以てせん

內治外交

●奉軍に對する辨法　奉軍廊坊に抵りしより以來大總統は北京の治安に對し極めて注意を爲せり兩三日來每日公府開く所の會議は僅かに秩序を維持するの辨法に關してのみなり昨日の如きは復た李長泰吳炳湘劉詢等及び京中の軍警長官等を悉く招集して開會せるも亦た奉軍來京に對するの辨法を會商したるに過ぎず開く會議の結果皆な奉軍にして如し秩序を擾亂し意外の行動を爲さゞれば則ち駐京の各軍警は均しく當さに客軍を以て相待ち斷じて輕起衝突すべからず惟昨晚に至るも奉軍尙入京の意なく且つ張督軍は已に昨日に於て電報を總統に致し明白に自己の主張を表示し元首に請ふて速に解決を行ひ提出する所の條件は即ち當さに已に出發の奉軍に令して全く南下を行はしめ攻岳軍中に編入して以て迅速に岳州を克復するの目的を達到せんことを期す只だ總統は李純の免職に關しては尙ほ未だ決心を下さず一二日內に於て特に陸軍少將謝龍靭を南京に派遣して李督軍と一切を面議せしむべしと云ふ（順天）

●奉督要求條件實現の次第　馮總統智略を富有し政治に對しては頗る自信あり以爲らく政務は親裁するに必ず遺誤なしとなせしが段氏辭職の後より一身を以て一切の責任を負ひ縱橫の策を用てするも未だ良果を得ずして現在の難局を生ずるを致せり目下重要の事件發生するに遇へば每に敎を徐東海に請へり並に責任內閣を組織し自己の勞苦を減少せんと欲せり是馮總統已に從來の態度を改變するの決心あるなり之に因りて奉天督軍の要求を許容し李純を罷免するの決心あり但罷免の後は將に李を任して參總長とな

さんとするか抑も其他の地位を以て與へんとするか尚ほ未だ決定せず故に未だ急速發表する能はず此決心に由りて張督の要求の條件の一は將に現實されんとす其第二の要求條件は内閣を組織を爲すには須らく各省の督軍と往復電商すべし其實況の大約は尚ほ多少の曲折を經ざるべからずと云ふ。（順天）

●元首辭職の經過

元首倦勤の消息は本報首として先づ實に據り拠布したり外間事理に昧きこと甚しく且つ謂ふて訛言を爲す前日各方面も亦た已に一致して認めて事實となすに至れり此事の發端は實に本月一日元首の張秘書長に密語して謂く發電を以て各省に向て辭職せんと言ひしが張君は唯々否々たりしと次日に至り（二日）而して辭職の電報は已に秘書劉君に命じ稿を屬したりと四日晩に至り奉督又た進兵の報あり元首の辭意彌復た堅決五日特に閣員會議を召集す原と即日辭職の電報を發せん爲めなりしなり適六督軍より元首を擁護し大局を維持せしとの電報に接し元首の態度は即ち已に活動して甚だ辭職の意を堅持せず席間且つ謂く張雨亭能く來らば一行する最も妙なり當さに與に進退を商すべしと會議の結果は辭職の電報を發せず王總長に命じて南行せしめ種々爲難の事及元首の再三辭職を求むるの各情形を說明せしむ此種の重要の關鍵は電文の能く詳にする所にあらず且つ電文恐らくは誤會し易く以て故に大官を特派し親ら往いて傳說し藉りて各督軍の中央に對する態度を覘ひ如し果して留任に一致せば則ち元首自ら去るを求むること無からん想ふに各督軍は全大局を顧み必ず元首を慰むるあらん。（順天）

●元首倦勤の確訊

確聞す元首は昨二日忽ち人に向て宣言すらく各處紛擾解決の希望なきに到る財政方面已に萬分困難の地位に達し内外交々予に迫り實に再び攝任を行ふに法なし此時國會は已に消滅せり總統は何處に向て辭職すべきか規定のあるなし予は祇た能く各省に向て發電して辭職す云々と元首何を以て忽ち此等の消極の語を作すか未だ辭職の電報を詳にする能はず昨晩七時に至るも尚ほ未だ發出せざる樣子なるも或は事實となるやも尚ほ預め料り難し云々。（順天）

●昨廿八日の國務會議紀要

昨日は國務例會の期となす議する所の要案を略記すれば左の如し。

（一）西北方面の外交軍事問題　此の項に關しては討論最も久しかりしと聞く鮑貴卿督軍の來電甚だ多く皆な邊防急迫の情形の報告に係る會議後即ち急電を發し該督に訓令したりと云ふ。

（二）臨參修正兩法施行細則　此案は已に決定通過せり。

（三）鹽政條例案　前次會議已に提出し昨日始めて決定せり。

（四）雷張は軍前に發往して發表す　復辟罪犯雷震春張鎭芳特赦を運動す軍前の効力を發交す昨日閣員は已に署名即日捺印發表せり。（順天）

●伍廷芳岑派に加入せりとの電報

前外交總長伍廷芳は客歲中央政變の後より即ち上海に往き久しく何等

(三)凡そ未だ豫算案に列入を經ざる者軍費を除く外何項の要件に論なく追加豫算を要求するを得ず。並に開く此項の辨法は一たび脫稿を俟ち即ち國務院に建議の上實行すべしと云ふ。(順天)

●鹽稅餘剩金は已に中央に交付せり　鹽稅剩餘金は每月銀行團より中央政府に交付せり玆に開く二月の剩餘金三百七十二萬元は復た昨日銀行團より上海天津廣東三處をして同處に預け入れある剩餘金を北京に送金せしめ中央政府に交付するに便にすと云ふ。(順天)

●貴州の石炭と鋼鐵の新事業　字林報一月二十六日輿義の通信に曰く本月內發生の二新業は即ち石炭と鋼鐵事業なり蓋し本縣沙油地方にありて新に一石炭鑛を開掘せり鑛質甚佳なり製鋼事業は鄉民の之を視ること甚だ奇なり製造地は龍坑にあり每一元六斤なり其堅久なることは廣州より運來の鋼と相同じと云ふ輿義は本と貴州產の石を以て最も著名の地となす今佳鋼ありて之れが代りを爲すも地方の幸事なり近來貴州稅金太だ重く人民皆怨む二年前東鄉稅金の太だ重きに反抗して大風潮を起せり今仍は怒るも敢て言はず蓋し現に一牛を宰するに二元の稅金を大豚は五十錢羊は四十錢なり人民は稅金の過重なるに因り頗る復辟を贊成す即ち上流人物も亦た民國の爭亂を以て相乘じ皆な復辟を願へり街談巷說復辟の論にあらざるなし今日の宣統人々皆な之を愛敬すと云ふ。(時報)

彙報

自三月十六日至三月卅一日

對露關係

▲北邊防備隊出發（北京特電十四日特派員發）奉天省洮南より騎兵一團、砲兵一營北邊防備の爲め十二日滿洲里に向け出發せり。（十六日、日日）

▲東清利權讓渡（哈爾賓特電十六日特派員發）東清鐵道長官ホルワット將軍北京行の使命に就ては種々の風說行はれたるが確聞する所によれば右は主として東清鐵道經營善後策に關するものにして同鐵道に密接の關係を有する露亞銀行の資本が大半佛國の借款に依れる關係上此際佛國より六千五百萬法の新借款を起し內一千五百萬法を以て他の借款を返濟したる上五千萬法を準備金として二法に對する一留の價格を有する留紙幣二千五百萬留を發行し露亞銀行を佛支銀行、東清鐵道を佛支鐵道となし後に至り利權を佛國に讓渡することに交涉纏りたりと專覺支那は利權回收を口實に第三國が野心を逞うすることを防がんとするものなり。（十八日、日日）

▲ホ長官北京行の目的（哈爾賓特電十六日發）十六日發ホルワット長官の北京に赴きたる使命は東清鐵道に關する經營上の善後策にありしものの如く該鐵道と密接の關係ある露亞銀行の資本の大半は佛國に仰げるものなるが故に今回六千五百萬法の借款を新に佛國に仰ぎ一千五百萬法を以て他に借款を返濟し五千萬法を以て準備金に充て二法中に對する一留を發行し露亞銀行を佛支銀行とし東清鐵道を佛支鐵道と改稱し名實共に利權を佛國に讓り渡すことに交涉纏まりたりと是は支那の利權回收の第一歩として注目せられつゝあり。（十八日、時事）

▲日支兩使滿洲里發（北京特電十八日發）駐箚內田大使及び劉支那公使一行は十七日正午無事滿洲里着內田大使は滿鮮經過歸國の途に就き劉公使は北京に向け直行せり。（十九日、時事）

▲支那二艦浦潮派遣（十七日北京特派員發）支都政府は浦鹽に軍艦二隻を派遣するに內定せり閣議を經たる上饒懷文を司令として直に出發せしむべしと。（十九日、朝日）

▲獨人伊犂出現（十七日北京特派員發）新疆督軍楊增新の報告に依れば獨人伊犂地方に現れたれば速かに甘肅省の騎兵一團を派遣せられたしと。（十九日、朝日）

▲露支國境協定說（倫敦ロイテル二十日發）露都十九日來報に曰く公表せられたる所に據れば西比利亞の勞兵會官憲は支那政府と國境問題整理の協約を締結せりと。（廿二日、時事）

▲東清副總裁來（哈爾賓特電廿一日發）東清鐵道副總裁ウエンツエリ氏はペトログラードの本社より當地に來れり東清鐵道の資本は露國の出す所なるも名義主は支那にして總裁は支那人なりしも該總裁死後は同鐵道の實權ウエンツエリ氏に移り居たれば此際同氏の來哈には何等かの意味あるものと認めらる。（廿三日、時事）

▲支那公使歸京（北京特電廿三日特派員發）駐露支那公使劉鎭人氏一行十六名は廿三日午前九時天津發十二時廿分着汽車にて歸京せり各國公使館代表者及び各總長等の出迎へを受け總統府に入り馮總統に謁見したり。（廿五日、日日）

▲北滿防備不充分（奉天特電廿五日特派員發）滿洲里駐屯の黑龍江省軍は十二營にして獨勢の東漸過激派の勢力增大と共に漸次兵力の不足を感ずるに至れるより飽迄軍は第十九混成旅團の完成と共に同隊を以て省城及各線の防備に充て省城駐在及各縣分駐の軍隊を滿洲里に移駐せしむる事とせり又プラゴエシチエンスクが過激派の手に歸して以來對岸黑河を覗はんとする形跡あり而も黑龍江省の警備隊は少數にして防備不完全なるより飽迄軍は北京政府に增援隊の派遣を乞ひ砲臺の築造を計畫せりとの情報あり。（廿七日、日日）

▲**在露支那苦力**　（北京特電廿六日特派員發）露獨單獨講和の結果露軍後方戰線、鐵道會社、船舶等に傭はれ勞働に從事し居りし在露支那苦力約廿萬人は露國新政府より悉く解除或は追放され歸國を命ぜられるゝに至りしを以て今回二萬より成る苦力の一團は一先づ西伯利經由にて歸國する事となりたるも各自旅費に窮し居ればとて支那政府より長春以南滿鐵管轄範圍内の鐵道無賃乘車方を要求し來れり滿鐵會社にては未だ確答を與へざるも出來得る限りの便宜を與へんと計劃しつゝありと（廿八日、日日）

▲**支那外交部抗議**　（北京特電廿七日特派員發）支那外交部は北京駐在露國公使クダーシエフ公に對し「東清鐵道協會は露支兩國間に締結せる規約に反し設立されたるを以て速に解散すべし」と抗議したるを以て同公使は其旨ホルワット東清長官に打電せる結果ホルワット長官は不日支那側の要求を容るべしと返電せり。（廿九日、日日）

南北政局

▲**馮、段會見の內容**　（北京特電十四日特派員發）馮總統が突然驚く程段祺瑞氏の私邸を訪問したるは十三日北洋督軍代理連名を以て「時局危急の際正式總理なかるべからず總統宜しく段祺瑞をして國務總理に就任せしむべし」との意味の電報を送り加ふるに張奉天督軍の依然撤兵を肯ぜず表面は靜穩を裝へるも暗に北京に迫らんとして廊坊に駐在するより此に於てか馮總統遽々十四日午前十一時段祺瑞氏を其私邸に訪問したるものにて會見の內容は明瞭ならざれども段祺瑞氏は馮總統の懇願を素氣なく拒絕したる爲馮總統は更に語を進め張奉天督軍の出兵問題江蘇督軍李純氏の免職問題等を協議し段祺瑞氏の援助を依頼したるのみに止めたる由なるが時局紛糾の折柄さて何時如何なる變轉を見るやも測られず。（十六日、日日）

▲**段氏就任を拒絕**　（北京特電十四日發）馮段會見の內容に就き更に確聞する處に據れば段氏は此際出でゝ內閣を組織す可しとの大總統の慫慂を斷然拒絕し只張作霖對李純の不和に就いては今一應双方の主張を聞き調停の勞を執るを辭せずと雖も李純は免職せずとも北京政府が南方討伐の目的を達するまでは暫く李純をして南京を去らしむ可しとの倪嗣冲の意見は傾聽に値す可き旨指摘せり。（十六日、時事）

▲**錢代理辭意を洩す**　（北京特電十四日特派員發）代理總理錢能訓氏は十四日午前馮總統に謁し時局困難の際重任に堪へ難し如何ともする能はずとて辭意を洩らせるが馮總統は徐世昌及段祺瑞兩氏は何れも今尙總理の重任を諾せざるを以て是非目下の場合辭職する勿れと慰撫せり。（十六日、日日）

▲**倪嗣冲段推擧意見**　（十四日北京特派員發）倪嗣冲は十四日王克敏に密電を寄せて時局解決の先決問題は內閣改造にあり而して段祺瑞をして之に當らしむるを最も適當と爲す各省の段祺瑞推擧を俟たば障碍を生じ易し總統自らが段祺瑞に誠意を示すに如ずと。（十六日、朝日）

▲**司令部決定事情**　（北京特電十四日發）昨日附を以て全國に通電し軍糧城に司令部を置くことなれるは既電の如くなるが初め、張作霖氏は塘沽に司令部を置かんとし其軍隊を同停車場に下車せしめんとせるに同地區は佛蘭西兵の警備區域に屬するを以て天津駐屯佛蘭西司令官は其下車を許可せずと同時に我石光駐屯軍司令官は北京政府に向け條約の規定に依り天津の二十支里以內に支那兵を駐屯せしむるの不法を改めて撤去すると共に天津驛通過の際は條約に依り嚴め列國駐屯軍の許可を受く可き旨警告せるを以て奉天軍は已むを得ず從來支那警兵の殘存せる塘沽天津間の軍糧城に下車し此處に總司令部を設置せる次第なり。（十六日、時事）

▲**奉天軍南下計畫**　（十四日北京特派員發）徐樹錚は十四日奉天軍出動計畫に關し馮總統に報告して曰く六混成旅を編成して第一旅を滁州（安徽）第二旅を韓莊（山東）に第三旅を徐州（江蘇）に駐屯せしめ更に一旅は漢口に出で第一路軍に屬せしめ餘の二旅は京奉津浦京漢各沿線に分駐せしめ警備部隊と爲したりと。（十六日、朝日）

▲**張軍尙ほ南下す**　（北京特電十四日發）張作霖部下軍隊は討南軍援助の名義を以て奉天より續々京奉線にて南下しつゝあり。（十六日、時事）

▲**張軍の亡狀忍び難し**　三月五日譚浩明氏は各省に通電を發して曰く南軍は岳州占領以來前進を中止し湖北を侵さず中央の專恣なる任免等に對し

ても抗議せず其後四南各省と講和條件に就き熱議し北方とも內交涉を開き一面部下を戒めて靜かに解決を待ち居れり然るに段派に屬する某武人は元首を脅迫し和議を排斥し軍器を橫領し大軍を南下せしめ和議交涉中なも憚らず砲擊を開始するが如き態度は忍ぶ能はざるなり是に對しては已むを得ず防禦の手段を講ずることあるべく之が爲め戰亂を釀す事あるも我軍の責に非ざるなり。（某所着電、十六日、日日）

▲岳州北軍優勢　（北京特電十四日特派員發）湖南來電に據れば北軍の總攻擊開始以來九、十、十一の三日間岳州方面の戰鬪に於て南軍は山砲其他多數の軍器を遺棄し逃亡せり概して北軍は優勢なりと。（十六日、日日）

▲南軍盆利縣占領　（十四日北京特派員發）曹錕の報告に依れば盆利縣は督軍の處に乘じて十三日南軍の占領する所となれり。（十六日、朝日）

▲陝西救護軍敗る　（漢口特電十四日特派員發）第八師、第廿師の一部は陝西救援の爲渡鬪方面に向ひしが第八師は當地にて民軍の爲大破せられたり第廿師は全部同地に向ふこととなれり。（十六日、日日）

▲南軍勝利を博す　（長沙特電十四日特派員發）南軍は新店方面の前衛線に於て勝利を得たるものゝ如し。（十六日、日日）

▲馮玉祥安徽占領計畫　（十四日漢口特派員發）武穴に駐屯中の馮玉祥は南京の李純が獨立を宣言せんとするを聞き之と相呼應せんとするもの、如く既に十一日より運動を開始し其部下を安徽境界に派遣し李純の獨立と共に安徽を占領せんとする形勢を示せり。（十六日、朝日）

▲熊克武成都入り　（北京特電十五日發）熊克武氏は十日一箇聯隊の護衛兵を率ひ成都に入城せるが城內各戶國旗を掲げ戰勝將軍の讃辭を表せる中を省長公署に入り雲南總司令官唐繼堯氏の推薦により同日以後四川督軍兼省長の職權を執行する旨布告す。（十六日、時事）

▲熊克武借款計畫　（十四日北京特派員發）熊克武は四川の土地を抵當として外國より借款せんと企て居れりと。（十六日、朝日）

▲王天縱氏　（漢口特電十四日特派員發）竹溪縣竹山方面に在りし王天縱氏は四川省巫山を經て宜昌に下らんとしつゝあり。（廿八日、日日）

▲岳州恢復命令　（北京特電十五日特派員發）馮總統は曹錕、張懷芝、張敬堯諸氏に對し「各方面よ、要求せる和議は中央に於て絕對に拒絕され成立の見込なきを以て各軍對峙日を期して岳州を恢復すべし岳州占領の賞金卅萬圓は曹直魯使に送金したれば領收の上一層士氣を勵ますべし」と命令せり。（十七日、日日）

▲征南軍副司令　（北京特電十五日特派員發）徐樹錚氏は十二日奉天征南軍副司令に就任せる旨宣言し楊宇霆氏を參謀長に任命し徐に南下行動を開始せり其計畫は徐州と滁州韓莊に各一個聯隊を駐屯せしめ第二路張懷芝軍の後援として且津浦鐵道の警戒に任じ漢口に一旅團を送つて第一路曹錕軍の後援とし且武漢一帶の警戒に任じ別に二個旅團を京津間に分駐せしめ京漢京奉兩鐵道の警戒に任ずるにありと。（十七日、日日）

▲北軍岳州攻擊　（十五日漢口特派員發）岳州方面戰況續報に據れば十一日羊樓峒を占領せる北軍第三師は十二日更に進んで新店（湖北）蘆口鋪（湖南）を占領し直に岳州の背後に迫ると共に別に一隊を派し雲溪より臨湘に出で城陵磯に向はしめたり又通城方面の左翼隊直隸第三混成旅は十一日敵の防禦線を突破し十二日桃林を占領し直に新墻に出で南軍の退路を斷つべく計畫せり又嘉魚方面の右翼隊直隸第二混成旅は十二日蛟山を占領し更に猛烈に追擊戰に移りつゝあり現に總司令張敬堯は崇陽縣にあり各軍を督勵して一氣に岳州を拔くべく意氣頗る盛んなりと。（十七日、朝日）

▲山東兵南昌に輸送　（十六日上海特派員發）山東第一師の九江に在りしもの南昌に向け輸送中にて追つて浔鄉に送らるべく又一團だけは九江に留まるべしといふ。（十七日、朝日）

▲南方政府設立の議　（北京特電十五日特派員發）在關東民黨首領伍廷芳氏等は廣東軍政署及四南聯合議會を併合し合議制の南方政府を設立し軍隊の實力を以て陸榮廷派を牽制せんと畫策しつゝあるが陸榮廷派は軍政署及聯合議會の併合には反對せざるも南方政府の組織には反對し居れりと。（十七日、日日）

▲上海民黨の決意　（十六日上海特派員發）當地の民黨は國會恢復約法

尊重の目的を達せざれば飽迄妥協せざるの意見を固め居れり。（十七日、朝日）

▲靖國軍總司令　（上海特電十五日特派員發）陝西靖國軍は曹錕曉氏を以て雲南、貴州、四川、陝西四省の靖國軍總司令に推擧せりと因に四川省の雲南軍は宜昌に向ふべく出發せりと傳へらる。（十七日、日日）

▲倪嗣沖氏討伐軍　（上海特電十五日特派員發）安徽北部に在る倪嗣沖氏討伐護法軍は漸次其歩武を進め今や晉陽關六安上縣含山縣等を占領し夏に其兵九中、四、南の三道に分ち合肥縣和州霍山等を攻略せんとしつゝあり。（十七日、日日）

▲討倪軍警應　（十六日上海特派員發）陝西靖國軍は唐繼堯を以て雲南貴州、四川、陝西四省靖國軍司令に推擧せりと四川省の雲南軍は宜昌に向ふべく出發せりといふ安徽省北部含山縣は十二日討倪軍占領縣知事は行方不明なり和州も亦危く督軍署は蕪湖に在る安武軍をして救援せしめたり又合肥、六安、肝胎、來安、天長、霍邱六縣に於ても事を起し壽縣、舒城縣も響應し其勢ひ甚だ急なりとの報あり。（十七日、朝日）

▲李純氏　（上海特電十五日特派員發）江蘇省蘇州鎮守使、鎮江鎮守使、揚州鎮守使、第十九師師長其他主なる軍人は中央政府が李純氏の辭職を聽許せんとするの消息を傳聞し南京に來り李氏と會見し其意見を質せしに氏は未だ辭電を發せざるも若中央政府にして他の脅迫により予を免職せんとせば予は唯命を聽きて職を退かんのみと答へたるが各鎮守使等は他の干渉は忍ぶべからずとなし之に就き會議を開き居れりと。（十七日、日日）

▲厦門附近土匪　三月初旬厦門附近に於て土匪跳梁し厦門對岸なる漳厦鐵道より同安鐵道附近に土匪現はれ其行動は秩序あり軍隊的行動を爲し甚だ強力なるものにして厦門附近の住民は他へ避難しつゝありと。（某所着電、十七日、時事）

▲康有爲等特赦　（十五日北京特派員發）民國五年七月十四日（帝制犯）及び民國六年七月七日（復辟犯）に發したる揚慶、康有爲等の逮捕令共に免するの大總統令十五日發せられたり。（十七日、朝日）

▲唐紹儀氏來る　支那南方派の巨頭唐紹儀氏は夫人及男女二名の從者と共に十六日午前十一時郵船八幡丸にて門司に寄港せり氏は記者に對し流暢なる英語にて。

「今回の來朝は精原病治療の爲で他に意味はない旅館が準備し置いて呉れた東京近郊の假寓に二箇月間靜養し政治上の問題には一切關らぬ積りだ林公使の歸任も新聞で知ったが後日北京で會ひたいと思ってる。」

と語り卓上の瓶梅を眺め乍ら。

「廣東では梅花既に散って今は蘭の花盛りだ。など打興ずる斯くて一行は午後一時出帆神戸に向へり。（十五日下關電話十七日、日日）

▲梁士詒氏北上　（上海特電十五日特派員發）梁士詒氏は香港發當地經由北京に向ふとの報あり。（十七日、日日）

▲湯化龍渡來說　（十五日上海特派員發）湯化龍近日北京より日本に赴くべし。（十七日、朝日）

▲曹張段閣反對　（十六日北京特派員發）曹錕張懷芝は連名にて十六日總統府宛張作霖倪嗣沖等が總統を脅迫しつゝあること並に段祺瑞の內閣組織に對し倶に反對なる旨を聲明し來れりと。（十八日、朝日）

▲段內閣にも反對　（北京特電十七日發）李純、張懷芝、張敬堯氏等は十六日附を以て中央政府に打電し吾人は張作霖、倪嗣沖等の馮大總統壓迫の行動に贊成し雖し又吾人は此際內閣を更迭するは策の得たるものに非ずと思料すと雖れとなく段內閣組織運動にも反對の意志を通告し來れりと。（十八日、時事）

▲陸榮廷討伐令　（十六日北京特派員發）政府は龍濟光に命令して急速廣西に侵入し陸榮廷軍を討伐す可し軍費は一兩日內に送附せんと打電せり。（十八日、朝日）

▲王督軍馮氏に答申　（十六日漢口特派員發）湖北王督軍は馮總統の時局解決諮詢に對し約七千言より成る入閣條の意見を提出せり。（十八日、朝日）

▲李純對奉天軍策質問　（十六日北京特派員發）江蘇督軍李純は十六日中央に打電し聞く奉天軍南下して徐州、蚌埠に到らんとすと江蘇は軍隊を

要地に配して之に備へざる可からず奉天軍着し江蘇省境を越えて不穏の擧あらば如何にすべきかと。（十八日、朝日）

▲張、徐、李に慰撫電報　（十六日北京特派員發）　奉天督軍張作霖、徐樹錚江、蘇督軍李純に對し夫々慰撫の電報を發することに閣議に於て決定せり　（十八日、朝日）

▲唐繼堯李純に打電　（十七日上海特派員發）　唐繼堯は李純に打電し中央速かに停戰するやう轉告を乞ふ若し聽かれずば四川雲南軍大擧湖南を援助すべしと云へり。（十八日、朝日）

▲李純氏擁護者多し　（上海特電十六日發）　江蘇督軍李純氏の免職問題に關し消息通の談によれば江蘇省軍人は一致して同氏を擁護す可く決議し又馮玉祥、陳光遠、張懷芝の諸氏等も李純氏に同情を表し曹錕氏も亦張作霖氏の行動を制禦す可しと云ふ愈々李純氏免職となれば李純氏も大に決心し居るを以て長江各地の形勢重大となる可し。（十八日、時事）

▲李純留任を希望す　（上海特電十七日發）　江蘇省の紳商張謇、韓國鈞等連名馮國璋氏に宛て李純をして江蘇督軍として留任せしむる樣申出たりと　（十八日、時事）

▲奉天軍臨時司令部設立　（十六日北京特派員發）　奉天督軍張作霖及び徐樹錚は十五日奉天軍臨時司令部を設立し徐樹錚は十六日軍糧城に到り之を見る旨の通電を發せり。（十八日、朝日）

▲徐樹錚の行動　（十六日北京特派員發）　奉天より林公使と同車したる徐樹錚は十六日軍糧城に下車して奉天軍總司令部に入れりと。（十八日、朝日）

▲奉天軍續々出動　（十六日奉天特派員發）　奉天軍は既報後滦州に在りて其指揮を執り居りし徐樹錚の工夫に依り岳州後詰に一條の活路を開き張督軍總司令の下に軍糧城に總司令部を開き徐樹錚副司令となりて同軍の指揮を執ることゝなり徐は十五日幕僚衞兵數百を率ゐて奉天を出發し同時に既出の二個旅の外に八師五十五旅も入關し二十九師百十三聯隊も亦一兩日內に出發すべし。（十八日、朝日）

▲倪氏李純を攻めん　（北京特電十七日發）　本日倪嗣沖氏より中央政府に宛たる報告に曰く李純は南京に於て武備を嚴にし將に對岸浦口に於て攻擊の氣勢を示すを以て本督軍は止むを得ず我が浦口派遣隊に對し戰鬪準備を命じたりと。（十八日、時事）

▲安徽討倪軍猖獗　（上海特電十六日發）　安徽省北部含山縣は十二日討倪軍之を占領し縣知事行方不明なり和縣も亦危く督軍署は蕪湖にある安武軍をして救援せしめたり又合肥、六安、盱眙、來安、天長、霍邱の六縣に於ても事を起し壽縣、舒城縣も響應し其勢甚だ急なりとの報あり。（十八日、時事）

▲岳州陷落す　（十六日北京特派員發）　十六日總統府着電岳州は十五日午後陷落せり。（十八日、朝日）

▲岳州奪還に努む　（北京特電十六日發）　日本の南北和平解決を希望する旨了解せる北方主戰派は此際速かに岳州を陷れ然る後南方と講和するの得策を思ひ北京政府は如何なる犧牲を拂うても速かに岳州を恢復せんことを攻擊軍に訓令するに至れるを以て攻岳總司令官張敬堯氏は監利縣方面に遣はしたる部隊が未だ同方面を占領せざるにも拘らず中央部隊は羊樓市を中心とせる南軍の第一防禦線を破りたれば自ら陣頭に立ち行程四十哩の嶺山を突破し其先發隊は既に岳州を砲擊し得る地點に到着せるを以て近く岳州總攻擊愈開始せらる可し。（十八日、時事）

▲南軍敗因は同士打　（漢口特電十六日發）　第二師は雲溪より臨湘に進み昨朝之を占領し南軍は岳州に向ひ退却中、南軍大敗の原因は臨湘附近にて湖南軍と廣西軍と誤つて同士打を爲せしに依るが如し一部の兵は既に岳州より長沙に退却しつゝあり岳州にても內訌を始めたりとのことにて一昨夜火を起せり。（十八日、時事）

▲南軍退路を斷たる　（十七日北京特派員發）　攻岳總司令張敬堯は十日より岳州總攻擊を開始せり其正面攻擊は先づ蒲圻の敵を擊破し十一日には既に羊樓洞を恢復せり左翼の通城方面に在る直隸第三混成旅は南軍の防禦を突破し十五日雲溪を占めたり尙同方面の安武軍は岳州の後方退路を脅かし右翼の嘉魚方面に在りし直隸第一混成旅及湖北第三混成旅は臨湘下流より臨湘に迫りつゝあり張敬堯は崇陽に在り。（十八日、朝日）

▲宜昌兵南軍を拒く　（漢口特電十七日發）危險に迫りたる宜昌兵は十一日頃より漸次南軍を驅逐せり南軍の弱點は武器の不完全にあり吳光新も不日宜昌に赴く可し黎天才は巴東縣に主力を置き一切の租稅を徵集す。（十八日、時事）

▲第二艦隊司令の態度　（漢口特電十七日發）曹錕の命を拒みし第二艦隊司令杜錫欽は近來表面上曹錕と意志疏通せしが如く現に新堤に軍艦五隻臨湘に五隻を派し居れり但し岳州攻擊に盡力する形跡なし。（十八日、時事）

▲熊克武武漢出征協議　（十六日重慶特派員發）熊克武は十日成都に入城し直に總司令官の名義を以て四川軍民聯黨を綜覽する旨發表せり且當地第五師及靖國聯軍總司令部を撤退して成都に移れり。（二十八日、朝日）

▲四川の雲南軍出動　（上海特電十六日發）四川省の雲南軍は宜昌に向ふ可く出發せりと云ふ。（十八日、時事）

▲民黨圻州を襲ふ　（漢口特電十六日發）蔡濟民一派の民黨八日圻州を襲ひ監獄を開放し知事は逃る九日同地の守備兵の暴徒は解散せられしも尙ほ擾亂を行へり馮國璋氏は知事の求めに依り兵を同地に派遣せしが直に引揚ぐるや否や明かならず。（十八日、時事）

▲梗恩賜暗殺さる　（十六日重慶特派員發）雲南第三軍長度恩賜は夜節に在りて刺客に逢ひ暗殺されたり原因今尙不明なり。（十八日、朝日）

▲南軍土匪買收　（北京特電十六日特派員發）厦門附近にて南軍は十萬圓を投じて土匪多數を買收し地力に擾亂を起さしめ鋤ひ猖獗を極めつゝありと。（十八日、日日）

▲黎天才氏　（漢口特電十七日特派員發）黎天才氏は巴東縣に主力を置き租稅を徵收しつゝあり。（十八日、日日）

▲陸宗輿氏　（北京特電十六日特派員發）陸宗輿氏は立山製鐵所振興公司督辦に任ぜられたり。（十八日、日日）

▲岑氏の排段意見　（上海特電十七日特派員發）岑春煊氏は馮國璋氏に打電し邊防に注意し徒に內爭を生ぜしむべからざるを說き且段祺瑞氏を以て內閣を組織せしむべからずとなし其理由を擧げたりと。（十九日、日日）

▲總統講和使來寧　（十七日南京特派員發）總統府顧問潘鍾岳州恢復後に於ける南北講和問題に關し李督軍と會見の爲め十六日來寧せり。（十九日、朝日）

▲新安武軍の新任務　（十七日北京特派員發）李純が倪嗣沖より寄ほんさして爭ひ來れる徐州にある新安武軍の處分に關し政府は熟議の結果遂に張文生を四省捕匪督辦代理に任命して新安武軍を山東、河南、安徽、江蘇の捕匪專任さするこゝし該問題を落着せしめんさするものゝ如しと。（十九日、朝日）

▲倪嗣沖援軍を求む　（上海特電十八日發）倪嗣沖氏は安徽省の民軍峰起せる爲め張作霖に兵力を安徽省徐州に送り註屯せしめ援助されたしと電報にて商議せりといふ。（十九日、時事）

▲岳州遂に陷落　（北京特電十八日特派員發）岳州は十七日午後十時陷落し直隸第一混成旅團は入城せり。

（北京特電十八日特派員發）直隸混成第一旅團及第四旅團は十七日午後一時城陵磯を突破し四時岳州を完全に占領せるが岳州の南軍は湘陰方面に退却せり。

（漢口特電十八日特派員發）十七日午後四時北軍が岳州を占領したりとの說あり臨湘より水上に逃れし南軍は皆直に長沙に走り城陵磯には南軍なく岳州は南軍の放火に逢ひ火藥庫は燒失せり。（十九日、日日）

▲王督軍岳州負傷者慰問　（十六日漢口特派員發）岳州攻擊隊負傷者將校百三十一名下士卒千五百九十名は武昌假病院に收容さる王督軍は親しく之を慰問し將校に五圓下士卒に二圓宛の見舞金を贈れり。（十九日、朝日）

▲顧品珍岳州援助　（十七日南京特派員發）重慶來電に依れば唐繼堯は雲南四川より各一個混成旅を編成し顧品珍之を引率し長沙岳州を援助の爲め武漢に進軍せしむべく決意せりと。（十九日、朝日）

▲奉天軍江蘇に入る　（上海特電十八日發）江蘇省徐州來電に據れば奉天軍前衛十七日徐州に着せり後續部隊も十八日到着の豫定なりとあり江蘇督軍李純氏は先づ奉天軍江蘇省の境に入り不軌の擧動ある場合に於ける如何に處置

す可きかを電報にて示されたしと馮國璋氏に問合せたるも返電なしと南京の王趙楨氏は急電を北京に發し奉天軍將に南江蘇省に入らんとす速かに之を止められたしと云へり。（十九日、時事）

▲張軍續々南下す　（天津特電十七日發）十六日朝、張軍は奉天より第百十三團の兵合計約千百名、二列車にて軍糧城に下車し同日朝軍糧城より約五百の兵、郎坊に向へり今朝七時より晝までの間に五列車の兵宿地を通過したるが孰れも錦州よりせるものにて二十八師百十二團の兵五百、徐州に向ひ第二混成旅の一部と機關銃隊共六百は二列車にて德州に向ひ二混成旅團長以下約四百は濟南に向へり二十八師百十團の兵約千名と砲工騎輜重約四百は德州に向へり。（十九日、時事）

▲徐氏濟南に向ふ　（北京特電十七日特派員發）軍糧城に在りたる徐樹錚氏は十七日午前七時四十分濟南に向へり。（十九日、日日）

▲山東土匪猖獗　（十七日濟南特派員發）山東南部に蜂起せる匪亂は益猛烈となり且民黨員之を利用して活動を初めたるが寔州鎭守使の急電に據れば滕縣、費縣に割據せる匪勢約二千は新泰縣に侵入し遂に同縣城を陷落し縣知事は逃亡せり同部隊は勢ひに乘じて蓬萊、泰安兩縣に進擊せん氣勢を示し又寔縣方面の匪勢一千は南北交通斷絶の目的を以て江蘇山東境なる一驛を襲ひたるも官兵の爲め邀擊に逢ひ激戰の後敗退せるも匪勢頗る猖獗にして山東の南部は危險に逼りつゝあり。（十九日、朝日）

▲結局段氏出廬か　（北京特電十八日特派員發）徐世昌段祺瑞の兩氏に盡度い處理就任を促せし馮總統は時局刻一日も早く正式總理を立てんと熊慶し依然窮地に立ちて段氏の出山を要求しつゝあるが馮氏は

（第一）岳州長沙の恢復は中央の豫定方針にして之を變更するが如き事なきも南方を徹頭徹尾敵視して飽迄も南北を分離せしむる如き武斷政治を採用せざる事。

（第二）總統の實權を無視して有名無實の虛器に總統を祭込む如き振舞なき事。

（第三）江蘇督軍李純を免職し或は討伐する如き方針を取らざる事。

（第四）減程度迄南方の主張を容るゝ事。

（第五）長沙岳州を恢復せば南北妥協を爲す事等。

の諸條項を希望し段氏と日々接近しつゝあるを以て案外段氏の出山は速に實現さるゝやも知れず。（廿日、日日）

▲中央戰意牢し　（北京特電十八日特派員發）岳州陷落後中央政府は依然として討伐を繼續し長沙を恢復する迄は南方が如何なる妥協條件を提出するとも曖昧なる講和を締結せざる方針を取り戰線の北軍に對し今回の各軍ある戰勝を賞揚し尙大に士氣を鼓舞して完全に南軍を追擊すべしと激勵の電報を發せり。（廿日、日日）

▲兵を罷むるの機會　（上海特電十九日發）曹錕、張懷芝、王占元、李純、陳光遠、張敬堯、馮玉祥等は岳州を得たる後此時に乘じ兵を罷むるを願ふの意を表示す可く議定したりと右は馮國璋氏の主張に據るものなりといふ（廿日、時事）

▲曹錕岳州回復公報　（十八日北京特派員發）岳州は十六日完全に回復したる旨十八日曹錕より公報ありたり。（二十日、朝日）

▲岳州確實に占領　（十九日香港特派員發）岳州は十七日午後四時北軍入城せしも六時臨湘より退却せる廣四軍に奪回せられ十八日北軍更に兵を增し攻擊の結果午後三時確實に占領せり。（廿日、朝日）

▲討倪軍蚌阜に向ふ　（十八日北京特派員發）倪嗣冲討伐軍來り陸續軍討倪總司令、馮玉祥副司令となり兵力約二萬十日以內に蚌阜に向ふべしとの報あり。（二十日、朝日）

▲馮氏留任命令　（北京特電十八日特派員發）曹錕、王占元兩氏は馮大總統に對し第十六混成旅長馮玉祥氏の免職に關し命乞をなせる結果本日大總統令を以て馮玉祥は陸軍中將の現官を褫奪するも暫時旅長留任を許し曹錕の撤兵に盡さしめ以て奮勉功を計り天職を盡さしむべしとの命令出たり。（廿日、日日）

▲政府張に下命　（十八日北京特派員發）北京政府は張作霖に對し『奉天軍の京奉線無斷使用に就き外交團より抗議し來らんとす速かに廊坊の兵を南下せしめよ』と張作霖答へて曰く委細承知せり十日以內に江西に向つて出

責は馮國璋氏其人にありと。（廿二日、時事）

▲岳州恢復を賞す　（北京特電二十日發）馮大總統は曹錕、張敬堯及び張懷芝等に電報し岳州恢復の功を賞すると共に敵を追撃して速かに長沙を恢復すべき旨命令せるが北京政府は湖南全省を北軍の手に收めたる上は張敬堯を湖南督軍に任命する筈なり。（廿二日、時事）

▲北軍岳州占領後報　（北京特電二十日發）岳州より退却せる南軍は十七日に至り再び逆襲し來りたる結果北軍は城陵磯に退却し十八日朝後續部隊と力を戮せて再び岳州城に入り完全に同地を占領十八日正午までに攻撃軍の大半は入城を完了し第二艦隊は岳州湖岸に碇泊せり今回の戰鬪中碰觸（？）は百餘發の敵彈を受けたるも負傷者五名に過ぎず尙ほ同艦は十三發他の一隻も甲十二發の砲彈を發射せりと。（廿二日、時事）

▲湖南に進軍せよ　（二十日北京特派員發）參謀辦公廳は二十日南下中の張懷芝に對し長沙攻撃の第一旅應援として五日以內に萍鄕より湖南に出でんことを命ぜり。（廿二日、朝日）

▲總司令部岳州に進まん　（二十日漢口特派員發）攻岳總司令張敬堯は十九日崇陽縣を出發し岳州に赴き總司令部も同地に進むる筈。（廿二日、朝日）

▲長沙攻落容易　（二十日北京特派員發）目下長沙には廣西軍馬繼の六衛と少數の湖南軍あるのみにて廣西軍は悉く龍濟光軍に對抗する爲め廣東に引揚げたり從つて長沙の攻落は容易なるべし張懷芝の第二旅は一週間內に長沙の總攻撃を開始する筈。（廿二日、朝日）

▲北軍長沙に逆襲せん　（北京特電二十日發）岳州を占領せる北軍の張敬堯氏は長沙に逆襲せんとしつゝあり漢口又は長沙は再び掠奪の虞ある可きを以て帝國軍艦は與元丸を伴ひ長沙に向け急行せり又漢口に碇泊中なりし英國軍艦ウッドコック、支那軍艦五隻も岳州に向け急行せり。（廿二日、時事）

▲山東匪勢猛烈　（二十日濟南特派員發）新泰縣城は土匪の爲に占領せられ匪勢大に猛烈となり將に北上せんとする氣勢あるより山東官憲は十九日第五師の第廿聯隊に新補充大隊を急派し討伐せしむ鄒縣も亦土匪に包圍され危急に迫り魚臺縣は遂に陷落し城內の役所商家は大部分掠奪に會へりとの急電あり事態重大とならんとす。（廿二日、朝日）

▲三省聯合武漢討伐軍　（十九日重慶特派員發）武漢討伐軍として出征すべき三省聯合軍は大要左の編成の下に約二週間後に重慶を出發すべしと。

（一）黔南軍顧品珍總又新麾下の一個混成旅、葉荃麾下の一個旅（二）四川軍黃毓成麾下の一個混成旅三貴州軍袁祖銘麾下の一個旅、合計二個師（廿二日、朝日）

▲廣東派鐵道管理　（北京特電廿一日特派員發）廣東來電に據れば廣東軍政府は廣東三水間の鐵道管理權を掌握せり。（廿二日、日日）

▲湖南民黨逮捕さる　（二十日漢口特派員發）湖南民黨一派漢口にて事を擧げんと計畫逸居るを當局の探知する所となり武昌にて十六名、漢口佛租界にて十一名逮捕さる又爆彈隊として漢口の重要人物暗殺を計畫せりとの嫌疑にて二十七名逮捕さる。

▲西南議會　（北京特電廿一日特派員發）廣東來電に據れば西南聯合議會は四月開會の筈なりしが六月に變更せりと。（廿二日、日日）

▲伍廷芳梧州行　（二十一日香港特派員發）伍廷芳は隨乘廷より親しく會見せんとの電報に接し五朝艦を隨へ十七日廣東發梧州に向へり。（廿二日、朝日）

▲段氏擁立運動　（北京特電廿日特派員發）張奉天督軍の代表劉恩光、金鼎勳兩氏は十九日入京し先づ馮總統に謁し張督軍の密書を呈し奉天軍各路南下の狀況を述べ且段祺瑞政府の出現を要求したり尙該代表者等は各南方の有力者に會見して同樣の勸告をなせり。

（北京特電廿日特派員發）天津に於ける各省督軍代理六名は會議の結果前湖宣撫使曹錕、征南第二路司令張懷芝、攻岳總司令張敬堯氏等をして段祺瑞氏の出廬を要求せしむべく漢口に急行せり。

（北京特電廿日特派員發）岳州陷落後主戰派諸將の意氣頗る昂り餘勢に乘じて長沙を恢復せんと期し北軍派督軍連と北洋系有力者との感情は爲めに少しく融和し來れるもの、如く此際段祺瑞氏を出廬せしむるに意見一致し張曉

る運動を試むべしと。

（北京特電廿日特派員發）　江蘇督軍李純、江西督軍陳光遠、湖北督軍王占元、山西督軍閻錫山、陝西督軍陳樹藩、直隸督軍兼兩湖宣撫使曹錕の諸氏を除き北方各督軍總守使は段祺瑞氏の總理就任に贊成の電報を中央に寄せ來れり。（廿二日、日日）

▲段氏辭退は絕對ならず　（二十一日北京特派員發）徐世昌は二十日林公使と會見の際段祺瑞の入閣辭退は絕對的のものにあらずと答へたりと。（廿三日、朝日）

▲段氏尚ほ動かず　（二十一日北京特派員發）馮總統は段祺瑞氏推擧の各將軍の連名電報を二十日徐世昌氏に示し更に段氏の出廬を勸めん事を懇請したるも徐世昌氏は之を辭せり依つて田文烈をして段氏を說かしめたるも段氏は尚動かざるが如し。（廿三日、朝日）

▲天津會議の密約　（二十一日北京特派員發）天津會議の一消息通は曰く、今回議決せるは六項にして中二項は秘密に屬するも明かなるもの左の如し。

一、長沙恢復再び和戰方針を定むる事。
二、中央に實行內閣制度の命令を要求する事。
三、段祺瑞に內閣を組織せしむる事。
四、國會を創立して臨時參議院と職權を代行せしむる事。（廿三日、朝日）

▲李純軍と奉天軍　（北京特電廿二日特派員發）暫時沈默を守り居りたる江蘇督軍李純氏は過日中央政府に對し張作霖軍の南下に對し詰問の電報を發したるが中央は之に對し訓諭の返電を發し奉天軍と李純軍とは決して衝突する事なかるべしとて樂觀し居れるも目下李純氏は戰備に怠りなく一面部下に對し張作霖氏とは互に衝突することを避くべしと訓戒を下せるも形勢日に險惡を加へつゝあり。（廿三日、日日）

▲南下奉天軍の苦情　（二十一日奉天特派員發）奉天軍第六混成旅は全部出動し總司令許蘭洲も軍糧城に到り徐樹錚副司令と共に總司令部に在りて指揮を取り居れるが先發隊は既に一箇月餘に亘り爲す事もなく日を過ぜより情氣滿々として倦怠し二十日隊長を通じて各將校兵士は遠かに鐵退原駐屯地に歸るか或は南下して戰線に立つかの命令を與へよと張督軍に迫れるに張督軍は至急南下の命令を與ふるに就き暫く持重せよと答電せり。（廿三日、朝日）

▲奉天軍岳州輸送　（二十一日漢口特派員發）奉天混成第三旅第五團の步兵三營來漢二十一日武岳線にて直に岳州方面に輸送さる。（廿三日、朝日）

▲馮氏李倪の疏通を計る　（二十一日北京特派員發）馮總統は二十日夜長江巡閱副使王廷植に密電を發し李純と倪嗣沖との間の意見を疏通して北洋系の團結を固めん事を商議し居れり。（二十三日、朝日）

▲曹錕張敬堯推擧　（二十日漢口特派員發）曹錕は張敬堯の岳州攻陷の功を稱すると共に湖南督軍兼湖南總司令に任命せよと北京に申請せり。（廿三日、朝日）

▲江蘇浙江治安維持　（上海特電二十二日發）昨日當地護軍使盧永祥氏は浙江督軍楊善德氏と連名にて中央政府に打電し時局混亂、謠言紛々金箏地方治安の責にあり江蘇浙江の現狀必ず當に努めて維持すべく秩序を破壞するものあらば會等事に先だち監視せざるを得ずと云へり。（廿三日、時事）

▲張懷芝軍進擊　（北京特電廿二日特派員發）征南第二路總司令張懷芝氏の軍は十九日より前進を始め第一師團長施從雲氏第六旅團長張宗昌氏の一部は湖南省劉陽を攻て長沙に前進し第廿三旅團張之傑氏の一隊は江西省萍鄉より醴陵（湖南）を攻めて長沙に前進すべし尚張懷芝自身は廿二日南昌を發し親しく戰線に立つて軍隊を督勵すべしと。（廿三日、日日）

▲三十萬元の懸賞分配　（二十一日漢口特派員發）岳州陷落の懸賞三十萬元を送り來れるを以て曹錕は直に人を岳州に派して張敬堯、吳佩孚に交付し分配せしめたり尚其他種々の慰問物品をも送付したり。（廿三日、朝日）

▲譚浩明岳州陷落を憤る　（二十一日北京特派員發）南軍總司令譚浩明は岳州陷落を聞きて大に怒り十九日長沙より湘陰に向け大砲五門、砲彈數千小銃彈十餘萬發を送ると共に陸軍廷に援兵を請へりと尚南北軍前衛に既に湘陰に於て衝突したる模樣なり。（廿三日、朝日）

▲馮玉祥獨立取消　（二十一日漢口特派員發）第十六混成旅長馮玉祥は今回留任となりし爲め獨立を取消せり但し安徽に對する行動を中止する能はず近く安徽城内に軍隊を進めんと計畫しつゝあり。（二十三日、朝日）

▲馮玉祥の軍費强請　（二十日漢口特派員發）武穴に在る混成第十六旅長馮玉祥軍費愈缺乏の爲め副官を武昌に派し王督軍に二萬元の立て替方を請ひ若し之れを許されずんば同旅の取締に任じ能はずと要求せるが之が爲め王督軍は取敢ず一萬元を融通せりと。（廿三日、朝日）

▲唐繼堯重慶行　（十九日重慶特派員發）雲南特軍唐繼堯は蔡鍔全部及近衛軍一個團隊を率ゐ且最近雲南より到着せる大砲、小銃、彈藥千七百駄を擔げ雲南省當局より順義府に出で重慶に向け出發すべしとの情報あり。（廿三日、朝日）

▲湖南援軍一萬五千　（二十一日北京特派員發）四川より湖北に赴かんとする雲貴川聯合の湖南援軍兵力は顧品珍、趙又新の四千名既に瀘州より重慶に向へる葉荃の四千名、舊四川第一師を基礎として黄毓成の編成中なる四千名既に十七日成都より重慶に出でつゝある諸裏組錦の三千なりと。（二十三日、朝日）

▲唐繼堯の援軍に備へよ　（二十一日北京特派員發）吳光新は報告して曰く唐繼堯は湖南軍援助の爲め兵二團を重慶より出す請ふ曾銳張敬堯に命じて之に備へしめよと。（廿三日、朝日）

▲龍軍陽江州占領　（香港特電廿二日特派員發）龍濟光氏麾下の首將李嘉品は十五日夜半突然陽江洲を襲撃し同地を占領せり數百の民家は砲彈の爲火を發し破壞せられたり尙新寧よりの報道に據れば沈鴻英氏は龍軍に降服し沈氏の降服に反對せる司令官饒邦平氏は沈氏の麾下に殺害されたり。（廿三日、日日）

▲廣東の正式國會　（二十二日上海特派員發）廣東非常國會は六月十二日廣東にて正式國會を開く事に議決し五月迄に廣東に集まるべく各議員に通告し一箇月内に到着せざる議員に對し他の議員を以て補充すべく經費は國法各省にて支拂ふべしといふ。（二十三日、朝日）

▲廣東軍政府統轄權擴張　（二十一日廣東特派員發）廣東軍政府は今回軍事、行政、財政の外其他の官衙をも統轄する事となれり。（廿三日、朝日）

▲黑龍督軍南滿募兵　（二十日遼陽特派員發）黑龍江督軍鮑貴卿は國境防備の爲め南滿にて募兵することゝなり募兵委員關歩兵大尉以下五名遼陽に來れり城内に滯在四百名を招募する筈資格は二十歳以上二十五歳以下身長五尺三寸多少文字を解するものとす。（廿三日、朝日）

▲奉天募兵進捗　（奉天特電廿日特派員發）張督軍の計畫せる新募二個師團の編制は着々進行し日々相當の應募兵あるを以て四月五日迄には全部を招集し十日檢閲を行ふべしと命令したり。（廿二日、日日）

▲海軍總司令病死す　（上海特電廿一日發）海軍總司令饒鴻文氏は二十日當地自宅にて病死せりといふ。（廿三日、時事）

▲林長民氏來朝せん　（二十一日北京特派員發）林長民氏は二十八日夜天津を發せり先發湯化龍氏と朝鮮京城にて落合ひ日本に向ふ筈なり林長民氏曰く、閑を得たれば久し振に日本の花見旁日本人朝野の名士に會して支那の現狀を說き日本にて同情者を求むる爲めなりと。（廿三日、朝日）

▲伍廷芳廣東發　（上海特電廿二日發）伍廷芳氏は陸榮廷氏よりの來電に應じ陸氏と會見の爲め十七日伍朝樞氏と共に廣東を出發せり。（廿三日、時事）

▲六省連衡計畫　（漢口特電廿二日特派員發）江蘇督軍李純氏は湖北督軍王占元氏に對し予は江蘇、湖南、湖北、安徽、浙江、江西の六省を連衡して張敬堯氏を湖南督軍に張憬芝氏を浙江督軍に曹錕氏を安徽督軍となし中央との關係を斷ち獨立を宣言し以て南北紛爭の外に立たんとす若し中央政府にして之を肯せずんば右聯合各省の軍隊を以て安徽督軍倪嗣沖、浙江督軍楊善德等を討伐すべしと打電し王占元氏の贊成を求め來れるが王占元氏は李純氏を慰撫し時機尙早しとの反對電報を送れり。（廿四日、日日）

▲曹錕和意を洩らす　（漢口特電廿二日發）曹錕氏に二十日訪問者に對し成る可く岳州陷落を機とし和解を爲し度き意見なるを洩らせり。（廿四日、時事）

▲曹錕に進撃命令　（漢口特電二十二日發）政府は曹錕氏に對し其の功勞を謝し尙ほ猛烈に進軍す可きを訓令し來れり。（廿四日、時事）

▲奉天軍司令部設置　（天津特電二十二日發）昨日當地露西亞租界に奉天軍總司令部辦行署なるもの設けられ同軍の軍政事務は同署に於て直接處理せらるゝことゝなれり其總司令の職は副司令徐樹錚之を代理すと云ふ彼は此の司令部を支那町に設けんとして當局に拒絶せられたりとのことなるが徐副司令は過般來奬州濁流鎭天津間に於て頻りに活動しつゝあり。（廿四日、時事）

▲張作霖行動の眞相　（漢口特電廿二日發）天津よりの來電に曰く十六日徐樹錚氏は軍艦城の其司令部に來り人に吹聽すらく「張作霖の行動は寺內內閣の援助の下に兵力を以て馮總統を威嚇し馮段を握手せしめ之を北洋派の中心として團結を固くし南方に對しては或る讓歩を以て妥協し一方日支提携して西比利亞方面の 防禦に當らんとするにあり」と、天津の官憲は頗る之を信じ彼に接近せんとするの形勢ありと。（廿四日、時事）

▲長沙攻撃軍七萬　（二十三日北京特派員發）長沙攻撃軍は第一路軍第二路軍と道を分ちて進み第一路軍の第一隊を曹錕率ひ第三隊を張敬堯第二路軍の第一隊を張懷芝率ひ第二隊を倪嗣沖、陳光遠の聯合軍とし尙外に遊撃隊あり總勢七萬と稱せらる。（廿四日、朝日）

▲南軍逆襲を試む　（上海特電廿三日發）武昌來電に曰く南軍湘陰平江より再び岳州を攻め十九日朝激戰あり今に至りて尙ほ止まず曹錕王占元は江西に對し速かに長沙を攻んことを求めたりと。

南軍は廣東軍の援兵を得たりとの說あり。

雲南貴州四川混合軍の大本營は畢節より重慶に移れりといふ。（廿四日、時事）

▲南軍應援行動開始　（漢口特電廿二日發）十八日發の成都來電に據れば顧品珍氏の下に雲南軍第一師、貴州軍二ヶ聯隊又蜀軍辛氏の下に四川第五師及び石青陽の兵各二ヶ聯隊は南軍應援の爲め宜昌を攻むるに決し行動を始めたり。（廿四日、時事）

▲陸氏援軍派遣を諾す　（二十二日北京特派員發）陸榮廷は譚浩明の要求に應じ廣西軍十營を湘陰方面へ出すべき事を承諾せりと。（廿四日、朝日）

▲宜昌尙ほ人心不安　（漢口特電廿二日發）黎天才の兵退き宜昌は無事なるも黎は兵を歸州に屯せしめ四川境までの河筋を勢力範圍とし上流の鎭克武の兵と連絡し重慶より 近日顧品珍、四川、貴州、雲南兵各一旅の應援軍を率ゐ下る可しとの說あり人心尙ほ不安なり。（廿四日、時事）

▲王汝勤盜利縣恢復　（二十二日北京特派員發）湖北監利縣は二十日王汝勤の爲に恢復されたりと。（廿四日、朝日）

▲陝西省全く平定　（二十二日北京特派員發）陝西督軍陳樹藩の二十二日の報告に依れば陝西省は全く平定に歸せりと。（廿四日、朝日）

▲唐繼堯永寧着　（漢口特電二十二日發）唐繼堯氏は四川省永寧に着せり。（二十四日、時事）

▲雲貴軍大本營　（上海特電二十三日特派員發）雲南、貴州、四川聯合軍の大本營は畢節より重慶に移れりと云ふ。（二十四日、日日）

▲段氏就任を諾す　（北京特電二十三日發）本日馮國璋氏に段祺瑞氏の要求せる純然たる責任內閣の復活を承諾せるを以て段氏は內閣組織を承諾し現國務員全部辭表を提出することゝなれり。（二十三日、時事）

▲段內閣成立　（北京特電二十三日特派員發）二十三日午後十時國務總理王士珍氏の辭職を許し段祺瑞氏を國務總理に任ずる旨の大總統令出でたり內閣は左の顏觸を以て組織さるべし。

國務總理兼財政總長　段　祺　瑞　　內務總長　張　國　淦
陸軍總長　段　芝　貴　　海軍總長　劉　冠　雄
司法總長　張　一　鵬　　教育總長　張　一　麐
外交總長　陸　徵　祥（留任）　農商總長　田　文　烈（留任）
交通總長　曹　汝　霖（留任）（二十五日、日日）

▲段氏任命新聞評　（上海特電二十四日發）段內閣成立の報に接し當地の支那新聞は皆時局の益紛糾するに至るを憂慮し居れり。

▲申報　は段內閣の今日の出現は是れ憲に段氏の好んで其難を爲すものなりと。

▲時報　は段氏の出づると出でざると共に政局の望みなきは一なりと。

▲新申報　は段內閣の斃に倒れる事は其政策當時の時局に宜しからざるが爲なり今の時局は斃の時局より更に紛糾しつゝあり段の出る時局をして益々紛糾に陷らしむるものなりと。

▲新聞報　は段內閣の復活にて內閣假りに解決せんも時局の紛擾尙は巫の如くなる可し蓋し今の政務に當るもの國家の政務を爲すに非すして少數者の盛衰問題に沒頭すればなり彼倒れ是起り循環して相次ぐのみ國事元より關係なく大局何ぞ轉機の望みあらんや此の一往一復の間國民の生命幾何ぞ是れ即ち重ねて思ふ可き問題のみと。

▲民國日報　は袁世凱死して法を毀ち國を亂し大局を破壞し拾收に堪へざらしめしもの段祺瑞を首領とする段派に過ぎたるはなし今又內閣を組織すと云ふ其不法を惹にし國家愈々亂る護法の諸將は段と兩立せず段の內閣を組織せざる南北妥協の餘地ある可きも段の內閣を組織するに必ず四南を全滅せしめて全國を段派の天下と爲さんとす可く戰禍之より蔓延し相議永久に望みなきは斷言し得可きなり我が護法の旗子我國民は其精神を固くし段を討ち段を倒し段の燄を打破らざれば民國必ず亡ぶ可しと痛論せり。

▲中華申報　は北洋派に緩軟二派あり硬派は段祺瑞之が首領たり軟派は馮國璋之が首領たりて之を識明し軟派即ち直隸派が段派と戰はずして段派に下れりと爲し結論して曰く故に我國今日の騷亂は段派之を作り馮國璋之を助せるものなりと。（二十五日、時事）

▲各總長徐氏訪問　（二十三日北京特派員發）各部總長は二十三日閣議に於て一致して段を總理に推したる後打揃うて徐世昌氏を訪ひ段氏に勸請を請へりと是れ徐昌氏が段の任命さへあれば何とか方法あるべしと云へるに依るものなりと又田文烈は段を訪問して閣議の結果を述べ勸請する所ありたりと。（二十五日、朝日）

▲王總理辭職許可　（二十三日北京特派員發）國務總理王士珍の辭職を許すとの大總統令出づ。（二十五日、朝日）

▲兵を罷むる勸告　（上海特電二十三日發）當地商民各團體は再び南北兩方面に對し速かに兵を罷め共に外侮を禦がんことを電稱にて要求すべく協議中なり。（二十五日、時事）

▲南方との妥協危惧　（二十四日北京特派員發）曹錕は南征の際長沙まで回復すれば直に南方と妥協の態度に出づべきことを馮總統に密約せるものゝ如きが段祺瑞總理に就任したる今日果して此方針を容るゝや否や深く危ぶまる。（二十五日、朝日）

▲唐繼堯議和七條件　（二十四日上海特派員發）唐繼堯が先般岑春煊に宛てたる議和條件に就き滇に岑春煊に於て各省に通電し同意を求めたりと稱するもの左の七條なり（一）務國會恢復（二）總統は一致馮總統を推戴すべし但し繼任は正式に大總統選舉法に依り審理すべし（三）四川、貴州、湖南、廣西廣東各省の人を用ゆること現狀に依據し四南の意見を納るべし但し余は巡閱使の職に就かざるを宣言す（四）海軍獨立人員現狀に恢復し沿岸各要塞には海軍の人員を採用すべし（五）四南各督軍は國防の爲め軍器を購入すべく中央政府は強ひて之を制限すべからず（六）李耀漢、石星川を元の位置に復し其軍隊を荊州襄陽に駐在せしむべし（七）各省護國法開戰役前後の經費は中央政府より支辨すべし。（二十五日、朝日）

▲張作霖氏の畫策　（漢口特電二十二日特派員發）天津來電に曰く十六日徐樹錚氏　軍糧城司令部に來れり氏は語つて曰く「張作霖の行動は寺內內閣援助の下に兵力を以て馮總統の自覺を促し兩者をして握手せしめ幾分の讓歩を爲して南方と妥協し一方日支提携して西伯利方面の防禦に當らんとするものなり」と天津の官憲は氏の言を信じ努めて之に接近せんとする形勢ありと。（二十五日、日日）

▲奉天軍亦も出動　（奉天特電二十三日發）奉天步兵三營、騎兵二營二十二日奉天發濟南及徐州方面へ出動せり之と同時に瀋に日本より買入れたる軍器彈藥の多數及軍需品多量も輸送されたり而して二十三日朝第五十三旅長張桂敬も出發せり最近に多數の軍隊を出動するは如何なる意志なるや頗る怪しむべく唯だ張督軍は過日來の出兵が何等の効果を現はさゞるを以て自棄氣味となれるか如し又天津會議は其後依然として極力出兵を要求しつゝあるによるべし。（二十五日、時事）

▲徐樹錚天津に活動　（二十三日天津特派員發）二十一日當地露國租

界に派天軍總司令部辦公署なるもの設けられ 國軍の軍政事務は同署に於て直接處理せらるゝことゝなれり 其總司令の職は副司令徐樹錚代理すとゝふ徐は此司令部を支那街に設けんとして當局に拒まれたりとのことなるが軍司令部を天津に設くるは條約違反ならん徐は過般來當州漫遊の天津間に於て頻に活動しつゝあり。（二十五日、朝日）

▲岳州方面停戰成る （上海特電二十四日發）武昌よりの來電に曰く岳州方面既に二十一日暫く停戰を約す 兩軍死傷者共に多く和議の望みありとあり日本より購入の武器岳州方面に送らるゝの報あり 當地支那人中憤慨するもの多し當地外國人殊に英國人は段派內閣の出現は支那の國家統一を不可能ならしむとの意見を有するもの多し。（二十五日、時事）

▲長沙攻擊の策戰 （北京特電二十三日發）長沙攻擊に關し左の如く飯戰し各軍司令官に對し夫れ〳〵電命せり。

▲第一軍一隊は曹錕の直隸軍にして岳州より湘影を經て長沙の正面攻擊を行はんとする兵力三個旅團、第二隊は直隸軍第七師を主力とし通城平江を經て第一隊と協力し岳州の正面攻擊を爲し其本隊は既に平江に進せり兵力三個旅團、尙ほ第一軍總司令張繼剛(?)は既に岳州に入城し此處に總司令部を置く、第二軍第一隊は張懷芝の山東軍にして南昌より瀏流嶺を經て側面より長沙を攻擊し兵力三個師團にして第二軍總司令張懷芝自ら之を指揮す、第三隊は倪嗣沖部下の安武軍及び陳光遠部下の江西軍にして南昌より萍鄉醴陵を經て萍潭に出で背面より長沙を攻擊す兵力三個旅團なり。（二十五日、時事）

▲南軍に增援派遣 （北京特電二十四日發）湖南湖北兩省に於ける南軍の形勢漸く非なるを見て 四川に於ける南軍は成都守備の爲め熊克武の手兵を同地に止むる外全軍隊を以て急援軍を編成することゝし取敢ず顧品珍部下の南軍端風率部下の貴州軍二團の外四川軍一團及び石青陽の手兵二團を起し六團の兵を以て湖北に於ける南軍急援の目的にて宜昌方面へ向け既に十八日頃より運動を開始せるが別に宜昌軍の一部として湖南に赴かしむる筈なり。（二十五日、時事）

▲陸榮廷龍軍進擊 （二十三日廣東特派員發）劉達慶の率ゐる軍は龍濟光の軍を敗り信宜を占領せり 陸榮廷は大軍を率ゐ實際を出發し龍濟光軍攻擊の爲當州に向つて進擊しつゝあり。（二十五日、朝日）

▲陝西省長任命 （北京特電二十三日特派員發）大總統命令を以て劉鎭華氏を陝西省長に任じ 又何品瀾氏（海軍部軍務司長）は海軍總司令饒恩文逝去に付代理を命ぜらる。（二十五日、日日）

▲段氏正式承諾 （二十四日北京特派員發）段祺瑞氏は二十四日午後三時大總統に謁し總理たる事を正式に承諾せり。（二十六日朝日）

▲段氏の平和解決方針 （二十五日北京特派員發）段祺瑞は某有力家に對し長沙恢復後は四南に對し武力を用ふるを欲せず和平解決の方針にて大多數の主張に從はんと。（二十六日、朝日）

▲段氏の施政方針 （北京特電二十四日特派員發）新任總理段祺瑞氏の施政方針は中外の最も注目しつゝある所なるが最近段氏が昵近者に語る所に據れば外に對しては世界の大勢に鑑み協商國と參調を一にして之と協同動作を取り內に對しては必ず擧國一致を主眼となし殊に四南各省に對しては平和主義を取り武斷的政策を採用せず根本的妥協方針を求めんと語れりと。（二十六日、日日）

▲段總理就任訓示 （二十五日北京特派員發）段總理は二十五日午前九時半張子揆を伴ひ國務院に到り閣員一同に就任の辭を述べ訓示を與へ直に歸邸せり。（二十六日、朝日）

▲國務院秘書長任命 （二十四日北京特派員發）國務院秘書長張寶齡氏の辭職許可せられ張氏潭氏之に任ぜられたり。

（備考）張志潭は曾て袁世凱の時代錦綬道尹に任ぜられたるも段と共に袁の帝政に反對して職を辭し第一次段內閣成立後國務院秘書廳に入り第二科長となし 段の信任ありし人なり。（二十六日、朝日）

▲參陸辦公署を移す （二十四日北京特派員發）王士珍內閣となりて總督府に移されたる參陸辦公署は再び國務院に移さゝる事となれり蓋し是段內閣が責任內閣實行の名の下に總統の權力を奪ふの前提なりと見るべし。（二十六日、朝日）

▲梁士詒入閣事情 （二十四日北京特派員發）段內閣の財政總長たらん

▲司法總長復職せん　（二十七日北京特派員發）司法總長江庸氏は近く休暇を取消し復職すべしと。（廿八日、朝日）

▲參謀總長蔭昌辭職　（二十六日北京特派員發）參謀總長蔭昌は二十六日辭表を提出せり多分聽許さる可し。（二十八日、朝日）

▲陸南京獨立を慫慂す　（漢口特電二十六日發）陸蘇軍氏は李純氏に向つて武穴に援兵を送り南京は獨立せんことを勸告し居れり。（二十八日、時事）

▲王巡閱使復電す　（南京特電二十六日發）長江巡閱使王占元氏は馮總統に對し復電を發し江蘇安徽は既に意見の融和を得たり決して衝突を來すこと無からん。（二十八日、時事）

▲馮玉祥留任謝電　（二十六日北京特派員發）馮玉祥は陸軍中將の現官を褫奪され留任を許されたるに對し馮總統元の如く事を見るべく曹錕の下に勵むべしとの謝電を寄せ又曹錕よりは二十四日馮玉祥の第一路參加を願ひ出でたりと。（二十八日、朝日）

▲主戰派馮攻擊決定　（漢口特電二十六日發）徐樹錚氏及び主戰派各省代表者は二十日天津會議の結果獨流鎭氏の奉天軍を南下せしめ倪嗣沖氏を援けて馮玉璋氏を攻むるに決せり。（二十八日、時事）

▲馮玉祥自衞に備ふ　（漢口特電二十六日發）馮國祥氏は自衞の目的を以て武穴對岸の高山に砲を列し九江の來路を扼し又廣濟縣圻州及び田家鎭に兵を分屯す。（二十八日、時事）

▲奉天軍更に活躍　（二十三日天津特派員發）徐樹錚の指揮を取れる奉天軍總司令部は電信局長との間に電信を特設する等一層の活躍を示しつゝあり。（二十八日、朝日）

▲討南軍益〻進む　（漢口特電二十六日特派員發）四南討伐軍第二路總司令張懷芝氏の兵は二軍に分れ山東第一師團南京第六旅團は既に劉陽（湖南）に安武軍の豫備第二十三旅團は醴陵（湖南）に向ひ張懷芝氏は二十七日袁州に向へり。（二十八日、日日）

▲安徽軍湘潭占領　（北京特電二十六日發）吳光新氏の電報に曰く山東安徽軍は既に湘潭を占領し曹錕軍又湘陰を恢復し此の開勢をして長沙に進行し僅かに迫ると。（二十八日、時事）

▲張敬堯を湖南督軍に　（北京特電二十六日發）本日國務會議にて曹錕の電信を辯酌し張敬堯氏を湖南督軍に任命し攻擊軍は長沙占領後同地以南に兵を進めざることに決定せるが夜に入り張敬堯氏は湖南督軍に任命の大總統令出でたり。（二十八日、時事）

▲張軍瀏陽醴陵に向ふ　（漢口特電二十六日發）張懷芝氏の兵は二軍に分れ山東第一師南京第六旅は既に瀏陽に安武軍及び第二十三旅は醴陵に向ひ張氏は二十四日袁州に向へり人夫徵逃の爲め南昌にては男子は皆隱る。（二十八日、時事）

▲南軍長沙撤退　（二十六日北京特派員發）長沙の南軍は二十五日撤退せり長沙の運命も目睫の間に迫れり。（二十八日、朝日）

▲雲貴軍宜昌に接近　（二十六日漢口特派員發）重慶より雲貴軍の一部東下し宜昌に接近せる由宜昌守備軍司令の急電に依り王湖北督軍は第八師の一個聯隊を宜昌に急行せしめたり。（二十八日、朝日）

▲海軍總司令決定　（二十七日北京特派員發）海軍總司令鍾世文死し其正式後任として藍建樞を任命の事二十七日閣議に於て決定せり。（二十八日、朝日）

▲參戰督辦參議　（北京特電二十六日特派員發）前駐箚在支那公使劉鎭人氏は二十六日午前總理と會見し參戰督辦處の參議に任ぜられたり。（二十八日、日日）

▲黎天才氏の辯明　情報に據れば黎天才氏より在沙市日本領事に對し鄂州及巴東方面に於ける本邦商人貨物船抑留に關し左の如き辯明電報を送り來れりと。

弊軍鄂巴一帶占領以來外人の貨物船にして通關證書を有するものは軍用品を除き其他は一切平時の通り自由に航行せしめ抑留したる事なし最も萬難より下航せる日本商人の貨物船數隻は通關證書を有せざりし爲奸商等が日本國旗を濫用したるものと思惟し暫時航行を停止したるが貴領事の證照に

より日本商船なる事を確め得たるを以て既に發航の命令を出せり。
（二十八日、日日）

▲汕頭南軍暴擧　（北京特電二十六日特派員發）二十五日汕頭來電に據れば在汕頭の南軍殊に雲南軍は暴行至らざるなく近來本邦人に對しても危害を加ふる者あるを以て在汕頭本邦領事は再三地方當局並に軍隊當局に抗議を提出せるも依然無實任なる言辭を弄して意みず已むなく北京駐在林公使に對し強硬なる抗議を中央政府に提出せん事を電請し來れり。（二十八日、日日）

▲段總理施政方針　（北京特電二十七日發）段總理は昨日全國へ其就任通電中施政方針を通覧して曰く余は最に總理辭職以來再任の意なかりしも王總理病の故を以て辭職し馮大總統の慰留辭するに由なく遂に再び總理に就任せり四南問題に就ては彼等自ら統一を破りしに依り已むを得ず干戈を以て相見ゆるに至りしものなるが西南にして悔ゆるに於ては當方も兵を戢む可し全國一致して外に當るは刻下の急なれども時局未だ定まざるの前は北軍將士は引續き準擊し積極的に平和を克復す可し云々と。（二十九日、時事）

▲北方妥協を提議せん　湖南省長沙の運命は南北妥協のバロメーターとして多大の注意を以て迎へられたる所なりしが過般岳州を陷れたる張敬堯曹錕兩氏の聯合軍は更に長沙に迫り又張懐芝氏の率ゐる山東軍は長沙の側面なる萍鄉より張、曹聯合軍と聯絡を保ちて總攻撃を開始したれば譚浩明、程潛氏の段軍も遂に支ふるに由なく二十六日未明より四南方面に退却を開始し殊に我社北京特電に據れば既に北軍は長沙を陷れたりとのことなれば湖南は全然北軍の勢力下に置かれたるものにして茲に北方派は其優勢なる地位を利用して南北妥協の提議を爲すべしと。（二十九日、日日）

▲梁士詒氏推擧　（北京特電二十七日特派員發）梁總理は閣員一同の留任を希望しつゝあるも財政總長王克敏氏は依然として辭意を飜さゞるを以て梁氏は二十六日午後國務院秘書長張志潭氏を天津に派遣し梁士詒氏を訪はしめ財政總長に就任せんことを懇請する所ありしが梁氏は表面之を辭しつゝあり。（二十九日、日日）

▲李純、段の新任を祝す　（南京特電廿七日發）段國務總理は昨日新任したりとの報國務院より通電あり李督軍は祝賀の電報を發せり。
（二十九日、時事）

▲王督軍李純に忠告　（二十七日漢口特派員發）王湖北督軍は李純が段內閣に反對の意ありとの報に接し馮總統の內意を承け輕擧すべからざるを忠告せり。（二十九日、朝日）

▲伍、陸兩氏の會見　（北京特電二十六日特派員發）廣東來電に據れば伍廷芳、陸榮廷兩氏は廣縣にて會見し伍廷芳氏は廣東に歸り陸榮廷氏は目下貴縣（廣西）に在り會見の結果陸氏の意見は湖南の形勢如何に拘はらず北方が。

（第一）舊國會の恢復を承諾する事（第二）約法遵守を確實にする事等の條件を容れざれば決して妥協し難しと述べ伍廷芳氏の主張する正式國會開會には贊成なるも政府及聯合會合併にて四南政府を設立する事には反對せるものゝ如し。（廿九日、日日）

▲馮玉祥氏攻擊　（漢口特電二十六日特派員發）徐樹錚氏及主戰各代表は二十日の天津會議の結果湖流鎭に在る奉天軍を南下せしめ倪嗣沖氏を援け馮玉祥氏を攻擊する事を決せり倘討倪軍總司令陸建章氏は江蘇督軍李純氏に對し武穴に援兵を送る事を勸告せり。（二十九日、日日）

▲安徽討倪軍の畫策　（二十七日漢口特派員發）安徽討倪軍は前安徽都督柏文蔚及び安徽民黨一派の計畫にして潛州舒城太平府方面を根據として既に人を湖南に派し譚浩明程潛と聯絡し又馮玉祥を利用し其軍隊を迎へて安徽に入らしめ以て倪嗣沖を討伐せんとしつゝあり未だ大なる勢力なきも馮玉祥の同意如何に依りては或は問題となるやも知れず。
（二十九日、朝日）

▲奉天軍總司令部　（二十七日奉天特派員發）徐樹錚の奉天軍總司令部辦公處は露西亞租界に非ずして商埠附近日下支那に於て管理しつゝある所謂特別第二管理區に在りて北洋派の財產を預かる怪物王祝三氏の邸內に在り外間を憚り表札を出し居らず奉天より第二十九師長吳俊陞、參謀長楊宇霆、許蘭洲も來り會し其他の諸代表も出入し居れり。（二十九日、朝日）

▲徐州到着の奉天軍　（二十七日南京特派員發）徐州の新定武軍督辦

軍次生は李江蘇督軍に打電して曰く奉天軍は徐州に到着後軍規嚴格にして居民を行ふ處ひなし地方治安は自ら其任に當るべし云云。（二十九日、朝日）

▲張軍湖南に侵入（漢口特電二十七日發）長沙よりの來電に曰く張開儒の軍江西より侵入せるより譚浩明は二十五日衡山縣に向つて退き軍隊全部水陸より南に走り夜に入り掠奪行はれたりと。（二十九日、時事）

▲張敬堯湖南督軍特任（二十七日北京特派員發）張敬堯を湖南督軍に特任し譚延闓の赴任する迄當長を兼署せしむるとの大總統令二十七日出でたり。（二十九日、朝日）

▲直隸兵德州に向ふ（二十七日天津特派員發）豫州駐在直隸第五混成旅の騎兵約二百、軍馬二百、二十六日天津通過德州に向へり。（二十九日、朝日）

▲北兵長沙に入る（二十七日漢口特派員發）長沙來電、湘鄂邊閱使張懷芝の派遣せし決死隊歩兵十名騎兵八十名は二十六日午後十時長沙に入れり後續部隊も續々す到着の筈なるが南軍の湘陰方面より逃げ來る者頗る狐疑を極め市内の掠奪漸く盛んにして官廳及官錢局は勿論中流以上の商店皆掠奪さる但し在留邦人は無事なり。（二十九日、朝日）

▲長沙無秩序（二十七日長沙特派員發）長沙來電、長沙は警察兵逃亡の爲め全く無警察狀態となり掠奪盛んに行はれ益危險の狀況を呈せり今夜城外を掠奪すべしとの謠言盛んなり。（二十九日、朝日）

▲北軍湘陰恢復　二十七日北京特派員發）曹錕の報告に依れば二十六日湘陰を恢復せり。（二十九日、朝日）

▲渡日の目的は　支那前内務總長湯化龍氏は二十八日朝渡日の途入京長谷川總督を訪問し二十九日當地着の前司法總長林長民氏を待合せ卅日同伴當地發渡日の筈湯化龍氏の訪問談左の如し。

今回の日本漫遊は日本朝野の名士に對し支那の現狀を愬へ南北の妥協を促進せしむるが唯一の目的なり又予の屬する進歩黨は時局に對し嚴正中立の態度を取り居れるも憲政主義の標榜には何等渝る事なし段内閣は豫定の如く成立したるも基礎薄弱にして永續せざるべし云々。

（京城電報二十九日、日日）

▲募兵頗る好況（安東縣特電二十八日發）新設師團兵募集を始め二十歳以上四十歳迄の壯年者を募り居れるが時局の影響を受け應募者多し。（二十九日、時事）

▲段閣妥協の傾向（二十八日北京特派員發）段内閣は日本の意嚮の如く討伐主義を改め穩分妥協的となりたるが近く全國に「内憂外患頻に到り國歩艱難の極に達す全國民擧げて憂を分ち倶に國家を救ふの途を勵むべし」との意味の訓電を發して妥協の言葉を用ひ南力の意を迎へんとするの方法に出でんどするもの、如く而して南方之に應ぜば南方の人をも入れて共に事を爲し妥協の實を擧めんとするが如し而して南方強硬がすんば現狀を維持して決して北方より著るしき讓歩を爲すものあらざるが如し。（卅日、朝日）

▲財政總長は兼任（北京特電二十八日特派員發）國務院會議にて交通總長曹如霖氏をして財政總長を兼任せしめ天津道幣總監督吳鼎昌氏を道幣總長に朱深氏を大理院總檢察廳檢査長に各任命すべく決定したり。（卅日、日日）

▲朱深司法總長（二十八日北京特派員發）交通總長曹汝霖財政總長を兼任し吳鼎昌財政次長となり司法總長は朱深（現在檢察長）と決定せり。（卅日、朝日）

▲參戰事務所も移轉（二十八日北京特派員發）段内閣成立と共陸公債處は國務院に移されたるが今回更に參戰事務所をも國務院内に移すこと、せり。（三十日、朝日）

▲梁士詒の時局建白書（二十八日北京特派員發）梁士詒氏は數日内に上京すべきが梁氏は馬港より上海を經て天津に來り各方面の人物と接し時局に關し意見を交換せる結果南北調停の決心を爲せるもの、如く平和促進の方法、和平後に於ける軍隊の處置、財政の整理、軍民分治の實行等、國會問題等に關して具體的の方法を考案し既に國務院に其意見書を提出せり上京後は右に關し馮總統、段總理、徐世昌氏等に詳細の説明を試み其同意を得て然る後廣く聲明せんとするもの、如しと云ふ。（三十日、朝日）

▲李純浦口無錫に派兵　（二十八日上海特派員發）江蘇督軍李純は蘇州第二師團の兵二團を浦口に又鎭江の　第九十師團の兵一團を無錫に派遣を命じたり。（卅日、朝日）

▲援岳第一第二軍行動　（二十八日北京特派員發）重慶に集中しつゝある湖北成の第一軍、楊春の第二軍は白帝城附近まで進出して三峽の險に據りて四川を防備するに止まるが如く　第三軍、第四軍は集中後の行動尙不明なり湖南方面に出征を見すして止むべきかと觀測さる。（卅日、朝日）

▲長沙秩序恢復　（二十八日北京特派員發）長沙は二十七日秩序恢復し避難せし邦人子女は歸來せり。（卅日、朝日）

▲陝西叛軍敗る　（漢口特電廿八日特派員發）河南軍十個大隊は西安急援の爲進軍し潼關を占領せし叛軍と　六日間激戰を交へたるが督軍陳樹藩氏亦出でゝ挾擊せしより叛軍は三原に退却せり叛亂には何等政治上の意味なく其徒三千餘あるも不日平定すべし。（卅日、日日）

▲廣東兩院議員召集　（二十八日北京特派員發）廣東非常國會は來る六月十二日參衆兩院の正式會議を召集する　讓定にして鹽稅剩餘金を以て其の經費に充つべし。（卅日、朝日）

▲阪谷顧問着任　（北京特電廿八日特派員發）支那財政顧問阪谷芳郎男は廿八日午前十時着京日支官民多數の出迎ひを受け日本公使館に入れり。（卅日、日日）

▲林長民氏出發　（北京特電廿七日特派員發）元司法總長林長民氏は廿七日出發歐日の途に就けり。（卅日、日日）

▲各部總長留任　（二十九日北京特派員發）各部總長辭職願出の所二十九日其本職を免ずる旨の大總統令出で同時に左の如く特任ありたり。

外交總長陸徵祥（留任）內務總長錢能訓（留任）陸軍總長段芝貴（留任）海軍總長劉冠雄（留任）教育總長傅增湘（留任）司法總長朱深（新任）農商總長田文烈（留任）交通兼財政總長曹汝霖（留任）

之に依つて見れば王士珍內閣閣員中財政の王克敏、司法の江庸兩氏の辭任したるを除き全部留任したる譯にて　財政は梁士詒又は陸宗輿氏等の呼聲高きも一時曹汝霖の兼任を見其內正式總長の任命を見るべく唯一の新顏は若干の臨利として名ある朱深氏が警視總檢察廳長より　司法總長に拔擢されたるのみ。（卅一日、朝日）

▲段氏意見を徵す　（二十九日北京特派員發）段總理は二十八日國務會議の結果に基き長沙陷落後中央政府の方針に就き　各省及び前敵司令に通電を發して對時局策の意見を徵せり其返電の前改めて政府より重要命令を發すべし南方を妥協に誘ふ副電と推せらる。（卅一日、朝日）

▲梁氏入閣固辭　（漢口特電廿九日特派員發）梁士詒氏は廿四日天津にて段氏の使者に對し入閣を固辭し且つ曰く

內地及日本にて各方面の意見を聽き考慮するに今日何等か新なる努力をなすに非ざれば段內閣成立後二三箇月間には必ず又禍段の軋轢を生じ禍は愈辭職の已むなきに至るべし此場合に至らば時局收拾の困難今日よりも甚だしかるべし依つて余は局外にありて段を助け南北各省に運動し六月頃までに調停の効を擧ぐるに力めん。（卅一日、日日）

▲李純の苦衷を傳達す　（上海特電卅日發）當地護軍使盧永祥氏は北京政府に對し打電して曰く李江蘇督軍が安徽督軍及び奉天軍の南下に就き惡感なく治安を維持し地方を保護するを要旨とし　既に奉天軍江蘇省內經由に就いて軍民一般に對し善く事情を示し驚き騷ぐことなく又衝突を起す勿れと命令せりと　又長江副巡閱使王廷揚氏も亦李純氏の苦衷を北京政府に傳達せり尙ほ安徽督軍倪嗣沖氏も事情疏通し意外の事なきやう氷釋しありと報告せり。（三十一日、時事）

▲倪李意思疏通　（北京特電廿九日特派員發）總統府側の消息に據れば奉天軍の南下は　安徽督軍倪嗣沖氏擁護及南軍討伐を口實に倪氏と李江蘇督軍との間を割くに在り兩者今にも砲火を交へんばかりの有樣なりしが馮總統の密使王揖廷氏の斡旋に依り　最近兩者の意思疏通し廿八日李純氏より中央政府に對して今日迄余の態度は外界の疑惑を招きたるも今や段總理、張作霖の意思亦分明となりたれば今後は絕對に中央の命に服從すべく且段總理の總理就任は國家の慶事なりと　祝意を寄せ來たれるに見るも李倪兩氏の間に衝突起るべき模樣なしと。（卅一日、日日）

▲奉天軍湖北西部に入らん　（二十九日北京特派員發）四川に向ふべき奉天軍は徐樹錚を司令とし步兵十營騎兵三營砲兵二營機關銃隊工兵輜重兵各一營先づ湖南西部に入るべし。（三十一日、朝日）

▲孟恩遠吉林督軍特任　（二十九日北京特派員發）孟恩遠を吉林督軍に特任し田中玉を察哈爾都統の本任に當らしむるの大總統令出でたり又張錫元は第六師團長に任命されたり。（卅一日、朝日）

▲吳光新救援計畫　（二十九日北京特派員發）段內閣は吳光新に援軍を送り吳光新を一先づ宜昌に歸らしめたる上更に四川に侵入せしものゝ如く吳光新は道を陝西に執りて四川に入り劉存厚を援けて重慶を恢復せんとするものにして以て四川より湖北を脅かさんとするを防がんとするものなりと。（卅一日、朝日）

▲譚延闓に赴任督促　（二十九日南京特派員發）江蘇李督軍は馮總統の密電に接し譚延闓をして速かに湖南に赴任せんことを督促せりと。（卅一日、朝日）

▲張敬堯長沙入城　（北京特電三十日發）新任湖南督軍兼署理省長張敬堯氏は二十八日長沙に入城せるが城內各戶國旗を掲げ戰勝軍を歡迎せり張氏は取敢ず吳佩孚氏をして長沙守備隊長に任命し市中の治安維持に任ぜしめ茲に長沙の秩序は全く回復せり。（卅一日、時事）

▲三道並び進む　（重慶特電廿九日特派員發）四川靖國總司令顧德基氏は三路に分れ顧氏は石青陽氏と共に陝西に入り北右翼司令は施南府に向ひ前衛司令は秦循縣に向ひ進軍中なり唐繼堯氏は三四日以內に重慶に到着すべし（卅一日、日日）

▲福建應援軍汕頭に現る　（二十九日北京特派員發）福建應援に向ふべき第二路軍の一部は江西省の南部より廣東省に出で汕頭附近に出張せり廣東軍の背後を脅かして退却せしめんとする計畫なり。（卅一日、朝日）

▲西南分立計畫　（二十九日北京特派員發）總統府某幕僚曰く南方よりの情報に據れば六月十二日廣東に於て正式國會を開きたる上西南各省は聯合して北京政府と分立して茲に一團を組織するの計畫を立て居れり。（卅一日、朝日）

▲廣東國會と出席者　（二十八日香港特派員發）國會は六月十二日廣東に開かるべく直隸、陝西、安徽、江西の代表議員二十七名其他南方の來會すべき議員二百五十名は五月十五日迄に來着すべし。（卅一日、朝日）

▲廣東鹽稅使途　（北京特電廿九日特派員發）廿八日汕頭來電に據れば廣東軍務督辦陳炯明氏は鹽稅收入三分の一を鹽務局に納め他に行政費として徵收することゝせり。（卅一日、日日）

外交關係

▲參戰借款の經過　（北京特電十五日發）參戰借款に關する米國との交涉に就き財政總長王克敏氏の談に據れば米國は支那の提案たる額面米貨二千萬弗利子三分の二には贊成せるも相當の擔保を要求せり然るに支那が今回參戰借款を起すに至れる佛國四の希望に依り歐洲へ出兵の費用を償はんとするにあるを以て交換的に意見を提供するの要なしと思料し其旨米國へ回答せるを以て其後交涉は毫も進捗せざる次第なりと。（十六日、時事）

▲邦船射擊に抗議　（北京特電十四日發）芳澤代理公使は昨日外交部に總總長を訪問し左の如き嚴重なる抗議を提出せり。

日本政府は屢々南北兩軍司令官に對し長江沿岸の支那軍隊が故なくして日本軍艦及び商船に發砲するに就き警告を與へ兩軍司令官は其都度其射擊を中止す可しと言明し乍ら尙ほ射擊を中止せざるは不都合なり日本政府は支那當局が反省して相當の處置を講ぜんことを希望すると共に他日正式に支那政府に對し損害賠償を請求す可し。（十六日、時事）

▲日本の對支忠告　（北京特電十六日發）林公使は本日支那政府に對し支那南北兩派が從來の反目を止め速に和議を成立し擧國一致外患に當らんことは日本の最も希望する所なり云々と口頭を以て日本政府の意嚮を傳ふると共に馮對二頭の整たる感情より不和を來さゞらんことを夫れとなく忠告せり。（十七日、時事）

▲敵人檢查實施　（北京特電十五日特派員發）支那政府は在支歐塊人が

西伯利に於て陰謀を企てんとする虞あるを以て獨墺人監視の任にある和蘭公使ブロックランド氏に對し今後に在支獨墺人は男女を問はず敵國人檢査場にて男子は毎週月曜日女子は木曜日に檢査をなすべしと提議し更に各自己の寫眞を携帶せしめ若し病氣等は事情の爲め檢査を受くる能はざる時は和蘭公使の證明を要する事とし若し證明書なき場合は拘禁すべき旨を通告したるに和蘭公使は之を承諾し爲十七日より實行すべしと。（十七日、日々）

▲張作霖公使訪問　（奉天特電十五日發）林公使は十五日午前零時三十分安奉線にて來奉張作霖は深夜嚴重警戒の下に大和ホテルに公使を訪問せるは異例にして密議一時間餘に亘る頗る注意を惹けり公使は午前十時京奉にて北京に向ふ奉天軍の出動と密接の關係ありて世人の注意を惹ける段派の領袖徐樹錚は久しく當地に滯在せるが十五日朝林公使と同車北京に歸れり張督軍は軍隊及び軍樂隊を以て盛大に徐の歸京を送れり。

（北京特電十六日發）昨朝奉天を出發せる林公使は今朝十時二十分當地に歸任せり。（十七日、時事）

▲居留民會議　（上海特電十六日發）昨夜當地日本人居留民團は居留民會議を開き行政委員其他の改選及び決算豫算を議し議了せり。（十七日、時事）

▲外交團の質問　（北京特電十六日特派員發）北京外交團は支那政府に對し奉天軍が豫州軍糧城一帶に駐屯し居る件に關し質問を發したり。（十六日、日日）

▲艦船射撃取締　南軍の外國軍艦及商船射擊禁止の件に就て在長沙領事は單獨に或は領事團として總司令譚浩明氏に對し隨會必要の交渉をなしつつありしが會時廬山附近にて外國汽船通過する際南北兩軍は殊更激しく射擊を交換する氣配見えたる故領事は譚浩明氏に會見し北軍にては王督軍より新堤地方の指揮官に對し取締の訓令を發したる次第を指摘して其地方に於ける南軍に對しても外國船の通過する際には特に注意して射擊を中止せしむる樣要求せしに譚氏は是を承諾せり又漢潮地方に於ても土匪の汽船射擊事件あり是亦北兩軍共に取締の責任を負ふべきものなる故相當取締を譚氏に要求せるに氏も右は地方民保護の點より見るも必要なることなれば其地方に於ける南軍司令官に對し相當の訓令を發するを約せりと。（十八日某所着電）（十九日、日日）

▲妥協勸告を刻つく　（北京特電十八日特派員發）數日前在上海英國人リットル氏は支那政府に南北待臨を忠告せしが中央政府は之を拒絶すると同時に十七日英國公使館に蔡廷幹氏を派し「リットル氏の提議は貴公使の承認する所なりや」と質問せしめしに英國公使ジョルダン氏は「是れ全くリ氏の個人的行動にして予の關係する所にあらず」と回答せり。（廿日、日日）

▲南方との和議を勸む　（北京特電十九日發）林公使は十八日午後二時外交部に臨外交總長を訪問し岳州既に陷落の際北京政府は此上討南軍を進むること無く機宜の方法により南方と和議の交渉を進むるは擧國一致協商國の一員として對外に愧ふるの上より見て最も必要なりと信ず云々と云へり。（廿日、時事）

▲林公使總統に告ぐ　（十九日北京特派員發）林公使は十九日午後二時半馮總統を訪ひ日本は東亞の平和維持に誠意を有す天皇陛下支那の內爭を軫念せらるる旨を述べ又大總統に對し對外意見を問ひ支那軍隊は外敵に對し對抗するの實力ありやと質問し四時半退去せり。（廿一日、朝日）

▲暫行稅率を調査　（上海特電二十日發）今日の關稅改正委員會は暫行稅率の審査員の會合にて其決議に依り提出せらる可しと云ふ。（廿一日、時事）

▲總統林公使に答ふ　（廿日北京特派員發）馮總統は林公使の敎せる支那の內爭を中止せん事の勸告及び對外方針に關する質問に對し日本皇室の溫情を感謝したる後北軍の岳州恢復を期待し內亂を平定し南北を統一すべしと謀定の方針を詳細に述べ更に對外方針に就き「東北の防備は吉林黑龍江兩督軍をして各出兵せしめ居れり參戰問題は出兵數四萬と定め既に募兵に着手軍費調達の準備中なり奉天軍の軍器掠奪に至つては既に意思疏通したるを以て此上の異變はなかるべし予は貴公より日本皇室に予の意のある所を傳へられんことを希望す云々と述べたりと。（廿二日、朝日）

▲林公使徐世昌を說く　（北京特電二十日發）林公使は本日午後二時島津書記官を伴ひ徐世昌氏を其私邸に訪問し國比利亞の形勢に鑑み南北妥協の必要並に之が爲めに先づ馮段二頭の結合は最も必要なる可しと意見を述べたり。（廿二日、時事）

▲買入武器宙に迷ふ　（北京特電廿日特派員發）　支那政府の購入に係る第二回輸送武器は目下太沽及天津に揚陸中ながら最に奉天軍に掠奪されし例あるより今回は頻る注意を拂ひ未だ支那政府への引渡を完了せず陸揚の儘日本兵監視の下に在り引渡延期の理由は第一回輸送の際馮總統は新に組織せられんとする新軍並に江蘇督軍李純並江西督軍聯光達兩氏に右の武器を供給し一旦緩急の場合は長江沿岸を堅固せんと企て居たる事主戰派の探知する所となり主戰派は直に張奉天督軍をして兵を廊坊に派して之を奪はしめたることある爲め若し此儘に該武器を馮總統直屬の參謀督辦公處に引渡さば張作霖氏の軍隊は再び之を廊坊に喰止むべく軍事務督辦處に引渡さば勿論段派は奇貨置くべしとして南方討伐に使用すべく畢竟北洋系中の主戰派との軋轢の爲め該武器は宙に迷ひ居る次第にて陸軍總長段芝貴氏は大頭りの態なり。（廿二日、日日）

▲北京記者團の來朝　北京の支那新聞記者團二十餘名は在北京日本記者團の斡旋に依り來月十日北京出發日本視察の途に上る筈なるが其目的は曾て來遊せる上海記者團と同樣主旨のもとして日本新聞機關を研學するに在りと云ふ。（廿三日、時事）

▲林公使段氏訪問　（二十一日北京特派員發）林公使は歸任挨拶の爲め十七日に段祺瑞氏を訪問したるが其際段氏は「貴公使歸國中予の爲に屢各方面より攻撃を受けたるは氣の毒に堪へず」と云へり。（廿三日、朝日）

▲邦船抑留頻々　（北京特電廿一日特派員發）長沙來電に曰く三月十五日北軍は宜昌附近の南軍に對し强襲を行ひ南軍は全部上流地方に敗退せり荊門の北軍一旅宜陽に出でたるにより宜昌北方の南軍は宜陽を引揚げしを以て、同地は一時小康を得たり襲天才氏は歸州に軍需局を設置し內外貨物に對し五倍の重金を徵收し穀物類は悉く之を徵發し居れり目下邦商の雇船舶の抑留せらるゝもの十二隻にして此載貨は約二萬㊨內外にて日本領事より既に抗議を提出したる趣なり。（廿三日、日日）

▲邦船解放交涉　巴東に於て南軍の爲めに抑留されたる寶慶邦商雇傭貨物船二隻釋放の交涉に對し宜昌突派員は該方面は南軍の勢力範圍にて處置に苦み居る趣なり又穀類は全部既に軍用に供せられたるが如し。（十九日沙市發某所着電）（廿三日、日日）

▲南北調停の適任者　（北京特電廿一日特員發）英佛公使館側にては今回歸任せる林公使を以て南北調停問題の解決方を支那政府に忠告すべき唯一の適任者と爲し露那單那講和成り東洋の風雲は日に險惡加はりつゝある際支那と密接の利益關係ある日本は東洋に於ける聯合國の協同動作に大影響を與ふべき支那の平和に對し責任を有するのみならず西伯利亞の過激派及獨逸人の擾亂より東亞を救ふべき責任ありとて暗に日本公使に託し南北調停の忠告を爲さん事を希望し各自直接に調停の任に當るを欲せざるものゝ如し。（廿二日、日日）

▲米國潛艇轉賣　（上海特電二十三日特派員發）露國が曾て米國より買入れたる潛航艇六隻に就き米國政府は之を露國過激派政府に交付することを欲せず支那に原價に讓り渡さんとし一隻七十五萬弗の割合にて在華盛頓支那公使を經て公債により買入方を交涉し來りたるに就き外交部海軍部は目下協議中なりとの北京來電ありたり。（二十四日、日日）

▲張作霖橫奪武器返送　（二十二日奉天特派員發）張作霖は秦皇島に於て橫奪したる日本輸送軍器の一部を二十二日京奉線の貨車三車に積込み輸送を開始したり支那人は之を沿線に配布するものなりと云ふも其實張督軍等の計畫破れ政府讓歩の結果北京に返還するものと解せらる。（二十四日、朝日）

▲リツル氏南方の意を傳ふ　（二十一日上海特派員發）リツル氏は馮總統及び國務院宛左の如く打電せり。

貴電に依れば南方は平和を阻害すと云はれしが予は四南各省を代表する岑春煊と曾見せる上左の條件に就き書面にて贊同を得たり。

（一）南方は時局解決の爲め上海にて講和會議を開くに同意す（二）南方に二名の代表者を選任すべし（三）右會議中南方各方面共に運動を停止し且つ停戰すべし南方は之れ丈けを實ひたり故に若し北方にして貴電の如く誠に平和を希望するならば右條件に贊同され且つ代表者を派遣すべく承諾し此電報に對する返電如何は貴下等が支那に於ける內爭の關係に就き責任者たりや否やを支那の一般のみならず世界に示す次第なるを承知せられたし云々。（廿四日、朝日）

▲日本の勸告と同見解　（北京電二十二日發）　日本の勸告に就て英

統府側の意見に曰く總統府側は南北妥協に就きて南北和議の促進は馮大總統以下總統府側の終始主張せる所にして今日日本が南北妥協の勸告を爲せるは偶々吾等總統府と同一見解を執れるものとして吾等の感謝する所なり唯だ併し南北妥協の爲め段祺瑞をして責任內閣を組織せしむ可しとの勸告は聊か當を失するの嫌あり蓋し西南が一致して反對する段を再び出だし西南諸省に又しても反對の口實を與ふるに於ては終局の目的たる南北の妥協は到底實現せざる可し即ち支那時局に關する日本の勸告の趣意は吾等の感謝する所なれども其目的を達する手段として段を出だすは愈程考へ物なりと。

（二十四日、時事）

▲講和を承認せざれ　（北京特電二十三日特派員發）在倫敦支那公使施肇基氏及在巴里支那公使胡惟德氏は本國政府に對し獨逸單獨講和は協商國の主義に反するを以て該條約を承認せざることを宣言すべき旨電稟し來り政府は之に就き考慮中なり。（二十五日、日日）

▲買入武器　（上海特電二十四日特派員發）日本より購入せる武器は岳州方面に送らるべしとの報あり當地支那人中憤慨するもの頗る多し。

（二十五日、日日）

▲田中中將叙勳　（北京特電二十三日特派員發）大總統府令を以て參謀次長田中義一中將に對し一等大綬嘉禾章を贈與せり。（二十五日、日日）

▲經濟的日支提携　（北京特電二十三日一派員發）梁士詒氏來京の目的に就き當地外人側の觀測に依れば氏は今後別段政界に立たんとする野心を有せず今回の來京の目的は陸宗輿、曹汝霖、棄恭綽氏等と共に經濟的日支親善を圖るに在り。（二十五日、日日）

▲邦人顧問招聘　（吉林特電二十三日特派員發）吉林督軍孟恩遠氏は曩に北京國務院に對し吉林にも奉天同樣日本人顧問を招聘したき旨を申請せしに國務院は慣例の結果之を許可せり之に就き漢字新聞吉長日報は外國人顧問傭聘に利弊相伴ふとて皆て其政府の顧問たりし有實博士の例を引き要するに顧問は其人の人格如何にありと論じ、暗に日本人顧問を喜ばざるの意見を發表せり。（二十五日、日日）

▲攻擊中止希望　（北京特電二十五日特派員發）南軍總司令譚浩明氏は在長沙領事團に對して湘軍は休戰を希望し南北妥協に贊成すと聲明せる爲長沙領事團は北京公使團に對し長沙攻擊は外人に危害を與ふるを以て支那政府に攻擊中止を希望する機宜來したる結果北京外交團は直に之を支那政府に通告したるも未だ政府の回答に接せずと。（二十七日、日日）

▲米國公使到着　（上海特電二十五日特派員發）駐北京米國公使ラインシュ氏は今朝當地に到着せり。（二十七日、日日）

▲佛支借款交涉　（北京特電二十六日特派員發）佛國公使館側の消息に依れば目下支佛借款交涉中なるも佛國政府の財政困難なる際果して成立するや否や疑はしと。（二十八日、日日）

▲列國の協力を要す　（二十七日上海特派員發）昨日米國公使ラインシュ氏は米國商業會議所にて演說して曰く、今日世界の聯盟國は互に競爭せず互に協同し居るなり經濟上に於て同盟するの傾向を生じ居れり戰後は益實際上之を必要とするに至るべく各國も此必要を認めつゝあり殊に支那に於て之を必要とする過去に於ては各國共に競爭を試み支那に於て活動の戰場たるの觀を呈したりされど是れ決して支那に有利に非ず又各國にも有利に非ず今日は列國は支那に於て互に協同して支那の開發進步を圖るを要す譬へば支那に金を貸すとしても世界の資本家は互に協力して支那を眞に鞏固する爲めに金を貸すべく支那の弱點に附け入り私利を貪むを防がざる可らず鐵道の如きも鞏固設を要する哩數は巨大なり其他開發を要する土地も少からず此等の事業に對し列國の資本家は協力し支那人民の幸福を增進せしむるの要あり之には各國が互ひに勢力を合するの要ありとの趣旨を說明せり又當地米國總領事サムモンス氏の演說中に昨年度の上海貿易額は他の如何なる國よりも多額に達せり是れ歐洲各國の貿易が米國に移りし爲に外ならず。（二十八日、朝日）

▲英紙の對支警告論　（天津特電二十三日發延着）天津タイムスの北京通信員は左の如き論道を爲せり曰く日本の新聞紙が日本が支那に對して警告を發せる旨頻りに吹聽せしは風說に過ぎずして其實何等警告したること無し支那人が若し列強が日本をして隨意に支那に干涉するを許すならば是れ支

那を列強の犠牲たらじむるものなりと認めん本日聞く所に據れば段祺瑞氏の容易に起たざるも亦之が爲めなりとの說あり日本公使館は何等本件に關し語らざるも事既に續れたる以上必ず疑惑を避くる爲め公表する所あるならん一說に日本の此態度は最近日米間に交換したる覺書に基きたるものなりと支那にして調印を餘儀なくせらるゝに於ては何等かの保證を得ざる可からず支那は之を要求することも能はざれども然も支那は 大國なれども弱國なり故に所謂弱國に對する公平主義の見地よりして之を與へらるゝ資格あり 現在支那が遭遇しつゝある危險に鑑いては此處に指摘するの要なし過去十年間殊に歐洲戰爭後の東方政治に留意するものには自明のものなればなり云々と是れ例の在支英人の論見とも見る可く一種のプレスキャンペンとも認めらる可し。

（二十八日、時事）

▲獨墺人新取締　（北京特電二十八日特派員發）　和蘭側の消息に據れば佛伊兩國は獨りに在支對墺人の全部追放を主張せし國務總理王士珍氏は遂に決せざりしが今回段祺瑞氏國務總理就任と共に現在日本政府が採用せる敵國人取締法に倣ひ單に一部獨墺人を拘束監視し他は單に監視附にて居留許可するに決し近々實施さるべしと。（二十八日、日日）

▲各國陸戰隊長沙上陸　（二十七日北京特派員發）　段軍總司令譚浩明は二十五日午前四時長沙を棄て衡山に向け退却せり段軍は水陸兩路より引揚げ避難民の混雜名狀すべからず警察隊も何處にか影を潛め市内は無秩序に陷りたるを以て領事團は各陸戰隊を上陸せしめ北軍の確實に占領する迄秩序を維持するに決せり日本居留の婦人小兒は湘江丸にて避難せり。（二十九日、朝日）

▲長沙避難の邦人着漢　二十七日漢口特派員發　長沙避難邦人婦人小兒七十三名二十七日午後湘江丸にて漢口に着せり。（二十九日、朝日）

▲邦人元亨丸に避難　二十八日漢口特派員發　長沙在留邦人は全部日清汽船元亨丸に避難し長沙に滯在中なり。（三十日、朝日）

▲邦人岳州に避難す　（北京特電二十八日發）　長沙掠害に驚き二十五日湘江丸に避難せる在留日本人數人は元興丸に分乘し二十七日無事岳州に避難し軍艦の保護を受けつゝあり。（三十日、時事）

▲避難邦人漢口着　（漢口特電二十八日發）　湘江丸は二十六日長沙の我が避難の女子小兒七十餘名を元興丸に移して出發し昨夜嘉魚に着す武陵丸も昨日應援の爲め長沙に向ふ譚浩明等退却に臨み兵營を燒けり彼の去るや商會は北軍歡迎委員を派遣し北軍入城秩序を恢復す。（三十日、時事）

▲松江丸出發見合せ　（漢口特電二十七日發）　長沙居留民保護の爲め陸戰隊を上陸せしめ松江丸は引き揚げの婦人小兒を乘せたる儘出發を見合す（二十九日、時事）

▲和議交涉の好時期　（北京特電二十日發）　林公使は二十八日段祺瑞氏を其邸に訪問し北軍は既に長沙を占領せりと云ふ是れ南北和議交涉開始の好時機なりと信ずれども貴下は今後如何なる方法を以て南方に對せんとするやと質問せり段氏は之れに對し今後は出來得る丈け平和手段を以て南北和議の成立を圖る可く先づ梁士詒其他有ゆる責任者を通じて南方と意思の疎通を圖る答なりと答へたりと。（三十日、時事）

▲對日參戰借款交涉　（二十九日北京特派員發）　參戰借款は梁士詒氏と安川製鐵の實柏寺貞彦氏と目下天津にて協議中にて湖南の鐵山を抵當とするものなりと傳へらる段氏は二十日來着の筈。（三十一日、朝日）

▲在支敵人拘留か　（北京特電二十九日特派員發）　駐箚支那公使劉鏡人氏は二十八日午後段總理を訪問し目下歐羅巴に於て獨墺人が在露支那苦力を虐使しつゝあることを憤慨し支那政府は在支獨墺人の抑留を實行せざるべからざる理由を力說し段總理又劉氏の說に贊成し馮總統も之に對し若し此提議が閣議を通過せば予は命令に署名すべしとて承諾の意を表せし爲め次期閣議には參戰委員も加入して熱議する由にて一二週間内には獨墺人の拘留を見るに至るべし目下在京獨墺人は約三百人あるを以て先づ是等を警衛軍兵營に監視付にて拘留し追つて之を追放すべく劉總源氏其任に當るべし。（三十一日、日日）

▲關稅改正協議決せず　（上海特電三十日發）　昨日の關稅改正會議にて多數決を以て改訂關稅實施の參考關稅率を定むるに就き金屬類、綿絲、羊毛は現行協定價格の四割、雜貨海産物は三割を加へ一ヶ月後より六ヶ月間實施することを主張せるも最初より暫行關稅率に反對し若しこれを行ふ低率を主張せる日本委員のみこれが不承認を聲明したり各國一致ならでは協議無効なる規

定なるを以て支那委員は此事を北京政府に報告し林公使を經て更に交渉し得るやうしたしと電請せり之に就き當地支那商人側の機關紙たる新聞報は評論して曰く現行稅則を修正改正する我國にて之を固持するは故あり且つ再び忽にすべからざるなり左れど吾人は最初より事態必ず多くの爭議あるを可しとし夕の能く諸に就く能はずと憂ひたり蓋し主權の振はざるの國には交渉に會ふ毎に常に行くとして開かざるなく獨り關稅改正のみ然るに非ず今稅關改正の情形を見て私かに不幸にして此豫測の中れるを悲しむ金屬綿絲布を四割、雜貨を三割丈け現行稅則の協定價格に加へて其五分を課稅せんとの議なれど是れ既に現實の價格以下を標準とするものなり然も日本獨り尙ほ極力反對之が爲め損耗甚だしと云ふ然も實は我物價日に增し居るに稅則舊の如く年來の損耗頗る巨大にして今定めんとせる暫行稅率すらも尙ほ損耗を免れず我の提議は實に至當なり吾人は總主任委員に尙ほ託持して努めて折衝するに怠らざるを望む我最も親善なる日本の少數を以て多數に服從し一に各國の贊成せる如く已れの權を固く取り已れの度量の廣からざるを人に示すならんことを切望す云々。（十一日、時事）

▲米國公使歸任　（青島特電廿九日特派員發）駐支米國公使ラインシュ博士は先に馬尼拉に出張中の所廿九日入港の米國御用船ヲーレン號にて青島駐在元米國領事ベック氏と共に來着直に濟南を經て北京に歸任すべし。（十一日、日日）

▲沒義道なる徵稅　（漢口特電廿八日特派員發）裁天才氏は湖北省巴東縣に釐金局を設置し外國人の貨物に對しても條約に拘束を受けずと揚言しつゝあり現に日本商人所有の船舶にて不法行爲に抵抗し拘留され居るもの數隻に及べり在重慶清水領事は北京に交渉中なるも要領を得ずと。（十一日、日日）

經濟關係

▲無線電契約調印　（十三日北京特派員發）過般來三井洋行と海軍部との間に進行中なりし無線電信契約は過日已に調印を終れり條件に就ては尙發表するを許されず。（十七日、朝日）

▲商會大會は天津に　（上海特電十七日發）當地總商會は全國商會聯合會よりの電報に接したり曰く本會第三回大會は本年三四月頃漢口にて擧行することゝなり居りしも武漢地方は軍事上多事不便なる故各省評議員全體を四月九日天津にて擧行することを決議せり目下時局危迫人民商人困却す故に右大會の際大局調和をも議するに就き代表を派遣されたしと。（十八日、時事）

▲山鐵の特殊取扱　（十六日青島特派員發）山東鐵道にては十六日より乘車券發賣禁止區域內にて一二三等特殊方法を設け乘車取扱を開始せり。（十八日、朝日）

▲豆滿江解氷近し　豆滿江は解氷期近づき氷上人馬の交通は危險となりたり。（渾春發十六日外務省着電）（十九日、日日）

▲ペスト終熄せん　（二十日濟南特派員發）當地のペストは終熄に近づき津浦線は既に開通し山東鐵道も一兩日中に全部開通すべし因に當地に發生したるペスト患者死亡總數は十六名なり。（二十二日、朝日）

▲津浦鐵道券發賣　津浦鐵道濟南驛に於ては黑死病發生と共に乘車券發賣を停止せるが三月十八日より旅客全部の乘車を許す事となり居りしも十七日夜更に總局より電報に接したる結果翌十九日より各等乘車券の發賣を自由に取扱ふ事となれり尙北黃河渡より南界首に至る各驛も濟南驛同樣取扱を爲すべし。（在濟南山田領事官補發外務省着電）（二十一日、日日）

▲山東鐵道旅客診斷　（二十一日濟南發）山東鐵道は本月二十一日朝當地發青島行列車より支那人三等客を除くの外健康診斷の上旅客全部の乘車を許すことゝなれり。（二十三日、時事）

▲定期船寄港せず　（漢口特電二十五日發）南京にペスト發生の爲め定期船は蕪湖の下流の各地に寄港せず上海に直行することゝなれり。（二十七日、時事）

▲陝西借款決定　（二十六日北京特派員發）陝西督軍陳樹藩の提出に係る地方借款百五十萬元の件は國務會議に於て可決されたり。（二十八日、朝日）

▲濟南鼠疫終熄　（北京特電廿六日特派員發）濟南の肺ペストは發生後新患者出でず廿一日より一般に山東鐵道の乘車を許可したり。

◎當地にては本月十五日黑死病死者を出したる後新患者の發生を見ず依つて

支那防疫總署にては益に城内赤十字病院内に隔離中なりし患者の家族及接近者等を本月廿一日健康診斷の上異狀なきを認め全部解放取方計り右にて當地黑死病も先づ絕滅したるものと認めらる（濟南發廿六日着電）

◎當地ペスト其後の模樣は支那側防疫當局者に於て內外人の協力を求め發病地附近は勿論市街地全部に渡り健康診斷交通遮斷其他類似患者の隔離法等を勵行しだる結果三月廿四日迄に發病以來總計十九名の本病死亡者を出したる外新者なし。（北京發廿七日着電、廿八、日日）

▲豆滿江解氷　豆滿江解氷し慶源との渡船交通は三月廿五日より自由となれり例年に比し數日早し（鍾春發廿七日着電）

◎當地會寧間の通路に當る豆滿江は廿四日午後解氷し即時渡船を開始せり。（間島發廿六日着電、廿八日、日日）

▲長期公債募集計畫　（二十九日北京特派員發）財政部は長期公債を募集せんとする總額四十五萬元利息六分期限二十年十年据置十一年目より償還し始め第二十年にて償還し終るものにして該債は中國交通兩銀行の不足額を塡補するを目的とすと稱せらる而して政府は右の發行を既に許可せりと傳へらる。（廿一日、朝日）

▲兩銀票騰貴　（天津特電三十日發）梁士詒氏は本日午後四時愈々上京せり兌換停止中の中國、交通兩銀行の北京票は相場一時五十五錢まで下落し居りしが最近梁士詒氏の來津と共に相場騰貴し六十八錢まで引戻せり梁氏にして北京に入らば更に騰貴せんか。（廿一日、時事）

第二回

支那年鑑

賜天覽

定價金五圓　背皮總クロース金文字函入　總紙數千二百頁　四六倍版　送料內地二十錢　支那五十錢

廣漠雜然たる支那の綜合觀、鳥瞰觀をなすに足るべきものは、纔に「支那年鑑」ある而已。今や「第二回支那年鑑」は支那民國成立以來の嶄新精細なる各般の材料に滿たされて市に出てたり。苟くも支那の事情を知らんと欲するものは速に之を本書に就て求めよ。

內容一斑

面積
人口
政治
政體　民國政立より袁の逝去國會約法の復活に至る
財政　光緒以來民國五年に至る財政狀態
公債　外債、內債、短期借款
外交　支那公使館領事官所在地　支那に於ける列國領事館　帝國領事館所在地及管轄表
陸軍　支那隊國協約表、支那に關する列國間協約表　在留日本人詳細統計　在支日本實業者調查　支那傭聘本邦人調查　新軍、軍隊組織表、兵力一覽表、配備表、八旗巡防其他支那駐屯
海軍　外國軍隊　軍艦名表
農業　各省農田耕地面積表　各省農作物收穫高表
鑛業　支那各省鑛山所在地表　鑛山關係各種統計
工業　支那工場調查表
商會　支那及外洋商會表
會社　各種會社統計表
鐵道　鐵道關係各種統計　支那各鐵道狀況
水運　水路表　汽船及航路表
郵便電信
銀行　支那銀行明細表　支那に於ける外國銀行
保險
貿易　支那關市場一覽表　外國貿易諸統計　日支間貿易統計
人名錄　現在支那有力者調查
新聞　支那に於ける新聞紙調查

東京市赤坂區溜池町二番地　東亞同文會調查編纂部發行　電話麻布一二五五番、二二一七番、振替東京九七五〇

支那

第九卷第九號

要目

論說 南北妥協難……一—四

資料 民國六年度鹽稅收入に就て(上)……五—八
香港上海銀行營業成績(二)……九—一五

雜錄 支那政界の暗雲……一六—二〇
支那茶改良と新設製茶會社……二一—二四
米國戰後の東亞政策……二五—二八
滿洲に於ける排日運動……二九—三〇
支那の新聞業……三〇—三一

彙錄 農商部糧食調查に對する上海總商會の回答……三一—三三

事業界 支那事業界近況……三四—四〇

半月史 半月間の支那重要事件……四一—四四

時報 支那最近時事要項……四五—四九

彙報 支那關係諸報道……五〇—六九

新法令……七〇—七三

支店出張所

臺灣 基隆 臺中 嘉義 臺南
打狗 宜蘭 淡水 新竹
阿緱 臺東 花蓮港 澎湖島
內地 神戶 大阪 橫濱 東京

株式會社 臺灣銀行 (臺北)

支店出張所

支那 上海 九江 漢口 福州
廈門 汕頭 香港 廣東
南洋 新嘉坡 孟買 スラバヤ スマラン バタビヤ
歐米 倫敦 紐育

一資本金　四千八百萬圓（内拂込濟參千萬圓）

一積立金　貳千万圓

横濱正金銀行

電話

特四　四三〇四番（宿直用）
特四　四三〇三番
特四　四三〇二番
特四　四三〇一番
四三〇〇番

支店
出張所（東京、大阪、神戸、長崎、倫敦、里昂、紐育、桑港、ロスアンゼルス、布哇、シドニー、孟買、カルカッタ、香港、上海、青島、濟南、漢口、天津、北京、牛莊、旅順口、大連、遼陽、奉天、鐵嶺、安東縣、長春、哈爾賓、）

此外内外樞要ノ地ニ代理店有之候間爲替、荷爲替、信用狀其他内國手形割引、貸付、保護預等御便宜御相談可仕ニ付御都合次第御來談被下度候

目次

大正七年五月一日發行「支那」第九卷第九號

論說

南北妥協難……一——四

資料

民國六年度鹽稅收入に就て(上)……五——八
香港上海銀行營業成績(二)……九——一五

雜錄

支那政界の暗雲……一六——二〇
支那茶改良と新設製茶會社……二一——二四
米國戰後の東亞政策……二五——二八

彙錄

滿洲に於ける排日運動……二九——三〇
支那の新聞業……三〇——三一
農商部糧食調查に對する上海總商會の回答……三一——三三

目次

事業界

老公茂紡織營業成績—瑞塔造船所營業成績—楊樹浦紡績營業成績—香港九龍碼頭及貨倉公司營業狀態……三四—四〇

支那半月史

南北調停運動の經過—新作戰—大勢に逆行する主戰派—水口山借款成立……四一—四四

時報

（内治外交）

内閣交迭發表—段の對南計畫—對南方方針—梁の南北調停策—運輸を重視す—唐の和議條件—露支交涉問題—關稅と四問題—當局の軍事計畫—湖南省長劉揆一辭後任—湖北第二師完成計畫—孟恩遠の密電—梁の財政意見……四五—四九

（財政經濟）

關稅整理辦法—鹽稅剩餘金用途—華新紡績公司復活

（交　通）

張庫間の自動車—長岳線工事開始—支那鐵道收入比較……五〇—六九

彙報……七〇—七三

新法令

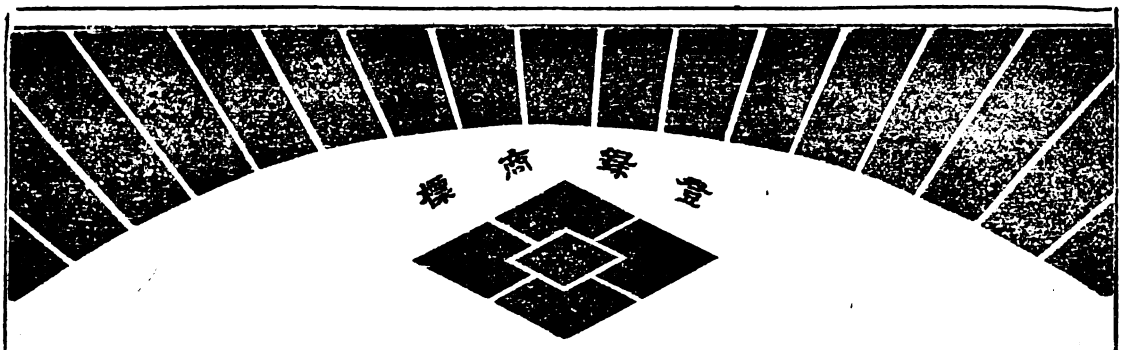

菱印窓硝子

製品種目

品質一等ヨリ五等迄厚サ二粍ヨリ四粍迄

透明板、摺　板、小紋板

色硝子、籠　板、結霜板

外ニ耐火煉瓦及曹達灰

東京市丸之内

旭硝子株式會社

第一工場　兵庫縣尼崎

第二工場　福岡縣戸畑

第三工場　神奈川鶴見

第四工場　福岡縣枝光

煉瓦工場　兵庫縣尼崎

曹達工場　福岡縣戸畑

第二回

賜天覽

支那年鑑

定價　金五圓
背皮總クロース金文字函入
總紙數千二百頁
四六倍版
送料　內地二十錢　支那五十錢

廣漠雜然たる支那の綜合觀、鳥瞰觀をなすに足るべきものは、纔に「支那年鑑」ある而已。今や「第二回支那年鑑」は支那民國成立以來の嶄新精細なる各般の材料に滿たされて市に出てたり。苟くも支那の事情を知らんと欲するものは速に之を本書に就て求めよ。

内容一斑

面積
人口　在留日本人詳細統計
政體　支那ニ於ケル日本實業者調査
　民國政立より袁の逝去國會約法の復活に至る
政治　中央部、地方部、幕僚部官制
財政　光緒以來民國五年に至る財政狀態
公債　外債、內債、短期借款
外交　支那公使館領事官所在地
　支那に於ける列國領事館
　帝國領事館所在地及管轄表
東京市赤坂區溜池町二番地
東亞同文會調査編纂部

陸軍　支那駐箚聘本防人調査
　新軍、軍隊組織表、兵力一覽表、配備表、八旅巡防其他支那駐屯外國軍隊
海軍　支那隊國協約表、支那に關する列國間協約表
　軍艦名表
農業　各省農田耕地面積表
　各省農作物收穫高表
鑛業　支那各省鑛山所在地表
　鑛山關係各種統計
工業　支那工場調査表
商會　支那及外洋商會表
社會　各種會社統計表

鐵道　鐵道關係各種統計
　支那各鐵道狀況
水運　水路表
　汽船及航路表
郵便電信
銀行　支那銀行明細表
　支那に於ける外國銀行
保險
貿易　支那關市場一覽表
　外國貿易統計
　日支間貿易統計
人名錄　現在支那有力者調査
新聞　支那に於ける新聞紙調査

發行所　東京市赤坂區溜池町二番地　東亞同文會調査編纂部
電話芝一二二四番、一二二五番、振替東京九七三〇

大正七年五月一日

第九卷　第九號

○南北妥協難

一

馮總統は南北妥協を提唱すること久しく、長江の三督軍之に附和し、岑春煊氏等支那政界の長老も亦妥協を南北に勸告すること一再に止まらず、我政府は當初支那内政不干涉主義を標榜して立ちたるも、世界の大勢に鑑み、遂に南北妥協を誘導するに至りたり、之が結果なるや否や未だ詳ならざるも、國民黨の首領唐紹儀氏は南より、進歩黨の領袖湯化龍氏は北より、共に我邦に來り、我朝野の政治家と來往意見を交換する所あり、世人をして一時或は南北妥協成立するにあらずやとの感を抱かしめたり。然るに唐湯兩氏會合するも、單に寒暄を叙するに止まり、談未だ嘗て政治上に及びしことなく、國務總理段祺瑞氏自ら長江の三督軍を訪問せしより、南方討伐の勢を加へ、今や南北妥協は、一笑柄たるに了らんとするの傾きあるに至りたり。何を以て斯の如くなるや。

二

從來南北妥協を策せる支那政治家少なからず、或は北洋官僚系の大立物たる徐世昌氏を大總統とし、南方に威望ある岑春煊氏を副總統とし、南北各派の督軍の地位を保證し、南方派青年政治家に相當の地位を與へ、南北を妥協せんと企つるものあり、是は巧みに支那人の利己的弱點を捉へ、其恰合的性質に乘じたるものたるを失はざるも、專制政治の行はれたる清朝時代ならば兎も角、國會を開き、責任內閣を樹てざるべからざる共和政治の今日、斯かる苟且の方法により、主義、政見、感情を異にせるものを融和せしめ、協同一致して支那の統一を計らしめ得べきや否や、疑ひなくんばあらざるなり。

三

所謂南方派と稱するものも、妥協の條件に關し、意見必ずしも一致せるものにあらず。南方派督軍殊に陸榮廷氏等は、地方にのみ根據を有するを以て、中央問題に重きを措かずして、地方に重きを措き、國民黨系は唯國會に多數の議員を有するのみなるに依り、地方問題は措て之を顧みず單に中央問題にのみ腐心する傾きあり。從つて、北方はして陸榮廷氏を兩廣湖南の巡閱使とし、唐繼堯氏を雲貴、四川の巡閱使と爲さんには、南方督軍團と握手することを得べきも、國民黨と融和し得べからず。又北方はして舊約法を回復せんには、國民黨と妥協し得べきも、督軍團の懷心を得べきや否や知るべからず。而も北方派は、楊子江上中流の要地を擧げて陸唐兩氏の手に委するに忍びざるべく、殊に舊約法を復活するは、到底其耐ゆる所にあらざるべし舊約法は權力を國會に集中し、內閣は實權に乏しく、事每に議會の掣肘を受くるを免れず、加ふるに、國會議員の過半は國民黨系に屬するに依り、國民黨は兵力財力其他の實力を有せざるに拘らず、國會に於て跳梁し得るの奇觀あり袁氏は一たびクーデターを行ひ、北洋官僚系は黎總統を脅迫し二たびクーデターを行はしめたる程なれば、假令南北妥協し、舊國會を招集するとも、復た亦た衝突を惹起し、三たびクーデターを實行するの已むなきに至るべきは、極めて見易き道理なり。北洋官僚系が、舊約法復活を條件とする妥協案に對し、容易に贊成すること能はざるべきなり。

四

單に南北兩派と稱するも、截然分割せられたる兩派あるにあらざるは世人の夙に熟知する所の如し。北洋官僚系と稱するも、馮段二派に別るゝのみならず、所謂段派と稱するものは兩派に分岐し居れり。南方民黨と號するものも、亦孫逸仙派と非孫逸仙派あり。而して武漢革命以來、內亂相踵げる結果、政治上の實權は、漸次文官政客の手を去りて、督軍の掌に歸したり。督軍は固と南北の二團に別たれたるも、最近李純、王占元、陳光遠等の所謂長江督軍團生じ、漁夫の利を收めんとするもの出でたり。內閣の交迭頻繁なるに及び、各省督軍は、益專橫にして、往々中央政府の命令を奉せず、唐時に於ける藩鎭たらんとするの、兆見ゆるに至りたり。若し段氏の南方討伐其功を奏せず、中央の威令地に落つるが如きことあらんか、各省督軍は藩鎭の實を示すことなきを保すべからず。若し果して斯の如くんば、官僚派、民黨、督軍團等斗字巴の如く紛爭し、支那政界は紛々擾々收拾するに由なく、南北妥協の如きは、一空談たるに止まらんとす。

五

革命亂時一たび南北妥協し、袁氏沒後再たび南北妥協したるものなれば、今後三たび南北妥協を見ることなしとすべからず。而も前後二回の例に依り判斷すれば、妥協の永續し難きことまた疑を容るべからず。知らず何を以て斯の如くなるや。南北政見の相違、利害の衝突を以て、其重要なる原因と爲すこと、殆んど世人の一致する觀測にして、吾人も亦敢て之に反對するものにあらず。然れども、南方人たる曹汝霖、陸宗輿、梁士詒等北洋官僚系に與みし、北方人たる吳景濂、谷鍾秀、孫洪伊の徒南方民黨に與みし、南軍の司令たる陸榮廷氏の思想は、北軍の首領たる段祺瑞氏に比し、寧ろ舊式にして、北方派の羽翼たる進步黨の政見は、所謂民黨の中堅たる國民黨と懸隔あるものにあらず。從つて、南北抗爭の原因を以て、單に政見の相違利害の衝突のみに歸せんとするは、當を得たりと謂べからず。吾人は別に其原因を探求するの必要あるを見る也。

六

一、七四〇、八八七、六一

（丁）一九一三年五國大借款利子（百二十五萬磅）

六、六二〇、三九二、五四

百二十五萬磅ノ爲支拂タル銀高ハ九百萬四千八百六十九元四角ナルモ七月ヨリ十一月ニ至ル五個月間ニ關稅收入中ヨリ三百三十八萬四千四百七十六元八角六分ヲ支拂ヒタルヲ以テ鹽稅收入ヨリ支出セルハ上記ノ額ニ過キス。

（戊）一九一一年湖廣鐵道借款利子　三七六、〇九四、一三

本年ヨリ鹽稅收入中ヨリ支拂フニ至リシモノニテ昨年迄ハ別途金ヨリ支出セリ。

一八九八年ノ續英獨借款元利ハ別途金ヨリ支出セリ。

一支那政府ヘノ解除高　六八、六一三、三七〇、二二

一送金爲替料及爲替差損等　四三六、六三五、四七

一銀行團預リ高其他（即翌年度ニ繰越高）

一八、三六五、六〇三、二二

內譯　銀行預リ高

一七、九八三、三九一、九三

徵收機關ヨリ銀行ヘ送金中

三八二、二一一、二九

合　計

九五、九二九、〇〇五、〇九

以上の外鹽務署に於て其詳細を發表せざるが我正金銀行に於て調査計算したる每月の收支概算を記せば左の如し勿論兩者の計算高に多少差異あるも大體を窺ふに足べし。

收入ノ部（千元以下ハ四捨五入セリ）

合計收入

月末團體銀行保管高

一月約　五、九九二、〇〇〇元　鹽務純收入　一七、二二六、〇〇〇元

二月同　五、二二一、〇〇〇　同　一七、一〇一、〇〇〇

三月同　六、一六八、〇〇〇　同　一八、一五九、〇〇〇

四月同　五、五二四、〇〇〇　同　一七、六五四、〇〇〇

五月同　三、九五三、〇〇〇　同　一四、七九九、〇〇〇

六月同　三、九七一、〇〇〇　鹽務收入及團體銀行預金利息　一四、〇五二、〇〇〇

七月同　三、七三八、〇〇〇　鹽務收入鹽務純收入關稅　一四、〇七九、〇〇〇

八月同　七、六一三、〇〇〇　鹽務純收入關稅收入ヨリ受入　一五、二五〇、〇〇〇

九月同　三、九一九、〇〇〇　鹽務純收入　一二、二〇三、〇〇〇

十月同一〇、七八一、〇〇〇　鹽務純收入關稅收入ヨリ受入　一七、四七三、〇〇〇

十一月同一四、九三三、〇〇〇　關稅收入ヨリ受入鹽政改革資金振替　二一、三二一、〇〇〇

十二月　九、二〇四、〇〇〇　團體銀行預金利子　一八、二五一、〇〇〇

合　計　七一、三四六、〇〇〇

內譯　鹽務純收入　二六〇、〇〇〇

團體銀行預金利子　八、八四九、〇〇〇

關稅收入ヨリ受入　五六二、〇〇〇

鹽政改革資金振替

備考（一）鹽政改革資金振替トハ五國大借款成立ノ際鹽政改革資金トシテ用途中ニ一定ノ額指定セラレアリ鹽務總顧問カ鹽政改革上ノ費用ヲ一時鹽稅收入中ヨリ流用シタリシヲ請求ニヨリ右鹽政改革資金中ヨリ償還振替ヘタルモノナリ

支出ノ部（千元以下四捨五入セリ）

一　月
約七、三六〇、〇〇〇
內譯鹽稅收入中支那政府へ解除
五、八一六、〇〇〇
地方行政費流用
五〇四、〇〇〇
五國大借款利拂
九二四、〇〇〇
右爲替差損塡補
一六、〇〇〇
廣東行政費ニ拂渡
四〇、〇〇〇
〃大淸銀行勘定拂渡
六〇、〇〇〇

二　月
五、三四〇、〇〇〇
內譯鹽稅收入中支那政府へ解除
四、〇〇二、〇〇〇
地方行政費流用
五一五、〇〇〇
五國大借款利拂
七一八、〇〇〇
右爲替差損塡補
五、〇〇〇
廣東行政費へ拂渡
四〇、〇〇〇
大淸銀行勘定拂渡
六〇、〇〇〇

三　月
五、一一六、〇〇〇
內譯鹽稅收入中支那政府ニ解除
三、〇八八、〇〇〇
五國大借款利拂
七六七、〇〇〇
「クリスプ」借款上半期利拂
一、〇四〇、〇〇〇
大借款爲替差損塡補
七七、〇〇〇
湖北省公債元利償還
四四、〇〇〇
廣東行政費へ拂渡
四〇、〇〇〇
大淸銀行勘定拂渡
六〇、〇〇〇

四　月
六、八〇八、〇〇〇
內譯鹽稅收入中支那政府へ解除
五、〇〇三、〇〇〇
五國大借款利拂
七〇〇、〇〇〇
右爲替差損塡補
一四六、〇〇〇
廣東行政費へ拂渡
五〇、〇〇〇
大淸銀行勘定拂渡
六〇、〇〇〇

五　月
六、八〇八、〇〇〇
內譯鹽稅收入中支那政府へ解除
五、〇〇三、〇〇〇
地方行政費流用
五五一、〇〇〇
五國大借款利拂
七五八、〇〇〇
右爲替差損塡補
四四、〇〇〇
直隸省公債元利償還
三四二、〇〇〇
廣東行政費へ拂渡
五〇、〇〇〇
大淸銀行勘定拂渡
六〇、〇〇〇

六　月
四、七一八、〇〇〇
內譯鹽稅收入中支那政府ニ解除
三、八五二、〇〇〇
五國大借款利拂
七二三、〇〇〇
右爲替差損塡補
三三、〇〇〇
廣東行政費へ拂渡
五〇、〇〇〇
大淸銀行勘定拂渡
六〇、〇〇〇

七　月
三、七一一、〇〇〇
內譯鹽稅收入中支那政府ニ解除
三、〇〇二、〇〇〇
五國大借款利拂
五八三、〇〇〇
右爲替差損塡補
一六、〇〇〇
廣東行政費へ拂渡
五〇、〇〇〇
大淸銀行勘定拂渡
六〇、〇〇〇

八　月
六、四四二、〇〇〇
內譯鹽稅收入中支那政府ニ解除
一、四〇九、〇〇〇

鹽務關係外債元利償還準備基金ヲ減少シテ支那政府ニ解除　二、四八三、〇〇〇
地方行政費流用　一、八八一、〇〇〇
五國大借款利拂　五三五、〇〇〇
右爲替差損塡補　一八、〇〇〇
廣東行政費拂渡　五〇、〇〇〇
大清銀行勘定拂渡　六〇、〇〇〇

九月

內譯鹽稅收入中支那政府へ解除　七、三三一、〇〇〇
獨亞銀行保管分支那政府交附　三、四二一、〇〇〇
地方行政費流用　一、四八三、〇〇〇
五國大借款利拂　七六九、〇〇〇
右爲替差損塡補　四七二、〇〇〇
「クリスプ」借款下半期利拂　三、〇〇〇

十月

內譯鹽稅收入中支那政府へ解除　七〇八、〇〇〇
地方行政費流用　五、五一一、〇〇〇
五國大借款利拂　二、四七五、〇〇〇
右爲替差損塡補　二、二一六、〇〇〇
廣東行政費拂渡　六一六、〇〇〇
大清銀行勘定拂渡　三四、〇〇〇
　　五〇、〇〇〇
　　六〇、〇〇〇

十一月

內譯鹽稅收入中支那政府へ解除　一、一〇七九、〇〇〇
關稅收入振替支那政府へ解除　六、五二一、〇〇〇
地方行政費流用　二、七五九、〇〇〇
五國大借款利拂　一、〇六〇、〇〇〇
右爲替差損塡補　五六六、〇〇〇
廣東行政費拂渡　五七、〇〇〇
大清銀行勘定拂渡　五〇、〇〇〇
　　六〇、〇〇〇

十二月

內譯鹽稅收入中支那政府へ解除　一二、二七四、〇〇〇
關稅收入振替支那政府へ解除　六、八五〇、〇〇〇
地方行政費流用　二、七二一、〇〇〇
五國大借款利拂　九六九、〇〇〇
右爲替差損塡補　一、二〇〇、〇〇〇
湖廣鐵道借款利拂　五〇、〇〇〇
廣東行政費拂渡　三七四、〇〇〇
大清銀行勘定拂渡　五〇、〇〇〇
　　六〇、〇〇〇

合計

內譯鹽稅收入中支那政府ニ解除　八一、七一九、〇〇〇
關稅收入振替支那政府へ解除　五〇、四四八、〇〇〇
關稅關係外債元利償却準備基金減少ニ基ク支那政府へ解除　五、四八〇、〇〇〇
獨亞銀行保管分支那政府ニ解除　二、四八三、〇〇〇
地方行政費流用　一、四八三、〇〇〇
五國大借款利拂　八、五三一、〇〇〇
右爲替差損塡補　八、六三二、〇〇〇
「クリスプ」借款利拂　四九九、〇〇〇
湖廣鐵道借款利拂　一、七四八、〇〇〇
直隸省公債元利償還　三七四、〇〇〇
湖北省公債元利償還　七〇七、〇〇〇
廣東行政費ニ拂渡　四四、〇〇〇
大清銀行勘定拂渡　五七〇、〇〇〇
　　七二〇、〇〇〇（終）

香港上海銀行營業成績（二）

▼支那に於ける重要なる出來事　此年即ち戰爭第四年の、昨年中の事件にして、支那に取り最も重大なる二個の出來事あり、余は茲に其の概要を述べんか。

北米合衆國及日本の間に交換せられたる圖書に依りて、支那に於ける日本の特殊なる利益を承認せられ、支那の保全及其門戶開放は更に確認せられたり、此日米國の公明正大なる意見の交換は、關係列國の滿足を受け、爲めに從來兎角之等東洋二大國の疎遠を釀成し來れる疑惑と誤解の空氣を一掃し、且つ將來日米相提携して、對支國際貿易の發展上に、機會均等の保全に盡力すべしとの保證を與へたり。

一九一七年八月十四日、支那は獨逸に宣戰を布告して、形式上協商側に左擔し、支那が既に聯合側に與へたる、物質的援助は、實に尠少のものにはあらざるなり、即ち陸上に於ては、支那人勞働隊は、戰線に價値ある業務を致し、海上に於ては我が商船の乘組員として、供給品の輸送に少なからざる援助を與へたり、吾等は其物質上の重大を超越せる、德義上の意義より、支那を祝福するものなり、吾等の戰爭は一大精神的鬪爭、即ち各國は其大なるも小なるも、共に各其國自己の目的を達せんが爲めに、又其國自己の豫定の宿命を貫徹せんが爲めに、而して其人民の天禀に遵應して、其國自己の文明を創造せんがために、其思想と權利のための戰ひなりとの自信は、愈々深刻となりつゝあり、我が敵國側に於ても認め居るが如く、戰爭の背景より一萬哩の海洋を距てゝ、其沿岸を脅かさるゝことなく、其國政に牴觸せらるゝなき、一舊國の人民が、徐ろに熟慮をなしたるの末、彼等の立場を協商側に寄せ、且つ我々の利益は直に彼等の利益たる可き所信、及び人間自由の生命なくして、歐洲に於けるが如く、支那に於ても到底堪へらるべきものに非ずとの確信を、聲明するの時、我が聯合側は一大强味と、勇氣の增加を受くるは、否む可からざる事實にして、之は賢明にして勇氣ある決斷なり、余は支那政府が、支那自國の爲め、將又聯合各國の利益の爲め、依然支那領土内に在住せる、總ての敵國人民を、内地に抑留するか、或は放逐するかの方法を直に取らんことを切望す、聯合國及中立國に於て、獨逸人に依つて行はれ、而かも其を默過せられたる暴行は、危險も甚しきものにして、獨逸人の如き、斯る野蠻にして不法なる敵人に、自由の行動を許すの危險極まることを敎へて餘す所なきは、之等幾多の事實が自ら立證する所なり。

▼支那昨年の財政狀態　財政上の一點より觀れば、昨年は支那に取りて、前年よりも更に好狀態にありたり、一九一七年の、海關收入は三千八百十七萬七千海關兩にして、之を四志三片十六分の三の平均爲替率にて、磅に換算すれば、六、二六四、四九六磅となる、戰時狀態の逆調、及

船腹不足により、支那貿易が多大の障礙を蒙りたるを考ふれば、此海關稅收入の增加は、爲替が非常の高率なりしに因る、金換算額の夫れよりも、更に著しき成績と云ふ可し此爲替率の非常高なりしため、好都合なりしは、昨年中の海關收入は、曾に之を擔保とする各種借款を支拂ひ得たるのみならず、拳匪事件賠償金の全部を支拂ひたり、而して下半六ヶ月には、借款協約の特別規定による、追加借款の支拂は、關稅收入の餘剩を以て之に當てたり、之等總ての負債支拂をなしたる後、尙ほ一千萬海關兩の餘剩あり、其の內二百萬兩を八月支那政府に融通し、餘剩を曾て拳匪賠償金支拂不足に一時融通を受けたる、鹽稅收入勘定中に支拂ひたり、海關收入の數字に就て、興味あることは、上海天津、漢口及び南方諸港の一二の海關收入は、若干の減少を示したれども、哈爾賓、安東及大連は、相當の增加を示し、大連及び安東の二者は最高記錄を造りたることなり。

昨一九一七年中銀行團に支拂はれたる鹽稅純收入は、七〇、六二七、二四九弗に達し、其れより一切の支出及定期積立一千萬弗を控除したる殘額六八、六一三、三七〇弗（海關收入より返濟を受けたるものを含む）を、支那政府の自由使用に引渡したり、然りと雖も爰に注意すべきは、昨年中徵集せられたる鹽稅收入中、約八百萬弗は、或る諸省が鹽稅行政權、並に中央政府の權限を無視して、勝手に彼等自身の必要の爲めに流用せられたることなり、斯の如きは實に秩序を紊亂するものにして、中央政府の管理が遠隔なる地方諸省の上に有力ならず・各種の口實を設け居る、彼等の獨立自治を許し居る限りは、此種行爲は確に繼續せられ更に其弊害を增長すべし、されば支那政府は宜しく此種國庫の主要收入に、影響を及ぼす問題に對して、嚴密なる注意を拂はんこと吾人の切望せざるを得ざるものゝ一なり。

然しながら幸にして銀爲替高なりしと、其二大收入行政—關稅及鹽稅—の能率宜しかりしを以て、支那は昨年下六ヶ月中殊に協商側に立ちて參戰し、新たに重大なる責任を負ひたる瞬間の如き、財政の裕豐なりしことは、曾て見ざる所なり、聯合側政府は拳匪賠償金支拂を、五ヶ年間延期（但し露國の分は三分の一だけ）するに同意し、以て支那參戰に酬ゆることゝせるを以て、之に依り支那は、一ヶ年二百十萬磅以上（獨逸及墺地利の賠償金は國交斷絕により支拂を停止されたれば之を含まず）の融通を得る譯なり、加之支那は、目下其關稅現實五分引值の件に就て、協商國委員と協議中なれば、之れ亦聽て國庫收入に相當多額の增收を來すべしと期待せらる、支那の國庫收入は、鐵道に依りても亦緩漫ながら、漸次增加しつゝあり、其鐵道中最も早く開けたるもの—滬寧鐵道—は、今や收支相償ひ、尙餘剩を示す狀態にあり、一切の經常費を（其金貸負債利子を含む）控除して、一九一六年の決算は、約一萬七千磅の餘剩を示したり、故に今日戰時財政の束縛により、一時中止せられ居る、其他の鐵道も速に工事を竣成し、施すに遺憾なき經營法を以てすれば、滬寧鐵路同樣の成績を擧げ得らるべしと痛切に感ずる次第なり。

財政に關しても將又其外國關係に於ても、其に斯く有利

なる狀態なるに對し、一方支那の內政が、全く革命戰爭の域に達せるの嘆かはしき狀態にある爲め、之等好材料も勘なからず之と相殺せられざる可からざるを認むるは、遺憾に堪へざるなり、各黨首領、督軍及各階級の政客は、各自己の民主政府の理想を有して、地位及勢力上の混亂を來し其結果中央政府は、之等反對者の鎭壓として地方督軍より各自自由の經費を强請せられ、以て此政治的軋轢を調停せんとするの現狀にあり、吾等は支那の將來に就ては、其勤勉なる人民と、富裕なる自然の財源を有する支那は、戰後世界の經濟戰場たるべき運命を有するを知ると雖も、露西亞の事例は能く久しき紛擾が、果して何を導くかを示して遺憾なきを以て、支那政治家は能く前者の覆轍に鑒み、更に其見解を大にして、國家の利益に立脚して、行動せんこと吾人の切望に堪へざる所にして、然る時は支那は之等政治家に俟つ所頗る多かるべし。

▼支那に於ける幣制改革　之等總ての國內紛擾は中央政府の威信に係るものなるが、更に目前差當り改善を要すべき二大問題あり、即ち幣制の改革と、二政府銀行の業務の復權なり、之等兩銀行の北京にて發行せらるゝ紙幣の價格は、其銀行準備金が、政府により絕へず多額に需要せられたるため、過去數ケ月急激なる暴落をなし、其額面價の約六割となれり、目下右兩銀行に對する、支那政府の負債の大部分を、六分利付短期公債四千八百萬元を、政府より兩銀行に發行して、之を補償することを協定せられたり、之等公債は、支拂を延期せられ、總稅務司の手に保留せらるべき賠償金より得んとするものにて、總稅務司により半年毎に抽籤に彼て兩銀行に償還せらるゝものなるが、此協定により兩銀行が、直に其北京紙幣の現銀兌換を行ひ以て日を逐うて信用及營業共に、益々地に墜ちつゝある境地より脫し得んことを望みて止まず。

貨幣に關して其標準、及び改革案は、曾て財政總長より銀行團の手に提出せられたり、該案は現時の戰爭狀態にありては、直に實現を許し難きものなりと雖も、此至急を要する改革法に對し、支那政府が重要なるものとして、着手しつゝあるの事實を示すに足る、而して此支那政府と銀行團との協同熟議により、或る實際の成案を結果し、事情の許す限り、速かに實行せられんことを望む、支那國家の信用を確保し、其埋藏せる富源を開發し、其人民の福利を增進する上に於て、幣制改革は實に最急を要するものたるなり。

▼戰爭義捐　諸君、余は本銀行が今年の香港戰時寄附資金に向て、五萬弗の捐金をなしたるに對し、諸君が承認せらるべきを信ず、殖民地に於けるプリンス、オフ、ウエールス、フアンド（Prince of wales, Fund.）が一九一五年末に、閉鎖されたる時、同時に新資金を開始され、該寄附金は昨年末迄に、合計六十六萬六千弗の寄附額に達したり、其都度新たに發表せられたる報告は、右寄附金が如何に割當てられたるかを示す、而して此香港戰爭寄附資金が、心底より戰爭を援助せんとする、熱誠の流露たるは、贅言を要せず、余は又玆に、本銀行は當に當地の該資金に寄附し

たるのみならず、更に世界各地に於ける戰爭資金に、寄捐せることを告ぐべし、而して重役に於ては本銀行が戰爭に依て生じたる苦痛の救濟に、極力幇助するは諸君の希望する所なるを確信す。

▼亞米利加の參戰　我が前總會の席上に於て、本席より同年中に戰勝と平和の來らんことを希望する旨を述べたるが、事實に於ては希望の如くならず、露國の變節は時計の針を逆轉せしめたり、吾等及我が聯合國が極力得んとしつゝある平和は、未だ眼前之を望む能はずと雖も、昨年中更に多くの世界國民が、我等と共に其運命を戰爭に投じたり、而して其內には大國民たる合衆國が、其尨犬なる富力を以て之に落むあり、我國軍隊及我勇敢なる聯合軍の光耀如たる行動に、吾人の胸底は滿されたるに、更に米國の加はるあり、吾人戰勝の信念は決して動搖し能はず、吾等は今後戰爭目的の貫徹に於て、相共に提携し、從前よりも一層密接なる行動を取て進まん、而して我國民の慣習が破壞せられざる可しとの信念を以て、正義が勝利者たる迄又無力なる國民を有力ならしむる迄は、飽く迄勇往邁進せん、諸君、何等の質問なきを以て、余は決算報告の御承認を得たるものとして通過せんと欲す。

▼ハリス氏の演說　エー、エッチ、ハリス氏（A. H Harris）は、議長ドッドウエル氏の報告終るに次で、左の演說をなせり、即ち曰く

余は吾人の手許に配付せられたる報告、及決算の採決に多大の滿悅を以て協贊す、余は唯今議長の演說に於て、熱誠なる賞贊を受けたる、協商側參戰國政府の下に、一官職の地位を保つの光榮を有するものなりと雖も、爰に余の述べんとする所のものは、勿論普通の一株主の言たるに過ぎず、議長の演說は其れ自身、一々余に示すが如く興味たり、且つ余の注意を惹ける點甚だ多し、余は之に對して批評をなすの資格なしと雖も、其中多大の意義ある一項に就て、少しく附言せざる可からざるものあり、即ち嚴重なる特許の下に行ふものを例外として、當殖民地（香港）及其他各殖民地よりの、弗銀及銀輸出禁止に就て謂はんとす、政府が此擧に出でたるは、全く戰爭狀態より來れる、止むを得ざる政策上の變化にして、之に因り我等は、此期間中本行紙幣を現銀兌換を許さざるものとなせり、勿論當地爲替を銀のパリチーより相當下位に保持したれども、而かも我が銀準備を充分に維持したるとハ且つ投機を抑壓したるに因り貿易を助勢せるは疑ふ可くもあらず、現戰爭のため世界の銀需要は、遙かに供給を超過し居るが故に、現銀は自由に流通すべきものなりとの舊則、及び其率を引上げて正貨を吸收せんとするは、之を適用する能はざるの狀態となりしより、勢ひ右の政策を取るに至れるものなり、されば之に隨伴して、幾多の疑惑を生じたるにも拘らず、余は此新令は當殖民地及當殖民地に利害關係を有する方面に、有利なるものなるを信ぜんと欲す、而して余は實際に於て、爾か信せざるを得ざるなり、今回の報告を通讀して、余の心中に起りたる感想三あり、即ち營業の成功と進步せること其一、愛國主義の旺盛せること其二、而して其全く堅實なる

こと其三なり、進歩と成功とは我等の面前に示されたる數字に依て明白にして、昨年度の營業利益の更に多額に上り昨年中建築物に於ける、一切の經費更に正確に云へば、之等經費の約九割は利益中より支辨せられたり、積立金には再び多額の準備をなしたるに加へて、―余は豫期し居たるものと思ふ―四十三志の半期配當、即ち年四磅六志の例年配の外に、一磅の特別配當を行ひ、尙前年度より稍や多額の次年度繰越をなせる等、吾等は斯る好成績を祝福するに將又營業上に現はれたる多大の能力を賞揚するに、如何なる辭を以てすべきか。

報告中「利益を擧ぐるに就きて利潤多からず」との文あるに對し、聊か遺憾とする余の言に諸君は同感ならん、周圍の事情障礙多からんにも拘らず、諸君の總支配人は勤勵甚だ努めたり、今日の言多少輕率の謂ひながら、氏の利益は「何等差したる不潔のものに非ざるもの」なり、我は十志より二十志に增加したる一特別配當に浴したり、而して此告知を添附せる通告書は、實に輕々に看過すべからざるを要す、若し爲替相場にしてより低廉の線上にありたらんには恐らく此增配を產出し能はざりしなるべし、何となれば利益は金幣使用地に於て、得て擧げらるゝものなればなり、而して這は余をして株主中に、我が弗登錢薄―支那人及支那居住者―に其名を列し居るもの、並に當地關係市場に於て、現實せらるゝ彼等持株の減價に對し、若干補償を受けんことを望める者ありたるや知る可からずとの、言を爲さしむ、又或る比較的低き爲替率にて、配當を聲明せられたらば、宜しからんと望みたりしならんが、這は本銀行の規定に反するものにして、之等株主の配當は、金にて支拂ふべきものに係り、其希望の如く變通を行ふは、無差別の惡例を胎すを免る能はざるなり、されば此種株主は、十志の增配を是認して、彼等に提示したる數量よりも、更に多額の評價を欲し、更に其れに因りて若干の積立を可決せんことを欲したるべきは疑を存せず、若し我等の友人たる總支配人が、偶ま此仲間の一人たりしとせば、余は此行爲を株主全般の是認に依り、同君が其失望に對し幾分の補償を感じ得んことを希望す、此大銀行の株が株式取引所の遊戲に供せらるゝの日は、前途頗る遼遠なるやも知る可からず、併し何等株の副配なく、又配當を見越して投機取引なきことは、之れ大多數の株主に取り奬讃すべき政策にして、同時に致す最善のものたるを斷言す、爲替の傾向を豫知し豫防し得べしと思考する株主は、其人自己の手加減をなし、其所有銀を金に、又反對に所有金を銀に交換することを得べし。

余は爰に轉じて報告の第二の方面、即ち愛國的音調に觸れんとす、戰時財政の重荷を擔ひつゝある我が大藏大臣を援助せんが爲めに、行はるゝことは何事によらず、諸君は我等と共に其事に當るものならん、倫敦の各大銀行は、皆協同一致、自ら進んで其任に投じたること、及び我が倫敦支店を通じて、我等は財界の會議に落み居ることを知るは慶賀の極みなり、各種戰爭義金に與へたる都助は、我等の均しく認むる所にして、議長は同君の任意の決斷に依て、

行動する我等の信用に信頼し得るを斷言す、戰時事務に對し義勇奉公の望ましきに關して、議長の謂へる使用職員の活動と、其採りたる同情的見解とは、感銘更に深きものあり、我等は全く同一の期待をなし居たるは事實なり、吾等は我が本國及殖民地を通じて、烈火の如く奔騰しつゝある欲求の燃燒中に投せんが爲めには、極東に於て吾人を圍繞する平和と安逸に、生活するは、至難の事に屬す、—依然として炎燒しつゝある或る猛火は、吾が傷害の光景により將又彼等經驗の暗誦により、深刻に保持せられたり、這次の戰爭は全く議長の言の如く、一大精神上の鬪爭にして、吾等は其精神上の意義及其終局の結果を、深慮熟考するを忘るべからず、余は如何なる人物、及び如何に多數の人を本國及前線の仕事に當らしめ得るか等、總ての事情に就て廣濶なる觀察をなしたる後、之が決定に對し一種の使命を强ひられたる、我が職員に對して滿腔の敬意を表するものなり。

余は更に第三の問題、即ち將來の豫測に移りて、少しく謂はん、而して余は此處に或る覺醒を感ず、一大戰爭の繼續中、又現在の如く斯かる持久の久しきに亘る戰爭に在りては、指導の統一及び利益の合同が、根本要素となりたるは、避け難き必然の成行なり、併し乍ら、政府の管理、スチート、パートナーシップ及び關稅の境界は、將來普通の問題となれりとの將來の豫測に關する、本日の報告及演說に、余は驚愕の注意を致したり、資金の探求及補助の奬勵、敎育方針、專門上及經濟其他に於ける改善等の如き、政府の活動すべき餘地勿論大なり、吾等は個人の業務に於て、政府の干涉を尠なからず試驗し來りたるが、其成功如何に就き、將又戰後如何なる便宜の干涉が、持續し得るかに就て、云爲するは早計に失す、而して余は最近海運界の狀態に就て、述べたるインチケープ卿の遺憾なき見解に心底より共鳴する者なり、英國商人は右に余が參照したるものゝ外に、政府に向て機會均等、門戶開放の保障、並に必要の場合、武裝敵に對する保護を要求す、商人は決して其職業の敎へを受くるを欲せず、又世襲の法制を聞くを欲せざるなり、其處には分業的消化不良を來すべきものありと雖も天帝は能く此種不消化の食物より、吾人を庇護し給ふなり、香港憲政改新會の勢力は、斯る場合に際し其の現に脅威せられんとするものよりも、一層重大なる負擔を課せらるべし、此に慶ぶ可き一事は、支那に於ける事情が此報告に立證せられ居るが如く、取引の好績を許したることなり、假論を敢て好むの概あれども、此取引の成功は戰爭に因れるものにして、內政多大の不安なりしに際して、得たるものなるが、斯の如き狀態は健全なるものに非ず、吾等は支那に於ける秩序が、今日引續き不安狀態にあるを遺憾とし、且つ嗟嘆す、今前任議長の言說を引用すれば

黨派の抗爭軋轢の波瀾の下に橫はる太洋の背景は、之れ支那人の最大資產—而して余は更に「彼等の適用の勢力」なる語を加へんと欲す—にして、之等の波瀾が公衆の意見てふ、平靜の潮流に依て、鎭壓せられたる時は、吾等は節約と改善の根本要素たるべき、支那の政治的安定に

接し得べきなり。

元來支那人は商人として、誕生せるものなり、其地味は肥へ地下に埋藏せる富は莫大なり、其鐵道の効果如何は既に議長の述言中に暗示せられたり、其水路は價値頗る多しされば戰後當銀行の準備金は、全部を擧げて此處に充分なる利廻りを以て、使用し得るは、何等疑ふの餘地を存せず。

我等は更に支那の鑛山が開發せられざるを遺憾とす、石炭一噸に付三十八弗の支拂をなす我等は、此手近かに最上炭の礦脈あり、且つ右價格より遙かに安値にて、而かも相當の利益を見て、當市場に供給し得べきことを考ふるを要す、英國貿易業家及び支那人に取り、前途希望に滿つるものと云ふ可し、何となれば之等關係商人は、貴下が之等商人の事業の發展に、及び其金融に對して與へ得る諸般の便宜を受くべきを知ればなり。

吾等は財政改革に關する議長の言を興味を以て傾聽せり該問題は實に最も重大なる手段にして、其會議に先づ第一に要求せらるゝものは、全く紙幣發行に於ける信用—政府發行のものにして、民間發行のものに非ず—普通造幣局鑄造のバリチーに於ける信用を收得することなり、吾等は財政總長より提出せられたる改革案の實行せられ成功せんことを希望す。

（完）

支那政界の暗雲

支那の共和主義の試驗的時代たる最初六ヶ年間は、決して支那に於ける外國人の利益を侵害することなかりき。然るに共和政府起りて茲に七星霜を閱するも希望に輝き、希望を培ふべき、新人に依る新政府の未だ樹立せられざりし當時に於ては、將に崩壞せんとする政府の僅かに存在するあるも、能く外人の利益を完うせしむるは極めて困難なりき。頽廢に瀕しつゝありし政府の一朝瓦解するや、次に來るべき政府者の果して何人なるか、而して其の人物の性格如何を豫想することは極めて興趣ある問題なりき。然れども此の共和政府第七年の初頭二、三ヶ月間は、識者評論家而して、政論家の間に時局に對して極めて冷々淡々の情ありしは否むべからず、時勢の如何に進行しつゝあるか而して正に起り來らんとする事の何物なるかと解するの士は等しく彼等の失望と告白を叙して曰く、吾人は今や事の如何に進行しつゝあるやを知らず、吾人の眼前に何物の展開し來るべきやを知らず、而して、吾人の時局に對する希望を打棄てたるや既に久しと。

吾人は今より二ヶ月以前支那の政局を論斷して曰く『今や支那に所謂政治なるもの存在せず』と。爾來時局は何等改善の證跡なきのみならず、却つて一層の險惡昏迷の度を加へたるのみ、常に外人團が臆測たる何物かを以て政論を上下せる北京に在りては、今や一人の支那政局に論及するものなし。支那に於ける外字新聞も同樣に、支那の政局を論ずるに當つて、『混沌たる支那』『政界の暗雲』等の標題を掲げ、露骨に、失望と嫌惡の情を表せり、然るに支那新聞は、輕率冗辯を事とし、國政を論ずるに際して、極めて侮慢なる惡口の記事を以て滿たさる。然り、過去二ヶ月間に於ける出來事を再說するは最も無益の業なり、何となれ

ば、日々の事件を單に別記するが如きは何等利する所なく而して、支那當局者の發表せる意見、命令、通電、文書等は矛盾撞著、優柔不斷、遁辭等の紛綜錯雜に過ざざるを以てなり。

昨年末に當り、總統馮國璋は停戰命令を發布して、種々なる勢力を代表せる南方首領連と、北京政府の實際政策を左右する北洋軍閥との間に妥協を試みたり。當時揚子江岸の重要都市たり、湖南洞庭湖の門戶たる岳州は尙北軍の掌中に在りき。而して、四川に於ける北方派の頭目たる劉存厚は雲南人に向ひて進擊し、龍濟光は海南島を出でゝ廣東州本土に押渡りて廣西の頭梁たり、湖南に於ける南軍の首領たる陸榮廷並に廣東州及廣東省城に蟠居せる孫逸仙兩派の勢力を驅逐せんことを劃せり。故に此の停戰命令なるものは到る處事實上に於て行はれずして、北方主戰派は、中央政府の意思如何に拘らず、南方を討伐すべき事を宣言し南方も亦各方面より種々なる要求條件を發表して、切りに北方派の敵愾心を挑發せり。

直隸督軍曹錕、山東督軍張懷芝、安徽督軍倪嗣冲等は特に停戰命令を撤回して、南方討伐令の公布を强要せし時、馮總統及び無色公平なる國務總理王士珍はあらゆる方法を以て、斯る手段を採ることを回避せんと試みたるも、遂に曹錕、張懷芝、張敬堯等を討伐軍司令官に任命することに依りて妥協の活路を求めたり。討伐令を發したるも是れ南方全體に對するものに非ずして、僅かに自主を宣言して南方の主張に同情せる、湖北一部の反抗者に對するものに過ぎざりき。而して其の間際限なき通電の際限なき變換、無數の密使間諜の徘徊、欺瞞命令の發布、流言蜚語の橫行を除けば、總統が天津、濟南、蚌阜に偵察的南進を試みて歸京するまでは、時局は全く停滯して何等の興味を引くべきものなかりき。

總統南進の報一度傳はるや、爾來時局に對して嫌惡と冷淡の態度を致せるの士も、俄に微瞳より覺醒せり。一月廿六日の夕、總統馮國璋は二、三の幕僚と數百の護衛兵を伴ひて、特別列車に乘じ北京を去りて、南の方中部支那に向ひたり、北方主戰派が遁辭を以て討伐令發布の責任を免れんとするが故に、親しく彼等を接見して、南方討伐の爲めに總統と共力せんことを勸說せるものなる旨、總統は此の行によりて、自己の意思を明かにせり。當局者と雖も或者は此を信じ、或者は此を信ぜざりき。此の異常なる事件を說明すべき理由としては多々存在すべきも、其の中、總統は北京を離れて南京に歸り、再び其の舊地位に就かんとせしものなりと云ふは、一個の理由にして、抑々南京とは果して如何なる處ぞ、是れ總統が嘗て南北の間に介在して、南北兩派何れの政策に對しても不即不離の態度を持し、隱然南北兩派の勢力を吸集して、巧みに其の戰略的の形勝を放にせる地に非ずや。然れども、北京に於ける彼の兩端政策は遂に彼を孤立せしめたり。地方行政、北方諸省統治の權力、而して北京の支配權さへも段瑞祺一派の爲めに完全に奪ひ去られたり。南方と雖も何等馮總統を畏怖すべき理由なきが故に、少しも之を畏敬することなく、南京の重鎭

にして、湖北江蘇の實際政治の支配者たる、而して、總統の舊幕僚たる江蘇督軍李純も總統に信頼せずして、却つて省内の軍事及び政治に關しては悉く自己の欲する所に從はんとせり。故に總統は南京に復歸して直ちに李純を自己掌中の者とし、斯る戰略地位に立ちて南北双方の政友政敵に應酬し、頓て自己勢力の伸張擴大を計らんとせるなり。今日當時の政局の推移を顧みるに、斯くの如くに觀ずるは、蓋し馮總統の眞意を正解せるものゝ如し。遙眞總統の南巡は明かに失敗に終りたり。

天津に於て馮總統は曹錕と會見したるが、曹錕の爲めに冷遇せられ且つ南巡の不可なることを叱責されたりと傳へらる。又濟南府に於ては張懷芝も亦極力これを諫止せり。而して蚌阜に於ては、吾人の信ずる如くんば、倪嗣冲は議論を排して、短刀直入總統の南巡を罵詈し、暗に、これ以上總統の南下するを阻めるを以て、馮總統は自己の威力の足らざるを嘆じて遂に北歸せり。

斯くの如くにして、總統は北方主戰派の術中に陷りたるを以て、總統は南方に對して直ちに討伐的態度に出で、欺瞞的熱心を以て湖南の恢復と叛徒の懲罰を策せり。而して南方各領袖に對し長文の電報を以て、舊國會の恢復し得べからざる理由の最後の說明を試み、遂に臨時參議院をして新國會組織法を審議せしむるの命令を發布せり。前廣西督軍にして現湖南民軍總司令たる譚浩明を免職し、同時に、曹錕、張懷芝、龍濟光、張敬堯其他北方督軍連に對して南方討伐の爲めに全力を盡すべきことを命令せり。

然れども戰況日に北軍に不利にして、北軍の兵卒は戰鬪を拒めるを以て岳州は遂に陷落せり。龍濟光は却つて廣東州本土に於て苦められ、廣東軍及雲南軍は共に大に進出し李純は、彼の同盟者たるクリスチヤン將軍馮玉璋と共に、倪嗣冲討伐の意志を表明せり。是れ李純の所謂獨自の國家政策遂行の爲めにして、此の政策たるや南北兩派の如何なる黨派の政略若くは野望のためにも累せらるゝなく、所謂倪、曹、張等北方武斷派に反對し、而して所謂『督軍團』なるものゝ直接勢力の圈内に居らざる總べての要素の間に妥協交讓を促進するを以て其の主調と爲すものゝ如し。

南北の情勢斯くの如く紛糾し殆ど拾收の望みなき時に當り、李純の態度は多大の興味を以て注目されたり、即ち長江沿岸中立地帶の盟主たる彼の地位は他の策士連と應酬するに際して多大の便宜を與へたり、而して彼の發表せる政見及び此の政見に對する、彼の首尾一貫せる態度とは海外多數の後援者より信任を贏たり。李純は南方の策士と會見して共謀することを常に拒絶せるが、而かも北方督軍團及其の討伐軍に對して何等屈從することなかりき。彼の軍事的實力はさまで大ならざるも、馮玉璋が湖北に於ける北方派擁護を僞稱し、却つて安徽に於ける倪嗣冲軍の本據に向つて進軍せしより以來、李の軍事的地位は大に重要視さるるに到れり。

然るに南方に於ては各派の聯合を計劃されたるが、この計劃は廣西の頭を陸榮廷及び雲南の重鎭唐繼堯擁護を目的とし、又舊國會の維持を主張するものにて、其の舊議員は

『孫文政府』と共に廣東セメント會社の構内に集れり。而して該聯合は段祺瑞の懲罰と其徒の免職を要求せり。該聯合計劃の甚だ粘着凝聚の力を缺けることは勿論の事實なるも其の計劃者の多數は、陸榮廷及唐繼堯は各々異りたる野心を有し、且つ孫文派と相和せざるも、此の新計劃に對して兩者共に其の間暗默裡に相通ずるものありと認めたり。而して此の聯合に於て各自既定の地位、權力、特權、財源等を認むるは相互共通の希望なるが如し。よし一度斯る聯合の成立することありとするも、戰利品の分配に當つて、從來屢々繰返されたる同一型の內訌の起るべきことは確に明白なり。國會卽ち舊國會議員は既に各派領袖の間に四分五裂せられ、其の領袖の數は正に半打に垂んとす。然かも此等は來るべき爭鬪に際しては、殆ど發言權を有せざるべし。

最近形勢の發展せるものを擧ぐれば、北軍の湖北到着國務總理王士珍の辭職、錢能訓の代理總理就任、(更に段祺瑞の復職)及び孫逸仙の所謂『東部』進出計劃等にして、此の東部とは彼の幕僚の說明する處に依れば兩廣省境を意味すと云ふも、又他の者の謂ふ所は、日本を意味するものなりと、傳ふる如くんば、孫逸仙は陸榮廷、唐繼堯及び其他に對して飽くまで偏見を持して調和せざるを以て、彼に對する尊敬遂に地を拂ひ、彼は其部下よりして日本に行かしめらるゝものなりと、今や極東に於ける外字新聞並に支那新聞も等しく彼を重視せざるに到れり。

遙莫一般政局に關する前述の如き事實を單に列記することは興味甚だ索然たるものなるが、若し以上の形勢にして一層の爛熟を爲すものとせば、政局は更に紛綜錯雜の狀態に陷るを免れず。支那の操觚者批評家が、何故に『混沌たる支那』なる題目の下に支那政局を論じ、而して何故に一般國民が政局に對して興味を感せざるかを明かにせんとならば、單に如上の政局個々の事實を說明すれば足る。然り支那の情勢の實に混沌たり、支那の前途の爾かく暗膽たるは何人も首肯する所なり。北方は軍事的道義を失ひ、南方に對して勝利を贏べき見込更に無し。而して、支那の官僚は統治的能力を缺き、支那に健實なる共和政府を樹立するが如きは彼等の能くせざる所なり、而かも帝制を布くが如きは現今不可能なり、今日に於ても尙善良なる政治的要素なりと看做さるゝ支那國民の政治敎育は、支那國民自身の而して無責任なる軍人及び官僚階級の敢てせる大壓抑より脫し得べき民主政治を創造せしむるに當つては未だ充分なる進步の領域に到達せずとの議論が、支那人及び外人兩者の內に一般的に且つ力强く唱へられつゝあることは吾人の能く知る所なり。是を以て、或方面に於ては調停の勸告なる語の囁かるゝのみならず、大聲以て力說さるゝと同時に『眞革命』卽ち年少徒に政權に饑渴せる策士連の其れに非ずして、支那國民自身の革命なる話題の上下さるゝ所以のもの、亦宜なりと謂ふべし。北京より廣東に到る間、各地に於て政治的手品の行はるゝと同時に、盜賊、國力を賭しての虛僞的戰鬪、飢饉、疫病、洪水、旱魃、土匪、地震及び惡官吏等は、支那人民の平和、富榮及び健康を蹂躙しつゝあり。今や大商業地にして取引杜絶の狀況に在るもの五指

那を列強の犠牲たらじむるものなりと認めん本日聞く所に據れば段祺瑞氏の容易に起たざるも亦之が爲めなりとの說あり日本公使館は何等本件に關し語らざるも事既に漏れたる以上必ず疑惑を避くる爲め公表する所あるならん一說に日本の此態度は最近日米間に交換したる覺書に基きたるものなりと支那にして調印を餘儀なくせらるゝに於ては何等かの保證を得ざる可からず支那は之を要求することも能はざれども然も支那は大國なれども弱國なり故に所謂弱國に對する公平主義の見地よりして之を與へらるゝ資格あり現在支那が遭遇しつゝある危險に鑑いては此處に指摘するの要なし過去十年間殊に歐洲戰爭後の東方政治に留意するものには自明のものなればなり云々と是れ例の在支英人の御見とも見る可く一種のプレスキャンペンとも認めらる可し。（二十八日、時事）

▲獨墺人新取締　（北京特電二十八日特派員發）　和蘭側の消息に據れば佛伊兩國は纏りに在支對墺人の全部追放を主張せし國務總理王士珍氏は遷延決せざりしが今回段祺瑞氏國務總理就任と共に現在日本政府が採用せる敵國人取締法に倣ひ單に一部獨墺人を拘禁監視規し他は單に監視附にて居留許可するに決し近々實施さるべしと。（二十八日、日日）

▲各國陸戰隊長沙上陸　（二十七日北京特派員發）　段軍總司令譚浩明は二十五日午前四時長沙を棄て衡山に向け退却せり段軍は水陸兩路より引揚げ避難民の混雜名狀すべからず警察隊も何處にか影を潛め市内は無秩序に陷りたるを以て領事團は各陸戰隊を上陸せしめ北軍の確實に占領する迄秩序を維持するに決せり日本居留の婦人小兒は湘江丸にて避難せり。（二十九日、朝日）

▲長沙避難の邦人着漢　二十七日漢口特派員發　長沙避難邦人婦人小兒七十三名二十七日午後湘江丸にて漢口に着せり。（二十九日、朝日）

▲邦人元亨丸に避難　二十八日漢口特派員發　長沙在留邦人は全部日清汽船元亨丸に避難し長沙に滯在中なり。（三十日、朝日）

▲邦人岳州に避難す　（北京特電二十八日發）　長沙掠奪に驚き二十五日湘江丸に避難せる在留日本人數人は元興丸に分乘し二十七日無事岳州に避難し軍艦の保護を受けつゝあり。（三十日、時事）

▲避難邦人漢口着　（漢口特電二十八日發）　湘江丸は二十六日長沙の我が避難の女子小兒七十餘名を元興丸に移して出發し昨夜宮地に歸着す武陵丸も昨日應援の爲め長沙に向ふ譚浩明等退却に臨み兵營を燒けり彼の去るや團會は北軍歡迎委員を派遣し北軍入城秩序を恢復す。（三十日、時事）

▲松江丸出發見合せ　（漢口特電二十七日發）　長沙居留民保護の爲め陸戰隊を上陸せしめ松江丸は引き揚げの婦人小兒を乘せたる儘出發を見合す（二十九日、時事）

▲和議交涉の好時期　（北京特電二十日發）　林公使は二十八日段祺瑞氏を其邸に訪問し北軍は既に長沙を占領せりと云ふ是れ南北和議交涉開始の好時機なりと信ずれども貴下は今後如何なる方法を以て南方に對せんとするかと質問せり段氏は之れに對し今後は出來得る丈け平和手段を以て南北和議の成立を圖る可く先づ梁士詒其他有ゆる責任者を通じて南方と意思の疎通を圖る筈なりと答へたりと。（三十日、時事）

▲對日參戰借款交涉　（二十九日北京特派員發）　參戰借款は梁士詒氏と安川製鐵の實柏寺貞彦氏と目下天津にて協議中にて湖南の鐵山を抵當とするものなりと傳へらる段氏は二十日來着の筈。（三十一日、朝日）

▲在支敵人拘留か　（北京特電二十九日特派員發）　駐箚支那公使劉鏡人氏は二十八日午後段總理を訪問し目下歐羅巴に於て獨墺人が在露支那苦力を虐使しつゝあることを憤慨し支那政府は在支獨墺人の抑留を實行せざるべからざる理由を力說し段總理又劉氏の說に贊成し馮總統も之に對し若し此提議が閣議を通過せば予は命令に署名すべしとて承諾の意を表せし爲め次期閣議には參戰委員も加入して熱議する由にて一二週間内には獨墺人の拘留を見るに至るべし目下在京獨墺人は約三百人あるを以て先づ是等を警衛軍兵營に監視付にて拘留し追つて之を追放すべく劉恩源氏其任に當るべし。（三十一日、日日）

▲關稅改正協議決せず　（上海特電三十日發）　昨日の關稅改正會議にて多數決を以て改訂關稅實施の參考關稅率を定むるに就き金屬類、綿絲、羊毛は現行協定價格の四割、雜貨海產物は三割を加へ一ヶ月後より六ヶ月間實施することを主張せるも最初より暫行關稅率に反對し若し之を行ふ低率を主張せる日本委員のみ之が不承認を聲明したり各國一致ならでは協議無效なる規

定なるを以て支那委員は此事を北京政府に報告し林公使を經て更に交渉し得るやうしたしと電請せり之に就き當地支那商人側の機關紙たる新聞報は評論して曰く現行稅則を修正改正する我國にて之を固持するは故あり且つ再び忽にすべからざるなり左れど吾人は最初より事態必ず多くの爭議あり可く且夕の能く諧に就く能はずと憂ひたり蓋し主權の振はざるの國には交渉に會ふ毎に常に行くとして開かざるなく獨り關稅改正のみ然るに非ず今稅關改正の情形を見て私かに不幸にして此豫測の中れるを悲しむ金屬綿絲布を四割、雜貨を三割丈け現行稅則の協定價格に加へて其五分を課稅せんとの議なれど是れ既に現實の價格以下を標準とするものなり然も日本獨り尙ほ極力反對し之が爲め損耗甚だしと云ふ然も實は我物價日に增し居るに稅則舊の如く年來の損耗頗る巨大にして今定めんとせる暫行稅率すらも尙ほ損耗を免れず我の提議は實に至當なり吾人は總主任委員に尙ほ託持して勞めて折衝するに意らざるを望む我最も親善なる日本の少數を以て多數に服從し一に各國の贊成せる如く己れの權を固く取り己れの度量の廣からざるを人に示すなからんことを切望す云々。(廿一日、時事)

▲米國公使歸任　(青島特電廿九日特派員發)　駐支米國公使ラインシュ博士は先に馬尼拉に出張中の所廿九日入港の米國御用船ワーレン號にて青島駐在元米國領事ベック氏と共に來着直に濟南を經て北京に歸任すべし。(廿一日、日日)

▲沒義道なる徵稅　(漢口特電廿八日特派員發)　發天才氏は湖北省巴東縣に釐金局を設置し外國人の貨物に對しても條約に拘束を受けずと揚言しつゝあり現に日本商人所有の船舶にて不法行爲に抵抗し拘留され居るもの數隻に及べり在重慶淸水領事は北京に交涉中なるも要領を得ず云。(廿一日、日日)

經濟關係

▲無線電契約調印　(十三日北京特派員發)　過般來三井洋行と海軍部との間に進行中なりし無線電信契約は過日已に調印を終れり條件に就ては尙發表するを許されず。(十七日、朝日)

▲商會大會は天津に　(上海特電十七日發)　當地總商會は全國商會聯合會よりの電報に接したり曰く本會第三回大會は本年三四月頃漢口にて擧行することゝなり居りしも武漢地方は軍事上多事不便なる故各省評議員全體と四月九日天津にて擧行することを決議せり目下時局危迫人民商人困却す故に右大會の際大局調和をも議するに就き代表を派遣されたしと。(十八日、時事)

▲山鐵の特殊取扱　(十六日青島特派員發)　山東鐵道にては十六日より乘車券發賣禁止區域內にて一二三等特殊方法を設け乘車取扱を開始せり。(十八日、朝日)

▲豆滿江解氷近し　豆滿江は解氷期近づき氷上人馬の交通は危險となりたり。(滿洲發十六日外務省着電)(十九日、日日)

▲ペスト終熄せん　(二十日濟爾特派員發)　當地のペストは終熄に近づき津浦線は既に開通し山東鐵道も一兩日中に全部開通すべし因に當地に發生したるペスト患者死亡總數は十六名なり。(二十二日、朝日)

▲津浦鐵道券發賣　津浦鐵道濟南驛に於ては黑死病發生と共に乘車券發賣を停止せるが三月十八日より旅客全部の乘車を許す事となり居りしも十七日夜更に總局より電報に接したる結果翌十九日より各等乘車券の發賣を自由に取扱ふ事となれり尙北黃河涯より南界首に至る各驛も濟南驛同樣取扱を爲すべし。(在濟南山田領事官補發外務省着電)(二十一日、日日)

▲山東鐵道旅客診斷　(二十一日濟南發)　山東鐵道は本月二十一日朝當地發青島行列車より支那人三等客を除くの外健康診斷の上旅客全部の乘車を許すことゝなれり。(二十三日、時事)

▲定期船寄港せず　(漢口特電二十五日發)　南京にペスト發生の爲め定期船は蕪湖の下流の各地に寄港せず上海に直行することゝなれり。(二十七日、時事)

▲陝西借款決定　(二十六日北京特派員發)　陝西督軍陳樹藩の提出に係る地方借款百五十萬元の件は國務會議に於て可決されたり。(二十八日、朝日)

▲濟南鼠疫終熄　(北京特電廿六日特派員發)　濟南の肺ペストは發生後新患者出でず廿一日より一般に山東鐵道の乘車を許可したり。

◎當地にては本月十五日黑死病死者を出したる後新患者の發生を見ず依つ

支那防疫總署にては滿に城內赤十字病院內に隔離中なりし患者の家族及近者等を本月廿一日健康診斷の上異狀なきを認め全部解放取方計り右にて當地黑死病も先づ絕滅したるものと認めらる（濟南發廿六日着電）

◎當地ペスト其後の模樣は支那側防疫當局者に於て內外人の協力を求め發病地附近は勿論市街地全部に渡り健康診斷交通遮斷其他擬似患者の隔離法等を勵行しだる結果三月廿四日迄に發病以來總計十九名の本病死亡者を出したる外新者なし。（北京發廿七日着電、廿八、日日）

▲豆滿江解氷　豆滿江解氷し慶源との渡船交通は三月廿五日より自由となれり例年に比し數日早し（鐘春發廿七日着電）

◎當地會寧間の通路に當る豆滿江は廿四日午後解氷し即時渡船を開始せり。（間島發廿六日着電、廿八日、日日）

▲長期公債募集計畫　（二十九日北京特派員發）財政部は長期公債を募集せんとす總額四十五萬元利息六分期限二十年十年据置十一年目より償還し始め第二十年にて償還し終るものにして該債は中國交通兩銀行の不足額を塡補するを目的とすと稱せらる而して政府は右の發行を既に許可せりと傳へらる。（廿一日、朝日）

▲兩銀票騰貴　（天津特電三十日發）梁士詒氏は本日午後四時愈々上京せり兌換停止中の中國、交通兩銀行の北京票は相場一時五十五錢まで下落し居りしが最近梁士詒氏の來津と共に相場騰貴し六十八錢まで引戻せり梁氏にして北京に入らば更に騰貴せんか。（廿一日、時事）

第二回

賜天覽

支那年鑑

定價金五圓　背皮總クロース金文字入　總紙數千二百頁　四六倍版　內地二十錢　支那五十錢　送料

廣漠雜然たる支那の綜合觀、鳥瞰觀をなすに足るべきものは、幾に「支那年鑑」ある而已。今や「第二回支那年鑑」は支那民國成立以來の嶄新精細なる各般の材料に滿たされて市に出てたり。苟くも支那の事情を知らんと欲するものは速に之を本書に就て求めよ。

內容一斑

面積
人口　在留日本人詳細統計　在支日本實業者調查　支那傭聘本邦人調查
政體　民國政立より袁の逝去國會約法の復活に至る
政治　中央部、地方部、蒙藏部官制
財政　光緒以來民國五年に至る財政狀態
公債　外債、內債、短期借款
外交　支那公使館領事官所在地　支那に於ける列國領事館　帝國領事館所在地及管轄表
陸軍　支那陸國協約表、支那に關する列國間協約表　新軍、軍隊組織表、兵力一覽表、配備表、八旗巡防其他支那駐屯外國軍隊　軍艦名表
農業　各省農田耕地面積表　各省農作物收穫高表
鑛業　支那各省鑛山所在地表　鑛山關係各種統計
工業　支那工場調查表
商會　支那及外洋商會表
會社　各種會社統計表
鐵道　鐵道關係各種統計　支那各鐵道狀況
水運　水路表、汽船及航路表
郵便電信
銀行　支那銀行明細表　支那に於ける外國銀行
保險
貿易　支那關市場一覽表　外國貿易總統計　日支間貿易統計
人名錄　現在支那有力者調查
新聞　支那に於ける新聞紙調查

東京市赤坂區溜池町二番地　東亞同文會調查編纂部　發行　電話麻布二二五五番、二二一七番、振替東京九七三〇

支那

第九卷第九號

要目

論說
南北妥協難……一—四
資料
民國六年度鹽稅收入に就て（上）……五—八
香港上海銀行營業成績（二）……九—一五
雜錄
支那政界の暗雲……一六—二〇
支那茶改良と新設製茶會社……二一—二四
米國戰後の東亞政策……二五—二八
滿洲に於ける排日運動……二九—三〇
支那の新聞業……三〇—三一
彙錄
農商部糧食調查に對する上海總商會の回答……三一—三三
事業界
支那事業界近況……三四—四〇
半月史
半月間の支那重要事件……四一—四四
時報
支那最近時事要項……四五—四九
彙報
支那關係諸報道……五〇—六九
新法令……七〇—七三

東亞同文會調查編纂部

支店出張所

臺灣
基隆　臺中　嘉義　臺南
打狗　宜蘭　淡水　新竹
阿緱　臺東　花蓮港　澎湖島

內地
神戸　大阪　橫濱　東京

株式會社
臺灣銀行
(臺北)

支店出張所

支那
上海　九江　漢口　福州
厦門　汕頭　香港　廣東

南洋
新嘉坡　スラバヤ　スマラン　バタビヤ
孟買

歐米
倫敦　紐育

一資本金　四千八百萬圓（内拂込濟參千萬圓）

一積立金　貳千万圓

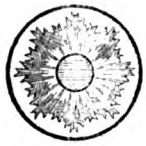

横濱正金銀行

電話

特四二〇番
特四二一番
特四二二番
特四二三番
特四二四番（宿直用）

支店
出張所　東京、大阪、神戸、長崎、倫敦、里昂、紐育、桑港、ロスアンゼルス、布哇、シドニー、孟買、カルカッタ、香港、上海、青島、濟南、漢口、天津、北京、牛莊、旅順口、大連、遼陽、奉天、鐵嶺、安東縣、長春、哈爾賓、

此外内外樞要ノ地ニ代理店有之候間爲替、荷爲替、信用狀其他内國手形割引、貸付、保護預等御便宜御相談可仕ニ付御都合次第御來談被下度候

目次

大正七年五月一日發行「支那」第九卷第九號

論說

南北妥協難……一——四

資料

民國六年度鹽稅收入に就て(上)……五——八
香港上海銀行營業成績(二)……九——一五

雜錄

支那政界の暗雲……一六——二〇
支那茶改良と新設製茶會社……二一——二四
米國戰後の東亞政策……二五——二八

彙錄

滿洲に於ける排日運動……二九——三〇
支那の新聞業……三〇——三一
農商部糧食調查に對する上海總商會の回答……三一——三三

目次

事業界

老公茂紡織營業成績—瑞璋造船所營業成績—楊樹浦紡織營業成績—香港九龍碼頭及貨倉公司營業狀態……三四——四〇

支那半月史

南北調停運動の經過—新作戰—大勢に逆行する主戰派—水口山借款成立……四一——四四

時報

（内治外交）

内閣交迭發表—段の對南計畫—對南方方針—梁の南北調停策—運動を重視す—唐の和議條件—露支交涉問題—關稅と四國團—當局の軍事計畫—湖南省長劉能督辦後任—湖北第二師完成計畫—孟恩遠の密電—梁の財政意見—關稅整頓辦法—鹽稅剩餘金用途—華新紡織公司復活……四五——四九

（財政經濟）

（交　通）

張庫間の自動車—長岳線工事開始—支那鐵道收入比較……五〇——六九

彙報……七〇——七三

新法令……七三

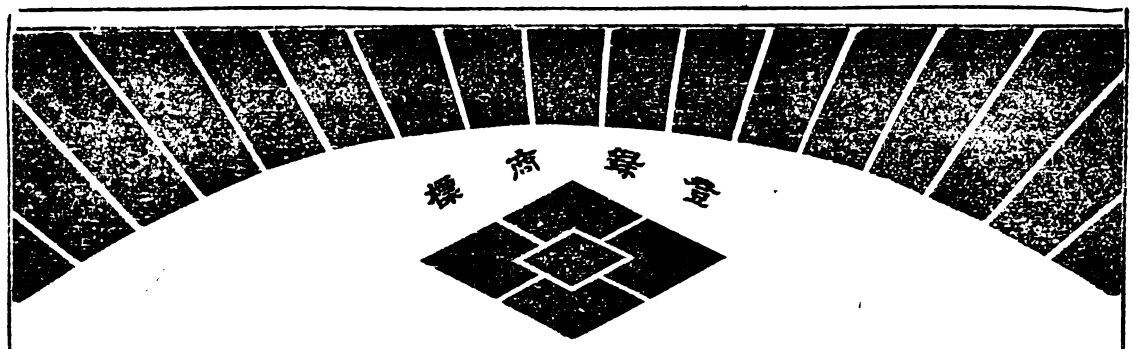

菱印窓硝子

製品種目

品質一等ヨリ五等迄厚サ二粍ヨリ四粍迄
透明板、摺　板、小紋板
色硝子、簾　板、結霜板
外ニ耐火煉瓦及曹達灰

東京市丸之內

旭硝子株式會社

第一工場　兵庫縣尼崎
第二工場　福岡縣戸畑
第三工場　神奈川鶴見
第四工場　福岡縣枝光
煉瓦工場　兵庫縣尼崎
曹達工場　福岡縣戸畑

第二回

支那年鑑

賜天覽

定價　金五圓
皮クロース金文字入　函　二百頁　四六倍版
送料　內地二十錢　支那五十錢

廣漠雜然たる支那の綜合觀、鳥瞰をなすに足るべきものは、纔に「支那年鑑」ある而已。今や「第二回支那年鑑」は支那民國成立以來の嶄新精細なる各般の材料に滿たされて市に出てたり。苟くも支那の事情を知らんと欲するものは速に之を本書に就て求めよ。

內容一斑

面積
人口　在留日本人詳細統計　在支日本實業者調査　支那傭聘本邦人調査
政體　民國政立より袁の逝去國會約法の復活に至る
政治　中央部、地方部、幕蔽官制
財政　光緒以來民國五年に至る財政狀態
公債　外債、內債、短期借款
外交　支那公使館領事官所在地　支那に於ける列國領事館帝國領事館所在地及管轄表
陸軍　新軍、軍隊組織表、兵力一覽表、配備表、八旗巡防其他支那駐屯外國軍隊
海軍　軍艦名表
農業　各省農田耕地面積表　各省農作物收穫高表
鑛業　支那各省鑛山所在地表　鑛山關係各種統計
工業　支那工場調査表
商會　支那及外洋商會表
會社　各種會社統計表
支那關係條約　支那國協約表、支那に關する列國間協約表
鐵道　鐵道關係各種統計　支那各鐵道狀況
水運　水路表　汽船及航路表
郵便電信
銀行　支那銀行明細表　支那に於ける外國銀行
保險
貿易　支那關市場一覽表　外國貿易統計　日支間貿易統計
人名錄　現在支那有力者調査
新聞　支那に於ける新聞紙調査

東京市赤坂區溜池町二番地　東亞同文會調査編纂部　發行
電話芝一二二四番、一二二五番、振替東京九七三〇

大正七年五月一日

第九卷　第九號

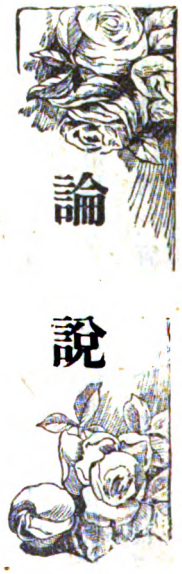

○南北妥協難

一

馮總統は南北妥協を提唱すること久しく、長江の三督軍之に附和し、岑春煊氏等支那政界の長老も亦妥協を南北に勸告すること一再に止まらず、我政府は當初支那内政不干涉主義を標榜して立ちたるも、世界の大勢に鑑み、遂に南北妥協を誘導するに至りたり、之が結果なるや否や未だ詳ならざるも、國民黨の首領唐紹儀氏は南より、進歩黨の領袖湯化龍氏は北より、共に我邦に來り、我朝野の政治家と來往意見を交換する所あり、世人をして一時或は南北妥協成立するにあらずやとの感を抱かしめたり。然るに唐湯兩氏會合するも、單に寒暄を叙するに止まり、談未だ嘗て政治上に及びしことなく、國務總理段祺瑞氏自ら長江の三督軍を訪問せしより、南方討伐の勢を加へ、今や南北妥協は、一笑柄たるに了らんとするの傾きあるに至りたり。何を以て斯の如くなるや。

二

從來南北妥協を策せる支那政治家少なからず、或は北洋官僚系の大立物たる徐世昌氏を大總統とし、南方に威望ある岑春煊氏を副總統とし、南北各派の督軍の地位を保證し、南方派青年政治家に相當の地位を與へ、南北を妥協せんと企つるものあり、是は巧みに支那人の利己的弱點を捉へ、其恰合的性質に乘じたるものたるを失はざるも、專制政治の行はれたる清朝時代ならば兎も角、國會を開き、責任內閣を樹てざるべからざる共和政治の今日、斯かる苟且の方法により、主義、政見、感情を異にせるものを融和せしめ、協同一致して支那の統一を計らしめ得べきや否や、疑ひなくんばあらざるなり。

三

所謂南方派と稱するものも、妥協の條件に關し、意見必ずしも一致せるものにあらず。南方派督軍殊に陸榮廷氏等は、地方にのみ根據を有するを以て、中央問題に重きを措かずして、地方に重きを措き、國民黨系は唯國會に多數の議員を有するのみなるに依り、地方問題は措て之を顧みず單に中央問題にのみ腐心する傾きあり。從つて、北方はして陸榮廷氏を兩廣副南の巡閱使とし、唐繼堯氏を雲貴、四川の巡閱使と爲さんには、南方督軍團と握手することを得べきも、國民黨と融和し得べからず。又北方はして舊約法を回復せんには、國民黨と妥協し得べきも、督軍團の憎心を得べきや否や知るべからず。而も北方派は、楊子江上中流の要地を擧げて陸唐兩氏の手に委するに忍びざるべく、殊に舊約法を復活するは、到底其耐ゆる所にあらざるべし舊約法は權力を國會に集中し、內閣は實權に乏しく、事每に議會の掣肘を受くるを免れず、加ふるに、國會議員の過半は國民黨系に屬するに依り、國民黨は兵力財力其他の實力を有せざるに拘らず、國會に於て跳梁し得るの奇觀あり袁氏は一たびクーデターを行ひ、北洋官僚系は黎總統を脅迫し二たびクーデターを行はしめたる程なれば、假令南北妥協し、舊國會を招集するとも、復た亦た衝突を惹起し、三たびクーデターを實行するの已むなきに至るべきは、極めて見易き道理なり。北洋官僚系が、舊約法復活を條件とする妥協案に對し、容易に贊成すること能はざるべきなり。

四

單に南北兩派と稱するも、截然分割せられたる兩派あるにあらざるは世人の夙に熟知する所の如し。北洋官僚系と稱するも、馮段二派に別るゝのみならず、所謂段派と稱するものは兩派に分岐し居れり。南方民黨と號するものも、亦孫逸仙派と非孫逸仙派あり。而して武漢革命以來、內亂相踵げる結果、政治上の實權は、漸次文官政客の手を去りて、督軍の掌に歸したり。督軍は固と南北の二團に別たれたるも、最近李純、王占元、陳光遠等の所謂長江督軍團生じ、漁夫の利を收めんとするもの出でたり。內閣の交迭頻繁なるに及び、各省督軍は、益專横にして、往々中央政府の命令を奉せず、唐時に於ける藩鎭たらんとするの、兆見ゆるに至りたり。若し段氏の南方討伐其功を奏せず、中央の威令地に落つるが如きことあらんか、各省督軍は藩鎭の實を示すことなきを保すべからず。若し果して斯の如くんば、官僚派、民黨、督軍團等斗字巴の如く紛爭し、支那政界は紛々擾々收拾するに由なく、南北妥協の如きは、一空談たるに止まらんとす。

五

革命亂時一たび南北妥協し、袁氏沒後再たび南北妥協したるものなれば、今後三たび南北妥協を見ることなしとすべからず。而も前後二回の例に依り判斷すれば、妥協の永續し難きことまた疑を容るべからず。知らず何を以て斯の如くなるや。南北政見の相違、利害の衝突を以て、其重要なる原因と爲すこと、殆んど世人の一致する觀測にして、吾人も亦敢て之に反對するものにあらず。然れども、南方人たる曹汝霖、陸宗輿、梁士詒等北洋官僚系に與みし、北方人たる吳景濂、谷鍾秀、孫洪伊の徒南方民黨に與みし、南軍の司令たる陸榮廷氏の思想は、北軍の首領たる段祺瑞氏に比し、寧ろ舊式にして、北方派の羽翼たる進步黨の政見は、所謂民黨の中堅たる國民黨と懸隔あるものにあらず。從つて、南北抗爭の原因を以て、單に政見の相違利害の衝突のみに歸せんとするは、當を得たりと謂べからず。吾人は別に其原因を探求するの必要あるを見る也。

六

一、七四〇、八八七、六一

（丁）一九一三年五國大借款利子（百二十五萬磅）　六、六二〇、三九二、五四

百二十五萬磅ノ爲支拂タル銀高ハ九百萬四千八百六十九元四角ナルモ七月ヨリ十一月ニ至ル五個月間ニ關稅收入中ヨリ三百三十八萬四千四百七十六元八角六分ヲ支拂ヒタルヲ以テ鹽稅收入ヨリ支出セルハ上記ノ額ニ過キス。

（戊）一九一一年滬廣鐵道借款利子　三七六、〇九四、一三

本年ヨリ鹽稅收入中ヨリ支拂フニ至リシモノニテ昨年迄ハ別途金ヨリ支出セリ。

一八九八年ノ續英獨借款元利ハ別途金ヨリ支出セリ。

一支那政府ヘノ解除高　六八、六一三、三七〇、二二

一送金爲替料及爲替差損等　四三六、六三五、四七

一銀行團預リ高其他（即翌年度ニ繰越高）　一八、三六五、六〇三、二二

內譯　銀行預リ高　一七、九八三、三九一、九三

徵收機關ヨリ銀行ヘ送金中　三八二、二一一、二九

合　計　九五、九二九、〇〇五、〇九

以上の外鹽務署に於て其詳細を發表せざるが我正金銀行に於て調査計算したる每月の收支概算を記せば左の如し勿論兩者の計算高に多少差異あるも大體を窺ふに足べし。

收入ノ部（千元以下ハ四捨五入セリ）

合計收入　月末團體銀行保管高

一月約　五、九九二、〇〇〇元　鹽務純收入　一七、二二六、〇〇〇元

二月同　五、二一一、〇〇〇　同　一七、一〇一、〇〇〇

三月同　六、一六八、〇〇〇　同　一八、一五九、〇〇〇

四月同　五、五二四、〇〇〇　同　一七、六五四、〇〇〇

五月同　三、九五三、〇〇〇　同　一四、七九九、〇〇〇

六月同　三、九七一、〇〇〇　鹽務收入及團體銀行預金利息　一四、〇五二、〇〇〇

七月同　三、七三八、〇〇〇　鹽務收入　一四、〇七九、〇〇〇

八月同　七、六一三、〇〇〇　鹽務純收入關稅收入ヨリ受入　一五、二五〇、〇〇〇

九月同　三、九一九、〇〇〇　鹽務純收入　一二、二〇三、〇〇〇

十月同一〇、七八一、〇〇〇　鹽務純收入關稅收入ヨリ受入　一七、四七三、〇〇〇

十一月同一四、九三三、〇〇〇　關稅收入ヨリ受入鹽政改革資金振替　二一、三二一、〇〇〇

十二月　九、二〇四、〇〇〇　團體銀行預金利子　一八、二五一、〇〇〇

合　計　八一、〇一七、〇〇〇

內譯　鹽務純收入　七一、三四六、〇〇〇

團體銀行預金利子　二六〇、〇〇〇

關稅收入ヨリ受入　八、八四九、〇〇〇

鹽政改革資金振替　五六二、〇〇〇

備考（一）鹽政改革資金振替トハ五國大借款成立ノ際鹽政改革資金トシテ用途中ニ一定ノ額指定セラレアリ鹽務總顧問カ鹽政改革上ノ費用ヲ一時鹽稅收入中ヨリ流用シタリシヲ請求ニヨリ右鹽政改革資金中ヨリ償還振替ヘタルモノナリ

支出ノ部（千元以下四捨五入セリ）

一月
內譯鹽稅收入中支那政府へ解除　約七、三六〇、〇〇〇
地方行政費流用　五、八一六、〇〇〇
五國大借款利拂　五〇四、〇〇〇
右爲替差損塡補　九二四、〇〇〇
廣東行政費ニ拂渡　一六、〇〇〇
大清銀行勘定拂渡　四〇、〇〇〇
二月
內譯鹽稅收入中支那政府へ解除　六〇、〇〇〇
地方行政費流用　五、三四〇、〇〇〇
五國大借款利拂　四、〇〇二、〇〇〇
右爲替差損塡補　五一五、〇〇〇
廣東行政費へ拂渡　七一八、〇〇〇
大清銀行勘定拂渡　五、〇〇〇
三月
內譯鹽稅收入中支那政府ニ解除　四〇、〇〇〇
五國大借款利拂　六〇、〇〇〇
「クリスプ」借款上半期利拂　五、一一六、〇〇〇
大借款爲替差損塡補　三、〇八八、〇〇〇
湖北省公債元利償還　七六七、〇〇〇
廣東行政費へ拂渡　一、〇四〇、〇〇〇
大清銀行勘定拂渡　七七、〇〇〇
四月
內譯鹽稅收入中支那政府へ解除　四四、〇〇〇
五國大借款利拂　四〇、〇〇〇
大清銀行勘定拂渡　六〇、〇〇〇
四月
內譯鹽稅收入中支那政府へ解除　六、八〇八、〇〇〇
五國大借款利拂　五、〇〇三、〇〇〇
七〇〇、〇〇〇
右爲替差損塡補　一四六、〇〇〇
廣東行政費へ拂渡　五〇、〇〇〇
大清銀行勘定拂渡　六〇、〇〇〇
五月
內譯鹽稅收入中支那政府へ解除　六、八〇八、〇〇〇
地方行政費流用　五、〇〇三、〇〇〇
五國大借款利拂　五五一、〇〇〇
五國大借款利拂　七五八、〇〇〇
右爲替差損塡補　四四、〇〇〇
直隸省公債元利償還　三四二、〇〇〇
廣東行政費へ拂渡　五〇、〇〇〇
大清銀行勘定拂渡　六〇、〇〇〇
六月
內譯鹽稅收入中支那政府ニ解除　四、七一八、〇〇〇
五國大借款利拂　三、八五二、〇〇〇
七二三、〇〇〇
右爲替差損塡補　三三、〇〇〇
廣東行政費へ拂渡　五〇、〇〇〇
大清銀行勘定拂渡　六〇、〇〇〇
七月
內譯鹽稅收入中支那政府ニ解除　三、七一一、〇〇〇
五國大借款利拂　三、〇〇二、〇〇〇
右爲替差損塡補　五八三、〇〇〇
廣東行政費へ拂渡　一六、〇〇〇
大清銀行勘定拂渡　五〇、〇〇〇
八月
內譯鹽稅收入中支那政府ニ解除　六〇、〇〇〇
六、四四二、〇〇〇
一、四〇九、〇〇〇

鹽務關係外債元利償還準備基金ヲ減少シテ支那政府ニ解除　二、四八三、〇〇〇
地方行政費流用　一、八八一、〇〇〇
五國大借款利拂　五三五、〇〇〇
右爲替差損塡補　一八、〇〇〇
廣東行政費拂渡　五〇、〇〇〇
大清銀行勘定拂渡　六〇、〇〇〇

九月

內譯鹽稅收入中支那政府へ解除　七、三三一、〇〇〇
獨亞銀行保管分支那政府交附　三、四二一、〇〇〇
地方行政費流用　一、四八三、〇〇〇
五國大借款利拂　七六、九〇〇
右爲替差損塡補　四七二、〇〇〇
「クリスプ」借款下半期利拂　三、〇〇〇

十月

內譯鹽稅收入中支那政府へ解除　七〇八、〇〇〇
地方行政費流用　五、五一一、〇〇〇
五國大借款利拂　二、四七五、〇〇〇
右爲替差損塡補　二、二一六、〇〇〇
廣東行政費拂渡　六一六、〇〇〇
大清銀行勘定拂渡　三四、〇〇〇

十一月

內譯鹽稅收入中支那政府へ解除　一一、〇七九、〇〇〇
關稅收入振替支那政府へ解除　六、五二一、〇〇〇
地方行政費流用　二、七五九、〇〇〇
五國大借款利拂　一、〇六〇、〇〇〇
右爲替差損塡補　五六六、〇〇〇
廣東行政費拂渡　五七、〇〇〇
大清銀行勘定拂渡　五〇、〇〇〇

十二月

內譯鹽稅收入中支那政府へ解除　六、八五〇、〇〇〇
關稅收入振替支那政府へ解除　二、七二一、〇〇〇
地方行政費流用　九六九、〇〇〇
五國大借款利拂　一、二〇〇、〇〇〇
右爲替差損塡補　五〇、〇〇〇
湖廣鐵道借款利拂　三七四、〇〇〇
廣東行政費拂渡　五〇、〇〇〇
大清銀行勘定拂渡　六〇、〇〇〇

合計　八一、七一九、〇〇〇

內譯鹽稅收入中支那政府ニ解除　五〇、四四八、〇〇〇
關稅收入振替支那政府へ解除　五、四八〇、〇〇〇
鹽稅關係外債元利償却準備基金減少ニ基ク支那政府へ解除　二、四八三、〇〇〇
獨亞銀行保管分支那政府ニ解除　一、四八三、〇〇〇
地方行政費流用　八、五三一、〇〇〇
五國大借款利拂　八、六三二、〇〇〇
右爲替差損塡補　四九九、〇〇〇
「クリスプ」借款利拂　一、七四八、〇〇〇
湖廣鐵道借款利拂　三七四、〇〇〇
直隸省公債元利償還　七〇七、〇〇〇
湖北省公債元利償還　四四、〇〇〇
廣東行政費ニ拂渡　五七〇、〇〇〇
大清銀行勘定拂渡　七二〇、〇〇〇

（終）

香港上海銀行營業成績 (二)

▼支那に於ける重要なる出來事　此年即ち戰爭第四年の、昨年中の事件にして、支那に取り最も重大なる二個の出來事あり、余は茲に其の概要を述べんか。

北米合衆國及日本の間に交換せられたる圖書に依りて、支那に於ける日本の特殊なる利益を承認せられ、支那の保全及其門戶開放は更に確認せられたり、此日米國の公明正大なる意見の交換は、關係列國の滿足を受け、爲めに從來兎角之等東洋二大國の疎遠を釀成し來れる疑惑と誤解の空氣を一掃し、且つ將來日米相提携して、對支國際貿易の發展上に、機會均等の保全に盡力すべしとの保證を與へたり。

一九一七年八月十四日、支那は獨逸に宣戰を布告して、形式上協商側に左擔し、支那が既に聯合側に與へたる、物質的援助は、實に尠少のものにはあらざるなり、即ち陸上に於ては、支那人勞働隊は、戰線に價値ある業務を致し、海上に於ては我が商船の乘組員として、供給品の輸送に少なからざる援助を與へたり、吾等は其物質上の重大を超越せる、德義上の意義より、支那を祝福するものなり、吾等の戰爭は一大精神的鬪爭、即ち各國は其大なるも小なるも、共に各其國自己の目的を達せんが爲めに、又其國自己の豫定の宿命を貫徹せんが爲めに、而して其人民の天禀に進應して、其國自己の文明を創造せんがために、其思想と權利のための戰ひなりとの自信は、愈々深刻となりつゝあり、我が敵國側に於ても認め居るが如く、戰爭の背景より一萬哩の海洋を距てゝ、其沿岸を脅かさるゝことなく、其國政に牴觸せらるゝなき、一舊國の人民が、徐ろに熟慮をなしたるの末、彼等の立場を協商側に寄せ、且つ我々の利益は直に彼等の利益たる可き所信、及び人間自由の生命なくして、歐洲に於けるが如く、支那に於ても到底堪へらるべきものに非ずとの確信を、聲明するの時、我が聯合側は一大強味と、勇氣の增加を受くるは、否む可からざる事實にして、之は實明にして勇氣ある決斷なり、余は支那政府が、支那自國の爲め、將又聯合各國の利益の爲め、依然支那領土内に在住せる、總ての敵國人民を、内地に抑留するか、或は放逐するかの方法を直に取らんことを切望す、聯合國及中立國に於て、獨逸人に依つて行はれ、而かも其を默過せられたる暴行は、危險も甚しきものにして、獨逸人の如き、斯る野蠻にして不法なる敵人に、自由の行動を許すの危險極まることを教へて餘す所なきは、之等幾多の事實が自ら立證する所なり。

▼支那昨年の財政狀態　財政上の一點より觀れば、昨年は支那に取りて、前年よりも更に好狀態にありたり。一九一七年の、海關收入は三千八百十七萬七千海關兩にして、之を四志三片十六分の三の平均爲替率にて、磅に換算すれば、六、二六四、四九六磅となる、戰時狀態の逆調、及

船腹不足により、支那貿易が多大の障礙を蒙りたるを考ふれば、此海關稅收入の增加は、爲替が非常の高率なりしに因る、金換算額の夫れよりも、更に著しき成績と云ふ可し此爲替率の非常高なりしため、好都合なりしは、昨年中の海關收入は、曾に之を擔保とする各種借款を支拂ひ得たるのみならず、拳匪事件賠償金の全部を支拂ひたり、而して下半六ヶ月には、借款協約の特別規定による、追加借款の支拂は、關稅收入の餘剩を以て之に當てたり、之等總ての負債支拂をなしたる後、尙ほ一千萬海關兩の餘剩あり、其の內二百萬兩を八月支那政府に融通し、餘剩を曾て拳匪賠償金支拂不足に一時融通を受けたる、鹽稅收入勘定中に支拂ひたり、海關收入の數字に就て、興味あることは、上海天津、漢口及び南方諸港の一二の海關收入は、若干の減少を示したれども、哈爾賓、安東及大連は、相當の增加を示し、大連及び安東の二者は最高記錄を造りたることなり。

昨一九一七年中銀行團に支拂はれたる鹽稅純收入は、七〇、六二七、二四九弗に達し、其れより一切の支出及定期積立一千萬弗を控除したる殘額六八、六一三、三七〇弗（海關收入より返濟を受けたるものを含む）を、支那政府の自由使用に引渡したり、然りと雖も爰に注意すべきは、昨年中徵集せられたる鹽稅收入中、約八百萬弗は、或る諸省が鹽稅行政權、並に中央政府の權限を無視して、勝手に彼等自身の必要の爲めに流用せられたることなり、斯の如きは實に秩序を紊亂するものにして、中央政府の管理が遠隔なる地方諸省の上に有力ならず、各種の口實を設け居る、彼等の獨立自治を許し居る限りは、此種行爲は確に繼續せられ更に其弊害を增長すべし、されば支那政府は宜しく此種國庫の主要收入に、影響を及ぼす問題に對して、嚴密なる注意を拂はんこと吾人の切望せざるを得ざるものゝ一なり。

然しながら幸にして銀爲替高なりしと、其二大收入行政—關稅及鹽稅—の能率宜しかりしを以て、支那は昨年下六ヶ月中殊に協商側に立ちて參戰し、新たに重大なる責任を負ひたる瞬間の如き、財政の裕豐なりしことは、曾て見ざる所なり、聯合側政府は拳匪賠償金支拂を、五ヶ年間延期（但し露國の分は三分の一だけ）するに同意し、以て支那參戰に酬ゆることゝせるを以て、之に依り支那は、一ヶ年二百十萬磅以上（獨逸及墺地利の賠償金は國交斷絕により支拂を停止されたれば之を含まず）の融通を得る譯なり、加之支那は、目下其關稅現實五分引值の件に就て、協商國委員と協議中なれば、之れ亦聽て國庫收入に相當多額の增收を來すべしと期待せらる、支那の國庫收入は、鐵道に依りても亦緩漫ながら、漸次增加しつゝあり、其鐵道中最も早く開けたるもの—滬寧鐵道—は、今や收支相償ひ、尙餘剩を示す狀態にあり、一切の經常費を（其金貨負債利子を含む）控除して、一九一六年の決算は、約一萬七千磅の餘剩を示したり、故に今日戰時財政の束縛により、一時中止せられ居る、其他の鐵道も速に工事を竣成し、施すに遺憾なき經營法を以てすれば、滬寧鐵路同樣の成績を擧げ得らるべしと痛切に感ずる次第なり。

財政に關しても將又其外國關係に於ても、其に斯く有利

なる狀態なるに對し、一方支那の內政が、全く革命戰爭の域に達せるの嘆かはしき狀態にある爲め、之等好材料も勘なからず之と相殺せられざる可からざるを認むるは、遺憾に堪へざるなり、各黨首領、督軍及各階級の政客は、各自己の民主政府の理想を有して、地位及勢力上の混亂を來し其結果中央政府は、之等反對者の鎭壓として地方督軍より各自自由の經費を強請せられ、以て此政治的軋轢を調停せんとするの現狀にあり、吾等は支那の將來に就ては、其勤勉なる人民と、富裕なる自然の財源を有する支那は、戰後世界の經濟戰場たるべき運命を有するを知ると雖も、露西亞の事例は能く久しき紛擾が、果して何を導くかを示して遺憾なきを以て、支那政治家は能く前者の覆轍に鑒み、更に其見解を大にして、國家の利益に立脚して、行動せんこと吾人の切望に堪へざる所にして、然る時は支那は之等政治家に俟つ所頗る多かるべし。

▼支那に於ける幣制改革　之等總ての國內紛擾は中央政府の威信に係るものなるが、更に目前差當り改善を要すべき二大問題あり、即ち幣制の改革と、二政府銀行の業務の復權なり、之等兩銀行の北京にて發行せらるゝ紙幣の價格は、其銀行準備金が、政府により絕へず多額に需要せられたるため、過去數ヶ月急激なる暴落をなし、其額面價の約六割となれり、目下右兩銀行に對する、支那政府の負債の大部分を、六分利付短期公債四千八百萬元を、政府より兩銀行に發行して、之を補償することを協定せられたり、之等公債は、支拂を延期せられ、總稅務司の手に保留せらるべき賠償金より得んとするものにて、總稅務司により半年毎に抽籤に彼て兩銀行に償還せらるゝものなるが、此協定により兩銀行が、直に其北京紙幣の現銀兌換を行ひ以て日を逐うて信用及營業共に、益々地に墜ちつゝある境地より脫し得んことを望みて止まず。

貨幣に關して其標準、及び改革案は、曾て財政總長より銀行團の手に提出せられたり、該案は現時の戰爭狀態にありては、直に實現を許し難きものなりと雖も、此至急を要する改革法に對し、支那政府が重要なるものとして、着手しつゝあるの事實を示すに足る、而して此支那政府と銀行團との協同熟議により、或る實際の成案を結果し、事情の許す限り、速かに實行せられんことを望む、支那國家の信用を確保し、其埋藏せる富源を開發し、其人民の福利を增進する上に於て、幣制改革は實に最急を要するものたるなり。

▼戰爭義捐　諸君、余は本銀行が今年の香港戰時寄附資金に向て、五萬弗の捐金をなしたるに對し、諸君が承認せらるべきを信ず、殖民地に於けるプリンス、オフ、ウエールス、ファンド (Prince of wales, Fund.) が一九一五年末に、閉鎖されたる時、同時に新資金を開始され、該寄附金は昨年末迄に、合計六十六萬六千弗の寄附額に達したり、其都度新たに發表せられたる報告は、右寄附金が如何に割當てられたるかを示す、而して此香港戰爭寄附資金が、心底より戰爭を援助せんとする、熱誠の流露たるは、贅言を要せず、余は又玆に、本銀行は當に當地の該資金に寄附し

たるのみならず、更に世界各地に於ける戰爭資金に、寄捐せることを告ぐべし、而して重役に於ては本銀行が戰爭に依て生じたる苦痛の救濟に、極力幇助するは諸君の希望する所なるを確信す。

▼亞米利加の參戰　我が前總會の席上に於て、本席より同年中に戰勝と平和の來らんことを希望する旨を述べたるが、事實に於ては希望の如くならず、露國の變節は時計の針を逆轉せしめたり、吾等及我が聯合國が極力得んとしつゝある平和は、未だ眼前之を望む能はずと雖も、昨年中更に多くの世界國民が、我等と共に其運命を戰爭に投じたり、而して其內には大國民たる合衆國が、其尨犬なる富力を以て之に蔭むあり、我國軍隊及我勇敢なる聯合軍の光耀如たる行動に、吾人の胸底は滿されたるに、更に米國の加はるあり、吾人戰勝の信念は決して動搖し能はず、吾等は今後戰爭目的の貫徹に於て、相共に提携し、從前よりも一層密接なる行動を取て進まん、而して我國民の慣習が破壞せられざる可しとの信念を以て、正義が勝利者たる迄又無力なる國民を有力ならしむる迄は、飽く迄勇往邁進せん、諸君、何等の質問なきを以て、余は決算報告の御承認を得たるものとして通過せんと欲す。

▼ハリス氏の演說　エー、エッチ、ハリス氏（A. H. Harris）は、議長ドッドウエル氏の報告終るに次で、左の演說をなせり、即ち曰く

余は吾人の手許に配付せられたる報告、及決算の採決に多大の滿悅を以て協贊す、余は唯今議長の演說に於て、熱誠なる賞贊を受けたる、協商側參戰國政府の下に、一官職の地位を保つの光榮を有するものなりと雖も、爰に余の述べんとする所のものは、勿論普通の一株主の言たるに過ぎず、議長の演說は其れ自身、一々余に示すが如く興味たり、且つ余の注意を惹ける點甚だ多し、余は之に對して批評をなすの資格なしと雖も、其中多大の意義ある一項に就て、少しく附言せざる可からざるものあり、即ち嚴重なる特許の下に行ふものを例外として、當殖民地（香港）及其他各殖民地よりの、弗銀及銀輸出禁止に就て謂はんとす、政府が此擧に出でたるは、全く戰爭狀態より來れる、止むを得ざる政策上の變化にして、之に因り我等は、此期間中本行紙幣を現銀兌換を許さざるものとなせり、勿論當地爲替を銀のパリチーより相當下位に保持したれども、而かも我が銀準備を充分に維持したるとゝ、且つ投機を抑壓したるに因り貿易を助勢せるは疑ふ可くもあらず、現戰爭のため世界の銀需要は、遙かに供給を超過し居るが故に、現銀は自由に流通すべきものなりとの舊則、及び其率を引上げて正貨を吸收せんとするは、之を適用する能はざるの狀態となりしより、勢ひ右の政策を取るに至れるものなり、されば之に隨伴して、幾多の疑惑を生じたるにも拘らず、余は此新令は當殖民地及當殖民地に利害關係を有する方面に、有利なるものなるを信せんと欲す、而して余は實際に於て、爾か信せざるを得ざるなり、今回の報告を通讀して、余の心中に起りたる感想三あり、即ち營業の成功と進步せること其一、愛國主義の旺溢せること其二、而して其全く堅實なる

こと其三なり、進歩と成功とは我等の面前に示されたる數字に依て明白にして、昨年度の營業利益の更に多額に上り昨年中建築物に於ける、一切の經費更に正確に云へば、之等經費の約九割は利益中より支辨せられたり、積立金には再び多額の準備をなしたるに加へて、—余は豫期し居たるものと思ふ—四十三志の半期配當、即ち年四磅六志の例年配の外に、一磅の特別配當を行ひ、尙前年度より稍や多額の次年度繰越をなせる等、吾等は斯る好成績を祝福するに將又營業上に現はれたる多大の能力を賞揚するに、如何なる辭を以てすべきか。

報告中「利益を擧ぐるに就きて利潤多からず」との文あるに對し、聊か遺憾とする余の言に諸君は同感ならん、周圍の事情障礙多からんにも拘らず、諸君の總支配人は勤勵甚だ努めたり、今日の言多少輕率の謂ひながら、氏の利益は「何等差したる不潔のものに非ざるもの」なり、我は十志より二十志に增加したる一特別配當に浴したり、而して此告知を添附せる通告書は、實に輕々に看過すべからざるを要す、若し爲替相場にしてより低廉の線上にありたらんには恐らく此增配を產出し能はざりしなるべし、何となれば利益は金幣使用地に於て、得て擧げらるゝものなればなり、而して這は余をして株主中に、我が弗登錢溝—支那人及支那居住者—に其名を列し居るもの、並に當地關係市場に於て、現實せらるゝ彼等持株の減價に對し、若干補償を受けんことを望める者ありたるや知る可からずとの、言を爲さしむ、又或る比較的低き爲替率にて、配當を聲明せられたらば、宜しからんと望みたりしならんが、這は本銀行の規定に反するものにして、之等株主の配當は、金にて支拂ふべきものに係り、其希望の如く變通を行ふは、無差別の惡例を胎すを免る能はざるなり、されば此種株主は、十志の增配を是認して、彼等に提示したる數量よりも、更に多額の評價を欲し、更に其れに因りて若干の積立を可決せんことを欲したるべきは疑を存せず、若し我等の友人たる總支配人が、偶ま此仲間の一人たりしとせば、余は此行爲を株主全般の是認に依り、同君が其失望に對し幾分の補償を感じ得んことを希望す、此大銀行の株が株式取引所の遊戲に供せらるゝの日は、前途頗る遼遠なるやも知る可からず、併し何等株の副配なく、又配當を見越して投機取引なきことは、之れ大多數の株主に取り奬讃すべき政策にして、同時に致す最善のものたるを斷言す、爲替の傾向を豫知し豫防し得べしと思考する株主は、其人自己の手加減をなし、其所有銀を金に、又反對に所有金を銀に交換することを得べし。

余は爰に轉じて報告の第二の方面、即ち愛國的音調に觸れんとす、戰時財政の重荷を擔ひつゝある我が大藏大臣を援助せんが爲めに、行はるゝことは何事によらず、諸君は我等と共に其事に當るものならん、倫敦の各大銀行は、皆協同一致、自ら進んで其任に投じたること、及び我が倫敦支店を通じて、我等は財界の會議に涉み居ることを知るは慶賀の極みなり、各種戰爭義金に與へたる幇助は、我等の均しく認むる所にして、議長は同君の任意の決斷に依て、

行動する我等の信用に信頼し得るを斷言す、戰時事務に對し義勇奉公の望ましきに關して、議長の謂へる使用職員の活動と、其採りたる同情的見解とは、感銘更に深きものあり、我等は全く同一の期待をなし居たるは事實なり、吾等は我が本國及殖民地を通じて、烈火の如く奔騰しつゝある欲求の燃燒中に投せんが爲めには、極東に於て吾人を圍繞する平和と安逸に、生活するは、至難の事に屬す、—依然として炎燒しつゝある或る猛火は、吾が傷害の光景により將又彼等經驗の暗誦により、深刻に保持せられたり、這次の戰爭は全く議長の言の如く、一大精神上の鬪爭にして、吾等は其精神上の意義及其終局の結果を、深慮熟考するを忘るべからず、余は如何なる人物、及び如何に多數の人を本國及前線の仕事に當らしめ得るか等、總ての事情に就て廣濶なる觀察をなしたる後、之が決定に對し一種の使命を强ひられたる、我が職員に對して滿腔の敬意を表するものなり。

余は更に第三の問題、即ち將來の豫測に移りて、少しく謂はん、而して余は此處に或る覺醒を感ず、一大戰爭の繼續中、又現在の如く斯かる持久の久しきに亘る戰爭に在りては、指導の統一及び利益の合同が、根本要素となりたるは、避け難き必然の成行なり、併し乍ら、政府の管理、ステート、パートナーシップ及び關稅の境界は、將來普通の問題となれりとの將來の豫測に關する、本日の報告及演說に、余は驚愕の注意を致したり、資金の探求及補助の奬勵、敎育方針、專門上及經濟其他に於ける改善等の如き、政府の活動すべき餘地勿論大なり、吾等は個人の業務に於て、政府の干涉を尠なからず試驗し來りたるが、其成功如何に就き、將又戰後如何なる便宜の干涉が、持續し得るかに就て、云爲するは早計に失す、而して余は最近海運界の狀態に就て、述べたるインチケープ卿の遺憾なき見解に心底より共鳴する者なり、英國商人は右に余が參照したるもの、外に、政府に向て機會均等、門戶開放の保障、並に必要の場合、武裝敵に對する保護を要求す、商人は決して其職業の敎へを受くるを欲せず、又世襲の法制を聞くを欲せざるなり、其處には分業的消化不良を來すべきものありと雖も天帝は能く此種不消化の食物より、吾人を庇護し給ふなり、香港憲政改新會の勢力は、斯る場合に際し其の現に脅威せられんとするものよりも、一層重大なる負擔を課せらるべし、此に慶ぶ可き一事は、支那に於ける事情が此報告に立證せられ居るが如く、取引の好績を許したることなり、假論を敢て好むの概あれども、此取引の成功は戰爭に因れるものにして、內政多大の不安なりしに際して、得たるものなるが、斯の如き狀態は健全なるものに非ず、吾等は支那に於ける秩序が、今日引續き不安狀態にあるを遺憾とし、且つ嗟嘆す、今前任議長の言說を引用すれば

黨派の抗爭軋轢の波瀾の下に橫はる太洋の背景は、之れ支那人の最大資產—而して余は更に「彼等の適用の勢力」なる語を加へんと欲す—にして、之等の波瀾が公衆の意見てふ、平靜の潮流に依て、鎭壓せられたる時は、吾等は節約と改善の根本要素たるべき、支那の政治的安定に

接し得べきなり。

元來支那人は商人として、誕生せるものなり、其地味は肥へ地下に埋藏せる富は莫大なり、其鐵道の効果如何は既に議長の述言中に暗示せられたり、其水路は價値頗る多しされば戰後當銀行の準備金は、全部を擧げて此處に充分なる利廻りを以て、使用し得るは、何等疑ふの餘地を存せず。

我等は更に支那の鑛山が開發せられざるを遺憾とす、石炭一噸に付三十八弗の支拂をなす我等は、此手近かに最上炭の礦脈あり、且つ右價格より遙かに安値にて、而かも相當の利益を見て、當市場に供給し得べきことを考ふるを要す、英國貿易業家及び支那人に取り、前途希望に滿つるものと云ふ可し、何となれば之等關係商人は、貴下が之等商人の事業の發展に、及び其金融に對して與へ得る諸般の便宜を受くべきを知ればなり。

吾等は財政改革に關する議長の言を興味を以て傾聽せり該問題は實に最も重大なる手段にして、其會議に先づ第一に要求せらるゝものは、全く紙幣發行に於ける信用—政府發行のものにして、民間發行のものに非す—普通造幣局鑄造のバリチーに於ける信用を收得することなり、吾等は財政總長より提出せられたる改革案の實行せられ成功せんことを希望す。

（完）

支那政界の暗雲

支那の共和主義の試驗的時代たる最初六ヶ年間は、決して支那に於ける外國人の利益を侵害することなかりき。然るに共和政府起りて茲に七星霜を閱するも希望に輝き、希望を培ふべき、新人に依る新政府の未だ樹立せられざりし當時に於ては、將に崩壞せんとする政府の儼かに存在するあるも、能く外人の利益を完うせしむるは極めて困難なりき。頽廢に瀕しつゝありし政府の一朝瓦解するや、次に來るべき政府者の果して何人なるか、而して其の人物の性格如何を豫想することは極めて興趣ある問題なりき。然れども此の共和政府第七年の初頭二、三ヶ月間は、識者評論家而して、政論家の間に時局に對して極めて冷々淡々の情ありしは否むべからず、時勢の如何に進行しつゝあるか而して正に起り來らんとする事の何物なるかと解するの士は等しく彼等の失望と告白を叙して曰く、吾人は今や事の如何に進行しつゝあるやを知らず、吾人の眼前に何物の展開し來るべきやを知らず、而して、吾人の時局に對する希望を打棄てたるや既に久しと。

吾人は今より二ヶ月以前支那の政局を論斷して曰く『今や支那に所謂政治なるもの存在せず』と。爾來時局は何等改善の證跡なきのみならず、却つて一層の險惡昏迷の度を加へたるのみ、常に外人圈が臆測たる何物かを以て政論を上下せる北京に在りては、今や一人の支那政局に論及するものなし。支那に於ける外字新聞も同樣に、支那の政局を論ずるに當つて、『混沌たる支那』『政界の暗雲』等の標題を掲げ、露骨に、失望と嫌惡の情を表せり、然るに支那新聞は、輕率冗辯を事とし、國政を論ずるに際して、極めて侮慢なる惡口の記事を以て滿たさる。然り、過去二ヶ月間に於ける出來事を再說するは最も無益の業なり、何となれ

ば、日々の事件を單に別記するが如きは何等利する所なく而して、支那當局者の發表せる意見、命令、通電、文書等は矛盾撞著、優柔不斷、遁辭等の紛綜錯雜に過ぎざるを以てなり。

昨年末に當り、總統馮國璋は停戰命令を發布して、種々なる勢力を代表せる南方首領連と、北京政府の實際政策を左右する北洋軍閥との間に妥協を試みたり。當時揚子江岸の重要都市たり、湖南洞庭湖の門戶たる岳州は倘北軍の掌中に在りき。而して、四川に於ける北方派の頭目たる劉存厚は雲南人に向ひて進擊し、龍濟光は海南島を出でゝ廣東州本土に押渡りて廣西の頭梁たり、湖南に於ける南軍の首領たる陸榮廷並に廣東州及廣東省城に蟠居せる孫逸仙南派の勢力を驅逐せんことを劃せり。故に此の停戰命令なるものは到る處事實上に於て行はれずして、北方主戰派は、中央政府の意思如何に拘らず、南方を討伐すべき事を宣言し南方も亦各方面より種々なる要求條件を發表して、切りに北方派の歡心を挑發せり。

直隸督軍曹錕、山東督軍張懷芝、安徽督軍倪嗣冲等は特に停戰命令を撤回して、南方討伐令の公布を强要せし時、馮總統及び無色公平なる國務總理王士珍はあらゆる方法を以て、斯る手段を採ることを回避せんと試みたるも、遂に曹錕、張懷芝、張敬堯等を討伐軍司令官に任命することに依りて妥協の活路を求めたり。討伐令を發したるも是れ南方全體に對するものに非ずして、僅かに自主を宣言して南方の主張に同情せる、湖北一部の反抗者に對するものに過ぎざりき。而して其の間際限なき通電の際限なき変換、無數の密使間諜の徘徊、欺瞞命令の發布、流言蜚語の横行を除けば、總統が天津、濟南、蚌阜に偵察的南進を試みて歸京するまでは、時局は全く停滯して何等の興味を引くべきものなかりき。

總統南進の報一度傳はるや、爾來時局に對して嫌惡と冷淡の態度を致せるの士も、俄に微瞳より覺醒せり。一月廿六日の夕、總統馮國璋は二、三の幕僚と數百の護衛兵を伴ひて、特別列車に乘じ北京を去りて、南の方中部支那に向ひたり、北方主戰派が遁辭を以て討伐令發布の責任を免れんとするが故に、親しく彼等を接見して、南方討伐の爲めに總統と共力せんことを勸說せるものなる旨、總統は此の行によりて、自己の意思を明かにせり。當局者と雖も或者は此を信じ、或者は此を信ぜざりき。此の異常なる事件を說明すべき理由としては多々存在すべきも、其の中、總統は北京を離れて南京に歸り、再び其の舊地位に就かんとせしものなりと云ふは、一個の理由にして、抑々南京とは果して如何なる處ぞ、是れ總統が嘗て南北の間に介在して、南北兩派何れの政策に對しても不即不離の態度を持し、隱然南北兩派の勢力を吸集して、巧みに其の戰略的の形勝を放にせる地に非ずや。然れども、北京に於ける彼の兩端政策は遂に彼を孤立せしめたり。地方行政、北方諸省統治の權力、而して北京の支配權さへも段瑞祺一派の爲めに完全に奪ひ去られたり。南方と雖も何等馮總統を畏怖すべき理由なきが故に、少しも之を畏敬することなく、南京の重鎭

にして、湖北江蘇の實際政治の支配者たる、而して、總統の舊幕僚たる江蘇督軍李純も總統に信賴せずして、却つて省內の軍事及び政治に關しては悉く自己の欲する所に從はんとせり。故に總統は南京に復歸して直ちに李純を自己掌中の者とし、斯る戰略地位に立ちて南北双方の政友政敵に應酬し、頓て自己勢力の伸張擴大を計らんとせるなり。今日當時の政局の推移を顧みるに、斯くの如くに觀ずるは、蓋し馮總統の眞意を正解せるものゝ如し。遙莫總統の南巡は明かに失敗に終りたり。

天津に於て馮總統は曹錕と會見したるが、曹錕の爲めに冷遇せられ且つ南巡の不可なることを叱責されたりと傳へらる。又濟南府に於ては張懷芝も亦極力これを諫止せり。而して蚌阜に於ては、吾人の信ずる如くんば、倪嗣冲は議論を排して、短刀直入總統の南巡を罵詈し、暗に、これ以上總統の南下するを阻めるを以て、馮總統は自己の威力の足らざるを嘆じて遂に北歸せり。

斯くの如くにして、總統は北方主戰派の術中に陷りたるを以て、總統は南方に對して直ちに討伐的態度に出で、欵瞞的熱心を以て湖南の恢復と叛徒の懲罰を策せり。而して南方各領袖に對し長文の電報を以て、舊國會の恢復し得べからざる理由の最後の說明を試み、遂に臨時參議院をして新國會組織法を審議せしむるの命令を發布せり。前廣西督軍にして現湖南民軍總司令たる譚浩明を免職し、同時に、曹錕、張懷芝、龍濟光、張敬堯其他北方督軍連に對して南方討伐の爲めに全力を盡すべきことを命令せり。

然れども戰況日に北軍に不利にして、北軍の兵卒は戰鬪を拒めるを以て岳州は遂に陷落せり。龍濟光は却つて廣東州本土に於て苦められ、廣東軍及雲南軍は共に大に進出し李純は、彼の同盟者たるクリスチヤン將軍馮玉璋と共に、倪嗣冲討伐の意志を表明せり。是れ李純の所謂獨自の國家政策遂行の爲めにして、此の政策たるや南北兩派の如何なる黨派の政略若くは野望のためにも累せらるゝなく、所謂倪、曹、張等北方武斷派に反對し、而して所謂『督軍團』なるものゝ直接勢力の圈內に居らざる總べての要素の間に妥協交讓を促進するを以て其の主調と爲すものゝ如し。

南北の情勢斯くの如く紛糾し殆ど拾收の望みなき時に當り、李純の態度は多大の興味を以て注目されたり、卽ち長江沿岸中立地帶の盟主たる彼の地位は他の策士連と應酬するに際して多大の便宜を與へたり、而して彼の發表せる政見及び此の政見に對する、彼の首尾一貫せる態度とは海外多數の後援者より信任を贏たり。李純は南方の策士と會見して共謀することを常に拒絕せるが、而かも北方督軍團及其の討伐軍に對して何等屈從することなかりき。彼の軍事的實力はさまで大ならざるも、馮玉璋が湖北に於ける北方派擁護を僞稱し、却つて安徽に於ける倪嗣冲軍の本據に向つて進軍せしより以來、李の軍事的地位は大に重要視さるるに到れり。

然るに南方に於ては各派の聯合を計劃されたるが、この計劃は廣西の頭を陸榮廷及び雲南の重鎭唐繼堯擁護を目的とし、又舊國會の維持を主張するものにて、其の舊議員は

『孫文政府』と共に廣東セメント會社の構内に集れり。而して該聯合は段祺瑞の懲罰と其徒の免職を要求せり。該聯合計劃の其は粘着凝聚の力を缺けることは勿論の事實なるも其の計劃者の多數は、陸榮廷及唐繼堯は各々異りたる野心を有し、且つ孫文派と相和せざるも、此の新計劃に對して兩者共に其の間暗默裡に相通ずるものありと認めたり。而して此の聯合に於て各自既定の地位、權力、特權、財源等を認むるは相互共通の希望なるが如し。よし一度斯る聯合の成立することありとするも、戰利品の分配に當つて、從來屢々繰返されたる同一型の內訌の起るべきことは確に明白なり。國會卽ち舊國會議員は既に各派領袖の間に四分五裂せられ、其の領袖の數は正に牛打に垂んとす。然かも此等は來るべき爭鬪に際しては、殆ど發言權を有せざるべし。

最近形勢の發展せるものを擧ぐれば、北軍の湖北到着國務總理王士珍の辭職、錢能訓の代理總理就任、(更に段祺瑞の復職)及び孫逸仙の所謂『東部』進出計劃等にして、此の東部とは彼の幕僚の說明する處に依れば兩廣省境を意味すと云ふも、又他の者の謂ふ所は、日本を意味するものなりと、傳ふる如くんば、孫逸仙は陸榮廷、唐繼堯及び其他に對して飽くまで偏見を持して調和せざるを以て、彼に對する尊敬遂に地を拂ひ、彼は其部下よりして日本に行かしめらるゝものなりと、今や極東に於ける外字新聞並に支那新聞も等しく彼を重視せざるに到れり。

遙莫一般政局に關する前述の如き事實を單に列記することは興味甚だ索然たるものなるが、若し以上の形勢にして一層の爛熟を爲すものとせば、政局は更に紛綜錯雜の狀態に陷るを免れず。支那の操觚者批評家が、何故に『混沌たる支那』なる題目の下に支那政局を論じ、而して何故に一般國民が政局に對して興味を感せざるかを明かにせんとならば、單に如上の政局個々の事實を說明すれば足る。然り支那の情勢の實に混沌たり、支那の前途の爾かく暗膽たるは何人も首肯する所なり。北方は軍事的道義を失ひ、南方に對して勝利を贏べき見込更に無し。而して、支那の官僚は統治的能力を缺き、支那に健實なる共和政府を樹立するが如きは彼等の能くせざる所なり、而かも帝制を布くが如きは現今不可能なり、今日に於ても尙善良なる政治的要素なりと看做さるゝ支那國民の政治敎育は、支那國民自身の而して無責任なる軍人及び官僚階級の敢てせる大壓抑より脫し得べき民主政治を創造せしむるに當つては未だ充分なる進步の領域に到達せずとの議論が、支那人及び外人兩者の內に一般的に且つ力強く唱へられつゝあることは吾人の能く知る所なり。是を以て、或方面に於ては調停の勸告なる語の囁かるゝのみならず、大聲以て力說さるゝと同時に『眞革命』即ち年少徒に政權に饑餓せる策士連の其れに非ずして、支那國民自身の革命なる話題の上下さるゝ所以のもの、亦宜なりと謂ふべし。北京より廣東に到る間、各地に於て政治的手品の行はるゝと同時に、盜賊、國力を賭しての虛僞的戰鬪、飢饉、疫病、洪水、旱魃、土匪、地震及び惡官吏等は、支那人民の平和、富榮及び健康を蹂躙しつゝあり。今や大商業地にして取引杜絶の狀況に在るもの五指

を屈するに足る。支那の寶庫の大宗たる揚子江も漢口の上流は商業閉止の狀態にして、然かも北京は、貴重なる國家の財源を擔保として、辛じて得たる外債を以て、憐はれ其の露命を繋ぎつゝあるなり。

斯る內亂爭鬪の無稽無道なるを非難する者あるに對して一方に於ては『彼等をして徹底するまで戰はしめよ、如何なる國民と雖も、其國民獨自の問題を解決する爲めには、飽まで徹底的に戰はざるべからざりしなり』と、主張するものあり。內亂を鎭靜せしむる爲めには、斯る方法は、國家全體が其の寄生蟲（惡官僚）と戰ひつゝある場合には殊に適當なるを覺ゆるは、社會全體の苦痛と疲弊の外何物も將來する無き政權爭奪の爲めに、國家の寄生蟲が單に寄生蟲同志間の爭鬪を續くる場合は、斯る方法は必ずしも適合さるものに非ず。支那人民の道德的、精神及び肉體的適合性並に其の近き將來に對しては吾人必ずしも失望するものに非ざるも、支那人民は未だ其の國家の寄生蟲に對して戰鬪を開始せざるなり。却つて、支那人民は寄生蟲同志の鬪爭のために苦みつゝあり、此の事は以て、多數の支那の善友及び眞の支那の愛國者等が何故に支那の時局に對して國際間の調停の來るべきことを卒直に希望しつゝあるかを說明するものなり。

支那に善政を布き其の結果として近代的の商工業、農業貿易等を發達せしむることは、現今の北方督軍連が政權を握るも亦南方督軍連が勢力を得るも、又所謂策士若くは自稱愛國者が權力の地位に立つも、彼等に對してこれを期待することは到底不可能なり。彼等が僭橫自ら代表せんと欲する支那人民自身が、彼等が果して眞に支那國民を代表し居るや否やを識別し得るに到るまでは、政治改革の業蓋し困難なりと謂はざるべからず。故に、支那に於ける眞の改革者の事業なるものは、決して、陰謀若くは武力に依りて一の權力者を陷れて、而して他を以て之に代ふるが如きことを意味するものに非ずして、支那に聰明にして且つ明亮なる輿論の發達を助長するに在り。支那の官吏が責任を重じ、而して、眞に輿論に依りて制御せらるゝに於ては、民主々義的代議政治は普に可能なるのみならず、不可能的のものなり。然れども、支那官僚の傳統及び歷史に鑑みるに輿論公議の確立せざる中は、支那に對して共和政治乃至眞の代議政治を期待するは無稽の業に過ぎざるなり。現下の狀況を以てしては、支那は外人にとりても又支那人にとりても決して幸福なる土地に非ず。僅に慰安と爲すに足るは、唯現下の狀態に極めて險惡にして、決して永續する能はざるものなることこれなり。苦痛は其自體に於て訓練的價値を有す。現時國內に湧起しつゝある總ての忌はしき狀態は國民を援けて『眞革命』を接近せしむるものなり。而して、斯る紛亂の狀態が斷えず外國貿易と其の發達を阻害するに於ては、外國の仲裁的干涉を招來するに至るべきや必せり。『眞革命』にせよ、外國の干涉にせよ、何れも所謂曾錕、倪嗣冲、唐繼堯、陸榮廷、李烈鈞、譚浩明の徒に對する痛快なる天罰ならずんばあらず、吾人は是れが遠からず何等かの形式に於て實現さるゝことを熱心に希望して止まざるものなり。（完）（Far Eastern Review）

支那茶改良と新設製茶會社

支那茶改良の必要

從來或る種の支那土產品改良に關し、外國人側に於て努力せられたること幾度なるを知らずと雖も、元來保守的なる支那人は、却て益々之に耳を傾けざりしが故に、其都度失敗に終りしより、茲に彼等支那人が、當然成功すべきものなるを確認する迄は、在來通りの狀態の下に新式の方法を敎ふるの外なきを感じたり、支那各種產業中、恐らく製茶事業程改良を論議せられたるものは、他になかるべく、此の場合に於て、支那人自身は、支那製茶會社の組織せられ、原裝の純粹支那茶を、歐洲及亞米利加市場に出さゝん迄其販路を開拓し、最初の試賣をなさんとの自覺を有したりしが、此新式會社の設立により、聽て支那の最大產業の一たる茶業を如何にして、救濟すべきかの問題を、解決するに至れり。

過去四十餘年の久しき、支那の重なる茶商は、其歐洲及亞米利加との貿易は、漸次減退して、價格又低落しつゝあるを見、茲數十年の間、世界茶業の先輩として名聲を博し斯業の權威を以て任じたる、支那茶も此際決然たる行動を以て、之を復活せしむるに非ざれば、滅亡の外なかるべしとの自覺を惹起せり、此事情は專ら此計畫及其上市に就て研究し來れる、支那茶業公所の會員の自奮に碰けるものたるは勿論なり、何となれば茶商は、之れ全く專門の業務にして、茶の知識を有する者は、支那四億の人口中、僅に數百人に過ぎずして、彼等は何れもオセロの如く、自己職業の喪失を希はざればなり、第十三世紀迄、支那は全く茶の栽培を獨占せり、而して其の時より前五百年の間、其生產に對して稅金を賦課し居たり、十三世紀には日本僧侶は、支那の茶種を取りて九州に移植せり、之れ日本に於ける茶栽培の濫觴にして、爾來漸次擴大して、北緯三十九度に及べるが、十九世紀に入り、相當の年月を經る迄は、世界に於ける產茶國は單に日本及支那の二國のみと知られたるものなり、一八二六年に和蘭は爪哇に茶を栽培して成功し、其後十年を經て印度茶は、アッサムに於ける茶園に產したるものが、初めて倫敦に齎されたり、錫蘭に於ける茶栽培の計劃は、一八七六年迄成功せざりしも、同年以後印度及錫蘭共に、該產業は異常の速度を以て發展し、一八八一年より一八八五年に亘る期間は、正に印度及錫蘭茶が、英國輸入茶上に於て、支那茶に駸入し初めたる標準なり、即ち同年間の英國輸入茶を產國別にして其趨勢を對比すれば左の如し。

但し左表單位は噸にして、一噸は英二千封度なりとす。

年次	印度茶	錫蘭茶	計
一八八一	二二、七一七	八六	二二、八〇一

年次	支那	香港	計
一八八二	二六、七八八	二五三	二七、〇四一
一八八三	二九、六二六	一、〇〇三	三〇、六二九
一八八四	三一、六〇四	一、一〇五	三二、七〇九
一八八五	三一、八九七	二、一二一	三四、〇一八
一八八一	七五、八七四	五、二二二	一〇四、九〇〇
一八八二	七一、三五三	五、四一〇	一〇五、三三一
一八八三	七二、六二四	五、四三二	一一一、一三一
一八八四	六七、一四八	四、七〇六	一〇六、九三九
一八八五	六五、六一七	四、一七七	一〇六、〇七一

前表數字は小包茶の現はれざる前の期間なるを以て、錫蘭及印度茶（日本よりは輸出皆無）の侵略は著し〳〵增加し、過去三年間に於ける支那紅茶及綠茶の輸出合計（磚茶は今日尙競爭者なきを以て論外に置く）は、六萬四千三百七十二噸にして、一八八五年英吉利一國の支那より買入れたる數量も少し。

廣告の不完全

支那人の謂ふ所によれば、支那茶は實在外の廣告をなしつゝあり、即ち其廣告は支那茶を廣告するものに非ずして錫蘭、印度及日本の茶業者の廣告なり、今日支那人は彼等の競爭者の廣告より、一枚を取り、其れを再び彼等支那茶の廣告となさんとす、精製せられたる支那茶の品質は、他の世界に於ける何れの茶よりも優良なるものなれども、不幸にして世人は之れを知らず、且又支那人は曾て此點に關して直接世の需要者に親しく、說明する機會を有せざりき。之等の缺點を補ふの目的を以て、久しき經驗を有する支那人茶商により、支那茶會社の組織を見るに至れるものなるが、該會社は純然たる支那人會社にして、原裝の純粹なる支那茶を、歐洲及米國に出さんとするにあり、此會社の成立は多年の經驗と試驗の結果により、上海の茶號（Him Shun on）系にて創立したるものにして、該茶號は千八百六十八年（明治元年）Tong Awei 氏に依り開設せられたるものにして、其息及甥は右新設會社の主なる株主にして、一方寧州茶園の大地主なれば、同社は其の製產茶を輸出すべし。

支那茶貿易衰頹の原因を明にするは、困難ならざりしと雖も、之が復活策を講じ、之を支那に適用し得るものとなすは、左迄容易の業には非ざりき Him Shun on 茶號は約十四年間、此點に就て專ら其精力を傾注し、其の決定を見る迄には、多くの時間と經費を費したるものなるが、自ら斯業に從業し居るより、常に本問題の窮極に到るに努め自己茶園に產したる茶は、全く自己の機械を以て製造せり即ち茶の栽培より、製茶及販賣上に極力最善の注意と研究を拂ひ、出來得る限り、最高品質を出すに努め來り、其結果一新會社を組織せるものなるが、該會社は單に茶の栽培に對して、充分の資本を有するのみならず、其販賣上に就ても、全く遺憾なき迄、諸般の注意を拂ひ、以て大いに支那茶の聲價を向上せしむべしと云ふ。

手工製茶の缺點

太古の時代より（確かに六世紀頃より）支那茶は、手工に依て製造せられたるものにして、當時の栽培は至て少量のものにして、僅に男一人及び其子供の手により作られたるに過ぎず、之等小栽培者は、自己に作れる茶を摘取り、幼稚なる方法を以て調製し、市場に出したるものなり、其の結果漸く需要の增加するに從て、輸出市場に於ける最後の販賣をなす前に、先づ多數の生產をなすの必要に迫られたるもの丶如し、單に採摘に於てさへ、各地により標準を異にし幾多の等級を生ぜしめ、且つ枯縮及發展の如き、製造作業は使用火力の溫度に、何等特別の注意を拂はざるを以て、製茶に許多の變化を生じ、葉の外觀を損じ、更に重要なる茶の香氣及浸液の强度を減ぜしむ。

之等總ての缺點は、支那製茶會社製品に依て、一掃せらるべく、同社は各季節を通じて、一定品質のものを製出し得る由なれば、消費者は其商標に對して、確實なる優良茶として、其內容と相俟て信賴するを得べし、之が爲寧州植茶商會は、既に江西省寧洲地方に、數千エーカーの茶圃を收得せるが、從來該茶園よりは、支那人間に於て最も賞美せらるる或る良茶を產し來れり、之等の茶園は低地より小山の頂上に亘り、或る地點の如きは相當高き山脈帶の頂上に栽培せられつ丶あり、元來茶樹は印度支那の低地より來れるものなるは疑ひなしと雖も、比較的高度の多數地方に於て、更に優良なる茶を產するは、既に世人の知る所にして、濕氣及地味の狀態は、茶の發育に最も重要なる關係を有するもの丶如く、右新設會社にては、其栽培地帶の決定並に產茶の品質に於ては、充分確査熟考を遂げたれども、其製造法及其管理に至りては全く別問題なり。

製茶機械の改良

製茶機械及び其管理問題は、之れ實地の經驗に依て、甫めて解決せらるゝものなるが故に、會社發起人は此經驗を收得するに沒頭しつ丶あり、今より數年前上海に未だ一の製茶工場を有せず、外人茶商が支那茶改良に就て忠告をなせし際、該社は率先して二臺の製茶機械を輸入し、之等を基礎として、當地に初めて機械茶工場の設立を見たり、其後間も無く該機械を改良する要あるを發見し（Chuck king-Chang 氏は、先づ其任に當り、工場の記錄を聚めて改良の餘地を考へ、製品の尙齊一ならざる點に就て、完全を期せんとせり。

同氏は當初の成績中は思はしからざりしも、漸次其失敗の原因を究めて、遂に成功の域に達し、今や二工場に之を使用しつ丶ある外、其競爭者側に於ても、同一機械を使用する者十八を算するに至り、此數年間の不撓の經驗により支那茶の機械により製造し得ること、及び同機械の支那人に製作使用し得ることを確めたり、その試驗は未だ終了を告げたる譯にはあらざれども、其のあるものは大に發展を告げ、二ロットの茶を製造し得べしと云ふ、同社工場より製出せられたる茶が、貿易の需要を滿し得るや否やは、別

問題にして、良好なる茶は良好なる茶葉より製し得るは勿論なるが、同社は更に劣等なる葉より、如何なる茶を製し得るかを研究するに決せり、杭州は蘇州と共に、現世の極樂地として、支那人の腦裡に徹し居るも、此地に成る茶の生産あるに拘らず、此茶に關しては之を知るもの殆んどなし、故に同社は手工卷製法の衰頽以來、殊に產額を減じたる此種葉より、如何なる茶を製出し得るかを試驗することに決し、爰に數千封度の杭州茶を製し、倫敦市場に試賣せし所、該茶の品質良好なるを認めたりと雖も、果して多量の供給をなす場合に於ても、尙此見本と同質のものを製出し得るや否やとの、倫敦商人の批評を受けたり、此批評は以て杭州茶前途の成否を證明するに充分にして、支那製茶會社は目下之を世界貿易に紹介せんと準備中なりと云ふ。

新工場設備

最初の工場は、目下寧州に建築中にして、此處には茶の仕上げ機械のみならず、葉の枯縮設備をも有し、製茶法の最初の工程をなすやう準備しあり、太陽乾燥は最上級の茶を生產すべく、之れ最も完全の方法なるを認めたりと雖も天候は常に和順なるものにあらず、一度び日光の不足ならんか、作業を中止するの止むなきに至るべく、乾燥に周到の注意を缺かば、卷製及び之に伴ふ作業は、完全に行ふ能はず、最初完全すべきもの、一は乾燥設備にして、之は溫氣送風器を据付けあると同時に、必要に應じて溫度を低下するに適當なる方法を施しあり、卷製の作業は最も熟練を要するものなるが、此點に關しては、充分機械に完全を加へ、一時に乾燥葉五十封度迄製出し得る滿足なるものとなり、且つ此機械の重要なるは、最低の仕上げの所にあり、在來の手工卷製は、茶の生命たる佳良の香氣を損するものなれども、右機械は此點に付て、周到の改良を加へたるを以て、何等香氣及び佳味を害するの虞れなし。

同社工場に於ては、綠茶及紅茶を併せて製出すべしとのことなるが、茶館用者中往々紅茶は綠茶と異なる茶種より得るものなりとの概念を有するものあれども、夫は全然誤れり、紅茶は單に醱酵作用によりて、綠茶の色を變化せしめたるまでに過ぎず、簡單に之を記せば、卷製せる茶を日光に曝すか、或は人工方法を以て、少しく之を暖めたる後之を布を以て蔽へる箱に入れ、常に之を回轉して不同に熱せざる樣注意し、其色の充分なるを俟て、直に火を加ふるものなるが、此色の判斷は手工業者、各其程度を異にすれども、同社工場に於ては、全く同一程度となし、而かも一時に數百封度のものを、同一品質に製出し得べく、火力も亦全く規則的に之を行ひ得るやう設備せられ、或る一定の水分以下に焙製したる後、更に他の機械を以て、各種等級に選別し得る等、其他總ての設備又頗る完全し居るものなりと謂へば、必ずや支那茶復活の先驅として、大に斯業に對して貢獻見るべきものあるべしと期待せらる。

米國戰後の東亞政策

本論文は最近紐育タイムス紙に連載されたる「戰後の米國」中、其東洋政策に關する一節なり、以つて米人が戰後の對支經營に對する所見の一斑を窺知するに足るべし。

一、支那參戰の意義

現下の歐洲大戰並に其終局が、亞細亞及び國際通商の公道たる太平洋の將來に對して、永續的大影響を齎すべきことは、東亞の二大國たる日本及び支那の均しく認識する所にして、此等二國は之が爲に、來るべき媾和會議に參加して、其利益を主張する目的を以つて、豫め諸般の準備を整へつゝあるなり。此點に關し特に注意すべきは、支那の協商側參加の問題なりとす、即ち支那は其國運の將來を保障するの口實を以つて、參戰したるものにして、是れ實に支那が、來るべき媾和會議に於て、自國の利益を歐洲列強の決定に委するを欲せざりしが爲なり、換言すれば支那の協商國に參加せるは畢竟、東洋の將來に關する、媾和會議の最終決議に際し、發言權を保留せむと欲したるを以つてなり、而して支那の此國策を決定遂行せる政治家の行動は頗る機宜に適したるものにして、之が爲に支那は今や其從來爲すが儘に放任し來りたる、歐洲列強の侵略に對し、停止を命じ得べき機會を捕捉することを得たり。

二、支那に於ける門戶開放主義の障礙

惟ふに列強の支那侵略政策は、從來年と共に進展し、爲に合衆國の利益を侵害すること尠からざりき。蓋合衆國は東亞に於ける門戶開放主義の維持に對し、重大なる利害關係を有するものにして、此主義の成功は即ち、東亞（特に支那）の諸國が、諸他の獨立國と同じく、內治外交上完全なる自由を有し、國際法上の原則に遵由して、自由に其國策を決定し得べきことを、要求するものなり、即ち支那が獨立國として、其內治外交上に有する自主權は、今後毫末も之を無視すること能はざるものにして、此一事は實に合衆國建國の大原則として、急速に世界の視聽を聳動し來れるものなり、而して支那が完全なる自主權を享有すべしとの主張は、合衆國の場合に於けると毫も異る所なく、極めて理由の在る所にして、合衆國民は何人と雖も、之を爭ふこと能はざるべし。是を以つて合衆國政府は、從來常に「亞細亞人の亞細亞」なる主張を支持し來り、未だ曾て此主義に背反せる政策に出でたること有るを見ず。然れども政府は此主義の維持に必要なる實力と意志とを有せず、爲に往往にして、支那領土保全又は門戶開放主義に對する第三國の侵害を、坐視するの已むを得ざりし事あるは、吾人の常

に浩嘆する所なりき。

抑此門戶開放主義たる、一八九九年合衆國國務卿ヘー氏の初て提唱せる所にして、其主意は即ち合衆國民を包含する凡ての外國人が、支那本土並に其屬領各地方に於ける經濟事業の經營に對し、機會均等を享有すべきことを、主張する點に存す。然るに此門戶開放主義は不幸にして、支那が歐洲列強に讓與せる鐵道敷設權並に其他諸種の利權の爲に著しく紛淆せられ、其極此等の利權は到る處、支那の主權を毀損するの惡結果を生ずるに至りぬ、就中此主義の維持に對する最大の障礙は、實に日露兩國が懷抱する、排他的領土獲得の野心にして、而も英佛の二國は之に對し毫も反抗的行動を執らざりき、即ち、日露兩國は從來事實上、滿蒙地方の門戶を閉鎖し來れるものにして、彼等が勢力を樹立せる支那の地方は盡く、外人に對して其門戶を閉鎖し來れるなり、故に合衆國が日露兩國の東亞に於ける行動は常に其門戶開放主義に危險を及ぼすものなりと思惟するに至れるは洵に故あることなり。

三、積極的對支經濟策の樹立は國家存立の必要條件也

合衆國が現今世界の大國民たるは、實に其豐富なる天然の資源の然らしむる所にして、此資源に依り、人口は年々に增加し、貿易は不斷に發達し來れるなり、然れども天然の資源は決して無盡藏にあらず、開發其極に達すれば則ち久からずして盡きむ、而して資源盡くれば則ち、人口增加の趨勢は忽停止し、貿易漸く衰退の域に向ふべきは、蓋數の免れざる所ならむ。是を以つて政府は今に於て宜しく國家百年の長計を樹立し、以つて資源の涵養と商工業の發達とに對する施設を整へ、依つて國運發展に對する障礙を除去せざるべからず、倘事玆に出でず徒らに保守的退嬰的の舊政策を株守することあらむか、合衆國衰退の運命立に至らむ。蓋、政府にして速に積極的政策を執ることなくむば、合衆國商人は自由に有力なる國家の保護を求むることを得べきが故に、現今合衆國强大の基礎たる大商人は、悉く他國の旗章下に參集すべく、爲に國家の基礎を危からしむることなきを保せず、是を以つて合衆國が現今の國勢を維持伸張して其國運の長久を計るが爲には、政府が其從來の外交政策を一變し、其貿易保護に必要なる政策を遂行するは、實に絕對的必要條件なり、蓋政府當局が其商人との連絡を緊密にし、有らゆる適法の方法に依り、其外國貿易を保護奬勵するに非ずむば、國富の減退を免れざるべく、政治的頽廢之に伴ふべきは數の免れざる所なればなり。更に政府が外國貿易の進展に關し適當の施設を行はざるが如き國に於て、國內商工業の發達を希求し得べからざるは、極めて自明の理なりとす。

四、戰後の太平洋問題

合衆國は太平洋に對し直接重大の利害關係を有する强國中の一にして、日本及支那の二國を除きては、此公道に對し重大密緊なる利害關係を有すること合衆國の如きは、列

強中他に之れ有るを見ず。蓋太平洋は實に合衆國西部の國境を形成するものにして、ロッキー山脈の西部に位する諸州が、太平洋を通じ東亞に對して行ふ貿易は、早晩東部大西洋貿易を凌駕するに至るべきを以つてなり、加之英佛兩國が、支那に於ける、領土的利害關係は、到底合衆國の夫れに比すべくもあらず、即英佛の領土的利害干係は、實際に於て、南部亞細亞及太平洋に偏在するに對し、合衆國は太平洋の中央に於て布哇、サモア、グワム等の諸島を領有し、支那に近く比律賓群島を有するを以つてなり。

惟ふに合衆國が、現に領有する此等太平洋上の群島を取得せるは、洵に其最善なる國是に合致するものにして、此等諸島は曾に太平洋を航行する合衆國船舶に取りて、良好なる寄港地たるのみならず、之に對し重要なる避難港を供するを以つてなり。而して合衆國が此等諸島を領有することは、其主張する「亞細亞人の亞細亞」なる主義に對して、毫も矛盾するものに非ず、何者此等諸島中亞細亞人の手中より奪取せるものあるなく、且合衆國は亞細亞人と共に太平洋の共有者中の一國にして、而も大國中の一なればなり。

而して前述の如く將來我國の太平洋貿易は、其大西洋貿易に比し、遙に重要の度を加ふべきが故に、我國にして眞に其外國貿易の前途を顧念するときは、其正當に領有せる此等諸島を拋棄すること能はざるは勿論、苟くも之が經營を等閑に付すべからざるなり。加之合衆國が其正當に取得せる此等諸島に對して現に享有する權利に就きては、歐洲列强は勿論亞細亞の諸國と雖も、一も疑を挾むもの之れ無きを以つて、此等の權利は即ち完全無缺の性質を有す、從つて合衆國は之を他國に委すること萬之れなかるべく、倘之が經營利用を怠るが如きことあらむか、是れ即ち國民の付托に背く所以にして、抑又合衆國の前途を誤るものなり。

合衆國は英國と異り、其沿岸より遠隔せる地方に在る領土の獲得を企圖せしこと、未だ曾て之れ有らざるなり、即ち其從來取得せし海外領土は、孰れも皆我國の正當なる勢力圈内に介在せるか、或は其本國領土の保全に、緊密なる利害關係を有するものに限られたり、故に比律賓群島にして、倘從來支那又は日本の領有に屬したりしならむには、我國は決して之を取得せざりしなるべし、即ち、比島は實に合衆國が太平洋貿易に對して有する緊切なる利害關係に鑑み、歐洲の一國より、讓渡せられたるものにして、我國は歐洲列强と異り、未だ曾て亞細亞の本土に於て、領土の獲得又は勢力範圍の設定に對し、企劃せる所なく、其比島の領有は亞細亞の如何なる國をも威迫するものに非ず。

然らば即ち我國が比島に對して享有する權利は、極めて正當なるものにして、而も該群島は乃ち、將來に於ける米亞貿易の發達に對する、自然的必要條件たるなり、是を以つて合衆國にして、倘、比島拋棄を斷行するが如きことあらむか、是れ即ち國運衰滅の前提にして、其直に敗殘無爲の貧弱國の伍列に退くに至るべきこと蓋疑ふ可からざるべし。惟ふに一面實力を行使し他面正義を支持すること能はざる國家は、永久に亞細亞人を敬服せしむること能はざるべし、何者彼等は、此二者なくしては、如何なる國家と雖

も其强大と永續を實現し得べからざることを、最も明確に意識せるを以つてなり。

五、支那に於ける合衆國主義の强行手段

日露兩國の支那に於ける、特殊の主張は、從來常に英佛二國の支持し來れる所にして、之が爲に彼等は我國の主張たる門戸開放主義を、犧牲に供せしこと一再に止らざりき。即ち滿洲問題及び錦愛鐵道計畫に關する、最近の歷史のみに之を徵するも、此言の誤らざることを立證すべし。

是を以つて合衆國にして、苟くも其從來主張せる東洋に於ける門戸開放主義を强行せむと欲せば、先づ之が强行を援助すべき、同盟國を求むるの必要に際會すべきも、是れ實に難中の難事にして、又極めて重大なる問題なりとす。

而して合衆國が結局單獨にて此主義の强行に努力せむと決意し、且國內に於てもロッキー山脈以西の諸州が、支那に於ける門戸開放主義の支持に對し、一定の國是を確立遂行すべきを主張するが如き、時機遽に到來せりとせば、我國が現戰爭に際し編成せる兵力は、之を平和克復後に至るも存置して、利用するに至るべきは極めて明なりとす。若然らずとせば、我國は著しく窮境に陷るに至らむ、蓋、日本が獨逸の租借地たる膠州灣を占領するに當り、戰後之を支那に還附すべきを約せりと雖も、若日本にして戰後に至り前約に反し、之が還附を拒絕するが如きことあらむが、此拒絕は東亞の外交に對し如何なる結果を齎すべきや、吾人は今に於て、之が意義を研究せざるべからず。

六、結　論

膠州灣問題は洵に瑣々たる小問題なり、吾人は此以上遙に重大なる太平洋問題の解決を謀らざるべからず。即ち我國が支那及び太平洋に於て有する、特殊の利益を有効確實に擁護すべき方法を、講ずることは、實に我國政治家の解決すべき刻下の重大問題たるなり。

合衆國戰後の外交政策が、依然、モンロー主義及び門戸開放主義の二大原則の維持に存することは、何人も之を疑ふものなかるべく、而して其實行に際して、前者は之を西半球に適用すべく、後者は之を東洋に局限すべきものとす且此二大主義の効力は其提唱に存せずして、其强行に存す故に合衆國にして、之が强行に對する用意を有せざらむか單純なる之が唱道は却つて其平和に有害なるべし、加之合衆國の安全と隆盛は、此の二大主義の支持と極めて緊切なる關係を有するが故に、之を拋棄することは絕對に非也。由之觀之、合衆國は此主義が恣に侵害せらるゝが如き場合には、實力に訴へて之を强行し得るの準備を整へ置かざるべからず、然らずむば遂に其列强の地位を失ふに至るべし。

彙錄

滿洲に於ける排日運動

一ヶ月以前より滿洲より來れる日支兩國雙方の報道に依るに、常に滿洲に於ける生活をして不快ならしむる日支兩國不斷の排擠は、雙方更に一層强烈の度を加へたるものゝ如し。日本人側は、支那官憲は排日的感情を鼓舞し、巧みに排日的行動を煽動して滿洲に於ける日本人の生活を脅かすと云ふも、支那人は曰く、日本人は尊大傲慢にして、日本の司法權を有せざる滿洲の各中心都市に於ては、注意深く仕組みたる武裝的示威運動を敢てする等甚しきものありと。兎に雙方の言分には各多少の事實あるべし。一九一五年日支條約二十一ヶ條提出の結果、滿洲各地到る處遍在せざるなき日本人は、多くの權利を獲得せり、然るに支那官憲は公然此の權利の享有を禁止する能はざるも、極めて不靜地味なる方法を以て人民を敎唆煽動して、其の權利に對して實質的打擊を加へつゝあるなり。日本人は又斯る暗潮の力强く彼等に相抗しつゝあることを知るが故に、直ちに東洋流の手段に出でゝ支那人を威嚇せり。其の結果たるや痛ましくも逼迫せる敵對の狀態を現出し、屢々日支兩國の衝突事件を惹起せり、而して日支兩國は雙方互に斯る兇暴不信の行爲は自國人の行爲に非すして、相手方の行爲なることを力說せり。

吉長鐵道協約最後の取極は吉林の支那人を騙つて組織的の排日示威運動を爲さしむるに至れり、其の目的とする所は、北京當局者及び日本人の兩者をして、支那の鐵道の一部分を外國人(日本人)の手に引渡す協約の條項を改訂せしむるにあり、然れども、該鐵道の處理は旣に一九一五年の條約を以て確定したるものにして、唯細目の協定のみ最近に至りて取極められたるものなり、されば果然支那人今回の抗議は時機晩きに失し、殆んど當局者の注意を引かざるもの如し、其の抗議の結果として、唯吉林長春の兩地に於て、軍事的性質を帶びたる日本人の反抗的示威運動を見たるのみ、即ち日本滿洲駐屯軍派遣隊は兩地の街頭に於て閱兵し、日本居留民の盛なる歡迎を受けたり。

又一九一五年の條約に依て日本人は農業及商工業の發展の爲めに滿洲の土地商租の權利を與へられたるが、日本新聞の報道に依れば該條約の此條項を改正するの機會を得ざるが故に、支那官憲は非公式に、支那人民に對して、日本人に土地商租を爲さざることを勸說し且つ日本人と土地の取引を爲す所の支那人は悉く之を處罰する所の民間の運動に對して好意的援助を與へつゝありと、而して、奉天督軍張作霖及瀋陽縣知事朱佩蘭は、支那人の排日運動を煽動せるの故を以て、日本新聞の最も痛烈なる攻擊を受けたり。

されば斯くの如く行詰まれる日支兩國間の關係は如何にして匡正さるべきかは何人も豫想する能はざる所なり。日本人は滿洲に於ては斯くも條約上多くの權利を享有せるが

故に支那官憲は日本の軍事的示威運動を憤ふる能はざると同時に、又日本人は支那人のボイコットの如き排日行動を默認する能はざるなり、何となれば斯る排日行動の裏面には支那官憲の力の潛めることの證跡を明白にすることは明かに困難なるを以てなり、斯る形勢なるを以て、得て暴行事件を惹起し易く、其結果は累を北京政府に及ぼし、頓て支那人側の屈辱に終るか、然らざれば、斯る運動團體は終に瓦解して、其の中の或者は自己の店舖の株を日本人に賣却する等、其の他の者も此の例に從ふ者多く、斯くして排日運動は悉く失敗に終るなり、若しも支那人が日本人の滿洲進入に對して受動的若くは自動的の抵抗を試むることに依りて何等かの利益を獲得するを得ば、蓋し此れ實に異常の事と謂はざる可からず。(Far Eastern Review)

支那の新聞業

支那人が數百年數千年前に他外國人に先だつて發明せる所の種々なるもの〻中に The Peking Gazette なるものあり先きに支那政府の發行せし司法行政事項の官報にして、世界最古の新聞として有名なり。而して此れが、支那の朝廷に依つて發行され、其の官吏を讀者とする所の唯一の政府機關たりしこと及び近年に至る迄支那最古の定期刊行物たるのみならず、又支那唯一の定期刊行物たりしことを明かにすることに依りて始めて Gazette なる名稱妥當なるを覺ゆ吾人の知る如く、新聞業なるものは、支那に於ては比較的新奇の事業にして、嚴正なる意味に於ての歐米式の新聞業は漢字にて發行する日刊、週刊、月刊等定期刊行物の發行者及編輯者には未だ了解せられざるものあり。

最近一北京新聞の報道に曰く、北京大學學生は其の總長 Tsai Yuan-pei 君に對して、支那文學志望者のために最近新聞學の課程を創始せられんことを乞へりと、而して此の報道に對する外人の批評に曰く、『正に必要なり』と、吾人も亦此の評論を更に說明擴大する能はざるなり。

最近二十年間に於て、支那の日刊新聞は、歐化せる開港場に於てのみならず、內地に於ても、支那政治生活の完全なる一要素となれり。支那にて發行さるゝ刊行物に就いては未だ精確なる統計なけれども、閱讀の價値ある漢字新聞のみにても約八、九十種あるが如し、而して國內の新聞代理店は相當の販路を有する約二百種の新聞を提供せり。北京官界に於ける政爭熾烈し、所謂獵官運動なるもの〻熾烈を加へたる時には、これ迄北京に於て發行さるゝ新聞紙が十數紙に過ぎざりしものが一躍して五十乃至六十紙の多きに到れり、而して現今に於ては、北京にて刊行さるゝ英字新聞は一として支那人の經營ならざるものなし、支那人の定期刊行物に對する興味は漸時に增進しつゝあるも新聞の勢力なるもの〻適當の評價を享け居らざることは何人も否む能はざる所にして、又支那人は歐米の文物制度を採用するに當りて、新聞(殊に漢字新聞)の目的、用途及道義の觀念に就いても體得する所次の如し。

支那新聞は直接國民に訴へずして却つて官僚階級に訴へ

而して、輿論を喚起し形成することに力めず、故に吾人の觀察を以てすれば、未だ支那には明瞭なる輿論公議なるものの存在せざるなり、而して大開港場に於ける二、三の新聞を除げば支那新聞は中流階級即ち商業階級の熱望に響應することに努めざるなり、これ支那新聞は、中流階級の廣告及購讀に、其の生命を託するものにあらざるを以てなり、支那新聞は、其の創立の當時政治的野望家より供給されたる資金又は口止金强取の手段と酷似せる方法により、當路の大官より引き出せる補助金によりて其の命脈を保つ、誤傳のみ多く確報少き二、三の通俗新聞を除けば、多數の新聞紙の大多數が其の閱讀に煩瑣なりとする文體を用うるが故に、國民はこれを購讀せざるなり、故に一萬以上の讀者を有する支那新聞は僅かに五指を屈するに過ぎず、然れども一般に支那新聞は教育上の目的若くは實業上の目的を以て經營さるゝに非すして、當局者若くは政略家が官界に自己の勢力を扶殖するため、又は政敵を攻撃する爲めに經營さるゝなり、政界の領袖と確實なる了解無くして創始せらるゝ新聞紙は、屢々投機的新聞業者に依りて生み出さるゝ所にして、彼等は充分なる資本を擁して自發的活動を爲すが故に、其の新聞政策を主宰すべく、所謂政治的策士を好餌を以て招聘するなり。

新聞種を蒐集するに際して、支那新聞の編輯長は、其の探訪記者に依頼せすして、却つて、其の同系の政黨政派の同僚に依頼し、又官廳の書記屬僚よりして其の筋の情報を得て、此等に其の報酬を給す、而して、此等の情報にして自己の屬する政黨政派に不利なるものなる時は、隨意に其の報道を捏造して發表するに躊躇せざるなり。

支那に眞の代議的民主政治を確立することは目下の所不可能なりと謂はざるを得す、何となれば國民の代表者なるものが事實上に於て國民の利害を代表せすして、自己の利害によりて左右せられ、而して何等聰明なる輿論の支配を受けざるを以てなり、而して、國民の支配者が、一般國民の政治に關して無智なることを惡用して、自己の私利私慾を計るを以てなり。其の營業の自立を有し、官僚に更ふるに國民の理解し得べき國語によりて直接國民に訴ふる所の獨立の新聞紙にして、創始せられんか、他の如何なる制度よりも有効に、支那の政治狀態の革命を斷行し、私利私慾を事とする官僚階級に對して絶大の驚怖を與ふるや論なし此方面に於ける學者の感化も亦必すや良好なる結果を齎らすべく、前述の如き北京大學々生の與へたる暗示は、大にこれを培養發展せしむるの要あり。(Far Eastern Review)

農商部糧食調査に對する上海總商會の回答

上海總商會は先きに、農商部より特派せられたる、參事秦晉華氏より、米、麥、麵粉機廠等に就て、調査依賴を受けたるが、這般之に對して左の如く回答せり。

(一)米麥兩品の產額石數(均しく當地の斗斛を以て計算す)

(二)他處より出廻る石數如何。

前兩項を査するに、米を別として、玆に小麥の一項に就て論すれば、上海は本と其產地に非ずして、全く他處より出廻るものに係り、每年直隸、山東、四川、湖北、河南、湖南、江西、安徽、浙江等の諸省より、運來せらるもの、約三百萬石內外にして、江蘇省各地より來るもの約二百五六十萬石に達す。

(三)當地消費石數及外地消費石數如何。

前項を査するに、米を除く外、小麥は當地製粉工場に原料として消費せらるゝもの、右出廻高の十分の八に居り其餘の二割は此地磨坊製粉原料及廣東、福建、浙江等の磨坊製粉原料に消費せらる。

(四)最近五年間の米麥最低價、及平均相場、

最近五ヶ年間の麥相場は、每石最低規銀三兩三錢平均價格四兩三錢なり。

(五)現在米麥每石の價格、是非比較、增加及其相違數額。

現時の麥相場は、四川麥每石約規銀五兩三錢、漢口麥五兩江西麥五兩一錢、本省麥五兩三錢にして、從前に比して、每石に付き二兩の昂騰にて、其昇騰の數は上下均しからず。

(六)現時已に運賣出口せるものありや、及び何處より運出せられたるものなるや。

(七)現時外人の內地各處に至り買付するもの、及び既に買付けたる數量。

前兩項を査するに、仍は米麥を指して言ふものならんが、現時運賣出口の有無、及び其何處より運出せるものなるかは、之を知るに由なく、其の現時外人の內地各處に至り、採辦するもの、有無、及已に買付けたる數量も、亦何等調査の方法無し、惟ふに現に糧食を與國に協助するの說ありて、各處圖積し、輸出を希圖するものあり、敝公會は業に、小麥の一項を提出し、製粉原料に關して、農商部に向て特點許可を呈請せり。

(八)本地に機械製粉工場、又は其有機の有無、及び其工場名。

上海には機械製粉工場十六家あり卽ち左の如し。

阜豐、華興、立大、中興、裕豐、裕順、申大、增裕、(現に三井と改む)福新、福新第二、華豐、鄭茂和、大有、元豐、長豐、信昌。

(九)各廠二十四時間の製粉能力合計、及麩皮製產高。

上海製粉工場の一晝夜生產能力は、合計麥粉三萬三千餘包麩皮五千二百袋。

(十)各廠製粉の販路、何處を大宗と爲すか、最近三年間に於ける增減及重要變遷の有無並に其原因。

上海各廠の製粉を査するに當地に消費せらるゝものを除く外、天律、營口、大連、安東、芝罘、青島、廣東、汕頭、福州、厦門を販路としたれども、最近三年間は大連、營口青島、厦門、汕頭、福州等の販路激減せるが、之は日本粉の勢力玆に侵入せるに因るものにして、之れ其變遷の大要なり。

(十一)各廠製粉の在荷有無、及多數輸出の餘力如何、並に現時價格にて最近通商地に運出する負擔費。

支那內地近年の工場を査するに、麥粉の製產額は既に供給

が需要を超過し、在荷の堆積無きにあらず、最近通商地への輸出に至りては、香港地方に送るものは、輸出掛り運賃を加へて二等粉毎包約規銀二兩六錢以上となり、一は原料小麥の相場昇騰せるに、一は石炭、電氣、袋等が歐洲戰以來昇騰せることに因り、斯く高値を現はせるものにて、做公會は別案を以て、農商部、財政部、稅務處に請願し、昨年四月許可せられたる內地を往來する小麥は、一律に一ケ年間釐金稅を免除するの案は、滿期後も引續き之を免除し並に輸出稅を法を設けて免除するか、或は更に輕減して、以て販路を擴張せられんことを要求せり。

(十二)各工場製粉に要する、毎日の原料小麥需要石數。

上海各廠の製粉は毎日合計一萬四千石の原料小麥を需要す

(十三)各工場原料小麥に本省產の供給有無、其他省より來るものゝ重なるもの。

本項は既に一、二の兩項に於て述べたる如くにして、當地工場に需要する小麥は、無錫、漢口の兩地より來るもの最も多し。

(十四)各廠の需要する原料小麥が、本年麥收穫以前に供給缺乏、或は價格暴騰の虞れ有るや否や、及び補救方法の有無。

各廠需要する原料小麥を查するに、大抵隨時買入るゝものなるを以て、固より持荷少なく、本年麥收獲以前に缺乏甚だ多かるべし、近時與國に糧食協助をなすの說ありて、各處に囤積せるより、價格暴騰せること六、七兩項に回答せるが如し、而して之が補給方法としては、同項に記せる製粉原料に關する小麥の特典を、農商部に申請せることは確に最適の方法なりと信ず。

帝國議會協會々報
東洋經濟新報
月刊
今日の最大急務

寄贈交換書目錄

奉公	月報	社	一八三號
通商公報		社	一三二號
日華之實業調查資料		名古屋商業會議所	自五〇八號至五一一號
		外務省通商局	四號
實用新案公報		其社	自四七一號至四七二號
東洋經濟新報		臨時產業調查局	八號
日本及日本人		丸の內特許局	四月十五日
大正五年度天津貿易年報		其社	七二九號
貿易		政教社	
山林公報		天津日本人會議所	
臺灣特許公報		大日本貿易協會	一九卷
新書		農商務省山林局	四號
工場雜誌		殖產局	四號
國際法文雜誌		丸の內特許局	自二七四號至二七五號
地學雜誌		丸善株式會社	四號
月報		工業教商會	七號
滿蒙經濟事情		其社	九三號
儀行社記事		中國地學會	六五號
德報		奉天商業會議所	一六號
東亞經濟研究		關東都督府民政部	九〇號
印度雜誌		其社	四號
地學雜誌		紡績聯合組合	二號
商標公報		其社	三五二號
蕪塵		丸の內特許局	四一七號
工商		支那北京其社	一七號
		其社	四號
		其社	四號
		青島實業協會	三號
		嘉定社	二號

事業界

老公茂紡織營業成績

(Lou kung mow Cotton Spinning & Weaving Co Ltd)

老公茂紗廠第二十四回株主總會は、二月二十五日其總支配者たるイルバート商會(老公茂)に於て開催せられ、出席株數二千五百十七株に達したり、今ベアース氏の說明により、同社昨一九一七年度の營業概況を示せば左の如し。

一九一六年度は營業良好ならざりしため、不幸にして一〇六、〇三四兩二五の缺損尻を以て終るの止むを得ざりしが其結果昨年は工場の一般支配上に、周到なる注意と監督を拂ひ、斯の如き重き缺損を負ひ、爲めに營業上多少のハンディキャップを免れ能はざりしにも拘らず、能く良好なる成績を擧げ、右一九一六年度の缺損を補充したる上、更に昨年度損益計算の貸方尻に於て、四七、〇七二兩五九の利益尻を示すことを得たり、該利益尻を處分すること左の如し。

一株に付二兩五夕配當此額	二〇、〇〇〇、〇〇(兩)
機械及什器償却	二〇、四七七、一四
總支配人の口錢	二、六五九、五四
次年度新勘定に繰越	三、九三五、九一
計	四七、〇七二、五九

晝間操業のみとしては、滿足の成績なりと思考せらるるも、夜間操業の如きは、全然內部の紛擾より自由なる能はずして、工場內部の作業に影響を蒙れり、既に昨年總會に報告したる如く、良好なる夜間職工を得るに困難を經驗し來れるため、昨年二月より單に晝間作業のみをなすに決し、爾來六月迄工場生產は至極良好に持續したるが、其後劣惡なる職工に依る紊亂起り、漸次增大して七月に入り、寧ろ容易ならざる同盟罷業を現出し、此混亂當時考慮中なりし夜間操業の計圖を中絕せしめたり、此出來事は時恰かも綿絲市況が、上海に紡織業の創設せられて以來、未だ曾て見ざるの活躍をなし、相場同樣の高値を演じつゝありし際に、生起せしを以て、尠なからず其利潤を逸し去れり、然れ共九月には、該事件は漸く落着の緖につき、其生產は日を追ふて恢復し、以て年末に至れり、昨年七月起りたる綿絲の非常なる暴騰は、之れ全く日本投機業者側の猛烈なる買進みの結果に因るものにして、決して消費の特別需要或は支那人投機者の買進みに因るものにあらず。

綿絲の上伸は六月末頃より始まり、七月を一貫して之を持續せるが、當時二十手絲は一俵二百二十兩乃至二百四十兩に達したり、原棉市況も亦同樣の昂騰をなし普通上海棉は一擔三十八兩に及べり、八月央頃に至り下向き傾向となり、九月末には二十手約百三十兩に降れり、九月中投機業者は、其差額の若干を支拂開始し、同月央頃綿絲市場は常態に復歸せりと言ひ得べし、十二月には同社工場支配人ファーハスト氏は、辭職を申出たるにより、之を承認し其

後任にウエブスター氏を任じ、ウ氏は一月二日より工場の業務を引繼ぎたるが、爰に右職工の紛擾も過去歷史上の一出來事に止まり、今後は更らに配當の見地より良好なる營業をなさんと希望しつゝあり、晝夜運轉は今年二月二十一日及二十二日より再開せられたり。

決算表の資產に就て見るに、建物勘定は八、八一一兩九〇を加へられたるが、這は織布工場擴張に要したる經費にして、之を合して建物の價格は一六三、八一一兩九〇となるも、今日建築費の頗る高額の經費を要するを知る時は、右格付けの甚だ保守的なるは言を俟たず、機械に關しては四萬九十錘の紡織の帳簿面價額は、三五七、四七七兩一四にあるを、今回三十三萬七千兩（一錘約八兩當りとなる）に減價償却を行へり、即ち原價一錘に付き十八兩なるに對し今日之を八兩に書下げ得たる次第なり、全年を通じて機械に對しては、充分の監督をなし、絕へず手入れを怠らざりし爲め、機械は總て良好なる狀態に保つことを得、十月より十二月を通じて、一錘當り生產額が實際に增加をなし、現に依然として此狀態を保ち居ることは、全く之等周到なる注意に因るものなり、什器に對しては常に工場支配人は注意を怠らず、工場を完全に保たんために出でたるウエブスター氏の建言は、總て重役に於て最も注意して考慮せらるべし。

織布機械は今年初めて決算書に現れたるものにして、其價格は昨年總會に於て報告せる二百臺の注文機械の內、年度末迄に到着せるもの百十臺、及び所要附屬品の一部を現はすものなり、決算締切後更らに二十臺到着し、今や据付を了したり、右注文の或る部分並にスラッシャー機は、不幸にして當地に輸送の途中に於て失ひたり、若し此不幸にして無かりせば、今日既に織機の運轉を報告し得たるならんと思はる、右の喪失と同時に、直ちに他のスラッシャー器の注文を發したるが、之は來三月當地に着荷すべく、其到着後は間もなく織機の作業を期待し得べし。

轉じて營業勘定を見るに、修繕及取換費は二〇、二九五兩六六に達し、一見寧ろ多額の觀あるも、之には昨年五月大雹の降りたる爲め、多大の破損を生じたる工場屋根の修復に要したる七千兩を含むものなり、其他決算に就ては格別說明を要すべきことなし。

ペヤース氏は支那棉花の加水問題に就て總會毎に其防遏の必要を說き來れるが、今回も該件に關して曰く、支那人の棉花加水に對しては、紡績工場は擧て之に對抗せざる可からざる事は、屢ば報告したる所なり、米國棉花のエキスパートにして、現に支那農商部の顧問として招聘せられ居る、ヂョブソン氏は、昨夏當地を來訪し吾人を益する所ありたるが、親しく當地に來り我等の棉花水氣檢查處が、此不正棉と對抗せざる可らざるの困難を了解せる氏は、必ずや農商部總長に此不正行爲の實情を開陳し、各棉產地に於ける官憲に對し、加水棉を發見したる場合、嚴罰に處するの訓令を發せしむるを得べし、棉花取引が此不正手段のため苦められ來れるは、實に久しきものなるを以て、支那政府は自國の利益のため、此重要なる取引上に甚だしき障害

を與ふる、加水を根絶せしむるに、有ゆる手段を取るは洵に必要なることたるなり。

瑞瑢造船所營業成績

(New Engineering & Shbpfuilding Works Ltd)

上海楊樹浦路三十七號なる、瑞瑢造船所株主年次總會は三月十二日圓明園路の上海商業會議所に於て開催せられ、二割の普通配當に、更に同額の特別配當を通過し、別に英國戰爭資金に一萬五千兩を寄附する等、頗る良好の成績を示したるが、今後の前途に對しては、米國の鋼鐵輸出禁止のため、米國よりの造船材料供給削減が尠なからざる暗雲をなしつゝあり、而して同社は今や增資の必要に迫られ、今回愈々現在株主にて、新たに一六、七三八株を五株に付き一株の割合にて、株券を發行する事とせり、當日出席株主の株數四七六、八七株に達したり、今議長アーノルド氏の報告に據り、去る十二月三十一日を以て終る、同社一九一七年度の營業狀態を見るに左の如し。

既に同社成績の最高記錄を造りたる、一九一六年に比し昨年は更に其れ以上の結果を齎したること、均しく非常の滿足とする所にして、全年を通じて各工場總て寸分の餘裕なく、作業し、一般修繕及新造の外に、多額の修復小仕事に多忙を極め、甚だ手薄の使用人は、從て常に劇務を繼續し、ために會社は斯く業務の增加をなし得たり。

損益計算貸方尻は、一九一六年度よりの繰越三九、九〇〇兩二〇を合して四四一、三四八兩七〇にして、之を左の如く處分せり。

一株に付一兩配當(二割)	
總數八三、六九八株にて	八三、六九八、〇〇
一株に付一兩の特別配當	八三、六九八、〇〇
減價償却準備金	一〇〇、〇〇〇、〇〇
積立金	五〇、〇〇〇、〇〇
原料品買入均一準備金	四〇、〇〇〇、〇〇
配當均一準備金	二五、〇〇〇、〇〇
戰爭基金へ寄附	一五、〇〇〇、〇〇
次年度へ繰越	四三、九五二、七〇
計	四四一、三四八、七〇

貸借對照表に就て見るに、土地勘定は一四二、八四二兩〇九の增加をなせるが、之はドックと舊ヴアルカン造船所との間に横はる、十七畝の土地を收得せると、從前會社が租借し居たる、ドックの兩側に於ける小區域の地を買收したるに因るものにて、此兩地は會社業務の作業及發展上、頗る重要なる要素をなすものなり、而して之が收得は會社將來の發展策の進行を容易ならしむるものたるなり。

建物、機械、小蒸汽船—此項目下に於て、增加せる二一、八〇三兩二四は、主として浚渫用の一鋼鐵棄芥船を建造したると、火災の場合に使用する消火水道設備を施したるに因る。

建物及機械は充分の手入れを怠らず、其經費は收入より支辨せり、而して更に二萬五千兩を減價償却金に加へたり

在荷—在荷高は著しき増加をなせるが、這は一は相場高なると、一は原料品の持高更に多額なるに基因するものなり同社は平時の在荷を支持し能はざりしと雖も、而かも總ての造船材料の價格、著しく暴騰したるに係らず、造船所に於ける實際在荷は、多少の増加をなせり、戰爭狀態と特許に關して、政府の許可を得るの必要ある等に因り、材料を收得すること、甚だしき困難事なりしも、米國に於ける同社代理の方法頗る宜しきを得、米政府が鋼鐵輸出制限令を布くべき模様なりとの注意を加へたるため、該令の實施せられざる前に、多額の原料鐵を買入るゝを得たり、然りと雖も、若し當地造船會社が、今後引續きて材料鐵の供給を得るの途を見出し能はざるに於ては、遂に此方面に於ける英國及協商側の船舶必要を滿すこと能はざるに立ち至るべし。

在荷は總て仕入れ値段に依て記入せられたるものなれ共今や其貸借對照表に現はれたる價額は、再び補充相場より遙かに下値たるに至れるが、併し今年中の價値騰貴に對しては、前記の如く原料品購入均一準備金として、更に四萬兩を用意し、該準備金は前年度の分を合して、十萬兩に達し居れば、將來の材料相場を平均し得ると同時に、他の東方造船所との競爭に對して有利なる地位を保持するを得べし。

雜借方勘定の一四九、六六九兩七二は、小數の少額勘定を例外として、全く準備金を以て塡補せられ、其後該勘定の入金となれるもの、多額の割合に上り、未濟尻も間もなく清算せらるべし。

轉じてバランス、シートの他の部分に就て見るに、其雜貸方一二三、七二七兩八六は、全部支拂濟となれり、支拂手形四七四、九六一兩五〇の大部分は、目下支拂を了し、未濟尻は總て現に航海中の材料品に對するものにして、會社造船所及倉庫に於ける、實際在荷に對するものは、全部支拂を了したるものなり、前年總會にて既に設備の改善、增設に着手せるを報告せられたるが、其後昨年を通じて著しき增進を告げ、二百呎迄の船舶に用ふる、一新專賣特許滑道は間もなく完成せらるべし、此滑道は價格多き資產たるを立證し、且つ各ドックの餘裕なき時に於ける、小型船の修繕業を行ふに有利ならしむべし、此外出來得る限り作業に電力機械を使用する事とし、其設備も著しく進捗し、既に二三モートルの据付を終りたり。

昨年中各船渠は總て全業に從事して、寸時の餘地を殘さず、一九一六年に行へる擴張は、豫期以上の成績にして、從前取扱ひ能はざりし、船舶及修繕をなし得たるもの、頗る多數に達せり、更に同社は各種曳船及小蒸汽も亦完成せり要するに昨年は非常の多忙を以て終始し、今日現に仕事中の作業中には、二千噸以上の海洋航船二隻及び自働モートルを附設せる鋼鐵スクーナー一隻あり、此方面に於ては一として業務の活況益々增加しつゝあるを指示せざるものなき狀態にあり、されば今年の營業は再び頗る良好なるべしと豫期せられつゝあり、同社は過去二ヶ年を通じて、其業務の擴張に適應するの必要より、頗る多額の資本經費を

要したり、即ち此目的に必要なりし、資金の大部分は同期間に得たる利益より融通し來れるが、此狀態は永遠に繼續すべきものなるが故に、茲に愈々增資の必要を感じ、今回同社の未發行株一六、七三九株を、現在株主に其持株五株毎に一株の割にて發行し、額面價にて拂込むことに決したり而しに此增資に對しては、其配當を維持するに何等の困難なかる可く、勿論此點に就ては、充分の熟慮を拂ひたるものはて、此增資に依り會社は、總ての造船材料價格が異常の暴騰をなせる結果、多大の增加をなすの必要ある營業資金に應することを得べし、若し一六、七三九株の發行案に全部贊成なるに於ては、翌日直に各株主に申込書を配布し特別配當を現金にて支拂を受くるか、或は新株に書換へをなすかを定むる事とせり。

英國戰時資金への寄附一萬五千兩は、之を水兵孤兒資金及士官家族資金に配分せらるるものなり。

斯くして何等の質問なく左の三案を可決せり即ち。

(イ)重役は會社未發行株一六、七三九株を發行するの權利を有すること。

(ロ)重役は各株主に一九一八年三月十二日現在舊株五株に付き、新株一割を額面價にて割當て、且つ之等株金は申込書を以て拂込をなしたるものとすることの權利を有す、而して之等新株は將來配當に與り得るものとす。

(ハ)前項に依て重役は、各株を處分し、且つ此條件を拒絕し或は承認せざる株主に對しては、適當と思考したる處置を有すること。

楊樹浦紡績營業成績

怡和洋行の經理する上海楊樹浦紡績工場にては、二月九日該洋行に於て、年次株主總會を開催し、出席株主の株數十一萬五千三百十五株に達したるが、今ジョンストン氏が爲したる說明に依り、去る十二月三十一日を以て終る同社一九一七年の營業經過を示せば左の如し。

既に年始めに於て豫想し居たる如く、昨年の同社營業は全年を通じて頗る良好に經過し、殊に下半年は綿絲の利益非常の多額なりしが故に、一層の好況を呈したり、綿布は相場高にて、常に消費を障碍したるため、前年の如く良好ならざりしと雖も、創立後僅かに三年にして、後述の如き滿足なる營業報告をなし得たるは、全く祝福すべきものにて、決して不滿を漏すべき理由なし。

昨年十二ヶ月間の利益は、一九一六年度の優先株配當に支拂ひたる、三萬五千兩を控除して、其額六十七萬二千四百六十兩二五に達し、之に前年度よりの繰越しを合して、合計六七七、四八〇兩四三の利益尻となれり。

而して通常一株に付一兩二匁五分(二割五分)の好配當をなし、更に機械消却準備に八萬兩、建物に二萬兩を準備し之を合して其準備金は創立以來を含みて合計二四三、二九八兩七四の現在なり、斯く此種積立金に對しては出來得る限り充分の準備をなすは、工業會社として最も必要なることに屬し、獨り積立金を築き利息經費を減ずるのみならず

競爭者に對して自衛の基礎を堅からしむるものにして、競爭者は近き將來爲替高に際し、其機械を更に安價に賣下げ得るに至るべし、配當均一準備に二十五萬兩を用意したるを以て、營業不良の年に際するも、將又年々激烈となりつつある競爭に對應するに足るべく、營業成績良好なる際に努めて之が準備をなすは、洵に必要なり、同社は英國會社にして、英政府の保護を受くるものなるを以て、本國多事の今日、財政上の援助を盡すの當然なりとの見地より、今回初めて英國戰爭資金に、一萬五千兩を寄附したるが、該資金は赤十字及寡婦孤兒資金に等分せらるゝものなり、而して斯の如き好成績を擧げ得たるは、工場使用の西洋人及支那人の勤勞亦與て大に力あるものなりとて、之等使用人に對し一萬二千兩の慰勞手當を支給せり。

昨年の營業經費は高かりしが、之は近き將來に於て到底救濟を期待し難かるべし、利息費用は四七、六九六兩六四にして、全年を通じて綿絲の需要及荷捌更に良好なりし爲め、前年度よりも少かりき、又工場の作業を安全ならしめんには、全年を通じて多量の棉花を購入貯藏し置くこと全く必要にして、今日は同量の棉花に對し、其營業費は之を二年前に比較し、二〇〇%の多きを要し、綿絲在荷は約一五〇%の增加をなせり、前途の豫想に關しては、支那が現今の如き混亂狀態を呈し居る時に於ては、其觀測甚だ困難なれども、唯其確かなる一事は、今日の紛擾にして、平靜に歸せざる限り、取引の障礙は到底免れ難きことなり、奥地人民は何れも供給を受くるの必要に迫られ居れども、輸送困難の爲め、開港地に於ける在荷は急激なる增加をなしつゝあり、されば支那の狀態にして、直ちに常態に復するならば、製品の需要翕然として起るは必然にて、然る時は他國品の相場高と、其供給困難なるを以て、自然在支工場製品に向つて、需要集中すべく、其結果同社の如きも、好利潤に浴することなるべし、而して上海の或新聞紙に一通信者が、日本紡績工場の多額の利益を擧げたる所以は、其使用機械準備の割合が、支那工場に於て使用するものに比較して、更に高率の割合なるに主因すと述べ居るを見たるが、這は或點迄は、全く事實に相違なきも、而かも日本及支那紡績工場の擧げたる利益の相違を計算するには當らず支那工場の不成功なる根本原因は、支那工場は一俵の綿絲を製產するに、餘りに多量の支那綿花を取り過ぐるなり、這は支那棉花は日本工場の使用する原棉に比して、多分の水氣を含有するに因るものにして、原棉消費合計に於て、其差は約三%の平均なるべし、即ち在支紡績工場は、百擔の原棉買入毎に、三擔の水に對して、棉花の代金を支拂ふを餘儀なくせられ居るものにて、一擔三十六兩乃至四十兩の相場を示す今日にありては、百擔に付き百〇八兩乃至百二十兩の水代を支拂ひ居るものなり、日支紡績業を比較するに於て、見逃す可からざる他の重要なる事あり、即ち日本の綿工業は、其製產品に對して、一の保護市場を有するに對し、支那は各國品の競爭場裡なることなり、若し時にして許さんか、支那紡織工場の不利なる其他材料を列擧し得べし、而して既に識者に依て幾度か反覆指摘せられたる

如く、支那政府が棉花の不正手段禁止に關し、嚴然たる行動を取るに至るまでは、此國に在る紡績工場は、日本に於ける同業者に比し商戰上多大の不利を免れ能はざるべし。

即ち昨年度（十二月三十一日現在）の損益計算利益尻六七七、四八〇兩四三の處分內譯を表示すれば、左表の如し。

優先株五千株の配當（年七分）	三五、〇〇〇、〇〇
通常株二十萬株配當	
一株一兩二五（一割五分）	二五〇、〇〇〇、〇〇
配當均一積立金	二五〇、〇〇〇、〇〇
機械及什器消却	八〇、〇〇〇、〇〇
煉瓦建築物減價償却	五、〇〇〇、〇〇
コンクリート建物減價償却	一五、〇〇〇、〇〇
破壞建物　同上	九、七二八、〇〇
護岸工事準備金	一、〇七六、一七
自働車減價償却	四四九、七六
家具　同上	二、二七三、六九
戰爭資金に寄附	一五、〇〇〇、〇〇
工場使用人慰勞手當	一二、〇〇〇、〇〇
次年度新勘定に繰越	一、九五二、八一
計	六七七、四八〇、四三

香港九龍碼頭及貨倉公司營業狀態

(Hongkong & Kowloon Wharf & Godown Co.)

二月二十二日に開催せられたる香港九龍碼頭及貨倉公司の、第三十一回株主總會に於て、議長の報告に係る本公司營業狀態の極概左の如し。

本公司當年度の營業は各收益の增加を持續し、殊に碼頭使用料及倉敷料は其著しきものにして、是主として本公司の碼頭の評判が次第に高まりつゝあること、本公司が取扱ひたる積替貨物の數量、激增したるによる、新碼頭は香港に入港する最大型の汽船を繫留し得べく、此投資の有益なりしことを證し、尙其上囊に買收したるポリースベースンを建築豫定地とせる、大倉庫の建設を一刻も遲延すべからざることを示せり、依つて三階建鐵筋コンクリートの倉庫建築の契約を結び、恰も工事に着手したる所なり、現在の建築費は勿論高價なるを免れずと雖收入の優に支出を償ふべきことを確信す、目下本公司は每月七百五十弗を拂ひて倉庫の賃貸をなせるの有樣なり、新設倉庫は其收容力二萬噸にして、新碼頭にて陸揚げしたる貨物の取扱ひを廉價に且迅速ならしむることを得べし、材料の價格下落し、又其調達可能となれば、早速古艀船、古小蒸汽船の取替へ及碼頭の修理に、多額の支出を必要とすべし、昨年度に於ては石炭、並に諸消耗品の長期の契約ありたる爲め、此等諸品の暴騰も豫期せし程の影響なかりしは仕合せなりき、新規の契約に於ても、出來得る限り安値に之を結ばむことに努めたるも、凡て一般經費の膨脹は、避くる能はざるが故に現行の料率は十分考慮を加へ、過去多年間不動なりし或るものは之に修正を加ふるの必要あるべし。

損益勘定に於て、恤兵費獻金として五千弗の支出をなしたるが、株主諸氏の承認あらんことを確信す、近き將來に就ては、本港に出入する船舶の數に制限ある爲め、本公司の事業が平時通り圓滑に運轉せらるゝことは豫想し得ざるなり、されば戰爭の繼續中は、收入の變動に對する準備なかるべからず、されど本公司には、帳簿上には控え目の價額に記載せられあれど、本公司の營業上頗る有力なる資產あり大量の貨物を便宜に取扱ふ設備を有す、本公司の財政的基礎は、頗る堅實にして將來如何なる事情の現はるゝことあるも、確信を以て之を迎ふるを得るなり云々。

支那半月史

大正七年四月上半

南北調停運動の經過

唐紹儀氏の來朝(三月十八日)が田中參謀次長の斡旋に出でしことは、湯化龍林長民兩氏のそれ(四月二日入京)が犬養毅氏の招致に因れることゝ同じく、今や公然の秘密となれるが、唐氏は寺內首相との會見に於て、首相に調停の誠意なきものと判斷し、其後調停案の內容を非公式に呈示せられ、その自派の意見と大なる逕庭あるを見、大いに失望せるもの、如く、或は絕對に日本政府の調停を拒絕せりと傳ふるものもあり、所謂調停案の內容は新聞紙の報道する所左の如し。

一、大總統に徐世昌を推す。

二、右を條件として舊國會を恢復す。

三、馮國璋を副總統の本任に復せしむ。

四、岑春煊又は唐紹儀を國務總理とする南北混合內閣の組織。

五、段祺瑞を出征軍(西伯利方面)總司令官たらしむ。

打見たる所妥當の條件なり、唯それ難關は大總統問題に在らん。二より五に至る四條件は、頗る南方に有利にしてむしろ湯林兩氏側より故障出づべき筈、故に唐氏が右調停案を拒絕せりといふは徐世昌を大總統に推すといふ第一條件に在るや論なし、徐世昌氏は袁世凱歿後民國元老の第一人にして、大總統としての閱歷貫目申分なけれども何分南方側の氣受け惡しく、殆んど段祺瑞以上に毛嫌ひされつゝあれば、唐氏としては到底之を承諾し得ざるべく、若し敢へて承諾すとせば氏の南方領袖としての地位を無に歸すべければなり。されど唐氏は由來機を視るに敏にして、前淸の政界より今日に至り、豹變幾度も之を敢へてして悔いざるの人と稱せらる、今回の調停拒絕も亦「一應の拒絕」に非ざるなきか、即ち一應拒絕し暫らく形勢の推移を見、機に應じて再び調停に應ずるの意に非ざるなきか。見よ唐氏は調停を拒絕したれども尙東京を去るに忍びず、半永久的に定住せんとすといふに非ずや。而して見よ孫文の秘書朱執信、何天炯、郭泰祺、李烈鈞の代表彭程萬(一面岑春煊を代表す)譚延闓の代表張翼鵬相繼いで來朝し、從前より滯京せる張繼、殷汝耕等之と合し何事か頻りに劃策中なるに非ずや。一方北方側を見るに、湯林及び藍公武の外前敎育總長范源濂亦入京し、北京記者團も十七日を以て入京せるあり、南北兩派の人物の來朝すること多ければ多き丈け妥協の氣分は益々濃厚となるものと見て可なり、吾人は世間並に妥協の絕望を唱へず、唐氏の行蹤をバロメーターとして暫らく推移を見んとす。若しそれ南北妥協の事が一月半月の短時日を以て成るべしと思ふは、大なる間違ひなり。

此時に當り梁士詒周自齊等新調停派の活動(註)も、亦徐樹錚倪嗣冲の主戰論に壓せられて多少頓挫したる形迹あり

唯だリットル氏等の提倡に發源せし調停運動は徐々なれども確實に進行しつゝあるが如く、天津漢口の兩處に於ける商會聯合會は愈々十八日より開かるべく、會長呂逷先等熱心に奔走しつゝあり、かく迄熱心に各方面に支持せられつつある運動が、結局何等の成果を齎らすなしとは何としても信ずる能はず。

註、周自齊、楊度、顧鼇は梁士詒と同じく帝制の元兇として先達て特赦せられし者なるが今や梁士詒の後に附して政界への復活を謀りつゝあるものゝ如し最近支那新聞紙上に見えたる彼等の意見書なるもの、內容左の如し。

（段祺瑞宛）

芝泉總理執事敬益に睽違して遂に年載を彌る仰止の忱時と俱に永し伏して維みるに萬福無恙幸甚幸甚兩年以來公一身を以て全國の安危を繫ぎ出處行藏中外屬目す近頃ろ報紙を閱し知る時事孔だ艱吾の高臥を許さゝるに困り東山復た出で薄海騰歡するを自齊等忝くも舊交に列し夙に知愛を承く五中忭祝更に恆情に越へたり唯だ念ふに我公出でずんば則ち已む出づれば則ち時局の難前に較べて數倍す上下をして輯睦せしめ中外をして安全ならしめんと欲せば措施方針預かじめ計り及ばざる能はず自齊等才識似たる無し然れども樑崩橋壓同じく戒心あり謹しんで一得の愚を以て聊さか代籌の著を作さん數端を略舉し用つて採擇に備ふ狂瞽の言伏して裁省を希ふ

（一）國軍既に岳州に克つ勝に乘じて攻取せば長沙必らず收回すべく湘省全く定まるに難からず黔滇桂蜀皆南軍の勢力範圍に在り一々武力を以て削平せんと欲するは理の許さゝる所勢の能くし難き所もし蹉跎あらば反つて威信を損せん如かず湘省收復以後に於て兵爭を罷止し民とともに休息せんには此より前我公武力解決の策は實に南方の抗して命を奉せざるに因る地方中央に服せざれば則ち兵力を以て內亂を削平す名正しく言順なり但だ政令の能く行はれんことを求めば黷武に取るなし我公の本意原と亦此の如し則ち北軍勝つの後南軍兵力足らず當さに亦範に就き易かるべし罷兵休戰宜しきこと此時に在り或は公夙に持するの武力政策と符せざるを疑ふ知らずや國內の用兵は必らずや地方の抗命に因る止むべくんば則ち止む必ずしも成心を挾有せざるを命を奉せざる者之を議和と謂ふべからず亂を平ぐる者之を主戰と謂ふべからず名を顧み義を思ひ對外と一視同觀する能はず和戰の名を掃除し專ら事機を以て主と爲さば則ち政策變更の謬說自から辨せずして明かなるべし。

（二）今日國中の勢力自から北洋派を以て先と爲す此勢力を善用せば則ち藉つて以て國を安んずべし之を善用せずんば反つて以て國を亂る而して其の治亂の分るゝ所は全く內部の離合に由る近來直皖和戰等の派名目實に以て挑撥煽亂害を大局に貽すに足る公宜しく大度を恢張し力を竭して調停し其の感情を聯絡し其の利害を融和し親疏を以て厚薄を分つなかるべし然らば僅かに國事に於て撥亂反正の機あるのみならず即ち我公の威望德量に於て亦必らずや裨益する所あらん。

(一)國中黨派分岐し互に起伏を爲すは實に不幸の事たり若し政府にして一黨に偏右すれば則ち他黨の嫉妬憤慨反動益々增すは乃ち必然の結果なり此より前國民黨人の政府に反抗し竟に弄兵に至りしは未だ必ずしも一派得權を以て之を激せずんばあらず此の如し我公此後誠に宜しく示すに寬大を以てし各黨各派に對しては應さに力めて畸輕畸重の嫌を避け但だ才能を取り親怨を分つなかるべし和平軌道の中に於て人々皆敬用すべくんば則ち亂機必らず稍消しつべく人心必らずや稍靖かなるべし。

(一)外交は現時至重の政たり歐洲戰後各國の離合は必らずや此時の現象と大いに變遷あらん我國此時參戰の余に於て更に宜しく遠大の目光を放ち善く應付を爲すべし此中關する所至つて鉅片言の能く概する所にあらず亦筆墨の能く宣ぶる所にあらずその詳を陳述するは願くば異日を以てせん。

(一)我國財政さきに根本計畫の方なし顧みるに原因一端に止まらず而して庫藏空虛にして朝に夕を謀らず遠きに及ぶの暇なきは實に原因の最大なる者今や賠款は延期され關稅は加征され財政稍寬裕と爲す乃ち千載一時復た得可からざるの機會なり若し此に乘じ極力圖を改め遠久の豫備を爲さずんば則ち數年以後擔負愈々增し國の困窮必らず今日に數倍せん挽回を欲すと雖も將さに術なからんとす我公此に於て切に宜しく注意すべく必らず須らく全局を統籌して將來を預計し以て國家根本の疾を救ふべし是れ馨香禱祝する所の者也。

(一)實業敎育は國家元氣の關する所根本の圖此より急なるはなし我國政府さきに此事に於て全く注意せず中外の識者その國本に昧く爲すあるに足らざるを知る我公宜しく此時に於て一たび此失を矯むべし財力發展擴張する能はずと雖も然れども視て迂遠となし緩圖之を置きて顧みず以て人民治を望むの急を失ふ可からず。

以上の數端はその崖略を擧げたるに過ぎず意はその惘忱を達するに在り語或は戇直狂言に近からんも聖擇是れ望む所敢へて區々を布き伏して維みるに省覽せよ。

新作戰

妥協の聲愈々高きに拘はらず南北兩派共に軍備を怠らず益々勢圈の擴張に努力しつゝあり。即ち南方側は。

(一)湖南　に於ては衡山縣を固守して將來湖南の恢復を謀る足溜りとするの外當分守勢を取る。

(二)廣東　龍濟光軍の跋扈は心腹の憂なり故を以て是非共この勢力を絕滅し驅逐せざる可からず卽ち湖南に在りし軍隊を引戻して討龍軍に聲援せしめ陸榮廷自から陣頭に立たんとす。

(三)福建　攻閩軍の一部を引戻し江西より或は來ることあるべき北軍に備へ福建に對しては積極的攻擊を取らず。

(四)四川　成都を逃げ出せる前督軍劉存厚は省長張瀾と共に廣元縣なる陝西旅團長管金聚に倚り頻りに恢復を謀りつゝあるを以て唐繼堯雲貴川陝聯軍總司令として劉等の運動を阻止し陝西に於ける民軍首領胡景翼曹世英等をし

て今一たび運動を起さしめ北方の劉援助の途を絶つ。の四方針を立て、殊に討龍を以てその根幹となせり。之に對し北方側は。

(一)湖南　督軍張敬堯及び第二師團長陳復初をして全省の掃蕩を行はしめ兎に角全省を北方に保留すること。

(二)廣東　龍濟光軍の勢漸く振はず莫擎宇等援軍を捉がすこと頻りなり龍にして若し廣東省を退去して再び海南島に蟄居するのやむなきに至らば北方は非常の不利に陷るや論なし助龍政策の成功は之を南軍の長沙放棄に見て知るべし龍は援助せざる可からず江西に在る張懷芝軍をして大庾嶺を越へて廣東に入らしむるその一なり奉天軍を海路南下せしむるその二なり。

(三)四川　劉存厚を助けて成都を恢復せしむ。

の三策を以て之に應ぜんとしたりしが、四川に於ける助劉の計畫、江西援軍の廣東南下共に未だ眉目なきに、廣東に於ける龍濟光軍は、電白縣の一役に大敗し、龍體乾と共に海南島の古巢に逃れたりとの報あり、又た四川に於ける劉存厚も、廣元攻撃に向ひし石青陽軍の爲めに破られ、陝西省に入れりとの報あり。前者は南軍第二策の成功にして、後者は同じく第四策の奏効なり、未だ詳報に接せざれば斷定は少しく危險なれど、茲に至り南軍の勢力は、廣東廣西(陸榮廷)雲南貴州四川(唐繼堯)五省をその範圍下に歸せしめたりといはんも不可なきが如し。之を湖南に失うて之を廣東乃至四川に收む、差引き利益多き勘定なり、五省獨立の完成、今次南北戰爭の一劃時代的出來事たるを失はず。

大勢に逆行する主戰派

主戰派とは張作霖徐樹錚倪嗣沖聯盟を內容とす。彼等は聯絡一致して兵を山海關內に入れ、馮總統を威嚇して段總理再出山を餘儀なくせしめたる關係上、現段內閣には多大の壓力を有す。彼等は此壓力を利用し倪徐二人交々入京して主戰を主張し、內閣の用人に干涉し(倪はその秘書長王郅隆をして財政總長たらしめんと運動す)、段幕下にすら嫌はれ、靳雲鵬、張志潭等は徐樹錚に對する反感よりして妥協論を唱へ、一方出征中の曹錕(兩湖宣撫使)張懷芝(湘贛檢閱使)等の徐張倪に對する反感亦增大しつゝあり。大勢は伐南に不可なり、段にして徐等に聞き、武力使用を打切る能はずとせば、禍忽ち身に及ばん、善い哉周自齊の言や曰く理の許さゞる所、勢の不可なる所と。段總理南下して曹錕張懷芝等の誤解を釋くべしとの說あり若し眞に武力使用の愚なるを知らしむる機會とならば民國の大幸なり。

水口山借款成立

湖南水口山亞鉛鑛々石買收優先權に關する借款は、數年前三井、三菱、久原、鈴木、大倉亞鉛鑛等の六社團と、湯淺洋行との間に競爭輸當てを演じ、共倒れとなりし歷史附きのものなるが、今回六社團と湖南省官鑛局との間に交涉再燃し、金額二百萬圓の借款假契約成立したり。

內治外交

●內閣交迭發表　內閣問題は財政交通兩總長の交迭の外全部居据りと決したるが三月二十九日付命令は左の如き形式を取りて發表したり。

外交總長　陸徵祥　　特任　外交總長　陸徵祥
財政總長　王克敏　　同　内務總長　錢能訓
海軍總長　劉冠雄　　同　陸軍總長　段芝貴
司法總長　江庸　　同　教育總長　傅增湘
交通總長　曹汝霖　　同　海軍總長　劉冠雄
内務總長　錢能訓　　同　司法總長　朱深
陸軍總長　段芝貴　　同　農商總長　田文烈
教育總長　傅增湘　　同　交通總長　曹汝霖
農商總長　田文烈　　同　兼署財政總長　曹汝霖

願に依り本職を免す「各通」

此れと共に下の如く任命あり

●段の對南計畫　段總理は長沙陷落後更に次の方針により南方を討伐すべしと。（神州日報）

（一）湘南方面の軍事行動は、專ら總司令張敬堯に一任し、北軍は長沙に旗鼓を整へたる後、更に衡山に向つて前進

すべし、但し衡山以南は山岳重疊、行軍に不利なるを以て、北軍の南進は同地の占領を以て止め、軍を附近に駐めて防守の態度に移るべし。

(二)四川方面は唐繼堯、今や一萬五千の雲南貴州四川聯合軍を組織し、湖北に進出せん計畫あり、之に對し徐樹錚を司令とし、奉天軍步騎砲兵十八營を率ゐて、湖北西部に四川の湖南援軍を追擊すると共に、一方吳光新をして陝西より、四川に入り劉存厚と協力して、背面より重慶を奪回せんとす。

(三)廣東方面に對しては、張懷芝の第二路軍を南昌より廣東境界に南下せしめ、龍濟光と呼應して廣州城の側面を牽制すると共に、福建討伐軍を牽制せんとす。

●對南方方針　北京政府の對南方針は飽く迄強硬にして、廣東を取らざれば妥協を云はざる決心なりと傳へらる、目下中央の策戰は、四川救援を後廻しにし、先づ廣東を平定せんとし、即ち張懷芝氏の第二路軍を江西より南下せしむる外、陳光遠氏の江西軍及び李厚基氏の福建軍を、江西福建より廣州に進ましめ、一方陽江に於ける龍濟光軍と協力し、廣州を陷れ、西南をしてその根據地を失はしめ、こゝに於て初めて妥協を講ぜんとするものゝ如し、五日上海の海軍總司令藍建樞に軍艦三艘を率ひて福建に出動せしめたるは、福建軍の輸送擁護の爲めなりと解せらる。(時報)

●梁の南北調停策　梁士詒氏は四月六日午前出京天津に向つて去りたるが、その在京の間は中外各方面の有力者と、南北妥協問題につき意見を交換し、今後更らに天津にて各督軍代表と接見し、各省の意見を徵したる後、具體的妥協條件を起草して、南北兩方に提出すべし、目下天津には周自齊、朱啓鈐、熊希齡諸氏あり、皆梁氏の同志として平和運動に斡旋すべく、更らに章行嚴氏も不日上海より北上せんとし、又岑春煊氏も場合に依ては天津に來りて、梁氏と會見することゝなるべし、而して梁士詒氏の調停意見に對しては、段總理も極めて傾聽し、又南方有力者も之に絕對に反對せずと、即ち梁氏は今後天津を以て中心となし南北合同の大政策を實行すべしと。(北京日報)

●選擧を重視す　政府は六月二十日を以て行はるべき國會議員の選擧に就ては、極めて注意し、三日次の如き電報を發したり。(時報)

一、陝西省に對しては速かに選擧の準備をなすべしと。

二、湖南省に對しては張敬堯に令し、就任後直に議員選擧の準備すべしと。

三、貴州に對しては選擧の時期切迫し居れば、速かに準備に着手すべしと。

四、四川省に對しては張澜に詢ねて議員選擧の出來得べきや否やを速かに報告すべしと。

●唐の和議條件　上海の岑春煊は曩に北方との講和條件四ヶ條を西南各方面に通告して、同意を求めたるが、雲南督軍唐繼堯は、最近左の講和條件七ヶ條を、西南各方面に通告し、之を以て北方と和議を開かんことを希望したり。

一、舊國會を恢復す。
二、總統は馮國璋を推戴すべし、但し正式繼任は大總統選擧法に依つて辦理す。
三、雲南四川貴州湖南廣東各省の用人行政は現狀に西南の意見を容るべし、唯唐は巡閲使の職に就かざるを宣言す。
四、海軍の人員は原狀を恢復し沿海各要塞には海軍人員を酌用すべし。
五、西南各督は國防の爲めに軍器を購買し、中央は之れを制限するを得ず。
六、黎天才石星川は原時の地位を回復す、其の軍隊は尙ほ荆州襄陽に駐紮せしむ。
七、各省の護國護法軍の善後經費は中央より籌備す可し。(時報)

●露支交涉問題　最近新疆督軍楊增新より次の二電を送り來れりと傳ふ。(北京日報)
一、塔爾巴哈臺と接壤せる謝米省は、既に露の過激派によりて占領せられ、過激派は別に領事を任命して、舊政府時代より勤續したる領事を逐はんとせり、此れに對して政府は承諾を與ふるか否かを訓示せられたし。
二、朱喀什喀爾道尹の報告に據れば、露國領事は、薩爾泰地方に棉花公司を設立せんとし、其が爲め家屋を建造すべしと照會し來れり、從來內地の各省は、外國商人の工場を設けて、製造業を營まんとする時は、如何なる態度を持せしや、其の成例を調査して示復せられたし云々。

●閣議と四問題　四月四日の閣議に於て(一)司法部提出の陸軍刑事條例は原文甚だ錯雜なるにより、之を司法部に回附し再び審査せしめたり、(二)假出獄補充條例は通過し陸軍、海軍及び農商三部の追加豫算案も通過せり、(三)外交部提出の各公使團より、外國汽船宜昌附近まで通航せしむべしと照會せる案、並に(四)海軍總長提出の軍艦を福建沿岸に派遣し、以て廣東省を會攻するの案等均しく通過し午後一時散會せり。(北京日報)

●當局の軍事計畫　北京の參陸辦公處は過日の會議に於て左の如く決定せりと。(時報)
一、福建督軍李厚基に原防地に兵力を增加し、守備を堅固にすべきことを命ず。
二、江西督軍陳光遠に一個旅團を出し、江西東部より福建に入らしむべきことを命ず。
三、廣東攻擊の江西軍丁效閔、王除慶の二旅團長に、速かに二路に分れ、肇慶、潮仙に向つて前進し、福建攻擊の廣東軍を牽制せんことを命ず。
四、湘鄂檢閲使第二路司令張懷芝に、柳州を克復せる後二個旅團を派し湖南々部より廣東に入らしめんことを命ず。

●湖南省長劍匪督辦後任　湖南督軍張敬堯は、政府に打電して、殷鴻壽を湖南省長に任命すべしと推薦せり、又李江蘇督軍は密に王廷楨を四川省劍匪督辦に任せんこと

を要請せり、政府は右に關し閣議の討議を待ちて決定する筈なりと。（北京日報）

●湖北第二師完成計畫　武昌駐紮の近畿第二師は、前きに岳州にて武岳總司令兼第二師長王金鏡の逃亡と共に大半潰散したるが、王督軍は殆んど親兵として、十數年來引率し來れる、同師團の潰散を以て遺憾とし、王金鏡免職せられし後、自から師長を兼任して、同潰兵を收容し、其不足は直隸山東にて新兵を募集し、之れが復活を計りつゝありしが、此程略々完成したるも、之れが師長たるべき適當の人物なきより、再たび王金鏡の復職を申請せんとし、曹錕の贊成を得て聯名にて之れを保薦し、之れが復職を請へりと、而して王金鏡をして之れを完全なる一個師團となさしむる筈なりと。（神州日報）

●孟恩遠の密電　參陸辦公處の接手せる孟恩遠の密電に據れば、露國過激派及び獨埃俘虜の西伯利亞を擾亂するに對し、日本は在留人保護の爲め既に出兵準備を爲し、又英米佛の三國も同樣の目的を以て將に協同出兵をなさんとしつゝありと。（北京日報）

●梁の財政意見　梁士詒は段祺瑞に對し、今六千萬元を調達し、二千萬元を參戰費に、二千萬元を中國、交通兩銀行の兌換準備金に、二千萬元を西南征伐費に流用するを得べしと語れり。（北京日報）

財政經濟

●關稅整頓辦法　財政部は關稅の整頓に對し積極的に進行し、以て其目的を達せんと、稅務處と協議せる辦法の大要左の如し。（時報）

一、常關の權限を擴張す。

二、海關の改修稅率辦法に比照し、稅則を分別して改正す。

三、別に常關の貿易冊を編纂す。

四、近年に於ける各種物價を調査す。

●鹽稅剩餘金用途　北京政府は三月分鹽稅剩餘金四百八十四萬元を、左記區分に從ひ使用する筈なりと。（北京日報）

一、兩湖方面軍費　五十萬元

二、外債償還　七十萬元

三、中央行政費補助及清室優待費　百萬元

四、中國交通銀行預托　二百十四萬元

●華新紡績公司復活　滄口華新紡績公司復活の爲め昨秋天津に於て二十萬圓の株式募集を了せしが同會社は曩に滄口所在の家屋全部を英國苦力に占有されたるを以て、今に其の開業の運びに至らざる都合なりしが、今次愈々其の交涉を終へ近く同家屋を整頓し紡績事業開始の由なり。

交通

●張庫間の自動車　張家口と外蒙古庫倫間の旅客を運搬する目的にて、組織されたる自動車會社は支那人孔慶祿

等發起となり、株式を募集して自動車會社を實現せしめ、米人の無斷營業を嚴制するに決し、過日農商及交通部に於て、先づ試驗的に創業すべしとの認可を與へたれば、今後張庫間の旅客運搬に支那人經營の自動車會社に於て掌握すべし。（北京日報）

●長岳線工事開始　粵漢鐵道の長沙岳州間は、昨年北兵の長沙敗退以來、遂に一時工事を中止せられ、南津港以南長沙に至る間は、南軍の爲めに占領せられ、軍事輸送用に使用せられありしが、今回長沙恢復と共に、同鐵道も亦從來通りに、粵漢鐵道局に引渡されたるを以て、同局總辦顏德慶は、直ちに其未成線たる、岳州南津港間の工事に着手することゝなし、至急長沙迄の工事を完成する筈なりと。（時報）

●支那鐵道收入比較　交通部よりの消息に據れば昨年度支那國有鐵道の收入高は、一昨年に較べ八百萬元の增收を示し、京奉線二百二十餘萬元、京漢線三百七十餘萬元京綏線二十八萬餘元、津浦線百十八萬餘元、浙江線六十餘萬元の增收なりと。（順天時報）

彙報

自四月一日至四月十五日

對露關係

▲浦港に遣艦電請　（北京特電三日特派員發）在浦鹽支那領事より外交部に對し浦鹽の情勢不穩なることを告げ且當地露國當局者は外人の治安維持に對し責任を負はずと宣言せるを以て何時支那居留民の引揚をなさゞる可からざるやも測られず政府は急遽浦鹽哈爾賓間に特別列車を用意して不意に備へ同時に外國の例に倣ひ軍艦を派遣すべしと電請し來れるが政府は之に就て目下考慮を廻らしつゝあり軍艦派遣は困難なるも他の要求は多分之を容るるならんと。（五日、日日）

▲米露鐵道協定　四日某所着電に據れば米國鐵道隊と東清鐵道長官ホルワット將軍との間に在哈爾賓米國鐵道隊員中より若干名を露國鐵道從業員指導の爲單に東支鐵道に殘り是を任用することの協定成立したる趣なるが右米國鐵道隊の代表者は鐵道技師スチーヴンス氏の由にて同氏は昨年前國務卿ルート氏訪露の後三四十名の隊員と共に四伯利鐵道整理の目的にて渡露したるも偶露國の革命に遭ひ使命を果さず其後長崎横濱にも滯在し居たる事ありたるが今回ホルワット將軍と相談纏りて右協定を見たるものなるへく東支鐵道とあるは滿洲里驛より交界驛間の事なるべしと。（五日、日日）

▲東清鐵道回收未決　（六日北京特派員發）東清鐵道回收案は屢閣議に上りたるも未決の儘となれり是れ日本より借款して回收せんとする模様なるも多數の株を有てる者の同案に反對し居る爲めなりと。（八日、朝日）

▲北邊防備軍派遣　（七日北京特派員發）北邊防備の爲め奉天は二個師吉林は二個混成旅黒龍江は三個混成旅區哈爾は一個混成旅熱河は十六大隊綏遠は一混成旅の出兵を爲すべしと。（八日、朝日）

▲露支協約締結　（倫敦電報七日ロイテル發）四日附彼得具羅土發電に曰く今回露支兩國間に一の協約締結せられこれに依りて從來兩國間に存在したる誤解は悉く解決を告げたりと。（九日、日日）

▲過激派軍支那軍に開戰　（滿洲里特電七日特派員發）最に過激派が滿洲里守備の支那軍隊に對しセミヨーノフ軍を解散せしむべく要求したるも支那軍は六日斷然之を拒絶せる爲め過激派は同夜支那軍を砲撃したり支那軍は應戰せざるも戰機熟せるもの、如し。（九日、日日）

▲露支密約協定　（北京特電十日特派員發）東清鐵道督辦鄭家屏氏は露國公使クダシエーフ公に對し外蒙古の廣袤、科布多、烏里雅蘇台等の諸地は四伯利不穩の影響を受け同樣不安の狀態に在るを以て民國二年の露支條約に基き此等の各地に於ける支那兵の駐屯數を增加せんことを求め其交換條件として吉林省より東清鐵道總裁ホルワット將軍に糧食其他を供給することとし或種の秘密協定を爲したり。（十二日、日日）

▲支那軍隊出動　（十日哈爾賓特派員發）支那政府は滿洲里へ向け自國軍隊を出動せしめつゝありされど露支兩國間の關係は極めて親密にして最近支那の代表者はチタ及ダウリアの勞兵會を訪ひセミヨーノフ側に對する方策を講究すべき處あり英米人はチタに向つて出發せり。（十二日、朝日）

▲支那も浦鹽派艦　（北京特電十三日發）海軍部發表に曰く北京政府は浦鹽駐在領事の請求に依り同地在住支那人救濟の爲め軍艦を派遣することに就き協議中なりしが此程上海に碇泊せる軍艦海容に對し出動命令を下せる結果同艦は上海發浦鹽に向け急航せりと。（十五日、時事）

▲支那軍艦海容　（北京特電十四日特派員發）駐日支那公使章宗祥氏より支那政府への電報に據れば浦鹽居留民保護の爲派遣せし軍艦海容は日本海軍と共同動作を取るべしと。（十五日、日日）

▲露外相對支警告　（十三日哈爾賓特派員發）露國外相チチェリンは支那政府代表者に對して昨年十一月二十三日附にて革職されし前露國政府の支那駐在外交官と關係を斷たざるに於ては支那政府は露國の內政に干渉し政府の叛逆者を保護するものと看做すべしと警告せりと。（十五日、朝日）

▲烏蘇里の虐殺　（浦鹽特電十三日特派員發）烏蘇里に於て露人三名、

支那人二名慘殺せられ死體は市立病院にて解剖中なるが姓名は何故か發表せず死體は大に格闘せる痕跡ありと。（十五日、日日）

▲**庫倫守備增兵電請**　（十三日哈爾賓特派員發）庫倫駐在辦事大員陳籙は中央政府に向つて露蒙境地に於ける條約に基き三百の兵力を以てしては邊境の守備心細ければ至急增兵されたしと電請せり。（十五日、朝日）

國際關係

▲**林公使外交部訪問**　（北京特電三十日發）林公使は本日午後船津書記官を伴ひ外交部に陸外交總長を訪問し支那關稅改正問題に就き意見を交換したり。（一日、時事）

▲**敵人集會禁止**　（北京特電卅日特派員發）中央政府は在支獨墺人に對し敵國人取扱方法の一法として先づ是を拘禁する前に獨墺人一體の集會を嚴禁するに至るべしと。（一日、日日）

▲**英國蘭船押收**　（香港電報廿九日國際通信發）當地英國官憲は和蘭汽船五隻（此總噸數二萬八千百五十一噸）を押收せり。（一日、日日）

▲**支那巡警發砲事件眞相**　（二日哈爾賓特派員發）最近哈爾賓市街を騷がしたる支那軍隊發砲事件に就き當時現場にありし者の談を聞くに去る三十日午後五時頃露國の一少年が支那商店に於て靴一足を買求め商店を出でんとするを支那巡警は過つて夫を取押へ嚴重に取調べたる結果前記の次第と判明したるに右の少年は日情まぎれに巡警に向つて惡口せしより二人の巡警は激昂して毆打したり通行の露人が夫を見兼れ仲裁に入りたるに巡警は不都合にも發砲するに至りしもの即ち本事件の發端にして支那側は自己の非を覆はん爲め短銃を携帶せる怪しげなる露人の市場附近を彷徨ひ居たるを捕へんとしたるに此露人が短銃を亂發せしより支那巡警も止むなく發砲せりと巧に罪を露人に轉嫁しつつあり支那軍隊今回の横暴に對して市民は何れも非常に憤慨し居れり然し事件は結局哈爾賓の主權を支配しつゝある露國一部の權力者並に外交團に依りて握り潰されんとする模樣なり。（四日、朝日）

▲**不逞なる在支敵人**　（北京特電五日特派員發）支那政府は四部戰場の雲行を窺ひ敵國人に對する取締を緩慢に附しつゝあるより聯合國各公使は大に不滿を感じ居れる折天津に於ける墺太利人が同種の伊太利兵を煽動して暴動を惹起せしめんとせること發覺し其結果伊太利兵は墺太利人二名を殺害せる事件あり敵國人の處分一日を緩うすべからざるものあるを以て伊太利公使は四日英國公使と協議の結果近く公使團會議を開き支那政府に對し嚴重なる抗議を提出すべしと。（七日、日日）

▲**廣東軍の鹽稅差押**　（北京特電五日發）廣東軍政府は日英其他各國領事團の抗議ありしにも拘はらず廣東省より鹽稅收入の三分の二を差押へ之を軍政府費用に利用せり。（七日、時事）

▲**日本南方勸告**　（廿七日雲南特派員發、延着）露獨講和成立に就き日本より唐督軍に國內一切の內爭を打捨て協同動作を執るべしとの意味の警告に對し唐督軍は西南と協議せし結果によれば西南の意思は日本と一致せる協同動作を執るも日本政府が從來執り來れる對支態度を變ぜんことを希望するに一致せり唐氏の子（特派員）に語る所によれば日本政府の態度が從來と變らざるに於ては支那の分裂を助長するのみにて統一は益々困難に陷るの外なしと。（七日、朝日）

▲**段の對外意見**　（六日北京特派員發）段總理は近く國務院に於て對外意見を述ぶべしと傳へらるゝが其綱領左の如しと。

一、露國に對しては其國體の如何を問はずして唯だ東亞を擾亂せしむるに於ては日本と提携して之に對する方法を講ずべし。

二、獨墺俘虜の西伯利に入込み來るに對しては嚴重に防備を施すべし。

三、歐洲出兵に就ては米國と一致進行を圖るべし。（八日、朝日）

▲**敵人取締注意**　（北京特電七日特派員發）駐支日英佛公使は六日午後三時同伴して段總理を訪ひ敵國人取締に關し支那政府の切實なる注意を喚起する所ありたり。（八日、日日）

▲**在支俘虜脫走**　（北京特電六日特派員發）五日午後獨墺俘虜八名收容所を脫出し行方を晦ましに內三名は直ちに捕縛せられたるが其他は今尙不明なり近來獨墺人の陰謀莽りに企てられつゝある際世間の注目を惹き居れり。（八日、日日）

▲敵人放逐の要求　（北京特電八日特派員發）日英佛三國公使が相携へて段總理を訪問せし際段總理は獨墺人の財產を處分する件、商店閉鎖の件、敎師解雇の件、天津通信中繼局閉鎖の件、旅行者區域制限の件等十一箇條を示し速に實行を期する旨答へたるも公使等は之に滿足せず獨墺人全部の追放を迫り支那政府の再考を求めたりと。（十日、日日）

▲俘虜墺兵轉送　（八日天津特派員發）天津英國兵營にありし俘虜墺地利人百名は今朝四時發山海間の兵營に轉送されたり。（十日、朝日）

▲伊國俘虜收容　（天津特電八日特派員發）伊太利俘虜約二百名南滿を經て天津に來り英國兵營に收容されしが最に多數天津に來り後北京に送られし者あり眞の伊太利人なるや否や其國籍曖昧なり。（十日、日日）

▲和蘭海兵北京行　（上海特電八日發）本日和蘭海兵四十七名香港より當地に到着せり北京行の筈なり。（十日、時事）

▲敵人放逐交涉　（北京特電九日特派員發）佛國代理公使は獨墺人を馬尼拉に放逐すべしと提議せるが支那政府は之を實行するには米國の承諾を要するを以て兩三日來米國公使ラインシュ氏等と秘密に交涉進行中なり。（十一日、日日）

▲抑留蘭船出帆　香港に於て抑留せられたる和蘭船中日本行若くは日本香港の船舶はチボダス、ポウロッ並にプリンセス、ジュリアナの三隻にして前二隻は日本仕向けの貨物を積載して既に本邦に向け出帆したるがプリンセス、ジュリアナ號には本邦向積荷なし。（香港總領事發十日某所着電）（十一日、日日）

▲宣敎師人質となる　（青島特電十日特派員發）米國宣敎師婦人二名は傳道の爲旅行中山東安徽省境にて土匪に襲撃され其儘人質となりたるものの如し依て北京米國公使館は米國領事に電命をなしベック領事は九日夜行列車にて遭難地に出發せり。（十二日、日日）

▲敵人放逐同意　（北京特電十日特派員發）在支敵人の利益を代表しつつある和蘭公使は獨墺人を馬尼剌に放逐することに就ては大體に於て異議なきも婦女子小兒及徵兵最高年限を超えたる老人は之を除外せん事を要求し支那政府亦之に同意を與へたり尙右輸送の爲め日本又は米國より運送船一隻の供米に就き交涉中なりと。（十二日、日日）

▲吉林邦人顧問招聘　（十一日奉天特派員發）吉林督軍署は軍事顧問に邦人一名を招聘することに決定し目下適任者物色中なり。（十二日、朝日）

▲吉長鐵警察權　（十一日大連特派員發）滿鐵會社が吉長鐵道の委託經營と共に吉長鐵道警察權をも併せて引繼ぐべく要求せるも支那側は之に應ぜず目下折衝中なり滿鐵側は協約面上管理すべきものと主張し支那側の主張は鐵道と警察權とは全然別個のものなりと主張しつゝあり。（十二日、朝日）

▲敵國人總追放　（十二日北京特派員發）敵國人追放問題は支那側にては敵國人全部を國外に追放せること他國に前例なしとて反對するものありたるが輿論側の强要に依りて近く全部の追放を實行することとなりたり而して醫師數名は例外と認めたるが如し追放地は麻尼拉ならんと傳ふるもの多し。（十三日、朝日）

▲郭宗熙捕縛されず　（十三日哈爾賓特派員發）過激派の權力を承認せる嫌疑にて北京に於て縲に就きしが如く報紙に依つて傳へられし吉林省長兼東清鐵道督辦郭宗熙は不日歸任すべく當時郭督辦の名に依つて東清鐵道沿線に大同盟罷業を行ひ東清從業員を初め各民主派の首領に對し壓迫加へらるべしとの風說あり其眞僞は別として個中に重大の意義の伏在し居るは毫も疑なきが如し郭の歸任は當地に於て非常の注意を以て內外人に迎へられつゝあり。（十四日、朝日）

▲米國公使の苦情　（北京特電十二日發）米國公使ラインシュ氏は此程段派の某有力者を通じ非公式に段總理に對し段內閣は日本と接近するは可なれども近來兎角米國を疎外するの傾向あるは甚だ遺憾とする所にして聞くが如くんば段總理は北軍が岳州長沙攻撃中米國が夫れとなく南軍に便宜を與へたりと爲し深く之を恨むとの由なれども斯くの如きは全然風說に過ぎず米國は段氏の內閣と益々親密ならんことを希望するものなり云々との意を傳へたりと。（十四日、時事）

▲吉林の軍事顧問　（吉林特電十三日特派員發）吉林省に日本軍事顧問を傭聘するの件は最に北京政府より許可を得孟督軍より我當局に對し交涉中なりしが今回陸軍中佐齋藤恒氏に決定したり同中佐に長く南支の傭聘を終りし人なり。（十　日、日日）

▲林公使曰く（十二日北京特派員發）林公使曰く支那側よりの依頼なき以上決して南北調停に任ぜずと。（十五日、朝日）

▲敵人放逐問題頓挫（北京特電十四日特派員發）獨墺人の馬尼剌放逐問題は劉海軍總長等が經費の點に於て國內拘留を得策なりと迷へ反對せる爲め府の意見又復動搖し江省舟山列島を收容所に選定したるが協商國側が承諾するや否やは不明なり。（十五日、日日）

▲物騷なる長春（十四日長春特派員發）正金銀行長春附屬地分店にては二三日前店頭に怪しき支那人徘徊せる爲め警戒中の所十三日午前十時再び彼等に窺際に立寄り銀行內部の模子を窺ひ襲撃せんとする模樣見ゆるを以て警務署に報告したれば警官駈付け三名を引捕へ警務署に引致取調たるに三名は拳銃又は小刀を所持し居り強盜の證跡明かなれば嚴重調査中にて危うく難を遁れたるが十一日にも正隆銀行より二千六百圓を受取つて歸宅の途に就ける支那人實風の主人も強盜に全部奪ひ取られたり斯くの如く長春昨今の物騷さは言語に絶せり是全く警察の不備に起因するを以て視察中の小池憲兵司令官も徒歩警官の不備を難じ機敏なる騎馬警官の必要を認むる所ありたれば近く實施を見るに至るべし。（十五日、朝日）

▲新任佛使北上（上海特電十三日特派員發）新任在北京佛蘭西公使ボッペー氏に家族同伴十二日北上せり。（十五日、日日）

▲駐伯公使赴任（上海特電十四日特派員發）伯剌西留駐在新支那公使夏詒霆氏は昨日當地發任地に向ひたり。（十五日、日日）

南北情勢

▲妥協會議參加省（三十日北京特派員發）南北妥協を議するを目的として四月八日天津に開かるべき平和會議に參加を希望し來れるもの三十日までに十三省に達せりと英字新聞は報ず。（一日、朝日）

▲熊氏の妥協勸告（漢口特電卅日特派員發）熊希齡氏は廿八日開湖宣撫使曹錕氏及湖北督軍王占元氏に打電し北軍の前進は之を長沙に止め南軍は衡山に留まり互に妥協せんことを勸告し來れり。（一日、日日）

▲和平の時機遠し（上海特電卅一日發）張紹曾氏は馮國璋氏に對し四南は勢めて和を願ふこと長沙より退援せるにより之を證するに足る、中央和平に就き準備ありと打電し又段祺瑞氏が任に就きて以來岑春煊氏と何等通信を爲さず和平の時機尙ほ遠しとの說を爲すものあり。（一日、時事）

▲護法黨宣言を發す（上海特電卅日發）廣東通信局來電に據れば西南各省及び護法黨は深く支那の內亂の爲め人民の困苦せるを知り支那の各地にある支那及び外國商人の調停を主張するを感佩し居れり左れど我黨主要人物は法律の尊重せられ能く守らるゝに非ずば到底永遠の平和を獲る能はざるのみならず軍界及び財界の有力者が勝手に私利を營むに至る可し爲め法尊重せられざる可からず又國會の不法に解散せられたるものを北京に於て恢復せざる可からず然も國會は軍警の干涉を免れざる可からず是れ卽ち西南の主張たるなり自主自由の精神並に代議制の主義に當に南方各省のみならず目下軍人及び專制的政治並に財界の人物の爲めに虐げられつゝある各省に對しても確保せられざる可からず通商貿易に對する偽害商人の受くる困難は支那にして人民の代表に依り支配せらるゝに非ずば却つて甚しかる可く軍權を握り居るか若くは財界に有力なる少數人の跋扈の下に支那は不運に陷る可きなりと宣言せり。（一日、時事）

▲王督軍湖南懷柔策（三十日漢口特派員發）湖北王督軍は長沙既に恢復せし以上は速かに平和を克復せしむる爲め先づ湖南の軍民招撫策を講ぜんと目下曹錕と協議中にて前湖南第二師長陳復初を招き同人をして湖南軍民を招撫せんと計畫し其旨北京に申請せり。（一日、朝日）

▲李純は轉任せしめず（三十一日上海特派員發）上海にある唐文治等は段祺瑞に總理就任の賀電を送ると共に江蘇督軍李純を轉任せしめざるやう希望し斯くの如くにして風說を杜絕し度しと乞ひたるに李純は決して轉任せしめずと返電せしめたりと云ふ。（一日、朝日）

▲譚延闓省長を辭す（三十一日上海特派員發）張敬堯の湖南督軍に任命されたるを以て譚延闓は督軍其人を得たり予は省長となるも何等時局を補ふに足らず省長の職を辭したく別に賢能の士を選び任命されたしと北京政府に打電せりと云ふ。（一日、朝日）

▲黎天才氏討伐（北京特電卅日特派員發）沙市來電に曰く湖北第二師團第二旅團約一千名は鹽商局の汽船に搭乘し支那砲艦二隻に護衛せられつゝ

廿九日朝宜昌に向ひ出發せり　吳光新氏は四月上旬より四川軍に對する防備をなし宜昌方面に赴き袁天才氏討伐をなすべしと。（一日、日日）

▲北軍湘潭華容占領　（三十日漢口特派員發）　張敬堯は二十七日湘潭縣を占領し吳光新は二十八日華容縣を占領せし旨王督軍に報告ありたり。（一日、朝日）

▲南軍湘潭大掠奪　（三十日漢口特派員發）　南軍退却の際湘潭にて全市に亘り大掠奪を行へり。（一日、朝日）

▲林堤督の決意　（香港電報廿九日國際通信發）　林葆懌提督は前濟光軍に對抗する爲現に廣東に碇泊中なる海軍を援助するを約すと聲明し約法擁護諸省の目的を擁護する一の獨立海軍を組織せんとするの決意を披瀝せり。（一日、日日）

▲梁士詒北京着　（三十日北京特派員發）　梁士詒三十日午後八時半北京に着せり陸宗輿、葉恭綽、吳鼎昌等三百餘名の出迎へありたり。（一日、朝日）

▲各部總長重任　三月二十九日附大總統令を以て各部總長の辭職を許し同時に朱深（總檢察長）を司法總長に任じ曹汝霖をして財政總長代理を兼任せしめ其他全部重任の旨公布せらる。（北京發其筋着電、一日、朝日）

▲孟恩遠復活　三月二十九日附大總統令を以て孟恩遠を吉林督軍に任じ田中玉を察哈爾都統の本任に歸任せしむる旨公布せらる。（北京發其筋着電、一日、朝日）

▲革命黨員の末路　（青島特電卅日特派員發）　南方革命派首領の委任狀を持ちたる革命黨員多數は過日來當地方に入込み軍器調達運動を試みたるも意の如くならず且一昨年とは事情を異にし彼等の活動に便ならざるを以て到底目的を達する見込なし又一昨年周村騷擾軍の首領たりし潘子明の輩は目下類りに再起の計畫を凝らせるらしき形跡あるも是亦成功覺束なし尙一二の革命黨員は衣食に窮し附近部落を掠奪し治安を害するものと認め過日來拘禁中なりしが一昨日の便船にて遙に大連に放逐したり。（一日、日日）

▲孫氏段內閣を彈劾す　（上海特電一日發）　孫洪伊は四南各主要人物に對し又打電せり其要領左の如し。

段再び政權を盜む袁世凱奸人に依りて皇帝となり今段祺瑞奸人に依りて總理となる愈々出でゝ愈々奇なり且つ聞く所に據れば段の出る實は外力を借ると或は某々國公使の勸告を受くと或は曰く某國某公使の交涉を以て馮國璋に要求すと虛心我國を計るもの其れ又何ぞ責めん然れども段衷心病狂我國民其れ何ぞ忍びん我國國體を變じて民主となりて人民を代表し主權を施行するもの唯國會あるのみ一國の根本大法は濫さして冒す可からず段は武力を以て國會を倒し約法を毀てり君主時代の簒奪と事稍々異なるも其罪均し我國年來國是の定まらざる皆腐敗官僚の跋扈と武人政權を持する爲なり此際固と專制の遺物其思想知識今日世界の進步思想と根本上絕えて相容れず故に一切新式政治は必ず之を亡ぼさんとするなり是れ既往の事跡に徵して明かなり近世文明各國新勢力が舊勢力と戰ひ勝つの例を示す今此不正當の勢力をして國法の下に降服せしむること能はずんば獨り國家發展に由なきのみならず滅亡知る可きのみ今日のこと法律上反逆を討誅するの戰爭なり戰ひ勝ちて國家の運命を助く可きあり苟くも勝たずんば我國民は寧ろ國家に殉じて死す可し正義亡びずば尙ほ必ず又伸ぶるの日あらなり最後の勝利は正に義軍に屬す段は國法の許す可からざる身を以て日暮れ道遠く倒行逆施し反軍を挾み又外力を借りて己を快くせんとし甘んじて國家を印度朝鮮と均しくせんとして顧みず吾人一度び思へば今後の國家將に何の形を爲さんとするか誓つて逆徒と共に天を俱に戴く可からず一息尙ほ義の爲めに存す諸公護法國を守る余に百倍す尙ほ能く餘勇を鼓りて反逆を除かれたし云々。（二日、時事）

▲梁氏入閣未定事情　（北京特電三十日發）　梁士詒氏は本日天津より入京せるが氏は某昵懇者に其意中を語つて曰く段總理は頻に財政總長として入閣せん事を慫慂すれども段氏が南北妥協の誠意を有する保證を與ふるに非ざれば斷じて入閣せず自分は現に日支兩國の經濟的提携に就き盡力しつゝあり即ち日本の十七銀行より成る對支投資團に對し支那に於ても中國、交通、鹽業、殖邊其他有力なる支那銀行のシンヂケートを組織し日本財團との提觸に便ならしめん事を計策中なるが今後も野に在りて財界に貢獻せんことを欲すと。（二日、時事）

▲總統府顧問　（南京特電三十一日發）　總統府顧問段日昇氏は南北講和進行問題を李督軍と協議の爲め來寧せり。（二日、時事）

▲李純二心無し　李純は、曹錕張懐芝に宛て三月二十三日附を以て大要左の如き意味の電報を發送したる趣なり。

團體を結合し元首を擁護し和衷協同して統一を計るは國を救ふの要義なり主戰和議共に予の私見にあらず既に一致に歸せり何ぞ二心あらんや予は誠誠を捧げて兩兄に附隨して同心協力共に進行すべし

猶右電報は中央及各省督軍にも通電せる趣なり。（二日、朝日）

▲張に吳軍援助命令　（三十一日北京特派員發）參陸辦公處に湖北督軍王占元及び吳光新等より雲南軍三路に岐れて宜昌及び武漢を窺はんとするの急報に接し奉天督軍張作霖に即日軍隊を增派して吳光新を援助すべきを命ぜり。（二日、朝日）

▲張軍平江を占領す　（漢口特電一日發）張敬堯軍二十三日平江を占領し吳光新の軍二十七日常德占領吳佩孚の軍二十八日湘潭を占領す。（二日、時事）

▲財政次長更迭　財政次長陳錦昌の病氣辭職を許可し吳鼎昌を財政次長に任命する旨三十一日附大總統令を以て發布せられたり。（北京發一日某筋着電、三日、時事）

▲張秘書長請暇許可　（二日北京特派員發）徐樹錚を排斥せりと傳へらるゝ新國務院祕書長張志譚の辭意固きを以て休暇を許し法制局長方樞をして代理せしむるに決定せり。（三日、朝日）

▲張敬堯辭任　（二日漢口特派員發）湖南督軍張敬堯は軍事多忙の故を以て湖南省長の任を辭し北軍總執法處長殷鴻壽を推薦したり。（三日、朝日）

▲岳州戰禍賑恤令　（一日北京特派員發）岳州の戰禍に依る罹災民に對し四萬元を出して賑恤すべき旨大總統令出でたり。（三日、朝日）

▲曹王湖南兵招撫　（一日北京特派員發）曹錕王占元は湖南兵を招撫するに決し若し之に應ぜざるものは討伐すべしと。（三日、朝日）

▲平江にも掠奪行はる　（漢口特電一日發）平江縣にては二十日南軍退却し多少掠奪行はれたり翌日張敬堯の兵及び第十一師の兵入城し殆ど一軒も殘らず掠奪し西班牙の宣教師は重傷を負ひ英國婦人は指環及時計を奪はる慘狀言語に絶す。（三日、時事）

▲成都又復不穩　（一日特電一日特派員發）熊克武氏部下の各軍は熊克武氏の成都到着を待ちて軍費を要求せるも充分給與されざる爲め武力にて軍費を得んとするものあるに至り成都は又復不穩となれり。（三日、日日）

▲山東土匪猖獗　（北京特電一日特派員發）山東省内の土匪軍は日々猖獗を極むるを以て中央政府は奉天軍及山東軍に對し共同討伐の訓令を發したり目下山東省内の土匪頭目及其部下は前定武軍營長たりし史殿臣の部下二千餘名范玉林の部下七千名干三黑の部下六千名郭安の部下二千名顧得林の部下二千名等にして各自新式武器を携帶し各縣を荒し史殿臣の如きは其所屬部下を定武軍と稱し他を護法軍と唱へ居れり。（三日、日日）

▲西南正式國會準備　（二日北京特派員發）西南の正式國會開會の準備は進行中にして現に廣東に集まる國會議員の數は百七十八名に達すといふ孫文は廣三鐵道（廣東より三水に至る）の收入を以て國會の用に充つべしと。（三日、朝日）

▲日本國民に愬ふ　（二十九日雲南特派員發）雲南督軍唐繼堯は日本政府の援段主義に對し西南を代表して日本國民に愬へて左の如く語れり。

日本政府が支那の歐洲參戰を名として段祺瑞に借款を融通し武器を供給せる事は益々支那國内の分裂を助長し統一を妨ぐるものにして支那國民の苦痛は名狀すべからず然も西南の兵を戰めざるは一に日支兩國の提携に障害あらん事を思へばなり段祺瑞が私の勢力を造り其野心を遂行せんが爲には國憲を蹂躙し民國を破壞して顧みざる事は貴國上下の克く知れる所なり日本政府が別に段に對し援助を與ふるが如きは愈支那をして苦痛の大なるを感ぜしむるものなり此意味よりして支那國民は日本政府が飽く迄此戰の行動に依り東洋永遠の平和を保障するの責に任すべき立場を考慮されん事を求む云々。（三日、朝日）

▲南軍討伐案通過　（北京特電二日發）本日の國務會議は南方討伐總司令を決すると共に參陸辦公所計畫に係る左の如き討伐案を通過せるを以て政府は直に出征各軍司令官に夫れ〴〵電令せり。

第一湖南省には現に衡山に集中しつゝある張敬堯の率ゆる山東軍は先づ衡州に退却せる南軍を攻撃し又江西軍大擧（江西省）方面に向ふ山東軍と力を

合せ漸次に南軍を廣東廣西方面へ驅逐すると同時に第二、四川省に對しては新疆督軍陳樹藩軍は現に四川省皓元にあり劉存厚の軍を合せ雲南軍を壓迫して四川省を恢復せんとするもの、如し。（四日、時事）

▲曹錕妥協主張　（二日漢口特派員發）北京政府は今回衡山縣方面に集合中なる南軍を更に擊退すべく曹錕に電命したるも曹錕は長沙以南に兵を進むるは却て湖南人民の反抗を招くの慮あれば長沙恢復の機會に乘じ南方に妥協交涉を試むべく主張せり。（四日、朝日）

▲孫文兩廣に電諭　（二日上海特派員發）孫文は當地兩廣各省公民調和會に對し打電して曰く。

諸君公民たるものか異國人に事を計るは何事ぞ尙ほ干涉を招くに至らば誰れか其咎に任ずべき此度義軍法を護り逆を討つ事ら民國存亡問題に屬し絕えて藥派權力の爭ひと云ふべきなし何ぞ調和と云はんや義軍の目的は約法の効力を恢復し國會の非法解散を取消さしめ國會を擁護し主權を行使せしむるにあり早くより全國に布告し苟くも和平の手段にて此目的を達せば國內兵亂を致さず是れ最も義軍の望む所なり非法の政府極めて違憲行爲を重ね僞國會組織法僞兩院選擧法を公布し賣國借款（軍器借款）を爲し國人を斬殺せんとし叛逆督軍跳梁し各自由行動を取り調冲張作霖等權力を弄ぶ試に諸君に問ふ何を以て調和せんとするか非法政府の違憲行爲を取消し得るや否や違法何ぞ叛徒を制裁し得べき非法解散の國會を恢復し得べきか凡そ是等のものたる恰も蠶瘟の如く之を割けば生き之を割かざれば死す若し割くを怖れて此蠶瘟を養へば何ぞ國家の生存一期せん唯諸君之を謀れと。

（四日、朝日）

▲支那救濟の途　（上海特電二日特派員發）江蘇省鎭城の宣教師ヒューホワイト氏は本日の上海マーキュリーに投書して曰く。

袁世凱と等しく段祺瑞、馮國璋氏等は獨逸の勢力が支那の西北國境より侵入する時獨逸に服從するの性格を有し居るは其專制的政治振りにて明白なり今日支那はストロング・マンを要すといふも右はカイゼルの如きものを要するにあらずロイド・ジョージ若くはウッドロー・ウヰルソン氏等の如きストロング・マンを要するなり今支那に於て民黨の勢力大なるに際し支那の專制的軍人派を引出し之を援助せんとするは世界正義の敵なり支那及世界は決して支那を專制政治家の犧牲に供して平和を得せしめんことを希望するものに非ず。

と此論文は頗る世人の注意を喚起す。（四日、日日）

▲曹錕長沙に向ふ　（三日漢口特派員發）兩湖宣撫使曹錕は岳州長沙の戰後狀況視察及居留民慰撫の爲三日出發軍艦にて長沙に向ふ。（四日、朝日）

▲張敬堯長沙着　（二日漢口特派員發）長沙來電、湖南督軍張敬堯は三十一日長沙に着したり。（四日、朝日）

▲西南は段氏を認めず　（上海特電四日發）廣東通信局來信に曰く護法各省の主要人物及び廣東の官憲は段祺瑞の總理再任を以て北京が西南に對する新なる挑戰にして更に時局を紛糾せしめんとするの行動と認め國會を非法に解散せるより北京の政府は西南護法各省にて否認し居れり但し舊約法に據れば國務員は國會承認を經て總統の任命するの規定あるが總統は國會を有せず單に反逆を犯せる督軍團の彼に指圖せるが儘に任命せるその爲め今の國務員は違法の國務員たるを示して餘りあるなりと。（五日、時事）

▲唯國會恢復あるのみ　（上海特電四日特派員發）梁士詒氏は連日、徐世昌、馮國璋、段祺瑞氏等と會見し南北時局解決には國會問題を決定するにありとなし新國會の事實上成立困難なる故を以て條件附にて舊國會を恢復すべしとの議論に傾き居れるも一部段派は尙之を承諾する模樣なしと。

（上海特電四日特派員發）唐繼堯氏は李純氏に打電し時局解決策は唯舊國會を恢復するの外途なしと述べたり。（五日、日日）

▲段氏の孟督籠絡　（吉林特電三日特派員發）督軍孟恩遠氏は昨年張勳氏が復辟を企てし時之に加擔せし廉を以て革職され其後任も田中玉氏に定まりたるも孟督軍は之に服せず遂に吉林獨立の旗擧をなしたるが北京政府は孟督軍を慰撫し孟督軍も恭順の意を表し且恰も東淸鐵道沿線警備問題起り孟督軍は全力を擧げて之に當りしより其功勞を北京政府に認められ今回改めて吉林督軍たる事を命ぜられし爲最も革職當時其留任を中央に電請したる吉林各界代表者及部下軍人等大に喜び督軍公署に來り祝賀の意を表したるが督軍も亦二日間に亘り文武官及各界の人々を督軍公署に招待し感謝の意を表し盛

人なる歓宴を開きたり之に關し或者は段祺瑞氏が總理就任早々邊疆の雄たる孟督軍を自己の味方とすべき手段を取りしは成功の一なりと傳へつゝあり。（五日、日日）

▲徐樹錚氏嫌はる（北京特電三日特派員發）徐樹錚氏は三日朝入京段祺瑞氏と面會せり。

（北京特電三日特派員發）三日朝入京せる徐樹錚氏の行動は各方面の注目を惹きつゝあるが昨今段派の一部は徐氏の遣り口に就き不平を有しつゝありて參戰督辦處參謀處長蕭電騰、國務院秘書長張志譚氏等は徐氏の方針に對し絶對に反對にはあらざるも氏の陰險なる手段を弄するを喜ばざる爲病に託して政務を執らず張氏の如き早くも辭意を漏して登院せず徐氏に對する惡感漸く熾烈となれるを以て段總理は三日午前六時半密に徐氏を私邸に招き相互間の和解策並に南北妥協問題等に就き密談を凝らせり。（五日、日日）

▲徐氏急遽退京す（北京電報四日特派員發）三日午前單身入京せる徐樹錚氏は段總理、徐世昌氏等と何事か密議し即日午後七時半急遽將校六名下士卒八名の護衛兵を連れ特別列車にて天津に向け退京せり。（五日、日日）

▲段内閣の作戰（上海特電四日特派員發）段内閣は張懷芝軍第二路の兵をして江西省より南雄韶州に出でしめ龍濟光氏の兵と策應し湖南にては守勢を取り廣東を破りたる後南軍をして根據を失はしめ更に兵を止むるの命令を出し和國會の選舉を行はしむべき作戰に決定せりと。（五日、日日）

▲湖南追擊命令（三日北京特派員發）參陸辦公處は前敵司令に對し湖南軍追擊命令を發せり。（五日、朝日）

▲張氏湖南督軍就務（四日北京特派員發）湖南督軍張敬堯は就職し長沙の秩序を維持しつゝある旨報じ來れり。（五日、朝日）

▲新任海軍總司令來寧（南京特電三日發）新任海軍總司令藍建樞氏本日來寧し李督軍を訪問し長江沿岸の防備に關し意見を交換の上明日上海に赴任すべしと。（五日、時事）

▲曹錕長沙行延期（三日漢口特派員發）曹錕は三日長沙に赴く筈なりしも實弟曹銳二日重要使命を帶びて來漢し深更迄會議し其の結果にや遽に長沙行を一二日延期せり。（五日、朝日）

▲北軍醴陵占領（三日北京特派員發）湖南討伐第二路軍は二十九日醴陵を占領し南軍は攸縣方面に退却せり張鎭芝は二日竟州より萍鄉に赴きたり。（五日、朝日）

▲安武軍進擊す（漢口特電三日發）張懷芝は未だ湖南に入らざるも山東第一師は既に劉陽より醴陵に向ひ安武軍は醴陵より進擊中なり。（五日、時事）

▲馮玉祥公安に屯せん（漢口特電三日發）馮玉祥は曹錕並に王占元の壓力に依り政府の許可を得ず沙市の南、石首、公安一帶に兵を屯することとなり政府の命令と輸送費十萬元の着するを待てり武穴の人民は安徽兵との戰爭を恐れ寧ろ彼の撤退を希望し居れり。（五日、時事）

▲陸榮廷氏龍に挑戰（三日北京特派員發）陸榮廷は鄂林に到り親しく軍を指揮して龍軍と決戰せんとし反抗の旨を示し龍軍の家族を捕縛しつゝありとの報あり。（五日、朝日）

▲雲南軍福州に到る（二日北京特派員發）湖北督軍王占元は雲南軍の先鋒既に福州に到れるを聞き且吳光新に宜昌を王汝賢に沙市を饒らしめ隊樹攝、劉存厚に軍需品を供給して各成都重慶を固守せしめ以て雲南軍の前進を牽制すべしと。（五日、朝日）

▲李厚基と福建防備（二日北京特派員發）福建督軍李厚基は龍濟光困迫して情勢坐視する能はず自ら前線に出で兵を督し防備に任ぜんとする報告せり參陸辦公處は之に對し出兵準備を命じ目敵進行し來らば進んで汕頭潮州を取るべしと命じたり。（五日、朝日）

▲土匪東平縣城占領（三日濟南特派員發）山東省東平縣城は又復土匪の爲め占領されたるが初め一部隊は演習より派遣されたる官兵なりと稱し機關銃隊及び砲數門を携帶し城内に入り次で二千餘名の匪勢闖入し雜なく全城を占領せるが縣知事を初め巡警は逃亡せり該匪隊は直に布告を出し自ら山東護國軍と稱し勢ひ旺盛にて濟寧より討伐に向ひたる官軍は反て敗走せり尙江蘇省の境なる嶧縣城も有力なる土匪に包圍され危急に迫りつゝあり依つて張山東代理督軍は剿匪の爲め直隸省より應援軍の急派を北京政府に要請せり（五日、朝日）

▲廣東進擊命令　（北京特電四日特派員發）四日午前十時國務院會議を開き廣東討伐並に四川省境方面の防備につき協議せるが目下南北調停云々の說あるも政府は依然積極的態度を取り時局の解決を計らんとするにありと。（北京特電四日特派員發）四日の國務院會議は廣東討伐問題を決議し其結果前敵諸將曹錕、張敬堯、張國芝、王占元氏等に對し中央政府の對征南策の內容並に各路の軍隊を大庾縣に集め軍を整へて廣東城內に進軍し廣東の鎭壓を計るべしとの秘密電報を發せり。（六日、日日）

▲段氏國務會議に諮問　（五日北京特派員發）段總理は國務會議に左の諮問書を差出し日を限って答へん事を希望せりと。

（一）北洋軍人武力討伐を主張するも其方法如何（二）長江督軍等の意見之に一致せざる時取るべき方法如何（三）南軍報復せんとする時は之を心服せしむるの方法如何（四）內亂止まずして外寇逼迫し來らば之に處するの途如何

（六日、朝日）

▲時局解決を討論　（上海特電五日發）南京來電に曰く各省々議會代表會議は直に南京に於て開會し時局解決方法を討論す可く吉林、山東、湖南、廣西、浙江各省代表上海より南京に來り既に代表を擧げたる甘肅、四川の二省並に該會議に贊成せる諸省に打電して速かに代表を送り右討論に出席す可く通告せり。（六日、時事）

▲徐斬の權力爭ひ解決す　（北京特電五日發）段總理は徐樹錚に對し南北統一後更に外敵に備らざる可からざるの際北洋派內訌の不和を慨に既き南方の討伐に關しては徐樹錚の言を尊重すべき旨言明せるを以て徐も斬雲鵬張子探彈劾案を撤回し改めて斬雲鵬とも會見し意志疏通せるを以て徐は昨夜再び天津に歸り茲に反對派が段內閣瓦解北洋派分裂の端緒なりとせる徐樹錚對斬雲鵬張子探の權力爭ひも段總理の斡旋に依り無事解決せり。（六日、時事）

▲徐樹錚湖北急行　（四日北京特派員發）徐樹錚は段總理の命を奉じて軍糧城と襄州にある奉天軍より一混成旅を編成して湖北に急行すべしと是れ或は雲貴軍の先鋒既に巴東縣に來りたれば宜昌救護の爲めならんと。

（六日、朝日）

▲衡山縣總攻擊　（四日漢口特派員發）湖南督軍張敬堯は段總理の命令に依り更に衡山縣の總攻擊を行ふべく既に二日夜行動を開始せり。

（六日、朝日）

▲南軍長沙恢復を策す　（四日漢口特派員發）南軍總司令譚浩明は目下衡山縣にありて敗兵を收容し既に三萬の兵力を有せり其の他各方面に退却せる各司令中湖南軍の趙恆惕は三個團隊を率ゐて湘潭及林修梅は二千を率ゐて攸縣に劉建藩は三千を率ゐて實慶にあり又廣西軍の馬濟も湘譚に、章榮昌龍裕光等は衡州にあり孰れも敗兵を蒐集し廣西より援兵の來るを待ち更に總攻擊來して長沙恢復を圖る筈也。（六日、朝日）

▲奉天軍宜昌へ溯江　（北京特電五日發）四日の國務會議は徐樹錚氏の意見を容れ取敢ず漢洲軍根城に分駐せる奉天軍を以て混成一箇旅團を編成し宜昌方面の防備の爲め同地方に進軍せしむることに略決せるが之と同時に江蘇督軍李純氏は奉天軍の進軍に異論なき旨を通告し來れるを以て奉天軍は江蘇軍と衝突するが如きことなく滬口を經て宜昌へ向け溯江し得ることゝなれり。（六日、時事）

▲雲貴軍宜昌に迫る　（四日漢口特派員發）雲貴軍三軍を下り其先鋒は既に湖北省巴東縣に着し夥に宜昌を衝かんとし宜昌守備の第四旅長朱廷獻は急電を以て曹錕王占元に援兵を乞ひ來れり王占元は馮玉祥の引率せる第十六混成旅を宜昌に移さんとし馮玉祥と協議中なるも馮の部下之を肯ぜず容易に出發の模樣なし。（六日、朝日）

▲南軍武器缺乏　（漢口特電五日特派員發）長沙陷落瞬に曰く第三師團長吳佩孚氏の兵は紀律あるも數日前に來沙せし第七師團の兵は然らず城外に於て掠奪をなし居れり南軍總司令譚浩明氏以下は永州に集中し程潛氏は衡州に在り南軍は武器の缺乏甚だしと。（六日、日日）

▲劉氏軍器要求　（四日北京特派員發）劉存厚は小銃彈四百萬發、砲彈四十發、軍費五十萬元を要求し來れり。（六日、朝日）

▲山東土匪討伐　（北京特電四日特派員發）中央政府は山東の土匪蜂起を極むるより被害隣省に及ばんことを恐れ山東、河南、直隸三省に討伐隊五大隊を編制し各要地の守備をなすべきことを命令せり。（六日、日日）

▲西安中穩に歸す　西安三月二十七日附通信に依れば豫て西安城を亂

團ト居たる獨立軍は全部北方に退却し城内外の聯絡成り目下同地並に咸陽一帶地方は平穩に歸し郵便電信ともに平時の如く開通したる趣なり。
（衆所着電）

▲敗將極刑　（北京特電四日特派員發）第三師團長吳佩孚氏の報告に依れば南軍總司令譚浩明氏は湖南軍總司令程潛、廣東第一混成旅團長馬濟兩氏が粵州の守備を完うせざりし罪を咎め死刑に處し尚ほ廣西第一師團長陸榮光氏を捕へて廣西に送りたりと。（六日、日日）

▲楊士琦氏入京　（北京特電四日特派員發）楊士琦氏は四日午前十一時入京せるが南北調停問題の件に就き梁士詒氏と打合せの爲なりと。
（六日、日日）

▲許蘭州天津着　（四日天津特派員發）奉天軍總司令許蘭州は奉天より四日午後四時半天津に着せり。（六日、朝日）

▲曹錕に贈勳　（四日北京特派員發）曹錕に勳一位一等嘉禾章吳佩孚同上勳三位二等嘉禾章を授けたり。（六日、朝日）

▲段閣討南方針　（五日北京特派員發）段内閣は江西及び福建より廣東を討伐するの計畫を樹て居れる由にて湖南を討伐し盡く一方廣東を懲さんとす而して四川は之を後廻しとして持久策を執らんとするもの、如しと。
（七日、朝日）

▲福建南方警戒命令　（五日北京特派員發）北京政府は五日海軍總司令鍾建楨に對し軍艦三隻を出し福建南方の警戒を命ぜり。（七日、朝日）

▲徹底的討伐實行　（奉天特電六日發）奉天軍混成第四旅三千二百五十名は五日夜當地發北京に歸じて京漢線にて漢口に向へり是れ張作霖氏徐樹氏等の南方に對して徹底的討伐を實行せんとする計畫の一部にして張氏は之が爲には全力を盡くす可しと。（七日、時事）

▲倪嗣冲の上京を許さず　（南京特電五日發）倪嗣冲氏は至急上京せんことを請ひたるも中央政府は安徽省内未だ土匪平定せざるを以て防務意る勿れ若し倪の上京に依り議會の成功す可き爲め未だ許可を與へずと。
（七日、時事）

▲倪嗣冲氏上京　（北京特電六日特派員發）安徽督軍倪嗣冲氏は緊急軍件面陳の爲五日蚌埠發上京すべき旨國務院宛打電し來れり。
（上海特電七日特派員發）倪嗣冲氏は五日濟南に到り六日午後四時天津に向ひ夜北京に赴けりと。（八日、日日）

▲天津南北調和委員　（六日天津特派員發）天津商務總會は五日役員會を開き來るべき全國商務總會組織の南北調和會議に出席の爲め楊曉林以下二名の委員を選擧したり。（八日、朝日）

▲商務總會聯合會　（六日北京特派員發）四月八日天津に於て開くべき商務總會聯合會は遠方よりの來會者少なく依つて同會にて議すべき南北妥協に就き如何程の効果を得べきかを疑はれつゝあり。（八日、朝日）

▲孫文を假總統とせよ　（上海特電六日發）四川省々議會は今日の如く無政府にて何等國利民福を顧みる政府なきを歎息し法の尊重す可きを說き南方各省の一致して孫文をして暫らく大總統の職權を代行せしめ舊國會を召集して民國二年に定めし天壇憲法草案を議決し之を公布し南方政府の權力到達するの地方に於て之を行ひ一步一步其區域を擴張し漸次に全國に及ぼし人民をして憲法の保護を受くるの利益を得さしめざる可からずと主張せりと。
（八日、時事）

▲新國會を北京に召集　（六日奉天特派員發）中央政府は近く新國會を北京に召集する筈なれば舊國會議員の旅京國會に赴く者を引留むべく議督軍に訓電を發し來れり。（八日、朝日）

▲岑春煊の辯明を求む　（上海特電六日發）岑春煊の意見として南北調和は誠意を以て爲すの要あり國會問題は絶對に舊國會を恢復するを主張するものに非すとの意味の通信北京の新聞紙に現はれしに就き當地民國日報は岑春煊氏が在上海國會議員が曾て章炳麟氏の電報中に同樣のことを記載しありし際に詰問せるに對し舊國會恢復の一節は斷じて異議なしと固く辯明せることありし事實を引用し岑春煊の決して食言せざるを信すると共に岑春煊が此際其誤謬なるを辯明せんことを求めたり。（八日、時事）

▲徐氏漢口に出征せん　（上海特電六日發）徐樹錚は軍糧城、漯州の各部にて一混成旅團編制の上親しく漢口に赴き天津の督軍代表のことは許國州に一任すとの報あり。（八日、時事）

▲奉天軍南下　（天津特電七日特派員發）六日夜奉天軍混成旅團第一第二團步兵九營約三千五百機關銃五門臨時列車四回にて天津着豐臺を經て河南

衡陽に向へり。（八日、日日）

▲曹錕敗兵一師徴集　（六日漢口特派員發）曹錕は湖南敗兵招撫の爲め前湖南旅長朱澤黄を派し長沙に於て之を招撫せしめつゝありしに既に銃器を携帶せる敗兵約一個師を徴集し得たる旨報告に接せり。（八日、朝日）

▲宜昌西方の戰鬪　（北京特電六日發）湖北省巴東に於ける袁天才部下の湖北獨立軍は顧品珍の率ゐる雲貴軍の應援を得て吳光新の守備せる宜昌に向け進撃を開始せるが北軍は旅團長朱慶瀾の率ゐる一隊をして之を迎へ討たしめたる結果南北兩軍は既に四日午後より宜昌の西方に於て戰鬪を開始せりとの報あり。（八日、時事）

▲宜昌に援兵到着　（漢口特電五日發）四川軍防備の爲め武昌及び沙市より宜昌に着せる援兵は既に五千に達せり沙市には僅の兵殘留せり。（八日、時事）

▲馮玉祥宜昌救援を拒む　（六日漢口特派員發）宜昌危急の爲め曹錕は馮玉祥に宜昌急行を命じたるも馮は南軍と開戰するものなれば應じ難しと拒絶せり。（八日、朝日）

▲貴州軍重慶を發す　（六日北京特派員發）四日重慶發、貴州軍千五百は既に重慶を出發し目下重慶にある七千の雲南兵は數日内に出發すべしと（八日、朝日）

▲援岳軍重慶を發す　（六日重慶特派員發）援岳軍第二路總司令官葉基は自ら一個營半を率ゐ何海清旅長と共に民船百八十隻に分乘し七日重慶出發に決定せり。（八日、朝日）

▲援岳軍の輸送　（重慶特電五日特派員發）雲南督軍唐繼堯氏は援岳軍輸送の便宜を圖る爲重慶に兵站總司令部を置き兵站總監には援岳第一路總司令官復生氏をして之を兼務せしめ貴州の松鉄場（松鉄川の沿岸）に兵站部を置き雲南老鴉灘に支部を設け軍隊の輸送を圖りつゝあり。（七日、日日）

▲南軍の主力は衡州　（六日北京特派員發）南軍の主力は衡州にありて一部は萍鄕方面にあり北軍第三師は一日迄に湘潭株州を占領せり第七師は三日より萍鄕に進軍しつゝあり張懐芝の四混成旅は既に醴陵に至り攸縣に向ひ進みつゝあり直隷第一、第二、第三混成旅は湘潭にあり。（八日、朝日）

▲陸氏湖南軍務綜攬　（上海特電六日發）陸榮廷氏は佘州に赴き湖南の軍務を綜攬す可しと云ふ。（八日、時事）

▲岳州奪還の準備　（上海特電六日發）廣東通信局來電に曰く湖南にある西南聯合軍總司令譚浩明氏は三月二十七日再び岳州を攻撃す可く準備を命令せりと。（八日、時事）

▲廣東に迫らんとす　（上海特電七日發）北京政府は先づ第二路張懐芝氏の軍、陳光遠氏及び李厚基氏の軍隊を以て廣東に迫ること並に海軍總司令蘆建楓氏に福建に行くを命じ李厚基氏の軍を掩護するに決定せり左れど一方南方に對し折衝を尚ほ進め王芝祥氏をして之に當らしめ居れりと。（八日、時事）

▲龍濟光軍を總攻撃　（北京特電六日發）北軍が湖北より廣東省境に迫らんとするを見、廣東廣西軍は先づ雷州半島の龍濟光軍を驅逐することに決せるが如く昨日北京政府宛龍濟光の電報に依れば陸榮廷、陳炳焜以下兩廣軍幹部は肇慶會議の結果二個師團の兵を增派して龍濟光軍に對し總攻撃を期せるものゝ如しとあり右に鑑き此の程上京せる潮梅鎭守使兼廣東軍總辦莫擊于等と龍濟光救濟方法に就き協議中なりしが福建軍及び莫鎭守使部下の軍をして廣東を脅かし廣東軍の龍濟光攻撃を牽制することに略決定せり。（八日、時事）

▲龍軍の部下に勸告　（上海特電六日發）陸榮廷、陳炳銀、譚浩明、莫榮新氏等は連名にて龍濟光氏の部下に對し廣東、廣西の現政府を擁護する様勸告書を發せり。（八日、時事）

▲廣西軍陽江奪回　（北京特電七日特派員發）香港來電に曰く廣西軍は陽江の龍濟光軍を破り同地を恢復し龍軍は儒洞に退却せりと。（八日、日日）

▲莫擊宇總統に謁見　（七日北京特派員發）潮州鎭守使莫擊于は四日上京したるが六日馮總統に謁見せり上京の用向は廣東の現狀を述べて龍濟光の救援を請ひ軍備を要求するに在りと。（八日、朝日）

▲國會記念日祝賀問題　（上海特電六日發）當地の支那紙は頻りに來る八日の國會記念日を國祭日として祝賀するに就き舊國會既に解散せられて舊國會を恢復せんとして尚ほ之を得ず所謂新國會召集されて成らず今日は國

より國會成立し居らず然も內務部は例に依り此國會成立記念日を祝賀すべく通電せり是れ即ち如何にするも此正式國會の成立を否認し能はざるを示すものなりとて現在無國會の狀態に憤慨し居れり。（八日、時事）

▲調和は不可能なり　（北京特電七日發）江蘇督軍李純は北方が積極的討伐續行と決せる爲め調停は到底不可能と見たるならん昨日馮大總統に電報して曰く余南北調停を擔任して以來受くる譏の苦痛名狀す可からず今後南北和議に關しては毫も關係せず唯だ中央政府の命令に服從し天職を盡さんと（九日、時事）

▲北方和議の誠意なし　（北京特電七日發）英榮新陳炳堃は陸榮廷とも評議の結果各省に電報して曰く。

一、馮大總統が新に大總統命令を出だし國會解散臨時參議院召集の命令を取り消今後約法を遵奉し正式根本の制定を遂行するまでは北方に和議の誠意なきものと認む二、先づ舊國會回復を宣言するまでは和議の交渉に應ぜずと。（九日、時事）

▲調停運動は中止　（北京特電八日發）倪嗣冲、梁士詒の兩氏會見の顚末は倪嗣冲氏の對南意見頗る強硬にして到底妥協の餘地なき爲め梁氏も調停を開始するに至らず爰に各方面より期待せられたる梁士詒氏の南北調停運動は未だ交渉に至らずして中止するの已むなきに至れり。（九日、時事）

▲各省非妥協非討伐贊成　（七日北京特派員發）段總理が最に對南意見として西南を除き各省に向ひ湖南を平定して後福建の防衛上廣東を壓迫し四川に對して防備を施し一方南方より屈從し來らば何時にても之れに應じて南方を許すべしといふ非妥協、非討伐主義に對し既に各省全部之に贊成し來れり。（九日、朝日）

▲倪督入京の用向　（北京特電七日特派員發）倪嗣冲氏今回の上京の目的は段祺瑞派の活動を阻害する馮總統派の再擧を未然に防遏する爲め徐樹錚氏を蘇皖沂魯剿匪督辦に任命し奉天軍を率ゐて安徽省滁州に駐屯せしめ同地に於て白寶山、張文生氏軍に備へしむる爲なりと。（九日、日日）

▲倪氏段總理に勸告　（北京特電八日發）倪嗣冲氏は天津に於て徐樹錚氏と打合せの結果昨日護衛兵を從へ入京し直に段總理と一見し（重一）對南方策としては積極的討伐を續行すること、（第二）中央政府を一層鞏固にせんが爲め內閣の一部改造を行はんことを勸告し取敢ず京奉滬寧鐵道沿線にある奉天軍六箇混成旅團の一半を宜昌に輸送して四川に侵入せしめんことを主張せり倪氏の入京と共に徐樹錚氏の率ゐる奉天軍は早くも南下の運動を開始し昨夜までに豐臺に到達せるもの四列車百十二輛に達し正に漢口に向ひ長江を遡り宜昌に向ふ準備を爲せり。（九日、時事）

▲徐氏督軍の地位を狙ふ　（天津特電七日發）徐樹錚は段內閣の復活の功勞に依り中央政府に要位を得可く期待せしも自己に對する同情案外に薄く事志と違ひしより寧ろ將來を思ひ武力を得るに如かずと爲し直隸督軍の地位を狙ひ專ら運動中なり曹錕の弟直隸省長代理曹錟之が爲め密使を漢口に送りて曹錕の注意を促し警戒中なり。（九日、時事）

▲北軍廣東を攻めん　（上海特電八日發）北京よりの報道に據れば北軍は大浦松口黃岡の三方面より廣東を要擊す可く決定したりと又一方廣東方面にては陸榮廷李烈鈞と協議の上龍濟光が援兵を得るに先立ち之を進み攻むる策を立て東は洋湖より西は廣西省より高州を包圍攻擊するに決し廣東は既に四月二日洋湖より莞白に向ひ出發し廣西軍は四月一日信宜より茂名に向ひ出發せりと別報に據れば雲南廣西廣東の聯合軍は二三日內に龍濟光の軍に對し總攻擊を爲し一週間內に完全に勝利を得可しとあり。（九日、時事）

▲南下せる奉天軍　（七日天津特派員發）六日夜深更より七日拂曉に亙り奉天軍の當地通過當臺、信陽、漢口等に向へるもの左の如し。

奉天暫編陸軍第一混成旅、第二聯隊本部及第二大隊にして機關銃隊第二聯隊長劉德山以下凡九百名、軍馬六頭、機關銃四門其他糧食炊事道具等貨車十一輛に積載し六日午後十一時五十分天津に着七日午前漢口に向へり同第二聯隊第一大隊長以下將校下士卒六百名、砲兵一個中隊、軍馬十六頭、山砲二門其他軍需品を貨車五輛に積載せるもの七日午前一時十五分着同二時四十五分宮臺に向へり同第二聯隊第三大隊機關銃隊一個中隊第三大隊長以下百五十名軍馬二頭、貨車五輛を連結せるもの七日午前三時二十五分着同三時四十分信陽に向へり第一混成旅團長張鄒芬の第一第二大隊長以下六百名軍馬十頭、小銃三百箱其他被服を貨車五輛に積載せるもの漢口に向へり。（九日、〃）

▲注目すべき重慶　（北京特電九日特派員發）譚浩明氏

氏は重大なる使命を帶びて重慶に來り貴州畢節縣に向はんとしたるに雲南督軍唐繼堯氏より直に其地に赴くにより待合はされたしと電報し來れり目下重慶には江蘇督軍李純氏の代表第十九師團長劉之傑氏、孫文氏の代表章炳麟氏及黎天才王天樹兩氏の代表等何れも唐繼堯氏を待ちつゝあり同地は南方軍の策源地たるは勿論將來大本營たるに至るべしと。（九日、日日）

▲譚氏湘南に向ふ　（上海特電八日特派員發）譚延闓氏は七日當地發湘南に向へり但海路廣東より湘南に入る豫定なりと。（九日、日日）

▲援岳司令下江　（重慶特電六日特派員發）援岳第二路總司令葉荃氏は六日朝雨を冒して下江せり。（九日、日日）

▲段總理の訓令　（八日北京特派員發）段總理は全國に對し人民を苦しめ或事外人の生命財產を保護し長江の航路を保全すべき旨訓示を出したりと。（十日、朝日）

▲倪段商議內容　（八日北京特派員發）倪嗣沖は七日午後四時段祺瑞を訪へり商議の內容として傳へらるゝは、

一、四省に對しては絕對に和を請はず奉天軍の三個混成旅團を宜昌より四川に至らしめ更に一の三個混成旅團を廣東廣西に進入せしむること。

二、三閣員を更迭せしむること。

三、長江督軍問題。

の三項なり而して段總理は一に就ては全然贊同し二に就ては躊躇し三に就ては意見を表示せずといふ。（十日、朝日）

▲北京政府の態度を問ふ　（上海特電九日發）岑春煊は馮總統に對し梁士詒の北京に入り和議を主持せるに對し總統府及び國務院は如何の態度を示せるかを問合せたりと云ふ。（十日、時事）

▲五千の兵南下　（八日北京特派員發）徐樹錚は段總理の命を奉じて四日退京するや五日奉天軍出動の命を下し奉天、瀋州、燭流鎭、軍糧城、廊坊各地の奉天軍齊しく卽日出動を開始せり七日午前既に五千の兵豐臺に到着續續京漢線にて南下しつゝあり。

▲南下する奉天軍　（八日北京特派員發）南下する奉天軍は一は信陽より漢中を經て四川に入るもの、一は漢口に至り江西に依りて廣東軍に對するものにて七日京漢線にて豐臺を出發したるは二千八百にして內六百五十は信陽に止まりて他は漢口に赴けり尙續々南下する模樣なり。

▲奉天軍引續南下　（八日奉天特派員發）奉天暫編步兵第一旅團の第一第三の兩聯隊約六百名七日午後六時天津に着し津浦線にて徐州に向へり七日客車三十輛を連結せる空列車を山海關方面に竝立てたる點より觀察するに尙後續部隊あるべし。（十日、朝日）

▲周曹雲貴軍擊退協議　（八日漢口特派員發）前四川督軍たりし周駿は今回段總理の內意を受け四川軍を招撫し雲貴軍擊退の法を取るべく五十萬元を携帶來漢目下曹と種々協議中なり。（十日、朝日）

▲倪、徐兩氏の默契　（上海特電十日發）倪嗣沖徐樹錚氏等が內務總長の更迭を望むは其目的國會の選擧にて自黨の絕對多數を得ること、總選擧に際し一切を支配し得ることに依るものにて倪氏と徐氏とは此目的を達せざれば止まずとの約束を爲し居る次第なりと云ふ。（十一日、時事）

▲倪段に討伐意見を述ぶ　（九日北京特派員發）倪嗣沖は上京して段總理と會見し長江に於ける李純等との紛紜を報告し又梁士詒の調停意見を段總理より聽取したる上更に武力討伐の意見を縷述し廣東の本據を覆す方法をも議したりと。（十一日、朝日）

▲新黨組織計畫　（十日北京特派員發）王揖唐徐樹錚と協議の結果一大政黨を組織するに決し既に內閣に對し「北洋派は須く絕對多數の政黨を組織するを要す政府は其經費として一千五百萬元を支出すべし政黨組織の便宜上より王揖唐を內務總長に任ぜよ」との要求をなせり王揖唐一派は既に安福俱樂部と云ふを設けて御用政黨の組織準備に着手せりと。（十一日、朝日）

▲支那商會大會　本月十八日より天津市に支那全國商會大會を開催し南北妥協に關する決議を爲す由なり該大會は第二回目にして其第一回は昨年上海に於いて開催し本年は漢口に開く豫定なりしが同地にては南北妥協の如き政治的運動を起すに不便なる爲め天津に變更せるものなりと。（某所着電、十一日、日日）

▲王氏北上聲明　（北京特電十日特派員發）王占元氏は從來の中立的態度を變更し中央政府の命令に從ひ北上を聲明せり。（十一日、日日）

▲張敬堯督軍事務を執る　（九日長沙特派員發）曾て長沙を恢復すれ

ば湖南督軍に任命さるべしと傳へられし張敬堯は九日より督軍兼省長の職を執る事となれり。（十一日、朝日）

▲陸榮廷氏起つ　（香港特電十日特派員發）陸榮廷氏は自ら手兵を率ゐて龍濟光氏の軍を討伐する事に決し軍兵を運送すべき命令を發し且總司令部を梧州に移轉すべき旨通告せり。（十一日、朝日）

▲龍濟光軍退却　（九日廣東特派員發）在高陽李烈鈞の報告に據れば龍濟光軍は高陽撤退後懷洞に留りたるが同地に於て林虎、饒邦、平軍の三路より激烈なる攻撃を受けて執市に退きたるが更に劉志陸軍と砲艦との砲撃を受けて又復同地を撤退するに至れり。（十一日、朝日）

▲雲南軍出動　（九日北京特派員發）重慶來電に曰く葉荃氏の率ゆる雲南軍全部七千既に民船二百隻に分乘し陸續貴州府奉節縣（四川に在り）方面に出動し黃毓成等亦二箇師團の新兵を募集しつゝあるが熊克武氏の雲貴軍と意見合すと又段總理復活後勢力を盛返せる劉存厚氏も雲貴軍下江後其虛を衝んと計畫し居る爲め雲南軍の後續部隊は進出困難なりと。（十一日、日日）

▲黎氏攻撃開始　（北京特電九日特派員發）吳光新氏は二日宜昌を發し揚子江岸に沿ひ黎天才氏攻撃運動を開始せり。（十一日、朝日）

▲吳佩孚湘潭行　（九日長春特派員發）第三師長吳佩孚は軍艦に搭乘し午後八時司令部を率ゐ湘潭に向け長沙を出發せり。（十一日、朝日）

▲吳軍未だ前進せず　（漢口特電九日特派員發）七日湘潭を發し歸來せる人の談に據れば第三師團長吳佩孚氏及其部下の兵は湘潭に在りて未だ前進せず而して南軍の一部は其南二日の行程なる花市に在るも未だ戰爭行はれず湘潭長沙の商店は皆店舖を開かずと。（十一日、日日）

▲總統選擧の形式　（北京特電十一日特派員發）倪嗣冲氏等は極力臨時參議院を國會の代りとして總統の選擧を行はしむべしと主張し居れるも馮段兩氏とも之を肯んぜず徐世昌氏反對なりと。（十二日、日日）

▲倪嗣冲の政見　（北京特電十日發）當地滯在中の安徽督軍倪嗣冲氏の政見として信ず可き筋より傳へらるゝ處に據れば倪氏は四比利亞の形勢に鑑み支那南北統一は最も緊要なりと信ずれども此際南方に對し北方が進んで講和を提議するの一事は斷じて不可なりと爲し南北統一策としては第一北方は飽まで武力によりて湖南々部をも平定すると共に四川省を完全に恢復の上は雲南、貴州、廣東、廣西を除き改正國會法に基き全國より議員を選出し此新國會によりて萬事を決す可くこが爲めには中央政府の大決心を要するを以て內閣を一層に鞏固ならしめんが爲め之を改造するの一事は自然必要なりと云ふにあり段總理は倪督軍の所謂南北統一を以て目的とする方討伐の續行には既に贊成の意を表せるも內閣改造に對しては未だ承諾せず。（十二日、時事）

▲三督軍日和見　（漢口特電十一日特派員發）江蘇督軍李純氏は湖北督軍王占元、江西督軍陳光遠兩氏と協議し三人は團結し南北に對し協調の位置に立つことに決せり。（十二日、日日）

▲南方との交涉打切　（上海特電十一日發）倪嗣冲氏の入京と共に湖南、四川、廣東同時に討伐續行と決し最早挙春煊、陸榮廷氏とも交涉せず王芝祥氏にも陸榮廷氏を訪ふに及ばず直に北京に引返すやう打電せりといふ。又倪嗣冲氏等は何處までも臨時參議院を國會の代りとして總統の選擧を爲さしむ可しとの意見を主張し居れるも馮國璋氏も段祺瑞氏も之に承服せず徐世昌氏も反對の意見なりといふ。（十二日、時事）

▲奉天軍集中す　（北京特電十一日發）徐樹錚氏の指揮の下にある奉天軍は既に津浦鐵道沿線にありては靜海及び獨流鎭に混成旅團、韓莊、南餘州に各一混成旅團、京漢鐵道にありては信陽、孝感に各一混成旅團及京浦鐵道軍徐城、豐臺に分駐するものを合して一混成旅團總計六箇混成旅團にして徐樹錚氏以下總司令部は最近軍徐城より天津支那街に移せり但し義和團事件最終議定書の規定により天津には一兵を駐在するを得ざるを以て天津に入るものは總て巡警隊の名稱を臨時に附し居れり是等の軍隊の大部分は假稱理が別項の如く倪嗣冲氏等の主張せる南北統一を以て終局の目的とせる南方討伐の續行に贊成せる結果漸次信陽に集中し中央政府の進發命令を待ち漢口より遡江して宜昌方面に向ひ巴東に集中しつゝある南軍を驅逐、長驅して四川省に侵入せんとの計畫なり。（十二日、時事）

▲北軍三斗坪占領　（十日漢口特派員發）吳光新の報告に據れば宜昌にありし北軍の一隊は去る六日黎天才の兵と三斗坪（宜昌より七八里上流の北岸）に戰ひ之を占領せり歸州（宜昌より廿里上流の北岸）東方にありし黎の部下を擊退し三峽に進擊し三峽の各要地を占領し是より重慶間の水路を安全ならしめ且雲貴軍の東下を自然に防止する計畫なりと。（十二日、朝日）

▲吳氏兵を進む　四月二日より吳光新氏は岳州攻撃の準備を開始し各三營より編制されたる各部隊を以て揚子江を挾み宜昌より兩岸に兵を進め鄂州を攻略する計畫にて宜昌の對岸に於ては既に進撃を開始したる由。（某所着電、十二日、日）

▲廣東進撃の手順　（十日北京特派員發）廣東進撃其後の消息に據れば第二路司令張懷芝軍の四個旅は湖南湊州より韶州に向ひ江西督軍陳光遠の二個旅は江西省より南安を經て廣東省南雄に進攻せんとするもの、如しと。（十二日、朝日）

▲武昌四十名檢擧　（十日漢口特派員發）南軍總司令譚踏明の委任を受け武昌にて事を擧げんとしつゝありし湖南人約四十名檢擧さる尙多數の共謀者ある見込なりと。（十二日、朝日）

▲長沙騷亂顚末　（九日長沙特派員發）岳州を奪回されたる南軍の主力は去月十七日頃より湘陰、歸義、新市の線に退却し又十一日頃より通城方面に於て敗れたる南軍右翼劉建藩の部隊は十五日平江に退却し更に優勢なる北軍の壓迫を受けて二十日平江を棄てたり十六日以來岳州方面より長沙に逃來れる敗兵を收容して前線に逆轉送し兵力の充實に努力すると共に廣西增援軍の來着を待ちたるも其甲斐もなく此時湘陰附近にありし湖南軍は總司令程潛の命に依り二十三日退却を開始したる爲め全線總潰れとなり二十四日より敗兵水陸兩路より續々長沙に群集するに至れり玆に於て譚踏明は頽勢を挽回するに由なく二十五日午前四時幕僚と共に衡山に向ひ水路長沙を退却せり譚退却後の長沙は大恐慌を來し續々逃亡し來れる敗兵は二十五日午前督軍署總司令部を初め湖南銀行湖南實業銀行を掠奪し夜に入りて兵營を燒く等各所に猛烈なる掠奪を行へり市街は之が爲慘憺たる光景を呈し破產者少からず市面の恢復は當分覺束なし市民は北軍の速かに入城し治安維持に任ぜん事を希望し二十五日歡迎の爲め代表を派遣し又二十六日より保安團を組織し自衞の衝を講じつゝありしが二十六日午前八時第十七師長陳復初の兵若干着沙せるを初めとして同日午後八時直隸軍第三師兵第十二團を先頭として午後十時師長吳佩孚入城し秩序恢復に努めたるを以て全市民をして玆に初めて蘇生の思ひあらしめたり今次長沙に於ける猛毒は激烈を極めたるが邦人の直接被害が極めて輕微なりしは幸ひなり。（十二日、朝日）

▲內閣改造問題消滅　（北京特電十一日發）內閣改造派を代表して北上せる倪嗣沖は入京以來段祺瑞を始め各方面と意見の交換を爲したるが支那は現に外交上容易ならざる時期にあるを知り此際內閣を改造するは却て中央政府を動搖せしめ延いては對外關係を困難ならしむるものなるを悟り內閣改造に關する意見を全く撤回するに至れるが彼等の要求の一たる南方積極討伐は既電の如く段總理の贊同を得段は廣東、四川攻撃各軍司令官に對し夫々積極的討伐の命を下すと共に既に北方より援兵派遣に着手せるを以て倪は それにて滿足し一兩日內に北京發軔卓へ歸任と決し玆に北京政界を騷動せし內閣改造問題は自然消滅する事となれり。（十三日、時事）

▲北洋派不一致　（十一日北京特派員發）大總統選擧會は七月十日（大總統選擧法第二條第二項）迄に組織するを要す右に對し徐樹錚、王揖唐等の主戰派は臨時參議院に國會の職權を代行（約法蹂躪）せしむる總統選擧會を組織すべしと主張しつゝあり又國務員に代行（大總統選擧法第六條）せしむべしとの說あり總統府方面及靳雲鶚、曲同豐、張志譚等の穩健分子は擧國一致の時なれば舊約法に依り新國會を召集して之を行はしめ南方が再び政治の進行を妨害するに於ては最後の手段を執れと主張し北洋派の意見一致せず將來衝突を來すやも知れず。（十三日、朝日）

▲王占元巡閱軍辭退　（十一日北京特派員發）王占元は一電を寄せ湖北は戰局に重要地にして占元の任に堪へ難し且自ら前敵に赴きて湖北一切の軍務を統べたきを以て曹錕を湖北督軍に任命ありたしと。（十三日、朝日）

▲張敬堯省長兼任辭退　（十一日北京特派員發）張敬堯は軍事多忙に就き湖南省長の兼職を解かれん事を請ひ譚延闓省長に就かざれば別に人を求められたしと譚は病と稱して就職せず。（十三日、朝日）

▲曹錕兩湖宣撫使辭任　（十一日北京特派員發）曹錕は兩湖の軍民は既に中央に傾きて宣撫の必要なきに至る依つて兩湖宣撫使の名稱を取消されたしと請ひ來れりと。（十三日、朝日）

▲王陳主戰態度表明　（十一日北京特派員發）王占元陳光遠は十一日連名電報を寄せて和戰問題に關して既に 中央の命令に從つて決して最の主和の議を口實として國政を誤るが如き事なし中央主戰に決せば自ら起つて奮勵

戰闘が希ふと述べて感度を表明せりと。（十三日、朝日）

▲**衡山攻撃命令**　（十一日北京特派員發）參陸辦公處は湖南省衡山總攻擊の開始を命ぜり譚語聞の南軍は衡山朱亭を連ぬる線を守り北軍第一路（曹錕）の主力は之に對峙し北軍第二路（張懷芝）の一部は從來の軍は攸縣に進の居り湖南督軍張敬堯の第七師の一部は湘潭に在り近く衡山總攻擊開かるべし。（十三日、朝日）

▲**徐氏の奉天軍南下す**　（北京特電十一日發）中央政府は張作霖氏及び徐樹錚氏に對し四川討伐を許可せるが新に編成されたる奉天軍二箇混成旅團は徐樹錚氏指揮の下に目下奉天發本日京漢鐵道にて又々南下を開始せるが新陽に於て先發隊と合し漢口に到り同地より長江を溯り宜昌方面に向ひ四川討伐に參加の筈なり。（十三日、時事）

▲**各道並進**　（北京特電十一日特派員發）十一日參陸辦公處は第七師團の一部を以て湘鄉を第三師團及直隸混成旅團の兵を以て衡山を第二路の主力山東軍を以て攸縣を攻擊せしむる命令を發せり。

（浮口特電十一日特派員發）譚語聞、程潛兩氏は目下衡山にあり又趙恒惕林修梅、劉建藩兩氏の兵は永豐（湘鄉縣）寶慶を退き又廣東軍及劉建藩氏の兵の一部は攸縣方面に退却せり之に對し第三師團長吳佩孚氏の前哨は株州に張敬堯氏の前哨は湘鄉に張懷芝氏の前哨は攸縣附近に進みたるが張敬堯氏の兵は沿道掠奪を行ひ避難民汽船毎に當地に群集しつゝあり。（十三日、日日）

▲**北軍長沙を固む**　（十一日長沙特派員發）張敬堯は幕僚と共に午江より乘馬にて十一日午後六時長沙に到着せり歷北軍第三師第七師は株州湘潭の線に向ひ三十日以來前進を開始し直隸混成第一、二、三、四、各旅も大部分到着し長沙附近の守備に當りつゝあり。（十三日、朝日）

▲**援陝軍發程**　（重慶特電十一日特派員發）四川援陝軍は第五師團第十旅團長呂超氏之を率ゐて不日漢口に向ふ筈なるが援陝第一軍總司令石青陽氏も引續き出發すべく既に成都にて部隊の編成を終れりと。（十三日、日日）

▲**作戰計畫決定**　（北京特電十三日特派員發）國務總理段祺瑞氏は十二日午後二時參陸辦公處に臨み參謀總長孫烈臣、次長陸錦及陸軍總長段芝貴氏等と共に軍事會議を開き午後の作戰計畫を議し大要左の如く決せり。

（第一）廣東の形勢を一變するは此際極めて重要なるを以て山東軍、奉天軍江西軍を江西廣東省境より進出せしめ福建方面と相呼應して龍濟光を極力援助せしむること又福建方面は浙江より童保暄の第一師團を增援せしむること。

（第二）吳光新をして貴州軍閥唐天才を討たしめ貴州府に在る雲南軍を攻擊せしむること而して此方面の援兵には奉天軍の一部を用ふべく尙陝西より武器彈藥を移送し劉存厚の勢力恢復を計ること。

（第三）湖南第二師團長陳復初をして速に湖南の全部を平定せしめ張敬堯をして全力を擧げて衡州の譚語聞を驅逐せしむること。（十四日、日日）

▲**段總理漢口行**　（北京特電十二日特派員發）段總理は近く自ら漢口に赴き兩江宣撫使曹錕及在南第二路總司令張懷芝氏等の代表等と重要の軍事問題を議すべく右は曹錕、張懷芝氏等が倪嗣沖、徐樹錚氏等一派の跋扈に對し猜疑を抱き（曹錕氏を湖北督軍に追ひ安徽派より直隸督軍を出す噂あり）爲に中央との意思疏通せず最近曹錕氏は兩江宣撫使を辭し張懷芝氏は七日の請暇を求むるに至りたる爲めなりと。（十四日、日日）

▲**章行嚴南方より歸來**　（十二日北京特派員發）馮總統の旨を受けて南北議和に關し上海に在りし章行嚴は十日歸京せり其談に曰く。

段總理は最早や主戰にあらず唯其下に倪嗣沖徐樹錚等ありて討伐を唱ふるに過ず南北妥協に就き南方は岳州長沙陷りたるを以て今日は既に妥協提唱の機會を失へり然れども並に注目すべきは妥協に勢むる政客は徐世昌と舉春煊の接近を圖りつゝあり成功せば南北の此二大局外者より各妥協條件を提出して南北當初の面目を立て互讓せしめ和を議するに至るやも知れず。と尙章行嚴は二三日內に總統に謁見し報告する筈なり。（十四日、朝日）

▲**第十五師南苑に歸來**　（十二日北京特派員發）第十五師は十一日に於て全部南苑に歸り來れり是れ馮總統が來る總統選擧の準備として陣容を整ふる爲め南方より呼び歸したるものなりと觀察せられつゝあり。（十四日、朝日）

▲**李純の參謀編建行**　（南京特電十三日發）李督軍は張參謀を編州に派遣せり是れ福建、浙江、江蘇、安徽、江西五省聯合會に代表者として出席

の爲めなりと。（十四日、時事）

▲奉天兵南に向ふ　（天津特電十三日發）灤洲に駐屯せる兵四五百名は今朝軍糧城に移駐せり尙奉天より第二混成旅五百餘名午後五時當地を通過し南に向ひ更に午後六時同じく六百餘名南下せり今夜尙ほ更に一列車通過の筈なりと。（十四日、時事）

▲湖南北軍行動開始　（十二日漢口特派員發）湖南督軍張敬堯の報告に據れば湖南各方面の北軍は三路に分れ衡山、衡州に向つて總攻撃を行ふべく去る九日より行動を開始せり其中央部隊は近畿第三師及び直隸第一、第二第三、第四、第五の五個混成旅にして直に衡山縣に向ひ左翼は第二路の軍隊即ち山東第一師江蘇第六混成旅新編安武軍十五個大隊にして攸縣茶陵より衡州に向ひ右翼は近畿第七師及び補充兩混成旅にして湘鄉永豐より寶慶に向ひ衡州の背後を扼すべく計畫しつゝあり。（十四日、朝日）

▲湖南革命黨員處刑　（十二日漢口特派口發）過般來漢口にて逮捕檢擧されつゝありし湖南革命黨員七十餘名の多きに達せるが其中十九名は保釋され首魁杜某等十名は銃殺されたり。（十四日、朝日）

▲陳光遠廣東出動令　（十二日北京特派員發）參謀辦公處は陳光遠に廣東省に向ひ出動すべく命令を出せりと。（十四日、朝日）

▲龍濟光救援を請ふ　（十二日北京特派員發）龍濟光は其軍隊危急に瀕せるより張鎭芝軍の救援を請ひ來れり。（十四日、朝日）

▲湖南々軍の動靜　（漢口特電十二日發）三日衡州通信に據れば陸裕光氏は廣西に歸り馬濟氏の廣東軍は醴縣にあり南軍の戰線は寶慶より衡山の北三十四支里の地點に到り其れより醴縣に連らなる、南軍が攻勢を取る可きや否やは明かならず一部の兵は永州及び郴州に輸送せらる、彼等は廣西廣東に歸るものかと思はるゝと。（十四日、時事）

▲南軍側防備に努む　（上海特電十三日發）香港來電に曰く廣東の當局者は北軍の南雄を攻めんとするを聞き兵六營を派し該地の守備を助けしめ又北方は海軍にて福建を助け廣東を攻めんとする故、陳炯明氏に對し北方海軍の到るに先んじ速かに福建を攻む可く命令せりと。（十四日、時事）

▲廣東の福建攻撃命令　（十三日上海特派員發）香港來電、廣東の當局者は北洋の南雄を攻めんとするを聞き兵六營を派し該地の守備を助けしめ又北方は海軍にて福建を援け廣東を攻めんとする故陳炯明に對し北方海軍の至るに先んじ速かに福建を攻むべく命令せり。（十四日、朝日）

▲陳炯明汕頭遣艦要求　（十二日廣東特派員發）陳炯明は廣東當局に對し速かに軍艦を汕頭に派遣警備に當らしめよと打電せり。（十四日、朝日）

▲唐繼堯氏奉戴　（重慶特電十三日特派員發）靖國軍正副總司令胡瑛翼世英兩氏は唐繼堯氏を擁て聯合軍總司令となり軍事の統一を期せられたしと申込めり。（十四日、日日）

▲靖國軍不利　（重慶特電十三日特派員發）援岳第二路總司令楊川岳は當地を出發後雲南に歸還せりとの說あるが還は廣東の龍濟光氏が雲南第四師團長張開儒氏と密約あり雲南危險の爲なりとの說あり。何れにせよ靖國軍の利にあらず。（十四日、日日）

▲陝西侵入軍整ふ　（重慶特電十三日特派員發）唐繼堯氏は第二路第三路第四路の總司令官を任命せるが之にて陝西侵入軍は四路共に幹部の任命あり陣立全く整へり。（十四日、日日）

▲山東議會調和勸告　（十二日濟南特派員發）山東當議會は張懷芝が本當の治安を顧慮せず惹に大軍を起して南征したる結果今や當內の騷亂亂麻の如く形勢危殆に陷りたるを憤り岳州長沙の克復を見れば速かに南北の調停を圖り山東軍の引上を爲し以て地方騷亂の厄を救助するに努むべしと勤告の電報を發せり。（十五日、朝日）

▲王陳意志疏通す　（十三日漢口特派員發）王督軍は屢に江西の陳光遠が漢陽兵工廠より小銃四千挺を購入せんとしたるを拒絕せるも今回陳光遠の態度一變し意志疏通せる爲め先づ千挺を交付せり。（十五日、日日）

▲馮軍石首に赴かん　（上海特電十四日發）馮玉祥氏の軍隊は小蒸汽民船を屋ひ入れ湖北石首に赴く可しと云ふ。（十五日、時事）

▲北軍續々南下す　（十三日天津特派員發）天津暫編陸軍第二混成第四旅第二十三營長張綠明以下將校下士卒凡そ千三百名は十二日午後二時列車に分乘し當地を通過せり又第二十七師步兵五十四旅長張作相は二營の步兵と共に馬八十頭野砲四門彈藥多數を携へ今曉三時山海關を通過せりと電通ありた

れば是も亦本日中に當地通過南下すべし。（十五日、朝日）

▲吳軍進發　（漢口特電十三日特派員發）吳光新氏は一部の兵を歸州方面に派出すると共に一部の兵を對岸の長陽に派出し南軍討伐を開始せり。（十五日、朝日）

▲熊氏、劉氏を討つ　（北京特電十四日特派員發）成都の熊克武氏は廣元の劉存厚氏を十四日攻撃中なるが劉氏は急を中央政府及陝西督軍に告げ救援を求めつゝありと。（十五日、日日）

▲劉存厚に軍器輸送　（十二日北京特旅員發）中央は劉存厚に宛て陝西經由にて軍器彈藥を輸送せりと。（十五日、朝日）

▲張懷芝に龍援助要望　（十三日北京特派員發）政府は昨日張懷芝に對し廣東危急の狀を述べ湖南討伐平定次第速かに軍を送りて龍濟光を援助せん事を望めり。（十五日、朝日）

▲龍氏の部下降る　（上海特電十四日發）廣東來電に曰く龍濟光の部下李嘉品既に降り雲南軍電白縣を克服し龍濟光の軍退却す一週間内には全く平定し得可しとあり。（十五日、日日）

▲譚陸兩氏會見せん　（上海特電十四日發）譚延闓氏は十一日廣東に着し三日以内に陸榮廷氏と會見す可しと。（十五日、朝日）

▲馬賊頭目歸陣　（長春特電十三日特派員發）吉林馬賊頭目小白龍は今回鮑貴卿氏に懐柔せられ降服したる爲當地の陸軍團長に採用されたり。（十五日、日日）

▲戰功者の叙勳　（北京特電十四日特派員發）湖南の戰功により直隸第一混成旅團長王承斌氏は勳三位同第四旅長曹永祥氏外十一名は勳五位張敬堯氏は一等文虎章二等大綬寶光禾嘉章を授けられたり。（十五日、日日）

▲倪嗣沖出征軍慰問　（十三日漢口特派員發）倪嗣沖は湖南の出征中の廣東軍慰問の爲め其甥倪土陽を派遣し同人は十二日來漢湖南に向ふ。（十五日、朝日）

▲范源濂米國行　（十四日上海特派員發）前教育總長范源濂氏は本日エムプレス・オブ・エシアにて米國に向へり。（十五日、朝日）

財政關係

▲內債募集案は否決　（北京特電三十日發）本日の國務會議は交通總長兼署理財政總長曹汝霖氏の提出に係る內國公債募集の件を附議したるも南北統一せられざる今日時期尚早なりとして否決せられたり其內容左の如し。△總額　四千五百萬元　△期限　二十ヶ年△利子　年六分△償還　十一年目より抽籤にて元利償還を開始す　△用途　中國交通兩銀行の整理。（一日、時事）

▲梁北上と兩銀票　（三十日天津特派員發）兌換停止中の中國交通銀行の北京票は一時五十五錢とまで下落し居りしが最近梁士詒の來津と共に相場騰貴六十八錢とまで引戻せり梁北京に入らば更に騰貴すべし。（一日、朝日）

▲內債募集反對理由　（北京特電三十一日發）內國ヶ債募集案に就き更に探聞する處によれば財政部は中國及び交通銀行に對し總計銀九千三百萬元の負債ありこれが爲め兩銀行は今尚ほ發行紙幣の兌換を開始するに至らず勞兩銀行は屢ゝ借入金償却を要求せるを以て財政部は先づ關匪事變賠償金支拂延期により其擔保たる海關稅收入を自由に使用し得ることゝなりたるを以て新に右關稅收入を擔保として民國七年短期公債なる名稱を付し總額四千八百萬元借款期限五箇年の內債を募集し以て兩銀行借入金の一半を償却することゝし別に昨電の銀四千五百萬元二十ヶ年償還の長期公債を發行し以て中國交通兩銀行に對する負債の全部を償却せんとするものなるが南北對時の影響を受け長江沿岸一帶の恐怖狀態にあるの際假令之を實行するも其成功覺束なからんとて政府部內の反對少からず。（二日、時事）

▲水口借款成立　一昨年夏頃一たび成立せんとして或障礙の爲め立消えとなりたる水口鑛山借款は先般來我三井三菱久原等の鑛業家團と湖南當局との間に協議進行中なりしが幾曲折の後最近略ぼ成立したり借款契約の要點は湖南當局の經費に充つる爲め取敢ず日本金貨二百萬圓を交付し之に對し該鑛山の鑛石買收の特權を得るに在る由。（二日、朝日）

▲民國公債案可決　（北京特電三日發）中國交通兩銀行整理を以て目的とせる額面四千八百萬元の民國七年公債案に就ては政府部內にも反對說少か

らざりしも梁士詒氏の運動功を奏し團匪賠償金延期の結果海關收入を利用して擔保とするに就き協商側の贊同を得ると共に米國側の反對論者に對しては募集に關し梁氏自ら奔走せる結果遂に二日國務會議を通過せるが以て近々實出しを開始するに至る可し尙ほ右に就き當地中國交通兩銀行紙幣は俄然一割方暴騰せり。（四日、時事）

▲張作霖各銀行に借款申込　（二日奉天特派員發）　張督軍は行政軍事其他一般財政困難の爲め今回中國、交通、東三省、黑龍江等の各銀行に對し十萬元乃至二十萬元宛の借款を申込み各銀行は何れも一日承諾したり。（四日、朝日）

▲民國七年度債は別口　（北京特電三日發）　政府は中國交通兩銀行借入金償却の爲め內債を起すと共に同一目的の爲めと稱し同じく海關稅を擔保として四千八百萬元の民國七年度內國公債を起さんとしつゝあり右に就き中國銀行當事者の談に依れば昨日國務院會にては五百萬元、償還期限二十ケ年利子六分の財政部公債案なりとして諒解し居れり右は中國交通兩銀行に對する借入金償却の爲め海關收入を見越して財政部に新に募集せんとするものにかゝり財政部提案の原案には明かに中國交通兩銀行借入金償却公債の名稱を附し居り所謂民國七年度內國債とは全然其性質を異にする者也と。（五日、時事）

▲七年度內債募集未し　（北京特電四日發）　內債募集問題に就き財政當局の言明せる所に據れば第一、民國七年度內國公債募集は未だ實際問題とならず但し政府は關匪事件賠償金支拂延期の結果自由に使用し得ることとなれり海關稅收入を以て中國銀行及び交通銀行よりの借入金中四千八百萬元に振り向け償却することゝし既に每月百萬元づゝ兩銀行に支拂を開始せり右は國家（？）銀行短期公債の名稱を附し居れども廣く市場に賣出せしものにあらず從つて其性質上公債といふ可からず第二、中國交通兩銀行整理公債は正に發行せんとしつゝあるものにして總額を四千五百萬元として其擔保は稅關收入を以て之に當てんとしつゝあり償還期限を二十箇年といふが如き長期とせしは稅關收入は民國三年度及び四年度內國公債の擔保となれるを以て又右兩年度內債短期の償還を終れる後銀行整理公債元利の償還を開始せんとするが爲なり本公債は近々廣く市場に賣出す計畫なるが交通銀行側は中國交通兩銀行紙幣を以て之に當つること、せば兩銀行、紙幣は額面價格まで吊り上ぐるを得べく兩銀行整理の目的は叶ふものとして之を主張し居れり。（六日、時事）

▲鹽稅剩聞金交附　（北京特電六日發）　四國銀行團は支那政府の請求により本日天津上海及び廣東に於て三月分鹽稅剩餘金五百五十萬元を交付せり（八日、時事）

▲參戰借款進捗せず　（十二日北京特派員發）　支那は參戰費を擔制借款の前渡として融通せんとせしも四國銀行團の拒絕に會ひ其後別段の進捗を見ず容易に解決し得べき模樣なし消息通曰く支那に參戰費を借す時は一千萬元は四個師團を四箇月支へ得るに過ぎざれば更に借款を結ばざるを得ず又支那は參戰費を借款として受くるも事實上內政の爲め費消すべきは明かなれば支那軍隊の經費は日本が立替て支那との貸借關係を爲すに如かずと。（十四日、朝日）

▲張懷芝百萬元要求　（十三日漢口特派員發）　張懷芝は軍費百萬元を北京に要求し曹錕に向つて同意を求め來れり。（十五日、朝日）

▲王占元借款申請　（十三日北京特派員發）　王占元は漢口正金銀行に百萬元借款の許可を政府に申請し來れり。（十五日、朝日）

經濟關係及其他

▲太沽入港船注意　（四日天津特派員發）　天津港務部長ロバート・ダラフ氏は太沽入港の一般船舶に對し四月三日を以て左の告示を發せり。

太沽沙灘外に投錨する際船體を燈籠繰と入口浮標との間に一直線となるべき位置に若くは其船體に附隨する船を航路の目標となるべき前記標的を掩遮するが如き位置に置かざるやう船體を廻轉すべし沙灘港口に適用さるべき特別規定第五條に注意すべし更に內河航行中に於て船舶坐洲したる際船長は直に文書を以て其位置坐礁の時日及該船の吃水を報告すべし。（六日、朝日）

▲支那兩銀行合併　（天津特電五日發）　當地天津商工銀行（拂込資本二

十萬弗）と北京實業銀行（拂込五萬弗）と合併し資本を百萬弗に增加の內議あり兩銀行共近々總會を開き最後の決定をなす可し兩銀行共居留民の資金より成る純然たる地方の金融機關なるが此發展は兩地土着商人の金融上利する所尠からざる可し。（七日、時事）

▲東清滯貨南送　（八日大連特派員發）東清本線貨物の浦港輸出益困難となり南滿線の貨物は到底北送する能はざる狀態に陷り三月末の調査に依れば同沿線滯貨は卅六萬噸以上に達せり貨物の大部分は大豆、豆粕、豆油にして其約三分の二、即ち廿四五萬噸を滿鐵に依りて海港に輸出したき希望東清支社より申込ありたるに對し滿鐵は之を諾し昨今南下貨物毎日二百十乃至二百四十噸あり然るに滿鐵線內の滯貨又現在約四十萬噸ありて貨車不足に苦心しつゝある際とて長春驛の滯貨益增加しつゝあり。（十日、朝日）

▲鮮銀支店開き　（上海特電十日發）本日當地朝鮮銀行支店開店の披露會あり支那人外國人其他日本人の有力者多數參會之を祝賀せり。（十一日、時事）

▲興銀對支活動　（九日北京特派員發）日本興業銀行は支那に活動を始め今回北京に出張所を置く事となり九日其披露宴を張れり將來主として支那の鐵道に投資せんとするものなり。（十一日、朝日）

▲北京記者團渡日　（北京特電十日發）當地支那新聞記者團一行二十二名は本日當地發滿鮮經由渡日の途に上れるが本月十五日大阪着十七日東京に入り十日間滯在各方面視察の筈なり。（十一日、時事）

▲滯貨九十萬噸　（十一日大連特派員發）滿鐵沿線各地並に大連、營口安東縣等に停滯せる貨物は今や九十萬噸に達せんとし其內大豆の約二十萬噸は殆ど腐敗せんとする狀態なり今後停滯長引かば保管上の責任問題を惹起すべし貨物停滯の主なる原因は滿鐵貨車及船腹の不足朝鮮及院線の貨物停滯の爲なり。（十二日、朝日）

▲汽船溯江不能　毎年初め溯江の汽船は今頃當地に來るべき筈なるが四川湖北に跨り南北軍の對峙に妨げられ目下宜昌に在る汽船二隻も何時溯江し得るや見込み立たず當地內外商の不便尠からず。

（十二日某所着電、十四日、日日）

新法令

修正中華民國國會組織法

（民國七年二月十七月公布）

第一條　民國議會は左列の兩院を以て之れを組織す

參議院　衆議院

第二條　參議院は左列の各議員を以て之れを組織す

一、地方選擧會より選出の者百三十八名

二、中央選擧會より選出の者三十名

第三條　衆議院は各地方人民の選擧せる議員を以て之れを組織す

第四條　各地方の選出する衆議員の定員は人口の多寡に依り之れを定む

人口百萬に滿つる毎に議員一名を選出す但し人口七百萬に滿たざる省は議員七名を選出するを得百萬に滿たざる行政區亦議員一名を選出するを得

直隸　二十三名　陝西　十四名

奉天　十一名　甘肅　十名

吉林　七名　新疆　七名

黑龍江　七名　四川　二十二名

江蘇　二十七名　廣東　二十名

安徽　十八名　廣西　十三名

江西　二十四名　雲南　十五名

浙江　二十六名　貴州　九名

福建　十六名　京兆　四名

湖北　十八名　熱河　三名

湖南　十八名　察哈爾　二名

山東　二十二名　歸綏　一名

河南　二十二名　川邊　二名

山西　十七名

合計　三百九十九名

第五條　蒙古、西藏、青海の選出する衆議院議員の定數左の如し

蒙古　十九名　西藏　七名　青海　二名

第六條　參議院議員の任期は六年とし二年毎に三分の一を改選す

第七條　衆議院議員の任期は三年とす

第八條　兩院の議長副議長は各本院の議員より互選す

第九條　何人の論なく同時に兩院議員と爲るを得ず

第十條　民國議會の開會及閉會は兩院同時に之れを行ふ

第十一條　民國議會の會期は四ヶ月とす但し事情の必要に依り之れを延長するを得

前項延長期間は多くとも二ヶ月を逾ぐるを得ず

第十二條　民國議會の議事は兩院各別に之れを行ふ

同一議案は同時に兩院に提出するを得ず

第十三條　民國議會の議定は兩院一致を以て成立す一院否決の議案は同會期內に再び提出するを得ず但同意案は此限りに非ず

第十四條　民國憲法未定以前は臨時約法所定參議院の職權を民國議會の職權と爲す但し左列の事項は兩院各之れ專行するを得

（一）建議（二）質問（三）官吏納賄違法查辦の請求（四）政府諮詢の答覆（五）人民請願の受理（六）議員逮捕の許可（七）院內法規の制定

豫算決算は須く先きに衆議院の議決を經るべし

第十五條　兩院は各總議員過半數の出席あるに非ざれば開議するを得ず

第十六條　兩院の議事は出席議員過半數の同意を以て之れを決す可否同數なれば議長取決す

第十七條　臨時約法第十九條第十一款第十二款及第二十三條の出席及議決員數に關する規定は兩院に各之を準用す

臨時約法第二十一條の規定亦同じ

第十八條　臨時約法第二十五條第二十六條參議院に關する規定は兩院議員各之れを準用す

第十九條　兩院議員の歲費及其他の公費は別に法律を以て之れを定む

第二十條　民國憲法案の起草は兩院より各議員內に於て同數の委員を選出し之れを行ふ

第二十一條　民國憲法の議定は兩院會合して之れを行ふ前項會合の時は參議院議長を以て議長とし衆議院議長を副議長とす兩院各總議員の三分の二以上出席あるに非れば開議するを得ず出席議員四分の三以上の同意あるに非ざれば議決するを得ず

第二十二條　本法は公布の日より執行す

茶業試驗場章程

第一條　茶業試驗場は農商部に隸屬し其管掌事務左の如し

（一）培茶に關する事項

（二）製茶に關する事項

（三）茶種傳布に關する事項

（四）區分補助に關する事項

（五）其他茶業試驗に關する事項

第二條　茶業試驗場には左の職員を置く

（一）場長　（二）技術員　（三）事務員

以上の職員は部員の兼任となす事を得

第三條　場長は農商總長の命を承け全場の事務を綜理し所屬職員を監督す

第四條　技術員は場長の命を承け技術事務を分理す

第五條　事務員は場長の命を承け文牘會計及庶務を分理す

第六條　技術員、事務員の員數は場長の酌擬に依り部に於て之を定む

第七條　茶業試驗場が職員を任用する時は部の許可を受く

第八條　茶業試驗場は分課辦事する事を得、其分課規則は場長より部の決定を待つ

第九條　茶業試驗場は事務の必要に應し書記及其他の雇員を置く事を得、其員數は場長より部の許可を受く

第十條　茶業試驗場は學生を招募し實地學習せしむる事を得

第十一條　茶業試驗場は茶業標本陳列室を附設す

第十二條　茶業試驗場は每年一回新製の茶品を徵集し茶葉品評會を開催すべし

第十三條　茶業試驗場は每月所辦事務の詳細を部に報告し參考に資すべし

第十四條　茶業試驗場は每月其前月の支出計算書に請取證據を添付し部に呈出し審計院の審查を受くべし

第十五條　本章程は公布の日より施行す

・梧桐河金鑛局章程

第一條　梧桐河金鑛局は農商部に隸屬し梧桐河金鑛の探採事務を掌る

第二條　梧桐河金鑛局は局長一人を設け農商總長の命を承け全局の事務を綜理し所屬職員を監督す

第三條　梧桐河金鑛局は左記三股一處を分設す

（一）　總務股は文牘會計及庶務の事項を管掌す

（二）　工務股は鋪苗、查碻及收金の事項を管掌す

（三）　營業股は採買及販賣の事項を掌る

（四）　警備處は警衛、稽查、緝捕及一切の禁令事項を掌る

第四條　各股に股長一人を設け局長より股員若干人を委任し又分別職務を指定す、但し每股六人を過ぐるを得ず

第五條　警備處は處長一人を設け局長に警隊長三人を委任し處長より局長の委充を承く

第六條　梧桐河金鑛局は警兵を設くる事を得、但し多くとも五十人を過ぐるを得ず

第七條　梧桐河金鑛局は必要に應し書記、差役を雇用する事を得

第八條　梧桐河金鑛局が職員を任用する時は局長より部に備案を呈す

第九條　梧桐河金鑛局の經費は會計年限に按じ豫算を編製し部に呈して查核す

第十條　梧桐河金鑛局の收支數項は部頒の冊單格式に遵照し月計となし報告す

第十一條　梧桐河金鑛局は每月所辦事務の詳細を部に報告し考核に資す

第十二條　梧桐河金鑛局の買賣官金、購辦糧食、採苗奬勵等の規則は局長より擬定し部に呈して查核す

第十三條　梧桐河金鑛局は適宜の地點に於て分局を酌設する事を得、但し部の許可を受くべし

第十四條　本章程は公布の日より施行す

京師第一勸業事務所章程

第一條　京師第一勸業事務所は農商部に隷屬す

第二條　勸業事務所に左の職員を置く

（一）所長　（二）事務員

以上職員は部員の兼任となすことを得

第三條　所長は農商總長の命を承け全場の事務を管理し所屬職員を監督す

第四條　事務員は所長の命を承け全場の事務を分理す

第五條　勸業場事務所は文牘、會計、庶務を設け各員を稽査し事務員をして分任或は兼任せしむ

以上職員の員數は所長の考に基き部に呈出して之を定む

第六條　文牘員は文件の收發撰擬、卷宗保管及び統計報告の編訂に關する事項を掌る

第七條　會計員は款項の收支及び豫算決算の編製に關する事項を掌る

第八條　庶務員は房攤の招租、退租、定租、夫役の管束、物件の購賣及修繕に關する事項を掌る

第九條　稽查員は貨品の粗製濫造を取締り、場內の秩序を維持し、場內の衛生を講究し及各商號の場章に違背するものゝ有無に關する事項を掌る

第十條　勸業場事務所が職員を任用せんとするときは所長より部に申請其許可を受く

第十一條　勸業場事務所は毎月租出の房屋、間數、攤數、商號、名稱、造具の表冊を部に報告す

第十二條　勸業場事務所は所收の房租、攤租、茶水を毎月收濟したる後清冊を添へて部に送付す

第十三條　勸業場事務所は毎月の支出計算書に其請取證據を添へて部より審計院に送付し其審查に付す

第十四條　勸業場事務所は商家承租の房攤に對しては別に規則を定め及租約格式は呈准の後之を頒布す

第十五條　勸業場の夫役規則は別に之を定む

第十六條　本章程は公布の日より施行す

支那省

天覽

第八卷

第八卷內容

目次

第一編 總說……一—二七
第二編 都會……二八—一六〇
第三編 交通運輸及郵電……一六一—四三四
第四編 農工業及礦產……四三五—六〇二
第五編 物產及商業慣習……六〇三—七四四
第六編 商業機關……七四五—七八八
第七編 輸移入品……七八九—八三八
第八編 貨幣金融及度量衡……八三九—九七八

地圖寫眞 河南省全省(百五十萬分四色刷)外都會圖寫眞百餘

本書は本會附屬上海東亞同文書院に於て一千餘の人員と二十萬金の資とに依り十年間實地踏査をなさしめたる資料三十萬頁を基礎とし之に編纂各員の多年支那に在りて研

大正七年五月十五日發行（每月一回十五日發行）

支那

第九卷第十號

要目

論說 支那聯邦制問題……一—四
資料 新華貯蓄銀行事情……五—一四
民國五六年度鹽稅純收入表（上）一五—一九
雜錄 支那の開放と利權の爭奪……二〇—二七
支那海關外班員の不平……二八—三七
支那の農業（上）……三八—四二
支那の關稅收入……四三—四四
產業改革と銀行計畫……四四—四五
彙錄 工場製品に對する免稅特典許可……四六—
事業界 支那事業界近況……四七—五一
半月史 半月間の支那重要事件……五二—五八
通信 湖南通信……五八—六〇
時報 支那最近時事要項……六一—六七
彙報 支那關係諸報道……六八—八八
會報……八九—九一

東亞同文會調查編纂部

文學博士 上田萬年先生
學習院教授 岡田正之先生
文學博士 學習院教授 飯島忠夫先生
文科大學助手 榮田猛猪先生
飯田傳一先生 共編

天覽台覽

音訓引 數字引 畫引

大字典

本邦に於ける國
漢字書界の新紀
元を劃せる眞個
の大字典として
謳はれ
畏くも天覽の光
榮を賜へる本書

は出版以來僅に數月、今や特價の部數盡き、然も注文矢の如く殺到せるもの、蓋し夫れ本書が學界の重鎭たる五先生の手に成れる獻身的努力の結晶にして空前の字書たるを證明して餘蘊ありと謂ふべく、本社が更に之を自畫自贊するまでもなく社會既に定評あり、たゞ望むらくは疾く之を購めて本書の眞價を知悉せられんことを。

【定價金七圓也】

送料 內地 貳拾四錢
臺樺 四拾五錢
朝支 五拾五錢

【四版發賣】

內容見本進呈

東京日本橋區本銀町三ノ二
株式會社 啓成社
電話本局二一〇〇
振替東京一二〇五五

最新版

支那關係特種條約彙纂

東亞同文會編纂　總革製紙箱入四六版　總六號七百五十頁　正價金四圓　送料內地十二錢　支臺鮮四十錢

最近迄の支那關係の各種條約を網羅す

支那と列國との特種關係・支那に於ける列國の利權　支那の國際上の地位悉く本書に依りて明瞭

發行所　東亞同文會調查編纂部

東京市赤坂區溜池町二

電話芝一二一四番

振替東京九七三〇番

目次

大正七年五月十五日發行「支那」第九卷第十號

論說

支那聯邦制問題……一——四

資料

新華貯蓄銀行事情……五——一四
民國五六年度鹽稅純收入表(上)……一五——一九

雜錄

支那の開放と利權の爭奪……二〇——二七
支那海關外班員の不平……二八——三七
支那の農業(上)……三八——四二

彙錄

支那の關稅收入……四三——四四
產業改革と銀行計畫……四四——四五
工場製品に對する免稅特典許可……四六——

次

事業界

龍飛公司營業成績—上海土地投資會社—(業廣公司)營業成績……四七——五一

支那半月史

戰局の概觀—段總理遘閔と漢口會議—軍器供給完了—南方の團結運動—商會聯合會の平和運動—佛國公使着任—電信借款成立—奉天官銀整理借款—水口山借款契約原文……五二——五八

通信

(湖南通信) 南軍退却の際—北軍入城—新財政廳長—帝制派の楊度……五八——六〇

時報

(内治外交) 商會聯合會の意見開陳—安福俱樂部創立—十七日の定例會議—對南計畫大要—參陸重要會議—武昌會議事項—湖南肅清計畫—

(軍事) 支那全國軍隊數—北軍の駐兵地—三ヶ月間の軍費—山東海防計畫—參謀部會議—

(實業) 殖邊銀行の役員選舉—昨年の官產收入—農商部の實業奬勵—全國商會聯合會—在支外國人及び外國商舘—

(鎭山鐵道) 廣東の安寶毋尼—雲南の錫鑛—湖北鑛山面積—滬杭鐵道營業成績……六一——六七

彙報……六八——八八

會報……八九——九一

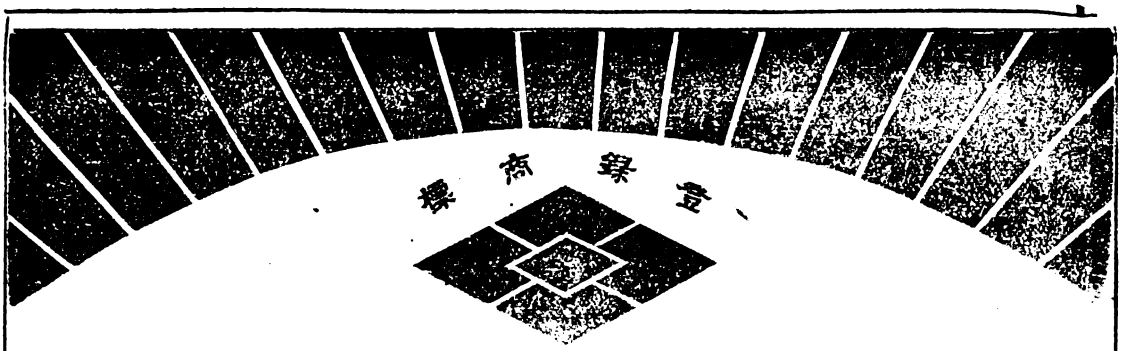

菱印窓硝子

製品種目

品質一等ヨリ五等迄厚サ二粍ヨリ四粍迄
透明板、摺　板、小紋板
色硝子、籠　板、結霜板
外ニ耐火煉瓦及曹達灰

東京市丸之内

旭硝子株式會社

第一工場　兵庫縣尼崎
第二工場　福岡縣戸畑
第三工場　神奈川鶴見
第四工場　福岡縣枝光
煉瓦工場　兵庫縣尼崎
曹達工場　福岡縣戸畑

第二回

賜天覽

支那年鑑

定價　金五圓
背技　クロース
總紙數　千二百頁
金文字　函入
四六倍版
內地　二十錢
送料　支那　五十錢

廣漠雄然たる支那の綜合觀、鳥瞰觀をなすに足るべきものは、幾に「支那年鑑」ある而已。今や「第二回支那年鑑」は支那民國成立以來の嶄新精細なる各般の材料に滿たされて市に出でたり。苟くも支那の事情を知らんと欲するものは速に之を本書に就て求めよ。

內容一斑

面積
人口
　在留日本人詳細統計
　在支日本實業者調査
　支那傭聘本邦人調査
政體
　民國成立より袁の逝去國會約法の復活に至る
政治
　中央部、地方部、軍藏部官制
財政
　光緒以來民國五年に至る財政狀態
公債
　外債、內債、短期借款
外交
　支那公使館領事官所在地
　支那に於ける列國領事館
　帝國領事館所在地及管轄表
東京市赤坂區溜池町二番地

支那關係條約、支那に關する列國間協約表
陸軍
　新軍軍隊組織表、兵力一覽表、配備表、八旗綠營一覽表、外國軍隊支那駐屯軍艦名表
海軍
農業
　各省農田耕地面積表
　各省農作物收穫高表
鑛業
　支那各省鑛山所在地表
　鑛山關係各種統計
工業
　支那工場調査表
商會
　支那及外洋商會表
會社
　各種會社統計表

鐵道
　鐵道關係各種統計
　支那各鐵道狀況
水運
　水路表
　汽船及航路表
郵便電信
銀行
　支那銀行明細表
　支那に於ける外國銀行
保險
貿易
　支那關市場一覽表
　外國貿易諸統計
　日支間貿易統計
人名錄
　現在支那有力者調査
新聞
　支那に於ける新聞紙調査

東亞同文會調査編纂部發行
電話芝二一二四番、二一二五番、振替東京九七三〇

大正七年五月十五日

第九卷　第十號

支那聯邦制問題

一

最近前國務總理熊希齡氏は岑春煊氏に對する答書に託し、獨米に倣ひ聯邦を組織せんことを主張したり。其理由とする所は、『中國土地の大なる、人民の多き、數千年の歷史習慣又深く地方主義に積襲す、今中央集權の統一政治を行はんと欲せば、今後日日其困難に遭遇せん、實に改めて地方分權の政治と爲し、徐々に其善後策を講ずるに如かず』と謂ふにあり。獨米諸國の例を案ずるに、聯邦には先づ獨立せる諸國家の存在することを要す、知らず支那には嘗て獨立國家存在したることありや、假令法制上獨立國家存在せずとするも、獨立國家に齊しき地方分權行はれたりや、將た熊氏の說の如く、數千年來地方主義積襲したるを以て、聯邦制度を實行するに差支なきまでの素地を有するや、又聯邦制度は紛々たる時局を救濟するに最も便なりや否や、大に講究するの餘地あり、漫然一時の現象に眩惑し、聯邦制を主張すべきにあらざるなり。

二

謂ふに清末省界の觀念稍々強く、各省督撫の權限大にして、監督官廳とも目すべき中央の六部に對抗し、省例に基き省内の行政を實施し、海外天子の稱を肆にするに至りたり。武漢革命亂の發生せるとき、各省は概ね獨立を宣言せしあり、爾後内亂ある毎に、獨立を宣言することに慣れ、殊に西南諸省は中央政府に對し、宣戰すること數々にして、廣西の陸榮廷、雲貴の唐繼堯、安徽の倪嗣冲、奉天の張作霖の徒、中央政府に對し隱然一敵國の觀を爲し、唐時藩鎭の風あり、彼等を打て一丸となし、統一的國家を組織すること困難の事情なきにあらず、是れ熊氏の聯邦說の依て生ずる所以なり。されど、是は全く一時の現象にして、吾人は支那の必ず一に定まるべき機會あり、聯邦に分裂せらるべきものにあらざることを信ずるなり、何を以て然るか、九百餘年の支那史實に基き斯の如く信ぜざるを得ざるか。

三

支那に凡て王朝交迭の際に於ける、群雄割據の時代を除き、幾多の獨立國ありし時代を求めば、秦漢以前に溯らざるべからず。秦漢以後、封建制度跡を絕ち、地方の權力漸次中央に集中せらるゝの勢を生じたり。漢は天下を一百十十郡國に別ち、郡國の下に縣を置き、縣の下に鄉を置き、鄉は人民の自治に委ね、鄉民の推擧せるものを官に任じ、之を鄉官と名け、鄉内の敎化、聽訟、收稅、警察の事務を執らしめ、郡には太守、縣には縣令を設け、別に十三部刺史を任じ、郡縣を巡察せしめたり。當時封建の餘風を有し地方官の權限甚大にして、太守は本郡人を自由に下僚に任命することを得たるのみならず、刺史、太守、縣令は奏請することを待たず、罪人を殺戮することを得たり。地方官の權限縮少せしは、隋に始まり、宋に及び中央集權の基礎漸く成れり。隋天下を統一するに及び、鄉官を全廢し、大小の官吏は悉く部選即ち中央政府より任命し、復た地方長官の任用を許さず、依て以て地方權限の縮少を企てたり。宋の太祖に至り、諸州の大辟は皆刑部の覆審に付し、地方長官の專決を禁じ、尋で京官即ち中央の官吏を派遣し縣令の職務を執らしめ、之を知縣と名けたり。唐時縣令闕け、屬僚が縣令を攝するとき、之を知縣事と曰へるより出でたるものにして、京官が臨時の縣令の職務を攝行すと曰ふの義に外ならず、其知府、知州と號するも亦同一の義なり、是より地方の權限縮少し、中央集權に傾けり。

四

支那に行省なる大行政區域を設け、總督、巡撫の如き大官出で、今日督軍の跋扈を來たせし淵源は實に元にあり。元朝支那を併合せしとき、其領土を十一區に別ち、毎區に行中書省なるものを設け、地方を統治せしめたり。行中書省とは、臨時地方に設置せられたる太政官の義にして、隋唐時代に地方に大事あるとき、行臺尙書省、又は行省、即ち中央政府の出張所を置き、臨機處分せしめし例に倣へるも

のとす。從ふて、行中書省は地方政廳の如き外觀あるも、其實臨時に派遣せられたる中央官廳なるに過ぎざるなり。明初元制を襲ひしが、後全國を十三行省に區別し、各行省に布政使、按察使、都指揮使の三官を置き、布政使に民政及財政を、按察使に司法を、都指揮使に軍事を分掌せしめ、布政使、按察使をして管下の道、府、州、縣の官吏を監督せしめたり。彼等の管轄區域は廣大なるも、三權鼎立して、權力一人に歸することなく、尙ほ使即ち中央政府の出張官たる名を有し、布政使の如きは、出でゝは布政使と爲り、入りては尙書と爲り、出入自在なりき。明末軍旅切りに起り、中央より大官を派遣し、三使を指揮せしむるの必要生じ、之を巡撫と名け、其任の最も重きものを總督と名けたり。而も共に臨時の官にして、使命を果せば中央に歸りたり。其常設の官と爲りしは、清朝にあり。清朝は支那本部を十八行省、後新疆、滿洲を加へ、二十二行省に別ち、毎省に一巡撫を、二三省を聯ねて一總督を置き、管内の軍民兩政を掌らしめたり。從ふて清の督撫は、宋以後に於ける最も有力なる地方官と稱することを得ざるにあらざるも、其實決して外間想像するが如きものにあらざるなり。

五

清の督撫は大官なるに相違なきも、秦漢以前の諸侯の如く、土地人民を私することを得ざるは勿論、皇帝一片の命令に依り、何時にても任免黜陟せられたるものなれば、之を海外天子と稱すること、固より當らざるなり。又督撫は其管内に施行すべき省例を編纂することを得と謂はゞ、其權限絶大なるもの〻如くなるも、清朝の根本法は會典に依り定まり、其細則は中央及全國は六部則例に依り、各行省は省例に依り定まるものにして、省例は行省の行政に關する皇帝の裁決を始め、有力なる先例を蒐集編纂せられたるものに係り、之を編纂するに當り、事の稍々重大なるものは中央の指揮を仰ぐを要し、成るべく各行省と一致の歩調を保つに努むるに依り、『各省通行之例』即ち各地同一の省例多く、督撫が勝手に特殊の法令を定め、之を其管内に施行し得るものにあらざるなり。又其中央官廳たる六部と意見を異にするときは、敕裁を仰ぐことを得と謂はゞ、督撫に非常の權限あるもの〻如くなるも、總督が兵部尙書、都察院右都御史の銜を有し、中央政府の派遣官たる意義を失はざることを顧みれば、別段怪しむに足らざることにて、皇帝自ら宰相を兼ね、六部を指揮して萬機を親裁するの明清にありては、寧ろ當然の事なるべし。加ふるに總督と巡撫とは官位の相違こそあれ、省内の事に關し對當の權限を有し、協議の上、政務を行ふべきものにして、意見合はざれば單獨に上奏し、敕裁を待つべきものにして、督撫互に牽制し、全責任を負ふことなく、皇帝の指揮に聽從せざるべからざるものとす。されば、彼の督撫が堂々たる顯官たるに眩惑し、明清の制限を目し、地方分權なりと稱するは當らざるなり。顧炎武の徒、君權強く、地方官責任

三、各種定期儲蓄預金

第五條　活期預金は一人一回の預入額銀元一元或は京足銀一兩より少なきを得ず

第六條　各種活期定期儲蓄の利率は複利の計算法を以てし別に章程を定む

第七條　各種儲蓄預金の利率は重役會議に於て決議後之を公告す

第八條　各種儲蓄預金は先づ重役會に於て種類及其辦法表式に付議決後財政部に稟請して其批准後之を公告す

第九條　各種定期預金は一戶銀元十元或は京足銀十兩を以て限りとす

第十條　本行は儲蓄預金總額に按り其若干を以て國家の公債證券を購入し所在の中國銀行或は交通銀行の保管に提出して各儲蓄預金の擔保と爲す其成數は財政部に稟請して之を定む

前項儲蓄預金の總數は半年結算の現存總數を以て之を定む

第十一條　本行は財政部の委託を受け特別儲蓄事項を取扱ふを得

第十二條　本行存金の運用左の如し

一、中國銀行或は交通銀行に活期或は定期の貸付を爲す

二、抵當貸付けを爲す但し其期限は六箇月を過ぐるを得ず其抵當品は國家公債證券或は政府發行證券或は政府の擔保證を以て限りと爲す地方公債にして中央政府の認許指定したるものは亦國家公債證券の例に按り取扱ふ

第十三條　儲蓄銀行は市面の情形に依り第十二條の保管に係る國家公債證券等を以て中國銀行或は交通銀行に暫時抵當として現金を借入ことを得

第十四條　本行は株主成立會を除く外毎年一月一回常會を開く若し重役二名以上の請求あるときは臨時會を開くを得

第十五條　取締役及監査役の選擧は常會を開きたるときに之を行ふべし但し第一回取締役及監査役の選擧は成立會を開くときに行ふを得

第十六條　凡そ株主常會及臨時會の議案は均しく株權の多少數を以て之を決す

第十七條　本行は株主より五名を公擧して取締役と爲し二名を監査役と爲す再び取締役中より一名を公擧して總取締役と爲し二名を副取締役と爲し銀行事務を處理せしむ

第十八條　取締役監査役及總取締役副取締役の公擧方法は均しく得票の多數を以て當選と爲す

第十九條　取締役及監査役の任期は創立年度を計算せずして均しく滿三年を以て期と爲す但し連擧連任するを得

第二十條　總取締役副取締役に缺員あるときは取締役中より再び公擧す取締役及監査役中に缺員あるときは次年度株主常會を開きたる時再び之を公擧す

第二十一條　本行の行務は總取締役之を總理し副取締役之を協助す

第二十二條　本行は重役會を組織すべし凡そ經費の豫算及

決算純益分配規定及行務の興革各項細章の規定及本章程規定は重役會議に提出して之を評議すべし事項は重役會議多數の議決を以て之を行ふ

第二十三條　重役會は毎月常會一回を開く前條規定の各事を議決するを除く外總取締役は一ヶ月内の營業狀況を報告す

總取締役或は取締役二名以上の請求あれば臨時重役會を開くを得

第二十四條　監査役は隨時各項の帳簿及各種表を檢査するを得若し不合の點あれば之を擧發するを得其重大なるものは即時重役會に報告するを得

第二十五條　毎營業年度終了の時資産負債表及損益表を株主常會に報告すべし監査役は査明籤字して其責任を負ふべし

第二十六條　總取締役副取締役及監査役の俸給及奬勵の規定變更は株主會に於て之を定む

第二十七條　總取締役副取締役及監査役は株主會の允許を得るに非らざれば辭職するを得ず若し留任し能はざる者は理由を具し株主會を開きたるとき多數議決に於て之を辭退するを得

第二十八條　本行株金に分配する純益金には利息を付せず毎營業年度終了のとき決算して分配す

第二十九條　毎營業年度終了のとき純益總額中少くとも十分の一を提出して公積金と爲し其餘數は株主に分配するを得

第三十條　本行營業年限は三十個年と爲す但し財政部に稟請して之を延長するを得

第三十一條　本章程を若し變更するときは株主會の議決を經て財政部に稟准したる後始めて効力を發生し得

尙又本行は政府の特許を得て、毎年一回割增金付の貯蓄票一百萬枚一千萬元宛を發行する事を得べく爲に民國三年十月十二日附を以て新華儲蓄銀行發行儲蓄票章程の發布を見たり即ち次の如し

新華儲蓄銀行發行儲蓄票章程

（民國三年十月十二日財政部令）

第一條　本銀行儲蓄票は政府に稟請して特准を受け發行す

第二條　儲蓄票の償還元金及當籤して給奬するは均しく政府之を保證す

第三條　儲蓄票票面金額は定めて銀圓十圓と爲す一枚を更に十枚に分ち其金額を銀圓一圓と爲す

第四條　儲蓄票發行總額は毎回一百萬元と定め即ち一百萬枚を一千萬枚に分つ

第五條　儲蓄票は毎年一回發行す

第六條　儲蓄票元金償還の期は三年を以て限りとす、其償還期日は票面に記明す但し已に當籤したる者は即ち憑票して奬を附し別に元金を償還せず

第七條　儲蓄票に附すべき利息は抽籤給奬を以て毎年抽籤一回給奬一回に代りす

第八條　毎年擧行する抽籤の期日及地點は毎回儲蓄票を發行するときに定め票面に書明す、如何を論せず之を更改

するを得ず

第九條　抽籤の當日は公開し政府より肅政史二名財政部より監理員一名所在地の商務總會より二名を公擧して會同し開籤を監視せしむ

第十條　每回發行の儲蓄票は均しく三回に分りて抽籤し開籤は每年一回と爲す但し已に當籤したる者には次回再び抽籤せず每回當籤者は五千枚にして即ち五萬枚の金額は左の如し

一等十萬元一個（一枚一萬元宛）
二等四萬元一個（一枚四千元宛）
三等三萬元一個（一枚三千元宛）
四等二萬元一個（一枚二千元宛）
五等一萬元一個（一枚一千元宛）
六等五千元二個（一枚五百元宛）
七等二千五百元六個（一枚二百五十元宛）
八等一千元三十個（一枚一百元宛）
九等五百元六十個（一枚五十元宛）
十等二百五十元三百個（一枚二十五元宛）
十一等一百元六百個（一枚十元宛）
十二等五十元一千個（一枚五元宛）
第一等奬末尾の三字が相同じきもの九百九十九枚は一枚四十元宛（即ち一枚四元宛）
第二等奬末尾の三字が相同じきもの九百九十九枚は一枚三十元宛（即ち一枚三元宛）
第三等奬末尾の三字が相同じきもの九百九十九枚は一枚二十元宛（即ち一枚二元宛）
計五千枚即ち五萬枚
給奬額五十五萬九千九百十元

第十一條　儲蓄票賣出後凡そ當籤して元金償還するときは票を認めて人を認めず若し遺失等の事故ありとも紛失の届出でするを得ず

第十二條　本行は儲蓄票に關する資金の運用は本行章程を遵照して處理すべし政府は隨時派員して之を監理す

第十三條　凡そ儲蓄票中第一二三四等當籤者は須く直按北京新華儲蓄銀行より受領すべし五等以下の當籤者は即ち原發行の地に就き新華儲蓄銀行及中國交通の兩銀行並に各郵便電信局より受領すべし

第十四條　凡そ當籤者は當籤の日より起算して一年以内に隨時該票を持參して受領すべし期を逾れば受領するを得ずして作廢す

第十五條　凡そ三回にして未だ當籤せざる儲蓄票は償還の期滿ちてより一年内に原發行地の新華儲蓄銀行或は中國交通の兩銀行及郵便電信局へ該票を持參して元金の拂戻を受くべし期日逾ぐれば受領するを得ず作廢す

第十六條　儲蓄票は本行を以て發行總機關と爲す中國交通總分行及各郵便電信總分局を以て發行代理機關と爲す總發行所は財政部より監理員一名を派遣して之を監理せしむ代理機關の章程は別に之を定む

第十七條　凡そ賣出の取扱ひを爲さんと欲する者は均しく總發行所及發行機關に向つて商定すべし之れが章程は別に定む

第十八條　第一年の抽籤時に達したる時儲蓄票尙賣出額全數に滿たざるときは已に賣出號數の儘抽籤を行ひ給奬す仍ほ本章程第十條に按照して所列各等の全數を給奬す其第二年第三年亦賣出の票號に照して開籤し仍ほ此法辦理

を按照す

第十九條　本章程を若し增入及修改するときは須く本銀行重役會決議を經て財政部に提出し其認可を受くべし

右章程に示すが如く本行は儲蓄票發行の總機關なるが、其儲蓄票なるものは我國等の割增金付債券とは其趣を異にし、償還期限は僅三ヶ年にして、割增金の外利子を附せず又割增金に當籤したるものには元金を支拂はざる制度にして、稍富籤（彩票）に類し其兩者の折衷せられたるものとなすべきに似たり、而して其元金及割增金の支拂については政府に於て之れを保證するものとす、儲蓄票賣出により得たる資金は本行章程に從ひ運用すべきものなれば、主として中國交通兩銀行への融通にあり、旁以て政府は之れにより兩銀行を通じて其政費を得んと計畫せる擧たるは推するに難からず

第一回儲蓄票は民國四年十月第一回を賣出し、數月內に賣盡し、更に其後四年、五年、六年の三回に抽籤を行ひ民國七年には規定に基き當籤以外の儲蓄票の支拂をなすべきの期に達したるも、其後儲蓄票の發行なく資金なき爲、國務會議の議決大總統の許可を經て更に三年間之れを繼續する事とし、七年四月二十五日を第一回とし、八年、九年の三回に割增金の抽籤をなし、其後に於て當籤せざるものに元金を拂戻す事とせり

尙政府の則例を以て決定したる本銀行の儲蓄種類は次の如き各種あり、其利率迄も決定したるは一奇と謂ふべし

第一類　當座預金

此類ノ預金ハ儲蓄者ノ爲ニ小切手ヲ設ケテ使用セシムルモノニシテ、第一回ノ預入最少限度ヲ限一百元或ハ京足銀一百兩トス、以後每次預入ハ最少限一元或ハ京足銀一兩トシ、其預金總額ハ制限ヲ加ヘス利子二分五厘每年六月十二月末ニ結算ス

第二類　特別當座預金

此類ハ特別儲蓄者ノ爲ニ帳簿ヲ設ケ、每回ノ預入最少限ヲ銀一元或ハ京足銀一兩トナシ、其預金總額ノ限度ヲ銀一千元或ハ京足銀十千兩トシ帳簿ニヨリテ收支スルモノニシテ、利息ハ複利法ニヨリ二分五厘ヲ附ス每月一回宛結算シ、其每月付スヘキ利息ヲ元金中ニ繰入レ翌月一日ヨリ利子ヲ附ス

第三類　通知預金

此類ノ預金ハ儲蓄者ノ爲ニ通知支票ヲ用ヒ預入辦法ハ第一類ニ照シテ之レヲ行ヒ、每回拂出ヲナス時ハ先ツ支票ヲ以テ本行ニ差出シ其驗明捺印ヲ得其後五日ニ於テ該支票ニヨリ拂出ヲナスモノニシテ利子四分トシ每年六月十二月末ニ結算ス

第四類　甲種定期預金

此類ノ預金ハ定期儲蓄者ノ爲ニ設クルモノニシテ凡ソ定期三ヶ月ハ利子四分、四ヶ月ハ四分半、六ヶ月ハ五分、一年ハ六分ニシテ期ニ至レハ元利共ニ拂戻ス

第五類　乙種定期預金

此類ノ預金ハ儲蓄者每月利子ヲ受取ルノ便利アルカ爲ニ設クルモノニシテ、定期一年ハ利子六分、二年ハ六分半

三年ハ七分、月々利子ヲ支拂ヒ期ニ至レハ元金ヲ拂戻ス

第六類　丙種定期預金

此類ノ預金ハ長年ノ儲蓄ノ爲ニ設クルモノニシテ、本行ハ複利法ニヨリ年利六分トシテ計算ス、若シ銀一百元ヲ預入セハ次ノ如シ

一年ヲ期トナシ期ニ至リ拂戻スヘキ元利	百六元九分
五年同上	百三十四元三角九分一厘
十年同上	百八十元六角一分一厘
十五年同上	二百四十二元七角二分六厘
二十年同上	三百二十六元二角三厘

銀額ノ多寡年數ノ長短ハ此ヲ以テ類推ス

第七類　丁種定期預金

此類ノ預金ハ儲蓄者カ毎月元利ヲ取回スルヲ得ルノ便利アル爲ニ設クルモノニシテ、本行ハ複利法ニヨリ六分ノ利子ヲ附ス、若シ儲蓄人毎月元利十元ヲ取回セントセハ次ノ如クスヘシ

預入百十六元一分二厘

一年內每月元利十元宛ヲ取回ス

預入五百二十九元九角〇七厘

五年內每月元利十元宛ヲ取回ス

銀數ノ多寡期間ノ短長之レヲ以テ類推スヘシ

第八類　戊種定期預金

此類ノ預金ハ儲蓄者カ一定年限ノ後ニ每月元利ヲ取回シ得ル便利ノ爲ニ設クルモノニシテ、本行ハ複利法ニヨリ年六分ノ利子ヲ附ス、其計算例次ノ如シ

一回預入銀元二百五十九元九角八分八厘、五年以後每月十元宛ヲ支拂ヒ三年ニシテ元利共ニ拂終ル

一回預入銀三百三十八元三角五分四厘、五年以後每月十元宛ヲ支拂ヒ四年ニシテ元利共ニ拂終ル

一回預入銀元四百十二元九角七厘、五年以後每月十元宛ヲ支拂ヒ五年ニシテ元利共ニ拂終ル

銀數ノ多寡期間ノ長短コレニヨリ類推スヘシ

第九類　己種定期預金

此類ノ預金ハ儲蓄者カ零存整取シ得ルカ爲ニ設クルモノニシテ、本行ハ複利法ニヨリ利子六分ヲ附ス、計算ノ例次ノ如シ

每月銀一元宛ヲ預金スルモノトス

一年ノ期滿ツレハ元利合計	十二元三角三分
二年同上	二十五元二角九分一厘
三年同上	三十八元九角一分五厘
四年同上	五十三元二角三分六厘
五年同上	六十八元二角八分九厘
六年同上	八十四元一角一分三厘
七年同上	百元七角四分六厘
八年同上	百十八元二角三分一厘
九年同上	百三十六元六角一分
十年同上	百五十五元九角二分九厘
十一年同上	百七十六元二角二分七厘
十二年同上	百九十七元五角八分三厘
十三年同上	二百二十元二分二厘

十四年同上　二百四十三元六角九厘
十五年同上　二百六十八元四角三厘
十六年同上　二百九十四元四角六分四厘
十七年同上　三百二十一元八角六分
十八年同上　三百五十元六角五分七厘
十九年同上　三百八十元九角二分七厘
二十年同上　四百十二元七角四分八厘

每月預入ノ數一元以上ナルヲ之レニヨリ類推スヘシ

第十類　庚種定期預金

此類ノ預金ハ儲蓄者カ修學婚嫁及養老等ノ預備トナサンカ爲ニ設クルモノニシテ其辦法乙種ト同シク其例次ノ如シ

每月預入銀七元三角二分二厘滿五年ニシテ元利五百元
每月預入銀三元二角七厘　滿十年　同上
每月預入銀一元八角六分三厘　滿十五年　同上
每月預入銀一元二角一分一厘　滿二十年　同上
每年預入銀八十五元八角八分三厘　滿五年　同上
每年預入銀三十七元六角一分三厘　滿十年　同上
每年預入銀二十一元八角五分一厘　滿十五年　同上
每年預入銀十四元二角一分　滿二十年　同上

第十一類　辛種定期預金

此類ノ預金ハ學校醫院ノ基本金、各種撫恤金、獎學金、其他各項慈善事業ノ爲ニ儲蓄セントスル爲ニ設クルモノニシテ、本行ハ利子亦特別高利ニ之レヲ附シ、一年ハ年七分、二年ハ七分半、三年ハ八分、四年ハ八分半、五年ハ九分トシ、期ニ至レハ元利共ニ支拂フ

後民國七年に至り右章程中改訂を要する箇所ありとて新株募集規則と共に、原定規則に改訂を加へ、同年一月二十六日附を以て財政總長王克敏氏より大總統に之が准許を呈請せり、即ち該株募集章程及改修章程を示せば左の如し。

新華儲蓄銀行新株募集章程

第一條　本銀行の定額資本を通用銀元一百萬元となし分ちて一萬株として一株一百元とす

第二條　本銀行株銀を二期に分ちて拂込み應募の際先づ五割を納め殘餘は董事會の決議を俟つて株券と引換へに之を拂込むものとす

第三條　本銀行株券は記名式とし本國人を以て限りとす

第四條　本銀行株は官利年六厘とし每年帳簿締切後株主證據券と引換へに之を支拂ふ

第五條　本銀行株券は民國七年七月一日より起算す、凡て期に先ちて株金を拂込むものは其々數に按じて官息を其內より控除すべし

第六條　本銀行每年決算に於て得たる所の利益は其の十分の一以上を控除して公積金とし其餘を株主配當及行員奬勵金に分配し均しく董事會の決議により之を行ふべし

第七條　本銀行資本は中國交通兩銀行持株五千株を除く外の其の餘の五千株は別に募集して之を滿たし均しく一律に本行定章に照して株主の權利を享有す

第八條　凡て株券の轉買讓與は本銀行臺帳に登錄するを要す

第九條　株券が若し抵當の情事に因りて紛擾を發生したる時は本銀行は株券面所載或は本行に登錄の株主を以て證據となす

第十條　株券若し遺失したる時は本人より保證人の署名捺印せる屆書を本銀行に提出すると同時に一面當地二種以上の新聞紙上に遺失廣告をなすべし、廣告の日より三ヶ月以內に問題起らざる時は新株券の換給を得べし

新華儲蓄銀行修正章程

第一條　本銀行は儲蓄を提倡し兼ねて商業を營むを以て宗旨となし定名を新華儲蓄銀行股分有限公司と云ふ

第二條　本銀行は股分有限公司の組織に遵據し資本總額を定めて通用銀元一百萬元とし分ちて一萬株、一株銀元一百元とす、株券は概ね記名式を用ひ株主は本國人を以て限りとなす

第三條　本銀行總行の營業地點を定めて北京となし分行の開設及其地點儲蓄櫃の分布及其地點は均しく臨時董事會の議決により財政部の許可を呈請すべし

第四條　本銀行の營業種類左の如し

一、各種當座儲蓄預金　二、各種定期儲蓄預金
三、各種年金儲蓄預金　四、各種爲替
五、爲替割引及抵當貸付　六、有價證券の買賣
七、貨幣金銀の兌換
八、各公司、銀行、商家手形及現銀の代理取立

第五條　本銀行は政府の委託を受け特別儲蓄事項を辨理することを得

第六條　本銀行に董事七人以上十一人以下を設け董事會を組織す其章程は別に之を定む

第七條　本銀行株主は一百株以上を有する者に非らざれば董事に選舉せらるるを得ず董事の任期は三年を期限となし期滿ちて連選連任することを得

第八條　董事中一人を公推して總經理となし一人を副經理となし常に辨事所に在て有ゆる行中の事務を行ひ均しく完全の責任を負ふ

第九條　本銀行に監察二人を設け五十株以上の株主より選びて之に充つ、其職權は別に規定を定む、任期は一年とし連舉連任することを得

第十條　總經理副經理に缺員ありたる時は董事中より再び之を公推す一董事及び監察人に缺員ありたる時は候補董事及監察人より得點順にて之を補ふ

第十一條　本銀行株主常年會及臨時會は董事會より召集し常年會の會期は每年三月に之を行ふ可し

株主が資本總額の三分の二以上を占有し會議に提出する事件を有し開會を請求せる時は董事は直ちに全體株主臨時會を召集し一ヶ月前に新聞公告をなすを要す

第十二條　株主會は十株每に一議決權を有し百株以上は二十五株每に一議決權を加ふ

第十三條　本銀行は董事を以て董事會を組織す、凡て經費の豫算、決算、純益の記當規定分配及行務の興董事項は均しく董事會の多數議決により之を行ふ

第十四條　董事會は每月常會一回を開き前條規定の各事を

議決する以外に總經理は一ヶ月内の營業狀況を會報に依りて之を告ぐべし

總經理或は董事三人以上の請求あれば臨時董事會を開くことを得

第十五條　監察人は各種帳簿に對し隨時檢查すべし

第十六條　每營業年度終了せる時は株主常會に於て之を報告し資產負債表及損益表は監察人之を檢查し其責任を負ひ並に財政部に呈送して其檢查及許可を受くべし

第十七條　本銀行は每年帳簿締切の時は預金總額の四分の一を現銀或は公債券にて其近くの中國交通兩銀行或は其他確實なる銀行に預入して以て儲蓄預金還付の擔保となす

第十八條　本銀行每年帳簿締切に得たる利益は其十分の一以上を控除して公積金となさざる可らず

第十九條　本銀行營業年限を定めて三十年とす、但し株主會の議決を經て財政部に之が延長を呈請することを得

第二十條　本章程に未だ盡さざる事項は銀行則例及公司條例股分有限公司の規定を適用す

第二十一條　本章程に若し變更を要する時は株主會の議決を經て財政部の許可を呈請して施行すべし

而して現在の組織は方仁元總理たり、賀傾副總理たり、程良楷、胡憲徽、查帳員たり、北京本店の外天津に分行を設く

營業成績

同行民國六年度決算報告は次の如くにして、當座預金計三百五十萬餘元、定期預金六十七萬八千餘元暫時預金四十二萬餘元合計四百六十餘萬元あり、兎に角相當の成績を擧げ居れり、其詳細次の如し。

資產負債表

借方

資本總額	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇元
當座預金	三、五〇五、六七六、四四九
定期預金	六七八、〇五七、八二六
暫時預金	四二〇、二九四、二三〇
存出金透支	一六八、一四四、五九七
來支滙款	八八一、五〇〇
積立金	五一、〇〇〇、〇〇〇
特別積立金	一七、〇〇〇、〇〇〇
本年純益	二一五、六七九、五七四
計	六、〇五六、七三四、一七六

貸方

存出資本	八五〇、〇〇〇、〇〇〇元
定期貸金	一、三六五、二八五、七一二
定期抵當貸付金	七七二、五二二、四一九
存出金	一、五五六、九三九、七七六
取引預金透支	一二二、一九九、一四五
暫時借入金	四二六、五一四、七五〇
開辦費	二三、七一五、六八〇
營業用土地家屋	八四、九六〇、五六二
營業用器具	三、七〇一、一五八

有價證券	四八七、七五三・九七八
他店勘定	五九、七二七・一〇八
現金	三㊂三、四一三・八八八
總計	六、〇五六、七三四・一七六

損益表

利息	四六、五一五・〇〇〇元
兌換損益	九八、五三七・〇〇〇
爲替料	一、四〇八・〇〇〇
手數料	二、二二九・〇〇〇
割引料	二五・〇〇〇
前期損益	九七、八五七・〇〇〇
合計	二四六、六七三・〇〇〇

各項支出	二九、四〇一・〇〇〇
開辦費分擔	四〇八・〇〇〇
營業用土地家屋分擔	一、〇九八・〇〇〇
營業用器具減價	九四・〇〇〇
本年純利	二一五、六七九・〇〇〇
合計	二四六、六七三・〇〇〇

民國五六年度鹽稅純收入表（上）

鹽務署に於て統計調製したる民國五六年度の地方別月割鹽稅純收入（即經費を除きたる收入左の如し）

月割鹽稅收入表

一九一六年　一九一七年

月	四、一五八、二四〇、七五	五、一三二、一一九、八三
一月	五、五四七、一五七、九一	三、八六六、九一八、〇〇
二月	六、八二一、五二五、五二	六、六五七、五八七、〇〇
三月	五、九二五、六一五、七八	四、〇〇〇、三六四、九九
四月	五、四〇三、三四三、五二	一、九一一、一四七、〇
五月	三、九五六、六三七、二一	三、三四二、六七四、三九
六月	二、三四二、七三八、六五	五、一公三、一〇〇、〇八
七月	三、八六二、五二、七七	七、一六六、五三、五四一
八月	五、八〇三、六〇五一	六、八九一、〇二三、八八
九月	七、六三三、三一七、〇九	九、七一二、四七七、七〇
十月	一〇、〇九八、〇一五、三六	六、二五五、三四七、五八
十一月	九、〇七五、四五四、五七	二、三二一、二六三、五
十二月	七〇、六二七、二四九、六二	七二、四四〇、五五九、八九
合計		

各鹽區及收稅局別收入表

一九一六年　一九一七年

長川	蘆南	二一、八四五、七三〇、六	八、七六四、七五四、二九
北天	川奉	一、二九九、九一五、一	四、六二一、四九八、五六
福建	州海	二、一三、六八八、七五	六、四一、九五〇、三一
河東	州東	二、四四、二三五、四一	五、九八一、四三二、八
廣東	浙兩	二、八二一、三二一、六一	二、三五〇、九二一、八九
山東	江松	一、九五、七三七、六五	五、七一三、六九二、〇六
揚州	南雲	二、五八五、五七〇、一〇	三、三三一、九三四、六八
正陽關官運局	長沙（沙南回岸）	一五二、八六五、四五	二五七、〇〇〇、〇〇
多倫諾爾收稅局		一七〇、二三〇、二	三、三二六、三五一、〇八
阿東官運局		二、六四二、七八七、〇四	一〇〇、〇〇〇、〇〇
花定收稅局		二六七、〇〇三、五五	二、四二、〇三五、一七〇
湖北淮（南回岸）			
宜昌稅收局			
吉黑官房局			
廣西			
貴州			
南昌（淮南回岸）			

一、五六九、七四四、七五	一、三九、九九一、五二
五、六〇〇、七〇八、九二	四、六二一、四九八、五六
二、〇九一、四四九、四八	二、一三、六八八、七五
三、六〇六、八一四、八二	六、四一、九五〇、三一
七、九七三、五三六、二八	二、四四、二三五、四二
二、九〇六、六八一、七四	五、九八一、四三二、八
二、九〇八、七二二、八三	二、八二一、三二一、六一
二、九〇八、七二二、七二	二、三五〇、九二一、八九
一、四一四、六六八、六五	一、一、九五、七三七、六五
四、二四五、八二四〇一	五、七一三、六九二、〇六
二、六五二、七六八〇〇	二、五八五、五七〇、一〇
四四〇三、二六八四〇	三、三三一、九三四、六八
二〇六、〇〇〇、〇〇	一五二、八六五、四五
三〇二、一〇七、八四	二五七、〇〇〇、〇〇
二、五〇八、九八九、六〇	一七〇、二三〇、二
二、三二八、三七六、六二	三、三二六、三五一、〇八
八九三、〇四七、三八	一〇〇、〇〇〇、〇〇
二、四六八、五三二、五〇	二、四二、〇三五、一七〇

壹　月

一九一六年　一九一七年

	一九一六年	一九一七年
山西官運局	一、六〇〇、〇〇	
沙市收稅局	七六、九一五、三八	七五、〇五四、三三
大同官運局	一、九三三、一〇一、三〇	一、九八一、七一〇、七〇
合計	七二、四四〇、五五九、八九	七〇、六二七、一四九、六二
蘆南	一五〇、〇〇〇、〇〇	二〇〇、〇〇〇、〇〇
川北	一、四九二、〇〇九、四一	四七、九〇一、九〇
川天	一六七、〇二七、七六	一三、八六六、一三
奉州	二四九、〇〇〇、〇〇	七一四、八七八、六六
海福	二三五、七六一、五〇	一九五、六六二、四
河東	四〇〇、四九九、一一	五〇、〇三八、四五
廣東	五七九、三八三、六九	四八〇、七九二、八
兩浙	一二四、六四〇、七四	七五六、二五五、四三
山東		九四、〇九五、七五
揚江	二四八、二六八、六九	四四〇、〇二一、六九
雲州	二五七、三二一、〇七	九九、七〇〇、〇〇
長沙	三五九、〇六二、五五	三四三、一三一、五五
正陽關（官運局）		
多倫諾爾		
河東官運局		
花定官運局		

貳　月

一九一六年　一九一七年

	一九一六年	一九一七年
湖北	三一二、三八五、〇〇	一八五、一八五、三九
宜昌	三〇一、一七八、九七	一九〇、〇〇〇、〇〇
沙市	一六、〇八六、五二	九九、一九四、五
大同	五、一三二、一九八三	四、一五八、二四〇、七三
蘆南	一五〇、〇〇〇、〇〇	二五〇、〇〇〇、〇〇
川北	九九、〇八八、四九	八一四、一一六、二五
奉天	一三六、八六二、五六	一三九、八六七、九〇
海州	五五、〇〇〇、〇〇	三三九、五五五、二四
福建	二八二、三八六、五〇	一九四、三一九、一八
河東	二一〇、四一八、四三	七九五、一一一、八四
廣西	三五〇、四七九、〇七	一四一、七五〇、二七
兩浙	一三三、九四七、三九	一九〇、〇〇〇、〇〇
山東	二四七、五五八、七一	六三一、八三四、五七
松江	九九、一七四、〇三	九七、七八八、三〇
揚州		

三月

一九一六年　一九一七年

合計	大同	沙市	山西	南昌	貴州	廣西	吉黑	宜昌	湖北	花定	河東	多倫諾爾	正陽關	長沙	雲南
八七〇三二四七														二五七、六三二四	八七〇三二四七
三一五、〇〇〇、〇〇												二〇〇、〇〇〇		四三九、九七〇三七	三一五、〇〇〇、〇〇
三、八六六、九二八〇〇	九五、七三二八六	四、七九三四八		二三四、五五二〇五				二三六、六六八三〇	二二八、八一九七二		一五七、四三〇、五三			一九六、三八七、六〇	三〇〇、〇〇〇、〇〇
五、五四七、一五七九二	一五八、一八一、九七	六、三〇二、二五		一七九、六四一、六四							一五八、一八一、九七				

三月

合計	大同	沙市	山西	南昌	貴州	廣西	吉黑	宜昌	湖北	花定	河東	多倫諾爾	正陽關	長沙	雲南
一、六七九、九七二四															
二五〇、〇〇〇、〇〇															
九九〇、二〇															
三九二、〇〇〇、〇〇															
四六、一〇三五二															

合計	大同	沙市	山西	南昌	貴州	廣西	吉黑	宜昌	湖北	花定	河東	多倫諾爾	正陽關	長沙	雲南
六、六五七、五八七〇〇				四四一、六一九〇三											
一六五、八五九、一五		四、九三八、三五													
一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇															
四八四、八九一、三五															
六、三二、一七四、二九															
一九〇、〇〇〇、〇〇															
三六四、二九五、六四															

四月

合計	大同	沙市	山西	南昌	貴州	廣西	吉黑	宜昌	湖北	花定	河東	多倫諾爾	正陽關	長沙	雲南	揚州	松江	山東	南浙	廣東	河東
六、八二一、五二五、五二				一三四、七三二三																	
一〇三、五七九、六三		五、五八七、七五																			
二一〇、〇〇〇、〇〇																					
九八、九五一、六三																					
七八五、七一〇、八六																					
一八五、〇〇〇、〇〇																					
四四三、六八二、七																					

一九一六年　一九一七年

蘆	一,〇〇九,九九四,四八	九〇〇,〇〇〇,〇〇
南		五四七,四五〇,二五
北		三〇二,四六六,二六
天	二九四,〇〇〇,〇〇	三〇三,八七四,六三
建	一五八,一七九,三八	二四〇,〇〇〇,〇〇
州	五二五,四二〇,五二	七八,七五五,八五
東	二〇〇,一五六,四八	六〇〇,六六三,四五
東	一三五,五二五,〇〇	六七三,五三三,四一
浙	一九八,二九一,六一	二四一,五三三,〇五
東	二一〇,〇〇〇,〇〇	三〇〇,〇〇〇,〇〇
江	六九,四〇三,〇〇	九八,四五五,五一
州	五九五,一八一,〇六	二九四,八七〇,二九
南	二五六,二五	
沙	一二九,〇四七,七一	五四二,六三四,四〇
關		
東		
北	一五八,六七九,一一	一九四,三〇一,一四
昌	二三六,七二四,五一	二三三,一九一,九〇
西		
州		
西		
昌		一九五,〇〇二,七

蘆		二五〇,〇〇〇,〇〇
南		
北		三九二,〇〇〇,〇〇
天		一〇,〇〇〇,〇〇
建		六九,〇三三,二一
州		
東		
東	二六一,七五九,〇〇	
浙	六四,四〇四,一〇	
東	二〇,〇〇〇,〇〇	
江	七九,一四七,六二	
州	二四七,二七六,四三	
南		
沙		
關		
東		
定		

五月　一九一六年　一九一七年

山		二,四〇三,八六	七,二一〇,四七
西			
沙		七七,一〇三,〇三	一七一,七七一,三七
市			
大			
同			五,九二五,六一五,七八
合		四,〇〇〇,三六四,九九	
計			

蘆	一,〇〇〇,〇〇〇,〇〇
南	九九九,〇九六,七一
北	一三,七七七,七四
天	五〇六,〇〇〇,〇〇
建	一三〇,〇〇〇,〇〇
州	一四八,三九三,二四
東	五七二,四八二,五二
浙	二三七,九五四,八六
東	二六〇,〇〇〇,〇〇
江	九九,〇四五,七三
州	九九,〇三七,一七
南	
沙	三四七,三四一,七九
關	
東	五,〇〇〇,〇〇
定	三,四一二,〇

六、月

一九一六年　一九一七年

合計	北同	昌市	昌西	州黑	昌西	南贛	廣州	吉西	黑江	宜昌	湖北	沙定	南東	沙倫諾爾	陽關	正陽	長沙	雲南
一、九二一、七四七〇	一〇三、一六七六三	七、四四〇、二〇								一〇四、一三六、七二	三〇三、八一九、七九							
一、九二一、七四七〇	一〇三、一六七六三	七、四四〇、二〇								一〇四、一三六、七二	三〇三、八一九、七九							
五、四〇二、三四三、五二	二四八、七〇三、四九	八、二七二、七		一八〇、〇〇一六五						二六九、七九七四六	一五八、〇一七、二九							
一四八、七九九、二三	六九、四二八、二	九〇、〇〇〇、〇〇	一九八、四五〇、七三	二五〇、三六七、八	六三〇、〇〇〇、〇〇	一六三、五九〇、一一	二三〇、〇〇〇、〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇	四九、〇五二、三	三九二、四一四三	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	三五〇、〇〇〇、〇〇	七七、七二七、九四	五〇〇、〇〇〇、〇〇	九〇、〇〇〇、〇〇	一九八、四五〇、七三	二五〇、三六七、八	六三〇、〇〇〇、〇〇	一六三、五九〇、一一	二三〇、〇〇〇、〇〇	六九、四二八、二	一四八、七九九、二三	二九四、〇〇〇、〇〇	五〇、〇〇〇、〇〇	六八、七四五、七四	二九、五三〇、七〇	二四六、二〇五、四八	三〇、〇〇〇、〇〇	四九、〇五二、三	三九二、四一四三	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	三五〇、〇〇〇、〇〇	七七、七二七、九四	五〇〇、〇〇〇、〇〇	九〇、〇〇〇、〇〇	一九八、四五〇、七三	二五〇、三六七、八	六三〇、〇〇〇、〇〇	一六三、五九〇、一一	二三〇、〇〇〇、〇〇	六九、四二八、二	一四八、七九九、二三	二九四、〇〇〇、〇〇	五〇、〇〇〇、〇〇	六八、七四五、七四	二九、五三〇、七〇	二四六、二〇五、四八	三〇、〇〇〇、〇〇	四九、〇五二、三	三九二、四一四三	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	三五〇、〇〇〇、〇〇	七七、七二七、九四	五〇〇、〇〇〇、〇〇	九〇、〇〇〇、〇〇	一九八、四五〇、七三	二五〇、三六七、八	六三〇、〇〇〇、〇〇	一六三、五九〇、一一	二三〇、〇〇〇、〇〇	六九、四二八、二	一四八、七九九、二三	二九四、〇〇〇、〇〇	五〇、〇〇〇、〇〇	六八、七四五、七四	二九、五三〇、七〇	二四六、二〇五、四八	三〇、〇〇〇、〇〇	四九、〇五二、三	三九二、四一四三	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	三五〇、〇〇〇、〇〇	七七、七二七、九四	五〇〇、〇〇〇、〇〇	九〇、〇〇〇、〇〇	一九八、四五〇、七三	二五〇、三六七、八	六三〇、〇〇〇、〇〇	一六三、五九〇、一一	二三〇、〇〇〇、〇〇	六九、四二八、二	一四八、七九九、二三	二九四、〇〇〇、〇〇	五〇、〇〇〇、〇〇	六八、七四五、七四	二九、五三〇、七〇	二四六、二〇五、四八	三〇、〇〇〇、〇〇	四九、〇五二、三	三九二、四一四三	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	三五〇、〇〇〇、〇〇	七七、七二七、九四	五〇〇、〇〇〇、〇〇	九〇、〇〇〇、〇〇	一九八、四五〇、七三	二五〇、三六七、八	六三〇、〇〇〇、〇〇	一六三、五九〇、一一	二三〇、〇〇〇、〇〇	六九、四二八、二	一四八、七九九、二三	二九四、〇〇〇、〇〇	五〇、〇〇〇、〇〇	六八、七四五、七四	二九、五三〇、七〇	二四六、二〇五、四八	三〇、〇〇〇、〇〇	四九、〇五二、三	三九二、四一四三	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	三五〇、〇〇〇、〇〇	七七、七二七、九四	五〇〇、〇〇〇、〇〇	九〇、〇〇〇、〇〇	一九八、四五〇、七三	二五〇、三六七、八	六三〇、〇〇〇、〇〇	一六三、五九〇、一一	二三〇、〇〇〇、〇〇	六九、四二八、二	一四八、七九九、二三	二九四、〇〇〇、〇〇	五〇、〇〇〇、〇〇	六八、七四五、七四	二九、五三〇、七〇	二四六、二〇五、四八	三〇、〇〇〇、〇〇	四九、〇五二、三	三九二、四一四三	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	三五〇、〇〇〇、〇〇	七七、七二七、九四	五〇〇、〇〇〇、〇〇	九〇、〇〇〇、〇〇	一九八、四五〇、七三	二五〇、三六七、八	六三〇、〇〇〇、〇〇	一六三、五九〇、一一	二三〇、〇〇〇、〇〇	六九、四二八、二	一四八、七九九、二三	二九四、〇〇〇、〇〇	五〇、〇〇〇、〇〇	六八、七四五、七四	二九、五三〇、七〇	二四六、二〇五、四八	三〇、〇〇〇、〇〇	四九、〇五二、三	三九二、四一四三	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	三五〇、〇〇〇、〇〇	七七、七二七、九四	五〇〇、〇〇〇、〇〇	九〇、〇〇〇、〇〇	一九八、四五〇、七三	二五〇、三六七、八	六三〇、〇〇〇、〇〇	一六三、五九〇、一一	二三〇、〇〇〇、〇〇	六九、四二八、二	一四八、七九九、二三	二九四、〇〇〇、〇〇	五〇、〇〇〇、〇〇	六八、七四五、七四	二九、五三〇、七〇	二四六、二〇五、四八	三〇、〇〇〇、〇〇	四九、〇五二、三	三九二、四一四三	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	三五〇、〇〇〇、〇〇	七七、七二七、九四	五〇〇、〇〇〇、〇〇	九〇、〇〇〇、〇〇	一九八、四五〇、七三	二五〇、三六七、八	六三〇、〇〇〇、〇〇	一六三、五九〇、一一	二三〇、〇〇〇、〇〇	六九、四二八、二	一四八、七九九、二三	二九四、〇〇〇、〇〇	五〇、〇〇〇、〇〇	六八、七四五、七四	二九、五三〇、七〇	二四六、二〇五、四八	三〇、〇〇〇、〇〇	四九、〇五二、三	三九二、四一四三

支那の開放と利權の爭奪

ウィスコンシン大學
政治學教授　スタンレイ、ケイ、ホルンベック

國際政治に於ける『門戸開放』なる語は同時に二箇の意義を有す、即ち一は或る特定國家の門戸を開放するの問題にして、一は其の門戸の開放を維持するの問題なりとす。後者の場合に於ては、其の門戸の開放を維持する爲めの手段及び條件に關して幾多の問題あり。實際問題として、支那に於ける門戸開放政策なるものを完全に說明せんとするには、勢過去四百年間に亘る支那の外交史を研究せざるべからず。然れども現狀の說明として明かに斯る細葉に亘りて研究するの要なし。西洋通商關係の始まりし後三百年間の歷史は之を看過して可なり。支那の始めて外國との通商を公許せるは一八四二年にして、是れ阿片戰爭の結果南京條約に依りて英國が支那の五港（上海、寧波、廈門、福州、廣東）を開放せしむること、領事任命の權及び『英國人の欲する如何なる人に對しても通商行爲を爲し得る』の權利を獲得せるに由る。同時に英國は支那をして香港を割讓せしめたるが、是れを以て支那が外國に對して自國の領土を割讓せる嚆矢となす。次で間もなく支那と米國並に佛國との條約締結せられたり。

米國最初の對支政策の根本主義が如何なるものなりしかは、一八四四年の條約豫備中に、Caleb cushing が支那側談判委員に交附せる覺書よく之を示す、曰く、

『米國は支那の領土の寸土尺地も欲するものに非ず、而して、米支兩國の正義と名譽とを毀損するが如き一切の約定條件をも希望するものに非ず』云々。

其の次の時代の英國、米國、佛國の各代表者は、通商の權利及び當該各國人民に對する平等の待遇を保障せしむる

ことを念とし專ら自國の利益を伸張せり。間もなく英國は香港を自由港として開放し、遂に今日に及べり、澳門に於ける葡萄牙人も亦、直ちに英國に倣ひて同港を開放せり。

一八四五年英國は、商業上の目的の爲めに、上海に一の特別地域を設置せしむる權利を得たるが、英國はこの特別地域は何人に對しても開放せらるべきものなりとの主義に則り、所謂居留地の發達を計りたり、故に上海の各國居留地は、其後に開かれたる各開市場に於ける外國居留地の模範となれり。

一八五四年條約改正の議起るや、Clarendon 卿は英國公使に對して訓令を發し、支那に對する勸告中特に或る種のものに就いて最も力說せるが、其の第一は、支那帝國全體に對して普及的の接近をすべしとのことこれなり。米國及佛國の駐支公使も、各々英國と共同すべき旨の訓示を受けたり。一八五八年並に一八六〇年の兩度に於て、英佛兩國の武力干涉ありて、新條約は終に出來せり。(英佛聯合軍の北京陷落)當時英、佛、米、露各國によりて致されたる要求條件は大略同樣なりしも、該國は別に單獨條約を締結しこれによりて、支那帝國領土の北東部及び西伯利亞に接壤せる支那帝國領土内に於ける特種の讓與及特權を獲得せり。

此の新條約に依りて、北京駐在外國使臣は其の住居を得、新に開市場を設け、支那關稅は從價稅五パーセントに確定し、治外法權の原則に對する確實なる定義を與へ、阿片賣買を公認し、嘗て外人の力爭せる所の諸權利に關する詳細なる規定を設けたり。英國は香港に於ける商業的基礎を確保せんがために九龍の地を割讓せしめたり。

列强は嘗て何れも獨占的の讓與を獲得するの意志なきことを表明せり。勿論列國中或る特定の一國に對し獨占的の讓與を賦與さるゝことは、各國の欲せざる所なりしも、露國及び英國は其の例外たりしなり。而して其等の各條約には、最惠國條款なるものありて、『各國政府並に國民に對して、已に支那より附し若しくは今後附する所の凡ての特權特許稅及び利益に就て、自由平等の分與を得べき』ことの條約を具備せり。(一八五八年英清條約第五十四條參照)

該條約は實に支那の門戶開放を標示せるものにして、且つ其の最惠國條款によりて、該條約の各條項は、現今に於ける支那との全締約國にまで伸及し、今日支那に於ける外國人、外國人の住居及び商業に關する共通の權利の基礎を形造るに到れり。

前述の北京駐劄各國公使は最初の間は共同動作を爲したるが、勿論故意に非ずとするも、其の當然採るべき手段に就いて屢々意見の相違を來せり。其他の各國も間もなく支那と條約を締結し、支那との締盟國は、英吉利、亞米利加佛蘭西、露西亞、普魯西、瑞典、諾威、葡萄牙、和蘭、丁抹、西班牙、白耳義、伊太利、澳洪國等を含むに到れり。一八七一年日本も締約國の一に加はれり。斯の如くにして間もなく、各國各自の志望及び政策の間に明かなる相違を來すに到れり。此の事は、一八七六年英國公使が芝罘條約を商議せるに始まり、一八八五年及び其後に於て益々顯著

となれり。而して利權の爭奪は、一八九五年より九八年に到る交に於て其の極先に達したり。將に來らんとする葛藤及び危險より免れんが爲めに、門戸開放政策なるものが確定的に宣明せられ、是れを以て、各國を脅威する所の害敵に對する牽制法として、且つ又『將に起らんとする支那の分割及び支那の一般的混亂の狀態より脫出せしめんが爲めの手段として』各國をして共同動作の原則に還元せしむべき方法とせり。最初にして且つ實質上、支那帝國の領土を割取せるものは露西亞にして、これ一八五八年及び一八六〇年の兩條約によりて完結せるものなり。該兩條約に依りて、支那は自國領土たる黑龍江江北並に烏蘇里江江東の地を失ひ、露西亞はこれを獲得せり。而して此等兩地方の面積は約一百萬方哩に達し、六百哩の海岸線を有す。此の地方は世界に開放せられずして、直ちに、閉鎖されたる露西亞帝國の一部となりたり。英佛聯合軍が、支那を開放して世界と通商せしめんが爲めに、武力に訴へたり。此の事は成功せるも其の間に乘じて、露西亞は以上の如き尨大なる土地を獲得せるが、これ即ち英佛兩國にとりては、間接的なる、全然豫想せざる、而して注意せざりし結果の一なりしなり。加之、露西亞は、國境地方一帶に於ける關稅の低下、黑龍江、烏蘇里江及松花江に於ける特殊權並に獨占權等通商上の特權を享受せり。

斯くて露西亞は支那領土侵略主義を繰返したるが、二十五年後に於ては、此の主義は日本の踏襲する所となれり。而かも此の領土侵略主義なるものは、英國が香港を割取して、其の先例を示したるものなりとの主張は、全然謬說たるを免れず、何となれば、香港は一小島に過ぎずして、各國民（支那をも含む）の利益增進の爲めに、一の商的立脚地を建設するの目的を以て、支那より讓受せるものなり。而して香港は、平等の條件を以て、各國民の使用の爲めに、自由港として開放せるを以てなり。

露西亞が北邊に進出せる間に、佛蘭西は、弛緩なる羈絆に依りて支那の屬邦たりし南方の諸地方を自己掌中に汲集せんが爲めに、着々歩を進めたり。寧ろ不名譽なる戰爭の戰はれたる後、一八八五年及び八六年の條約に依りて、印度支那は完全に支那帝國より分離し、支那國境地方に於ける佛蘭西の商業上の特權擁護の地となれり。

一方、日本は一八七五年より九五年に到るの交歩一歩、永く支那と朝鮮との間に存在せる從屬關係を斷絶せしめんことを計れり。一八九四年日清戰爭を惹起せるは日本の侵略政策にして、支那の韓國に對する宗主權を消滅せしめ、並に韓國の完全なる獨立の承認を得たるに滿足せず、日本は、下關條約に依りて、臺灣、澎湖列島及び南滿洲を强取せり。（一八九五年四月十七日）所謂『利權の爭奪』なるものを高調せる、連續的なる侵略の第一歩を劃せるものは、此の日清戰役にして、即ち支那帝國の政治的中心に近接せる廣大なる而して重要なる地域を獲得せんとの計畫これなり。支那侵略の第一着手は日本にして、決して其の二年後に起れる獨逸の山東省略取に非るなり、斯くて直ちに論爭の焦點となれる問題を提供せるものは此の日清戰爭なり

き。曰く、支那は分割さるべきか？と。利權の爭奪は間接に團匪事件の勃發を促進せしめたり。團匪事件は、露西亞に對して、滿洲に於ける露日の地位を强固ならしむるの機會を與へたり。而して、露西亞の滿洲侵略は日露戰爭を生めり。斯くの如くにして、日本は果して極東の平和の爲めに何物をか貢獻する所ありしか！

世界は支那の壞崩に驚愕し、且つ日本の勝利を贊嘆せり。然れども、露西亞は、自國の立脚地よりして、日本に對する抗議の口實を得、獨佛兩國の後援を以て、日本に對して其の戰利品中の重要物件を保持することを禁止せり。即ち露獨佛三國は日本に强要して南滿州を支那に還附せしめたり。日本の併合せんと欲せし南滿の地は、これより三年後露西亞の租借せる南滿の地域よりも廣大なるものなりしことは注意すべきことなりとす。

日清戰爭は支那の軍事的幷に財政的缺陷、低劣なる行政能率及び官吏の腐敗等を遺憾なく暴露せり。其の結果支那は早晩瓦解すべしとは世界一般の印象せる所にして、斯くして支那の分割を考慮するに到れり。日本にとりては、戰爭の勝利は、既存の野心に對する一の刺撃となれり。而して、支那領土保全主義に對する歐洲列强の意向を全然無視して遼東半島を强取せる日本の先例が導火線となりて、特殊の讓與及び對抗的讓與を獲得して而して所謂『勢力範圍』なるものを確立せんとする列强一般に通ずる支那の利權爭奪の時代を現出せり。

卽ち佛蘭西及び露西亞は、彼等が支那に與へたる所の助力に對する報酬を要求するに決して躊躇することなかりき。支那は日本の强請に懸る償金を償却するために資金を必要とせるを以て、英國に借款を申込めり。然るに露西亞はこれに干渉して、支那をして其の資金を佛蘭西に求めしめたり。故に該償金資金は露西亞を仲介者として、佛蘭西より調達せり。而して、露西亞は將來に於て享受すべき利益に對する保障を得たり。

下關條約調印後未だ二ヶ月を經ざるに、佛蘭西公使は、支那をして、佛蘭西に對して、領土的讓與をなさしめ、獨占的性質を帶べる商業上の特權を與へしむるの一協約を締結せり。一八六九年及び一八八一年の兩條約に依りて露西亞が支那の北邊の地を得たる特殊讓與は、佛蘭西が印度支那領に隣接せる邊境の地を得るに對して、好個の範例を示せるものにして、佛蘭西に對する此等の讓與は、海路に依る眞の競爭者、卽ち、英領印度支那ビルマの方面よりして南支那の商權を握らんとする英國の企圖に對して損害を與へたること決して尠少にあらず。公然西南地方に於て獨占的利益の地位を確保せんとする政策を固執せる佛蘭西の隱忍努力は、當然の結果として、自國及び英國內の利害關係の衝突を餘儀なくせしめたり。英國は、支那が、佛蘭西の强要に依りて、最惠國待遇の誓約を破壞せることに關して抗議せり。然れども、支那は佛蘭西の要求に反對すべき實力を有せず。故に英國は、其の報償的讓與を要求し、一八九七年遂に之を得たり。其の間英佛兩國は、雲南、四川兩省に於て、英佛兩國の何れか一國に對して與へられたる所

の讓與、特權、利益は、須らく『兩國に對して共通に與へらるべきこと』を使宜とする旨の協約を締結せり。これ一八九六年の事なりとす。一八九七年二月、北バルマ國境地方に於ける土地の割讓及び南支那に於ける新通商航路及び開市場の開設なる形式に於て、佛蘭西に與へたる讓與の相殺として、支那は英國に對して報償し、斯くして英國は滿足せり。

一八九五年に於ては、露西亞は恰も支那の親友の如くなりき。即ち、支那のため遼東半島を還附せしめたるものは露國に非るか？償金返却の爲めに佛蘭西よりの借款を支那に斡旋せるものは露國に非るか？、露西亞は、支那に對して若し、支那を援助する者の意見に從ひて行動することを拒絶せんか、露國は日本が其の戰利品を保持するを認容せんと威嚇せりの遮莫以上の事ありとするも、露國が支那に對して助力を與へたるの事實を變更するものに非るなり。これ物質的報償を要求せる所の助力にして、次に發展し來れる形勢に對するアイロニーたらずんばあらず。即ち斯くして露西亞は日本をして還附を餘儀なくせしめ且支那を助けて其の報酬を強要し、其の問題の地域をやがて自己掌中に收めんがために、靜かに豫定の計畫を進行せしめたるなり。爾後十年にして日本が露西亞の該計畫を紛碎せる結果、形勢は積極的に滑稽化せり、其のアイロニーは、最近十年間日露兩國が手を携へて、支那を犧牲にして兩國共通の利益及び各々自國の利益の增進を計れるに思ひ到る時、益々其甚しきを覺ゆるなり。知らず、獲得物最後の分配法は如何？

支那は今日まで強ひられたる日露兩國の所謂好意なるものを享有せり。然かも、支那は一の幻影の擁護の爲めに日露兩國に對して支拂へる所決して少からず、これ滿洲に對する主權なる幻影の擁護にあらずして何ぞや。而して今や滿洲の支配者は果して何人なるか？

一八九六年のカシニー條約なるものが無稽の事なるにせよ、又事實なるにせよ、而して又後者なりとするも、其該條約の內容如何は、吾人の何等關する所に非るなり。露支兩國は一八九六年東淸鐵道の創設に關する協定となり。露淸銀行（華俄道勝銀行）は創立せられ、露國政府の手を通じて一の有力なる政治的機關となれり。支那は露西亞に對して、北滿洲を通過する西伯利亞橫斷鐵道を敷設するの權利を與へたり。而して其の十八ヶ月後に到りて、更に南の方旅順に達する支線を建設するの權利を與へたり。

日本、佛蘭西、英吉利、露西亞等が此等種々なる侵略をなせる間に、獨逸は終に次の如き結論に到達せり。曰く獨逸は可及的速かに、支那に於て一の海軍根據地を獲得し且つ一の勢力範圍を確立せざるべからずと。

斯る政策が考慮せられつゝありとの通告は一八九六年の獨逸國會に於てなされたり。斯くして、山東省は欲求の目的地と確定されたり。一八九七年十一月山東省に於ける二名の獨逸宣敎師の殺害事件なるものは、獨逸に活動の好機を與へたり。獨逸艦隊は直に膠州灣を占領し、要求は支那政府に向ひて提出されたり。而して普露西のハインリッヒ皇子は談判のために派遣されたり。獨逸皇帝は皇子を送る

に、かの有名なる『鐵の拳』なる激勵辭を以てせり。

一八九八年三月六日の條約締結の結果、獨逸は膠州灣及其附近の地に對する九十九ヶ年間の租借權の外、鐵道敷設權、該鐵道沿線の鑛山採堀權、並に支那が山東省を發達せしむる爲めに外國の助力を得んとする場合に於ては、借款及び其他の形式に於てする外國の援助を拒絶せしむるの權利を獲得せり。更に獨逸が將來租借權の期限滿了後支那に對して膠州灣を還附するの意思を表示するときは、支那は獨逸が膠州灣經營のために要せし所の費用を償還し、且つ更に適當の土地を獨逸に割讓することを約すとの條項を附加せり。而かも現大戰の終局に際して、支那は最近日本の有に歸せる膠州灣のために果して獨逸に辨償する所あらんとするや否や?

是より先き、露西亞は既に山東省に於ける讓與に對する優先權を有せしも、露西亞政府の膠州灣占領に對する默諾は、獨逸は、露西亞が更に滿洲に進出することを承諾する意味に於て保障されたるが如し。英國は其當時、英國は此に對して干渉すべき地位に在らずとし、且つ英國の傳統政策は支那の領土保全なりしにも拘らず、英國政府は何等の抗議すらも提出せざりき。

Count Bülow は説明して曰く、獨逸は、支那の分割運動を促進せしむるが如き意志を全く有せざるも、獨逸は極東に於ける將來の發展のために自國の勢力範圍を有せざるべからず。而して將來分割せらるゝ場合には、獨逸は其の際獲得者の地位に立たんことを欲するものなり』と。

獨逸は膠州灣占領は露西亞をして懊惱せしめたり。而して、英國の妨害運動の失敗に依りて英國は失望せり。前者の事實は一の先例を示し、後者の事實は斯ることを行ふも尙安全なりとの觀念を與へたり、即ち此の兩個の事實は露西亞をして、今や滿洲進出の絶好時機なりと思はしめたり露國艦隊は旅順に向ひて出動を命ぜられたるも、英國政府は何等抗議することなかりき。露國は單に其の船舶のために冬期の碇泊地を欲求するに過ぎざる旨を日英兩國政府に致せる後、一八九八年露西亞は、獨逸が膠州灣を租借せると同樣の條件を以て、報償の意味に於て、旅順を露西亞に租與すべきことを要求せり。次で三月二十七日の條約に依り、一千三百方哩の面積を有する、而して旅順及び大連の二港を含有する遼東半島は、二十五ヶ年の期限を以て露西亞の租借する所となれり。然かも今日まで知らるゝ所に於ては、日英兩國政府は何れも何等抗議を提出することなかりき。露西亞は同時に、北邊に於ける鐵道と、新に獲得せる根據地との連接を計畫したるを以て、該條約に於て、支那は露西亞に對して、該鐵道沿線、並に此に接續する土地に於ける數多の獨占的特權を讓與せり。

斯くして露西亞は滿洲より他國の勢力を驅逐して、此の豐饒なる地方全體を同化するの機會を得たり。若し露西亞にして其後數年間隱忍自重して、餘りに專制的なるを避けしならんには、露西亞は滿洲の平和的征服を成就したるやも未だ知るべからざるなり。該條約は頗る巧妙に組織せられたるが、之を概言するに露西亞は、支那國中に於て他の

何れの國に對して與へられたるよりも、良好なる地位を與へられたり。露西亞は該條約に依りて、支那の領土上に、自國の司法權及び行政權管轄の下に、約一千七百哩の鐵道を建設するの權利を得たり。露西亞は遼東半島の支配權を得たり。且つ鐵道沿線全般に亘りての特殊權を獲得せり、而して其の中には鐵道護衛兵として軍隊を派遣するの權利を含めり、更に北方國境地方に於ける關稅率の低減をなさしめたり。形勢は斯の如くに單純に進轉せるを以て、露國政治家をして自負過信せしめたる結果、彼等は日本の目的の那邊に有するか、增進せる日本の實力の如何なるものなるかを計量することに失敗せり。然るに、日本は一八九五年の事件に對して憤滿遣る方なく、更に自國の安危に對して自覺し、而して自國の發展に對して大望を有するが故に如何なる事件と雖も決して雲煙過眼することなかりき。

獨逸及び露西亞をして斯る莫大なる讓與を獲得せしめながら、自國のために何等の要求をも爲さずして止むは、佛蘭西の到底之に堪ふる所に非ずして、佛蘭西政府は、一八九七年三月既に、所謂支那の『土地不割讓』條約なるもの、最初の締結をなせり。支那は、他の如何なる國に對しても海南島を割讓するの意思を有せずとの支那總理衙門の宣言なるものこれなり。(先きに一八八七年に於ける巨文島に關する宣言なるものありと雖も、現今に於ては政治的に重要なるものにあらず)英吉利も佛蘭西の例に倣ひて、一八九八年二月十一日、支那は揚子江沿岸の土地を如何なる場合に於ても、何れの他列强にも讓渡せざる旨の保障を得たり。更に佛蘭西は、一八九八年四月十日、東京地方の不割讓を約せり。日本も亦支那をして、福建省に關しつゝ、同一の宣言をなさしめたり。總理衙門の宣言に曰く、『支那は他の何れの國に對しても、福建省を割讓し、若くは租與するの意思を有せず』と、これ一八九八年四月二十六日の事なり。故に一方に於ては此等の不割讓の宣言なるものは、該宣言をなさしめたる當該各國が、宣言の主體たる其等の地方に關して、有する所の他日の分割に關する優先權の基礎と看做さるべきものなりとは、各國の固く信ずる所にして、斯る解釋は一般の通說なるが如し。然るに此等の宣言に於て支那の用ひたる字句を精査するに、總理衙門は決して、列强の解釋するが如き意思にあらざることは明白なりとす。嚴密に、其の文辭の構成を吟味するに、當該各地方の如何なる部分と雖も、何國に對しても讓與するの意思なきこと明かなり。

加之、英國は、英國の對支貿易が他の何れの國をも凌駕する間は、總稅務司の職は、引續き英國臣民に與ふべきことを誓約せしめたり。此の事ありてより、他の列强は將來各國の何れかゝ英國の對支貿易を凌ぐに到る時は總稅務司の職は該國臣民に轉與するを要求するの權利あるは當然なる旨を通告せり。

膠州條約調印の翌日、佛蘭西は支那に要望する所ありたり。曰く、

(一)　山東省に於ける獨逸租借地と同一の條件を以て、廣州灣を佛蘭西に租與すること。

(二)　滿洲に於ける鐵道敷設に關して、露西亞に與へたると同一の條件にて、佛蘭西に對して、雲南府に到る鐵道建設の權利を與ふこと。

(三)　揚子江以南の如何なる土地と雖も、佛蘭西以外何れの國に對しても割讓せざることを誓約すること。

(四)　郵便事務長官の地位は、總稅司の地位を英國人に與へたるが如く、佛蘭西人に與ふること。

一八九八年四月十日支那は郵便局に關する事項を除き、大體に於て、佛蘭西の要求を容れたり。後に到り、郵便局に關する要求をも亦承諾せり。次で五月二日、佛蘭西は、北海より西江(南寧)に到る鐵道敷設權を要求して、之を獲得せり。

英國の第一に憂慮措かざる所のものは揚子江沿岸の安全にして、前述の如く、一八九八年二月該地方に關する不割讓協約を締結せるが、露獨兩國の要求容れらるゝや、英國政府は直に、膠州灣と旅順の內に橫り、且勃海灣に臨める威海衞を租借せり。然れども、威海衞は山東省に在るが故に、英國政府は、威海衞の租借は決して山東省に於ける獨逸の利益を侵害するものに非らざることを獨逸をして納得せしむるに當りて、非常の困難を致せり。同時に、佛蘭西の南支那に於ける利權獲得に對する相殺として、英吉利は香港の彼岸なる、九龍租借地の擴張を要求して、之を得たりこれ一に軍事上の目的のために要望せるものなり。一八九八年七月一日の威海衞の租借に關する協約中、『露西亞が旅順を占有する間』は、英國は威海衞を保持すべしとの條項は、老猾なる文辭なり、何となれば、露西亞が一度自國の獲得せるものを、自發的に之を放棄するが如きことは、到底あり得べからざることなりしを以てなり。

日本は、上述の如く、既に福建不割讓協約を締結せるが六月に到りて、日本國民のために特別に六ケ所の日本專管居留地を直に設置すべきことを要求し、其の許諾を得たり。

伊太利政府は、永く無關心の態度を採ることを欲せず。致命的勢力を有する眼前の事實に刺擊せられ、終に支那に對して、浙江省の三門灣を租借せんことを要求し、且豐饒なる該省の三分の二以上に渡る勢力範圍を確立するの權利をも併せて要求せり。此れ實に支那にとりて餘りに大なる負擔なりき。而して、總理衙門は故意に侮慢の言辭を以てこの要求を拒絕せり。斯くて伊太利公使は遂に最後通牒を送りたるも、伊太利政府は、多少の紛糾を示したる後、三門灣は一の良港なく且この問題のために苦むの價値なきが故にこの問題の解決を强要することを好まざる旨を聲明して、其結末を告げたり。於是乎熟したる葡萄の實は既に收穫し去られたりと謂はざるを得ず。

伊太利の要求なるものは、連續せる各國要求中の最後のものにして、於是支那政府は終に、讓與を拒絕するの勇氣を得たり。斯くて支那は廻轉期に向ふべく刺擊されたるなり。一八九八年九月、西太后はクーデターを斷行して、德宗皇帝を幽閉し、再び自ら國政を執れり。一八九九年十一月西太后は、總督及知事等の陳謝せる者に對して、武力に訴ふるとも、外國の侵入を防ぐべきことを命じたり。斯くして、讓與爭奪の時代は其の終局を告げたり。

一九一四年より一五年に亘る日支交涉(並に其の交涉不調)は一八九四年より九五年に至る其れの如く、支那の利權爭奪戰に對する新導火線たることなかるべきか。Contemporary Politics in the Far East.

支那海關外班員の不平

支那の海關は普通千三百人以上の外人と、六千人以上の支那人を雇傭し居りて、頗る興味あるを以て、種々なる見地より研究せられ、文章にせられ、亦單に其の狀態を視察するものゝみならず、其狀態及徵收方法を研究する者に對しても、好個の材料を供給しつゝあり。

雇傭外人は二十箇國の國籍を有するものを包含し、支那領土の擴がれる處、如何なる極地と雖も、彼等の駐在するを見、彼等は支那政府の爲め、一年七千萬兩の收入を得せしめつゝあるなり、この金高は實に已前支那政府財政の中樞たりし地租に匹敵するに足り、其の組織は非常に大なるものにして、海關に使用せらるゝ者は、支那法律に對し直接の全責任を負はず、其故は一八九八年なりき、サー、クロード、マクドナルドは、時の總理衙門と一の條約を締結したるか、之に據れば海關は北京に在る總稅務司に直接の監督を受くるものとせられたり、而して英國にして支那の商業界に於て牛耳を握り居る間は、常に英國人は其長官となる可しと思惟せらる、之等は支那海關に興味を有する者は、誰人も好く知れる處なるが、最近に於ては海關の仕事の屢々議論に上り、問題となり來り、亦或る場合にては新聞紙上に於て、嚴肅なる批判を受けつゝあり、而も右の議論たるや多く新らしき方面より、新らしき見地を以て爲さるゝものにして、其の說く處は海關に使用せられ居れる、所謂外班の役人の大多數の意見を代表せるもの如し。

然り、多年極東に居住せる人々は、海關役人の個人亦は一團より、不平不滿の聲を聞くこと稀にあらざりき、其の彼等の不平とする處は、差別的待遇——內班に對して、多額の給料を支拂ひ、之を好遇し居れるに反し、外班に對しては正當と思惟せらるゝ報酬すら、之を支拂はざるのみならず、奬勵方法なく、加ふるに勞働長時間に亘り、老衰者を何等の憐憫もなく解傭する等にあり、亦支那に於て海關の組織せられたるは、六十年前なるが、海關制度の創始者は、右海關を組織せんとするに當り、一外人の其任に當りたるが、その仕事は支那人の執る方法に依りて截然たる二分に區分せられ、一は外國紳士により、一は外國苦力に依り待遇せんとするにありて、其の區分の下に其の第一の方面に入り來る者を紳士とし、第二の方面に入る者を待つに苦力を以て遇せりと謂ふの事實は、世人の旣に看取し居れる處なり。

その組織は實に平等的のものならずとするも、以上の話は甚だ疑を入るゝの餘地あり、さりながら此の事實によりて給料給與進級の方法を確立すること、勤續の狀態によりて恩給方法を定むる迄は、不平の繼續するを窺ふを得るに非ずや、如斯、外班を酷遇するを以て、其海關創設者の熟慮したる結果なるか否かは、別箇の問題として、支那政府

に對して巨額の收入を與へ、充分効果を上げつゝある大機關の從業員に對するものとしては、甚だ不完全なりと云ふ可く、勿論大いに改良するの餘地の存するのみならず、政府は關稅の改正、關稅を擔保とせる團匪事件賠償金の支拂延期に依りて、更らに莫大の利益を得つゝあるにあらずや此の政府收入の增加は明に外班部員の滿々たる不平と、更に均當の待遇を與へよとふ要求に對し、益々皷吹するに與りて力ありと謂ふ可し。

支那政府は多年條約に依りて、保證せられたる輸入品從價の現實五分を徵するを得ざる不正なる制限に對し、不平を有し居たるが、而も聯合國は今や右の保證を以て其の非常に誤れるものなるを知り、之を是正せんとしつゝあり、一方海關外班部員は亦多年不平を抱き居れるか、彼等は支那政府にして、其の障害を排除し、適當の利益を上ぐるに至らば、同一の公正なる主義を、其の使用人にも及し、其の狀況を改良するに吝ならざる可しと、思惟するは蓋し無理からぬ事なり。

一千九百〇一年に調印せられたる、義和團事件議定書に於て、輸入海關稅は從價五分と決定し、又便宜の爲め一八九七年、一八九八年、一八九九年の三ケ年に涉りて研究調查し、それを以て價格の標準となし、而して右規定は其の次年に於て締結せられたる英支條約に依りて確定せられ、價額及分類の改定は、議定書に署名したる列國の同意あるに非ざれば、之を改訂すること能はざることゝなり居るを以て、支那政府は實に二十年前の物價に依りて、輸入稅を徵收しつゝあるなり、故に最近に於ては、關稅現實五分に於て關稅十分の三の損失あり、若し改定せらるゝ曉に於ては、政府の收入は現在の總收入七千萬兩の七分の三の增收を見る可く、支那政府は屢々右改訂の同意を得んとして努力する處ありたるも、日本政府は國內の綿絲、織物、莫大小業者に使嗾せられ、其の都度之に反對し來れり、然れども昨年八月支那の獨逸に對して宣戰の布告を爲したる後、聯合諸國代表者は、現行輸入稅率は既に陣套なるものあるを想起し、改訂の必要なるを認め、日本亦之に贊し、既に支那及列國の委員任命せられ、現實五分に改訂せらるゝの時に近きにあらんとす。

從來必ず義和團事件賠償金償却及其利子の支拂に供せられたる資金は、暫く之を別とするも、增加せられたる收入の三十分の一は、外班部員全部の報酬を倍加するに足り、亦他の三十分の幾分は、多年海關に在りて、今は病氣亦は老衰の故を以て引退せる、前部員の養老金たらしむ可く、更らに不公平なる觀察者をして勤勉にして、其報酬僅少なる外班部員に同情せしむるに足るを得可し、若し彼等にして現在受けつゝある報酬に價せずとせば、彼等は之を雇傭し置くの要、慥かになきものなりと謂ふべきなり。

獨り支那政府のみならず、海關の上司をして、海關の任務たるや支那政府にとりて頗る重要なるものにして、技術優秀、智慮周密なる人々によりて處理せらる可きもの、始めて之に從事するを得可きものなるを覺知せしめざるべからず、然るに其の報酬なるや、上海に於ける女學校出の速

記者にすら及ばざる程の安月給なるを如何にせんや、故に改訂の必要なるを覺知せざる可からず、而も多少なりとも知識あるものにして、海關に志願し來るものは、其の報酬が決して固着せるものに非ざるを豫想すればなり、海關は云ふ迄もなく、實に大事業なれば、不熟練なる、事に不狎れの安月給取を雇ふは、策の得たるものに非ざるなり、如何なる商業的仕事に於ても、如斯は惡方法の甚だしきものと謂はざる可からず、今日の外班部員は、皆何れも練達の士にして、其の受くる處之に足らざるを上司は好く察せざる可からず。

具體的に彼等の不平の原因を擧ぐれば、何人と雖も、之を一言にして盡すを得可し、即ち總ての階級を通じて、其の收入の甚だ僅少に過ぐること之なり。報酬は地位の向上と共に增加すると雖も、その地位の容易に向上せざるのみならず、其進級方法の如き組織的ならず、直屬長官の任意に決するを得るが故に、時としては公平を缺ぐ事あり、正直にして勤勉に、加ふるに手腕ある者をして、久しく下級に留め、結婚せし相當の人間としての年齡を以てしては、財產をすら殘す能はざるの狀態に置くこと、決して少しとせず、即ち其の生活狀態頗る良好ならず、官舍は給與せらるゝも、殆んど總ての場合に於て設備不完全にして、暖房設備を缺き、亦屢々不衛生なる周圍に接近す、亦結婚せる部員に對して給與せらるゝ手當は、僅少に過ぎて、今日の事情に適せざるは、宛も其關稅に於けるが如く、其額其割合は數十年以前に行はれたるものなり。亦勤務時間長きに過ぎ、瘴癘に惱まされ、燒くが如き炎熱に晒され、日曜日も尙勤務をなし、殆んど休日と云ふもの無く、若し之ありとするも、役所の都合に依り之を廢し、遂に何の得る處無きなり、又轉任頻々として行はれて、其旅費は給與せらるるも亦充分と謂ふ可からず、故に多くの場合部員が他の海關に榮轉する時に於てすら、其所有物を賣拂つて、新任地先に於て新調するの必要に迫らる、家具に對し運賃を支拂ふよりも、其方が安あがりなり、亦歸國に際し給與せらるる手當不充分にして、多數の人々が永く東洋に住み、一度だにも其故國に歸省することを得ずして、其骨を極東に埋むるに至る。こは歸國の機會あるも、其の資金を得る能はざるが爲めなり、養老金給與の規定なく、退役年限の規定亦之を缺き、雇傭期限の規定存在せず、故に年老いて死亡し辭職し、放免せらるゝも、多少の手當を受くる以外に、恩給を受くる能はず、其手當の額は多少大なりとするも、以て退役後の計を爲すの收入を得るに足らず、結婚は多くの場合に於て上司之を喜ばず、多年間仕事に服したる後に非ずんば、婚約は殆んど許可せられざるなり。

故に多くの場合に於て、否殆んど全部內緣の妻を有し、或は時としては不道德なる事行はる、總ての開港地に於て外班部員は、適當の社交界に出入するすら爲す能はざるの狀態にあれば、彼等は勢ひ寂寞を感ずる結果心ならずも、不品行を働くなり、海關監吏の報酬は、一ヶ月平均七十五海關兩にして、其最高額は一ヶ月五百海關兩なり、前者は新任監吏の報酬にして、後者は監吏長の收入にして、海關

事務に從事すること三十年以上に及ぶ人々の受くる處なり。戰爭前に於て七十五海關兩は、金五十弗又は十磅に相當し、五百海關兩は金三百五十弗又は七十磅なりき。近來は米國弗よりも兩の爲替價額騰貴し居れるも、支那に於ては依然安價にあらざれば、賣却し能はず、故に貯蓄するの餘裕すらなき者に於ては、毫も嬉ぶに足らざるのみならず、外國に送金する事も亦不能事なり。

普通支那に於て行はるゝ生活方法に於ては、雇傭せらるるものも、各自厨房を有し、異れる家屋に住居するが故に寄宿若くは下宿の如きは、大開港場にのみ存在するのみ、且又勞働階級に於ては、相當の衣服を備ふることすら、不可能事に屬するなり。支那に於ては、外國人は、一ヶ月七十五兩を以て生活するは、甚だ困難にして、若し體面を維持し、亦多少の貯蓄を爲さんと欲すれば、一ヶ月百五十海關兩を要するなり、而して此の額は三十年乃至五十年間海關に孜々として働けるものが、僅かに得る額に非ずや、語を換へて云へば、海關の役人にありては、眞面目に比較的貴乏に甘んじ、社交を禁じ尙外國人としての普通の娛樂を廢して、少なくとも三十年間孜々營々として、辛棒せざる可からずと謂ふに等しきなり。

進級方法の容認せられざる爲め、よし三十年乃至五十年間辛棒するも、果して普通の生活をなすに足る給料を得らるる可きや否やは、豫め之を期する能はざる處にして、こは多數の人々の境遇なり。

二十歲乃至三十歲にして、始めて職を海關に奉ずる時は先づ始めの六ヶ月間は新入者としての報酬を給與せられ、更に推薦せらるゝを得て、三等監吏となり、始めて月九十海關兩を得るに至るなり、初任の場合に被服料として、二十五海關兩を給與せらるゝも、爾後は自費を以て之を支辨せざる可からず、多期用をも任地に依り必要なり、又場所によりては調度を備へ下婢を雇ひ、薪炭も自己のポケットより支出せざる可からざる處あり、亦支那語を習得せんとせば自費にて教師を雇はざる可からず、六ヶ月間見習として勤めたる者は、最も良き仕事を授けらるゝとするも三等監吏にして、彼が給料は月九十兩にて、其の後は一文も收入の增加ある事なく、二十年乃至三十年の間は、僅かに數人が上級に進むに過ぎざるを便とし、收入の增加を只一の願望として働かさるゝなり、而して其願たるや殆んど賭博を爲すに等しく、正當なる判斷を暗まして、僅かに運命の幸福の見舞ひ來らん事を空頼みとするなり、支那海關創設以來、發表せられたる使用人に關する表を一見せば、其進級狀態の一般を了解するを得可し、而して勤續年限の長短は殆んど其進級と關係なく、又仕事の上に於て功績を上ぐると否との如きも毫も關係なく、殆んど同一の才能と同一の好成績を同一階級の者が上げたりとするも、そは只二十五年間の勤務を無事遂行したるのみなり、又或る場所に於ては、僅かに三年間にして、高等關員となりしものあり。然るに其補助者たる人は、三十五年間同一の任務に屬したる例尠からず、任に就きてより、末だ十年を經ざる者は、日夜交互に其の任に當り、戶外に於て劇烈なる寒暑に晒さ

て、異臭紛々として疫病に罹れる苦力の間に互して、船を監視する爲めに、八時間乃至十二時間以上の勤務に服し、亦日曜休日は上級者にのみ許されて、下級者に在りては之をすら犧牲とすること多し、十年間勤務せし人を上級者が其の進級を爲さしむる場合は、彼等の成績と、表面に現れたる能力によりて決定し、又實務員と非實務員との區別を設け、非實務員は決して夜業に服することなく、勤務時間稍短縮せらる、水夫又は高等關員として働くものは又普通の實務に服せしめらるゝことありて、監吏に進級せしめらるゝ事ありと雖も、不定の進級方法あるのみにして、毫も一定の組織無きが如く、亦報酬給料等の平均額を作成するに當つて、多くの例外を認め、稍々之れに近きもののみを選ばざる可からず、次表は勤務表より作成したるものにて仕事及報酬の關係を示すものなり、若し人ありて海關の外勤部員となり、眞面目に勤務して以て生涯の仕事と爲さんと欲する者あらば、此の表を見て遂に思ひ當る可き也。

階級	給料	勤務年限
見習監吏	七五兩	六ヶ月
一等監吏	九〇兩	六ヶ月乃至六年
二等監吏	一〇〇兩	六年乃至八年
三等監吏	一一〇兩	八年乃至十年
鑑定官補(b)	一三〇兩	十年乃至十三年
鑑定官補(a)	一四五兩	十三年乃至十六年
鑑定官(b)	一六〇兩	十六年乃至十九年
鑑定官(a)	一七五兩	十九年乃至二十一年
鑑定官長(b)	二〇〇兩乃至二二五兩	二十一年乃至二十四年
鑑定官長(a)	二五〇兩乃至三〇〇兩	二十四年乃至二十六年
評定官	三二五兩	二十六年乃至三十年
評定官長	三五〇兩乃至四〇〇兩	三十年以上

一九一七年俸給進級方法に對する不平、漸く劇烈となり來りたるが、こは過去三年間に多くの必需品の騰貴したるに原因し、多數の外勤部員が續々として職を辭するが故に上司は之が救濟策を樹つるの必要あるを感知し來れり。已前五十兩の給料を受くる監視人なる一階級ありしも、之を廢止したるが之志願者を增加せんが爲めに、亦鑑定官をBAの二階級、鑑定官長をも同ABに區分して進級の路を開けり、此の主要なる目的たるや、年長者をして進級せしめ、亦新たなる志願者を得んが爲めなり、然れども多數の年少官吏は其の狀態其の報酬を前提として、來るものなるのみなるが生活方法毫も影響なきに失望す、故に不平は已前に增して一層劇しく、新聞紙上に其の實狀を訴ふる寄書の現るゝことすら多きを加へたるなり。

之に關し上司は一の布告を發したり、曰く『此の不平は一に煽動に基きたるものにして、不平を訴ふるものは、徒らに前途の不幸を想像して、之に惱まされたるものなり』と而も右布告は深き確信を以て、發表せられたりき、亦食糧品安價なれば、現在の俸給は云ふが如く惡からずと、尙附言して曰く、人を煽動する者は看過せざる可しと謂へり、

如斯は少くも事態を善導せしめざるのみならず、假令政府が云へるが如く、不穩の擧動を爲すものあらば、其の原因を深く檢覈するを至當とするにあらずや、未だ相當の給料を支拂はずして、良好の結果を上げたる事業有之を聞かざるなり、境遇の向上せざれば、感情亦融和せられず、海關は列國と外交上の協定を爲して、收入を增加せんとしつゝあり、故に其の收入の不滿足なる狀態に向つて、眞面目なる考慮を要求し、組織的に改革せられんことを望むは當然と謂ふべし。

其の不平の重なるものは、報酬の少額生活狀態の粗惡、進級の不確實なるに基く、此の外尙多くの小不平あり、其の大部分は可成に根底ありて、之に一言を費すも決して徒事ならざる可し。使用人に向つて一定の住宅を給與するの必要あるは、夙に六十年前海關創設者の認識せる處にして、多少の準備は整へるものあり、之の原因は海關所在地の大部分は、外國人の居住するもの甚だ少なく、官吏の數の要求する家屋を得る事困難なるものありしに出づるなり。而も制度及仕事は膨脹し、役人の年齡は長じ來れるに拘はらず、毫も其の發展を見ず、獨身者に對しては、寄宿の準備あれども、娛樂の設備を缺き、衞生其他の設備全からざるなり、何れの地に至るも、寄宿舍は往時の建築に屬し、大部分は其の土民の住居に取圍まれ、寄宿舍は衞生的なりとするも、周圍の居住者は多くは貧民階級に屬し、惡疫亦は汚穢物常に載積す、亦人口の增加に從ひ、益々此の危險は甚大ならんとする傾きあり。尙其所在地の如何を問はず、多くの場合に設備不完全にして、暖房設備無く、新たに任務に就ける役人は、總ての家具、調度寢具、ストーヴ其他家庭用品を持參せざる可らざるなり、而して僅少の報酬に依りて家屋を維持し、轉任する度に、新たに一通りの家具用品を備へ、それを賣却し毫も利益を得ることなし、實に住居及轉任の問題は、殆んど不平の總てのものにして、然も獨身者は多くの家具を有せず、移動容易なるも結婚し然も殆んど同一の少額の報酬を得る者に取りては、非常なる大問題なり、既婚者の住居に至りては、更らに不完全なり、故に上司は一層の注意を拂はざる可からず。

多くの場合に於て現在の有樣にては、既婚者は家族及家具を纏めて、新任地に至るや、適當の貸間を求むる能はざれば、彼等は住宅手當を支拂ひ、而して手當は開港場に依りて、其の額を異にし居れるか多くの場合現在の大商業地が寥寞たる一村落にして、生活費及家賃は何れの部分に於ても、現在の何分の一にも過ぎざりし頃に定められたる額なり。

非實務員即ち執行權を有する役員には、一等官吏監視人より昇級するを常とす、而して其の報酬は次の如し。

階級	報酬	年限
一等官吏	百十兩	八年乃至十年
首席官吏	百三十兩	十年乃至十三年
高等船員見習	百五十兩	十三年乃至十五年
高等船員	百六十兩乃至二百兩	十五年乃至十八年
海上官吏補	二百二十五兩	十八年乃至二十二年

海上官吏	二百七十五兩乃至三百五十兩	二十二年三十年
海上官吏長	四〇〇兩乃至五〇〇兩	三十年以上

當時此の手當は一時充分適當なるものにして、普通人としての體面を汚さずして生活し得るに充分なりしが、若し之事實なりとせば、今や現在に於てはそれは全く不可能なり、殆んど總ての開港場に於て、住宅手當は、貧民窟に於てすら家賃を償ふに足らざるなり、更らに給料に依つて家族を養ひ行かんとせば、祖父の當時に在りては、或は充分なりしならんも、現在に於ては不充分なり。今日に於て適當なる家屋を求めんとせば、彼の給料より日々之を補足せざるを得ざる可し。而も其の家屋は、友人を請待するには餘りに恥かしかる可し、手當の額は異れるも平均十兩にして、之にては支那の中等社會の居住する昔のまゝの、部室の三間位の家屋を借るに過ぎざる可し、而して之を借入るに當りては大抵少くとも一年の契約を要す可く、然るに家主に於ては、多くの場合二年乃至三年の契約を求め、家賃又一ヶ月乃至二ヶ月の前拂を要求するなり。而も家屋を借り入るも、一度び轉任を命せらるゝ時は、此の契約を損毀せざるを得ざる可く、其の所有物を賣却し以て之に充つるに至るなり。實に轉任は海關役人に取りては、嚴肅なる問題にして、殊に之が既婚者に取りては、其都度莫大なる金錢を支出せざるを得ざらしむるものなり、故に海關に職を奉するものにありては、何時轉任の命令一下するかを常に念頭に銘記するを要するなり、只上司の同意を得たる時にのみ、任地を選ぶことを得ると謂へるも、そは明白に規定せられ居れるに非ざるなり、或者は二十年間同一の場所に、或者は六ヶ月毎に轉任を命せらる。

轉任に際しても亦手當を支給せらるゝも、他の場合と同一に、不充分にして身の廻りの物を、悉く賣却し、而も僅かに旅費のみを懐中して任地に赴くなり、かゝる狀態に在りては、必要缺く可からざる調度をすら求むるの暇なし、支那沿岸に於ては四フート平方の荷物は、一噸の重量あるものとして、計算せらるゝが故に、夫婦の衣類小兒二人のそれを此の計算に從ふ時は、如何にしても四噸に上るなり。家族及衣類を別として廣東より汕頭迄を香港にて都合よく連絡し、途中何れにも宿泊せず旅行し得るとするも、手當以外に五弗を支出するを要すべく、亦廣東より天津に至るに前と同一の條件を以て旅行するに於ては、三十弗の失費を爲すなり、品物を賣却し更に新らしき家具を調へ、或る家具を運送して途中に於てホテルの宿料を支拂ふ時は、一轉任の場合に於て、數百弗を消費せざるを得ざるは言ふを俟たず、然も彼等は何等の餘財あるに非ざれば、如斯損害を償ふには、只家庭に在りて非常なる節約を行ひ、二ヶ月の俸給を棒に振らざるを得ざることあれば、實に彼等に取りて轉任は好ましからぬ事なり、若し一年二年の間に轉任を命せらるゝの困難は、愈々甚だしきに至る、此の如きは實に結婚をすら、爲す勿れと强ゆるものにして、之海關上司の下級者に對する忠告なり。

海關の役人は終身官なるが故に、其の論理的歸結として

獨身主義を主張し、且子供を產む事は、最も好まざる處なるが如し、亦海關の上司は新入者に說くに勤續を以てするも、養老金の制度備らず、休職に際しても一定の報酬なく身老いて海關を退く者は、何時にても汝の仕事は成績思はしからず、故に辭職すべしと求めらる、而して彼は二十年三十年の間艱難なる境遇の下に辛苦勉勵し、僅かの貯蓄を以て去るなり、然も其の貯蓄の如きも多くの場合に於て、皆無なること多し、若し二十五年以上も海關に勤續し、五十五歲に至る迄、一厘の貯へなく海關を去るとせば、彼の前途は思ふだに實に不安を極むるものならずや、海關に於て收得したる技術なるものは、他に於て更らに給料多き職を求むるに於ては何の要を爲さゞるなり、大體に於て、如斯境遇に陷れる人々は、東洋にては新らしき職を求むること全く不可能にして、而も歸國の旅費すら求むるを得ざるなり、只長く人をして海關の職に勤續せしむる誘因は、十年に一年の下賜休暇により歸國し得ると、支那語修得者に對する特別手當と此の二つにて、下賜歸國は甚だ人を魅するに足るものなるが如きも、事實は左に非ざるなり、多數の人は一度も歸國せず、海關の仕事と共に身を終るなり、そは旅費の充分ならざるが爲めなり　九年間勤續せし者は、報酬の全額を給與せられ、三ケ月乃至六ケ月、亦は月給の半額を給與せられ、一ケ年歸國するの制度あり、更らに七年間毎に賜暇歸國廻り來る、而て再び歸任したるものに對しては、海關は米國、濠洲、歐州に歸るに足るの額を給與すされど事實の問題としては、其の給與は一等二等の旅費を償ふに足らず、或る場合に於ては一九一二年頃の最も安價なる運賃の時代を選ぶも尙不十分なる程なり、一九一三年に於ける運賃と、實際のそれと下賜金との差は、次の六つの場合に於て明なり、其の內三人は獨身三人は既婚者にして、二人の小兒を各自有するものとせば左の如し。

運賃	下賜金	差引損害
(獨身者が二等船客としてA)		
六十磅十志	三十磅	三十磅十志
(獨身者同上シドニー迄B)		
運賃	下賜金	差引損害
四百六十磅十六志	十八磅	二百八十磅十六志
(獨身者同上にて桑港迄C)		
運賃	下賜金	差引損害
四十二磅十志	三十磅	十二磅十志
(既婚者同上にて倫敦へA)		
運賃	下賜金	差引損害
百三十八磅七十六志	六十七磅十志	七十磅十七志六片
(既婚者同上にてシドニー迄B)		
運賃	下賜金	差引損害
百〇五磅六志	四十磅十志	六十四磅十六志

而も一時金と旅費との差額を計算するには、携帶荷物の料金超過額運賃、故國に於ける鐵道運賃、生活費をも計上せざる可からず、故に勗めて貯蓄するに非ずんば、遂に故國に歸省することすら困難なる場合多し、大體の場合歸國せ

んとするものは、次年迄歸國を待ち十年勤續手當を受け、それを旅費の補足となすなり、而も其の手當たる恩給に相當するものなり、此の手當にては名義上、十二ヶ月分の俸給を給與せらるゝものにして、實際の位地に依るものに非ず。こは十年間勤續したるもの丶得る處なるが、千三百二十兩乃至千五百六十兩を受くることを意味するなり、時としては、此の金を參ての補足に充て、衣服調度の爲め消費せらるゝなり。或は之を以て歸國の費用を補ふものもありて、之を貯蓄して老後二十年後の計を爲すものに至りては極めて稀なり、上司は役人が此の二度目の賜暇歸國まで結婚するものとは豫期し居らず、之を換言すれば十一年と云ふ年月の間に於ては結婚せざるものと思料し居るなり。

三十年以上役に就き居る者は甚だ稀にして、解職せられたる時、彼の手に在る者は小兒のみ、而して其小兒は最年長者に於ても十二歲に過ぎず、之より彼に向つて食糧を供給し、敎育を授くるため、授業料を滿五ヶ年の間支給するに非ずんば、彼は獨立する能はざるなり、尙年少者に於ては數十年食を與へざる可からず、之海關役人は最も必要に迫られ、家族の爲めに働かざるを得ざる時に、如何に眞面目に働くも免職せらるゝに非ずや、亦一の障害は支那語收得手當なり、六年間支那語を學び、一年毎に試驗を受くることを得るものなるが、及第し之を承認せらるれば、七十五弗の手當を受くるものにして、こは三B手當として知られたり、更らに手當を受けんと欲せば、六年の終りに試驗を受くることを得て、之に及第すれば百五十弗を支給せらるも、此の試驗を受くる爲めには、時文に對する智識充分にして、支那文にて海關文章と爲り、尙會話も可成自由ならずんば、通過すること困難なり、此の手當を受けんとするものは、支那語の敎師を雇ひ、書籍を購入せざる可からず、故に七十五兩を以てしては、只敎師に對する謝禮と書籍代を償ふに過ぎず、更に手當を受けんとする者は、多くの費用を費さゞる可からず、而して此の試驗に關しても、可成不公平ありて上司が試驗に關する布告を發し、種々なる試驗官に依りて試驗せらるゝが故に、或る場所に於ては採點法易しく、他の場所に於ては試驗嚴格なる爲め、前者に於ては受驗者の全部が及第を見たるに、後者にては僅に二三眞面目なる者が及第することあるなり。

役人が密輸入者を摘發したる場合には、密輸入品價額の一部を賞與として給與するの制度あり、或る港灣にては監吏が密輸入品を取押へて給料の足らざるを補ふ可きも、大抵の場合は上司の卑吝なる爲め、之を得られざる事多し、告發者は貨物の償却額、亦は密輸入者に課されたる罰金の三割を給與せらるれども、海關役人は取抑へ貨物の一部を得るに止まりて、告發者に向つて請求する事を禁ぜられ居れり。

之に對する收入が可成多額に上り來る時は、上司はこは餘りに多きに過ぐとて壓迫を加へ、取抑へに依りて受くる利益の多額に上る場合に平均して甚だ少額なり。海關役人の他の方面に於ても屢不平の素因を爲しつゝあり、勤務中病氣に罹ることあるも、其の治療費は私費を以て辨せざる

可からず、亦勤務中得たる疾病により、働く事困難となれば、其職を免せられて、然も恩給をすら受くる事不可能なり。將來給與を受くること不可能なる場合は、僅かに一年間の俸給を與へらるゝに過ぎず、故國にては同一の任務に服する者は、之以上のものを受けずとするも、支那に於ける彼等の任務は、其性質相違し、酷烈なる暑熱と戰ひ、酷寒の地に駐屯せざるを得ざるのみならず、土人の間に亙して、惡疫に感染せらるゝ怖れあり、支那人の社會にては毫も衛生思想なく、防疫の方法講せらるゝ事なし、北滿にては虎疫及熱病の憂ひ少なきも、南支にては至る處にその憂あり之に反し北方にてはチヴス、天然痘、ジフテリアの四季を通じて流行するものあり、防疫設備無ければ、患者の隔離も亦強制せられず、其病菌携帶者が、支那勞働者の間に往來奔走し勞働者は傳染するゝがまゝに放任せらるゝなり。海關には醫療設備あれども、其の費用を負擔し多くの場合に於て其藥代をすら徵收せらるゝなり。

病氣休暇を得ること困難ならず、必要に應じては氣候好き地方に轉任するを得ざるに非ざるも、任務中疾病に罹り其後の生涯を廢物となすものは、何等の過失なくしても、之に對する待遇を受くること能はず、勤務時間長きに過ぎ休日の如きも亦甚だ稀なり、屢々無償にて休暇を犧牲に供せざる可からず、例之ば日曜に貨物の鑑定を爲すの必要に遭着せば、特別に海關手數料を徵收するも、役人は毫も之に預づからざるなり。

外部よりしては、勿論改革の方法を擧示するは困難にして、役人となり居れる者に依りて、明確に改革を暗示せらるゝことは、更に困難なる事なるが、上司に在りては、此の改革が一顧の價値あるや否やを判斷するは容易に非ずや。

外班部員は異口同音に、彼等の要求する改革を訴へ、或る場合に於ては、或種の意見を述べたることあり、其の內擧ぐるに足るものは左の如し。

一、先づ住宅を供給し、たゞに衞生上の設備を爲すのみならず、清潔の場所を選ぶこと。

一、風土若くは任務のために疾病に罹り、亦は負傷したるものに對しては、無料を以て之が治療を爲すこと。

一、八時間勞働及夜勤料、及休日日曜に於て勤務せし者に對しては、之に相當する手當を支給すること。

一、轉任を組織的にし轉任手當の內に運賃を包含せしめ、轉任前一ヶ月に內示すること、亦轉任に際しては、教育上の考慮をも費し、各港灣に於ける勤務の狀態を知悉せしめ各港灣に於ける各種貨物に對する智識を涵養せしむること。

一、病氣の故を以て退職せしめたる者に對しては、先づ勤務年限に應じ、手當を支給し第二に疾病の性質をも考慮することを要す。

一、俸給を增加し各自の能力に應じて進級せしむること。

一、休職恩給の方法を確立すべきこと。

之を要するに一定の期間勤續したるものに對しては、休職の場合に其の生活の保證を與ふる程、海關の外勤役人をして精勵せしむるもの非ざるなり。(Far Eastern Review)

支那の農業（上）

テイー、アール、ゼーニンガン
(T. R. Zerningan)

一、緒言
二、支那の農業は原始時代の域を脫せず
三、農產物の分布
四、各種農產物狀況
（一）概括　（二）罌粟　（三）茶　（四）棉花
（此項未完）

一、緒言

余は嘗て或領事の所感を讀めることありしが、其中に左の如き記事ありき「該領事が支那在勤中、本國國務省より其管內に於ける蝗蟲の被害特況を報告すべき訓令に接しけるが、領事は當時赴任日淺かりしかば、經驗ある副領事に其調査方を命じたり、然るに副領事は、先任領事が屢々同一問題に關する報告を提出し、且此等報告書は領事館の書類中に保管しある旨を答へたりしかば、領事は即之を閱覽せしに、第二回以後のものは、孰れも第一回報告書の模寫なることを發見し、今更前任者の無責任と、國務省の迂濶とに一驚を喫し、之を副領事に詰りしに、副領事は案外平氣にて曰く、領事館內に蝗害ある毎に其被害狀況は常に同一なるを以て其作製せる報告書も亦同一ならざるを得ず、而して國務省は其報告に接するや、之を以て公衆に有益なる新報告と看做し、其都度之を發表し來りたるのみ」と。

此記事に依るも、支那に於ける農業事情の常に不變の狀態に在るを知り得べく、且支那の農業に關する各種の著書報告を仔細に閱讀するときは、其說く所悉く同一轍にして正確なる一書は、農業事情の全般を網羅して餘す所なし、是を以つて支那の農業事情を知らむとせば、敢て博く涉獵するを要せず、要は根據ある數書を熟讀すれば可なるのみ。

本論文を草するに際し余の參考せし著書は、リチャードの支那綜合地理（Richard's Comprehensive Geography of China）を主とす、該地理書は支那の地理に關して、該博正確なる記事を網羅するものにして、所謂汗牛充棟の支那參考書中一頭地を拔き、眞に推賞に値する良著なり。

二、支那農業は原始時代の域に在り

支那の傳說時代に於ては、神農（紀元前二七、三七—二六九七）犁を造りて、農業の基を定めたりと稱せらるゝと雖も、爾來今に至る迄五千年、其農業方法は、依然神農を墨守し、耕種農具等毫末も改良進步する所なし、故に假りに神農の傳說を悉く眞なりとするも、其後の支那人は悉く發

明創造の天才的能力を缺如せるものと云ふべく、是れ正に支那の祖先崇拜を危くするものなり。

更に有史時代に入りて考ふるに、孔子時代に定められたる農事の年中行事は、今に至る迄其實質を同うし、支那人は其所謂西戎北夷の如く、水草を追ひて移住することなかりしと雖も、其農業に關し舊慣古法を墨守する極めて固く爲に其農業の進歩を阻礙せしこと著しきものあり。即ち支那農業の進歩を妨げ來りたる唯一重大なる原因は實に祖先崇拜、舊慣尊重にして、之が爲に支那人は數千年來、常に自然力に抗すること能はざりき。蓋し、彼等は有史以來農事に關し、我不關焉の態度を持續し來り、其世界に無比なる沃土と、自然的條件とを具備せるにも拘はらず、敢て農業の發達を企圖するの意思を有せず、肥料灌漑の方法等一も施設する所なし。

支那は古來農を貴び、農民は勞働階級中最上位に位し、農業は極めて重要なる職業と看做されたり。是を以て帝政時代に在りては、春初に至れば、皇帝則ち神農壇に幸し、親しく犂を手にして耕耘し、以つて其農業を重んじ、農民を愛するの意を表するを以つて例とせり。加之其農事に關する所謂農政も亦、農業保護を以つて主眼となし、刑律中には特に農具破壞に關する罪を規定し、犯罪者は之に照して嚴罰せられ、他方政府は積極的に農民の地位を改善するの目的を以つて、諸種の施設を爲し來りぬ。

然れども農業は年と共に衰退し、遂に下層階級の勞働に委せられて、毫も顧みらるゝ所なく、其成功は人類生活の最大要件なるにも拘はらず、更に世界無比の生產力を包藏する廣大の農地を有するにも拘はらず、之を利用して農產物の增加と、品質の改良とに力めざりしは、洵に千載の恨事たらずむばあらず。

支那には農事統計の信憑すべきなく、正確なる數字を得難きも、概算に依れば、支那の農民は其全人口の約三分の二を占め、而も其耕地は現在に比し、猶著しく增加することを得べし、然れども農民は保守罔昧にして農事の改良を希求することなく、其耕地の增加又は農業方法の改良に關し、何等の趣味をも有せず、彼等は單に古法たるが故に之を墨守し、衣は以つて寒を凌ぐに足り、食は以つて露命を繋ぐに足れば則ち滿足するの狀態に在り。

三、農產物の分布

支那本部は面積一、五三二、八〇〇方哩、十八省に分たる就中四川雲南二省は其面積最大に、浙江省は最小なり、其人口三億五千萬、就中四川山東二省最も稠密にして、廣西最も疎なり、概して云へば北西、南西の諸省は、地勢山岳多く地味磽确なるを以つて、人口の密度極めて小なり。

支那に於ける農產物の分布は、他の諸國と同じく、氣候地質、地位及び水利の如何に依りて定まる、例へば二三農產物に就きて見るに、米は甘肅の北部に於ては之を耕作し得れども、江蘇の北部には之を產せず。茶は黃河流域に生育せず、楊子江南岸附近には砂糖樹の栽培行はれず。南支地方には、熱帶產各種の果樹概ね發育し、バナヽ、パイ

アブル、リチ等孰れも生熟し、桃、林檎、梨、柑橙等到る處に發育す。

或地方に於ては二毛作又は其以上の收穫あることあるも北支地方は概ね一毛作なり、而して中部地方に於ては、一年內に通常二回又は時に三回の同種の收穫を收め得べく、南部に在りては三回收穫を通常とし、西江流域に於て特に然りとす。

試に北支平原地方を旅行し、其農業を仔細に觀察し、更に農民に就きて訊す所あらむか、此等地方に於ける收穫の成否は、一に變動常ならざる氣候に因りて左右せられ、從つて農民は其收穫を豫期することを能はずして、極めて不安定の生活を送り、一度洪水、旱魃の被害を蒙らむか、嘗々一年間の勞苦悉く、水泡に歸することあり、即ち此等地方の農民は、其一年間の勞働に對する報償を豫期することを能はざるが故に、其勞作中常に不安の心理狀態に在り。之に反し、中支南支地方に在りては、作物の天災北部の如く甚しからざるを以つて、此等地方の農民は概ね安じて其業に勤勉することを得べし。

中支地方の主要農產物は、米、茶、棉花、桑、(之を以つて飼養する蠶)漆樹、櫨等にして、其他所謂支那麻と稱するラミーも亦此地方の產なりとす。

南支地方の南東部は、砂糖樹、米、落花生、肉桂樹の栽培に適し、特に養蠶盛に行はる。其南西部は茶、煙草、米、小麥、玉蜀黍、燕麥等を產し、舊式方法に依りて得る所、地方の需要を充して猶餘あり。

四、各種農產物狀況

(一)概括

支那の農產物は、其種類極めて豐富にして、一々之を枚擧するに遑あらず、就中支那人が主要食物たるものは、米小麥、大麥、粟黍、馬鈴薯、大豆、小豆、紅豆其他の豆科植物並に水生植物にして、其中には製造後始めて食用に適するものあり。酒類中、葡萄汁より製造するもの極めて少量に、支那人の常用に供せられて其味芳醇なるは、多く米粟等の穀類より釀造せらる。

衣服用に供せらるゝ纖維植物は、棉花、麻、ラミー等を主要なるものとす。上流社會は一般に絹布を用ふること多く、此點は古羅馬の風俗と對比すれば、頗る興趣多し、蓋羅馬人は絹布を以つて婦人の裝飾品と看做し、男子は之を纏ふを恥辱とせしを以つてなり、然れども支那產絹布は頗る美麗にして、當時の羅馬人は其妻子を喜ばしむるが爲に、絹一封度に對し、金一磅を支拂ふも敢て辭せざりしならむ。

支那人は油類を消費すること極めて多く、此等多量の油類は、油菜、棉實、落花生等より搾取せられ、紙は竹の纖維又は棕櫚の纖維より製造せらる。

以上各種の植物中、其栽培區域最も廣きものは、前記リチャードの地理書に依るに、茶、棉花、砂糖樹及び竹なりとす。

(二)罌粟

罌粟は數年前迄は到る處之を栽培せしが、今や國法に依

り、其栽培は全國一樣に禁止せらる、是れ罌粟より阿片を精製せられ得べく、且阿片の販賣吸飲は嚴禁せらるるを以つてなり。從つて現に罌粟を栽培し、又は藥用以外の目的を以つて、阿片を藏するものは、犯罪者として處罰せらる惟ふに今より十五年以前に在りては、支那人の阿片を吸飲するもの極めて多く、此惡習國中到る處に蔓延し、爲に國民の健康を害し、品性を破ること甚しきものありしかば、政府は銳意之が禁止を企劃し、惡習打破の爲に、斷然たる處置を執るに至りぬ、而して政府は此問題の解決に關し、外國政府の勸告と援助とを得て、漸次其計畫を實行するに至り、同時に國民も亦、阿片吸飲の身神に大害あるを覺知するや直ちに禁煙勵行團體を組織し、內外官民相呼應して、惡習打破に力めしかば、永年の陋習今や殆ど其跡を絕つに至りぬ。

(三)茶

支那人は飲料として咖琲を用ふることなく、從つて珈琲樹の支那に栽培せらるるものなし。其常用飲料は即ち茶にして、故ロバートハート氏は、茶は飲料として世界最良のものなりと云へり。茶樹栽培に最も適する地方は、福建、安徽、江西、湖北、湖南、四川、雲南の諸省にして、其最上等品は雲南の南西地方に產し、プエネ茶(Puene tea)の名を以つて知らる。茶樹は叢生矮小の綠葉灌木にして、一年に三回之を摘取することを得べし、茶を製するには、新芽を摘取し之を製造す、其新芽は柔軟にして、香氣頗る芳し。

支那に產する茶は大部分內國に於て消費せらるれども、其海外に輸出せらるゝもの亦尠からず、其輸出港の主なるものは、漢口、上海、杭州、福州、廣東等なりと雖も、近年其輸出額從來に比し、著しく減少するを見る、是れ其製法の粗惡なるが爲にして、近來錫蘭茶印度茶に對する海外の需要歲と共に增加し、最近の統計に依るに、支那茶は印度茶の爲に漸次其販路を侵蝕されつゝあるは、亦一に後者の製造方法の精巧なるが爲なり。支那人は製茶其他凡ての製造方法に付き、依然舊法を墨守するものにして、廣東、福建、四川等には砂糖樹の栽培頗る盛なれども、其製法亦も原始的なるを以つて、近來外國人の此等地方に來りて、製糖工場を設立するもの多く、爲に其利益の大半を空しく外人の手に委するの結果を來せり。而して支那に於て製造されたる砂糖は、英領香港に輸送せられ、精製の後更に內地に輸入せらるゝは事實なるが、之と同樣に、支那茶も亦錫蘭に輸出せられ、此處に於て新式機械と技術家の手に依りて精製せられ、後美麗なる錫製の箱に詰められて、支那に逆輸入せらる。

(四)棉花

棉花の栽培は、近來著しく支那農民の注意を惹起しつゝある所にして、昨年の棉花產額は曩に於て、正に南北戰爭以前に於ける合衆國の產額に、相匹敵するの狀態に在り。其產額最も多きは、江蘇、安徽、湖北の三省なれども、其他氣候不順ならざる地方は、到る處に之を栽培し得べく從つて支那を以つて棉花栽培國の一に數ふるも、其不當な

る所以を見ず。棉は五月中旬に播種し、九月初より之が採取に着手す、而して棉は日光を必要とする植物なるが故に、其播種するに際しては、特に此點に留意し、植物の日當りを極めて良好ならしめざるべからず、然るに支那農民は此點の留意を怠るが故に、棉實袋の發育十分なるを得ず、從つて棉花の纖維强靭なる能はざるに至る。即ち其播種するに際しては、恰も小麥を播種するが如く、漫然種子を撒布し、其間に一定の間隔を置くことなきが故に、生長せる棉樹は間隔密に過ぎ、爲に日光を受くること少くして、十分の發育を遂ぐる能はず、更に其栽培上不便を蒙ること少からず、即ち棉が小麥の如く密生するときは、其手入れ意の如くならず、日光の流通不十分なるときは、棉實十分に發育せざるや明なり、而して支那棉一反歩割の收穫米棉に比して少く、其品質後者に劣り纖維短かくして、脆きは主として、播種方法の不完全なると、之に伴ふ手入の不十分なるとに因るものなり。

近來支那に於て、米棉移植の試驗を行ひしが、其報告に依るに、米棉は支那の風土に適せず、其結果良好ならずと云ふと雖も、是れ恐らくは、其栽培方法の至らざるが爲なるべし、若夫れ氣候適順なる地方に於て、耕地の整理に注意し、米國風に播種栽培するときは、米棉は支那に於ても本國の如く完全に發育し、現今產出する支那棉よりも、遙かに良好なる品質の棉花を產出するに至るべきは、理の當然なるべし。而して之が爲には、土地の含有有機分並に施肥の種類方法等、凡べて細心の注意を以つて研究し、米棉に適する如くせざるべからず、然らずむは其結果失敗に終るべし、是れ啻に棉花につきてのみ然るにあらず、諸他の農產物に付きて悉く注意するを要す。上述米棉試作の報告書の如きも、宜しく土地の性質、施肥等に關する說明を加へ、其試作方法の當否を判斷し得べき材料を供するを要す、然らずして單に其結果のみを云爲するが如きは、毫も信賴すべきものにあらず。（未完）

彙錄

支那の關稅收入

—（一九一七年十月—十二月）—

總稅務司署統計局は一九一七年十月より十二月に亘る昨年度終期の海關報告書を發表せり。今期の關稅收入總額は九、七六五、六四〇兩にして一九一六年度の同期に比すれば八三六、〇〇五兩の減收なり。上海に於ける收入は二、九八六、四六三兩にして、一九一六年度の同期に於けるよりは五七、一〇三兩の減少を示せり。以下今期の成績を一九一六年度の同期と較するに天津は其總額一、一八七、七七五兩にして、一五六、六八一兩の減退なり。漢口は、一、〇三九、〇二四兩の收入ありたるも、一一七、六三〇兩の減收を見たり。四十八開市場中の十五市場は增收なりしも、其他の三十三市場は悉く減收なり。

之を各種の稅目に就いて觀るに、輸入稅は、一九六、〇〇三兩の增收なるも、輸出稅は、六七九、八五七兩の減少にして、沿岸貿易稅も亦、一二五、二四一兩丈減收にて阿片稅の如きは、同期に於ては、唯三、〇〇〇兩の收入ありしに過ぎずして、三五、五四一兩の減退を示す。噸稅も一八、三八一兩丈減少し、今期間中上海に出入せる船舶は四、四九九隻にして、其の總噸數三、九二二、三五九噸なり、之を一九一六年の同期に比するに、其の隻數に於ては、六五九隻、噸數に於ては三八五九六三噸の減少なりとす。出入船舶中航海船の大宗は日本にして、隻數にして七二二隻其の噸數一百萬噸以上に上る、次は英國の、五七三隻、支那は、四二〇隻、米國は、九五隻、和蘭は、二七隻にして、其の他の諸國は極めて少數なり。河航船は、英國の二五一隻が第一位にして、日本の一五八隻、及支那の一五七隻之に次ぐ

各開市場今期の關稅收入額は次の如し、但し、以上及び以下に示す所の兩は、總べて海關兩を以て表す。

開市場	一九一七年 海關兩	一九一六年 海關兩
愛琿	二三、四七六、四八六	一〇、六二一、一二三
三姓	五、二三一、八一四	九、五六二、六二一
滿洲里	二五、六六九、九四一	六九、八五六、四五三
哈爾賓	七二、〇八三、七〇四	五七、七四六、七三五
綏芬河	七八、二九二、九三〇	六九、六八四、六九四
琿春	六、〇二一、四四一	七、四二四、九三五
龍井村	一五、九〇八、九一〇	六、七二五、二三八
安東	二五八、五六七、六三二	一九三、二五〇、八五七
大東溝	二四、六一五	二二五、〇二五
大連	七六七、六一三、六六四	六七四、八〇八、二二三
牛莊	一七六、九〇七、八九九	二四七、五〇五、〇九五
秦皇島	八四、九六三、一七七	七〇、九四五、五〇〇
天津	一、一八七、七七五、一七三	一、三四四、四五五、九七二

龍口	一三、四一三・六七〇	一三、四九二・五六二	
芝罘	一一八、〇一三・八七八	一二〇、六二五・一一〇	
膠州	三九九、九〇二・二七九	五一九、七〇八、二〇五	
重慶	一一五、六一六・九三〇	二四五、七七四・八五一	
萬縣	二二、七四一・〇一〇		
宜昌	二九、二九四・二〇七	五二、六三三・三九三	
沙市	一四四、四一一・一九六	二二、四二七・五二三	
長沙	六三、一五九・四六二	八四、〇三一・五四〇	
岳州	二〇、八二五・二〇五	二三、〇二二・一八三	
漢口	一、〇三九、〇二四・三九一	一、一五六、六五三・六一七	
九江	一〇七、〇〇四・六五三	一一九、〇五九・〇〇五	
蕪湖	一一九、四〇一・〇九五	一三三、六〇四・六二三	
南京	一二四、二三九・五三五	八九、六一三・五四四	
鎮江	九六、四〇〇・二六八	一〇五、〇九八・六〇〇	
上海	二、九八六、四六三・四四二	三、〇四三、五六五・八七三	
蘇州	五九、三一一・四五三	六八、八八七・三五九	
杭州	三八、二六三・九七四	三六、五三一・六五四	
寧波	九九、六五一・八一三	一三八、一九四・二四三	
温州	一〇、五〇三・二五三	一二、二〇七・三五六	
三都澳	二、七四七・九二三	四、〇三四・五四五	
福州	一四九、二四九・三四五	一六九、九九七・九九六	
厦門	一〇一、三九四・七二九	一〇二、〇七八・二七三	
汕頭	二〇七、七七一・二九一	二九四、四一三・六〇五	
廣東	五五二、八一二・六七二	六八四、六四〇・八六五	
九龍	五六、一八三・五〇九	六〇、〇六一・九五五	

九龍鐵道	一七、五九三・〇四七	二一、一二九・八九六	
拱北	三三、一三〇・九六八	四一、五一六・九一三	
江門	四二、四四四・二九八	六一、一一二・七五八	
三水	四五、一一九・一七八	五五、二八四・一〇八	
梧州	一三一、四二九・五七〇	一二九、一八六・二〇七	
南寧	四三、三三五・一一一	四二、八八一・三一六	
瓊州	三七、六六五・一六七	三六、六七五・四四六	
北海	二二、四三六・一六一	二五、七二四・七一八	
龍州	七五四・五四七	七五一・五六〇	
蒙自	一二二、八六七・六七七	一〇五、四五二・七八八	
思茅	九〇七・四六〇	八四七・三四九	
騰越	一七、六一八・一一〇	一七、六一〇・五七三	
合計	九、七六五、六三九・八六三	一〇、六〇一、三四四・五八三	

產業改革と銀行計畫

支那が他の國民に對して、世界に於ける支那の存在を、印象せしむる利益を了解すること甚だ遲く、其富源を開發する事亦後れ、生活狀態の改革、內政の問題の解決遲しとするも、美辭華文を連ねて訓令を發する事は、決して他に遜るゝものに非ざるなり、試みに支那の記錄を檢せんか華言美辭を駢列して、莊重なる改革的宣言を發し、國民に大利益を享受せしめんとしたる事驚ろく可き數に上り居れるを發見すべし

此處に亦一の宣言發せられ國家の常に爲しつゝ有る利益

を上げ充分効果有るが如く、上記の意味に於て繰返したり一千九百十七年十二月二十一日に産業奬勵の訓令を發せるが、此の企ては吾人を以て見れば、取敢ず行政と財政とをはき違へたるものと思推せらるゝなり、この訓令の命ずる處は、財政、農商兩總長に、一の銀行設立の爲め一中央機關を設立するに協力すべしと謂ふに在り、元より大總統馮國璋氏は、財政總長の誠意を信ずるものなれども、他をして之を爲さしめんとするは、實に從來の宣言の御多分に漏れぬものと謂ひつべし、從來の宣言は多くの智識を含み、亦單に記錄を滿す爲めには、可成りの忠言を含有せり、然れども未だ實行の域に達せず、他の宣言の運命は、大總統を促して誠心誠意多少なりとも、支那に利害を有する人々に對して、或る物を與ふることを欲せしめたるべし、大總統は支那の產業界の不振を、彼の計畫によりて一擴せんと其衷心より願へり、之吾人も彼の爲めに實現せんことを希ふてやまざるものなり。

若し支那に勢力と愛國心とを有するもの出で來りて、効果ある近世式の方面に依り、行政事務が組織したらんには相當の給料を拂へる官吏を外國人の忠告を善用して敎養あり、手腕あり、而して正直なる支那の行政權を有する勢力が、生れ來るならば、そは可能なるべし、只單に銀行を設立するも甚だ、覺束なしと謂ふべし、大總統の公衆に示したるは下の如し

領土廣汎にして產物に富み、資源を多く藏すること我國の如きにして、農商工鑛の大いに振興せざる大原因は、主として特別の產業組織の缺乏せるに依るなり、東西の他の國家は產業の奬勵に意を須い、農業銀行を組織し、長期低利の貸附を爲し、農民勞動者の利益と便宜とに供し、貯金及債券の發行を承認し、かくて正當なる資金の運用に依りて、總ての實業取引の便を計れり、最近勸業、興業兩銀行に關する法令發表せられしも、未だ實行の運びに至らず、之政局の紛雜と財政の困難の爲め國家に禍ひしたる爲めに外ならざるも、政府が根本的に問題を把握せざるが爲めなり、上記の特種銀行が設立せられざれば資源を開拓し、事業の擴張を計る能はず、財政、農商務兩總長をして、先づ產業奬勵の爲めに國民に範を示す爲めに、協力して中央に一機關を設けしめんとす、亦同一の支店を各省の首都及主要なる商港に設立せざる可からず、而して各方面に農產業銀行の支店を設立して農業的、企業の發達改良を他の組織の如くせざる可からず、斯くして農民の困難を排除し、商業上の障礙を革むるを得可し、北京に於ける最高機關及各地方關係者は、此の計劃を實行する爲め其部下を指揮誘導して、力を盡し誠を致せば、產業の不振は漸次消滅せしめ得可く、我國民の財政狀態は、此の時に於て日に革り我國の基礎は實に安固なるを得可し之大總統の大いに希ふて止まざる處なり云々。

其果して實現せられて、豫期の効果を齎し得るや否やは大なる疑問なり

工場製品に對する免稅特典許可

支那に於て洋式機械を設備する工場の製產品に對しては、彼の一九〇二年のマッケー條約の暫行規定に依り、特別取扱法の實施を見るに至れるが、此暫行規定によれば、生產者は其製品に對し、輸出稅に相當額（即ち五分稅）の物產稅を、生產地の稅關に納付して、物產稅納付濟證明書となる可きパスを得、之を添附して輸出する時は、輸出稅及び其他沿途の附加稅一切を免除せられ、仕向地に向ける沿岸貿易稅たる、半稅も亦免除せらるゝの特權を有し、外國よりの輸入貨物と同樣の待遇を受くることを得るものなるが、最近更に左の四工場は之が特典許可の申請をなせり、即ち其工場名、申請時日及營業種類を示せば左の如し

工場名	營業種類	申請時日
上海溥益紡織公司	紡績織布	民國六年十一月
上海福茂廠	洗濯石鹼製造	同十二月十四日
上海榮大染織廠	織布染色	同同　十三日
天津恒源帆布有限公司	帆布製造	同同　十九日

右の內溥益紡織公司は、主として十六手綿絲を紡製し、其商標は地球牌及促織圖牌なり

又上海福茂廠は上海滬寧鐵道停車場の北角に在り、設立以來既に十有餘年の年月を經、同地富華石鹼工場等と同じく、機械力により、洗濯石鹼の製造に從事し居り、其の製品は品質良好にして堅固に、需要良好なりと稱す、上海榮大染織廠は創立以來、專ら織布及染色法の研究を重ね來り、今日其製造する改良布は、模樣意匠相當に見るべきものあり殊に其絹綿交織及絹織物は、精良且つ耐久力に富み、舶來品と對抗し得ると自稱し居れるが、既に特典許可を得たる上海振新、達豐等の工場と同樣の待遇を與へられたしと過般之が申請に及べるなり

而して天津の恒源帆布有限公司は、蒸氣動力機械染色工場を設置し、各種の防水帆布及其他布類の製造をなし居る株式組織にして、其需要の原料綿絲は、上海大生紗廠及直隸模範紡紗廠より購入し、染織機械は天津德成鐵工廠より買取りしものにて、全く支那人の製作せる洋式機械なり

事業界

龍飛公司營業成績

(The Shanghai Horse Bazaar & Mortor. co. Ltd)

上海英租界靜安寺路第三十六號に本店を置き、馬車、自動車、馬、馬糧等の販賣、其の他之に關する業務に從事しつゝある、龍飛公司第十五回株主年次總會は、三月二十五日開催せられ、合計七百七十二株の出席株主あり、今同社々長 F. Aycough 氏が當日なせる報告に依り、去る十二月三十一日を以て終る、同社一九一七年度の營業大要を示せば左の如し、昨年の營業成績は、一九一六年よりも更に良好にして、純益三五、三七三兩八九に、一九一六年度よりの繰越四千三百〇二兩九九を合せて、處分せらる可き純益は合計三九、六七六兩八八に達したり。

經費に關しては前年より八、〇四四兩五九の多きに上れるが、這は全く今日自動車が、市場に過多ならんとしつゝある際なるを以て、總て舊車輛に充分の手入れをなしたるに因るものなり、株主に配付せる重役の報告に報せられたるが如く、馬車貸出部は昨年四月に閉鎖せり、經費の增加を致せる他の原因は、會社建物を良好なる狀態に在らしめんが爲に、要したる手入費にして、一部は事務所其他の修繕必要なりしと、一部は之等作業に使用せる材料の相場昂騰せるため、例年よりも更に不經濟なるを免れざりしなり。

馬糧——例の如く之は常に憂慮せしめたる一問題にして前總會に於て報せられたる如く、茲當分價格の低落は望み難かる可しと思考せらる、一九一三年より一九一七年に至る、每年の飼料費を比較するに、一九一七年の飼料は一九一三年に比し、一頭に付き約四割五分高に當り、飼料費に就ては常に注意を怠らす。

自動車——前總會に於て提出せられ、且つ株主の承認を經たる自動車家屋、機械店の新築は、目下完成を告げ、既に着々好成績を擧げつゝあれば、今後同社營業上の益々滿足なる効果を齎すは疑ひなかるべしと期待せらる、一九一七年中の、自動車營業成績は滿足なるものなりしも、全年を通じて、新自動車缺乏のため、營業上障礙を蒙りたり、即ち船積みの困難は、之が主因をなせり、されど現に運來の途にあるもの相當あれば、此が到着の上は手許車臺數は充分にして、恐らく今年の需用に應ずるに足るべしと信せらる、同社は現に Berliet, Studebaker, Ser, Ipps-Booth, Morroe, Stearns-Kuighr 等の自動車代理店たり、其販賣に關しては、他社との激烈なる競爭に際會しつゝあるも今後益々競爭激烈となるは避く可からざる所にして、同社は之に對して飽く迄對抗し行くの決心なりと云ふ、自動車部の一切の必要經費は、昨年を通じて著しく增加せるが、之れ業務の擴張に伴ふ當然の結果にして、今後恐らく此傾向を辿るものなるべく、一度同社の新築自動車家屋、機械店、自動

車工場、貯藏室等を瞥見せば直に期間の發展を首肯し得べきなり。

人力車——此部は昨年中滿足なる營業をなしたるが、重役側に於ては茲兩年中位の內に、人力車の業務を廢止するの意嚮なり、次に轉じて決算に就て見るに

車輛——日貸及び時間貸部を閉止することは、昨年初め報せられたる所にて、其後修繕せざる馬車を賣却せり、一九一六年十二月に、同社所有馬車數は八十臺、其帳簿面價額一九、八三五兩なりしもの、昨年同月には三十八臺、帳簿面價額九、二四〇兩を減じ、之等餘分の馬車賣却に於ける同社の損失は頗る少なからざるものなれども、今後は再び斯る損失を見るが如きこと無かるべしと云ふ、而して此馬車の賣却に附隨して、馬具も亦賣却の必要あり、爲めに更に約六百兩の損失を加へたり。

修繕——此勘定に關する經費は一九一六年に比し約千六百五十兩多く、該費の重なる項目は、馬房、背面構地建物の修繕、及び滾壁禮路馬房、並に白克路の同社所有地に在る工部局馬車小屋に使用の小屋修繕に要したる等のものなり。

減價償却——家具、附屬品、一般機械及什器、自動車家屋機械及電氣附屬品に對しては、一割の減價償却を準備し建物に就ては新築自動車家屋を除きて、昨年の如く一分五厘の償却を行へり。

香上銀行——一九一七年度末の香上銀行借越は、七四、〇四五兩一九にして、前年同時よりも三六、九七四兩八四多きも、建物價額は二九、二六九兩九五を增加し、在荷は一六、二七八兩六二を增加せり、該銀行に對する借越を減少するの件に就ては、絕へず注意を怠らざる所なり。

雜貸方——合計一七、二九〇兩八〇に達し、此中には該年度末に未濟の受取手形總てを含むものにして、右合計は二月二日迄に全部支拂を受け了したり。

一般積立——一九一七年十二月卅一日現在高五萬兩なりしもの、今回更に一萬兩を加へて、此勘定は六萬兩に增加せり。

貸倒れ準備金は一九一六年度末三、四四三兩五三なるに對して、昨年末は三、四九九兩八八にして、之に雜負債合計額の一割餘に相當し、目下の所之れ以上の準備を行ふの必要なしと思考せらる。

未拂配當——此額五十六兩は一九一三年以來未濟の儘に來れるものにして、同社定款によれば之は今年末にて無効に歸するものなり。

假勘定は二、一二〇兩八九にして、多數の少額勘定より成るものにして、特別說明を要すべきものに非ず。

雜貸方——全く報告に說明し盡され居る如く、月より月に繰越されたる未拂勘定のバランスは三千兩乃至四千兩を超過すること稀なるべし。

家具及附屬品——昨年中若干の增加をなせり、即ち自動車家屋の貯藏室に備付けたるもの、及監督室に要したる家具等其重なるものなり。

一般機械及什器——之等の現在帳簿面價額は二、七二三

兩二二にして、貸借對照表の此項目下に現はれ、且つ說明せられ居らざる八十兩は工務局電氣部に貸貸せる自働車一臺の預金なり。

自働車家屋機械の一、九五九兩二一は、從前ガレーヂ在荷表中に含まれたるものを、帳簿整理の都合より書き換へたるものなり。

電氣附屬品——一、七二二兩三九の著しき追加をなせるは、前面地に再築せる、建物及新營業所に新規に据付けたるもの、及び事務所のワイヤー總てを取換ふるの必要ありし結果なり、今年一月よりは一般機械と自動車家屋機械とを一勘定となすべしと云ふ。

建物——一分五厘の減價償却を差引きて、舊建物の帳簿面價額は目下一〇六、一九九兩九六なり、昨年中靜安寺路三十六號に改築せる建物、及び新自動車家屋貯藏品室、事務所等の建築に二九、二六九兩九五を費し、更に白克路に面せる前面建物の後部に機械店を建築せり、建物の合計價額は目下帳面上一三五、四六九兩九一にあれども、保險の目的より一專門家により二十一萬八千一百兩に格付けせられたるが、之を帳面價額に比すれば約八二、六三一兩多し。

土地——會社の資產は前年度末と同樣にして、帳面上は一九一六年末二一一、七八八兩五〇なるに對し、一九一七年末は一一八、一四一兩一七なり。

一般在荷——同社は其手持品の格付けに就ては、從來出來得る限り最低限度に止むるに努め來り、今日に於ても此點の見解は依然變りたる所なし、現時の大戰は果して何時終局を告ぐべきか、目下の所全く豫測し能はざる狀態にあり、爲めに必要品の供給を得ること、益々至難となり、且又自働車用品は總て價格漸騰しつゝあれば、現在の如く總ての必要品を購入し得るや否や疑問なるが故に、勉めて之を安全の方法に置くの要あり、一九一七年十二月三十一日に、持荷價額を一二二、五八三兩七七より一三八、八六二兩三九に引上げたるが、其價額は純價格に基礎して計算せるものなり。

但し人力車は例外にて、之は實際價格以下に書下げを行ひたること既に記せるが如し。

電話株——同社は上海電話會社株を十六株有す、其今日の價格は昨年當時の千百九十兩なるに對し、約千二百二十五兩なり。

買辨手許現金——十二月三十一日買辨手許現金有高は一四、六一一兩二四なりしか、之は一月中銀行に拂込みをなせり。

而して昨年度の純益尻三九、六七六兩八八は、之を左の如く處分せり。

七分配當にて此額	一八、九〇〇、〇〇
一般積立金に控除	一〇、〇〇〇、〇〇
次年度新勘定へ繰越	一〇、七七六、八八
計	三九、六七六、八八

使用人には其俸給の一割を慰勞手當として賞與せり。

上海土地投資會社(業廣公司)營業成績

(Shanghai Land Investment co, Ltd)

同社第二十九回株主年次總會は、三月十四日上海仁記路二號なる同本社に於て、開催せられたるが、今議長の報告に據り同社昨一九一七年の營業狀況を記せば左の如し。

一九一六年の營業は、多少の障礙を免れず、一九一七年も又或る程度迄、此狀態を避け難かるべしとは、前總會に於て報告せられたる所なりしが、全年を通じて非常の高率を持して、一貫せる爲替は、市場に社債を發行するを不可能ならしめ、爲めに縱令他に有利なる材料ありしとするも、新築事業に着手する能はざりしなるべし。狄思威爾路に於ける新築家屋は、七月に貸家となしたる所、直に借人を得たり。目下四軒建の一棟を其附近に建築中なるが、本年夏中には貸家に出し得べしと云ふ、之等の家屋は頗る念入に建てられたるものにして、目下の所此種の家屋は多額の費用を要するものなれば、今後引續き增築する能はずと稱せらる。

四川路に於ける鐵筋コンクリート倉庫は、昨年末に完成し、一倉庫全部及第二の二床既に借手を得たれば、一九一八年の家賃總收入は、之に依て好成績を告ぐべし、西部方面に於ける二住宅は、豫定の如く竣成し、借家人を得たり而して今年中に更に二軒又は三軒の家屋を建築するやも計られざるも、狄思威爾路の家屋に於て、右に述べたるが如く、其作業上同樣の制限を免れざるべく、昨年中建築に費したる經費は、合計二十六萬三千二百五十一兩〇九に達したりしなり。

同社 Chwang Hoong 所有地に接せる小區域の土地は、久しく同社に於て、收得を希望し居たるものなるが、昨年初め値頃の相場にて買收せり、該買收土地の一部分は隣地支那家屋の增設中に含まれ、此約五畝の土地を不衞生なる沼地を除去し、以て將來の發展計畫に便せんが爲めに、買收せる寶山所有地に加へたり。

極司非路二十一號及大西路所有地には、更に境界及現在地區の輪畫を改善するの見地を以て、買收せる小地區を加へ、一小抵當流れの土地を所有地二十七號に加へ、其結果一部分を賣却せり、而して其得たる代價は之を所有地資本勘定の貸方に繰入れたり、北四川道路擴張のため、工部局に賣却したる代價は Chwang Hoong 所有地資本勘定に入れたるが、此工部局に讓渡したるものを合して、昨年中賣却したるもの合計一七、六二七弗なるに對し、買收せる額三八、五〇三弗八七に達したり。

轉じて決算に就て見るに、經費勘定は五、二三七兩八九の增加を示したるが、這は全く修繕費及作業掛員の工事巡視及其他職務に使用のため買入れたる自動車、並に其費用なり、同社は家具勘定を有せず、必要なる物品を買入れたる時は、其年の營業勘定より直接支出するを以て資產として現はれざるなり、右自動車は會社所有地が各方面に亘り

人力車にて之等を巡回する時は多大の時間を浪費するを以て、必要上二名の工事掛員のため購買せるものとす。

俸給は一般増俸により二、二三五兩を増加し、家賃勘定は社員の社宅手當増加せるため、八六五兩を増加せり、法律經費は一、一七二兩の減退を示し、代理店、信託者、取締役及監察役俸給は前年と變化なし。

利息勘定の貸方尻は、昨年よりも四三、六八七兩八〇の多きを示せるが、前總會に於て既に報告せられたる如く、同社が其增資を行はずして、其所有地の發展並に新資產の買收を繼續する限りは、利息負債を減じ能はざるべし。

營業勘定の貸方側に於て、家賃總收入は五一、四一五兩六四の增加を示し、甚だ滿足なる結果を齎したるが、一九一八年には、更に約二萬五千兩の增加を見る可しと期待せらる、家賃總收入より火災保險、稅金、水道料、修繕等の控除せらるべきものは、一九一六年度よりも九、三一二兩六七多く、其增加の重なるものは、燈火一、一七五兩、稅金五、四六九兩、修繕八〇七兩、水道八一七兩等にして燈火、水道、稅金の費用は總れ經常費にして、其所有家屋價格の增加に連れて、收入資產を良好に保持する上に於て、修繕は勿論必要缺く可からざるものとす、之等項目の一九一八年度經費は、一九一七年度よりも激增すべしとは、期待する能はず、次期決算に於ける純家賃の更に增收を確信せられつゝあり。讓渡料手數料及火災保險手數料は、何等の變化を示さず、營業勘定の借方に於ける經費の增加は、家賃純收の增加と差引したる殘りの營業勘定のバランスは、前年に比し八、一一三兩五〇少し。

損益計算尻は配當均一準備金に五萬兩を控除して、後期六分の配當支拂をなし、二四、一一二兩六九を一九一八年に繰越し、配當準備金は之にて二十五萬兩に達せり、積立金勘定は變化なく、改善及取替勘定は前總會にて通過したる貸方尻を示し、一八、〇五一兩九八は、昨年中行へる改善費に支拂ひたるものとす。而して一九一七年の末建築土地に於ける利息三三、六五五兩を加へて、此勘定は貸方尻に二八九、二七三兩七〇に達したり。

貸借對照表に於ける各項は、前總會に於て報告せられたる所に依り、全く盡され抵當貸付は全く前年と同樣にして利息支拂は滿足のものなりき、債券買取勘定は昨年初め有利なる價格にて賣出されたる同社第五回發行の少數債券買入に依り增加せり、雜借方には未收家賃及抵當利子を含むものなるが、其大部分は帳簿締切前の一ヶ月餘のものに係り、過去數年に比し少額なり、銀行當座借越は決算締切以來多少減少せり、建築物の或るものに減價償却準備問題は重役間の注意を惹き、目下熱心に考慮中にして、昨年中の急速なる地價の昇騰と建物所得力の急激なる增加とは、不必要なる建物の建築を減價償却せり。而して重役側にては此價格の增加は昨年の如く不定の增加をなさざる可く、且つ現に其時に到着し居らずとするも、會社の事業は今日の確固たる基礎に保持せんには、相當の減價償却法を採るの必要あるべしとの意見なり、此種償却方法は、營業勘定に對して更に經費を增加するは勿論にして、配當を減少せしむるの政策を採るは、遺憾なりと雖も、會社の財政基礎を確固たらしむることは、第一要義なれば、決算及報告に就て能く十分の研究を遂げたる上にて、減價償却法に依り、會社の最善利益に供し得るならば、次期總會に於て之を提出すべしと云ふ。

支那半月史

大正七年四月下半

戰局の概觀

北京政府は兎に角湖南丈けは保留せん意嚮なるが如く、長沙占領後吳佩孚軍をして湘潭、衡山方面に、張敬堯部下の一軍をして新化、寶慶方面に進出せしめ、更らに第二路なる張懷芝軍をして江西萍鄉より湖南の醴陵、攸縣、茶陵、安仁方面に出動せしめ、三路分勤、以て湖南々部を肅清せしめ、一方陳復初、朱譯黃をして常德、辰州に在る南軍（湖南軍の周則范田應詔等）を攻擊せしめ、以て湖南西部を掃蕩せしめんとしたり。かくて此方針に從ひ張懷芝軍は醴陵攸縣、茶陵を占領して安仁に出で、吳佩孚軍は湘潭、株州衡山を占領して衡州を窺ひ、張敬堯部下の一軍は新化を經て寶慶を占領し、將さに衡州總攻擊に移らんとし、南方聯軍總司令譚浩明退いて零陵（林修梅、劉建藩起事の根據地）に據れりと傳へられ、湘西の湖南軍も勢漸く振はずして陳復初、朱澤黃に降らんとし、他面江西より廣東に侵入せんとする一軍は、四月十五日廣東省南雄を占領せりとの報あり、南軍の不利甚しからんとせしが四月末に及びて稍々盛返し、安仁、茶陵、攸縣、醴陵を奪回して張懷芝軍を萍鄉に退却せしめたり。

四川に於ては熊克武成都に在りて着々その地盤を堅むるに努め、但懋辛之を助け、川北招討使石青陽は援陝第一路司令として北進し、廣元に在りし前督軍劉存厚を陝西境内に走らせたりと傳へ、又重慶にては黃復生主腦となりて援鄂軍を組織し、湖北西部に於ける黎天才、石星川、王天縱等を援くべく計畫中なるが、黃は重慶を離れ難き事情あり多分此方面は顧品珍總司令として東下すべし。北方側は之に對し四川前督軍劉存厚、陝西軍旅團長にして雲南討伐の爲め四川に入りし管金聚の二人に武器彈藥を供給し、以て成都恢復を謀らしめん計畫なりしが如きも、劉の意氣豫想外に沮喪し賴みにならざること夥しきを以て殆んど此局面を斷念せしが如し、たゞ吳光新をして宜昌を守らしめ雲南軍の東下を阻止し得ば足れりとするに似たり。

福建方面は浙江第二師長童保暄南下して詔安に入り、督軍李厚基亦厦門に到着し（四月二十七日）、廣東省境に於ける衝突の機刻々近づきつゝあり。此方面が所謂第三路也。

戰局の概觀は吾人に對し

（一）湖北に於ける黎天才、王天縱等を驅逐して重慶を壓迫し。

（二）湖南々部、同西部を肅清して兩廣を壓し。

（三）江西督境に兵を進めて廣東を壓し。

（四）福建省境に兵を進めて廣東を壓し。

以て南方より妥協を提起せしめんとするが北方側の眞意なることを誨ふ。故に此四條件にして完成せられんか、北方の武力使用は一先づ打切らるべしと觀測するものあり、之

を現狀に稽ふるに(三)(四)の二條件は實行せられたるが如きも、(一)(二)共に未だ完成せられず、殊に湖南方面は南軍稍々盛返しの氣味ありて湘潭危く、長沙又復た不安の裡に陷れりとの報あるをや、從つて北方派の武力使用は尙暫らく繼續すべしと期待せらる。而して北軍の振はざるは前敵將士の心一致せず、鬪志の薄然として地を拂へるに職由し、爲めに段總理をして四月二十日より二十八日に至る、所謂「巡閱」を決行せしめたるなり。

段總理巡閱と漢口會議

是より先き長沙の陷落するや、北京政府は攻岳總司令張敬堯の功を賞して湖南督軍を與へ、張は欣喜して之を受けたり。然るに岳州、長沙の攻略には第三師長吳佩孚の軍最も功あり、吳は此時は張敬堯の部下に屬して働らきたれども元來は曹錕の直屬部下なれば、張が督軍を與へられたるにも拘はらず吳が僅かに勳三位(?)を與へられしに過ぎざりしは當人は勿論曹の最も不平とする所なり、一方曹の本據たる直隸省には安徽系の何人かゞ督軍となり、曹には湖北督軍を兼任せざる兩湖巡閱使の空衡を與ふべしとの噂しきりなりしを以て、不平は愈々高まらざるを得ざりき。茲に又第二路總司令張懷芝も、長沙の後路を絶ちて譚浩明をして南走せしめし功勞あるに拘はらず何等酬いらるゝ所無かりしを衝みし折柄、徐樹錚の參陸辦公處をして計畫せしめたる新作戰計畫發表せられ、その主和系軍隊を戰線に暴露せしめんとするの魂膽を看破し、曹張二人の不平爆發してどゞむ可からず、相率ゐて請暇したり。

所謂新作戰計畫なるものは「戰局の概觀」に於て叙述せる所の如く、四川攻擊、廣東攻擊の二路に分たれ、四川方面に於ては吳光新を司令とする東路、田中玉を司令とせる北路の二軍を以て重慶成都を恢復し、廣東方面に於ては張懷芝を司令とする中路軍(廣東省南雄、湖南省醴陵に出でしば此軍)李厚基を司令とし童保暄を副司令とする左路軍(福建省詔安に集中)吳佩孚を司令とする右路軍(湖南省衡州方面に進出)の三軍を以て廣東を壓せんとするものなるが、戰線に立てるは何れも直隸系又は主和系軍隊にして、肝心の主戰派たる徐樹錚、倪嗣冲、張作霖等は敢へて一臂の力を假さんともせず、坐して漁夫の利を占めんとするもの〻如かりしを以て、曹錕張懷芝以下の憤慨は無理ならず餘憤の激する所、六省同盟說の謠言すら生じ來りたるより段總理はスハ一大事なりとて急遽南巡の意を決したるものと思はる、即ち段は前敵將領の誤解を釋き、平身哀を請ひて兎に角豫定の作戰計畫丈けを遂行せんことを懇願せんとせしなり。

四月二十日午後一時段總理愈々南下す。隨行者は財政次長吳鼎昌、交通次長葉恭綽、陸軍中將曲同豐、少將魏宗瀚同宗玉峯、秘書張伯英等なり。吳財政次長を同行せしは軍費問題に關し說明の必要あるを以てなり。かくて開封に至るや河南督軍趙倜出迎へ、同車にて南下、二十一日午後八時二十分漢口循禮門停車場に到着、兩湖宣撫使曹錕、湖北督軍王占元の出迎を受け、列車內にて密議する所あり、所

謂漢口會議は此日を以て開始されたりっ

　翌四月二十二日午後一時、會議は曹錕の第一路總司令部内に於て再び開かれたり、會に與かる者段、曹錕、王占元趙倜、徐樹錚（段の旨を承け會議の準備を整ふべく二十日夜着漢、會議には張作霖の代表として列席）等。會議の内容に就いては報道區々として眞相を得難きも大體次の如く決定したりと傳へらる。

（一）外交問題　目下日支兩國間に交渉されつゝありと傳へらるゝ某外交問題に關し曹錕、王占元等の誤解を一掃せんとし略々その効を收めたり。

（二）國會問題　修正國會組織法に依る新國會の召集に於て意見の一致を見たりと傳へらるゝも一説には段は新國會の召集は到底間に合はざるを以て臨時參議院をして國會の職權を代行せしむべく大總統には依然馮玉璋を推すべき旨を主張し曹王等の諒解を得たりとあれどコハ信ぜられず矢張り新國會召集説に決定せりと見る方が妥當なるべし。（北京方面にては選舉準備着々進行しつゝあり）。

（三）征南問題　會議の大眼目なり。曹王等は段が長沙占領後妥協に轉ずべしとの聲明を破り。徐樹錚等の廣東四川討伐策に屈從せし點につき非難し、段は之に對し種々辨解の結果、次の條々を決定したるが如し。

一、徐樹錚をして奉天軍を率ゐて吳光新を援助し以て湖北西部の南軍を驅逐す。

二、湖南全部の肅清。

二十五日午後五時段總理一行は江岸停車場にて軍艦楚泰に乘船し、南京に向ひ出發せしが、漢口下流二十支那里の所にて護衛艦楚材、招商局汽船江寬と衝突し江寬沈沒などの揷話あり、途中九江にて江西督軍陳光遠と會見し、二十七日午前八時半南京に着し直ちに督軍公署に入り李純と會見、午後二時浦口發津浦線にて北上、蚌埠にて倪嗣冲と、濟南にて張樹元と會見し、二十八日午後六時無事歸京せり。

　北京側は巡閲の結果を大成功なりと誇稱し得々たるが如きも果して然るや否や疑ひなき能はず。上海「新聞報」は評して曰く。

參陸辦公處の決定せし軍事計畫は二十二萬の兵を動員し大いに南方と戰はんとするに在りしに思はざりき段氏忽ち漢口會議を開き和戰問題を討論せんとは而も會議の結果前敵將士何れも一致進行に決定し財政次長吳鼎昌の總統府宛電報にも同樣の意味ありといへるが一度び生じたる曹錕張懷芝の疑念、段總理をして親しく南下説明の勞をとらしめし疑念は今後再び起るの機なしとするや、目前一致進行の語と雖も要するに是れ自から慰さむるものの言のみ。

　と。此論爾後の戰局に驗あり、見よ吳佩孚の軍は衡陽を奪回されて湘潭に困しみ、張懷芝の軍は安仁、茶陵、攸縣、醴陵を棄てゝ萍鄉に歸り、南軍終に株州を占領し轉じて湘潭を攻めんとし、廣東省南雄に入りし江西軍は、韶州の南軍と八百長的交戰をなしつゝあるに非ずや。善い哉孫洪伊の言や「漢口會議は今迄主戰派の勢に壓せられし平和派が機到れりと爲し遽かに蹶起せるものと觀測す從つて段總理

の南下は結局何等の結果をも齎らすことなかるべし」と。

軍器供給完了

支那新聞の報道に據るに、日本より供給の軍器第一期分は之を三回に分ち、四月十六、七兩日到着の六個列車の大砲及砲彈を以て全部引渡しを了れり。價格は第一期分全部にて九百五十萬圓にして三ヶ年支拂、期日に至り未拂の節は五分の利子を附する條件なりと。

南方の團結運動

南方の大同團結、即ち孫文派の廣東軍政府と陸榮廷派の護法各省聯合（去る一月成立）とを合併し、正式國會をも包擁する南方正式政府を樹立せんとの計畫は、第三次段内閣成立後逸早く廣東電報に依りて傳へられたる所なるが、孫陸兩派の從來の行懸りは聯合成立に多大の支障を與へ、今日に至るもその實現を見る能はざりし次第なり。然るに最近に至り此運動急速に進渉し上海方面よりの情報はその成功の望みあるを云ふもの比々として然り、所謂西南聯合の眞相は探られざる可からず。

探究の結果世論が到達し得たる結論は又しても西南護法聯合の廣東軍政府併合なり。孫文派の孤立は日に增し甚しく、非常國會議員は陽に孫文を敬して陰に見棄て、或は陸榮廷の許に、或は孫洪伊の許に走り、僅かに朱執信、胡漢民、馬君武等を剩すのみ。於是さきに西南護法聯合を計畫したる李烈鈞及鈕永建は、岑春煊との關係深き國會議員湯漪をして「中華民國聯合組織大綱草案」を起草せしめ、之を來るべき正式國會（五月二十二日を以て開會の豫定）に提出の順序となり居れり。新聯合には陸榮廷、唐繼堯、唐紹儀、伍廷芳、岑春煊委員として入るべく、孫文は重要任務を帶びて日米兩國に使すべしとの觀測行はる。南方派にして眞に融洽一致し、正式國會を提げて眞に鞏固なる一團として起上るときは、もとより一大勢力たるを失はず、所謂俗論的妥協を排して大同團結に成功し得ば吾人と雖も必ずしも妥協を強いず、唯それ眞に此運動に成功せよ、空言は事に益なし。

商會聯合會の平和運動

全國商務總會が聯合大會を天津に開き、平和運動を繼續しつゝあるは注目に値す。同會は四月二十一日天津に於て開會式を擧げ、各地商務總會代表の出席する者五十餘名、會長呂逵先は「本會は性質上商業上の問題を議せざる可からざるに拘はらず今回は國内の平和問題を主とせざる可からざるは遺憾なり、兵禍延長して物價の騰貴金融の逼迫名狀す可からず二十二省の團結を以て平和の目的を達せざる可からず」と述べ多大の感動を與へ、爾來引續き會議をなし、其中の過激派は起つて公民息兵會なるものを組織し、南北兩派にして内爭を熄めざるに於ては納稅をも停止すべしと敦圖き、代表王文典（上海國貨維持會々長）等は馮總統に謁して平和の必要を切言し、段總理の漢口に至るや湖北商務總會代表を派して進言する所ありたりと。經濟社會上

の司配者たる商會聯合會が、此の如き眞劍の運動を繼續しつゝあるは平和運動者に取りて百萬の援軍を得たるに均しきは言を須いず。

佛國公使着任

新任駐支佛國公使ボップ氏（M. Poppe）は四月十七日家族同伴着任せり。氏は最近迄土耳古大使館參事館たりし人なり。

電信借款成立

支那政府と中華滙業銀行との間に交涉中なりし支那電信官設事業費借款二千萬圓は四月中旬假契約締結せられたり滙業銀行は右債權を再擔保として興銀、臺銀、鮮銀三行より融通を受くべく期限三年、利率年八分、擔保は電信收入を以てする條件なりと。

奉天官銀整理借款

張奉天督軍と朝鮮銀行との間に四月二十二日調印、利率六分、三年据置にして金額三百萬元なり。

水口山借款契約原文

我が投資團（三井三菱久原鈴木等）と湖南省當局との間に水口山亞鉛鑛石買收契約成立の事は既報せしが、湖南省長譚延闓、礦務總局總理蕭仲祁、同協理王猷、財政廳長林祖涵等と三井洋行上海支店長藤村義郎男との間に二月四日、三月十九日の二回に締結されし契約に據れば、所謂投資團との契約に非ずして單に三井のみの關係なるが如く、金額も二百五十萬圓なるが如し。

契約原文左の如し。

第一合同全文

立合同湖南省長兼督軍譚延闓及鑛務總局日商三井洋行向湖南礦務總局購定水口山現存黑鉛砂六千噸所有各項條件開列於左（第一條）上海三井洋行向湖南礦務總局購定水口山現存黑鉛砂六千噸整（幷各半照去年湯淺洋行所購之貨同樣爲準（第二條）黑鉛砂價銀議定每噸二千二百四十磅）在長沙礦務總局堆棧交貨計上海現銀四十五兩正共計滿銀二十七萬兩正（第三條）本合同簽字之日湖南礦務總局應即繕具發票六張每張計一千噸交由三井洋行爲憑隨時提取礦砂不論多少礦務總局應從三井之便立即交貨不取棧租（第四條）鑛務總局應負完全保管定貨之責遇有兵災及其他事由礦務總局不能隨時交貨或貨不足購定之數礦務總局湖南督軍省長財政廳長湖南銀行應連帶擔任賠償價銀利息之虧（按年八厘從本合同簽字之日起）及因市價匯水變動等三井所受一切損失（第五條）上海三井洋行於本合同簽字之日應將購定黑鉛砂價銀全數在簽約地點交齊（第六條）本合同繕具六份以一份存湖南財政廳一份存湖南銀行一份存上海日本總領事署收執爲據湖南省長兼督軍譚延闓湖南礦務總局總理蕭仲祁湖南礦務總局協理王猷湖南財政廳長林祖涵全權代表羅良幹湖南銀行前總理羅上覽上海三井洋行藤村義郎印民國七年二月四日。

第二合同全文

立合同湖南省長兼督軍譚延闓及湖南礦務總局日商上海三井洋行今因礦務總局與三井銀行商訂一手代賣白鉛礦砂二十萬噸幷礦務總局黑鉛鍊廠之黑鉛塊及礦務總局自鍊外所剩餘之黑鉛礦砂所有各項條件議定如左（第一條）鑛務總局允以水口山所產白鉛鑛二十萬噸（每噸二千二百四十磅）歸三井洋行一手代賣其一手代賣之期於本合同簽字之日起十年爲度（第二條）礦務總局黑鉛鍊廠所鍊成之黑鉛塊及礦務總局除供給自鍊尙有剩餘之水口山黑鉛鑛砂在本合同期間內亦概歸三井一手代賣但一手代賣之權以本合同簽字日起于滿十年即行消滅（第三條）三井洋行允以日金二百五十萬元墊與鑛務總局其付款方法如左（一）湖南省長兼督軍譚延闓君與粵桂聯軍總司令譚浩明君關於上項一手代賣墊款有協商一致之電報證明即於簽約日付日金三十萬元（二）湖南省議會關於上項一手代賣及墊款經湖南省長兼督軍譚延闓君通知後三日如經通過三井洋行即於接電報通知一星期內再付日金一百萬元但省議會如在閉會期內其常駐議員協議會接通知後三日內如經通過三井洋行亦允交付上數（三）下餘之日金一百二十萬元將白鉛鑛砂價協議定奪後陸續交足（第四條）上項墊款利息議定周年七釐從礦務局每期收款之次日起息於每六月末及十二月末算結交付（第五條）前第一條第二條所載白鉛礦砂黑鉛塊及剩餘黑鉛礦砂之售價議定將貨售出於三井洋行與礦務總局訂定交貨之日三井洋行即得控去價銀三分之一以償還墊款同時將此控去之墊款額停止利息其餘三分之二俟月終結算由三井洋行如數交付鑛務總局並將控收墊款數目日期出具收據交礦務總局存案備查但在墊款還清以後所有價銀應於訂定交貨時全部交與礦務總局（第六條）第一條及第二條所載一手代賣期間三井洋行控收之價銀已足還清墊款時礦務總局及三井洋行得另行協議第二次墊款（第七條）第一條所載白鉛礦砂之一手代賣礦務總局應認手續費照長沙售價百分之五第二條所載黑鉛塊及剩餘黑鉛礦砂之一手代賣礦務總局應認付手續費照長沙售價百分之三於每年六月及十二月兩期結算交與三井洋行但黑鉛塊及剩餘黑鉛砂如售與他商應照付手續費百分之五（第八條）礦務總局應將第一條第二條所載各貨出售時應儘先與長沙三井洋行商訂如長沙三井洋行表示不願承受或有他商出價較大無論零數整數經鑛務總局通知長沙三井洋行限一星期內無願出價之回答鑛務總局即得逕與他商商訂售出手續費無論售與何人鑛務總局應按照第七條規定之數算付三井洋行但鑛務總局售與他人之白鉛礦砂及黑鉛塊並砂其價款應以三分之二充償墊款交付三井洋行（第九條）上項白鉛礦砂黑鉛塊及剩餘黑鉛礦砂之交付地點在長沙鑛務總局堆棧（第十條）上項白鉛礦砂每年交易之數量起初之十萬噸每年交易多少可值三井洋行之使嗣後十萬噸每年交易由雙方商議訂定噸數（第十一條）上項白鉛礦砂黑鉛塊及剩餘之黑鉛礦砂在買買未經訂正之先礦務總局不得向三井洋行徵取棧租如買賣既經訂定約期取貨三井洋行並不如期收取礦務總局即按數收取棧租（第十二條）上項白鉛鑛砂二十萬噸之一手代賣期間至多以十年爲限如過十年尙未全數售完時此項一手代賣權即行消滅（第十三條）上項墊款日金二

五十萬元應以日金五十萬元爲擴充開採水口鑛山之用（第十四條）鑛務總局於本合同期間內如擴充黑鉛鍊廠及將該廠出抵之時應先與三井洋行商議（第十五條）礦務總局於本合同期間內倘湖南政府決意將水口山礦砂抵借款項時應先與三井洋行商議（第十六條）礦務總局黑鉛鍊廠如需黑鉛礦砂之數在墊款未還清之期間得以現在黑鉛鍊廠機械製鍊之力爲度如欲增加量數時先與三井洋行商議（第十七條）本合同各繕六份一存湖南督軍省長公署一存鑛務總局一存財政廳一存湖南銀行一存上海日本領事署一存三井洋行爲據（簽名同前）民國七年三月十九日。

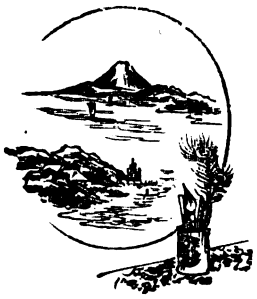

通信

湖南通信

四月十六日

▲南軍退却の際　は秩序壞亂し昨日まで長沙を守護せし將士は一朝にして殘虐の猛獸と化し手當り次第に商家紳士等を掠奪し長沙目貫の市街は搶掠劫奪一空に歸し今に小店の外は營業を再始する能はず晝間も牖戸を閉て蟄居し劫禍の再來を警め居れり日商齋城洋行も被害せり目下交涉中なるも北軍側にて此責に任するや否。

▲北軍入城　張督軍（敬堯）が湖南督軍として就任以來稍々擾亂の跡を絕ち平靜に復したれども中流以上の商店は猶閉息して開かず錢價は益亂れ商況は消沈し到底外來の大資を借りて挽救するに非れば活氣を恢復する能はざるべし。

銀貨と紙幣は益差額を生し

銀貨一元に對し　紙幣　二元餘
銀貨一元に對し　串文　六串文餘
紙幣一元に對し　串文　二串二百五十文
銀貨一元に對し　兩　十二兩餘

右の如き奇怪の變兆を見ていかに硬貨の拂底せるかを知るべく一般商業上の打擊は名狀すべからず。

今回南軍兵士が敗に乘じて橫暴を逞ふせしことが湖南人

の思想に及ぼせし影響は浮動せる政界と頼み難き軍隊の保護に失望し寧ろ信義ある外國人と事を共にするの安全なるを悟れる者眞面目なる方面の商人に多を加へ來れり此際我同胞が最も注意を要するは一時的の利益に支那人を瞞却せず永遠に双方の利益を共享すべき堅實なる節操を持久し信切に友誼を基礎とせば必ず同文同種の交誼を徹底し得べく尤も注意すべき機會となりつゝあり。

▲新財政廳長　今回任命されし湖南省財政廳長嚴家孃は數年前袁世凱統治の時湖南財政廳長となり居だるが雲貴獨立の後掛冠したる人なり嚴廳長は一寸手腕ある老練なる官僚にして與みし易からざる人物なりとの評判は當時内外人間に傳播したり。

▲帝制派の楊度　等は左の如き意見書を段總理に提出したり湖南省内にも之に呼應するものありと。

楊度等段總理に呈する書

湖南出身の舊帝制發起人楊度は周自齊、顧鰲等と連署し時局に對する意見書を段總理に呈せり。

（前略）兩年以來公は一身を以て全國の安危を繫ぎ出處行藏は内外の屬目する所にして近頃新聞紙を閲して時事孔だ殷にして管仲をして東山に高臥するを許さず復出山せられしを知る自齊等舊交を忝ふし夙に知愛を承け心中忭祝常情に越ふ惟ふに我公出でざれば已む出れば時局の難は前日に數倍す上下輯睦し内外安全ならしむるの措施方針は豫め計らざるべからず自齊等不才なりと雖も棟崩れ橋壓す同じく戒心あり謹んで愚者の一得を以て聊代籌の著をなし略ぼ數端を擧げて狂瞽の言を採擇せられんことを希ふ。

（一）國軍既に岳州に克ち勝に乘じて攻取せば必ず長沙を收回し湖南全省を全定するに難からず此より以往雲南、貴州、廣西、四川は皆南軍の勢力範圍にあり一々武力を以て削平せんと欲するは理の許さゞる所に非るも實勢は困難なりモシ蹉跎することあらば反て威信を損す湖南省を收回せば兵爭を罷めて人民に休息を與ふるに如かず我公從來武力解決の策は南方が抵抗して命を奉せず地方は中央に服せずして兵力を以て内亂を削平するに因るなり名正ふして言順なり此元來政令の能く行はれんことを求むるものにして固より武を黷すに非ざるなり我公の本意茲の如し北軍戰勝後は南軍の兵力自ら持するに足らず亦當に範に就くに易かるべし罷兵休戰は宜しく此時に在るべし或人は此を以て我公從來の武力政策に符せざるを疑ふも國内に兵を用ふるは必地方が命を抗ずるに因るものにして止む可ければ止む必しも成心を挾まざるを知らざるなり命を奉ずるもの和議を謂べからざるのみならず亂を平ぐる者も主戰を謂ふべからず名を顧み義を思ひ外に對して一視同親し和戰の名を掃除する能はず專ら事機を以て主となさば政策變更の謬説は辨せずして自ら明なり。

（二）今日中國の勢力は北洋派を以て先きとす此勢力を善用せば國を安んずべく之を善用せざれば反つて國を亂る治亂の分る所は全く内部の離合に由る近來直隸安徽の和戰派の名目は實に挑撥煽亂し大局に害を貽すに足る公は宜しく大度を恢張し力を竭して調停し其感情を連絡し其利

害を融和して親疎を以て厚薄を分つことなければ國事に於て撥亂反正の機あるのみならず即ち我公の威望德量に於ても亦必裨益する所あらん。

(三)國中黨派分岐し互に起伏をなすは實に不幸の事となす若し政府にして一黨を偏有せば他黨は嫉妬憤慨し反動を益すは必然の結果なり前に國民黨は政府に反抗し竟に兵を弄ぶに至れり一派權を得て之を激せざるものあらず我公此後誠に宜しく寬大を示して各黨各派に對し力めて畸輕畸重の嫌を避け但人才を取つて親怨を分つことなく平和の軌道に於て人々皆敬用す可くんば亂機は必消滅すべく人心は必靖んずべし。

(四)外交は現時重大の政にして歐洲戰後各國の離合は必此現象に大變遷あらん我國は此時に於て參戰の餘更らに目光を放遠し善く之に對付すべし此中の關係は至大にして片言の概する所に非ず亦筆墨の宣陳し能ふ所に非ず願くは他日之を詳述せん。

(五)我國の財政は根本計畫なし其原因は一端に止まらず庫藏空虛にして朝に夕を謀らず遠に及ぶの暇あらざりしは實原因の最大なるものなり今や賠償金は延期され關稅は增加し財政稍寬容となれるは千載一時復た得べからざるの機會にして此機に乘じて極力改圖し久遠の豫備をなさざれば數年の後負擔愈增加し國の困難は必ず今日に數倍し挽回せんとするも術なからん我公此に於て切に注意せざれば必ず全局を統籌し將來を豫計して國家根本の疾を救はるべし是れ馨香禱祝する所なり。

(六)實業敎育は國家元氣の關する所根本の圖は此より急なるはなし我國政府は從來此事に於て全く注意せざりし內外の識者は其國本に昧く爲すことあるに足らざるを知る我公は此時に於て此失を矯むべし財力は發展擴張する能はずと雖も之を迂遠の緩圖となして放棄し人民治を望むの急を顧みざるべからず以上の數端は其崖略を擧げしに過ぎず本意は鄙衷を達するに在り語或は戇直狂言に近からんも高明の聖擇を望む……楊度、周自齊、顧鼇拜啓。

內治外交

●**商會聯合會の意見開陳**　天津に開催中の商會聯合會代表者卡、殷、王、周四名は四月二十八日北京に至り、馮總統に謁し約一時間會談せり、前記の代表者は先づ各地に於ける商民の窮狀を述べて、和平を哀求することの甚だ切なる所以を說けり、馮總統は之に答へて曰く、商民の困難は政府素より之を知らざるに非ず、然れども和には、自ら其の時機あり、西南の態度彼が如く强硬にして、遂に兵事を釀成するに至りしことは、諸君の夙に熟知せる所なりと信ず、要するに事大局に關し、頗る重大なる問題なれば總理の歸京するを俟ち政府も充分討究して、何等かの方法を講ずべしと、其れより談外交の事に及びしが、秘密に屬して外間より窺知するを得ず、聞く所に據れば馮總統は段總理を辯護して、段氏は決して國を賣るが如き人に非ず、條件は軍事に涉ると雖も、外交部の審査を經て、然る後調印するものなれば、事情を糊塗するが如きこと無し、凡そ外交の事たる國家の休戚に關するものなれば、政府は國民と共に誠意を以て商量する考へなり、願はくば意を安んじて可なり云々と謂へる由、又陸外交總長は二十九日午前十時右の代表者を接見して意見を聽取せり、而して段總理も既に歸京したれば、該代表等は更に段氏を訪問して、全國の苦狀を述べ段氏の意見判明せる後再び該會今後の方針を議定する筈なりと言ふ。

●**安福俱樂部創立**　新國會議員の選擧期日次第に近づきて、中央の政界は一段の活氣を呈せんとせり、此節最も政客の話頭に上るものは、新政黨の發生にして、就中安福

俱樂部は其の尤たるものなり、聞く所に據れば安福俱樂部は、初め北京安福胡同の梁氏宅を根據として、次第に其の勢力を增大し來れり、其後臨時參議院成立して、多數の議員北京に集まるや、玉揖唐系下の議員團は世人の注目を避くる爲、故らに政黨の名義を用ひずして、屢々同所に會議を開き以て劃策する處ありしが如し、過日梁士詒が特赦せられて、中央の人となるや、參議院問題も幾分動搖し、遂に安福俱樂部の成立を見るに至れり、而して俱樂部の要人は語りて曰く、本俱樂部は決して政黨の作用を做すものに非す、又議員選擧の機關を以て任ずるものにあらずと、然れども俱樂部所屬の舊議員等（臨時參議院議員）は、新選出の國會議員と、稍もすれば權利を爭はんとする意あり、政府も最初此點を顧慮して、新公布國會法を修改せんとする內議ありしが、遂に其の實行を見ずして止めり、即ち原案は「參議院議員は二年毎に三分の一を改選す」とあるを、改めて「三年毎に三分の一を改選す」とあり、尙で各省督軍、政客等代行職權說を力唱し、今や殆ど臨時參議院存續案は既定の事實となれる觀あり、政府は復開會後本案の提出さるるに至らんことを虞れ、修改案を提出せんとして、未だ狐疑躊躇し居れり、其間には勿論安福俱樂部の活潑なる飛躍ありしや無論にして、政局の推移と共に、局面の如何に變化すべきや興味ある問題たらずんばあらず。

●十七日の定例會議　四月十七日の閣議に於て、各總長皆出席せり、席上陸軍總長段芝貴は湖南に於ける最近の軍事狀態、並に龍濟光の高州を失ひたる事情を報告せり次に東淸鐵道收回の手續六ヶ條を審議し、又僑工事務局より提出せる、募工取締條例を通過せり、最後に極秘密に外交上の重要案件を協議せしが、豫定よりも一時間半延長して尙議纏まらずして散會せり。

●對南計略大要　段總理南巡の結果、各督軍等と充分意志の疏通を行ひ、其の對南計畫は大要左の如く決定せりと。

一、湖南は現狀維持として、攻擊を續行せず。

二、湖南の討伐軍の一部を以て、廣東及四川恢復の計を爲さしむる。

甲、廣東　は龍濟光の軍を援助して、其の活動を開始せしめ（武器の補給は別に方法を以てす）一方張懷芝を總司令として南雄を襲ひ、李厚基をして、福建より潮梅地方に侵入せしむ。

乙、四川　方面は吳光新、徐樹錚の軍隊と、劉存厚の軍隊をして當らしめ、王占元は湖北軍の一半を守備に充て、一半を以て吳光新等を援助せしむ、尙ほ劉存厚の軍の實狀不明なるを以て、張瀾を中央に招き、詳細の狀況を聽取して方策を定む。

三、軍費の支出は或る方法に依り支出するに決し、各督軍の同意を得たる外、既に支出せる軍費の整理は、隨行せる財政次長の手を以て夫々整頓せり。

●參陸處重要會議　參陸辦公處は四月三十日重要會議を開き十二時に至り翌一日亦朝來會議を續け午後に亘りしが、其內容は雲、貴、四川軍及び黎天才、王天縱、張學濟の

聯合軍の突然施南より宜昌に向ひ、東下の運動を開始せる事、並に湖南に於ける第二路軍の失敗に對する策を協議したるものなりと、其結果曹錕に重要訓令を發したり。（北京日報）

●武昌會議事項　段總理南下の際開かれたる武昌會議の協議事項次の如し。（時報）

（一）段總理は日支交渉案の內容を說明し往年の第五項と關係なきを言明せり。

（二）漢口に軍用電信機關を設置することゝし吳鼎昌、葉恭綽をして其任に當らしめたり。

（三）四川を助け廣東を攻擊する當初の計畫を積極的に進行すること。

（四）各兵工廠に職工を增加し軍器の製造を急ぐこと、並に曲同豐、陳文運をして之を監督せしむること。

（五）吳佩孚を湖南省軍務副督辦に任ずること。

●湖南肅淸計劃　湖南督軍張敬堯は中央の命を奉じ專ら同省全局の鎭定に力を注ぎ客軍は之を援助することゝなれり、今其の計畫を聞くに、大小の山嶺は三日を限りて全部占領し、要隘の地は一週間內に之を取り、平野、川流要塞等は二日にして奪獲し、五月中旬迄には完全に肅淸を終る豫定なりと。（神州日報）

軍事

●支那全國軍隊數　支那軍隊の兵數は今や民國一二年頃の狀態に恢復し、九十師團を增加せり、其增加表左の如し。（時報）

省別	原數	現在數
中央	一五〇、〇〇〇	一九〇、〇〇〇
直隸	四〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
河南	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
奉天	三〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
吉林	一五、〇〇〇	二五、〇〇〇
黑龍江	二〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
甘肅	一〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
貴州	一〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
四川	三〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
福建	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇
江蘇	三〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
山東	二〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
廣東	三〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇
江西	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇
湖北	三〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
雲南	二〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇
安徽	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
浙江	二〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
新疆	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
綏遠	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇
察哈爾	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
熱河	二〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
合計	七四〇、〇〇〇	九四〇、〇〇〇

●北軍の駐兵地　湖南督軍張敬堯より政府に打電し來りたる所に依れば、北軍諸將の駐紮地點は左の如し。(時報)

吳佩孚は湘潭、李奎元は寧鄉、吳新田は長沙、張倫璜は湘鄉、王承斌は華容、蕭耀南閻相文は岳州、曹琰は湘陰田樹勳は衡山、朱澤黃は新化にして其兵力六ヶ師以上にて外に防營四五千名あり。

●三ヶ月間の軍費　參謀本部財政部の報告に據れば、最近三ヶ月間に消費せし軍費は左の如しと云ふ。

一月　二百六十萬元
二月　九十萬元
三月　三百十五萬元

此外湖南、湖北、江西、福建宛支給せし臨時軍事費合計四十三萬元なりと。(時事新報)

●山東海防計畫　强山東代理督軍は中央政府に向つて山東海防計畫として、左の報告をなせりと云ふ。(神州日報)

一、石島俚島を一區として、砲艦澄海に帆船四隻を附して巡邏する事。
二、嶋廟島飯島を一區とし、砲艦に帆船六隻を附して警備する事。
三、無棣鹽化之海面は淺水砲艦と商漁聯合にて防備を擔任する事。
四、黃縣龍口掖縣之頭崖昌邑羊角溝日照等には、砲艦靖海等四隻に木造船二隻帆隻二十隻を以て防備に充つる事。

●參謀部會議　參謀本部は四月廿四日會議を開きて、次の七事項を議決せりと云ふ。(時報)

(一)王占元の要求に係る兩混成旅編成の議は之れを駁却す。
(二)漢陽工廠に令して、廣東攻擊の江西軍に砲六門、機關銃十二架、小銃千枝を發送せしむ。
(三)新督楊增新に向ひ軍器、糧食を至急輸送すること。
(四)漢陽兵工廠の經費六ヶ月分を準備し當日先づ五十萬元丈けを支給す。
(五)福建、江西の各軍に打電して廣東攻擊を急がしむ。
(六)通州駐在の第四混成旅より一團を派して湖北に赴かしむ。
(七)李耀漢より軍需品の供給を電請し來りしを以て龍濟光宛李の所在を尋ぬる電報を發すること。

實業

●殖邊銀行の役員選擧　殖邊銀行にては四月三十日本行に於て株主總會を開きて、役員選擧を行ひしが、一千五百九十三票を以て輝寶惠氏總理に當選せり、又股東維持會を新設し、楊度を正會長に王揖唐を副會長に推せり。(北京日報)

●昨年の官産收入　昨年一月一日より十二月末日迄の支那全國官產變價額は合計六百五十八萬五千元なりと。(北京日報)

●農商部の實業奬勵　農商部は各省に通令を發し左

の各項に該當するものには、特に奬勵方法を與ふべしと命せり。（順天時報）

一、各工業にして貴重商品を製造し得る者、及新式を發明せる者。

二、礦產採掘業者にして、毎年納稅二千元以上の者。

三、開墾礦產荒田三千畝以上の者。

四、實業學校を設立し着實に成績有る者。

五、農會商會を辨理し確に利益有る者。

●全國商會聯合會　全國商會聯合會は四月二十三日午後一時より開會、休息室に於て茶話會を開き、時局調和案の討論を爲したる後三時半に至り振鈴と共に正式正會長呂超伯登壇開會の辭と共に出席會員四十二名を報告し、議事日程に入り。

第一案　土布免稅を維持し、以て國信を昭かにすべく、政府に請求するの案に付、提議者馬炎文より意見を述べ終るや、五號會員冉鵬飛は本案を審査に附託すべく主張し十三號會員楊曉林等之に贊成し、採決の結果大多數贊成にて審査附託に決す。

第二案　土布免稅に關し、江蘇財政廳は部令に違はす、妄りに限制辨法を作り、公決を請求せる等に對し、取消を請ふ案に就ては、議長より第一案と共に審査附託にせん希望を述べ多數贊成にて決定。

第三案　土布改良提倡案提議者より理由を說明し、多數贊成により原案可決。

第四案　速に資金を出し、紙幣を發行し、以て庫倫市面を維持すべく、財政部に請求するの案。

第五案　烏梁海に支那官憲を設くべく政府に請ふの案。

第六案　外蒙自治官府に苛稅の免減を交涉すべく政府に請ふの案。

第七案　蒙古に向て按地收捐を取銷すべく政府に請ふの案

以上四案は概ね庫倫代表より提議せるものなるが、曾て在京評議會の通過を經たるを以て、本會にても原案を通過せんことを主張せるが、第六第七案を審査に附託し、其他は通過午後四時十五分散會せり。

●在支外國人及び外國商館　次に揭ぐるものは一九一七年度の、在支外國人及び外國商館の數にして、總稅務司署統計局最近發行の海關報告書に據るものなり。

國籍	商館數	人數
日本	二、八一八	一四四、四九二
露西亞	二、九一四	五一、三一〇
英吉利	六五五	八、四七九
亞米利加	二一六	五、六一八
獨逸	一三二	二、八九九
葡萄牙	五一	二、二九七
佛蘭西	一二七	*二、二六二
瑞典	三	五一三
丁抹	一七	四五〇
伊太利	四二	四一六
白耳義	一八	三二四
墺太利	一八	三一七

西班牙	八	三〇〇
和蘭	二二	二九八
諾威	七	二七七
匈牙利	—	一八
無條約國	七	二一五
合計	七〇五五	二二〇四八五

*佛蘭西被保護國人七一四名を含む。

鑛山鐵道

●廣東の安質母尼　支那に產する安質母尼鑛は湖南產を最も佳良とし、廣東之に次ぐ、曾て北京政府は廣東省長に、之が調查を命じたるに對し、同省長は人を派して調查を行はしめたるが、其結果によれば、現に採掘中のもの六鑛、發見せられたる鑛苗にして、未だ採掘に至らざるもの二十ありと云ふ、今採掘中の錦鑛を示せば左の如し。

防城縣東興鎭錦鑛　面積一百四十畝　民國四年章答衡より採掘出願せるもの。

曲江縣獅錘頭錦鑛　面積二百四十畝　民國二年三月馮春源の採掘許可を得たるもの。

曲江縣黃沙坪錦鑛　面積百九十九畝　民國三年陳堯甫の採掘許可を得たるもの。

防城縣東興鎭錦鑛　面積二方里　民國五年王子純の採堀許可を得たるもの。

曲江縣蜜蜂洞錦鑛　面積二百十一畝　民國三年豐德公司より採掘を出願せるもの。

曲江縣梓風閣鉾鑛　面積九百六十九畝　民國二年馮春源より採掘を出願し許可を得たるもの。

●雲南の錫鑛　雲南省の錫鑛は、實に全國に冠たるものにして、過般雲南財政廳鑛務技術員蔣奎の調查したる報告によれば、該省の錫鑛は箇舊縣のみにて、其數三十七ヶ所あり、其內官營を除ぎ商辨にて、現に採掘せられ居るもの十一ヶ所にして、左の如し（總て箇舊縣下にして左記年號は凡て民國なり）

鑛名	面積	出願者	出願期日
小竹山	一一六	張世安	四年一月十五日
銀銅山	一四四	李龍光	同二月二十五日
灣子大陵山	一〇二	張家祥	同　四月十日
耗子廠	七六	謝鴻恩	五年四月十五日
黑明礦	一〇四	謝希會	四年一月十二日
上大冲	三三八	張榮義	五年一月十五日
牢坡	五二	何幹臣	三年十二月十一日
中竹林	五三	同	四年一月二十日
馬拉格	三、四七〇	吳琨	三年十一月一日
中竹林	七八	馬學賢	四年四月十日
富羅廠	二九六	尤樹荃	元年

●湖北鑛山面積　湖北省內は到る處礦山多く、其現に採掘せられつゝあるもの少からざるが、今其陽新縣下其他地方の礦山面積を擧ぐれば左の如し。

一、錳礦二ヶ處　一は陽新縣白玉山其面積二方里、一は同縣下西北十五里の銀山面積數方里。

二、鎲鑛二ヶ處　浦圻縣竹箕坡官山其面積約五十畝。

三、硫磺礦二ヶ處　一は流泉地方面積二百畝、一は楓樹腦面積二方里。

四、硫化鐵鑛一ヶ處　陽新縣白馬山東七十里面積數十畝

五、紅銅紫銅數ヶ處　竹山縣西鄉鄧家臺面積各數十畝。

●滬杭鐵道營業成績

滬杭甬鐵道の昨年十二月中の事業成績は、收入の部切符賣上高十二萬八千百十六兩四分貨物運賃四萬七千三百四十兩八錢一分、電報料八十兩七錢五分、租金百十四兩四錢六分其他一千七百二十三兩七錢九分合計十七萬七千三百七十五兩八錢五分、支出の部にては營業費總務三萬三千九百五十三兩三錢一分、車務二萬八十兩五分、運務四萬四千六百九十九兩二錢五分、工部維持費三萬八千四百二十兩九錢三分、設備品維持二萬五千三兩六錢合計十六萬二千百五十七兩一錢四分にして、差引營業純益金一萬五千二百十七兩八錢一分なりと。

彙報

自四月十六日至四月三十日

對露關係

▲**露支國境に砲壘**　（北京特電十五日發）　黑龍江督軍鮑貴卿氏は露國過激派の南進を防がんが爲め兵力を黑河に集中すると共に同時に砲壘建築の案を立てたるが此程中央政府の許可を得五十萬元の費用を以て建築に着手する事となれり尙ほ同督軍の報告によれば過激派は黑龍江北岸に十五珊の重砲を据ゑ對岸の支那軍隊を威嚇し居れり。（十六日、時事）

▲**露支協約無根說**　（十五日北京特派員發）　外交當局は曰く露支協約成立の事實無根なるは今既明の要なかるべし露國政府と吉林省長郭宗熙との間に外蒙古に關する祕密協定行はれたりとの說も事實無根なり郭宗熙は斯かる協約を結ぶべき權限なきは勿論なり。（十七日、朝日）

▲**過激派外蒙に迫る**　（北京特電十五日特派員發）　庫倫都護使陳毅氏は支那政府に對し「露蒙國境を壓迫せる過激派は外蒙古外務大臣に對し露國領事を承認せざること並に露國人貯藏の武器彈藥を沒收せよと要求せしが蒙古政府は之を拒絕せり過激派の勢力增大すると共に外蒙古政府は動搖を來し之に屈服することなきを保し難し速に軍隊を派遣せよ」と打電せり。（十七日、日日）

▲**浦鹽支那人引上**　（上海特電十七日發）　浦鹽に赴きし招商局汽船は當地赤十字會委員と共に同地支那人を收容し本日同地出發當地に歸らんとすとの報あり。（十八日、時事）

▲**支那軍艦入港**　（浦鹽特電十七日特派員發）　支那巡洋艦海容は今朝入港し我艦隊と相聯んで投錨したるが期と見たる全市の支那人は埠頭に群集し來り軍艦見物者は短艇にて蟻の如く蝟集し頻りに自國軍艦を打眺め居れり一方露人は支那軍艦入港に就き市內の辻々に集まり例の如く議論を闘はし喧囂を極め居れり。（十九日、日日）

▲**露支の親善を計る**　（北京特電十七日發）　露國レーニン政府は昨日北京政府に對し左の如く照會し來れり

喀城、庫倫、奉連に駐在の露國領事は千九百十七年十一月二十二日午後完全に其資格を取消したるを以て露國政府は今回新に後任者を派遣す可し尙ほ露國は支那政府が國際の友誼を厚くするの見地より露國の內政に干涉せざらん事を深く信ず。（十九日、時事）

▲**內政干涉抗議**　（哈爾賓特電十七日特派員發）　莫斯科十一日發電によれば西部西伯利勞兵農會は北京政府に對し露支國境に於ける支那官憲の露國內政干涉に就き公式に抗議を提出したるが右抗議中には過激派軍がダウリヤ停車場を占領せる際支那軍隊がセミヨーノフ軍を指揮し居れりと。（十九日、日日）

▲**露支兵の融和**　（吉林特電十七日特派員發）　國境警備の爲滿洲里に駐屯し居れる吉林第四混成旅團の一隊長より孟督軍への報告によれば支那國防軍と露國兵とは感情融和して恰も友軍の如く過激派軍も亦前約を守り敢て我に抵抗せず目下同地は極めて靜穩にして一時兵火を恐れて避難せし商民も續々歸來しつゝありされば特別事情の發生せざる限り同地方に露支兩國兵の再び干戈を交ゆるが如き事なかるべし。（十九日、日日）

▲**ホ氏北京急行**　（十七日長春特派員發）　ホルワート將軍は十七日突然北京へ急行せり時局柄注目に値す

ホ長官の用向　（十七日大連特派員發）　東淸鐵道長官ホルワート將軍は十七日哈爾賓出發北京へ向へり用向は祕密に附せられ居るも同地駐紮公使パクメチエーフ氏と會見後東淸警備問題及財政問題に就き北京政府と交涉の爲なりと。（十九日、朝日）

▲**支那避難民の歸國**　（浦鹽斯德特電十八日特派員發）　支那病院船飛鸞はプラゴエシチエンスクより避難し來れる勞働者の露國する者千五百名を搭乘し十七日夜芝罘に向け拔錨せり。（十九日、日日）

▲東清管理權問題　（北京特電十八日發）　米佛兩領は東清鐵道管理權讓渡に關し過般來露支兩當局に就き頻りに運動中なりしが此程東清鐵道長官ホルワット將軍は當鐵道管理權全部を一時支那政府の名義に書き換ふることに決したるが正式文書の交換はホルワット將軍入京するか或は代理者を特派し支那政府當局及び某國とも今一應打合せの上之を行ふことになる可し。（十九日、時事）

▲支那病院船入港　（十九日浦潮特派員發）　十九日正午支那軍艦海容號入港せり是居留民保護の爲めなり十五日支那病院船入港せるが支那貧民千名を本國に輸送の目的にて總て官費を以て之を送還する筈なり。（二十日、朝日）

▲東清公衆貨物取扱禁止　（十八日哈爾賓特派員發）　支那軍需品輸送困難の爲め東清鐵道總は滿洲里方面行公衆貨物の取扱ひを中止せり因に支那軍隊は滿洲里の四八十四露里の地點に臨時的に兵營を建て駐屯しつゝあり。（二十日、朝日）

▲ホ長官の使命　（十九日哈爾賓特派員發）　東清鐵道長官ホルワート將軍の北京急行に關しては盛んに揣度臆測行はれつゝあり即ち

（一）東清鐵道督辦郭宗熙氏は過般上京の際露支國境に集中しつゝある過激派の勢力に對する支那政府の取るべき應急策に就き具申する所ありホルワート長官の北京行は該事件に關聯する者なればホルワート長官の北京よりの歸任と共に目下行悩中の某方面に於ける行動は急に發展を見るに至るべしと爲すもの

（二）セミヨーノフ一派を中心とする運動挫折の爲困難を恐れて採用運動の爲なりと爲すもの

此全く相反したる觀察が最も有力なり但しホルワート長官の北京行使命に重大の意義含まるとなす點に於ては見解一致せるが如し。（二十一日、朝日）

▲ホ長官北京着　（十九日北京特派員發）　ホルワート將軍は十九日午前十時三十分入京せり。（二十一日、朝日）

▲西伯利政府の特使　（北京特電十八日特派員發）　西伯利自主政府は聯合國に對し自主政府の政綱事業等を說明する特使を派遣することに決し十七日支那政府に對し全權代表オースコラフ、スタイル兩民を特派する旨通告し來れり。（二十一日、日日）

▲ホルワット將軍入京　（北京特電十九日特派員發）　東清鐵道長官ホルワット將軍は幕僚十九名と共に十九日午前着自動車にて露國公使館に入れり右に就き鄭東清鐵道督辦より政府に達したる電報にはホルワット將軍の此行たる哈爾賓に極東政府を組織する件に就き政府及協商國公使と協議の爲にて事頗る重大なれば注意せられたし若し將軍より東清鐵道本部移轉の事を提議せば直ちに通牒せられたしとあり。（二十二日、日日）

▲支兵補充拒絶　（北京特電二十二日特派員發）　支那政府は哥薩克軍團長セミヨーノフ大尉が滿洲里の軍隊を支那人を以て補充せん事を請ひたるに對し各協商國が其例に習ひ歐洲に在る支那苦力を補充兵となすを恐るゝと共に北邊の問題は單獨行動を執る能はずとの理由にて拒絶せりと。（二十二日、日日）

▲哈爾賓特產品取引所新設　（二十日哈爾賓特派員發）　當地の日露支三國人に依つて三百萬留の特產物取引所設置さる目下露國に承認されたる法律なき爲め日本の法規に依れり。（二十二日、朝日）

▲露國の代表委員逮捕　（二十二日浦潮特派員發）　支那政府と外交事務交涉の爲め露國中央政府より哈爾賓へ代表委員派遣せられたるが直に逮捕されたり。（二十三日、朝日）

▲過激派の侵入に備ふ　（北京特電二十二日發）　セミヨーノフ軍は東進せる過激派軍隊と何時衝突す可きや圖る可からざる狀態にあり然るにセミヨーノフ軍若し敗るゝに於ては滿洲里に全軍を退却せしむ可きは想像に難からず事玆に至らば過激派は滿洲里に侵入し來るやも知れず右に就き北京政府は協商側と種々打合せの上萬一斯くの如き場合に立ち至らば支那政府は斷然武力を以て過激派を驅逐する事に決し現に滿洲里に駐屯せる吉林軍隊混成二箇旅團に對し多數の大砲機關銃及び彈藥を支給し守備隊の準備全く成れり。（二十五日、時事）

▲過激派ゼヤ河畔に防備　（北京特電二十三日發）　プラゴウユシチエンスク來電同地に於ける過激派は防禦陣地の設備に多忙を極め海軍根據地たるゼヤ河畔に大なる防禦陣地を築造し附近には多數の地雷を敷設し大砲機關銃などを取寄せ援兵ハヴアロウスク方面より續々到着しつゝあり右に對し黑龍江督軍鮑貴卿の軍隊黑河に武力を集中し萬一に備へつゝあり。（二十五日、時事）

▲烏蘇里鐵道の分立　（哈爾賓特電二十三日發）　プラゴエシチエンスク地方勞兵會長クラスノミチヨコフはニコリスクウスクスキーに來りたるが乍ら烏蘇里鐵道を全く東清鐵道の管轄より分立せしめ烏蘇里鐵道從業員の結束を固くせんが爲めなりと。（廿五日、時事）

▲セミヨーノフ氏の募兵　（吉林特電二十五日特派員發）　吉林督軍公處より派遣せる探偵の報告によれば滿洲里にあるセミヨーノフ氏は哈爾賓を中心とし東清鐵道沿線各地にて支那人を訓練して兵士となすべく募集を開始したりと此情報に接したる孟督軍は東清鐵道守備隊司令官に命じ支那人を募集せしめざる樣警告をなさしめ且此旨北京政府に電告ぜり。（廿七日、日日）

▲烏蘇里線分離　（二十六日哈爾賓特派員發）　勞兵會は久しき以前より烏蘇里支線を東清鐵道より取除き自己の手に收むべき野心ありしが最近のニコリスク會議に於て愈確定せしが如し右に就き東清社員は語つて曰く烏蘇里支線は毎年缺損のみにて現に本社に六百萬留の負債あり今後該支線が獨立し東清沿線より輸出荷物激減するに至らば其影響する所は單に烏蘇里鐵道に止まらず其他の鐵道及交通業にも波及するに至るべし云々と。（二十八日、朝日）

▲賣買城の過激派軍　（二十六日北京特派員發）　賣買城の過激派軍隊は二百五十名を同地に留め置きて二百名はイルクーツクに引揚げ其準備を整へたる上セミヨーノフ討伐に向ふべし。（廿八日、朝日）

▲滿洲里附近戰況　（哈爾賓特電廿七日特派員發）　滿洲里附近の戰況に就き露紙の報ずる所によれば廿日カルルダヤ村附近にて二百五十名の蒙太利俘虜並に赤衛軍とセミヨーノフ軍との間に砲戰起り翌日赤衛軍側は卅名の死傷者を出し卑怯なる退却を爲しセミヨーノフ軍は將校兵卒各一名死傷したり又廿二日夜より廿三日に亘り乘馬隊はハラヌル停車場を攻擊し三時間の後セミヨーノフ軍は卅名の敵兵と機關砲一門と機關車二臺其他貨物車及停車場の財產を奪取したるが此際赤衛軍側は廿五名の死傷者を出したり。（廿八日日日）

▲過激派東方に送兵　（哈爾賓特電二十七日發）　セミヨーノフ將軍の看護婦隊は既に滿洲里驛に到着せり過激派はセミヨーノフ軍の前進に備ふる爲め續々として東方に軍隊を輸送しつゝありこれがために二十四日と二十五日の列車は中止の止むなきに至れり。（廿九日、時事）

▲臨時政府組織に關す　（二十七日長春特派員發）　郭東清鐵道督辦はホルワート長官北京行に付中央に宛左の電報を發せり

哈爾賓道尹の報告によればホルワート長官出張の要務は哈爾賓に臨時政府を組織するに關し我政府と各國公使等と意見を交換せん爲めなりとなり此事甚だ重大なれば特に注意ありたし若しホルワート長官が東清鐵道本社移轉の事に言及せば急電ありたし。（廿九日、朝日）

▲東清鐵道の自立　（北京特電廿八日發）　東清鐵道問題に就き露國公使館は本日左の如く發表せり

一千八百九十六年の東清鐵道條例に據れば該鐵道の事務所はペトログラード或は北京に設立す可きものなり然るに露國政變の爲め該鐵道とペトログラードとの連絡斷絶せるを以て新たに北京に事務所を設立し重役を整頓するの必要を生ぜり

と故に昨日特に露清銀行に於て東清鐵道株主總會を開き重役の選擧を行へり蓋し該銀行は東清鐵道株主中の第一位に在るを以てなり右選擧の結果吉林省長郭宗熙氏は東清鐵道總裁にホルワット將軍は副總裁代理兼該鐵道長官に選擧せられ其他の重役は何れも再選せられたるが之に依り該鐵道の地方的行政權及び其他諸般の問題は解決せられたり尙東清鐵道は自主的地位に立つ事となれるものにして露國公使館は此事は將來北滿洲の商工業の發展に裨益する事大なるべきを信ずるものなりと言へり。（卅日、時事）

外交關係

▲林公使希望を述ぶ　（北京特電十五日發）　林公使は昨日漢冶萍公司の採掘權に關し左の如く支那政府に希望を述べたり
漢冶萍公司は農ヶ商部に對し嶽城鑛山採掘の特許權を請求せるも政府は之れを許可せざりしと聞く然れども漢冶萍公司が日本に對し鑛鑛借款の契約を履行するに於ては之れを擴張せざる可からず是等の事情を斟酌し北京政府は速かに漢冶萍公司に擴張工事採掘權を附與せられたしと。（十六日、時事）

▲鑛山認可交涉　（北京特電十五日特派員發）　中華新報は林公使が漢冶萍公司に代り讓て同公司より農商部に出願中なる嶽城鑛山湖北省の採掘許可に就き交涉する所ありたる旨發表したるが右は日本製鐵所が漢冶萍公司との借款契約規程により供給を受けつゝある鑛石の不足を補ふ意味にて好意的の忠告を試みたるに過ぎずと。（十六日、日日）

▲供給武器引渡　（北京特電十四日特派員發）　大沽及天津に揚陸せし第二回日本武器は馮總統の手に移らんことを慮れ奉天軍の手にて厳重監督中なりしが愈愈陸辦公處が國務院に移され段祺瑞氏國務總理に就任せし結果種種談判の末十三日夜八時中貨車廿輛に搭載して北京に送付し來り參陸辦公處に引渡されたり尚第三回供給武器は目下大沽に於て揚陸中なりと。（十六日日）

▲林公使阪谷男紹介　（十五日北京特派員發）　林公使は十五日午後八時阪谷男紹介の意味にて外交當局及財政關係の支那官民を招待せり梁士詒氏も招待されたり外交總長次長は病氣の爲め何れも缺席せり。（十七日、朝日）

▲米艦陽江に派遣　（十六日香港特派員發）　廣東米國領事は陽江の形勢不穩なるに鑒み宣教師教會堂等を保護する爲砲艦の派遣を命ぜり。（十八日朝日）

▲外交次長代理　（北京特電十六日特派員發）　外交次長高而謙氏は病氣の爲半箇月の休暇を與へられ前陸徴辦事大臣陳籙氏臨時代理を命ぜられたり。（十八日、日日）

▲佛國公使着任　（北京特電十七日發）　新任佛蘭西公使ポップ氏は天津經由本日入京せり。（十八日、時事）

▲供給武器の代價　（北京特電十八日特派員發）　支那新聞報によれば日本より供給の軍器第一期分は十六七兩日全部到着せり價格は最初千八百五十萬圓なりしも減少して九百五十萬圓となり三箇年內に支拂ひ若し未拂の時は五分の利子を附する條件にして軍器同盟に關する條項なしと。（二十一日、日日）

▲林公使の旅程　（十九日北京特派員發）　林公使の旅程は四月末より凡そ三週間南京香港上海を巡遊するものなりと此行には全然政治的意味なしと當局は語れり。（二十一日、朝日）

▲敵人放逐　（北京特電廿日特派員發）　支那政府は獨墺人放逐に關し一兩日中に命令を發表すべし放逐地は馬尼剌及舟山列島に非ず濠州と決定せるもの、如し。（二十二日、日日）

▲支那出兵不能　（北京特電廿日特派員發）　外交次長代理陳籙氏は廿日佛國公使ポップ氏を訪問し佛國が軍器と船舶とを供給するにあらざれば到底歐洲出兵を實行すること能はざる事情を訴へたり佛國公使も素より事情已むを得ざることを諒とし居れるも出兵問題の頓挫に關しては頗る遺憾に感じ居れり。（二十二日、日日）

▲漢口領事の斡旋無効　（北京特電二十五日發）　漢口駐在英國領事は讓て廣東方面に於て南北調停に奔走しつゝありし英國商人リッツル氏を段總理に紹介し之をして南北妥協の要を說かしめんとせるも段總理は斷然リッツル氏との會見を拒絕せり。（廿七日、時事）

▲佛使國書捧呈　（北京特電廿六日特派員發）　廿六日午前佛國公使ポップ氏は總統府差廻しの儀仗馬車に乘り大公使館及儀仗兵の護衛を受け入府して馮總統に謁見し國書を捧呈し馮總統の答辭あり茶菓の饗應を受けて退出せり。（廿八日、日日）

▲英米嫉視　（奉天特電廿六日特派員發）　奉天駐在英米兩國領事は滿

に於ける日本の發展に對し嫉妬の色あり張督軍威嚇に努め來れるが今亦今回成立の三百萬圓借款を以て經濟借款にあらず軍事借款なりとて張督軍に對し強硬なる談判を試みつゝありと。（廿八日、日日）

▲日支交渉質問　（天津特電廿七日特派員發）　商務總會聯合會は廿六日代表四名を上京せしむるに決したが日支交涉案に關し政府に質問する爲なりと。（廿八日、日日）

▲軍艦射撃さる　（漢口特電二十七日發）　軍艦は宜昌の上流六十支里の所に於て射撃を被れり土匪の所爲ならん。（卅日、時事）

▲リツル段と會見　（漢口特電二十六日發）　南北平和運動に奔走せる上海の英人リツルは二十四日當地に來り昨日段總理を訪ひ其主義を述べたり段氏は其趣意に贊成し歸京後總統と商議す可しと答へたり。（卅日、時事）

▲阪谷顧問來漢　（漢口特電廿八日特派員發）　支那財政顧問阪谷芳郎男一行十名は廿六日午後北京より到着し同夜瀨川領事主催の招待會に臨み廿七日朝七時王督軍を訪問したるが更に同夜實業協會の招待會に臨めり。（卅日、日日）

南北政局

▲陳光遠防禦態度　（十三日北京特派員發）　江西督軍陳光遠は贛南鎭守使吳鴻昌の部下を大擧贛に出し廣東に對する防禦の態度を取らしめ浙江督軍楊善德は十日浙江陸軍第一師團長童保の部下をして福建を經て廣東潮梅地方に出發せしめたり。（十六日、朝日）

▲熊克武劉存厚を攻めん　（十三日北京特派員發）　熊克武は四川廣元縣にある劉存厚を進攻せんとするを以て陝四より劉に援軍を派出すべしと。（十六日、朝日）

▲陳復初兵を集む　（漢口特電十四日發）　傅良佐氏失敗後綜跡不分明なりし第十七師長陳復初氏は最近に二個聯隊の兵を集め吳光新氏の指揮に屬し湖南西部の討伐に從事し居れり其一聯隊は三日に黎天才、張學濟氏等の兵を長陽にて擊破し漁洋關に向ひ陳氏は又一聯隊を率ゐ常德鎭守使王雅正氏の援助に赴けり王氏は元南軍なりしも石星川氏失敗後北軍に就けるなり。（十六日、時事）

▲廣東軍の進擊　（香港特電十三日特派員發）　廣東軍は電博縣城を攻撃して之を陷れ龍濟光氏の軍は潰走し司令官李嘉品氏は捕虜となれり。（十六日、日日）

▲陳炯明潮州移轉　（十四日香港特派員發）　陳炯明は汕頭が司令部の位置たるに決せざるを以て潮州に移轉すべく既に家屋を借入れたり。（十六日朝日）

▲張敬堯講和を計る　（漢口特電十五日發）　長沙よりの來信に曰く北軍の張敬堯氏は長沙の紳商を介し南軍の趙恒惕、劉建藩氏等に對し講和を計りつゝあり三月二十九日より五日間に亘り張敬堯氏の兵が長沙附近に於て惹き起せし殺戮、婦人凌辱、掠奪二十四ケ條を記したる小冊子を配布せるものあり其狀況は實に悲慘を極めたるものなり長沙城外に群集せる罹災民は三千以上あり張氏が土匪討伐の爲め常德に派遣せし一部隊は寧鄉に到りて進まず掠奪を事とせり只吳佩孚の軍は惡事を一切爲さず岳州人は十一日曹錕氏に打電し吳の軍を岳州に置くを願ひ出でたり。（十七日、時事）

▲北軍鬪志なし　（十五日北京特派員發）　張懷芝は曩に江西にありて政府より廣東進擊の命を受けたるも是に從はず第二路として湖南に入りたるが尙逡巡として軍を進めず曹錕の第一路亦湖南攻擊を第二路に讓りて進まず又張敬堯は長沙の維持を口實として僅に一部の兵を進むるに過ぎず北軍は今や全然鬪志なく從つて衡山攻擊が實行さるゝや否やさへ頗る疑はしと。（十七日朝日）

▲曹錕に攻擊中止哀願　（十五日漢口特派員發）　湖南衡山及び衡州の商會代表者等來漢し曹錕の宣言を見て同地總攻擊中止方を哀願しつゝあり蓋し同地方の兵火に罹るを免れんが爲めなり。（十七日、朝日）

▲奉天城內外戒嚴　（奉天特電十六日發）　數日來奉天省城內外にて戒嚴令施行されたるが之れ靉天爵が奉天軍南征の擧に乘じて奉天を襲はんとし

三百の決死隊を率ゐて鐵道附屬地に潛伏しつゝありとの噂に基くものにして此間何等かの事實あるものゝ如し張作霖氏の入京沙汰も爲めに一時中止せらる。(十七日、時事)

▲楊督軍福建に派兵 (南京特電十五日發) 浙江督軍楊善德氏は李督軍に打電して曰く浙江より福建援助に派遣す可き軍隊は明十六日出發す可しと。(十七日、時事)

▲北伐軍萬縣に着す (漢口特電十五日發) 萬縣よりの來電に曰く北伐軍來着人夫を徴發。(十七日、時事)

▲唐繼堯聯合軍總司令 (上海特電十六日發) 唐繼堯は雲南、貴州、四川陝西聯合軍總司令たるを承諾せり。(十七日、時事)

▲張宗昌湖南東部防禦 (十五日南京特派員發) 江蘇混成第六旅長張宗昌は第十一、第十二兩大隊を引率して湖南省東部の防禦の任に當ると李督軍に打電し來れり。(十七日、朝日)

▲山東護法軍振ふ (十六日上海特派員發) 山東省護法軍は新泰萊平兩縣を攻め之れを陷れてより勢ひ大に振ひ十二日夜又恩縣を占領す其人員約一個師團あり。(十七日、朝日)

▲倪嗣冲退京 (十六日北京特派員發) 安徽督軍倪嗣冲は十六日夜零時退京せり。(十七日、朝日)

▲馮玉祥漢口に向ふ (上海特電十六日發) 馮玉祥氏は十二日親しく一梯隊を率ゐて武穴を離れて漢口に向へり。(十七日、時事)

▲譚廣西に向ふ (十六日上海特派員發) 譚延闓は十四日廣東發廣西に向へり。(十七日、朝日)

▲全國商務聯合會議題 (十六日北京特派員發) 天津に開かるべき全國商務會聯合會に出席希望者十九會に及び大阪、長崎の支那商務總會も委員を派すべしと聞事要目は

(一)時局解決方法是に關し政府に請願の事及び兵亂續かば是に對する商人の自衛策講究。(二)議に決定の戰費加稅の再提出。(三)商業界の輿論代表機關創設

等にして某消息通は曰く該會議の對時局意見は支那の商民を代表するものにして軍閥の如く兵力は無きも政府は眞面目に聞かざるを得ず故に該會議は平和促進に貢獻する所少からざるべしと。(十八日、朝日)

▲江蘇省議會召集 (上海特電十七日發) 江蘇省議會は五月二十一日より臨時會議の爲め召集せらる。(十八日、時事)

▲曹錕の不平 (十六日漢口特派員發) 曹錕、王占元は今回北京にて計畫せる四川廣東兩方面の討伐に不贊成の旨打電し時局收拾の爲め平和手段に出づべく勸告せり尙曹錕は今回兩湖宣撫使を辭退せり右は直隸督軍を免し兩湖巡閱使と爲さんとする北京の內意に憤慨したる爲めなり。(十八日、朝日)

▲曹錕休暇を請ふ (十六日北京特派員發) 曹錕は十六日一週間の休暇を請ひ來れり是れ徐樹錚、倪嗣冲等の頑强なる主戰に反對して今より以上進擊するを欲せざるに因ると張懷芝も亦同樣の意見にて蟲に病氣と稱して請暇し朝旣に滿ちたるも尙踟躕に止まりて進まず龍濟光軍廣東に振はず劉存厚の四川より逐はるゝあり湖南に於ては曹張の北軍兩將主和に傾き衡山の南軍再び意氣昂り蟲に段總理は北軍の好形勢なるに乘じ再び討伐主義を遂行するに努めしが今や却て再び蹉跌せんとするの兆候ばるゝに至れり。(十八日、朝日)

▲倪氏に出兵を命ず (北京特電十六日發) 北京政府は廣東攻擊の爲更に奉天軍及安武軍を出征せしむる事に決定し倪嗣冲に對し至急出兵の命を下したるを以て倪嗣冲は昨日北京を去り先づ天津に赴き同地に於て奉天軍司令官たる徐樹錚と廣東軍攻擊に關する共同動作に就き打合せの上蚌埠に歸り直ちに安武軍の輸送を開始する筈なり。(十八日、時事)

▲徐氏奉天より歸る (天津特電十七日發) 徐樹錚は本日午後五時奉天より歸津せり。(十八日、時事)

▲南軍長沙恢復計畫 (十五日漢口特派員發) 長沙歸來者の談に據れば衡山方面に退却の南軍は目下險要に據り防備を嚴にし北軍の攻擊に備へ居れり昨今元氣再び恢復し動もすれば長沙恢復戰を試みんとするもの〻如く北軍の衡山進擊は頗る困難を極めつゝあれば前途未だ樂觀を許さず。(十八日、朝日)

◀雲貴軍萬縣通過　（十六日漢口特派員發）　萬縣來電——重慶にて編成されたる雲貴軍は十五日萬縣を通過し萬縣市民に二十萬の軍用金を命じ且民船を徵發しつゝあり。（十八日、朝日）

▲馮玉祥武穴を去る　（漢口特電十六日發）　馮玉祥氏の要求せる軍隊輸送費及び給料は曹錕氏より之を送りたるものゝ如く馮氏は十二日約二千の兵と共に武穴を發し十四日武昌に到着部下一萬（？）七百、馬六百の到着次第興安縣に向ふ可し彼は武穴を去るに臨み惡く軍隊の買價を消し且つ人民に對し感謝の布告を爲せり武の商會（商業會議所）は其兵の一部を留めんことを武昌に請願中なり。（十八日、時事）

▲劉存厚關中へ敗退　（十六日北京特派員發）　四川廣元にて十三日朝より十四日に亘り劉存厚軍と石青陽軍との間に激戰あり劉存厚は遂に關中に敗退せり。（十八日、朝日）

▲龍瓊州島に遁る　（十六日北京特派員發）　龍濟光は大敗遂に支ふる能はず十二日廣州灣より少數の軍隊を率ゐて瓊州島に遁れたり。（十八日、朝日）

▲商務會議々案　（北京特電十六日特派員發）　天津に開かるべき全國商務總會聯合會に於ける議案は

（第一）時局解決の便法を定め政府に採擇施行を請ひ尚兵禍の延長する場合は商人自營の策を研究する件

（第二）前回決議の鹽金廢止の件及關稅增率稅を再び建議する件

（第三）商會の言論機關を設くる件

（第四）商民の苦痛を減少すべき件

等にして各省代表の外大阪長崎等よりも來會し政府に對し強硬なる態度を表示すべしと。（十九日、日日）

▲曹錕南湖宣撫辭意　（北京特電十八日發）　請暇を許されず段總理より慰撫の電報に接せる曹錕氏は更に中央政府に對して「北軍は湖南討伐一段落を告げ督軍會長亦既に就任せるを以て政府は速かに余の湖南湖北宣撫の職を免ぜられたし」と打電し來れり。（十九日、時事）

▲各部隊續々奉天に還送　（北京特電十七日發）　奉天督軍張作霖氏は將來支那が四比利亞に出兵の場合には奉天軍中最も能く訓練せられたる第二十七師團をして先鋒たらしめざる可からずと爲し南下奉天軍副司令徐樹錚氏に命じ現に靜海其他京奉、津浦兩鐵道沿線に駐屯せる各部隊を順次奉天に送還せしめつゝあるが之と同時に補充として新編成の混成第三旅を南下せしめ兩鐵道沿線に配置せり。（十九日、時事）

▲北軍攸縣占領　（十八日北京特派員發）　湖南討伐第二路に屬する張之傑（陳光遠部下の軍隊）は十四日攸縣を占領せり。（十九日、朝日）

▲北兵の掠奪言語に絶す　（漢口特電十八日發）　平江縣八日附通信に據るに張敬堯氏は廿八日着卅日長沙に向ふ又第十一師長李奎元は五日着す北兵現に二聯隊あり人民は額りに兩將軍に對し秩序の維持を歎願せるも今日まで掠奪凌辱更に止まず當地を經て湖北會通城までの沿路全く居民なし皆山中に逃れたり。（十九日、時事）

▲譚浩明廣州に在り　（漢口特電十八日發）　廣州十日の通信に據れば譚浩明氏は同地に在り兵は日々崑山縣に下る軍紀嚴正未だ戰爭あるを聞かず（十九日、時事）

▲石青陽軍振ふ　（十七日北京特派員發）　四川遊擊軍石青陽は四川より陝西に入り鹽占慌（綏遠城地方に於ける土匪の頭目）と相犄角して四安攻擊を企し居れり其勢ひ旺盛なりと云ふ。（十九日、朝日）

▲川軍萬縣に下る　（十七日北京特派員發）　四川の援兵軍は萬縣に下り來れり民船を徵發し軍費二千萬元を命ぜるより市民は恐慌の體なり。（十九日、朝日）

▲段氏南下中止　（十九日北京特派員發）　段總理は十九日南下の筈なりしも十八日國務院會議に於て極力諫止したる結果本日の南下は見合せとなれり或は錢內務總長を代理として南下せしむるに至るやも知れず一說には督軍を北京に召集する事となるべきかともいふ。（二十日、朝日）

▲商業聯合大會又延期　（十八日天津特派員發）　南北調停の爲め開催の全國商業聯合會は各地代表未到着の爲め又もや延期の已むなきに至れるが

二十日最後の會期を決定する由にて十八日同職合會事務所は直隸商議會内に移れり。（二十日、朝日）

▲段氏曹王を慰留　（十九日漢口特派員發）兩湖宣撫使曹錕湖北督軍王占元相次で辭表を提出せしより段總理は之を慰留すると共に意思疎通の爲め來漢すべしと通告し來るも曹錕、王占元は時局紛糾の際總理の南下は一般に誤解を招く恐れあれば中止されたしと打電せり。（二十日、朝日）

▲馮軍漢口進發　武穴に滯在せる混成第十六旅團長張玉祥氏麾下の兵全部は漢口に於て武穴滯在中停滯し居たる俸給の支拂を受け四月十七日揚鈴隻の民船に分乘し廿餘隻の小蒸汽船に曳かれ沙市方面に向つて漢口を出發したる趣なり（某所着電二十日、日日）

▲倪督軍歸任　（天津特電十八日特派員發）安徽督軍倪嗣沖氏は周自齊、王揖唐、徐樹錚及曹錕氏等と會議の後許鍾洲氏と共に十八日午前蚌阜に歸任せり。（二十日、日日）

▲徐樹錚上京す　（十八日天津特派員發）徐樹錚は隨員及び護衛兵凡そ四十名を伴ひ十八日午後八時十五分發の臨時列車にて上京せり。（二十日、朝日）

▲段氏愈南下す　（二十日上海特派員發）段祺瑞は今日武昌に向ひ北京を出發し張懷芝張敬堯曹錕王占元等と協議する所あらんとす其目的は内部の意見を調和し財政狀態を解決し主戰計畫を徹底的に貫徹するにあり二十日に武昌着五日間滯在の豫定なり。（二十一日、朝日）

▲馮段兩氏の凝議　（北京特電廿日特派員發）段總理は十九日馮總統に面謁し漢口行に關し數時間に亘り密談せり馮總統は時節柄成るべく其豫定を短縮せん事を望み不在中總理代理を任命せず閣議等の場合は錢内務總長を假議長となす事に決せり。（二十一日、日日）

▲漢口會議重大視　（北京特電十九日發）漢口會議は時局中斷の機關として極めて重大視さるゝに至れるに鑑み暫く沈默を守りし馮大總統は總統府衛兵隊長何隊軍中將を特使として同地に派遣し曹錕及び王占元の兩氏に對し時局解決に就き充分努力せんことを希望する旨を傳へしむることゝせるが何中將は昨日北京發漢口に向へり。（二十一日、時事）

▲時局大會出席者　（天津特電十九日特派員發）全國商會聯合會北時局調和大會は二十一日開會式擧行の筈なるが各省代表者の出席申込は今朝迄に三十九名なり。（二十一日、日日）

▲龍濟光軍大敗　（香港特電十九日特派員發）廣東軍は高州に對し大攻擊を行ひ龍濟光軍は大敗を喫り部將曾毓安氏は戰死せり廣東軍は多數の捕獲品及捕虜を得たり。（二十一日、日日）

▲江蘇土匪の暴狀　（北京特電廿日特派員發）河南江蘇省境の土匪は益猖獗にして最近外國婦人實教師二名捕へられ十七日には大石を老開鐵道線路に横へ列車を停め發砲して乘客二名を殺し十數名を傷け金品を掠奪したる上乘客十五名を人質となすなど暴狀を極むとの報あり。（二十一日、日日）

▲白寶山氏來寧　（南京特電十九日特派員發）海州鎭守使白寶山氏は李書軍と軍事上の要議を爲す爲十八日南京に來れり。（二十一日、日日）

▲段氏漢口に出發　（北京特電二十一日發）既報の如く段國務總理は本日午後一時北京を出發漢口に向へるが之より先段總理は午前十時國務院に赴き各部總長に對し自から漢口に赴き出征諸士を慰撫すると共に時局に對し曹錕以下各軍團令官の意見を聞き動もすれば亂れんとする北方の結束を固めんとす云々と前日說きたる同一の說明を繰返し馮總統も既に余の南下に贊同せるを以て愈々本日北京を出發南下せんとすと其決心を開陳せるに閣員中より一二名反對意見を爲し會議は二時間に渡りたるも結局錢内務總長をして留守中總理の職を代理せしむることゝし三四日内遲くも一週間内に歸京の豫定にて愈々南下と決せる次第なり。（二十二日、時事）

▲南北妥協を切言す　（上海特電廿一日發）岑春煊、張紹曾及び上海護軍使盧永祥等連名にて漢口の曹錕、江西の張懷芝各省督軍省長等各鎭守使各師團長、熱河、綏化城、張家口各都統、北京步軍統領、各省議會、北京の徐世昌、天津の熊希齡、梁啓超、梁士詒、南寧の陸榮廷、廣東の孫文、伍廷芳、南通州の張謇及び各新聞社に宛て目下外交の危險愈々迫り早く爭を止めざれば國を救ふ可きなく亡國の慘、國民之を共にす可し民國七歲、建設

もなし其故を以て扉ふに私の心と刀劍により之を占む、先づ外の侮りなくば倘ほ徐に悔悟の時を待つ可きも今の時他、我を待たず此儘ならば徒らに外國人の之に乘ず可きの機會を與へ我民族、足を立つるの地なからんとするなり苟くも眞に國家を愛する者は必ず先づ國内を和して後建設を加ふ可く建設ありて對外を云ふ可し今の謀、時局解決宜しく先づ停戰し中央にて再び南方を進み取らずと表示し南方も亦再び返り攻めざるを表示し然る後、初めて協議の餘地あるに似たり其次は國會問題にて國會の必要は南北共に認め居り舊國會の期滿つるは目前にあり時日多からず新國會の召集手續繁く期の如く成立し難し萬一選擧延ぶる時は國本の動搖ある可し故に一面舊國會を恢復すると共に新國會召集を同時に行ひ一方の任期を終る時他方の選擧を終り直に相接し新舊の論爭なからしめん法理事實皆、遵順み得可し斯くして戰時のみ國會置れて開かれ餘す所の地方問題は迅速に善後會議を開き中央をして地方の情況を善く察せしめ地方は中央の威信を尊重し互に誠を示し互に讓るを要す云々と論じ之を最後の忠告として時局の解決を希望せり。（二十二日、時事）

▲上海國會議員宣言　（上海特電廿一日發）　在上海國會議員百二十八名は宣言を發表せり其要領は日本の當局は熱心に我國に宣戰を爲さしめ共に侵略主義の犧牲を防ぐを希望して却つて其侵略主義を近隣に行はんと欲し東方の獨逸たる其だ獨爾に過ぐるあらんとす我約法には條約の締結は國會の同意を經ず然らざれば効力を生ぜず今國會は武力に壓迫せられ非法に解散され内閣は非法に組織せられ一切の對外締結の條約は當然私人の行動と認む可きものにて國家を代表する能はず若し僞内閣何等の條件を提起するも國人決して承認せず只議員等の云はんと欲する所は歐洲戰爭正に盛んな我國の内爭未だ止まざるの時日本政府當局果して東亞眞正の平和を望まば正に其侵略の野心を止め對等の位地を以て永久の善き謀を計る可しといふにあり日本の朝野有識の士亟急に政府當局に勸めて兩國根本の親睦を求められたし協商諸國に至りては我戰爭に加入ざるは是れ國際和平の爲めにして今宣戰の故に却つて我をして其亡ぶるを促さしむ豈協商諸友樂んで聽く所ならんや歐洲戰爭の期間に乘じ中國を計り均勢を破壞せんとす豈協商友邦の利益ならんや其之を推せば段祺瑞が宣戰に藉りて兵を用ひ國内に於て己と意見を異にするものを除かんとし同胞を慘殺するを惜まざるに由來す我義に起てる各省は職として護法を爲すにあり國既に存ぜざれば法何ぞ用ひん我北洋の將士獨逸を愛情せざるものありとするも斷じて國家を愛情せざるものなし全體の國人は遠に起ちて之を計れ中國興廢は世界の變局と關係する所甚だ大なり諸友邦一に之を熟察せんことを願ふ云々と。（二十二日、時事）

▲王督軍留任請願　（漢口特電二十日發）　關口各團體聯合會は政府に打電して王占元督軍の留任を請へり是れ單に儀式的の行爲のみならず彼が當地方に功勞あるは中國交通開行の紙幣が當地方にて銀貨と同價を保てると第三革命中漢口を兵亂の衝と爲さゞりし事蹟に徵して明かなり、二十二日、時事）

▲福建援軍出動　（北京特電廿日特派員發）　浙江の福建救援軍一箇旅團は十七日より廿一日迄全部杭州發寧波に向ひ同地より海路福建に向ふべく詩令官童保暄氏は十九日出發せり。（二十二日、日日）

▲福建に派艦商議　（南京特電二十一日發）　海軍中將李準氏は中央政府より電命を帶び昨日來寧福建に軍艦派遣の件に關し海軍總司令と商議の爲め上海に向へり。（二十二日、時事）

▲北伐軍出發す　（漢口特電二十日發）　萬縣昨日來電に曰く北伐軍一箇聯隊既に發せり後續部隊來るも傳へらるゝも未だ來らず。（二十二日、時事）

▲陳樹藩氏攻擊　（北京特電二十日特派員發）　陝南鎭守使曾金案氏は陝西督軍陳樹藩氏と意見齟齬し不和の狀態にあり曾金案氏は陳督軍の朝令暮改を攻擊し南方の防禦頗る緊急にして撤兵の如きは思ひも寄らず仍し部下を師團に改編するに足る丈の武器を供給せよと打電す。（二十二日、日日）

▲龍軍連戰連敗　（香港特電廿日特派員發）　龍濟光氏麾下の軍隊は今や士氣阻喪して連戰連敗し一方廣東軍は着々として成功しつゝあり。（二十二日、日日）

▲漢口會議籌備會議　（二十一日漢口特派員發）　徐樹錚は二十一日午

時零時半特別列車にて來漢、曹錕、王占元二人と會夜にて段總理來漢に就きて懇談會議を開けり漢口會議は段總理來漢の上開かるべく其要件は單事問題四件外交問題四件の由。（二十三日、朝日）

▲漢口會議出席者　（北京特電二十一日發）　段總理は昨日北京出發と同時に江蘇督軍李純、江西督軍陳光遠、湖南督軍張敬堯、山東督軍張懷芝（現に九江西舍滸鄉に在り）の諸氏に對し南下の理由を說明すると共に漢口會議に列席を希望する旨打電せし所陳光遠、張敬堯、張懷芝諸氏は略ぼ出師を承諾し來れるも李純氏よりは何等の回答なきを以て多分代表者を漢口に派遣するに止まる可く其結果漢口會議には直隸、湖北、湖南、江西及山東の五省督軍出席する事となれり

北京政府着電に據れば昨日北京出發京漢鐵道にて南下せる段總理は今朝六時鄭州驛着の列車中にて河南督軍趙倜氏と會見後漢口に直行午後七時無事漢口に到着せりとあり。（二十三日、時事）

▲直隸派結束に努力　（北京特電廿一日發）　段總理が漢口會議に於て北方派の分裂を未然に防ぎあはよくば時局を中斷し南北統一の第一步に入らんことに努め居れる一方、馮國璋氏は曹錕、李純等直隸派との爲交を溫めんことに腐心し居りしが此程入京せる李純氏の參謀長何恩溥氏を引見し種々打合す所あり席上馮氏は何參謀長に對し南北問題に就いて馮國璋、李純、曹錕諸氏直隸派が一致の態度を取らんことを希望する旨李純氏に傳達せんことを依頼せりと。（二十三日、時事）

▲總統直隸派結束を說く　（北京特電廿二日發）　本日馮大總統は此程入京せる江西督軍陳光遠氏の特使たる督軍署の副官長岳世傑を引見しそれとなく直隸派結束の要を說き陳光遠が曹錕、李純、王占元などゝ行動を共にせんことを慫慂せり。（二十三日、時事）

▲北洋軍閥の動搖　（上海特電廿二日特派員發）　漢口會議は遂に段總理の出馬を見るに至りたるが是主和派が主戰派に對し再び勝を制したるものとして當地に於ては頗る重大視せられつゝあり右に就き孫洪伊氏は曰く

　是從來の經過を知り居る者は寧ろ當然となすものなり曹錕は漢口に至る以前より既に戰意なかりきされば前敵司令たるを希はず自ら特に兩湖宣撫使を選び張敬堯を以て司令に任ぜんとし之を馮總統に謀りしに馮總統も之を諒とし其宣撫使たるを許したるなり然るに馮總統は此事を段芝貴に告げ段芝貴更に之を張敬堯に電報したる爲張は甚だ喜ばず遂に司令の任を辭せんことを申出たり以て見、曹共に戰意なきを知るべし元來曹錕は頗る單純なる人物にて和戰何れにするも其背後に何人か之を使嗾する者あり今回平和を主張するも決して彼自身の發意にあらず又第三師團長吳佩孚は此度の戰爭の殊勳者にして殊に張敬堯の策戰は皆吳の盡策に出でたるものなるに拘らず張は湖南督軍となりて自身は何等恩賞に與らず心頗る平かならず是亦戰志なきに至れり事態斯くの如く今後此儘放任し置くに於ては段內閣の運命亦甚だ危殆に陷るべきを以て段總理自ら漢口に至り平身低頭して哀を是等諸將の前に乞ふに外ならず此度の漢口會議は曹錕の平和主張により開かれしものなることを知れば思ひ半に過ぎん要するに予は段の南巡も何等結果なかるべく此處一兩日內に段內閣に動搖を來すべしと豫想しつゝあり段自ら行きて哀を乞はざるべからざるが如き其窮境知るべきにあらずや云々。

（二十三日、朝日）

▲全國商會聯合大會開會　（二十一日天津特派員發）　全國商會聯合會は直隸省議會內に於て二十一日午後より開會三時半閉會せるが南北調和問題に就ては積極的進行の希望あり引續き討議せらるべく各地代表の來會せるもの四十七名ありて尙續々來るべき模樣あり本會合の經過は日支外交及び貿易上特に注意すべきものならんか。（二十三日、朝日）

▲全國商會聯合會　（北京特電廿一日特派員發）　全國商務總會聯合會は廿一日午後天津にて開會會長呂逵先氏は

　本會が商業上の問題よりも國內の平和問題を主とせざるべからざるに至れるは遺憾千萬なり今や南北の兵戈解けざる爲物價騰貴し盜賊の橫行甚しく人民流離の災を被らんとす吾人微力と雖も廿二省の團結により平和の目的を達せん事を期す。と演說し多大の感動を與へたり。（二十三日、日日）

▲陸榮廷死去說出所　（二十日香港特派員發）　陸榮廷が數日前安寧省縣間に於て死亡せりとの說は支那新聞の捏造なること判明せり尤も陸榮廷が貴縣に於て軍隊指揮中過勞の爲眼病に罹れるは事實なりと又他の報道に據

れば陸榮廷死去の噂は數日前より廣東及び香港地方の諸新聞に傳へられたるが右は本實にあらず廣東に於て該記事を最初掲載せし安雅報編輯長は謠言を散布せる廉に依り督軍署の手に捕縛されたりとの事なり目下陸榮廷は南寧にありて持病の足痛あるも概して健在なりとの趣なり。（二十三日、朝日）

▲王占元段總理出迎派遣　（二十一日漢口特派員發）　段總理は二十一日午後二時來漢すべく王督軍は段總理出迎の爲め參謀一名副官二名及び軍樂隊一隊護衛兵二營を廣水驛迄派遣せり。（二十三日、朝日）

▲曹氏使者李純と協議　（上海特電廿二日發）　南京來信に據るに曹錕氏は參謀を南京に送り李純氏と協議せしむる所ありたり又北京鎭守使齊燮元及び王廷楨（十六師長長江副巡閱使）等は漢口に赴き會議に列す可しと云ふ。（二十三日、時事）

▲北軍廣東に入る　（廿二日某所着電）　江西方面より北軍は大擧嶺を越えて廣東省に入り同地方守備の雲南軍と衝突し四月十九日南雄を占領せりとの事なり右に對し粟督軍は張開儒氏部下の雲南軍約四千及廣東省城並に北江附近にある軍隊全部を李根源氏の節制に歸せしめ北軍に當らしむる事とし目下續々韶州に向け出發せしめつゝあり李根源氏は廿一日頃韶州に赴き全軍指揮の任に當るべしと。（二十三日、日日）

▲江西軍廣東に侵入　（北京特電二十一日發）　中央政府着電に據れば廣東省攻撃に向へる江西督軍陳光遠氏の軍は江西省南境の南安に集中しつゝありし所此程第一混成旅團より成る先發隊は萍鄉を越え愈々廣東省に侵入せりと。（二十三日、時事）

▲南軍大擧逆襲　（長沙特電廿日特派員發）　陸榮廷氏の援軍六十營續續衡州に着し南軍再び勢を得大擧して湘邊に轉じ北軍は爲に湘潭附近迄退却せりとの噂頻りなり尙李烈鈞譚浩明兩氏は共に衡州にありと。（二十二日、日日）

▲直隷軍前線引揚　（二十一日北京特派員發）　直隷第一第三混成旅は前線より湘陰並に岳州に引揚げたりと而して右は張敬堯と曹錕の不和も其の原因なるべしといふ。（二十三日、朝日）

▲張敬堯軍不利　（二十一日北京特派員發）　湖南湘潭方面の張敬堯軍不利となり劉建藩、林修梅、趙恆惕の各軍は此機に乘じ湘潭攻撃を開始すべく準備中なりと。（二十三日、朝日）

▲龍濟光軍戰意なし　（上海特電廿二日發）　龍濟光の根據地たる高州は十九日廣東軍の爲めに占領せられ龍濟光の軍戰意なく獨立海軍も海南島附近に龍濟光の軍隊を監視しつゝあり。（二十三日、時事）

▲李氏軍務督辨となる　（上海特電廿二日發）　李根源は廣東當局に依り廣東廣西湖南邊防軍務督辨に任ぜられ廣東に歸れりと云ふ。（二十三日時事）

▲段總理漢口に着す　（漢口特電二十二日發）　段總理は昨夜列車内に宿泊し今朝尙ほ出でず停車場と曹錕の司令部との間は寸隙もなく兵を以て警備し居れり別に住所を定むるや否や不明なり

（二日特電二十一日發）　段總理は午後八時二十分護衛兵と共に當地從儀門停車場に下車し直に曹錕の司令部に入れり停車場は警官、憲兵、軍隊にて警戒嚴重なりき。（二十四日、時事）

▲段總理車内に密議　（漢口特電二十三日發）　段總理は列車内に起臥し曹錕、王占元と車室に會議し一切秘密を守り地方官を引見せず隨行者は靳雲鶚、曲同豐、財政次長、交通次長、秘書等にて徐樹錚は二十日先着せり昨日代理を以て瀨川總領事に敬意を表し總領事は今朝答訪せり滯留は三日間なりと。（二十四日、時事）

▲趙督軍漢口行　（北京特電廿二日特派員發）　河南督軍趙倜氏は軍事會議に列する爲段總理と同車漢口に赴けり。（二十四日、日日）

▲漢口會議の顔觸　（北京特電二十二日發）　漢口會議列席の各省督軍及司令官等左の如し

國務總理段祺瑞、直隷督軍曹錕、湖北省督軍王占元、湖南督軍趙倜、奉天副司令官徐樹錚（以上既に漢口に到着）湖南督軍張敬堯、山東督軍張懐芝、吳光新、王汝賢、范國璋（以上は既に出席を承諾し一兩日中に漢口到着の筈）江西督軍陳光遠は未定尙ほ江蘇督軍李純は病ど稱し出席を拒絶し代表者を列席せしむ可き旨回答し來たれり。（二十四日、時事）

▲聯合政府を樹立せよ　（上海特電廿三日特派員發）　香港來電によ

れば唐繼堯氏は通電を發し護法各省臨時聯合政府を設け黎元洪氏を大總統に馮國璋氏を副總統となし岑春煊氏を總理に伍廷芳氏を外交、唐紹儀氏を財政陸榮廷氏を陸軍、林葆懌氏を海軍、孫洪伊氏を內務、李烈鈞氏を參謀長、王寵惠氏若しくは張耀曾氏を司法總長として政府を指揮しては如何との議ありなせりと。（二十四日、日日）

▲全國商務總會大會　（天津特電二十二日發）　全國商務總會聯合會は特に當地にて開會の筈なりしも各地代表者の來津するもの甚だ少く道々延引し居りしが到底豫定の人員を得難きより止むを得ず其の儘昨日より開會、引續き會合す可し同聯合會は正式開會は先だち兩三日前順直諮議會直隸商務總會聯合會と連名にて政府に對し質問電報を發せしが尙ほ當地英字漢字新聞の多くは引續き排日の氣勢を煽り居れり右は段祺瑞一派に反對するものゝ使嗾に出づるものなり。（二十四日、時事）

▲天津の奉天軍司令部　（天津特電二十二日發）　過般來入關したる奉天軍殆ど皆南下し盡したるを以て當地にありし同軍司令部を閉鎖し之を漢口に移せり。（二十四日、時事）

▲張懷芝の報告　（二十二日北京特派員發）　張懷芝報告　山東軍及び江西軍は十八日午前九時茶陵を占領し山東軍は十九日攸縣(?)に歸り安仁方面に退却せる馬濟軍を追擊準備中なり、（二十四日、朝日）

▲張敬堯軍永豐占領　（二十二日北京特派員發）　湖南軍張敬堯の軍は二十日永豐を占領せりとの報現統府に達せり。（二十四日、朝日）

▲北軍退却す　（漢口特電二十二日發）　吳將軍は司令部を湘潭より衡南方に移したるが南方に進むに從ひ南軍漸く優勢を示し北軍は湘潭の上流三十支里の地點まで退却し死傷一千以上に達せるが如し長沙にては早くも張敬堯の撤退を豫想し敗兵の掠奪を恐れ當地への避難民は依然として夥し。（二十四日、時事）

▲廣東進擊手筈　（二十三日北京特派員發）　參陸辦公廳の偵察に據れば數日後福建より福建軍と童保暄の贛江軍を以て廣東南雄より江西軍を以て同時に廣東に進擊を開始する筈なり。（二十四日、朝日）

▲廣東江西軍に備ふ　（二十三日北京特派員發）　江西軍十七日廣東南雄に進入せるも夫れ以上南下すること困難なり然れども廣東にては江西軍に備ふる爲李根元を廣湘邊防軍務督辦に任じ張開儒の雲南軍佛李及廣東省城の廣東兵全部を李根元の節制の下に置くことゝせり李根元は韶州に赴けり。（二十四日、朝日）

▲龍討伐軍連勝　（北京特電二十二日特派員發）　廣東軍第五軍は高州を占領し龍濟光軍は南方に敗走せり

龍軍討伐第五軍司令劉達陵氏より廣東督軍處着の公報によれば同軍は四月十八日高州を占領し又李烈鈞氏よりの公報によれば四月二十日化州をも占領したりと（某所着電、二十四日、日日）

▲龍濟光黃州に在り　（二十三日北京特派員發）　龍濟光は目下黃州灣の佛國租借地にありと。（二十四日、朝日）

▲李福林李耀漢の態度　（二十二日北京特派員發）　伍廷芳は出征を促す爲め十九日夜廣東暫衛軍統領李福林を訪ひたるも李福林は面會せず李耀漢は數日前廣東より肇慶に去れり李福林李耀漢の態度益怪しまるゝと。（二十四日、朝日）

▲漢口會議開始　（二十二日漢口特派員發）　段總理は二十二日午後一時を以て會議を開きたり兩湖宣撫使曹錕湖北督軍王占元及湖南督軍趙倜等列席せり議題は（一）共同作戰に關する外交問題（二）趙川湖南の軍事問題（三）大總統選舉問題等にして第三の問題に對し段總理は今日の場合新國會の召集困難なるを以て臨時參議院をして大總統選舉を代行せしめ大總統は依然馮國璋を推すことを主張したるに曹錕、王占元等は別に異議なきが如し只軍事問題に對し衡山、衡州の克復後は必ず守勢を取り民力を休養せしめよと主張し段氏は之を諒せりと又共同作戰問題に對しては段總理より委しき說明を與へたる爲銀曹、王占元等も強ひて反對せず只國權の喪失を免るべく希望したり是にて段總理と曹錕、王占元等とは意志略疏通せるものゝ如し段總理は二十二日夜か二十三日歸京すべし。（二十五日、朝日）

▲軍備問題も含む　（二十三日漢口特派員發）　漢口會議の列席者は

銀、王占元、趙倜の外江蘇、江西、安徽、山西、陝西、湖南、奉天、山東の各省の代表者にして徐樹錚は奉天代表者として列席せり問題は既報の外に軍備問題等あり之に就ては擬行せる財政次長吳鼎昌より說明し又外交に關しては參戰督辦署員より說明する所あり又段總理南下直接の動機として傳へらるる曹錕の辭表提出、張錫芝の休暇申請は張敬堯との衝突の爲にして張敬堯が湖南督軍として專擅の事多き爲め兩人とも不平を抱きたるものにて殊に張敬堯が直隸軍隊を正面攻撃の難局にのみ當らしめ自己の引率せる第七師は比較安全の地帶に配置せる爲め直隸軍の岳州引揚げを提起するに至りたるものなるが是等の紛紜も段總理今回の南下に依り意思漸く疏通したりと、尙段總理は二十三日武昌漢陽の軍隊及び各病院の傷病兵を慰問し傷病兵に五千元を分與せり。（二十五日、朝日）

▲段總理歡迎會　（二十三日漢口特派員發）　漢口商務總會及び武漢各團體は聯合にて二十二日段總理の歡迎會を開けり段總理は多忙を稱して列席せず代理を派遣せり但し段總理は商會長を招集して時局に關する意見を交換したるが商人の苦衷を諒とし速かに平和を促進すべき事を聲明せり。（二十五日、朝日）

▲商總會妥協提議　（北京特電廿三日特派員發）　湖北省新建商務總會は天津の總商聯合會に對し南北調停の目的を達する爲代表者四名を選び大總統總理各總長に謁し意見を述べ政府の許可を得て別に代表者四名を四南各省に派し南北呼應して調停意見を議すると共に南北の停戰を請ひ且全國に本會の意見を通告し極力妥協の目的を達するに努むべし若し政府が主戰方針を固持せば更に第二第三の運動を起すべき旨を提議せり。（廿五日、日日）

▲宜昌の人心恟々　（漢口特電廿二日特派員發）　十五日より十七日に懸け宜昌を襲ひし粟天才氏一派の兵は既に擊退されたり目下吳光新氏に屬する軍は其麾下の一旅團、第四旅團長朱廷燦、第二混成旅團長劉躍龍、湖南第二師團長陳復初の各旅團及第八師團の一部の外湧玉祥氏の兵も日々湖江しつつありて宜昌の人心恟々たり。（廿五日、日日）

▲北軍湖南にて前進　（漢口特電廿四日發）　長沙にては北軍の不利傳へられしが昨日同地の確なる筋よりの電報に據れば直隸軍は進んで衡山縣に達し攻撃中にて城既に危急に迫り左翼は茶陵を占領し安仁縣附近に迫し右翼は第七師にて寧慶を距る七十支里の地點に進めりと。（二十五日、時事）

▲南軍化州占領　（二十三日北京特派員發）　南軍は二十日化州を占領せり。（二十五日、朝日）

▲李軍高州恢復　（二十三日上海特派員發）　廣東來電李烈鈞は既に高州を恢復し龍濟光の軍は雷州に退却せりと。（二十五日、朝日）

▲南軍南雄奪回　（二十四日廣東特派員發）　二十一日廣東雲南聯合軍は最に北軍の爲に占領されたる南雄を奪回せり今日迄の報道に據れば目下同地方は激戰中にて廣東の新編成軍は續々前進しつゝあり。（二十五日、朝日）

▲陸榮廷の動靜　（二十三日香港特派員發）　南寧に滯在しつゝありし陸榮廷は北軍が廣東國境を越えつゝありとの報を得て貴縣に歸り更に松州に向ふ筈なるが廣東政府の訓令を受け軍事上の協議を爲すに就き代表者を派遣せんことを命じたり。（二十四日、朝日）

▲雲南軍阿片販賣　（二十三日北京特派員發）　雲南軍署は阿片を栽培しこれを雲南、四川地方に販賣せしめつゝありて其軍費は大部分此收入に依るとふ。（二十五日、朝日）

▲奉天軍一部歸還　（奉天特電二十四日發）　奉天城內守備手薄の爲め種々の謠言起り爲に人心不安なるより張作霖は出征中の奉天軍の一部（即ち、豐臺にある二十七師）步兵二營に對し歸還を命じたり。（二十五日、時事）

▲山東土匪討伐　（北京特電二十三日特派員發）　陸軍部は山東土匪討伐の爲約一個師團を增派するに決し二十三日先發として陸軍第一旅團の一大隊を出發せしめたり。（二十五日、日日）

▲多賀大佐歸任　（南京特電二十三日發）　江蘇督軍所軍事顧問多賀大佐は靜養の爲め一時歸朝中のところ今夕歸寧せり（廿五日、時事）

▲大規模の討伐が　（北京特電二十四日發）　漢口會議の結果に就て國務院側の言ふ所に依れば曹錕、王占元及び各督軍代表等は何れも南方より進んで和を請ふに至るまで暫く既定の方針に依り討伐續行の議に就き强いて反對せざりしを以て段總理は歸京後一應國務會議に附議せる後愈々大規模の四

川廣東兩省攻擊を開始する事ならんとが爲め漢口會議にては新に漢口に兵站總司令部を設置し四川廣東攻擊に供給す可き彈藥及び軍費の配當は右兵站總司令部をして掌らしむる事に略ぼ決定せり蓋し曹錕等は從來陸軍總長段芝貴氏が要求通りの軍費及び軍需品を供給せざりしに就き快からず勞々今後兵站事務は陸軍總長の管轄と爲さず新設の兵站總司令部の直轄とせるものにして段總理は軍費及び武器彈藥等の輸入見込確實なる事をも併せて說明し遙に曹錕等を納得せしめし次第なり右兵站總司令部の事務は差詰め曲同盟をして總覽せしむる事に內定せりと。（二十六日、時事）

▲段總理の巡視　（漢口特電二十四日發）　段總理は昨朝武昌に渡り將校を集め慰勞の演說を爲し漢陽兵工廠及び要塞を巡視し歸りて曹錕の司令部に移れり。（二十六日、時事）

▲張懷芝討伐に同意　（北京特電廿五日發）　段總理は昨日漢口に於て山東督軍張懷芝と會見の席上張に對し南方が進んで和を乞ふに至らざる際は四川廣東兩省討伐續行は止むを得ざる旨を說き略ぼ張の同意を得たるを以て改めて張は湖西巡閱使廣東攻擊後路司令を兼任せしむることに內定せり。（二十六日、時事）

▲盧永祥代表派遣　（上海特電廿五日發）　當地駐軍使盧永祥氏は段總理より武昌に於て臨時特別會議を擧行し軍國要務を協商するに就き全權代表を派し會議に與らしめ決を採ることとしたし云々との電報に接したるを以て其參謀を浙江の代表と共に既に漢口へ向け出發せしめたりと。（二十六日、時事）

▲國境防備協議　（二十五日長春特派員發）　鮑黑龍江督軍は時局柄國境防備は吉林省と協力の必要を感じ兩省軍事行動の聯絡を計るべく孟督軍と協議の爲め干參謀を吉林に派し來り二十四日同氏は長春通過吉林に向へり。（二十六日、朝日）

▲吳光新漢口に着す　（漢口特電二十五日發）　吳光新氏今朝六時宜昌より當地に着せり。（二十六日、時事）

▲北軍衡山占領　（二十四日北京特派員發）　直隸倉第三師長吳佩孚軍は二十一日午後六時衡山を占領せり。（二十六日、朝日）

▲雲南軍江西軍擊退　（二十四日北京特派員發）　廣東南雄に侵入せる江西軍は一個大隊に過ぎず韶州にありし雲南軍二個大隊は南雄に向つて進擊し江西軍を南安に擊退せりと。（二十六日、朝日）

▲陝西靖國軍連勝　（二十四日北京特派員發）　陝西靖國軍司令胡景翼の部下二千三百名は三原、涇陽、興平、鄠縣に於て陳樹藩、劉鎭華の軍隊と戰ひて連勝し爲めに西安は不安となれりと。（二十六日、朝日）

▲廣東軍の對抗策　（香港特電廿四日特派員發）　廣東當局は廣東より出來得るだけ多數の軍隊を北方戰線に送り以て北軍に對抗せしむることに決定し飯濟光討伐に向ひたる李烈鈞、李根源兩氏を其軍隊と共に廣東に召還し李根源氏は廿三日一軍を引率して龍州に向け出發せり。（二十六日、日日）

▲韶州戒嚴令を布く　（二十四日香港特派員發）　江西軍が廣東省內に侵入し來れるより韶州司令官は（韶州は南雄の西北方に在り）同城內に戒嚴令を布けり。（二十六日、朝日）

▲總理南伐を聲言　（北京特電二十五日發）　段總理は二十四日漢口駐在日、英、佛各國領事を訪問し北京政府は既定の方針により廣東四川攻擊を實行す可きも各地に居留せる外國人の生命財產は極力之を保護す可き旨を誓へり。（廿七日、時事）

▲段氏平和難を云ふ　（漢口特電二十五日發）　一昨日商會は代表を以て段總理に面會を請ひ平和解決を嘆願せしも段氏は南方の態度に平和にあらざるを以て如何ともし難しと答へたりと。（廿七日、時事）

▲段總理下江　（二十五日北京特派員發）　二十四日夜漢口より江を下れる段總理は九江に於て南昌より來漢の陳光遠と面會し夫より浦口に到り南京にて李純と會見の後津浦線にて二十八日頃歸京の豫定なり。（廿七日、朝日）

▲段總理南京行中止　（二十六日上海特派員發）　段祺瑞は李純の漢口に到る能はざる爲め自ら南京に赴く筈の處北京より歸京を促す電報あるに就き丁士源をして南京に赴かしめ李純と折衝せしむることゝなせり。（廿七日、朝日）

▲段總理漢口を出發す　（北京特電廿五日發）　北京政府着電に據れ

ば段總理は俄に變更し昨夜漢口より江を下り九江に向へるが同地に於て江西督軍陳光遠に會見するが或は九江より南潯鐵道にて南昌に赴き親しく陳を督軍府に訪問し對南方策に就き意見交換の上更に江を下り南京に赴き江蘇督軍李純氏とも會見し夫れより滬浦鐵道にて歸途に就き二十八日或は二十九日頃歸京の筈なりと云ふ。（廿七日、時事）

▲段氏張氏と會議　（漢口特電二十五日發）　段總理は一昨日武昌に赴きしを以て昨朝日英領事の訪問を受たり午後張國芝氏を迎ひ又會議を開けり內容詳ならず。（廿七日、時事）

▲吳光新段總理會見　（二十五日漢口特派員發）　吳光新は二十五日朝來漢し目下段總理と會談中なりこが爲め段總理の歸京は又復延期されたり併し一兩日中に出發の筈。（廿七日、朝日）

▲河南督軍歸任す　（漢口特電二十四日發）　河南の趙督軍は段總理に隨從して當地に來り昨日河南に歸れり。（廿七日、時事）

▲岑等の妥協案を拒絕　（二十六日上海特派員發）　參謀處は前敵將士に對し中央已に岑春煊、張紹曾の主和の通電を拒絕し既定の計畫を按じ主戰を進行せしむる旨を打電せりと。（廿七日、朝日）

▲衡州總攻擊準備　（長沙特電廿三日特派員發）　吳佩孚氏の第三師團第五旅團は廿一日確實に衡山を占領し攸縣亦北軍の手に歸し目下衡州總攻擊の準備中なり即ち第三師團及直隸第一第四第五の混成旅團は中路として衡山より第六混成旅團山東第一師團及安武軍五大隊は左路として攸縣より又第七師團及補充の二混成旅團は右路として永豐より進軍し以上各部隊の集合を俟つて總攻擊を開始すべしと云ふ。（廿七日、日日）

▲北軍衡山縣占領　（上海特電二十五日發）　曹錕氏は當地護軍使に對し第三混成旅長より第五混成旅と共に二十一日衡山を進み攻め激戰晝夜絕に二十二日正午衡山縣を完全に占領し南軍は衡陽方面に退却せる旨を電報にて通知し來れりと通告せり。（二十七日、時事）

▲北軍廣東省に入る　（二十五日香港特派員發）　北軍は廣東省に入れり其兵力約一個大隊と稱せらる南雄縣の雷回驛に於て北軍は捕虜百名を出せり。（廿七日、朝日）

▲陳軍福建軍對陣　（二十五日廣東特派員發）　陳炯明の軍は目下黃岡に於て福建軍と對陣しつゝあり陳炯明は事實上汕頭の主權を掌握せり彼の手兵は凡そ二十營八千人なるも軍資缺乏の爲め有ゆる財源を求めつゝあり。（廿七日、朝日）

▲韶州戒嚴令を布く　（上海特電二十五日發）　香港來電に曰く北軍は十八日雨雄に攻め入りたるも二十一日廣東軍に奪回せられ現に北軍は韶州方面に向け進行中なる故、韶州鎭守使は既に命令を下し戒嚴中なり又李烈鈞氏は此方面の防備に當る可く李根源氏も亦廣東より同方面に向ひ其軍隊の一部も出發せりと云ふ。（廿七日、時事）

▲莫氏に退職を迫る　（北京特電廿五日特派員發）　廣東來電に曰く省長李耀漢氏は目下肇慶に在り廣東省城に在る部下は全部肇慶に引揚げ林虎軍と呼應して督軍莫榮新氏に對し退職を勸告し莫氏之を聽かざるに於ては獨立を宣言せん模樣あり南軍は江西軍の侵入と共に李氏の行動に對し頗る不安を感じ居れり。（廿七日、日日）

▲李漢の異圖　（二十五日北京特派員發）　李耀漢肇慶に赴き其部下中にも廣東より同地に移るもの多し李耀漢は機を見て自ら廣東督軍の職に就き現督軍莫榮新に對し獨立の態度に出づべく此時は李福林は廣東に在りて中立の態度に出で俱に莫の驅逐を圖るべしと。（廿七日、朝日）、

▲熊克武氏の野望　（北京特電廿五日特派員發）　成都に在る熊克武氏は四川に於ける協商國側各國領事の獨壞人を成都、重慶の兩地に伴壞拘留場を設け一ヶ拘禁しつゝあるが是將來熊克武氏が四川督軍たらん爲に外國領事の援助を得んとする手段なりと。（廿七日、日日）

▲山東匪勢重大　（二十五日濟南特派員發）　山東の匪患日に激しく形勢益重大ならんとす最に東平縣並に恩縣の失守に次で茌平縣冠縣の各縣城は攻略に遭ひ又單縣も陷落せり等の警報頻頻として到り今や山東各地に起れる土匪の總數數萬に達し劫掠殺傷を逞しうしつゝあり殊に西南地方の被害慘憺を極め各縣城は城門を閉ぢて交通全く杜絕し住民は何れも他に避難せるが山東官憲は剿匪方針に關し腐心中なるも兵力缺き爲め到底應急に鎭定の見込なか

るべし尚軍械に關聯の爲め北京より第二混成旅を湘南に急派されたり。（二十七日、朝日）

▲廿四日の漢口會議　（二十五日漢口特派員發）段總理は張懷芝來漢の爲め二十四日午後二時より會議を開き曹錕王占元趙倜張懷芝等四督軍列席し長時間に亙り協議し午後十時に至り初めて散會したり會議の內容は嚴密にして明かならざるも段總理は曹錕、王占元との意思疏通の爲め北京より携帶し來れる軍事費百萬元中六十萬元を曹錕に四十萬元を王占元に交付せり。（二十八日、朝日）

▲段祺瑞氏南京に向ふ　（上海特電二十七日發）段祺瑞氏は河南東軍趙倜氏と共に軍艦楚泰にて昨夜南京着の豫定にて江蘇督軍李純氏は之を歡迎す可く小蒸汽船を用意せり上海護軍使盧永祥氏は浙江督軍代表と共に昨日南京に赴けり

段總理は南京にて李純盧永祥の兩氏と會見し倪嗣冲と蚌埠にて會見したる上北京に歸る可しといふ（二十八日、時事）

▲各督軍討伐贊成　（北京特電二十六日發）段總理は漢口より軍艦楚泰にて江を下り昨日九江に到着、同地に於て南昌より出張せる江西督軍陳光遠氏と會見し南方討伐擴行に付き贊同を求めたる後、更に下江せるを以て多分本日は南京或は浦口に到着し江蘇督軍李純氏と會見の筈なるが右に就き國務院は發表して曰く少くも今日までの情報に據れば各督軍以下各司令官等何れも中央政府の四川廣東討伐方針に贊成せりと（二十八日、時事）

▲段總理陳光遠會見　（上海特電二十七日發）陳光遠氏は昨日九江にて段祺瑞氏と會見せり。（二十八日、時事）

▲盧護軍使南京行　（南京特電二十六日發）上海軍使盧永祥氏本日午後二時鐵路當地に來り李督軍を訪問せり。（二十八日、時事）

▲段氏の乘艦衝突　（上海特電二十七日發）段總理が漢口出發の際其乘艦楚泰招商局汽船江寬と衝突し江寬は直ちに沈沒せり段氏の隨員中には傷を受け漢口に戻れるものありしも段氏は無事なりしといふ。（二十八日、時事）

▲千餘名溺死か　（漢口特電二十七日發）段總理は昨日午後五時當地を發し八時江岸停車場にて軍艦楚泰に乘り移り南京に向ひしが同艦は當地の下二十支里の點に於て支那汽船江寬と衝突し江寬は即時沈沒したり楚泰の損害有無不明なるも下流百支里許りの水口に碇泊し居れり江寬の乘客は千餘名溺死せるが如く英人の船長も行衞不明。（二十八日、時事）

▲討伐反對運動起る　（北京特電廿六日發）段總理南下の結果長江沿岸各督軍連は假令ひ表面にもせよ兎に角四川廣東兩省攻擊擴行に贊成せるが之に就き反對運動は漸く次の手を擧げんとしつゝあり即ち天津に於ける全國商會聯合會は此機北京に對し南北速かに和を講ぜん事を請願し且つ曩に山東省議會の發起にて全國省議會聯合會を召集し南北調停の機關たらしめんとの運動は其後一頓挫を來せるも最近に至り再び長江沿岸既報六省議會の代表者は南京に會合し各省省議會に通電せる結果各省會代表者は續々南京に赴きつゝあり近く大會を開き中央政府に對し南北講和の請願を爲す筈ひに至る可しと云ふ要するに黃金政略を以て長江沿岸に駐在せる各督軍なとの平和論を一時沈默せしむるに成功せる段總理は國民の同情を繫ぐが爲め更に地方に勢力を有する實業家及び省議會の此平和運動に對する何等手段を講ぜざる可からざる運命に逢着せるものなり。（廿八日、時事）

▲康民息兵會　（上海特電廿七日特派員發）全國總商會は康民息兵會を組織することを議し廿五日其代表者を定め北京に到り政府當局に對して主和の意見を述べしめたり。（廿八日、日日）

▲曹錕張懷芝の歸心　（二十六日北京特派員發）曹錕は天津各方面宛衞隊占領後は不日軍隊を率て歸るべしと打電し來れるが張懷芝亦久しからずして山東に歸り土匪を防ぐべしと電告せりと。（廿八日、朝日）

▲段對曹王意志疏通　（二十五日漢口特派員發）二十四日の漢口會議は南北戰爭の局限戰爭區域及び大總統選舉問題等にして張懷芝は第二路軍の廣東進擊の不可能なるを切言し又曹錕は段總理と意志疏通し辭職及び軍隊の引揚を思ひ止まり湖南金省の平定に責任を負ふべき旨へり王占元も亦曹錕と共に中央政府に服從すべしと聲明し臨時參議院を以て大總統選舉を代行するの件に就ても各省の贊成を待つて連名にて政府に請願するの形式を執る事となれり。（廿八日、朝日）

▲唐繼堯總統府に打電　（二十六日北京特派員發）唐繼堯より總統府に來電あり曰く靖國軍の東下は北軍の反省を促すにあり陳樹藩、劉存厚等是に抗して已むを得ず彼等を討つなり北方明達の士乏しからず外交の危險に鑒み既に和議を唱ふるものありと聞く中央は今後如何なる方針を持するや請ふ西南の同志に獻告して早く報告を止めん事を懇致せよと。（廿八日、朝日）

▲雲川軍宜昌に迫る　（二十五日漢口特派員發）宜昌歸來者の談によれば四川より東下しつゝある雲南軍は既に巴東縣に着し其一部約五百名は既に宜昌上流五哩の所に到着せり　其軍隊は四川兵にして一見頗る勇敢なる面貌を有し又彈藥も多量に携帶し居れり吳光新は現に　李炳之の引率せる第十三旅と宜昌に到り四川軍東下するも恐るゝに足らずと豪語しつゝあるも長江の右岸は既に南軍によりて占領せられ宜昌の形勢再び險惡に赴きつゝあるものゝ如しと。（廿八日、朝日）

▲湖南の北軍進擊　（北京特電二十七日發）湖南に於ける北軍は最近直隸督軍曹錕氏より進軍命令に接すると共に多數の武器彈藥を供給せられたるを以て長州陷落後、南軍が堅壕鐵條網等の防禦工事を施して死守せる衡州方面に向つて猛烈なる攻擊を開始するに至れり即ち中央軍は正面より衡州に向ひ右翼軍なる永豐より寶慶方面に進擊し　右翼軍は攸縣、茶陵、安仁方面に出でたるが此程曹錕氏より中央政府に宛てたる電報に據れば　中央軍たる直隸第三師中吳佩孚の先鋒は衡山を經す衡州に肉薄し激戰の後二十四日遂に同地を占領せりと。（二十八日、時事）

▲廣東軍續々韶州に向ふ　（二十六日香港特派員發）廣東軍は日々粵漢鐵道に據り續々韶州に輸送されつゝあり但し同鐵道は軍事當局の管理に歸せるにあらず。（二十八日、朝日）

▲李烈鈞福建進軍　（二十六日北京特派員發）李厚基の報告に曰く李烈鈞は兩廣雲三軍の兵二萬を率ゐて福建省の境界に近き饒平澄海南靈に進みつゝあり予は五月一日福安に至り福建軍を自ら指揮して防禦すべしと。（二十八日、朝日）

▲龍濟光に救援通告　（二十六日北京特派員發）二十三日參陸辦公處は龍濟光救援軍不日各路より到るべく海軍亦協力すべく軍艦軍器は莫擧宇に託せり委細の軍略は莫擧宇と商議されたし援軍到る迄嚴に守備せよと。（二十八日、朝日）

▲龍濟光南軍對策建議　（二十六日北京特派員發）龍濟光は二十四日政府に致電し林虎、陳炳琨、莫榮新等軍を分ちて　我軍を討つの計畫を實行し軍需品に缺之せるも將卒能く一致して死を誓へり廣西軍を擊退して廣東を救ふの計畫として李耀漢を廣東督軍に任命して廣東中部を鞏固にし莫擧宇を速かに韶安に派して福建軍、江西軍を韶州南雄等に分駐せしめ南軍を牽制する事を建議せり。（二十八日、朝日）

▲谷前總長入京　（北京特電二十六日特派員發）前農商總長谷鍾秀氏は南北調停の意見を述ぶる爲入京せり谷氏は政學會員にして岑春煊氏と密接なる關係あり其行動は頗る注目されつゝあり。（二十八日、日日）

▲瞿鴻禨氏逝く　（上海特電二十七日特派員發）前軍機大臣瞿鴻禨氏は久しく當地に客寓せしが二十五日病死せり行年六十九歳。（二十八日、日日）

▲段總理歸京す　（二十八日天津特派員發）南巡の段總理は葉恭綽等の隨行員及下護衛兵二百四十名を從へて　膠濟より津浦線にて二十八日午後二時十分天津着其儘下車せず同三時北京に向へり　梁士詒以下四名は眞王莊まで出迎へ許世英楊以德等多數停車場に迎送せるが段總理は聖の　疲勞の色なく私服を着し一々應酬せり。（二十九日、朝日）

▲漢口會議の結果　（北京特電廿七日特派員發）　信ずべき筋への情報によれば廿四日段總理は漢口に於て湖北督軍王占元氏、兩湖宣撫使曹錕氏、征南第二路總司令張懷芝氏、河南督軍趙倜氏、征南奉天軍總司令徐樹錚氏及各省代表者等を招き秘密會議を開き

（第一）湖南南部、湖北四部は全部肅清せざるべからず湖南方面は依然曹錕張懷芝をして湖南督軍張敬堯と協同策應し衡州を恢復し鄂四軍を退け湖北方面は徐樹錚をして吳光新を援け四川省境の南軍を掃蕩し南軍をして再起を斷念せしめたる後始めて和議を提起すべし。

（第二）四川、廣東に對しても作戰計畫を定め若し南軍にして尙反抗する時

は斷然進擊すべし。

（第三）新國會の召集は時日を要するを以て總統選擧に先ち各省より中央政府に電命し臨時參議院をして代行せしむる方法に出べし。

と決議せり尚段總理自ら大總統たる野心なく馮氏の再選を主張せりと

（奉天特電廿七日特派員發）　征南奉天軍總司令徐樹錚氏は張奉天督軍代表の資格を以て漢口會議に列席し總統改選、南方討伐問題等につき斡旋大に努めたるが廿六日同氏は張督軍に左の電報を發したり。

一、總統問題は讓め一切の約法を規定し參議院をして選擧會を代行せしめ

馮總統を選擧せしむることとなれり。

一、國防問題は日本と同一の行動を採ることに決せり。

一、征南問題は前敵各將士皆息事寧人の意あるも最後の解決は四南の態度を見て後和平方針を決定するに一致せり。（廿九日、日日）

▲南北停戰運動

（北京特電廿七日特派員發）　商務總會聯合會は平和運動の目的を達する爲廉民息兵會本部を天津に同支部を各省各縣に設け各方面の名士有力者と連絡を取り天津に大會を開き聯合會と呼應し南北に向ひ停戰を要求し應ぜざれば最後の手段として納稅を停止すべしとて氣勢頗る旺なり

△政府方針聽取　天津の商務總會聯合會は停戰問題に就き秘密會議開會中なるが急進派は兵禍の延長に堪ゆる能はず若し平和の望みなければ商業沈滯し人民の痛苦益多からん寧ろ暫らく資金を銀行に蓄へ衆を休むべしと主張し穩健派は段總理南下後政府の方針未だ判明せず若し平和の希望あらば好んで政府を混亂の地位に陷るに及ばざれば先づ政府の方針を質すべしと主張し遂に後者の發議にて天津、上海、漢口、長沙の代表者を委員に選び政府に對し質問をなすしむるに決し同委員は廿七日來京したるが委員は別に日支某外交問題に就きても政府の意見を聽取すべしと。（廿七日天津特派員發電報）

（廿九日、日日）

▲商總會平和運動熱烈

（北京特電二十七日發）　天津に開會中の全國商會聯合會の平和運動は益々熱烈となり此程中央政府に對し南北講和の請願並に其外交問題質問の爲め當地に代表者を派遣することに衆議一決せる結果武昌天津及び上海各商會々長等は昨夜入京せり尚ほ馮大總統は右平和運動には勿論贊成なるが外交問題に就ても商會聯合會の希望を容れ全部之れを發表す可しとの意を洩らせり。（廿九日、時事）

▲江西軍南雄再占

（二十七日北京特電發）　大庾嶺より廣東省に侵入せる一千の江西軍は更に一混成旅の增援を得て二十五日再び南雄を占領せる旨廿七日江西督軍陳光遠より報告ありたり。（廿九日、朝日）

▲南軍寧鄉に迫る

（二十七日北京特電發）　第十一師長李奎元の報告に據れば四千の南軍湖南の安化、益陽方面より進軍し來り寧鄉を包圍せんとすと。（廿九日、朝日）

▲南軍攸縣奪回

（二十七日北京特派員發）　湖南攸縣は再び南軍に奪回されたりとの報二十七日參謀辦公處に着せり。（廿九日、朝日）

▲李厚基氏

（北京特電廿七日特派員發）　福建督軍李厚基氏は政府に對し親ら兵を率ゐて廣東を討伐すべきを以て第三路總司令官に任命すべしと要求せり。

（北京特電廿七日特派員發）　福建督軍李厚基氏は廣東討伐司令官として廿七日軍艦に乘じ福州發厦門に向へり。（廿九日、日日）

▲常德亂る

（長沙發廿七日某所着電）　陳復初氏の勸誘により常德方面に在る周則范、田應賴氏等の南方諸將は北軍に歸順する筈なりしが其後北軍不利の說を聞き且貴州省より兵二箇師團長州に進軍し來れる爲め俄に態度一變し北軍に抵抗せんとする模樣あるを以て陳復初氏は常德攻擊を開始したり爲に常德は避難者多く人心動搖し在留外國人は協議の上英米宣教師二名を代表者として澧州に赴き陳氏に對して暫時常德攻擊を中止するやう勸告する事となれり。（廿九日、日日）

▲段總理長江を下る

（漢口特電二十六日發）　段總理は昨夜軍艦楚豫に乘じ損害を受けしを以て楚材に乘り換へ出發せり　趙倜氏も亦段總理に從ひて下れり。（卅日、時事）

▲段總理歸京す

（北京特電二十八日發）　段總理は昨日南京に於て江蘇督軍李純、安徽督軍倪嗣冲、上海護軍使盧永祥三氏と會見後津浦鐵道にて歸途に就き豫定の如く本日午後歸京せり。（卅日、時事）

▲商會代表謁見　（北京特電廿九日特派員發）商會聯合會代表王文典氏等は廿八日馮總統に謁し速に內亂を鎭め南北統一を圖り商民を水火の裡より救はれたしと請ひ且日支間の某交涉問題に對し質問せしに馮總統は前者は政府と熟議すべし又後者は外字新聞の傳ふる所は事實にあらず政府は近く其內容を發表し國民の疑惑を解くべく準備中なりと答へたりと。（卅日、日日）

▲熊氏和議に贊す　（重慶特電廿四日特派員發）熊克武氏は湖北省議會に對し「各省議會ん代表せる貴會は南北戰爭の調和に關し吾人の贊同を求めたり之れ吾人の最も贊成する所今や獨奧兩國の俘虜軍四伯利に進出せんとし遠征動搖の時兄弟徒に牆に鬩ぐは不利の甚だしきもの爾今蜂を收め全國民の塗炭を救ひ東亞の和平に勞めん」と電報せり要するに援岳軍後續部隊の派遣意の如くならざる故斯くの如き電報を發せるものなり。（卅日、日日）

▲四川南軍の守勢　（二十九日北京特派員發）四川省居元部に在る劉存厚は馮總統に報告して曰く四川の南軍は暫く守勢を執り三大防禦線を施しつゝあり湖北省施南、鶴峰、巴東を第一線とし顧資珍、黎天才、張學齊の軍をして之に當らしむ四川省巫山、夔州を第二線とし黃毓成、王靈峰等の軍を以て防禦に任ず第三防禦線は葉荃の軍と王天縱の決死隊、熊克武手兵の一部之に當らんと。（卅日、朝日）

▲李厚基津蒯に出軍　（二十九日北京特派員發）福建督軍李厚基は二十六日潮條方面へ進擊する爲め先づ漳州に向け出征の途に就けり廣東救援の計畫は浙江軍と打合を終り江西督軍陳光遠とも商議中なる旨李厚基より報告し來れり。（卅日、朝日）

▲龍濟光香港に走る　（二十九日北京特派員發）龍濟光は二十六日香港に到れる旨報告ありたり。（卅日、朝日）

財政關係

▲一億元借款契約　（北京特電十四日發）北京政府　財政の現狀に鑑み何等かの臨時收入を計らざる可からず右に就き先頃民國七年度內國公債募集の議ありしも到底實行不可能なりとして立消えとなりたるを以て政府は勢ひ外國より借款して戰費を支辨せざる可からざる事となれるが恰も梁士詒が中國、交通、殖邊銀業以下重なる支那銀行業より成る一シンヂケートを作り日本財團との接觸に便ならしめんとの計畫を立て現に北京天津間を奔走しつつある際なれば段國務總理は梁をして對日借款交涉に協力せしむるの得策なるを知り玆に段梁二氏の合議となり取敢えず五千萬元更に續いて五千萬元合計一億元の資金を日本より借入るゝの計畫ん立て此程在北京有力者を通じて夫れとなく日本の意嚮を問合せ來れり。（十六日、時事）

▲電政擔保借款成立　（北京特電十六日發）東亞興業會社を中心とし日本財團と支那政府との間に進行中の短期借款は此程左の如き條件にて日本財團代表者と交通總長葉譽理財政總長曹汝霖との間に調印を終りたるが本日の國務會議は異議なく之れを通過せり。

一、借款額日本金（不明）二、利子年八分　三、擔保支那の電政。（十八日、時事）

▲張氏の借款成立　（奉天特電廿二日特派員發）張奉天督軍は豫て朝鮮銀行に對し借款交涉中の處今回愈官銀行創立資本金として利率六步据置三年の條件にて廿二日三百萬圓の借款成立したり。（二十四日、日日）

▲電信借款本契約調印近し　（二十二日北京特派員發）電信借款は既に假契約の調印を終り國務會議も通過したれば最近の中に本契約の調印は日支滙業銀行總理陸宗輿と曹汝霖間に行はるべく該契約に關係ある某氏曰く、該借款は支那の電信事業擴張費に充つるを以て目的を爲し決して段內閣の南方討伐費に使用せしめず討伐に使用するが如き不安心なる使途に對しては日本の財團は決して投資せず現金は一時に引渡さずして實際事業を爲すものに對し時々に引渡す筈なりと。（二十四日、朝日）

▲奉天省借款調印　（奉天特電廿四日發）兌換券停止問題に關聯し東三省官銀號紙幣整理の名義にて奉天財政廳は朝鮮銀行より左記條件にて借款を起し昨日調印せり。

▲借款金額三百萬圓　▲期限三ヶ年　▲利子六分五厘　（二十五日、時事）

▲阪谷男の視察　（二十三日北京特派員發）阪谷男一行は二十五日朝北京着漢口、上海、大冶、南京、濟南、青島の順序にて視察を爲し五月二十五日北京に歸着六月上旬歸國の豫定なり阪谷男は曰く幣制改革は非常に困難なる事

業にして最早月々要するものなれば支那政府にして一度決心せば議會に於ても亦更迭せる内閣に於ても改革事業を中止せざるを要す然らざれば何の効もなからん予は親しく南方を巡遊して貨幣流通の實情を看密制改革に關する地方識者の意見を聽きて參考と爲し二度歸國の上にて何れとも決する答なりと。（二十五日、朝日）

▲財政復た窮乏す　（北京特電廿三日發）中央政府は南方討伐費として引續き少からず臨時費を支出せる爲め昨秋來順境に入れる財政も再び窮境に陷り出征各軍司令官等より要求し來れる軍費の供給意の如くならざる折柄、既電の如く今回中央政府は北軍全部に對し軍費を供給すると共に中央の政策に反對の督軍等を懷柔する爲め資金政策を執るに至れるが其中費途の分明せるもの左の如し。

段總理今回南下の際曹錕等に對する懷柔費として携帶せるもの二百萬元昨日北京發香港へ向へる英擧宇をして携帶せしめし龍濟光の軍費四十萬元、奉天省軍隊新募費用百萬元、合計三百四十萬元、卽ち日本貨にて五百萬圓なり。（二十六日、時事）

▲參戰借款要望　（二十三日北京特派員發）支那政府は日本より日本金五千萬圓の參戰借款を得んことを要望しつゝあり右に就き某消息通は曰く名は參戰借款と云へども事實上參戰するにあらずして其資金を南方討伐に使用するものなりと。（二十六日、朝日）

▲奉天借款擔保　（二十五日奉天特派員發）朝鮮銀行と奉天財政廳との間に成立したる三百萬圓の借款に對する擔保は本溪湖煤鐵公司の支那側持株約三百五十萬元なりと右公司は我大倉組と日支合併にて經營せるものなれば今回の借款にて同公司の實權は殆ど日本側に歸せるものと見るべし。（二十六日、朝日）

▲陝西の借款計畫　（北京特電廿五日發）陝西督軍陳樹藩氏は我が正金銀行及び三菱合資會社と商議の結果左の如く短期事業借款案を作製し財政部に對し契約締結に就き許可を申請し來れり。

一、總額日本金四百萬圓

一、右借款は新たに紡績會社及び銅貨鑄造所を陝西省内に新設し之を擔保とす。

三、利子　年八分

四、手取　九十

五、民國九年より償還を開始し六ヶ年内に元利償還を完了す。

六、右工場に要する機械原料等は總べて日本より購入す。

右に對し財政部は陳督軍に宛て利子割引等が支那側に苛酷なるを指摘し並に機械原料、價格期間等に就き注意したるに此程陳督軍は再び財政部に對し日本側は利子割引等に就き讓歩せるが改めて地租を擔保とせんことを要求せりと報告したるが財政部は地租を擔保とする一事は絶對に反對なるを以て未だ右借款契約締結を許可するに至らず。（廿七日、時事）

▲陝西借款當事者　（北京特電二十六日發）目下交渉中の陝西借款に就き更に聞く所に據れば右借款當事者は陝西督軍陳樹藩と三菱合資會社漢口支店にして正金銀行は右借款契約成立の上は一時三菱に對し資金を融通せんとするに過ぎず借款契約其ものには毫も關係なし尙は右借款は表面實業借款と稱するも陳督軍は之を利用して武器彈藥の購入費其他の軍事費を支辨せんとするものなり。（廿七日、時事）

▲最近討南費支出額　（二十七日北京特派員發）南方討伐の爲財政部より支出せる最近三箇月の軍費は各省の支辨せるものを除き一月十日より二月九日迄二百六十萬元二月十日より三月九日迄二百九十萬元三月十日より四月九日迄三百十五萬元合計八百六十五萬元なり。（廿九日、朝日）

▲長期公債條例發布　（北京特電二十七日發）二十七日附大總統令を以て民國七年長期公債條例を公布し即日施行す其内容左の如し。

一、發　途　政府が中國交通兩銀行に對する借入金を引續き償却の用に供す。

二、總　額　四千五百萬元

三、利　子　年六分

四、割　引　無

五、償還方法　第十一年目より抽籤に依り償還を開始し第二十年目に償却を完了す。

六、擔　保　常關收入（廿九日、時事）

▲短期公債條例發布（北京特電二十七日發）二十七日附大總統令を以て民國七年短期公債條例を公布し即日施行せり其内容左の如し。

一、費　途　中國交通兩銀行に對する政府借入金の償却並に兩銀行の準備金補助。

二、總　額　四千八百萬元

三、利　子　年六分

四、割　引　無

五、償還方法　民國七年一月より起算し抽籤にて五ヶ年内に償却完了す。（廿九日、時事）

▲兩銀整理公債發表（二十七日北京特派員發）民國七年六分短期公債條令制定され廿七日大總統令を以て公布されたり該條令は十四箇條より成り其第一條に曰く「政府は中國交通兩銀行の缺損を歸還し該兩銀行の整備金を保證するの目的を以て短期公債四千八百萬元を以て定額と爲し民國七年六分短期公債と名づく」と公債額面は十元、百元、一千元、一萬元の四種にして無記名とし五年後に全額を償還するものなり。（廿九日、朝日）

經濟關係及其他

▲滿鐵露貨處分（十六日大連特派員發）滿鐵會社が北滿地方に於ける石炭販賣其他に依り收納したる露貨は現在約七百萬留あり相場下落の爲是が評價に腐心しつゝありしが今回北滿に於ける戰禍の事業に出資の交渉纏まらんとし放資額一千萬留の中に之を加へて處分せんつゝあり。（十七日、朝日）

▲白河堀割工事（天津特電十五日發）當地白河の水深を船舶の航行に差し支へなき程度に保つ爲めには支那町に所謂堀割をなす必要ありしが支那官憲の優柔不斷の爲め實行を見る能はざりしが昨秋の洪水に關聯し終に外交團より中央政府に交渉し其結果愈々斷行することとなり支那官憲は土地家屋の買收に着手し本年六月末までに工事を終へしむる計畫なり竣工の上は此堀割迄天津港の港域を擴張することとなり居るを以て日本租界碼頭も當然港の區域内に入ることとなり居留民多年の宿望茲に遂せられたる次第なり唯船舶の日本租界に横着けせらるゝ爲には下流にある萬國橋の架け代へを必要とする次第にて至急研究の必要あり現在に於る天津の水域は萬國橋までなるを以て事實上日本租界は港の區域外にありしなり。（十七日、時事）

▲滿鐵沿線大豆停滯（二十日長春特派員發）長春其他の滿鐵沿線各驛に於ける大豆の堆積夥しく特産物商の恐慌となり長春物品協會側と該商人とは十八日會合し大阪商船と滿鐵とに海陸輸送の交渉を爲せるも商船の態度面白からざるより愈慨し更に嚴重なる交渉を開始する筈。（二十二日、朝日）

▲黒龍江の流氷　廿三日黒河附近の黒龍江は解氷し目下流氷盛なりブラゴエシチエンスクとの交通は暫く杜絶すべし。（黒河發其筋着電、廿五日日日）

▲支那紙同盟休刊（濟南特電二十九日發）當地支那新聞は戒嚴令發布以來官憲の取締り嚴に失し殊に最近發行停止を命ぜらるゝものある等其處置を憤慨し二十八日以來同盟休刊を爲し官憲の反省を促したり只邦人經營の濟南日報此の機に乘じ大々的增刊を爲し一般讀者に無代配布を爲しつゝあり（廿日、時事）

北京記者團歡迎會

北京報界の權威たる諸氏此度團を爲して來東し、我國諸般の事物を考察せられ、日支親善の爲めに盡す處あらんとす、依つて本會は是等記者團各位の在京中四月二十三日を以て、華族會館に歡迎會を開く、定刻六時に至るや左の來賓各位の來臨あり

北京新聞記者團

團長　京津時報(社長)　汪立元
副團長　民視報(社長)　康士鐸
北京日報(總編輯)　徐瑾
日知報(社長)　王博謙
同　(營業部長)　王蔭蕃
新民國報(社長)　湯用彬
國民公報(編輯主任)　王貞常
公論日報(社長)　吳光熙
北京新聞(編輯)　谷耀山
亞東新聞(社長)　李安陸
愛國白話報(社長)、大中華日報(社長)　馬璞
新民報(社長)參議院議員　張傅綸
順天時報(社長)早大出身　島澤聲
渡邊哲信
藤澤豹三
長谷川賢三
田原元南
新支那(社員)
共同通信(社員)
滿洲日々

更に又來員側としては次の諸氏の出席あり

男爵　福島安正
上野岩太郎
小川平吉
佃信夫
大內暢三
佐々木安五郎
藤田輸一
宗方小太郎
江藤哲藏
葛生能久
中野二郎
光永星郎
新橋榮次郎
大石武
山本市太郎
山崎長吉
西村虎太郎
菅原傳
何盛三
伊東知也
森猛
犬養毅
藤井元一
青柳勝敏
岡田晉太郎
中村順之助
盛田曉
一宮房次郎
對馬健之助
田鍋安之助
松本忠雄
關菊麿

宴席に就いて後福島副會長本會を代表して歡迎の辭を述べ、之れに對して汪立元氏の謝辭あり、主客歡を盡して九時散會せり

湯化龍林長民兩氏招待會

本會にて去る四月二十五日午後六時より、前敎育總長湯化龍氏、前司法總長林長民氏並に陳溥賢氏を華族會館に招待し、晩餐會を催せり、來會者は正親町伯を初め東鄕男、杉浦重剛、菅原傳、加藤正義、谷森眞男、大竹貫一、永瀧久吉、新橋榮次郎氏等會員四十餘名にして、小川幹事長會長に代り次の如く歡迎の辭を述べ

本日は鍋島會長御病氣に付私より御挨拶を申上げます此度湯林兩先生の御來朝に付本會員相集まりまして御歡迎の微意を表し度御招待申上げました處非常に御多忙の處を態々御來臨下さいまして會員一同感謝の至りに堪へません

我東亞同文會は二十餘年前の創立に係り中日兩國の交際を親善にし相共に提携して東亞の隆盛を計るの目的を以て終始一貫努力し來つた次第であります

兩國の交際を親密ならしむるに就て尤も必要なる事は相方共に其事情を知悉して誤解のない樣にすることが第一の必要であると信じます之れが爲めには本會に於ては年來中國に多數の人を派遣して其國情を調査して之を我が國人に紹介し或は中國の人々の來朝せらるゝに際しては出來得る限り歡迎を致し又便宜を計り之と同時に我國情を中國の人々に知悉せしむることに就て力を盡し又此目的を以て出版したる書物の數も數萬頁の多きに達して居るのであります

幸に我々の希望する如く近年に至り兩國の關係は益々色好に赴き殊に國民と國民との間柄は益々親密を加へつゝある今日に當つて兩先生の如き中國の有力なる名士を歡迎することを得たるは本會の最も欣幸とする處であります

中日兩國は隣國であり其交際も頻繁であり人民各個の利害も當に錯綜してをりますから時には一地方又は一小部分の人々の間に多少の紛擾を釀し利害の衝突を生ずるが如き事件の發生することあるは免れざる處であります併し此等の事は兩國の政府及國民の先覺者に於て注意したならば兩國の交際に影響するが如き事は萬々ないことでありますのみならず將來に向て再び紛擾若くは衝突等の發生することのない樣に豫防する事が出來ると思ひます

又兩國政府と政府との關係に於ても其根本の方針に於ては無論中日親善相互に提携すると共に一致して居ることは論を俟たないのでありますが或は是等の小問題に就ては多少意見の相違を來す事もありませうが然し小問題のために根本の方針に影響を及ぼす事は萬々之れ無かろうと思ひます幸に我同文會は政事には直接關係致しませんからして創立以來二十餘年の間に於て中日兩國政府の間若くは兩國の一部地方等に於て多少の紛擾衝突を生じたりし如き場合に於ても我々は之れに關係なく終始一貫して中日兩國民的親密を進むることに就て盡力することを得たのであります今後と雖ども又益々此方針を以て進む考へであります

殊に今回上海に於ける東亞同文書院を擴張して日本人學生七十名を增加し又別に新に中國學生を每年五十名宛收容し高等實業敎育を施す學校を新築することとなりました又東京に於て中國の學生を敎育して居る處の東京同文書院に於ても本回多少の改良擴張を致しました幸に近頃に至り中國學生の入學者が漸次增加するに至りましたのは誠に喜ばしい事であります今後益々其數の增加することを希望して居ります此等の點に關しては兩先生に於ても直接間接に御同情御援助あらんことを希望致します

歐洲の戰爭は世界に大變動を與へ其終局は全く豫測し難いですけれども戰後に於て歐米各國の勢力は東洋に殺到し來り政治上經濟上の競爭が非常に劇烈となるに至る事は明かな事であります此間に處して好く東洋の平和を維持し亞細亞の大勢を振興せんと欲せば中日兩國堅く相提携し共同一致して富强文明の實を擧ぐる事に盡力する外御座いません苟も中日兩國協同一致の實を擧ぐることを得たならば獨り兩國の幸福のみならず又他の東亞に於ける各國並に各民族も共に其幸福を享受する事を得るに至りましよう

兩先生が是等の點に關して我々と望を同くし又平素盡力して居らるゝことは我々の常に敬服する所であります今後も益々御盡力あらんことを切望します

今日は折角御招待申上げましても何等の御馳走もなく萬事不行屆でありますが其點は御寬容下さいまして打ち寛いで緩々御閑話あらんことを希望致します茲に一同と共に祝杯を擧げまして兩先生の御健康を祝します

右に對し湯化龍氏左の如き謝辭を陳べ會員のために乾杯し歡を盡し午後九時散會せり

今夕東亞同文會の御鄭重なる御招待に與り茲に貴會に於ける最も有力會員諸君と一堂に相會して歡談する機會を得ましたのは實に私の最も光榮と滿足とする所にして厚く御禮を申し上げます

抑も東亞同文會は我中日兩國間に於ける最も歷史あり勢力ある團體にして中日親善なるも貴會によりて首唱せられ兩國の識者の注意を引起したであると存じますこれによりて見ても貴會の兩國間に於ける勢力は如何に偉大であるかが分ります殊に貴會によりて發行せらるゝ所の著述雜誌を見ますれば何にもよく我國の事情を貴國に紹介下され以て兩國の邦交を益々親密ならしめ我々は實に感服する外なし故に兩國が今日の如き親善になり得ましたのは貴會の努力の結果であると云ふも決して過言にあらずと信ずこれ我兩國民の共に貴會に謝せざるべからざる所であります

歐洲の戰亂は何時まで持續するか神にあらざる人間以上は預言し能はざる所である然らば如何にして我共同敵たる獨逸を屈伏せしめ早く戰局の結末を告げしめるかはこれ實に我兩國の責任であり假へ直接兵を戰場に送らざるも何等かの手段を以てこれに努力せざるべからず殊に獨逸の勢力は正に我東亞に侵入せんとすこれを防禦或は擊退せんには是非我兩國の戮力同心を要す期の如き世界の大勢を大現すれば我中日兩國は共有上の必要により て御互に誠心誠意を以て戰時戰後の世界の變局に處せざるべからず故に常に中日親善に努力せらるゝ所の貴會は今後益々御奮闘を希望して已まざる所であります今晩御厚意に預り茲に簡單に一言して謝んで謝意を表し併せて貴會の發達を祝し諸君の御健康を祝します

當日出席者左の如し

來賓

前敎育總長　湯化龍
前司法總長　林長民
隨員　陳溥賢

會員

五百木良三　井田武雄
荻野元太郎　新橋榮次郎
西村虎太郎　男爵　東郷安
伯爵　正親町實正　小川平吉
大竹貫一　大石武
加藤正義　柏原文太郎
神尾茂　谷森眞男
田中收吉　高木陸郎
田鍋安之助　佃信夫
中村順之助　中村六郎
上野岩太郎　葛生能久
群島忠次郎　山本市太郎
藤田諭一　小藤文次郎
永瀧久吉　寺尾亨
寺中猪介　足立忠八郎
森猛　關菊麿
杉浦重剛　菅原傳
鈴木恭堅

支那省

天覽

第八卷

第八卷內容

目次

第一編 總說……一—二七
第二編 都會……二八—一六〇
第三編 交通運輸及郵電……一六一—四三四
第四編 農工業及礦產……四三五—六〇二
第五編 物產及商業慣習……六〇三—七四四
第六編 商業機關……七四五—七八八
第七編 輸移入品……七八九—八三八
第八編 貨幣金融及度量衡……八三九—九七八

地圖寫眞　河南省全省(百五十萬分四色刷)外都會圖寫眞百餘

本書は本會附屬上海東亞同文書院に於て一千餘の人員と二十萬金の資とに依り十年間實地踏査をなさしめたる資料三十萬頁を基礎とし之に編纂各員の多年支那に在りて研

支那

第九卷第十一號

要目

論說　支那革新難……一—四
資料　民國五年度支那郵政狀況……五—七
　　支那紡績工場一覽表……八—一〇
雜錄　支那の門戶開放政策……一一—一七
　　在上海英國商業會議所の事業……一八—二〇
　　支那の農業(下)……二一—二六
　　支那人の支那政治論……二七—二八
　　四川の開發と鐵道……二九—三〇
彙錄　支那啓發運動……三〇—
　　米使と支那啓發……三〇—三一
事業界　支那事業界近況……三二—三四
半月史　半月間の支那重要事件……三五—三九
時報　支那最近時事要項……四〇—四三
彙報　支那關係諸報道……四四—六二

東亞同文會調查編纂部

大正七年六月一日發行(毎月一回十五日發行)

支店出張所

臺灣　基隆　臺中　嘉義　臺南
　　打狗　宜蘭　淡水　新竹
　　阿緱　臺東　花蓮港　澎湖島
內地　神戶　大阪　橫濱　東京

株式會社

臺灣銀行

（臺北）

支店出張所

支那　上海　九江　漢口　福州
　　厦門　汕頭　香港　廣東
南洋　新嘉坡　孟買　スラバヤ　スマラン　バタビヤ
歐米　倫敦　紐育

大阪商船株式會社

歐洲航路（毎月一回）
横濱、神戸、門司、新嘉坡、孟買、スエズ、ポートセツド、マルセーユ行

南米行（一年七回）
内地各港、香港、新嘉坡、ダーバン、ケープタウン、リオデジヤネイロ、サントス、ヴエノスアイレス行

北米行（毎週一回）
東廻 新嘉坡、香港、馬尼刺、基隆、上海、長崎、門司、神戸、四日市、清水、横濱、ビクトリヤ、シヤトル、タコマ行
西廻 タコマ、シヤトル、ビクトリア、横濱、神戸、門司、長崎、上海、馬尼刺、香港、新嘉坡行

濠洲行（毎月一回）
内地各港、マニラ、シドニー、メルボルン、アデレイド行

孟買行（毎月二回）
内地各港、香港、新嘉坡、古倫母、孟買行

南洋航路（毎月一回）
内地各港、基隆、厦門、香港、馬尼刺、サンダカン、タワオ、バタビヤ、サマラン、スラバヤ、マカツサ行

スマトラ海峽地線毎月四回
盤谷、瓜哇線毎月二回
甲谷陀瓜哇線毎月一回

支那、朝鮮、臺灣、浦鹽、及内地諸港行毎月數十回

目次

大正七年六月一日發行「支那」第九卷第十一號

論說

支那革新難……一——四

資料

民國五年度支那郵政狀況……五——七
支那紡績工場一覽表……八——一〇

雜錄

支那の門戸開放政策……一一——一七
在上海英國商業會議所の事業……一八——二〇
支那の農業(下)……二一——二六

彙錄

支那人の支那政治論(一)……二七——二八
四川の開發と鐵道……二九——三〇
支那啓發運動……三〇——

次

米使と支那啓發……三〇——三一

事業界

大連公司營業狀況—上—
海ホテル營業成績—
……三二——三四

支那半月史

軍政府改造—林公使の南方視察—新國會召集請願—東清鐵道幹部—濟順
鐵道契約調印祝—國務院秘書長更迭—外交次長交迭—山東煙草借款說
……三五——三九

時報

（内治外交）
總理と佛公使會見內容—五月二日閣議の內容—財政總長引籠—蔵書の進攻
（軍　事）
安徽軍輸送—福建方面の戰況
（財政借款）
外債締結取締—關稅剩餘と軍費—農商新借款—山東借款成立—各軍に軍費支給—
……四〇——四三
（經　濟）
殖邊銀行株主維持會—土布免稅標準—紡紗廠免稅—
（交　通）
濟開鐵道設費

彙報

……四四——六二

最新刊

理學士 小山一郎氏編

（內容見本進呈）

四六判洋裝全一册
紙數四百四十頁
正價金貳圓參拾錢
郵稅金拾八錢

支那に於ける鑛山の豊富なる世界列强の等しく驚嘆する所なり然かも少數を除き何れも未開の鑛山にして調査甚だ明かならざる也本書は著者が各方面の材料及實地蹈査の結果に加ふるに支那人の談話とを參照して支那各地の鑛山鑛脈の現狀と其見込とを要說して我鑛業家の實地探見に資せんとするもの〻蓋し近來快著たるべき也

工學士山口義勝氏著

採鑛學

菊判洋裝全貳冊
上卷金貳圓八拾錢
下卷金參圓七拾錢
郵稅金拾八錢

同民著

鑛床學

菊判洋裝全壹冊
正價金貳圓七拾五錢
郵稅金拾八錢

小藤神保兩理學博士松島理學士共編

鑛物字彙

菊半截洋裝全壹冊
正價金七拾五錢
郵稅金拾錢

工學博士今泉嘉一郎氏
工學博士香村小錄氏 共著
改訂

鑛山測量術

菊判洋裝全壹冊
正價金壹圓八拾錢
郵稅金拾貳錢

工學博士君島八郎氏著

測量學

菊判洋裝全壹冊
正價金壹圓八拾錢
郵稅金拾貳錢

同氏著

大測量學

菊判洋裝全二冊
正價各金貳圓參拾錢
郵稅各拾八錢

東京日本橋通
丸善株式會社
大阪心齋橋筋
京都三條通
福岡上西分町
仙台國町

大正七年六月一日

第九卷　第十一號

支那革新難（上）

一

清末革命の支那に及ぼせる影響の最も大なるものは、九百餘年の君主專制を廢棄して、共和政體を創立せしにあらずして、寧ろ家族制度を基礎とせる數千年來の支那固有制度を變更して、個人主義を基礎とする歐米最新の制度を採用せるにあり。最近二十餘年、支那官民は我明治時代の施設に倣ひ、外國より百般の制度を輸入することに努めたるに依り、之を外形より見んか非常の變化なるに相違なきも、詳かに其內容を閱し來れば、依然として舊態を改めざるもの少なからず、又其運用宜しきを失ひ、何等の好結果を擧ぐる能はざるのみならず、反つて害を世上に流せるもの多し。從ふて、外國人中支那革命は、辮髮上絹帽を戴き、襯衣上高襟を纏ふに過ずして、畢竟支那は西洋文明を利用するの能力なきものなりと批評するものあるに至れり。知らず斯の如きものは何ぞや。謂ふに支那に於ては、王朝交迭の際、數十年乃至數百年に亘る爭亂あるを常としたるもの

なれば、清朝の滅亡の後、若干年間内訌あること已むを得ざる現象にして、革新事業の速成を望むこと、反つて其當を得ざるものなるに相違なし。然れども、二十餘年の久しきを經、革新事業の尙ほ中途にあるにつきては、特殊の原因あることを見るなり。家族制度なるもの今尙ほ支那に於て重きを爲し、個人主義を基礎とする外國諸制度の實施に障碍ある少なからざること是なり。

二

儒教は氏族又は家族を基礎とし倫理を說くも、一家又は一族内に跼蹐するを以て足れりと爲すものにあらず。彼等は支那の所謂道德、即ち一家又は一族内に遵守せらるゝ規矩を擴充して、鄉黨乃至一國内に遵守せらるゝ規矩と爲し一家一族を治むる方法を以て、一國を治めんとするものにして、大學に修身、齊家、治國、平天下と說けること以て徵すべき也。孔子が仁を說き、孟子が義を論ずるより察するに、儒教先覺の眼界、決して狹隘にあらざりしことを知るに足るべし。されど、家族制度の支那に於ける勢力牢乎として拔くべからざるものあり、孝を以て百行の本とし、有ゆる道德を覆ふの傾きを馴致したるが爲め、一般人民に對し、大學に說けるが如く、遠より遠きに及ぼさんことを望み難く、動もすれば、支那道德なるもの、狹隘なる一家一族の圈内に局限せらるゝことを免れず、顏氏家訓に孝子家を安じて國を忘るゝと說くに及べること、恐らく支那社會の眞相を白狀せることなるべし、支那民間に於て、道德の行はるゝ範圍は、一家一族及一族の蔓延せりと看做さるゝ鄉黨、又は一族に擬せらるべき朋友若しくは仲間組合に止まるものゝ如し。長髮賊の亂を戡定したる曾國藩が義兵を起せる當初の目的は、一族及鄉黨を防禦するに存し、外省に、出でゝ賊を討つの意思なかりしこと、以て證詑と爲すに足るべし。一家乃至鄉黨以外のものに對する善行は、往々一家に薄ふして他人に厚きは悖德なりとの理由の下に批難せられ、反つて一家乃至鄉黨の利益の爲め行ふ惡事は寬假せらるべき傾きあり。官吏が一家扶養の爲め收賄し、子孫が父祖の病を救はんが爲め藥を盜むことを咎めず、支那小說中に現はるゝ盜賊は、孝子順孫を裝ひ、罪を免れんと圖らざるはなし。文明諸國に於ては、國法の尊重せらるゝこと論なきも支那に於ては其所謂道德、即ち一家一族内に行はるべき規矩又は慣習は、國法よりも尊重せられ、如何なる政治家も、其規矩又は慣習に反する國法を實施し難く若し兩者の間に衝突を生ずる場合には、後者を捨てゝ前者を採ることを常道とせらる、孟子に舜の父が人を殺し刑せらるゝ場合には、舜は父を負ふて海濱に遁るべしとあること、是れ也。されば、個人主義なる外國人の立場より判斷

那人を不道徳漢なりと排斥するには、當らずと雖ども支那人に公共心乏しとの攻撃に對しては、何人も之を辯護すること能はざるべし。

三

家族制度の流弊は、通常支那人をして公共心を乏しからしむるが爲め、革新事業の發達を妨害する頗る大なるものあり。試みに政治方面につき之を述べんか、支那は清末の更新と、武漢の革命とに依り、舊制度破壞し、外國制度創立せられ、科擧に依り及第したる官吏は、概ね排斥せられ、外國留學生、又は革命の功勞者之に代はりて用いられたるも、縁戚登用の弊依然として止むことなく、一人官を得れば、親戚朋友麕集し、官權を利用して私曲を營み、少しも心を政治に用ふることなく、新支那人の腐敗は、清朝官吏に譲ゆとの非難あるに至りたり、又君主專制を廢して國會を設けたるも、家族制度に慣れたる支那人は、自己又は朋黨を犧牲に供して、國家に靖獻することを知らず、博く異鄉の人と助力して國政を調理することを念はず、而して法律を尊重するの風、未だ生ずるに至らざりしかば、互に私黨を樹てゝ軋轢する宋明に於けるに異ならず、共和政體を創立してより僅かに六年、クーデターを行ふもの二回内亂に踵ぐに内亂を以てし、之が拾收困難を極むるに及べり、

纔つて經濟上の方面につき之を見んか、支那は外國に倣ひ商法を始め、鐵道、銀行、鑛山、度、量、衡等各種の法令を制定し、別に株式會社を創設し、新式の方法に依り各種の事業を經營することゝなりたるも、會社の重役は、親戚朋友を援ひて支配人以下の使用人と爲し、互に結託して私腹を肥さんことを努め、絶へて株主の利害を顧みることなく、其私腹を肥さんが爲めには、法令を破ることを意とせず、從ふて、株式會社は重役以下の魚肉となり、失敗せざるもの鮮し。間々成功せるものあるも、概ね其名を株式會社に藉り其實合股組織たるものに過ぎず、又歐米諸國の制度に模して設立したる商會、即ち商業會議所、其他種々なる組合の活動するものあるも、孰れも皆個人を基礎として築き上げたる組合にあらずして、中世時代の遺物たるギルドに、近世的色彩を加へたるものに外ならざる也。

四

家族制度が支那の革新事業を阻碍するものとせば、支那を革新せんとするには、一日も速かに家族制度を廢止せざるべからざる筈なり。而かも公共心に富める完全なる個人續出するに先だち、俄かに家族制度を廢止せんこと、亦其害少なからざるを見るなり。即ち家は制度の廢止に依り、之を基礎として建設せられ、數千年來民心を維持し來りたる

宗教及道德は、一時に瓦解すべく、而も未だ之に代はるべき新しき宗教道德行はれざるに依り、支那人民は適從する所を失ふべし。有名なる支那通コフーン氏が、「新支那にとり眞に憂ふべきものは、宗教を有せずして成長するにあり」と謂へるは、味ふべき言たらずんばあらず。又支那は古來より血族的地域團體が健全なる發達を遂げたるに依り、政府の保護全からざるに拘らず、其人民は生命財產を安固にすることを得たり。唐末亂離の際、劉長卿は中央政府の勢力地を掃へるに拘らず、地方政治の無事なるを見「落日無王事。青山在縣門」と歌ひたり。武漢革命亂後、內亂に踵ぐに內亂を以てするも、內地人民其業に安ずることを得る、正に此詩の如し。而も一朝家族制度にして廢止せられんか、血族的地域團體も亦崩壞すべく、內地人民、其生命財產を託する所なかるべし。此外家族制度を基礎とせる政治經濟各種の組織は、家族制度の廢止と共に大壞するもの多かるべく、而も之に代はるべき何等の制度確立せらるゝに至らずとせば、支那の天地は暗黑裏に葬らるべきも也。

家族制度の流弊は支那の革新を妨害すべく、而も其急遽的廢止は支那をして暗黑時代に陷らしむべしとすれば、此際支那の採るべき最良政策は如何、請ふ吾人をして之を說かしめよ

民國五年度支那郵政狀況

民國五年度に於ては、上半期は帝制問題に基く政局の動搖、紙幣兌換の停止、並に各地に戰事ありたる爲め、商工業及交通上一大打擊を受け、郵政上亦之れが惡影響を蒙りしも、下半期に至りて大局稍や平定するに及び、全國の郵務漸次好成績を示すに至れり。

民國五年間に增設されたる郵便局は一、二、三等局及び支局二十九ヶ所、郵寄代辨所二百五十八ヶ所にして、總局數は八千七百九十七所なるが、此外に特種取扱局四千五百三十七ヶ所あり、即ち左の如し。

管理局	二
一二三等郵局及支局	一、五九五
郵寄代辨所	七、一八一
合計	八、七九七

而して民國五年に於ける取扱總郵便物數は、二億五千七百四十九萬九千百七十三通にして、之れを內譯すれば

信書	一六八、〇二三、五八一
端書	二四、五三六、八五二
新聞紙及印刷物	五二、九一九、一四〇
無料郵便	四、九五二、七〇〇
民局請負信書	四、八三四、八〇〇
小包	二、二三二、一〇〇
合計	二五七、四九九、一七三

等なり、今之れを民國四年取扱物數と比較するときは、二千二百二十八萬二千四百二十二通の增加を來せり。

爲替は受入高一千五百九十六萬五千八百元にして、拂出高一千五百七十八萬七千百元、總高三千百七十五萬二千九百元に達し、前年と比較せば四百七十三萬一千五百元の增加を示せり。

民國四五年比較表

	民國四年	民國五年
郵便物數	二二六、八〇一、九二八	二五〇、四三二、二七三
書留	一四、七六一、九〇〇	一六、九七八、四〇〇
內速達	二、七五二、一九五	三、〇八二、五四四
內特殊取扱保險	二五、三三三	三五、九〇九
內特殊取扱就地	一三、六九二、六〇〇	一七、一九七、九〇〇
內特殊取扱信箱信筒信櫃	四一、九七二、七〇〇	四六、四一九、四〇〇
民國請負信書	六、三八一、五〇〇	四、八三四、八〇〇
小包	二、〇三三、三二三	二、二三三、一〇〇
合計	二三五、二一六、七五一	二五七、四九九、一七三
爲替	一三、五五二、二〇〇元 一三、四六九、二〇〇	一五、九六五、八〇〇元 一五、七八七、一〇〇

郵便線路の延長里數(支那里)は五十萬四千七百里にして、前年に比し一萬二千百里の擴張あり、之れを線路別にすれば

郵差(飛脚)線	四二一、〇〇〇里
汽船及民船線	六四、七〇〇
鐵道線	一九、〇〇〇
合計	五〇四、七〇〇

而して郵便收入は七百六十三萬四百十六元八角四分にして、前年に比し八十三萬一千八百三十六元五角八分を增し支出は七百萬四千九百三十一元八角四分（昨年六百五十五萬九千八百六十四元五角六分）にして、差別六十二萬五千四百八十五元の純益あり、前年の純益二十三萬八千七百十五元に較ぶれば約三倍を增せり。

政局の動搖、各地の戰事等ありて郵便上に幾多の防害を加へたるにも係らず、幸ひにして斯の如き好成績を擧げたり。

全局に勤務する人員は代辨人を除き、一萬七千九百六名にして之れを詳別せば左の如し。

郵務長	一六
副郵務長	一九
郵務官	一二五
郵務仕	八
郵務員	一、〇五八
郵務生	二、三九七
練習生	一、二四七
信差	四、六五六
郵差	六、五六八
雜役	一、八一二
合計	一七、九〇六

民國五年末に於ける各郵務區の郵便局數を詳別せば左の如し。

各省郵便局表

郵務區（管理局一二三等局及支局）	郵寄代辨所	其他各局
直隸 一八九	七四六	四七九

山西	三八	二七一	六一			
河南	七六	四二三	二二六			
陝西	二七	一七一	二三			
甘肅	二一	一〇〇	一八			
新疆	二一	三四	—			
東三省	二〇一	四二三	三九八			
山東	一〇四	四〇八	二六八			
四川	一一七	五五五	一八五			
湖北	八七	三〇七	二七三			
湖南	五七	三三八	一三一			
江西	七七	四二八	一六九			
江蘇	九五	三六九	四七六			
上海	六一	三六	一七七			
安徽	六九	四六四	二〇一			
浙江	六九	三二四	三六四			
福建	七二	三二五	二三九			
廣東	一三二	八九三	六〇四			
廣西	三二	二三七	八九			
雲南	四〇	一六四	一〇五			
貴州	三一	一六五	五八			
合計	一、六一六	七、一八一	四、五三七			

註、其他の各局とは内地價格表記及引換小包取扱局甲種爲替局、乙種爲替局、速達郵便取扱局、汽船便取扱局、價格表記郵便取扱局、國際小包取扱局等なり。

民國五年中に於ける取扱郵便物を各郵務區に類別せば、左の如し、單位は千にして爲替受拂の單位は千元とす、而して郵便物數及小包數は、受付、配達、並に經由せるものを含有せり。

各局郵務狀況

郵務區	郵便物數	小包數	爲替受拂
直隸	一六三、六六四	二、三六四	五、五八九
山西	二〇、九一三	三三一	四七七
河南	三二、八二七	五五六	一、四九八
陝西	一一、〇〇四	三二九	七一五
甘肅	四、二八五	一一二	三五九
新疆	一、六二四	六五〇	—
東三省	七六、八八二	一、三六六	一、九二七
山東	四三、〇五五	五八八	二、六五〇
四川	四〇、〇六四	二六一	二、一二七
湖北	四九、九九六	七〇七	二、三六二
湖南	二四、八一七	二七三	一、四七一
江西	三二、九八六	二〇一	九三〇
江蘇	七五、六九五	六七八	三、二一九
上海	九八、八六九	八六九	一、九九六
安徽	二六、二三八	三〇九	二、一五五
浙江	四二、四七〇	二三四	一、三二一
福建	二六、一五一	三七四	一、一五二
廣東	九一、四六八	二六七	六七二
廣西	一〇、九五七	九一	二三七
雲南	七、九八六	六九	五九一
貴州	五、一〇四	四三	二九七
合計	八八七、五〇四	一〇、〇三二	三一、七五二

支那紡績工場一覽表

會社名	所在地	設立年	國籍	資本金	錘數	織機數
怡和	上海	一八九五	英	一、二五〇、〇〇〇圓	七三、九五二	五八〇
楊樹浦	同	一九一三	同	一、五〇〇、〇〇〇	五五、六三二	四一六
老公茂	同	一八九五	同	八〇〇、〇〇〇	四〇、〇九六	二〇〇
東方（舊瑞化）	同	一八九五	同（舊獨逸）	一、〇〇〇、〇〇〇	五〇、七六八	二五〇（準備中）
三新	同	一八九五	支	二、一〇〇、〇〇〇弗	六五、五二〇	一、一〇六
上海第一	同	一八九〇		—	二〇、三九二	二七〇
同第二	同	一九〇八	日	二、〇〇〇、〇〇〇圓	二五、四八〇	五一〇
同第三	同	一九一六	（未だ運轉に至らず）			
恒豐	同	一八九〇	支	五〇〇、〇〇〇弗	一五、五七六	三五〇
鴻源	東浦	一八九五	獨	九五七、八〇〇圓	六一、〇五六	五〇〇
裕源	上海	一八九五	支	—	二六、九三六	二五〇
振華	同	一九〇六	同	四〇〇、〇〇〇	一三、二〇〇	—
公益	同	一九〇七	英	五三六、〇〇〇	二五、三七六	四〇〇
恒昌（舊九成）	同	一九〇七	支	二五〇、〇〇〇弗	九三九二	—
同昌	同	一九〇七	同	六〇〇、〇〇〇	一一、二〇〇	—
內外棉第三	同	一九一一		—	二〇、〇〇〇	—
同第四	同		日	—	三〇、〇〇〇	—
同第五	同			—	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇
同第七	同	一九一八	（今年中に竣成豫定）		二〇、〇〇〇	六、〇〇〇
寶豐（舊裕通）	同	一九〇〇	支	五〇〇、〇〇〇弗	一八、二〇〇	三〇〇
德大	同	一九一四	同	三〇〇、〇〇〇	一〇、三六八	

原生	同	一九一七	同（近く運轉の筈）	二〇、〇〇〇	三〇〇				
申新	同	一九一六	同	一二、二三〇	四〇〇				
裕泰	同	一九一五	同	二三、〇〇〇					
洪益	同	一九一六	同	三〇、〇〇〇					
溥源	同	一九一七	同		二〇〇				
永合	同	一九一八	日（準備中）						
同興	同	一八九六	支	二二、五〇〇					
蘇綸	蘇州	一九〇八	同	一六、〇〇〇	二〇〇				
利用	江陰	一八九七	同	六〇、〇〇〇					
大生	通州	一九〇五	同	二六、五〇〇					
同興	第二	一九一七	同	二〇、〇〇〇	二〇〇				
同興	第三	一九〇六	同	一三、二〇〇					
濟泰	常樂鎮 太倉	一八九六	同	一〇〇、〇〇〇					
業勤	無錫	一九〇六	同	二四〇、〇〇〇	二〇〇				
振新	同	一八九六	同	一五、〇〇〇					
廣勤	同	一九一六	同	七〇〇、〇〇〇					
通新（舊通益公）	杭州	一八九七	同	二〇、一六〇					
鼎惠公・蕭山		一九〇七	同	一〇、三〇〇					
裕豐	常熟支塘		同						
通久源	寧波	一八九五	同（昨年六月燒失目下新會社計畫中）	一八、〇〇〇					
和豐	同	一九〇六	同	二三、六〇〇					
湖北紡紗局	武昌	一八九四	同	一五〇、〇〇〇					
同織布局	同	一八九一	同	二四〇、〇〇〇	六〇〇				
滬口第一	同	一九一六	同	四〇、〇〇〇	五〇〇				
績成	沙市	一九一四	同	五〇、〇〇〇					
華茂公益	杉江								

慶祥	保定	同	—	一、一〇〇	—	
裕新	昭文	同	三〇〇、〇〇〇	一〇、一九三	—	
裕泰	齊東	同	—	一五、〇〇〇	—	
廣益	彰德	同	一、〇〇〇、〇〇〇兩	三二、〇〇〇	—	
魯豐第一	鹽清（設立行悩）	同	—	—	—	
同第二	濟南	一九一五	八〇〇、〇〇〇弗	一二、〇〇〇（未だ据付終らず）	—	
直隸模範	天津	一九一五	—	一〇、〇〇〇	—	
裕元	同	一九一五	二、五〇〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	—	
華新	同	一九一五	一、七五〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	—	
長沙紡績	長沙	一九一六	—	四〇、〇〇〇	—	
內外棉第六	青島	一九一七	—	二〇、〇〇〇	—	
東洋紡	上海	同	（既に一九一三年楊樹浦に敷地買入其後未だ實現に至らず）			
合計	會社數 四九	錘數 一、四五八、九二六	織機 九、一三二台（未完）			

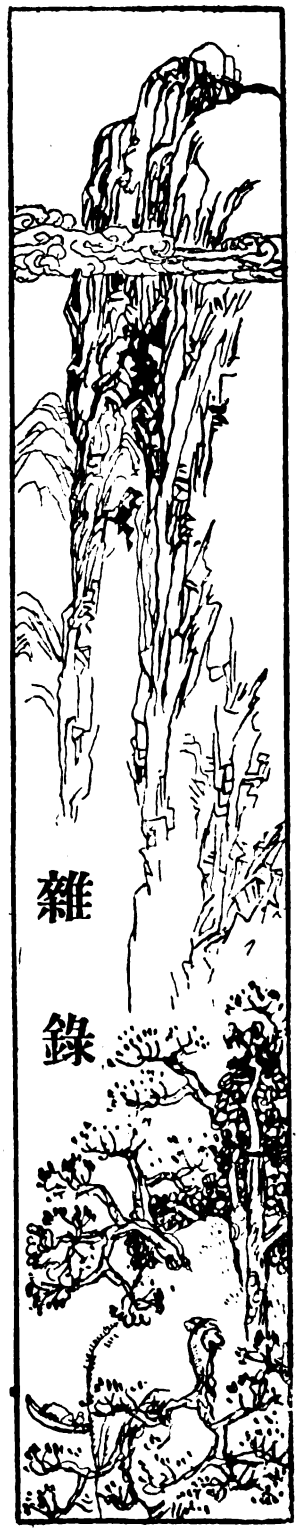

支那の門戸開放政策

ウイスコンシン大學
政治學教授　スタンレー、ケー、ホルンベック

一八九八年來の支那の形勢を顧みるに、獨逸は山東に其の根據地を得、露西亞は將に滿洲に接近せんとし、佛蘭西及び英吉利は支那の港灣を獲得し且南支に於ける讓與を分配せり、佛蘭西は雲南に其の特殊利益を享有し、英吉利は揚子江沿岸を自國の勢力範圍となすの要求幷に香港附近の地域を其特殊利益の範圍と爲すの要求を共に贏ち得たり、日本は福建省を自己掌中のものと爲せるが、唯伊太利のみは支那より其要求を拒絶されたり、亞米利加のみは何物をも要求せしことなく、且何物をも拒絶され若くは與へられたること無し。

如斯支那に於て幾多の重大事件發生せしを以て、米國は特種の事情の下に己むなく、從來の如き世界政策に對する無關心の傳統的地位に安ずる能はずして、一八九八年の未だ終らざるに、米國は、遂に、計らずも、されど最も直接に極東の政局に對して利害關係を有するに到れり、米西戰爭は同年四月に始り、巴里條約は同年十二月に成立して米國はヒリツピン群島を領有せり。

ヒリツピンの獲得と共に、共和黨の政策は、遽然として太平洋に於ける米國商業の發展に熱中するに至れり。斯くて米國は世界政治の渦中に投入し徘徊するに至れり。米國は太平洋に一の根據地を有するが故に、其の極東政策を施行して、眼前の好機を捕ふるに形勝の地位を占む。此の數年間の支那の形勢は、國際的發展に對する先見者に取りて最も注意せらるべく、且つ興味あるものなりき。商業發展

の爲めには、支那の絶好の市場たることは何人も皆知る所なり。果して然らば、吾が米國の支那に對する態度は如何。

英國及び米國政府は嘗て支那に行はれつゝありし或種の事柄に對しては、衷心よりの同情を以て、これに反對せることあり。極東の現狀、平和を破壞し、且つ其の市場を壟斷せんとするが如き運動に對して、其の理由の何たるにせよ、英國は反對すべしとは世人の期待せし所なり。英國は支那の分割に依りて寧ろ獲る所少く却つて失ふ所大なりしなり英國は支那の到る處の門戶を開放せしむることに依りて利益を得るも、門戶を閉鎖することに依りては何等利する所なきなり。英國は決して、統治の責任を隨伴すべき領土の增大を欲せざりき。英國は可及的最も自由に市場を開放せんことを望みたり。英國は極東に於て、最も多額の投資を爲し且つ最も多く商業企業を計畫せるが故に、英國の主として圖望する所は、政治的葛藤無しに、自國の貿易進展の爲めに、最大限度の廣大なる機會を確保するにありき。

然れども、英國政治家は、支那の利權爭奪の時代に逡巡し煩悶せり、而して、彼等は、所謂勢力範圍なるものと所謂開戶開放なるものとの間に板挾みとなりて狐疑せるが如し。英國政治家は其の先入的偏執によりて、對手國が爲せる侵略に對して反對する能はず、然かも終には、讓與奪取競爭の壓迫に堪へずしてこれに屈服せり。後來英國政治家が、門戶開放政策なるものは英國の利益擁護の爲めに最も望ましきものなることを決意せるの時は、英國は既に、該門戶開放政策の忠實なる擔保人としての名乘りを擧げ得べき地位を去れり。

然るに米國は斯る爭闘の渦中に投せざるが故に、極東に於ては、純潔なるレコードを有せり。門戶開放政策の支持者としての米國を、將來に對する政治的動機より斯くするものなりとするは當らず。如何なる程度まで英米兩國政府が該問題を論究し且つそれに關して、前以て兩國政府間に一致する所ありしや否やは分明ならず。支那の領土保全及び機會均等門戶開放の原則は、久しき間英米兩國の政策の共通性たりしと雖も、最近に於て、英國は遂に被告の地位に立ち、疑惑の焦點となるに至れり。故に、門戶開放主義を維持し且つ支那は分割の運命に瀕しつゝありとの假定に基ける總べての國際間の行動を排斥せんとの外交上の提議が、英國外務省の發議に懸るものに非ずして寧ろ米國國務省の提出に依るものなりとするは敢て驚くに足らざるなり。

公式に該門戶開放政策を提唱して、此の政策の中に含有せらるゝ原則を遵奉すべきことに關して、列國の同意を求めたるものは米國にして、此の門戶開放政策の內容は、商業上の機會均等を保障し、極東の平和を確保するに足るべき且つ關係諸國全體の最善の利益を增進するに足るべき積極的勢力として效力ある一の原則を、相互共同の同意にて創定せんとするにあり。

一八九八年九月及び十一月の兩度、國務卿 Hay は倫敦、巴里、伯林、聖比特斯堡、東京及び羅馬駐劄の各米國遣外使臣に對して訓令を發し、『列國が支那に於て保有する所の

領域内に於て「門戸開放」政策の實施を正式に宣言せられたき旨」の希望を、當該駐在各國政府に對して提出せしめ、列國に對して、次の如き保障を要求せり。

一、該門戸開放政策なるものは、諸國が支那に於て保有することあるべき所謂「利益的範圍」内に又は、「借地」内に於ける條約港又は既得の利益に何等干渉せざること。

二、支那現行條約稅則は、國籍の如何を問はず所謂「利益的範圍」内の各港（自由港を除く）に於て陸上げし若くは船積さるゝ一切の商品に對して適用せらるべく、且つ如斯にして賦課すべき租稅は支那政府に依りて徵收せらるべきこと。

三、該利益的範圍内に於ける何れの港に寄港する外國船舶に對しても自國の船舶よりも、多額の港稅を課せざること、及び該利益的範圍を通じて運搬さるべき他國民の商品に對しては、該範圍内に於て敷設監督若くは作業さるゝ所の鐵道の運賃は、同一の距離に於て自國民に屬する同種の商品に對して課せらるゝよりも多額ならざること。

以上の提議に對する列國の回答は順調に得られたり、尤も該覺書中の一項は意義頗る曖昧なるものあれども、數ケ國が等しく該提議は關係諸國全部によりて承認せらるゝことを條件として、該提議に贊成する旨の保留條件を附せることは決して故意に非ず、蓋し過然なりしなり。

此等の回答を接受し、比較考料せる國務卿 Hay は一九〇〇年三月二十日上述各國駐在使臣に對して訓示を發し、各駐在國政府に通告するに次の事を以てすべきを命じたり曰く、米國の提唱に懸る該宣言は列國によりて同意せられ關係列國は、此に對して略同一の行動を採り且つ、列國同意の條件を附せられたるを以て、米國は列國の同意を以て最終の而して決定的のものと思考すと。即ち國務卿 Hay は更に宣言して曰く、六列強は、支那に於ける商業上の現狀を維持し、且つ如何なる利益範圍を有するにせよ、機會の均等を破壞するが如き行動を避くべきことの相互の宣誓を爲すことに於て米國と一の協定を爲せるものなりと。

該覺書は門戸開放政策の公的基礎にして、過去十五ケ年間、支那に對して確守せられたり。注意すべきことは、該覺書なるものは、米國と他六列國個々の間の、列國間相互の、若くは列國と支那との間の條約を構成するものにあらざることこれなり。然れども、該覺書は外交上の誓言にして、右七ケ國は此の覺書に依りて門戸開放政策の原則を遵守すべきことを誓約せしめらるゝものなり。

然るに最近三年間に於ける列國の侵略なるものが支那の官吏幷に人民の精神上に與へたる影響は決して尠少に非るなり。前述の如く一八九九年十一年西太后は地方の總督及び知事に對して外國の侵入を阻止すべきことを命じたり。即ち支那政府は人民に對して「祖先傳來の家と墳墓を侵略者の殘忍なる掌中に力めて委することなからんこと」を嚴命せり。既にして、政府幷に外國人に對する不滿の聲は支那人民の間に起れり。一九〇〇年の春「Hay 國務卿覺書の

墨痕未だ乾かざるに』早くも大風は襲來せり。支那政府は人民の不平不滿の勢を巧みに利用せるが故に、騷亂は發展して、支那朝廷を攻擊せずして、却つて在支外人を攻擊するに到れり。此の團匪事件なるものは、全く支那の狀態及び近き將來に於ける支那の可能性をして紛亂沸騰の渦中に沒入せしめたり。外國公使に對する團匪の攻擊の尙熄まざりし間に、國務卿 Hay は、六月三日、自國公使に通電を發し、十一項に亘りて、次の如く宣明せしめたり曰く。

今日支那の時局危殆なる時に當り、米國の態度を決定することは適當のことなりと思惟せらる。……吾人は、支那人民との修好、適法なる商業の發展、及び亞米利加合衆國民の生命財產の保護に關して、一八五七年吾人の主唱せし所の政策を固執するものなり。……米國大統領は從前の如く、列國と同一步調を採ることを希望するものなり。……米國は、支那に永遠の安寧平和を將來し、支那の主權を尊重し領土を保全し、條約及び國際法によりて友邦諸國に對して保障されたる凡ての權利を保護し且つ世界の爲めに全支那に亘りて商業上の均等公平を保障することの解決を求めんと欲すと。

列國は各々該主義に則りて行動すべき旨の意思を表明し且通告せり。

公使館救濟の爲めに軍隊を派遣するに當りて列國は共同動作を取りたるも、北京の包圍さるゝやいなや露西亞は單獨に其の公使を引き上げしめ軍隊を撤退せしめたり。

先きに露西亞が他列國に對して、露西亞と同一行動を採るべきことを提議せるは事實なるも、其の後間もなく事實となりて現はれたるが如く、列國が斯くの如き提議に同意するを欲せざるべきは最初より明かなる所なりしなり。露西亞は將來の大望を把持せり。故に當時は支那に對して友愛的印象を與ふべき好個の機會なりき、露西亞は其軍隊の爲めに滿洲に於て爲すべき事業を有せり、即ち露西亞は團匪鎭壓の假面を被りて、武力を以て事實上滿洲を占領せり北京に殘留せる列國の軍隊は、露西亞の軍隊が北京を撤退せるに拘らず、露西亞の利益を保障するが故に、この點に於て、露西亞は二重の收獲あり、何等失ふ所なかりしなり。

一九〇一年九月七日に於ける平和議定書の調印に依りて終結せる永き間の談判中、亞米利加合衆國政府は支那の分割若くは門戶開放政策撤廢に關する凡ての提議に對して反對せり。列國の軍隊は同年九月十七日に至るまで引き續き北京を占領し、爾來各公使館區域を護衛することゝなれり、但し露西亞は此の例外にして、一九一四年其軍隊を撤退せるも、其の理由は一九〇〇年に於ける露西亞軍隊の撤退とは全く別個の理由に基くものなり。而して、列國の軍隊は一九〇二年八月まで天津に、尙其の四ヶ月後までは上海に駐屯せり。

一九〇〇年十月十六日英吉利及び獨逸は相互に支那の保全幷に門戶開放を維持し遵守すべきことを協商せり。此の事件たるや、勿論團匪の亂に依りて釀成されたる支那の情勢を背景として成立せる特殊の宣言なるも、其の趣旨とする所は一般的のものなりき。而して、該協商の條項に從ひ

該主義尊重の宣言を與へらるべきことの要求を他列國に對して通告せり。

一九〇一年の平和議定書中の條項は列國の共同承認に依り且支那の領土の保全に依りて其の目的を達したり。該議定書は十二ヶ國の代表者（支那をも含む）に依りて調印せられたり。該議定書中には圍匪事件に連累せる支那官吏の所罰幷に某々國に對する支那官憲の謝罪等の條項を含みたり該議定書の主なる條項を擧ぐれば次の如し。

支那は外國人の虐待せられたる各市府に於て五ヶ年間科擧を停止せらる。

支那は軍器の輸入を禁止せらる。

支那は列國金貨に對する相場に基き計算したる四億五千萬海關兩（約三億二千五百萬弗）の償金を支拂ふべし、右償金は一九四〇年末までに償却するを要し、海關稅收入、常關稅收入及び鹽稅收入を擔保となす。

北京に於ける各國公使館所在の區域は各國の獨占的支配權の下に置き、該區域に於ては支那人を住居せしめず、且之を防禦の狀態に置くを得せしむ、大沽砲臺幷に北京と海濱間の自由交通を阻碍し得べき諸砲臺を削平せしむ各國は北支那の諸地に常置護衛兵を置くを得。

支那に於ては諸上諭を下して公布すべし。

支那の關稅率を改訂すべし。

支那は水路改良工事を開始すべし。

而して該議定書最終の條項は、外交事務衙門たる舊總理衙門を改正し、即ち外務部となすこと及外國代表者の謁見に關する禮式を變更すべきことこれなり。

該議定書の關稅率に關する條項に準據し、上海に於て國際委員會は其必要なる改訂を行へり。

一九〇二年八月二十九日該關稅委員會は、現行輸入稅率を『現實五分稅』に引上ぐること及『從價にて徵收し來れる凡ての輸入稅は爲し得る限り速かに從量程に改正すべき』ことを協定し、最初は八ヶ國之に對して調印し、其後十九ヶ月にして、調印者に更に四ヶ國の增加を見たり。

該關稅條約調印後一週日にして、英淸通商條約は締結せられたり、（一九〇二年九月五日、所謂マッケー條約）。該條約第三條にして實現せられんか、こは、各國の貿易は支那に對して、最も重大の意義を有す、然れども、該條項は條約を以て、他列強に依りて承認せらるゝに非れば實行するを得ざるなり。即ち該條項によれば、支那は釐金及通行稅を廢止すべきことを規定せり。英吉利は此の條款を承認すると同時に『外國輸入品は、現實五分の輸入稅に加ふるに、釐金、釐金に代位すべき通行稅、及其他凡ての外國輸入品に對する課稅を廢止することより生ずる損失を償ふ爲めに、上述の輸入稅の一倍半に相當する特殊の附加稅を支拂ふべきこと』（但し此の條項は鹽、阿片及其他或る種の貨物に對して適用せず）幷に輸出稅は七分五厘以上に引上げざることに同意せり。即ち此の條項は、現行支那輸入稅率七分五厘を一割二分に引上ぐることを意味するものなり。

若し最惠國待遇を有する各國凡てが交換條件として政治的若しくは商業上の獨占的讓與を要求することなくして、

英吉利と同樣の條約を締結せしならんには、該諸協定は一九〇四年一月一日より實施さるべかりしなり。亞米利加合衆國及日本は、一九〇三年支那と締結せる通商條約に於て釐金の廢止及關稅率の引上げに關する條款を設けたり。然れども他の諸國が未だ同樣の條約を支那と締結せざるを以て、幾多の事務の簡捷を期待し得べき此等の條項も未だ實行さるゝに到らざるなり。支那は關稅政策に就いては殆んど自治權を有せざるのみならず、所謂五分稅なるものに制限せられて、支那の苦悶せるは、一八九九年の稅改正に到るまで、日本が稅率の制限によりて苦みたると趣を同じうせり。

一八九九年十一月に於ける西太后の外國の侵略を阻碍せんとする決意が一時代の終焉を劃するものなるが如く、一九〇二年一月滿洲朝廷が北京に復歸せることは一新時代の開始を意味するものなり。西太后は既に『苦がき經驗』を體得せり、支那の絕望的に積弱なること而して泰西諸國の强大なることを悉知せり。故に皇太后は西力を應用して之に對抗せんと欲し、即ち敎育によりて民力を培養し、西洋の文物制度を採用せんことを望めり。利權の讓與に關しては支那は既に飽きたり。西太后は直に其の官吏を精勵西洋の文物制度の研究に從事せしめたるも、一方外交關係に於ては、如何なる國に對しても領土的若くは力めて其他の讓與をなすことを拒絕して、國家の保全を計らんことを期せり。

極東現在の政局を了解し、且極東に於ける現時の發展の爲めに自家の見解を樹立せんとせば、須らく第一に、讓與の爭奪、第二は門戶開放政策の宣明に就いての歷史、趨勢及其の潛在的意義を記憶し、注意し、且了解せざるべからず。嘗て讓與の爭奪は熾烈を極め、支那の保全を脅威せり。支那は積極にして分割し得べしとは西洋諸國の夙に抱ける觀念なりき。一國賠償なる方法に依りて讓與を要求すればこれ列國の均勢を破るものなりとの理由を以て、他の列國の或者は、機會及勢力なる意味に於ける「勢力の均衡」を恢復し維持せんとする主旨に依り、更に利權の讓與を要求せり。或る一國に對する特殊讓與なるものは其他凡ての國の利益に對する脅威なりしが故に、他の諸國も各々特殊權が其對手國に與へられたる事實に依りて自國の被りたる損失に對する相殺として、特殊權を讓渡すべきことを欲求せり。

勢力範圍なるものゝ確定せる時に、次の如き問題は列國に對して提供されたり、曰く、諸國の勢力範圍內に於ける吾人の利益に對する其諸國の態度如何而して吾が勢力範圍內に於ける他の諸國の利益に對する吾人の態度如何？と。

亞米利加合衆國は勢力範圍なるものを有せざるが故に該問題全體に對する原則的解答を得たり、即ち凡ての國の通商上の機會に就きて其門戶を開放し、支那の保全を尊重すべきことの誓約これなり。讓與の許諾によりて一新局面を創造したるが、此の狀態を承認することを條件としての門戶開放の協定なるものは、現狀の下に於て、諸國共通の權利及機會を確定せんことを企てたるものなり。かの平和議定書は此の新局面を保障するものにして、爾後此の狀態を維持し尊重するは列國の希望なりと解せられたり。亞米利

加合衆國、英吉利、及獨逸等の諸國は特に該協定の精神幷に規定を尊重したるも、他の諸國例へば、佛蘭西は稍々、露西亞は更に少しく、而して、日本は最も著しく、忠實に該協定の精神及條項を尊重し且支那の現狀を維持せんとする希望とは、如何なる說明を以てするも到底兩立し難き方針の下に活動せり。

滿洲に於ける露西亞の活動は直に其の所期を裏切りたり日露媾和條約は事實上に於て政治的幷に地理的の均勢を變化せしめたるも斯くて新狀態は現出せり。新に創造せられたる其の狀態を維持せんが爲めに新しき誓約はなされたり次の十ヶ年內に於ける滿洲に於ける日本の活躍は更に均勢を破壞せり。一九一四年日本が山東省の獨逸領を占領せることによりて局面は一層變更せられたり。而して最後に、一九一五年一月の日本の對支要求及支那が日本に讓渡すべく餘儀なくせられたる特殊權及讓與の許諾は、勢力の均衡を根本より覆滅せるものにして、且此の日本の行動によりて挑發せられたる列國は、現歐洲戰終息後利權を要求する全的可能性を有することを暗示するものなり、斯くて一八九五年より一八九八年に到る時代と同樣なる國際的投機疑惑、競爭、而して其結果たる發展飛躍の狀態を顯現するに至らんとす。

日本が滿洲に於て遂行せる商業的征服及び一九一四年八月以來日本の對支政策を顯著ならしめたる軍事上幷に外交上の侵略を觀するに、一八九九年、一九〇〇年及一九〇一年の支那の門戶開放幷びに支那の保全に關する諸條約は、少くとも所謂『一葉の紙片』(Scraps of paper) に化しつつありと謂ふも過言に非るなり。

(Contemporary Politics in the Far East.)

在上海英國商業會議所の事業

上海に於ける英國商業會議所は、其の年次總會を四月十一日上海パレスホテルに開き、ジョン、ジョンストン氏議長席に就き、輔佐役としてハワード、リチャード、ジラーデット、リットル、フォックス（商務官）マクレー、バーキル、シムス、ハンフレー、マッケー（委員）バーニップ（書記長）の諸氏列席せり、書記長開會の趣意書を朗讀したる後、議長は事業及び會計報告の可決を提議して、次の如く述べたり。

諸君、昨年度の事業報告、會計決算報告は本月の月報に掲載し、又別冊として之を會員諸君に配布したるが、例年よりも稍遲延したるを遺憾とす、されども凡て簡單なるものなれば、既に諸君に於て讀了せられたるものとして玆には單に二三の點に就て說明を試みむとす。

會計　昨年度の收支に於て一、九九一兩三八の缺損を生じたるが、是は主として事務の增加が書記役員の增加を必要としたるに基くものなり。

郵便切手代は一昨年度に於ては七〇弗三三仙なりしが、昨年度に於ては一七四弗一三仙に增加したり、昨年度中に發送したる書翰は、合計一四、六八六通にして、一昨年度に於ては六、〇二三通なりき、此の外昨年中に會員に廻付したる廻狀は、其前二ヶ年の合計の二倍に達し、其他の書翰數は一昨年に比し約一千通の增加を見たり。

發信數の多少は直ちに以て、會議所活動の尺度と見るを得ざれども、又以て本會議所が眠れるに非ざることを證せむ。

會員數　昨年末現在登錄會員數は合計二六二名にして其內二三八名は通常會員、二四名は準會員なり、同年中の增加は十名とす。

出版物　英文の月報は現在發行部數八百五十にして、其收支は小祇の缺損を示し居れども、支那文半月報は、每號一萬三千五部にして、會議所に取りて二六五兩の財源となれり、此兩出版物は、何れも著しき增加を示し、英文月報の收支相償ふことは期すべからずと雖、支那文半月報は唯に支那に於ける英國商業利益增進に資するのみならず、其收支のバランスは常に貸方に現はれ居れり。

語學校　語學校は非常なる効果を擧げたるが、其はホプキンス・リース博士に負ふ所のものにして、吾人は之に對し賞讚の辭を呑まざるなり。

存學中の生徒は三科を通じて五十八名に上り、授與したる修業證書の數は四十二枚にして、其內十七枚は初等科、十八枚は中等科、七枚は高等科なり。

學校經營に關する事務も、亦顯著なるものなりしが、學校の收入は經費の一部を支辨して尙餘裕ありたり。

支那語の知識の價値は、玆に贅言を要せず、而して我政府は夙に支那語の必要を認め、此語學に相當熟達せる者を

利用しつゝあり。

商業會議所の增設　昨年中に增設せられたるは、哈爾賓、奉天、鎭江、重慶、厦門の五ヶ處にして、其他にも尙數ヶ所目下建設中なり、支那に於ける英國商業會議所の現在の數は十五にして、其の總ては當會議所と聯絡を保てり、此等會議所の多數は、最初は小規模に建設せられ、又邊鄙なる開港場に於ては、纔かに會議所を組織するに足る數の英國人ありたる處もありたれど、此等の會議所の表を通覽するに、各會議所は、夙に英國貿易上の利益に關し、互に聯絡を保ちて、協同の行動を取るの必要を感じたるを察すべし。

經營事業　余は翻て今本會議所が昨年中實際に營みたる事業に就て說明をなさん、此の如き會同に於て、會議所が一年中に實行したる事業の詳細に涉りて、諸君に十分了解せらるべき陳述をなさむは至難の業たり、吾人は各種の事業に指を染めたるが、未だ其結果の十分判明せざる時に當りて、是が効能を說くこと能はず、例へば本會議所は昨年初期、本國政府より支那人間に英國の敎育施設を行ひ、又英人間に敎育程度の向上を計りて、以て支那に於ける英國の勢力增進策となすの見込みに關する諮詢を受けたり、依て本會議所は多大の時間を費し、此の問題を研究し、委員は上海及び其他の地方に於て、最高權威を有せる敎育家と諮りて、本國政府へ或る建議をなしたり、而かも其後本國に於ては、此の建議は如何に取扱かはれたるかは、何等の消息に接せず、從て今諸君の前に於て、右の研究に費されたる時間と勞力が、如何なる効能を發揮したるかを、具體的に發表すること能はず、されど其勞力と時間との消費とが、意義ありたるや否やは、尙今後將來に於て之を斷ずべきなり。

戰時中の貿易　本會議所委員は、此の戰時狀態の下に、對支輸出入貿易の維持の爲め、百方策を講じ、而して本會の努力は、必しも常に期待したる成功を贏ち得ること能はざりしが、余は此結果たる、斷じて會議所が熱心と努力とを缺きたるが爲にあらざることを言明して憚らず、對支貿易の爲めに、船腹供給增加の必要は、屢本國政府に之を訴へ手を盡して各方面に運動する所ありたれども、現下の狀態に於ては、此希望を達する能はずして、支那よりの輸出に大障礙を與へつつあり。

一九一六年には、支那に於て英國製品博覽會開催の計畫ありて、本計畫實行の能否を研究すべく、委員會を設けたり、而して本國に於ける數ヶ處の主要生產地の商業會議所の意見を質したるに、其意向は此の如き計畫は、現戰爭終結後に非ざれば、船腹調達難の爲め、其實行不能なるべしと謂ふに歸したり、かくて此必要なる計畫も、當分は實行不能となりたり。

內地稅及關稅問題　內地課稅及び關稅改正の問題は、從來委員會が多大の注意を拂ひ、且現に尙拂ひつつある所のものなり、內地課稅に關しては、委員會は北京に對し、通過稅の改革を建言したり、關稅改正に就きて、余の滿足とする所は、英國代表者が會議所委員の意見に全然合

致したる行動を執りつつあることこれなり、而して余は會議所委員の勤勞と忠言は、英國代表者の兩氏に多大の便宜を供したりしことと信ず、關稅改正の實行に就て、吾人は關係列國の代表者が、疲弊せる支那政府を、速かに救援し得る方法を案出せむことを熱望す、道途傳ふる所に據れば關係十五個國中十四個國迄は、此の如き救援を與ふべき或種の案に贊成せるが、獨り日本のみ此案に反對せりとの事なるが、余は其の理否を茲に問はむとするに非ず、余は唯吾が委員が結局各國代表者間の何れにも、滿足なる協定の速かに成立せむことを衷心希望せるの情を述ぶるのみなり。

戰後の貿易　戰後の貿易なる問題は、吾人が現在の地位を支那に占むる限りは、戰爭終局後直ちに着手すべき多くの件に關し、外務省に建議をなせり、此の種の他の問題中にも、戰後に於ける現敵國との商業は、注意して研究せる所たり、當地一流の實業家中の多數の人の、此問題に關する所見に基き、本會議所委員は、通牒を倫敦に發したり、戰前獨人の手中に在りたる、マンチエスター及びブラットフヲートとの貿易は、當地に在る英商の手に全部之を奪回し得とせらるれども、而かも戰後再び獨逸各商人の割込を制するには、幾分法律の制定を必要とすべし、戰後の貿易なる問題に關聯して、吾人の希望する所は、從前支那に住したるが、戰爭に參加する爲め歸國したる英人の、戰後の直ちに再び支那へ渡來せむこと是なり、されば若し或る商社にして、特に或る人の歸還を希望せる向あれば、其人名を會議所書記長迄届出ありたく、其上は本會議所に於て其如何にし得べきかを研究すべし。

諸君、既に先程も述べたる如く、本會議所のなしたる事業に就て、其全部を述ぶることは困難なり、されど本會議所委員は、常に支那に於ける英國の利權を念頭に置き、着々之が增進を圖り、此の廣大なる局面に於ける英國貿易の繁榮を保障する爲、多大の勞力をなしたりと云ふは過言に非ず。

吾人の努力の結果は、直ちに明白となるものに非ず、各種事件に對する處置の當否は、唯時の解決を待つのみなり今其結果が如何に現はるべきかは問はず、唯茲に余の斷言し得るは、商務局及外務省が、一九一六年十月の日附を以て、一九一七年に發表したる、其報告中に「在外英國商業會議所の意見は信憑するに足らず、蓋し會議所の委員は各自の利益のみに沒頭するが故なるべし」とありたるは、之に關係ある吾人、並に他の在外商業會議所の多數は、此の言を有難き侮辱以上として聞くこと是れなり、此の如き言は何の據る所ありてなされたるが、實に奇怪なることにして、是れ却つて當局の無智にして、如何なる事情の下に、吾が會議所が働きつゝあるかを解せざることを證明するものと謂ふべし。

會費の增徵　會議所規則第二條を修正し、各會員の會費を三十兩より六十兩に增加する件に就て、議長は本會議所事業は、既に說明したるが如く昨年に於て甚しく膨脹し、爲めに經費の增加を來し、收支償はざるに至りたることを指摘し、本會議所が現に營みつゝある事業に鑑みて、六十兩なる金額を要求するの不當に非ざることを說きたり議論ありしも結局可決せり。

支那の農業（下）

テイー、アール、ゼーニンガン
(T. R. Jenningan)

四、各種農產物狀況
（一）概括、（二）黍粟、（三）茶、（四）棉花（以上前號）
（五）木材及果樹
五、農業と交通との關係
（一）鐵道の發達は農業進步の要件、（二）內地交通路の不備と農業、（三）農耕運搬用其他の家畜
六、支那農業の現情
（一）總說、（二）農地の分配と支那の農場、（三）農具
（四）農村生活、（五）肥料、（六）支那農業の前途有望

（五）木材

支那の如き大國が、建築其他工業用の木材を、自給すること能はず、之を海外の輸入に倚らざる可からざるは、洵に不思議の現象と謂ふべし。實際外人の支那內地を旅行するものは、其所謂森林と稱し得べき程のものは、何處にも之を目擊することなかるべく、唯湖南、福建、貴州の三省にのみ、多少の樹林を見るを得べし、即ち支那人は全國を通じて、古來より濫伐の弊に陷り來りしを以つて、木材として利用し得べき程の樹木は、今や既に到處殆ど其形を認むる能はざるに至れり、加之支那人は此點に就き、毫も將來に備ふるの觀念を有せざるが故に、濫伐防止、又は植林の如き計畫あるを見ざるなり。

是を以つて、在支外人は勿論、支那人と雖も、家屋を建築し又は、其他木材の使用を必要とする工業に從事せむとするときは、之を內地に求むること能はず、必ずや高き代價と運賃とを支拂ひて、之を遠隔なる海外より輸入せざるべからず。加之內地に於ては、燃料用の木材さへも、之を十分に供給すること能はず、而も政府は此窮狀に對し、毫も施設する所なく、依然濫伐に委しつゝあり。數年前農商工部總長は、其林野局の官吏を採用するに當り、深く此點に留意し、其志望者の資格要件として、從來の古典的論文に代ふるに、造林に關する智識を以つてせりと云ふ、而して之の如きは即ち、支那產業の實際に鑑み、頗る機宜に適する良策なりと云ふべく、若之を實際に應用して、森林經營の實施に着手せむか、昔時森林鬱蒼し、今は荒寥たる禿山と化したる、廣大なる丘陵地は、數年ならずして、好個の山林となり、幾多有用の木材を供給し得べきに至らむ。是れを日本の實例に徵するに、十數年前迄は日本も亦過去の濫伐の結果到る處禿山多かりしが、政府は銳意植林の經

營と監督とに腐心せしを以つて、今や往年の禿山盡く化して森林鬱蒼たるに至れり、例へば之を箱根に就きて見るも余が數年前宮の下に避暑せる頃は、湖邊より宮の下に到る道路の兩側に在る丘陵は、盡く禿山なりしが、今や即ち樹木繁茂するが如し。故に若し、支那政府にして、此點に留意して、植林經營に着手せむか、啻に國民に對して多様の便益を供するのみならず、更に國土の風光を明媚ならしむることを得べし。

以上の如く支那には木材用樹木を產出せずと雖も、其以外に製造工業用に適する樹木の產出多し、其重なるものは護謨樹、漆樹、南京櫨、（樹脂樹）黃櫨、樟腦、ソープ樹（無患子屬の一種にして石鹼製造に用ふ）棕櫚等にして、此外養蠶盛なる地方には桑を產すること多し。桑は蠶の飼養に必要なる植物にして此以外に養蠶の代用植物なく、且支那輸出品の大宗たる生絲は、即ち此蠶の繭より製造するものなるを以つて、此等地方に於ては桑植の栽培に對し、特に意を用ふるものとす。

此外前述せるが如く、支那には果樹の栽培さるるもの其種類頗る多く、就中、桃、梨、杏、林檎、梅、橙（石南科の喬木）柑類棗、バナナ、リチ、パインアプル、檬果樹、葡萄、栗、胡桃柿、ラッシュオレンジ、及び枇杷等を重なるものとす。

五　農業と交通との關係

（一）鐵道の發達は農業進步の要件

支那現在の既設鐵道延長は、僅に六、四六七哩にして、之を一八五〇年の合衆國鐵道哩數に比するも、猶三千哩少く、現時に比して少きこと實に二十四萬哩、更に之を其領土の面積に比して考ふるときは、其延長の極めて小なるを知り得べし。然れども此比較的少なる鐵道が、今日國內產業の全般に對し幾多の利益を供し、公衆に對して多大の便益を與へつゝあるは、支那人の均しく認むる所なるべく、即ち支那に於ては近傍數省が凶作に苦み、隔遠せる他省が豐作なるは、屢起る事象なるが、此の如き場合に於ても、鐵道開通以來、其迅速なる運搬方便に依りて、昔日の如き飢饉の慘害を免れ來れること、一再に止らざるべし、故に今後鐵道更に發達し、各省悉く鐵道に依りて連絡さるゝに至らむか、近年屢外人の同情と救濟とを喚起したるが如き飢饉の災害は、恐らく其跡を絕つに至るべし。即ち若鐵道にして支那の面積に相當する程度に發達せむか、支那人は古來屢遭遇し來りしが如き飢餓の災害を、永遠に免れ得べく、爲に農民を滿載して、其農產物の產額を倍加し得べきは疑を容れざる所なりとす。

然るに政府は勿論國民に到る迄、均しく鐵道の敷設を奬勵せしことなく、孰れも未だ其必要を自覺せざるものの如し、而して支那官民は一方に於て、此の如く鐵道敷設に對して常に冷淡なる態度を持し、時に或は積極的妨害的態度に出づるにも拘はらず、他方に於て其國內には近世文明國の有するが如き道路は勿論、所謂道路と稱し得べきものさへ之れ無きの事實を知悉するの矛盾は、吾人の之を解するに苦む。

（二）內地交通路の不備と農業

支那人は古來より國內交通路の修築に關し、常に注意を拂はざりしものにして、之が爲に現今は勿論、古來如何なる時代に於ても、國內到る處に馬車を駛らせ得たるが如き時あるを知らず。而して支那內地水路の利便は、他國に其比を見ざる所なりと雖も、之れ凡べて自然的條件の然らしむる所にして、支那人は古來より旅行運搬等に關し、交通の便宜を目的とする、何等の施設をも行へることあるを見ず、從つて農產物其他の商品は、孰れも小車又は馬背に倚りて、一地方より他地方に運搬せられ、水運ある地に到るに及び、此處より民船に積みて各地に漕運するを例とせり。

(三)農耕運搬用其他の家畜

農耕運搬用に使用する家畜は、馬、騾馬、驢馬、水牛、等にして、食用家畜は、豚、山羊、羊、鷄、七面鳥、鵞、鴨等を主なるものとす、駱駝も亦運搬用に使用さるれども、之を用ふるは專ら北部地方に限らる。馬(小馬)の良種を產する地方は、四川、貴州、二省地方なれども、內地使用の馬は主として、蒙古より移入せらる。騾馬の優良なるは北支地方に多く、北京に旅行するものは、北京馬車に使用さるゝ騾馬の、優良なるを目擊するを得べし、但此馬車は構造外觀共に美麗なれども、乘心地極めて惡し。

六　支那農業の現情

(一)總稅

支那農業の現況を述ぶるに當り、其農園の情況、農具、農民生活及び肥料の大體を說明せむ。

ブリーステッド敎授(Prof Breasted)は、曾て其著古代史論(History of the Early world)に於て、ナイル河沿岸地方の旅行中に得たる感想を敘して曰へり、「此等地方に終日營々として勞作する農夫を目擊するときは、其六千年前の祖先と、全然同一の方法を以つて耕作するが如き、感なき能はず」と、而して支那傳說の所謂神農氏を發明せしも亦、今を距る約六千年前の事蹟にして、而もブ敎授がナイル地方に目擊して、說明する所の農具も亦、神農の發明して、其國人に傳へたる犁と、大體の構造に於て異ることなし、然らば支那現時の農民も亦、六千年以前の農具を用ひ其方法を墨守して今日の農業を營むものにして、是れ全く東洋人に特有なる舊慣が、暴君的威力を以つて、數千年來之を拘束し來り、今猶依然之を支配するが故なりと謂ふべし。

(二)農地の分配と支那の農場

支那の農園に關し、歐米諸國の住民が、明確に了解し得るが如き說明を爲すことは、極めて困難の事たり、蓋支那農園は、歐米諸國の農園と全然其趣を異にするものにして其間毫も類似する所なければなり。即ち支那の農園は概して歐米の園圃に相當するものにして、時としては園圃の一部と云ふを以つて當れりとす、從つて支那の農民は歐米の園圃勞働者に相當するものにして、其農業方法は粗放式に非ずして、寧ろ集約的なりと云ふを適當とす、蓋彼等にして自作農たるものは極めて少く、多くは從屬的農夫なるが

故に、歐米の所謂農民とは、全く其意義を異にするを以つてなり。

而して支那に在りても、國境に近き諸省及び北方には、大農場の存するは事實なれども、概して云へば農地の分配極めて小にして、此點は合衆國農務省が嘗て發表せし、支那の農業に關する報告書中に、說明せる所なり、即ち其一節に曰く。

「廣東省に於ては、1/6エーカーの收穫を以つて、一人を支持し得べく、五人家族にして二エーカーを所有するものは、其所得に依り、徒手して生活するを得べし、而して七エーカーの地主は資產家階級に數へられ、且、大地主中一百エーカーの土地を有するもの極めて稀なり。更に北支に於ては土地南方の如く肥沃ならず、加ふるに其一般享樂の程度後者よりも高きが故に、地主の所有する面積亦大なりと雖も、一戶六七人の家族は優に三エーカーの所得に倚りて生活を支持し得べく、若し五エーカーを有するときは、相當の享樂を得べし、但玆に享樂とは即ち、最少限度の生活資料に滿足する、下層社界の所謂享樂なりと知るべし」。

更に支那農業の集約的組織は、之を合衆國の現狀に對比するに依りて、明確に理解し得べし。即ち若も紐育州に於ける現在の耕地が、支那の農地と同一割合の生產額を有し且合衆國の消費の割合が、支那人と同一なりと假定せば、紐育州一州の農產物を以つて、優に合衆國の全人口を支持し得べく、從つて此割合を以つて推すときは、合衆國全體の耕地を以つて（勿論此場合には氣候等の影響に因る、生產力の減退を考慮の中に入るるも）優に十四億以上の人口を支持するを得べし、是れ正しく世界の全人口に相當するものなり。而して若も合衆國農民にして、集約的農業の原理を應用し、之を補助するに進步せる機械力を以てせば合衆國の農產物を以つて、能く世界の現人口よりも更に多くの人口を支持することを得べけむ。

（三）農具

支那の農夫が現に土地の耕耘に用ふる農具は、前述せるが如く、其構造極めて簡單にして、數千年來改良變更を加ふることなく、使用し來れるものなり。其犁は犁頭の外全部木造のものにして、犁頭は其下部の水平に附着し、地下五吋の深さに耕す、而して全體の構造極めて簡單粗雜なるが故に、之を一見するときは、恰も其發明者が、農業勞働者にして、耕耘に疲れたる結果、牛の助力を借らむと欲し其鍬を橫木に縛し、橫木の一端に牛を繫ぎ、自ら他端を把りて、其方向を定めたるものゝ如く、且彼は其勞力を省き得たるを喜ぶの餘り、更に之を改良するを思はず、僅かに鍬の刃を尖銳にして、犁頭となし、橫木を曲げて心棒と把手とに區別せるに過ぎざるが如く思はる。

耙は重き木片に一列の丈夫なる木製の齒を打ち付け、之に其方向を定むべき棒木を取り付けたるか、又は三角形に構立てたる機具の一方に一列の鐵齒を付し、御者が之を泥中に沈むるが爲に、其棒木上に上るが如くなしたる簡單なる機具なり。

而して上述の犂及耙は米田の耕耘に用ひらるゝものにして、乾燥脆弱なる畑地に於ては、刃幅大にして重き鍬を用ふ、而して其鍬の刃は大部木製にして、尖端のみ鐵製のものと、全部鐵製のものとあり。

此外に支那農夫の使用する農具は其種類多からず、即ち上記の外、鶴嘴鋤、竹製熊手、大鎌に代用せらるゝ鉈鎌刈込鋏及び草刈鎌等あるのみ。又作物を刈り集め、之より種子を打ち落すには、通常打禾棒(連枷)を用ひて打ち落し、又は之を牛に踏ましむ、而して穀物を籾殻より分離するが爲に用ふる篩別機は、實際歐米の專賣機械を模倣せるものにして、風の吹く時は、小形の手繰篩別機を回轉して篩別するを常とす。

以上諸種の農具は種々の點に於て、支那固有の農業方法に適するものたるは、疑を容れざる所なりと雖も、孰れも土地の生產力を十分に開發すること能はざるべし、蓋、此等の農具を以つてしては、土地を耕耘して、植物の成育を助くるに適當なる條件を、作出すること能はざるを以つてなり。

(四)農村生活

支那の農夫は歐米の意味に於ける農夫に非ずと雖も、其固有の農業方法には、頗る成功せるものにして、此點は歐米農夫の到底企及し得べからざる所なりと云ふべし。即ち其方法は園丁のそれの如しと雖も、彼等は其小なる土地より、最少の勞力を用ひて、最大の所得を收むるものにして其農事に通ずること極めて明るく、恰もヴアージル農事詩書を細心研究せるが如く、栽培すべき作物の種類、播種植付の時期、肥料、穀物の貯藏方法等盡く暗じて誤る所なし。

農屋は農場の中に位し、幅十四呎長さ二十四呎前後、數呎の翼屋を附す。農夫は此内に生れて此内に死し、一生涯故郷を去ることなし。時としては一家十五人乃至二十人の大家族を有することありて、此外に猶牛一頭、豚、山羊、番犬等の家畜も亦、此構内に飼養せらるゝこと多し。而して此家族の全體は、只空しく生活するものにあらずして、孰れも皆相當の仕事を有し、常に之に從事す、即ち家族は盡く勞働し、自ら生產せる收穫は悉く之を利用し、廢物は凡べて之を土地に還元するものなり。

此等家族は通常小なる農地を所有し、之に對し其生產額を標準として定められたる、一定の租稅を政府に納むるものにして、而も此租稅にして適當に納付せらるゝ間は、政府は又彼等に干涉して之を苦むることなし。而して一地方には地保と稱する官吏ありて、其管轄區域内の農民を監督し租稅の納付及び、其他農民に關する一切の事項に就き收稅官に對して責任を負ふ。

曾て一農夫の言に聞くに、彼は三人の妻、一人の養母七人の子女を有するが故に、其耕作には自ら何等の勞働を要せずと雖も家計頗る豊にして、餘財を蓄へ得べき見込ありと即ち彼の一家は悉く勞働者にして、女子は土地を耕じ、子女は播種し、其後の耕作栽培收穫にも自ら勞作するの必要なく彼は只全體を監督して、指導するのみなり。

(五)肥料

植付の前後に於て用ひらるる肥料は各方面より之を集むるものにして、施肥に一定の時期なく常に之を行ふ。即ち市街地村邑の糞便及び、路傍到る處に在る原始的便所の溜物は、悉く之を貯藏して使用せられ、爲に外人をして惡臭に堪えざらしむる所なるが、支那人は此糞便を集むるが爲に、壺、バン、其他の破損せる容器を場所を、顧みず備へ付けるものにして、此點に關しては歐米の作法を顧慮する所なし、而して此糞便は、之に水を加へ、朝夕常に柄杓を以つて桶より植物に灌ぐ。其他農夫は河、溝、タンクの泥を集め、或は道路の塵芥、理髮屋の毛髮又は紙屑等を集めて肥料となすものにして、支那人は實に「世に廢物なし」てふ格言の實行者たるなり。

（六）支那農業の前途有望

世人多く支那の鑛產の豐富を稱揚し、其開發に因り支那は一躍富國に位す可きを言ふ、然れども支那の廣大なる土地にして、一度歐米新式の農業方法に依りて耕作せられむか、其農業の發達に因り富國たり得べきこと、敢て鑛業の發達に讓らざるものある可し。（完）

寄贈品交換書目錄

新著書界　紡織時報
人工絲　商工月報
大日本紡績聯合會會報
商標公報
實用新案公報
大陸公報
四伯利亞經濟狀態（ト）日露貿易資料（ト）露國ト外國貿易一覽
特許公報
通商公報
朝鮮教育會雜誌
京都法學會雜誌
滿蒙實業會報
滿蒙經濟事情
大日本百科大辭典
滿洲研究叢書
朝鮮教育會報
朝鮮月報
東洋經濟新報
帝國鐵道協會會報
貿易協會報
滿蒙實業叢書
商業と資料
飛行場建設ニ關スル時局對策及ビ財政ノ概要
日華實業協會報
丸善株式會社
古島印刷所
農商務省商品陳列所
特許局
木浦商業會議所
熊本海外協會
農商務省山林局
特許局
興亞技術同志會
南滿洲鐵道株式會社
南滿洲鐵道株式會社
特許局
外務省通商局
朝鮮總督府
京都帝國大學
大連商業會議所
關東都督府民政部
朝鮮總督府
寄島實業協會
名古屋商業會議所
日本貿易協會
支那北京其他
大連商業會議所
總務部調査部
小倉文吉誌
其他
其他
其他

五四〇三　一〇三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四〇六　一〇六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四〇七　一〇七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四〇八　一〇八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四〇九　一〇九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四一〇　一一〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四一一　一一一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四一二　一一二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四一三　一一三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四一四　一一四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四一五　一一五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四一六　一一六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四一七　一一七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四一八　一一八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四一九　一一九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四二〇　一二〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四二一　一二一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四二二　一二二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四二三　一二三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四二四　一二四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四二五　一二五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四二六　一二六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四二七　一二七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四二八　一二八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四二九　一二九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四三〇　一三〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四三一　一三一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四三二　一三二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四三三　一三三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四三四　一三四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四三五　一三五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四三六　一三六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四三七　一三七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四三八　一三八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四三九　一三九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四四〇　一四〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四四一　一四一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四四二　一四二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四四三　一四三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四四四　一四四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四四五　一四五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四四六　一四六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四四七　一四七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四四八　一四八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四四九　一四九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四五〇　一五〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四五一　一五一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四五二　一五二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四五三　一五三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四五四　一五四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四五五　一五五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四五六　一五六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四五七　一五七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四五八　一五八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四五九　一五九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四六〇　一六〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四六一　一六一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四六二　一六二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四六三　一六三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四六四　一六四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四六五　一六五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四六六　一六六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四六七　一六七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四六八　一六八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四六九　一六九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四七〇　一七〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四七一　一七一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四七二　一七二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四七三　一七三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四七四　一七四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四七五　一七五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四七六　一七六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四七七　一七七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四七八　一七八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四七九　一七九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四八〇　一八〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四八一　一八一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四八二　一八二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四八三　一八三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四八四　一八四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四八五　一八五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四八六　一八六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四八七　一八七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四八八　一八八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四八九　一八九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四九〇　一九〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四九一　一九一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四九二　一九二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四九三　一九三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四九四　一九四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四九五　一九五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四九六　一九六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四九七　一九七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四九八　一九八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五四九九　一九九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五〇〇　二〇〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五〇一　二〇一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五〇二　二〇二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五〇三　二〇三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五〇四　二〇四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五〇五　二〇五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五〇六　二〇六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五〇七　二〇七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五〇八　二〇八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五〇九　二〇九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五一〇　二一〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五一一　二一一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五一二　二一二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五一三　二一三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五一四　二一四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五一五　二一五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五一六　二一六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五一七　二一七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五一八　二一八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五一九　二一九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五二〇　二二〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五二一　二二一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五二二　二二二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五二三　二二三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五二四　二二四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五二五　二二五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五二六　二二六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五二七　二二七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五二八　二二八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五二九　二二九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五三〇　二三〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五三一　二三一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五三二　二三二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五三三　二三三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五三四　二三四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五三五　二三五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五三六　二三六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五三七　二三七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五三八　二三八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五三九　二三九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五四〇　二四〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五四一　二四一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五四二　二四二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五四三　二四三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五四四　二四四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五四五　二四五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五四六　二四六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五四七　二四七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五四八　二四八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五四九　二四九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五五〇　二五〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五五一　二五一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五五二　二五二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五五三　二五三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五五四　二五四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五五五　二五五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五五六　二五六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五五七　二五七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五五八　二五八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五五九　二五九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五六〇　二六〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五六一　二六一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五六二　二六二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五六三　二六三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五六四　二六四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五六五　二六五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五六六　二六六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五六七　二六七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五六八　二六八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五六九　二六九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五七〇　二七〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五七一　二七一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五七二　二七二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五七三　二七三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五七四　二七四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五七五　二七五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五七六　二七六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五七七　二七七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五七八　二七八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五七九　二七九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五八〇　二八〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五八一　二八一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五八二　二八二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五八三　二八三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五八四　二八四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五八五　二八五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五八六　二八六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五八七　二八七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五八八　二八八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五八九　二八九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五九〇　二九〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五九一　二九一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五九二　二九二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五九三　二九三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五九四　二九四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五九五　二九五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五九六　二九六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五九七　二九七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五九八　二九八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五五九九　二九九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六〇〇　三〇〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六〇一　三〇一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六〇二　三〇二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六〇三　三〇三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六〇四　三〇四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六〇五　三〇五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六〇六　三〇六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六〇七　三〇七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六〇八　三〇八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六〇九　三〇九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六一〇　三一〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六一一　三一一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六一二　三一二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六一三　三一三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六一四　三一四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六一五　三一五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六一六　三一六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六一七　三一七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六一八　三一八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六一九　三一九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六二〇　三二〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六二一　三二一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六二二　三二二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六二三　三二三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六二四　三二四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六二五　三二五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六二六　三二六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六二七　三二七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六二八　三二八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六二九　三二九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六三〇　三三〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六三一　三三一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六三二　三三二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六三三　三三三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六三四　三三四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六三五　三三五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六三六　三三六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六三七　三三七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六三八　三三八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六三九　三三九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六四〇　三四〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六四一　三四一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六四二　三四二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六四三　三四三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六四四　三四四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六四五　三四五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六四六　三四六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六四七　三四七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六四八　三四八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六四九　三四九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六五〇　三五〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六五一　三五一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六五二　三五二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六五三　三五三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六五四　三五四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六五五　三五五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六五六　三五六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六五七　三五七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六五八　三五八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六五九　三五九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六六〇　三六〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六六一　三六一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六六二　三六二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六六三　三六三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六六四　三六四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六六五　三六五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六六六　三六六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六六七　三六七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六六八　三六八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六六九　三六九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六七〇　三七〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六七一　三七一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六七二　三七二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六七三　三七三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六七四　三七四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六七五　三七五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六七六　三七六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六七七　三七七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六七八　三七八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六七九　三七九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六八〇　三八〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六八一　三八一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六八二　三八二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六八三　三八三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六八四　三八四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六八五　三八五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六八六　三八六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六八七　三八七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六八八　三八八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六八九　三八九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六九〇　三九〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六九一　三九一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六九二　三九二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六九三　三九三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六九四　三九四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六九五　三九五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六九六　三九六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六九七　三九七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六九八　三九八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五六九九　三九九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七〇〇　四〇〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七〇一　四〇一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七〇二　四〇二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七〇三　四〇三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七〇四　四〇四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七〇五　四〇五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七〇六　四〇六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七〇七　四〇七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七〇八　四〇八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七〇九　四〇九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七一〇　四一〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七一一　四一一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七一二　四一二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七一三　四一三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七一四　四一四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七一五　四一五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七一六　四一六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七一七　四一七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七一八　四一八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七一九　四一九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七二〇　四二〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七二一　四二一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七二二　四二二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七二三　四二三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七二四　四二四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七二五　四二五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七二六　四二六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七二七　四二七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七二八　四二八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七二九　四二九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七三〇　四三〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七三一　四三一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七三二　四三二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七三三　四三三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七三四　四三四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七三五　四三五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七三六　四三六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七三七　四三七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七三八　四三八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七三九　四三九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七四〇　四四〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七四一　四四一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七四二　四四二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七四三　四四三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七四四　四四四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七四五　四四五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七四六　四四六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七四七　四四七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七四八　四四八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七四九　四四九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七五〇　四五〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七五一　四五一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七五二　四五二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七五三　四五三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七五四　四五四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七五五　四五五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七五六　四五六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七五七　四五七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七五八　四五八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七五九　四五九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七六〇　四六〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七六一　四六一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七六二　四六二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七六三　四六三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七六四　四六四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七六五　四六五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七六六　四六六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七六七　四六七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七六八　四六八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七六九　四六九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七七〇　四七〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七七一　四七一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七七二　四七二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七七三　四七三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七七四　四七四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七七五　四七五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七七六　四七六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七七七　四七七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七七八　四七八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七七九　四七九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七八〇　四八〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七八一　四八一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七八二　四八二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七八三　四八三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七八四　四八四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七八五　四八五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七八六　四八六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七八七　四八七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七八八　四八八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七八九　四八九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七九〇　四九〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七九一　四九一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七九二　四九二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七九三　四九三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七九四　四九四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七九五　四九五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七九六　四九六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七九七　四九七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七九八　四九八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五七九九　四九九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八〇〇　五〇〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八〇一　五〇一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八〇二　五〇二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八〇三　五〇三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八〇四　五〇四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八〇五　五〇五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八〇六　五〇六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八〇七　五〇七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八〇八　五〇八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八〇九　五〇九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八一〇　五一〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八一一　五一一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八一二　五一二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八一三　五一三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八一四　五一四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八一五　五一五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八一六　五一六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八一七　五一七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八一八　五一八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八一九　五一九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八二〇　五二〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八二一　五二一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八二二　五二二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八二三　五二三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八二四　五二四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八二五　五二五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八二六　五二六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八二七　五二七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八二八　五二八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八二九　五二九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八三〇　五三〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八三一　五三一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八三二　五三二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八三三　五三三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八三四　五三四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八三五　五三五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八三六　五三六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八三七　五三七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八三八　五三八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八三九　五三九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八四〇　五四〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八四一　五四一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八四二　五四二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八四三　五四三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八四四　五四四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八四五　五四五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八四六　五四六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八四七　五四七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八四八　五四八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八四九　五四九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八五〇　五五〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八五一　五五一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八五二　五五二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八五三　五五三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八五四　五五四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八五五　五五五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八五六　五五六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八五七　五五七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八五八　五五八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八五九　五五九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八六〇　五六〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八六一　五六一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八六二　五六二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八六三　五六三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八六四　五六四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八六五　五六五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八六六　五六六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八六七　五六七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八六八　五六八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八六九　五六九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八七〇　五七〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八七一　五七一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八七二　五七二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八七三　五七三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八七四　五七四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八七五　五七五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八七六　五七六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八七七　五七七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八七八　五七八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八七九　五七九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八八〇　五八〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八八一　五八一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八八二　五八二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八八三　五八三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八八四　五八四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八八五　五八五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八八六　五八六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八八七　五八七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八八八　五八八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八八九　五八九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八九〇　五九〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八九一　五九一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八九二　五九二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八九三　五九三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八九四　五九四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八九五　五九五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八九六　五九六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八九七　五九七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八九八　五九八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五八九九　五九九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九〇〇　六〇〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九〇一　六〇一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九〇二　六〇二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九〇三　六〇三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九〇四　六〇四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九〇五　六〇五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九〇六　六〇六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九〇七　六〇七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九〇八　六〇八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九〇九　六〇九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九一〇　六一〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九一一　六一一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九一二　六一二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九一三　六一三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九一四　六一四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九一五　六一五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九一六　六一六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九一七　六一七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九一八　六一八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九一九　六一九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九二〇　六二〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九二一　六二一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九二二　六二二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九二三　六二三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九二四　六二四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九二五　六二五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九二六　六二六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九二七　六二七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九二八　六二八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九二九　六二九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九三〇　六三〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九三一　六三一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九三二　六三二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九三三　六三三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九三四　六三四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九三五　六三五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九三六　六三六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九三七　六三七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九三八　六三八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九三九　六三九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九四〇　六四〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九四一　六四一　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九四二　六四二　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九四三　六四三　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九四四　六四四　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九四五　六四五　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九四六　六四六　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九四七　六四七　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九四八　六四八　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九四九　六四九　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九五〇　六五〇　四一八　四一九　自四一八至四一九號
五九五一　六五一

彙錄

支那人の支那政治論 (一)

其一　君主・民主・官主・軍主

國會議員　彭介石

彭介石氏は前國會議員にして孫洪伊派の民友社に屬し若手政治家の錚々たる一人なり此論は三月中旬上海に於て發表せしものに係る

凡そ國人に在つては諒ふに國家の存在を望まざるなく、即ち國家の底定を謀らざるは無からん。夫れ國家の底定を欲せば他は姑らく具論せず首先必らず一國主權發動の點を認定せざる可からず、此點定まらざれば器物の其重心を定むる能はざるが如く之をして穩置不搖ならしむる能はず、又車輪の中軸なきが如き周圍輪齒附繞する所無し。國家必らず主權發動の點を定むるは即ち器物の必らず重心あり車輪の必らず中軸あるがごときなり。孟子の所謂「天下一に定まる」とは即ち是れ此義也。世界の國體は只君主民主の兩種あり、君主は則ち主權皇帝に發動し、民主は則ち主權一國の國民に在り。但し國民は人々親しく政權を身にする能はず、是を以て議員を選擧して國會を組織し以て主權發動の點と爲すなり。國民の國會はその主權の行使に於て君主國の皇帝に比せられ議員は一機關の分子に過ぎず、多數の分子より組合して一個主權發動の機關と爲る、即ち是れ多數國民の結合を以て一個の主權を爲くる者。故に君主國の皇帝は神聖にして侵犯す可からず、民主國の國會は法律に照すを除くの外亦神聖にして侵犯す可からざるなり、蓋し此點一たび侵犯せられんか器物の其重心を失ひ車輪の其中軸を失ふが如く國家忽ち紛亂の境に陷らん。君主時代一朝の興創毎に多年の戰爭を經るは主權者の未定なるが故にして皇帝既に定まるに及びて大亂初めて平ぐも、一朝の末李皇帝主權を握定する能はざるや國家又以て大いに亂る。周末春秋戰國の時四海分崩周室守府に等し、後漢三國の鼎立、六朝五代の紛爭息まざる皆君主時代主權の一尊に定まらず國家乃ち以て大いに亂るゝの例なり。今吾國君主を革去し改めて民主と爲す一國の主權已に皇帝より國民公同組合せる國會に移轉せり、總統は其より選擧せられ法律は其より制定せられ內閣は其より決定せらる、凡そ對內對外一切の大政は均しく國會よりその總樞を握れば、條ありて紊れず此に非ざれば則ち大いに亂る。民國今に七年、國體既に確定を經たり、而して主權發動の最高唯一の機關竟に認定せられず、却つて主權の支配を受くるの總統總理誤認して變相の皇帝と爲し、名實相違し紀綱定まらず數年の大亂みな此に由る也。世界の國體には只君主民主の兩種あり、而して君主國に在つて君主の尊嚴を認めざる能はず民主國に在つて國會の尊嚴を認めざる能はず、一たび認定せざれば則ち誰人に論なく國家を安寧に致す能はざるは事實具さ

に在り覆按すべきなり。吾國今既に君主に反還する能はず又民主の外に更に一國體を創むる能はず、然らば則ち民國を承認して國會の尊嚴を承認せずといふは是れ猶器物にして重心を失ひ車輪にして中軸を失ひ治病の方を認めて方中の藥に反對するが如し豈謬らずや。今吾國の現象は君主に非ず民主に非ず乃ち誰人にもあれ兵力あれば均しく主と爲るべく、實は則ち誰人にても均しく主と爲る能はず直ちに一無主の國家にして從前部落野蠻の狀態の如し、之を長じて變せずんば國家永く底定する能はず、即ち國家斷じて存在する能はず、蓋し主權機關一同その尊嚴を確定する能はずんば國家斷じて存在の希望なし、關係の重此の如し願くば之を熟思せんことを。

或は謂ふ國民を以て主體と爲すと、區々たる百姓安んぞ能く在官者として其下に出でしめんや是れ必らず變じて君主と爲らば始めて可なりと。今や國人公同民主を認定せり矣、洪憲の稱帝、張勳の復辟均しく事實と爲る能はず、是れ君主すでに絕望と爲り而も世界又第三種の國體の以て諸君の選擇に供ふべきなきなり。又小百姓を承認して一國の主體と爲すを屑しとせざるは是れ猶ほ一舟すでに此岸を離れ、萬再び此舟をして此岸に返繫せしむる能はざるに又彼岸に趨くを肯んぜず中流に相持するが如し、波濤澒激その顚覆せざる者幾何ぞや。況んや民主國體は世界最公平最進歩の國體なるおや。凡そ一國人一として國民に非ざるなく即ち一主權者に非ざるなし、即ち在官者亦國民の一分子、國民の外別に一尊貴の地位あるに非ず、官を做すは偶然一時國の爲めに服務するにすぎず官吏たる前と後と皆百姓の地位に處るのみ、一國國民を承認せざるは本身の國民資格あるを承認せざるなり、國民の國家の主體たるを承認せず又別に一主體を創むる能はずとせば國家を以て外人に管理せしむる外他策なし、惟だ問ふ國家を以て外人に交し能く甘心するや否や、外人に交するに甘心せず又君主に歸る能はずんば只民主を承認するあるのみ。既に民主を承認せば國會の尊嚴を承認せざる能はず、此次の國會破壞と國會維持との是非曲直當さに曉然たるべし矣。

或は謂ふ尊主を認定するは固より然り、然れども主權の尊嚴を以て之を國會に屬するは如何、之を有力有勢の總統或は總理に屬するは如何と。曰く此れ乃ち民國法治の範に於て又專制時代人治主義の思想を攙入せるもの、すでに君主に非ず又民主に非ず、乃ち民國の名を冒してその實に非ず馬に非ざるの官主或は軍主を實行す、此れ民國の大亂やまざる所以也と。夫れ人治主義にして果して能く適用せらるれば君主制破壞せらるゝに至らず而して世界上又斷じて此の官主或は軍主の奇怪政體の國家をして存在せしむるの理なし。且つ君主時代は綱常名敎を以て根據と爲して始めて能く生存す、民國は則ち法制を以て根據と爲して始めて能く生存す、少數人の官主或は軍主は根據する所果して何物ぞや、則ちその不正當の私權力と武力とのみ。私權力と武力とを以て根據とするの國家は、能く一國の人心を範圍して之をして帖服せしむる乎、政治尙改善進歩あり國家をして枯瘁して滅亡に至らしめざるの糸毫の希望あるか。

國會の尊嚴を認めずとせば宜しく民國の國體を變更すべし。民國の國體を變更せずんば法制を以て根據とし、國會の尊嚴を承認するの外別に國家底定の善策なきなり。數年大亂の教訓、國人亦之を思ふや否や。

四川の開發と鐵道

遠東時報前號に於て、吾人はシームスチレー鐵道運河會社の一測量技師は、今日迄殆ど踰越すべからずと信ぜられし、四川の大巴山脈中に、鐵道を敷設し得べき一路あるを發見せるを報導せり、大巴山は物質豐富なる四川省の省境に横はれり、其後調査したる處に據りてHeu河の溪谷を通じ、紫陽に至り、何任河に沿ひ、大巴山を横斷し、通江河に沿ひて下り、四川の主都成都に出づれば、鐵道を通じ得る事明になれり、四川省は土地廣く物資豐富なるを知り、入蜀の困難艱苦を知れるもののみ、好く此事の如何に重要なるかを覺知し得べし。

楊子江は水流疾速なるも唯一の出入路なり、常に危險にして時に交通杜絶す、商業關係の危惧する處也、然れども四川は四面峻嶽に圍まれ、只僅に苦力の背か、或は家畜に積んで荷物を運搬し得るの便あれば、非常なる天惠視せられたりき、故に四川は事實上孤立の地にありき、物資豐富種類饒多なれば、其多數の人口を養ひ、自給自足せしむるに足れり。

商業頗る繁昌すれども比較的近時の發達に屬す、天險交通を阻むも、企業心旺盛なる商人は、之と戰ひ漸次好況を見るに至れり、鐵道の聯絡ならば那邊迄發展すべきか蓋し深水の量り難きと等しからん、統計家も其數字の大なるに惘迷せん。面積二十一萬八千五百三十三平方哩人口七千萬を算す。

面積佛蘭西よりも獨逸よりも大にして英吉利に二位す人口は獨逸よりも多く佛蘭西の約二倍に當り、濠洲の約十四倍に相當れり、四川人は勤勉力行にして寸土と雖も耕さざるの地なし。山嶽地方にても今回鐵道を敷設し得るを發見せし個所は、皆な耕作地にして足跡の印せざる處なし。

或一人の測量師の發見せし所にては、二頭の牛に曳かれたる犁を御して、一人が山嶽重壘せる地方の八百呎の高地にて耕作に從事し居たりと、倘斷崖絶壁の間に高粱を殖えたるを見たり。

平原地方下れば約百年前一技師が灌漑の方法を立て、其効果著大にし人口蝟集民家櫛比するに至れり、赤土と呼稱せらるる方面の物産は、頗る饒多也、絹は最高價の輸出品也、千九百十年の産額は、三百五十萬兩に上れり。蠟、煙草、茶、小麥、藥、砂糖、米、藍、果實も、亦産額多量なり、鑛物は鑛脈頗る多く種類亦豐富也、石油も多量に採掘し得らるべしと信ぜらる、獨逸の學者リヒトホーヘン氏の推算する處にては四川は支那の他の各省全部に産するよりも、多量の石炭ありと云ふ。鐵は極めて幼稚なる方法にて廣く鍛冶せらる、又銅、銀、錫、金、鉛、亞鉛、石棉を多量に産する確證あり、而も斯くの如く豐富なる天與の物産

も、水流矢の如き河川の助けと重疊たる山嶽の間を迂る惡路により僅に搬出せらるるのみ。

亞米利加人により發見せられたる通路は楊子江の溪谷により、迥に隔離せられたる新鄉土を新方向に導き、只に商業の年收を增加せしむるのみならず、近世的色調を帶ばしむるに至り、此桃源鄉を直接に海と接觸せしむべく、又戰略上の見地よりすれば、首都北京と直通せしむるの便あり、支那の各鐵道線は、何れも政府が速成を期すべく、等閑に附すべきにあらねども、就中四川の線路は大聲疾呼し注意を喚起せざるべからず。四川省は國民の直接利益たるべき、商工業の發達に對し最も有望也。(Far Eastern Review)

支那啓發運動

支那駐在米國商務官ジュリアン、アーノルド氏は、支那啓發運動に關し、一團體を組織せんと銳意盡力しつゝある人なるが、氏は最近上海に於ける米國人の會合の席上に於て說明して曰く『支那人の過去に於て最も缺乏したる物は、何事かを爲さんとする奮發心なり、之が爲め支那は長く其の弊を受けたり、支那人は其光輝ある過去の歷史を誇りとして生活し、數年前より支那の狀態が、多大なる變化を來したるに拘はらず、之に對抗する爲めに其第一步すら踏み出さざるなり、是は其の敎育組織が、西歐の其れと全く相違せるが爲めにして、今彼等は覺醒しつゝあるも、彼の歷史を一般的に觀察するに於ては、早速なる變化、敏活なる行動は到底之を豫期し得ざるなり』と、アーノルド氏は其の演說したる處を實行する事により、始めて全きを得可し、彼は最近北京に於て啓發運動を實行する爲め、一の團體を組織せんとしつゝあり。

該會は主として支那の商工業を發達改良せしむる運動を爲すに在りて、該會は新に諸種の報告を蒐集し、亦既に公の機關に依りて蒐集せられたる事實及統計を利用し、以て支那及外國に關する、諸種の問題を研究し、是等の事實及報告に依り、支那政府及商人の注意を喚起し、支那商工業の利益を增進し、同時に又支那の民福を進めんとするに在り。

而して該會の主眼とする處は、各會員が悉く會員としての働きを爲す事之なり、各會員を少部分に分ち、特別の問題に就き論議し、其の決議を實行す可き手段を講ずるなり、其目的を尤も巧妙に達成し、かつ最上の結果を擧ぐる爲めに、會の目的を或範圍に限る可き事をも之を認め居れり。

他の努力と結び附き、又他の者と協力して更にヨリ大なる結果を擧ぐる事をも又其の手段の一と爲せり。會の監督の下に種々なる刊行物を爲し、又支那新聞に依り供給せられたる、記事をも蒐集し、廣く之を天下に知らしむる事も亦會の運動の一なり。(Far Eastern Review)

米使と支那啓發

支那啓發運動奬勵の爲めに一團體を組織せんとし、アー

ノルド氏の主催したる公會の席上に於て、北京駐在米國公使ポール、エスラインシュ博士は其の意見を述べて曰く、『支那は多くの功績を有すると雖も、之を世上に廣告するに於て、甚だ不得手なり』と、ラインシュ博士は、勿論、支那に對し非常の好感情を有するものなるが、其支那の國民的弱點に論及したり、支那は特に公共的に他の國民の活動に對して鈍感にして、之を了解するを得ず、其の官吏特に舊式の官吏に在りては、他の國民が絶えず、其の國家を吹聽しつゝあるものなる事の證據を知れるも、そが何の爲めなるかを知るを得ざるなり。

日本が世界を了解して其の美を天下に吹聽しつゝあるに拘らず、支那は之れを了解し得ず又大英帝國及北米合衆國の特色をも了解し得ず、彼等は廣告てふ事の宛も品性の如く、只單に誠心誠意國を愛する事なれば、之不必要なりとし、亦正直なるものが、單に其の得る處の報酬に依て、生活することなれば、之實につまらぬことゝ思惟し、彼等は唯出來る丈貪らんとす、而して我等の廣告なるものは其支那に對して云ふ時新聞雜誌に限るものに非ざるなり、吾人も亦ラインシュ博士と等しく支那の存在せる事の意義を明白ならしめんとする事實を年々歳々起れる多くの機會あることを認むるなり、ラインシュ博士が怠惰の例を上げて攻撃せる中に、支那政府に對し、西洋に於て教育を受けたる支那人二三名を簡拔し、之を米國に派遣し、米國の主なる大學に於て支那問題に關する講座を擔任せしめんことを提議し、かつ支那政府の任命は米國の教育機關が承認す可きを受合へるに拘らず、如斯提議は喜んで直ちに之を承認す可きも空しく待つて未だ支那政府より何等の回答に接せず若し之が日本なりせば、日本は之を利用して世界一般に日本を了解せしむ可く、加ふるに日本は新聞紙の權威を充分に了解し居れり。

支那の役人の大部分なるものは新聞雜誌と共に、大學教授を外國に派遣するの性質を了解せざるのみならず、其の他世界に於ける其國の利益を增進せんと、一般に希望し居れる國民の執る可き百般の手段をすら了解し得ざるなり、日本は之を良く知れるのみならず、日本は品性と知識とを有し、加ふるに野心を有し、更に向上し進歩せんとするの熱誠を有せるが故に、日本の存在は之を良く世界に知られ、其看る丈の價値は相當に認められたり、支那は之に反し更に改良進歩の途に上らず、只怠惰なる才能のみを疑ひなく有するなり。(Far Eastern Review)

事業界

大達公司營業狀況

上海なる大達公司は、工巡捐局より河岸を租借し、汽船埠頭を創設し、倉庫を建築して以來、營業漸次發達を告げ、今や民國五年度の官利支拂をなし、已に各株主に通告を發して四月十四日支拂を開始せり。

茲に同公司昨年度（民國六年十二月末に終る）決算表を示せば左の如し。

收入の部

碼頭收入	五三、八七四・五七
大達里家屋家賃	一二、六四九・五五
如意里家屋家賃	九、一五四・七九
寧紹倉庫敷地貸賃	四、八〇一・五〇
鴻安汽船會社倉庫敷地貸賃	四、七五八・〇〇
通州大達倉庫土地貸賃	一、七〇八、一四
疇福土地　同上	五二五・一三
正大岸地　同上	二五五・五〇
挖泥鍋爐租賃	七二一・五〇
工巡捐局抵當利息	八、八九九・五〇
鴻安の碼頭破損賠償金	二、〇〇〇・〇〇
錢莊利息收入	三九・〇四
計	一〇〇、〇六二・四三

支出之部

民國四年株利	三五、三四〇・〇〇
河岸土地租借料	八、五〇〇・〇〇
倉庫敷地　同	八、五一一・九〇
埠頭修繕費	一、二四三・二〇
埠頭雜經費	四〇五・一一
埠頭各工事費	三、四〇〇・九七
埠頭用電燈料	七六七・三一
浚渫機修繕費	九七・〇九
浚渫機借用費	三二四・〇〇
浚渫機使用石炭費	九〇五・九四
浚泥曳船	三、三九四・七二
家屋修繕費	一、〇六三・六八
南市商會捐款（內會費一百兩）	三〇〇・〇〇
消防會へ寄附	七三・〇〇
永裕碼頭開除費	一〇、〇〇〇・〇〇
浚泥機械の開除費	八一二・六八
保險料	二、〇〇〇・〇〇
水道料	六〇一・四四
家賃	六八四・三八
給料	三、〇六九・六五
工事費	二〇八・七八
雜支出	八五七・〇二

洋銀換算の缺差　一一四、九五
長期利息　二、六六八、七九
爲替缺損　二九二、〇〇
計　八五、四二六、六三
收支差引利益殘　一四、六三五、七九
前期繰越金　二四、九五六、五九
今期利益尻計　三九、五九二、三八

而して同公司が創業より昨年末迄の資產負債對照表を示せば左の如し。

資產之部

大達里家屋產　一五七、七〇二、一二 円
如意里同　一二八、五〇〇、〇〇
建造碼頭　一二五、六四七、〇〇
浚泥機械　二、七〇〇、〇〇
工巡捐局擔保　七、〇〇〇、〇〇
工巡捐局倉庫敷地擔保　八、四九〇、〇〇
工巡捐局河岸抵當款　四〇、〇〇〇、〇〇
工巡捐局倉庫敷地抵當款　六〇、〇〇〇、〇〇
興業公司地產抵當款　一〇、〇〇〇、〇〇
陳少記株券抵當款　九四三、八三
內國公債●券　五八七、二八
營業財產　一、二九六、四四
雲莊預金　二一八、七五
鼎康同　一、一七二、六七
手許現金　一、三九九、五九

計　五五五、六五七、六九

負債之部

資本金　四四一、七五〇、〇〇 円
未拂株金利息　一、七五五、二〇
家屋頂首　八、五〇一、一四
寗紹倉庫敷地抵當借入　三、二〇一、〇一
鴻安倉庫敷地同　三、一七二、〇〇
通州大達倉庫敷地同　一、五四七、〇〇
疇福土地同　二二五、〇〇
永利土地同　二一九、〇〇
正大河岸土地同　四三八、〇〇
永安保險會社保險　一〇、一九五、七二
貽德堂長期借入　三〇、〇〇〇、〇〇
成裕堂同　三五、〇〇〇、〇〇
各種當座預金　六一、二五
前期繰越利益　二四、九五六、五九
本年度剩餘金　一四、六三五、七九
計　五五五、六五七、七〇

上海ホテル營業成績

(The Shanghai Hotel Ltd)

上海黃浦路七號なる上海ホテル株主總會は、二月二十五日アストルハウスに於て開催せられ、出席株主の株數三五、三四六株に達したり。

昨年度の純益金は前年度よりの繰越三三、三九三弗を合せて、三六一、八八〇弗八七に達し、甚だ良好なる成績を示し、其内より取締役、監査役及信託人等の俸給、社債及借越利子、支那人使用人賞與、滯貸金準備、減償償却等を控除せる殘額一八七、八八六兩四三を左の如く處分せり。

毎株七十五仙（一割）配當	三七、五〇〇・〇〇弗
建物積立金	三〇、〇〇〇・〇〇
一般積立金	四五、〇〇〇・〇〇
改良準備金	三九、二一一・九六
一九一八年度へ繰越	三六、一七四・四七
計	一八七、八八六・四三

右次年度へ繰越金中より一千弗を割きて、英國婦女營業協會へ寄附せり。

營業勘定尻は前年の二六二、六六二弗〇四に對し、三一四、三四〇兩二三にして、其内アストルハウスの分は一九一六年度より三〇、二九九弗四〇多く、バレースホテルの分は一六、八六三弗七八の增加を爲せり。

雜借方勘定は前年よりも一萬一千弗多し、前總會に於て貸倒準備を用意せざるに決議したれども、其代り一萬弗を積立金中に加へたり、雜貸方勘定は約二萬弗の增加を示したるが、之はアストルハウスの增設部に要したる家具、カーペット其他を購買せる結果にして、此額は其後支拂を了したり、アストルハウス及びバレースホテルの家具、備付品、附屬品に對して、更に一割五分の減價償却を準備（八五、六六〇弗七六）し、頗る確固たる狀態にあり、アストルハウスの土地及建物は、今後當分減價償却を要せざるべく、該地面の帳簿價格は、四十三萬弗にして、實際價格よりも遙かに安値にて、將來時日と共に地價次第に上昇するは疑ひなき所なり、されど建物に對しては熟考の末、五萬弗の帳簿面價格書下げをなすに決したり。

前年度末には銀行當座借越一三九、八〇〇弗を有したりしが、前總會に於て昨年中には之を全部償還し得る望みなりと報告せられし如く、今や全く之を返還し、其跡に相當の貸方尻を作り得たるのみならず、更に昨年の營業勘定より資產の擴張及改善をなし得たり。

殊にアストルハウスに勘なからざる改善擴張を行ひたり而して會社は未拂込株の發行により、一二二、八一五弗の負債を增加したりと雖も、一方資產は七スーッと二十七室のアストルハウス建物追加より、實際資產價額に於て十二萬一千六百弗の增加をなせり、此外未發行債券の手許有高十八萬九千八百弗に達することも亦注意に値す。

バレースホテル附屬旅館に於ける同社の利害關係處分に就ては、前總會に問題となれるものなるが、之は遂に名稱（所謂のれん）一萬兩、家具及附屬品八、九五四兩にて四月三十日賣渡したり、其結果約五百五十弗の純缺損なるも、尙四ヶ月間の營業損失二千弗を之に加算せざるべからず。

支那半月史

大正七年五月上半

軍政府改造

軍政府改造、即ち孫文を大元帥としその直屬の一派を以て壟斷され居る廣東軍政府を改造し、陸榮廷派をも加へたる眞の意味の西南派の大同團結を作り、改組されたる新軍政府を以てその中心機關となすべしとの運動は、隨分久しき以前よりの懸案にして、本年一月李烈鈞、鈕永建等の首唱に依り、湯漪をして起草せしめたる護法各省聯合條例なるものは取りも直さず此頃改造案の藍本なりしものなり。昨年八月、孫文の第一艦隊を手に入れて南下するや、廣東に國會非常會議開かれ、その決議に依りて廣東に軍政府を設立し、孫文を大元帥に、陸榮廷、唐繼堯二人を元帥に推したるも、陸唐二人は行懸上就職すべきやうなく、軍政府は全然孫一個の機關となり果て、陸唐等實力者の一顧をも得ざりしは固より其所なり。暫之、陸榮廷の幕下に參して最もその信任を荷ひ、一方岑春煊との聯鎖をなせる鈕永建、及び唐繼堯との關係深く岑春煊とも聯絡ある李烈鈞の二人は、孫陸兩派の隔離を憂ひ、唐紹儀、伍廷芳等の領袖を動かして兩派の間に調停を試みしも成らず、本年一月「護法各省聯合條例」即ち孫派を除外し陸唐を盟主とする南方督軍團盟約を作成し、以て孫派を威嚇する所ありしが、鈕李等其後の運動は、益々孫派敬遠に傾き來り、終に羅家衡、湯漪等をして「軍政府組織大綱修正案」を國家非常會議に提出せしめ、四月十日の會議に於て羅、湯等二十一人の審査委員に附託せられ、其後十票對五十票の多數にて第一讀會を通過し、五月四日終に第三讀會を通過確定したり。孫文及その一派は無論反對したり、然れども國會非常會議は議長吳景濂以下大部分改造派にして、非改造派と目すべきは居正、葉夏聲等に過ぎず、かくて五月四日の會議は出席者八十四名中改造案反對者僅かに二十八名にて大元帥制度を廢止し政務總裁若干人の會議制を執ることゝなり、孫文は即日大元帥を辭職する旨の長文の通電を發したり。

西南各省の大同團結は此の軍政府改造てふ事實を以て完全に且鞏固に成立し、一方準備着々整ひづゝある正式國會（五月三十一日迄に廣東に集合し六月十二日開院式を開かんとす）を掲げて起つとせば、言ふ迄もなく北方派に取りて隱然たる一大敵國なり。然れども前述せるが如く此の軍政府改造案は岑春煊派の劃策に出でたるものにして、改造案の首唱者たる鈕永建、李烈鈞、湯漪、楊永泰等は何れも岑との關係深く、彼等は岑の爲めに妥協の妨害となるべき孫文派を放逐するの役目を勉めたるものなり。即ち軍政府改造運動は亦是れ岑の妥協促進運動の一なりと觀測するものあり。然らば北方派は爲めに妥協の確固たる相手方を見出したることゝなり、却つて妥協を容易ならしめはせずやとの說も生ず、穿ち過ぎたるやうなれど一理なきにあらず、

なほ軍政府改造に就き支那新聞の報ずる所左の如し。

在廣東の政學會派は桂系（陸榮廷派）を聯合して護法會各省聯合政府を組織せんことを提議し、先づ湯漪をして「聯合政府組織大綱草案」を提出せしめしが軍政府中人の頑強なる反抗に因り改めて羅家衡等四十三人をして「軍政府組織大綱修正案」を非常會議に提出せしめたり。次で唐繼堯劉顯世、程潛、譚浩明、鈕永建、李烈鈞、李根源等より贊成の意を示し來り、陸榮廷亦四月四日附を以て

長岳退後北勢日に張り義軍の勢力日に減ず西南聯合機關を設定するは勢再び緩うし難し秩老（伍延芳）妻兄（湯漪）在藤（藤具）當時所懷を面述せり應さに如何にして進行を籌商すべきかは粵桂各督と斟酌核定せらるべく廷（榮廷）贊成せざるなき也。

と打電し來り、又上海より新に廣東に入れる譚延闓も改造の必要を切言せしを以て、吳景濂（非常會議議長）も四月十日を以て羅家衡案を會議に提出することゝなせり。軍政府中人催命符到れりとなし九日夜の如き孫文自がら海珠酒店なる議員招待所に至り此案の提出猶豫に就き議員と意思疎通を謀らんとせしも吳議長拒んで入れざりき。開議當日軍政府派議員極力反對せしも及ばず褚輔成の動議に依り羅家衡、葉夏聲、龔政、陳光勳、褚輔成、湯漪、吳宗慈、王葆眞、居正、李華林、丁象謙、宋池梅、王湘、李執中、童杭時、彭建標、李自芳、黃肇河、梁士模、劉芷芬、盧仲琳二十一人を審查委員に擧げその審查に附託することゝせり。議員遂に此審查の時間を以て各方面の活動をなし翌十一日セメント廠の大元帥府に集まり善後策を議す、孫文曰く、余は固より絕對に非常會議の意見に服從す、ただ今回の軍政府修正案は余事前に於て與聞せず大元帥取消の如き畢竟余が何項の法律に違反せるを以て取消すといふや、非常會議は父なり大元帥は子なり然れども先づ本人に商らず殆んど余をして適從する所なからしむるが如きは不可也と、湯漪之を駁するや孫派の健將葉夏聲起つて絕叫して曰く改組案若し成立せば余は孫大元帥を奉じて草野に退去し、斷じて人の驅賣を受けずと。

審查委員中七人は改造案提出連署者にして委員長羅家衡は正に提出者なれば審查の形勢知るべし、十二日第一回審查會開會出席者十五名、褚輔成曰く本案は時勢の要求上成立の必要あるものなれば討論の必要なし但だ條文の規定については各方面の意見を採納するを要すと、即ち吳宗慈王湘等五人は元帥府側の、龔政等五人に督軍署側の、李自芳等五人に海軍側の各意見を訊さしめたるに莫榮新（督軍）林葆懌（海軍總司令）は改組贊成にて條文は議員諸公に於て商定せられたしとの意見なりしが孫文は「改組には贊成なれど改組するとも何の益なしと考ふ、又陸氏の眞意見如何につきては余親しく同氏に面會し意見交換の必要あり、仍て此案は余と陸氏との會見後迄決定を延期されたし」との意見なりき、丁象謙も孫の說に贊成せるが湯漪は「陸氏はさきにすでに贊成の意を打電せるに非ずや今更ら意見交換の必要なし」と喝破し大勢を動かしたり。かくて二十六日迄に審查會を開くこと六回、次の如く修正案を確定し得たり。

中華民國聯合軍政府組織大綱

第一條　中華民國聯合軍政府は護法各省各軍の聯合を以て基礎と爲し國會、大總統の職權行使し能はざるの期間に於て本大綱の規定に依り中華民國の行政權を行使す

第二條　聯合軍政府の職權左の如し

一　和戰に關する事宜

二　共同外交を辨理し契約を訂立す

三　共同財政を監督し內外公債の募集を辨理す

四　省と省との爭議を裁決

五　護法省區軍隊の加入承認に關する事宜

六　軍備統籌及作戰計畫事宜

凡そ人民に負擔あるの契約內外公債の募集及和平條件の提出に關しては須らく國會非常會議の同意或は追認を經べし

第三條　聯合軍政府は國會非常會議より選出する所の政務總裁七人を以て政務會議を組織し其職權を行使す

護法各省及政務會議の承認を經たる護法各軍は各代表一人を派出し第三條第一第二第四第六款所載に關し政務會議に參預することを得

第四條　聯合軍政府に左列各部を設立し政務會議に直隷せしむ

外交部　內務部　財政部　參謀部　陸軍部

海軍部　交通部　司法部

第五條　事宜の政務總裁より兼管する者を除くの外各部長一人を設くることを得

第六條　部長は政務會議より推定し或は政務總裁より之を特任す政務總裁事故あるの時は部長一人に委託代理せしむ

第七條　凡そ政務に關するの文書は政務總裁より之を連署公布す

第八條　政務會議に秘書廳參軍處總務處を設けその組織は條例を以て之を定む

第九條　護法各省自主政府の職權は一に其舊に仍る但し現に北京政府に隷する機關にして各省の直接管轄する能はざる者は聯合軍政府之を收回することを得

第十條　本大綱は宣佈の日より施行す

第十一條　本大綱は國會、大總統の其職權を行使し能ふ時に至り廢止す。

第十二條　本大綱此修正を經たる後現軍政府所辦の一切宜しく仍ほ繼續辦理すべし

事茲に至り孫文も大勢の不可なるを察せしが、偶々李烈鈞、李根源に背いて軍政府の陸軍總長となれる張開儒亦孫に對し大勢に順應すべきを勸めたるを以て孫も終に意を決し莫督軍に對し林葆懌(海軍總司令)を中心とし軍政府解散費百六十萬元支出方を求め、以て廣東を離るゝの補償に充てんとしつゝあり。かくて五月四日の會議に及べり云々。

林公使の南方視察

駐支公使林權助男は五月三日を以て北京を發し、四日漢口着、七日同地發下江、大冶、九江、南京各地視察の上十三日上海着、十二日同地發濟南經由歸京せり。

新國會召集請願

漢口會議の三議題中、國會問題に關しては代行國會說即ち臨時參議院をして國會の職權を代行せしめ以て大總統選擧を速行せんとするに決したりとの報と新國會召集に決したりとの報とありて、眞相を得るに苦しみしが、五月初旬に至りて曹錕、張懷芝、倪嗣冲、張作霖、王占元、閻錫山、趙倜、陳樹藩、楊善德、李厚基、張敬堯等より聯名にて新國會召集を請ふ旨の電請あり、北京政府の意は既定方針を變へず、さきに臨時參議院をして修正せしめたる國會組織法に依る新國會を召集するに決せしものなるべし。蓋し臨時參議院をして國會の職權を代行せしむるは餘りに露骨に過ぎ、南方をして益々反對せしむるものなるを以てかく決したるものなるべけれど、新國會召集とても法理上の根據なく違法なることに於て代行國會に異なるところなし、而も內爭にしてやまざる以上、南方の勢圈たる雲南貴州廣東廣西四川は云ふ迄もなく、湖南湖北陝西等の戰亂地方は、果して選擧を實行し得べしとするや、若し此の九省にして選擧を實行する能はざるときは、或は大總統選擧會を開く能はざるべく、發藏青海議員を北京にて勝手に製造し來りし從前の例に倣ひ、右九省議員も北京にて製造すべしとするか、又違法に違法を重ぬるものなり。北方派は何故に舊國會を恐るゝこと虎の如くなるや、放浪一年彼等舊議員も可成り苦勞を嘗めたる筈、必ずしも一から十迄政府の政策に楯つかうとはせざるべし、北方派が舊國會恢復に躊躇する、百思して一解を得ざる所なり。

東淸鐵新幹部

四月二十八日在北京露國公使館は、東淸鐵道に關し左の如く公表せり。

一八九六年の露支條約に依り東淸鐵道管理の爲め重役會を露都又は北京に置くことを規定せるが今や露國の現狀は東淸鐵道と本國政府との關係斷絕せるに因り新重役會の所在地及び新重役の選擧につき考慮するの必要あり四月二十四日在北京露亞銀行にて株主總會を開き左の通り當選せり

總裁　郭宗熙

副總裁兼總支配人　ホルワット

重役　コルトチャク海軍中將　オストロゴフ伯　ウヰエ

ヂエルスキー　コノワロフ　顏世淸　スラウタ

ブチロツフ

即ち東淸鐵道の重役會は之を以て北京に移されたるなり

濟順鐵道契約調印說

五月四日發上海電報に依れば、五月一日日支兩國間に濟南、順德間鐵道契約調印され、條件は

金額　二千萬圓

手取　八十七

利息　年七分

なりとあり。靑島より濟南に至る山東鐵道は、早晩奧地に

延長せざる可からざる運命に在りたるものにして、大正四年五月調印「山東省に關する條約」に依りて獨逸の利權を繼承したる日本は、山東鐵道をして視察隊を派遣研究せしめたる結果、濟南道に鎭線、或は濟南彰德線あり濟南順德線（百二十哩）に歸り、今回愈々その借款權を獲得せしものなり。

國務院秘書長更迭

國務院秘書長張志潭は、さきに徐樹錚の爲めに排斥せられ、位に安んずる能はず、段派内訌說など事々しく傳へられし程なるが、五月二日附を以て終に方樞に地位を讓り、方の後を承けて國務院參議となれり。新秘書長方樞は字は立之、段總理と同省の安徽定遠の產、日本留學生出身にて久しく國務院參議たりし人、本年三十五歲の壯年その政治的技倆は全然未知數に屬す。

外交次長更迭

五月四日外交次長高而謙の辭職聽許せられ、陳籙後任を命せらる。高は舊官僚、昨年外交總長伍廷芳、同次長署理伍朝樞の去るや一種遇然の廻り合せにて次長となり今月に及びしもの、陳は前清翰林院編修を以て佛に留學し法科進士を授けられ、外務部郎中より墨西哥公使に進み、又露蒙支協約全權委員、庫倫辦事大員たり、最近段祺瑞の幕に入り、國務院參議たり、這次の任命は順當なり。

山東煙草借款說

山東省財政廳と英米煙草トラストとの間に次の條件にて三百萬元の借款五月五日調印、七日財政部の批准を經たりとの北京來電あり、されど省當局は之を否認し濟南駐在英國領事も同樣の言明をなせり、此報道はなは確實性を缺く。

利息年七分　手取　九五　抵當　煙草栽培權

寄贈交換書目錄

大連商業會議所統計書	社	大正五年度		
實用新案公報	丸の内特許局	自四七三號	至四七號	
閒島商事情報	東洋拓殖株式會社	自五一二號	至五一號	
日本及日本人	外務省通商局	七三〇號		
東洋時報	政教協會	二三五號		
天下事		七二八號		
財政經濟時報	外務省政務局	三號		
外交時報	茂生洋行	五號		
法學協會雜誌	其東亞經濟調査局	四號		
東洋經濟時報	茂生洋行	四號		
經濟資料	其外務省通商局	五號		
學會雜誌	其政教協會	六號		
東洋經濟新報	大日本水產會	四二八號		
遠東時論	其	五號		
水產界	其宇都宮商業會議所	五月號		
國民新聞	其立憲政友會本部	一七一號		
三月雜誌	其	二一七號		
東方時評	長春實業協會報	一六號		
滿洲評論	其	一八號		
大陸雜誌	支那北京社	一三號		
朝鮮及滿洲	其	五號		

內治外交

●總理と佛公使會見內容　段總理は八日朝佛蘭西公使を訪問して、(一)電信借款成立により三百萬元を佛國に償還すること、(二)別に實業借款の名義を以て此三百萬元を再借すること、(三)出兵前に本借款を約定すること等を商議せり、佛公使は支那の出兵が遲々として、拂取らざるを理由とし之に應ぜざる模樣なりしも、段は出兵の準備既に完成せりとて、極力其成立に努めたりと。(北京日報)

●五月二日閣議の內容　五月二日政府は閣議を開きて次の諸事項を討議せる由なり。

一、奉天省の勦匪追加經費案

二、浙江軍の福建應援概算案

三、能希齡の提出に係る工賑條例

以上皆通過せり、尙烏梁海の境界問題は、恩華相に打電して辨理せしむることゝし、陳光遠の電請に係る、速援案は事軍機の秘密に屬し、未だ詳かならず、かくて午後一時半に至り解散し、錢內務總長總統府に赴きて、閣議の次第を報告せり。

●財政總長引籠　交通總長兼財政總長曹汝霖は各省より、軍費の要求頗る多く、而して中央の財政意の如くならず、既に困難の極點に達せるを以て、種々苦慮したる結果遂に病に罹り前週月曜日より自宅に引籠れり、されば部內の事務は、次長吳鼎昌代りて處理せるも、稍重要なる事件は一々使者を曹宅に遣して檢閱を受けつゝあり、中央の情態斯の如くなれども、地方の借款は依然として頻繁を極め當局者は殆ど應接に暇あらず手を拱いて處置に窮み居れり

されば曹總長が兼職辭退の意は、愈々固くなり久しき間財政部に到らずと云ふ。

●藏蕃の進攻　藏蕃の進攻に關し、陳川邊鎭守使の發せる電文次の如し。（北京日報）

（前略）藏蕃來り犯し邊防岌々乎たり、各情報は隨時電呈せし所の如し、最近各路前軍の飛報を見るに、糧食均しく缺乏して、危急萬狀なり、請ふ速かに輜重を籌濟して危機を救はれたし、想ふに鄙中央の命を奉じて、川邊に臨みしより、既に七閱月餘なるに、軍費四萬元を除く外、未だ分厘の支給を得ず、電呈請款すること數十次、聲を枯らして力說すれども、何等の回答無し、懸軍萬里勢孤立となるも、亦已を得ざるなり、加ふるに番匪隙を窺ひ、土民を煽惑し地方を騷擾せしめて、其害日を追て加はれり、若し政府にして此れに對すること頗る冷淡ならば、則ち國防も立所に消失せん、鄙實に不才にて、將來屍を川邊に洒すとも、國益に補ふ處無きを恐る、茲に泣血陳詞示覆を待つ。

軍事

●安徽軍輸送　安徽督軍倪嗣冲は湖南應援の爲め、自から安武軍を率ひて、湖南に赴くべく北京に電請せるが、倪嗣冲の出征は之れを許されざりしも、安武軍の出征は、之れを許可せられし由にて、之れが輸送として滬口に在りし陸軍輸送船華利號は、浦口に向ひ同軍を搭載して岳州まで輸送することゝなるべし、但し一隻の汽船にては、輸送力不足するを以て、一部は京漢列車にて輸送せしむべく、而して其總司令は倪督軍の代理として、安慶鎭守使馬聯甲總司令にして、出征することゝなるべし、而して其兵は步兵十營及騎砲工輜重各一營なりと。（時事新報）

●福建方面の戰況　福建の李督軍は此頃北京政府に打電して云ふ、廣東の敵兵は福建軍の進擊の爲めに、益々防備を厚ふし、目下大浦饒手等の處に在つて、連日兵を增し已に海陸軍を合せて六十營の多きに達せり、而して福健軍の同地に在るもの、僅かに三十營に過ぎず、現に浙江江西より來れる軍隊を合するも、五十營に足らざるべければ、一面には進攻を計畫すると共に、一面には防備を嚴にせざるべからざるものあり、速かに軍費を支出せられて、以て其防備を完全にせしめられんことを希望す云々。（時事新報）

財政借款

●外債締結取締　各省の外債借入に關し今回中央より次の如く訓令せり。（順天時報）

各省軍界、政界、商界に在りては、擅に礦山を以て外人と借款を締結し、其甚だしきに至りては、土地を抵當となすものあり、事之れ國稅に關係を及ぼし、延て國際問題を惹起せしむ、何ぞ私に之れを抵當となす事を得んや、

此事已に禁止の命令を發布しあるは、既知の事に屬す、此處再び嚴訓して、其違反なきを期すべく、特別の場合に在りて、外人と借款を締結せんとせる際は、先づ中央の認可を受くべし云々。

●鹽稅剩餘と軍費　六月分の鹽稅は略四百萬元餘るべき見込なれば、財政部は豫めその用途を擬定し、銀行團に向つて一時借り換へを要求せり、即ち左の如し。（時報）

一、湖南、福建、四川等の國費二百萬元
二、中央の行政費六十萬元
三、京畿の軍隊維持費八十萬元
四、臨時特別費三十萬元

●農商新借款　農商部は前財政總長王克敏の紹介にて中法實行銀行と二百萬元の借款を運動中なり、同借款は直隸省の鐵鑛を以て抵當となすものゝ如し。

●山東借款成立　山東省財政廳と英米煙公司との間に地方借款三百萬元の成立を見、山東全省の煙草培養權を擔保とせり、右借款の費途は土匪討伐の經費に充つる由。（時報）

●各軍に軍費支給　國務院は五月分軍費を左の如く定め、財政部に向つて一週間内に分發すべく命令せり。（順天時報）

（イ）第一路軍、第二路軍各々六十萬元
（ロ）吳光新の軍四十萬元
（ハ）福建軍二十五萬元
（ニ）江西軍十五萬元

經濟

●殖邊銀行株主維持會　殖邊銀行は、株主總會に於て新たに股東維持會なるものを組織することゝせしが、今其内容を聞くに左の如しと言ふ。（時報）

一、本會は株主の聯合意見を以て、銀行業務を維持するを宗旨と爲す。
二、本會は全體の株主を以て組織す。
三、本會は株主より會長一名、副會長一名、幹事若干名を推擧し、株主を代表して本會一切の事務を擔任す。但し均しく名譽職とす。
四、本會は必要の時には、會長より本行總裁、理事其他重要行員に通知して、會議に加入せしむる事を得。
五、本行の重要事件に就き、總裁は隨時股東維持會に問題を提出して、公同討論することを得。
六、本會事務所は總管理處に附設し、其事務員は會長總裁協議の上行員若干名を派す、但し別に加俸せず。
七、本會の終結は株主會議に於て之を決定す。

●土布免稅標準　三ヶ年間支那土布免稅の件に關し種種なる誤解を生じ居れるに對し、稅務處は頃日農商部に公文を以て、其標準を申送り、已に各稅關に於て、一律實行

する事としたれば各省商會に通令せん事を請ふと云へり。（北京日報）

一、織法は必ず從來の土布織法と相同じかるべし。

二、舊式人工手織機に由り織出すべし。

三、幅は二十吋を過ぐるを得ず。

四、原料の支那絲外國絲は均しく其粗細を可とし廿手を過ぐるを得ず。

五、經緯絲は俱に單線を用ひ、未だ布に織らざる前確に煉過を經ざるもの。

六、色染或は晒さざるもの或は先に染めて後織れるもの惟ふに織つて後染むるを得ず。

●紡紗廠免稅　天津河北宇緯路直隸模範紡紗廠は製品龍尾牌（元青、大紅、魏紫、桃紅、奎綠、湖色、大綠、品藍、深桃、粉桃、白色の十一色）の販路擴大し、日々晝夜操行職工を督し居るも、尙其需要に應じ能はざるの盛況を呈し、茲に利權挽回の起見を以て、該廠より沿道に於ける重稅（釐金稅）の免除を稅務處に稟請せりと。

交通

●濟開鐵道敷設費　劉少方なるもの頃日濟開鐵道に關し意見書を發表せるが、其敷設線路と經費とに就き云ふ所によれば、山東河南間には固有の路基あり、即ち黃河の大堤是なり、其堤は最狹の處にして、尙ほ三丈餘の巾を有し、高平にして且つ堅實、最も完善の路基たり、若し濟南津浦驛を起點と爲し、南岸の大堤に沿ふて鐵道を敷設し、直ちに河南開封に達し、隴海鐵道に接續せしめんか、延長計約七百支里に過ぎずして、玉符河より十里堡に至る間、大堤なきのみにして、其餘の三百餘支里は、均しく大堤を利用し得べくして、購地の要なく、塡土の要なく、又橋梁修築の必要もなし、唯枕木を並べ鐵道を敷けば、直ちに汽車を走らすことを得べし、我國既成の鐵道に照し計算するに、毎一支里に就き修築費六十元を省くことを得、三百支里にして計約二百萬元の省費を見るべく、且つ沿堤の樹木の直に以て材料と爲すべきもの甚だ多く、枕木の如き自ら購辨し易く、其他所要の費用は鐵軌、砂利及敷設費を合して、毎一支里に就き五六千元にて足るべく、合計百七八十萬元にして、其餘の三百餘支里の線路亦甚しき大工事なく、路基修築及普通の橋梁に過ぎざれば、毎一支里に對する費用多くとも一萬五千元を超過せざるべく、此計約四百五十萬元とし、前記の百七八十萬元を合し、約六百萬元にて百餘支里の鐵道の完成を見るを得べき勘定となるべし云云と。（時報）

彙報

自五月一日至五月十五日

對露關係

▲東清長官の用務　（北京特電廿九日特派員發）露國公使館は過般入京せる東清鐵道長官ホルワット將軍の用務に就き左の如く公表せり。千八百九十六年の露支條約は東清鐵道管理の爲重役會を露都又は北京に置く事を規程せるが今や露國の現狀は鐵道と本國政府との關係斷絶するにより新重役會の所在地及新重役の選擧を研究する必要あり去廿四日北京露支銀行にて株主總會を開きたる結果總裁には支那政府の任命せる郭宗熙を充つる外ホルワット將軍を副總裁兼總支配人に海軍中將コルトチヤク、オワストラウゴツフ伯、イエシエルスキー、コノフアロツフ、顏世清、スラウタプチロツフ（留任）等を新重役に選定したり該重役會は鐵道の地方的行政に對し單獨處決の權なきも幾多の停滯せる問題を解決するの効果あらん。（一日、日日）

▲西伯利進展計畫　（北京特電廿九日特派員發）東清鐵道長官ホルワット將軍の來京は單に東清鐵道重役の改選及東清鐵道本部を北京に移すの用務のみに止らず既電の如く東清鐵道管理部の名の下に鐵道附屬地居留露國人に對する行政機關を設け祖國擁護軍團を率ゐ將來西伯利方面に進出する基礎的假政府たらしむる目的にて支那政府と交渉するにあり東清鐵道本部を北京に移さしむるが如きは右目的を遂行する爲支那政府の同情援助を求むる手段にして或方面にては既に右に關する双方の意見一致したりと。（一日、日日）

▲郭東清督辦の不滿　（三十日長春特派員發）郭東清鐵道督辦はホルワット長官の獨斷的行動を喜ばず辭任を北京政府に電請せるも政府は許可せざる旨の返電を發せりと。（一日、朝日）

▲東清鐵道問題落着　（北京特電一日發）從來東清鐵道と米國との間に存在せる鐵道材料購入其他の契約は東清鐵道が自主宣言後も依然有効なる旨此の程東清鐵道長官ホルワット將軍と米國鐵道委員長スチブン氏との間に諒解を見るに至れり是にて東清鐵道問題も一段落を告げたるを以て出京中のホルワット將軍は今夜當地發哈爾賓に歸任せり。（四日、時事）

▲支那人の自覺　（浦鹽特電二日特派員發）二日當地支那領事館員は勞兵會本部に幹事クサスノイチコフ氏を訪問し入國稅及特別旅券手續は支那人の自尊心を傷くるものなれば之を撤廢し他の外國人同樣居住權を與へられたしと要求し若し容れられざれば相當の考へありと威嚇せるも館員が領事の代理委任狀を持たざりしを理由として勞兵會は回答せざりしが外交界の興味ある問題として注意され居れり。（四日、日日）

▲過激派庫倫領事　（北京特電二日特派員發）張家口より予（特派員）に宛てたる二日着私電に據れば過激派は軍隊司令官ツヲチコフ氏を庫倫總領事に任命し同氏は近々現職を辭して庫倫に赴任すべしと。（四日、日日）

▲東清問題落着す　（長春特電三日發）東清鐵道長官ホルワット將軍は今朝當地經由歸任せるが其夫人及びサモエロフ中將其他の出迎へ盛んなりしは今回北京にて同鐵道の內容を改め露支二國のみにて之を經營することゝなり紛爭一段落を告げしより禍や愁眉を開きたる結果に外ならず東清鐵道關係者が皆安堵の思ひをなせるはホルワット將軍以下の面に溢る新に決定せし役員は露國側はホルワット將軍の外露亞銀行總裁及び同行北京上海支店支配人を含み支那側は各督辦と顏氏等なり尙ほホルワット將軍日本行の噂は誤傳なりと。（五日、時事）

▲七軍援助を乞ふ　（北京特電三日特派員發）セミヨーノフ軍の軍事顧問たる佛國人ベルレオ氏は二日チタ市より來京し日露英各國公使館を訪問しセミヨーノフ軍の軍事計畫に就き述ぶる所あり兼ねて協商國側の援助を乞ひたるが近々再び滿洲里に向け出發すべし。（五日、日日）

▲プラゴエ過激派漸增　（奉天特電四日特派員發）プラゴエシチエン

スク方面に於ける過激派は漸次其數を增加し既に五萬以上に達し獨墺の俘虜亦益增加し將に河を渡りて黑河を侵さんとするの形勢なるより當地總司令官巴英額氏は增援隊の派遣を要求せるに付孟吉林督軍は張奉天督軍に對し機關銃二門彈藥卅萬發の貸與方を電請し來れり。

△孟督の無電設置計畫　孟吉林督軍は北邊の風雲益急を告げ來れるを以て軍事其他の消息に通ずる爲奉天黑龍省間に無線電信設置を計畫し各省の同意を得たるを以て既に北京政府に許可を申請せり（四日奉天特派員發電報）

△第五混成旅團編制　吉林督軍孟恩遠氏は蒙古國境防備の爲昨夏第四混成旅團を編制せしが近來四伯利地方不穩の形勢ある爲露支國境防備の必要ありとて又も第五混成旅團の編制を企て北京政府の許可を得兵の募集をなせしが既に豫定の應募者ありしを以て正式に編制をなし五日朝閱兵式を擧行し軍人精神に就き訓諭する所ありたり。（五日長春特派員發電報。六日、日日）

▲過激派對支抗議　（北京特電六日發）露國過激派軍隊は此程支那政府に對してセミヨーノフ部下の反過激派が（一）蒙古人を募集して其軍隊に加へ居ること及び（二）屢々支那國旗を濫用することに就き抗議を提出し來れり右に就き北京政府は取敢ず黑龍江督軍鮑貴卿に對し實情取調方を電命せり。（六日、時事）

▲浦潮支那領事抗議　浦潮支那領事は州自治會に抗議を提出して曰くアスコリドの鑛山に鑛山業同盟會の代理官と稱する者來りて同鑛山引渡を要求せるが同鑛山は支那人の投資經營に係るものにして怎かる請求は不當と認むる若し引渡を要求し同鑛山に關する契約を破棄する場合には損害賠償を要求すべしと尙ほウイザ灣に於る殺人事件に關しても犯人に對しては嚴重なる處罰を要求すると共に最近支那人民の殺害さるゝ者頻々たるに拘らず生命財產の保護に關しては何等適當の處置を取られたるか認めざる旨を附言し更に支那領事は館員を勞兵會に派し露國が支那臣民に限り其旅券に對し多額の稅金を課し且特別の取扱を爲すは支那國民の自尊心を毀損するものなれば爾今支那臣民に對し諸外國民同樣に取扱はれたし若し此要求に應ぜざれば露支國境に多數の軍隊を駐め且軍艦も入港中なれば斷乎たる手段を執るべしと頗る强硬なる態度に出でたるが應答の任に當りたる極東委員長は同館員が領事の委任狀を所持せざる理由を以て何等の回答を與へざりしと。（敦賀特電。七日、朝日）

▲東淸鐵道獨立　（七日哈爾賓特派員發）獨立せる東淸鐵道會社の組織左の如し。

總裁郭宗熙　副總裁長官ボルロート、理事顧世淸、ウスワルコフ（前交通次官）コルチヤク提督、エチエンスキー伯、プチロフ（露亞銀行總裁）スラウタ（東淸鐵道商業部長）外一名

にして此外鐵道部長及び民政部長を新設し後者には前の民政長官アフマナシエフ中將任ぜらるべしと、因に烏蘇里鐵道は現狀維持として依然東淸鐵道の管轄に屬かるゝ事に決せりと。（九日、朝日）

▲烏蘇里線東淸併合　（哈爾賓特電十日發）東淸鐵道の獨立管內には烏蘇里鐵道も加はる可しと。（十一日、時事）

▲蒙古軍セ軍に投ず　（哈爾賓特電十日發）二千の蒙古軍はセミヨーノフ軍に呼應して起てりとの報あり。（十一日、時事）

▲西比利亞出兵計畫意見　（北京特電十日發）佛蘭西公使ボツペ氏は此の程段祺瑞總理に對し支那の西比利亞出兵に關する佛蘭西公使ボツペ氏の意見書を軍事委員會に附議せるが委員會は既に極東に於て何等兵力を有せざる佛蘭西の意見は實際問題として何等の價値なしと議決せるを以て支那政府は佛蘭西公使の意見は軍事計畫上一の參考たるに止めたり（十二日、時事）

▲過激派庫倫侵入　（北京特電十日發）庫倫辦事大臣陳毅氏より左の如き報告に接せり曰く過激派軍隊は此程庫倫に侵入せるが當地に駐屯せる反過激派軍隊は衆寡敵せず手を拱いて之を傍觀したり庫倫自治政府は對敵の爲め住民の恐怖は其極に達せりと右に就き段總理は昨日國務會議に於て左の如き結果、事、國際問題に亘るを以て須らく外交部と北京駐劄協商側公使と意見

換したる後、善後策を講ずる可しとのことに衆議一決せり。（十二日、時事）

▲過激派庫倫を侵す　（北京特電十日特派員發）　庫倫都督陳毅氏より政府に對し恰克圖を占領せし露國過激派軍隊は庫倫に侵入し來れるが防止の方法なく支那商十七軒は財寶を沒收されたり　如何に處置すべきやと急電ありたり。（十三日、日日）

▲庫倫に送兵不可能　（北京特電十日發）　露國過激派が庫倫に侵入せるに就き支那政府部内には速に兵を出して同地の秩序を恢復す可しとの議論あり右に就き協商側の意嚮も元來自國領土たる庫倫に支那が出兵するは其自由たりと云ふにあり支那政府としては速に出兵したき希望なれども如何せん松花江或は滿洲里より兵力を割き庫倫方面へ向はしむるは作戰上不可能の事情あり勞今後假令外蒙全部過激派の蹂躙する所となるも支那政府は之を傍觀するの外なしと支那の某要路は語れり。（十二日、時事）

▲東清沿線新司令官　（哈爾賓特電十日發）　ブンシロフ大將は東清鐵道沿線司令官を辭しコルチヤク提督之に代りて就任せり。（十二日、時事）

▲北邊無電設置　（吉林特電十日特派員發）　吉林督軍孟恩遠氏は今回北京政府の許可を得て吉林、長春、哈爾賓、寧古塔の四箇所に無線電信を設立する事に決したるがこは北邊防備の爲主に軍令に用ゆる目的なりと尙黑龍江省にも同じく設置さるべしと。（十二日、日日）

▲支那國防問題觀　（北京特電十一日發）　支那當局は國防問題に就き意見を述べて曰く支那は（一）將來西比利亞に出兵の要あれば某國と共同動作を取るを以て至當と信ずる但し（二）西比利亞の形勢に危害を及ぼさゝるに於てば共同動作の必要無し（三）歐洲戰爭結了せば勿論支那が西比利亞に出兵するの必要は全然消滅するものなり又支那が國防上第三國と協力の必要を感するは西比利亞問題に過ぎず今極東全體に亘る國防計畫を立つるの必要は之を認めず云々と。（十三日、時事）

▲西伯利出兵研究　（北京特電十一日特派員發）　支那新聞の傳ふる處によれば佛國公使ボツプ氏は八日段總理と會見の際西伯利亞出兵に關する意見書を交付したるが該意見書は某問題と關係ある爲段總理は之を參陸辦公處に廻送し委員等をして研究せしめつゝありと。（十三日、日日）

▲蒙古守備協議　（北京特電十一日特派員發）　九日國務會議に於て庫倫辦事大臣陳毅氏より露國過激派軍隊が庫倫に進入せりとの報に接し蒙古守備問題に就き討議する所ありたるが事態重大にして且國際關係に影響あるを以て先づ協商國側と意見を交換したる上善後策を講ずることに決せりと。（十三日、日日）

▲庫倫に騎兵急派　（北京特電十二日特派員發）　十一日國務院會議にて庫倫、烏里雅蘇臺、特里雅蘇臺等に於て過激派は露國領事館護衛隊の武裝を解除し露國領事より支那官憲に保護を求め來りたる結果取敢ず烏德及傍江にある騎兵を庫倫に急派する事に決せりと北京タイムスは報ぜり。（十三日、日日）

▲侵入せる過激派　（北京特電十一日特派員發）　庫倫に侵入せし過激派は二百名にして三百名の過激派は烏里雅蘇臺に侵入せり。（十三日、日日）

▲鮑督軍露船買入電請　（十一日北京特派員發）　鮑黑龍江督軍は十一日北京政府に宛て黑龍江會に露國船四十隻あり　艦隊に編成し使用するを得べし右買入費支出に就き財政部に附議せしめられたしと電請し來れり。（十三日、朝日）

▲駐浦支那領事の抗議　（十一日浦潮特派員發）　從來存在を疑はれたる浦潮支那領事は近來自國民の爲め有關問題に對して露國當局に抗議を提出するに至れり。（十三日、朝日）

▲死體輸送紛擾　（浦潮特電十一日特派員發）　支那人の死體を義勇艦ペンザ號に積込まんとしたるも勞動者が拒みし爲紛擾起り支那水兵四十名上陸せるが露國勞動者側の屈服により無事之を積込みたり。（十三日、日日）

▲逃亡俘虜檢擧　（奉天特電十一日特派員發）　孟吉林督軍よりの來電によれば在露獨墺俘虜及過激派は無賴の支那人を使役して北邊の防備を探らしめ現に前寬仁縣知事王齊籍外四名の支那人は獨逸人の手先となりて吉林より撫松、海龍、通化縣方面に潛入せる形跡あり又直隸會長より天津在住の獨逸人五名行方不明となりたる旨通報し來り　尙漢口俘虜收容所の俘虜二名逃亡し

西伯利ヽ通貨せんとする形跡ありとの通電あり張督軍ヒ直に軍警に命じて嚴重に之が探査中なり。（十三日、日日）

▲新紙幣發行計畫（長春特電十二日特派員發）ホルワット東清鐵道長官は紙幣の通用を禁じ之に代ふるに法本位の新紙幣を發行し蕃露貨五留を以て新紙幣一法に代へん計畫を立て露亞銀行をして之を掌らしむべく既に關係者との間に協議を遂げたりと傳へらるゝが現在哈爾賓を中心として長春以南上海迄に七千萬乃至十億の留紙幣流通しつゝあれば實行は不可能なるべし。（十四日、日日）

▲東清鐵道陸軍部副長官（十二日哈爾賓特派員發）前東清鐵道沿線露軍司令官ブルシロフ大將は東清鐵道陸軍部副長官に任ぜられたり。（十四日、朝日）

外交關係

▲上海騷動相次ぐ（上海特電一日特派員發）先般當地人力車夫の騷動にて義勇隊出動したるが昨日は食物業商人の騷動あり今朝も引續き食品市場の同盟罷業に伴ひ騷動起り義勇隊出動して鎭撫中なり尙右騷動は稅金增收に因り起れるものなり。

（上海特電一日特派員發）當地の騷動は義勇隊の出動により靜穩に歸せるも義勇隊は尙警戒しつゝあり食料市場の一部は開店せるも一部は依然休止しつゝあり。（三日、日日）

▲義勇隊警戒を解く（上海特電三日特派員發）既電暴徒の警戒に當りたる義勇隊は本日其警戒を解き市内は平穩に歸したり。（四日、日日）

▲林公使漢口に赴く（北京特電三日特派員發）三日午前九時廿分林公使は多數の見送を受け漢口に向け出發せり。（四日、日日）

▲英公使日支借款質問（二日北京特派員發）英國公使は袁世凱時代に屢電報收入を擔保として英國と小借款を結びたるが今日に至り日支間に之を抵當とし新借款成立せるを聞き二日支那政府に對し其實否に就き質問せりと。（四日、朝日）

▲敵人取締戒告（北京特電二日特派員發）協商國公使は參謀辦公處に向ひ獨墺人が。

馬賊其他不逞支那人等を煽動して東清鐵道破壞の陰謀を廻らせる事▲西伯利獨逸俘虜の支那領土侵入を幇助する事▲回敎徒を煽動し新疆方面に暴動を起さんとの陰謀ある事▲協商國に有害なる記事を內外新聞に供給する事▲支那の急進黨及不逞の徒を助け內亂を起し協商國の對支貿易を阻害せんとする事。

等を列擧し極東の擾亂を避くる爲速に獨墺人を放逐すべしと戒告し參戰督辦處は各省官憲に對し獨墺人に對する警戒を嚴重にすべき旨を嚴命せり。（四日、日日）

▲李士偉氏叙勳さる　本邦に來朝中の中日實業會社總裁李士偉氏は三日參內天皇陛下に謁見仰付られたるが同氏が從來日支兩國の實業上に盡力せるの功を思召され今回勳二等瑞寶章を下賜せられたり。（五日、時事）

▲林公使歡迎さる（漢口特電五日發）林公使は領事館に滯在昨夜領事の晩餐に臨み今朝王督軍を訪ひ午餐の饗應を受け漢陽を巡覽し今夜居留民有志の歡迎に臨み明朝軍艦に乘込み七日大冶に向ふ筈。（六日、時事）

▲俘虜行動調查（北京特電四日特派員發）英國公使は本國政府の訓令により新疆省方面に某武官を派し露支國境に於ける露國人及獨墺俘虜の行動を調查する事とし既に支那政府よりも人を派し同行調查せしむることを承諾せり。（六日、日日）

▲山東鐵沿線警察權統一（六日青島特派員發）山東鐵道沿線の警察權を統一する爲め四月限り濟南領事館警察の二派出所及張店、淄縣の警官を引揚げ憲兵隊に一任することに決せり。（七日、朝日）

▲獨墺南方援助（北京特電六日特派員發）李烈鈞氏の部下の兵は廣東にて爆彈製造中誤つて之を爆發せしめ多數の死傷者を生じ獨逸人技師一名亦即死せりと獨墺側が南方を援助しつゝありとの風說の強ち虛ならざることを證する者なり。（八日、日日）

▲支那政府回答（北京特電七日特派員發）支那政府は既電日支電信借

歎に抗議せる丁抹公使に向ひ千九百十四年英國及丁抹の商事會社との借款契約は天津上海福州間の海底電信收入を擔保とせるが今回某國と締結せし新契約は是等の權利を毫も侵害せずと回答せり。（九日、日日）

▲商會大會日支博贊成　（八日北京特派員發）　天津に於ける支那全國商務總會聯合會は六日日本全國商業會議所聯合會より日支博覽會開催の同意を求め來りたる件に對し表決の結果異議なく同意に決定せり。（九日、朝日）

▲段總理　（北京特電八日特派員發）　段總理は八日午前十時半答禮の爲佛國公使ポップ氏を訪ひ曾て前公使コンテ氏と約せし歐洲出兵が國內種々の原因にて未だ實現する能はざるを深く遺憾とする旨並に參戰の目的を遂せんと欲するも財政上の困難に打克つ能はざる內情を述べ佛國を通じて米國より借款したき旨の希望を述べしも此事たる固より不可能なること明白なれば佛國公使も乘氣にならず段氏も辭令的に述べたるに過ぎずと。（十日、日日）

▲瑞支條約締結令　（八日北京特派員發）　駐日公使章宗祥を特派して全權代表として瑞西國と通商條約を結ばしむとの大總統令八日發布せられたり。（十日、朝日）

▲駐露支那公使　（北京特電八日特派員發）　最に內田大使等と共に露都を引揚たる露國駐劄支那公使劉鏡人氏は段總理及陸外交總長に對し再び任地に赴き列國使臣と行動を俱にせんことを提議し陸總長は之に同意せり多分事實となるべし。（十日、日日）

▲日支交涉國恥記念　（漢口特電九日發）　七日獨逸派の商人は學生を煽動し日支交涉國恥記念會を開きしが警察に解散せらる。（十一日、時事）

▲日本の印象　（北京特電九日特派員發）　波日新聞記者團長汪立元氏は九日歸朝し日本滯在中熱誠なる歡迎を受けたることを謝し且曰く日本風景の美は聞きしに優れるが就中一行の最も感動したるは商工業の發達並に人民が自治の精神に富めることなり東京市制の整頓せること實業家の勢力あること等最も賞讚に値す云々。（十一日、日日）

▲林公使南京に着す　（南京特電十日發）　林公使今朝十一時帝國軍艦にて漢口より當地着、日支官民の盛大なる出迎ひを受け直ちに帝國領事館に入れり李督軍は護衛の爲軍隊二箇中隊及び軍樂隊を下關まで派遣せり。

▲林公使督軍訪問　（南京特電十一日發）　林公使は昨日午後李督軍及び齊省長を訪問せりと之に對し李督軍及び齊省長は今朝帝國領事館に至り答禮せり今夕帝國領事館に於て李督軍等十數名を招待し盛宴を張る筈なり公使は明朝軍艦にて上海に向ふ可し督軍團は公使の爲め沿道の嚴重なる警備を爲せり（十二日、時事）

▲龍軍武裝を解かる　（十日香港特派員發）　新聞紙の情報に據れば佛國官憲は海南島海口に於て廣東省より壞敗し來れる龍濟光軍の武裝を解き小銃二百餘挺並に多數の機關銃を押收せり龍濟光は之に對し其返還を要求せりと。（十二日、朝日）

▲馬賊邦人を襲ふ　（十二日奉天特派員發）　去る三日午後八時半頃錦州居住雜貨商大原三四郎方へ拳銃を携へたる馬賊十餘名闖入商品衣類有金合せて五千餘圓を掠め從軍徽章をも淺ひ去り際に門前に巡警が持てる小銃をも奪へるが其際三四郎は屋隅の一室に押込められ咽喉部に突傷を受け妻は裸體にされて身に着けしもの悉く剝取られたり急報に接し巡警二十餘名駈付けしも申譯に賊跡を調査するのみ却て來合せし田口巡査の面前にて無法なる家宅捜査を爲して引揚げたるが馬賊は二十八師の將校兵士にて中には昨年邦人寺町を殺害せし眞某なる騎兵中尉ありと右に就き大原は賛口に到り領事館に陳情せんとせしも能はざりし爲十一日奉天總領事館に來り居住安全の保障を願出たり同人の言に據れば近來該地方に於ける排日熱は却々に甚だし綏中縣の如きは十五名ある雜貨商の擧つて退去を要求さるゝあり日人の馬賊被害は續々として而も犯人は支那將校兵士に多く現に寺町殺害者眞中尉の如きは我警口領事交涉の結果罷罰さるべきに依然職に在り今回又我家に闖入せり斯ては此方面に於る邦人將來の發展は勿論居住營業適ひ難しと言へり。（十三日、朝日）

▲禁煙條約違反　（北京特電十一日特派員發）　陝西督軍陳樹藩氏は軍費缺乏財政困難の爲會內に阿片植付けを許可し巨額の稅金を徵收せんとしつゝありとの報あり右は禁煙條約違反なれば外國人側は激昂しつゝあり。（十三日、日日）

▲稅務署の招宴　（上海特電十二日特派員發）北京稅務署に於いて財務整理委員會幹部兩氏は梁士詒、周自齊兩氏を主賓とし總稅務司サー、フランシス、アプレーン、顧問ドタトル、シー、イー、モリソン氏等を陪賓として宴會を催したるが是尋常のものにあらずとて世人の注目を惹き居れり。（十三日、日日）

▲瑞支條約締結進行　（十二日北京特派員發）日本に於て瑞西公使と支那公使との間に兩國の通商條約締結中にて締結後は兩國は公使を交換する事となり支那側は前の外交次長高而謙氏任命を見るべし。（十四日、朝日）

▲日支協商成立　（北京特電十四日發）擾て交渉中なりし日支軍事協商は今回愈協議調ひ日本政府の承諾を得る爲書類を東京に送附せり。

◎日支軍事協商は支那側に於ては靳雲鶚氏委員長となり我政府側は宇垣、齋藤兩少將代表となり交渉を進め來りたる所にして去月廿五日大體を議了し爾來引續き細目に關する協商を重ねつゝありしが北京特電の報ずるが如く此程協議全く調ひ政府に協約案文及是に關聯せる書類の送致ありたるを以て最近調印の運びに至るべしといふ。（十五日、日日）

▲日支協商反對　（北京特電十三日發）北京各新聞代表者二十餘名は十二日夜會合を催し日支軍事協商反對の決議を爲し馮總統、段總理に向け請願書を提出せり代表者中には渡日記者團員康士鐸、馬瑛、天河辰氏等も加盟し居れり。（十五日、日日）

▲北京政府留學生に電訓　（十三日北京特派員發）支那側の一當事者は曰く東京に於ける我留學生が事の眞相を知らずして悲憤慷慨し騷擾しつゝあるは其愛國の情は嬉しきも彼等の爲に執らざる所なり既に教育部より駐日公使に其性質を說明して訓示を送らしめたるが尙自重して事の性質判明するを迄ぬからしめん事を希望す斷じて彼等を失望せしむる性質のものに非ずと。（十五日、朝日）

▲支那留學生の誣妄廣告　（十三日上海特派員發）十二日上海に歸りし日本留學の支那學生先發隊は十三日上海新聞に廣告して外寇日に急に國事危きに鑑す我隊既に一致歸來せり是より各界の人と共に時艱を救ふを計らんとす既に上海に到れるもの及び今後陸續上海に歸る各留學生同胞は事務所に報告すべし云々といへり。（十五日、朝日）

▲林公使到着の模樣　（上海特電十三日發）林公使は今日午後着、護軍使、交渉員代理、上海縣知事岑春煊及び支那新聞記者代表、有吉總領事其他官民、軍艦に赴きて出迎へ上陸の際は上海義勇隊日本隊醫隊整列し沿道騎馬巡査警護の下にアトスルハウスに入り內外人の訪問を受け同夜日本人有志の歡迎宴に臨む。（十五日、時事）

▲林公使の招宴　（上海特電十四日發）林公使は今朝護軍使交渉員を訪問し正午總領事館舍の午餐會あり各國領事出席す又護軍使交渉員漢冶萍公司及び總商會合同の宴に阪谷男一行と共に招かれ出席したり公使は十六日朝汽車にて當地發濟南に赴き同地一泊の上十八日北京に歸る豫定なりと。（十五日、時事）

▲江蘇鑛山と日本　（十四日北京特派員發）英字新聞の報ずる所に據れば五月二日江蘇省海州の地方長官は海州（同省の北部海に近し）の鐵鑛山を賣却せる旨告示せり日本が該鐵鑛を得たりとの噂早くよりありたれば日本人の手に歸したるは疑ひなし是と共に海州の東方南域に銅山を其四方二十三哩の羽山に金鑛を採掘の旨告示されたるが海州と青島との地理的關係より見て此採掘の日本の手に歸すべきことも亦想像し得べしと。（十五日、朝日）

▲邦人掠奪を蒙る　湖南省の醴陵縣を占領せる南軍は五月六日該地を退却し八日に至り北軍之を恢復したるが其前後より市內全部に亘り掠奪盛に行はれ加藤某の經營に係る病院を惡にしたる爲醫員患者等は着のみ着のまゝにて辛うじて避難する始末なりしかば長沙領事は取敢ず支那側に對し不法軍人の斷罰被害金品の還附及賠償等を要求し且一般軍人の取締を厲行するやう勸重に申入れたりと。（十四日某所着電。十五日、日日）

南北情勢

▲段總理時局を語る　（北京特電二十九日發）國務總理段祺瑞氏は余（時事新報特派員）の質問に對し特に秘書襲陸軍少將をして今回長江沿岸各督軍との會見の模樣及び今後の對南方政策に就き左の如く回答せしめたり。

今回漢口に於て曹錕、王占元、張國芝、趙倜に、九江に於て陳光遠、南京に於て李純、浦口に於て倪嗣冲各督軍と會見せるが何れも時局に就き胸襟を披き總理と意見を交換せり其結果倪嗣冲、趙倜は勿論のこと曹錕、張國芝、陳光遠等何れも南方が國會問題其他に就き讓歩して和を講ずるに至るまで北方は討伐を續行すること即ち條件附の討伐に就き同意し李純も今後は中央政府の命令に服すべき旨を傳へたり討伐續行に就きては少からざる準備を要する次第なるが其出征に就ては未だ之を發表するを得ず尚ほ目下進行中なる外交問題に就いても各督軍は中央政府の意のある處を知り何れも之に贊同せり各督軍との會見は凡そ右の如くなるを以て中央政府としては今後對南方政策として四川、廣東兩省に對し漸進的討伐を行はん總理は今朝馮大總統を訪ひたる後國務會議を開き之を諮りたるに各部總長何れも討伐續行に贊成せり右に就き四川省に對しては先づ宜昌方面へ徐樹錚の奉天軍及び吳光新の軍を中心として討伐軍を集中し徐に四川攻略を開始せらるる可し又廣東省に對しては曹錕、張國芝の軍は湖南省衡州方面より南進し江西省より廣東省に侵入し既に南雄を占領せる陳光遠の軍及び福建省より擊す可き福建、浙江聯合軍と相應じ二路より漸次廣東省攻擊の歩を進むる進善なり唯だ併し差向き兵力の集中を計らざる可からざるを以て四川、廣東兩省總攻擊の烽火を擧ぐるまでには尚ほ相當の時日を要す可し云々。（一日、時事）

▲馮總統に講和陳情　（北京特電二十九日發）　上京中の全國商會聯合會代表者は昨日馮大總統に謁見し速かに內亂を止め國民を水火の苦より救はれたし云々と聯合會決議の結果を開陳せる後外交問題に就き質問する處ありしに對し馮大總統は南北調停に就き何等發言なし全國々民を代表せる諸氏は須らく責任內閣の主班たる段總理に對し國民の窮狀を訴へて南北和議の運動を爲すべし唯だ外交問題は巷間傳ふるが如く中國に取りて不利なるものならず今後の處置は段總理と相談の上近く其大綱を發表するの運びに至るならん云々と答へり。（一日、時事）

▲王占元位置安固　（漢口特電三十日發）　段祺瑞氏の慰諭の結果、曹錕、張國芝、王占元の諸氏は皆辭意を翻して湖南平定の目的を遂するに一致し王占元の位置も保障さるゝことゝなれり。（一日、時事）

▲唐繼堯出陣せん　（上海特電三十日發）　唐繼堯氏は國會議員に打電して曰く約法は民國の根本にして西南各省主として護法を稱へたり正に始終此目的を貫徹す可きなり此間兵を別ち陝西湖北を助く各路の司令既に出發す余も亦重慶に向ふ云々と。（一日、時事）

▲參陸處軍事計畫　（上海特電三十日發）　參陸處は湖南の軍事計畫として第一路左翼を以て部陽を復し右翼を以て寶慶を攻め第二路安仁を復し第一路と連絡後第四期作戰計畫を終了するを以て第五期戰略を定め段氏の北京に歸りたる後之と協議決定す可しと。（一日、時事）

▲吳佩孚軍の衡州占領　（漢口特電廿九日發）　當地にて吳佩孚の軍二十三四日頃衡州を占領せりとの說區々にして衡州發十七日の來信に據れば譚浩明氏昨夜既に退却せりとあれば事實ならん。（一日、時事）

▲南軍兩地を恢復す　（北京特電三十日發）　中央政府着電に據れば悠縣、茶陵方面より退却せる湖南軍は北軍左翼司令官張懷芝が漢口會議列席の爲め北上せるを期し好機逸す可からずとなし猛烈なる逆襲を試み本月二十七日より二十八日に亘る戰鬪の結果遂に悠縣醴陵を回復せるが山東軍は續々萍鄉方面に退却しつゝあり一時萍鄉方面に兵力を集中し一兩日中に張懷芝督軍の歸着を俟つて善後策を講ずる筈なり。（一日、時事）

▲東三省巡閱使官制案　（三十日奉天特派員發）　張作霖は東三省巡閱使に內定せるに依り長江巡閱使の規模に倣らひ公署に總務、參謀副官、軍務軍需、軍法、軍醫、機要、密電、慰務の十處、文牘、會計、庶務、收發の四司を設くる由參陸辦公處より草案を送附し來れり 慣例は前淸の東三省總督衙門と同じきものなり。（二日、朝日）

▲後續隊南下命令　（北京特電一日發）　張懷芝氏部下の山東軍が湖南省東部に於て南軍の爲め大敗し茶陵、攸縣、醴陵等を放棄し一時江西省萍鄉方面へ引揚ぐるの已むなきに至れる事既電の如くなるが一方江西省より廣東省へ侵入し南雄方面へ出でたる陳光遠氏部下の江西軍も此程廣東軍の爲め擊退されたりとの報あり右に付中央政府は昨日附を以て（一）張敬堯氏に對し援

兵を出して張懐芝氏の軍を救ふ事（二）陳光遠氏に對しては速かに後續部隊を南下せしめ江西、廣東省境に兵力を集中すべき旨夫々電命せり。（二日、時事）

▲南軍攸縣を恢復す

（上海特電一日發）湖南の南軍は攸縣及び醴陵を恢復し衡道局は長沙に移りたりと又譚浩明は劉建藩林修梅陸榮光、馬濟、程潛をして湖南廣西兩軍四十營をして衡陽茶陵を攻撃せしめつゝあり。（二日、時事）

▲南軍寧鄉占領

（三十日北京特派員發）湖南寧鄉は二十七日夜南軍の手に占領されたりと。（二日、朝日）

▲新國會速開を迫る

（上海特電二日發）南京の督軍李純氏は臨時參議院を以て國會の職權を代り行はしむるに終始反對し當地の護軍使盧永祥氏も同樣の意見にて先般南京にて段祺瑞氏に對しても此の意見を述べ固く動かざりしと云ふ今曹錕、張錫芝、倪嗣沖、の三督軍は奉天、江蘇、湖北、山西河南、陝西、浙江、吉林、黒龍江、湖南、福建の各督軍熱河、察哈爾、歸化城の都統、上海の護軍使及び宜昌の吳光新氏等に對し左の如く打電せり四南は護に名を藉りて全國を擾亂す近來又種々の流言を以て煽惑を圖る茲に連名にて大總統に一電し新國會召集の期日を早く公布するを乞ひ以て謠言を熄めしめんことを提議す其の文に曰く『北京大總統欽鑒、私かに思ふに共和國家には立法機關最も重要なり往年國會を解散せる案其の定むる所の憲法不良にして國家萬生の憂ひを致す恐れたるに依る、故に必ず舊を去り新を召し相當の憲法を定め民國堅確不拔の基礎を立つるを思はしめたり現在參衆兩院選舉法既に公布せられ選舉期日も明かに定められあり近日臨時參議院をして國會の職權を代行するの說起ちに實傳せらるる是は新國會を選舉し召集するを實行するに影響する所殊に多し請ふ各省區に嚴令し法定の程條により積極に進行せしめ速に召集を行ひ以て立憲の國體に符合せしめ天下人心を慰められたく茲に連名電請す採納あらんことを云々』

著し贊同を得れば連名電請すべしと。

聞く所に依れば李純、盧永祥の兩氏は違約法に依る新國會召集說を唱へ居りて右には反對なりとのことなり。（三日、時事）

▲安協進捗

（北京特電一日特派員發）前農商總長谷鍾秀氏は馮總統に向ひ邊疆大事にして人氣戰亂を厭ふの時に當り中央政府が依然として南方壓迫の武力政策を棄てざるは遺憾に堪へず予は南北妥協に關する最後の忠告をなさん爲に來れり若し政府にして妥協を爲さんとせば進んで調停に當るべしと述べたるが馮總統は之に對し確答を避けたり然れども政府部內にても妥協論者勢からず政府は宜しく直接陸榮廷氏の許に特使を派し其意嚮を確むべしと主張するものあり一說には既に段總理も陸榮廷氏に某有力者を派遣せりと傳へ平和論勃興の兆あり。（三日、日日）

▲議員選擧準備進捗

（三十日北京特派員發）支那當局は曰く新國會議員選擧準備は着々進捗し居り選擧期日迄には一切の準備出來上るべしと。（三日、朝日）

▲李烈鈞總司令推薦

（二日廣東特派員發）陸榮廷は李烈鈞を四川江西攻擊軍總司令に推薦せり。（三日、朝日）

▲李厚基第三路總司令

（一日北京特派員發）福建督軍李厚基は第三路總司令、童保暄は同副司令に任ぜられたり。（三日、朝日）

▲南軍株州占領

（長沙特電二日特派員發）衡山占領後勝に乘じて南進せし北軍の警戒甚だ嚴ならず即ち四月廿六日に征南第二路總司令張懐芝氏先づ攸縣に於て敗れ浮足立る際聯軍總司令李烈鈞氏司令林虎氏軍長馬濟氏自ら七千の手兵を率ゐて湘鄉方面の間道より來り突如株州を占領せし爲昨日來湘潭附近の北軍の長沙を經て北方に遁るゝ者三四千あり今日の形勢に依りては長沙は三度危險に陷るべし。（三日、日日）

▲南軍衡州を去る

（漢口特電二日發）譚浩明、程潛の兩氏が本實衡州を去り永州に向ひしは去月二十三、四日の兩日なり廣西兵は殘留などにて多少の掠奪を行へり二十四日午後六時吳佩孚氏が西門より入城せし時衡山より退却の南軍北門より入るに會し暫時の小戰ありしも南軍は退散せり。（三日、時事）

▲長沙形勢不安

（一日北京特派員發）江西省湓鄉の失守後施從滋軍は袁州に張宗昌軍は長沙方面に退却し長沙の形勢不安となれりと傳へらる。（三日、朝日）

▲南軍韶州に集中　（二日北京特派員發）江西督軍陳光遠の報告に據れば南雄は一週間激戰の後北軍の手に歸したりと而して南軍は韶州に集中し居り士氣旺盛なり。（三日、朝日）

▲國務院秘書長交迭　（北京特電三日發）國務院秘書長志譚氏は遞に張作霖、倪嗣沖、徐樹錚氏等の彈劾により辭表を提出せるを以て二日附大總統令にて新に方樞氏を處理國務院秘書長に任命せり。（四日、時事）

▲陸榮廷祕喪說　（二日北京特派員發）陸榮廷の死は眞實なる旨二日朝國務院に電報ありたり北京政府は曩に密使を派して陸榮廷死去すとの實否を探らしめたるものにして今回の報告に依れば陸榮廷は岳州に次ぎ長沙も陷落せるを聞き憤怒の餘り精神に稍異常を來したるに依り靜養の爲梧州より武鳴に歸りたるが突然多量の吐血を爲して死去したる旨目擊者は語りたりと而して陸榮廷は之を極めて祕密に附し居れる樣子なりと國務委員會の當局は語れり南軍優勢の折柄なれば之も亦諒言なるやも測り難し。（四日、朝日）

▲衡山急援命令　（北京特電二日特派員發）兩湖宣撫使曹錕氏よりの報告に據れば南軍の奇襲に依り攸縣醴陵方面の北軍大敗せるも目下北軍は衡山方面より進擊し南軍は朱亭に向つて退却し第三師團長吳佩孚氏は南軍の右翼を攻めつゝあり同三日中に之を恢復すべしと尙參謀辦公處は徐樹錚氏に向ひ奉天軍を率ゐ同方面に急援すべく命令せり。（四日、日日）

▲徐樹錚四川に向ふ　（三日奉天特派員發）奉天軍副司令徐樹錚は郭混成旅長を奎兒庄に駐めて後援とし漢江の奉天軍を統率して四川に向へりとの電報督軍公署に達せり。（四日、朝日）

▲張懷芝と萍鄉恢復　（二日北京特派員發）張懷芝は萍鄉の陷落後袁州に退却せり參謀辦公處は張懷芝に萍鄉恢復の計畫を示したりと。（四日、朝日）

▲北軍南雄占領　（北京特電二日特派員發）江西督軍陳光遠氏は中央政府に宛て廿九日北軍は完全に南雄（廣東）を占領し尙軍司令部より更に前進せんとの報に接したりと打電し來れり。

▲南軍の防戰準備　廣東一日發電によれば北軍の南雄占領後南軍は雲南軍八千を南雄韶州間に駐屯せしめ北軍の南下を防止しつゝあるが更に近々八千名を急派する事に決せり。（二日北京特派員發電報）（四日、日日）

▲南方馬濟軍振ふ　（二日漢口特派員發）湖南東部の戰線に在る湘贛檢閱使張懷芝の引率せる第二路軍は南軍の驍將馬濟の軍に挾擊せられ少しく不利に陷れるより宜昌に派遣せらるべき筈の奉天軍は之が應援として遽に湖南に派遣さるゝ事に變更され鐵道及び汽船にて續々長沙に向け輸送を開始せり又宜昌には武昌にて訓練中の徵募第一團を急行せしめたり。（四日、朝日）

▲雲貴軍下江　（二日北京特派員發）兩湖宣撫使第一路司令曹錕の來電に據れば雲貴軍約二個師團夔州より歸州、巴東に下江し來り宜昌危險なり速かに法を講ぜよと。（四日、朝日）

▲李烈鈞の新任命　（上海特電三日發）廣東督軍莫榮新氏は李烈鈞氏を江西方面に出動せる雲南軍の總司令に任命せり。（四日、時事）

▲李耀漢に歸任を求む　（二日香港特派員發）廣東督軍莫榮新は省長李耀漢に打電して即時歸任を求めたるに李耀漢は目下贛省に獨り居れば恢復の上直に歸任すべしと返電せりと。（四日、朝日）

▲總統職權代行計畫　（上海特電四日發）段祺瑞派は最近國務院をして總統の職權を代行するの條件に依り總統の選擧機關設立不可能の場合に適用せんとし計畫しつゝありとの報あり。（五日、時事）

▲西南七省變則選擧　（三日北京特派員發）北京政府は兩廣、雲貴、四川、陝西、湖南の七省に於ては國會選擧を擧行し難く從つて新國會の成立に遲支あるを以て北京に在る是等の地方人をして在京人物を代表せしむる變則を行はんとするもの、如しと。（五日、朝日）

▲湖南攻擊軍の敗北　（北京特電四日發）中央政府は南方討伐續行を揚言せる矢先湖南攻擊軍敗北の報に接し且つ右翼部隊たる山東軍總司令官張懷芝督軍職意なしとのことに益々狼狽し段總理も其善後策に苦心し居りたる折柄安徽督軍倪嗣沖は徐樹錚と打合せの結果此程中央政府に對し湖南討伐左翼軍に對して速かに救濟策を講ずるにあらずんば廻つて全軍の士氣を阻喪せしむるに至らん本督軍は安徽軍及奉天軍を合し一大部隊を編成し左翼に派遣

し以て北軍の急を救はんと欲す云々と打電し來れるを以て參謀辦公處は右倪嗣沖の案を基礎として安徽奉天聯合軍をして左翼部隊たる山東軍を應援せしむることに決し直に段總理の名を以て討伐軍司令官たる徐樹錚に對し聯合軍を用ゐ醴陵攸縣等を速かに恢復すべき旨電命せり。（五日、時事）

▲北軍攸縣奪還（北京特電三日特派員發）征南第二路張環芝氏の軍は二日再び攸縣を恢復し長沙に駐在中の徐樹錚氏は奉天軍三旅團を率ゐて長沙一帶を警戒し居れるが今回其一個旅團を醴陵に派し再び南軍より當地を奪還せり。（五日、日日）

▲廣東軍各地奪還（漢口特電三日發）湖南の北軍は中央及び右翼は優勢にして二十五日寶慶をも占領せしが左翼にて廣東軍は第二路の軍を逆襲し二十五日攸縣を恢復し南軍の一派は土匪と連絡し醴陵附近に起り二十六日醴陵を占領し更に株州を奪取し北軍の退路を扼せり北軍は多く江西に退却せるが長沙よりは援兵を急派し湘潭の上流に於て防戰に努力しつゝあり長沙は危險なかる可し。（五日、時事）

▲李烈鈞南雄に向ふ（四日廣東特派員發）李烈鈞氏は北軍防禦の爲四日廣東を發し南雄に向へり。（五日、朝日）

▲討龍軍安保遂溪恢復（一日廣東特派員發）討龍軍司令官沈鴻英の三十日の發電に據れば其軍隊は安保及遂溪を恢復せり而して龍濟光の行方は不明にして雷州半島は二三週後に全部占領さるべしと。（五日、朝日）

▲督軍團新國會要求（五日北京特派員發）四南を除く各省督軍都統等十九名は連名電報を馮大總統に致し新國會召集を要求せり。

惟ふに共和國は立法機關を最重要となす最に國會を解散せるは憲法不良にして國家を累するを憂へたればなり舊を去り新を採り適當の憲法を制訂して鞏固なる民國の基礎を樹つるに若かず參衆兩院選舉法既に發布され選舉期を明定したり近日臨時參議院職權代行說あるは新國會の召集に大妨害を爲す請ふ大總統は各省區に言明して法に遵ひ積極進行を謀り以て立憲國體の實を擧げ天下の人心を慰めよ。（六日、朝日）

▲新國會選舉督促（上海特電五日發）新國會の選舉困難なる故更に各省に督促を爲し居れり但し四南六省に就ては蒙古、四藏の例に倣ひ北京にて右六省の人々により投票會を組織せしめ選舉を行はしめんとの計畫ありと。（六日、時事）

▲大總統選舉計畫（四日北京特派員發）廣東非常國會は支那の正當なる國會なりとして選舉を行ひ列國の承認を求めんと計畫中なりと。（六日、朝日）

▲段總理陳情に答ふ（北京特電四日發）全國商會聯合會代表者は昨日段國務總理を訪問し南北戰爭の全國經濟界に及ぼす影響を述べ就中湖南に於ける製藥、鑛山業は現に大打擊を受けつゝあるを指摘し速かに南北和議の交渉を開かんことを請願すると共に外交問題に就いては十分注意せんことを勸告せるが之に對し段總理は北京政府は徒に兵禍の延長を望むものにあらず唯だ岑春煊、陸榮廷、唐繼堯、孫文等の南方各派一致して北京政府に對し誠意を以て講和を請求するに於ては北方は和議開始を快諾す可し又外交問題に就ては余は民國四年日支交涉當時第五項問題に就て反對せる一人なり今日と雖も外交上國家の不利を招くが如きことは斷じて是れなし云々と答へたり。（六日、時事）

▲段總理商會に訓諭（四日天津特派員發）全國商務總會聯合會決議の一部を携へ上京したる代表者四名は二日歸津し直に祕密會を開き政府の態度を報告する所ありたるが仄聞する所に據れば段總理は是等の委員に對し商民は政治問題に對しては政府を信任して干涉する事なく其業に愚實に則を超えざるやう訓諭せりと。（六日、朝日）

▲國防實施の命令（四日長春特派員發）豫て鮑黑龍江督軍は過激派及び蒙境俘虜又は獨探等の國境侵入豫防に關し吉林、黑龍二省軍事上の連絡法提議中の所北京政府より左の辦法實施方を命令し來れり。

國境は兩省より少數の兵を派し平時は二省の兵交替駐屯し地勢を知るに便し有事の際は相互應援すべし又武器彈藥軍需品は兩省融通し一切の軍需品は隨意借入るべし。（六日、朝日）

▲重砲隊編成の案（三日北京特派員發）最に閣議に於て十五珊寘砲の中先つ四門を湖南に運び奉天軍の南京討伐に使用せしむるに決せり別に續

兵を選びて砲隊を編成するの案を參陸辦公處にて議しつゝあり。（六日、朝日）

▲外交海軍兩次長更迭（四日北京特派員發）外交次長高凌霨病氣に因り辭職を許し前兩倫辦事大臣陳籙を外交次長に海軍中將徐振鵬を海軍次長に任命したり。（六日、朝日）

▲陳光遠軍職復官（四日北京特派員發）江西督軍陳光遠は廣東省南雄克復の功に依り上將銜陸軍中將の現官に復し尙各軍を督勵して速かに討伐の目的を達せよと四日大總統令を以て發表せられたり。（六日、朝日）

▲北軍退却す（五日漢口特派員發）今回湖南にて敗退の第二路の兵力は山東第一師及び暫編二個混成旅、江蘇軍第六旅、安武軍十五營にして江蘇軍及び、安武軍は江西に退却し山東軍は長沙に退却す湖南督軍張敬堯は第二の傳良佐たらん事を恐れ頻りに奮鬪中なるも未だ形勢を挽回するに至らず兩湖宣撫使第一路司令曹錕、湘贛檢閱使第二路司令張懷芝は今回北軍敗退の責を負ひ辭表を提出し並に其罪を謝へり。（六日、朝日）

▲南軍常德占領（四日北京特派員發）湖南陸軍第十七師長陳復初（北軍）と湖南西部護法軍司令周則范（南軍）とは最に妥協成り周則范は常德を開城し桃源に退きたるが今回再び攻め來りて陳復初を追ひ二十八日常德を占領せり政府は四日陳復初に一週間內に回復せよと電命せり。（六日、朝日）

▲奉天軍の部署（五日奉天特派員發）許蘭州、張作相の兩司令は混成三旅を率ゐて湖南救援の爲め南雄へ、吳俊陞は混成二旅を率ゐ四川救援の爲め施南へ、汲金純は混成一旅を率ゐ、廣東救援の爲め廣東へ向ふに決し湖南救援軍は既に陸續出發せり其電報は漢口司令より督軍公署に達せり。（六日、朝日）

▲北軍株洲に入る（四日北京特派員發）第一路第三師長吳佩孚の報告に依れば二十八日午後張宗昌の混成第六旅は株州を完全に回復し各路の北軍株州に入りたりと。（六日、朝日）

▲譚浩明衡陽に進擊（四日北京特派員發）吳佩孚の報告に依れば南軍總司令譚浩明は廣西軍を率ゐ衡陽に向つて進攻し來りたり速かに援軍を乞ふと。（六日、朝日）

▲湖南東部南軍兵力（四日北京特派員發）湘鄂檢閱使第二路總司令張懷芝の報告に依れば湖南東部の南軍は三十二營、大砲、機關銃十八挺を有せりと。（六日、朝日）

▲注目すべき孟督軍（奉天特電五日特派員發）張奉天督軍が東三省巡閱使となるに付孟吉林督軍はいたく反對の意を含み之に對抗する準備に努め居る模樣あり同督軍の態度は大に注目に値す。（六日、日日）

▲李鴻謨の兼任（四日哈爾賓特派員發）前吉林濱江道尹李鴻謨は露西亞通なるが今回濱江尹兼吉林交涉局長に新任せり。（六日、朝日）

▲國會開會公告（上海特電六日特派員發）支那國會參議院、衆議院の名を以て左の如く當地各新聞紙に公告せり。

昨年六月十二日民國々會非法解散されたるも之を約法に照し當然無効とす茲に約法第二十條に依り自ら集會を行ふ五月三日以前に廣州（廣東）に均しく集り六月十二日より第二回開會を繼續す兩院同人は務めて早く會臨を乞ふ其開會後一箇月にして到らざるものは當に憲法第七條に依り辦理すべし。

當地國會議員通信處は右議員の廣東に赴く旅費を天津、上海の通信處にて支拂ふこと及歲費は五月一日より毎月當分半額を支拂ひ其餘は後に補額すべしとの通告を發せり。

△國會恢復主張　唐繼堯氏は孫洪伊氏に宛て左の如く打電し來れり。（六日上海特派員發電報）

外患の來れる馮國璋、段祺瑞實に禍首たり民國の前途何ぞ想を設くるに堪へん此一髮千鈞に際し法に非れば以て存を圖るに足らず吾輩の志は法を護るに在り自ら國會を恢復し主張を貫徹するを目的となす云々と。（七日、日日）

▲江西に應援軍送致（五日北京特派員發）參陸辦公處は倪嗣沖が湖南出兵を請ひ來れるに對し湖南には既に奉天軍を第二路の前線に派したるを以て尙增兵を要する江西には應援軍を送るべき旨五日打電せり。（七日、朝日）

▲北軍攸縣再奪（五日北京特派員發）北軍第三師第五旅長張學顏は湖南省攸縣を恢復せる旨五日公報逸せり。（七日、朝日）

▲孫大元帥辭職（北京特電六日特派員發）廣東非常國會は四日四南聯合政府組織大綱案を付議したるが結局贊成七十、反對廿七にて同案を可決せり孫逸仙氏は大元帥辭職の通電を發し不日廣東出發日本漫遊の途に就くべき旨を聲明せり。

◎五月四日廣東に於ける國會非常會議に於て軍政府改組案通過し四南各省統一機關設置の必要上大元帥制度を廢し政務總裁若干人より成る合議制を採る事となれり其結果孫逸仙氏は即日　元帥辭職を申出で同時に長文の宣言書を發して曰く「各省は統一機關組織の爲非常會議を護法の中心とする必要を覺り非常會議亦各省の要求に應じて軍政府改組案を議決し且正式國會も六月十日開會の事に決定したるを以て予の國會に對する義務は既に充分に履行せられなるものと信ず故に此際大元帥の職を辭す云々」と。（某所着電。八日、日日）

▲國會協議會中止（香港特電七日特派員發）廣東非常國會は孫氏の大元帥辭職に關し協議會を開きたる處意見の相違に依り議長吳景濂氏と議員との間に爭論を生じ協議を中止するの止むなきに至れり。（八日、日日）

▲商會陸唐に打電（七日上海特派員發）天津の商會聯合會は陸榮廷、唐繼堯に宛て左の意味を打電せり。

南北の戰爭が危險を國本に及ぼし居る際本會は全國商民の公意に從ひ茲に南北の平和一致を希望し居れり我公は既に法を護り民を濟ふを心とす其方針を示し以て民意を慰められたし既に此事に就き打電せるも今に返電なし今日の事民意の儘背は即ち曲直の岐るゝ所とす是れ宜世凱の滅びたるにて明かなり速かに返電されたし且つ民意に從ひ危局を救はれ度し。

（八日、朝日）

▲面從腹非の二督軍（北京特電六日特派員發）情報に據れば長江三督軍は段總理と會見の際は段總理の政策に對し反對を唱へず唯々諾々の態なりしが裏心より南方討伐主義に贊成せるにあらず段總理の勢力を利用して專ら自派の勢力擴張を圖り互に氣脈を通じ從來の平和主義に依り機を見て活動せん事を密約し居れりと又曹錕氏も表面は主戰に贊成せるも裏面に於ては平和恢復を希望し某方面に對し其眞意を訴へたりと。（八日、日日）

▲督軍兵站部を設置す（北京特電七日發）遺般の漢口會議に於て徐樹錚等の發案により同地に督軍兵站司令部を設置することに內定せるが今回右の決議に基き第一兵站部を設置し朱培德を第一兵站總監に程潛麟(?)を第二兵站總監に夫れ〳〵任命せるが此結果討伐軍は作戰に就ては依然國務院所屬の參陸辦公處の指揮を受くるも軍費に就ては財政部より又兵器の供給に就ては陸軍部より專實上獨立することゝなれり。（八日、時事）

▲江西軍始興占領（北京特電六日特派員發）江西軍は南雄占領後進んで始興（南雄の四南約卅哩）を占領せり雲南軍師團長張開儒氏は兵を韶州に集め助戰に努めず廣東新聞協會に向ひ今回の敗戰は廣東督軍及李根源氏が彈藥の補給を爲さざりしが爲なりとて責任を他に轉嫁せり張開儒氏は廣東軍政府の陸軍總長を辭められ爾來不平滿々たり。（八日、日日）

▲魏林兩將轉戰（香港特電六日特派員發）龍濟光軍當州に大敗し又起つ能はざるに至りたるを以て魏邦平、林虎兩氏は廣東に歸還し更に北方戰線に轉戰すべしと。（八日、日日）

▲南軍暴行を働く（漢口特電六日發）常德を占領せるは湖南、貴州廣西軍より成れる混合軍にて支那人たると外人たるとの區別なく射擊掠奪し危險甚だし。（八日、時事）

▲軍政府改革討議內容（七日北京特派員發）四日非常國會を開き軍政府組織改革に就き討議の結果出席九十七贊成二十七不贊成二十三棄權四十七にて可決となれり組織改革の條文は七日再議の筈なり孫文は四日大元帥の辭表を提出せり。（九日、朝日）

▲曹王湖南回復を誓ふ（六日漢口特派員發）段總理は曹錕、王占元に打電し兩廣軍若し依然戰意なければ自ら責を引いて辭職すべしとの事を齎せるより曹王等は茲に留任を勸告し携へて湖南を回復すべしと云へり。

（九日、朝日）

▲李督軍江西援助（南京特電七日發）李督軍は江西援助の爲め第十九

師團を出發せしむ可く決定せりと。（九日、時事）

▲北軍の各地恢復　（漢口特電七日特派員發）第七聯隊長孟章月氏の報によれば北軍の一隊は廿九日巴東を恢復し又一隊は卅日歸州を恢復し梨天才王天綏の兩氏は四川省巫山に於いて敗走したるが雲南軍の先鋒葉荃氏の兵は尚夔州（四川）の上流十支（哩の地點に在りて包圍されつゝあり。（北京特電七日特派員發）吳光新軍（李炳之氏の部下）は四月巴東及歸州を占領し雲南軍司令葉荃氏は敗走せり。（九日、日日）

▲張軍株州を恢復す　（漢口特電八日發）張敬堯氏の弟張敬湯氏は第七師及び十一師を以て激戰の後株州を恢復す。（九日、時事）

▲南軍復盛返す　（北京特電七日特派員發）南軍は再び醴陵を恢復し湖南督軍張敬堯氏の第七師團及奉天軍の一個旅團は目下醴陵に向け攻擊を開始中なり。（九日、日日）

▲雲貴軍の前進　（北京特電七日特派員發）雲貴軍總司令部は重慶に進出し總司令官たる雲南督軍唐繼堯氏は既に瀘州（重慶の上流百卅里）に達せりとの報あり。（九日、日日）

▲討龍軍雷州占領　（七日北京特派員發）討龍軍は三日雷州を占領し引續き徐州に進擊しつゝあり。（九日、朝日）

▲聯合政府案通過　（北京特電八日特派員發）廣東軍政府倒れ四南聯合政府設置案は遂に非常國會を通過したり右は岑春煊派、陸榮廷派及政學會派の三派提携が勝利を占めたるものと云ふべく今後岑春煊氏は南北調停運動に便する處多かるべしと觀測せらる尚同氏は舊國會の恢復は到底北方の同意せざるべきを見越し近く舊組織法により國會改選を主張すべしと。（十日、日日）

▲廣東非常國會紛擾　（九日香港特派員發）七日廣東の非常國會は出席者七十七名議長孫逸仙は大元帥の職を辭し外遊の意ある旨を述べたるが端なくも混亂を惹き起せり。（十日、朝日）

▲陳樹潘援兵を請ふ　（八日北京特派員發）陝西督軍陳樹藩は土匪の首領盧占魁、陝西護法軍司令郭堅の徒未だ屏息せざるに四川軍遊擊隊石青陽の兵一萬五千を陝西省漢中府に入れ陝西危し援兵一個師團を急派せられたしと電請し來れり。（十日、朝日）

▲劉氏援兵を呼ぶ　（北京特電八日特派員發）四川に在る劉存厚氏は『綿陽既に落ち南充縣又九日南軍に占領され廣元縣頗る危險に瀕す速に陝南鎭守使管金聚をして來援せしむる外奉天軍を亟急出發せしめよ』と打電し來れり。（十日、日日）

▲李純江西に出兵　（八日北京特派員發）江蘇督軍李純は江蘇陸軍第十九師長楊春普を總司令として十二日一個旅を江西に出兵すべき旨報じ來れり。（十日、朝日）

▲第三師休養　（八日北京特派員發）最も功勞ある第三師は長沙岳州克復後引續き戰闘に從ひ疲勞を極め居れば暫時後方勤務とすること師長吳佩孚の請來により許可されたり。（十日、朝日）

▲南軍寶慶攻擊　（八日北京特派員發）湖南督軍張敬堯は南軍總司令譚浩明が二萬の兵を寶慶に派して三日に亙り猛烈に攻擊して第十三旅支へ難き旨急告し來れり。（十日、朝日）

▲唐繼堯瀘州行　（八日北京特派員發）雲南督軍唐繼堯は雲南省署より四川の瀘州に至りと重慶に聯軍司令部を設けんとすと。（十日、朝日）

▲廣東國會防止命令　（上海特電九日發）北京國務院は盧護軍使に對し『廣東に正式國會を繼續せんとし人を上海に派して議員通信所を設け前國會議員を召集し旅費を支拂ひ廣東に赴かしめんとしつゝありとの報あるが中央は目下選擧を續極に進行せしめつゝあるに就き法を設け之を防止す可し』と命じたりと、當地國會議員は續々廣東に向ひつゝあり。（十一日、時事）

▲馮國璋張謇に答ふ　（上海特電九日發）馮國璋氏は張謇に打電し兵は素因なるもの戰ひは素より危し北は戈を止むるの願あるも樹靜ならんと欲して風歇まず南に於て禍を悔るの心なしと答へたりと。（十一日、時事）

▲議會の停戰運動　（北京特電九日特派員發）浙江省議會は政府及各省に向ひ內爭の慘狀を說き速に停戰を宣布せよ南北の爭點は居中調停に俟り

正當の解決を告ぐる事難からず若し遷延せば鷸蚌の爭ひ漁夫の利とならんのみと通電せり江蘇省議會も同じく平和運動の計畫中なりと。（十一日、日日）

▲北軍南雄撤退（九日廣東特派員發）北軍は全部南雄を撤退し廣東軍は目下之が追擊中なり魏邦平は又大軍を整へ南雄に向け廣東を出發せり。（十一日、朝日）

▲南北軍株州を爭ふ（漢口特電十日發）長沙八日の報道に曰く株州は尙ほ兩軍爭奪中に在り湘潭の下流にも南軍の小部隊出沒す醴陵は北軍に一度奪還せられたるも四日又之を奪取せられ互に約二萬の兵を以て爭ひつゝあり長沙に南軍の間諜を送り込めり。（十一日、時事）

▲杜李湖南援助協議（九日南京特派員發）海軍第二司令杜錫珪九日朝南京に來り李督軍と湖南援助に向ふべき江蘇の軍隊輸送の件を協議せり。（十一日、朝日）

▲龍濟光北京に打電（上海特電十日發）龍濟光は目下廣州灣にあり北京に打電し英佛公使に交渉し軍艦にて香港に移る樣護送を託されたしと乞へりと云ふ。（十一日、時事）

▲新國會選舉督促（北京特電十日特派員發）北京政府は新組織法に依る新國會召集を政策とし兵馬倥傯の裡にも拘らず各省とも六月廿日迄に選擧を終了せしむべき旨再三督促中なるが現在の狀態にては政府の命令行はれざる四南六省を除き選出し得べき議員數は參議院百卅七名、衆議院三百九名にして總統選擧を行ひ得る法定數たる全員の四分の三即ち四百卅名を超ゆる事僅に十六名なれば十六名以上の缺席あらば無効となるを以て到底成立せざるべきを憂ひ爲に湖南全省の平定廣東の恢復に全力を注がざるべからざる狀勢にあり即ち政府の限定的對南方針は通國會問題と相關聯し居れり。（十二日、日日）

▲大總統選舉問題（北京特電十日發）馮大總統は大總統改選問題に就き意見を漏らして曰く余は改選期に到らば取敢ず大總統に再選を希望せざる旨を聲明せん後任者としては徐世昌を推薦す可し唯だ併し總統選舉問題を決す可きは正式國會ならざる可からず苟くも不法國會を以て總統問題を決せんとするものあらば本大總統は極力反對せん而して臨時參議院の權限を擴張し總統選舉の機關たらしめんとするが如きは不法の甚だしきものと言はざる可からずと。（十二日、時事）

▲張氏特赦の請願（北京特電十日特派員發）安徽督軍倪嗣沖氏は十日馮總統及段總理に電報を寄せ張勳氏が從來國家に功勞ありし事を列擧し復辟犯罪の先例に倣ひ特赦の恩典を與へよと請願せりと。（十二日、日日）

▲劉存厚氏請暇（北京特電十日特派員發）劉存厚氏は四川擾亂以來憂心苦慮の結果病に罹れりとて一箇月の休暇を請ひたり之北京政府の救援捗々しからざるに不平なる爲と推測せらる。（十二日、朝日）

▲奉天軍司令部移轉（北京特電十日發）奉天軍は湖南々部討伐及び四川攻擊に參加することゝなりたる結果其司令部を天津に置くは全軍の指揮上不便なりとし今回愈々司令部を漢口に移轉し副司令兼總司令代理たる徐樹錚氏は同地に駐在する事となれり。（十二日、時事）

▲南軍寶慶奪回（十日北京特派員發）北軍第七師の混成一旅に占領され居たる湖南省寶慶は九日林修梅の率ゐる南軍に依て奪回されたり。（十二日、朝日）

▲北軍零陵を恢復す（漢口特電十一日發）第二路張敬堯の報に據れば七日零陵を恢復し南軍は黃土嶺に退けりとあり。（十二日、時事）

▲國會選舉の通信（北京特電十二日發）中央政府は國會問題に就き左の如く全國に通電せり曰く茲に曹錕等は速かに改正國會組織法及び改正議員選擧法に依り國會を召集し以て立法を重んずるの趣旨を明かにす可き旨を電請せり之に就き各省は六月末までに改正法の規定する所に從ひ國會議員選擧を終り依つて以て中央政府をして期に及んで正式國會を召集し之に依り國本を定むることを得せしめんことを希望すと。（十三日、時事）

▲張勳特赦不採用（上海特電十二日發）段祺瑞氏は其秘書に對し張文生、倪嗣沖、張作霖等より特赦を乞ひ來りしも其時期にあらざるを以て該電報を保存するも之に答ふるに及ばずと命じたりと云ふ。（十三日、時事）

▲奉天先發騎兵の退却（十二日奉天特派員發）奉天軍は七日政府よ

り三十萬元の軍費な支給されしも他軍に戰意なきため連絡十分ならず加ふるに農繁期節とて進軍不便なるに依り各方面への先發騎兵は順次退却しつゝあり張督軍の主戰熱は激しきも形勢斯くの如きを以て秩序具申の爲め楊參謀長は十日夜北京より歸奉せり。（十三日、朝日）

▲北軍諸地恢復占領　（漢口特電十二日發）　張懷芝の報告に據れば林州は第七師の一部と張宗昌の兵を以て既に恢復せり　朱縣、來亭及び來陽は吳佩孚の兵にて恢復し又直隸第二旅は賽陵より來れる七師の一部と共に鄢陵を占領せりと。（十三日、時事）

▲安武軍の湖南應援　（十一日漢口特派員發）　倪嗣冲は湖南應援の爲め愈々安武軍を送る　其兵力は步兵十一個營、砲兵二個營、騎工輜重各一個營、總計十六個營なり。（十三日、朝日）

▲劉建藩氏戰死　（長沙特電十日特派員發）　白石港（株州の下流）の戰闘に於いて元寄陸鎭守使劉建藩氏は戰死せりと。

（北京特電十一日特派員發）　江西第五混成旅團長　張宗祥氏の報告によれば株州、醴陵等恢復の際南軍首領劉建藩氏は　戰死せりとの事なるが劉氏は昨年湖南に事を起し今日の紛亂を來せし首謀者にして南軍の勇將なれば其戰死に就ては事實なるに於ては南軍にとりては一大打擊ならん。（十三日、日日）

▲長沙の警戒　（長沙特電十日特派員發）　長沙城内の支那旅館に潛伏中なりし陳嘉祐氏（湖南第三旅團長）の弟寶奧氏は八日捕縛せられ民黨の主なるもの三百餘名及密偵三千餘名が湖南各地に潛伏し居れる旨を自狀せしかば城内外の警戒益嚴重となり午後八時以後は　一切の通行を許さず新聞及通信の檢查頗る嚴重なり。（十三日、日日）

▲龍濟光氏退却　（北京特電十二日特派員發）　廣東來電に曰く南軍の海軍が瓊州島を攻擊せんと計畫中なる爲龍濟光氏は　急遽同島に退却せしと。（十三日、日日）

▲捕虜の額に燒印　（北京特電十二日特派員發）　湖南省に於ける南軍は北軍の俘虜數千に上りしな給養する能はざるより士官は額に燒印を押し兵士は右の手の母指と食指の間の肉な刳ぎ小銃を取る　能はざらしめたる上放逐しつゝありと公言憚はざりき。（十三日、日日）

▲江蘇省選出議員數　（南京特電十二日發）　江蘇省より選出す可き衆議院議員は二十七名に決定せりと。（十四日、時事）

▲土匪討伐區域に戒嚴令　（十二日北京特派員發）　山東軍務會辦張樹元は山東省の土匪討伐區域全般に亙り戒嚴令を布きたる旨報告し來れり。（十四日、朝日）

▲北軍大掠奪を行ふ　（漢口特電十三日發）　北軍が七日醴陵を占領せし時大掠奪并に虐殺を行ひ子供を除く外何人を論ぜず彈丸銃劍を以て殺戮せり日本人一名は長沙に逃る　四洋人數名今朝當地に着し其中米國宣敎師は彈丸を受け一物をも帶びずして來れり株州にても同樣の慘劇あり蓋し此度び南軍の逆襲は其出沒自在なりし爲め地方人民の之に加はれるを疑ひ復讐を行ひしものならん然るに政府は其功を賞し張敬堯に二萬元を贈れり。（十四日、時事）

▲南方陣立　（北京特電十三日特派員發）　南軍は李烈鈞氏を聯合軍總司令官に、陳炯明、林虎兩氏を各參務に任命し　莫榮新氏自らは討龍軍總指揮官となれり。（十四日、日日）

▲南軍甘肅を侵さん　（十二日北京特派員發）　甘肅督軍張廣建は雲南軍四川より甘肅をも侵さんとす速かに　四川兵を派して甘肅軍と挾擊せしめん事を願ふと請ひ來れり四川北部に於ける危急の狀連日劉存厚より急電を發しつゝあるにも知るべし。（十四日、朝日）

▲南方側講和提議　（北京特電十三日發）　伍廷芳陸榮廷唐繼堯氏等南方重要人物は連名を以て此程馮大總統に宛て左の如く講和を提議し來れり曰く若し中央政府にして誠心誠意亡國的密約締結を中止し以て南北爭鬪の原因たる有ゆる政治法律問題を講和會議に於て解決する事を承諾せば　南方は直に停戰し國民の最後の判決を聞かんと欲す。（十五日、時事）

▲大總統選擧樂觀　（北京特電十三日發）　北京政府當局は目下進行中なる改正國會法に依る新國會の召集並に新國會に依り行ふ可き　大總統選擧に就き樂觀して曰く新國會が開會劈頭擧行す可き大總統選擧の爲めには召集議員三分の二即ち三百八十三人の出席を要す次に既に選擧運動中なる雲南、貴

州、廣東、廣西、四川、江西を除く十六省及び青海、蒙古、西藏、綏遠、寧夏、哈爾、熱河、京兆等の特別區域並に中央選擧界より選出さるゝ可き議員數は四百七十名即ち法定數を超ゆること八十七名なるを以て大總統選擧は七月上旬新國會と同時に之れを執行するに毫も遲支へなしと。（十五日、時事）

▲安徽に兵工廠設立　（上海特電十四日發）倪嗣沖氏は安徽省内に兵工廠煉鐵所を設け自ら兵器彈藥の製造を爲さんとする計畫を立て其費用は鹽稅に附加稅を課して之を得んことを中央政府に求めたり。（十五日、時事）

▲東三省兵器廠　（奉天特電十三日發）張奉天督軍は時局に鑑み東三省兵器廠設置の急を認め吉林、黑龍江兩省と協議の上奉天に之を設置し更に擴張して長春に分廠を設け廠長は奉天軍界より選拔し副廠長は吉林、黑龍江兩省より選任する事となれり經費は一切補助を仰がず奉天省は百萬元、吉林省は六十萬元、黑龍江省は四十萬元を支出分擔する事に決したり。

（十五日、日日）

▲南軍祁陽占領　（北京特電十三日發）直隸第二混成旅關長開相文氏は衡州占領後祁陽方面にて二千餘の南軍と戰ひ敵を五十支那里以外に擊退し十日祁陽を占領せり。（十五日、日日）

▲寶慶爭奪戰　（北京特電十三日發）湖南省の寶慶は南北軍爭奪の衝に當り八日南軍之を占領し北軍は九日之を恢復せしが十日又復南軍の逆襲を受け再び南軍の手に歸せり。（十五日、日日）

（上海特電十四日發）南軍司令譚浩明氏は十四日湖南省寶慶より兵一萬を率ゐ親しく高陽縣を攻むべしと目下高陽縣方面に激戰ある由なり。

（十五日、日日）

▲孫文韶晦す　（十三日廣東特派員發）孫文は數日來何處へか姿を晦せり。（十五日、朝日）

▲張開儒氏捕縛さる　（北京特電十三日發）廣東來電に曰く廣東省北境に於て江西軍と對峙し居れる廣東軍政府陸軍總長張開儒氏は北軍と通せるの疑ひあり粵廣東代理督軍莫榮新氏は此程自ら韶州に赴き實情を取調べたる結果張氏は百萬元にて龍濟光氏より買收され最頃南雄方面に於て屢々南軍の敗北せるは全く之に因りし事判明せしを以て十日張氏を捕縛し其處置に就き當南督軍鷹繩堯氏と打合せ中なるが張氏と同一理由の下に捕縛されし廣東軍政府陸軍次長は直ちに銃殺されたり。（十五日、時事）

▲李烈鈞南雄奪回　（十三日北京特派員發）廣東省南雄は九日李烈鈞軍に奪回されたりと江西軍は大庾嶺（江西廣東兩省境）に退却せり援軍の江蘇第九師の一旅は同方面に輸送されつゝあり湖南に向ふ筈なりし奉天軍の中一旅も亦同方面に赴援することとなれりと。（十五日、朝日）

▲龍濟光廣州に逃る　（十三日香港特派員發）龍濟光は幕僚數名を率ゐて廣州灣（佛領）に逃亡せりとの報あり廣東督軍莫榮新は佛國領に通報して龍濟光等を同地に抑留し後の禍を斷たん事を求めたり。（十五日、朝日）

▲廣東軍隊の衝突　（十三日廣東特派員發）十二日夜永漢馬路に於て軍隊間に衝突あり死傷十五名を出せり原因は未だ明かならずと。

（十五日、朝日）

財政關係

▲電信借款調印さる　（北京特電三十日發）支那交通部と中華滙業銀行との間に四月十日假調印を終れるが總額二千萬圓の電信借款は昨日午後六時曹汝霖氏私邸に於て支那側は交通總長葉恭綽財政總長曹汝霖氏日本側は交通顧問藤原正文氏列席の上正式調印を終れり。（三日、時事）

▲電信借款　既報の如く支那政府と中華滙業銀行との間に假契約の調印を了したる電信借款は左の條件を以て曹交通總長と同行代表者藤原正文氏との間に四月三十日夜九時本契約の調印を了したり。

一、借款總額　二千萬圓
一、利　率　年八分
一、擔　保　該電信及びこより生ずる收益
一、着望條件　電信線の擴張布設に際しては日本より顧問技師を雇聘すること及び擴張材料の購入は其價格均一の場合には日本品を以てすること

並に今後更に借款を起す場合には先づ以て日本側に相談すること。右の如く該借款成立せるを以て議定の如く日本興業銀行は滬業銀行に對し年七分を以て去る一日現金の引渡を了せり滬業銀行は支那政府の預金口座に繰込み支那政府の必要に應じて支拂ふ事となる可し而して滬業銀行の興銀に對する利拂は當初の半期間は据置き次の半期より前拂を爲すの取極めなりと云ふ。（三日、時事）

▲阪谷顧問幣制改革意見　（四日上海特派員發）　阪谷男一行は三日上海に着したり男は語りて曰く予は支那政府より幣制改革の懇望を受けたるが實地視察の上にて決する爲三箇月の豫定にて支那内地を視察する次第である目下支那の財政は借款と軍費の爲め紛と疲弊の極に達し居り不換紙幣の如きも凡そ三億に達し銀行の信用殆さなく支那幣制の改革としては（一）略乎たる中央政府の樹立（二）銀行の整理及不換紙幣の整理（三）督軍の有する軍隊の整理等を必要とし其第一着手として先づ中國交通兩銀行を整理し不換紙幣の整理を實行せざるべからず其の爲には或る程度の外資を輸入するを要す、將來は金貨本位を採用するも先づ各國銀行と合議の上悪銀貨の回收を爲し南京造幣局の組織を改正し先づ銀貨統一より着手するを要へなり銀行整理策としては中國交通兩銀行を合併するが理想なるも政治關係から不可能なるより交通銀行を以て横濱正金銀行の如く支那内外貿易銀行となし兌換券發行權は中國銀行に一定せしむるを可とし各地に支店を置き而して從來の各種銀行は悉く廢する事能はざれば既に發行せる兌換券は之を許し不換紙幣は日を期して整理せしめ其の爲には中國銀行から資金を出して合併し或は農工銀行の如き性質に變更せしめ漸次統一を期すべし北京に於ける各外人とも會見したるが何れも幣制改革の急務を說いて居る唯餘りに祕密政策を取らざるを希望しつゝあり又各地の顧問の如きも予は何國人たるを問はず改良する積りなるも支那政府が此困難を忍び得るや否や問題である凡そ十箇年にて幣制改革を完成を得べしと信じて居る云々。（五日、朝日）

▲北京政府承認せず　（三日北京特派員發）　譚延闓が上海に於て三井洋行と水口山鑛砂專賣契約を結びたる件に對し北京政府は之を承認せざる旨我公使館に通牒ありたる趣にて目下引續き協議中なる由　日本側は既に二十五萬元を引渡したるも未だ鑛砂を受け居らずと云ふ。（五日、朝日）

▲山東鐵道借款調印　（四日上海特派員發）　濟南、順德間鐵道契約に就き日支兩國間に去る一日調印せらる利子は七分にして四期に支拂はれ手取八十七、借款額面二千萬圓なりといふ。（五日、朝日）

▲北方軍費三千五百萬元　（四日北京特派員發）　本年一月より四月まで北方の費消せる軍費は三千四百七十萬元にして一月分四百五十萬元、二月分七百三十萬元、三月分八百五十萬元、四月分千四百萬元なり。（六日、朝日）

▲支佛銀行と借款協議　（四日北京特派員發）　農商總長田文烈は王克敏を介し某鐵鑛採掘費として二百萬元を支佛銀行より借款せんとて目下協議中なり。（六日、朝日）

▲鹽稅剩餘金交附　（北京特電四日發）　支那政府の請求に依り四國銀行團は四月分鹽稅剩餘金四百三十萬元を本月六日財政部に交附することに決定せり。（六日、時事）

▲天津治水費交附　（北京特電七日發）　支那政府は四國銀行團に對し鹽政改革費未拂分銀百三十萬兩の中百二十萬兩を天津地方治水費に流用の名目を以て其交附方を請求し來れるに付き銀行團に於ては種々協議中なりしが此程支那政府が治水に關する在天津日英佛露協商側領事の意見全部を容れたるを以て銀行團は鹽稅剩餘金を擔保として六金額を一時流用する事に決し本日天津に於て支那政府代表者熊希齡氏に對し之を交附せり。（九日、時事）

▲兌換停止問題紛糾　（奉天特電十日發）　數年來の問題たる奉天支那銀行紙幣兌換を實行し來りしが過般支那側は財政難のため兌換資金に缺乏し如何なる理由にても今後兌換不能なりとて無條件停止を迫れり是に對し聯合國委員は屢會議を重ね問題の經過と現狀とを斟酌し支那側に讓歩せり但し從來の條件よりも有利なる或る種の條件の下に期限付き兌換停止を承認したり其取極めは外務省に送り其承認を經て發表實施する筈なりしが當地の兌換業者の反對運動の事情を異にせる經口、鐵嶺の領事團より反對意見あり支那側は去る四月二十五日より實施したるが日本側に未だ俄に發表せず依然兌換を要求する支那側委員は非常に焦慮し自由實施を背に迫り張作霖は大いに憤慨

し日本側の實施如何に拘はらず自發的に今十日より兌換停止を各銀行に命じ兌換は九日限り斷然停止されたり若し一兩日内に外務省よりの訓電無くば該取極めは無効に終り無條件にて停止となるやも知れずと思はる。（十一日、時事）

▲奉天兌換停止發表　（十二日奉天特派員發）　幾曲折を重ねし奉天兌換問題は頓に金融調節委員に於て協議の結果支那側銀行の請願せる兌換困難の事情を諒とし日本總領事代理及奉天省長の指揮に從ひ昨年六月十六日調停の金融調節辦法を修正し明十三日より來年二月迄兌換を停止するに決定十一日日支雙方同時に發表せり。（十三日、朝日）

▲湖南財政缺乏　（長沙特電十一日特派員發）　近來長沙は米穀の缺乏漸く甚しく米穀商は大半閉店の止むなきに至り價格暴騰しつゝあるを以て當局は蕪湖米を輸入して急を救はんと計畫中なり數年來紙幣濫發より湖南の經濟界は破滅せんとし新任財政廳長嚴家懿氏は二百萬元を持參し來れりとの說あれども燒石に水の感あり。（十三日、日日）

▲電信借款現金交付督促　（十二日北京特派員發）　財政總長曹汝霖は各省よりの軍費請求急なるを以て十一日支滙業銀行との間に成立せる電信借款の現金交付を督促せり該銀行は一週間内に必ず交付し始むといふ各省代表の軍費請求者十數名に逢し頻しく此二千萬元の借款の供給を待ちつゝありしが交付するも來月の軍費に成算なく總長は憂慮し居れり。（十四日、朝日）

▲南方討伐費要求　（北京特電十三日發）　現に南方討伐各軍司令官等より中央政府に對し要求の軍費は總計一千三百三十七萬元に達し中央政府は此の内、最も緊急を要するものに對しては四月分鹽稅剩餘金中の二百萬元及び菜借款中より三百萬元を振り向けたるが再び何等かの名義を以て二千萬元以上の借款を起すに非されば財政上討伐を續行し難き狀態にあり各司令官の要求し來れる重なるもの左の如し。

張敬堯二百萬元△曹錕八十萬元△吳光新六十萬元△張懷芝五十萬元△劉存厚五十萬元△陳光遠四十萬元△李厚基四十萬元。（十五日、時事）

▲討伐軍費の缺乏　（北京特電十四日發）　北京政府の南方討伐費は湖南、湖北、廣東、四川各地方に於る戰線の延長と共に益々增加し各省に對する送金停滯勝ちとなれるを以て直接戰爭に關係ある各省督軍等は何れも地方借款により軍費を支辨せんとし現に陝西省は總額日本金四百萬圓の紡績借款石油借款を湖南省は全省の礦山を擔保とする日本金二千萬圓の借款を廣西省は銀五十萬元福建省は銀百萬元の小借款を起さんとし湖北奉天等何れも地方借款を起さんとし中央政府に對し其認可を申請中なるが從來財政的中央集權の現狀より地方借款防止の方針を取り來りし中央政府も差詰め巨額の借款成立見込みなき以上之等各省の省借款を許可するの外なく今後南方討伐を續行するに於ては或は地方分權を來し支那の財界は第一次善後借款以前の狀態を再び現出するに至るやも知れずと憂慮するものあり。（十五日、時事）

▲山東省借款成立　（上海特電十三日發）　英米煙草公司と山東省財政廳との間に九百萬元借款成立し北京財政部にて調印を經たり利率年七分手取り九十五にて山東省煙草栽培權を擔當とし五日成立九日調印せられたるなりと。（十五日、時事）

▲山東借款實否　山東財政廳と英米煙草トラストの間に三百萬圓の借款說は或筋へも電報ありたるが實否未だ分明せず若し事實なりとせば日本は當然之を爭ふ權利あり膠州灣條約は山東に於て技師、資金、材料等を入用の場合は獨逸より仰ぐことありて日本は其權利を繼承したるものなれば運河借款同樣之を容認し難きものなり尙右借款は例の權利仲介者が私かに交涉中のものなるやも知れずと。（十五日、日日）

▲電信借款軍費に費消　（十三日北京特派員發）　電信借款は早くも軍費に費消せんとしつゝあるが支那は更に日本より借款を起して軍費の供給を受けんことを希望しつゝありと某有力家は曰く日本が眞に支那の內爭の傍觀者にして且一日も速く其和平を希望するならば對支借款は其如何なる名義なりとも當分の間應ぜざるを希望す何となれば如何なる名義の借款たりとも軍費に使用せられて內亂を長引かすに過ざればなりと。（十五日、朝日）

經濟關係及其他

▲武岳線全通　（二十九日漢口特派員發）　粵漢鐵道岳州方面の工事事成り武昌、岳州、長沙間全通せり。（一日、朝日）

▲隴海鐵道復舊　隴海鐵道の徐州及歸德間は四月十七日强盜の襲撃以來一時運轉を中止し居たるが今回武裝兵を各列車に載せ平時の通り開通せりと（二日漢口發某所着電）（四日、日日）

▲吉會線着工期　（三日淸津特派員發）　吉林方面より吉會線（吉林より咸鏡北道會寧に至る）を實査せる飯田滿鐵技師一行は二日來津せるが今回の實査は決定的のものにて聞く所に據れば吉會鐵道は五箇年繼續にて大正八年或は九年より着手すべしと。（四日、朝日）

▲山東商取引杜絶　（三日青島特派員發）　山東省内土匪横行跋扈し山東沿線を除くの外商業取引斷絶し黄河交通の民船は抑留せられ東北海岸の民船貿易も危險に瀕せり。（四日、朝日）

▲大豆市場恐慌　（三日鐵嶺特派員發）　支那商人組合の組織する鐵嶺信託公司は曩に神戸鈴木商店外邦商と七月一日渡大豆總計約十五萬石の契約を結びたるも當地支那商は遼河の水運に依る營口市場と特別關係ありて是が實買契約高も少からざるに拘てゝ加へて來年の出廻り大豆比較的少く目下城内貯藏のもの僅に十八萬石を算するのみ受渡期日の切迫に連れ斯界の恐慌一方ならず終局は其筋を介して時價の差額を邦商に支拂ひ其解決を見んと交涉中なるも買方の大部分を占むる鈴木商店は頑として大豆の引渡を迫り支那側は頃日僅の抵落を幸ひに北滿大豆を振向けんかとの評議中にて其苦悶の情慘憺たるものあり如何に解決さるゝか頗る注目されつゝあり。（五日、朝日）

▲滿鮮急行列車休止　（五日大連特派員發）　現在一週間運轉しつゝある滿鮮急行列車は本月十二日より當分の内運轉休止に決せり理由は西伯利線及び歐露鐵道の運轉狀態亂脈にして函鐵道急行車と連絡して歐亞の交通線たるの價値滅却されたりと云ふにあり。（六日、朝日）

▲都督府攻撃　（大連特電九日特派員發）　關東都督は昨年豆受渡の紛擾に省み取引所規則を改正することとし當事者に内示したるが其内容とする所は官憲萬能にし、民權を壓迫し商權を蹂躙し從來の罰金刑を體刑に變ずる等寧ろ滑稽なる規程あり大連の實業各團體は一齊に都督府の攻撃を開始せり。（十一日、日日）

▲支那も混凝土船を建造　（桑港國際特電九日發）　漢口の長江機械廠支那人翁關氏は支那へ歸國の途次當地に於て支那内地河川航行用として五十萬噸のコンクリート船并に傳馬船建造に關し考慮中なるが此の程初めてのコンクリート船フエイス號の試運轉に成功したるに鑑み右の計畫を提唱せんとすと云ひ支那に於ては斯る船舶の建造に要する勞力と材料は豐富なりと云へり。（十一日、時事）

▲米人新聞發刊　（天津特電十一日發）　北洋大學敎授米人フォックス博士は米國商人の後援に依りノースチャイナスターと稱する英字新聞を創刊することゝなり事務所を米國貿易會社内に設け準備中なり資本金五萬弗は既に應募濟みにして七月までに初號を發刊す可しと。（十二日、時事）

▲汕頭檢疫廢止　當地稅關は香港より入港の船舶に對する檢疫を本日限り解除するに至れり。（汕頭田中事務代理發十日外務省着電）（十二日、日日）

▲腦脊髓膜炎流行地　（十一日香港特派員發）　香港政廳は北律賓群島を以て腦脊髓膜炎流行地域と看做す旨の布告を發せり　九日香港に同患者三名發生せり。（十三日、朝日）

明治四十五年一月七日第三種郵便物認可
大正七年六月十五日發行（每月一日十五日發行）

支那

第九卷第十二號

要目

論說〈支那革新難（下）……一—一四
資料〈一九一七年支那の外國貿易……五—一〇
民國五六年度鹽稅純收入表……一一—一四
雜錄〈日本の對支政策……一五—二一
工業の發達と香港九龍の將來……二二—二九
東亞に於ける米國の經濟的利益……三〇—三五
最近の日支間借款契約……三六—三七
彙錄〈支那人の支那政治論（二）……三八—三九
支那鐵道に關する英米の協力……三九—四〇
事業界〈支那事業界近況……四一—四六
半月史〈半月間の支那重要事件……四七—五〇
時報〈支那最近時事要項……五一—五六
彙報〈支那關係諸報道……五七—七七
會報……七八—八四

東亞同文會調查編纂部

一資本金　四千八百萬圓（内拂込濟參千萬圓）

一積立金　貳千万圓

横濱正金銀行

電話
特四三〇一番
特四三〇二番
四三〇三番
四三〇四番
特四番（宿直用）

支店
出張所
（東京、大阪、神戸、長崎、倫敦、里昂、紐育、桑港、ロスアンゼルス、布哇、シドニー、孟買、カルカッタ、香港、上海、青島、濟南、漢口、天津、北京、牛莊、旅順口、大連、遼陽、奉天、鐵嶺、安東縣、長春、哈爾賓、

此外内外樞要ノ地ニ代理店有之候間爲替、荷爲替、信用狀其他内國手形割引、貸付、保護預等御便宜御相談可仕ニ付御都合次第御來談被下度候

國漢字書界の一新紀元を劃せる本邦空前の大字典

五版發賣

大字典

上田文學博士 岡田學習院教授 飯島學習院教授 榮田文科大學助手 飯田傳一先生共編

天覽台覽

收載文字の多大なる、字音、字形、字義の說明の至り盡せる、本邦にのみ用ひらるゝ特殊の發音及特訓を說くことの詳細なる、十有五萬の熟語を收めたる、難讀の固有名詞數千を載せたる、同訓異義及辨似を細說せる、劃引音訓引索引の外、數字引の新法を以てせる等これ本書の有する大特色にして、本書一たび出でて復在來の字書を說くものなきに至れる所以なり。速に購求あれ。

菊判三千頁背革角革美本堅牢函
入六號活字四段金屬版草字彙付

■定價金七圓也■

送料 内地五拾錢・臺灣樺太四拾錢・朝鮮支那五拾錢

索引其他詳細說明書付見本無代進呈

東京市日本橋區本銀町三丁目
株式會社 啓成社

電話本局二一〇〇
振替東京一二〇五五

井上賴國先生 高山昇先生共著 菟田茂丸先生

難訓辭典

菊判洋裝上製 定價壹圓八拾錢 送料金拾貳錢

國書中に存する難訓の地名、姓氏、神祇、官職、動植、器服、有職、故實、佛事、時令、稱號等を蒐集し盡く其讀方及出典を示したるもの讀書家必備の寶典なり。

文學博士 芳賀矢一著

詞藻類纂

菊判洋裝上製 定價貳圓五拾錢 送料金拾貳錢

本邦唯一の文學引照辭典にして普く古今の文學中より誦すべき佳句秀詠十餘萬を撰抄し之を五十音順に配列したるもの文學愛好者必讀の好辭書なり。

池邊義象先生著

古事記通釋

菊判洋裝上製 定價壹圓三拾錢 送料金八錢

池邊先生が其藏書を傾けて著はされたるもの古事記註釋書の權威として尊重せられ神宮皇學館其他の教科書として採用せらる。以て其眞價を知る可し。

芳賀文學博士閱 芝野六助先生著

吾妻鏡物語

菊判洋裝上製 定價壹圓五拾錢 送料金拾貳錢

鎌倉時代唯一の史料たる吾妻鏡の中より最興味多き部分を選び流暢なる口語文に譯述せられたるもの鎌倉武士の眞相は本書によりて初めて知るを得べし。

目次

大正七年六月十五日發行「支那」第九卷第十二號

論說

支那革新難(下)……一——四

資料

一九一七年支那の外國貿易……五——一〇

民國五六年度鹽稅純收入表……一一——一四

雜錄

日本の對支政策……一五——二一

工業の發達と香港九龍の將來……二二——二九

東亞に於ける米國の經濟的利益……三〇——三五

彙錄

最近の日支間借款契約……三六——三七

支那人の支那政治論(二)……三八——三九

支那鐵道に關する英米の協力……三九——四〇

目次

事業界

Major Bros.營業成績—楊子保險公司營業狀態—商務印書館の營業—……一四——四六

支那半月史

日支軍事協定の成立—軍政府政務總裁—公協の氣運動く—曹錕の北歸……四七——五〇

時報

（內治外交）

段總長辭意徑路—陸榮廷平和致電—修正中華民國軍政府組織大綱—敵國人濠州留置—各省選擧期日—湖南の徐樹錚—南方の調停案—新疆の近況—馮總統の密電—戰時會計處新設

（軍事）

山東省の現在兵力—吉林新軍編成

（財政借款）

湖南鹽稅の流用—五月分軍費—湖南軍費要求—湖北財政窮乏—山東借款反對外蒙借款成立

（實業）

紡織公司合併—交通銀行新役員—四月中の許可採礦……五一——五六

彙報……五七——七七

會報……七八——八四

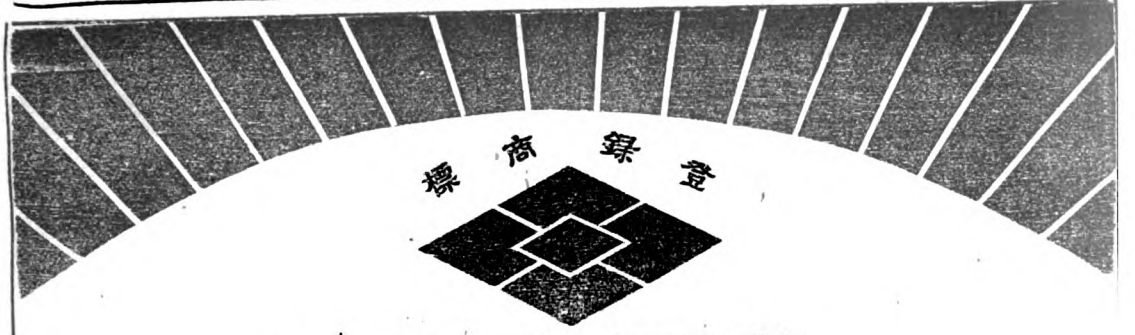

菱印窓硝子

製品種目

品質一等ヨリ五等迄厚サ二粍ヨリ四粍迄
透明板、摺　板、小紋板
色硝子、簾　板、結霜板
外ニ耐火煉瓦及曹達灰

東京市丸之内
旭硝子株式會社

第一工場　兵庫縣尼崎
第二工場　福岡縣戸畑
第三工場　神奈川鶴見
第四工場　福岡縣枝光
煉瓦工場　兵庫縣尼崎
曹達工場　福岡縣戸畑

第二回

賜天覽

支那年鑑

定價金五圓　背皮總クロース金文字函入　總數千二百頁　四六倍版　內地送料二十錢　支那五十錢

廣漠雄然たる支那の綜合觀、鳥瞰觀をなすに足るべきものは、纔に「支那年鑑」ある而已。今や「第二回支那年鑑」は支那民國成立以來の嶄新精細なる各般の材料に滿たされて市に出てたり。苟くも支那の事情を知らんと欲するものは速に之を本書に就て求めよ。

内容一斑

面積
人口　在留日本人詳細統計、在支日本實業者調査、支那傭聘本邦人調査
政體　民國政立より衰の逝去國會約法の復活に至る
政治　中央部、地方部、蒙藏部官制
財政　光緒以來民國五年に至る財政狀態
公債　外債、內債、短期借款
外交　支那公使館領事官所在地、支那に於ける列國領事館、帝國領事館所在地及管轄表
陸軍　新軍、軍隊組織表、兵力一覽表、配備表、八旗巡防其他支那駐屯
海軍　外國軍艦名表
農業　各省農田耕地面積表、各省農作物收穫高表
鑛業　支那各省鑛山所在地表、鑛山關係各種統計
工業　支那工場調査表
商會　支那及外洋商會表
會社　各種會社統計表
鐵道　支那隊國協約表、支那に關する列國間協約表、鐵道關係各種統計、支那各鐵道狀況
水運　水路表、汽船及航路表
郵便電信　支那銀行明細表、支那に於ける外國銀行
保險　支那關市場一覽表
貿易　外國貿易諸統計、日支間貿易統計
新聞　支那に於ける新聞紙調査
人名錄　現在支那有力者調査

發行　東亞同文會調査編纂部
東京市赤坂區溜池町二番地
電話芝一二一四番、一二一五番、振替東京九七三〇番

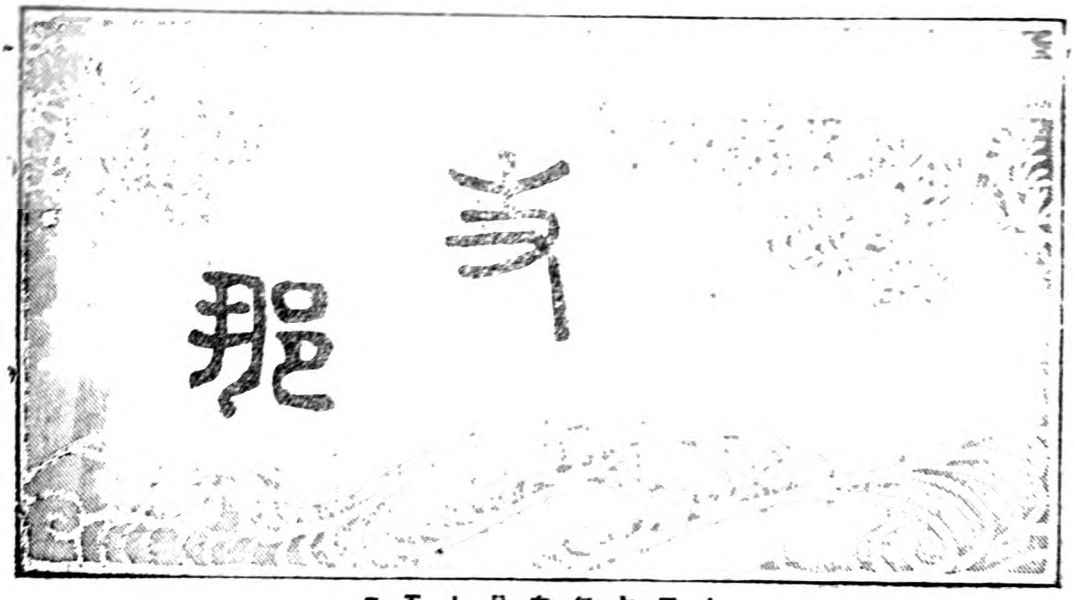

大正七年六月十五日

第九卷　第十二號

論說

支那革新難（下）

一

家族制度の流弊は、支那の革新を妨得すべく、而も其急激なる廢止は、支那をして暗黑裡に陷らしむべしとせば、此際支那の採るべき政策は之を如何にすべきや。謂ふに、支那人は嚴重なる家族制度の下に陶冶せられ、克己遵法の精神に富めるものにして、個々の道德は心ずしも外國人に劣れるものにあらず、家族制度に根蒂を置ける儒敎は、家族の範圍に蹈踏するにあらずして、之を天下國家に推し及ぼさんとするにあり、家族道德を擴充すれば、所謂公共心に變化し得らるゝなり、されば支那の先覺者たるもの、巧みに此點を利用し、國民の公共心の涵養に努め、圓滿具足せる個人の發生を促がし個人主義を基礎とせる歐米諸國の制度中、支那の國情に適應すべきものを選擇し、融化陶冶宜しきを得、之を國內に實施し、世界の

大勢に從ひ、支那民族を存立せしむることを計らざるべからざるなり。北洋官僚一派の如く、徒らに故法舊慣を墨守し世界の大勢に逆行するの自滅の道たること勿論なるも、所謂南方民黨の如く、支那人民内に公共心の涵養せらるゝことを待たず、古來の道德慣習を抛棄する弊履の如く、歐米諸國の制度の利害得失と、其支那特殊の狀態に副ふべきや否やを問はず、輕忽に之を實行せんこと、亦滅亡を招くものたらずんばあらざる也。

二

世上往々支那の前途に關し、樂觀的意見を把持するものなきにあらず。今其說に據るに、支那は建國以來四千餘年の星霜を經、牢乎として拔くべからざる國民性を涵養し、其同化力の強き、驚くべきものあり。古來佛敎回々敎等、支那の根本思想と容るべからざる宗敎渡來したるも、之を支那式に融化し、祖先崇拜と衝突することなからしめたり。又晉末には五胡中原に割據し、五代より宋に亘り中原復た遼金西夏に占領せられ、南宋に及び遂に支那全土を擧げて元に併合せられ、明も亦清の爲めに傾覆せられたり。然るに支那人は數十年の間、次第に此等異民族を同化し、單に其故土を回復するのみならず、彼等の本國たる蒙古滿洲等を併合することを得たり。されば支那人が歐米諸國の制度を採用するに當り、當初多少の障碍ありとも、結局之を支那化すること困難ならざるべく、萬一不幸にして、列强の爲め分割せらるゝことありとも、漸次之を支那に同化し、再たび獨立を恢復することを得べきなり、と。

三

若し果して斯の如くならんには、支那の爲め慶賀すべきことなるも、其然るや否や、大に疑ひなくんばあるべからざるなり。彼の佛敎回々敎が、其敎徒に祖先崇拜を許し、支那の慣習殊に家族制度と調和することゝせるは、其存立の必要上已むを得ざるに出でたるものにして、然らずんば、康熙雍正時代に禁絶せられたる耶蘇敎と、運命を齊ふすべかりしに依る。明末清初に於て、耶蘇敎の布敎に從事したる宣敎師は、能く支那の國情に通じ、儀式として祖先を祭るべきことを許し、三十餘萬の信徒を得たるも、羅馬法王クレメント十一世は、之を以て信條に背くものと爲し、祖先

を祭ることを許したる宣教師は、之を破門に處すべきことを命じたり。若し支那人にして祖先崇拜を廢せんか、家族制度なるもの根本的に破壞し、之を基礎として築かれたる道德、政治、經濟各方面に非常なる惡影響を及ぼすべきに依り、康熙帝は赫然として大に怒り、直ちに宣教師を驅逐し、耶蘇教を禁絕したり。されば、支那に布教するもの、其宗旨の建立を冀はんには、家族制度に迎合すること、已むを得ざる次第にして、之を以て支那が外來の諸宗教を同化したりと誇るを得ざるなり。然るに今や歐米諸國の制度は支那に迎合することを求めず、反て支那が此等の制度を採り、國命を維持せんとするものなれば、其果して我邦の如く取捨酌酌宜しきを得、富强を致すべきや大に疑問なしとせず。數千年來保守主義を以て一貫し來れる支那にありては、非常の努力を爲すにあらざれば、其功を奏し難かるべき也。

四

昔時支那に浸入せる異民族は、孰れも皆文化に於て遙かに支那民族に劣り、其優る處は唯武力のみなりしかば、其支那を征服するも、唯主權を贏ち得たるに止まり、支那舊來の文物制度に一指を加ふる能はず、反て自ら之を採用し自己の風習を變更することゝなれり。之が爲め、數十年の間には、征服者が被征服者に征服せらるゝの奇觀を呈することゝなれり。而も今の列强なるものは、曾に武力に於て支那に優るのみならず、美術と文學とを除き、文物制度に於て遠く支那に軼ぐるものあり、最近二十餘年來、支那は固有の思想と制度とを拋棄し、列强に歸依することゝなりたれば、支那は先づ文化に於て列强に征服せらるゝことゝなりたるを以て、一朝武力に依り征服せられ、主權を喪失したる後は、曾て自國の文化を以て五胡元清を同化し、之を顚覆したる如く、列强の羈絆の脫することも、困難なりと謂はざるべからざるなり。

五

今や支那固有の文化は漸次湮滅し、外國の制度は其利益あると弊害あるとを問はず、其支那に適應すべきや否やを論せず、滔々として支那に浸入しつゝあり。而も之を活用するに必要なる公共心と圓滿具足せる個人支那に湧出するに至らず、未だ外國文化の輸入より生ずべき利益を享けず

して、已に固有の文化を喪失するの不利益を被むりつゝあり。而して列強の支那に對する施設は、着々實行せられ、製造工業に於ては支那新舊工場を壓倒し、貿易方面も亦殆んど其の支配權を掌握し、鐵道鑛山等有望なる利權は、大半彼等の手中に收め、其の所謂勢力範圍内に於ける經營は、漸次進捗し、今や空稱にあらずして、現實に移らんとしつゝあり。是れ豈に支那空前の危機にあらずして何ぞや、安んぞ往時を追想して、樂觀に耽ることを許さんや。然るに支那朝野朋黨の軋轢に沒頭し、明末の覆轍を踏むことを覺らざるは惜むべき也。

一九一七年支那の外國貿易（二）

總說

一九一五年及一九一六年度の貿易報告に示せる支那貿易に對する諸障害は一九一七年度に於て更に其の甚しきものあり。銀價の昂騰は一九一六年度相場三志三片十六分の十三なるに對し一九一七年度平均相場海關兩英貨四志三片十六分の十三を示したり、其結果輸入を增加し輸出を減少するを常態とすれども、本年度に於ては單に之に止まらずして、銀の暴騰は益々金入の購入熱を煽りて現銀の缺點を暴露し、一方在外支那移民は其本國宛の送金を極度に縮少し且本國雜貨の購入を見合せたるを以て、金融大に逼迫せり尙貿易上に影響を與へたる主なる原因は船腹の不足、運賃率の昂騰、原價の騰貴、及戰時諸禁制にして、加之不幸にして國內の動亂及水害等あり。一面相場の暴騰は輸入を可能ならしめたると同時に、他方に於ては外國品の暴騰せしことは却つて支那人をして自給の道を講ぜしめたり、例へば、石油の代りに豆菜油を用ひ、活潑に自國製の綿製品、手拭、襦袢等を需要せるが如きこれなり。

然れども支那の外國貿易が不斷に繁榮の光に溫められざるも決して衰退するものに非ざることは現歐洲戰爭よくこれを示せり、否着實に而して迅速に生長しつゝある植物は其の發達の爲めに殆ど助力を要せず且其の最も好ましからざる環境に對してよく順應し得るものなることを現大戰は敎へたり。之を輸入品の大本たる綿製品に就きて見るに、勞働の不足、同盟罷工、貿易に必要なる諸物貨の騰貴、及木材、紙、錫板、漂白及染料等の藥品の供給不足、不作に原因する棉花の空前の暴騰等は各種綿製品の價格を平常の約三倍に騰貴せしめたる等一として貿易の障害たらざるものなかりき、加之運賃幷に保險率の暴騰英國軍時內閣が各種の綿布綿絲に對して特殊の例外を除き、從前の如き箱入

包裝を禁じたる如きは保守退嬰の支那人に對しては堪へ難き苦痛ならずんばあらず。事情斯の如く日本の紡績業者は最も有利なる機會を與へられたるを以て彼等紡績業者は之に乘じて一方其品質の改良を圖ると同時に一面支那市場の開拓に努力し本年度に於て特に盛なる貿易の發展を見たり。斯く支那市場に於ては歐米商品の輸入甚だしく減少せるも其差は日本製品に依りて充分に塡補されたり。本年度に於ける支那の輸入棉布の購買高は昨年度に比較して遙かに二千二百萬兩を超過せり。唯諸種輸入貨物の中金屬類の輸入其減退を見たるのみ。故に歐洲戰爭の終熄と共に國內の秩序恢復するに至らば支那の外國貿易が更に一層の發展をなすべきは疑なき所なり。

支那の工業は益々發達の趨勢にあり。故に各種機械の需要益々多く、砲兵工廠、造幣局、鐵道、造船所及製革場、其他各地に於ける電氣工業、鑛山開鑿、熔鑛等に要する機械器具類の需要愈々增加せり。又絹織物、綿布、莫大小業の發達せるあり、更に紡績、精米、製粉、搾油、製材、製紙煉瓦、セメント、製蠟、石鹼、硝子、磁器等の各製造業年年發展しつゝあり。就中支那製卷煙草が優に外國輸品入と競爭し得るに至れることは注意すべきことなりとす、又各地の大都市に於ける水道事業並に印刷業等見るべきもの少からず、其他關東地方に於ては日本人の經營せる諸種の工業に刺戟せられ支那人の企業勃然として興り、オレイフ油グリセリン、硫酸、乳酸、滑石粉、澱粉、硬油、ステアリン、硫化アンモニア、苛性曹達、バリウム、骨粉肥料等の化學工業品を產出し、之に伴ふて各種の化學用機械、醫療機械、寒暖計、坩堝、電球、自轉車等の製造を見るに至り、紙模製造バナマ帽子の如きは殊に市場の歡迎を受けたり。最も興味あるは前年南滿洲鐵道會社が奉天に設立せる資本金一千萬圓の南滿洲製糖會社これなり、同社は主として甜菜糖を製造し、傍瓜哇糖の精製を目的とするものにて既に種苗を農民に頒布栽培せしめたるが春季の天候不順なりしにも拘らず四十萬擔の收穫ありたり、十三パーセントの糖分を含み頗る優良の成績を示せり、然れども同社の一日の製糖能力は五百噸なるを以て甜菜の收穫全部を以てするも一ケ月半の分量を支持するに過ぎずして、殊に滿洲、山東地方の支那人は甜菜糖を好まざる傾向あるが故に市場の需要思はしからざる憂ひなしとせず、從つて當分瓜哇糖若くは臺灣糖と混合して支那人の嗜好に適應せしむるの方法を取るべく、將來支那人にして之を常用するに至らば其販路の擴張殊に有望なり、上述のものは主に日本人の經營する所なるが支那人が獨立して經營せるものに蛋白、蛋黃、靑粉乾餅、各種の罐詰、砂糖、モーター、印刷機、釘、針、時計、石盤、石筆、膽寫盤、硝子、耐火煉瓦、瓦、絨氈、帆布、棉絨、麥稈帽子、リボン、樂器、銅製品、鍬、石綿、皮革、化粧品等の製造業あり。若し支那政府にして釐金等の各種稅目を撤廢し自由工業を保護奬勵し外國品と競爭し得るに至らしむるを得ば各地に於ける此等の工業の將來の發達期して待つべきものあらん。尙同年度の對外貿易に與へたる主なる障害は七月の復辟事件、雲南の獨立宣言、四

川の動亂等にして、實に八月に至り露國が特許品以外の輸入を禁止せるあり、次に留（ルーブル）相場の暴落を來たせる等皆注意すべき出來事なりとす。

次に支那各地の開港場に於ける貿易狀態を概說せんに、東三省各港は極めて順境に赴きつゝあるも、船腹の不足と露貨の暴落とに依り貿易の發展を妨げたること決して尠少ならず、一九一七年十二月二日の留相場の如きは上海銀一百兩にして露貨一千八百八十留を示せり。故に商人は安心して取引契約する能はざるに至れり。又露國の奢侈品輸入禁止令も貿易上の障害たりしと雖も、露國內の莫大小、綿布、長短靴類、砂糖、蠟燭、小麥、マッチ、豚脂等に對する需要には影響なかりき。清津より圖們江岸の會寧に至る五十八哩の鐵道は十一月二十日に開通せるが同線は近く吉林に通じ南方朝鮮とを聯結するを得べし、其曉に至らば東部滿洲の物產は清津と共に元山より輸出さるゝに至るべし、尙同線は將來圖們江より天保山鑛山に聯絡の計畫あり同地方は銅及鉛の產地として有望なり、滿洲に於ける日本の雜貨は近時着々として歐米雜貨品を壓倒して輸入額を激增せるが、支那製綿布及綿製品の賣行も亦佳良にして特に編物細工歡迎せらる、二月英國政府豆の輸入を禁止せしより豆價の大下落を來し支那商人の破產せるもの頻出せるにも拘らず、豆の輸出は增加し、油豆は運賃一噸に付米貨二十五弗の高率なるに拘らず同月中米國との其取引は頗る活潑なりき。

朝鮮鐵道と南滿鐵道の合併は七月三十一日を以て實施せられ、滿鐵は敷設、經營、管理に關する全權を獲得せり。故に運賃に關する永年の不平も漸時除却さゝるに至るべし、四鄭鐵道は起工後八箇月にして竣工し、十一月三十日に全鐵道の試運轉を爲し、全長五十五哩にして鄭家屯より四平街に至るものなり。該鐵道は支那政府の管理に屬すと雖も、機關運輸の兩幹部は滿鐵役員より選定せらる。又償却期間三十年の六百萬圓の吉長鐵道借款は十月十二日に南滿洲鐵道會社と支那政府との內に契約成立し、鐵道幷に之より生ずる所の收益を以て其の擔保と爲し借款期間中は滿鐵會社が支那政府に代りて之を管理することゝせり。

本年度に於ける最も重要なる事項は八月に實施されたる日本政府の關東都督府の改組にして、從來外務大臣の管下にありし同都督府は內閣總理大臣の直屬に移り、南滿洲鐵道會社の事業に對して同都督府は積極的監督權を與へられたり。而して同じく總理大臣に直屬する拓植局は朝鮮、臺灣、樺太及關東州に於けると等しく滿鐵の事務にも干與するに至れり。奉天地方は銀塊豐かなるを以て上海方面に流出さるゝもの少からざるを以て、支那政府は銀の輸出禁止令を發布し、特別の許可なき限り、銀子五十兩、銀幣五十弗以上の輸出を全然禁止せり。

北支那に在りては上述の如き種々なる障碍ありしも、其貿易は一般に良好なるを得たり。天津の如きは運賃の昂騰を以てしても、毫も其輸出力減退することなかりき。北支那に於ける最も大なる障害は八九兩月に亘る大雨による直隸の洪水にして浸水區域實に一萬五千方哩、平均水深四

呎に達し、農作物の被害約一億弗に及びたり。此地方に於て特に花々しき活躍をなせる日本商品にして、着々として歐洲製品を壓倒して市場に其の地歩を占むるに到れり。紙綿布、綿絲及眞田紐、レース、金銀絲裝飾品等の如き綿製品、琺瑯鐵器、電氣器具等其の價格の低廉なると品質の良好なると相俟ちて、充分戰後に於ける日本品の地位を保つに足るべし。之に反して、毛織物、綿縫絲、燈用石油、アニリン染料、煙草、硝子器、針の如きは其の品質に於て到底歐米品と競爭する資格なきものと看做さる。尙前記輸入品中日本綿布が著しき發展をなしたることは注目すべきことなり。家庭用石鹼、護謨製品の日本より輸入さるゝもの少からざるも其大半は日本內地に工場を有するリーヴアー兄弟及ダンロップ會社の製造せるものなることは特記を要す。米國に於ては從來煙草及チユインガムの原料として小亞細亞、波斯方面より甘草根を輸入したるが、メソポタミヤに於ける戰時輸入の爲めに妨げられて此等の地方より供給を仰ぐ能はずして、終に支那に其供給を求めざるを得ざるに到れり、故に同品に對する需要俄に增加したり。更に新輸出品としてはオレイフ油の原料たる胡桃油の佛蘭西に輸出するあるも、運賃昂騰せる今日に於ては到底間に合はず、此輸出は餘りに有望ならざるが如し。日本より新に輸入せらるゝものゝ中に混合絹絲あり、絹の縱絲に植物性の橫絲を混合したるものにして大に人氣を博したるも、其の販路を持續し得べきや否や甚だ疑ひなき能はず、但しラミー纖維を加工せる人造絹絲は外觀美麗にして支那人一般の好む所なるが如し。芝罘の生絲取引は滿洲產生絲との劇しき競爭を生めり、滿洲に於ては原料たる繭の安價なるのみならず、又製絲法を學術的に研究せるを以て著しき發達を致せるが、芝罘の生絲業者も銳意努力其の品質の改良を工夫し、前年度同樣の輸出額を維持することを得たり。然れども不正の手段を以て重量の增加を企つる惡風を矯むるに非ずんば早晩滿洲製品の爲めに驅逐せらるゝに至らん。英國製綿絲の輸入杜絕後日本製品之に代りたるも品質劣等にて、山東レースをして不評ならしめたるは遺憾なり。

米國一度鐵の輸出禁止を行ふや日本は已むことを得ず支那の各地に於ける有ゆる鐵鑛を購入せんと欲し青島要塞の砲臺は此の目的の爲めに悉く取り下され沈沒艦高千穗の拂下を得たる者は非常の利益をなせり。其他銅、青銅等も品種の如何に拘らず續々購入されつゝあり。

英米煙草會社は山東省濰縣地方に於て煙草を栽培して好成績を得更に之を廣く支那農民に分配して栽培せしめ益々支那各地に之を實施せんとしつゝあるが、之に對抗して、南洋兄弟煙草會社が日本の有力なる會社と提携して、これが競爭計畫をなせり。

一九一六年秋青島に創設せられたる麥酒會社は既に其の釀造を始め、新設生絲場も亦內地より多くの桑苗を輸入して支那人に無料頒布し、一方其科學的研究をなし、斯業の發達を企てたり、山東省の產業の將來は刮目して見るべきものあらん。

四川省の重慶は貴州軍に占領され戰亂掠奪止む時なく財

界一般萎靡不振の狀態に陷り、住民は掠奪を恐れて、銀貨を回收せんとし、終に中國銀行發行の兌換券と四割七分の打歩を生ずるに生れり。加之軍用船を徵發するありて甚だ商業上の妨害をなせり、暴徒は軍艦、汽船、ジャンクの別なく砲撃を加へ、又掠奪を爲して大に交通運輸を阻害せり。

萬縣に於ては三月十六日に重慶海關の分所を設けたるが、同地は四川東部の廣大なる沃野の門戸なるを以て、將來同地方の貿易の發達に貢獻する所決して少からざるべし、同地の主なる輸出品は桐油なるも、昨年を通じて秩序紊亂の狀態なりし爲め、一般貿易を阻害せり、上部揚子江の急流數箇所に於ては、或種の改良工事を行ひたるが、戰亂及暴徒のために貿易は著しく妨害せられたり、長江に於て汽船の砲火の厄に遭遇せるもの甚だ多く、「アンラン」號の如きは其一例なりとす。長沙より積出せるアンチモニーは多量に上りたるが、船腹不足の爲め價格低下せず、殊に外國市場に於ては他方面よりの供給ありし爲め一層の不況に陷りたり。タングステン鑛の輸出は增加し、鉛も亦多額の輸出ありたり。又日本產石油の漸く競爭を感ずるに至れるは注意すべし。粵漢鐵道は昨年末迄に長沙に達する豫定なりしも、戰亂の爲めに工事進捗せず、九月一日僅かに武昌岳州間の旅客運輸開始せられたるも車輛頗る不足せり。長江沿岸の一般農作物は豐作にして、殊に藍の取引多額に上りたり、日本及英國製の染料は從前の獨逸製品よりも安價を以て市場に見えたり。而して、揚子江沿岸產出の天然藍は人造藍の領域を蠶食せること頗る大なりとす。

露國に於ける綿絲の需要は日本市場を沸騰せしめ、結果支那より日本に向ひて多額の逆輸出あり、支那商人は之が爲めに莫大の利益を得たり、諸種の日本商品は支那市場に於て大に活躍し、日本製白糖の如きは香港輸入品よりも低價を示したり。

米作は頗る豐饒なりしも、安南の大豐作にして南部に於て低價にて販賣せること、蕪湖よりの運賃甚だ高率なりし爲め同地の輸出は減退を示したり。日本は多量の菜種と油糟を輸入したり、支那製紙卷煙草は到る處に於て外國輸入品と競爭し、外國人用の上等品は之を除き、支那國內の消費は遠からず全部支那に於て產出せらるゝ所の煙草によりて充たさるゝに至らんとす。

テキサス石油會社は非常なる勢にて其製品の販路を開拓し、橫濱なるホルデン石油會社亦大に之と對抗せり。燐寸製造業は原料騰貴の爲め少からざる打擊を受けたるが、多年江蘇水路航通の障礙たりし水草が一九一六年より一七年に亘る冬季の嚴寒のために悉く枯死し航通の便利を來せること少しとせず 同樣の報告は浙江よりも來れり、同地方の水草は一九一一年即ち革命勃發の年に發生せるを以て、支那人之を呼んで「袁世凱」と綽名せり。溫州には製茶檢查所の開設せらるゝありて、茶業貿易に多大の害毒を流したる柳葉其他の雜葉の混入を取締ることゝし、斯る不正茶は發見次第直に全部之を沒收して燒却し、犯人を處罰することゝせり。三都澳にては一九〇七年には一擔一弗四十仙なりし食鹽が昨年には三弗八十仙に昂騰し、鹽魚製造業に甚

しき障害を與へたり。

臺灣產燈用石油の競爭は愈々劇甚を加へ米國油十ガロンに付五弗十仙、ボルネオ油三弗七十五仙、スマトラ油四弗に對し三弗七十五仙にて販賣せり、然れども品質劣等にして發火點低く使用上危險なりと稱せらる。

銀爲替の高率なることは海峽殖民地との貿易を不振ならしめたるが、これ同地方在住の支那商人及移民が本國支那に送金することを手控せる爲めにして、厦門より輸出する麻袋、錫箔、氷糖及煙草等を激減せしめたり。汕頭よりの報道に依れば、數箇の支那銀行は現銀缺乏の爲め破產の止むなきに到れりと。米の收穫は非常に豐饒なりしも、內亂と輸送力の缺乏とによりて不況を免れざりき。唯戰爭の影響を受けて發達せるはタングステン鑛の輸出これなり、同鑛は香港汕頭間の海岸汕尾に產出し、同地より香港に積出され、香港より更に英國に輸出し、又上海を經由して米國に輸送せらる。海南には約三十箇の謨謨會社新設せられ、北緯十九度と二十度の間に既に百萬本の謨謨樹を植付けたりと、若しこの事にして事實ならんには、若干の原料護謨の既に新嘉坡へ積出せしことは確實なるべく、元來海南島民の大部分は文明に遲れたる土民なるが、然かも同島は益重要の地位を占むべく、其商業大に發達するなるべし。北海よりのマンガンの輸出は大に增加し、西河を航行する小蒸汽船は石炭の暴騰のために盛に重油を使用しつゝあり。今や多くの船舶は其機關に重油を燃燒せしむる裝置を具備するに到れり。梧州には地方的新工業興起し、外國のモデルに則りて液體燃料を用ふる發動機を製造しつゝあり。又柳州河畔に於ては良質のマンガン鑛發見せられ將來頗る有望なり。既に在香港外國商店との間に多額の契約を成立せり、南寧よりはタングステン鑛を、龍州よりは鉛鑛を搬出し、蒙自の錫は米國の需要大なるを以て盛に輸出せり。香港に於ける銀の輸出禁止は國境附近の開市場の貿易を激減せしめたり。群盜各所に出沒せるを以て軍隊護衛の下に隊商を組織せり。又琺瑯洗面器は從來墺國より輸入せるものなるが、近時其取引日本人の手に移りたり。日本人は支那の地方人の嗜好に適應せしむべく之を十打入木箱の中に包裝せり。其他琺瑯製盤、匙等も輸入せらる。米國製の針は日本製のものと競爭しつゝあるが、後者は容易に破損し易きが如し。而して軍隊が駄馬を徵發せることは取引の上に大なる不便を與へたり。

民國五六年度鹽稅純收入表（下）

七月　一九一六年　一九一七年

蘆	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇、〇〇〇
川南	一、七九九、六〇五、八四	一、〇三四、六八
川北		
奉天	三九二、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇
福建	六四、七九八、一〇	一五八、八〇五、〇四
海州	四四二、六〇六、六九	一九六、九一一、〇一
河東		
廣東	一八九、三三六、九三	五〇二、一三二、一九
兩浙	三五四、一八一、四九	一五七、七九二、二六
山東	一二〇、〇〇〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇、〇〇〇
松江	九八、六八、六四六	九八、六〇九、四八
揚州	一〇九、六五三、五四	一四八、〇九三、八五
雲南		
長沙	五三一、〇一六、四八	
正陽關		
多倫諾爾		
河東		
花定		
湖北	一八二、四四九、六四	
宜昌	二三九、五二一、四一	

吉黑		
廣西		
貴州		
南昌	一一九、七六一、〇九	
沙市	二、五五一、三一	
山西		
大同	一三六、九三一、一〇	
合計	五、一八三、一〇〇、〇八	

八月　一九一六年　一九一七年

蘆	一、六〇五、七三八、三四	二五〇、〇〇〇、〇〇〇
川南	四八一、七〇六、四六	
川北		
奉天	二九九、七三一、六一	九八、〇〇〇、〇〇〇
福建	九六、〇〇〇、〇〇〇	一、四四三、八九
海州	九一六、一二七、〇三	三九五、一九〇、六五
河東	二六一、八三四、五一	二八六、六六二、〇六
廣東	一二〇、六九八、八〇	五七三、一七二、六一
兩浙	二一五、七五三、五七	二四二、一二五、二七
山東	二八〇、九二一、八九	
松江	一〇六、三六五、七七	一四八、二三九、二六

揚州	雲南	長沙	正陽關	多倫諾爾	河東	花定	湖北	宜昌	吉黑	廣西	貴州	南昌	大同	沙市	山西	合計
六〇六、七五三、二四	七二、二九三、五四	四六、三八三、四一					五八二、三六六、二〇	二六五、三七六、四九						一〇、〇七六、六〇		七、一六六、五三五、四一
一九七、六八九、四二	一二六、〇〇〇、〇〇	二九六、五四五、二五		五〇〇〇〇			二六三、五七七、五一	二七二、八七九、六三						二、七八四、五九	五二五、〇〇四、七九	三、八六二、五一二、七七

長蘆	川南	川北	奉天	福建
一、三五〇、〇〇〇、〇〇	五六〇、〇〇〇、〇〇		二三九、二八七、四七	四二六、二〇〇、〇〇
八五〇、〇〇〇、〇〇	一、一一二、〇〇八、〇〇	二八九、一八三、〇一	一九六、一五三、五五	一七一、四三三、九七

九月　一九一六年　一九一七年

海州	東河	廣東	松江	雨浙	山東	揚州	長沙	雲南	正陽關	多倫諾爾	河東	花定	湖北	宜昌	吉黑	廣西	貴州	南昌	大同	沙市	山西	合計
六〇〇、八九七、一八	八七一、〇八〇、六七	二四一、八四二、九九	九八、一九八、八九	三四三、四二三、九	二九〇、〇〇〇、〇〇	三六二、七〇六、四六	二六五、七〇四、九八	一五二、八六五、四五	二四七、〇〇〇、〇〇	一七〇、二二〇、二二			一二六、七六九、四六	七七、九三三、四四	一〇〇、〇〇〇、〇〇			二〇九、五八一、九一	一五四、四八四、四七	二、八二七、九〇		六、八九一、〇五三、八八
五九三、一七二、〇八	五〇八、九九七、五〇	二七六、五五三、〇五	一四八、一六二、二八	一五〇、〇〇〇、〇〇	四八〇、〇六八、〇〇	四九、三八一、七三					九八、六九六、七四		二六八、九八一、二三	一三〇、〇〇〇、〇〇				九〇、〇〇〇、八二	一八七、五六八、四三	五、八〇三、六九〇、五一		

十月

	一九一六年	一九一七年
長蘆	一、三五〇、〇〇〇、〇〇	一、七〇〇、〇〇〇、〇〇
川南	一、七〇〇、〇〇〇、〇〇	三九三、三三二、〇〇
川北	七六二、九八五、六〇	
奉天	二九四、〇〇〇、〇〇	五〇〇、〇〇〇、〇〇
福建	一八四、〇〇〇、〇〇	二五〇、〇〇〇、〇〇
海州	九六八、一六二、三五	二九五、七五一、四五
河東	二〇〇、三三〇、九	四四六、〇九六、八八
廣東	八一〇、二六三、七四	四七二、八二八、七一
兩浙	三八六、六三一、六一	三四一、二三四、二六
山東	三六〇、〇〇〇、〇〇	四八九、四六九、〇〇
松江	一四八、七八六、七一	一四八、六五八、四〇
揚州	一、〇三六、七九三、七九	二九六、八五四、九一
雲南	三二〇、〇〇〇、〇〇	三七〇、〇〇〇、〇〇
長沙	二九六、五五七、二二	六二三、三五二、五〇
正陽關		
多倫諾爾	一〇、〇〇〇、〇〇	
河東		二〇〇、〇〇〇、〇〇
花定	三二七、三五九、〇八	二四三、四七一三七
湖北	三一七、一四四九、六〇	一四二、二九三二三
宜昌		
黑吉		
廣西		

	貴州	南昌	山西	大沙市	同合計
		二四七、〇〇七、二五			
				一、八五九、四八	九、七一二、四七七、〇
					一三六、二九一、一八
		五二五、〇〇四、七九		九、七九八、一七	一八五、一七一、四二
					七、六三三、三一七、〇九

十一月

	一九一六年	一九一七年
長蘆	一、七〇〇、〇〇〇、〇〇	二、二〇七、五八七、五七
川南		一、一三一、九八六、二六
川北	七九五、九五一、七六	一九一、三七四、三四
奉天	七九五、九五一、七六	六二七、七六四、五五
福建	二一〇、〇〇〇、〇〇	二五八、九八七、九四
海州	三四七、八五三、三一	五〇四、五九一、九四
河東	四八二、九四五、〇四	三二〇、七二四、五〇
廣東	七六五、六九八、八〇	一、〇三四、七七七、四九
兩浙	二六八、一〇三、五〇	三五三、一四四、五四
山東	三〇〇、〇〇〇、〇〇	七一九、二五三、七二
松江	九八、五四一、〇五	一四九、七〇一、九八
揚州	三四七、二九七、三一	五一一、六八七、六六
雲南		三一九、〇〇〇、〇〇
長沙	二〇八、六八六、三二	八七一、六五四、八六
正陽關		五〇〇、〇〇
多倫諾爾		

十二月　一九一六年　一九一七年

東	河	花	湖	北	宜	昌	吉	黑	廣	西	貴	州	南	昌	山	西	沙	市	大	同	合	計
一九七、四九五、九〇																						
一五九、七九六、七五																						
三九五、四五三、七八																						
二四二、一七八、六〇																						
二〇九、五八一、九一																						
一五〇、〇〇一、三七																						
四、六九四、五七																						
七、八九六、九一																						
一五八、七〇一、三五																						
九九、七四七、一五																						
六、二五五、三四七、五八																						
一〇〇、九八、〇一五、三六																						

東	蘆	川	南	川	北	天	奉	州	海	東	河	東	廣	浙	南	山	東
二、一〇〇、〇〇〇、〇〇																	
二、三八二、三四〇、九																	
一七二、一二五、三九																	
三八二、五二七、二																	
六二三、一二四、七																	
六九〇、八二二、三四																	
五二七、九九五、一二																	
一、〇二八、三八三、七五																	
三八九、〇五六、四七																	
四六〇、〇〇〇、〇〇																	

東	松	江	揚	州	雲	南	正	陽	關	長	沙	多	倫	諾	爾	東	河	花	定	湖	北	宜	昌	吉	黑	廣	西	貴	州	南	昌	山	西	沙	市	大	同	合	計
一九九、四七九、五三																																						
五四六、八〇六、五九																																						
五八二、二一三、六七																																						
一九七、二三六、〇六																																						
四六二、七六二、八六																																						
五一五、二三二、九六																																						
二六七、〇〇三、五五																																						
三一四、三七二、八七																																						
一一、五五九、六七																																						
四五九、一八九、九二																																						
一二、三二一、二三六、三三																																						

東	松	江	揚	州	雲	南	正	陽	關	長	沙	多	倫	諾	爾	東	河	花	定	湖	北	宜	昌	吉	黑	廣	西	貴	州	南	昌	山	西	沙	市	大	同	合	計
二六七、六三四、二六																																						
四九三、八七七、一一																																						
二〇八、〇〇〇、〇〇																																						
二九六、二九〇、三四																																						
二一〇、二八一、三六																																						
一五、〇〇〇、〇〇																																						
五九三、〇四七、三八																																						
二三二、五〇二、一二																																						
三七六、一七五、三二																																						
九、〇七五、四五四、五七																																						

日本の對支政策

米國　カール、クロウ

本編は米人カール、クロウの近著 Japan and America 中の一章なり、同氏は久しく東京にあり、ジャパン、アドヴアタイザーの記者なりし事たりき、氏にして我對支政策につき斯かる誤解をなし、且之れを公表するが如きは、實に遺憾とする處にして、氏の批評、觀察は孰れも色眼鏡的なるを免るゝ能はず、然れども一部には斯かる誤解もある事を知り、一は斯かる誤解の因を除き、一は又斯かる誤解を氷釋せしむるの途を講ずるの要あるべく、然らずんば益我對支政策を誤解せらるゝに至らん、因つて特に此に之れを譯出せり

國際條約により弱少なる國民を、強國の蠶食より免れしめ、其の國民たるの運命を全ふせしめんとするは、之米國が古來採りたる政策なり、吾人は彼の中部及び南部アメリカ諸國を、歐洲強國の蠶食より免れ、以て其の運命の安固を期するを得せしめたる、モンロー主義の成功により、此の政策の正當なる事を確信せり、吾人は又此の政策の顯著なる實例として、玖馬を指摘し得可し、米國に對し好意を有せざる、批評家は、「此の主義たるや米國の發展にとりてのみ喜ぶ可き主義なり、蓋し米國は此の主義の實行により、掌大の土地も失はず、又何等の不利益をも被る事なくして、而も他國をして米國の恩惠に泣かしむる事を得ればなり」と云へり、又「既に所有せるより以上のものを管理する事能はざる者に就ては、貪慾ならざる事は必しも大なる德とは云ふ可らず」と云へり。

批評家の云ふ處或は然らむと雖も、米國に於ては此の思想は動す可らざる根底を有し、又米國人は此の政策は正當

なるものと確信し居れり、米國人を會員とし米國の本位貨幣を以つて、經費を支辨せらるゝ、多くの平和協會の綱領は、何れも祖國に植民地及び海外領土を結合する、羈絆の任意的撤廢、或は外國の支配の下に在る人民の主權の平和手段による、回收に依るの外、各國の國境に今日以上の變更を來す可きものに非ずと云ひ居れり、一般の軍備縮少は以て植民地の擴張を爲すを得ざるのみならず、反て其の領土を失ふの結果を生ず可し、軍國主義——或は海軍主義と云ふを以つて適切とすべきか——を除きては、ニウジーランド及びオーストラリアは、英帝國の羈絆の中に止る可き何等の情實的の理由なきに至るべし、然るに兩國は既に海上を巡遊する軍艦なきも、他より攻撃せらるゝの危險なきに至りたるを以て、英國海軍によりその沿岸及通商を保護し貰ふの必要を見ざるに至れり、軍國主義が廢棄せられ、各國民が互に其の領土の安全なる保有を保證し合ふに至らば、オーストラリアを(一例を擧ぐるに止る)英國を結合する羈絆は、年と共にゆるぶに至るは見易き處なり、現在の軍事上の理由より生ずる服從の必要の變化に伴ひ、領地と祖國との關係は、自然の趨勢につれ漸次沮隔を來し、遂に兩者の結合は名義上のみのものとなるべし、二三の米國の學者は現在の國家及植民地が、軍備維持に要する負擔より免れ、領地擴張の野心を拋棄し融然として、一の共同の利益及理想を目的とせる團體となり、かくて今日よりも一層進歩し、一層幸福なる發達をなすに至るの日の到來を夢み居れり。

之等の理想の實際に表白せられたるものはモンロー主義及び支那に於ける門戸開放主義なりとす、此の兩主義は共に一時の感情により生ぜしものには非ずして、政策上の必要に基く確乎たる論據に基き生じたるものなり、然れども實際の結果に於ては、一面國際關係に於ては、暴力に代ふるに正義を以てせざる可らずと云ふ、主義を完成することとなりたり。

此の弱少にして衰微の徵ある國家、並に國民を保護するてふ主義は、其の主義の正否は暫く之を問はざるも、少くとも、既往三十年間日本政治家を支配し來りたる主義と正反對のものなり、彼等の主義は帝國主義にして、彼等は常に其の柔弱なる隣邦を目して、蠶食の好餌となし居りたり、彼等は英米人に比し極めて大膽なりき、何者彼等は柔弱なる隣邦の現狀を以つて、日本の勢力の擴張を計るために天より與へられたる好機會なりとなし、其の結果の如何につきては、日本人の目は殆と倫理的判斷力を失ひ居りたればなり、日本人は英米人と異り、外國を征服するは不本意なるも、義務の觀念上止むを得ずと言ふが如き表面上の口實を設くる事なし、吾人(米人)が白人の負擔につき語る場合は、反つて日本人は黃人の機會を喜ぶを常とせり。

結局日本は朝鮮及支那を支配するに至らざる可らずとは今を去る三四十年前、外國人が日本人を目して美しき扇を作り、數多の奇妙なる習慣を有する可憐なる小さき黃色人種の群とし居りし時代より、日本人によりて信ぜられ居りし處なりしと雖も、何人も之を重大視する者は無かりき、スペンサー氏の學說は、早より日本に適當せるものとせられ

氏は生前日本政治家より示教を乞はれたる事屢なりき、彼等は適者生存の原理を帝國主義に結合し、容易に日本は極東に於て最も優越なる國なり、故に他の諸國は滅亡し日本は榮へざる可らずとの結論に到達したり、總ての日本政治家、著述家の著述中には、強き軍國民が、最後迄榮ゆ可き事は、既定の事實にして、之と共に弱國が強國に併呑せらる可き事も、亦之自然の數なりとの思想を發見し得可し、此の見解の存在を證明せんが爲めには、無數の官僚の說話又は半官的の論說を引用し得可し、最近の實例として大隈伯爵の筆になる論說を引用す可し、伯は日本政治家の偉なる者にして、平和運動を指揮し日本政治家中最も軍備縮少を主張する人なり、一九一四年十二月東京に於て發行せられたる「新日本」は、其の紙上に於て首相大隈伯爵の時局に對する高遠なる方針を發表せり、マルサスの人口論及び進化の方則を詳論したる後彼は次の如く云へり。

「此に於てか優等なる者が、遂に劣等なる者を支配する事となる、想ふに今より二三世紀を出でずして、世界は必ず小數の支配する大國を殘して、其の他は皆其前に畏服し、支配される國となるであらう、即ち五億以上の人口と千萬方哩以上の領土とを有する大國が、五六ケ國も出來て、其他の諸國は盡くそれの附庸國となるであらう、例へば現存する英、米、佛、露、獨と云ふ如きものがそれで、其他は尙一二の獨立國が生ずるに至るかも知れぬ、此處に至つて支配される國民となる者は禍である、吾人は今より十分に覺悟して、必ず支配する國民たる可く、支配せらるゝ國民たるべからざる樣にせねばならぬ」。

此の冗長なれども卓越せる論說に於て、更に大隈首相は大膽に來る可き數世紀を支配す可き、大國民の表中に加へられざりし處の、日本と米との隔意を解決す可き日本の決心を表明して次の如く云へり、「然も吾人は獨逸皇帝の征服心を、根底より打破る迄は、萬事を賭して戰はなければならん、征服心にして打破られなば、獨逸國民を打亡す事は止めなければならぬ、獨逸國民は不正なる指揮者の羈絆を免れ、即ち其誤りを改めたる人に依り支配されねばならぬ、彼等に更に新文明を發達せしむる事により、將來其價値を發揮する事が出來るであらう、吾人の米國人に對する意向も同樣である、吾人は誤つた思想若くは主義は遠慮なく攻擊するであらう、勿論吾人は各個人を恨む事はしない考である、今や時勢は人道の覺醒する時代となつた、現時の戰爭は此の機會を持ち來したのである、吾人は偏見から生した處の誤つた人種的の競爭から脫却せねばならん、之は吾人が戰爭から學ばねばならん處の重大なる敎訓である、吾人は善良にして友誼的の隣人なる合衆國が、速に偏見に基く不合理なる排日思想を拋棄する事を希望して止まぬ」。日本の目的及び必要に關する、此の說明の公表せられたる後、二ケ月を經ずして日本は支那に於て、平和にして友誼的なる隣邦を壓抑するため、有史以來稀に見る大膽なる企てを爲したり、此の貪慾にして良心なき行動の詳細は、後章に於て之を說述す可しと雖も、日本の目的とその政策の動搖常なきことを說明せんが爲めに、一九一五年の大交

涉（果斷政略）を徐々に導きたる歷史上あまり知られざるも極て興味ある事件を記述す可し、日本の支那に於ける侵略、及び米國の支那を分裂より保護する事が、單に日、米の資本家若くは商人の競爭心にのみ關係する問題ならば、敢て茲に之を記述するの要なかる可し、然れども此の事件たるや、かゝる意味よりも一層大なる意味を有せり、蓋し此の事件たるや最も明白に日本の野心、及び日本がその野心を完成する方法、及び皇帝の名を以つて犯されたる罪惡に對し裁判官は甚た不可能なる心理狀態に在る事を示し居ればなり。

米國人が此の事件を知れる事は、重大なる意義を有せり、吾人は日本人の野心を看破する事能はず、又日本繰觚者流の空想にのみ存する、日本の喜ぶべき繪により欺かれ居りし事既に年久し、吾人は日本の聲明並に保證に賴むこと多く、又將來に於ても之に依らざる可らざるが故に、吾人は其の聲明及び保證の價値を知るの要あり、吾人は常に日本の友誼に信賴し居りたり、而して日本が支那に對して同樣なる文言を以て表したる友情を研究するは、骨折甲斐のある事なりと信ず、我が米國は嘗て支那が立ちたるが如く、日本の野心の目標に立ち居れり、故に吾人は征服熱に馳られたる日本の軍隊が、其の注意を吾人に向くるに先たち、之に處するの策を講じ置かざる可からず、最近に獨逸の帝國主義の政策の害惡に失神し、獨逸の歐洲を併呑せんとする亂暴なる計畫に驚きたる人々は、須く日本に對し一瞥を與へざる可らず、蓋し日本の野心は、歐洲に於て嘗て謀られたる野心の何れよりも、一層吾人を威嚇するものなればなり。

始めて支那分割の計畫が爲されたる當時の人にして、現在尙生存せる人二三あり、五十年前アンソンバーリンゲーム（駐支米國公使にして後支那政府の特使として列強に使し新條約の商議をなしたる人）は、自己の計畫に關し「余は貪慾飽く事なき歐洲列強の間に於て、速に支那分割に近づきつゝある侵掠的の傾向を緩和せん事を希望す」と云へり、當時危懼せられたる分割を抑止したるものは、バーリゲーム氏の賢明なる努力に非ず、又其の他の支那に好意を有する人々の努力にも非ず、唯當時よく支那が戰陣に輸送し得可しと信ぜられたる、數百萬の軍隊に對し、歐洲軍隊がよく拮抗し得可きや否やにつき、懸念せられたるが爲めに分割は一時中止せられたるなり、然るに日本は支那を容易に擊破し、永らく猶豫せられたる懸案を一時に解決し世界の驚異の的となりたり。

獨逸が一八九七年青島を占領したる事は、最初の侵略に非ず、又唯一の侵掠者たりしにも非りしが、爭奪の機運を早めたる事は事實なり、支那の西太后はその詔勅に於て、「諸列強は虎視眈々として我領土内の最もよき地を獲得せんと互に鯨を削り合ひ居れり」との意を述べられたる事あり、獨逸が此の有望なる新開の港を占領し、後膠州灣植民地を租借するに至りたる口實は二人の獨逸カトリック宣敎師が山東勞働者の暴徒により、殺戮せられたりと云ふ事なり、他の列強は其の外交上の手段に於て、獨逸の如く野獸

的ならざりしと雖も、亦支那領土の一部分を占領する計畫を始めたり。一點の正義を含まざる種々の口實により、露は旅順口と大連とを租借し、英は威海衞を占領し、佛は南支那に於て其の領土を廣め、極東に於ては貿易も少く政治上の利害關係も少き伊太利すらも、獲物にありつかんとして列強に對し、僅少の支那領土の分ちを請求せり、歐洲列強は速に各自の受けんと欲する別前に關する協定を遂げんとせり、英露は當時親善とは云ひ難かりしと雖も、平和的關係に在りたり、彼等は一の條約を締結して、露は揚子江流域に於ける英の特殊の地位を認め、英は長城以北の地域を以て露の勢力範圍と認めたり、獨逸は山東を留保し日本は福建を勢力範圍に指定せり、列强は擧つて當時直に取り得可かりしものは之を取り、又將來分割の機會ある毎に處分せらる可き、支那領土の部分を找にて圍ふ事に忙しかりき。

合衆國は此の掠奪に參加する事を慫慂せられたりしも、米國內に於ける輿論に反するのみならず、米國が從來支那に對して執りたる政策に反するが故に之を拒絕せり、內亂の數年前支那は自ら進んで其の領土の一部を合衆國に與へたり、其の一部は現今上海に於ける最も價値多き土地の一に屬せり此の土地の上に數年間米の植民地が置かれ、米により支配せられ、眞に合衆國領土の一部をなし居りたり、然れども此の土地を永久に保有するは、米の本意に反し居りたるが故に、合衆國はその權利を拋棄し、此土地と英の植民地とを合せて現在の上海の共同居留地をつくりたり。

其の他屢々合衆國は、支那に於て植民地を得、若くは勢力範圍を樹立する事を提議せられたり。然ども其の方向に向つて何等の運動の計畫せられたる事なし、加之我政府は常に、各國民は支那に於て平等の條件の下に、通商貿易を營む事を許され、且支那の領土は安全に存續せらる可きものなる事を主張せり。

提案せられたる支那分割は、當時に於ても今日に於けるが如く、種々の點に於て我國に影響するを以つて我合衆國にとりては重大なる問題なりき、最も直接なる影響は、我通商に關するものなり、蓋し支那との通商は極めて重大にして、且將來發展の望み大なるものあればなり、國を他國の勢力範圍植民地居留地に分割する事は、優先の運貨及割引を許す鐵道を建設する事を意味するなり、又勢力を有する國が、自己の利益を計り、他の强國の競爭を妨止するために、入港料、陸揚料、關稅を徵收するに至る事を意味す。

支那分割の提案の、米の布敎事業の將來、及び多大の資本を投じたる大企業の將來を威嚇せり、蓋し外國の侵略の行爲は、凡て其の何國により爲さるゝを問はず、外國の布敎に對する反感を强むるに至るものなればなり、加之軍事上よりも吾人を威嚇する事大なるものなり、何となれば太平洋の西岸に歐洲列强國民により、有力なる植民地が建設せらるゝに至らば、我が米國の沿岸は現在に比してより容易に攻擊せらるゝに至る可ければなり、倘此事たるや本論文の始めに於て述べたる米思想の破壞と云ふ可きものなり。

支那保全の問題は、當時の國務卿にして門戶開放主義を

提議し美事に成功したるジョン、ヘー氏と對立したりき、彼は門戸開放主義の創始者には非ず、即ち門戸開放主義は支那に對し、合衆國が常に取り居りたる政策なりしが、此の政策を一定の用語の中に結晶せしめたる功績、及び歐洲列強をして此の主義に贊同せしめたる功績はヘー氏に負ふ處多し。

ヘー氏は此の提議を爲すに當り、列強に對し優先的の入港稅若くは鐵道運賃を徵收するために、勢力範圍を利用する事なく、現存せる條約上の權利に干涉する事なく、且支那政府による關稅徵收の現存の協定を紛更する事なき樣、贊成せられん事を求めたり、勿論之等の條件に對する一致は、これより奪はる可き最も大なる利益の所有者の、植民地及勢力範圍に對する希望の上に、一大鐵槌を加へたるものなり。

此の提議に對する承諾は、之を急速に得る事は不可能なりき、蓋しヘー氏の唱ふる主張に同意する事は、外交家が既に半世紀の間討議を遂げ、而してその實行が今や將に完成せられんとしつゝありし、計畫の拋棄を意味したればなり、相互の嫉妬と疑惑は、各強國をして他國の與ふる承諾如何をのみ氣付かはしめ、確定的のものを除きては贊否を表する事を躊躇せしめたり、然れども之等の一の強國の假の承諾を用ゐて、他國の承諾を得るの手段となして、遂にヘー氏は全列強の確實なる承諾を得、かくして國民としての支那の生命を一時救ふ事を得たり、支那の保全を保證せんとする、此の計畫の最後の承諾ありたる後、數ケ月を出

でずして勃發したる支那擧匪の動亂に拘らず、支那國は領土を其の儘存續する事を得たり、右の努力は甚だ苦しきものなりしも幸に列強の容るゝ處となり、門戸開放主義は全世界により、モンロー主義が南部及中部アメリカ共和國の獨立を保證するが如く、支那の保全を保證するに十分なるものとして承諾せられたり、モンロー主義と門戸開放主義とは、其の效果に於て實質的には何等の差異なき事は、一應注意するの要あり、此の二主義は同樣の狀況の下に於て生じたるものにして、其の結果に於ては二者大に異るものあれども、二者共に強國の蠶食に對し、弱國を保護する事を以て其の目的としたるものなり、支那に於ける門戸開放主義は、その效果に於て極東のモンロー主義なり。

後年に至り開放主義は、諸列強間の條約により、その根據を固くせり、日本は他に卒先して此の主義を一層永久的のものとし、且ヘー氏の手紙に於て提議せられたる條件の承諾により、包含せられ居るよりも、一層十分にして拘束力ある認識を與へたり、最初に日本が此の計畫を承諾したる理由に關しては、既に之を述べたり、而して此の主義が一度承諾せらるゝや、これを公然と又は暗々裏に拒絕する時節が、到來せざるが爲め、日本は其後再三再四此の主義を肯定するの止むなきに至れり、一九〇二年一月三十日日本と英國とは永き商議の後、第一同盟條約の前文に曰く日本國政府及大不列顚國政府は、偏に極東に於て現狀及全局の平和を維持することを希望し、且つ淸帝國及韓帝國の獨立と領土保全とを維持することを希望し、及該二國に於て各國の

商工業をして均等の機會を得せしむることに關し、特に利益關係を有するを以て茲に左の如く約定せり云々と。

三年の後此の條約は更新せられ、門戶開放主義は第一同盟條約に於けるよりも一層強きものとなりたり、一九〇五年の條約に於ては同盟の締結せられたる理由として、次の事項をあげ居れり。

(イ)東亞及印度の地域に於ける全局の平和を確保すること

(ロ)清帝國の獨立領土保全並清國に於ける列國の商工業に對する機會均等主義を確實にし、以て清國に於ける列國の共通利益を維持すること

之等の目的は一九一一年締結せられたる、新同盟條約に於ても同意味の言葉を以て表はされ居れり

工業の發達と香港九龍の將來

一

科學者の言に據れば、五十年は地球の悠久なる歷史に比すれば、僅に其一分數に過ぎずと、然れども之實に支那に於ける應用科學の全生涯也、五十年前にはスエズ運河は未だ存在せざりき、極東海底電信無く電燈電力なく、リノタイプ印刷機なく、東印度鐵道あらざりき、熱帶地方に於ける公共事業、及び科學的保健方法の重ずべきを知らざりき。

日本は其時未だ產業政策を遂行すべき決心を爲し居らざりき、後之により世界的强國の伍伴に入るを得たり、五十年前には新鋼鐵はベッスマーの想像裡に存在せしのみにて、彼と雖自己の發明が世界に亘り、大變化を惹起すべしとは、敢て豫言するを爲さざりき、新發明が如何に迅速に、普及せるかを了解せんと欲せば、二十年前英國には自働車の存在なかりしを記憶すれば足れり、飛行機は一般に不可能なりと思惟せられ、多數の人は此の如きを考ふるすら、瀆神の業なりと信じたる程なり。

電線電信は使用せられず、電氣を動力に使用する法の發見普及せしも宇宙間の諸原素の性能は明確ならず、當時の碩學すら斯る興味あり、而も簡單なる問題に惱まされ敢て之を解折せんとの希望をだに抱懷せざりき。一方產業の異常なる進步を見れば、新知識の影響及其普及の迅速なりしを知悉するに足るものあり、千九百六年迄は凡て白熱電燈球は炭素線を使用せしが、同年金屬線之に代りたり、千九百十四年に入り始めて半電單位燈として、一般に知られたるタングステン電球市場に現はれたるが、該電球は同一燭光の炭素線球の七分の一の電力を消耗するに過ぎず、實に發明家の手に據りて、各家は七分の一電力を消費するのみにて、同一の光力を有するを得るに至れり、發明家の貢獻は是に止まらざる也、動力發生方法を改善し、電燈所用の電單位の發生に必要なる石炭の消費額を節約せしめたり。

現在南支那に於て使用せらるる半單位電球は、英國の製造品多し、英國にてはアルミニューム新合金、殊に新鋼鐵等の製出は、二十世紀に入るや頗る改善せられ前世紀の最後の十年間と甚しく相違あり、產業の方面より觀れば、南支那の現狀は十八世紀末期の英國に酷似するものあり、其頃ワットが始めて蒸汽機關を創始し、各方面に國內各地に送致し居たるが如く、各種機械は今や徐々に支那內地に普及せんとしつゝあり、英國にては其頃ワットの發明せる無細工なる機關を以て、坑內より排水するに使用せしに拘らず發掘を待てる礦產物を獲得するに未だ機械力を使用せず、然れども彼等は電燈を需要し燃料の熱力が機械を動かす實驗を目擊し居れり。

全體として產業上の南支那は、百三十年前の英國よりも進歩に後れ居れり、此間に於ける他の諸國の變化は著しきものあり。

エヂプド印度海峽殖民地及日本の現狀と三十年前とを比較せんが、殆んど隔世の感無くんばあらざる也、香港の居住民は該地にて、同一期間企業と科學の應用に起因する大變化を驚異して語るに相違なし、然れども進歩の波濤は僅に支那の沿岸を打ち、少數の河川を溯て內地に侵入するのみにして、多數人民は之が影響を被らざる也。さりながら年々歲々、外國貿易の潮流は西歐思想の媒介を爲し、漸次內地廣く普及しつゝあり、誰れか來るべき半世紀の間に產業上の支那は一變革あるべきを疑はんや。

英國に於て近世的產業が、迅速なる發達を遂げしは自然の寶庫を開く迄に科學の熱心なる使徒の忍耐と勉强とを要せり、化學者や物理學者が人類に向つて產業と保健とを確立するに足る基礎を提供するに至るには、大なる犧牲を拂ひ而も遲々として智識を堆藏したる結果也。

現代に於ては吾人の時と精力とを數百倍すべき應用法甚だ多し、既に充分なる經驗あり、故に支那は數年前未だ闡明せられざりし題目に關する工業上の方法に就て、專門家の助力を得、以て企業を爲すは容易也、他の國にて獲得せられし智識は將に問題の提供を待てり、十九世紀の中葉迄機械に關する重要なる發明は、總て英國に於て創始せられたり、英國は啻に世界の工場となりしのみならず、科學或は工業の顧問近世文明開拓者の養成所たるの觀ありき。

產業に科學を應用して、技術上の第一人者たる地位を獲得せし事實は、列强の角逐場裡に於て、最も重要なる事也。然れども英國に發明の天才が出現せしのみにては充分なりと云ふべからず、地下に鐵、石炭等あり、採掘を待てるの狀は今日の南支那が之等の天惠に富めると宛然相似たり、石炭と鐵とは實に英國國富の無上の原泉なりしが、南支那に於ても產業的新時代の原因となり、香港に於ける新工業及富力增進の創始の發端たるべきなり。

二

凡そ一國の物質的勢力は、人口地上生產及鑛產物の三より成るを常とす、近世的製造工業に對する支那の人口の莫大なる價值は何人も疑はざる處也。

海峽殖民地に於ける錫鑛業及護謨採培の急速なる發達は之を證明して餘りあり。又香港にても其の例に乏しからず、即ち造船業道路造築及テヰンタンタックの護謨工事の如き公共事業之也。香港の所在地たる廣東省の人口は、三千二百萬餘を算す、廣東人は其性格は應用の才あり、又頗る機械を取扱ふの能力異常に發達し企業心に富めるは、ペナン、シンガポール、バタヴヰヤ、香港の處々に於て、克く實證し得る處也。彼等は專問的智識に於て、稍や缺くる處あるも、產業上の成功には個人的に寄與する處尠からざる也、南支那の豐富なる地上生產物に想到する時、吾人は其の天惠の大なるを感せずんばあらざる也、米、砂糖、絹、茶、煙草、竹を始めとし、諸種の果實及蔬菜甚だ多種多樣にして

亦多產也、土民の耕作法は集約的なるも、更らに煉熟せる耕作法に從へば、生產は一層增大し來るべきは、疑ひを容れざる也、耕作に從事する人數は、頗る多勢なれども、近世科學的方法に就ては全く無智也、日本が其農法を改組せし實狀を目擊せしものは、南支那に於ても亦其可能なるを認容すべし、饑饉と汎濫を防禦する組織的治水法だに、完成せば、土地の生產額は頓に增加すべし。

支那より印度セイロン方面茶生產地方を一巡せんか、近世式栽培方法と舊式のそれと截然たる區別を明に觀取し得べし、六十年前には英國に輸入せらるゝ茶は、一封度たりとも支那產ならざるはなかりし也、然るに僅々三十年間に印度やセイロンは、近世式栽培法を採用し、遂に支那茶の地位を凌駕するに至れり、他日支那は最近の森林學を採用し、荒蕪せる現狀を改良するならんが、既に支那人自身が之に趣味を感ずるに至れるが故に、前途は希望洋洋たる觀あり、又南支那にて製材業の創始は、決して不可能ならざるが如く、香港は其利益に均霑するを得べし、香港の岩石重疊せる山上に、樹木が短日月の間に生長し、繁茂するに至りし一事は、偶々南支那の風土が、木材の生產に適合せるを立證するものたらずんばあらざる也、然も此の外の變化も亦迅速に招來し得らるべし。

三

產業旺盛なる今日の英國を出現せしめしものは、實に地下に埋藏せられし石炭と鐵なりき、又支那に於ても等しく石炭及鐵は此の國を大變化せしむる原因たらん、香港附近の省にては石炭の採掘せらるるもの、極僅少なれども支那は年年二千萬噸の石炭を產出し、其半は無煙炭也、支那に於ける礦產物の發達增大は、內政の紛糾を直ちに解決すべし、礦山開發の曉は革命其迹を絕たん、何となれば人は滿腹せば容易に怒を發して一揆を企つるは人性に反するものあれば也、此事實によりて見るに、礦物に富める地方の住民は多幸多望なりと謂つべし、南支那は萍鄉炭山及漢陽の鐵工所に、多大の利害關係あり、若し廣東漢口鐵道線が完成せんが、萍鄉炭は地方の市場に出て、競爭品たるべければ也、現在にては該炭坑は鐵工所に石炭及優良なる骸炭を供給しつつあり、將來支那の太平洋に面せる沿岸地方にて、日本炭と支那炭との大競爭起るや必せり、支那は只今の處にては、未だ石炭採掘の第一步に入りしのみなるも、日本は既に其產出額の最高に達せんとするの狀態にあり、現在輸出し得る石炭を產出する炭山は只僅に北支那に二ヶ所あるのみ、一は開灤炭坑にして、他は撫順炭坑之也、後者より出づる石炭は、營口又は大連より輸出せられ、前者は秦皇島を經て海外に輸出せらる、兩者は南支那の市場にて互に競爭す。開灤炭山事務局は、實に歐洲專門家の監督と經營の下に、支那の勞力と富源を如何に處理すべきかを示す、好箇の實物教育たり、支那は革命の爲に沈滯の域に彷徨すと雖、開灤炭坑の現狀の如く、其前途は極めて洋々たるものあり、廣東省には石炭は勿論鐵、銀、銅、鉛、錫其他諸種の礦物を產すると共に、西江河の豐饒なる流域を包

有す、支那の諸省中此くの如く、多種多様の製造品を產する處を見ざる也、數代に亘り農業が旺盛なると等しく、工業も亦繁昌せり、從て勞働の數も亦多數なるも、其產額を擴大せんには、機械力を借り、又炭山を開發するに若くものあらざる也。

四

南支那に於ける礦物に關する風說は、絶えず香港にて喧傳せらる、而して錫は此の地を經て輸出せらる、千九百十六年度錫の取引頗る減少せるが、之主として國內の政治紛爭と、運賃高きに失せるが爲に外ならず、雲南、廣西よりの輸出は三千噸及一千噸にして、千九百十五年には七千噸及一千噸なりき、今回は原始的の採掘方法を以てせらるゝのみなり、海峽殖民地に於ける錫鑛の發達は善良なる、狀態の下にある支那をして進むべきの途を知らしめて餘ある也。

技師及地質學者は、彼等が親しく目擊せる礦產に就き、吾人に教ゆる處あり、即ち支那商人は、時に香港に鑛石を招來する事あり、時として一定の處に鑛山の發達を期し得べきが如きも、多くの場合支那にては何等の反應を起さざるに似たり、相當の價格を以て、香港にて鐵及石炭が發賣せらるゝ結果、工業の發達を促進するが故に、大變革の第二の階段に入るべく、而して製造地たる香港は、多くの資本と勞力を要する事、商業地の香港としてよりも大なるものあるべし。

第一の階段即ち荒蕪地より極東の商業的中心に發達する迄は、他の競爭たるべき地に比して、三箇の優越なる特色を有したり。

ピーク丘上に翩翻たる英國旗と、奥深く灣入し波濤を妨げ水底の深き投錨地たると、無比なる地理的位置は香港をして六十年間に繁榮なる商業港として世界の他の港灣より多くの船舶の出入を見るに至らしめたり、船舶の長さ及吃水は漸次增大し來れるも、港の容積は之を碇船出入せしむるに充分なりき。

鐵道及其他交通機關の發達改善は、商業取引を頻繁ならしめ、倉庫を澎漲せしめたり。

工業的香港は、何等商業的香港を阻害するものに非らず、却て大なる利益を與ふべし、世界地圖を播展して一見せば世界各國より出帆する汽船の大部分が、香港を目的地とするを知れば、這個の觀念は忽ち雲散霧消すべし、其南支那に對する地位は、其將來が廣東廣西雲南各省の天與の富源の開發と密接の關係あるを示す。

亦四川省とも關係淺からざる也、然れども安價なる石炭と鐵とは、工業的香港の基礎的條件也。

五

香港が工業時代に入しは、既に二十年の事に屬するが如し、其以前に造船所及船舶修繕所ありき、故に前記の期日は最少限度を示すものたらずんばあらざる也、今日に於ても石炭を運搬し鐵を持ち來るに、數百哩數千哩の不便ある

に拘らず、遠洋航路汽船建造せらる、千九百十七年の上七・月の間に、四隻の汽船香港にて進水せられしが、其總噸數一萬八千七百噸なりき、約一萬二千餘名の勞働者各造船所にあり、石炭鐵の供給安價とならば勞働者の數は益々莫大の數に上るや必せり。

現在の狀態より見る時は、何等豫想すべからざる出來事起りて、大英國の制海權を危殆に瀕せしめ、造船業の發達を沮止せんとは思ひも寄らぬ事なるも、香港に鋼鐵が多量に生產さるるに至らば、グライド及タインの造船業も、一時打擊を受くるにあらざるかとの豫想を抱かしむるものなきにしもあらざる也。

ベツスメヤー及シーメンスの發明は、十九世紀の後半期に於て、世界に安價なる鐵を過多ならしめたるが、香港地方の原料と、支那の努力とが、相結合して英領は二十世紀の世界を驚愕せしむる結果を生するに至らん、鐵材を輸入して建造したる船舶、ヲーリカスは其總噸數八千二百噸なり、千八百六十年頃迄は、英國の最大汽船は四千噸也き、千九百十五年にはアクヰタンヤ四萬七千噸、ブリタニック四萬噸等の巨船を有するに至れり。

香港にてブリタニツク號を建造せんとせば、假令其材料たる鋼鐵は、輸入に仰がざるべからざるも其外の便宜は全く整ひ居れり、香港は廣東より安價なる鐵と石炭の供給を受けて、曾て世界第一の船舶出入港となりし如く、造船業の中心地たるべし。

六

香港には曾に船舶建造せらるるのみならず、セメント、精糖其他硝石より精製生姜に至る迄製造せらる。精糖業は可なり大資本を投じ、多數の勞働者を使用し、運搬用船舶をも所持す、泰興精糖會社は、同一の棟の下にある精糖工場としては世界第一なりと云ふ。

イーストポイン所在支那精糖會社も、市場に上るべき精糖を可なり多量に製造す。

香港附近の精糖業は近世式產業經營が如何に香港に利益を齎らすかを語る一例證也、香港にてグリーン、アランドセメント會社が創立せられ、事業を開始せしより未だ十八年を經過したるに過ぎず、該會社の工場を一覽するの機を得たるものは何人も斯る大工場の香港に存在するは大財產なるを覺知するを誤らざるべきは疑ひを容れざる也、製造せらるるセメントの大部分は近く完成すべきテルンタムタツクの護岸工事に其外重要土木工事建造に使用せらる。

這後製造高增進するも、コンクリート建造物の增加は益々セメントの需要起るべきを確保するもの也、勿論競爭品あり、日本及其他の商標を有する製造品を市場に請求するも可能也、之を大にして香港の繁榮の爲に將又株主の爲にグリーン、アランド、セメントの需要年々增大し來らん事を切望するものなり。セメント業の發達の爲めに、多大の貢獻を爲せし一人の死に據り、會社は多大の打擊を被れり、一般に其死は哀悼せられたり、彼の深邃なる科學的智識と、

才能とは、彼の最も盡力せし會社は云ふ迄もなく、香港の發達に寄與せし事甚大なるものありき。

香港にて氷を製造せしは、三十年前なるが其以前は輸入又は貯藏品を使用したり。

今日於ては氷や電氣扇の如き生活を爽快ならしむるものは、熱帶下の生活に必需品として、思考せらるゝに至れり、然れども英國が此地を占領してより、約其年數の半に至る迄、斯る種類のものは、全く存在せざりしを思へば、多少の感慨なくんばあらざる也、紡績製紛の二事業は、全く失敗に終れるを記するは、又記事の公平を期する所以なるべし、一階新事業は何れも多少投機的性質を帶ぶるもの也、或工場は發起人に多大の分配を爲し、或は資本の大部分を消耗す、此失敗せる二會社の齎せる敎訓は、香港に取りては決して價値なきに非ず、又其株主に對しては深厚の同情を表するもの也、次で二個の重要なる事業は、電氣發生に關する會社也、容易にスヰッチを轉じて、扇を廻し燈火を點ずる人にも、絕えず電流を供給するの困難なるを知れるものは稀れなり、香港の位置は其材料を得るに甚だ困難にして、大なる負擔を課するもの也、九龍の電燈會社の電氣は、大分附近の造船所にて消費せらる、廣東より石炭を供給せらるゝに至らば、安價に電流供給せられ工業亦旺盛に赴かん。

七

九龍は其位置香港よりも優り、自ら新工業敎興に資すべき大なる可能性を有せり、香港には工場や製造所を建造すべき、餘地尠しとのみ云ふべからず、又多年の間には新企業は灣の兩岸に起る事は確也、泰興造船所の建造は、自然の礙礙あるに拘らず、勃興し得べきを示すもの也、將來或期間にアバーデヰン若くはスタンレー附近に、他の工場を設置するは不可能にあらず、然れども都ての兆候より察するに、工場は大陸に設置せらるゝ傾きあり、假りに企業シンジゲートが極東を目的として、自動車及飛行機を建造せんと決したりと想像せよ、米國又は歐洲の製品と競爭し成功するには、多數の製造を爲さざるべからず、さすれば此事實は確に香港に來らんとする工業の出現の礙礙となるべし。

支那に於ける自動車需要の增加は、投機心に富める人々を驅り、該工場に資金を投せしむるに充分なりと假定せしめよ、工場は必らずや大陸方面に設置せらるべきは疑なきなり、船舶の便頗る良好、鐵道の起點たるのみならず、土地亦廣汎也。

世界を通じ近世的工業に於て、今日の政策は略々一定し居れり、即ち出來得る丈工場を大規模に建設し、資本に比して生產を增大する便に供す、又將來擴張せんが爲出來得る限り廣き地所を取りて餘地をなす、九龍附近に近世式工業の勃興し始めたる時に、其那邊迄擴大すべきかを逆睹するは、至難の業に屬す、工業は其發端と資本の範圍に關係あり、而して二十年來香港に於ける新運動の特色は、支那人の新工業企畫に對する新態度と關係あり、支那人が有す

る株數及財產を知悉するは、亦趣味ある事ならずとせず、彼等の多くは家屋を所有す、之を以て好投資物と爲し固く信ずるには大なる理由ありて存す、又彼等は株券を購求することは附近所在の會社に對して、特に信を置けり、最も著るしき出來事最近に起りしも未だ其特徵全く諒解さるゝに至らず、富有なる附近居住の支那人は、一シンヂゲートを組織し、香港にて最も大事業の一たる埋立工事を經營中也、計畫通りに九龍灣埋立工事が實施せられんか、數百萬弗の支那人の資本は之に投せらるべし。

又大資本を投じ、殆ど田園都市とも稱すべきを經營を爲しつつあるものも、亦支那人也、竣工の上は多數支那紳董の來集を見るべし、生命財產の安全新式の家屋、及英國式の完全なる敎育機關の設備は、他の方面より富有なる支那商人官吏を香港に蝟集せしむ、更らに新式美麗に設計せられたる九龍の支那街は、更らに多數を引き付くる原因たるべし。

該計畫にして財政的に成功せんか、香港方面の產業界に及ぼす影響、蓋し甚大なるものあらん。

富裕なる支那人階級に、其企畫が收支引合へるのみならず、大なる利益を齎らすべきを敎示すべし、此經驗に富める歐洲人は、發明及西歐產業の敎ゆる理想を實現する動力に、其資金を使用し、多大の利益を上げ得べき、實物敎育を施すものなり、從て新九龍市の上流社會の人々が、頗る舊九龍市民と比較して、對照の妙を極む——地方產業に投資するに至るべきは、自然の徑路なり、附近所在の十四の造船所中十は、支那人の投資により經營せらるゝ事も、見逃し難き一特色たり、又他の船渠會社中最大なるものの大株主中には、支那人多數交り居れり、其內の二大會社は、經營篤實精密なる爲に、名聲他を壓し、顧客設備共に香港第一にして大汽船の建造に於ては企及し難き特色あり、其建造する船舶の排水容積、刻々增大するより、小船舶に關して、超然たる態度を持するを得せしむ、支那資本家に及ぼす影響は重大也、小蒸氣船用機關の建造を爲さんより寧ろ電燈やモーター艇用機關を製造する方利益あり、又假令讓譲は海峽殖民地より輸入するも、之を香港市場に出づべき製品となすの利益ありと云ふ、歐洲人が支那の資本を吸收する磁石を認むるに吝なるは、理由なき事なりと云つべし、個人の繁榮は香港の繁榮と形影相伴ふが如し、過去に於て香港の進步發達を促進したる人は、其企畫と其勤勉とに由り多大の財產を蓄積せり、工業は他の工業を誘起して、繁榮ならしむるもの也、

香港に於ける自動車製造業は、比較的小規模ながら、專門的熟練を要し土民の勞力を要し工場建設の材料を要し其設備を完からしむるには、英國より各種機械の供給を仰がざるべからず、資本主の如何に拘らず、歐洲人の手にて經營せらるゝを要するやを言ふを俟たず、工場の齒車を廻轉せしめ海上の汽船を動かし、香港の倉庫を經營し、工場を切て廻すものは專門的智識と土民の勞力也、此等のものは英本國と香港とを繁榮に赴かしめ、戰爭によりて負へる巨大なる國債の支拂を補助するもの也。

八

英國の工業に於て小規模に始め、漸次大工業を創立するに至りし人々の經歷を一度耳にしたるものは、香港の將來に見限りを着くるを躊躇せざるを得ざるべし、自轉車、自動車、電氣機械の如き、新工業の發達は、新百萬磅の資本を吸收し、數萬の人間を蝟集せしめ、小村落は見る〳〵間に繁榮殷賑を極むる都會に生長したる事例は、歐米に尠からざること也、殊に鐵と石炭とが產出する場合は殊に然りとす、又船舶交通の便自由なる事、ロンドン等の如ければ發達は一層迅速也。

大ロンドンは今日人口八百萬を擁し、大部分は其生活費を大小の工場造船所汽船會社に仰げり、マンチエスターやバーミンガムの過去、半世紀間に發達せし狀況は殆ど之を諒解するだに困難也、香港は以上の諸條件中只一缺如するものは、鐵石炭の供給容易ならざるにあり、其位置は實に絕大の好適地にして、勞力潤澤豐富也、香港が一日一刻大工業の中心となりつつあるは、確定事と云ふも可也。

此發達を阻害すべき何物もあらざらん事は、衷心希望して止まざる處なり、輿論は天然の好風光を害するが如き、事を爲すべからずと主張す、濛々たる黑煙を吐き出す煙突は、目礙りなりとせば僅二本のみを許可し、一は香港は一は大陸に、而して電動力の供給を爲さしむべし、他の動力使用者は、一切電氣若くは石油瓦斯等を使用すべきを規定すべし、獨逸は過去三年間に黽勉努力、自然の秘庫を開きて、學び得たる所を以て、最も優美なるものを破壞する如何に易々たるかを世界に示せり、歐洲にては壯麗なる建造や、高尙なる思想を、草の如く掃き倒したれども、極東にては嘗て青島を設計せり、香港の工業的發達の期間は、新企業新思想の發達を激勵し、排擠疾妬を休止すべし、然らば商業界又は官界の善智識に由り、香港及九龍は、衛生の設備も整ひ、富も增進する樣導かるべしと雖、吾人は希望す其美亦損せられざる事を、英國文明の極東に於ける前衞たり、又英人の高潔なる生命を今日あらしむる爲に喜びて犧牲とせられたる香港を、繁昌富榮ならしむるは一般の香港人士の義務也、同時に懸て英國の双肩にあり、又初期に於て急病虛殺戰爭の爲に奮鬪して倒れたる人々の靈を吊ふは、亦義務の一たらずとせんや。(Far Eastern Review)

東亞に於ける米國の經濟的利益

エム、エー、オーディン
(M. A. Oudin)

一、緒言
(一)合衆國の對外經濟策と其平和主義、(二)太平洋に於ける米國利益の重點は支那に在り
二、對支經濟關係の現情
(一)對支經濟關係の基礎、(二)對支貿易不振の原因
三、對支貿易伸張策
(一)米國式經營法の必要、(二)列强對支貿易策の比較
(三)資本及專門的人才の必要、(四)政府の對支經濟策
(五)支那に於ける對米好感の利用
四、大戰と東洋貿易伸張の必要

本論は合衆國セネラル、エレクトリツク會社のオーデイン氏が本年四月十九日シンシナテイー市に開かれたる第五回全國貿易業者大會に於て爲したる講演なり

一、緒言

(一)合衆國の對外經濟策と其平和主義

「太平洋に於ける合衆國の利益は、今や列强の孰れよりも重大にして、且將來無限の發達を遂ぐ可き運命を有するものなるを信ず」

とは是れ曾て、國務卿ジョーン、ヘー氏の喝破せる所にして、氏は即ち、此信念に基き、常に合衆國の海外市場を鞏固ならしめ且機會ある毎に到る處、其經濟的利益を擴張すべきを主張せり。然れども氏は之を以つて毫も合衆國の平和主義に背反するものと爲さず、却つて該主義實行の當然の歸結なりと說明せり。氏が樹立せる此方針の結果として合衆國の正常なる活動は常に、經濟的方面に集中せられしが故に、其對外政策は即ち、實業家及び勞働者に對し、其活動に對する合法なる對價を保障するに在りき。

而して氏が其世職中に於て、諸外國と幾多の互惠的通商條約を締結し、南洋方面に於ける我國の利權を獲得樹立して、此等の諸島に良好なる貿易港を經營し、更に亞細亞に於ける機會均等、門戶開放の新主義を提倡して、廣く列强の加盟を慫慂するを得たるは、孰れも皆此主義と方針とを實行せむと努めたるに因る。

東洋に關する新主義が、列强に依りて承認せらるるや、氏は當時公言して曰く、「合衆國は東亞に於ける經濟上の門戶開放と機會均等の一般的原則を提議し、廣く列强をして之を承認せしむるを得たり」と。是れ即ち氏が當時確立せる重要なる國際政策を、極めて婉曲妥當の語を以つて、表

明せるものに外ならずして、其合衆國の外交政策及び、世界平和の維持に對する貢獻、頗る大なるものあり蓋、極東は國際政局の危險區域なるを以つて、此處に活動する列强の間に勢力均衡を設定するは、實に其國際關係を圓滑にする、唯一の手段たるが故なり。

(二)太平洋に於ける合衆國利益の重點は支那に在り

然らばヘー氏の所謂外國市場とは、何如なる地方を指稱するや、將其極力主張せる合衆國の利益とは何ぞや。惟ふに氏の豫想せる市場とは、即ち主として未開の大國支那の謂にして、其利益とは即ち支那に於ける、經濟的並に政治的利益に外ならざるべきや明なり。而して此支那に於ける政治的經濟的の利益は、列强の均等に享有すべきものにして、毫末も之を損失するを許さず、何者、之を剝奪せらるる國家は直ちに、其名聲を失墜し、牽て其商工業上の地位を害せらるべきを以つてなり。

二、對支經濟關係の現情

(一)合衆國對支經濟關係の基礎

支那は世界の大國にして、經濟的に之を見れば、國内に無限の資源を藏有して、未だ開發せらるるに至らず、人口四億、其生活程度極めて低きを以つて、將來の購買力正に無限なり。是を以つて大商業國民の目的とする所は、即ち如何にして此大市場を開拓するかに在るは、各國共に異ることなし、而して合衆國も亦支那に對して、同一の目的を有するは事實なりと雖も、其之に對する商業的並に政治的關係に於ては、著しく列强と異る所あり。即ち、合衆國は支那を遇するに常に、正義を以つて準繩と爲し來りたるものにして、未だ曾て其弱國たる地位に乘じて、毫末も不正の利益を壟斷せしことなし、蓋支那問題は、自餘の後進國に對する問題と同一轍にして、均しく無限の大資源を藏有する弱國なるが故に、悉く列强の高壓外交、其他の陰謀の目的となるを免れず、是れ合衆國の常に採らざる所なればなり

(二)對支貿易不振の原因

合衆國對支貿易の起源は、今を距る百二十五年前の昔に在るに對し、日本との通商は之より遙に後にして、即ち僅僅六十年前のことに屬す。然れども其輸出額は常に正反對にして、平時合衆國の對日輸出は、對支輸出に二倍するの狀態を示し來り、近來其差は更に著しく、即ち前者は年々增加の趨勢を持續するに反し、後者は一九〇七年の輸出額より著しく減ずるに至れり。

我國對支貿易不振の原因を考察するに、其重なるものは實に、輸出機關の不備なりとす。蓋我國の商工業者は、其產物又は製造品の販賣に際し、專ら產業組織の完備せる諸國に對する、輸出の成功に腐心するが故に、特に輸出業者の手腕に依りて輸出せらるる額極めて少し、從つて我製造業者は、其製品の海外輸出に就きては、主として海外代理商に倚賴し、且之に對しては何等の指導をも、行ふこと能はざるが故に、其輸出は一に世界市況の如何に因りて左右せらる、而も彼等は之に關し、何等の智識をも有せざる

狀態に在り。

加之支那は農產物其他諸種の原料品に富むが故に、商工業國の貿易業者は孰れも、原料の買付にも腐心すべく、從つて、各商會間の商業上の競爭は、化して國民間の商戰となること屢之れ有り。故に例へば倫敦に於ける英國商會は專ら米國品の輸入販賣に從事することありとするも、此商會が上海に於て輸入業を營むに際しては、專ら米國品の取扱に從事するが如きことあり得べからざるなり。即ち上海其他の支那開港場に於ける商會は、自然其本國品の輸入販賣を好むものにして、是れ其本國品の販路擴張は、本國政府の支那に於ける、政治上經濟上の地位を向上せしむるものなることを覺知すればなり。

是を以つて支那に於ける貿易は、激烈なる國際競爭の性質を有し、從つて、國家的反感極めて强く、之を無視することは頗る困難なり。

三、對支貿易伸張策

(一)米國式經營法の必要

以上論ずる所に依り明なるが如く、合衆國對支貿易の結果を、良好ならしめむが爲には、少くとも對支輸出入の實行及び、支那市場の開發に際し、米國固有の手段方法を採用するを要す、即ち輸出品販賣の爲には、本國人の支店を設立し、若其販賣にして大規模なるときは、主要地に販賣店を設立し、內地各地方には其支店を開設するを必要とす此點に關し、現今支那に於ける米國の二大販賣業が孰れも本國人に依りて經營せらるるものなることを、注意せざるべからず、即ち其一は石油販賣業にして、他は煙草の販賣なりとす、而して此二者は孰れも、其單價頗る低廉なるを以つて、其需要全國に普く、從つて之が販賣には、常に各階級の人民に接するを要するものなり。就中煙草販賣業の成功せるは、一面廣く全國に亘りて廣告勸誘すると共に、他方各地に新式の製造工場を直營せるが爲にして、此二大事業は實に、米人の對支經濟活動史上に、特筆大書すべく其組織、計畫、販賣の機關及び設備等に於て、支那小賣市場の開發者中、之に匹敵するものあるを見ざる也。此二大事業及び其他二三の合衆國對支企業の成立史は、即ち十八世紀に表はれたる、米國海外事業家の冒險的精神が、今猶現存し、且商業上の機會均等にして保障せらるる限りは、場所と條件の如何を問はず、列强の國民と競爭して、敢て讓らざるものあるを立證するものなり。

然るに現今我國の對支貿易業者は悉く此二大會社の有する進取的精神と、世界的識見とを缺如するものにして、是れ實に我國對支貿易不振の根本的原因なりとす。惟ふに百年前に在りては、支那海を航行する合衆國汽船は、列强の船舶と拮抗して遜色なく、米國製の商品は列强のそれと駢立して、支那市場に販路を求めたるものにして、今日我國東北六州(新英蘭)の富は即ち、其基礎を當時の對支貿易に有したりしが、其後我國の對支海運業は漸次衰退に傾きこと共に其貿易も亦、次第に頽勢を示すに至りぬ、而も是れ實に極めて晩近の事に屬す。

(二)列强對支貿易政策の比較

英國は海外市場の開發に依り、其富强を圖るに際し、未だ曾て其資本と人才とを惜みたることなし。即ち過去百年の間、其秀俊の士は競ふて海外殖民地の經營に赴き、或は野蠻の地を探險して、將來貿易の中心地を相し、以つて本國商品に對する販路の開拓者となりぬ、加之其技術家及び商工業の專門家は、海外に投資せられたる巨萬の資本の利用に就き、常に指導援助の方法を採り來り、此の如くして計畫せられたる輸出事業は、同時に殖民地の對內國貿易を、刺戟輔導するに至り、彼此相俟ちて今日の隆盛を見るに至れり。

獨逸は海外貿易發展の目的を以つて、海外投資を奬勵し貿易經營者を派遣する點に於ては、正に英國の次位に在るものにして、而も其資本は多く、之を英國より借入れ、其人才は主として、商業的專門家を多しと爲す。

日本も亦多く銀行家、及び商工業的實業家を海外に派遣して、其利益代表の方法を採り來りたりと雖も、現戰爭に因り未曾有の隆盛を來したる以前に在りては、其海外貿易は常に資本缺乏の爲に阻害せられたりき。加之戰後に於ても猶、工業的技術家及び、製造業經營に經驗を有する專門家に至りては、他の大商業國に比して、依然不足を感ずるなるべし。

獨り合衆國は其國富に相當する海外投資を有せず、又其國力伸張に必要なる程度に於て、海外利益の代表者を有せず、故に我國の海外貿易振興策を定むるに際し、重要なる問題は即ち、海外に居住し、我國輸出貿易の伸張を以つて其天職とするが如き、有爲の人才を十分に集め得らるるや否やに在り。是を以つて現今合衆國の海外殖民地（又は移民地）は、其規模極めて小に、且常に動搖するを免れず、而も此等殖民地又は移民地は、我國商品の市場開拓に就き比較的重要なるものなりとす。

(三)資本並に專門的人才の必要

以上列强の對支貿易伸張策に見るが如く、我國對支貿易の發展を圖らむとせば勢、一面巨額の資本を投ずると共に他方商工業上の專門家を、之に派遣して親しく事業を經營せしめ、以つて本國利益の代表を完全にせざるべからず、蓋支那の如き未開の大市場に對し、此等巨額の資本と勞力とを投ずるときは、其得る所の報酬、他國に於けるよりも遙かに大なるものあるべく、即ち、之に依りて單に投じたる資本勞力に對し、大なる報酬を得るのみならず、本國商品の輸出、支那原料の輸入に際し、一大便宜と利益とを得べきを以つてなり。

加之現今支那にとりて、最も需要の緊切なるものは資本なり、蓋資本に依りて支那は、其緊要とする諸多の企業、例へば、鑛山の採掘、農業の經營、鐵道の敷設（鐵道開通に依り、一方遠隔なる富源を開發するを得べく、他方中央と地方とを連絡して、其政治的基礎を安固ならしむるを得べし）乃至は幣制改革（之に依り國內及び國外の取引を圓滑便宜ならしむ）等の事業を實行するを得べく、從つて其政治上、經濟上の發達を助長し得べければなり。

(四)合衆國政府の支那貿易政策

而して前述せる如く、此等の對支企業は多く、國家的性質を有するものなるが故に、之に對し其本國政府の援助を伴ふべきは、當然のことにして、實際に於ても各國政府は其國民の經濟的活動を保護奬勵し、特に借款運動に就きては、銳意輔導の任に當るを常とす、蓋是れ近世文明諸國に於ける、國家の機能に關する思想に合致するものにして、即ち、國家は國民の團體にして國民は最小の勞力を以つて最大の經濟的効果を收めむと努力せる個人の團體なるが故に、國家の行動は當然、此經濟的活動に關し、國民全體の意思を表明實行すべきを以つてなり。

獨逸は此點に關し、其軍隊の訓練に於て用ふると、同一程度の能率を以つて、經濟政策を行ひ來れるものにして、其軍隊の唯一の目的は即ち、世界に於ける優越なる經濟的地位を獲得するに在りき。

日本に至りては、其國家的企業と個人的企業との間に、區別を設くること困難にして、海外に於ける個人的企業の背後には、常に政府の保護を伴ふ。

之に反し我國の傳統的政策は即ち、政府の保護を排斥するものにして、夫の列强政府の採用するが如き、其國民の海外に於ける企業に對する保護的助長政策は、我國政府の未だ曾て試みざる所なりとす。

過去十年間に於て、合衆國はヘー氏の唱道せる外國貿易の發展策を、次第に抛棄しつつあるの趨勢あり。惟ふに此政策は、一面我國の對外政策に於て、鞏固なる經濟的地歩の維持を前提とし、他面之が實行方法として、我國が南洋諸島、北律賓及び東亞に於ける軍事上の根據地を獲得すべきを主張し、且之が基礎原則として、政府は海外に於ける合衆國の適法なる企業を保護奬勵するが爲に、有らゆる手段を執るべきことを唱道するものなるが故に、我國民は一般に之を以つて、合衆國の現代思想より見て、稍過激なる政策と看做すに至りしが故なるべし。

(五)支那に於ける對米好感の利用

合衆國は今日支那に於て、列强に比し遙に好評を博すと雖も、是れ唯其口先の寬大なるに對するものにして、其行動に對しては、支那人中之を賞揚するもの鮮し。蓋余は到る處の支那人が、官商共に我國に對し均しく、二重の心理狀態に支配されつゝあるを看得せり、即ち一方に於て彼は合衆國及合衆國人に對し、深厚なる友情を表示すると共に他方に於ては常に合衆國が之に對し同樣の友情と利益との具體化せるものを、供與すべきを期待しつゝあり、換言すれば、支那人は大規模の米國事業が支那に設立せられ、之と合同するの機會を期待しつゝあり、或は公共事業及び鑛山其他の富源開發の爲にする、合同企業の投資に關する合衆國人の契約が、實行せられ、之に依りて支那が其既に得たる精神的援助に加ふるに、合衆國の財力的援助を受け以つて其社會上產業上の改革を、完成せむことを期待するや既に久しきものあり。然れども此支那人の樂觀的期待が屢失望と化することあるは、合衆國人在支企業の現狀を見れば極めて明なるべし。

然りと雖も合衆國が支那に於て、諸列強よりも遙に深厚なる支那人の友情を博しつゝあるは事實なるべく、是れ即ち貴重なる商業資本たり得るものにして、之が對支貿易に於ける効果は、蓋我國の製造家輸出業者等が、支那に於ける我國の絕好なる商業的機會を捕捉し、支那人の期待に應じて銳意貿易の伸張に腐心するときに至り、初めて之を見ることを得べきのみ。

四、歐洲大戰と東洋貿易伸張の必要

現今合衆國に於ては、戰捷を博するに絕對的必要ならざる諸問題は、悉く之を等閑に付するの傾向あり、而して吾人は、我國參戰の動機が毫も利己心に基くものにあらず、且其目的は極めて公明正大なることを、確信するものなりと雖も、我國の此主義と政策とが、將來の媾和會議に際し、果して如何なる程度に於て實現さるべきやは、何人と雖も之を豫言すること能はざるべし。

惟ふに此主義が實現さるる爲には、其の確信する道德的最高の價値並に有力なる陸軍の後援以外、更に有力なる或物に依りて擁護せられざるべからず、而して其有力なる或物とは即ち我國の經濟的實力に外ならざるなり。

是を以つて我國が若も今に於て、國內の產業上、農業上並に鑛業上の資源を涵養整理し、以て其經濟的實力の養成に留意することなくむば、一大困難に遭遇するを免れざるべく更に我國經濟的地位の改善に必要なる、組織的方法の採用を躊躇することあらむか、其結果不幸に沈淪するに至るべし、蓋來るべき媾和會議に於て、我國主義の貫徹に絕對的必要なるものは、即ち我國及び同盟國の有する源資並に、其占有する鞏固なる經濟的地步に關する、正確詳細なる智識に外ならざればなり、即ち之に依りて我國は、我國及び世界の爲に有利なる平和を確保するを得べく、以つて世界民主々義の指導者たる職責を全うするを得べし。

然り而して、以上述ぶる所の主義を以つて、我國の所謂極東問題に適用するときは、ヘー氏の東洋政策は、茲に始めて明瞭たるに至るべし。即ち氏の主張に從へば、此主義の目的とする所は、即ち支那の如く廣大なる天賦の領土を保全し、之を以つて合衆國の資本勞力並に企業的天才の、正當なる活動場裡たらしむるに在りき是を以つて氏は、合衆國の幸福と其將來の隆盛は、其東亞に於ける經濟上、政治上の機會均等主義を、毫末も毀損するを許さずと確信せり。然らば即ち、此政策より一步遠かるときは、是れ太平洋に於ける我國の經濟的活動を阻害するものにして、抑又此等地方に於ける、我經濟上の地位と利權とを、毀損するものなりと云はざるべからず。

今や東亞の一隅は、擾亂、無秩序、無政府の狀態に在り而して現に大戰に參加する強國は假令實戰場より遠隔するとも、此等の擾亂と戰渦の影響を免ること能はざるべく、爲に其經濟的活動に一時的の弛緩あるは亦已むを得ざるに屬す。然れども東洋の運命と幸福とを左右する勢力を看得せる、我國人の勇氣と信仰とは之が爲に毫も掩蔽さるる所なく、彼等の眼に映するものは却つて、復活し統一せられたる支那と、再び建設せられたる露西亞の光景なるべし。而して此新なる二大國は共に、大規模にして永遠に亘る相互的經濟關係の設定に對して好個の機會を供するものたるなり。

彙錄

最近の日支間借款契約

最近北京政府が締結調印を了したる借款中日本の投資家が全體、若しくは一部に關係を有せるは、千九百十七年の九月に一千萬圓の前渡しを爲せる大運河借款、本年一月所謂政治借款に關し一千萬圓を前渡を爲し、水害救濟の爲めに起せる五百萬圓の借款、北京の印刷局を擔保とせる二百萬の借款等なり、然るに一般の空氣は武器購入の目的にて起す四千萬圓の借款、福建督軍の一千萬圓借款、及督軍曹錕の開濬鑛務局の株を擔保とする三百萬弗の借款ありとの風說に滿たされ居れり、既に前號にて報道せし如く、大運河借款はシームス、ヤシー鐵道運河會社との間に調印せられたるのもの也、米國インターナショナルコーポレーション其投資主也。日本の投資家は、六百萬弗の十二分の五を限度として、參加の承諾を得、殘部十二分の七を米國側の出資額と定めたり、此借款は山東省より直隸省に至る、大運河の修築に使用するを目的とし、利子七分、支那政府手取九割也、日本は英佛露に代り、一千萬圓の二回の前渡金を爲せり、日本の銀行は普通銀行團として、知られあるものを組織し之には獨逸銀行も關係あり、千九百十三年二千五百萬磅の政治借款を締結せり。

日本の銀行は將來一定の期日に協定さるべき、他の借款に關聯し前渡として二千萬圓を供給する爲に、規則を破棄せり、然れども事情全く異り、只僅に一年間更新の特權を有するに過ざりき、最後の一千萬圓は、一月十六日橫濱正金銀行より拂渡し、支那政府の手取額は九百二十萬圓なりき、銀行團の監督の下にある、鹽稅剩餘金を其擔保とせり利子は年七分なり、支那政府は手取金を以て、嘗て支那銀行が政府に貸付けたる金員の一部の支拂に充てたり、此等前渡に關係せし日本銀行は、日本興業銀行、朝鮮銀行、臺灣銀行、三井銀行、三菱銀行、第一銀行、第十五銀行、第百銀行、第三銀行、安田銀行、橫濱正金銀行、第三十四銀行、住友銀行、鴻池銀行、近江銀行、鹿島銀行、浪花銀行、山口銀行等也。借款條件に支那政府は每月二百萬圓引出し得べしと規定せり、水害救濟五百萬圓借款は、日本の十一銀行に據り、組織せしシンヂゲートを代表せる、日本興業銀行の總裁と協定せられたり、該借款は利子年七分平價發行、一割二分五厘以下の割引、擔保張家口其他數ケ所の稅關收入等の條件を附せり、北京印刷局を擔保とせる二百萬圓借款は、三井物產會社との間に協定せられたるもの也、年限三年、年利八分拂渡價格九割八分なり、又所要の材料を購求する場合は、三井物產より購求し價格は他より高からざるべしとの條件にて成立せり、又該局が更らに專門技師を增聘する時は、三井物產會社人選を爲し、北京政府にて發行する都ての有價證券紙幣の印刷請負をなすをも

條件中に規定せり、拂渡金は該局の有する負債の償却に使用せらるる筈也、武器借款は其額四千萬圓なりと稱せらる、新聞雜誌は擧りて政府を攻撃非難し居れり、然れども最初の條件は修正せられ、或種の條件成立する筈なるが事情は未だ公にせらるるに至らず、福州兵器廠の百萬圓借款は未確定也、傳ふる所にては福州兵器廠を擔保とする筈也、一部福州人士は之に對し強硬に反對を表明せり、昨年臺灣銀行、日本興業銀行、朝鮮銀行等は、交通銀行改革の目的にて、五百萬圓の借款を締結せり、年七分五厘期限三年の利契約なり、擔保は政府保證する大藏省證券なり、交通銀行は銀行團に向て顧問の任命を要求せり、朝鮮銀行理事藤原正文氏其選に當れり、爲替相場逆なりし爲、借款成立の際直ちに現金の授與は行はれず、暫時の間日本の銀行に預金として保管せられたりき、其大部分は中央支那及南支那の支店改革の用に充當せられたり、一時借款交涉なりと喧傳せられし、日支間の交涉案件は爲替銀行の設立にして、發起者は前駐日支那公使陸宗輿氏なりき、其資本金は一千萬圓なり、該銀行は株主組織にして、支那法律に從ひ、支那にて登記せられたり、全資本の半は日本側之を引受け、重立ちたる日本の銀行、皆出資を爲せり、專務理事二名とし一名は支那人、一名は日本人より選任し總裁は支那人也。

千九百十七年十月十二日、改定吉長鐵道借款協約は、北京交通部に於て南滿洲鐵道會社理事龍居氏日本側を代表し、樓最氏支那政府を代表して調印せり。

其條件の要點を摘記すれば左の如し。

A 借款總額六百五十萬圓

內百八十八萬圓は、千九百九年南滿洲鐵道會社が支拂へる二百十五萬圓借款の未拂額を償却する爲に差引くものとす、殘額四百五十一萬は北京にて引渡すものとす。

B 年利五分

C 純手取百圓に付九十一圓五十錢也。

D 期限三十年

E 擔保吉長鐵道の收入及財產

F 監督北京政府鐵道管理權を有す。借款期限中南滿洲鐵道會社は純益の二割を報酬とし、線路の管理を擔當す。

G 重役及其權力 北京政府は鐵道事務を總轄せしむる爲め理事を任命す。

尙長春停車場の共同使用及線路の改良に關しては、別に協定を爲すべし。

南滿洲鐵道會社は、技師長營業支配人、會計主任を選任し、內一名は會社の代表者として、會社の權利を執行し協約の範圍內に於て其條件を履行せしむ、重要事務に關しては前記の會社代表者、及他の二名の役員は豫め理事と相談するものとす。

H 全ては南滿洲鐵道會社の補助を受くる關係あり云々

(Far Eastern Review)

支那人の支那政治論（二）

其二　護法の成功を告ぐ

孫　文

五月四日廣東軍政府改造案の國會非常會議を通過するや大元帥孫文は即日辭職し次の如き通電を發表して心事を訴へたり

國會非法解散より復辟の變を經て民國已に法に依つて成立せるの政府無し、馮段兩氏をして果して悔禍の心あらしめんか個人の權利を爭ふと雖も苟しくも能く國會解散の非法命令を撤消し國會をして繼續開會せしめば則ち一言にして邦を興すと何ぞ異らん夫れ誰か得て而して其後に議するを得る者ぞ、乃ち必ず北洋の兵力を以て全國を征服せんことを思ひ遂に釁を川湘に啓いて全國の統一以て破るゝを致せり、其時滇桂の師は皆地方問題より起り所謂自主を宣告せる者其態度猶曖昧に屬し尚根本大法を不問に置くに似、浸々芽々底止するなし、文、正義の伸びざるを坐視するに忍びず爰に滬上に於て民國の諸老と護法を創議し海軍の將士亦宣言あり相率ゐて南來せり、而して粵省議會乃ち國會議員に來粵開會を請ふの決議あり是に由りて國會非常會議を廣州に發生し中華民國六年八月三十一日軍政府組織大綱を公佈し文不才擧げられて大元帥となれり、自から此重化に勝ふる能はざるを知ると雖も國家の多難は匹夫も責あり文、恭くも民國手造の列に在り大法の淪亡を視て救はざる能はず是を以て險難を避けず勞瘁を辭せず以て護法討逆の倡と爲り吾國及友邦の人をして成な軍政府の職志に曉然たらしめん成敗利鈍に至つては逆覩する所にあらず凡そ以て民國人民の正氣を天壤の間に存せんとする而已。是れより後粵桂滇黔湘川一致して護法を宣言せざるなく始めて非法解散の國會を恢復するを以て共同の目的と爲せり於是地方の爭一變して國會の爭と爲り軍政府尺地の憑藉なくして而して此志已に六省に範圍せり、而して其他同情を表して義に附かんことを欲する者尚復た現在多く有り均しく醞釀發難の中に在り護法已に一成功を告げたりと謂はざるを得ざるなり矣。

顧みるに吾國の大患は武人の爭雄より大なるは莫し。南と北と、一邱の貉の如く護法と號稱するの省と雖も亦肯へて法律及び民意の下に俯首する莫し、故に軍政府成立せりと雖も被擧の人多く就職せず非常會議に對しても亦旨へてその尊重の意を明示するなし、內旣に各省の統一を謀る能はず外何を以て友邦の承認を得んや。文、斯に於て痛口曉音以て各省の覺悟を致さんとせしも力竭聲嘶信を取るに由なし、我を知る者は謂ふ我が心憂ふと我を知らざる者は謂ふ我何をか求むると斯れ之の謂なり矣。然れども個人の去就は其義小、國家の存亡は其義大、文の忍辱負重以て今に到れるは良とに任責人無くやむを得ざれば也。

凡そ文の各省の非常會議を尊重して護法の中心と爲さんことを謀る所以の者至らざる所なし、今岳長累敗あり以來各省初めて省悟し統一機關組織の必要を知ゐ且つ非常會議

を以て護法の中心と爲すの必要あり今に及び之を圖るの猶ほ未だ晩きにあらざるを知れり、文の力是に盡きたり矣。鹽稅存欵を取つて國會正式會議の經費に充て六月十二日を預定して開會の期となせり、文の忠を國會に効すの任務、本すでに將さに畢きんとす乃ち非常會議軍政府改組を議決し以て各省の要求に應せんとす、今よりして後庶くは羣策羣力に資して以て護法の大業を昭かにしその成功を告ぐるを得ば豈民國の幸にあらずや。文本と匹夫拳なく勇なくその全力を以て非常會議を擁護する所以の者、その効果既に已に是の如し、庶くは國人に罪せらるるなからんか玆に仍ほ匹夫有責の身を以て個人の地位に立ち以て天職を盡さん謹んで顚末を略述し非常會議に向つて大元帥の職を辭す幸に公鑒せよ。孫文五月四日印

支那鐵道に關する英米の協力

最近數ヶ月、英米兩國人の協心戮力を力說するもの多し若し之を高調する人人が、眞面目に手を携へて、其有する所を合せ、支那に於て實際上に其實現を期せんと欲せば、先づ出來得る限り、速に建設せざるべからざる、三鐵道線路あり。一は目下工事進行中なる粵漢鐵道を完成するにあり。二は浦口信陽間の鐵道、三は淮河を横斷し四山に入る鐵道也武昌の南方より廣東省に入る鐵道は、川漢鐵道に聯絡し、廣東より百十六哩餘は、既に操業を開始し居れるが、頗る急速の完成を要す。北部は武昌長沙間は既に開通し居れるが故に粵漢鐵道と北京否な歐洲との聯絡遷延する事なく完成せざるべからず。

之等の大障礙は資金を得難きにあり、資金は保證するに適當の方法だにあらば、米國より供給を受くる事、決して難きにあらざる也、戰時の爲設備に多額の金錢を要すべきも、最も必要なる部分は、現在支那に於て手に入れ得べき建設材料にて完成すべし、戰爭が長き間隙の築堤を終り、トンネルや池下溝の工事を了するも尙終熄せざれば、又他に自ら方法あるべし、吾人の了解する範圍にては、基金に對する障礙は政治より來れるが如し。否な寧ろ整理せざるべからざる或種の問題に關係ある人人が、眞面目に盡力せざる事實に因するが如し、京漢鐵道線上の信陽より浦口に至る豫定線、即ち信陽の西方に延長する線路に對する權利を有する英國が、米國に之を讓渡するに於ては、必要なる資金を得る疑ひを容れざる也、惹て米國人が建設の權利を獲得したる淮河溪谷上流より四川省に入るべき大鐵道建設の要求を生せしむるに至るべし、該線路を商業上收支相償はしむるには、常識の敎ゆる所にては信陽を基點とせざるべからず。又更らに常識の敎ゆる所に從へば、戰爭勃發當時工事中なりし、浦口信陽間の鐵道線路を完成する爲に、英米間の問題は何等異議なく直ちに決定すべきものなり。該鐵道工事は單に基金缺乏の爲に延期せられたるものなれば、英國は工事の再開を希望する事あるべしと雖、戰爭の終期迄待たざるべからず。

若しも米國が資金を投じて該線路を建設するを得せしめば、竣工の曉は上海と四川の首都成都との間は、浦口正陽（淮河河畔）を經て直聯絡するに至らん。

英吉利は浦信間に鐵道敷設の權利を有し、米國は淮河溪谷に沿ひ四川に入る鐵道の敷設權を保有す、然しながら英吉利が信陽より正陽に至る間の敷設權を有する爲、當然延長せざるべからざる地點迄、米國は延長する能はず。一方に於て英吉利は、特權を有すれども資金に乏しく、之に反し米國は資金豐富なれども、權利を有せざる也。最近表明せられたる表面熱心なる協心戮力を充分形現すべき絶好の事態也、原素は金及權利にして、兩國の結合は是等を保有す。英米協同一致又英米戮力主義が、兩元素を化合せしむる力あらば、全く新らしき事態を生ずべし。

此方面に於ける協力の利益は、彼等の皮相の見解をなす支那精通者を侮辱するに等しきものなきに氣付かしむる程莫大なり。

如何なる鐵道も支那に利益を齎し、又通商上の利益多大也、英米は只一意通商を欲するのみ。兩國が此等の三鐵道線路を協力して建設せば、通商上の好機相次で至るべし、協力は斯く廣東より北京に至る南北支那縱貫線、未だ孤立せるに等しき支那中にて最富裕なる四川省の首都成都に至る東西の橫斷線を速成する事となるべし。

四川省民は建設さるべき鐵道の齎らす處を知らば、膝いて朝夕紙錢を燒いて華英コーポレシヨン、シームスカレー商會の出資者たるインターナショナルコーポレーションに其理想其權利其資金を融和せん事を禱るならん。此等三コーポレーションは兎に角にも英米協心戮力の風說に對し或者が眞に存在するを示さんが爲之を爲さざるべからず。之に據り支那に與ふる敎訓は數千倍の利益あるべし。

(Far Eastern Review)

事業界

Major Bros. 營業成績

上海英租界九江路なる、同商會は三月二十一日、祥茂公司に於て、二十八回株主總會を開催し、出席株數一、四五八株に達したり、今ベーヤス氏の報告により、該商會一九一七年度の營業經過の大要を見るに、昨年の營業成績は一九一六年よりも、更に若干の恢復を示し、會社の財政狀態は大に持直したりと雖も、尙ほ配當をなし得る迄には至らず、昨年を通じて同社製品の需要良好にして、今年も亦此狀態を支持すべしと觀測せられつゝあり。

銀行及祥茂洋行よりの負債は、一九一六年十二月三十一日に七七、〇二一兩七三なりしもの、一九一七年同日は六五、二三八兩一五に減退し、一方在荷は前年度に比して一萬四千兩多し、而して財政狀態の恢復は、之等數字の示せる以上に良好なるものなりと云ふ、建物、機械及什器は手入れを怠らず、總て良好なる狀態に保たれたるが、之等に要したる修繕費は例に依て營業勘定より支出せり、之等の資產に對しては、何等の減價償却準備を行はず、同社が一九一四年に改組せられたる時、總て同社の資產は多額の書き下げを行ひたれば、一九二〇年迄は依然として準備を行ふの必要なかる可しとのことなれども、損益計算の貸方尻三九、二四七兩五五の處分方に就て、減價償却を行ふや否やの問題は重役側に於て周到の注意を拂ひつゝあり、同社支配人は Shengle 氏にして、着々成績を挽回しつゝあるは、同氏の努力に負ふ所頗る大なりと云ふ。

楊子保險公司營業狀態

(Yangtsze Insurance Association Ltd.)

同公司の年次總會は、四月二十九日上海なる新築事務所に於て開催、J. Prentice 氏は R. A. Clarke, A. W. Burkill, H. E. Aruhold, A. T. D. Seward 及總支配人 W. S. Jackson 等の諸氏に輔佐せられて、議長席に就けり、出席株數は六、九六六株とす、席上議長の試みたる演說の要領左の如し。

總會の主意たる決算を協議する前に、新築建物に就き一言せんに、諸君の見らるゝが如く、其結構頗る壯麗にして實に我楊子保險公司の建物として、恥しからず、又建築技師たる Palmer 及び Turner 兩氏の誇りに背かず、建物は七層樓にして、全室既に賃約せられ、階下の全部及二階の一部は、會社の事務所となし、三階の大廣間は株主總會室たり、こは現時上海に於て最も美麗優美なるものなれば、今後他會社も總會々場として、此室を利用せむことを希望するものなり、昨年余は各室全部賃貸濟みとならば該建物に對する投資の利廻は、年六歩以上に上るべきを陳述したるが、其後意外に建築費の增大したる結果、其實現を見る能はざ

るなきやを恐るゝものなれども、六歩より甚しく低下することなきを期せども、嚮確たる數字を示す能はざるを遺憾とす。

氏は次に一九一六年及其以前の營業勘定を、一應概説したる後、一千磅の義捐金を戰時海員、孤兒救濟會へ寄附せむことを提議し、更に進んで愈昨年度の營業成績の説明に入れり。

●一九一七年度營業勘定　昨年度の保險料收入は、四、九九九、〇六三弗二九仙にして、之に利子及書換手數料を加算する時は、總收入五、二九六、一四八弗七六に達す、其内三、一八六、四八〇弗九七仙を次期へ繰越として更に其内より特別配當として、五歩（一株に付三弗）此額三六、〇〇〇弗を差引き、殘高三、一五〇、四八〇弗九七仙を次年度へ繰越さむことを提議せむとす、株主中には昨年度の好成績に鑑みて、是以上の特別配當をなすことを至當とする意向を有せらるる向あるべけれども、大多數の株主に於ては現時の如き不安狀態の際には、成る可く巨額を次期繰越となすの妥當なるを承認せらるべし、平時に於ては一年間の營業の歸趨を、比較的正確に豫測し得れども、現在の如き非常時に際もては、之を精密に豫測するは全然不可能の事に屬す、此外期限未經過の莫大なる危險保障に加ふるに塡補すべき多額の損害、及び未だ解決せられざる損害要償多數あり、尙通常の海上保險に屬すべき損害なるか、戰時保險に屬すべきものなるか、未決のもの少からず、此等の理由に基き株主諸君に於ては昨年と同樣五歩の特別配當に滿足せられんことを切望す、海上保險の見地より見る時は四圍の情勢は次第に險惡となり、其經營は益々困難の度を加へつゝあり、又現今に於ては特定の汽船に積込むべき被保險貨物が、其特定の汽船に現實に積載せられあるものか或は其船に積殘されて其よりも危險多くして、注意深き保險業者は、之が保險を躊躇するが如き汽船に積取られたるものか等を確むること困難なり、倫敦及び紐育電報の延着は、汽船出帆前に再保險を附するを不可能ならしむ、更に現今世界各地の保險會社は、何れも手一杯の保險を引受け居る結果、巨額の積荷を再保險に附すること容易ならず、加之船腹缺乏の結果、貨物は積込み積替陸揚等に際し適當なる防火設備を缺く諸港に於て、徒らに停滯することあり爲めに陸上に於ける火災の危險增大し、之が原因をなして當社が過去一年間に被りたる損害少からず。

昨年度に於ては獨逸潛航艇の襲撃に係る、損害一昨年に比して輕微なりしは、英國並に聯合國海軍の活動に負ふ所頗る大にして、當然之に感謝せざる可からず。

●投資及爲替準備金　金投資減價償却準備金は、一九一六年十二月三十一日現在三〇三、一一七弗二〇仙なりしが、銀爲替相場昇騰の結果、一九一六年度營業勘定より新たに七〇〇、〇〇〇弗を、右準備金勘定貸方に加ふるの必要生じたり、されば今後如何に爲替相場の變動を見るも金投資減價を補ひ得て餘りあるべし、若し又爲替相場にして平時の率に復せむか、本準備金貸方殘約一、五〇〇、〇〇〇弗となるべく、其時は其内幾部分を一般積立金、又は

再保險積立金貸方へ振替を行ふべし、吾が社の投資額は昨年と大差なく、動產不動產の帳簿上の價額は、合計五三三、〇〇二弗六五仙にして、其大部分は新築本店建築物の占むる所たり。

代理店より收納すべき保險料は、貸借對照表上には、一、一五六、五二〇弗四五仙とあり、之を例年に比する時は、頗る多額に過ぐるの觀あれど、其內九二四、〇〇〇は本勘定締切後取立濟となれり。

●火災保險　昨年諸君の前に陳述したる、火災保險を上海其他東洋に於ける各都市に於て、或限度內にて營む計畫は、其後實行繼續せられつゝあるが、此部の成績は幸にも良好にして、徐々ながらも着々堅實に增加しつゝあり。

最後に議長は社員代理店等の勤勉に對し、賞讃の辭を盡し例年の通り賞與を提議し戰場に於ける社員の近況を報告して演說を了れり、當時株主よりは別段の質問なく議決せられたる諸項を列擧すれば次の如し。

一、重役の營業報告及び會計報告は原案通り可決

二、配當は三割即ち一株に付十八弗のこと

三、A. I. C. Stewart 氏新たに重役に選任 Jabor Prentic, C. W. Wrighton, B. A. Clark, A. W. Burkill. 及び H. E. Aruhold. の諸氏は次期總會迄重任の事。

四、G. H. Thomson 及び N. Thomson の兩氏は次期總會迄監查役に再選其報酬一ヶ年一千兩の事。

五、重役は總支配人以下の社員に對し、俸給額に應じて隨意に賞與を給することを得、但し俸給額の二割を超過せざること。

商務印書館の營業

支那出版業者として名ある上海の書店商務印書館は昨年度に於ける營業決算報告を發表したり、即ち左表の如し

貸借對照表

一、貸方の部

地基

一、發行所、原價八六、五七三、一一の八掛（一畝三分八厘）　六九、二〇〇元

二、編譯印刷所、原價二八、五二一、五八の八掛（四十五畝七分六厘七）　九四、八〇〇元

三、尙公學校、原價二、八三四、〇〇の八掛（二畝七厘七、四年購入）　二、二〇〇元

四、北福建路、原價五、四七九、四五の八掛（〇畝三分七厘二）　四、三〇〇元

五、王家宅、原價七、九六六、八〇六の六掛（十三畝〇八厘二）　四、七〇〇元

六、真干山地、原價七〇〇、〇〇九掛　六〇〇元

房屋

一、發行所造價、原價五八、三六一、五〇（民國元年落成）の六掛　三五、〇〇〇元

二、編譯所造價、原價二七、四七二、六〇（宣統三年落成）五五掛　一五、一〇〇元

三、印刷所正廠及後廠造價、原價一三〇、七七〇、三〇（光

緒三十三年落成）內本年添造の玻璃棚三間三、五〇元へ含む）の五掛　六五、三〇〇元

四、印刷所老棧房造價二三、一五三、三四（光緒三十三年落成）の四掛　九、二〇〇元

五、印刷所新棧房造價二七、〇八四、七五（民國二年落成）の七掛　一八、九〇〇元

六、印刷所原料房造價七、九三一、四七（宣統二年落成）の六掛　四、七〇〇元

七、印刷所寫眞室造價一五、二〇七、三〇（宣統二年落成）の六五掛　九、八〇〇元

八、印刷所裝訂家屋造價一四、二九〇、一七（民國二年落成）の七掛　一〇、〇〇〇元

九、印刷所大工家屋造價五、〇七五、六三（民國二年落成）の七掛　三、五〇〇元

十、印刷新事務所造價二二、六三二、九〇（民國五年落成）の八五掛　一九、二〇〇元

一一、印刷臨時椎貨處造價（民國五年落成）の七掛　一、七〇〇元

一二、印刷所磨石房造價（民國五年落成）八五掛　七〇〇元

一三、同印刷所畫石落成房造價一〇、四五六、九八（民國六年落成）の九掛　九、四〇〇元

一四、印刷所澆膠房造價二、〇〇〇（民國六年落成）の六五掛　一、三〇〇元

一五、尙公學校造價一五、一八三、五〇（民國五年落成）の八掛　一二、一〇〇元

一六、北福建路倉庫造價九、五八九、〇四（光緒三十年落成）の二四掛　二、三〇〇元

一七、湘館倉庫購入費四、二五〇、〇〇（民國五年購入）の八掛　三、四〇〇元

一八、莫干山家屋二、七〇〇、〇〇（民國六年落成）の九掛　二、四〇〇元

機器生財裝修

一、印刷所機生財七三六、六四四、二五の八八掛　三五九、四〇〇元

二、發行所生財（民國元年——六年）一五、三六九、〇〇の一割　一、五〇〇元

三、發行所裝修（民國元年——六年）六、九七〇、九〇の一割　六〇〇元

四、編譯所生財（民國元年——六年）四、二七五、二〇の一割　四〇〇元

五、編譯印刷所裝修（元年——六年）七、二〇六、七〇の一割　七〇〇元

書籍

一、倉庫在高三、八六三、一九二、六〇の一割六分　六一八、一〇〇元

二、發行所在高一八三、六一二、八〇の一割六分　二九、三〇〇元

三、釘作存書三四、三九五、〇〇の一割一分　三、八〇〇元

四、發行所倉庫內の洋書四六、五二二、三〇の四五掛　九八、八〇〇元

二〇、九〇〇元

五、倉庫中の中國圖書公司書籍二三〇、九七五、八〇〇の四分　二、分館勘定一、四二〇、二八三、〇〇の四掛

五六八、一〇〇元

九、二〇〇元　三、京華書局勘定五四、一九三、八五の五掛

六、莊書接存書三七、三七五、二六の三五掛　二七、一〇〇元

一三、〇〇〇元　四、中國圖書公司印刷所勘定二七、七八一、〇〇の七掛

洋紙原料　一九、四〇〇元

一、總倉庫各種紙七一三、五七九、七五の七七五掛　五、中國圖書公司發行所缺帳四三、三五九、七七の四掛

五五三、〇〇〇元　一七、三〇〇元

二、原料庫各種原料二九二、六八二、四三の八掛　缺欵

二三四、一〇〇元　一、各戸押欵二一九、六五五、〇〇の九掛

儀器文具　一九七、七〇〇元

一、發行所倉庫內の儀器文具一六三、五八一、四五の五掛　二、各戸該欵九二、〇六五、〇〇の八掛　七三、六〇〇元

八一、八〇〇元　三、日本株回收貼費四年迄八四、六九二、九〇五年分二萬

二、自製中國紙墨筆三五、九九〇、二六の八掛　元差引きて

二八、八〇〇元　六四、六九二元

書稿　四、分館該欵(負債)　一〇三、三八九元

一、自編書稿一、二六五、八六二、〇〇の評價　五、京華書局該欵　一四、四〇一元

一五、〇〇〇元　外業

二、購入書籍三二、五八三、〇〇の二掛　一、各業株券二九、八九三、九五の八掛　二三、九〇〇元

六、五〇〇元　二、中國圖書公司印刷資本五〇、〇〇〇元の七掛

三、中國圖書公司版權一五、〇〇〇、〇〇の一割　三五、〇〇〇元

一、五〇〇元　三、中國圖書公司發行所資本一四、一八〇〇の一割

缺帳　一、四〇〇元

一、得意先勘定三二二、六八八、〇〇の三掛　現存

一、銀行錢莊取引　一六九、二一五元

二、三所現欵	一四二、一一四元
合計	三、九三一、五一一元九〇
借方の部	
拂込金	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇元
積立金	
一、普通積立	一八七、四九七、九二元
二、特別積立	六、二九八、九六
三、積立金益酬恤費	六九、七三五、六七
四、花紅積立	二一、一六三、四七
預金	
一、定期存欵連息	五四五、六四七、一七
二、活期存欵連息	三二五、四八四、三八
三、公益保安會存欵	二六、五〇五、四一
存帳	
一、各號存帳	一八五、二三八、九〇
二、進貨存帳	一、四九四、〇〇
暫存	
一、定書存欵	二九、三四八、六三
二、日本株回收貼費引出費	二〇、〇〇〇、〇〇
三、日本株回收貼費預備金	四四、六九二、九〇
四、本年末の費用引出金	一六、〇〇〇、〇〇
盈餘	
本年盈餘連分館及京華書局	四五二、四〇四、四九
合計	三、九三一、五一一、九〇

役員

監察人　譚海秋　同　呉馨
同　王亨統　董事　張審
董事　鄭孝胥　同　金押平
同　章士釗　同　葉景蔡
同　聶其杰　同　鮑咸昌
同　高鳳謙
同　李宣龔
總經理　高鳳池
董事經理　張元濟

支那半月史

・大正七年五月下半

日支軍事協定の成立

日支兩國政府はブレスト、リトウスク講和後、獨逸勢力の東漸して極東の平和及び安寧を危殆ならしむることあるべきを慮り、これが未兩綢繆の方策として共同防敵辦法の制定を必要とし、三月中旬交渉を開始し、五月十六日同十九日を以て日支軍事協定なるものを成立せしめ、五月三十日東京及北京に於て右に關するステートメントを發表したり我外務省の發表せる分左の如し。

日支兩國政府は敵國勢力が極東全局の平和及び安寧を危殆ならしむるの情勢を生ずるに至らんとするに鑒み日支兩國協同して之に對應するの方途を講ずること極めて緊要なるを認め兩國間に隔意なく所見の交換を行ひたる末本年三月二十五日を以て帝國外務大臣と在本邦支那公使との間に別紙の通り公文の交換を了するに至れり依つて帝國政府は右交換公文の主旨に基き帝國陸海軍より委員を北京に派し支那陸海軍當局と會商せしめたるが交渉圓滿に進渉し陸軍側協定は五月十六日海軍側協定は五月十九日夫々調印を了したり

斯く今次の協定は前記三月二十五日の交換公文に基き共同防敵に就き兩國陸海軍の協力すべき方法及び條件を具體的に取極めたるものに外ならず隨つて事軍機に屬するが故に其內容は之を公表することを得ざるも前來所述の目的以外に亘る何等の條項を含むものにあらず又斯る目的以外の條項を含むべき性質のものにもあらざるなりされば唯今世上傳ふるが如く本協定中には出征支那軍隊を日本軍隊の指揮に置く事、日本は支那領土內に於てその欲する地點に要塞を建設するを得る事、日本は支那鐵道造船所兵器廠を管理する事等の規定ありと謂ひ甚だしきに至りては日本は支那の財政を管理する事、日本は支那警察機關を組織する事、日本は兵器所要の原料を產出する支那鑛山を自由に採掘するを得る事を規定せりと云ふが如き類は何れも虛構揑造にかゝる無根の報道にして本協定には全然此種の條項無し

以書翰啓上致候陳者貴國政府に於ては現下の時局に顧み左記の綱領に依り帝國政府と協同措置するを貴我兩國の爲必要なりと信じ帝國政府に提議せられたる本日附貴翰拜閱致候

一、日本國政府及支那國政府は敵國勢力の日に露國境內に蔓延し其結果將に極東全局の平和安寧を侵迫するの危險あらんとするに因り此情勢に適應し且つ兩國が此次の戰爭參加の義務を實行せんが爲行ふべき處置を速かに協同考量するものとす。

二、前項に依り兩國政府の合意を經たる後決定する事あ

るべき事項を實行せんが爲兩國陸海軍此次の共同防敵の範圍に就き協力を行ふべき方法及びその條件は兩國當局官憲に於て之を協定すべく該當局官憲は相互の利害問題に就き互に愼重誠實に隨時協議し並に兩國政府より確定して時機を待ち實行するものとす

帝國政府は右貴國政府提議の趣旨に全然同感を有するものにして前記綱領に依り貴國政府と協同措置するは帝國政府の欣快とする所に有之候右回答申進旁本大臣は茲に重ねて閣下に向つて敬意を表し候敬具

大正七年三月二十五日

日本帝國外務大臣　法學博士子爵　本野　一郎

支那共和國特命全權公使

章宗祥閣下

以書翰啓上致候陳者三月二十五日貴我兩國政府間に兩國共同防敵の爲公文の交換を了し候處帝國政府に於ては右公文の有効期間は兩國の軍事當局に於て議定する事と致度候將又帝國政府は共同防敵の爲に日本軍隊の支那國境内に在るものは總て戰事終了後を待ち支那國境内より一律撤退すべき事を特に茲に聲明致候

右照會旁本大臣は茲に重ねて閣下に向つて敬意を表し候敬具

大正七年三月二十五日

日本帝國外務大臣法學博士子爵　本野　一郎

支那共和國特命全權公使

章宗祥閣下

本交涉の提起せられしは三月中旬にして芳澤駐支代理公使の手を經て支那側に提議され、同二十五日前記公文書の交換を見、一方日本政府の任命せる軍事委員

公使館附武官齋藤陸軍少將（委員長）宇垣陸軍少將

本庄陸軍中佐　川崎陸軍少佐　山田陸軍大尉

吉田海軍少將　伊集院海軍大佐　樺山海軍大佐

は前後して北京に入り支那側軍事委員

靳雲鵬上將銜（委員長）　曲同豐陸軍中將　丁錦陸軍少將

田書年同　劉嗣榮同　江春祺同　童煥文同　沈壽堃海軍

中將　吳振南海軍少將　陳恩壽同　奉天督軍代理　秦

華　吉林同陳鴻逵　黑龍江同張濟元　外交部參事劉崇傑

と協議を重ねたる結果五月十六日午後二時參戰督辦處に於て陸軍協定十二條の調印を了し、同十九日海軍協定八條の調印を了したり。

然るに日支兩國間に重大なる交涉進行中なりとの報一度び北京天津タイムス（天津にて發行さるゝ英人の機關紙）チヤイナプレス（上海に於ける米人機關紙）等に發表せらるゝや時を移さずして上海各支那新聞に譯載せられ、内政上段派の反對者たる南方派及び馮派の利用する所となり、日本は大正四年日支交涉に於ける第五項の要求を復活せりと稱へ二十ヶ條の對支要求なるものを揑造し、民黨系の戊午通信社の如きは新要求を以て日韓議定書に擬する等極力煽動に努め、就中政學會の機關紙上海中華新報、北京同、研究會系の機關紙上海時事新報、北京晨鐘報、前北京ガゼット主

筆陳友仁を主筆とし四月二十三日創刊されし上海ガゼット最も甚しく、此の煽惑と、一方日本新聞紙の底氣味惡しき程の沈默とは、血氣定まらざる日本留學生に多大の衝動を與へ、日本は眞實何等かの重大交涉を支那に向つて試みつつあるなりとの暗示に依り同盟歸國の惡現象を發生し、爲めに後藤外相をして五月十二日支那留學生に關係ある各學校代表委員寺尾博士等に對し

日支兩國は現に聯合國側の與國として參戰せり日を逐うて獨逸勢力の加はりつゝある露國殊に露領亞細亞の形勢に鑑み此際萬一に處する爲め日支協同して對敵防衛の計畫を樹つるは蓋し緊要事に屬す而して是亦日支共存、東亞全局保持の根本義に副ふ所以の道なり目下進行中の日支軍事協定は專ら此趣旨に基けるものにして斷じて其目的の範圍外に亘る何等の條項をも含むものにあらず事實に戰時中に於ける對敵軍事行動に關するものなるを以て遺憾ながら其內容は之を公表するを得ずと雖或支那新聞乃至支那に於ける外字新聞等の記事にして前述の趣旨目的以外の事項を列擧せるものは何れも皆虛構揑造に係る無根の報なり

との覺書を發表せしめたり、されど機宜を失したる此覺書は終に留學生を引留むる力なく、彼等は便船毎に相率ゐて歸國し、上海北京漢口等に於て協定反對運動に從事し、殊に北京に於ては北京大學、高等師範學堂、高等工業學校各學生等二千名五月二十一日總統府に推掛けて示威運動をなし馮總統をして協定中の要項を發表せしむるが如き猖獗

くべきものあり、固より此學生の運動は少年の浮動に過ぎず且つ明白に裏面に煽動者あるものなれど（殆んど研究會系乃至馮派の煽惑、南方民黨系は恐らく相與からず）兎に角我が當局の措置にして宜しきを得たらんには決して發生せしことなかるべき事態に屬すとせば當局の失態責辭す可からざるに似たり、但し學生連の擧動は一種の驚駭を表示する民族特有の方法と見るべく、全支那に於ける排日熱昂騰の兆は之を認むる能はず。若しそれ協商側の新協定に對する態度は百の贊成ありて一の反對なし、例せば英國の如きは半官的報道に依りて新協定の內容を知り之を是認し圓滿なる進行を希望しつゝありし程なり。

軍政府政務總裁

『中華民國聯合軍政府組織大綱』は、五月十八日非常國會第三讀會を通過し、二十一日右「大綱」第三條に依る政務總裁の選擧をなし、唐紹儀（一一五票）唐繼堯（一一二）伍廷芳（一一〇）孫文（一〇七）林葆懌（一〇四）陸榮廷（九〇）岑春煊（六二）七名當選せしが、孫文は即日辭表を提出して廣東を去り、蘇州丸にて臺灣經由日本に赴くべき旨聲明しつゝ二十五日頃汕頭に上陸、二十七日廣東省三河壩駐在中の攻閩粵軍總司令陳炯明を訪問し今猶滯在中なり。此事實はさきの軍政府改造が全然政學會派の劃策に出でしものなることを證據立つるものにして、孫は軍政府を逐はれてその最後の根據地たる潮州（陳炯明、許崇智等）に據るに至りしものなり。一方軍政府改造に成功したる政學會並に益友社は

聯合軍政府の實權獲得に際し又復た內輪揉めを始めたるものの如し、南方の統一、談何ぞ容易ならんや。

妥協の氣運動く、曹錕の北歸

ダレ氣味の湖南戰局は傍觀者をして又復た妥協運動を開始せしめん氣勢を齎らし、伍廷芳等より日支協約取消を條件とする和議開始を打電し來り、陸榮廷よりも同樣の意思表示あり（譚延闓等運動の結果か）といひ、新任佛國公使ボップ氏の非公式斡旋あり、此時に際し兩湖宣撫使曹錕の北歸（五月二十九日漢口發三十日天津歸着）は主戰派に對し大打擊を與へ、湘贛檢閱使張懷芝亦北歸の意あり（山東省內の土匪猖獗、並に督軍代理張樹元に對する戒愼を原因とす）、徐樹錚長沙より漢口に急行し辛うじて張を引留め得たるが如きも固より大勢を如何ともすべからず、概言すれば陸榮廷は龍濟光の斃息（龍は五月三十一日單身北京に入れり）に滿足して北方と和議開始の意向を生じたるものと察せらる是れ即ち妥協の端緒なり。

內治外交

●段總長辭意徑路　陸軍總長段芝貴氏は、昨今屢ば辭職を洩しつゝあるが、馮總統段總理は中央の軍事當局者の動搖するは、對南政策に頗る影響を來すを以て、是非共辭意を飜すべしと、留慰に力めつゝあり、段總長の辭意を洩すに至れる徑路を、探究するに、目下前敵諸將が共同策戰上不一致にして、戰効捗々しからざると、同時に前敵諸將は段總長の人材採用上に於て、自派の者のみを徵用するに不平を抱き、段總長の命を逡巡として用ひざるが爲なりと云ひ、一說には過日漢口に下れる奉天副司令徐樹錚が、王占元、曹琨、張懷芝と會見せる結果、何等纏りたる對南政策成立せず、徒らに前線の攻擊を、他の軍隊に讓りて、徐樹錚自身も前線の任に當るを諾せず、尙長沙に赴き張敬堯、吳佩孚を說き、中央の命を齊らせるが、是れ亦具體的の報告なく心中倦怠に堪えざる結果なり　。（神州日報）

●陸榮廷平和致電　過日南寧の陸榮廷より中央政府に向つて、目下我國は北邊外人の勢力甚しく、燕都も杞憂の狀態にあり、此點より見て何ぞ、互に南北兄弟牆に鬩ぐ理由あらん、西南の主旨は護法に在り、若し中央にして南方の主旨を容るれば、平和立ろに來るべし、誰か個人の利益の爲め國を滅すものあらん、速かに辦法を設けて四萬萬の要求する平和を招徠すべしと打電せるに對し、馮總統は中央の倡ふる所、依然として異らず、和の來るは惟だ南方が中央の命に從ふ時に在りと返電せりと。（時報）

●修正中華民國軍政府組織大綱　廣東の國會非常

會議は中華民國軍政府組織大綱を修正し、五月十八日之を宣布したるが修正の大綱の全文左の如し。

修正中華民國軍政府組織大綱

第一條　中華民國軍政府は護法各省各軍の聯合を以て基礎と爲し國會大總統の職權行使する能はざる期內に於て本大綱の規定に依り中華民國の行政權を行使す。

第二條　軍政府の職權左の如し。

(一)和戰に關する事件

(二)共同外交、契約訂立を辨理す

(三)共同財政を監督し內外公債の募集を辨理す。

(四)省と省の爭議事件を裁決す。

(五)護法省區軍隊の加入承認に關する事件。

(六)軍備統籌及び作戰計畫に關する事件。

但し人民に負擔ある契約內外公債の募集及び和平條件の提出に關しては須らく國會非常會議の同意或は追認を經べし。

第三條　軍政府は國會非常會議より選出する政務總裁七人を以て政務會議を組織し其職權を行使せしむ政務會議は政務總裁一人を以て主席と爲し政務會議より之を推定す護法各省及び政務會議の承認を經たる護法各代表一人を派出するを得、第二條の第一、第二、第四、第六各款に關し政務會議に參與するを得。

第四條　軍政府に左の各部を設立し政務會議に直隸せしむ外交部、內政部、財政部、參謀部、陸軍部、海軍部、交通部、司法部。

第五條　各部事宜は政務總裁より兼管する者を除くの外各部長一人を設くるを得。

第六條　部長は政務會議より之を特任し政務總裁事故あるの時は部長一人に代理を委託するを得。

第七條　政務總裁は其の他の職務を兼ぬるを得。

第八條　凡て政務に關するの文書は政務總裁より連署して之を公布す。

第九條　政務會議附屬機關の組織は別に條例を以て之を定む。

第十條　護法各省自主政府の職權は一に其舊に仍る但し現に北京政府に隸せる機關にして各省の直接管轄する能はざる者は軍政府之を收回するを得。

第十一條　本大綱は宣布の日より施行す。

第十二條　本大綱は國會大總統が能く其職權を行使するの時に至つて廢止す。

中華民國七年五月十八日宣布

●敵國人濠州留置　國務院側の消息に據れば、敵國人追放案は曩に國務會議を通過し、何時にても協商國側より再督促あり次第、直に實行する事となり居れり、其方法は英國に委託し濠洲に留置するに在りと。(北京日報)

●各省選舉期日　國會議員選舉は西南各省を除きたる以外の各省區は、着々進行中にて、其の選舉期日は左の如し。

	參議院初選	參議院覆選	衆議院初選	衆議院覆選
直隸	六月一日	六月廿日	五月廿日	六月十日

奉天　五月廿五日　同上　同上　同上　同上
吉林　五月卅日　同上　同上　同上　同上
黑龍江　六月十日　六月卅日　五月卅日　六月廿日
江蘇　六月五日　同上　同上　同上　同上
安徽　五月廿一日　同上　同上　同上　同上
江西　五月廿五日　同上　同上　同上　同上
浙江　五月廿五日　同上　同上　六月廿五日　同上
福建　五月廿五日　同上　同上　同上　同上
湖北　五月卅一日　同上　六月五日　同上　同上
湖南　五月廿八日　同上　止　六月三日　同上
山東　五月卅日　同上　同上　同上　同上
河南　六月十日　六月卅日　五月卅日　六月廿日
山西　五月廿二日　同上　同上　同上　同上
陝西　六月三日　六月卅日　六月四日　六月廿五日
甘肅　五月廿五日　同上　同上　同上　同上
新疆　五月廿四日　同上　同上　同上　同上
四川　未定　同上　同上　同上　同上
廣東　未定　同上　同上　同上　同上
廣西　未定　同上　同上　同上　同上
雲南　未定　同上　同上　同上　同上
貴州　未定　同上　同上　同上　同上
京兆　五月卅日　同上　同上　同上　同上
熱河　五月卅一日　同上　六月五日　六月廿五日
察哈爾　五月廿一日　同上　同上　同上　同上
歸綏　六月一日　同上　五月廿五日　同上　同上

川邊未定同上同上同上

●湖南の徐樹錚　徐樹錚は五月二十六日夜長沙に着し翌二十七日軍界の懇親會を開き且二大方針を宣言せり、即ち(一)北軍の團結を固くすること、(二)各軍に請ふて嚴に軍紀を振肅すべきこと等にして、各軍長官は皆徐に勸めて速かに前線に赴くべきを以てし、其結果彼は二十九日同地を發して衡永に往き軍情を視察せり。(神州日報)

●南方の調停案　李耀漢、李福林の紹介を經て、佛蘭西領事より北京政府に傳達せし、陸榮廷と龍濟光との間を和解せしめんとする提議に署名せる者は、林葆懌及び海軍軍官等十餘名在り、又其條件は先づ福建江西軍を廣東省より退去せしめんとするもの、如し、而して佛蘭西公使は五月廿一日段總理及び陸總長を訪問して、此事を協議したる由なり、又別報に曰く林葆懌は密電を劉寇雄に送りて停戰を請ひ、調停を請ひ並に先づ獨立を取消さんと云へり、劉は段祺瑞と打合せたる後、林に回答して曰く、若し能く獨立を取消さば即ち立ろに兵を罷めんと。(北京日報)

●新疆の近況　新疆督軍楊增新より參謀本部宛次の報告來れる由。(順天時報)

一、露國の過激派政府は最近獨逸の提議せる、四項の條件を拒絕せしにより、莫斯科の風雲穩かならず久しからずして變亂あるべし。

一、伊犂に在る反過激派は、新任の領事を排斥して、双方に悶著を惹き起せしかば、司令楊飛霞に電令して商埠の

治安に注意せしめたり。

三、省城の軍隊は皆喀什塔城に移せり。

●馮總統の密電　馮總統は過般張紹曾來京の節、南北妥協に就き打合せする所ありしが、今回岑春煊に對し引續き調停の勞を取らんことを慫慂すると共に、李純陳光遠の兩督軍に對し左の如く密電せりと。（神州日報）

大勢に鑑み南北妥協の研究を思はざるを得ず、右に付貴下等は機を見て、長江沿岸地方督軍の聯盟を作り、督軍團の名を以て中央政府に南北和議の要求を電請すべし。

●戰時會計處新設　政府は新に戰時會計處を外交部に附設し、役員は外交、內務、財政、陸軍、海軍、農商各部より夫々若干名宛を派遣する事とせり、其目的は重に敵國に向ひて、賠償要求の準備をなすにあるらしく、計算の時期を二つに分ち、一は國交斷絕より宣戰に至る迄、一は宣戰より戰爭終了迄とする由。（時報）

軍事

●山東省の現在兵力　山東代理督軍張樹元より參陸辦公處に報告せる、山東省に於ける支那軍隊の現在兵力は左の如し。（時事新報）

本省の軍隊

一、第五師第十七、十八の二團

二、暫編第十九、第二十の混成團

三、新編第一、第二、第三、第四、第五の五混成旅

四、巡防營改編第三、第四の二團

五、陸軍第九十三、第九十四の二團

六、新補充團三營及第二混成營

外省の軍隊

一、京畿第一混成旅

二、河南第七混成旅

三、河南第八混成旅の一營

四、奉天軍暫編第一、第二の混成團

●吉林新軍編成　吉林省長郭宗熙は今回新に第五旅を編成せんとし、經費一ヶ年九十五萬元の見積りをなせるに、中央は其一半を負擔するのみなれば、結局經費約五十萬元不足することとなれり、されば中央は該省の教育費を節減して其の補充をなすべしと援令せる由なり。（北京日報）

財政借款

●湖南鹽稅の流用　湖南督軍張敬堯は同省の鹽稅流用をなさんとて、中央政府に許可を求めたるが、國務會議にて否決され、其旨を張敬堯に電達せるも、張敬堯は南方各縣の被害を述べ、是非二三ヶ月間鹽稅流用を許可せられたしと再願し來り、中央政府は目下考慮中なりと。（北京日報）

●五月分軍費　財政部の計算によれば五月分各處より

の軍費要求額合計一千四百〇五萬元にして、同額は電報借款二千萬圓の中より電信擴張豫備費として三百萬元を控除したる一千五百萬圓に、財政次長吳鼎昌が調達したる五十萬元、王克敏が天津にて調達したる百五十萬元を合せ間に合はす可き筈なるも、尙不足を告げ財政部にては其方法に苦しみ居れり。（時報）

●湖南軍費要求　湖南省は財政窮乏を告げ張敬堯督軍は前に政府に對し六十萬元の支出を要求し來りたるも、政府は未だ交付せざりしが、張督軍は五月十六日更に三百萬元の支出方を請求し來れり。（時事新報）

●湖南財政窮乏　湖北督軍王占元は政府に向ひ、本省の稅金收入豫算は八百三十萬元以上、別に地方稅百五十萬元の見込なるも、現在迄五百萬元の減收あり、且軍費の需要頻繁にして借款をなすに非ずんば妙計無し云々と打電せり。（順天時報）

●山東借款反對　中國煙酒聯合會は政府に電呈して曰く、山東財政廳は特に煙草の種植權を、英米煙草公司に抵當として提供せんとせり、此れ中國の權利を喪失するものにして政府は嚴に拒絕すべしと。（時報）

●外蒙借款成立　外蒙庫倫政府は對露缺債百萬元を返還し、過激派の壓迫より免るゝと共に、此機會を利用して抵當となれる租稅及鑛產の利權を回收せんと企て、曾て二個月以前より庫倫辦事大臣陳毅の手を經て、北京政府に借入方を交涉中なりしが、今回中國銀行との間に同借款契約成立し、先づ二十萬元を現金にて、其餘は三回に分つて交付することに決し、庫倫の中國銀行經理陸世炎は同二十萬元を携へて、五月十五日庫倫に歸れり。（北京日報）

實業

●紡績公司合併　天津和記紡紗公司と北京影華紡紗有限公司との合併談進歩し、株主會議を開き、決議せる筈なるが、合併新會社の名稱は彰和紡紗有限公司と稱し、本社を天津に置くに決し農商部に登記を請へり。（北京日報）

●交通銀行新役員　交通銀行にては五月廿六日北京に於て株主大會を開き、總理曹汝霖氏議長席に就きて、開會の挨拶を爲し、次で董事孟玉雙氏より昨年度の營業經過を報告し、更に會計主任謝霖甫氏は、六年度の帳目情形を報告し、董事の改選を行ひたるが當選者は左の如し。（北京日報）梁士詒（三千零九十四權）朱桂莘（二千八百六十三權）周自齊（二千七百卅五權）陸宗輿（二千三百八十一權）汪子健（二千三百六十二權）駱邦彥（一千二百三十二權）孟玉雙（二千一百五十六權）

●四月中の許可採礦　四月中農商部に於て認可を與へたる、鑛山數は合計十三ヶ處にして、內金鑛二、銅鑛一石鐵鑛一棉礦一、苦土礦一、炭礦五なるが其內容は左の如し。一、湖北省巴東縣梓山銅鑛區九百七十畝七年四月廿五日李

昌祥に認可

二、吉林省伊通縣等條背金砂礦區三方里七年四月六日寗西園

三、湖北省陽新縣偉源口大歷金竹窩礦區四百廿畝七年四月六日趙振甫

四、浙江省餘姚縣大廳山銅鑛區二百八十七畝七年四月六日胡承烈

五、江蘇句容縣饅頭山煤礦區五百十三畝七年四月十九日周雲卿

六、直隸遵化縣白灣河砂金鑛區二方里七年四月二十九日馮金山

七、山東博山縣周店村炭礦區五百零一畝七年四月廿九日趙成吉

八、直隸臨榆縣銅鑛區一千零七十畝七年四月廿五日黃雲樵

九、奉天輝南縣鐵鑛區九百五十三畝七年四月廿五日馮金生

十、河南龜池縣龍窠煤礦區四百卅二畝七年四月廿五日揚紹中

十一、奉天海城縣楊家甸等處苦土礦七年四月十七日劉文閣

十二、山西省太原縣神堂溝炭礦區六百七十畝七年四月九日劉篤敬

十三、直隸涞源縣北分子等處石棉礦區五百九十八畝七年四月十一日張翌青

彙報

自五月十六日至五月卅一日

對露關係

▲東清鐵道員總罷業（十五日大連特派員發）東清鐵道從業員一同は十五日午後十一時五十九分（哈爾賓時間）を期し二十四時間同盟罷業を爲す旨決議し哈爾賓委員は各地委員會に通報せり。（十六日、朝日）

▲東清駐屯軍幹部（十五日哈爾賓特派員發）ホルワート中將は去る九日附を以て東清鐵道沿線駐屯軍司令官の名を以てコルチャク提督以下に對し次の如き辭令を發せり

東清鐵道駐屯軍司令官　海軍中將コルチャク　△同副司令官　陸軍大將ブレシコフ△總司令官隨軍參謀長　陸軍少將コラボフ（十七日、朝日）

▲東清鐵總罷業（十六日長春特派員發）東清鐵道所屬の學校敎諭ウマンスキー慘殺に對する官憲の態度を不滿とし東清從業者は十六日葬儀當日を期して一齊に全線の同盟罷業を爲し鐵道、電信、電話、各工場の從業全く停止せり。（十七日、朝日）

▲支那人殺害（哈爾賓特電十五日發）ウルガに於ける過激派は同地支那商人の財産を沒收し且多數の支那人を殺害したる爲露國に殘留せる支那外交官は抗議を提出せり（十七日、日日）

▲支那の對露態度（北京特電十六日發）十六日の國務會議にて支那政府は露國過激派政府に對し凡て協商國と同一の態度を執ることに決定せり。（十八日、日日）

▲東清鐵道復舊（十七日長春特派員發）東清鐵道從業員のストライキは宣言通り全線に亙り十六日實行され長春哈爾賓間通信、交通杜絶し滿鐵の全線も中途にて切斷され恐慌を來し且寬城子驛にて南部枝線各代表者集合してホルワート長官と善後策を講究す　等形勢嚴ろ不穩なりしが東清本社より信望ある營業部長來りて慰撫に努めたる結果ストライキは十六日のみにて止み十七日朝交通通信とも復舊せり　ホルワート長官は最初從業員が宣言發表後如何なる態度に出づるやを監視し居たるが爲め其形勢不利なるを知り罷業實行に同意し且從來自己の行屆かざりし事を辯疏し其苦衷を諒とせよとの電報を各驛に送れる爲め漸く鎭靜せる由なり。（十八日、朝日）

▲ウマイスキ慘殺反感（十六日哈爾賓特派員發）穩和派にして猛烈なる反セミョーノフ派たる學校敎員ウマイスキは夜間通行中セミョーノフ派の將校の乘れる自動車にて連れ行かれ數日を經て慘殺されしが發見さるゝや東清從業員中心となつて各機關はセミョーノフ派の無禮なる行爲と主權者の冷淡なる態度に對して猛烈なる反對的態度に出でし爲め從業員の同盟罷工は一齊に強行され最早電信電話は休止せり而して市民も亦猛烈なる反感を起し今日午後一時を期して各學校商店小僧床屋に至るまで一齊に同盟休業を爲せり尙三時を期して盛大なる葬儀を行ひ各團體は大旗を押立つて葬儀に參加し大々的に示威運動を行ひたり各新聞も休業せり。（十八日、朝日）

▲後貝加爾新政府成立（哈爾賓特電十九日發）セミョーノフ將軍は後貝加爾州臨時政府を組織したり斯くて彼は其權力を同州に擴大しつゝあり（廿日、時事）

▲東清沿線戰爭狀態布告（哈爾賓特電十九日發）東清鐵道沿線總司令官ホルワット將軍は東清鐵道沿線に戰爭狀態を布告せり。（廿日、朝日）

▲駐露支那公使（北京特電十八日發）支那政府は劉駐露公使歸任の件に就き駐日公使章宗祥氏をして日本政府の意嚮を確めしめたるに內田大使歸任に就ては方針未定なりとの返電に接し當分中止する事となれり。（廿日、日日）

▲後貝加爾政府命令（哈爾賓特電十九日發）後貝加爾州臨時政府はセミョノフ大尉、シリニコフ將軍、メスキン（舊後貝加爾州會議員）の顏觸に依り次の命令を出せり曰く

滿州里枝隊のポルジヤ占領と共に後貝加爾に於ける秩序及び諸制度の復活まで我々は各自其の全權を得るものとす　而して該枝隊に反抗するものは戰時軍法に依りて處罰す可し尙は該官憲は該枝隊に種々の援助を與ふるも

とす後貝加爾州官憲は該州政府の役員として次の組織を以て當るが如し。一、過激派討伐全權總司令官にはセミヨノフ大尉之に任ず。二、州内の戰時行政長官にはシリニコフ將軍之に當る。三、州の民政部長官にはセルゲイタスキン之に當る

而して臨時政府の目的に關しては州民に對し檄文を發し該政府の活動に就き豫定せられたる事に就き布達を公布せられたり。（廿一日、時事）

▲黑龍江共和國（哈爾賓特電十九日發）プラゴイシチエンスク勞兵會は今回國民委員會を組織し黑龍江共和國を樹立する旨宣言したりと露紙は報じ居れるが眞否は尚明確ならず元來同市が過般の戰鬪前より萬事獨逸の俘虜指導の下に遂行せられたるものなるが戰鬪後は一層甚しく今回の獨立亦必ずしもありえべからざる事にあらず。（廿一日、日日）

▲東清沿線戒嚴令（哈爾賓特電十九日發）千九百十四年九月六日政府元老院にて表明せられたる所に依り東清鐵道沿線を戰時狀態なる旨布告すべく當地一帶の事件の發生を豫想して千九百十七年七月十六日發布臨時政府布達三箇條を復活せるものと考ふ（東清鐵道長官ホルワット中將署名）

右の布告發せられたれども市内は靜穩にして昨日と少しも變る所なし。（廿一日、時事）

▲對露抗議問題（北京特電廿一日發）曩に庫倫に侵入せる露國過激派は同地に於ける支那商人の財產を沒收せるに就き同地駐在の辨事大臣陳毅氏は此程中央政府に向け至急レーニン政府に抗議を提出せんことを電請し來れり右に就き段總理は國務會議に諮りたるも支那が未だレーニン政府を承認せざる今日交涉開始の途なきを以て他日劃駐露公使の歸任を俟ち問題を解決することに決定せり。（廿二日、時事）

▲國境稅關開放（北京特電廿二日發）西伯利亞不穩の爲封鎖中なりし露支國境滿洲里黑河の五箇所の稅關は西伯利亞方面に於て糧食品不足を訴ふる聲熾なるより遠からず解放するに決せり。（廿三日、日日）

▲支那茶對露解禁（二十一日北京特派員發）支那は露國に對し近々支那茶輸出の禁止を解くべく十六日レーニン政府より支那茶の禁輸を解きたる旨農商部に通告ありたりと。（二十三日、朝日）

▲支那の東清線壓迫（北京特電廿二日發）ホルワット將軍は東清鐵道地内總司令官の名を以て左の如く布告せり。

東清鐵道は支那と特別の關係あるを以て同鐵道が正則に運轉しつゝある場合は眞好なる關係にあるを得たるも今回の時局の結果、支那政府は附屬地帶に支那軍隊及び警察隊を入れ遂に露國人に對しても漸次壓迫を加ふることとなり從つて露支關係は爲めに緊張するに立ち至れり今回の東清鐵道從業員の同盟罷業は支那側をして最も強硬なる抗議を提出せしめ秩序紊亂の罪あるものは其筋人たると關はず總て之を逮捕す可き旨命令するに至らしめたり右は則ち無責任且つ不當憤なる一隊の行動が在滿洲露國人全體の事業を全然破壞せしむるの結果となりしものなり右に就き本司令官は國家に對して有する責任上事業を保全するが爲め是等少數の有害なる行動を全然禁止せざるを得ず故に本司令官は東清鐵道從業員會の閉鎖並に同盟會各地代表者大會の開催を禁止すると共に這般同盟罷業の主謀者たるヲシレンコ以下十二名を滿洲以外に追放することとし民政部長をして六日以内に右追放を實行せしむることとせり。（廿四日、時事）

▲東清鐵道徵發（哈爾賓特電二十二日發）ホルワット長官は東清沿線一帶に徵發令を發布し憲法擁護祖國防衛極東治安の爲め萬一の場合其軍が行動を遂行す可き物資糧食宿舍等の軍用の者を徵發す可しと十箇條に分ち命令を出せり。（二十四日、時事）

▲外兵の出動を計る（哈爾賓特電二十二日發）セミヨーノフ大尉はオロウヤンナヤを占領せられ憤然として本營を發し大に計る所あるべく昨二十一日其參謀と共に當地に到着したり而して彼は其途中より滿洲里軍に向ひ前進號令の命を發したり斯くて兩軍の士氣は甚しく緊張し居れりセミヨーノフ大尉は明日出發の筈なるが今回の來哈には四箇の重要意義を有す（一）過激派軍優勢となれる爲め其挽回策を講じ是非とも某々國の出兵を仰がんとすること（二）先日の東清從業員がセミヨーノフ側に反抗の意味にて同盟罷業を決行したる爲め是等反對側の處分操縱策等究の爲め（三）セミヨーノフを中心とせるザバイカル政府成立の交涉に關する件（四）某國との軍事上の重要打ち合せを爲すこと是れなり。（廿四日、時事）

▲セ大尉戰線に引返す（哈爾賓特電二十三日發）セミヨノフ大尉は

今夕當地を發して戰線に引返す可く到着次第再び大攻勢を取つて決戰を試む可しとセ大尉の來哈に就いては時節柄種々臆測せられしも事實は例のセ軍事用金の調達の爲めにしてホルワット長官に對し約二百萬留の出資を強要せるにありホルワットにして若し該要求に應ぜざれば大尉に從伴し來れる兵士はホルワット長官を亡きものにすら可く各自爆裂彈を用意し居たり然れども幸にして長官は其の要求を容れたれば何等異變を見るに至らず無事今夕大尉の當地出發となれり。（廿五日、時事）

▲東清鐵道尙不穩　（哈爾賓特電廿三日發）　ウマンスキー氏の追悼と無能なる官憲の懲罰的意味に於てなされたる同盟罷業は豫定の如く一日半にして終了したるも而も彼等勞働者側の反抗心は尙止むべきにあらず廿二日以來又復同盟罷業をなすべく煽動に努めつゝある形跡あり。（廿五日、朝日）

▲過激派を檢擧す　（長春特電廿三日發）　昨日哈爾賓より寬城子に憲兵三名來り過激派の檢擧嚴重なるが東清鐵道には僅かに二百名の露西亞兵あるのみなると同盟罷業の後日を經ること多き爲め此の檢擧は明かに支那の後援に依るものと解せらる其の檢擧の爲め過激派は益々不穩の形勢あり。（廿五日、時事）

▲露支銀行續借款　（北京特電二十三日發）　愈に支那政府と露支銀行との間に支那交通部は露支銀行借款を以て哈爾賓の北方對青山より呼蘭、黑龍根、愛琿を經てブラゴヴエシチエンスクの對岸黑河に到る延長三百五十哩の鐵道を敷設するの契約あり然るに歐洲戰爭の結果露國紙幣暴落の爲め一時工事を中止するの已むなきに至れるが此程露支銀行は黑龍江督軍鮑貴卿氏に對し改めて中國及び交通銀行紙幣を以て續借に應ずる旨を以て支那政府は至急工事を起し以て前約を履行せんことを請求し來れり尙は歐洲戰爭發生後殆んど營業を中止せる露支銀行が今回右の提議を爲すに至りしは其背後に米國資本家の存在するに因るものゝ如しと。（廿五日、時事）

▲東清鐵道地帶不穩　（二十四日哈爾賓特派員發）　東清鐵道地帶の戒嚴令に次いで陸軍徵發令出づる一方に於て同鐵道從業員同盟會の經止並に過般の同盟罷業に關聯せし該會員中の主唱者十三名の退去命令相次で出づる等目下東清鐵道地帶の空氣は著るしく緊張しつゝあり今にも大規模の同盟罷業行はるべし等の惡評盛んに流布されつゝありて人心靜穩ならず支那軍隊の市中警戒は一層嚴重となれり。（廿六日、朝日）

▲ホルワート長官を威嚇　（二十五日大連特派員發）　ホルワート長官は過般の東清鐵道同盟罷業者に對し高壓手段を執り其首謀者十三名に東清地帶退却を命じたるが却て部內の反感を買ひ鐵道同盟會は猛然起つて該命令の取消を迫り聞かざれば再び同盟罷業すべしと威嚇し且次回は東清鐵道從事員のみならず哈爾賓に於ける各種の事業會社の從事員全部をも加はらしむべしと聲明し盛んに煽動しつゝあり。（二十六日、朝日）

▲哈爾賓中心の政局　（二十五日哈爾賓特派員發）　哈爾賓を中心とする東清鐵道地帶に於ける政界の運動は眞に猫眼の如きものあり其最も注意すべき點は東清鐵道地帶司令官の隷屬にして同心異體の感ありしセミヨーノフ派とオルロフ大佐の統率せる極東陸軍委員會（兵數約三個中隊）と分離して前者は何時の間にか後貝加爾東南の一部に臨時政府を設立して獨立し後者は依然として東清鐵道地帶司令官に屬しコルチヤク提督並にホルワート長官に對し一層の忠誠を勵みつゝあり是が結果として東清鐵道地帶與安嶺以西は事實上セミヨーノフ派の勢力圈內に入りて同派に屬しホルワートの麾下格たるオルロフ大佐は極東陸軍委員として專ら哈爾賓に自己の勢力を增進するに努め陶仲東鐵路臨時司令官に屬する支那軍隊は全線守備に任じつゝあり是に由つて觀るも最日のウマンスキー殺害事件の如き該オルロフ派を中心として仕組めるものゝ如くセミヨーノフ派の與り知らざるや明かなり從つて與論の反對は今やオルロフを中心としてホルワート長官並にコルチヤク提督に向つて集注しセミヨーノフ派とは全く沒交涉の觀ありセミヨーノフ派に對する市民の惡感は其關係の疎隔するに連れてオルロフ派の猖獗に連れて增大し殊にコルチヤク提督ホルワート一派に對する市民の惡感は漸次增大し殊にコルチヤク提督の行動は英國を代表せるものにて一般英國の傀儡たらんとするコルチヤク提督及びホルワート長官一派の英國に對する露支の氣受け極めて惡し。（廿七日、朝日）

▲鳥蘇里線軍需品輸送料前納　（二十五日哈爾賓特派員發）　今回東清鐵道會社はホルワート長官の名を以て鳥蘇里鐵道驛宛次の警告的電報を發

せり。

赤衛軍並に軍需品の輸送料金は前金にて支拂ふべし然らざれば鐵道從業員一切の增俸を撤廢すべし云々。（廿七日、朝日）

▲哈爾賓同盟罷工鎭靜（二十五日哈爾賓特派員發）ホルワート一派の民論壓迫に對して斷乎たる態度を持し居たるは實に皆軍隊の力を藉みたるにあり現に戒嚴令布かれし以來支那軍隊の市場警備は非常に嚴重を極め一萬餘の勞動者を有する東淸鐵道機關庫を初め總て勞動者を有する各工場には武裝支那兵を派遣して萬一に備へたれば今にも物發せんとせし再度の同盟罷工は事なくして鎭靜し終れり。（二十七日、朝日）

▲支那對露抗議（莫斯科發二十五日某所着電）支那公使館は本國政府の訓令に基き勞農政府官憲が蒙古における支那商人の利益を害せる事情に對し抗議を申込めり。（廿八日、時事）

▲露國領事忌避（北京特電廿八日發）北京政府は庫倫都護使陳毅氏に向ひ支那政府は未だ露國過激派政府を認めざるを以て同政府の任命せる領事の庫倫駐在を許す能はず速に嚴重に交涉し其撤退を求むべしと打電せり。（廿日、日日）

▲索倫山の土匪（奉天特電廿八日發）目下滯奉中なる第廿九師團長吳俊陞氏に對し洮南府司令部よりの急電によれば索倫山一帶の土匪過激派の煽動により四方に蜂起したれば直に兵を派して應戰中なるも甚だ緊要の事件なくんば速に來られたしとあるより吳師團長は張督軍と協議の結果先づ馬隊一大隊及七旅團の一ヶ隊に命じ之が討伐に向はしむると同時に各蒙古侯に命じ蒙兵を糾合して討伐隊と協力掃蕩に努むべしと電報せりと。（廿日、日日）

▲過激派の密約（北京特電廿日發）庫倫辦事大員陳毅氏の報告に據れば庫倫に於ける過激派の運動活潑にして既に活佛は過激派に瞞着せられ秘密契約を結べりと右に對し支那政府は吉林黑龍江兩督軍に事情の調査を命ぜり。（卅一日、日日）

▲過激派續々侵入（北京特電廿九日發）烏里雅蘇臺副都護使恩華氏は政府に向ひ露國過激派八百名隊を組み烏梁海を過ぎ將に烏里雅蘇臺に到着せんとし露支兩國の商民は保護を求むる事切なり速に人心を安んぜよと打電せり。（三十一日、日日）

外交關係

▲親善より同盟に（十四日上海特派員發）十三日夜上海商務總會に於ける林公使歡迎會に於て護軍使盧永祥氏は林公使に對する歡迎の辭を述べ日支兩國親善の必要を說き又商務總會は林公使歡迎の辭を述ぶると共に日支兩國間の平素の感情及將來の希望に就き述べて曰く

民國成立以來人民の知識程度漸く發達し今は七年前と同じからず近來政府の爲す所と人民の希望と頗る隔りありて疑念を生じ是が爲將來政府と人民との一致を見難きものあるを恐る今後は人民の意見と國際交涉とは二途に出づるなきを要す國際交涉を如何に圓滿すとも人民の感情を徹底せずば誤解を生じ溫情薄らぐべし若し人民さへ間に感情融和せば世界何れの國とも疏通せん又將來の希望としては英佛獨各國は各自語學校を設立せるも日本は未だ語學校の設立なし日本語を學ばんと欲する支那人あるも學ぶに處なし今後日本語學校あり日本語を學ぶ者あるに至らば兩國の感情を聯絡し知識を交換し得べし又各國の商業會議所は成立しあるも日本の商業會議所なし是亦其設立を願ふ此二事を行ひ支那國民と疏通せば商民との聯絡友誼も根本的に解決し得べし云々

と林公使は之に答へて曰く

今回の來滬は公務の爲にあらず久しく當地に來らざりし爲當地に來れるに頻く盛宴を張られ感謝に堪へず日程を延ばし教を請ひたきも日程に限りあり已むなく北京に歸る唯舊友と會合したるは欣喜に堪へず護軍使の言はれし如く日支親善論に贊成なるも眞に之を同盟迄に進めたし諸君の贊同を望む色々の誤解もあるべし若し不審の點あらば忌憚を爲すことを惜しまざらんことを請ふ本日は各所見物の上夕刻當地日本人官民の歡迎會に列席の上十六日朝濟南經由北京に向はん云々。（十六日、朝日）

▲林公使の時局談（十四日上海特派員發）林公使は支那時局に就て

曰く日下問題となりつゝある日支交涉問題に就ては其內容は軍事上絕對に關し絕對に發表すべき性質のものにあらず支那政府も之が說明に努め居る模樣なるも人民が猜疑して承知せず又新聞紙が內容を大袈裟に傳へつゝあるも政府反對の具に供しつゝあるものにして實は左程の問題にはあらず暫く放任し置かば誤解も解くべし支那學生同盟歸國、商總會の奔走等は皆本分を忘れたる最も不可の事なり元來日露戰役迄は日支間に何等の誤解なかりしに近來頃る誤解大となれり此は支那側に無理もなき事情ありて迚も急に恢復し難かるべし兩國公協問題は予の見る所にては喧嘩の爲の喧嘩議論の爲しの議論なるべし兩國公協成立の見込少からんと思はる軍閥の跋扈に就ても中々問題あるが如し要するに失策もあり錯誤もありてこそ反省する時機もあるべしと皮肉なる語調を弄し青島民政問題も領事裁判權の民政署移管の如き日本國民が民政裁判に服せざる事の如き大臣も其判斷に困るべし其他阿片問題の如き民政署も少しは反省して可なるべし青島の處置に就ては其主權は支那に返納せざるべからず予の辭職問題は任免の權利ある人の意見に依るべし、軍閥外務の軋轢の如き同じ省內にても時に意見の相違もあり夫でこそ進歩があるなれ云々。（十六日、朝日）

▲**林公使の輕忽**　（十四日上海特派員發）　林公使は某氏を經て上海在住の民黨領袖等に會見を求めしも領袖等は其必要なしとて之を拒絕せり公使南遊の効果に就ては何れも非難し居れり。（十六日、朝日）

▲**日本の提議は當然也**　（十四日北京特派員發）　十四日午前十時段總理は日本より歸來せる記者團を引見して其報告を聽取せる後諸子の今次の渡日は國民外交に至大の裨益ありたり日支交涉に於ける日本の提議は極めて當然の事にして其內容は斷じて支那の利權を侵さず留學生の輕擧は日本に對し氣の毒なり是に關しては政府は他日其內容の性質に就き發表して世の疑ひを釋くべしと述べたり。（十六日、朝日）

▲**日支交涉は無益**　（上海特電十六日發）　當地廣東商人會館は上海商總會に書面にて日支交涉の結果支那人は日本人に對し惡感を有するもの多きを指摘し日本の支那と同種同文の間柄なるのみならず日本が世界の強國の一たるは世界各國の認むる處又我支那は土地多大自立するに足る次第にして兩國手を携へ東亞の平和を維持するに足るのみならず兩國商人貿易して莫大の利益を得ざる無く近年來日本の貨物は支那商人の歡迎する處となれるに此日支交涉の爲め惡感を抱き歐米各國の關係を伺ふ際何の利益も無し日支交涉の電文の事實にあらざるを希ふ新聞紙に日本は四比利亞出兵の必要無きを傳ふされば日本と支那とは軍時協同の必要なく條約締結の必要なし日本は又北京政府に對して金を貸し武器を買はせ國內戰爭の要に供すとあり我が國近來內訌激烈湖南廣東四川湖北皆災に遭ひ貧民困苦貨物停滯各地の貧民は兵を熄めんことを乞ひ居れり若し更に武器を購ふに於ては禍の停止するを知らざるに至る可し故に林公使上海に至るとのこと故各公共團體の意志を表示し林公使に對し民意のある處を察し東亞の平和の爲め其政府に對し親善の美名の下に侵略を行ふを豫期し惡感を與へて我國の禍を生ぜしむる無からんことを勸告ある樣したしと云々と又當地學生團體も林公使に忠告するの書を致し日支交涉に關し法に依りて組織されたる國會の同意なく少數政を執るものゝ爲せる條約は我が國民の決して承認せざる處故此の交涉を停止して親善の增進を圖る事と せば啻に彼我の幸のみならず東亞平和の爲めに必要なりと告げたり。（十七日、晨事）

▲**山東借款否認**　（濟南特電十五日發）　山東財政廳は英米煙草公司との借款を飽くまで否認し英國領事は何等與り知らずと言明せり。（十七日、日日）

▲**利權回收計畫**　（北京特電十五日發）　外蒙古政府は徵稅權と鑛山權とを抵當として露國借款百萬圓返濟の督促を受け困難し居れるに乘じ支那政府は中國銀行に命じ借替を行ひ權利を回收せんと欲し既に第一期分廿萬圓を中國銀行庫倫支店長陳某に託し送付したるが殘額は尙三期に分ち交付すべしと。（十七日、日日）

▲**汕頭除外電請**　（北京特電十五日發）　汕頭領事團は福建、廣東兩軍の戰鬪開始され汕頭を戰場となす場合在留外人の被害大なるを憂ひ北京政府へ汕頭を戰鬪區域となさざるやう提議されたしと各國公使館へ電報し來れり。（十七日、日日）

▲**民國救國團**　（北京特電十五日發）　日本帝大留學生袁某外十一名は十三日天津に歸着し直に北京に入り中華民國救國團を組織する計畫を立て左の如く聲明せり。

日本留學生全體は日本の提出條件苛酷なるに憤慨し學を求むるは國を救ふの爲にして國亡びて學を求むるの要なしとして上海に救國團本部を北京に同支部を設くる爲先發隊として歸國せり其等の目的は一致して外に對するにあり內政に干渉する意思なし。（十七日、日日）

▲歸國學生陳情　（奉天特電十五日發）日支交渉に憤慨して歸國せる奉天省の支那留學生五十餘名は十五日總代を選み張督軍を訪問せるに張氏は學生は政治軍事を談ずべき資格なければ面會の必要なし宜しく日本に歸り學業に精勵すべく若し聽かずして不穩の擧動あるに於ては容赦なく處罰すべしと其不心得を諭し終に面會せざりき。（十七日、日日）

▲留學生監督官　（北京特電十五日發）教育總長傅增湘氏は日本駐在支那公使章宗祥氏に學生の愛國心は嘉すべきも日支間の問題は世間に傳ふる如き苛酷の條件なし留學生の誤解を解き東京に留まるよう訓戒せられたしと打電せり尙政府は有力なる學生監督を派遣せんとし前司法總長江庸氏に交渉したる所就任を快諾せるを以て近く任命を見るべし。（十七日、日日）

▲議員團歡迎　（奉天特電十五日發）衆議院視察團濱田副議長の一行は十四日夜來奉總領事主催の晩餐會に臨み奉天督軍張作霖氏以下の支那官憲と交歡せるが張作霖氏は十五日正午督軍公館に一行を招待し盛宴を張り席上長廣舌を揮つて曰く

歐洲戰爭終熄後は諸國の勢力澎湃として東漸し來るべきが之を防止して東洋の和平を維持する者は日支兩國にして支那をして第二の巴爾幹たらしめんとする暴擧の形勢を救濟するものは日本なり願はくは我滿洲は十數年前日本が鐵と血と財とを以て露國より奪ひ返し之を支那に還附せるものなれば奉天省に督軍たり省長たるの予は固より日本の特殊利權を認め日本の欲する所のものを與へて可なるべしと思惟すされど此厚意も常に輿論の支配を受けざるべからず時に誤解を生じ意思の疏通を缺く事あるべきも幷は枝葉の問題にして根本に於て常に能く理解し居れば諸君も更に大局に眼を注ぎて誤解なからん事を臨む云々。（十七日、日日）

▲日支協定眞相　（十五日北京特派員發）露獨單獨講和の結果獨逸の勢力が東漸し來るの虞を來してより日支兩國は之れを防衛するの必要に迫られたれば日本より或る種の提議を爲したるに對し支那側にても同樣考慮中なりしかば直に同意し之れに必要なる軍事協定を遂ぐる事となり日本側は軍人のみにて協定せしむる事となり日本よりは三月二十一日陸軍側委員入京し同二十三日海軍側委員到着し陸軍側は公使館附武官齋藤少將委員長として宇垣少將本庄大佐、河崎少佐、山田大尉の五名の委員海軍側は吉田少將、公使館附海軍武官伊集院大佐、樺山大佐の三名の委員合計八名委員となり支那側は靳雲鵬氏委員長となり曲同豐氏以下軍人にあらざるものをも加へ十餘名委員となりて正式に具體的の協議に入れり大體の意見は双方共に初より一致せるより進捗早く四月上旬迄に全部の協定を了する模樣なりしが京津タイムス虛報を傳へてより支那新聞が疑心を懷き臆測を逞しうし協定の內容は財政交通にも亙り支那の主權を侵すに至るものなりと唱へ或は第五項の復活を叫び次いで督軍團務總會等地方より日支協商反對の電報續到せり依つて政府部內にて種々の議論を生ずるに至り進捗を妨げたるが段總理の南下と字句の廣狹に關する論議の爲めにも日を費して昨今に至り漸く協定の成立を見るに至れり其目的は兩國協同防衛にあり卽ち陸軍にては露境接壤方面防備海軍にありては極東海上の防備に關する軍事上の打合に止まるものにして此協定は或る期間に限るもいとす。（十八日、朝日）

▲對敵禁商令公布　（北京特電十七日發）十七日附大總統令を以て對敵通商禁止命令を制定し卽日施行すべき旨を公布せり其要點左の如し

（第一）中華民國人民及び中國領域內にある他國人民は諸官署に於て特別規定をする外左記國及び人と通商を禁止す

（一）敵國（二）敵國人及び敵國法人（三）敵國同盟國（四）敵國或は其同盟國の占領せる地に居住せる人或は法人（五）商店會社の全部或は一部が敵國人の管理に屬するもの或は其他の事務が敵國人の勢力下に屬するものにして督て主務官廳が揭示せるもの尙は右の規定は中立國人の多數にも之を適用す

（第二）通商の原因にして本條令施行前に發せるものは本條例公布の一ケ月內に諸官署に屆出で其許可を受くるに於ては本條令を適用せず。（十九日、時事）

▲日支協約成立の通牒　（十七日巴里特派員發）佛紙タンの報ずる所に依れば聯合國は日支協約成立に關し日本政府より公式通牒に接したるが日本政府は該協約は單獨なる軍事上の目的に基くものにして毫も政治的又は經

清的目的を有せざる旨を聲明せり

▲別報　（十八日國際社巴里發）　聯合國は極東に於ける今後の獨逸の跳梁脅威に對して相提携して之に當らんとするの目的の下に日支兩國間に純然たる軍事的協約締結せられたりとの通告に接したり。（廿日、朝日）

▲新協約締結は非法　（上海特電十九日發）　當地國會議員百八十六名は北京の各國公使館に宛打電して曰く中外各新聞紙は中日新約既に調印說あり案するに北京は非法政府なり段派は民國の罪人なり到底民國を代表するの資格なし各民國約法に依れば凡そ條約を締結するには須らく國會の同意を經べし故に軍事非法內閣は民國の罪人を以て國會の同意を經ず俄に日本と新約結了す當然効力生ぜず卽ち既に調印するも國人皆ひて承認せず議員等屬々宣言を經たるが故に更に聲明す仗して我が各友邦の監察を請ふ云々。（廿日、時事）

▲協約反對取締　（北京特電十九日發）　支那政府は各省に向ひ學生及商人等が日支新協約反對を目的として集會を開くことを嚴禁する旨通電し同時に北京警察廳も這般陰謀したる日本留學生及商人等が政治上其他國際問題に關るゝ會合を開くことを禁止せり。（廿日、日日）

▲新協約の範圍　（北京特電十九日發）　支那政府は非公式に左の如く公表せり。

近來各新聞紙に日支協同防敵に關する捏造記事を揭載し支那兵器廠軍隊、警察、交通、鑛山等を日本の管理に委ねとの說を喧傳し國民の耳目を惑はせるが右は日支協商の眞相と大なる逕庭あり蓋し獨露の單獨講和後敵國が露國の內亂を利用して東亞に侵出せんとし露國と境界を接する日支兩國は利害を同じくし支那は既に獨墺と宣戰し日本と與國たり兩國は宜しく緊協同防敵に關する作戰計畫に就き協商せざるべからず然れども是等の協商は必ず敵國勢力の國境に侵入し兩國齊しく出兵する場合に於てのみ初めて實行すべく又僅かに戰時中に限られ歐洲戰爭にして終熄せば無効となるべし故に出兵の事なきに於ては發紙に等しく世の所謂密約とは之を指すものならんも其大略は前述の如く極めて簡單にして國民に對し敢て秘密に付するの必要なきも軍事計畫に關するを以て遺憾ながら其全文を發表すること能はず要するに本協商は防敵を目的とし敵勢の東進を防禦するを作戰の範圍となし歐洲戰爭の終了を以て期限となし專ら軍事にのみ關し支那の警察、交通、實業、製造業等の權利に關係せず國家の主權を侵害するが如きことなし今や內憂外患緊急の際無稽の風說を傳へ人心を動搖し國交を傷くるを恐れ特に國民に告ぐ。（廿一日、日日）

▲日支海軍協約の調印　（北京特電十九日發）　日支軍事協約中海軍に關する部分八個條は本日午後五時參謀本部辦處に於て日本側吉田海軍中將支那側海軍中將陳季良以下兩國委員列席の上調印を了せり。（廿一日、時事）

▲協約全文漏洩　（北京特電十九日發）　支那新聞大中華日報は日支軍事協約の全文を暴露したり支那當局の責任問題發生すべし。（廿一日、日日）

▲商會協定反對　（二十日北京特派員發）　支那全國商會聯合會は十九日午後一時開會し十二省を代表せる委員は日支軍事協定に對し討議の結果之を承認せず左の如く夫れ〴〵通電する事を決議せり

一、大總統に該協約を批准せざるやう請願の事

二、各支那及び日本商業會議所聯合會に向け支那全國商民の該協約に不承認の經由を聲明する事

三、支那全國各機關に通電して一致反對を要求する事。（廿一日、時事）

▲學生の新條約反對　（上海特電二十日發）　當地に戻り來れる支那學生等は天津の商會聯合會、南京の李督軍、各省督軍、省長、省議會、教育會等に打電し日支新條約反對の理由を說き盛んに運動しつゝあり尙ほ續々當地に歸着し本日も伏見丸にて二百名餘來着す。（廿一日、時事）

▲米國政府冷靜　（紐育電報十八日發　ロイテル）　極東に於ける獨逸の脅威に對抗せんとして締結せられたる日支兩國間の新協約に關して國務省員の談によれば右新協約は國務省の極東政策に何等の變化をも起さゞるべし然れども若し日支兩國が其計畫を遂行せんが爲將來に於て米國或は協商國に對し援助を求むるの必要を感ずるが如き事あらば其政策は改正せらるべく國務省は日支兩國民が其豫想し得るあらゆる危險に對し自衞の爲提携するに至れる動機に就き何等質問を提起せんとするが如き意思を有せずと（國際通信）（廿一日、日日）

▲林公使歸京　（北京特電十九日發）　林公使は長江沿岸の視察を了り十九日午後北京に歸着せり。

（北京特電廿日發）　長江沿岸の空氣は一般に憤氣を帶び居れるが北方督軍の結束は先づ出來得べく現內閣を助けて主戰方針を取りつゝあり上海邊の新聞は黨派の關係上段內閣を攻擊するはさもあるべき事なるも公平なる立場にあるべき各國の商務總會等が專ら北方にのみ戰ひを熄めんことを請ひ南方に對し何等の運動なきは偏頗にして內亂の因つて來る根本の原因に遡り充分に之を研究し居らざる觀あるは遺憾なり北京政府としては南方が戰ひを熄めざるに先だち講和を南方に請ふ能はざるは諒すべき點なきにあらず平和は素より歡迎すべき事なるも南方の首領等は各自自己の欲する所を遂うせんとするのみにて統一なく節制なく中心人物なきは平和の促進を害すること多し又若し國民黨等の主張全部を容れて妥協する場合國民黨は北京に乘込み理想の政府を組織し北方軍閥を抑へ其政見を貫徹し得る見込ありや否や予の見る所にては充分なる準備成算ありとも思はれず馮總統と雖も國民黨の主張全部を容るゝ能はず前途の見込立たず日本としては獨り政治方面のみを見ず經濟的發展を必要とするを以て徐ろに支那の內政に立入り過ぎざるを賢策と信ず上海にては國民黨側より會見を求められしより之に應じ置きたるに翌日に至り都合の爲めと稱し斷り來れり或は短時間の會見にては誤解を招く處れありより會見せざる方結局よかりしならん云々。（廿一日、日日）

▲商會の協約反對　（北京特電廿一日發）　商務總會聯合會は在北京各國公使に向ひ日支軍事協約に關し「支那共和國臨時約法第一條により國家の主權は人民全體に屬す今日國會中絕し居るも如何なる條約も之を通過せざれば人民は之を承認する能はざる事を宣言す」と打電せり。（廿三日、日日）

▲學生團請願提出　（廿一日北京特派員發）　學生團は馮總統に請願書を提出して退散したるが學生團の請願に付いては馮派が段派を倒せしむるの敵本主義にして直に徐樹錚が苦力を使役して衆議院に參戰の請願をなしたると異曲同工と見做し居れり然れども一方には馮總統は與り知らず谷鍾秀等の翻工ならんと見るものあり兎に角直接には日本留學主活動の結果が與へられるなり。（廿三日、朝日）

▲北京大學同盟休校　（二十一日北京特派員發）　北京大學校學生は大總統に請願のため二十一日全部の同盟休校を企てたり蔡元培校長之に對し譴め訓戒したるも學生肯かず蔡校長は怒ると共に責任上辭職せんとすと。（廿三日、朝日）

▲王督軍歸來學生說諭　（二十一日漢口特派員發）　湖北留學生十餘名歸來し上督軍に面會して日支軍事協約に憤慨し歸國したる旨を告げたるより王督軍は該協約は對敵軍事協約に過ぎず謠言に惑亂せられ學業を曠廢するが如きは甚だ遺憾とする所なれば再び日本に赴き復校せよと說諭したりと。（廿三日、朝日）

▲軍事協約性質說明　（北京特電廿二日發）　昨日北京學生團代表者は馮大總統に對し日支軍事協約に批准を與へざらんことを請願せるが右に對し馮大總統は左の如く訓戒せり。

此程調印せし日支軍事協約は皆て日支兩國政府が國防に關し協約せし處に從ひ兩國軍事委員が制定せる共同作戰に關するものなるを以て新に國際條約を締結せる場合とは同じからず故に今日元首が之に批准を爲すと爲さゞるとは問題にあらず面して國防を以て目的と爲すも支那の主權を危くするが如きこと斷じて之なきを以て學生諸氏は謠言に誤まられ不穩の行動を爲すが如きことなきやう充分愼しむ可し。（廿四日、時事）

▲天津中學生示威運動　（二十二日天津特派員發）　天津の中學程度の學生約一千餘名は二十二日午前十時半隊伍を組みて直隸省長公署に到り日支軍事協約反對の示威運動を行へるも省長の勸告に依りて散會歸校せるが段政府反對及排日の支那人より使嗾せられて盲動せる形跡あり。（廿四日、朝日）

▲歸國學生輿論喚起運動　（二十二日上海特派員發）　歸國留學生の大半は各地に歸省したるが上海に殘留せる學生連は佛國租界ラメール路音樂里二十二號に中華民國留學生救國團事務所なる本部を設け一日集合し北京漢口等と聯絡して運動しつゝあり彼等は「死を以て目的の貫徹を計り全國學生大會は勿論實業家勞働者に至る迄網羅し輿論を喚起すべし」と誓し居れり彼等の運動費を支那商人より支出し居る形跡あり然れども目下の處永續せざるべ

し之を觀測されつゝあり。（廿四日、朝日）

▲邦人遭難　（北京特電廿一日發）　重慶領事館附内田巡査は民船に乘り下江中萬縣より六十四支那里の下流にて土匪に襲はれ日卒族及領事館の記號を揭げ居りしにも拘らず同人及同行日本人は金品を掠奪せられ實慶（湖南）にても醫科醫務井要藏氏は北軍兵士の爲め梁に吊上げられ機械類を破壞され金品を掠奪されたり日本公使館にては此等日本人の被害續出するを以て近く一括して損害賠償を要求すべし。（廿四日、日日）

▲支那書記慘殺さる　（濟南特電二十三日發）　當地駐在武官高田大佐使用の支那人書記唐天民は曩て支那官憲より種々壓迫を受けつゝありしが數日前何等理由なく無斷同人を逮捕拘引し遂に慘殺せられたり　此事に對し我官憲は嚴重なる交涉を開始したるが頑迷なる支那官憲は極力事實を隱蔽否認し毫も誠意の認む可きものなく問題は更に紛糾擴大せられんとし交涉の前途は愈々緊張し來れり。（廿四日、時事）

▲上海邦商に脅迫狀　（二十二日上海特派員發）　二十一日正午頃當地租界地目貫の南京路にある日本陶器店日比野洋行宛にて一通の脅迫狀を郵送したるものあり　支那半紙に支那文にて「日本は共同出兵を名として支那を第二の朝鮮たらしめんとす吾人は日本に何等の情義なし貴店は三日以内に閉鎖すべし然らざれば爆彈を投ずべし特に警告す」と認め鐵血鋤奸團中華支部長張國彊と署名しあり　同店にては直に　公部局に訴へ出でたるより警察部長日本探偵と共に出張取調の後萬一を警戒しつゝあり　尙日本領事館よりも豐田署長二十二日午後同店に出張取調を爲せり　犯人不明なるが其筋にては歸國學生中の過激派の所爲ならんとの見込にて捜索中なり　從來斯かゝ脅迫は支那人間には稀にありしも　外人に對しては先例なき事件なりと。（廿四日、朝日）

▲邦人鑛區採掘を禁止　（濟南特電二十三日發）　北京政府は今回山東舍に於ける鑛山整理の爲め委員を派遣し來り　唐財政長と協力調査中なるが其結果直接日本人と關係ある鑛區は全部採掘を停止せしむるに至る可しと目下日本人の關係鑛區は大小約五十箇所にして　其年額二百萬元を下らざる可く問題は輕々に看過す可からざるなり。（廿四日、時事）

▲汕頭水道に機雷　（大阪電話）　二十三日大阪商船入電に依れば支那地方官憲は汕頭シュガーリーフ水道に機械水雷を敷設したるに付き通航船舶は萬一を注意すべき旨上海税關より領事を經て同地方國際貿易業者に通牒したりと之が目的は南北抗爭の軍事行動に在るべきも同水道は頗る狹隘にして汽船通航の大妨害なるより國際貿易業者は通商の自由の爲めに各本國官憲を通じて抗議することとなれるが商船は取敢ず外務省宛照電を發し善後策を講ずることとしたり。（廿四日、朝日）

▲阿片栽培抗議　（北京特電二十二日發）　英國公使ジョルダン氏は陝西舍の阿片栽培に關し外交部に抗議を申込み　又全國禁煙聯合會は之に關し内務部に質問書を提出せり。（廿四日、日日）

▲米公使の協約報告　（二十二日紐育特派員發）　華盛頓來電　米國國務省は駐支公使ラインシュ氏の報告を接手せるが　此報告に依ればラインシュ氏は日支防禦協約の正文を得る能はざりしと氏は報告に於て述べて曰く同協約は調印せられ萬一の場合に對する準備は着々進行中なりと　又石井大使は同協約に關しては沈默を守りつゝあり。（廿五日、朝日）

▲學生連協約反對　（漢口特電廿四日發）　政府の命により王督軍は此程日本より歸國せる支那留學生の行動を監視し居るに拘らず武昌法政學校學生連は歸國學生の煽動を受け新聞に現はれたる日支協約文數千枚を印刷し秘密に配布し反對運動を爲しつゝあり。（廿五日、時事）

▲湖南學生協約拒絶申請　（二十三日北京特派員發）　二十一日長沙發電　湖南省學生全部の名義を以て大總統總理外軍事協約拒絶を申請せり尙各省議會の協力を求むるの通電を出したりと。（廿五日、朝日）

▲英政府日支協約滿足　（二十五日上海經由路透社發）　英國政府は二十二日電致せられたる日支條約に對して滿足の狀を示せり。（二十六日、朝日）

▲謠言流布の罪　（北京特電廿四日發）　啓商報は廿一日の紙上に於て「馮總統は日支協約は死すとも之を承認せずと稱しつゝあり　現に總統府金華門を閉鎖しつゝあるは南方反對の危險を防ぐのみならず一方段派に對し防備をなすものなり」との無實の報道をなしたる爲廿二日京畿警察廳は同新聞を以て謠言を放ち治安を妨害するものと認め　閉鎖を命じ責任者を捕縛したり。（廿六日、日日）

▲佛國公使の奔走　（北京特電廿四日發）佛國公使ボップ氏は廣東領事より「林葆懌等七名より南北政爭の爲廣東人の損害莫大なるを以て速に休戰せん事を政府に求められたし」との電報に接し廿四日段總理に面會し公人としては本國政府の訓令を守り敢て支那の內政に干涉するの意思を有せず唯調人として閣下に此報道を齎し參考に供するのみとて該電報を手交したるに段總理は政府の方針既に決定し居れば右電報に對し何等の返電を與ふるを得ず公使が個人的好意を以て通告せられたるを謝すと答へたり。（廿六日、日日）

▲購入日本銃到着す　（天津特電二十四日發）山東省政府は本年一月天津大倉組より三十年式步兵銃三千挺購入の契約を爲し置きしが本日午後現品到着其れ〳〵受渡しを完了せり該銃器は地方各縣に配布さる可きものにて不日各知縣宛發送す可しと。（廿六日、時事）

▲協約全文暴露　（北京特電廿五日發）警察總監吳炳湘氏は日本留學生廿七名を招き懇談したる後警察廳に赴き日支軍事規程十二箇條、附屬公文書四箇條を朗讀し本協定たるや本年三月日本の四伯利出兵論旺なる時支那政府は聯合國軍事行動の範圍を制限する爲是に加入する必要起り進んで公文書を交換し其結果協定の調印を見るに至りたるものにして今更是を取消す能はず從つて之に就き諸君が如何に呼號するも效力なし無用の運動は之を中止すべしと說諭し學生等は協定全文を研究したる上主權を損失するの危險を認めずんば速に東京に歸り各業に就くべしと廳へ解散せり日支協定の內容は嚮に滬總統より各學校の學生生徒に提示せるに今亦此事あり今や支那人間には其眞相を知らざるものなく殆ど公然の秘密なり。（問島特電廿五日發）排日を以て聞ゆる延吉縣知事劉延祺氏は廿箇條より成る日支軍事協定文を縣下各署に配付し大に排日氣勢を煽り又局子街中學校長は職員及生徒を集め日支協商文を論評して亡國の前提なりと叫び排日的檄文を間島一帶に配布せり。（廿七日、日日）

▲學生團の尻押　（上海特電廿六日發）歸國留學生團は當地に事務所を設け對外問題に於ては一致するも內政問題には干涉せずと稱し居れり各方面の支那人は彼等の爲め金を絡し其運動を助けつゝあり。（廿七日、日日）

▲日貨排斥計畫　（北京特電廿五日發）北京大學、高等師範、高等工業等は全國の商務總會に宛て國產奬勵の通電を發し暗に日貨排斥を行はんと企てつゝあり。（廿七日、日日）

▲協約說明　（北京特電廿二日發）段總理は全國商務總會聯合會代表者を引見し日支軍事協定は軍事秘密に屬し公表の限りに非ず海軍の方も內容は陸軍と異る所なし日支兩國が共同防禦をなす以上其細則を協定する眞當然にして之なければ却て主權を損せん予は日本の第五項要求に最も反對せし一人なり決して實質的條件を作らず國家の主權を損ぜざる事を言明すと述べ代表者深く其意を諒とせり。（二十八日、日日）

▲早手廻しの外交部　（北京特電廿八日發）外交部は戰時會計所を新設し對獨斷交より對獨宣戰迄を第一期、宣戰後を第二期とし戰時費及損害額を計上し將來平和會議の際賠償を要求する準備に着手することとなれり。（卅日、日日）

▲採鑛解禁の請願　（濟南特電二十八日發）山東財政廳長が鑛區整理の名義の下に博山に於ける日本人關係鑛山の採掘を禁止したるに對し日支同業者は其の不法不合理なる處置に就き北京政府に請願する爲め當地に於ける鑛山業者發起となり新に山東全省鑛務聯合會を組織しこが善後策を協議し代表者二名は昨二十七日上京の途に就けり。（卅日、時事）

▲二師出兵準備　（二十九日北京特派員發）日支協定調印の結果參戰處は先づ二個師の出兵準備を爲す爲め右に關する案を參陸處に提出せり通過後は更に國務會議の決議を經て實行に入るべしと。（卅一日、朝日）

▲留學生協約破棄を請ふ　（三十日北京特派員發）日本留學生代表は大總統に再び日支軍事協約破棄を請ふ長文の請願文を提出せり。（卅一日、朝日）

▲留學生復校命令　（二十九日北京特派員發）敎育部は二十八日歸國せる日本留學生に六月十日以前に日本に到り各學校に歸りて留學を繼續すべきを命じ其後も歸らざるものは調査の上留學生の資格を奪ふべき旨布告せり。（卅一日、朝日）

▲張作霖學生商民訓諭　（二十九日奉天特派員發）日支軍事協約に關

し中央政府は最に協定委員曲同豊を派遣説明せしめたる結果一般官吏には誤解なきも南方派の煽動に依り歸國する留日學生八十に及び商民間にも多少騒動あるを以て張督軍は布告を出し新協定は一時的にして平時には適用せず戰爭中止せば解除し且毫も主權を損害せざるが故に學生商民は此際蜚語流言に惑はず各其業に安んずべしと告諭せり。（三十一日、朝日）

▲本邦人被害と賠償（二十九日奉天特派員發）從來本邦人が支那人民の爲殺傷せられたる場合帝國政府は先方に對し加害者の處罰關係官吏の戒飭を要求する外場合に依りては損害賠償又は慰藉金を要求し來りたる處阿片モルヒネ等の取扱者其他の不正業者或は地方の安寧秩序を破壞する本邦人に就ては一般正業者の場合と其取扱ひを異にし是等の不正又は不法行爲により招きたる被害事件に就ては支那官憲に對し今後一切損害賠償又は慰藉料の要求を爲さゝる旨二十九日總領事館にて發表せり。（卅一日、朝日）

南北政局

▲武昌に奉天軍兵站部（十四日漢口特派員發）奉天軍は武昌に總兵站部を設置する事に決し武昌線停車場附近に之を設置せりと。（十六日、朝日）

▲周則范氏降服（長沙特電十四日發）湘西鎮守副使周則范氏は十二日に至り終に張敬堯氏に降服し同時に其罪を宥されんことを申込み來りしが張氏は直に之を應諾せり。（十六日、日日）

▲陳復初は戰死（十五日北京特派員發）北軍常德失守後第十七師長陳復初の行方不明なりし所常德に於て戰死したるものゝ由十四日國務院に報告ありたり。（十六日、朝日）

▲北軍良民を大虐殺（漢口特電十五日發）張敬堯氏等の兵が岳州、醴陵にて虐殺せし良民は一萬を超え長沙にては毎日間諜の嫌疑にて銃殺せらるゝもの十數名あり多くは無辜の民にて一般の恐慌甚しく目下一部の紳士は政府に向ひ張敬堯氏の轉任を要求し居り平江縣にて重傷を負ひたる西班牙宣教師は尙ほ起つ能はず佛國領事より政府に嚴談中。（十六日、時事）

▲南軍常德實慶奪還（十四日廣東特派員發）南軍總司令譚浩明の報告に據れば湖南軍は醴陵を占領するや常德方面の北軍を壓迫し數日間攻撃の後常德及實慶を奪回せり是が爲め長沙の北軍は危殆に瀕しつゝありと。（十六日、朝日）

▲熊希齡の講和慫慂（北京特電十五日發）天津に於て時局傍觀中の熊希齡氏は在上海の岑春煊氏より南北調停の勞を執らん事を慫慂されたる結果、此程馮大總統段國務總理及主戰派を代表せる徐樹錚氏の三氏に宛て電報して曰く岑春煊氏の電報に據れば南方派の領袖たる陸榮廷、唐繼堯、伍廷芳唐紹儀等の諸氏は外界の形勢に鑑み速かに南北妥協の希望を有すと云ふ右に付き此際北京政府に於ても國家と國民とを愛護するの見地より速かに南方と和議の交涉を開始しては如何にやと之に對し馮大總統は和戰問題に對しては何等意見を發表するを得ざるを遺憾とすと回答し段總理は今後の方針に就ては先づ討伐に從事せる各督軍及び軍司令官等の意嚮を聞ひたる上決定せんと欲すと答へ又徐樹錚氏は北軍は廣東省城に兵を進むる迄は講和問題に耳を傾けずと附付けたりと。（十七日、時事）

▲鹽稅賠償命令（北京特電十五日發）馮總統は南軍が廣東四川等に於て外債の擔保となり居れる鹽稅を差押へたる上之を軍費に流用せしを咎め右の缺損は時局解決後之を流用せし軍隊をして賠償せしむべく鹽運使及鹽務監督分署は責任を負ひ之を取締り地方軍民長官も之を嚴守せよと命令せり。（十七日、日日）

▲龍濟光氏失望（北京特電十五日發）廣州灣に亡命せし龍濟光氏に對し佛國官憲は海軍と電報書信を授受すべからず又政治的運動をなすべからずと嚴命せる爲龍氏は滿足せず廣州灣に在る厭ひ佛國砲艦にて香港に送還せられたしと請ひしも佛國官憲は之を許さず同地を再擧の根據地となさんと欲せし龍濟光氏は頗る失望の體なりと。（十七日、日日）

▲李耀漢歸廣せず（十六日香港特派員發）廣東督軍署は省長李耀漢の歸任を促す爲め李福霖を派遣したるより李耀漢は病氣と稱して尙歸來せず。（十七日、朝日）

▲安協の機運動く　（北京特電十七日發）王芝祥氏は馮總統の密命を帶び南方首領と妥協に關する意見を交換する爲上海に赴きたるが同じく妥協運動の爲上海方面の狀況を視察入京せる張紹曾氏は語りて曰く

時局問題を生ぜしめたるの罪は一方面のみならず朝野の主立てる首領自ら責任ありまれば南北双互の讓歩を以て新局面を開かば妥協敢て難しとなさん

と尙一般に南北妥協の機既に近づけるを認めらる。（十八日、日日）

▲岑氏意見瀉らす　（上海特電十七日發）岑春煊は國會議員連に對し國會に對する主張は依然舊國會回復にあり法は一國の綱紀、綱紀立たずば以て國に治あるなし各法律を守るにあらずば國内長く寧日なし護法にあらずば即ち是れ造亂なり余は近來北京當局に通電を發せず代表をも派遣せずと言明せりと。（十八日、時事）

▲王督軍黎王懷柔　（十七日漢口特派員發）王湖北督軍は湖北省内の統一を圖る爲め黎天才、王安瀾等を懷柔せんとし王安瀾の實弟を派遣し速かに中央の命令に服從すべく勸告し復職を交換條件と爲しつゝあり。（十八日、朝日）

▲岳州に臨時警備司令部　（十七日漢口特派員發）王湖北督軍は今回岳州に臨時警備總司令部を設立せん事を申請し第二艦隊司令程錫疇をして兼任せしむべく推薦せり。（十八日、朝日）

▲陳復初岳州に在り　（十六日北京特派員發）戰死の報ありし陳復初は岳州に遁れ居り再び常德方面へ進擊を企圖し湖北督軍王占元に軍費を要求中なりと。（十八日、朝日）

▲吳佩孚氏敗退　（長沙特電十六日發）吳佩孚氏は耒陽に於て戰ひ敗れ多くの死傷者を殘して衡州を距る三里の地點迄退去せり。（十八日、日日）

▲北軍の暴行掠奪　（北京特電十六日發）湖南南部討伐軍の左翼部隊は此程醴陵占領と共に掠奪を開始せり市街の九分通りは破壞せられ外國教會堂外國人の商店住宅も亦掠奪破壞せられ米國宣教師一名は暴動中貫通銃創を受くるに至りしを以て居留外國人一同長沙に引揚げ來れり其内日本人一名あり又株州も最近北軍の爲め掠奪せられ市街の殆んど全部は破壞され佳氏は何れも市外へ避難せり尙ほ掠奪軍隊は主として奉天軍なり。（十八日、時事）

▲土匪猖獗　（北京特電十六日發）湖南全省に亘り潰亡兵を含める土匪の跋扈實に甚だしく地方の被害莫大に上れり就中吳某は部下數千を率ゐ南軍より武器の補充を受け平江湘陰一帶に出沒して勢ひ猖獗を極め居れり。（十八日、日日）

▲西南の提議密議　（十七日北京特派員發）段總理は十六日午後馮總統に對して日支軍事協約調印の報告を爲したる後十六日四南より定議し來れる停戰問題に就き密議せり段氏は飽迄用兵を固持するものにあらざる旨を述べたりと雙し段總理は表面議和の形式を求むるを好まずして和議の効果を收めんと欲ふもの唐繼堯陸榮廷等の地位廣東四川に對する善後策に就ては具體的の妥協意見を有するも國會問題は新法の選舉を固持すと云ふ要するに和議問題は未だ何等把握する所なきも平和空氣は漸次濃厚となりつゝあり。（十九日、朝日）

▲王督軍排日印刷物取締　（十七日漢口特派員發）今回日本より歸國せる留學生は上海方面に於て種々の印刷物を配布し動もすれば排日的行動に出んとするより王湖北督軍は是等印刷物の配布を嚴禁すべく武漢各警察に命令せり。（十九日、朝日）

▲南軍援兵電請　（重慶特電十七日發）黎天才、王天縱氏等より雲南督軍唐繼堯氏に向つて荊州、宜昌の北軍は漸次出動を開始し其前哨を進めしを以て我軍との衝突目前に逼れり我軍と救軍は之と兵力對抗するに至らざれば至急救軍を乞ふとの電報あり右に就き當地の第一路總司令黃復氏は取敢ず一方第十一縱隊長を今明日中に派遣する事となり唐繼堯氏は更に第三路總司令王文華氏が綦江縣に到着せるを竢ひ同地を經て出發すべき旨命令せり。（十九日、日日）

▲福建軍擊破さる　（上海特電十八日發）李烈鈞氏は閩雄を攻んとすも又福建の李厚基軍三路の兵分水關にて南軍の爲に擊破せらる。（十九日、時事）

▲孫氏辭意固し　（香港特電十七日發）孫逸仙氏は南軍大元帥を辭するの意を飜さず明言せり譚人鳳氏は孫逸仙氏辭職に關し陸榮廷氏と會見せんが爲近日廣西に赴くべく粵南討伐軍司令官は何れも孫逸仙氏の辭任を承諾せり。（十九日、日日）

▲南方へ議和勸告　（北京特電十八日發）　天津に開會中の商會聯合會は陸榮廷及び唐繼堯の兩氏に電報して南北戰爭は國本を危くするものなるを以て南方諸省は速かに妥協條件其他を發表し講和を促進す可し惟ふに袁世凱の失敗は何れも民意を無視せるに因る南方又護法救民を以て心と爲す宜しく全國會民の意思を尊重し和議の成立に努められたしと。（十九日、時事）

▲岑春煊妥協斡旋　（十八日北京特派員發）　岑春煊より主和の電報頻に到來す馮總統は岑春煊より調停運動に代表者を求め來れゝに對し王芝祥を遣はすべき旨返電せりと岑春煊は曹錕、張懷芝、張敬堯にも戰ひを止めて和を講ぜられたき旨打電せりと云ふ。（廿日、朝日）

▲衝突事件は軍法會議　（漢口特電十九日發）　大總統令に依り海軍々法會議に於て楚泰と汽船江寬の衝突事件審判を爲すことゝなり王督軍は昨日艦長趙遂鈺以下被告を北京へ護送せり。（廿日、時事）

▲張勳の特赦請電　（南京特電十八日發）　張勳の參謀長來寧李督軍に張勳の特赦を中央政府に請電せられんことを請へりと。（廿日、時事）

▲安武縣兵站部設立　（十八日南京特派員發）　安武軍は兵站部を浦口に設立せり。（廿日、朝日）

▲奉天軍武昌に向ふ　（奉天特電十九日發）　混成第五旅の殘部隊第五團九個營約千五百名及び機關銃一中隊は十八日夜當地發武昌に向へり。（廿日、時事）

▲南下奉天軍幹部　（十八日漢口特派員發）　今回南下の奉天軍は既に四個混成旅に達し第五第六の混成旅も一週間內に輸送來漢の筈其幹部は徐樹錚を總司令に楊宇霆を副司令兼參謀長に第二十七師長存烈臣を四川應援軍司令に第二十八師長汲金純を廣東應援軍司令に第二十九師長吳俊陞を湖南援軍司令に任命せり。（廿日、朝日）

▲南軍賣慶奪還　（長沙特電十八日發）　十四日寶慶は四度南軍の手に歸し北軍は死傷千餘を殘して永豐に退却せり又新化附近に潛伏中なりし南軍は十五日一齊に安化を攻撃せし爲め北軍は之が支ふる能はず市民の大虐殺を行ひ同地を退却せり。（廿日、日日）

▲北軍零陵縣に進擊　（十八日北京特派員發）　曹錕の報告に據れば北軍は十七日湖南祁陽を占領し尙零陵縣に向つて進擊中なり。（廿日、朝日）

▲廣東新政府成る　（北京特電廿日發）　廣東來電　非常國會は唐繼堯、陸榮廷、伍廷芳、唐紹儀、孫文、岑春煊、莫榮新等を四南聯合政務總裁に選擧せるが孫氏は直に辭職せりと。（廿一日、日日）

▲北軍祁陽占領　（十九日長沙特派員發）　在衡州第三師長吳佩孚より督軍者に發せし電報に依れば直隸第一混成旅は十五日午前七時ユヒレー(?)の嶺要二寨取し午後三時完全に祁陽を占領せり尙南軍は醴陵方面に退却せり。（廿一日、時事）

▲山東軍戰鬪力なし　（漢口特電二十日發）　張懷芝は當地に引籠り專ら山東に歸る運動をなし居れるが張敬堯、吳佩孚氏も共に山東の民民を苦しむる外更に戰鬪力なきを報じ奉天軍を以て之に代ふるを望むの意を漏らせり。（廿一日、時事）

▲賊徒潛入を警戒　（安東縣特電二十日發）　支那官憲は時節柄賊徒の潛入を恐れ警察に命じ支那町全部に對し戶口調査を始む。（廿一日、時事）

▲馮總統妥協を望む　（北京特電二十日發）　馮大總統は此程在上海の岑春煊氏に打電し今後とも南北妥協の成立に盡力せんことを希望すると共に江蘇督軍李純、江西督軍陳光遠の諸氏に對し機を見て長江沿岸督軍の聯盟を造り一致して北京政府に向け國家を以て前提とし速かに南北和議交涉を開始す可き旨要求の電報を發せんことを慫慂せり。（廿二日、時事）

▲李烈鈞妥協反對聲明　（二十日廣東特派員發）　南軍の粵贛湘邊防軍務督辦李烈鈞は南北妥協に反對し聯合軍總司令譚浩明の軍隊が湖南、長沙を恢復し我軍攻勢に進み更に湖南、岳陽を占領したる後にあらざれば妥協を爲さずと聲明せり。（廿二日、朝日）

▲陳光遠救援軍を求む　（二十一日北京特派員發）　江西督軍陳光遠は江西の苦境を訴へて救援軍を求むる事頻りなり。（廿二日、朝日）

▲王督軍新軍編成計畫　（二十日漢口特派員發）　王督軍は今回湖北に四個混成旅を新設すべく計畫し現第三第四旅を改編して第一第二混成旅と稱

し別に第三第四混成旅を新募する筈。（廿二日、朝日）

▲張懷芝總司令留任　（二十日漢口特派員發）第二路總司令は適當の後任者なき爲段總理より張懷芝の留任を再三勸告せし爲め後任者を得る迄殘留を承諾せり。（廿二日、朝日）

▲張一麟氏陞任　（北京特電二十日發）司法次長署理張一麟氏は司法次長に陞任し上海租界會改正委員長曾述棨氏は交涉行悩みの爲辭職し蔡廷幹氏其後任となれり。（廿四日、日日）

▲南軍巫山克復　（重慶特電十一日發）黎天才、王天縱兩氏は一旦巫山を退きたるも「巫山は四川第一の天險にして此地方を捨てんか奉節縣、萬縣も亦守り難し殊に北軍萬縣に入りて陝西軍との聯絡成らば成都、重慶に取りては由々敷大事なり援鄂第三路總司令王文炳既に重慶に到れる今日援兵容易なり死力を盡して巫山を奪還せよ」と總司令唐繼堯氏の命令により黎、王兩軍は十三日再び巫山を克復し從來靖國軍と北軍の關ヶ原とも云ふべき粟陽山を占領せり巴東縣の對岸巴山縣に於て遠からず一大激戰あるべしと。（廿二日、日日）

▲孫文日本に向ふ　（上海特電二十一日發）孫文氏は十六日廣東より葉夏聲、戴天仇、朱執信の諸氏を伴ひ日本に向へり。（廿二日、時事）

▲南方の政務總裁　（上海特電廿一日發）廣東非常國會は唐紹儀、唐繼堯、伍廷芳、孫文、林葆懌、陸榮廷、岑春煊の七名を政務總裁に擧げたり其投票は唐紹儀百十五、唐繼堯百十一、陸榮廷九十、伍廷芳百十、孫文百七十、林葆懌百四、岑春煊六十二なり。（廿三日、時事）

▲孫派意氣銷沈　（上海特電廿一日發）孫文氏の日本行の事一度當地に傳はるや當地の民黨中孫擁護派は頗る意氣銷沈の有樣なるが之に就き孫洪伊氏は語る。

孫は二十日朝廣東發にて日本に向ふべき旨五六日前予の許に報じ來れり而して其後何等の報知なきも恐らく事實ならん孫の日本行は一言にて之を言へば南方武人派が孫氏を放逐したるなり南方武人派が北方武人派と同穴の狐たる事今更言ふ迄もなく此度の事が岑春煊、陸榮廷及李烈鈞、李根源等主動者にして唐繼堯も是に加はり居るが如し但し唐繼堯は寔は只李烈鈞及李根源に強はされしものにして彼が爲めに最も悲しむ所なり廣東駐在の國會議員十名も亦彼等に降服したるものなり只孫文が廣東を去るも現政府は消滅したる譯にあらず予等同志は少數と雖も尚戰はんのみ尚當地政學派の行動は近時頗る注目すべきものあり張紹曾、張紹曾、王芝祥氏等當地に來りて南北妥協を策すべしと觀測せらる。（廿三日、日日）

▲陳樹藩の財政窮策　（二十一日北京特派員發）陳樹藩は日本との借款談に失敗したるより軍費に窮し陝西省に阿片の栽培を許可し居れり。（廿三日、朝日）

▲陳光遠援軍を求む　（南京特電廿二日發）江西督軍陳光遠氏は廣東軍大擧して江西を侵略せんとしつゝあり乞ふ更に一箇旅團の援軍を派遣せられたしと云ひ來れり。（廿三日、時事）

▲南軍寶慶奪還　（長沙特電廿一日發）寶慶は十九日又復南軍に占領せられたり。（二十三日、日日）

▲奉天軍兵站部　（長沙特電廿一日發）奉天軍は總兵站部を長沙に設け第一路兵站部を岳州に移せり又安武軍兵站部は現に長沙に在り。（廿三日、日日）

▲南軍司令部　（長沙特電廿一日發）南軍司令部は全州（祁陽の南方約二百支那里）に退却し程潛、林修梅氏等は永州（湖南）にあつて軍務に執掌しつゝあり。（漢口特電廿一日發）北軍は十七日祁陽を占領し南軍は永州に退却せり。（二十三日、朝日）

▲陳復初氏再征　（長沙特電廿一日發）第十七師團長陳復初氏は督軍張敬堯氏より二萬元を得て再び湘西に向はんとしつゝあり。（廿三日、日日）

▲新議員選擧期日　（上海特電廿七日發）上海に於ける新國會參議員選擧期日は初選六月五日投票直に開票するに決せり。（廿五日、時事）

▲孫逸仙氏出發　五月廿一日夜孫逸仙氏は戴天仇及胡漢民氏等と共に蘇州丸にて臺灣に向ひ廣東を發し廿六日打狗着廿七日の便船にて內地に向ふ豫定なりと。（廿五日、日日）

▲居氏等居殘る　（北京特電廿三日發）　章仲愷氏は後始末の爲又居正氏は前軍政府の代表者として各廣東に止まる事となれり。（廿五日、日日）

▲段氏とは講和せず　（上海特電廿三日發）　王法勤、鮑觀石、張琴、唐繼玉、樹陸政、宇張雲、蔡里南等二十四名は各省議會、商會、農會、教育各團體各代表者に通電し段祺瑞と和を講ずる訛れなしと說き宣言して曰く法律は國家の根本なり法律なくば國家なし段氏は法を棄せる全國の公敵なり之と和を言ふは降服と異なるなし法を棄すものと罪を等しうす可し吾人は將に一致して以て公敵として之を許す可きに非すと。（廿四日、時事）

▲新國會議員初選開票　（二十三日上海特派員發）　新國會衆議院議員初選開票は上海にて行はる上海の選擧區十五區投票人總數一萬九百二十二名あり有權總數約四萬なるが故に棄權者は其四分の三なりしなり右投票中六百十五票は無効、斯くして議員二十二名次點者二名の初選を終れり。（廿四日、朝日）

▲岑春煊政務總裁　（二十三日廣東特派員發）　廣東當局者迎に當地の有力者は上海の岑春煊に打電し廣東に來りて政務總裁の職に就かん事を請へり。（廿四日、朝日）

▲湖南肅清命令　（二十二日北京特派員發）　北京政府は二十二日前敵各軍に特電を發し二週間内に湖南全省を肅清すべきを命ぜりと之に對し五十萬元の賞金を懸けたりと云ふ而して主戰派の急先鋒たる徐樹錚は二十一日夜漢口に向け出發せり現銀九十萬元を携へたりと云ふ徐樹錚は湖南全省を迅速に討伐し要すべき使命を帶びて南下せるものと見らる。（廿四日、朝日）

▲廣東軍勝つ　（二十三日廣東特派員發）　汕頭に在る廣東軍司令陳烱明よりの報告に依れば同軍は廣東境上の福建軍に攻撃を加へ大勝を得たり福建軍は二百餘名の死傷を出し韶州方面に退却したりと。（廿四日、朝日）

▲米艦湖南急行　（漢口特電廿二日發）　南軍は來陵（湖南）にて優勢に轉じ江蘇第五旅團長張宗昌氏は醴陵より駐せ向ひ又米國軍艦二隻は居留民保護の爲め昨日當地より湖南に急行せり。（廿四日、日日）

▲馮段乖離　（北京特電廿四日發）　段總理は李純、王占元、盧永祥氏等に向ひ「王芝祥、張紹曾等は南北調停の名義奔走し居るも由なるも政府とは何等の關係無し」と打電し又在北京各國公使にも同樣の通告を發せり王、張兩氏の公協運動が馮總統の密旨による事は公然の秘密なるに段總理が明白に之を否認するは馮、段兩氏の關係又復乖離せる證據なりと外交團は注目し居れり。（廿六日、日日）

▲總統改選運動費　（北京特電廿四日發）　馮總統は前清皇室總監世續氏に對し密に愛國公債三百萬圓の借用を申出で世續氏は已むを得ず之を承諾したるが右は次期總統改選費に供するものなりとの風說盛んなり。（廿六日、日日）

▲曹錕張懷芝戰意なし　（二十五日上海特派員發）　曹錕、張懷芝兩氏しく再び戰ひを顧はず李純宛連名にて中央に停戰を求めん事を協議せりとの報あり。（廿六日、朝日）

▲南方國會召集　（上海特電二十五日發）　四南各省の重要人物たる伍廷芳、陸榮廷、唐繼堯、林葆懌、李烈鈞、譚浩明、熊克武、劉顯世、莫榮新、李根源、程潛、陳烱明、方聲濤等は左記通電を發したり。

政府は不法にも國會解散の命令を出し復辟の變ありて以來國家機關たる國會も大總統も國務院も皆正式に存するもの一も無く段氏兵を率ゐて北京に入り暴を以て暴に代へ國憲を私し國本に危害を加へ大總統は馮副總統に依り法による代理人あるも國務院は勝手に成立を發布し又根本重要なる民國議會は別に臨時參議院を設けて之に代らしめ非法解散を取消さず各法を蹂躪したり海軍法を守り各省續いて宣言し旨國會恢復を絶對の要求と爲し只法により解決するの責任を示せり初め非法政府の僞然僭竊するを希望せるも國會を轉覆する組織法を宣布せしめ之により國會議員の改選を着々實行せしめんとす陰謀亂政之より甚だしきは無し法によらずして産出する機關は國人の共に捨つる處伍廷芳等の死を誓ひて最も承認し能はざる處のものなり我が護法各省は既に國會の經費を擔任し兩院議員の議長より各議員に通告し五月三十一日以前に廣東に集まり六月十二日正式に自由召集するこゝとなれり是れ皆我が國人の共に知る處廷芳等約法の亡び共和の將に隕ちんとするを嘆くを憑るゝもの國會の開會を爲すに就ては一致之が擁護を誓

ふ依つて議員諸公國會の爲めにも謀り迅速に集會し共に時難を救はれたし是れ護法各省の無上の光榮なるのみならず議員諸公無二の天職なり云々當地の議員は續々廣東に向ひつゝあり。（廿七日、時事）

▲廣東軍政府改正案（二十六日上海特派員發）廣東軍政府組織改正案の內容として傳へらるゝ所左の如し。

一、軍政府は各省督軍の聯合を以て基礎と爲し今後大總統の職權を行使し得ざるの期間本大綱の規定に依り中華民國の行政權を執行す其職權は（一）和戰に關する件（二）共同外交を辨理し契約を訂立す（三）共同財政を監督し內外公債募集を辨理す（四）省と省との爭議を解決す（五）護法各區軍隊の加入を承認するの件（六）軍備及作戰計畫を統御す但し人民の負擔に關係あるの契約內外公債の募集及和平條件の性質に關するものは國會非常會議の同意又は追認を記すべし

一、軍政府は國會非常會議提出の政務會議七名にて政務會議を組織し其職權を行使す

一、政務會議は政務總裁一人を以て首席とし政務會議にて推薦す

一、護法各省及政務會議承認の護法各軍は各代表一人を派して政務會議に於て前記六項の問題を議する時參與することを得

一、軍政府內に左の各部を置き政務會議に直隸せしむ

外交部、內政部、財政部、參謀部、陸軍部、海軍部、交通部　司法部

一、政務會議は各部部長を任じ政務總裁事故ある時部長一名に委託し代理せしむる事を得

一、政務總裁は其他の職を兼ぬるを得　凡そ政務に關する文書は政務總裁の連署にて公布す

一、政務會議附屬機關の組織は別に條例を以て之を定む

一、護法各省自主の政府の職權は一に其舊に據る但し現に北京政府に隸屬せる機關にして各省に直隸し管轄する能はざるものは段政府之を修回するを得

一、此大綱は宣布の日より施行し國會大總統の其職權を行使し得るの時歷止す。（廿七日、朝日）

▲梁啓超馮總統に謁見（二十五日北京特派員發）梁啓超は二十三日馮總統に謁見したるが其際新國會の選舉に就ては干與せざる事を言明し國會問題に關しては舊約法を以て新國會を召集するを可とする旨答へたりといふ（廿七日、朝日）

▲國會議員復選（上海特電廿六日發）新國會議員選舉復選は六月十日午前八時より午後六時迄に當地に於て行はるべし。（廿七日、日日）

▲各派の選舉運動（北京特電廿六日發）新國會選舉に關し政府は極力其進行を圖しつゝあり一方政黨方面にては倪嗣沖、徐樹錚氏等の操縱する安福俱樂部も亦活動を開始し各省に調查委員を派し公認候補者を定めたる上選舉運動宣を興へ新國會に絕對多數を占めんと努力しつゝあり研究會（進步黨）は最初新國會に對する態度を聞明せざりしが安福俱樂部の活動に對し聞隣するを許さず最近某方面と聯絡成り前參議員議長王家襄氏も選舉運動を開始する必要を唱へ有力なる黨員藍公武、資耀華氏等を各省に派遣し積極的方針を採るに決せり國民黨側は舊國會恢復を固執する立場にある爲め新國會選舉運動を爲す能はず政學會の首領谷鍾秀氏は中央選舉會の有資格者に指名されしも之が取消を要求せり若し現在の狀況にて新國會成立せば民黨は議會に立脚地を失ふに至らん而して安福俱樂部は徐樹錚氏を總統に馮國璋氏を副總統に推し研究會は馮總統再選を標榜し居れり。（廿六日、日日）

▲段總長辭任（北京特電廿六日發）陸軍總長段芝貴氏は日頃にて段總理に辭職を申請したるが段總理は慰留に努めつゝあり段芝貴氏は就任以來自派の軍人のみ厚しとして出征將帥の間に不平の聲昂まれると昨今又復出征軍隊中に非戰論起り制御し難き形勢を示せる爲め辭意を決したるなりと。（廿八日、日日）

▲漢口會議に代表派遣（上海特電廿七日發）徐樹錚氏は漢口より浙江督軍楊善德氏及び上海護軍使盧永祥氏に宛て漢口にて軍事上の會議開催に付き代表を送られたしと通告せり仍つて浙江督軍は其副官長を、盧護軍使は其參謀をして漢口に派し會議に列席せしむ。（廿八日、時事）

▲衡州以北通運安全（漢口特電二十七日發）衡州の消息に據れば目下衡州以北の河筋は北軍の手に歸し物產の運搬安全なり吳佩孚氏は捕虜に對

費を與へ皆歸鄉せしめ農民を軍事に徵發するを禁じ內外人の保護に努め人望非常にあり米の植付八割に至ると。（廿八日、時事）

▲田應詔軍敗走す　（漢口特電廿五日發）馮玉祥は豐縣の東に於て田應詔の兵と戰ひ二十日田の兵安福方面に敗走せるが貴州軍一箇混成旅は辰州に侵入せり。（廿八日、時事）

▲初選者休戰運動　（上海特電二十八日發）當地方の新國會衆議院初選當選者六十八名は今日各省縣衆議院初選當選者に對し左の如く通告せり。

國內の戰鬪止まず國民何の心か選擧せん同人等中央並に西南の双方に停戰を請はんとす然らざれば辭して當選權を放棄し決して復選に際して投票せず救民の責任は選擧の權に先だつ若し同情を表せば通知ありたし。

（廿九日、時事）

▲議和不能に非ず　（二十八日北京特派員發）陸榮廷は廿七日總統府に打電して曰く國事危く外交緊迫し大に講ずべき秋なり西南の擧義は護法を目的とす此目的たる稍達せば吾人の地位は問ふ所にあらずと。（廿九日、朝日）

▲海軍の歸順條件　（北京特電廿七日發）上海海軍總司令藍建樞氏は政府に對し廣東獨立艦隊は中央が現在不拂となり居れる五箇月分の軍費を負擔するに於ては南方と關係を絕ち歸順すべしとの密電を寄せ來れる旨打電せり。（廿九日、日日）

▲曹錕又復歸省を乞ふ　（二十八日北京特派員發）第一路司令曹錕は二十七日病の爲め休暇を得て直隸省に歸らん事を請ひ來れり馮總統は二十七日慰問使且醫師を送りたり直隸に歸る勿れと悟さしむといふ。（廿九日、朝日）

▲葉荃氏新任　（重慶特電廿七日發）曩に袁天才援救の爲歸州に至りたる援岳第二路總司令葉荃氏は雲南督軍唐繼堯氏より奉節縣、萬縣總司令に任命され暫く平靜を保つ事となれり。（廿九日、日日）

▲六督軍平和主張　（二十八日漢口特派員發）第一路總司令官曹錕湖北督軍王占元、第二路總司令官張懷芝及び江蘇督軍李純江西督軍陳光遠河南督軍趙倜の六督軍は二十七日附連名にて北京に打電し外交問題漸く急を告げ西南亦平和を希望するを以て政府も亦平和解決の方針に出づべく同室鉾を執り外傳說に乘ずるは國家の幸福にあらずと警告し大に平和說を主張せり。（卅日、朝日）

▲湖南の選擧は不可能　（二十八日北京特派員發）徐樹錚は前線の士氣を鼓舞する外湖南に於ける新國會議員選擧狀況視察に赴きしものなるが湖南の選擧は到底不可能なりと云ふ。（卅日、朝日）

▲南軍永興に退く　（漢口特電二十八日發）北軍左翼張學顏は二十二日攸縣より進みて第三師と合し南軍は永興に退く徐樹錚は二十六日株烈臣及び奉天參謀長楊宇霆と共に汽車にて長沙に向ふ。（卅日、時事）

▲四川侵入軍敗退す　（漢口特電二十九日發）二十三日四川に侵入せる李炳之の軍は巫山にて顧品珍及び貴州の王文華の兵に包圍せられ多大の損失を被りて退却せり。（卅日、時事）

▲巡洋艦廣海竇却　（二十八日北京特派員發）廣東政府は軍費調達の爲め巡洋艦廣海を賣却せんとしつゝあり廣東人は事情已むなくば地方に賣り日本人には賣るべからずと主張し居れりと。（卅日、朝日）

▲馮氏陸榮廷に返電　（北京特電二十九日發）馮大總統は陸榮廷氏の南北和議勸說の電報に對し左の如く打電せり。

中央政府は決して戰爭の延長を希望するにあらず本大總統の觀る處に據れば若し西南諸省果して能く中央政府に對し服從するに於ては南北紛爭は立所に消滅するに難からざる可しと。（三十一日、時事）

▲李純に盡力を促す　（北京特電廿九日發）岑春煊、陸榮廷の兩氏は連名して江蘇督軍李純氏に南北講和問題に就き左の如く電報し來れり

貴下は義に憫隣の心を以て和平を提唱し全國人民の囑望する所なり然るに近日口を噤みて和議の成立に奔走せざるは賢者初志を貫徹するの途に反す吾等は貴下自から中堅となり再び南北和議の促進に盡力せんことを希望すと。（三十一日、時事）

▲李純唱に應せず　（上海特電三十日發）岑春煊陸榮廷氏等は當地にある李純氏に對し其南北調停の任に當らんことを求めたるに李純氏は義に於て議を提議せし際に各方面より責められたれど議和の主張は之を枉げず左れど

各方面其覺悟を爲さゞるまでは和を言はず未だ其覺悟なきもの二氏あり此人覺悟の上始めて時局に轉機ある可しと云へりとの說あり其所謂未だ覺悟せざる人とは徐樹錚氏等を指すものなりと云ふ。（卅一日、時事）

▲曹錕總司令部全部引揚　（二十九日漢口特派員發）曹錕の北上は當地の總司令部全隊を引揚げ歸れるものにして專使重要部員五十名衛隊三中隊を引率し特別列車にて直に天津に向へり右は讓て奉天軍と交代して直隸軍を休養せしめんとの要求を實行せんが爲にして何等北京政府の訓電に接したるものにあらずと。（卅一日、朝日）

▲政務局新設　（香港特電卅日發）改造後の軍政府事務を處理せん爲新に政務局を設置し伍廷芳、林葆懌兩氏は軍政府行政長官の職務を執るの理由を公布し其他の政務總裁に選擧せられたる人々に對して其承諾を求めたり。（卅一日、日日）

▲陸氏總裁辭退　（香港特電廿九日發）陸榮廷氏は今回改造せられたる軍政府の政務總裁となるの意思なき旨聲明したるを以て南方有力者は楊永泰氏を南寧に派して就任を慫慂せしめたり。（卅一日、日日）

▲廣西軍出征　（香港特電卅日發）陸榮廷氏は湖南救援の爲廣西軍入個大隊に出征を命じたり。（卅一日、日日）

▲孫逸仙陳炯明を訪ふ　（二十九日北京特派員發）汕頭に到着せる孫逸仙は陳炯明に會見の爲二十七日三河に向け出發せり。（三十一日、朝日）

▲廣東軍の侵入　（北京特電廿九日發）陳炯明氏の報告に依れば南軍は一萬以上に達せり雲南軍の主力は潮州府及饒平縣（廣東）を守備し許崇智氏の率ゆる廣東軍は黃岡鎭を警戒し既に龍巖に侵入し汀平縣、上杭縣（福建）を占領して永定縣に進擊中なり陳炯明氏も三河に在り。（卅一日、日日）

財政關係

▲山東省借款否認　（濟南特電十五日發）英米煙草會社は山東省に於ける栽培權を擔保として山東省政府との間に三百萬元の借款を締結せりとの風說盛なるも山東省當局及び當地英國領事は我官廳に對し事實を否認せり。（十六日、時事）

▲山東借款成立を嫉視す　（奉天特電十四日發）山東沿線二十箇所に煙草工場を有し山東の煙草主產地に獨占的勢力を築きつゝある英米トラストと山東財政廳との間に三百萬圓の借款成立の報ありてより天津に在留せる獨人の嫉視甚だしく暗に金錢を散布し附近の支那人間に反英排米の氣勢を揚ぐるに努め一面英米の野心を說き一面日本を賞揚しつゝあり獨人の心理を遺憾なく發揮せるものにて注目の價値あり。（十六日、時事）

▲俸給の一部に公債交付　（十六日北京特派員發）財政部は財政困難と七年公債の實行頗る不良なる等に依り來月より官吏に對する俸給の一部を七年公債にて渡す事となれりと月俸五十元以上の者のみに對しては一割を百元以上の者には二割を二百元以上の者には三割を三百元以上は四割を五百元以上は五割を天々公債にて支拂ふべし。（十七日、朝日）

▲香港支那銀行支拂停止　（十七日香港特派員發）十七日香港に在る支那銀行支店は門戶を閉鎖し支拂ひを停止せり門前の揭示に依れば右は北京の本店が一時休業することとなれる結果其副合に基きたるものなりと當局は直に官吏を派し之が取調を爲したるに右銀行の紙幣市場に流通するもの二百萬元の額に達せるを發見したり當局は之が應急策として百萬元を財政部より更に百萬元を鹽務署より引出し萬一の場合に備へたるが紙幣は一割下落せり該銀行休止の報は盛東市場に多大の影響を及ぼせりと。（十七日、朝日）

▲製造工業課稅の議　（奉天特電十五日發）奉天財政廳は張督軍の命にて財政の窮乏を救はんが爲め製造工業稅を課するに決し商務總會に諮詢せしも同會にては協議の結果、同課稅は製造工業界の發達に障害あり特に現在に於てすら課稅重きに過ぐと反對せしより張督軍は大に怒り即日商務總會會記長盧氏を捕へ拘禁せり。（十七日、時事）

▲山東省借款問題　（北京特電十七日發）英米煙草トラストコンパニーは山東省に於ける鐵路擴張の爲め山東省財政廳長安福倉氏を通じ該山東督軍との間に左の如き條件を以て借款契約を締結せんことを提言せり（一）借款額三百萬元（二）擔保山東省の酒煙草稅（三）英米煙草會社の商品に對して特に

減稅することゝ爲ほ同社北支那課長グレゴリー氏は手數料として三十萬元を安藤實氏に交付すると同時に北京政府に對し右借款契約認可の運動を開始せり

終るに中日實業會社は昨夜山東督軍張宗昌芝氏に對し日本金百五十圓を山東省內實業調査費として貸與し右の資金を以て調査せる事業に就き將來借款の必要を生ぜし場合には中日實業會社は優先權を有する旨を契約しあり右に就き日本側は取り敢ず財政總長曹汝霖氏に對し來支借款の使途其他に就き質問せる所曹總長は山東財政廳長は右に就き未だ申請し來らずと云へり。

（十八日、時事）

▲電信借款の用途　（十六日北京特派員發）　電信借款の日本銀二千萬圓は調印の翌日即ち五月一日東京に於て全額の引渡を了し支那政府より改めて滿業銀行に預金したる形式となり居れるが調印前既に三百萬圓の前借にして財政部は勝手に小切手を以て引出せり目下一千三百萬圓殘り居れるが交通部にては電信擴張費に是非共一千萬元を要するを以て殘額全部を軍費に充當する事は交通部に於て許さゞる所なるべしと某當事者は云へり。

（十八日、朝日）

▲財政の現狀說明　（北京特電十七日發）　財政總長曹汝霖氏は十六日國務會議の席上財政の現狀を詳細に說明したり　南方討伐軍司令官等より續りに軍費を要求し來れども　從來中央政府の經常收入たる海關收入及び鹽稅剩餘金に依るの外は主として外債を利用し　居る次第なるが今後討伐を續行する以上は到底斯くの如き姑息の財政策に據るを得ざる可しとの　意見を述べたるが之に對し各國務員何れも意見を述べずして　散會せり曹總長の說明は今や外國の力を借るにあらずんば　中央政府は大に財政窮乏の現實曝露を敢てする外なきを語るものにあらずやと觀測し居れり。（十九日、時事）

▲地方債發行申請　（北京特電十九日發）　湘鄂督軍李厚基は中央政府より援助の送金なきを以て此の程左の條件を以て地方債發行の許可を申請し來れり。

一、募集額百萬元

二、發行價格百元に付九十五元

三、利子年六分

四、擔保水亭及び廈門の鹽金稅

五、償還方法二年後より抽籤元利償還を開始し五年間にて償還を完了す。

（廿日、時事）

▲兩湖用軍票の發行　（漢口特電廿日發）　政府は湖南湖北に通用す可き軍票を中國交通兩銀行支店より發行す　其兌換は漢口にて之をなすことせり。（廿一日、時事）

▲地租全免請願　（漢口特電廿日發）　湖南省議會は戰爭の被害多きを理由とし本年度の地租を全免せんことを請願せり。（廿二日、日日）

▲紙幣流通强制　（長沙特電廿二日發）　湖南全省に流通せる紙幣の大半は湖南銀行の發行に係るものなるが同行が南軍の掠奪を被りて以來信用地に墜ち督軍は盛んに命令を發して　流通を强制するも市民は之を受取るを欲せざるを以て紙幣受取を拒絕するものを逮捕して　嚴罰に處せんとする形勢あり市內の店舖は一齊に業を罷め中には商品を荷造して　漢口、上海方面に向ふもの少からず商務總會は口を極めて　事情を陳述するも督軍は徒に安民の布告を連發するのみにて救濟するの能力なく大借款を起さずんば　救濟は到底不可能なるべし。（廿四日、日日）

▲賣艦金の用途　（香港特電廿三日發）　廣東政府が賣却せる軍艦廣海號（四八五〇噸）の賣却金は銀行兌換券の市價維持の目的に供せらるべしと。

（廿四日、日日）

▲水口山鑛務所　（長沙特電廿五日發）　水口山鑛務所は經費愈不足を告げ米國のみにて既に十五萬圓の債務あり　其發行の紙幣又信用を失ひ工夫の賃金不拂二箇月に及び窮迫其極に達せり。（廿七日、日日）

▲軍器借款交涉　（北京特電廿九日發）　支那政府は四國銀行團に對し鹽稅剩餘金を擔保として百萬元の軍器借款借入を交涉中なり。（卅一日、日日）

▲善後借款を渡さず　（上海特電三十一日發）　北京よりの消息に據れば四國銀行團は支那國家を統一せざる間は絕對に善後借款を支那に交付せずとの意を發せりと云ふ。（卅一日、時事）

經濟關係及其他

▲岳、長間鐵道全通　（十六日漢口來電）　當地より岳州を經て長沙に到る鐵道は既に全通し武昌及長沙間の軍用列車は既に往復し居るも普通客車は岳州止りにて岳州長沙間の乘車切符は未だ發賣されず。（十八日、日日）

▲黑龍江解氷　（十六日發石田事務代理）　黑龍江解氷し十五日ハバロフスクより第一郵船到着せり。（十八日、日日）

▲湖南饑饉を免れじ　（漢口特電十八日發）　湖南各地の報告を綜合するに人夫徵發と避難とにより農夫離散し稻の植付を爲せしは多くも六割に過ぎず米の大產地たる湖南は明年は饑饉を免かれざらん湖南へ輸入の貨物は汽船毎に漢口上海に積返され居れり。（十九日、時事）

▲鞍山站の發展　（二十日遼陽特派員發）　鞍山製鐵所及び之に關する諸工場勃興し昨年迄一木石なかりし同地は今や邦人二千五百人支那人一萬五千人と註せられ尙日に日に增加しつゝあり熔鑛爐火入を十月一日に行はんと極力工事を急ぎ居れり附屬市街地貸付開始以來申込者四百名ありしも歐米工業都市を模倣せしむる建築規定にて嚴重なる爲め昨今工費騰貴の折柄氣乘り薄く假契約を締結せるもの二百四十件のみ一方支那人市街は非常の勢ひを以て發達しつゝあり。（廿二日、朝日）

▲四川產繭市況　（五月廿一日成都來電）　四川產繭は昨今出廻期なる處戰亂と土匪との爲め交通杜絕し居るより買手尠く當地昨年の相場一斤（百六十匁）八九百文銀一弗は千七百文換なりしもの本年は一斤五百文大銀一弗は二千文換に下落し買手は運輸不便危險多きを理由とし三百文臺を唱へ居れり。（廿二日、朝日）

▲新茶收穫不況　（二十二日漢口特派員發）　湖南湖北は目下新茶期に入れるも原產各地兵亂の爲收穫乏しく今年は新茶製造全く駄目となり未だ新茶の市場に現るゝものなし。（廿四日、朝日）

▲大連豆粕紛議　（二十四日大連特派員發）　大連に於ける豆粕は積取船腹不足の結果輸出檢查合格品收容の埠頭聯合保管倉庫は收容力を五百五十萬枚に增加せるも今後の製產品に對し收容能力なく爲めに野積保管を唱へらるゝに至れるが豆粕の野積は損失多く輸出品の聲價を墜す處あれば取引人組合に於て其採否に就き昨今頻に協議しつゝある も賣方たる輸出商側は之を拒み賣方たる製產商側は之を主張し容易に讓らず賣方大手筋小寺洋行は手持品の保管に堪へ切れず積取船萬世丸の入港を幸ひに七萬枚を無檢查にて積込み二十三日神戶檢濱に向け轉出せり是れ賣方自ら輸出檢查制度を破るものにして紛議を惹起し居れり抑も其製產過剩は油房聯合會が豆粕相場安値の時は自ら製造高を制限し高値の時は極力製造し然も多くの場合賣方に立つて人爲的に相場を高下する自由を揚り近頃の高値に乘じ奇利を博せんとして濫造を行ひ又多數の先物を賣込みたる結果なれば今次の豆粕戰紛糾に於て此關係を知らざるものは買方の買煽りを非難すれども此邊の消息並に內地其他需要地に於ける需給關係に通ずるものは寧ろ之に同情し油房側の橫暴を憎みつゝあり。（廿六日、朝日）

▲一萬三千避難　（二十四日漢口特派員發）　過般來湖南避難民の來漢する者既に一萬三四千人に達せるが當地湖南會館にては之が救濟應分方法を講じつつあり。（廿六日、朝日）

▲滿鮮兩鐵經濟統一　（二十六日大連特派員發）　現在滿鐵の朝鮮鐵道委託經營形式は實行後約一年の經驗あるにも拘らず經濟關係全然獨立せるを以て事務及び業務上の一致を缺き年を經るも統一の實を擧ぐる能はず故に此形式を改めて滿鐵の請負經營とし滿鐵は國有鐵道の總資金に對し每年の利益金中より一定の歩合を納め鐵道の建設改良及び警衞を兩鐵道一經濟の下に置きこれを統一せんとするの議熱し目下朝鮮總督府、關東都督府、滿鐵間に協議進行しつゝあり。（廿六日、朝日）

▲長沙の洪水　（長沙特電廿六日發）　長沙城外の浸水八尺に達し上流よりの溺死體續々漂着しつゝあり

▲同別報　湘江は連日の降雨の爲め增水し廿四日夕方より長沙城外沿岸一帶に氾濫し廿五日朝に至りては西門外方面本邦人の商店の大部分も亦浸水を受け船にて交通を保ち居れり　浸水は緩慢なるを以て人命には危險なきのみな

らず財産にも大なる損害なき見込なり領事館構内も船にて交通し浸水は床下に達せんとし尚一時間一寸内外づゝ増水しつゝあり。（二十八日、日日）

▲湖南方面全く荒廃（漢口特電廿八日發）湖南の最も繁盛なる街道たる寶慶湘潭間を旅行せし人の報告に據れば全く沙漠を行くが如く假令米を携へ行くも之を炊ぐの家無し永豊の如き大市場にても米を購ふこと能はず。（廿九日、時事）

▲廣東省の大雨（二十九日廣東特派員發）廣東省にては連日の降雨にて四江、北江共に三呎乃至十呎増水し佛山にては三四呎増水せり。（卅一日、日日）

寄贈交換書目錄

四日市商業統計一斑	四日市商業會議所		
日本及日本人	政教社		
新著書	丸善株式會社		
特許公報	其		
水交社記事	大坂商業會議所		
貿易通報	特許局		
實用新案公報	外務省通商局		
通商公報	工業・教育會		
工場法雜誌	其		
國際法外交雜誌	丸善株式會社		
地學雜誌	特許局		
學鑑	其		
商標公報	興亞技術同志會		
四日市商業統計月報	東洋協會		
大陸公報	山林局		
東洋時報	農商務省		
山林公報	奉天商業會議所		
月東時報	茂生洋行		
遼政經濟時報	其		
財政經濟時報	政教社		
日本及日本人	大日本水產會		
滿蒙經濟研究彙報	中地學會		
大連港貿易年報	黑龍會		
上海日本人實業協會報告	其		
經濟資料	外務省商品陳列館發行		
朝鮮總督府統計年報	京都帝國大學法學會		
水產界	其		
地學雜誌	大連商業會議所		
東亞經濟時報	上海日本人實業協會		
商工會議所時報	東亞經濟調查局		
京都法學會雜誌	朝鮮總督府		
東方時論	大日本水產會		
大陸	中地學會		
	黑龍會		
	其		
	外務省商品陳列館發行		
	京都帝國大學法學會		
	其		

七三一號	
自二七八號至二八一號	
自四號至五號	
一三一號	
自四七八號至四八三號	
自五一八號至五二四號	
十五號	
八號	
三五三號	
五號	
自四二〇號至四二一號	
一〇〇號	
二三六號	
五號	
六六號	
六號	
七三二號	
二八號	
大正六年	
三二〇號	
六號	
大正五年	
四二九號	
九五五號	
六號	
六號	
六號	
六號	

會報

東亞同文會春季大會

東亞同文會は五月十四日午後六時より華族會館に於て春季大會を開けり鍋島會長病氣缺席福島副會長旅行不在中なるを以て評議員津輕伯爵臨時會長代理として開會の辭を述べ次て議事に入り會長相談役、評議員、會計監督、幹事長（副會長は改選期にあらず）の改選を行ひ滿場異議なく全部重任を可決し更に評議員として公爵近衛文麿、子爵本野一郎、男爵小澤武雄、宮島大八四氏を、幹事として一宮房次郎氏を新に推薦し之に加へたり其れより小川幹事長昨秋季大會以後の日支兩方面に於ける事業に付報告する處あり午後六時四十分閉會を宣したり休憩中幹事柏原文太郎氏の日支協約に關し支那留學生歸國に關する眞相の談話あり夫れより別室に於て支那公使館員を招待し晩餐會を開き主客歡談裡午後九時散會したり

當日大會速記錄竝に出席會員氏名及改選役員氏名左の如し。

東亞同文會春季大會速記錄

大正七年度六月十四日午後六時開會

○幹事長（小川平吉君）それではまだ出席の御通知の方が七八人も御入來になりませんけれども、餘り時刻が遲くなりますから開會を致します、今日は鍋島會長が是非御出席になる筈でございましたが、何分まだ病氣が讓定の通り御全快になりませぬ、どうしても出席せられぬと云ふことであります、就きましては何時も會長が大會の席の會長を務められますのでありますが、今日は御缺席でございますから、此大會の會長として津輕伯に會長と願ひたいと思ひますが、どうぞ御贊成を願ひたうございます。

（「贊成」と呼ぶ者あり）

○幹事長（小川平吉君）それではどうぞ津輕さん……

○會長（伯爵津輕英麿君）それでは鍋島會長が御病氣で御缺席になりました爲に私が會長の席に着くやうにと云ふことで皆さんの御同意を得ましたから……それでは例に依りまして會長の選擧を致します、會長が丁度任期が參りましたので……

○會長（津輕英麿君）どうですか私が甚だ僭越でありますが、現任の會長に御重任になることを希望致しますが、御異議がなければ投票を御省きになつて御重任のことに致したい、甚だ僭越でございますけれども諸君の御考は如何でせうか。

（「贊成」と呼ぶ者あり）

○會長（伯爵津輕英麿君）御異議がなければそれに決します、それから其次に相談役、評議員、會計監督、幹事長幹事の選擧を毎年大會に於て行ふことになつて居りますので、是から其選擧を致します、是は會則第六條に依りまして會長が指名することになつて居りますから私が指名致します、相談役、評議員、會計監督、幹事長、幹事は皆從前通りに重任して戴くことに

致したいと存じます、尚ほ其外に評議員を致しまして左の諸君を追加致したいですから、皆さんの御同意を得たいと存じます、其諸君は

公爵近衛文麿君、子爵本野一郎君、男爵小澤武雄君、宮島大八君

此四名でございます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○會長（伯爵津輕英麿君）　尚幹事を一名増すことに致しまして、それには一ノ宮房次郎君を御願ひ致したいと存じます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○會長（伯爵津輕英麿君）　それでは相談役始め役員の選擧に付きまして御異議がなければ、唯今申上げた通りに決したいと存じます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○會長（伯爵津輕英麿君）　次に小川幹事長から事業の報告を致します。

○幹事長（小川平吉君）　それでは例に依りまして事業の概略を御報告申上げます、昨年秋季大會以後新入會員二名、死亡五名ございます、差引三名の減數になって居りまして、現在の會員總數は二千四百二十一人と云ふことになって居ります。

今日殊に御報告を申上げますることは既に先般新聞紙に於て大體御承知のことゝ考へて居りますが、前年來段々計畫を致して居りました事業の中上海の同文書院の擴張、調査編纂部の擴張、並に支那の内地旅行調査是等に對する所の費用の補助を政府に要求致しました、此補助が政府よりして第四十四回帝國議會に提案せられまして可決になりました、其事業の要領を申上げますれば、第一此上海に於ける東亞同文書院は今日迄は御承知の通り毎年一百名の學生を募集致しまして而して三年を以て卒業致して居ります、然るに今回更に此上に七十名の學生を増加致すことに致しました、來年度より總計百七十名づゝの生徒を入學せしむることに致しました、それから又別に上海に於て支那人の學生を收容致しまして實業教育を授けることに致しました、修業年限を四ヶ年と致しまして毎年五十名の支那學生を募集致すことに計畫致しました、調査編纂部は是まで既に御承知の通りの事柄でありまして、之を更に擴張致して必要なる調査並に編纂の事業を擴張すると云ふ次第であります、内地旅行調査のことも是まで種々苦心致しまして、或は臨時寄附金若くは補助金等を仰いで長い間繼續致して居りましたが、幸に今日は此支那内地旅行の調査に對して政府の補助を得ることになった次第であります、先般帝國議會を通過致したる金額は總計五十八萬二千百八十圓であります、其中大正七年度に屬する分が三十五萬一千二百圓でございまして、此内東亞同文書院の擴張増設費、即ち日本人の學生を上海に於て教育致します爲の學校取擴げに要する土地買收費、並に校舍の新築費諸般の必要なる設備を爲す大體の費用が十八萬八千五百九十圓、是は幸に今日の同文書院の隣接地を買收することが出來るやうな關係でございまして、既に先般來買收に着手して居りまして土地の買收は略々終りましたことであらうと考へます、此總ての費用が十八萬八千五百九十圓、それから支那人の附屬學校の増設費が八萬五千七百五十圓、是が臨時費でございまして經常費として七萬六千九百六十圓、是は大正七年度よりして年々政府の補助を受けることになって居ります、總算は御承知の通り大正八年度九年度十年度と七年度より十年度まで四ヶ年になって居ります、是は無論大正十年度に至って繼續することの意味合に於て話は出來て居るのであります、財政計畫の都合上並に四ヶ年だけを現はしたと云ふことに過ぎないのでありまして四ヶ年で打切ると云ふ意味ではありませぬ、此七萬六千九百六十圓の……中東亞同文書院の擴張費が二萬一千四百八十圓、附屬支那人學校の經費が二萬四千四百八十圓、それから支那の内地旅行費が二萬圓、調査編纂の擴張費が一萬一千圓、斯樣に相成って居ります、此毎年度日本人の學生七十人の多數を收容致しまして之に對する經常費が僅に二萬一千四百八十圓で濟みますのは、御承知の通り矢張り此學生は總て縣費を以て縣よりして學費を出して貰ひますので、大體は學費を以て費用を支辨するので補助として是だけの金がありますれば七十人の生徒を收容することが出來ることになって居ります、で詰り是だけの補助を受けることになりました次第で、誠に會員諸君並に會員外に於ける賛成者諸君の御盡力に依って鳥樣な好結果を發しましたのは本會の爲に御同慶に堪へざることゝ考へます、尚此外にも數年前より計畫を致しました事柄もございます、昨年は種々行違ひがございまして之を實行することが出來ませなんだが、今年度に於て其計畫を發表して御報告をすることが出來るやうになるかと考

へて居ります、種々唯今苦心致して居る次第であります。

次に御報告申上げますることは基本金のことであります、前年秋季大會御報告以後受領致したる基本金は三萬五千九百五十圓、それから現在申込を受けてまだ受領致しませぬ分が二萬三千百五十圓、それから秋季大會に於て御報告を申上げた通り既に受領致しました分が十九萬三千圓、即ち既に受領致しました分は合せて二十二萬八千九百五十圓でございます、まだ受領せぬ分が二萬三千百五十圓、受領致しました分は前回御報告申上げたる臺灣銀行の信託預金が十五萬圓、當座預金が二萬圓、橫濱銀行へ一萬圓、正金銀行、定期預金三萬一千圓、住友銀行の當座預金に二萬五千九百五十圓等う云ふ風に各銀行に預けになつて居ります、其寄附者の姓名等は此所に詳しく表が出來て居りますから御希望の御方は後に御覽を願ひます。

それから調査編纂部の概況を申上げます、調査編纂部に於て昨年の秋季大會以後新しく刊行致しましたものはまだございませぬ、ございませぬが、唯今計畫中にして本年度に出版すべきものは第三回支那年鑑、再製支那全圖、支那の鑛山、支那の鐵道、支那の銀行、支那法令集、支那に於ける外國人の企業及制度、支那の憲法、是等の種類を出版する計畫を致して居ります、又既に出版を致して居りまする書物、支那の工業、支那年鑑、是等の出版物は何れも非常なる歡迎を受けまして發賣部數も豫定より餘程多くなつて居る次第であります、それから此維誌支那の如きは格別申上げることもございませぬから省略致します、それから支那省別全誌、省別全誌は秋季大會以後矢張り著々事業進行致しまして既に第十二卷まで脫稿致しまして、唯今第十三卷の編纂に從事して居ります、但し唯今印刷を致して居りまするものは第八卷と第九卷の二ツでございます、第八卷の如きは既に三月五日全部校正を了しましたけれども、印刷の都合に依りまして、印刷所が中々繁忙の爲に運びませぬので遲延致して居りますが、本月の末には第八卷第九卷共に出來上る見込でございます、編纂の方はずつと進みまして先刻申上げますやうに十二卷は既に脫稿して唯今十三卷を致して居ると云ふやうな都合であります、尙此支那省別全誌の需要者が續々とございますので再版を致すことになつて居りまして、三月上旬に既に第一卷を完成する豫定でございましたが、前申上げまするやうな印刷の方の手違れの爲に段々延引して居ります、併しながら今後は初版と再版と共に每月發行致して行く考でございます、是は各省別々になつて居りますから再版の分は順序を問はず出版することが出來ますので、初版再版と同じにして部數を增加して印刷を致して行くと云ふ都合になつて居ります。

次は東京同文書院並に目白中學校、是も別段變つたこともございませぬ、目白中學校は唯今の所學生總數四百八十三人ございます、前年の今月に比べますと四十八人の生徒の增加でございます、又本年度の卒業生は七十名でございます、前年度の四十八名の卒業生に比して二十七名の增加になつて居ります、入學志願者の數も百五十一名ございまして、前年度に比較しますれば十六名の增加になつて居ります、東京同文書院、即ち支那學生の方の現狀は第一班が目下學生十二名、第二班が六名、第三班が五名、第四班が五名、新班が十二名、合計四十名ございます、學生の出身地は廣東省の十二名を主と致しまして、湖北、江西、江蘇、安徽、奉天、福建、浙江吉林等に別れて居ります、其數は昨年の本月に比べると五名程增加致して居ります次第であります、其外細かい統計上のことは全回御報告申上げてありますから此所には省略致して置きます、唯一寸申上げ置きますることは、此數日來支那學生の問題と云ふものも起つて居りますので附加へて申上げて置きますが、東京同文書院の學生は餘り勸誘して居らぬと云ふことでございますか、若し御承知になりたい御方がございますれば丁度唯今柏原副院長が出て居られますから後程此學生の情況を詳しく申上げることに致さうと考へます。

次に上海の同文書院の情況、上海の東亞同文書院の情況も別段變つたことはございませぬ、既に本年の六月には豫定の通り七十餘名の卒業生が出るやうになつて居ります、此七十餘名の卒業生に對しまして目下既に此需要の申込が口數に於て三十四、生徒の數に於て百八十有餘名の需要があつて既に申込になつて居ります、供給は殆ど其需要の半分を充たすことが出來ないと云ふ情況になつて居ります、學校と致しましては此に滿足な次第でございますが、需要を充たすこと出來ませぬのは甚だ遺憾の至りに考へて居ります、それから體育のことは前回にも既に御報告を申上げました通り柔道、劍道、相撲、野球、庭球等も各部出來上りまして、餘々修學の餘

暇修業練磨して居ります、其外に弓術部を設けまして先月其設備を完了致しました、開場式を擧行致し多數の來賓等もありまして頗る盛況を呈しました、開場以來生徒が盛んに弓術をやって居ります、又漕艇會組織して居りましたる短艇部、ボートの方も殆ど出來上らんばかりになって居りまして江上に短艇が活動することも近きにあると考へて居ります、體育の方に付ては右申上まする如く著々其設備を整へて略々完成の域に達する次第でございます、次に衛生の狀態を申します、昨年九月新入學生の着院と共に腸室扶斯、赤痢等が流行致しまして三人程の犧牲者を出しましたことは前回申上げた通りであります、其原因を段々調べて見まして患者の類別表を見ますと云ふと、新入學生の方の罹病率が在來の舊學生の罹病率に對して著しく多いのであります、而して比較しました者は皆全部新入學生でありました、因て此病氣の原因は必しも校内の衛生設備の不完全に歸すべきものでなくして、寧ろ新入學生が上海の土地の氣候風土食物等に慣れないが爲に此害を受けることが甚だしいと云ふことを考へました、因つて十分に此點に付て注意することに致したのでありますが、幸に十一月以降は學生の風土に慣れたと云ふ點もありませうし、又氣候或は其他の關係もあったのでありますが、傳染病も全く其後を斷ちまして今日の所は誠に幸にして病人と云ふものは一人もないと云ふ實に幸福な情況であります、前回御報告申しまする時分には病人が多少あったのでありますが、今日は幸にして病人と稱する者は一人もないと云ふことになって居ります、又南京等に於てペストが發生したと云ふことがあります、又時節柄そうく腳氣等の發生する時候にもなって居ります、是等の點に對しては當局に於て十分に豫防の方法を講じて怠らざる次第であります、學生の現在の總數は三百七名ございまして、其詳しいことは此表に書いてございますから御希望の御方は御覽を願ひます。

次に大正七年度の支那内地調査旅行豫定、是は何時も細かく申上げまするが、甚だ煩はしくなりますから極く概略だけ申上げて置きまするから御希望の方は御覽を願ひたい、第一は陝西四川班と云ふ陝西省と四川省班之を九名、日數八十五日程調査を致します、其細かいことは省略致します、七月一日に上海を出發して九月二十三日に歸院する筈であります、それから兩廣湖南班十名、日數七十日、七月一日上海出發九月八日に上海に歸院する筈であります、次は奉天吉林班九名、日數七十八日、七月一日上海出發九月十六日歸院する筈であります、其次は江西兩湖班十名、日數七十二日七月一日上海發九月十日に歸院する筈であります、其次は安徽河南班、十一名、日數七十日、七月一日出發九月八日歸院、其次は河南山西班十一名、日數五十六日、七月一日上海出發八月二十五日上海へ歸ることになって居ります、其次は江蘇山東班八名、日數六十九日、七月一日上海出發九月六日歸院次に直隸山東班八名、日數六十三日、七月一日出發九月一日歸院、次は京津駐在班六名、日數三十三日、是は旅行日數が十三日滯在日數が二十日、駐在日數が多いのであります、七月一日上海出發八月二日上海に歸ることになって居ります、次は政治科班五名、日數五十三日、是は旅行二十九日滯在二十四日、七月一日上海を出發致しまして八月二十二日歸ることになって居ります、次は農工科第一班四名、日數七十一日、七月一日上海出發十月三十日歸院することになって居ります、其次きは農工科第二班四名、六十八日、七月一日上海出發十月三十日歸院、農工科第三班六名、日數五十八日、七月一日上海出發十月三十日歸院、次が農工科第四班四名、五十二日七月一日上海出發八月二十一日歸ることになって居ります、其經過する所の地方は此所に詳しく書いてありますから添附しておきます、後で御覽を願ひます。

一、大正七年度支那内地調査旅行豫定

○陝西四川班　九名　日數八十五日（行進六十三日　滯在二十二日）

七月一日上海出發、南京、徐州、鄭州、洛陽、觀音堂、潼關、同州、蒲城、富平、三原、西安、鄠、盩、佛平、留壩、漢中、南江、巴中、儀隴、南部、西充、南充、蓬溪、射洪、遂寧、合川、重慶、宜昌、漢口、上海

九月二十三日歸院

○兩廣湖南班　十名　日數七十日（行進五十日　滯在二十日）

七月一日上海出發、香港、北海、雷州、博白、丹埔、蔚林、北流、容、縣、梧州、封川、開建、信都、賀、富川、江華、道、永州、衡州、湘潭

長沙、漢口、上海、九月八日歸院

○奉天吉林班　九名　日數七十八日（行進五十日　滯在二十八日）

七月一日上海出發　大連、奉天、長春、哈爾賓、木蘭、方正、三姓、海林、寧古塔、東京城、哈爾塔、汪清、延吉、琿春、曞城、會寧、龍井村　綱佛寺、延吉、敦化、額穆、吉林、長春、奉天、上海、九月十六日歸院

○江西南湖班　十名　日數七十二日（行進五十一日　滯在二十一日）

七月一日上海出發　九江、南昌、高安、上高、萬載、草鞋、萍鄉、長沙　寧鄉、益陽、龍陽、常德、澧州、公安、沙市、宜昌、當陽、荊門、宜城　襄陽、棗陽、隨縣、應山、廣水、漢口、上海、九月十日歸院

○安徽河南班　十一名　日數七十日（行進四十九日　滯在二十一日）

七月一日上海出發　南京、臨淮關、懷遠、鳳臺、壽、正陽關、三河尖、　洪河口、新蔡、息、正陽、確山、泌陽、源潭、唐、葛野、南陽、南召魯　山、寶豐、郟、臨汝、伊陽、河南、鄭州、北京、天津、上海、九月八日　歸院

○河南山西班　十一名　日數五十六日（行進四十三日　滯在二十六日）

七月一日上海出發　南京、徐州、開封、鄭州、新鄉、輝縣、林縣、涉縣　遼縣、榆社、太谷、榆次、太原、忻縣、崞縣、代縣、山陰、懷仁、大同　張家口、北京、天津、上海、八月廿五日歸院

○江蘇山東班　八名　日數六十九日（行進四十三日　滯在二十六日）

七月一日上海出發　松江、金山、平湖、海鹽、嘉興、平望、南潯、湖州　長興、安吉、孝豐、寧國、廣德、建平、宜城、南陵、繁昌、蕪湖、常塗　和、含山、定遠、蚌埠、濟南、青島、上海、九月六日歸院

○直隸山東班　八名　日數六十三日（行進三十五日　滯在二十八日）

七月一日上海出發　天津、北京、宣化、保安、易、滿城、完、唐、豐陽　行唐、定州、無極、晉州、東鹿、棗強、故城、德州、恩、高唐、博平、　茌平、東阿、長清、濟南、青島、上海、九月一日歸院

○京津駐在班　六名　日數三十三日（行進十三日　滯在二十日）

七月一日上海出發　南京、徐州、開封、鄭州、洛陽、北京、天津、青島　上海、八月二日歸院

○政治科班　五名　日數五十三日（行進二十九日　滯在二十四日）

七月一日上海出發　香港、廣州、韶州、樂昌、宜章郴、永興、衡陽、衡　州、衡山、湘潭、長沙、岳州、漢口、北京、天津、上海、八月廿二日歸院

○農工科第一班　四名　日數七十一日（行進三十八日　滯在三十三日）

七月一日上海出發　大冶、漢口、岳州、長沙、衡山、衡州、郴陽、永州　全州、興安、桂林、陽朔、平樂、昭平、梧州、廣州、香港、上海、九月　九日歸院夫ヨリ實習ニ赴キ十月三十日歸院

○農工科第二班　四名　日數六十八日（行進三十四日　滯在二十四日）

七月一日上海出發　大冶、漢口、岳州、長沙、衡山、衡陽、永興、宜章　樂昌、昭州、英德、清遠、三水、廣東、香港、上海、九月六日歸院夫ヨ　リ更ニ實習ニ赴キ十月三十日歸院

○農工科第三班　六名　日數五十八日（行進二十四日　滯在二十四日）

七月一日上海出發　大冶、漢口、鄭州、洛陽、孟津、孟縣、懷縣、澤州　長治、屯留、沁、大谷、徐溝、太原、井陘、正定、北京、天津、上海八　月二十七日歸院夫ヨリ實習ニ赴キ十月三十日歸院

○農工科第四班　六名　日數五十二日（行進二十七日　滯在二十五日）

七月一日上海出發　南京、九江、南昌、豐城、樟樹鎮、臨口、新喻、分　宜、袁州、萍鄉、醴陵、湘潭、長沙、岳陽、漢口、大冶、漢口、上海八　月二十一日歸院夫ヨリ更ニ實習ニ赴キ十月三十日歸院

以上

大體右の通りでございます、尙御質問等もございますれば申上げます。

○會長（伯爵津輕英麿君）　唯今の事業報告に付て御質問はございませぬか……御質問がございませぬければ次に諸君の中で何か御發議になるやうなこ

出席者氏名

來賓

中華民國公使官參事官　莊　璟珂
同　三等秘書官　郭　左泓
同　武官陸軍少將　岳　開先

會員（イロハ順）

市川誠之　原仁吉
小田切萬壽之助　小川平吉
岡村銳介　岡野增次郎
大石武　河合秋平
柏原文太郎　笠羽清吉
笠島戊太郎　谷森眞男
田中收吉　田代亮介
田鍋安之助　津輕英麿
中村卯八　中村桃太郎
宗方小太郎　山成喬六
山內嵓　山崎長吉
山本市太郎　栃本良男
藤田謙一　小島貞吉
寺中猪介　佐々木安五郎
清浦敬吉　宮島大八
清水籌　森猛熊

伯爵

關菊麿
鈴木誠作

鈴木恭堅

◎改選本會役員氏名（副會長ハ改選期ニアラズ）

會長　侯爵　鍋島直大
副會長　男爵　福島安正
幹事長　小川平吉

幹事（イロハ順）

井手三郎　大內暢三
柏原文太郎　田鍋安之助
江藤哲藏　山內嵓
相談役（イロハ順）　白岩龍平
犬養毅　伊集院彥吉
原敬　大石正已
子爵　加藤高明　子爵　曾我祐準
根津一　子爵　清浦奎吾
男爵　澁澤榮一

評議員

犬養毅　伊集院彥吉
井手三郎　花井卓藏
林民雄　男爵　林權助
濱口雄幸　原敬
早川千吉郎　花田仲之助
侯爵　細川護立　堀啓次郎
頭山滿　公爵　德川慶久

こがございますれば此際願ひます……別に御質問もございませぬければ是で春季大會を終ります。

侯爵　德川賴倫
男爵　東鄉安
　　德富猪一郎
　　大谷嘉兵衛
　　岡崎邦輔
伯爵　正親町實正
　　奧繁三郎
　　小田切萬壽之助
　　加藤正義
　　鎌田榮吉
　　高田早苗
　　田鍋安之助
子爵　曾我祐準
伯爵　津輕英麿
侯爵　鍋島直大
　　中西正樹
　　長島鷲太郎
〃　　中村純九郎
子爵　內田康哉
侯爵　黑田長成
　　倉知鐵吉
　　柳生一義
伯爵　松浦厚
　　藤瀨政次郎
男爵　小松原英太郎

伯爵　德川達孝
　　床次竹二郎
　　大浦兼武
　　大石正巳
　　押川方義
　　大久保利武
　　大島新
男爵　小澤武雄
　　川島浪速
　　門野重九郎
　　竹越與三郎
　　谷森眞男
　　添田飛雄太郎
　　根津一
　　中島眞雄
　　中橋德五郎
　　鍋島桂次郎
　　宗方小太郎
　　野田卯太郎
　　桑田熊藏
伯爵　柳澤保惠
　　山成喬六
子爵　牧野忠篤
男爵　福島安正
　　小山秋作

　　小幡西吉
男爵　近藤廉平
　　小池張造
　　永瀧久吉
男爵　有地品之允
　　淺田德則
男爵　阪谷芳郎
　　坂本金彌
男爵　南岩倉具威
　　水町袈裟六
　　柴四朗
　　元田肇
子爵　本野一郎
　　鈴木梅四郎

會計監督

男爵　森村市左衛門

　　河野廣中
公爵　近衛文麿
　　江口定條
男爵　田健治郎
　　安達謙藏
男爵　齋藤實
　　澤柳政太郎
子爵　清浦奎吾
　　箕浦勝人
　　宮島大八
　　勝田主計
　　本山彥一
　　關直彥
　　杉田定一

前號要目

論說　支那革新難……一―四

資料　民國五年度支那郵政狀況……五―七
　　支那紡績工場一覽表……八―一〇

雜錄　支那の門戸開放政策……一一―一七
　　在上海英國商業會議所の事業……一八―二〇
　　支那の農業（下）……二一―二六
　　支那人の支那政治論……二七―二八
　　四川の開發と鐵道……二九―三〇
　　支那啓發運動……三〇―
　　米使と支那啓發……三〇―三一

彙錄　支那事業界近況……三二―三四

事業界　半月間の支那重要事件……三五―三九

半月史　支那最近時事要項……四〇―四三

時報　支那關係諸報道……四四―六二

支那　第六卷第十二號

大正七年六月十四日印刷
大正七年六月十五日發行

發行兼編輯者　東京市本鄉區渦島天神町二丁目十一番地　清水壽

印刷者　東京市芝區櫻川町二十番地　濱田傳三郎

印刷所　東京市芝區櫻川町二十番地　濱田活版所

發行所　東京市赤坂區溜池町二番地　東亞同文會調查編纂部
　　電話　芝一二一四番
　　振替口座東京九七三〇番

大賣捌所
同　東京市神田區表神保町　東京堂書店
同　東京市京橋區尾張町二ノ二　東海堂
同　東京市京橋區元數寄屋町三ノ七　北隆館
同　東京市神田區南神保町一二　有斐閣
同　東京市京橋區西紺屋町一六　良明堂

每月二回發行	定價	册數	定價	郵稅無料
	一册	二十二册（半年分）	二圓二十五錢	
		二十四册（一年分）	四圓五十錢	

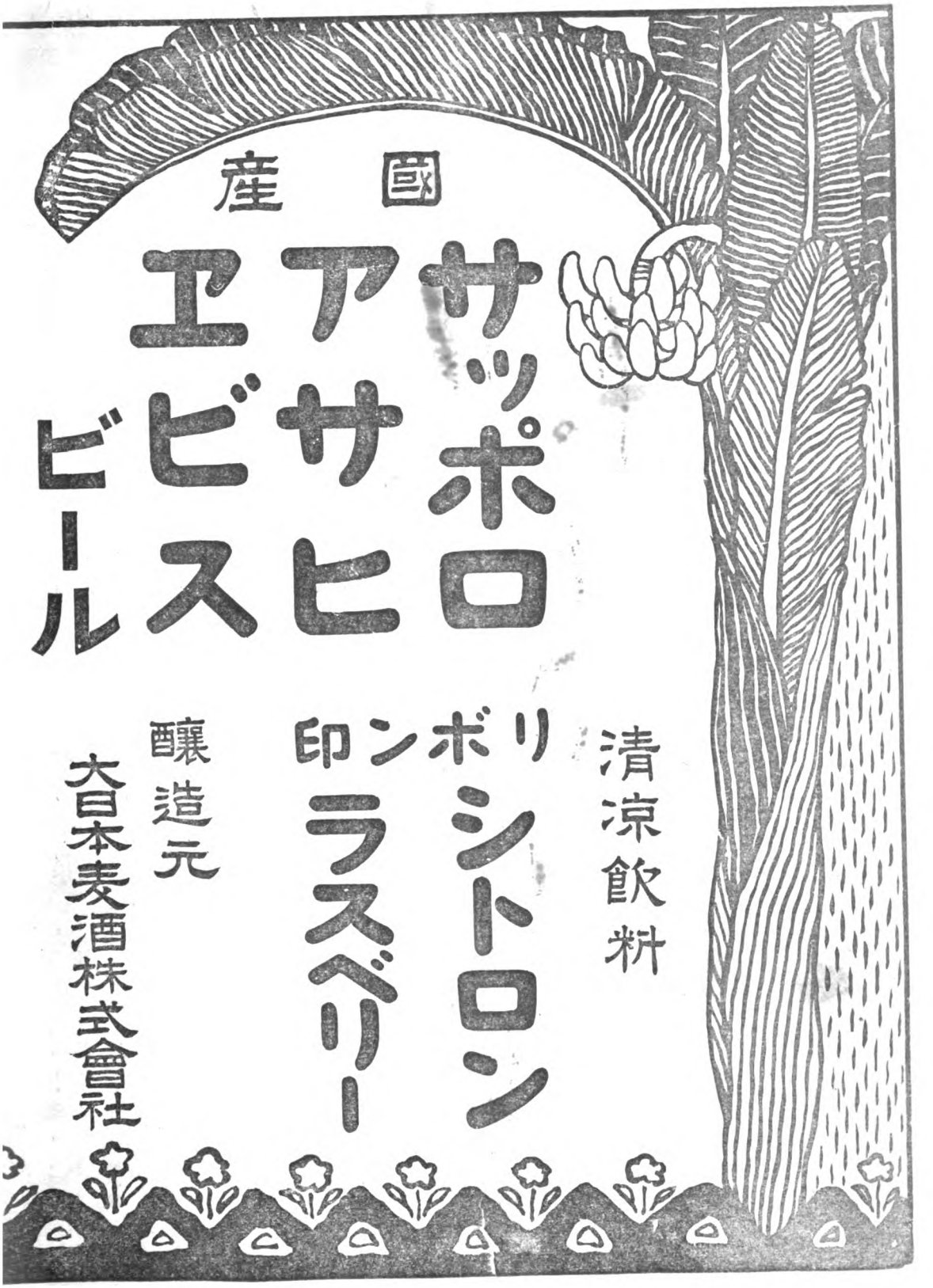
國産
サッポロ
アサヒ
エビス
ビール
清涼飲料
リボン印
シトロン
ラスベリー
醸造元
大日本麦酒株式會社
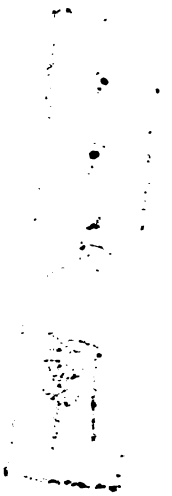
文庫